増補 石子真町史

揮毫　厚真町長　藤原正幸

町　旗

解　説

1. 地色の青緑は、厚真を形成している山林、平野、海を表す。
2. 中心の白い円は、厚真の未来を表わし、赤い紋章は未来への開拓精神を情熱的に表現している。
3. 両側の稲穂は、胆振の穀倉厚真を象徴している。

厚　真　町　民　憲　章

わたくしたちは、勇払原野の風雪に耐え、たくましい精神と遠大な理想をもって、平和と繁栄の道を歩み続ける厚真の町民です。

ここに、わたくしたちの心構えを定めて、誇り高い町づくりに努めます。

1．わたくしたちは、厚真の町民です。
　　自然を愛し、きまりを守り、うるわしい町をつくりましょう。

1．わたくしたちは、厚真の町民です。
　　若人の未来に夢と希望の持てる、明るい町をつくりましょう。

1．わたくしたちは、厚真の町民です。
　　豊かな資源を生かし、産業のさかんな町をつくりましょう。

1．わたくしたちは、厚真の町民です。
　　じょうぶなからだで和を保ち、楽しい町をつくりましょう。

1．わたくしたちは、厚真の町民です。
　　先人の心を心とし、永久に栄える町をつくりましょう。

（昭和45年９月１日制定）

厚真の表徴

厚真の鳥（うぐいす）

厚真の木（こぶし）

厚真の獣（厚真犬）

厚真の花（やまつつじ）

名誉町民

故　亀井喜久太郎

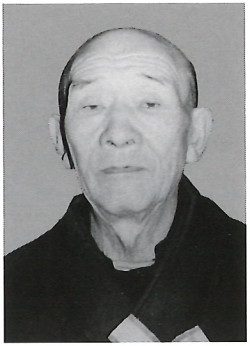

故　里見五佐

谷内信雄

故　井上正則

「厚真町市街地」

「上幌内厚真ダム」

「上厚真市街地」

あつまに集う交流

湯(ゆ～)トピアあつま

『大いなる田園』

あつまスタードーム

厚真町100年記念事業

記念式典

炬火リレー

ＮＨＫのど自慢

町民体育祭炬火台点火

収入役
石山誠一郎

（平成8.12就任
～現在）

助役
安倍利夫

（平成4.9就任
～現在）

町長
藤原正幸

（平成4.7就任
～現在）

「役場庁舎」

副議長
森田定一

議長
木戸俊勝

現厚真町議会議員（平成10・1）

京谷八十八

古川歳雄　沢口伸二　伊藤広志　山田英雄　筒井徳泰　岩倉彰一　森田正司
幅田栄佐久　今村敏郎　森山利勝　森田定一　木戸俊勝　河村忠治　松平　功　岡部　純

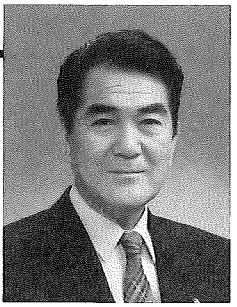

発刊のことば

厚真町長　藤原　正幸

私たちのふるさと厚真町は、明治三十年に苫小牧ほか六カ村戸長役場から分離独立して、平成八年で百年を迎え、二世紀に向かって着実に歩みだしました。

今日の厚真町の隆盛は、厳しい風雪や幾多の困難に耐え、開拓の鋤をふるった先人の血と汗の歴史の上に築かれてきたものであります。私たちは、先人とそれを引き継いできた多くの先輩諸賢の偉大な業績に深く感謝するとともに、かけがえのないふるさと厚真をゆとりと潤いに満ちた魅力ある町として次代へ引き継いでいかなければなりません。

本史は、厚真町一〇〇年記念事業の一環として、先人の歩みと偉業を後世に伝えるため、昭和六十一年に発刊した厚真町史に引き続き、平成八年度までの史実と、その後新たに発掘された新資料を盛り込み「増補　厚真町史」として編さんを進めてまいりました。このたび発刊できますことは、まことに意義深く喜びにたえないところであります。

編さんにあたられた関係者、また貴重な資料を提供してくださいました多くのかたがたに対

し、深く感謝の意を表するものであります。

本史が既刊の「厚真村史」「厚真町史」と合わせ、町民共有の財産となって広く活用され、厚真町の限りない発展と、誇りある明日を築くための糧となることを心から願い、発刊のことばといたします。

平成十年三月

例　言

一、本史は、厚真一〇〇年記念事業の一つとして、厚真町の今日までのあゆみを明らかにすることを旨とした。

一、引用文は、原文のまま掲載したが、読解に難のある個所については、ルビ（ふりがな）を付した。

一、本史の記述は、平成八年度までとした。（ただし、平成九年度も一部掲載した）

一、年代の表記は、元号を用いている。ただし、慶応以前については（　）で西暦を付している。

一、集録人名については、すべて史書の例にならって敬称を略している。

以　上

目次

口　絵
発刊のことば……厚真町長　藤原正幸
例　言
既刊厚真村史・同町史補完

第一編　厚真開村前史

第一章　幕藩時代の蝦夷地

第一節　松前藩と勇払地方……1
(一)　松前藩の商場・運上屋　(二)　商場の交易と鷹打場
(三)　松前・蝦夷地の砂金掘　(四)　東西蝦夷地の交通要衝
第二節　寛文蝦夷の乱と当地方のアイヌ……7
(一)　アイヌ社会と狩猟生活　(二)　和人とアイヌの抗争
(三)　「寛文蝦夷の乱」に蜂起した当地のアイヌ
第三節　蝦夷地国防・開発論……14

(一) 蝦夷地「国防・開発論」と直轄経営　(二) 南部・津軽藩の警備と八王子千人同心子弟移住
第四節　シコツ十六（勇武津）場所と内陸踏査……21
(一) シコツ十六（勇武津）場所・会所　(二) 松浦武四郎　東西蝦夷地「ユウブツ領・安都麻（アツマ）」踏査
第五節　農業の始期……48
(一) 蝦夷地農業の足跡　(二) 厚真周辺の様態
第二章　北海道行政
第一節　北海道の命名……54
第二節　胆振国勇払郡……54
第三節　高知藩時代……56
第四節　勇払郡出張所……58
第三章　勇払郡の村落
第一節　厚真の地名、表記の変り……61
第二節　村落（村落一覧表）……63
第三節　安政五年の住人……65
第四節　明治五年の厚真の住人……67
(一) アツマフト村・シュフン村・チケエヘ村・トンニカ村
(二) 戸長の設置　(三) 伍長制度　(四) 医療（間歇熱の流行）病院
第五節　村落別人口・戸数の推移……76

第四章　行政区画
第一節　大小区画制……92
第二節　町村制の編成……93
第三節　戸長役場……96
(一)戸長　(二)総代人　(三)歴代戸長
(四)苫小牧外一五ヵ村戸長役場から最初に鵡川外七ヵ村分村
第五章　明治初期の税目・財政
第一節　税目……105
第二節　戸長役場協議費……106
第三節　戸長役場町村費……109
第六章　始めの道路事情
第一節　路なき道……110
第二節　五つの道筋……110
(一)日高方面経路　(二)似湾街道（ニナルカ街道）
(三)オイカルマイ道（老軽舞道）　(四)厚真・似湾道路
(五)早来町の源武に通じる道
第三節　道路開鑿……114
(一)道路工事　(二)厚真川渡船場

第七章　鹿の群棲地
第一節　鹿の群棲地……117
(一)　鹿　肉　(二)　鹿肉缶詰所
第八章　駅逓所・郵便
第一節　駅逓所……119
(一)　勇払駅逓所　(二)　厚真の駅逓所
第二節　郵　便……122
(一)　郵便業務
第二編　明治年代の補完
第一章　厚真村の独立
第一節　厚真村の開村……125
(一)　厚真村戸長役場設置　(二)　二級町村制の施行
(三)　役場庁舎の位置
第二節　戸数・人口の推移（寛永・寛文・寛政・文化・安政・明治年代）……139
第二章　総代人・村会議員選挙・財政
第一節　総代人選挙……141
第二節　村会議員選挙……141
第三節　明治三十年以降の村税目・財政……143

(一) 村税目　(二) 一般（特別）会計歳入・歳出決算

第三章　住民の生活

第一節　移住民船賃の割引……151
第二節　初等教育……152
(一) 明治初期の教育　(二) 苫小牧尋常高等小学校振老分校
(三) 尋常小学校補習科　(四) 実業補習学校　(五) 学校校舎に火災保険
第三節　医　療……156
第四節　警察・消防……158
(一) 警察署　(二) 消防組織
第五節　鉄　道……162
(一) 幻となった七つの鉄道計画　(二) 早来・厚真間軌道敷設
(三) 高丘地区に馬車軌道　(四) 日高線
第六節　電信・電話……171
(一) 電信　(二) 電話の始まり

第四章　諸産業の様相

第一節　農　業……172
(一) 入植者が目指した北方稲作　(二) 勇払郡下の入地開墾と農作物収穫状況
(三) 北海道庁「殖民地撰定事業」移民入地　(四) 国有未開地貸下出願による厚真村入地開墾

(五) 厚真村開拓時の農場主　(六) 蝗害（トノサマバッタ）異常発生
(七) フレオイでかんがい用水路開鑿出願　(八) 馬産地でもあった厚真
第二節 林　業……228
(一) 北海道地方費模範林に選ばれる　(二) 室蘭本線で有名となった厚真林産物
第三節 漁　業……232
(一) 鮭・鱒（鰯）の宝庫　(二) 当時の漁業権
第四節 酒造業……244
(一) 勇払酒造株式会社
第五節 鉱　業……246
(一) 石　油　(二) 石油搬出・石油製油所
第三編 大正年代の補完
第一章 行　政
第一節 一級町村制の施行……251
第二節 役場庁舎の位置変更……254
(一) 議事堂　(二) 大正十四年庁舎新築　(三) 元役場敷地処分
第三節 厚真村の戸数・人口の推移（大正年代）……260
第四節 村の概況……261
(一) 大正二・三・四年、五年、十二年

第二章　選挙・各種委員等・財政
第一節　大正時代北海道会議員選挙……274
第二節　村会議員選挙……276
第三節　各種委員等……277
(一)　常設委員　(二)　学務委員　(三)　所得調査委員
(四)　出納臨時検査立会委員
第四節　厚真村功績者表彰規程……283
第五節　大正年代村税目・財政……284
(一)　村税目（大正四年度）　(二)　一級町村制施行時の村予算
(三)　一般会計歳入・歳出決算　(四)　大正七年度地方税納期内収入成績
第三章　住民の生活
第一節　学　校……305
(一)　厚真高等国民学校　(二)　青年訓練所　(三)　広域的教育施設の充実
(四)　第六尋常高等小学校（幌内）校舎増築と村内校下の戸数・人口
第二節　隔離病舎……312
第三節　鉄　道……313
(一)　早来軌道株式会社　(二)　厚真軌道株式会社
(三)　日高線　(四)　旧金山線

第四節　電　気……341
(一)　勇払電燈株式会社
第五節　米価暴騰による救済……351
第六節　帝国在郷軍人会厚真分会……352
第七節　金融機関……355
(一)　北海道拓殖銀行厚真支店　(二)　苫小牧信用金庫厚真支店
第八節　厚真川の改修……356
第四章　諸産業の様相
第一節　厚真村農会の活動状況……361
第二節　災害を救済・営農努力……362
(一)　大正二年「全道大凶作救済と窮民生活」　(二)　厚真村内勧業概況
(三)　開拓途上に役立った林業
第三節　漁　業……370
(一)　魚附林造成ニ関スル件
第四節　鉱　業……370
(一)　石油鉱区　(二)　石炭鉱区　(三)　砂金・砂白金鉱区

第四編　昭和三十年代までの補完
第一章　行　政
第一節　建村記念日……373
第二節　役場職員と分掌事務……374
第三節　厚真村の戸数・人口の推移……382
第二章　選挙・各種委員等
第一節　選　挙……388
(一)　衆議院議員選挙　(二)　参議院議員選挙
(三)　北海道長官・知事選挙　(四)　北海道議会議員選挙
(五)　厚真村長選挙　(六)　厚真村議会議員選挙
第二節　各種委員等……401
(一)　参与制度　(二)　監査委員
第三節　行政事務……404
(一)　昭和四年区長会議　(二)　昭和五年行政事務報告
(三)　昭和六年村内広域部落の適正細分
第三章　財　政
第一節　村税戸数割・税目・賦課率……410
(一)　昭和八年度村特別税戸数割算定方式　(二)　昭和十五年村税税率

(三) 昭和二十一・二十二・二十三年度の村税目
第二節 国・地方・村税納入成績……420
第三節 昭和十五年度納税奨励規程……424
第四節 一般会計歳入・歳出決算……427
第五節 村費補助金等……451
第六節 開始当初の厚真簡易水道料金……454
第四章 教育
第一節 育英資金給付条例……457
第二節 厚真高等学校……457
第三節 昭和初期の小学校学級数等……460
第四節 青年学校……462
第五節 農業青年学校……465
第六節 農業学校設立計画樹立のための調査委員設置……472
第七節 公民館に宿泊設備……473
第八節 昭和二年青年団の状況……476
第五章 住民の生活
第一節 保健・墓地等……478
(一) 昭和十五・十六・十七年保健統計等
(二) 老人へのこまやかな要望

(三) 初期の国民健康保険事業　(四) 墓地・火葬場
第二節　警察・消防……489
(一) 昭和二十年以降の警察制度　(二) 消防組織
(三) 分團ノ数及區域並ニ班別、組織定員　(四) 團員詰所及格納所
(五) 信號所　(六) 機械器具
第三節　郵便・電信・電話……498
(一) 郵便業務　(二) 電信　(三) 電話
第四節　大政翼賛会……503
第五節　太平洋戦争時代の配給制……515
第六節　時の話題……528
(一) 米国より人形大使歓迎　(二) 昭和二年第一二回厚真村連合青年体育大会
(三) 関西地方（丹後）の震災並びに道内伊達町大火見舞金募集
(四) 時の記念日　(五) 当麻内部落会貯蓄奨励等で内務大臣表彰受章
(六) タカノ湯温泉
第六章　産業の様相
第一節　農　業……532
(一) 昭和初期災害の救済と営農努力　(二) 「自作農創設維持資金」の融通に関する諮問機関設置
(三) 第二期拓殖計画　(四) 昭和十五年・十六年の作況主要農作物作付・収穫状況

(五) 農事實行組合設立　(六) 昭和十五年農地五十町歩以上大地調査
(七) 小作困窮な時代
第二節 漁 業……555
(一) 漁獲量統計に見る　(二) シシャモ人工ふ化事業
第三節 鉱 業……557
(一) 石油鉱区　(二) 石炭鉱区　(三) 砂鐵・亞炭・ニッケル・クローム鐵鉱区
(四) 昭和年代の石油採掘

増補厚真町史（昭和六十年以降）

第一編 人口と世帯
第一章 人口と世帯
第一節 人口と世帯の推移……577
(一) 人口動態　(二)国勢調査
第二編 行 政
第一章 執行機関
第一節 首 長……585
第二節 補助機関……585

(一) 助役　(二) 収入役　(三) 役場職員定数の推移　(四) 役場機構の変遷
第三節　その他の執行機関……589
(一) 教育委員会　(二) 農業委員会　(三) 監査委員　(四) 選挙管理委員会
第二章　町議会
第一節　町議会……592
(一) 議会議員定数の推移と定数削減　(二) 昭和五十八年五月改選後の議会
(三) 昭和六十二年五月改選後の議会　(四) 平成三年五月改選後の議会
(五) 平成七年五月改選後の議会　(六) 議会広報委員会　(七) 議会事務局
(八) 議会議員親睦ソフトボール大会　(九) 町内各種団体との交流
第二節　議員活動……616
(一) 議会議員海外行政調査派遣
第三章　まちづくり
第一節　谷内町政……618
(一) 第四期の町政　(二) 第五期の町政
第二節　藤原町政……632
(一) 初期の町政　(二) 第二期の町政
第三節　町づくり計画……657
(一) 昭和四十八年議決された厚真の新しい〝まちづくり〟計画の変更経過　(二) 新総合計画の策定

(三) まちづくり委員会委員 (四) ふるさと創生一億円事業
第四節 都市計画……674
(一) 都市計画区域 (二) 都市計画道路 (三) 都市計画審議会
第五節 広域振興計画……675
(一) 道央地区新産業都市建設指定区域 (二) 東胆振広域市町村圏振興計画
(三) 地方拠点都市地域の指定
第六節 地域振興計画……681
(一) 過疎地域対策振興計画 (二) 辺地の総合整備計画
第七節 住宅団地造成……683
(一) ルーラル・ビレッジ (二) 新町住宅団地 (三) 業者による民有地の現状有姿分譲
第八節 企業誘致……687
(一) 工業団地
第九節 地域開発……690
(一) ゴルフ場等大型地域開発取扱い要綱に基づく概要協議
(二) フォーラム・パーク厚真の開発構想
第一〇節 定住化促進事業……692
第四章 行政通史
第一節 村・町政施行記念……695

(一) 開基九〇年記念　(二) 町政施行三〇周年記念　(三)厚真町一〇〇年記念
第二節 名誉町民……710
第三節 顕　彰……713
(一) 厚真町表彰条例　(二) 昭和六十一年以降の町条例による被表彰者
第四節 姉妹都市前沢町との交流……729
第五節 ふるさと離れて応援団……735
第六節 村・町史の発行……736
第七節 広報・広聴……737
(一) 広報「あつま」　(二) 町勢要覧　(三) 広聴活動
第三編 選　挙
第一章 選　挙
第一節 衆議院議員総選挙……739
第二節 参議院議員通常選挙……743
第三節 北海道知事選挙……749
第四節 北海道議会議員選挙……751
第五節 厚真町長選挙……752
第六節 厚真町議会議員選挙……753
第七節 厚真町農業委員会委員選挙……758

第八節　海区漁業調整委員会委員選挙……761
第九節　厚真町土地改良区総代選挙……762
第四編　財　政
第一章　財　政
第一節　厚真町一般会計の推移……765
第二節　財政指標等……769
第二章　町税・地方譲与税等
第一節　町税条例の改正……771
第二節　地方譲与税……775
(一)　消費譲与税　(二)　自動車重量譲与税　(三)　地方道路譲与税
(四)　特別とん譲与税　(五)　消費税スタート
第三節　交付金……779
(一)　電源立地促進対策・石油貯蔵施設立地交付金　(二)　自動車取得税交付金
(三)　交通安全特別対策交付金
第四節　寄附金……787
第五節　町　債……789
第三章　納税等
第一節　納　税……790

(一) 納税収納状況　(二) 納税（料）報奨制度
(三) 国民年金保険料納付報償金制度　(四) 納税貯蓄組合連合会
第二節 委員会・審議会等……798
(一) 固定資産評価員　(二) 国定資産評価審査委員会
(三) 特別土地保有税審議会　(四) 納税協議会
第四章 町有財産
第一節 町有財産……801
第二節 基金の状況……807
第五章 土地開発公社の財政危機突破……810
第五編 産業経済
第一章 農 業
第一節 農業の実態……823
(一) 農業経営　(二) 水稲・農作物の生産状況　(三) 農業気象と豊凶
第二節 農業振興対策……831
(一) 厚真町産業振興特別対策基金と農家所得増強対策事業
(二) 米の生産調整（米需給均衡化緊急対策・地域営農推進基金事業含む）
(三) 第三次農業振興計画　(四) 厚真町農業振興協議会の設置と厚真町農業振興計画推進委員会
(五) 産地化促進対策特別事業　(六) 平成五年度厚真町冷害被災支援事業　(七) 土づくり対策

(六)　交流促進センター「湯トピアあつま」開設
第三節　農業開発……855
(一)　農地開発　(二)　勇払東部地区国営かんがい排水事業
(三)　二一世紀高生産基盤整備促進特別対策事業の取り組み
第四節　農業委員会……864
第五節　農業団体等……870
(一)　厚真町農業協同組合　(二)　厚真町土地改良区　(三)　胆振東農業共済組合
(四)　東胆振地区　農業改良普及センター　(五)　厚真町農業経営センター　(六)　農業目的団体
第六節　主なる農業事跡……891
(一)　農業後継者研修　(二)　厚真町農業を考えるプロジェクトチーム
(三)　水稲品種・一等米・特別栽培米　(四)　原正市先生と中国農業研修生
(五)　太平洋戦争中の援農「勤労奉仕隊」学徒の再訪
第二章　畜　産
第一節　畜産の実態……901
(一)　酪　農　(二)　肉牛（黒毛和種）　(三)　養　豚　(四)　馬・鶏・小家畜
第二節　畜産諸施設等……909
(一)　町営公共牧場造成　(二)　家畜共進会　(三)　厚真町家畜自衛防疫組合
(四)　農林水産省「動物検疫所」小樽出張所胆振分室開設　(五)　胆振東ノーサイ家畜診療所

第三章　林　業
第一節　森林の現況……915
(一)　森林計画
第二節　林業振興事業……920
(一)　林業振興対策事業　(二)　森林整備対策事業　(三)　除間伐対策事業　(四)　林道整備事業
第三節　林業生産……925
(一)　素材生産　(二)　木炭生産　(三)　シイタケ栽培
第四節　森林防災と保全……928
(一)　森林災害の予防　(二)　治山　(三)　自然環境保全・保安林　(四)　生活環境保全林整備事業
第五節　関係機関・団体……933
(一)　北海道苫小牧林務署厚真事業所の移転　(二)　胆振東森林組合　(三)　森林愛護組合等
第四章　水産業
第一節　漁業の現況……938
(一)　漁家戸数・従事者等の推移　(二)　魚種別漁獲・生産高
第二節　漁業振興事業……941
(一)　ホタテ稚貝放流事業とヒトデ駆除　(二)　シシャモふ化・さけ増殖事業
(三)　漁港施設近代化整備　(四)　漁場開発と漁場被害
第三節　関係機関・団体……946

(一) 厚真漁業協同組合　(二) 日本水難救済会　浜厚真救難所
(三) 東胆振漁場環境保全協議会

第五章　商工・観光

第一節　商工業の現状……950
(一) 商業動向　(二) 町民購買動向調査
第二節　商工振興対策……956
(一) 厚真町愛町購買運動　(二) あつまスタンプ会発足　(三) 厚真町商工振興資金
第三節　厚真町市街地再開発……960
(一) 厚真中央通り街路事業に伴う環境整備　(二) 厚真中央土地区画整理事業
第四節　町内企業……966
第五節　関係団体等……967
(一) 厚真町商工会　(二) 厚真町商業協同組合　(三) 厚真町商店街振興協同組合
(四) 厚真建設協会
第六節　町内金融機関……972
(一) 苫小牧信用金庫厚真支店　(二) 厚真町農業協同組合（金融部門：厚真本所・上厚真支所）
(三) 厚真漁業協同組合（金融部門）　(四) 郵便局
第七節　観　光……974
(一) 厚真町観光協会　(二) あつま田舎まつり　(三) あつま海浜まつり　(四) 厚真町特産品つくり

第六編　社会基盤
第一章　道路・橋梁・河川
第一節　道　路……991
(一)　国道の現状と整備　(二)　道道の現状と整備　(三)　町道の現状と整備　(四)　除　雪
第二節　橋　梁……1001
(一)　国道の橋梁　(二)　道道の橋梁　(三)　町道の橋梁
第三節　河　川……1005
(一)　河川の現状　(二)　厚真川総合開発事業と厚幌ダム　(三)　厚真川河口及び支流改修
第二章　上下水道・公園
第一節　上水道……1018
(一)　厚真町の簡易水道給水区域　(二)　拡張工事による給水　(三)　水道料金
第二節　下水道……1021
(一)　厚真町公共下水道事業基本計画
第三節　都市公園……1022
(一)　公園施設整備概況
第三章　交　通
第一節　ＪＲ日高本線……1023
第二節　あつまバス……1024

第三節　厚真町に乗り入れているバス路線……1025
第四節　自動車の普及状況……1026
第四章　通信
第一節　郵便局……1027
第二節　防災行政無線……1028
第七編　治安・消防・防災・交通安全
第一章　治　安
第一節　苫小牧警察署駐在所……1031
(一)　厚真駐在所　(二)　上厚真駐在所　(三)　厚真・上厚真警察官駐在所連絡協議会等
第二節　防犯活動の推進……1032
(一)　厚真町防犯協会　(二)　自警団連合会
第三節　法務関係……1034
(一)　人権擁護委員　(二)　保護司　(三)　札幌法務局厚真出張所の廃庁
第二章　消　防
第一節　胆振東部消防組合……1036
(一)　組合本部組織の強化　(二)　胆振東部消防組合略年表
第二節　胆振東部消防組合消防署厚真支署……1038
(一)　厚真支署の現況　(二)　厚真支署の略年表

第三節　厚真消防団……1043
(一)　厚真消防団略年表
第三章　防　災
第一節　防災会議……1044
第二節　災害対策本部組織……1045
第四章　交通安全
第一節　交通安全の推進……1049
(一)　厚真町交通安全推進委員会　(二)　厚真町交通安全協会　(三)　厚真町交通安全指導員会
(四)　厚真町交通安全協会設立四〇周年・厚真町交通安全指導員会結成二〇周年記念式典
(五)　児童・生徒の交通安全運動
第二節　スパイクタイヤの規制……1054
第三節　交通災害共済……1054
第八編　保健・衛生
第一章　保健・疾病予防
第一節　保　健……1057
(一)　保健医療計画　(二)　町民栄養調査　(三)　健康づくり運動
(四)　乳幼児保健対策　(五)　献血推進協議会
第二節　疾病予防……1065

(一) 成人病予防　(二) 結核検診　(三) 予防接種
第三節　死因別死亡数……1068
第二章　医療機関
第一節　医　院……1068
(一) 今野医院　(二) あつまクリニック　(三) 厚真リハビリセンター付属診療所
(四) 厚真歯科医院　(五) ホワイト歯科クリニック　(六) 押野歯科医院
(七) 町立上厚真診療所の廃止　(八) 母子健康センターの助産部門廃止
第三章　伝染病の予防
第一節　エキノコックス症対策……1071
第二節　O－一五七による食中毒に注意……1072
第三節　昭和三十六年毒蛾異常発生……1072
第四章　環境保全
第一節　大気等の調査……1073
第二節　厚真町域河川の水質……1083
第三節　北電独自の大気調査……1085
第四節　騒音及び振動規制……1087
第五節　公害関係法令等による届出施設……1088

第五章　環境衛生活動
第一節　ゴミ分別収集……1090
(一)　ゴミステーションボックスの設置　(二)　東胆振三町広域行政事務組合事業状況
(三)　ゴミ減量マニュアル作成　(四)　リサイクル運動　(五)　道路・海岸線の清掃奉仕
第二節　し尿等の処理……1095
(一)　胆振東部日高西部衛生組合　(二)　簡易下水道　(三)　合併処理浄化槽
第三節　墓地・火葬場……1101
(一)　廃止墓地　(二)　厚真葬苑
第六章　国民健康保険事業
第一節　国民健康保険事業……1103
(一)　国民健康保険事業昭和二十八年再開に向けて　(二)　国民健康保険事業状況
(三)　国民健康保険運営協議会
第九編　社会福祉
第一章　社会福祉
第一節　社会福祉……1111
(一)　民生委員・児童委員　(二)　生活保護　(三)　医療費助成
(四)　国民年金　(五)　総合福祉センター全面改修
第二節　児童福祉……1122

(一) 児童手当等　(二) 保育所　(三) 児童福祉施設
第三節　老人福祉……1129
(一) 敬　老　(二) 老人福祉施設　(三) デイ・サービスセンター　(四) 特別養護老人ホーム豊厚園増設
(五) 在宅介護支援センター　(六) ホームヘルパー　(七) ショートステイ（短期保護）　(八) 配食サービス
第四節　身体障害者福祉……1137
(一) 施設入所等
第五節　公営住宅……1139
第二章　住民の福祉活動
第一節　社会福祉法人厚真町社会福祉協議会……1142
(一) ボランティアセンター　(二) 愛情銀行　(三) 赤い羽根共同募金
第二節　社会福祉法人北海道厚真福祉会……1151
(一) 法人認可二〇年　(二) 施設の概要　(三) 厚真リハビリセンター利用状況
(四) 特別養護老人ホーム　豊厚園利用状況　(五) あつまデイ・サービスセンター利用状況
(六) やすらぎ荘　(七) ボランティア団体
第三節　高齢者事業団……1157
第四節　老人クラブ……1159
第五節　身体障害者団体……1161
第六節　母子会……1162

第七節　遺族会等……1163
(一)　遺族会　(二)　遺族後援会の解散
第三章　住民の善意
第一節　募金・寄附金等……1164
(一)　空かん募金　(二)　デイ・サービスセンターと豊厚園増床建設に対する自治会の寄附
(三)　歳末恒例チャリティ演芸会・不用品即売会　(四)　厚高生徒会の寄附　(五)　厚中・厚南中生徒会の寄附
第二節　災害募金……1167
(一)　北海道南西沖地震災害たすけあい義援金　(二)　阪神・淡路大震災たすけあい義援金
第三節　ボランティア団体等……1169
(一)　ボランティア体験・スクール　(二)　小中学校がボランティア活動協力校に指定
(三)　社会を明るくする運動　(四)　あゆみ会　(五)　徳寿会厚真奉仕活動部　(六)　厚真ライオンズクラブ
第十編　教育・文化
第一章　教育行政
第一節　教育委員会……1173
(一)　教育委員　(二)　教育委員会事務局機構　(三)　育英資金・奨学金給付制度
(四)　旧厚真高等学校体育館の焼失　(五)　児童・生徒の「いじめ」・「校内暴力」の問題
(六)　学校基金条例の廃止

第二章　学校教育

第一節　学校の閉校・統合……1177
(一)　学校閉校・統合の経過　(二)　閉校小学校の沿革史　(三)　閉校中学校の沿革史

第二節　現小学校……1183
(一)　厚真町立厚真中央小学校　(二)　厚真町立富野小学校　(三)　厚真町立上厚真小学校
(四)　厚真町立軽舞小学校　(五)　厚真町立鹿沼小学校

第三節　現中学校……1190
(一)　厚真町立厚真中学校　(二)　厚真町立厚南中学校

第四節　小学校児童・教職員等の数……1194

第五節　中学校生徒・教職員等の数……1197

第六節　北海道立厚真高等学校……1199

第七節　校舎の建設等……1201
(一)　新設厚真中学校の建設　(二)　軽舞小学校全面改築　(三)　富野小学校体育館全面改築
(四)　上厚真小学校全面改築　(五)　厚真中央小学校全面改築計画

第八節　町域すべてを網羅したスクールバス路線……1203

第三章　生涯学習

第一節　委員会等……1206
(一)　社会教育委員　(二)　公民館運営審議会　(三)　青少年健全育成委員会　(四)　生涯学習推進委員会

第二節　社会教育中期計画……1211
(一)　平成七年度社会教育中期計画
第三節　生涯学習活動……1216
(一)　主な生涯学習関連事業　(二)　生涯学習情報誌の発行　(三)　文化講演会
(四)　音楽鑑賞と演劇観賞会　(五)　図書館活動　(六)　家庭教育学級
第四節　社会教育関係団体……1225
(一)　関係団体
第五節　生涯学習施設……1230
(一)　公民館　(二)　地域公民館　(三)　青少年センターの利用状況　(四)　町民ギャラリー
(五)　世界の昆虫標本　(六)　厚南会館増築　(七)　創作館「じゅらく舎」
第六節　国際理解……1239
第七節　文化団体……1242
(一)　厚真町文化協会　(二)　竹とんぼ作り　(三)　厚真凧の会
(四)　元気なグループ　(五)　天然記念物北海道犬厚真保存会
第八節　文化財……1246
(一)　獅子頭と幌内神楽　(二)　熱送り　(三)　埋蔵文化財包蔵地調査
第四章　社会体育
第一節　体育指導委員……1250

第二節　体育施設……1252
(一)　町有体育施設　(二)　民営体育・レクリエーション施設
第三節　体育関係団体……1258
(一)　厚真町体育協会　(二)　スポーツ振興協力員　(三)　住民・スポーツ団体スポーツ
(四)　スポーツ少年団連絡協議会
第四節　スポーツ全国大会出場者……1264
(一)　体育振興並びに文化振興行事参加費用助成金交付基準
第五節　町主催スポーツ……1269
第十一編　苫東開発
第一章　苫東開発
第一節　苫東開発……1273
(一)　公有水面埋め立て　(二)　苫小牧東部地域（厚真町地域内等）立地企業　(三)　苫東厚真発電所増設
(四)　石油備蓄基地　(五)　港湾利用実績　(六)　上水道の供給　(七)　国道二三五号線の移設
第二節　苫小牧東部大規模工業基地関連住宅団地の活用……1283
第三節　苫小牧東部開発新計画……1285
第四節　苫小牧港湾計画……1290
第二章　苫東地域周辺開発構想……1296

第十二編　災害
第一章　災害
第一節　近年における災害……1299
(一)　昭和六十二年八月の低気圧による集中豪雨　(二)　平成二年四月の低気圧による大雨
(三)　平成四年八月の台風一〇号・温帯低気圧による集中豪雨
歴代町長　歴代助役　歴代収入役……1307
歴代町議会議員……1308
主なる公共施設……1310
参考文献……1321
編集後記……1323

第一編　厚真開村前史

第一章　幕藩時代の蝦夷地

第一節　松前藩と勇払地方

豊臣秀吉の没後、慶長八年（一六〇三）徳川家康が征夷大将軍に任ぜられ江戸幕府を開くと、西南蝦夷地（渡島半島）で覇権を占めた松前慶広（蛎崎を改め）は、蝦夷島地図と家譜を奉り外交手腕を振い、翌九年正月謁見し、家康から黒印の制書を受け松前藩の幕藩体制の一員に連なり、諸国より蝦夷島に出入りの商人・旅人からの徴税権や蝦夷交易の独占権、非分者取締り警察権（含む、保護権）が附与され、名実共に蝦夷島の支配統治権を握った。

以来、将軍の代替わり毎に制書を賜わる例とし、蝦夷島主の賓客待遇から、交代寄合（禄高一万石以下乍ら、大名に準じ参勤交代なす）享保四年（一七一九）一万石以上に準ずる命を受けた（代々従五位下に叙せられ志摩守、若狭守に任ぜられる）。

松前藩が成立した頃、和人は東は亀田、西は熊石までの海岸数十里に先住蝦夷

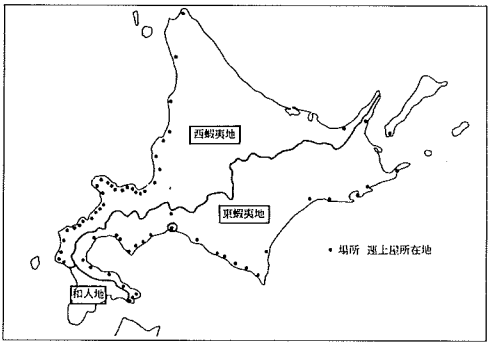

蝦夷地の区分（18世紀半ばごろ）

（アイヌ）と混住し、外の蝦夷地はアイヌの先住地であった。

『津軽一統志』に…「上口は熊石と申所、下口は亀田と申所迄、松前の者罷有候。狄も入交り申候、松前より熊石へ道程二四、五里有之由」…

松前藩は現状により和人・蝦夷地を区画し、以後の異る来住を禁じた。

和人地はシャモ地または松前地と称し、蝦夷地は西蝦夷地（上蝦夷地…日本海岸から知床岬）と東蝦夷地（下蝦夷地…太平洋岸の知床岬を範囲）に分称された。

㈠　松前藩の商場・運上屋

松前藩では他藩と異り、米の産出がない頃のため年貢米など石高というものがなく、蝦夷との交易の独占権こそが藩財政の最大の財源であったので、家臣の俸禄は松前地や蝦夷地を適当の場所に分割し、行政・経済的要衝の地は藩主の直領とし、他は家臣の知行地として与えた。

藩主は直領地のアイヌとの交易で得た利益と諸港出入りの商人・船頭より徴した諸税で藩財政を維持し、家臣も知行地のアイヌとの交易により得た利益をもって扶持に当てる。この知行地を〝商場〟と称した。

はじめは知行主自ら船を仕立て（三百石内外の縄綴船毎年夏一場所一隻に限り上乗役・水夫）交易を船中や丸太小屋に寝起したり、アイヌ家を借りて行っていたが、次第に代理人がこれに当ることが多くなった。

後に交易が盛んになると交易所が設けられ、それを〝運上屋〟と呼んだ。商場では藩士とアイヌのオムシャ（初見謁見礼）を行い、物々交換にはじまる交易が和人とアイヌとの間で何等支配関係なく租税等納めず、松前藩主とは直接つながらなく、アイヌはコタン（集落）の自治で行われていた。

とあって、商場の区画は「たろまい・こゑつい・まこない」が狄おとな（統轄酋長）シチの持分、「む川」は狄おと

なニシ介の持分などと記されていることから、アイヌのイオル（共同狩猟圏）を基礎として定められた。

それではいつ頃から商場が開設されたかは、一五世紀半ば「コシャマインの乱」頃、この地に往来した和人がアイヌに掠殺されたという記録があるから、すでにこの頃には道南の館に拠った小領主たちによる交易が、この蝦夷地まで進出してきたことは想像に難くない。この様な下地が松前藩による商場設定をスムーズに行わせたと察す。

商場は後の場所請負制の発生によって、これを「場所」と呼び、知行主は「場所持」と呼ばれた。

この蝦夷地の場所開設年代について、『蝦夷地一件（寛政元年－一七八九）』には…

「慶広（五代松前藩主）代より以後追々に相開候儀にて、西蝦夷地ソウヤと申所は貞孝（一六八四～八八）年中、東蝦夷地にてアツケシと申所は寛永（一六二四～四四）年中、クナシリ島は宝暦（一七五一～六四）年中迄追々に相開、以上の場所迄は当時交易のもの共差遣云々…　（天明六年－一七八六・松前左膳外三人の申口）」。

又、文化四年（一八〇七）の『休明光記附録』によれば…

「蝦夷地場所々々交易之最初、番屋、運上屋の始築、都ての濫觴御尋に御座候処、前段の通旧記焼失仕り、逸々相分難く御

当地方の〝商場〟…「津軽一統志」寛文年代（一六六一～七三）
蝦夷事情密偵報告…津軽藩

一、しやたい（社台）…是迄一里半計　川有、
　オカッフ持分　宮崎市左衛門商場　家七・八軒
　但、まこない迄　四ヶ所
一、たろまい（樽前）…是迄一里計　川有、
　狄おとな　シチ　家八軒
一、こゑつい（小糸魚）…是迄一里半計　狄おとなシチ持分
　外に狄有　家二軒
一、まこない（苫小牧）…是迄三里　川有、シチ持分
　鷹小屋有
一、いふつ（勇払）…是迄三里計　奥にしこつ在　家百軒程、
一、あつまへつ（厚真）…是迄一里　川有、戸田義兵衛　商場
一、む　川（鵡川）…是迄二里計　悪敷川有、麓浅右衛門
　加藤九郎右衛門商場　狄おとな　ニシ介　家卅軒

座候得共、西蝦夷地テシホ場所慶長（一五九六～六一四）中、…　東蝦夷地キイタップ元禄中に相開候段書留御座候（松前家より提出書）」。

とあり松前近くから藩の力で追々商場は開設されていった。

㈡　商場の交易と鷹打場

商場における対蝦夷交易で、和人にもたらした〝蝦夷産物〟は、津軽一統志によると、

「から鮭、干鱈、熊、鹿、らつこ皮、真羽、鶴、鯨、塩引、赤昆布、魚油」此外鱒取舟少々参候由、

とあって、鷹・鹿や熊の皮等アイヌの狩猟によるもの、から鮭・塩引・昆布等の漁撈による産物が主であった。

獣皮は「軽物」と呼ばれ珍重がられ、「真羽（まば）」と云われる大鷹の尾羽、戦場等で武士が放鷹として使用した鷹は、藩主や家臣の重要な財源となっていた。

その為アイヌとの競合となったが、商場交易の外に蝦夷各地に鳥屋と称する〝鷹打場〟を所有していた「松前中〝鳥屋〟数三百余も可有之由。内百二、三十鳥屋は松前殿鳥屋の由。其外給分の由」。と本州各地の鷹打場が衰え、寛文年代頃には松前、蝦夷地に及び、この地方は有数の鷹打場だった。

（当地方での鷹打場「松前家臣支配所持名前帳（元禄十三年）」より）…惣名「志古津（しこつ）」分抜粋

鳥屋支配所	鳥屋数	所持名
志古津ノ満古前（しこつ－苫小牧）	四ヶ所	厚谷　六左衛門
〃　上武川（〃　－上鵡川）	一〃	麓　小兵衛（五十五歳）
〃　中〃獣場（シュグノ）（〃　－中鵡川）	一〃	大久保　惣次郎（三十六〃）
〃　伊茶利布登（〃　－漁川）	一〃	佐藤三郎左衛門（二十五〃）

鳥屋がこの地方各河川流域に密集し、「巣鷹ハしこつ、いしかり両所ヨリ出申候下口鷹場ハとかち、うんへつ、まこまへ三ヶ所…（略）」と云われ、鷹打場に鷹匠が多い時は数十人も現地入りし、網を打ち捕獲した。

※志古津ノ阿津満（〃	｜厚	真）	二〃
〃　留宇参（〃	｜千	歳）	二〃
石　猟ノ志古津（石	狩｜しこつ）		一〃
志羅於井（		白　老）	三〃

嘉藤　吟之丈（二十一〃）		
岡口　彦兵衛（三十二〃）		
南条　安右衛門（二十九〃）		
松井　半兵衛（三十二〃）		

林切禁」の制札が立ち厳重な取締りが行われた。

又、北藩紀略には「鷹ハ蝦夷東武ガ蝦夷随一ノ名産最モ多ク、飛場ノ名鳥「白符（シラフ）」等ハ佳物、鷲尾モ軽物ノ名産数々在リ」…とあり、鷹打場には「野火、鉄炮打、高声、

(三)　松前・蝦夷地の砂金掘

松前藩直営の砂金掘は、元和二年（一六一六）藩の大沢（松前）、曽津臼（福島）に始まり、知内、千軒岳、厚沢部、松山、上ノ国、島小牧と北上、寛永十年（一六三三）には東蝦夷のケイマイ（門別）、シブチャリ（静内）等に進み、同十二年にはアイボシマ（十勝）、運別、国縫、夕張等の各流域が盛んに採掘され、寛永年間（一六二四～四四）を最盛期としたゴールドラッシュを迎え、蝦夷地に渡来する金掘人夫が多く寄留し砂金を産出した。

松前・蝦夷地の砂金は、大粒良質で一人月三十一匁、うち運上金（税）は一匁で松前藩は、最盛期に砂金の運上金は数千万両にも上ったといわれた。この様子を「北海随筆」は、「砂金盛んに出たる時、他方の者も多く入り込み蝦夷地にかけ賑いける、砂金採運上御領主へ奉る所月一人砂金一匁づつなり。一匁いささかなる事なれど数万人より納る処、其取集めの日は役所に渋紙四、五枚敷て山の如く、御領主えは砂金三十歩の一で此砂金一国の利潤となる事あげて云ふべからず」と記している。又、当時渡島した宣教師アンジュリスの記録には、元和六年（一六二〇）渡航者五万人、翌年八万人に達したが、その多くは砂金掘りであったという。

(四)　東西蝦夷地の交通要拠

蝦夷地の奥地に至る交通路は、海岸沿から各河川の川口より上流へ、けもの道を伝って踏み広げられたものであっ

た。勿論海上交通時代で福山（松前）、江差、箱館（函館）の三港が中心で、和人は二百～五百石の縄綴船を用い、蝦夷アイヌは河湖に丸木舟、海は丸木舟に土台板を綴ったものを使用した。道なく、宿舎なく、馬匹なく、橋梁なき時代であるから河川が大いに利用されると共に、元禄の頃には伝馬制も場所に設けられ、東西蝦夷地を連絡する唯一の陸路横断線は、即ち石狩低地帯で勇払川と支笏湖、千歳川に連なる石狩川が特に重要視され、後代の所謂「千歳越（勇払越）」の起源となり、当地の勇払は森方面から絵鞆（室蘭）、日高方面に至る海岸道路の要路であると共に千歳越の起点として有名な地方であったことが想像される。

松前藩が元禄十三年（一七〇〇）に幕府に提出した「元禄御国絵図」（同年「松前嶋郷帖」版籍）は、これに先立ち寛文元年（一六六一）調査が為され、当地方の輪郭が推定できるもので海岸沿いに「たるまえ・まこまえ・いぶつ・あづま・む川・さる」等の地名が記され、内陸部では「あつま（厚真）」から川をさかのぼって（変化に富む湿地であり勇払川と推測）二つの沼を渡って、陸路を経て「志こつ」に至り更に「オサツ沼」を越えて「おさつ（長都）」「ろうさん（千歳）」「いちゃり（漁川）」「しままふ（島松）」の地名があり、石狩へ出るルートが画かれており、すでに近世初頭より石狩へ通ずる東西蝦夷地を結ぶ唯一の内陸路として知られていたわけである。

勇払は平坦な沿海部でアイヌコタンもなく、美々川、千歳（千年）川、しこつ等からのおびただしい蝦夷漁産物の出産地には、アイヌの集落も多く夷家百軒にも及んだことは史実となっており、この地方を総称して古くから「しこつ」と呼んだ。その後享保五年（一七二〇）新井白石が最初に纏めた地誌「蝦夷志」には、この地方について海岸の地名を「曰、シラヲヒ・タルマヘ・マコマヘ・アツマ・ムカワ・サル」等とし、勇払から石狩に至る地形や集落については、

「夷地諸山。皆峭抜崎嶇。唯其南北中間形勢稍卑。故南山以北。北山以南。水皆就二其卑一。而潴為二二沢一。其在レ東則南流

入二于東海其在レ西則北流與二東北諸水一合為二大河。入二于西海一。二水入レ海之処。相距二五里。夷人亦傍レ水成聚者十三。

曰、ヌマカシラ・ユウハリ・アツイシ・ツウサン・オサツ・イチャリ・ツウメン・シママップ・イヘチマタ・ツイシカリ・カバタ・メイブツ・ユウベチ」。

と記録し、勇払と石狩の間の距離は二五里あり、その間の夷人（アイヌ）の集落（コタン）は一三としているのである。

第二節　寛文蝦夷の乱と当地方のアイヌ

厚真村史（昭和三十一年九月）中「勇払郡の自然と人文」（先住民族の遺蹟）から、凡そ五千年～七・八百年前までの四千年間に亘って、連綿として居住した先住民が認められ、アイヌ民族が引続いて居住していたことが推測される。

古代から先住民族の居住地となった厚真川流域は、その占める自然の環境から考えて見ると、先ず地理的他地域からの侵害を受けることが少ない地帯であるように考えられるし、また本地域には食糧に適する自生の野草が豊富にあり、なお狩猟や川漁には好適な地帯であったことが考えられる。また同時に本地は石狩、十勝、日高、胆振の各地帯に通ずる重要な通路であったことも推察されるのである。

又「幕政時代の厚真村（厚真村史二八ページ参照）」（アツマアイヌ移住と寛文の乱）に、『寛永一七年（一六四〇）今から凡そ三百十余年前であるが、この年の六月内浦岳（現在の駒ヶ岳）が噴火し「津浪により船百余艘破損、民夷溺死七百余人、降灰越後に及ぶ。」と北海道史年代表に記されている。この時、山麓に居住していたアイヌ約三十余戸が、難を逃がれ浜厚真に来て住んだと伝えられているが、これはおそらく本村に居住する旧土人の最初のものであって、彼等は主として漁猟によって生計を立てていたと想像される。』

今先住民アイヌ全盛時代のコタン地域と認められるものは、前記の罹災で漂着し随所に分散居住したか、以前又は他から移住したか文字を持たない民族のため確定至難であるが、「浜厚真・周文（厚和）・軽舞・振内（新町の丘）宇久留～当麻内間（宇隆～豊沢）・老軽舞（吉野）・トニカ（富里）・仁達幌（幌里）・幌内・頗美宇（高丘）等」である。

次いで、不幸な出来事として、『また続々類従本蝦夷記に……寛文の乱の時、於多久見といふ夷は、その住処阿津摩（アツマ）にてうちとられる。とあって、この乱は寛文九年（一六六九）の出来事であるから、前述の駒ヶ岳爆発による蝦夷の集団移住より、凡そ三十年ほど経っていることになる。したがってこの当時は、すでに相当の勢力をもち、勇払アイヌ鵡川アイヌと共に、日高アイヌと屢々抗争を繰り返していた。寛文の乱は結局勇払を中心とする、胆振アイヌと日高アイヌとの勢力争いと考えられるので、前述の於多久見は厚真アイヌの酋長か、またはこれに代わるものであったろうと思われる。』

㈠　アイヌ社会と狩猟生活

蝦夷地への夷人（アイヌ）の移住につきさかのぼると、北方（千島・樺太）圏と南方（東北・津軽）圏からとが推定されている、狩猟生活を営むため産物を求め移動する民族であり、共同、血縁体的結合で生活を維持する上から首長の権限強化は、生産力の高い河川流域や交易活発な地域で大酋長・酋長とアイヌの支配・被支配関係が存在し、大別すると次の独立性の強いアイヌ集団があった。

1、メナシクル（メナシウンクル）…シベチヤリ（静内川）以東の十勝・釧路・厚岸を含む地域、
2、シュムンクル（サルンクル　ハエクル）…　〃　以西の新冠・沙流からシコツ・イザリに至る地域、
3、石狩アイヌ……小樽から石狩流域・砂川・滝川・雨竜・増毛を含む地域、

4、余　市　ア　イ　ヌ……余市から日本海沿岸に天塩・宗谷・利尻・更に樺太を含む地域、
5、内　浦　ア　イ　ヌ……道南の尻岸内より内浦湾沿いの地域、

当勇払（含むアツマ）地方のアイヌは、2、サルンクルに属しシコツ系と云われる。

又、元来アイヌの生業が狩猟や漁労を主体とする民族で、移動生活が川筋に沿い行われ、やがて定住生活へと変貌した。そこには五つの生態圏のコタンを形成したと云われる。

1、河川水域（サケ・マスの漁労）、
2、河岸低地（農耕）、
3、河岸段丘面（食用植物の採集と鹿猟）、
4、河川両岸山地（鹿の越冬地）、
5、源流山地（熊猟）、

アイヌは「3、河岸段丘面」に生活の本拠である住居を持ち、1と5に生活のための仮小屋を設け、男たちによって一時的に川や山の生活が営まれた。狩猟は山野に熊・鹿を求め十一～四月の冬季に行われた（特に鹿の棲息地で一冬に猟師当り四・五〇頭との記述もある。明治初期に開拓使官設の「鹿肉罐詰・燻製工場」が植苗の美々に設けられた）漁労は七～九月が鱒、十～十二月が鮭の季節で重要な食料資源であった。

(二)　和人とアイヌの抗争

未開地の蝦夷島で原始的な狩猟生活、文化を営むアイヌ社会の中に、異質文明社会の和人が渡島し、共存するには数多くの不幸な抗争が三五〇年余に亘り繰り返された。松前藩域となった蝦夷西南部の沿海に津軽、東北等の漁民が季節的に漁業を求め渡来、又鎌倉幕府と奥州の泰衡追討等で逃げ渡り居住せる者は、東はシオクビ岬（箱館）から西

はアツサブ川（厚沢部）の間数十里の海岸にアイヌと雑居、各地に拠点を築き小領主化して行き、十五世紀半頃には一二砦（館）を形成、来航の商人からの関税取立やアイヌ漁業を犯し、交易に侮辱・欺瞞でアイヌの不満が醸成、又権域拡大をめぐり館間での戦いが長禄元年（一四五七）「コシャマインの乱（鍛冶屋でマキリをめぐり和人・アイヌ間でトラブルが口火となり蜂起）」より約一世紀アイヌの抵抗の歴史が続いた。武力に勝る和人は、アイヌに宝物や偽りの和睦で謀殺する等、アイヌ勢力の衰退を図った。

この様に渡島半島の西南部で武田信広（初代）は抗争に耐え抜き、蛎崎の養子となり安東氏の代官を追い「福山」に移り、光広、義広と他の小領（館）主を武力政策を以て蝦夷南部統一の領主となる。

天文一九年（一五五〇）蛎崎季広（四代）は、歴代の武力政策から懐柔策を東夷酋長（瀬棚－ハシタイン）や西夷酋長（知内－チコモタイン）をして、翌年より「商船往来の制」を定め、商人から徴税し一部を両酋長に配分した。こうして蛎崎慶広（五代）に継承され、松前藩は道南の地に成立したのである。

㈢　「寛文蝦夷の乱」に蜂起した当地のアイヌ

松前の和人地のアイヌ勢力平定に比し、奥蝦夷の東西蝦夷地は幕藩の商場知行制やその後の場所請負制での交易依存を高めつつ、アイヌ社会内部の勢力関係、産物（砂金、鷹羽等）の和人との競合や交易における交換価格等において詐欺・略奪的諸因がうっ積していた。

1、不等価交換急速に進む。
2、アイヌ松前通交禁ぜられ和人来航待の受動的立場となる。
3、アイヌ漁猟場が和人に荒され直接生活に響く。
4、嘲弄、はずかしめ受けること多くなる。

5、砂金掘、鷹取り和人多く紛争因となる。

は津軽藩が隠密に調査報告された「津軽一統志」（牧只右衛門）にアイヌ訴えの記録として残り、「寛文蝦夷の乱」を生む間接的な原因となった。

この頃、商業資本による急速な侵食作用が働いている中で反発的にも、アイヌの政治的諸勢力が存在していたシベチャリ川（日高静内）以東の厚岸に至る地域にメナシクル集団があり、アイヌ惣大将シャクシャインの統率による居住拠点「シベチャリ」があり、この川以西新冠・沙流からシコツ・イザリに至る地域にシユムンクル（サルンクル・ハエクル）オニビシ首領のもとイオル（狩猟場）の争奪抗争の衝突は、慶安元年（一六四八）以来二十年にも及んだ。藩はシベチャリ川流域での砂金掘りを行っており打撃を受けていた。明暦元年（一六五五）松前城下で両酋長の会見を図り一時停戦が成立したが、寛文八年（一六六八）シャクシャインがオニビシを奇襲し殺害するに及ぶ。

オニビシ死後、一族である沙流の酋長ウトマサらは翌九年四月松前に上り藩の助力を請うたが拒否され、帰途天然痘を患って死亡した報を松前藩の毒殺とシャクシャイン一転、東西蝦夷地アイヌに和人襲撃の檄をとばし、各地の蜂起計画を扇動した。

当地方のアイヌはサルンクル集団に属し、松前藩とは親密な関係にあったが沙流酋長ウトマサの死と流言で態度を急変し、松前を敵にまわし、シャクシャインの指揮下入りしこの不運に巻き込まれていくのである。

蜂起は寛文九年（一六六九）六月におこり、各地で商船を襲撃して和人を殺害し、商品を略奪した。東蝦夷地では一一隻・一二〇人（水主・鷹待・武士三人）、西蝦夷地では八隻・一五三人（水主一四八人・鷹待三人・武士二人）の合計一九隻・二七三人とある。

又、当地方では「松前殿鷹師船一三人乗・当夏しこつ参候を、毎年のごとく陸へ上置、小屋を懸させ、くつろぎ候

時分、狄共夜に入よせ皆々殺し申由に付、其内鷹師頭一人働候て、狄三、四人切殺し、其身も毒矢彼是十二ヶ所手を負相果候事」とあって、しこつ浜（勇払ないし真小牧の浜）の小屋で休んでいた夜に、鷹師船の一行が襲われ、鷹師吉兵衛上下二名・船頭二人・水主八人の計一二人が殺害され、アイヌ側も四人が切り殺された。

この蜂起に加わった当地方のアイヌも加担、意気のあがったアイヌ軍は連合して松前めざし攻勢をかけ、砂金掘りが多く入っていた山越郡国縫（長万部）で松前軍を攻撃した。しかし、松前藩も軍勢を整えて八月一日に国縫に着き反撃を開始した。アイヌ軍の弓に対し、松前軍は鉄砲を有し、そのうえアイヌ軍は食糧不足であったから勝負は明らかで、アイヌ軍はずるずると後退した。

九月四日、六二八人の松前軍は国縫を出発、内浦湾を渡り東に進み、途中の要地でアイヌを誘降させ、主要人物は逮捕処刑し、あるいは松前まで引立てた。十月二十三日勇払地区では厚真で二六人が逮捕され、一人は重罪人としてはりつけにされ、（※厚真村史上に記述される寛文の乱時、その住処、阿津摩で討取られし〝於多久見〟。又、松浦武四郎の「三航蝦夷日誌」の浜厚真のライチャシノシケ（砦）跡はこの時落ちたものか）一〇人が松前に引立てられたという。

アイヌ軍の敗北が明らかになると各アイヌ集団間の分裂がみられ、松前に味方する者もでき、これが後世に御味方蝦夷と称される集団に発展していった。松前藩にとっては蝦夷地におけるアイヌ勢力の弱体化を図り、政治・経済的にも権力の維持発展を期さんとする策略がひそんでいたのではとの推測がある。又一方ではコタンの頭に立つと思われる者を松前に人質として捕え、反松前の力を封殺するとして、シユムンクル（サルンクル）側を引きつれ、シャクシャインの反撃等にアイヌ同志を戦わせる意図が伺うことが出来る。

この日、日高ピポク（新冠）に進撃の松前軍は、シャクシャインの講和を受け入れ、その夜和議を結ぶと称しシャ

クシャインとその一味を謀殺、翌日シベチャリ（静内）のチャシ（砦）を攻め焼亡した。この手口は十五世紀半ばに西南蝦夷（渡島半島）で松前藩が覇権確立のため取った常套手段であった。

しかし、シャクシャインが討たれても翌十年松前藩は、西蝦夷の余市に兵を送り、石狩アイヌの酋長ハウカセに償品を出させ、講和を取付け更に誓詞を出させ服従を誓わせ、又、東西蝦夷地アイヌ数百人から誓詞を取り、翌々十一年（一六七一）三月、藩は白老に蛎崎蔵人ら一七〇人を派遣し蝦夷を処置、償いを取り誓詞を出させ、更に寛文十二年六月、蛎崎主殿ら三百余人を国縫に出向させ、来航したメナシクルのアイヌ数十人から誓詞を取り、ようやく一応四年目にして寛文蝦夷の乱に終止符を打った。

起請文の事

一、従二殿様一、如何様成儀被二仰掛一候共、私儀は勿論、孫子一門並うたれ男女に不レ限、逆心仕間敷候事。

一、殿様え逆心を企申歟、御苦労に罷成儀等申夷及レ承候はゞ、随分意見仕、其上承引不レ仕候はゞ、何卒通路罷成に於ては早々御注進可二申上一候事。

附　仲間出入御座候はゞ、随分面々及二手立一申儀候はゞ、取扱可レ申事。

一、殿様御用にて、しゃも浦々罷通候はゞ、少も如レ在仕間敷候。縦令しゃも自分の用にて通り候とも、随分馳走可レ致候事。

一、御鷹待並金掘に、少も如レ在仕間敷候事。

一、従二殿様一向後被二仰出一候通、商船へ我儘不二申懸一、互に首尾能商可レ仕候。余所の国の荷物買取申間敷候。我国にて調申荷物も、脇の国へ持参仕商売致間敷候。人の国にて取申候皮、干鮭我国へ持参仕売買致者、跡々より仕付候通可レ致候事。

一、向後米一俵に付皮五枚、干鮭五束商売可レ仕候。新物、烟草、金道具に至るまで、米に応じ、跡々より高直に商売可レ仕候。

荷物沢山に有レ之年は、一俵に皮類も干鮭も下直に商売可レ致候事。

一、殿様御用にて状使並御鷹送申儀、其外伝馬宿送昼夜に不レ限、少も如レ在仕間敷候。御鷹の餌犬あたひ出し不レ申候共、無二

遅々ニ出し可レ申候事。

右の旨、私儀は勿論、孫子一門並うたれ男女に不レ限、少も相背申間敷候。若相背候者於レ有レ之は、神々の蒙二御罰一、子孫長く絶果候。依て起請文如レ件

寛文十一年亥年　四月　日

第三節　蝦夷地国防・開発論

(一)　蝦夷地「国防・開発論」と直轄経営

蝦夷地に対する外国船の出没による緊張や不安と並行して、幕府有識者による『国防論』、『蝦夷地開発経営論』が盛んに論じられるようになった。

○『赤蝦夷風説考』（仙台藩医・工藤平助）天明二年（一七八二）…国防を固め抜荷（密貿易）禁制のため、ロシアとの交易を許すこと、金銀山を開くことによって国益は大になるとの対露方策・蝦夷地開拓を述べた。

これは北方問題に関心を強めた、老中田沼意次を動かし、幕府普請役山口鉄五郎ら五名を蝦夷に派遣調査させ、北辺の恒久的経営策が検討されることになった。

○『蝦夷私考』本田利明・寛政元年（一七八九）…経済的開発論と国防論とを結合させた。

○『地北寓談』大原左金吾・寛政八年（一七九六）…富国強兵と開拓による食糧生産備蓄するため、屯田兵制度を力説した。兵を強くするの本は国を富すなり…国を富すは屯田より先なるはなし。是急なり……富国強兵の挙とあらば……は

戦闘風景（『アイヌの世界』より）

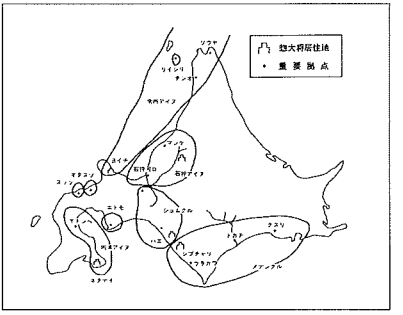

アイヌの政治集団（『海保・北方史の論理』より）

やく屯田の制度を出して田を開き武を講ずべし。而して事あるときは是を以って其力をつくし、事なきときはこれを以って富をはかり糧食を蓄うべし、是一挙して緩急ともに備ふるものなり。

（「地北寓談」寛政八年　大原左金吾）

更に、「北地危言」で武備の強化、アイヌ撫育と移民奨励の開発、浪人の移住を論じ、五人一組、五組一隊の編伍の法をとり、老農を師とし法令を厳にし開発を進めるとした。

この国防見地からの蝦夷地開発論が具体化して、屯田兵制論が実現したのが、寛政十二年（一八〇〇）からの「勇払・白糠における八王子千人同心子弟の団体移住」であり、更に後年「北海道開拓使のもと明治八年（一八七五）より移駐の屯田兵」の偉業の基をなすものである。

（幕府直轄による蝦夷地経営）

広大な松前蝦夷地の警備は松前藩の任務であったが、財力・兵力不足のため事変の度に後援を必要としたので、幕府は積極的に蝦夷地の経営着手を急務と痛感し、当初寛政十一年（一七九九）から向う七年、東蝦夷地の知内から勇払や浦河を経て知床岬と附属諸島を仮直轄とした。

享和二年（一八〇二）仮直轄下行政の良好から、これを永久直轄にし臨時官職の御用掛を廃し、箱館奉行の官制を以て、文化四年（一八〇七）西蝦夷地も収め更に幕府は松前蝦夷地全部を直轄し、同年十月政庁を福山に移し、松前奉行と改め増強した。藩主松前章広（十四代）は九、〇〇〇石で陸奥梁川に移封されるのである。

いわゆる文政四年（一八二一）松前藩への復領迄「前幕府直轄時代」が続いたのである。

幕府は東蝦夷地仮直轄と同時に南部・津軽二藩に一、〇〇〇人の兵により各地を警備させ、各場所の請負人を廃し、一〇会所（従来の場所の運上屋）に改め、次いで東蝦夷地を南部藩、西蝦夷地を津軽藩に警備させた。この全島幕府

直轄となった文政四年露船による再三の来襲は、商船、会所倉庫等の追撃、掠奪により幕府奉行から二藩の増兵を促し、翌五年（一八〇八）には南部・津軽の外仙台藩兵約二、〇〇〇人、会津藩兵約一、六〇〇人に蝦夷地・樺太を守備させた。この非常時を経て幕府は、今後蝦夷地経営を南部・津軽二藩に命じ、非常のときは秋田・富山藩にも出兵を命ずることとしたのである。

(二)　南部・津軽藩の警備と八王子千人同心子弟移住

寛政十一年（一七九九）東蝦夷地の直轄に伴い、幕府は南部藩、津軽藩の両藩に対して、各五〇〇人（千人）の出兵を命じ、箱館に両藩の元陣屋を設け、津軽藩は砂原以東浦河迄と択捉島シャナ、南部藩は浦河以東根室迄と国後島トマリを勤番とした。

更に文化四年（一八〇七）三月、幕府の西蝦夷地上知、直轄に当り、東蝦夷地は南部藩が、西蝦夷地は津軽藩が担当する永久警備に任ぜられた。

一方、「八王子千人同心子弟の移住」は、当時江戸城詰の千人頭、原半左衛門が北方問題の緊迫化に対応する幕府の「蝦夷地経営方針」をいち早く察知したに始まる。

千人同心の任務は日光東照宮の火番で寛政の改革後、千人頭二名同心一〇〇名の前・後詰の五〇日交代制から、千人頭一名と五〇名の同心による半年交代制となり、五年に一度六ヵ月の任務があるのみとなり、平同心一人（平均）一三俵弱の扶持米であったから平素は在郷し農耕に従事する生活であった。

しかし、天明の飢饉以来農村の疲弊甚だしく、同心の生活も極めて苦しく又、同心の二・三男は長男の死や養子縁組以外仕官の途なく、厄介者の人口問題と生活維持の貧窮対策は緊急を要することとなっていた。

原半左衛門は問題解決策として、自からの体験を生かし北門の農兵たらんと決意し、寛政十一年（一七九九）三月、

幕府の蝦夷地直轄の趣旨を奉じ、弟新助ら部下同心の子弟一〇〇人程引き連れ蝦夷地に渡り、公役に奉公せんことを願い出た。特に願書の別紙には諸手当その他蝦夷地に赴く覚悟をのべ、「彼地之者どもに農業等の儀教え申し」と幕府のアイヌ授産と教化の方針に従うことを約し、さらにその地にいつく希望ある者は残して土着させる方針であり、独身の者には越後方面から女子を召し連れて、これに娶わせようとするものであった。

この願書は千人同心の上司である御鑓奉行井戸美濃守を経由して提出されたが、これを「休明光記附録」によって見ると、

「八王子千人頭原半左衛門願立候書附」

此度蝦夷地御用被二仰出一、追々掛り御役人被二仰付一候。可二相成一義に御座候はゞ私儀御用相勤申度志願に御座候。併申立に相成候儀は無レ之候得共、辺鄙之産、山野等之儀は、聊相心得罷在候得共、容易に相願候儀長入候。右に付私支配八王子千人同心共二男三男厄介等之内、吟味仕召連、於二彼地一山野駈走等、其外相応之御用可レ有レ之哉に奉レ存候。左候はゞ身命限り出精之義は勿論、往々彼地御固め、千人同心一組相立精勤為レ仕候はゞ、農兵之姿にも可二相当一哉と奉レ存候。殊に格別之御用向、右之者共此節可レ被二召仕一相当之御用も可レ有二御座一哉と乍恐レ奉レ存候。平日辺鄙に罷在候ものゝ儀、筋骨丈夫、田畑山野等の儀は、各相心得罷在候儀に御座候。尤御手当等之儀は、格別之御入用も有レ之間敷哉奉レ存候。依レ之御手当之儀、以二別紙一申上候。何卒右之者共召連、彼地相勤候様、偏に奉レ願候。以上

未三月　　千人頭　原　半左衛門

（別紙）

以二別紙一申上候私志願之通被二仰出一候は、千人同心次男三男厄介の内吟味仕、百人程も召連可レ申候。御手当之儀は、一人宛御扶持、方三人扶持一ヶ月金弐分づつ被二下置一、道中御伝馬二人に一疋づつ、宿銭一人一泊拾七文づつ被レ下候様仕度奉レ存候。於二彼地一は、御場所見立、田畑開発等之儀は勿論、其外荒様之儀は、兼々相心得罷在候へども、身命限り出精為レ仕候はゞ、農兵の姿にも相当り、彼地之者共に農業等之儀申教帰郷相願候ものは相返居付罷在度存念之者は相残しレ可レ為仕候。

一前文之通御用被二仰付一候はゞ、私弟新助と申者、当時私厄介仕差置候、平日無病に罷在候に付、是又彼地へ召連、私手代りも為レ仕度奉レ存候。此段申上候。以上

未三月　　千人頭　原　半左衛門

これが評議の結果、同年十月蝦夷地取締御用掛松平信濃守忠明ほか四名連名で書付が出され、「東蝦夷地中、勇払の鵡川、沙流辺で作物が相応にでき、また浦河では養蚕を試みた」と蝦夷勤番の幕吏らの試作報告によって農耕適地を例示し、翌十二年一月（一八〇〇）蝦夷地御用勤めが許され、諸手当の儀も全面的に了承されたほか、支度金等手厚い取扱いが示達された。このことは同心子弟の蝦夷地同心召し抱えを期し達するものであった。

寛政十二年三月、第一陣は兄原隊長をはじめ一〇〇名、弟原新助を副長とし、鉄砲五〇挺、弾薬二箱、弓大小、長柄鎗、太鼓、徒具足などを備え、横山村（八王子千人町）、車返村（府中市）、下石原村（調布市）等から集まった子弟達は、仕官の夢を胸に偉風堂々と八王子をあとに蝦夷地に向った。

彼等は個人資格与えられず原半左衛門手附の者と称し、半左衛門ら五〇名は白糠場所、新助ら五〇名は勇払場所へと分かれ移駐した。弟の原新助ら五〇名は箱館に上陸し、勇払迄六七里を経て六月二十一日到着している。

又、翌享和元年（一八〇一）第二陣として更に三〇人が追加出立ち、白糠、勇払（鵡川）に折半分置され、各小銃七、八挺が加えられた。

「北海道史第四編（大正七年北海道庁発行）」に「百人を率いて発し、蝦夷地に至り半左衛門は五十人を以て白糠に、新助は五十人を以て鵡川に土着し……」とあって、明治の屯田兵制度は、事実上この八王子同心による白糠と鵡川駐屯に発祥している。警備の本陣が交通、行政の要地である勇払会所（勇払川の河口付近）におかれたことは、国防警固上幕府の指示として当然で、平素は会所や厚真川、鵡川「畑作場」、沙流川などの河口流域におかれたことも

自然であり、享和元年（一八〇一）には当地方の沿岸部で警備・土木・交易に従事、農耕適地を鵡川汐見と定め「開発畑作場」を設け、新助ら主力三〇名前後を送って開墾に従事……（最初勇払に駐屯したが、附近一帯が砂地で耕作に適せず、ムカワから三ッ石まで沿海岸で地味よい所を見立て「ムカワ開発畑作場」への通い作業不便なので、ムカワ辺へ住居を移したい旨の「奉伺候覚」を提出）約数十町歩の開墾をなし、同二年（一八〇二）の畑作場での収穫状況を原新助の名で報告している。

（武川場所開発作毛収納書）…「千島志料（菅原夏蔭編）」による

大根　一万八千本余、此外野菜物種々作付出来、大麦　二石七斗、小麦　八斗、粟　二升
大豆　十三石九斗、小豆　六石六斗、蕎麦　八石六斗、黒豆　七斗四升、菜種　二斗八升、
〆　参拾二石四斗七升、此俵数　八拾一俵七升、（但、四斗入）

とあって、相当の収穫が伺われる。しかし一方では国防警固の重要任務につきながら、家を建て道を開き、隊員一同の自給自足のため、開墾と耕作にあたる隊員が体験したことのない厳寒と風土病や凍傷で次々に倒れていった。この悲惨な有様を蝦夷地御用を命ぜられた箱館奉行支配吟味役高橋三平は、次の筆記を残している。

「手附同心共、一統出精仕候へ共、開発之儀ハ去申年（寛政十二年庚申）初年の儀故、当地へ差仕候而家作其外道作等人夫掛候間、開発之方一向捗取不申一同恐入候。当春（享和二年）ハ開発之為重々出精可仕存込ニ御座候処、当時モ流行仕候病気ニ而病人多ク、其上死亡仕候者数多御座候ニ付、一統此節気後レニ相成罷在候」

又、津軽藩士の「松前話合日記」（文化四年）には、北辺警備で恐れられたのは「浮腫病・水腫病」であり、顔がむくみ歯茎から出血、胸部から浮腫が上部に広がり死亡する一種の風土病と考えられた。実際には冬期の生鮮食料欠乏から生じた「壊血病」で、藩命で各藩士が身仕度不充分なまま派遣され、生木の材木、茅ぶきの粗末な住居、防寒

の用意、夜着・布団さえ不足、食料は米、味噌、塩、漬物にすぎず、野菜はおろか鮮魚でさえ秋から春迄摂取できなかったことによる。（北海道の歴史と風土）

（厚真村史二九～三〇㌻に）

和人の最初に在住せるは寛政十二年六月に始まる。即ち南部藩士森田勘十郎及び幕府槍奉行附八王子千人同心頭原半左衛門手附　田宮紋右衛門ら浜厚真にて歿せりとして、六人の歿年月日、法名が明らかにされているが、厳冬の初年度の一、二月に集中し、南部藩士森田勘十郎ら二人、八王子同心手附井上長次郎（四月没）ら四人の痛ましい殉死の記録が、様似等澍院の霊名簿、過去帳に「アツマにて死」とあり、勇払会所から移駐して協力警備に従事された、暖地の関東、東北出身者の死闘を偲び追悼するものである。

結局、蝦夷に渡来した同心ら一三〇人中、箱館詰九人、白糠二六人、勇払（鵡川）四三人、山越一人、帰国一九人、死者三二人とあり、入地後四年主体をなした新助は文化元年三月（一八〇四）箱館奉行支配（有珠の虻田牧場）に転属となり、鵡川開発畑作場は放棄された。

又、河西祐助は河田甚太郎共会所詰となって在勤、原半左衛門手附の者の拓警事業に関した管理・会計部門を原新助は現業部門と両輪の関係で勤め、勇払会所で最高地位者として産業、交易、司法も併せ支配し、「勇払、石狩場所一件」にみられるアイヌ漁業権紛争で、両人が直接裁断を下し、直轄経営である勇払場所のアイヌを擁護した。文化四年（一八〇七）春、露船二隻がエトロフを侵害し東蝦夷各地の人心を極度に動揺、勇払、沙流間の和人妻子を美々を越え千歳会所へ避難させたとある。

勇払の地にこれら蝦夷開拓移住隊士の墓の中に、東蝦夷地最初の在住家族の墓「河西梅女……清涼院蓮室浄香大姉享和三癸亥歳五月二二日亥中刻寂」、裏面に「東蝦夷地勇武津在　河西祐助知節　猪子氏女俗名梅　行年二五歳」

と刻記され、左面に陰刻した。

哭　家人　河西知節

萬里遊邊功未成　阿妻一去旅魂驚
携児慟哭穹廬下　難盡人間長別情

（萬里の辺に遊びて功未だ成らず阿妻一たび去って旅魂を驚かす
児を携えて慟哭す穹廬の下　尽し難し人間長別の情）

の七言絶句こそ、二人の幼児を残して他界した愛妻を恋う夫祐助が詠じ後世の人の涙してもなお余る史実である。

文化五年（一八〇八）「毛夷東環記」（山崎半蔵　斉藤某　合著）には、

ユウフツより一里行、アッマ川。大川船渡し、夷人此川に添て住む。夫より二里半斗にてム川。夷家四五軒。川を越大塚あり。曰是より南千人頭原半左エ門開発畑場有旦此所千人同心在住酉年始て村形を作、御雇同心共入加家数拾三軒何れも玄関形を仕附たる家作なり、是迄夷家もなき曠野なるに一旦夕に格別の村となりたり、田畑作物色々。此武川在住千人同心本書の如くなりしが何れも水土に不伏故か多分病死し（略）

頭役原新助を始め各所々へ移住して今は家一軒もなく元の曠野平野と荒果狐狸の棲家となりて只築地屋敷形のみ残れり、一此川目の夷粟稗煙草などを造り、酋長富貴にして三年の貯ありとぞ（略）

ム川開発所より新道山道なり、三里行きサル川、大川なり船渡この所夷家四五軒（略）

とあり、鵡川畑作場について、チンコタンの伝承に「エンドトノ（江戸の武士）がコタンの浜近くで色々なもの耕作していた」と伝えられてきた。

第四節　シコツ十六（勇武津）場所と内陸踏査

㈠　シコツ十六（勇武津）場所・会所

胆振東部地帯の勇払は、東蝦夷地沿海路の中央部にあり東西蝦夷地を結ぶ「勇払・石狩越」の重要な地理にあり、

アイヌコタン（集落）の密度も高く、シコツ十六場所と称され松前藩の知行・商場や請負場所と変遷する中で、生産流通の場として和人往来の多い賑いの地帯として伺い知ることが出来る。

勇払の地名は、「イブツ・ユープト・ゆうぺち・いふつ・勇武津・優武津・裕富津」等と表わされ、明治三年に「勇払（ユウフツ）」と統記され当地方の中心であった。

又、道内の多くの地名がアイヌに接した和人により記録残された様に、厚真についても本誌六一ページに記述されているように地名表記の変わりがあり開拓使によって、国郡町村区画（村落統合含む）設定により、明治六年には「厚真村」と呼称される様統一された。

シコツ十六場所の様態　十七世紀頃、地方事情を知る文献には津軽藩による「津軽一統志」を始め、その後文献も多くなって来た。当地方の様子を探る記述を列記してみる。

一、元文二～六年（一七三七～四一）……来蝦の板倉源次郎「北海隨筆」の中で、「奥蝦夷ユウブツと云川は、此イシカリを倍せり大河なり又、河辺蝦夷村多し。蝦夷地にて夷人多きは此ユウブツを第一とするよし」とのべているが、勇拂川の大きさに誤りはあるが、大アイヌコタンのあって本流域に鵡川・厚真川流域を含む、シコツ十六場所を設けそれぞれ知行地としての商取引が行われ、運上金を徴したのでも分る。

蝦夷は海辺に住みて、山に住むは少なく、漁人故なり、山に住む蝦夷は稗、粟を作り獣を取り食し皮を着す。漁労には、海漁と川漁（鮭漁は秋から初冬に産卵に川遡上するを捕獲し）冬季間干魚として貯蔵、鮭と鹿はアイヌの重要な食料である。

二、天明三年（一七八三）…この頃から、タルマエ・マコマイを中心とする当地方の沿海部の漁場は、蝦夷地第一を誇る「鰯漁場」として、場所請負制・商業資本による大量漁獲で浜は活況の賑いであった。

又、シコツ十六場所につき、この場所はシコツ流域八ヶ所、海部に六ヶ所と十四場所に統廃されており、後

に箱館奉行羽太正養によりシコツを千歳・千歳川と改められた。千歳川は石狩川の支流で東蝦夷（勇拂）から、西蝦夷地（石狩）への一大幹線である。

三、寛政三年（一七九一）…「アツマ場所」　東蝦夷地道中記によれば…「アツマ場所一名ツケツへと唱ふ。厚谷伴蔵給所云々。」と記され、ツケツへは厚真川右岸の支流にあるチケッペという地名によるもので、この西側台地にはチケツペコタンがあった、したがってアツマ場所と称した（現在、厚真町市街周辺で厚真川中流に当る）。但し中流より下流の浜あづまを含めたか確かでない。

「上アツマ場所」松前国道中記（元文三年一七三八）に松前藩直領地となった。前述のアツマ場所が厚真川中流であり、上アツマは上流地域と思われるが、その区画は明らかでない。

シコツ十六場所（この知行所一覧は、享保十年頃（一七二五年頃）の『松前国道中記』による。又、寛政頃（一七八九～一八〇一頃）蝦夷地に八五場所（東蝦夷四三・西蝦夷四二）あり）

因藤官司殿知行所	タルマイ	産物　干鮭、鹿ノ皮、品縄、秋味有
工藤平右衛門殿知行所	マコマイ	産物　干鮭、品縄、鹿ノ皮、秋味有
蛎崎四郎左衛門殿知行所	ホタナイ	産物　右同断
厚谷伴蔵殿知行所	アツマ	産物　右同断
厚谷新下殿知行所	ヲシツコ	産物　右同断
工藤清右衛門殿知行所	アツイシ	産物　干鮭、鹿ノ皮、品縄、秋味有
小平甚左衛門殿知行所	ヲサツ	産物　右同断
御場所　大久保宗次郎上り地	ロウサン	産物　右同断
加藤兵八殿知行所	上アツマ	産物　右同断
木村又八郎殿知行所	下マヽチ	産物　右同断
松前鉄五郎殿知行所	上マヽチ	産物　干鮭、品縄、鹿ノ皮、秋味有

※上アツマ知行所は、（直領－加藤九郎左衛門）となる。

佐藤專右衛門殿知行所	ムイシャリ	産物	右同断
今井善兵衛殿知行所	井ジャリ	産物	右同断
岡口彦兵衛殿知行所	チイカキ	産物	右同断
牧田源八郎殿知行所	マス	産物	干鮭、鹿ノ皮、品縄、秋味有
麓　運治殿知行所	上ムカワ	産物	右同断
左藤東馬殿知行所	下ムカワ	産物	干鮭、鹿ノ皮、品縄、昆布、秋味有

「以上地頭所十六ケ所、ロウサン共に十七ケ所惣而上蝦夷地、下蝦夷地共に秋味の運上金一統、公儀持分之所、此シコツ十六ケ所の内秋味場所杯もあり。然共十六ケ所地頭一統に従公儀近き頃秋味□□十六ケ所の地頭へ配分なし被下候。今は多分秋味名代今場所に寄せ五両、七両と地頭へ納るなり。」（『松前國道中記』　享保十年頃　写本）

これらの知行地に成立した商場・請負場所（運上屋）について、「蝦夷商売聞書」・「松前国道中記」・「松前隨商録」「蝦夷双紙別録　天明六年（一七八六）」・「東西蝦夷地場所附　安永九年（一七八〇）」によると松前藩家臣の世襲場所が多く、役籍や大場所が直領となる場所、又、請負場所制では商圏として複数場所を請負った。

四、天明四年（一七八四）…「西蝦夷日記」…ソウヤ（宗谷）場所での幕務を終えた田草川伝次郎が、「十月十日イシカリ川遡リ、ツイシカリ小屋泊、十一日シュママツケ（島松）、船繋ぎ泊、十二日イチヤリブト（漁太）へ着止宿。ユウブツ（勇拂）領出会所平常明家本陣風作り、十三日出船ヲサツ（長都）石狩図合船下り、千歳川アクツ舟（屋根付小舟）に乗換え、千歳出会所迄四里折々にアイヌ家あり皆鮭漁のようす。十四日会所出立、ビビ（美々）迄陸行、乗船ビビブト番屋を経て夜七時前ユウブツ（勇拂）着岸の会所に泊す。

石狩川、千歳川　陸路（千歳～美々）　美々川・勇払川　四日間費す

今日の行程…ビビよりビビブト迄陸行二里、ビビブトより乗船し美々川下り、ウトナイ湖（長さ一里）、夫より勇拂川下る（二里余）。石狩場所から勇拂場所迄、行程四日を費す。

千歳川に先年運上家十一軒有、今「ユウブツ会所一軒、出会所は千年（千歳）川也。賣買場二軒有、夷人皆銭にて賣買いたす也。」又、勇拂会所の浜通りつき、東のムカワ迄四里、西のベツベツ迄へ七里十四丁、馬四十頭程いて荷物馬車和人・アイヌとも牽く。五時前勇拂を出立、七時頃シラヲイ（白老）へ着会所泊…

アイヌの使役と勇払場所（会所）交通・集産・交易の要拠

五、享和元年（一八〇一）…「東夷周覧」（福井芳麿）の記録に…「ユウブツは松前より行程凡八十里余、以前は松前家臣の給地、征金三六〇両、夷人稼業男春は香蘭取り、三月末より夏まで男女共冬稼の産物干過腊魚をシコツより二里余の山中を背負、夫より五里余川船にて積くだし、ユウブツ浜にて船積の助けをなす。此近辺山なき故に薪乏しく波浪荒き片浜にて、漁業なく夷人浜辺に住居なく、三、四里或は十里余も離れて住居す。此所稼業なしといえども廻船出入の地、西北通行の辻なれば以前より会所を建る、而も廻船掛り潤なく、荷積の時は二、三百石積より、以下は浜に引き揚げ荷積し順風を見極め出帆する也、夷人撫育等の名目のもと請負場所の蝦夷交易に従事する。

六、弘化二年（一八四五）…松浦武四郎の「蝦夷日誌（初航の頃）」

ユウフツ（弁天社）浜に鰯漁小屋有、ここからトワシユマ（トアツマとも云う、橋有）、アツマ（幅三〇間、舟守、上に沼、夷人小屋、有。此川上遠しと聞く）土人云う、此川上、ユウハリ是より落来るとも云へり、此所の乙名ヘロクと云うは、東蝦夷アイヌ第一の家柄で宝物も多く、又判官様も此家の聟となり…等云伝ふ…

七、安政三年（一八五六）…「協和私役（窪田子蔵著）」の中で、「ユウフツ出稼の所、菜園あり出稼の者皆鰛漁（イワシ）のみ為し、農事を勤るものなし」…と云っている様に近隣のアイヌの出稼場所であった。

（※松浦武四郎の安政五年「厚真踏査」時、アツマコタンの家々から相当の雇稼があったことが、人別調べの中、二四軒、一二四人（内雇・出稼三九人）の多くが、請負場所の鰯漁等の使役に従事していたかが伺

い知ることが出来る。

北海道漁業史によると、安政の頃、鰛（イワシ）漁による〆粕の産出も増大、これ等の産物は箱館に集産され、本州に移出され、当場所の樽前浜などの産物は、最上品とされていた。）

八、安政五年（一八五八）…「東蝦夷日誌」（松浦武四郎）には、この中で「シコツ場所―ユウフツ場所（会所）」の変遷・取引について。

（請負人場所下での給所（運上屋）は十四から二ヶ所、勇払会所に集約される（鮭漁から鰯漁へ））

・天明五年（一七八五）頃、十四軒（勇拂六軒、千歳川八軒）の給所・運上屋有、入会給地の決済方法で初め十一軒、更に四軒遂に二軒（勇拂に会所、千歳を出会所）にして、経費の節約、会計の正確、金融、入出荷の簡素化を図ったこと。

・千歳出会所は賣場、買場の二軒に分け集出荷され、産物を巧みに捌いたこと。

・アイヌに金銭取引をさせたこと。

又、「水路志」で千歳に蔵々建物多し、前に川有（幅二〇間、源シコツ湖）板橋を架、其辺丸木舟多く繋、是皆石狩通ひの舟也（下り二日、上り三日）、土人小屋十五軒西岸在。…

石狩舟路二十八里、ユウフツより陸路七里、此所文化度僅の漁場なりしが、山田某（請負人山田屋文右衛門）ユウフツへ新道造る。渓の荷物は馬牛車にてヒホユカリ（陸路二里）迄運び、其より船にて浜に下る様にし、又今度石狩越新道開けば、東西の道出来漁時頗る繁華の地に成る前にと弁天社、石階三〇余上り左八大龍王、右円空鉈作像を安置したり、今日は盂蘭盆の御神酒、赤飯等盛持来り……勇拂会所は現苫小牧の東方六海里にて勇拂川口附近で、五百石積の和船が出入していた。

勇払「勇武津」場所・会所の様態

慶長九年（一六〇四）松前藩の成立以来、東西蝦夷地をも警備の任務としているが、蝦夷島の隣国であるロシアの南下急進など北辺の危機に直面し、国防上の必要から寛政十二年（一八〇〇）幕府直轄とし、当地方も従来の十六場所を勇払場所に統合し、警備体制を附与、松前藩の外、南部・津軽藩が分担勤番することとなった。

（勇武津場所様子大概書）

寛政十一未年御用地に相成、享和弐戌年永御用地に相成。
松前若狭守直領（ユウフツ）

麓　小兵衛　今井新右衛門
前田藤九郎　佐藤東馬
岡口彦兵衛　贊屋（座）平次郎
元佐藤周左衛門　松前鐵五郎
工藤清右衛門　小平甚左衛門
柿崎（場）四郎左衛門　贊屋（座）新下
遠藤豊太郎　給地入会

東蝦夷地の内勇武津場所、松前より海岸里数凡八拾里。

一　元運上金三百六拾両

内訳

元松前直領　ロウサン（元地）場所　運上金　四拾九両弐分
元麓　小兵衛給知　上武川場所　運上金　六拾両
元佐藤東馬給知　下武川場所　運上金　六拾両

元佐藤周左衛門給知　ムイサヲ場所　運上金　四両
元工藤清右衛門給知　アツイシ場所　運上金　三拾弐両弐分
元小平甚左衛門給知　ヲサツ場所　運上金　三拾両
元贊(屋)屋新下給知　ヲセツコ場所　運上金　三拾両
元贊(屋)屋平次郎給知　アツマ場所　運上金　弐拾弐両
元今井新右衛門給知　イサリ場所　運上金　弐拾七両
元岡口彦兵衛給知　チイカリ(イ)場所　運上金　五両
元前田藤九郎給知　マス場所　運上金　拾八両
元松前鐵五郎給知　下ママツ場所　運上金　拾五両
元柿(畑)崎四郎左衛門給知　ホタンチ(ナ)イ場所　運上金　弐両
元遠藤豊太郎給知　タルマイ場所　運上金　五両
元小林嘉門給知　上ママス場所　沙留場所持添
是は元運上金サル場所の内にあり

〆　拾五ヶ所
出荷物
鮫　椎茸　魚油　干鮭　秋味

一　会所　壱ヶ所　梁間　五間　桁行十八間　支配人壱人　同手伝壱人　通詞弐人　番人弐拾四人　馬牽壱人
一　下宿所　三ヶ所　一　板蔵　四ヶ所　一　荷物板蔵　三ヶ所　一　弁天社　壱ヶ所
一　会所附蝦夷船　弐拾艘　一　会所附持府船　弐艘　一　会所附川船　四拾艘　一　会所附馬船　三艘
一　売場買場会所　弐ヶ所　同売場　梁間　四間　桁行拾六間　買場　梁間　四間　桁行二拾四間

一　正一位稲荷社　壱ヶ所　一　弁天社　壱ヶ所　一　板蔵　四ヶ所
一　番家（イサリフト）　壱ヶ所
一　番家　壱ヶ所
一　蝦夷家数　弐百九拾九軒　惣人数　千弐百三拾八人　内　男三百九拾六人　男幼年弐百三拾八人
女三百九拾六人　女幼年弐百八人
惣乙名　フンヒラ　リシネリ
ヨツカシリ　脇乙名　シランカト　惣小使　リツケシノ
サエタリ　チヤシカ
並乙名　ロウサンリタンネ　チノラム・上ムカワ　シモレカ・下ムカワ　チエケシ　イヨノ
ヲリコシマ　アイカシ・ヲサツ　トテワカイ
イサリ　ヌカンランケ　トエカリシテ・チイカイ　ヲカレフ・トアツマ　イタリラウシ・ムイサリ　コマワカ
中アツマ　フサモツ　クツサン・ホタンナイ　ヒウキ
並小使　ロウサン　ハエリキ・トムカ　ツトルコ（ママ）・アツイシ　ヲツカシュ・ヲセツコ　クワノ・イサリ　ハンクワ・
マスコアフカシコロ・タルマイアメランケ・下アツマ　アンカシュ・中アツマ　トンナンコロ

勇武津は近辺に山も無く、海岸かけ払の浜辺にて浜手に住居無、薪木も不自由也。浪立荒き片瀬、海岸も無き所故、夷人も三、四里より拾里余迄の内所々に引住居也。此処に稼なけれ共、廻船出入の場所又は奥地えの道筋故前々より会所あり。

一　夷人食物は四季共に魚狗（約）にて取続き来候得共、海漁無ゝ数故川漁をして夫食とす。初秋よりは千年川にて鮭漁有、是を重の食にし産物に出す也。場所に寄、粟　稗　大豆　小豆少し作れとも、千年川場所は先年タルマイ山焼、右の焼砂にて作物生立難く所多く有、うはゆり、ふくしや等を取糧にもする也。
一　此所廻船掛澗なし。荷物掛積の前故（処）弐、三百石積より以下の廻船を浜え揚船に致し置、日和見極荷物積立出帆也。
一　千年川辺山中の木立楢　柏　桿　椛なり。

一　武川山入アツマ山入木立は、とと　桂　せん　板屋　楢　柏　椛也。

一　武川巾七拾間、アツマ川巾三拾間位　ユウフツ川巾百間余　タルマイ川巾弐拾間程　船渡。其外小川あれ共皆歩行渡也。

一　武川渡場より西地役御雇の物居(番)小家幷畑作場有。

一　男は春の内椎茸を取、其外稼なし。三月末より夏まで男女共千年川場所より冬稼の産物干鮭弐里程の山中を背負運ひ、夫より五里余川船にてユウフツ迄積下、船積の手伝等にて、是迄海漁もなき故に、御用地になり春夏の内海漁試稼を始、秋より冬は千年川にて鮭漁のみ稼也。女の場所により作物をも少々仕付、又はうはゆり　ふくしやの類を取食物の糧に致し、厚子を織、男女着用にする也。

一　浜辺地名

へつへし　たるまい川　にしたつふ　こゑとゑ　まこまへ　さつたつぶ　ゆふぷつ　あつまつ　ゆるしかへつ　ちくにろしけ　むかは

一　勇武津より千年川稼場地名

ふしこあびう　とまむのしけ　くしへつ　あひう　おろけし(ヲタケシ)　ゆふゝる川　きむんけとふ　ひゝ川　ふつるつゝし　はんけなひ　へんけなひ　ゑりもつない　うえんなひ　うゑん(ママ)なひ　れふけゝにうし　ひほふう　へんけひく　はんけひく　るひかおもこつ　おにこつ　きしやうこつ　まくつ(こ)川　ちとせ川

一　千年山　イサリ山　タルマイ山とて余程大山あり。此谷間に千年沼あり。東西五里程南北三里計、深さ限なし。此沼より落る水筋千年川と言、川丈凡六里、此川筋秋より鮭漁稼場也。千年川下の沼あり。凡一里四方、川末にて石狩え落る。

右千年川筋地名

ふひう　しよつき　ゆふなひ　しよとくんね　しねちへ　おせつこ　ゑゑん　ぬたつふ　いよこつふと　ぬつは　おくるしみ　ます　なひ　なひふと　ふるきし　べさ　かまは(ば)　うんこし(ら)　とへとまい　ひるしやたら　ふれとゑ　しやつへつはるおほはつたり　まくつふと　へんへつ　にしこつ　ちかふと　おさつ川　しくはい　いしやう(り)　むさ(イ)里

一　武川はトカチの山続、川丈凡二十里余の内川上を上武川と言、夷人住居す。川下を下武川と唱へ夷人住居也。

せるにうし　はつたりうし　ほふへつ　ゑふるなゑ　とろしや　るへしこ　かへくる　いなへふ　にわん　きなこし　ゆく
へつ　きうかた　おいへつ　らしね　いもくへ　むかわふと

一　あつま川は西蝦夷地ゆうはり山に続き、川丈拾六、七里の内夷人住居也。

地名　ちりちり　ちけるへかんべ　とんにか　へはゑつふ　つけへつ　しふん

一　白老境より沙留境迄拾三里余の間浜通り難所なし。

一　千年川より石狩迄川路弐里余、石狩二日にて下る。

一　勇武津場所会所呑水はユウフツ川の流水を用ゆ。

一　此所最寄に山もなく、海岸掛払故風烈敷、寒気も至て強きなり。

一　場所境　西　ヘツヘシ　東　カムイトイアン　フイハツフ　但　西境より東境迄海岸通里数拾三里弐拾三丁余

一　廻船入津　西　南風　一　同出帆　北風

右勇武津場所元運上家拾五ヶ所、寛政十二申年よりシコツ出張番家四ヶ所に相成、壱ヶ所に通辞壱人番人四、五人宛にて勤、左の通場所割有レ之

ロウサン附　ヲセツコ　ムイサリ　タルマイ　アツイシ　ヲサツ

上ム川附　アツマ　下マヽツ　ホタンナイ

下ム川附　マス　チイカイ　イサリ

マヽツ附　シコツ川　下アツマ　是はサル夷也

内　マヽツ出張は沙留場所持添　享和元酉年五月よりユウフツ持になる

夫より文化子年五月より、シコツ出張四ヶ所相止め、売場　買場両会所と相成、銭交易始。勇武津川より東の方海岸に前々より有レ之十五ヶ所運上家を改め、寛政十二年申年より会所壱ヶ所に相成候処、文化元子年海岸波受にて川より移し、新規

地形幷四方土居　南北三拾間　東西六拾弐間　御普請有り。文化二丑年二月よりシコツ川唱不レ宜として千年川と唱へ候様相成、武川昼休所幷地役御雇の者居小家　畑作場は、寛政十二申年以来原新助幷手附同心開発場にて、文化元子年原新助幷手附同心引払の節残り地役御雇に相成。千年川弁天社は文化二丑年新規相建、其外同所稲荷社　勇武津弁天社等は前々より有レ之也。イサリフト番家は泊所にて、石狩より川筋通り也。是迄は同所夷小家にて旅人泊候所、文化三寅年新規番家泊所相建、むいさり番家は陸地石狩の路筋殊に干鮭稼場故、前々より番家有り。

勇武津場所里数

一　勇武津より白老境へしへし迄七里拾四丁　へしへしより白老場所迄壱里弐拾弐丁
一　勇武津より沙留境かむひとやに迄五里三拾壱丁　かむひとやにより沙留場所迄三里
一　勇武津よりヒノへ迄五里、ヒノへより千年川迄弐里
一　千年川よりイサリフト迄五里
一　千年川より石狩迄凡廿五里

（東夷穴々夜話巻之拾三）

◎「蝦夷入北記」（箱館奉行堀織部正に従属した玉虫右太夫著）安政四年（一八五七）より

幕政下の勇払地方は、

（ユウフツ領持主）山田屋文右エ門　（支配人）金兵衛

一、土人家数人別調（アイヌコタンの戸口）…（惣村数三四ヶ村・家数二二一軒・人数一、一一四人）

村別家数・人員本誌七九㌻に記載

二、土人産物買入値段調

生鮭（一束）一〇〇文、干鮭（一束）四〇文、アタツ鮭（一束）五〇文、椎茸（一〇〇粒）二〇〇文、榁縄（一把）二八文、同太縄（一把）四五文、生榁皮（一〆匁）二八文、木茸（一連）二文五ト、焚桃（一束）二八文、鹿皮（一枚）上－五〇〇

文、中－四〇〇文、下三〇〇文、

（御軽物買入値段調）

鷲尾（一尻）－(上)三〇〇文、(中)二五〇文、(下)二〇〇文、穴熊膽－一匁に付…二八〇文、但し、十匁以上は一匁に付二〇文増、野熊膽（一ツ）－(上)八〇〇文、(中)六〇〇文、(下)三〇〇文、穴熊皮（一枚）－(上)二、三〇〇～二、六〇〇文位、(中)一、〇〇〇文位、(下)八五〇～五〇〇文、野熊皮（一枚）－(上)九〇〇文、(中)七〇〇文、(下)五〇〇文、獺単（一枚）－(上)五〇〇文位、(中)四〇〇文位、(下)三〇〇文位、狐皮（一枚）－(上)一〇四文、(中)八〇文、(下)六〇文、狢皮（一枚）－二八文、狢皮（一枚）－一一〇文、

三、土人共へ諸品売渡値段調

玄米（一升）五六文、麹（一升）九〇文、清酒（一升）二〇〇文、濁酒（一升）一〇〇文、同諸味（一升）二〇〇文、地廻茛（一把）九〇文、掲布（五尺）二〇〇文、中形染（五尺）二〇〇文、永代張鋪（一本）一〇〇文、田代（一枚）(上)二八〇文、(中)二〇〇文、間切（一枚）二八文、裂織（一枚）六〇〇文、鍋（一升焚）三三三文、椀（一ツ）三三文、提子（一ツ）二〇〇文、鍬（一丁）六〇〇文、カモ々々（二ツ入一組）五〇〇文、繰糸（一操）四文、革針（一本）八文、小針（一本）四文、下帯（一筋）二〇〇文、古手（一枚）二〆五〇〇文、手拭（一対）二四〇文、酒桶（一組）一〆四〇〇文、鎌（一ヶ）一〇〇文、

◎備米積替制度と積立金により窮民救済

幕府は東蝦夷地直轄の際、各場所にも非常米を分け、「函館備米」の姿で場所毎に数十石ないし数百石を貯蔵して不時に備えてきた。文化十年（一八一三）の請負制の復活に当っても幕府の非常米の保管を請負人に托し、これを請負人の仕入米と混同させず、毎年請負人が廻送する仕入米の内から積替えさせた。これが備米積替えの義務の起りであった。

また二分積立金は、文化十年以来幕府が請負人に命じて、新たに運上のほかに百分の二を年々松前奉行に差出させ

て、この金をもって市中備米（市中囲米）を購入し、かつ米倉修理、倉番手当などの諸費にあて、町年寄に保管させ、市在人民の米の欠乏または廻米船の難破や米の産地凶作などの場合に、出願がある時にはそれを貸付け、年一割の利子を添えて返納させ窮民を救済したのが、請負人の二分積立金であった。

勇払場所での備米は文化三年（一八〇六）から設けられたとされているが、当時の記録は発見出来ず、文政五年（一八二二）の記録に「ユウフツ場所　弐百九石八斗」とあり、安政三年（一八五六）の記録には「ユウフツ備米弐百九石八斗　此俵五百弐拾四俵弐斗」とあり、その数量は直轄のころと変わりなく遵守されていたと思われる。

(二)　松浦武四郎　東西蝦夷「ユウブツ領・安都麻（アツマ）」踏査

※　松浦武四郎は、文政元年（一八一八）伊勢豪農の家に生れ、津藩の儒者平松楽斉に学び十六歳で江戸に出てより、諸国漫遊始まる。蝦夷地には六回も渡来し、幾多の図書を残し、開拓判官として「北海道の名付親・十一国八六郡の原案作成等、不朽の功績を残す」、蝦夷地探検時の日誌、図を基に「東西蝦夷山川地理取調紀行、東蝦夷日誌（八冊）・西蝦夷日記（六冊）……文久三年（一八六三）」出版したが、弘化二年（一八四五）、同三年、嘉永二年（一八四九）の前三渡航は単身で、蝦夷地・樺太・千島を探検、踏査し精密な地誌「初航、再航、三航の各蝦夷日誌」を嘉永三年に世に出している。

ここでは安政五年（一八五八）箱館を一月二十四日出立ち、八月二十一日帰着する迄、蝦夷地東西の内陸部に踏入り先住アイヌを案内役として調査した。ユウブツ領（勇払会所）とアツマ（安都麻）の記述を表わす。

（勇拂地方の様子）

ユウブツ領の此辺、皆南受の暖地にて沙浜波打際より上に二、三丁に路肩（ツマヅ）、蹟く石一つなく、鰯（イワシ）屋左右に立並び酒肆（サカヤ）・茶店もさまざま暖簾（ノレン）さげ、仲々蝦夷人の里とは思はれず。其繁昌の地タルマイ廿余丁川幅五、六間、小休所有。名山図絵（谷文晁著）に玳瑁陟（クイマイノボリ）とあり、其嶺は赤禿碓石にて春靄（モヤ）深き日、朝夕陽のさし輝く時は、各所の立樹は黒く斑の如く見ゆ、

イワシ漁場賑い

樽前神社噴火焼土

垂舞（タルマイ）山の拝殿、本尊は円空鉈作（ナクヅクリ）の観音（寛文六年八月廿八日作納）…此山昔噴火で焼たる由、辺り皆五寸ばかり焼沙（ヤケスナ）有、

支笏湖間道　以前慈覚大師建立堂有伝ふ。…此辺よりシコツえの間道有（極難渋也）。…ニシタプ昔川上に森有、コイトイ小川・橋・

錦多峰～苫小牧　小休所有、トウマコマイ上に沼有、是垂舞越にて通りし也。マコマイ（小川、漁屋多し、小休所）、タナシリ小高き処義

千歳道入口勇払会所　也、過て（此処チトセ道入口）「ユウブツ（勇拂）会所」前に至る。（此処より箱館海上五十五里、白老九里の地）。

勇払会所　会所・通行や・勤番所・備米蔵・漁や・板倉・馬や・船くら・鍛冶や・雇蔵など、元は松前藩十三軒入会の給所にて、

土人（文政改（一八一八～三〇）…三一二軒、一、三一二人・安政改（一八五四～六〇）…二二八軒、一、一七九人）、

牛馬沢山、産物は鰯八分鮭二分、鹿皮多し、夏日の漁時諸方より出稼多く、取上高一〇〇石内、十五石会所納、八五石自

分取法也、是東部第一の漁場也。又石狩越新道有、ビビ迄小船も通じ頗る便利。

東部第一の漁場　会所前の橋（三十余間ユウブツ川）往古は川東に惣場所の売・買場有、交易無由、寛政十二年（一七九九）より会所一

石狩越新道舟便　軒と定む。後文化元年（一八〇四）橋東度々風波欠崩で今の地に土居築き移す。前浜大船沖懸（かか）り小舟川口に入れ荷役、傍

勇払場所商取引場　に不動堂・稲荷社、又川東に漁や・土人雇小や、台場有、沼の小島に弁天社（円空作木像造地蔵尊安置、海難に祈誓頗る

会所移築と交易港　験有）此辺より上一面茅野也。玫瑰（ハマナス）・沙参（ツリガネニンジン）多く、サツトウ（乾小沼）有。

弁天社海難霊験

（勇拂会所で領東「安都麻（アツマ）」等踏査の準備）

安政五年（一八五八）六月廿日…明日よりのアツマ行の事相談。案内者探索するに会所支配人　金兵衛より、アツマ・ムカワ越故、当所で案内と世話掛り、アツマはトンニカ村乙名板蔵エカシユ。ムカワはイナエフの乙名板左衛門。尚、ホヘツフトより上の事はイクラムカに委ねる。米・味噌・烟草等用意し、明日はトンニカ辺迄是非行く由。夜間出立に際し酒一升を遣し、木幣を削りてアツマ・ムカワの両川の神え納める。

（六月廿一日）…微明に支度出来候と来る。昨日三人の外ムカワよりモイヘツのイシランと板左衛門の僕シフリと云う者同行、合せて六人にて出立、只朝陰に一鞭加え、一里トユウフツ（小川橋有・小ユウブツの義）とコモベツ（小川・川上へ流る・戻川の義）を越て、トアツマ（小川・アツマ枝川、浜厚真に一里程の入込み川巾三間計、遅流深し魚類なく其源は谷地に成る）経て平原行くこと一里計でアツマ川に到す。

アツマ船渡場

「アツマ渡場」此処浜より五〜七丁上、川巾三・四十間、川東に渡（船）守（・家主年齢不詳、妻、姪男の三人暮）、隣家（・家主極老婆七八歳・聟・妻の三人）是孝行由にて先年書上成とか、家傍に畑少有、稗・粟・仙台蕪・隠元豆等多く作る。前に小休所有、先の洪水時畑も半ば流しぬ。

孝行褒賞畑作少々

入鹿別川下厚真川迄

此処のうしろ浜の方にユルシカベツ（入鹿別川口・川巾五、六間、浜の東に入る、其腹立怒る川義也）夷家後より川東岸を茅野原入る五、六丁トツホ（小川・水悪く桃花魚（ウグイ）・チライ（イトウ）外なし・少し上り二ツめ小川で此名有）を経て蘆萩岸上る、十七、八丁で、シユブン（小川巾二、三間、遅流深く此上谷地で水悪く桃花魚（ウグイ）外無し、シユフン桃花魚の事）此川西岸下二丁の方にトイボチ（小川で残るも昔、ユウフツ川筋のうち切落し事義）又少し西岸上にウシヽベツ（小川、茅野下より来る、ウシヽキナと云う枯れぬ草有又、ウシヽ＝ひづめ多し平地より追々樹木生い河流屈曲す）。扨東岸又上る廿丁計、平山に雑樹木有り凡十丁上り皆大木原也。其山上るや　キムンコタン（アツマ川東岸高き処、「山の村」云義。夷人「アイヌ」集落である）人家凡十軒　最早昼近きなれば人家に入て休む。

牛志別川（其栄下農川）

土人の言に此村三十余年前（文政末頃―一八二五頃）迄シユフン川端に有るも洪水で押流されてより、此に移るとか。

開文（厚和）

会所の帳面にはシユフンと有る也。

厚真第一の「キムンコタン」集落

・家主（六三歳）・倅・妻・倅・弟・出生児…六人暮。うち倅は浜雇出稼（其隣）

会所「人別帳」持参

・家主（三九歳）・妻・倅・妹・弟・…五人暮。うち主・倅雇出稼、畑作り居る（其隣休む）
・家主（四三歳）・妻・娘・妹・弟・妹・弟・出生児…八人暮。主・娘・妹三人雇稼。（其隣）
・家主（六八歳）・娘（番人の妾）・孫…三人暮　（其隣）
・家主（四二歳）・妻・娘・妹・僕（ウタレ）…五人暮。主・娘雇稼、僕病身妻養い居　（其隣）
・家主婆（六九歳）・娘・倅・嫁…四人暮。（其隣）
・家主（五七歳）・倅・妻・娘・妹・…五人暮。家主は雇稼　（又其隣）
・家主（女四七歳）・此者夫死に後家にて娘一人育て…二人暮。　（其隣）
・家主（五三歳）・倅・弟・弟…四人暮なれど・皆雇出稼、家此処え指置。　（又其隣）

以上、「キムンコタン」十軒五〇人（うち雇出稼十八人）

・家主（五五歳）・倅・妹・娘・妹・弟・妹・出生児（番人の妾妹の子）八人暮・家主妻死後病身・倅・妾妹浜出稼　とか

惣て此村など西在（西蝦夷地）とは違い、何れの家にても畑を耕し、烟草・粟・稗・隠元・蕪等を作り、家ごとに十、廿俵の粟稗を取らぬことなしと聞けり。然るに此間の水にて皆押し流し、皆眉を蹙め居たりけり。又此十軒一条の町の如く成て軒並びに続きたり。実に東部のさま西とは大に異り、此も全く文化度の余光（前幕領時代の手当など）の残りかと思ひける。村中の者凡三十人計り来り見送りけり（此村よりニワンえ山道三里半有近きよし）　是より樹立原を馬にて下ること凡二丁、渓間に入りてシユブイウシ　此処少しの沢渓なる処一ツの冷水有。よき水出たり井泉となし村中の飲水にして、極寒の節も凍結するなしとか。（シユフイ…井泉。ウシ…在るの義）

「キムコタン」より厚真と別仁湾と厚岐知決辺分点有

また是より樹木原行こと凡十七、八丁、処々溜水有此間の洪水の時の水なりとか。（六月十三、四日）過てノヤウシベツ（蓬多き沢川）に出づ、まだ水引切れず川幅十余間にもなりたり、先行の板蔵第一番に裸に成て川に飛込し処、中々背立ず游ぎて向ふに行、第二番にイクラムカ等追々五人の者皆向え游ぎ着て又此方え帰り裸馬になして、岸の大木を三、四本倒し、向岸え届きし方を越て試み、枝の上を鞍や荷物をこさせ、馬六疋

上厚真附近野安部川

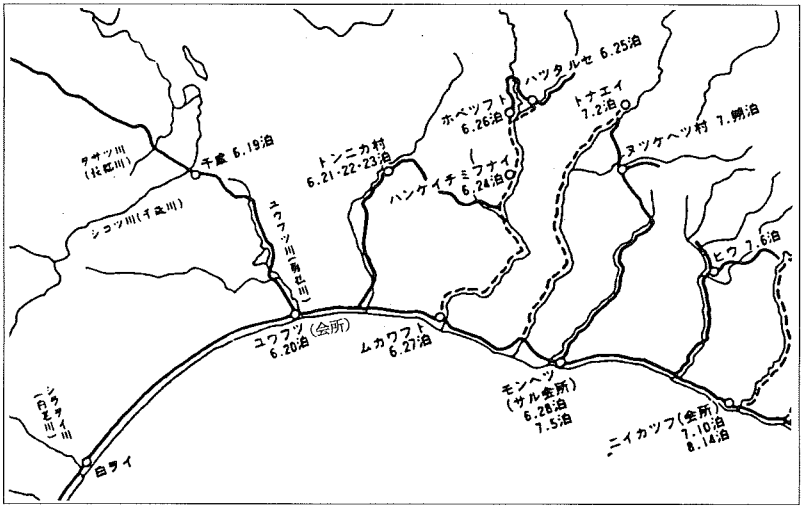

松浦武四郎の蝦夷踏査（うち勇拂領）経路

珠数繋ぎにし川に追込み向ふに渡し也。其働並々の事にあらず。予も辛うじて枝上を渡り向方にて支度し出立しぬ。

（聴き取り）豊丘　軽舞

拗此川すじのこと聞に、七、八丁も上るや、チェホッナイ（魚類多く入る川故号す、右方の小川）又、少し上りてニベシベ左小川、此処楡の木多く有号すなり。また何皮によらず惣てアッシに織る皮多きより号すとも云う。また少し上り左に小川。トイタコタン此処昔、土人等住せしとか今はなし。只畑地のみ残るよりし号す。（トイタ…畑作ること也）

土人住み畑作の跡

また少し上る追々両方山高く成る也。

ノヤシベシヤウホ此川滝に成て落処有（ノヤシベ川の滝の意）。又、しばし上り二股に成、左の方にアショマナイ滝川に成るとか此辺ムカワのニワンの後に当るとか。

また、右の方はヲロウエンノヤシベ小川也。是屈曲蜿転して両岸峨々たる崖間に至る、よって号也。水源は平山、魚類鱒・鯇・桃花魚の三種で鮭はなしと云。源楓・桂・椈（セン）多し。

拗此処（ノヤシベ）の向岸に当り是川口見えないが　イカユフ西岸小川也、此西岸皆平地の雑木原也。（イカユフ…昔、神の矢筒此処に納置くの意）

東の小沼・大沼（干せ小さく）

また東岸ノヤシベより六、七丁上りて、東岸　ホントウ　周廻凡五、六丁の沼有、此沼小さき方なる故此名有るなり、芝実多し。又同処拾丁計り上る　サットウ　廻凡十二、三丁有るべし。此大沼は昔凡周廻一里も有しが、今干て小さく成り号る（サッテトウの詰りで干た沼の意）也。　此辺惣て平地。　拗又西岸は惣て平地で樹木原なる其処、　サルシマコマフ（本名シャリヲマフ後方湿沢有、其処蘆萩原なる故号る）　また少し並び上に　マンメムイ同じ西岸地味前に同じ小川也。（本名ヲマ、メムイ…畑無処誰まきしか粟・稗生ぜしの意）

拗、東岸サットウより左方に少し山有、惣て此辺樺木立、小高処上りて岸まゝ行七、八丁下り小川有、是をトンニイトコ（本名コムニイトコ…此山脈、槲柏の木下より生並び源の終りの意）是より又、岸まゝ下りて、　ニベシユシ小川の間に冷泉有。是ノヤシベの沢ニヘシユシの源なる。よって其沢左方へ落行く也。また平山一ッ越へて下る、凡廿一丁計にして　シイナイ（雄川と云う意）東岸の小川也。

（仁達幌）

また此処の西岸に当り追々小山有るなり。其処に小川　ニタホロ　西岸に有（本名ニナヲロ…薪・多し、是山野宿する者木を多く集め置き勝手よしからの意）也。　またシイナイ越え行こと十二、三丁惣て此辺平山にて其処を　チケツヘ

幌里チケツペの支流

（チ…山・沢川・ケツ…椴（シナ）・ヘ…剥ぐ（ハ）、此の沢昔より椴皮よく有故号す）

チケツヘ（知決辺）厚真

この所　人家五軒有。　乙名の宅にて休む。

・家主（乙名）（三五歳）・妻・倅・妹・妹・妹・僕（ウタシ）・同・娘…九人暮　乙名・僕両人・倅…四人雇出稼　（其隣）

・家主（四五歳）此者背病稼出来ず久敷臥居たり、妻も病身やう〳〵養居たり　（又其隣）

・家主婆（五六歳）倅・弟・三男・妹・五男…六人暮、婆と末子のみで四人雇出稼（其隣）

・家主（三十歳）女未だ夫持ず番人妾と成て、男子・妹を産し…三人暮。　（其隣）

「チケツヘ・コタン」五軒・二六人（うち雇出稼九人）

・家主婆（七三歳）・娘此夫死してなし・倅・妹・妹・僕女…六人暮、倅雇出稼

此処五軒にて人別二十六人なるが村には只老少のみ残り達者一人も残らざりけるなり。　扨此村より、（ムカワ）川すじのニワンえ（正＝アピラ川すじのニタツポロ）、道無けれど歩行よろしと凡三里半位の由也、少し山有るとかや。

川順現状と相違

扨、村を出て樹立原低き処、処々此間の水未だ溜りぬかりける処を行こと凡五丁にて（東）西岸。

ウクル　是（左）岸に有、此方より見えず（本名ヲクルキナウシ→ヲクルキと詰り後又、ウクルと転ず也）ウクルは喰草の名也、昔此処人家有由。今はなし。此川幅六、七間有由、此辺より少し西岸には山有る様に成り来ぬ、先少し上りてケ子イ（本名ケ子ウシ）此処平地に赤楊（ハン）多きよりして号すとか。　また少し上りてヲチセウシベ少し沢形ち有由。此処に鹿取共小屋有によって昔より号すとか。

宇久留（宇隆）

姨失山

また少し上り、ヲハユシナイ　左方小川（本名ヲハシチェホツナイと云う。魚取り腸切小屋干置し処、煤にて黒く成と云の意）。　また其少し上の右方、ヲムニナラ此処、川口留り〳〵する故に此名有とかや、また少し上りて右方　ヲタノホリ白砂山二ツ有によって号（砂岳の意）。また少し上りて　シットツコ　是ウクルの水源の由　其名屈曲蜿転したるより号しとか。此後は平地にしてアヒラ（正＝ニワン）の川すじに到るとか、其辺谷地多く又、鹿おびたゞしき由也。此川に鱒・鮭・桃花魚の三種ある由。

ウルク川筋

扨チケツヘより凡十丁来りけるやいよ〳〵道わるくなり、過て　フシコモウベツ川幅五、六間、浅し。此処昔の川跡、川の口・未なし。其名古き遅流川の由　又、十丁同じ木立原を行て　アシリモウベツ小川二間計り幅にて遅流。是モウヘツの新川也、其上小さき水溜り有由。此処馬越させるに甚困り、木多く切是を以て橋を架、漸々にて向岸に越たり。是より少し高き処五丁計上り　チホマナイ　小川也。其名、変化物が出此水呑故、土人等往昔より此水呑ざるとか号る也。（チホマは恐しきの意）

また此向岸に当りて　ナユケホチ　西岸に一ツ高山有。其名は鍵のこと、此山峨々と聳えたる故、鍵を上に懸て是にて上に上ると云う事也とか。　此山トンニカの向岸に当る也。

「トンニカ」松浦武四郎一行宿す（安政五・六・廿一）

扨チホマナイより川まゝ五丁計上り、其より坂三、四丁も上るや、平地にして山の峯つゞき也。

トンニカ村　此処岸の上少しの平地に茅野よく開けたり、其本名コムニカルと云由、此地槲柏（クヌギ）多きによって家を作るに、夷言でコムニは槲柏、カルは作る也。　人家四軒有、最早今日も暮近ければ、此度召来りし板蔵此度の案内者也の家にて止宿す。

四軒　廿四人　うち雇出稼　十二人

・家主は惣乙名（四九歳）云し此間死せし由。よって此板蔵（三七歳）秋より乙名、後家、娘（是先乙名の娘にて、板蔵養子也）・倅・姪の五人暮、姪は病人、板蔵夫婦は雇出稼。此家の内等を見るに、西蝦夷の土人等とは大に違ひ、凡行器の卅も有、耳盥の七、八ツ、筐の二ツ計、蝦夷太刀の二五・六振も懸、又短刀の七・八本も有る由語りけるなり。中には至極おもしろきもの見たり。

・家主（三五歳）・姉姪・隣乙名妾・娘・僕…五人暮。家主・僕二人雇出稼、　（其隣）

・家主婆（五七歳）倅・弟・三男・四男・妹…六人暮、其五人相応年成れど未だ嫁取り出さず皆雇出し、家に只婆一人残り隣家々の養を受居る也。　（また其隣）

・家主（女五一歳）・娘・兄・弟・嫁・僕・妻・三男…惣身腐爛病に久しく臥たり…八人暮、兄、僕、妻の三人雇出稼。

此村も畑多く作りて有り。何れの家も雑穀の一五、六俵づゝ取る由に伝ふ、然るに当年は種も無様に此間の洪水にて流

せしとて、悲しみ居たり。夜に入るや粟団子をこしらえ、七ツ計盆にのせて持出せり。其美味如何とも云がたし、二ツ喰い五ツを明日の楽しみに編袋え入て仕舞置ぬ。

アイヌ犬の賢い一面

夜間に犬二匹頻に鼻鳴し来るや、其犬と共に弓を持て走り行しが、直に鹿二頭を狩得て帰れり。是は皆粟畑え来るを知らせに来る也、鳴ば去る故鳴ずに来る也と。実に能く仕馴たる者也。

「おいしげる　林がくれに　家居せる　人のこゝろも　なほくぞあるらし」

翌六月廿二日

余は今日、此処に馬を置き向岸越し、其より岸まゝ上りカヒウまで行、向岸越て、ヲフセナイまで行見物して、東岸まゝ帰り、ニタツナイを見て夕方トンニカえ下りし也。

老躰舞「吉野」

まずトンニカの向岸なるナユケホチの上なる処にはヲイカラナイ（小山下有、蕎麻（アイ）多く号す）又、東岸トンニカの五、六丁も後の方え下りし処、ニタツナイ（東岸小川有、峨々たる崖山下に少しの平地有、樺木計）此処人家三軒有。何れも此間水にて家中一面泥に成り目も当られざる也、当所老人、

三軒・十八人うち出稼二人

・家主爺（八九歳）・倅・妻・孫娘・娘…五人暮、依て玄米一升、烟草一把、味噌一椀を尚他者へも人別村々の如く糸・針を遣して出立。

（其隣）

※（厚真四コタン）廿四軒（一二四人うち雇出稼三九人）

・家主（五十歳）・妻・僕（腐爛病）・家主姉（病身）…四人暮、家主雇出稼

（其隣）

・家主（八二歳）・妻・倅・父・倅・弟・僕・弟・出生児…九人暮、倅二人雇出稼

実に畑皆流れ、目も当られずなりけり。又西岸此向少し上に　キウシナイ（小沢也、西岸山々、川底は平岩赤土此川口蘆萩多く名有とか、川幅十二、三間）。其村小舟有、彼方と往来すれど浜に下る等は倒木多きに依り無し。　また少し上にカビウ（本名カヒウと聞く、往昔此処に鷗巣卵生せし、鷗は神の御使いでカヒウは鷗鳥の夷言也）此川幅凡七、八間有、川岸山有、樹木多し、　しばし上りてトコンマカリ（右小川、昔川双方にて神輪受なし玉ひとか、投出し輪を彼方で竹の先にて取るとか）少し上りて　ヒヨタサンケナイ　又少し上りて　クヲマナイ（左小川、弓置処の意）　又其岸少し上にイシヨロカニタユシナイ（此処左岸、土人等火箸に作る木多く号る也）　また少し上に　ヤツンチセ（左小川、昔土人等

始て木皮小屋立し処）　また並びてヘンケヤツンチセ（同じ左岸也）山いよ〳〵峻しくなり並て　キトウシ（右小川、此処茖葱多きに号るとか）　また少し上りて　ヘンケキトウシ（右同位の小川、是キト多き上の沢なる故号るとか）また並びて　ポップナイ（右同小川、此処湧水よし也にて号す）過て　シイカヒウ（是、源也。其背後はアヒラの川筋当る。高山無く平山簇々有、此川魚類鱒・鰍・チライ四種で鮭なしとか）　扨東岸ニタツナイの上方、山下に　ヒラウトル（右方の一川、左右平間より流落る也。平の間の意）また少し上に　ヒラツケ（右方小川、少しの小流也）又、西岸ホロコツチ（左方山間の沢平地より号す。昔人家有由）　又、東岸ヒラツケの上に　ヲフムセナイ（右方小川、少平地有、川口乾処の意）近年迄ニタツナイの者住せし今只畑残る。

また少上に　シコルベウシヘ（東岸川幅五、六間、両岸高間より出ず、黄蘗の木多より号る也）少し上にヲホブ（小沢、山間に有、沢深き故号るとか）　また少上り　シヤウヤウシコツ（小沢上平地ある処、昔蜂巣有し地面也）近年迄人家二軒有とか。　また其上に　ヲコツコ（東岸小沢流有、昔大蛇住処で恐ろしき事の意）　並び東岸　シュルク（川幅六、七間、両岸峨々間落来る。附子の意）　近年迄人家二軒有今はなし。　扨此川筋の事也。　川口より凡廿五、六丁　川を上る　右方にホリカシュルク（小川有、是えトンニカより一日に来る也。屈曲たるシュルクの意）川上七、八丁でルウベシシルク（左方小川、此処山上り凡一里峯まゝ過ぎ下りトンニカ行也）　余是より峯つゞき下りウノエキサフ（ニワン支流）と云う下也。　また此処少上りて　コツチセ（左方有）シュルク水源で楓・梅・たも等で下草少、　扨又川上り、此辺両岸山岸也。　ホロナイ（右方小川）辺川岸崩平多し、向岸　コムンノホリ（西岸山、槲柏多く号とか）　また少し過てメナ（西岸コムンノホリ上の小沢、松前の方言で少し開けた沢の意）　しばし過　イトコショシケナイ（西岸小川、水源の山崩で地肌剥げてる処也）　並びしばし過　ヲチヤラセナイ（小川、高山間より滝落を号す也）、東岸ホロナイの上にシヨウサン（峨々たる山岸小川、是滝落より号す）　また並び少し行て、ムイ（沢の形・箕の様から号す）　また少上りて　マカヲシ（東岸小沢、是マカウシの訛で款冬薹の多きに号す）又少上りて、ベンケマカヲシ（是東岸上の蕗薹多き処の意）　又少し上に　ヲニケレベ（右方同じ小沢也、川筋椛皮多く有る由号す）此辺来るや両岸峨々本川筋は皆赤崩平也

カヒウ＝頗美宇「高丘」
カビウ川筋
トンニカに折返し
幌内川と思わる。
トンニカ～ニワン越
幌内

カニシュウ（鉄鍋）

また少し上に、カニシュウ（東岸小沢、少平地有、昔、鉄鍋一ヶ有号す、誰置しか知らず、中に三百年前のもの申伝今只処に木幣立て祭る也、其形は老人云うまゝ志し置に、両方に耳三ツ附き異形也）　向岸辺りにシヨウロマ（西岸川幅五、六間、急流山間より落来る是滝川なるより号すとか）　此辺高山川口より七、八丁も過て　マタヤツチセ（冬分、鷲・熊取り来時小屋也より号す、冬の木皮小屋也）　少し上りて　ソウ（ショロマの滝）滝此処に落る、上一面椴木立と云う。

厚真ダム附近

少し上り　ベンケヤツチセ（是上方の木皮葺の家の意で猟師立置処）　是上、高山なけれど簇々小山続き、背後はユウハリのソウホコマナイに当り、此川筋の魚類は鱒・鯇・桃花魚・雑喉などとか、　扨、カニシュウの東岸少し下り、イタルイカ（東岸小川、昔より誰か板架し橋有にて号す）　また少し上り東　メルクンナイ（山間小川、此沢寒気甚しく早く凍るの意也）　同じく　トレフシナイ（蕎麦葉貝母（ウバユリ）の多く有の意）　また、此向岸に　シヨシユン（此処山崩地肌見ゆで号す）　又、東岸に　バンケセタ・ベンケセタ（山間小沢有。昔誰か連し小犬一疋此処迄上るとか号す）、しばし東岸上りて　ハンケシユマルフ子・ヘンケシユマルフ子（小沢二ツ並び有り、上の大岩簇々有沢・下　〃　の意也）　また向岸に　トシルンナイ（西岸小沢、川中に穴多く明き有也）　又東岸少しにて　ヘトウエカリ（小川、是より二川に分るとか）　扨此処より山いよ〳〵峻しく成、高山無れども峨々と聳え其川筋　メナシヘツ・シユンヘツ（と分れ先は東の川、後は西の川の意也。是ユウハリのカモイコタン傍まで源行とか）。樹木雑木にして椴まざり昔は舟も川口よりトンニカ辺まで来たが近年寄、倒木多く行難しと。冬堅雪の頃トンニカよりユウハリの川筋え凡二日半で上るによろし。又トンニカよりチトセ会所え一日半にて行よし。

厚真踏査は六月廿一〜三日（トニカに三泊）

扨、（アツマ入りしてトンニカに廿一、二、三泊）余は是より廿四日トンニカを出立して、シュルクの川筋え山越なし出、川まゝ凡廿丁計上り又源より山越ニワンの水源え越、直にムカワを見物せしが、ムカワ日誌には川口より川まゝを志るし置もの也。

此トンニカよりニワン山越も、冬日には凡半日に近しと。多くは冬トンニカよりニワン経てルベシベえは半日にして行く由也。余乗り馬トンニカに一日滞足させて、馬士イシランに乗らせて、ユウフツ会所え引もどさせ、支配人金兵衛え此川筋此度の水（害）の容易ならざる事を、篤と相認めて水損の一条申遣し置ぬ。

「厚真の旧地名を尋ねて」（昭和五十一年四月一日発行）

（発行者）元厚真村長・名誉町民　郷土研究会長　亀井喜久太郎

旧地名は、先住民の生活環境等を知る手掛りを与えてくれる面から、「生活史の化石」と言われ先住民が残した無形文化財である。古代アツマの旧地名は東蝦夷地交通路上の浜地域とアイヌコタン程度であったが、松浦武四郎翁の内陸部踏査（安政五年）による「東蝦夷日誌・地理取調図」には、八十九箇所もの地名が、記載されている。

苫小牧東部開発構想が報ぜられ、工業化等の進展は自然環境、地形の変容が予想されることから、昭和四十八～五十年に亘り、厚真町教育委員会を介し、池田実（当時登別高校教諭）先生の現地調査確認作図担当と亀井氏の旧地名文献と現地聴取踏査等の分担により、貴重な小冊（五七ページ）を自費出版された。

東西蝦夷地山川地理取調地図（抄）
（松浦地図）
松浦武四郎　安政６年（1859）
勇払川・厚真川・鵡川の部

ここでは、昭和五十年頃の地形図上に旧地名などの一部を抜粋紹介する。

※松浦武四郎「アツマ踏査」地名の旅から

（安政五年（一八五八）六月二十一～三日、案内役のトンニカ村乙名エカシュ（板蔵）宅宿泊）

◉厚真川上流域…

（昔―ポロナイ・トンニカ・カピウ・オイカルマイ
今―幌内・富里・高丘・吉野）

・オイカルマイ道（千歳～厚真～仁湾）の川東丘陵（トンニカ）・川西湿緩（オイカルマイ）のコタンがあり、丸木舟が往来に利用され（チポマナイ…舟入る意）、鮭の捕獲に適した地。昔はこの辺迄、浜から丸木舟がのぼってきた（竹山林蔵）

・ニタッナイ（大湿地・やち川の意）に沼があり今水田となる。

・コムニヌプリ（楢の多い山）楢山小学校の裏山標高約二百メートルの山。

・オフムネナイ（ヲフムセナイ…音する川）先住者いた今只畑残る。

・メナポロナイ（上流枝川大きい沢）大正の頃、幌内を呼称していた。

・（本図）の上流について、現厚真ダム地点を越え、源流の沢々を極め、支流のカピウ（頗美宇）川の上流を極め記述しており、又、当時の道のり…チトセ会所迄（一日半）、ニワン・ルベシベ迄（半日）、ユウハリ川筋迄（二日半）日数を確認している。

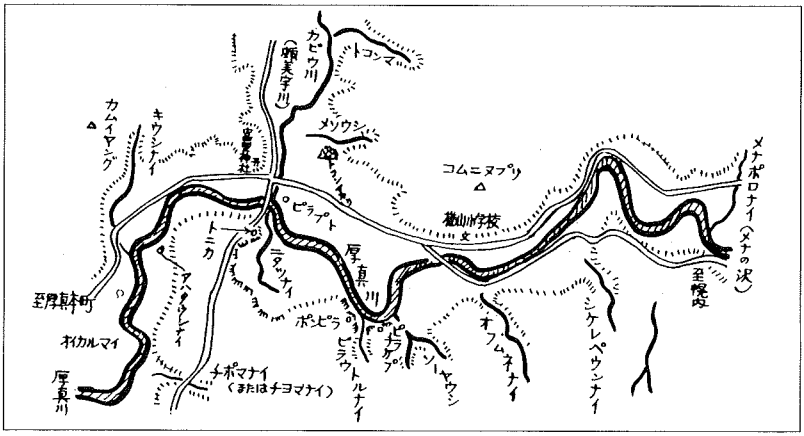

◉厚真市街地附近…

明治三十五年頃迄は、現市街～本郷間をチケツペ（知決辺）と称し、札樽方面でも厚真村よりチケツペが通用していた。

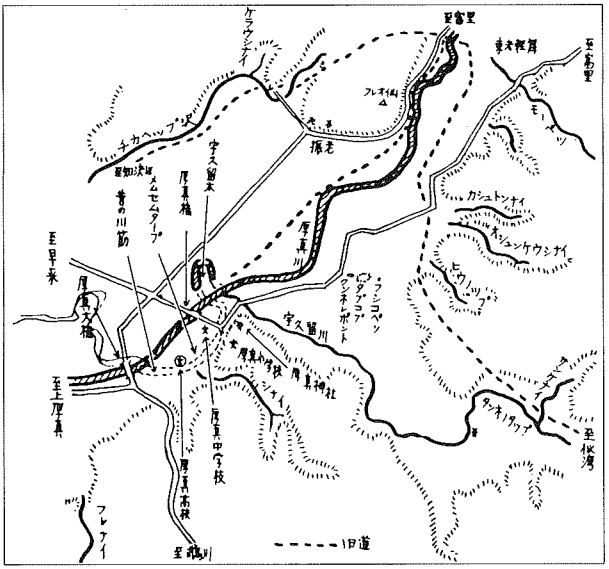

・厚真神社の高台には、先住民の集落があったそうで、南にシナイ（サケのぼる沢川）、宮下からウクル川口附近平坦地をムセムタープ（イラ草生え曲流の地）と呼び、鮭も相当取れたと考えられる。

・チケツヘ（樺皮剥ぐ沢）知決辺、チケツペ（断崖の川）は厚真川の支流で丘陵地にアイヌコタンがあり記述されている。「アツマ場所（アツマ川の中流域）」も、この附近と考えられるが確定できない。

・フレオイ（怪鳥いた所）山の伝説…オオワシがコタンの子供をさらい、若者が鹿皮を着、待ち伏せ槍で退治した。「振老」は、この山の南平坦地で厚真村戸長役場が設置された地域でもある。

・タプコプ（現宇隆の小山）伝説…狩に出た留守宅に野盗が宝物をねらいしのび寄った。夫人が山刀をカタカタ音をたて、盗人は「神いる家」として退散した（亀井）、この附近にイクンネレポント（物黒くする沼）があった（岩渕）

・厚真川の改修前は、「ウクル川合流点から、市街東側へ～南に典り～中央小学校・神社下～厚真大橋方向に流れ～街南～南北（表町）裏で大曲る」蛇行しており、急速な開拓・伐採等で度々の水害を蒙った。

◉「キムンコタン」奥に「旧道分岐点」あった…

・浜からの高台一帯に「キムンコタン」があった（アイヌ墓地…人骨・刀出土）、また川東は（トッポ…沼跡・パンケシュブン川あり、魚類が多く取れた）川西は低湿沼地で今、干拓で農地等の上厚真・共和地区

・旧道の「似湾道路」「厚真縦断道路」の分岐点があった。

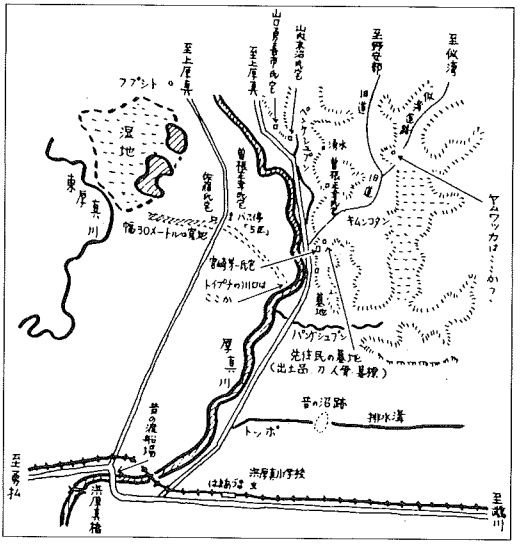

似湾旧道は野安部を圣る。厚真旧道は竜神沼東通る

・ヤムワッカ（冷水）の外に湧水（明治末サケふ化試む）、ノヤスベ方面に桜水と呼んだ清水湧く。

◉厚真川口と沿海部…

・安政二年（一八五五）この地通過の市川十郎・榊原銛蔵（トアツマより十丁、吾妻川幅一四・五間「船渡し」海岸に凡十丁余也）……「渡船場」は、浜厚真橋と鉄道橋の間辺と「小休所」は、その東岸と推測される。

・厚真川口は、砂浜に出て西方に昔は、約四キロ最近まで約二百メートル伸びていた。

・チヤシ（アイヌの古い砦）…松浦武四郎の（三航蝦夷日誌）に「従アツマ～ライチヤシノシケ（一九丁四十間）ユルシカベツ（二二丁）」とあるが、確認されない。

・幕末頃、勇拂～東厚真の浜も「鰯・鮭漁」の小屋が立ち賑わっていた。

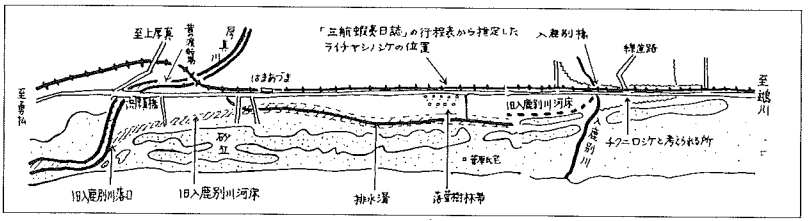

第五節　農業の始期

(一)　蝦夷地農業の足跡

古来、蝦夷地における農業の様態や発達の過程について、北海道史や北海道農業発達史等の文献で見ると、元来漁猟の民である蝦夷（アイヌ）は、今日蝦夷に関する詳細な記録の現れ始めた頃は農業を知っていた。その起源は明らかでないが蝦夷地渡来の和人に倣ったものと考えられ、農作物は粟（ムンチロと云ふ）・稗（ビヤバと云ふ）・蕪菁（ラタネと云ふ）等に過ぎず、耕作範囲は正徳五年（一七一五）松前志摩守の上書では、東は白老・白糠等に形跡、西は積丹以南の地に限られていた。（享保元年－一七一六…福山祕府に蝦夷に雑穀を奨励した）

又、農具は和人に比し整わず、鹿の角、木枝による「鶴嘴（シタップ）」・「鎌（ヨッペ）」を以て土を掻き、種子を蒔き、施肥・除草をもせず、粟・稗の穂は貝殻を掌に持ち摘み取るのが普通であり、農耕は主として婦女子が行った。収穫物は副食物に供し、粟・稗を以て濁酒を醸した。

○　畑　作

一、天正十六年（一五八八）…蝦夷島が渡来和人で松前地方から開け、交易移入食物の外、多少の蔬菜・雑穀など作られ畑作の嚆矢と見られる。（近江の人、建部七郎右衛門が蔬菜種子を松前に持込む）

二、寛文九年（一六六九）…津軽一統志に「當年は粟大分作り申候」とあり、穀物不足の恐ある際、粟を作り補っていたことを伺い知る。

三、元禄四年（一六九一）…松前藩から亀田奉行に達した法令中に「五年も捨置候畑は新世間の者共にまかせ可申候」と規定所有権も明確でない「荒起し」の焼畑式農法で、大抵原野に火を放って焼払い鋤・鍬で開墾種子を播く、勿論施肥することなく、除草もせぬ殆んど作放し、専ら手数のかゝらぬ事を第一とし、数年耕作後に

地味やせ収穫減に至れば之を捨て、更に他の適地を開墾するを例とした。

四、元禄八年（一六九五）…凶作で種子を失い、翌年松前藩は南部藩へ粟五石・蕎麦三石・小豆五石・大豆若干の購入を依頼した。

五、享保二年（一七一七）…「松前蝦夷記」松前西東の地にて、雑穀・粟・稗・大豆・小豆・牛蒡・大根・瓜・茄子・麻・多葉粉総て畑物土地相応に出来申候。所々畑作有、百姓勝手次第に作り取よしとある。

（畑役・出作）　農業には最初租税を課せず、畑役は亀田村の大豆（馬糧用のみ）一軒に三斗宛の物納（総量で年六～七〇俵）、後に明和九年（一七七二）檜山奉行への達書中「一、通用砂金九〇文、一七間三尺四方（此坪数三百坪）畑役、不作の年は見分の上、九〇文の内にて可致容捨候」とある。

かつては交易上の打算から松前藩では、「蝦夷地へすべての穀物の種を渡すこと停止なり」としてアイヌの耕作を陰に陽にさまたげたが、この頃には海を越え来り、夏秋此處で耕作、収穫終え帰る等各所で畑作の急速な発達が伺える。

六、寛政十年（一七九八）…幕領時代になって、最上徳内が蝦夷地出張の際、とくに種薯を持参して虻田場所のアイヌ達に栽培させ、飢饉など備荒作物として場所支配・番人らにも奨励させている。

（別途記述……、享和二年（一八〇二）「武川場所開発作毛収納書」には、大根、此外野菜物種々作付出来、大麦、小麦、粟、大豆、小豆、蕎麦、黒豆、菜種と多種に及ぶも、まだ馬鈴薯は含まれていない。）

七、安政二～四年（一八五五～七）…幕府が再度蝦夷地を直轄した後幕府時代は、拓殖農業に重点をおき積極的に保護指導につとめ、各場所とも和夷を問わず勧農（豆類、からむし、藍草、麻、紫根などを各場所で開墾栽培）これを買上げ、「漁業之暇之節は、追々農業筋心得候様致させ、依而鍬壱挺づつ為取遣す。」と鍬の現物給与したり、「土人共にも追々耕作筋手馴候様仕向遣す」こととしたのである。

○　稲　作

蝦夷地には、和人の常食たる米が産しなかったが、古くから作る努力が払われた事が松前志によれば、

一、元禄五年（一六九二）…亀田村で作右衛門と云う者、新田を試みたが二、三年で廃止した。

二、元禄七年（一六九四）…戸切（上磯）で墾田試みた者あり、新米を藩主に献上した。

三、享保十七年（一七三二）…（元禄十三、四年頃江差で新田を興したが長続きせず）再び新田試みられ、米一俵が藩主に献上。

四、元文四年（一七三九）…松前邦広藩主は特に墾田に意を注ぐ。福島・大野の両村に新田開発、冬家臣と城中で会し祝い、四年耕作するも藩主死後廃止。

五、安永八年（一七八〇）…福島村（前年出羽農夫新田開くも熟らず）、津軽農夫役し耕作米二十俵餘を収穫した。又、天明元年（一七八一）更に早稲作るも凶作で廃絶の止むなきに至る。

水田絶望不成功の理由…松前地方の米作は度々試みられたが、成功しなかったのは松前の低温・気候に適する早熟種を得れず又、交易船には塩・米を多く積込み、安価で本州諸国からの供給に比較的不自由なく、米作より有利な多くの仕事があり、且つ、その時期が農作業と重なるため、凶作克服の技術を生み出す餘地と熱心さを欠くものであった事を「東遊雑記（古川辰著）」は記述している。

「人々労して日本人の如くに耕しなば、初年不作とも二、三年も作って土地作物になれては、日本の地程実らずとも相応に熟すべきは、存ぜる事ながら、松前は春三月の間に凡百日餘を取り、一年中の暮方の代とし、地の利方の小にして労せざれば熟せざるを知りて、更に耕の心なし、米数萬石作り取しても餘取らざれば、諸品此地へ積来らず、…古より米の高値の難儀せし事少なくして島中、大難儀の事は云伝ふ事にして…田畑を耕し一度にやう〳〵米の一石や五斗出来る事に一年中汗水に成て労せざれば…商世となる海産の沢山にある故なり」。

六、文化二年頃（一八〇五）…前幕領時代に官に於いて大いに農業奨励した。田畑数百町歩開墾したが凶作により水田は衰微し、天保の凶作以来は米を廃し稗を作る者多く、後松前時代も不振を続けた。

七、安政三年（一八五六）…後幕領時代、箱館奉行が松前氏より引継いだ箱館地方の水田は、百十六町九反五畝で一反歩租

税百八十文規定あるも連年不作で是を徴収せず、畑五十四町二反八畝で一反歩租税九十文であった。

又、奥蝦夷地では各場所の会所、運上屋において其附近に数反歩の蔬菜を栽培するのと、アイヌが僅かに粟、稗、蕪等の耕作をするのとがあったに過ぎず、松前地方より遅れ水田の試みは認められなかった。

庵原蘭齋の田・畑試作と奨励…安政元年（一八五四）箱館奉行庵原勇三郎の祖父（庵原蘭齋）農芸に精通しており、志願し竹内保徳に随い、箱館に入り各地を跋渉し地勢、地味を調べ、銭亀沢の亀尾を選び雇人を指揮開墾、凡そ田四反歩、畑九反五畝歩、更に下湯川村に田二反歩、上湯川村に田八反歩を開き、田には六分早稲、大野村種赤稲、越後種モリクチ等を試作。畑には種々の穀菽、蔬菜、果樹の種苗を広く奥羽、関東等に求めて二五種の多栽培を行った。

此年は、播種の時期遅れにも気温高く降雨少、稲は最も良く熟り反当り二石七斗を収穫す。畑作は旱魃で普通は生育不良であったが、蘭齋は潅水に留意したので粟、稗、蕎麦、大小豆、胡麻、煙草、大根、瓜類、菜類等相応の収穫があった。

○　箱館在住の中嶋辰三郎は農事に熟練、勧農掛に命ぜられ、人望あり諸村巡回教諭に努む、広く開墾するには資力足りず新開地一段歩に二分二朱貸付制度化で、文久二年（一八六二）迄に官費借用段別は二六〇町歩余に達す。中嶋の申請に依り、安政四年（一八五七）官は水戸より種子十八種取寄せて諸村配付栽培せしめ、又津軽藩より籾種十石を求め諸村に配布、次いで農具を北越地方から買入れ、廉価に農民に売渡した。

○　安政二、三年（一八五五、一八五六）収穫、三ヶ年假定田租七一石八斗一升六合を上納、箱館の官庫に収納するところ、最初の租米につき、伊勢両宮、禁裏、日光東照宮等に進献された。又、石狩原野（琴似…早山清太郎安政五年（一八五八）水田三畝　五斗九升、翌年二段歩　三石、萬延元年（一八六〇）二段四畝　四石八斗、篠路…森山兼松文久元年（一八六一）水田三段　四石八斗、元治元年（一八六四）五段　八石でも稲作が試されたが、石狩在勤調役荒井金助は農民を篠路に移し荒井村を開いた、気温が低い蝦夷地故、畑作第一（六分）とし、稲作第二（四分）の割合で作るべしとて名主を「澁田畑八」と稱せしめた挿話、興味深い物語である。

○　これら水田経営の基を為したのは、蘭斎が試作した大野村赤稲の如きは、大野村で固定された早稲種で岩内、室蘭等でも水田試作、白髭早稲、米山糯、会津早稲、沢田早稲、宝早稲、四十日早稲等多種に亘るが未だ試験域を脱さず斯く勃興したが慶応二年（一八六六）凶作、明治維新の変乱、凶作等で一時全く水田を廃するに至ったが、既にその基礎が出来たのである。

(二)　厚真周辺の様態

今から約一五〇年以前頃から、厚真や周辺地域を通過または踏査、移住した先人の残した史料から初期農業の一端を伺い知ることが出来る。

一、寛政十二年（一八〇〇）…露國の南下策等北辺の侵害に対し、蝦夷領有確立のため警備と殖産の先発となった、八王子千人同心子弟が東蝦夷地の白糠・勇拂に百三十名が二分駐し、沿海部の警備を兼ね、鵡川（汐見）で「開発畑作場」を開墾し、享和二年（一八〇二）畑作実績の収穫納書（箱館奉行に原新助報告）によると、①大根一八千本はじめ大小麦、粟、大小豆、黒豆、菜種、蕎麦の多種に及び此俵数八一俵の成果を挙げながら、厳寒と風土病に斃れる者、アツマ（浜）を含め多く転属や帰郷で、文化五年（一八〇八）閉耕せざるを得ない寒冷地農業のきびしさを体験した。

二、弘化二年（一八四五）…以来、蝦夷地、樺太、千島を踏査探検、精密な地誌を残した松浦武四郎は、アツマ川口の船渡守一軒「此処地味宜敷由にて菜園を作りたり」

三、安政五年（一八五八）…蝦夷地内陸踏査（安都麻・アツマ志）でアツマ川渡場の家傍に畑少有…稗、粟、仙台蕪、隠元豆等多く作る。前に小休所有先の洪水時畑も半ば流しぬ。キムンコタン（シユフン）此村など何れの家も畑を耕し、烟草・粟・稗・隠元・蕪など作り十・廿俵の粟、稗取らぬことなしと聞けり。トンニカ村（エカシユ…案内人（和名）板蔵家に止宿）此村も畑多く作り有り、何れの家も雑穀一五、六俵取る由…隣村ホベツ（穂別）仁湾バンケトヨマナイ、此辺畑有麻作る也、皆土人「仕掛弓」の縄に用いる又、武加和（鵡川）へトンナイ～キロロヲイ鹿道たどり行に畑有、畝切り跡有り往古おそらく古人の村なる哉。

四、明治二～四年…北海道開拓使の設置で、当勇拂・千歳郡を分領支配の高知藩の報告文書に厚真川筋両側に三〇町歩の開墾見込地があり、明治四年現在で開畑されている状況について。

① アツマ（浜）村…　家数　二軒　畑地　六反
② シユフン村……　家数　八軒　畑地　一六反
③ チケエヘ村……　家数　六軒　畑地　九反九畝
④ トニカ村……　家数　十一軒　畑地　一六反
（計）　二十七軒　畑　四町七反九畝が既存地として報告されている。

又、勇拂郡下の他の開発見込地五十九町歩（タルマイ道両側　三拾町、コエトイ道両側　拾町、ユウフツ会所西北　拾町、ムカワフト　七町、ウエンナイ小休所迄　二町）とあり、畑畝数調書では、八反九畝一八歩の開発で、千歳郡下では七町六反八畝三歩となり、短かい期間で資力が投ぜられたが、廃藩置県の断行により開拓使に引渡しとなった。

第二章　北海道行政

幕府は、勇払地方を仙台藩に分領警備にあたらせたこともあるが、慶応三年（一八六七年）十月十四日、徳川幕府の大政奉還によって王政復古がなり、萬機親政が実現した明治元年四月十二日新政府は蝦夷地の行政機関として箱館裁判所（司法機関としての意味でなく、当時は一般民政を担当する特定の地方行政機関をさしている）を設置、その後同年閏四月二十四日箱館府と改称、同二年七月八日開拓使が設置されたため箱館府は同月二十四日廃止され翌二十五日再び箱館裁判所の設置となる。

開拓使の本庁は、初め仮に民政省内（東京）に置かれたが、同年八月太政官内に移されそして九月三十日開拓使出張所が箱館に開設され開拓使の本庁としての機能は箱館の開拓使出張所に移行した。なお、箱館裁判所は開拓使出張所と改称された。

明治三年閏十月九日にいたって在京の開拓使庁は廃止され、東京出張所と改称されて開拓使の一つの出先機関となった。そして同四年三月札幌に開拓使庁仮本庁舎が竣工したので、五月函館より移庁して札幌開拓使庁と名づけられ、ここに名実ともに開拓使の本庁として定置されるにいたった。

第一節　北海道の命名

明治二年七月十七日松浦武四郎は道名に関する意見書を提出して、日高国・北加伊道（ほっかいどう）・海北道・海島道・東北道・千島道の六つの道名候補を提示して、歴史的理由に重点を置きその由来を説明している。すなわち、あらえぞ、にぎえぞ、津軽えぞの古名から、えぞはもともと地名ではないことを論じ、北加伊道については「夷人みずからその國を呼ぶに加伊という」とし、アイヌ人たちはたがいにカイノと呼び、これが訛ってアノイとも近ごろでは呼んでいると説明した。この結果北加伊道が採用されることになったが、「加伊」が「海」となり、明治二年八月十五日蝦夷を改め北海道となった。

第二節　胆振国勇払郡

松浦武四郎は、山越内からサル境までを一国とし、その中心地を勇払としている。また、さもなくばもっと小さくし山越内からホロヘツまでを一つとし宇須としてはと、それぞれその由来を述べている。郡名についても同様の意見

を述べている。

國名之儀

胆　振　（イフリ）

西山越内ニ始リ、東サル境ニ及ヒ、海岸五十九里二丁ヲ一局ニ仕度候、右地名相考候ニ別ニ心当モ無御座候得共、古典ニ右之文字モ見当リ候間如何ト奉存候

斉明天皇三月阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦夷二百四十一人、其虜三十一人、津軽郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏の蝦夷廿人を一所、日本記（注、日本書記のこと）

ユウフツ訳シテ温泉尻ニ相成申候。ユウハ温泉ニテ、フツハフツウト申水口ト申儀ニ御座候。此場所此辺大場所ニテ土人モ多分御座候間、元地ニ仕候テ如何ト奉存候

右イフツヲ是ヨリ奥之方ニ付、山越内ヨリホロヘツ迄ヲ一局ニ取候ハハ、宇須之号如何ニ御座候哉。ウスハウシヨロ之俗ニテ入輪ニシテ懐ノ儀ナリ。此辺エトモ之岬ヨリ向沙原ニ向テ懐之如ク湾ニナリシヲ号シナリ。依テ此湾局之名ニ仕候ハハ、相応ト奉存候

郡　七郡

但　宇須之方ニ仕候ハハ五郡ニ割候方ト奉存候

郡名之儀ニ付申上候書付

勇拂郡

西白老領東サル領分界フイハフ迄テ海岸十一里廿六丁ヲ一郡ニ仕候

夷言イフトハ温泉ノ丁（コト）ブットハブツウト申水口ト申事湯之尻ト訳シ申候間譯テ温泉ニテ相應仕候

（『郡名之儀ニ付申上候書付』）

当地方は胆振国勇払郡に属した。なお、当初の胆振国は八郡　山越郡・虻田郡・有珠郡・室蘭郡・幌別郡・白老郡・

勇払郡・千歳郡であったが、統廃合があり山越郡が除かれ七郡となった。

第三節　高知藩時代

明治二年六月箱館府は、勇払越え千歳越えとしての要地であった東蝦夷地の中心地である勇払に役所を置き、三等弁官黒沢傅之亟を勇払詰に任じ随行一〇名を置いて、この地方を治めさせている。この年政府の拓殖計画方針により、この地方は高知藩の分領として割渡支配されることとなったため勇払詰は廃止された。当時勇払郡には、人家二一軒、男三四名、女四九名計八三名の永住人があったことが知られている。開墾地については約九町一反六畝余の畑地にソバなどが植付けされている。この数字は決して多いものではないが、高知藩からの到着早々でもあり開拓に対してかなり積極的であった。

このようにして高知藩の開拓は進められたが、寒冷と灌木湿地が多く、そのうえ水害などもあって、開拓の効果は上がらず当初の目的からしてほど遠いものがあった。明治四年開拓使が行った各藩支配地一三箇条調査の勇払郡の開拓地見込書を見ると八九町歩となっている。

一　地面凡　三拾町歩　但マツマ　川筋両側ニアリ
一　地面凡　三拾町歩　但タルマイ　道の両側ニアリ
一　地面凡　拾町歩　但コヱトイ　道の両側ニアリ
一　地面凡　拾町歩　但ユウフツ　会所ヨリ西北ニアリ
一　地面凡　七町歩　但ムカワフト　ニアリ
一　地面凡　二町歩　但ウエンナイ　小休所辺ニアリ

（五島銑之丞、伊達英橘、一ノ関藩、高知藩書類」明治四年　開拓使）

実際の田畑畝数調書をみると、勇払郡は一町七反七畝六歩で、そのうち新規開発地は八反九畝一八歩で、非常に少ないものである。ただ、高知藩において七町六反八畝三歩の開発をしている。

勇払、千歳郡内にはアツマ・コヱトイ・ユウフツ・ウエンナイ・チトセ・イサリ・モイサリ・イサリフトの八ヵ所に開墾所を置き、明治四年の調書には次のようなものを生産していた。

一　五舛芋（ごしょいも）　九拾四石　　一　大豆　壱斗　　一　麦　四石六斗
一　蕎　麦　　壱石弐斗　　一　小豆　壱斗五枡　　一　麻　萱　目形（方）　四拾九貫
一　煙草　目形　八貫目
右之通御座候　以上
未（四年）九月

（「五島銑之丞、伊達英橘、一ノ関藩、高知藩書類」明治五年　開拓使）

高知藩は、漁場経営のため出稼人、地元民などから大勢の手代、番人などを使用していた。また、当時アツマのトニカ村・チケヱヘ村・ムカワのカナヱ村・イナユウ村・イモクヘ村・ニワン村・ホヘツフレ村・チン村・ユフヘツ村・東ルヘシヘ村・カヱクマ村の乙名、小使一二人の土人に、アイヌ部落における自治管理の一部を行わせたのである。

全国廃藩置県断行などがあって、明治四年八月に至って開拓使は北海道全土を支配下とし、諸般の施政を行うことになり、太政官は開拓使に対し「今般諸県並華士族寺院等、北海道支配地被免、其使管轄被仰付候事」（公文鈔録）と通達した。また同日付高知県（四年七月十四日廃藩置県断行により県となる）には次の達書が出された。

高　知　県

胆振國之内勇拂郡千歳郡石狩國之内夕張郡支配被仰付置候處被免候條地所開拓使へ可引渡事

太　政　官

今般北海道支配被免開拓使へ引渡被仰付候ニ付テハ移住民并米穀其外農桑漁塩ノ具及ヒ土民へ可給与物品是迄各地準備有之分

総テ同使へ可引渡事

一、開拓掛之職員移住之輩ハ先ツ其儘居住致サセ、一時出張之者ハ可為引払事

但一時出張之者ト雖モ其儘居住致度輩ハ可為勝手次第候條人名取調同使へ可申出事

辛未八月

（高知藩主　山内家史料）

このようにして北海道全土は開拓使の管轄に帰属した。高知藩が勇払郡外二郡を支配した期間は、明治三年五月から引継ぎを完了した同五年五月までの約二年間であった。

明治四年五月開拓使の本府として、函館から移し札幌開拓使庁が定置されたことはさきにもふれた。それにともない翌六月、従来よりおかれていた函館・根室の開拓使出張所を出張開拓使庁と改称された。さらに、同五年九月十四日には札幌開拓使を札幌本庁と改称し、函館・根室・宗谷・浦河・樺太の五支庁を設置している。勇払地方は、札幌本庁に所属した。

第四節　勇払郡出張所

開拓使は出先機関として出張所を設けている。当初勇払郡、千歳郡を一区画として明治五年五月に勇払郡出張所が置かれた。勇払郡出張所は、勇払漁会所の一部を借受け、ここを役所とし、樽前、苫細に扱所を置いていた。官員は責任者（所長格）とその補助者として二・三名小使等の五・六名程度で札幌本庁との指示連絡、太政官および開拓使布達事項の伝達、開拓使直営工事の管理監督、病院の管理経営、漁場の管理指導、郡内の戸籍人員、税関係、諸経費の支出、郡内御備米の管理支給、官員・願雇の給与などの事務を行い、地方行政の統一と充実をはかろうとした。

明治五年五月二十三日開拓使は、二名を勇払詰に申付けている。そして同年七月十九日になると岩手県人細川元教（十二等出仕札幌本庁庶務局）が勇払郡出張所の責任者として転任し、ここに勇払郡出張所の執務体制が確立された。

開拓使はこれまであった地方自治機関としての村役人にかえ、戸長、副戸長を置き行政末端機構とし、地方行政事務の一端を地域住民に移し、これを遂行させるという地方制度の刷新をはかった。このような中にあって細川元教は、副戸長、永住人伍長、土人伍長、手代等の設置、勇払郡出張所等の移転を進めた。

当時、函館から室蘭、苫小牧を経て札幌に通じる札幌本道工事が進められており、これが竣工も間近くなった明治六年五月、勇払詰細川元教権中主典は勇払郡開拓使出張所を勇払から新道筋の苫細（苫小牧）へ移転したいという上申書を札幌本庁に提出し、新庁舎を苫細に移築することになった。その上申書は次のようなものであった。

当出張所は従来勇拂漁会所の一部を借受け、本年一月から一か月金壱円ずつの手当金を支払っていたが、将来のことを考えて近くの土地に新しく造営してほしいので、予算編成の際にはその経費を組入れて

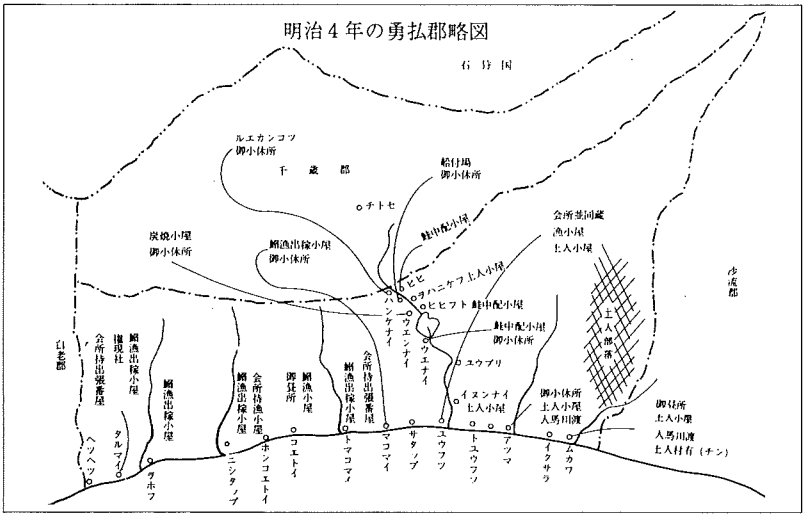

ほしいということを申し出てあったが、なおよく考えてみると昨年新道が建設されてから、勇拂駅の西方三里ぐらいの海岸にある苫小牧から東北に向って千歳駅に達する道筋があり、札幌方面に往来する旅客は、その方が近くて便利なため、これを利用して、勇拂旧道を通るものは駅場逓送など止むを得ないものだけで、その数は十分の一にも達しない。

むかしは勇拂越ののどもとで交通上枢要の地であった勇拂も今は寂寞閑散な場所となってしまった。そこで将来のことをよく考えると、新庁舎その他を転築する場所は、新道筋の苫小牧が最も適当であり、既に従来各所に散在していた住民たちも、今年の春から苫小牧に転住したいという申し出があり、昨今家作にも取りかゝっている状態である。また先般伺いの駅場も苫小牧に設置の運びとなり、将来見込みのある土地であるので、出張所其の他転築について取り調べたところ、別紙仕様見積書の通り総計金参千七百四拾五円参銭壱厘で、御多端の折から一時少なからぬ御出費ではあるが目下不抜の鴻業遂行中であり、その上勇拂は札幌に対し東部枢要の地勢でもあるので、更に御詮議の上本年予算中に組入れていただきたい。漁会所近傍に建築予定の御入費金千六拾九円九拾四銭三厘八毛伺済の分は、御取消の上直ちに前書三千七百四十五円参銭壱厘の内へ組入れ、差引残金弐千六百七拾五円八銭七厘を別途支出下さるようお願いしたく、よって新庁舎其の他の仕様見積書、絵図面のほか、郡中の絵図面を相添へ更にお伺いする。

明治六年五月

勇拂詰　細川　権中主典

松本大判官殿

苫細村に落成した勇払郡出張所庁舎において、明治六年九月二十七日から事務を開始している。

明治六年六月現在、勇払郡外二郡の出張所官員等の月給は次のとおりであった。

金七拾七円　　八等　大主典　黒沢正吉（勇拂）

廿三日　出立帰省ニ付上廿二日分金拾二円　　十四等　史生　熱海　勝（白老）

拾銭下八日分四分ノ一金壱円

金拾三円弐拾銭　十五等　使　掌　西村利行（勇拂）
金拾三円弐拾銭　同　使　掌　藤田武三（千歳）
金拾壱円　等外一等　出仕　本郷長久（勇拂）
金拾壱円　同　出　仕　中川重吉（白老）
十三日拝命ニ付日数十八日分　同二等　出　仕　西東勇吾（勇拂）
金五円二十七銭九厘四毛　同三等　出　仕　井上知之（千歳）
金七円七拾銭　御用掛（医師）　中山武二（勇拂）
金弐拾弐円

（『札幌会計局往復』明治六年　勇拂郡開拓使出張所）

第三章　勇払郡の村落

第一節　厚真の地名、表記の変り

年　代	地名の表記	根拠書籍及び著者	記　事
寛文九年（一六七〇）	わつま陶つ（わつまへつ）	津軽一統志（青森県立図書館）	是迄一リ川有　戸口彌兵衛商場、家二・三軒
寛文九年（一六七〇）	阿津摩	続々類従本蝦夷記	寛文の乱の時於多久見といふ夷は、その住処阿津摩にてうちとらる。
元禄十三年（一七〇〇）	阿津満	松前家臣支配所持名前帳	鳥屋支配所　阿津満、所持名嘉藤吟之丈（二一歳）

天明元年 （一七八一）	中阿づま 下あつまつし	松前東西小名控 （松前藩）	此間ニウカウト三アリ　生産物　干鮭 厚谷廉太郎支配地
天明四年 （一七八四）	アヅマ	出藩記略 池　量平著	生産物　干鱈、干鮭、鹿皮、榲ナワ、鮭、秋味運上 支配　氏名記述なし
天明年間 （一六八一～一七八九）	マツマ	松前國道中記	出物　干鱈、榲縄、鹿皮 厚谷伴藏知行處
安政三年 （一八五六）	吾妻川	野作東部日記 榊原鉄藏・市川十郎共筆	河川名に附記
安政五年 （一八五八）	安都麻	第三十四巻東部安都麻 志全　松浦武四郎著	表題に使用
明治初期	厚眞フト村 シユフン村 ツケヘ村 トニカ村	地誌提要 勇拂郡開拓使出張所調	
明治六年	厚真村 冨似柯村	地誌提要 勇拂郡開拓使出張所調	厚真フト村・シユフン村・ツケヘ村合併
明治九年	厚真村		明治九年九月本庁下郡村一覧表に冨似柯村の記述なし 厚真村に合併されたと推定する。

明治十一年	阿圖馬川 又は吾妻	地名讀例 著者大阪府平民 長谷川玄龍

注　明治二年以降の文筆において厚真の「眞」字は、以下略字の「真」字を使用する。

第二節　村落（村落一覧表）

明治初期の勇払郡の村区画をみると三四ヵ村からなっている。厚真村は四ヵ村に分れていた。

村落一覧表（地誌提要）

明治初期の村名	明治六年合併時村名	苫小牧外一五ヵ村戸長役場時代	苫小牧外一五ヵ村戸長役場より分村状況
厚眞フト村	厚真村	厚真村	厚真村（苫小牧外七ヵ村戸長役場より明治三十年四月一日分村）
シュフン村	へ合併	へ合併	
シケヘ村			
トニカ村	冨似柯村		
苫細村	苫細村	苫小牧村	苫小牧村（苫小牧村・樽前村・小糸魚村・錦多峰村・覚生村・勇払村・植苗村を明治三十五年四月一日合併）
樽前村	樽前村	樽前村	
小糸魚村	小糸魚村	小糸魚村	
錦多峰村	錦多峰村	錦多峰村	
覚生村	覚生村	覚生村	
勇払村	勇払村	勇払村	

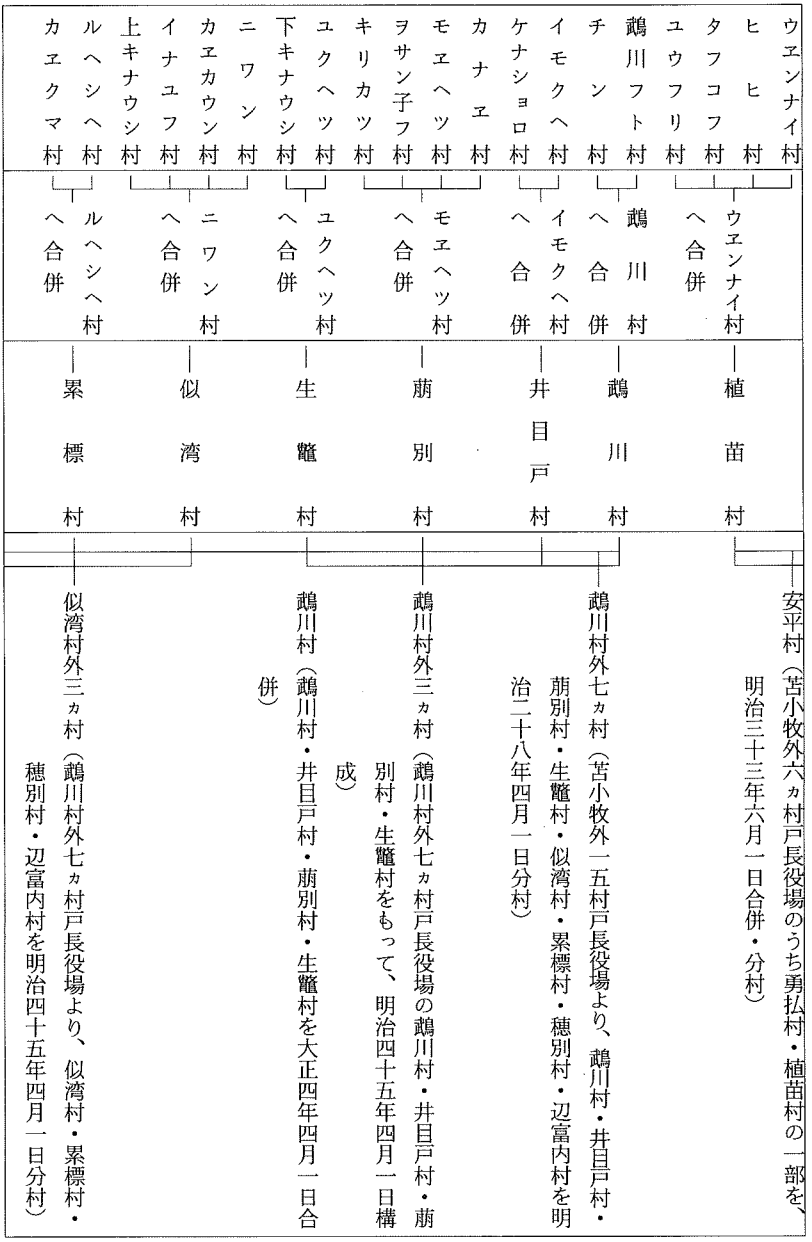
ウエンナイ村
ヒヒ村
タフコフ村
ユウフリ村
へ合併
ウエンナイ村
植苗村
鵡川フト村
チン村
へ合併
鵡川村
鵡川村
イモクヘ村
ケナショロ村
へ合併
イモクヘ村
井目戸村
カナエ村
モエヘツ村
ヲサン子フ村
へ合併
モエヘツ村
萠別村
キリカツ村
ユクヘツ村
へ合併
ユクヘツ村
生鼈村
下キナウシ村
ニワン村
カエカウン村
イナユフ村
へ合併
ニワン村
似湾村
上キナウシ村
ルヘシヘ村
カエクマ村
へ合併
ルヘシヘ村
累標村
安平村（苫小牧外六ヵ村戸長役場のうち勇払村・植苗村の一部を、明治三十三年六月一日合併・分村）
鵡川村外七ヵ村（苫小牧外一五村戸長役場より、鵡川村・井目戸村・萠別村・生鼈村・似湾村・累標村・穂別村・辺富内村を明治二十八年四月一日分村）
鵡川村外三ヵ村（鵡川村外七ヵ村戸長役場の鵡川村・井目戸村・萠別村・生鼈村をもって、明治四十五年四月一日構成）
鵡川村（鵡川村・井目戸村・萠別村・生鼈村を大正四年四月一日合併）
似湾村外三ヵ村（鵡川村外七ヵ村戸長役場より、似湾村・累標村・穂別村・辺富内村を明治四十五年四月一日分村）

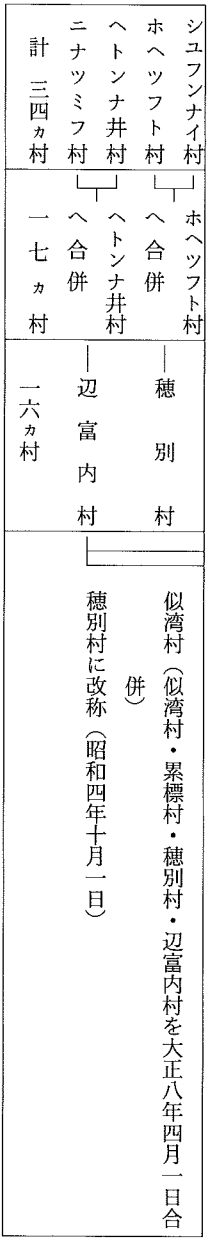

（「勇拂往復」第三号　明治六年　開拓使庶務局）

ただ、当時としては三四ヵ村のほかに一戸、二戸の小単位をもって成る住居も相当数あったが、山深い沢、密林の中にあって、発見さえ困難なものがあったといわれる。

第三節　安政五年の住人

安政五年（一八五八）六月、松浦武四郎　東西蝦夷地「ユウブツ領・安都麻（アツマ）」を踏査した折り、住民の調査も行われた。本誌四二ページ記述の再掲

アツマ　船渡場（二軒、六人）
- 家主（家主年齢不詳）・妻・姪男　三人
- 家主　極老婆（七八才）・聟・妻　三人

シュフン（一〇軒、五〇人）
- 家主（六三歳）・倅・妻・倅・弟・出生児　六人
- 家主（三九歳）・妻・倅・妹・弟　五人

・家主（四三歳）・妻・娘・妹・弟・妹・弟・出生児　八人
・家主（六八歳）・娘（番人の妾）・孫　三人
・家主（四二歳）・妻・娘・妹・僕（ウタレ）　五人暮
・家主婆（六九歳）・娘・倅・嫁　四人暮
・家主（五七歳）・倅・妻・娘・妹　五人
・家主（女四七歳）・娘　二人
・家主（五三歳）・倅・弟・弟　四人
・家主（五五歳）・倅・妹・娘・妹・弟・妹・出生児　八人

チケツヘ　（五軒、二六人）
・家主（乙名）（三五歳）・妻・倅・妹・妹・僕（ウタレ）・同・娘　九人
・家主（四五歳）・妻　二人
・家主婆（五六歳）・倅・弟・三男・妹・五男　六人
・家主（三十歳）・倅・娘　三人
・家主婆（七三歳）・娘・倅・妹・妹・僕女　六人

トンニカ　（四軒、二四人）
・家主（三七歳）・後家・娘・倅・姪　五人
・家主（三五歳）・姉姪・妾・娘・僕　五人
・家主婆（五七歳）・倅・弟・三男・四男・妹　六人
・家主女（五一歳）・娘・兄・弟・娘・僕・妻・三男　八人

ヲイカナイ　（三軒、一八人）
・家主爺（八九歳）・倅・妻・孫娘・嫁　五人

・家主（五〇歳）・妻・僕・姉　四人
・家主（八二歳）・妻・倅・父・倅・弟・僕・弟・出生児　九人

第四節　明治五年の厚真の住人

㈠　アツマフト村・シュフン村・チケエヘ村・トンニカ村

明治五年五月、勇払郡出張所は、勇払郡の村落における畑反別と家族構成調査を実施している。現在の町域の中には四ヵ村がありこれらの村別の調査であった。畑面積はアツマフト（現　浜厚真）村　三畝一三歩〇分、シュフン村　五反五畝三歩七分、チケエヘ村　七反六畝一四歩一分、トンニカ村　六反六畝一一歩八分の合計　二町一畝一二歩六分に作物が耕作されていた。この世帯数、人口は、四ヵ村で二三戸、人口一〇二人となっている。

明治五年壬申九月　勇拂郡吾妻通村々畑反別調帳

アツマフト村

家屋名	畑面積	住人	家屋名	畑面積	住人
第一番屋敷居住	反畝歩分 二・拾・〇	(女)七三歳 計一人	第二番	一・三・〇	(妻)六二歳 五三歳 計二人
			同		

シュフン村

家屋名	畑面積	住人	家屋名	畑面積	住人
第一番 屋敷居住	反畝歩分 二・五・六・七	(男)二一歳 (父)五八歳 (母)五三歳 (妻)一九歳 (長女)一五歳 (二女)九歳 計六人	第二番 同	四・二六・八	(母)三六歳 (妻)五三歳 (長女)二九歳 (二女)一〇歳 計五人
第三番 同	二・拾五・六	(男)三六歳 (父)七六歳 計二人	第六番 同	八・〇・七	(女)五二歳 (長女)一九歳 (外二) 三〇歳 計三人
第四番 同	二・二四・七	(妻)五七歳 (男)五四歳 (妻)二一歳 (男)一九歳 (長女)一五歳 一三歳 計六人	第七番 同	一・一二・五	(妻)五三歳 (長女)四七歳 (長男)二二歳 (二男)一一歳 一八歳 計五人
第五番 同	一・〇・六・七	(父)三二歳 (母)六二歳 (妻)六八歳 (長男)二三歳 (妻兄)三一歳 計六人			

チケヱヘ村

家屋名	畑面積	住人	家屋名	畑面積	住人
第一番 屋敷居住	反畝歩分 一・九・二・四	三〇歳 (父) 五〇歳 (母) 二六歳 (妻) 三歳 長(男) 計五人	第四番 同	一・二・四・五	二一歳 (母) 四五歳 (妻) 一八歳 (一男) 一五歳 長(女) 六歳 (妻妹) 二九歳 長(女) 四歳 計七人
第二番 同	一・二・四・七	三六歳 (母) 七一歳 (妻) 三三歳 長(男) 一〇歳 (一男) 五歳 長(女) 四歳 計六人	第五番 同	二・五・三・六	(父) 六一歳 (母) 五一歳 (妻) 二三歳 長(男) 二歳 長(女) 一五歳 計六人 二九歳
第三番 同	二・二四・二	(妻) 二八歳 長(女) 二四歳 (一女) 五歳 四歳 計四人	第六番 同	五・四・七	(男) 四七歳 (母) 七四歳 計二人

トンニカ村

家屋名	畑面積	住人	家屋名	畑面積	住人
第一番 屋敷居住	反畝歩分 三・一七・六	(妻) 四六歳 (長男) 四四歳 (長女) 二一歳 (二男) 一二歳 一〇歳 計五人	第五番 同	二・三・〇	(母) 四六歳 (妻) 七〇歳 (長女) 二五歳 (叔父) 一一歳 五六歳 計五人
第二番 同	三・一・四	(男) 四八歳 (母) 六六歳 (二男) 四三歳 計三人	第六番 同	一・三・二三・六	(女) 四八歳 (母) 六六歳 (長男) 二二歳 (長女) 六歳 (妹) 四三歳 (女) 二二歳 計六人
第三番 同	七・二・五	(母) 四九歳 (妻) 七二歳 (長女) 二六歳 (姉) 三歳 四二歳 計五人	第七番 同	一・八・一・八	(妻) 三一歳 (長男) 二一歳 (二男) 五歳 三歳 計四人
第四番 同	八・一一・三	(母) 四九歳 (長女) 二九歳 (二女) 三歳 計三人	第八番 同	一・〇・一〇・六	(父) 四八歳 七四歳 (母) 七二歳 (妻) 三九歳 (長女) 一八歳 計五人

合　計

村　名	居住数	人　員	村　名	居住数	人　員
アツマフト村	二	計　三人	トンニカ村	八	計三六人
シュフン村	七	計三三人			
チケエヘ村	六	計三〇人	計	二三	計一〇二人

家屋名は、原本に第一番屋敷居住とありそのとおり記載した。また、屋敷居住を一世帯と見做した。

(二)　戸長の設置

道南地方では、相当古くから市街地の一区域を町、地方（じかた）の部落を村と呼び、和人地以外の蝦夷地においても移住者の住家が増加するにしたがって、これを村に準じ村並と称した。これらには名主、年寄、百姓代といわれる村役人を置く地方もあり、その執務を行なっていた。

明治五年になると開拓使は従前の村役人を廃し、新たに戸長を置くことになった。この時期の戸長は後の戸長役場時代の戸長とはその性質を異にするものであったが、開拓使初期の地方行政の末端機関として、その役割は大きなものがあった。戸長設置におけるねらいは、行政末端機構の整備、強化をはかり、開拓使の行政事務の一部を戸長に遂行させるとともに人民の統治でもあった。人口が多くかつ主要な地域には戸長を置き、それ以外の所には副戸長を置き戸長事務を代行させることとした。

勇払地方には、漁場持山田文右衛門代人植田甚蔵が明治五年九月二十一日副戸長申付けとなっている。

戸長、副戸長一覧表

職種	氏名	任命年月日	前職及継続職	退任年月日	後職	備考
副戸長	植田　甚蔵	明治五年九月二十一日	漁場持山田文右衛門代人			三郡副戸長戸長へ昇任
戸長	植田　甚蔵	六年十一月	漁場持代人郵便取扱人	明治七年	漁場持代人郵便取扱人	三郡戸長
副戸長	植田　甚蔵	七年七月五日	〃（発令取消）		〃	三郡副戸長
副戸長	植田　甚蔵	七年九月十九日	〃	七年十一月十四日	〃	〃
兼戸長	西東　勇吉	七年十一月二十七日	勇払郡出張所職員	八年四月四日	明治六年六月十三日より引続き勇払詰	三郡戸長戸長職兼務
副戸長	植田　甚蔵	八年	漁業郵便取扱人			勇払郡副戸長戸長へ昇任
戸長	植田　甚蔵	十年十月二十五日	漁業郵便取扱人	十年十月	漁業郵便取扱人	勇払郡戸長
戸長	小原惣次郎	十年十二月二十八日	白老郡総代	十二年六月二十四日	勇払外五郡郡役所書記	〃
戸長事務取扱	鈴木　運治	十二年八月七日		十二年九月十七日		〃
戸長	碇谷仁三郎	十三年二月二十八日	勇払郡総代			発令取消
戸長	村田　松蔵	十三年四月六日	白老郡各村戸長廿一大区区務所副区長	十四年四月二十三日	バッタ駆除世話方苫小牧駅逓取扱人	病気により辞任後勇払郡総代人となる
戸長	諏訪　数馬	十四年四月二十九日		十五年九月		

職種	氏名	任命年月日	前職及継続職	退任年月日	後職	備考
戸長	佐藤辰之助	明治十五年九月二十日	静内郡副戸長	明治十七年六月三十日	勇払外五郡郡役所職員	御用係後郡書記兼浦役人となる
（郡役所直轄）		十七年七月一日		二十二年一月		

（「開拓使札幌本庁辞令簿より明治五年～十二年道行政資料課蔵」および「苫小牧市史」より）

(三)　伍長制度

伍長は戸長のもとにあって周辺村民とのつながりをもつ村内秩序、村政一般についての補助機関であり、副戸長未設置のところではその代務者としての性格を持っていた。また、伍長には永住人伍長、役付アイヌに与えられた土人伍長とがあり、両者の性格は異なるものであった。

永住人伍長は、副戸長の補助者であり、これに対し土人伍長は、これまでアイヌにあった惣乙名・脇乙名・並乙名・惣小使・並小使等の複雑な役号を廃止し、伍長に統一し村内の自治を行わせるものであり、これはアイヌ部落に対する大改革であった。

安政五年六月松浦武四郎東西蝦夷「ユウブツ領・安都麻」踏査記述にトンニカ村惣乙名死せし由その後二名とある。また、明治五年の厚真の村においてもトニカ村に並乙名一名、シュフン村に惣小使一名の二名の役付アイヌがいたが、村の改革によりトニカ村伍長一名となっている。

勇払郡各村伍長の状況

新	旧	新	旧
アツマフト村 シュフン村 ツケエヘ村 トニカ村 ヒヒ村 戸数　三二戸 人口　一二八人 伍長一人	アツマフト村 シュフン村 ツケエヘ村 トニカ村 ヒヒ村 惣小使一人 並乙名一人	ニワン村 カエカウン村 イナユフ村 戸数　二四戸 人口　二五人 伍長一人	ニワン村 カエカウン村 イナユフ村 並乙名一人
ムカワフト村 チン村 戸数　一六戸 人口　八二人 伍長一人	ムカワフト村 チン村 並乙名一人	上キナウシ村 ルヘシヘ村 カエクマ村 シュフシナイ村 戸数　三八戸 人口　一七九人 伍長一人	上キナウシ村 ルヘシヘ村 カエクマ村 シュフシナイ村 並小使一人
イモクヘ村 ケナショロ村 戸数　一六戸 人口　五三人 伍長一人	イモクヘ村 ケナショロ村 カナイ村 脇乙名一人 惣乙名一人 並小使一人	ホヘツフト村 ヘトナイ村 ニナツミフ村 戸数　三五戸 人口　一五〇人 伍長一人	ホヘツフト村 ヘトナイ村 ニナツミフ村 並乙名一人
カナイ村 モエヘツ村 ヲサン子フ村 キリカツ村 ユクヘツ村 下キナウシ村 戸数　六四戸 人口　一五九人 伍長一人	モエヘツ村 ヲサン子フ村 キリカツ村 ユクヘツ村 下キナウシ村 並乙名一人		

（『東京往復五号』明治五年　勇拂郡開拓使出張所）

この伍長制度も明治七年五月には、伍長は副総代、土人伍長は土人総代と変わっていった。

(四)　医療（間歇熱の流行）・病院

勇払地方の病院は明治五年開拓使による出張病院を設置する。医師は満田耕圓で東京の医療塾において医療研修を受けての赴任であった。

間歇熱

明治六年六月現在、勇払郡の人口は一、五〇四人うち厚真村域と思われる地域内には厚真フト村二人、シュフン村三四人、ツケヘ村三二人、トニカ村四〇人の一〇八人であった。明治七年勇払郡東部一帯に間歇熱（かんけつねつ）が大流行したため、勇払病院詰　中山武二医員と札幌病院の新宮拙蔵医員が現地の村々を巡回し、その診療治療に当った。患者数は一八八人でうち厚真村域から二〇人の患者が診療を受けている。

開拓使公文録

巡回被命患者診察仕候御届

今般アイヌ邑（村）々間歇熱流行ニ付七等出仕新宮拙藏殿邊富内村迄巡回ニ相成随行致診療仕候處之患者九十八名ハ間歇熱七十八名ハ聖京倔症間歇熱十一名ハ諸病總テ百八十八名右診察ノ上相應ノ手當致候間此段本院ヱモ相届候上御届申上候也

勇拂病院詰　御用掛　中　山　武　二

明治七年七月

開拓大判官　松　本　十　郎　殿

勇拂郡間歇熱患者

厚真村間歇熱患者　一一名、厚真村聖京倔症間歇熱患者　九名　厚真村患者計　二〇名

植苗村、勇拂村　鵡川村患者　二一名、井目戸村患者　一九名　蔀別村患者　一五名

生蕃村患者　二三名、似湾村患者　一五名、穂別村患者　四二名、邊富内村患者　三〇名
千歳郡患者　三名　總　計　一八八名

病院

明治十年に入って開拓使札幌本庁は、各地病院配置の再検討を行い、病院の統合、廃止に踏みきった。勇払病院は同年二月廃止となり、札幌病院の直轄地となった。しかし、各地住民より病院再設置に対する要望が強く、同十一年十二月勇払外五ヵ所に公立病院設置を許可した。

明治二十一年に「町村医規則」を設けて町村費によって医師の移住を奨励し、資力の乏しい町村に対しては医師俸給の補助を行なうことにしたが、医師が受ける補助は俸給の全額ではないため、小さな村ではこの補給のため住民負担も多かった。同二十三年公立勇払病院内に村医制をしくことになり、鵡川外七ヵ村村医、植苗村村医、厚真村村医を併設した。このように本村にも医療の恩恵が及ぶようになった。

厚真村史四四㌻に野安部部落で明治二十五年頃村上市太郎が腰に腫物ができ苦痛、強痛のため、苫小牧の病院に担架で運んだ苦労の記述があり当時の状況を知ることができる。

第五節　村落別人口・戸数の推移

寛永十七年（一六四〇年）内浦岳（現駒ヶ岳）が噴火しこの時に難を逃がれ浜厚真に来て住んだアイヌ約三〇余戸が本村に居住する旧土人の最初のものであって、漁猟によって生計を立てていたと想像されていると厚真村史二八㌻に記述されている。

東蝦夷地道中記寛政三年（一七九一年）に「アツマ場所一名チケッペは厚谷伴蔵の給所と唱えられる。乙名タサモ

ツ、フジサン二人、小使サンジキ、人数三五人」とあるが、同道中記の「アツマ場所一名チケッペと呼ぶ云々。」とあることに若干の解説が苫小牧市史上巻にあるので紹介して置く。同市史ではツケツヘ「原文はツケツベー」は、厚真川右岸（上流から見て）の支流にあるチケッペという地名によるもので、この西側の台地にはかつてのチケッペコタンがあった。したがってアツマ場所と称したのは、現在の厚真市街地のある地域で厚真川の中流になっている。ただし中流より下流の流域、すなわち浜厚真を含めたかどうかは現在のところ明らかでないと記述されている。

寛文九年（一六六四年）津軽一統志には、

いふつ　（勇拂）　是迄三里斗奥に「しこつ」、在所家百軒程
わつまへつ　（厚真）　是迄一里川有　戸口彌兵衛商場家二・三軒
む川　（鵡川）　是迄二里斗惡き川有麓淺より加藤九郎左衛門商場家三十軒程おとなニシ介

と、海岸沿いが日高・釧路に通じる主要通路であった。人家のあった「わつまへつ」は現在の浜厚真より上流部に位置していたものと思われる図が「蝦夷地ユウフツ場所之圖」に見られる。

文化年間（一八〇四年～一八一八年）のものと思われる蝦夷地ユウフツ場所の図にチルク（イソヤ）五軒、ウクル（イソヤ）五軒、トニカ（イソヤ）四軒、シュブン蝦夷村七軒、アツマ小休所、チケッペ（イソヤ）二軒とある。

蝦夷地ユウフツ場所之圖

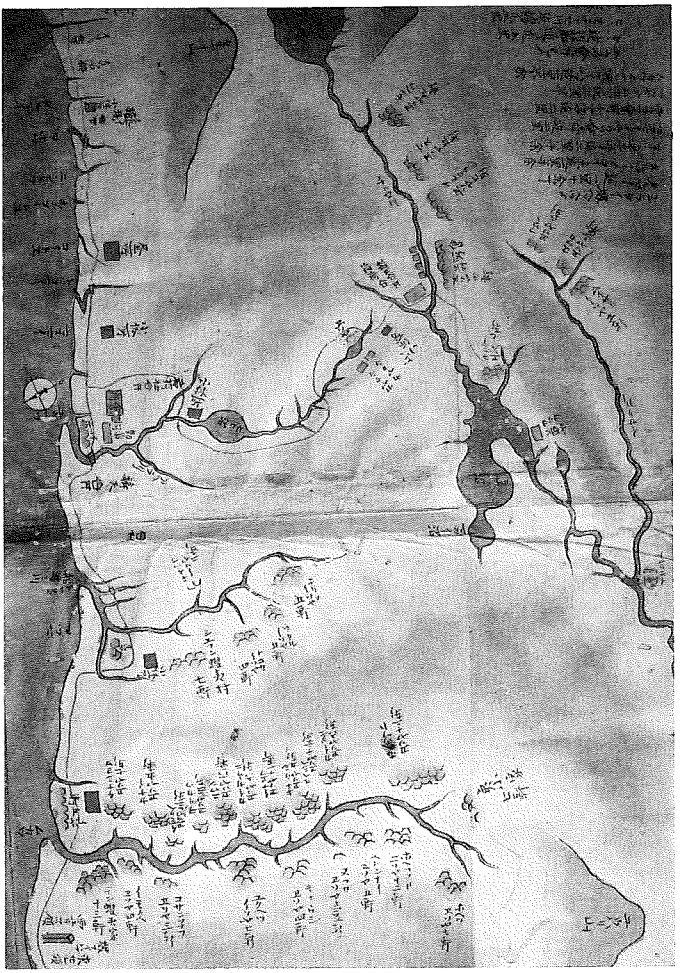

東蝦夷地ユウフツ場所之圖（年代不詳）〔函館市立図書館蔵〕

安政四年（一八五七年）蝦夷入北記（下）による家数・人別

ユウフツ領　持主　山田文右ェ門、支配人　金兵衛

村名	家数	人数	男女別		役土人名前	村名	家数	人数	男女別		役土人名前
			男	女					男	女	
アツマフト	二軒	六人	三人	三人		ヲサンチワ	一軒	二人	一人	一人	
シュフン	一〇	四八	二三	二五		キリカツ	四	一九	一〇	九	
チケエヘ	三	二六	一一	一五	並乙名 伊九兵衛	ユクヘツ	八	三九	一八	二一	
トニカ	七	四五	二五	二〇	脇乙名 板藏	下キナウシ	四	二四	九	一五	
（厚真計）	（一三）	（一二五）	（六一）	（六二）		上キナウシ	七	三六	二〇	一六	
ムカワフト	四	二一	九	一二		ニワン	六	四二	一八	二四	並小使 池藏
チン	一〇	五八	三二	二六	脇乙名 珎平	イナユフ	六	三五	一六	一九	並乙名 板右ェ門
イモクヘ	六	二九	一五	一四	並小使 仁兵藏	ルベシヘ	九	五六	二六	三〇	惣小使 伊左ェ門
ケナショロ	四	二〇	一二	八		カイクマ	六	三〇	一六	一四	
カナイ	四	三五	一八	一七	惣乙名 雲左ェ門	シユナシナイ	九	五五	二七	二八	
モイヘツ	七	三六	一八	一八	並乙名 四郎吉	ホヘツフト	一三	五五	二一	三四	並乙名 藤兵衛

村名	家数	人数	男女別		役土人名前	村名	家数	人数	男女別		役土人名前
			男	女					男	女	
ホヘツ	七軒	三五人	一二人	二三人		ヲサリモマイ（ヲサクマナイ）	一五軒	六四人	三六人	二八人	並小使　幾藏 並小使　九助
ヘトンナイ	五	二九	一四	一五		ヲサツ	九	三九	二〇	一九	脇小使 半左エ門
ニナツミフ	五	二六	一四	一二		イサリ	六	二二	一七	四	並小使 平右エ門
ヒヒ	一	六	三	三		イサリフト	七	二六	一二	一四	並乙名 郡藏
タルマイ	一	二	一	一		ヲハニケフ	二	一一	五	六	
千歳川	二四	九五	五五	四〇	並乙名　幸右エ門 並小使　新藏						
ランコウシ	六	二九	二二	七	脇乙名 勘十郎	合計　三四村	三二	一、二一四	五六八	五四六	
マス	三	一四	九	五							

注　惣乙名とは、庄屋　　脇乙名とは、總名主　　並乙名とは、乙名名主
惣小使とは、惣年寄　　脇小使とは、乙名の補佐役　　並小使とは、小使年寄
（明治四十四年七月北海道庁発行「舊土人に關する調査」より）

明治五年壬申九月吾妻通村々畑反別調帳人口

前記六七ページ明治五年壬申九月勇払郡吾妻村々畑反別調帳に人数が記載されてあるので参照、省略する。

明治六年六月現在勇払郡戸数・人口現数

村名	戸数			人口			村名	戸数			人口		
	和人	アイヌ人	計	和人	アイヌ人	計		和人	アイヌ人	計	和人	アイヌ人	計
厚真フト村	一戸	一戸	一戸	一人	二人	二人	ウエンナイ村	一戸	一戸	一戸	一人	一人	一人
シュフン村	一	八	八	一	三四	三四	ヒヒ村	一	五	六	二	一六	一八
ツケヘ村	一	六	六	一	三二	三二	タフコフ村	一	一	一	一	一	一
トニカ村	一	一一	一一	一	四〇	四〇	ユウフリ村	一	一	一	一	一	一
苫細（トマコマイ）村	六	一	六	一三五	一	一三五	鵡川フト村	一	二	三	三	七	一〇
小糸魚村	三	一	三	一一三	一	一一三	チン村	一	一四	一四	一	七一	七一
錦多峰村	四	一	四	八七	一	八七	イモクヘ村	一	九	九	一	三四	三四
覚生村	二	一	二	一四三	一	一四三	ケナショロ村	一	六	六	一	一六	一六
樽前村	五	一	五	八四	一	八四	カナヱ村	一	一〇	一〇	一	三三	三三
勇払村	四	三	七	五四	八	六二	モヱヘツ村	一	一一	一一	一	四一	四一

村名	戸数			人口			村名	戸数			人口		
	和人	アイヌ人	計	和人	アイヌ人	計		和人	アイヌ人	計	和人	アイヌ人	計
ヲサン子フ村	一戸	二戸	二戸	一人	九人	九人	ルヘシヘ村	一戸	一二戸	一二戸	一人	五三人	五三人
キリカツ村	—	五	五	—	一九	一九	カエクマ村	—	八	八	—	四三	四三
ユクヘツ村	—	一〇	一〇	—	四八	四八	シュフンナイ村	—	一三	一三	—	五二	五二
下キナウシ村	—	四	四	—	二三	二三	ホヘツフト村	—	一六	一六	—	六〇	六〇
ニワン村	—	一〇	一〇	—	五二	五二	ヘトナ井村	—	一三	一三	—	五三	五三
カエカウシ村	—	九	九	—	四八	四八	ニナツミフ村	—	六	六	—	三一	三一
イナユフ村	—	五	五	—	二四	二四	合計　三四村	二九	二〇四	二三三	六二四	八七八	一、五〇二
上キナウシ村	—	五	五	—	二八	二八							

（「地誌提要」明治六年　勇拂郡開拓使出張所調）

明治六年の村区分は、本村関係四村分（前表）戸数二六戸、人口一〇八人であり、安政四年（一八五七年）の家数二二軒、人数一二五人と比較しても、ほとんど変化は見られない。

同年九月に勇払郡開拓出張所は、郡内にある三四カ村の村落を統合整理し簡素化する意見を札幌本庁に上申し郡内村数を当初は一七カ村に統合したが、苫小牧外一五カ村戸長役場になってからは厚真村と冨似柯村が統合して厚真村は一村となり、従って郡内村数は一六カ村となった。

勇払郡村別戸口表　（明治十三年一月一日現在）

村名	永住			寄留		
	戸数	人口	男女別	戸数	人口	男女別
厚真村	三四戸	一一三人	男五四人 女五九	一戸	五人	男三人 女二
樽前村	二	五	男二 女三	四	三〇	男三〇 女一
覚生村	三	一七	男七 女一〇	七	八	男五 女三
錦多峰村	二	六	男三 女三	八	四	男三 女一
小糸魚村	二	九	男三 女六	三	八	男二 女六
苫小牧村	一八	七〇	男三一 女三九	二四	二八二	男一九〇 女九二
植苗村	一三	四一	男二三 女一八	五	四六	男二五 女二一
勇払村	七	一四	男八 女六	一三	二四	男一三 女一一
鵡川村	一七	八七	男五八 女二九	五	一三	男八 女五

村名	永住			寄留		
	戸数	人口	男女別	戸数	人口	男女別
井目戸村	一八戸	七三人	男四〇人 女三三	一戸	一人	男一人 女一
蒲別村	二二	一〇四	男四四 女六〇	一	一	男一 女一
生簀村	一九	一七四	男八八 女八六	一	一	男一 女一
似湾村	四三	一八六	男九四 女九二	一	二	男二 女一
累標村	二二	一一二	男五二 女六〇	一	一	男一 女一
穂別村	七	四五	男二二 女二三	一	一	男一 女一
辺富内村	四〇	一九七	男八九 女一〇八	一	一	男一 女一
合計	二六九	一、二三三	男六一八 女六三五	七〇	四二三	男二八一 女二四一

（「開拓使札幌本庁管内村別戸口表」明治十三年）

注　寄留とは当時九〇日以上本籍地以外の一定の場所に居住する目的で住んでいる者である。

明治十三年開拓使札幌本庁は、郡区町村編制法の実施にあたり同年一月一日現在の村別人口調査を行ったものである。なお、この人口にはアイヌ人口が含まれている。

札幌県勇払郡役所管轄村別戸口表　明治十六年一月一日調

郡名	村名	戸数			人口				アイヌ						合計					
									戸数		人口				戸数		人口			
		本籍	寄留		男	女	男	女			男	女	男	女			男	女	男	女
勇拂郡	厚真村	一戸	二	三戸	八人	五	一三人		二八戸		五八人	五七	一一五人		三一戸		六六人	六二	一二八人	
	樽前村	三	四	七	七	四			—		—	—	—	—	七		三	四	七	
	覚生村	三	七	一〇	七	八	一五		—		—	—	—	—	一〇		七	八	一五	
	錦多峰村	二	六	八	五	一	六		—		—	—	—	—	八		五	一	六	
	小糸魚村	三	—	三	六	一	七		—		—	—	—	—	三		六	一	七	
	苫小牧村	二三	一六	三九	八六	八三	一六九		—		—	—	—	—	三九		八六	八三	一六九	
	植苗村	四	三	七	二一	一二	三三		六		一二	九	二一		一三		三三	二一	五四	
	勇払村	五	三	八	一六	一二	二八		—		—	—	—	—	八		一六	一二	二八	
	鵡川村	一	四	五	一二	六	一八		一七		八五	三五	五〇	三五	二二		六一	四一	一〇三	
	井目戸村	—	—	—	—	—	—		一八		七一	三六	三五		一八		三六	三五	七一	

郡名	村名	戸数				人口				アイヌ						合計					
										戸数		人口				戸数		人口			
		計	本籍		寄留	計	男		女	計	男		女	計	男		女	計	男		女
			本籍	寄留			男	女			男	女			男	女			男	女	
勇払郡	崩別村	一戸	一戸			一人	一人			二四戸	一〇七人			五一人		二四戸		一〇七人			
	生鼈村	一	一			一	一			二〇	八九			五三	三六	二〇		八九			
	似湾村	一	一			一	一			四九	一九一			九五	九六	四九		一九一			
	累標村	一	一			一	一			二三	一〇七			五五	五二	二三		一〇七			
	穂別村	一	一			一	一			七	四〇			一八	二二	七		四〇			
	辺富内村	一	一			一	一			四〇	二一三			一〇六	一〇七	四〇		二一三			
合計		九〇	四五	四五		二九六	一六四	一三二		二三二	一、〇三九			五一九	五二〇	三二二		一、三三五			六五一

（「北海道旧郡役所取調書」明治十六年）

明治十八年勇払郡各村戸数・人口表（同年一月一日現在）

村名	戸数			人口				
	本籍	寄留	計	本籍	寄留	男女別計	計
厚真村	二八戸	二戸	三〇戸	男六三人 女五三	男二人 女四	男六五人 女五七	一二二人
樽前村	二	｜	二	男五 女四	男｜ 女｜	男五 女四	九
覚生村	三	二	五	男八 女八	男二 女三	男一〇 女一一	二一
錦多峰村	一	｜	一	男｜ 女二	男｜ 女｜	男二 女｜	二
小糸魚村	一	｜	一	男｜ 女一	男｜ 女｜	男一 女一	二
苫小牧村	三三	二九	六二	男四六 女四七	男七八 女四〇	男一二四 女八七	二一一
植苗村	一〇	五	一五	男二四 女二二	男一〇 女七	男三四 女二九	六三
勇払村	七	二	九	男一六 女一七	男一六 女一二	男三二 女二九	六一
鵡川村	一七	九	二六	男五二 女三九	男一五 女一六	男六七 女五五	一二三
井目戸村	一七	｜	一七	男三八 女三二	男｜ 女｜	男三八 女三二	七〇

明治十九年北海道庁が設置され以後毎年十二月三十一日現在の北海道戸口数が発表されている。

明治二十年勇払郡各村戸数人口表　（明治二十年十二月三十一日現在）

村名	戸数			人口			
	本籍	寄留	計	本籍	寄留	男女別計	計
崩別村	二三戸	一戸	二三戸	男四三人 女五二	男一人 女一	男四三人 女五二	九五人
生鬣村	二八	一	二八	男三五 女五五	男一 女一	男三五 女五五	九〇
似湾村	四一	一	四一	男九三 女九六	男一 女一	男九三 女九六	一八九
累標村	一八	一	一八	男四六 女六四	男一 女一	男四六 女六四	一一〇
穂別村	八	一	八	男一九 女一八	男一 女一	男一九 女一八	三七
辺富内村	四一	一	四一	男九六 女一〇一	男一 女一	男九六 女一〇一	一九七
合計	二七八	四九	三二七	男五八七 女六〇九	男一二三 女八二	男七一〇 女六九一	一、四〇一

（「元札幌県勇拂外五郡郡役所引継目録」より作成）

区分 / 村名	本籍人口			戸数		現住人
	男	女	計	本籍	寄留	
厚真村	六三人	五六人	一一九人	二九戸	一戸	一二二人
樽前村	六人	三人	九人	二戸	一戸	九人

区分 / 村名	本籍人口 男	本籍人口 女	本籍人口 計	戸数 本籍	戸数 寄留	現住人
覚生村	八人	八人	一六人	一戸	二戸	一六人
錦多峰村	二	—	二	一	—	二
小糸魚村	一	一	二	—	—	二
苫小牧村	七八	七八	一五六	三〇	六〇	三三七

区分 / 村名	本籍人口 男	本籍人口 女	本籍人口 計	戸数 本籍	戸数 寄留	現住人
植苗村	二五人	二五人	五〇人	一〇戸	一戸	五三人
勇払村	二五	三四	五九	一一	一	六三
鵡川外七ヶ村	四三二	四六三	八九五	二一一	六	九二三
合計	六四〇	六六八	一、三〇八	二九五	七一	一、五二七

（『北海道戸口表』明治二十年）

明治二十年頃、振老油田に初めて手掘掘鑿が行われた。同二十三年に東老軽舞（現東和付近）に小橋宗次郎が移住し開墾に、そして九月には浜厚真を経て日高に通じる地方費道路が開通、同二十四年には周文（現上厚真周辺）に沢里久平入地、同二十五年三月入鹿別（現鹿沼）に清水徳一郎を団長とする芸州団体の集団入植、野安部（現豊丘）には小坂伊三郎、鳥井平右衛門等の入植、浜厚真に三等郵便局が開設された。また、同二十九年には近悦府（現桜丘）仁達幌（現幌里）を経て嶺伝いに早来に通じていた通路も、早来・振老間に開通し人馬の交流も多くなり、人口も急増している。

勇払郡村別戸口表　（明治二十五年～同二十八年　各年十二月三十一日現在）

村名	区分	明治二十五年			明治二十六年			明治二十七年			明治二十八年		
		本籍人員	現住人		本籍人員	現住人		本籍人員	現住人		本籍人員	現住人	
			人口	戸数		人口	戸数		人口	戸数		人口	戸数
厚真村		一五九人	二八〇人	四二戸	二二二人	四一七人	一一三戸	三九五人	六一三人	一三一戸	六三〇人	九五〇人	一六三戸
樽前村		一二	五七	三	二八	一〇七	二〇	三一	八二	二一	四九	九六	一〇
覚生村		七	五六	六	一〇	九四	一六	一〇	六二	一八	一一	五六	三
錦多峰村		一一	七三	四	一〇	五八	一四	一九	六七	二三	三七	八八	八
小糸魚村		二	七三	一	—	八六	七	—	二四	五	一〇	二七	二
苫小牧村		三〇九	一、一一九	一四九	三七七	八八九	二八三	四三〇	一、一一七	二九五	一、一一四	一三九	
植苗村		六四	二一〇	三九	八四	三〇四	六八	一一六	四〇四	八五	二〇〇	四九一	六三
勇払村		七〇	一五一	一九	七九	二〇〇	二七	九四	一三七	二九	一六五	二一五	三九
鵡川村		一九二	四〇六	六八	二〇一	四三四	九四	二一二	四五四	一一五	三八二	五三二	一一七
井目戸村		一一〇	一一一	二七	一二一	一二六	三六	一八一	二〇一	四五	二一八	二四一	五四
蔀別村		一〇六	一二三	二四	一一二	一三九	三〇	一四七	一八五	四二	二〇七	二五七	五五
生鼈村		九五	一〇六	二三	一〇五	一六四	三八	一二八	一七六	五四	二〇二	二四六	五三
似湾村		三二〇	三三二	七五	三一九	四一九	八八	三三五	四一七	九八	三三九	三九一	九一

勇払郡村別戸口表　（明治二十九・三十年　各年十二月三十一日現在）

年	明治二十九年			明治三十年		
村名 ＼ 区分	本籍人員	現住人		本籍人員	現住人	
		人口	戸数		人口	戸数
厚真村	一、〇一〇人	一、三一一人	三三二戸	一、二八八人	一、八五九人	二七一戸
樽前村	四七	九五	一五	六二	一一八	一九
覚生村	三	四八	四	三	五三	五
錦多峰村	四二	一〇七	一四	四四	一一八	一八
小糸魚村	一一	三二	三	一〇	三六	四

年	明治二十五年			明治二十六年			明治二十七年			明治二十八年		
村名 ＼ 区分	本籍人員	現住人		本籍人員	現住人		本籍人員	現住人		本籍人員	現住人	
		人口	戸数		人口	戸数		人口	戸数		人口	戸数
累標村	一九六人	二〇四人	四一戸	一九〇人	二二六人	四九戸	二〇一人	二三六人	五五戸	二一八人	二六三人	五七戸
穂別村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
辺富内村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一、六五三	三、三〇一	五二二	一、八五八	三、六六三	八八三	二、三〇九	四、一七五	一〇一六	三、二〇一	四、九六七	八五四

年	区分	村名	苫小牧村	植苗村	勇払村	鵡川村	井目戸村	蒲別村	生鶉村	似湾村	累標村	穂別村	辺富内村	合計
明治二十九年	本籍人員		五七一人	二五七	二二一	四二一	二三四	二三〇	二一九	三六四	二二五	一	三	三、八五九
	現住人	人口	一、二七七人	六二五	三一四	五五九	二九〇	三〇九	二九三	四一〇	二六六	三	二〇	五、九五九
		戸数	二二三戸	一二二	八四	一二六	五七	五九	五六	九三	五八	一	一	一、二四八
明治三十年	本籍人員		六四六人	三九七	三〇三	五七九	二六四	二五〇	二六四	三八五	二二七	一	五	四、七二八
	現住人	人口	一、五三七人	九四二	四一五	七一七	三四二	三四六	三五七	四八九	二七七	二	九	七、六一七
		戸数	二六九戸	一八九	一一一	一五三	七八	七五	七八	一〇九	六八	—	一	一、四四八

（「北海道戸口表」各年より）

第四章　行政区画

第一節　大小区画制

この制度は明治七年の第一次と同九年九月の北海道大小区画制との二期に分けることができる。前段の大小区画制は明治七年一月現在の戸籍編成という当面の目的があり、開拓使としても非常に急いだ作業であった。そのため町村の再編成という十分な検討が行われなかったようで、その内容は国別に一大区としその中の郡を単位に一区、郡の広さによりさらに小区に分けている。従って胆振国一大区、国内に郡が七つあるため七区に分け勇払郡は第二大区と称され、さらに勇払郡一・二小区に区分し鵡川上流地区一帯を一小区とし、鵡川以西を二小区とした。厚真村は胆振国第二大区第二小区に属することになる。

明治九年九月になると開拓使はそれまで本・支庁ごとに施行されていた大小区画制を統一して、「北海道大小区画」を新たに編制し、全道を三〇大区、一六五小区とした。勇払郡・千歳郡・白老郡・幌別郡を含めた四郡で胆振国二一大区となり、苫小牧に二一大区区務所が設置され、各郡に区務扱所を設けた。しかし、区設置当時には区長は置かれず、従前の戸長の事務代行であった。

北海道大小区画（明治九年）

國	大区	郡	小区	町	村
胆振		幌別	一	鷲別村、富岸村	

國	大区	郡	小区	町村
胆振	二十一大区	幌別	二	幌別村、蘭法華村、登別村
		白老	三	敷生村、白老村、社台村
		勇拂	四	樽前村、覚生村、錦多峰村、小糸魚村、苫小牧村、勇払村、厚真村、鵡川村、井目戸村
			五	蔀別村、生鼈村、似湾村、累標村、穂別村、辺富内村、植苗村
		千歳	六	千歳村、蘭越村、烏柵舞村、長都村、漁村、島松村

（「北海道志上」　昭和四十八年　歴史図書社）

この区制による厚真村は、第二一大区第四小区に属することになった。しかしながら、この大小区制度そのものに大きな問題があり、新たな町村制度の編成をせざるを得なかった。そこで明治十二年七月この区制は廃止となって、次の郡区町村制度へと移行していった。

第二節　町村制の編成

公的行政制度としての大小区画制であったが、村民の区務所に対する認識も薄く、特に当地方においては区務所は地方団体というよりも、むしろ開拓使の出先機関としての性格を強く持っていた。

全国的には、町村人民の議決機関である寄合（惣集会）と公的行政機関である区・戸長との対立はまぬがれないものとなっていた。このため、政府は新しい制度の改革を余儀なくされていたのである。そして、明治十一年七月二十二日太政官布告をもって「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税則」を制定した。これを当時「三新法」と呼んだが、さらに同十三年四月には「区町村会法」の成立をみた。

郡区町村編制法により大小区画制は廃止となり、郡、町村制の復活となったが、町村は行政区画であると同時に自治団体となった。また、地方税規則はこれまで各地でばらばらであった府県税、民費など諸税を地方税とし、町村費については町村協議費として地方税より分離させたのである。区町村会法は町村議決機関に法的保護を与えることによって公共的性格を明確にさせ、町村財政の統制をはかろうとするものであった。

郡区町村の編制により明治十三年三月一日をもって勇払外五郡郡役所（勇払郡・白老郡・千歳郡・沙流郡・静内郡・新冠郡の六郡を管轄）が開庁している。当時（同年六月三十日現在）の吏員数は郡長を除き、一三名となっていた。

明治十五年二月八日、太政官布告第八号をもって開拓使を廃し、函館県・札幌県・根室県を置くことになった。

札幌県の管轄区画と県庁の位置は、

札幌県　県庁位置　石狩國札幌郡札幌

管　轄　石狩國、日高國、十勝國、天塩國、一円のほか、後志國ノ内九郡、北見國ノ内四郡

胆振國ノ内七郡

虻田郡、有珠郡、室蘭郡、幌別郡、勇拂郡、白老郡、千歳郡

この県制により、それぞれ開拓使から土地・人民等を受け取るべき旨を達せられ、札幌県は明治十五年三月十六日開庁している。さらに北海道における諸産業の振興のため、明治十六年一月二十九日北海道事業管理局を設置する。これを三県一局時代という。勇払外五郡郡役所は札幌県に属した。しかし、郡役所以下の行政機関には廃使置県となっても、郡長職制など全く変化なく、すべて開拓使制度のとおりであると達した。また、札幌県の文書、統計書などをみても、官吏を県吏と郡町村吏にはっきりと分けており、郡役所は現在の支庁とは違い、郡町村は一体の行政機関であること、つまり戸長役場は郡役所の中に包含される機関であった。

この制度も明治十九年の廃県により、三県は再び統合され北海道庁となっている。

明治二十年六月には、勇払五郡郡役所の管轄であった沙流郡・新冠郡・静内郡の日高三郡が浦河外一〇郡郡役所に移されることになり、勇払郡役所は勇払郡・千歳郡・白老郡を管下とする勇払外二郡郡役所となる。さらに同二十二年一月二十九日になって道庁は行政区画の改革を行い、勇払外二郡郡役所を廃止し、千歳郡を札幌外五郡郡役所に移し、勇払郡・白老郡を室蘭外三郡郡役所に編入し、室蘭郡・虻田郡・有珠郡・幌別郡・白老郡・勇払郡を管轄する室蘭外五郡郡役所とし、胆振国全体を行政区画とすることになった。

明治三十年十月従来の室蘭外五郡役所制を廃し、新たに支庁制となる室蘭支庁（位置　胆振国室蘭郡札幌通り）、大正十一年八月十六日勅令第三八〇号をもって室蘭支庁は胆振支庁と改称今日に至っている。

勇払郡役所郡長一覧表

代	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
1	山崎清躬	明治　十三年二月十三日	明治　十四年　一　月　三　日	勇払外五郡郡長、札幌区長兼務
2	服部尚春	十四年一月四日	十九年　四　月二十日	勇払外五郡専任郡長
3	古川浩平	十九年五月一日	二十一年十二月三十一日	勇払外二郡郡長
4	市来政胤	二十一年一月一日	二十二年　一　月二十九日	勇払外二郡郡長

第三節　戸長役場

(一)　戸長

明治十二年従前の戸長制度を廃し、新たに郡区町村編制法にもとづく地方自治団体としての戸長役場を設置している。当時の町村機関の一般的な形態としては、執行機関に戸長、議決機関に総代人の会議が法定されているだけであった。開拓使は、同年七月に戸長職務概目を規定し、戸長処分心得の通達を行った。

戸長職務概目

第一　布告布達ヲ町村内ニ示ス事
第二　地租及諸税ヲ取纏上納スル事
第三　戸籍ノ事
第四　徴兵下調ノ事
第五　地所建物船舶質入書入並売買ニ奥書加印ノ事
第六　地券台帳ノ事
第七　迷子捨児及行旅病人変死人其他事変アルトキハ警察官ニ報知ノ事
第八　天災又ハ非常ノ難ニ遭目下窮迫者ヲ具状スル事
第九　孝子節婦其他篤行者ヲ具状スル事
第十　町村ノ幼童就学勧誘ノ事
第十一　町村内ノ人民印影簿ヲ整置スル事
第十二　諸帳簿保存管守ノ事
第十三　河港道路堤防橋梁其他修繕保存スヘキ物ニ就キ利害ヲ具状スル事

右ノ外本支庁長官又ハ郡区長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規則又ハ命令ニ依テ従事スヘキ事
其他町村限リ道路橋梁用悪水ノ修繕掃除等凡ソ協議費ヲ以テ支弁スル事件ヲ幹理スルハ此ニ掲ル所ノ限ニ非ス

（『開拓使布令類聚』開拓使）

戸長職務概目による処分心得（明治十二年十一月十九日開拓使本使達）

一、各町村戸長事務取扱所ハ戸長役場ト称スヘシ

但戸長役場ハ其町村ノ便宜ニ依リ私宅ニ於テ事務ヲ取扱フモ妨ケナシ

一、戸長役場ニ於テ地所建物船舶等質入書入並売買等公証ノ節奥書加印ハ戸長実印ヲ用ヒ割印ハ役場印ヲ用フヘシ

但本文ノ場合ニ於テ町村戸長ニテ自分所有ノ地所建物船舶等質入書入及ヒ売買セントスル時ハ戸長次席ノ役ヲ勤ムルモノ筆生等ニ取扱ハセ公証ノ割印ハ戸長役場ノ印ヲ用ヒ其由ヲ割印帳ニ登録シ置くヘシ

一、戸長役場ノ印ハ方一寸ト定メ其管理スル町村名ヲ列記シ該郡役所ニテ調製付与ノ上印影届出ヘシ

但管理スル町村数多ナル者ハ一郡内町村ヲ束テ一、二、三ノ称ヲ付シ何郡第何組戸長役場印ト彫刻スルモ妨ケナシ

一、戸長ニ付属スル筆生又ハ手伝人等ヲ雇フトキハ郡区長ノ許可ヲ得戸長ニ於テ申付ルモノトス

一、戸長病気忌引又ハ旅行等ニテ不勤ノ節ハ筆生又ハ手伝人ヲ以テ其職務ヲ取扱ハシムルヲ得ヘシ筆生等ヲ置カサル箇所ハ隣村戸長ヲシテ取扱ハシムルモ妨ケナシ

（『開拓使布令類聚』開拓使）

（郡長に対する示達事項は省略す）

(二)　総代人

戸長役場制のもとでの議決機関を構成する総代人は、金穀公借・共有物取扱（不動産売買）・土木起工の議決を本務としつつ、「時宜ニ寄リ人民ノ利害得失ニ関シ」包括的に審議する機能をもたされ、一町村の定員は二名であった。

明治十一年六月五日乙第十九號布達

九年十月第百三十號公布ノ趣モ有之ニ付總代人選擧及總代人心得書別紙ノ通相定候條右ニ準據早々撰定ノ上來九月迄ニ管轄廳ニ届出ヅベシ

總代人選擧法

第一條　一町村毎ニ（一町中ニシテ數町アルモノハ合テ一町トナシ支村ハ本村ニ合テ一トス若戸口寡少ナル地ハ數町村ヲ合併シテ便宜ニ任スルモ妨ナシ）年齢二十年以上ノ男子ニシテ管内ニ（本廳支廳ノ管内ヲ指稱ス以下同シ）百圓以上ノ地券ヲ有

スル該町村本籍ノ者二名ヲ選擧シテ之ヲ町村總代人トナス

但百圓以上ノ地券ヲ有スルモノナキ町村ハ中等以上ノ身代ニシテ管内ニ不動産ヲ有スルモノヲ撰ビ得ベシ

第二條　左ノ項ニ觸ルルモノハ總代人タルヲ得ズ

一、風癲白痴ノモノ

一、懲戒例ニヨリ免職二年以内ノ者及除族若クハ懲役一年實決ノ刑ニ處セラレタル者

一、身代限リノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者

一、官吏教導職區吏

一、被雇人ニシテ其雇入ノ承諾ヲ得ザル者

第三條　町村總代人ヲ選フハ該町村内本籍ニシテ管内ニ不動産ヲ有スル二十年以上ノ男子一同ヲシテ投票セシメ其多數ニヨリ定ムル者トス

但第二條第一項第二項ニ觸ルル者ハ選擧人タルコトヲ得ス

第四條　一小區ヨリ四人ヨリ多カラズ二人ヨリ少ナカラザルヲ以テ定員トシ該區町村總代中ニ就テ其望ヲ屬スル者交互投票セシメ其多數ニヨリ之ヲ小區總代人トス

第五條　總代人ヲ選擧セントスル場合ニ於テハ該區區戸長用係ハ兼テ時日ト場所トヲ定メ少ナクトモ十五日前之ヲ報告シ其日一同參集ノ上小區ナレバ區戸長町村ナレバ戸長用係立會左ノ書式ニ準シ選擧書ヲ作リ投票箱ニ入ルモノトス

但疾病事故アリテ當日參集スル能ハザル者ハ定メタル時限迄ニ投票締封ノ上差出スモ妨ケナシト雖モ投票ノ事ニ付異議ヲ述ブルヲ得ズ

第六條　投票終ルノ後區戸長用係ハ選擧人ノ面前ニ於テ之ヲ開緘シ選擧人名簿ニ就テ投票ノ當否ヲ查シ又被選擧人名簿ニ就テ當選人ノ當否ヲ查シ若其當選人法ニ於テ總代人タルヲ得ザル者アル時ハ順次投票ノ多數ナルモノヲトリ其投票同數ナル者ハ年長ヲ取リテ該人名ヲ管廳ニ届ケ區者内ニ告知スベシ

第七條　總代人ハ滿二ヶ年ヲ以テ滿期トシ毎年其半ヲ改選ス而シテ前任ノ者ヲ以テ再選スルモ妨ナキモノトス

但十二年八月ヲ以テ改選ノ初期トシ其半數ヲ存置スルハ投票ノ多數ニ依ル者トス

第八條　總代人ハ其他ノ義務ナルヲ以テ選ニ當ル者期限中私ニ辭スルヲ得ス

第九條　總代人ヲ選擧スベキ權ヲ有スルモノ六分以上ノ見込ヲ以テ改選ヲ申出ルハ許可スベシ

第十條　期限中第一條第二條ニ抵觸スル者アル時ハ臨時之ヲ改選スルモノトス

第十一條　定期臨時並改選ハ總テ前條ノ手續ニヨルモノトス

總代人心得

第一條　總代人ハ九年十月第百三十號、公布ニヨリ金穀公借公有物取扱土木起工等ノ事ニ與ルヲ以テ本務トナスト雖モ時宜ニヨリ人民ノ利害得失ニ關スル事ハ區務所ヨリ議スルコトアルベシ

但有志醵金ニ出デ區一町村ノ課出ニ非ル土木起工ノ如キハ本文ノ限リニ非スト雖モ一區一町村ノ利害得失ニ係ルハ之ニ關與スル事ヲ得

第二條　前條ノ場合ニ於テハ實際民感ヲ酌量シ宜シク公利益ヲ目的トシ必スシモ輕擧アルベカラズ

第三條　九年第百三十號布告第二條ニ於テハ該條但書ニ依リ其代理トナルヲ得ベシ

第四條　小區總代人町村總代管掌ノ區分ハ唯事ノ大小等ニヨル者ト雖モ第百三十號公布第一條ノ場合ニ於テハ其別ナキモノトス

第五條　總代人ノ集會ハ小區ナレバ區戸長町村ナレバ戸長用係出席スルモノトス

第六條　總代人ハ給新ナキモノトス然レトモ公用ニテ旅行スル時ハ同係ト同シク旅費ヲ給ス

総代人は、当初から勇払郡内村総代人二名を置くことになったが、明治十三年八月十八日山崎清躬郡長が開拓使札幌本庁に伺った文書をみると「勇払郡内総代人、現今壱員、但シ該郡ハ移民未タ僅少ナルカ為メ其人ヲ得難ク依テ是迄壱員ノ村総代アリ尚今壱員丈ケハ撰定得ルヤ見込」（各区郡役所往復　明治十三年）とあって、一名より置いてな

かったことがわかる。しかし、同年八月には樽前村から一名が選ばれ、ようやく定員の二名となった。

その年の十二月には、勇払郡内の郡総代人二名、町村総代人八名の選挙が行われているが、郡総代人は町村総代人を兼ねたので、実質的には八名の選挙であった。総代人選挙区画は総代人選挙法第一条（略）（略）若し戸口寡少なる地は数町村を合併して便宜に任すも妨なし）（以下略）にもとづき、勇払郡一六カ村を四区画に合併、それぞれ二名の総代人を選挙し、地域住民の意向をとり入れようとしたのである。

明治十三年十二月二十八日村総代人選挙区画および当選人

◎苫小牧村・井目戸村・生簀村・似湾村・累標村・穂別村・辺富内村の八村区
植田惣吉（前期当撰）　西村傳兵衛（本期当撰）

◎樽前村・覚生村・錦多峰村・小糸魚村の四村区
水島彦右衛門（前期当撰）　西嶋善治（本期当撰）

◎勇拂村・厚真村・鵡川村の三村区
山田文治（本期当撰）　山本嘉吉（本期当撰）

◎植苗村一村区
井上利三郎（本期当撰）　葭谷善兵衛（本期当撰）

（「戸長進退録」明治十四年開拓使札幌本庁）

明治十八年十一月二十五日村総代人選挙区画

◎樽前村・覚生村・錦多峰村・小糸魚村・苫小牧村の五村区　総代人　二名

◎植苗村・勇拂村・厚真村の三村区　総代人　二名

◎鵡川村・井目戸村・萌別村・生簀村・似湾村・累標村・穂別村・辺富内村の八村区　総代人　二名

この選挙区域は、明治十三年よりも地域のつながりを重視したものとなっている。

総代人制度は、この時代の村協議費に関与する随一の公的機関として、また、代議制への芽ばえでもあったから、こうした意味では町村会議員の前身ともいうべき存在であろう。そして、この総代人制度も時代の変化にともない、人員、選挙資格、選挙区画などの変遷のあとをみることができるが、当初に比べると大きな進歩があった。また、明治十七年には札幌区長から「総代人会之評決ニ不服者アルトキ出訴権有無之義伺（札幌県治類典　明治十七年　総代人）があって、これについては同十八年に布告され、住民の意志権限の尊重をはかった。

明治十七年六月に至って札幌県では戸長の問題、特に郡役所の所在地の戸長役場について各郡区長の意見を求めている。その時、勇払郡外五郡郡長の服部尚春は戸長役場を廃止して郡役所の直轄としても、苫小牧にある戸長役場は勇払郡全一〇数ヵ村の事務を整理している。これを郡役所の直轄とすると手数、費用の面で節減できる見込みはないと戸長役場の廃止に反対の意見を具申した。そして、札幌県庶務局においても「勇払郡役所内戸長役場ヲ廃スルモ費用節減ノ見込ナシ」（札幌県治類典　明治十七年　郡町村関係）と勇払郡役所の意見に同調した。

しかしながら、札幌県の上層部において検討した結果「次ノ戸長役場本月三十日限リ相廃シ戸長ノ事務ニ於テハ郡長ニ於テ取扱フヘシ」（札幌県治類典　明治十七年　郡町村関係）と告示し、勇払郡各戸長役場外一六戸長役場が廃止された。その結果、勇払郡各村戸長役場は郡役所の直轄となり、すべての事務が勇払外五郡役所において取り扱うことになった。

明治二十年六月には、勇払外五郡郡役所から日高地方の三郡が管轄外となり、さらに、同二十二年一月の官制改革により勇払外二郡郡役所は、室蘭郡役所に統合されることとなり勇払郡役所は廃止となった。このため、勇払地方には行政機関が無くなったので、同年一月二十九日新たに苫小牧村に苫小牧村外一五ヵ村戸長役場が設置されたのであ

る。初代戸長には勇払郡役所書記兼警部の原直次郎が就任した。

当時の苫小牧外一五ヵ村戸長役場は郡役所がそのまま使用されたので、住民側にとっては単なる名称の変更にしかすぎずたいした変化はなかった。なお、戸長役場は戸長以下三名という体制であった。

この苫小牧外一五ヵ村戸長役場というのは、勇払郡内一六ヵ村を管轄する連合戸長役場であったが、当時の村という区域は、現在のような自治体の行政区画ではなく、地方、地方の集落の区域を呼ぶ古称であった。しかしながら、自治とまではいかなくても、その村落にはそれぞれの特色というべきものがあって、例えば、自然環境とか、開墾作業とか、職業とか、出身県とかによって、その地域独特のものがあり、他地域とは民情を共にしない面もあったから、一つの結社ともいうべきものであった。そして、自村の公共施設としての道路、橋梁、学校などは総代人が中心に村民集会が持たれ、積極的な寄付行為、戸数割による維持経営費の負担も行われたから、その意味での自治精神はその村々にも存在していたのである。

(三)　歴代戸長

戸長役場名	代	戸長氏名	就任年月	退任年月	備考
苫小牧外一五ヵ村戸長役場	一	原　直次郎	明治二十二年一月	明治二十二年六月	警察分署兼務（警部）
同　右	二	山岡昌仲	二十二年七月	二十四年	同　右（警部補）
同　右	三	久慈牧夫	二十四年五月	二十五年十一月	
苫小牧外一五ヵ村戸長役場	四	赤松圓太	明治二十五年十一月	明治二十七年	
同　右	五	迫　彦太郎	二十七年	二十八年	鵡川外七ヵ村分村
苫小牧外七ヵ村戸長役場	六	三浦純一	二十八年四月	二十九年三月	

同　右		七	平尾徳蔵	二十九年四月	三十年一月	
苫小牧外六ヵ村戸長役場		八	手代木茂篤	三十年一月	三十四年	厚真村分村

（苫小牧町史　北海道庁報告書より作成）

(四)　苫小牧外一五ヵ村戸長役場から最初に鵡川外七ヵ村分村

明治中期に入り本道開拓移住者の増加にともない、勇払地方の各村にも相当数の人口の増となっていく。このため、苫小牧外一五ヵ村戸長役場から遠隔地にある村落においては、行政手続などに不便不備であり、役場側からは行政事務処理量が増え、支障をきたすことになってきたため、新たに行政機関・自治組織を身近に設置しようとする動きになった。これが分村である。

明治二十八年に鵡川外七ヵ村が、同三十年厚真村さらに同三十三年に勇払村の早来地区と植苗村のアビラ（追分）地区が安平村として独立分村した。従って、苫小牧外一五ヵ村戸長役場は同外六ヵ村戸長役場となった。

明治二十六年苫小牧外一五ヵ村戸長役場より室蘭外五郡郡役所に提出された、鵡川村分村上申書に添付された調書によれば、同戸長役場所轄区域および各村の位置は、次表のとおりである。

戸長役場所轄区域及位置

（明治二十六年八月二十二日現在）

戸長役場位置	所轄町村	戸長役場ノアル位置ヨリ各村マデノ里程	戸長役場ヨリ四方ヘノ凡里程				極端ヨリ極端マデノ凡里程			
		里町	東	南	西	北	東西	里町	南北	里町
苫小牧村一番地	苫小牧村		東一・一八	南海	西一・一	北六・一	二・一八		六・一	
	勇払村	三・一	東三・一				二・一八		五・一	
	厚真村	五・一	東五・一				二・一八		六・一	
	鵡川村	七・一八	東七・一八				三・一		一・一八	
	井目戸村	九・一	東九・一				三・一		一・一八	
	蔚別村	一〇・一八	東一〇・一八				三・一		一・一八	
	生篭村	一二・一	東一二・一				三・一		一・一八	
	似湾村	一四・一八	東一四・一八				三・一		二・一八	
	累標村	一七・一五	東一七・一五				五・一		二・三一	
	穂別村	一九・〇七	東一九・〇七				四・一		一・二八	
	辺富内村	二〇・〇一	東二〇・〇一				八・一		三・一	
	植苗村	東一〇一・一	東一〇・一			北五・一	八・一		六・一	
	小糸魚村	北五一・一					一・〇二		五・一	
	錦多峰村	一・一二	西一・一二				二四		五・一	
	覚生村	二・二五	西二・二五				二五		五・一	
	樽前村	二・一	西二・一				二八		五・一	
	計一六ヵ村	三・一七	西三・一七							

（注）一里＝約四キロメートル　一町＝約一一〇メートル

第五章　明治初期の税目・財政

第一節　税　目

開拓使設置後も税法はほぼ松前藩・幕府以来のそれを踏襲していた。従前租税としては、場所請負人が納付する運上金、船舶の積荷貨物に課した沖ノ口税、浮小物成・不定小物成などの諸税があった。運上金はその後漁民直納として生産物に課した海産税に変質していく。また小物成は雑税にあたり、多種多様の税目があった。このうち函館支庁管下で継承されていた小物成（雑税）のうち一般的な税目をあげると、店役・家役・豆腐役・伐木役・醤油醸造免許税・同醸造税・味噌醸造税・麹役・寄留商人免許税・遊女屋税・牛馬税・漁猟税・漁業税・旅籠屋冥加・質屋税・古着古道具古鉄商税・風呂屋冥加・理髪床税・演劇税等々があった。

明治十五年三月の札幌県の地方税目は、正租（地価割税）・酒類受売営業免許鑑札料・古着、古道具、古銅銭営業鑑札書替手数料・炭焼鑑札料・炭焼鑑札書替手数料・杣夫鑑札料・杣夫鑑札書替手数料・杣夫山出鑑札料・鹿職猟税・鹿遊猟税・芸妓税・芸妓鑑札書替手数料・芸妓鑑札

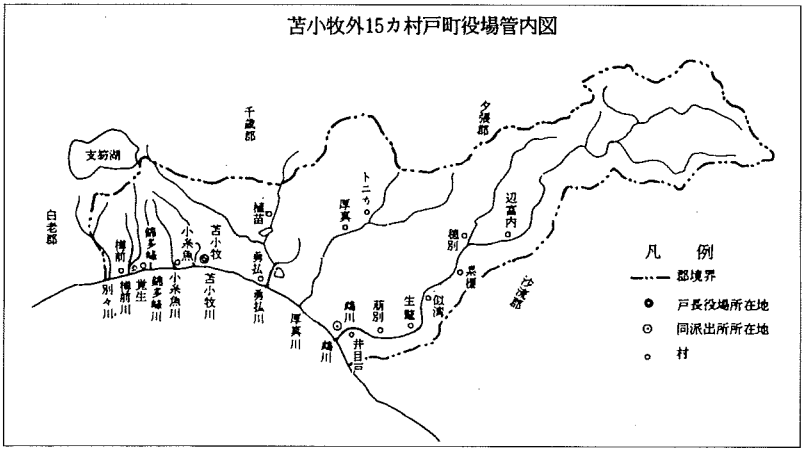

引替手数料・桑葉摘採鑑札料・五拾石未満船鑑札書替手数料・戸数割税の一六種であり、ほとんど鑑札料の形を残している。三県に共通なのは正租（地価割税）・戸数割税と芸妓税だけであった。（太政官公文録）

第二節　戸長役場協議費

区町村公共の事業に充てるための区町村協議費があった。この科目は各区町村限り便宜の法を設けることとなっており統一した制度はないが、協議・会計・報告・公告などについての札幌県の規制がある。

苫小牧村に勇払郡各村戸長役場が設置されたのは、明治十二年の郡区町村編成法の制度により翌十三年であった。村民公共の事業に係る民費は協議費と改め地方費より分離し、戸長役場において総代人の議決をもって支出されることになった。

明治十三年（三月から十二月まで）の勇払郡各村（十六ヵ村）戸長役場協議費を苫小牧市史上巻でみると、公立苫小牧学校の教育費と公立勇払病院の病院費の二つだけであった。公立学校、公立病院とも札幌県から官金が付与されていたので、これを基本財産とし、この資金を一般村民に貸付けることによって生ずる利子を充て、しかし、これだけでは不足だったので不足分について住民に賦課した。当時勇払郡の賦課対象住民は三三九戸であった。

勇拂郡各村戸長役場協議費予算（明治十三年三月ヨリ十二月マデ）

協議費　一七八円二二銭五厘　内訳　教育費　一〇九円一七銭一厘
公立病院費　六九円　七銭四厘

勇拂郡各村戸数　三三九戸　一戸平均　五二銭五厘

（「郡区役所文移録」明治十三年　開拓使札幌本庁）

明治十八年から、公立勇払病院については勇払郡・白老郡・千歳郡の各郡協議費において負担分をそれぞれ賦課していたものを、これを三郡連合協議費として賦課することにより協議費は、病院費関係と各村協議費関係の二本立てとなった。

明治十八年勇拂郡各村協議費予算（十八年七月ヨリ十九年三月マデ）

（支出）　　円　銭　厘

村総代人集会費　三・六〇・〇
公立苫小牧学校費　二四〇・七〇・〇
需用費　二九・五五・〇
学務委員費　二八・七四・〇
衛生委員費　九・九九・〇
郷社費　二〇・八八・一
合計　三三三・四六・一

（収入）　　円　銭　厘

学校資本金利　七〇・四二・五
学校資本金利　七・五〇・〇
児童授業料　三八・〇二・五
三六・九〇・〇
十七年度ヨリ越高　七二・〇〇・〇
十八年度賦課スベキ高　一〇八・六一・一
合計　三三三・四六・一

（十八年度賦課スベキ高　割合）

円　銭　厘

戸数割　一二・一五・〇　　惣戸数二四三戸別ニ割ルモノ　一戸　五銭
建物惣坪数割　六六・〇〇・〇　　惣坪数五五〇〇坪ニ割ルモノ　一坪　一銭五厘
海産収穫高割　四・四四・四　　海産収穫高二、二二石九斗七升九合　一〇〇石ニ付　二〇銭
各自家産割　二六・〇一・七　　各自家産ヲ一等ヨリ九等ニ区別シ割ルモノ
一等家産二、〇〇〇円以上ノ者　七一銭五厘、九等家産二五円以下ノ者　三銭三厘

公立勇払病院に係る協議費

明治十八年勇拂・白老・千歳公立病院協議費予算（十八年七月ヨリ十九年三月マデ）

（支出）　　円　銭　厘　　（収入）　　円　銭　厘

総代人集会費　一八・六〇・〇　　病院資本利子　二四三・〇〇・〇
需用費　・六三・〇　　薬価収入見込　一八〇・〇〇・〇
公立病院費　七四一・八六・二　　十八年度賦課スベキ高　三三八・〇九・二
合計　七六一・〇九・二　　合計　七六一・〇九・二

（十八年度賦課スベキ高、割合）

円　銭　厘

戸数割　二二・六〇・〇　　惣戸数四五二戸ニ割ルモノ　一戸　五銭
建物惣坪数割　二七八・一七・五　　惣坪数九、二七二坪五合ニ割ルモノ　一坪　三銭
海産収穫高割　四・九八・九　　海産収穫高一、四九四石九斗五升ニ割ルモノ一〇〇石ニ付　二〇銭
各自家産割　三二・二二・二　　各自家ヲ一等ヨリ九等ニ区別シ割ルモノ
一等家産二、〇〇〇円以上ノ者　五八銭五厘、九等家産二五円以下ノ者　二銭二厘

（「札幌県治類典」－明治十八年）

公立病院に係る経費は、総代人集会費には総代人旅費・日当があり、公立病院費は病院の維持経営にかかわる費用で医員二名分の給料・旅費・馬飼料・小使の給料、薬品器機買上代・薬品運搬費・需用費となっている。

戸長役場における費用、すなわち戸長、筆生等の給料旅費・役場費・雑給及雑費・修繕などは道庁の支出であったが、村民公共の事業、村の固有事務および村が負担すべき国政事務は協議費からの支出であった。

第三節　戸長役場町村費

協議費は明治二十年五月十日道庁訓令第三〇号をもって「区町村費」と改められたが、支出費目は協議費時代の費目以外は公共的性格を認めなかったので、当初においてその内容には何ら変化はなかった。収入としては①土地に賦課する地価税・国税営業税割・戸数割・水産税割・反別割・漁業税割の各種付加税、②地方費補助金（教育費・病院費・土木費）、③雑収入、④寄附金、⑤財産ヨリ生ズル収入であった。苫小牧市史上巻によれば当地方では戸数割と営業割の二課目だけを賦課することとし、戸数割は賦課総額の六割、営業割四割によった。この戸数割は一〇等級に区分し賦課額は見聞割として戸長役場において一人別の負担額を調査し、営業割は商金高五、〇〇〇円以上を一等級とし、一〇〇円未満を五等級としてこの区分により等級の歩合を定め、これに乗率してそれぞれに毎年総代人の査定によって定められた。その後、漁業割が新たに追加され統数を基準として賦課された。

町村の財政は従来基本財産から生ずる収入をもってその財源に充てることになっていた。「凡ソ区町村費ノ費用ハ基本財産ヨリ生ズル収入ヲ以テ之ヲ充テ猶不足アル場合ニ於テ之ヲ賦課徴収スルヲ本旨トス」（「北海道庁訓令」明治二十九年　北海道庁）しかし、ほとんどの町村は財源不足のため戸数割など住民に対し賦課していたのである。勇払郡各村においても基本財産が極めて乏しく村費のうち約半額は住民負担であった。このため道庁は、町村の基盤を確立し財政を安定するためには基本財産の造成が最も重要な課題であるとし、明治二十七年十月道庁訓令第五六号をもって区町村費の款目に基本財産造成費を追加したのである。

苫小牧外一五ヵ村戸長役場においても、その費目を設定し基本財産造成につとめた。そして、財産収入をもって経常費の二分の一以上を支出し得るまでは、その財産収入全部を蓄積することにし、かつ蓄積した財産は容易に処分す

ることができないようにした。また、戸長役場設置以来村に対する住民の関心も高まり徐々に基本財産を増し、胆振管内第一位の財産を所有するようになった。（「二級町村制施行ニ関スル一件書類」明治三十五年苫小牧村）

第六章　始めの道路事情

第一節　路なき道

明治二十六年の厚真川沿いの状況について新穂別町史には、次のように記されている。

「紀藤昆治郎は、明治二十六年春になって、北海道炭鑛鉄道室蘭線の追分駅付近で、厚真川・鵡川筋は移民も少なく、未開地も多く容易に土地を得られるという、まことに耳よりな話を聞いたのである。しかし、この方面へは道路らしい道路もなく、ただ鹿道を辿って行くより方法がないとも聞かされ、単身で足を入れるかどうかを考えながら、一日をこの地で滞留していた。

幸い厚真川の上流の老軽舞（現　吉野）から買物に来た人に出合い、この人に伴われ四里半（一八㌔）の道を歩いて老軽舞に入った。当時この地はアイヌ七・八戸と和人五・六戸の小部落であった。そこでいろいろな話を聞き、この厚真川に沿って海岸の国道まで出て、改めて鵡川の河口から上流に遡って見ようと考えた。そこで川筋を降って前進したが、鹿道は幾筋もあり、加えて樹木は大きく雑草は高く、人家とてなくただ心にまかせて進むこと二里（八㌔）余で、ようやく一人の老人に出逢った。そこで道を尋ねると、ここは浜厚真に下る道ではなく、鵡川上流に出る道であった。

第二節　五つの道筋

厚真町域と隣接市町間の道筋は、五つあった。一つは、苫小牧から日高方面へ、勇払をたって海岸線沿いにアツマ（現　浜厚真）で渡舟で厚真川を渡り、ムカワでも渡舟で鵡川を渡って沙流郡に至る経路。二つは、浜厚真からノヤ

スベ（現　豊丘）を経て似湾峠に通じる似湾街道（またはニナルカ街道）、三つは、早来より沢、峰伝いに近悦府（現　桜丘）老軽舞（現　吉野）を経てトニカ（現　富里）を通り幌内を過ぎて穂別に通じる老軽舞道、四つは、厚真からウクル川を遡上って似湾峠から穂別に出る厚真似湾道、五つ目は、厚真の牛志別（現　豊川・共栄）から早来町の現在の源武に出て植苗方面への路があった。

(一)　日高方面経路

明治十九年八月北海道を巡回視察した内務大臣山県有朋、外務大臣井上馨一行に同行した東京日々新聞関直彦記者の巡行記に、厚真町を通過したる時の記事があり、当時の道路事情の一端を知ることができる。

八月二十日朝五時苫小牧ヲ発ス是ヨリハ例ノ根室海道ニ掛リテ海岸ニ沿フテ走ル道ナレハ馬車ハ通セズ皆騎馬ニテ進行ス。本日ハ馬ノ初日ナルガ上ニモ十九里ノ道程ヲ馳セザルヘカラザルニ依リ何レモ相戒シメ早ク起キ出テ警策ヲ加ヘテ進行セリ。此日道路ハ概ネ海岸ニテ左ニハ荒原ヲ望ミ、右ニハ荒磯ノ波ニ馬蹄ヲ洗ヒツツ勇拂ヲ経、東川（厚真川と思われる）ヲ馬ニテ渡リ東（厚真）駅ニ着ス。土地ハ名ニ負フアツマト云ヘハ一行中或ハ懐郷ノ情ヲ浮ヘシ人モアリツラン。無風流ナル小生共ニハ土地ハ何ト云フトモ更ニ頓着ハナシ夫レヨリ二里余ニシテ佐瑠太（現　門別町富川）ナル佐瑠ノ椚別（現　門別）ニ着シ昼食ス。

(二)　似湾街道（ニナルカ街道）

詳細は不明であるが、ニナルカ街道ともいわれている。厚真町と穂別町との町界に位置する似湾峠から現道の町道豊丘・宇隆線（旧ノヤスベ・ウクル）を通り周文（現　鯉沼・厚和・共和）を経て、苫小牧市ニナルカ（現　柏原）に至る街道と推定される。

(三)　オイカルマイ道（老軽舞道）

早来町の安平川に注ぐトキサラマップ川は、昔「チ・ペシ・ナイ」といわれ「われわれがそって下る沢」の意であるという。この流域は厚真・早来間で最も低い沢になっておりアイヌたちはこの沢を通路として往来していたようである。この経路はトキサラマップ沢を上り早来町有林となっている山の峰伝いの獣道を通り仁達幌（現　早来町守田・厚真町幌里）近悦府（現桜丘）を経て老軽舞（現　吉野）トニカ（現富里）を通り幌内を過ぎて穂別に通じる。

蝦夷時代には十勝アイヌ南下の一要路であったと思われる。

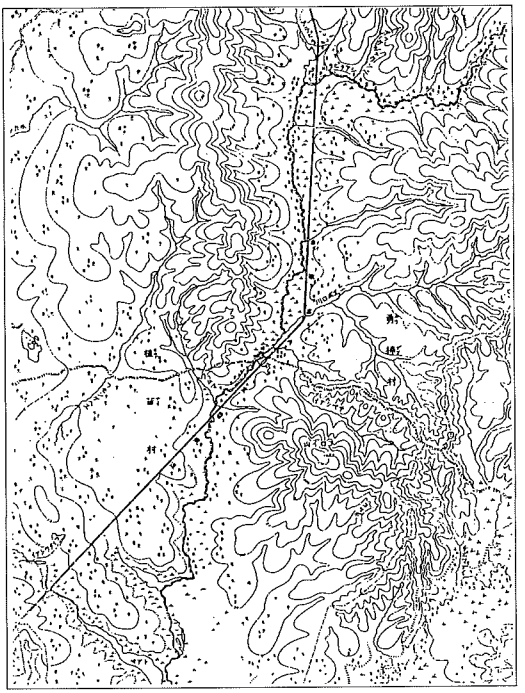

室蘭線開通（明治25年）直後の地図で見る「オイカルマイ道」

(四)　厚真・似湾道路

厚真の奥地には、安政五年（一八五八年）箱館奉行が松浦武四郎に、千歳・早來・厚真・穂別を越えて沙流川に至り、沙流川筋を遡って十勝に達する経路の見聞調査を命じている。その報告書にはこの地方の状況を次のように記している。

「チトセ（千歳）会所の後、ココツヘツを越えヒヒ（美々）へ下りこの辺は一面の平地であり、ヒヒの川上を越えて山にかか

りおよそ三里ばかりにて、この間小川沢山あっても何れもはね渡り、飛越えられる流である。ここより少々の小山一つを越えてアヒラ（安平）の水源に出、アヒラ川も幅三間あまりで歩行渡り可能である川の両岸には少々谷地もあり、この処に笹小屋一棟補理土人一軒ある。右のアヒラ水源を出てさらに平山雑木立原を三里ばかり行って厚真川の支流ウクル川筋（ハビウ川筋と思われる）の字ヲチセウンベという所に至り、これから川まで一七・八町でトンニカに出る。それからトンニカを少し上り、字シュルクウシナイ川を上りおよそ一里ばかりで峠を越え（ここは少々峻敷く得共尤も草も至って少なく至極切開き能き処にて御座候其辺より山の峰まで凡一里半ばかりにして）とあって、右へ下ればムカワ川源ニワンへ至り、左へ上ればルベシベ（累標）に出て、このルベシベの小川をおよそ一里ばかりも下ればルベシベ村の土人の家の所に出る。（ここまでトンニカからおよそ四里くらい）、ここからムカワ川を東岸に渡り、ルベシベナイをサル川筋に越え、それからサル川筋を上って十勝に越える。」

右の報告書によれば、千歳より美々を経て、安平に出、安平川を渡ってシアビラ川を遡り、シユフンベツ（春辺の沢）を上って、現在のハビウ林道のあたりを越え、厚真町ハビウ（現　高丘）からトニカ（現　富里）に、そこから幌内に向かいさらにシュルク沢を上り、穂別町栄と同町豊田の中間付近にある峠を越えて穂別町に入る新道開削を提言。ホロカンペ沢を下って豊田に、ここから鵡川を渡って和泉に入り、ルベシベ沢、ペンケルベシベを通り、平取との境界にある峠を越える新道を考えたようである。

千歳会所から厚真町トニカまで七里程度、トニカからルベシベ村まで四里程度の行程であった。松浦武四郎による内陸路は、厚真町付近では現在の道路とは異っているが、当時としては画期的なものであった。サル・ニカップアイヌが山田文右衛門の経営する千歳サケ場に出稼ぎすることを常としていたから、こうした通路の下地はアイヌによってすでに示されていたと考えて不思議ではない。このような調査には常にアイヌ案内人が同行していたから、アイヌの意見も相当入っていたと思われる。

一方、厚真・似湾道も古くからアイヌたちはこの道を利用していた。さらに移住者も穂別町方面に道を求めており、鉄道早来駅から厚真を経て厚真川支流ウクル川を遡上り亭々たる原始の密林や人の背丈ほどもある熊笹を踏み分け辛うじて獣道をたどり、いくつかの山河と似湾峠を越えおよそ六里の道程をニワン沢に下って穂別町栄に通じていた。

(五)　早来町の源武に通じる道

早来町史によれば、厚真方面には多数のアイヌが居て、これらのアイヌたちは、厚真町牛志別（現　豊川・共栄）から、早来町の現在の源武を通り、松田山（柏原）から植苗方面の札幌街道に往来したらしく、この地方の唯一の交通路であったと古老は懐古すると記されている。

第三節　道路開鑿

(一)　道路工事

自然路のまま放置されてきた日高路の沿岸道路も、明治二十四年から同二十八年にかけ苫小牧・佐瑠太間で道路工事が行なわれるようになった。また、明治二十七年室蘭鉄道線早来駅の開業は、厚真をはじめ奥地への玄関口として交通上の重要な役割を果たすこととなった。このため厚真・早来間の道路は地域の急務を要する工事として、明治二十九年五月十四日北海道庁は、早来・振老（厚真）間の殖民道路開鑿に着手、同年九月二十九日竣工している。振老・鵡川間の道路開鑿は、鵡川側から始まった。一、七〇〇町歩と称した入鹿別原野の未開の湿地帯灌木や、やち坊主が散在する中を縫うようにつたい歩く程道の小路で、当時沼ノ端方面に出る最短通路であったこの小路を、明治三十五年工事に着工している。路線計画は現地の実態とかなり相違して非常に難工事であったが、現在の道道千歳鵡川線となっている。

明治二十九年度の道庁事務報告書中土木事業に次のように報告されている。

○早来厚真間道路開鑿工事（明治二十九年度道庁事務報告）

早来、厚真は共に勇拂郡に在りて、早来は室蘭鉄道線早来停車場の所在地にして、厚真は国道四十三号線の一部に属す。この間原野は土地肥沃なるを以て、逐年移住開墾に従事するもの既に数百戸に及び、大いに発達の度を進めたるも、道路の設けなきを以て交通運輸不便を極む、因て先ず本年度に於て早来停車場前より厚真川向う三里一町餘を開鑿せり。本工事は延長六千五百五十二間三尺四寸、幅二間にして、厚真川に渡拾七間幅二間、木造釣橋を架設し、本年五月着工、同九月竣工、この工費金七千四百八拾四円弐拾参銭とす。

明治三十一年振内（現　厚真市街地）より浜厚真国道に至る里道三里八町五〇間、幅四間の道路開鑿、同年振老（現厚真市街地）より近悦府（現　桜丘）を経て西老軽舞（現　吉野）岩石間の里道約半里の開鑿、さらに同三十二年十二月には、振老から似湾に通じる道路、同三十三年には近悦府から知決辺（現　本郷）の早来道路に接続する道路がそれぞれ開鑿されている。

(二)　厚真川渡船場

明治十五年四月開拓使事業部報告原稿、勇払駅逓沿革調によると、厚真川河口附近の川幅は水幅一八間（五〇・九㍍）あり渡船二隻を配置して通行人、荷物の渡河の利便を図っていた。渡船場に通行人の小休所が置かれ、日常生活用具として、薬鑵　壱つ（但　壱升五合入）・土びん大　壱つ・茶呑茶碗　一五人前・煙草盆　壱つ・白木刀掛　弐つ・薄縁弐間切　弐枚　同　壱間　一枚・板戸　三枚　が備えられていた。

この河川に同二十四、五年頃橋が架設され一層通行人は便利になったが、同三十一年九月六、七日に大洪水（「北海道における異常気象・災害年表・札幌管区気象台発行」明治三十一年九月六日暴風雨、台風九七五㌘、北海道南部

を通り東海岸にぬける）があり、厚真川橋は落橋流失してしまった。このため、橋梁を復旧させる期間再び渡船により交通人の便益を確保するため、当時、渡船取扱人について室蘭支庁から厚真村戸長役場に照会がなされている。

発室丙第二、一一三號

渡船取扱人撰定ノ件

本月六・七日両日洪水ノ為メ厚真川橋落橋シ通行差支候趣キ付、目下其筋ヘ上申渡船場設置ノ取運中ニ付渡船取扱人志望ノモノ有之候間、明治二十七年八月二十八日道廳令第四十八号渡船場規則第三條ノ資格ヲ有スルモノヲ御撰定之上其住所姓名身分年齢ヲ至急御申出相成度依命此段及御照会候也

明治三十一年九月十七日

第三課長　福　士　武　美

厚真村戸長　村　上　元　治　殿

渡船場取扱人上申

勇拂郡厚真村字ハマ

青　木　與　八

右ノ者　渡船熟練ノ者ニ付厚真川渡船場取扱人ニ撰定致候間此段上申候也

明治三十一年九月廿二日

厚真村戸長　村　上　元　治

室蘭支廳長　岩　波　常　景　殿

膽振國勇拂郡厚真村

青　木　与　八

膽振國勇拂郡厚真村　厚真川渡船場取扱人ヲ命シ候条左ノ通心得ベシ

明治三十一年九月二十六日

室蘭支廳長　岩　波　常　景

一　取扱人ニハ手当トシテ一日金五十銭ツヽ支給ス

但　開業ノ当日ヨリ支給ノ事

一　取扱人ハ何某ノ名義ヲ以テスルモ渡行人ヨリ賃銭ヲ請求スルコトヲ不可

一　取扱人ハ明治二十七年八月二十八日北海道廳令第四十八号渡船場規則ヲ遵守スベシ

一　前各項ニ違背シタル所明アル場合勿論其他官廳ノ命ニヨリ取扱人ヲ免スル事アルベシ

（厚真村史七四・九三・七六六㈠参照）

第七章　鹿の群棲地

第一節　鹿の群棲地

㈠　鹿肉

鹿は鮭とともにもとからアイヌ人の重要な食料の一つであり、また、鹿皮・鹿角は鹿が越年する胆振・日高・十勝地方の主要な産物であった。そのため古くから鹿猟は盛んであったが、しかしアイヌ人の狩猟技術が幼稚だったのと、また、一定の猟区を持っていてこれを保護する風習があり、松前藩時代の勇払場所における狩猟品の中で鹿皮・熊皮・熊胆・鷲の羽・白鳥などが特産品として名声が高かったようであり、松前藩もこれらの狩猟品を専売していた関係上、

内地人の鹿狩猟を禁止していたので濫獲による鹿の減少はまぬがれていた。一方開拓使時代になるとアイヌの有していた猟区の権利は無視され、とくに明治六年札幌本道開通以後は交通の便を得て、多くの内地人猟師が入り、銃を使って自由に鹿猟を行った。このため鹿の濫獲防止対策は当局における重要なる課題とされていた。

(二)　鹿肉缶詰所

胆振・日高地方の鹿猟は明治七、八年頃が最盛期で、鵡川奥地には猟夫、商買人が入込んで賑わい、十一年には開拓使の鹿肉罐詰所が植苗村美美に設立されている。この美美罐詰所は、罐詰所生徒養成の目的で、養成所および寄宿舎を設備するなど、相当有望視されていたのであるが、鹿の濫獲と十二年の大雪のため餌を失い凍餓死する鹿が多かったことや鉄道敷設工事等のため、鹿がしだいに奥地深く入り絶滅に近い状態となった。このため美美罐詰所も十三年より操業中止となり、十七年六月にはついに廃止されるに至ったのである。

札幌工業事務所々属　美々缶詰製造所

右ハ従来美々近傍野鹿群ヲナシ猟獲極メテ多キヲ以テ鹿肉缶詰ノタメ之ヲ設ケシモ、明治十二年ノ大雪山ヲ埋メ野鹿凍死スルモノ夥シク且幌内炭礦起業以来人跡深ク山谷ニ入リ、加フルニ鉄道線路該獣棲息ノ区域ヲ遮断セシヨリ猟獲頓ニ減ジ十三年以後休業、現今唯建物什器ヲ保管スルノミ到底再興ノ見込アラズ、依テ廃止スベシ

明治十七年六月十二日

卿ヨリ　左大臣宛

第八章　駅逓所・郵便

第一節　駅逓所

(一)　勇払駅逓所

勇払駅逓は、文政年間松前藩の時代に設置された。「開拓使事業報告原稿（明治十五年四月　勇拂郡戸長　諏訪数馬）」には、勇拂驛沿革調　「勇拂驛　膽振國勇拂郡勇拂村　本驛ハ文政年間　松前藩ノ時民費ヲ以テ設置　函館辨天町山田文右衛門ニ取扱ヲ命ス驛費ハ同人自費ヲ以テ支辨ス　一隣驛江達スル距離　佐瑠太驛　日高國沙流郡佐瑠太村　里程七里一分四厘」とあり、本村浜厚真沿岸を旅行者、駅逓人足などが通過していたのは相当早い時期からであった。明治初年駅逓の呼称は「会所」・「運上屋」・「通行家」・「旅宿所」などと称されて、「会所」としては村方役人の自宅や「村会所」、「運上屋」は漁場請負人の家屋からの呼称、その後場所請負人制の廃止により「運上屋」・「会所」を「本陣」と改称、同五年一月「本陣」を「旅籠屋並」と名づけ、さらに、「旅籠屋」に改める。「旅籠屋」を廃止して「駅場」と改称同年八月には「駅逓扱所」と改めるなど呼称の混乱がみられたが、次第に「駅場」・「駅逓場」・「駅逓扱所」・「駅逓所」などの呼称が定着していった。

このように駅逓は旅人への宿泊、食事の提供、人馬継立、郵便物の逓送が主たる仕事となっていた。

勇払駅逓所も「勇払会所」・「本陣」・「旅籠屋」・「駅逓扱所」と改称に伴い呼称も変っている。明治五年五月当時の勇払郡駅逓取扱人は、漁場持の山田文右衛門であり、同十一月から植田甚藏の死亡により長男礼吾に引き継がれた。その後、駅逓取扱は次第に戸長役場や総代人などに移っていった。勇払駅逓の管轄は勇払村、厚真村の二村とし、同

三十三年には乗馬一二頭、馬車馬五頭、駄馬六〇頭、荷馬車二台、橇四台を所有していたが、北海道炭鑛鉄道の沼ノ端駅が開業すると、沼ノ端駅が札幌、根室への短連上重視されることになって勇払に代ることになり勇払駅逓は同三十四年をもって廃止となった。

明治十八年十二月札幌県は、駅逓に対する「駅伝取締規則」を施行し、駅伝組合の設立、取扱所の区域を定めた。苫小牧駅伝取扱所は、苫小牧村・植苗村・樽前村・覚生村・錦多峰村・小糸魚村の六ヵ村。勇払駅伝取扱所は、勇払村・厚真村の二ヵ村を担当区域とした。また、人足・馬・人力車・乗合馬車・荷馬車・馬橇などで賃金を受け、人、貨物その他の運送を営む者に適用された量目及一時間の速度は次のように定められていた。

一、人馬車一個量目及一時間速度ヲ定ムルコト左ノ如シ

類別	量目	速度
人足	七貫目	至急　一里半 平常　一里
馬	二十貫目	至急　一里半 平常　一里
人車　一人乗	二十貫目	一里
人車　二人乗	二十五貫目	
乗合馬車　一頭曳	五十貫目	一里半
乗合馬車　二頭曳	八十貫目	
荷馬車	八十貫目	一里半
馬橇	九十貫目	一里半

（「苫小牧町史」　昭和十五年　苫小牧町）

この地方における難所は河川であったが、明治十年代には既に小河川にあっては板橋が架設され、大川は渡船が配置されていた。

開拓使事業報告原稿（明治十五年四月）勇拂驛逓沿革調

橋梁　三ヶ所　勇拂板橋　長　三三間　幅　二間三尺
字ウツナイ同橋　長　二二間　幅　一間三尺
字イルシカヘツ橋　長　八間一尺　幅　一間三尺

明治十年十二月中　ウツナイ、イルシカヘツノ貳橋官費架替以降修繕共悉皆官費

厚真川　水幅貳拾八間　渡船　貳艘

膽振國勇拂郡厚真川　山田文右衛門請負中自費ヲ以テ支辨ス尤無賃渡守ノ儀ハアイヌ人貳人ヲ置キ一ヶ月拾貳圓宛ヲ給與シ明治五壬申年中ヨリ渡賃銭壱人七厘、馬壱疋一銭貳厘、渡守給料一ヶ月金壱圓貳拾五銭宛官費

鵡川　水幅五拾貳間　渡船　三艘

膽振國勇拂郡鵡川　前如書載　明治五壬申年中ヨリ渡賃銭壱人一銭貳厘、馬壱疋貳銭渡守給料一ヶ月壱圓貳拾五銭宛官費

(二)　厚真の駅逓所

浜厚真に駅逓が設置された年月は不詳であるが、厚真村史九六ページに明治二十五年浜厚真に三等郵便局が設置され、主に鵡川・門別方面への逓送に当っていたとあり、駅逓もこの年度より早い時期に設置されていたと推定できる。また、北海道の官設駅逓所書（田崎勇著）には明治三十五年八月一日知決辺（厚真村史九六ページ　同三十三年振老とあるが同一場所と考える。）幌内　大正八年十二月二十四日開設となっている。

駅逓の継ぎ駅路線は、勇払・浜厚真・鵡川・浦河・根室方面への路線、浜厚真または北海道炭鑛鉄道早来駅（明治二十七年開業）・知決辺・幌内・穂別方面への路線、知決辺・似湾・穂別方面への路線があった。村内の駅逓所は旅

館業を営み乗用馬も飼育し旅人の便宜をはかっていた。

第二節　郵　便

(一)　郵便業務

当初、郵便役所（明治八年一月郵便局と改称）を設置するにあたっては、駅逓所に併置されることが多く郵便取扱役は駅逓関係者がこれを兼ね、駅逓人足・駅馬によって郵便物の逓送が行われた。

明治八年一月三日から苫小牧・浦河間に郵便逓送が開始された。この路線は苫小牧・勇払・沙流を経由するものであり、毎月六回往復し本村を通過していた。

苫細ヨリ浦川通根室迄郵便線路表（苫細より沙流までの間抜粋）

地名	里程	川名	逓送時間 一時一里半行	開閉取扱人姓名
苫細			増時間	植田甚蔵
勇拂	苫細・勇拂間　三里五丁九間		二時〇六分	西川健助
沙流	勇拂・沙流間　八里十八丁	厚真、鵡川、猿太七厘ッ	五時四〇分	
下々方村	沙流・下々方村間　七里廿一丁	厚別、新冠七厘ッ	六時四〇分	細野加一
			五時〇三分	
			五時四三分	

（「郵便諸課文移録」明治十年　開拓使駅逓課）

本村の郵便集配業務は、明治二十五年十二月当時由仁郵便局の範囲にあり、由仁村・角田村・登川村・栗沢村・幌向村・長沼村・植苗村（安平村は独立前植苗村・勇拂村に属する。）・千歳村・厚真村などの広い区域内が受持ちであった。郵便配達も各村に一週間に一回程度配達夫が巡回していた（由仁町史）という状況であった。その後明治二十九年十月早来郵便局が開局に至り本村中央北部の西老軽舞・振老などに対する集配業務は早来局の管轄となっていった。

厚真村の郵便局は、明治二十五年浜厚真に三等郵便局、同三十四年二月一日開設の振老郵便局が開局している。（厚真村史九六ページ、同六四一ページ、厚真町史六〇六ページ参照）

第二編　明治年代の補完

第一章　厚真村の独立

第一節　厚真村の開村

鵡川外七カ村戸長役場を新たに設置する際「厚真村モ現今戸長役場ヲ隔ル近キモ五里遠キハ一〇里ニシテ之ヲ鵡川ニハ遠キモ七里半ニ過キス、且厚真ハ農村ニシテ恰モ鵡川村地方ト民情モ彷彿タル義ニ候ヘハ、同村モ新設戸長役場ニ属セシムル方、地形トイヒ民情トイヒ恰当ナルモノト被存候」（鵡川村厚真村安平村分村関係書類）として、苫小牧外一五ヵ村戸長赤松圓太は、厚真村も同時に分村し鵡川村の戸長役場に属させる必要性を付記した上申書を明治二十七年六月八日付で室蘭外五郡郡長に提出している。しかしながら、郡役所において検討した結果、厚真村はこれまでどおり苫小牧の戸長役場に属することになった。

鵡川村の戸長役場新設に対しては、再三にわたる根強い鵡川住民からの設置願、請願が続けられ、その必要性、地域の特殊性が認められ、明治二十八年三月三十一日鵡川外七ヵ村戸長役場の設置の告示がなされ同年四月十日分村が行われている。

一方、厚真村の分村問題は、鵡川村の時と違い住民からの直接的要望、陳情というものではなく、苫小牧外七ヵ村戸長役場の意見によるものであった。それは、厚真村の急速な発展があって再度分村の必要を感じてきた苫小牧の戸

長役場は、室蘭の郡役所に対し調査を申し出たのである。郡役所においてもその必要性を重視し、苫小牧の戸長役場と協議を重ねるという、主として行政担当者において進められていた。当時の記録には次のようにある。

本村ノ南海岸ニ沿フテ一小部落ヲ為ス浜厚真ハ胆振國ヨリ日高國ニ通スル國道ノ要路トシテ旅客往来スルカ故ニ、早クヨリアイヌ人海藻漁業ヲ為シ、側ラ旅客ノ貨物ヲ運搬シツツ住居セシモ、明治三年和人青木与八、高津熊蔵等始メテ此ノ地ニ移住セシヨリ、アイヌ人ハ遂ニ山間ノ各所ニ隠遁シテ全ク和人ノ部落ヲ形成シタリ、之レ本村ノ起源トス、明治二十二年頃ヨリ漸次移住ノ目的ヲ以テ厚真川流域ヲ遡リ、荊棘繁茂樹木鬱蒼咫尺ヲ辨セサル無人ノ境ニ来住スル者日ニ日ニ多キヲ加ヘ、明治二十四年ニ至リテ戸数約二百戸ニ達シ、次テ老軽舞ニ一小部落ヲ形成ス、超エテ二十七、八年ノ頃酒井甚蔵（酒井農場）、笠原禎治（越後屋農場）等新潟県人ヲ誘導シテ来リ住ムニ及ヒ、戸口益々増加シ二十九年ニ至リ曾我裕準（曾我農場）、吉井幸蔵（吉井農場現時島津忠済農場）、岡田孤鹿（岡田農場）等ヲ始メ石川県人団体長（字頗美宇）亀井三四郎等人夫ヲ使役シ、或ハ自ラ開墾ノ衝ニ当リタルニ依リ逐年移住者ノ数ヲ増加シタリ其ノ移住者ノ急激ナル増加ト開発ノ著シキ進捗トハ分村ヲシテ最早猶豫シ能ハサル状勢ニ導キタルモノニシテ、鵡川村ノ如ク住民ノ陳情ニ基クモノニ非ス、抑モ厚真分村ノ必要ニ関シテハ、明治二十七年六月鵡川村戸長役場新設ニ関シ苫小牧戸長ノ意見上申書ニモ厚真村分村ノ事ヲ以テシ、鵡川村ニ分属セラレムコトヲ附言セシ程ナリキ、爾来開拓ノ進捗ニ伴ヒ地理的ニ同村ニ分属ヲ許ササルモノアリ、本問題ハ主トシテ苫小牧戸長及室蘭外五郡長ニ於テ調査スル所トナリ、両者ノ間ニ頻リニ文書ノ交換行ハレ又実地ニ実情ヲ出張調査スル所アリテ、明治三十年ニ至リ分村ハ避クヘカラサル事項トナレリ

（「鵡川村厚真村安平村分村関係書類」苫小牧村戸長役場）

ところが、明治三十年になって、厚真村分村問題は地理的条件からももはや独立分村は避けがたい事態となった。当初の厚真村分村区域は厚真村、勇払村の早来地区、植苗村のアビラ（追分）地区という広大な地域にわたっており、特に戸長役場位置と区域の問題で関係住民の要望もそれぞれ異なり、また、室蘭の郡役所と苫小牧の戸長役場でも多

少違った意見を持っていた。

戸長役場位置並びにその区域に対する当時の記録は、次のようであった。

戸長役場位置竝ニ其ノ区域

本件ニ対スル関係住民ノ態度意向ハ詳細知ルニ困難ナルモ大体南部居住者ノ関係ヲ如何ニスルカ又早来追分居住者ノ内ニハ勇拂村ノ一部ヲ割キテ之ヲ植苗村ニ属セシメ早来ニ役場ヲ置キ厚真植苗ニ村ヲ管轄セシメントスル希望ヲ有スル等意見区々ナリシガ如シ

最初郡長ノ意見トシテハウクルブトニ役場ヲ仮選定セラレタリシモ当時ノ苫小牧戸長手代木茂篤ノ意見トシテハ、オイカルマイ、トニカニ之ヲ置キ南部海浜居住者及其ノ近傍居住者ヲ苫小牧ニ属セシメ、字ノヤスベ以東ヲ新設役場ノ所属トスルコト又植苗村字追分、勇拂村字早来ハ交通ノ関係上之ヲ従来通リ苫小牧ニ属セシムルヲ可トスル意見アリシモ、明治三十年四月十一日郡長出張意見ヲ聴クタメ勇拂村、植苗村、厚真村総代人ヲ苫小牧戸長役場ニ召集スル所アリ然ルニ当日不参者アリシニ依リ戸長ハ再招集諮問ノ処其ノ結果ハ

一、勇拂村ノ内早来ヲ植苗村ニ分属ノ儀ハ折合付カズ

一、厚真村ノ南部ヲ分轄勇拂村ヘ付属ノ儀ハ不可

一、早来ヘ役場設置ノ場合ハ海岸付二里余ハ苫小牧ニ属セシムルコト

既ニ関係村ノ協定右ノ如ク不調ニ終リシガ故ニ戸長ハ独自ノ意見ニ依リ左ノ設置要領書ヲ郡長ニ提出セリ　即チ厚真村戸長役場設置ノ基礎トナリタルモノナリ

設置要領書　（明治三十年四月十六日提出）

一、厚真村現在戸数　三九六戸　人口　一、六七三人

一、同　民　有　地　一〇〇町歩　拂下地及旧土人所有地ノ数

一、同　既　墾　地　一、一〇〇町歩　貸下地成功ニ係ル分
一、同　官　有　地　一三九、九六八、〇〇〇坪
一、新設役場位置　厚真村字チケッペ
一、新設所轄区域　東　鵡川村
　　西　勇拂村
　　南　海　面
　　北　夕張郡

厚真村戸長役場の位置は、室蘭の郡長はウクルブト（現　朝日）であり、苫小牧戸長役場の手代木戸長としてはオイカルマイ（現　吉野）かトニカ（現　富里）であった。また、設置要領書には厚真村字チケッペとなっている。最終的に近悦府（現　桜丘）となったのは道路事情、開墾地の中央部に近く等の結果ではなかったのかと推測される。

当初の厚真村戸長役場の区域は、前記のように勇払村の早来地区、植苗村のアビラ（追分）地区を含めた、広大な地域を予定していた。このため、早来・追分の代表松浦幸寿、高橋久松、本間藤蔵、井上市三郎、平井久二郎らは、厚真村に役場が設置されて勇払村早来、植苗村追分両地域は新設戸長役場の所轄に属するようになるものと考え、明治三十年四月十九日相たずさえて苫小牧戸長役場に出頭し、手代木戸長に面接して、早来に戸長役場を置き、勇払村を分割して厚真・植苗両村を管轄区域とするよう陳情した。手代木戸長はこれに対し、陳情の趣旨については実現困難であるとの説明をしたが、一行はこれに満足せず、翌二十日室蘭に郡長を訪問して前記の事情について陳情したのである。これに対して郡長は代表らに向かい、「今回の分村は厚真村一円を所轄する役場を新設するのであって、早来・追分はこれに含めるものではなく、従前通り苫小牧戸長役場の所轄に属せしめる計画で、その分村は後日改めて

考慮するものであることを告げ、代表らの陳情の趣旨については、厚真村との間で協議し、円満に話し合いがついた場合には、部落民の希望がどうであろうとも必ずしも厚真村に戸長役場を置かなければならないという理由はない」ということを説明して、同代表人らに厚真村との交渉のため一週間の猶予を与えることを約したので、代表ら一行はこの回答によって安心し、郡長の意思を深く了として帰ったのである。

郡長はさきに手代木戸長の上申した設置要領をもって、公平な意見であると考え、右代表らと厚真村との協議が不調に終ったときは、厚真村に戸長役場を設置し同村一円を管轄区域とすることに確定する意志を有していたし、手代木戸長もまた郡長の措置に対して異議のないことを上申した。こうして一週間の猶予期間の最終日である四月二十七日になっても、早来・追分側代表者から、協議結果についてなんらの申し出がなかったので、ここに厚真村分村問題も一段落し、明治三十年七月十五日をもって開庁したのである。

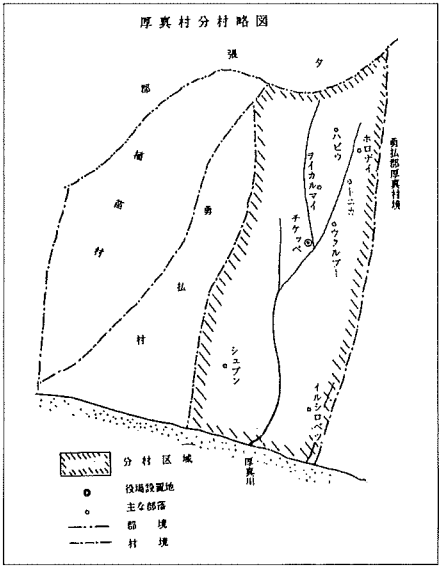

(一)　厚真村戸長役場設置

厚真村戸長役場設置告示　北海道廳告示第百二十七號

後志國瀬棚郡ニ利別村戸長役場、膽振國虻田郡ニ眞狩村戸長役場後志國岩内古宇郡役所ノ直轄ヲ割キ前田外二箇村戸長役場、石狩國札幌郡豊平外四箇村戸長役場ノ所轄ヲ割キ白石外一箇村戸長役場、天塩國苫前郡苫前外二箇村戸長役場ノ所轄ヲ割キ羽幌村戸長役場　膽振國千歳郡千歳外五箇村戸長役場ノ所轄ヲ割キ漁外一箇村戸長役場同國勇拂郡苫小牧外七箇村戸長役場ノ所

轄ヲ割キ厚眞村戸長役場、北見國紋別郡紋別外九箇村戸長役場ノ所轄ヲ割キ湧別村戸長役場、同國常呂郡常呂外六箇村戸長役場ノ所轄ヲ割キ野付牛外一箇村戸長役場、十勝國廣尾郡茂寄村當縁郡歷舟外二箇村戸長役場ノ所轄ヲ割キ當縁郡ニ歷舟外二箇村戸長役場、同國十勝郡大津外五箇村中川郡旅来外二十一箇村戸長役場ノ所轄ヲ割キ中川郡ニ幕別外六箇村戸長役場ヲ置ク其位置及所轄区域左ノ如シ

但シ開廳月日ハ追テ告示ス

明治三十年六月十三日　北海道廳長官　原　保太郎

（厚真村のみ抜粋）

名稱	位置所轄區域
厚眞村戸長役場	厚眞村　勇拂郡　厚眞村

北海道廳告示第百三十九號

明治三十年六月北海道廳告示第百二十七號ヲ以テ設置シタル戸長役場ノ内利別村戸長役場、眞狩村戸長役場、前田外二箇村戸長役場、白石外一箇村戸長役場、羽幌村戸長役場、漁外一箇村戸長役場、厚眞村戸長役場、湧別村戸長役場、野付牛外一箇村戸長役場ハ明治三十年七月十五日ヨリ開廳ス

明治三十年六月三十日

北海道廳長官　原　保太郎

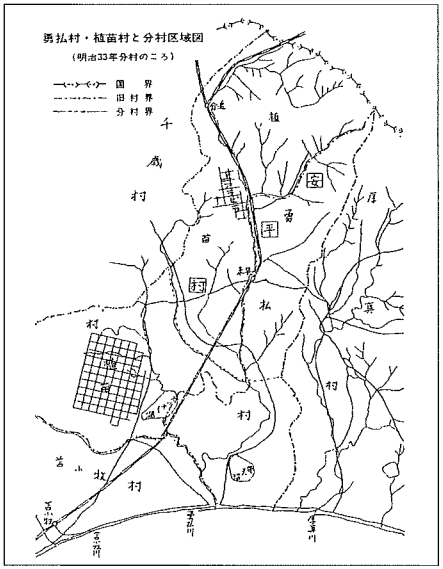

明治三十三年六月一日北海道庁告示第一九一号による安平村の設置並びにその区域のうち、厚真村界については「南ハ「トアサ」川落内ヨリ「ヨロイ」山脈ナル厚真村界ニ至リ、同山脈ニ拠リ「シアピラヌプリ」ニ至リ勇拂郡厚真村ニ界ス」と告示されている。また、苫小牧戸長より室蘭支庁廳に提出された安平村分村内申書に添付された区域図は、右のとおり。

(二)　二級町村制の施行

北海道には明治三十年になって、ようやく北海道区制並びに北海道一級町村制および北海道二級町村制が勅令で公布された。この制度の施行は区制が同三十二年、一級町村制は翌三十三年、二級町村制は同三十五年からであった。二級町村制は他府県にはない北海道独特の自治組織で町村の経済力と村勢の程度が一級町村制を実施するまでにいたらない町村に対して施行するものであった。この二級町村に対しては、住民には公民権が認められず、町村会は置かれたが町村長は北海道庁長官の任命制であった。

二級町村制の施行に伴い全道的に明治三十四年各町村の資力等を調査している。

（甲号）　町村議員選挙資格者調（明治三十四年十一月一日現在）

町村名	地租一〇銭以上納ムル者	直接國税水産税五〇銭以上納ムル者	耕地一丁歩宅地百坪以上所有スル者	町村税平均額以上ノ町村税納ムル者	計
苫小牧外六ヵ村	一人	三二人	四四人	一三人	九〇人
鵡川外七ヵ村	六	二一	一一七	一七七	三二一
厚真村	二	一二	六九	一〇五	一八八
安平村	一	二八	三二	八	六八

（乙号）　區域戸口調

町村名		區域										人口	戸数
		田	畑	宅地	海産干場	山林	原野	其他	計				
		丁歩	丁歩	丁歩	丁歩	丁歩	丁歩	丁歩	丁歩			人	戸
苫小牧外六ヵ村	官	一	二一〇・〇〇〇〇	一・〇四一八	一	六、一五〇・〇〇〇〇	四、六七七・七二〇	・一〇〇	一〇、八四八・八八〇八	二、〇四一	六四三
	民	二七・六七二九	一四二・五一一九	一五・五八一九	三〇・九〇〇七	一	五九・八六〇四	二七〇・〇七一〇	五四六・六一〇八				
鵡川外七ヵ村	官	一	一	一・五〇〇〇	一	一六、一九四・〇〇〇〇	六、八一五・五三〇五	六〇三・三八三	二三、七一四・四二七	二、六一七	六四七		
	民	一六五・八〇〇〇	一、五四八・五九〇〇	六・九〇〇〇	三・五五二六	一	七五〇・〇〇〇〇	四七四・八四一六					
厚真村	官	一	一	一	一	一六、六六六・六六一〇	一、二四〇・七〇〇四	二二七・九七〇八	一八、二五・三四〇二	二、九六〇	五九一		
	民	三七〇・八八〇〇	九五一・五七〇〇	七・二四〇四	三・〇六一〇	四〇〇・〇〇〇〇	二〇〇・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一、八九二・七五一四				
安平村	官	一	一	一	一	一、二三三・三三一〇	九、二三四・九〇〇八	二七・〇九〇九	一、二、五九五・六二七	一、七八三	四六六		
	民	九二・二七〇〇	一九九・四二五	一〇・一三三	一	一	一	六・一二〇五	四〇七・九五〇三				

（注①官＝官有地、民＝民有地をいう。②面積は貸下地の中未だ成功せらる部分並に官有地の部分は調査資料無之ために其正確なる事項は調査し難く其概数を記載する。）

（丙号）　資力調

町村名	資力											
	諸税並町村費			町村有財産						負債		
	國税	地方税	町村費	現金	公債証書額面高	土地 耕地・宅地	土地 山林・原野他	建物	米穀	金高	米穀	
	円	円	円	円	円	丁反	丁反	坪	石	円	石	
苫小牧外六ヵ村	五四二	三、六三二	三、六三二	一、八六九	一、一〇〇	一〇二三	一	二三四	—	—	—	
鵡川外七ヵ村	二三八	四四六	二、四七一	一九四	—	二〇	—	一一二	—	—	—	
厚真村	一八五	三八七	二、五五八	—	—	二四四	—	一五八	—	—	—	
安平村	三一二	三四九	一、九四六	—	—	一一	—	一一三	—	—	—	

厚真村の耕地は二四町四反、建物は公用建物一三五・七五坪、収益建物二二・五坪であった。本村に対する苫小牧外六ヵ村より分割すべき備荒基本金は目下分割手続中に就き、これが分村当時の戸数により分割するとした場合、厚真村に属する備荒基本金は三五六円となる見込である。

戸長役場より各字間の里程

チケツペ	一里	フルシコベツ	一里二五丁	ウクルプト	一二丁
振内	一八丁	トニカ	二里	牛志別	二里
野安部太	三里	幌内	四里	シュブン	三里一八丁
浜厚真	四里	カルマイ	三里四丁	ニナルカ	五里
入鹿別	五里一八丁				

オイカルマイ　一里
ハビウ　三里五丁
トーマナイ　一里三〇丁
野安部　四里一四丁

（「行政区域及其名称ニ関スル書類」明治三十五年　室蘭支庁）

この調査は、当時の室蘭支庁管内の一級町村施行以外の十一戸長役場を対象としたものであった。道庁としても、本道の多くの町村に施行されている現行戸長制度規定の不備を補うため二級町村制を全面改定し、この規定を大幅に緩和し町村自治に法的保護を与えていこうとしたのである。

室蘭支庁では、各戸長役場から提出された調査書類に基づき二級町村制施行順序が検討された。その結果、室蘭支庁は次のように北海道庁長官に実施順序を報告している。

室秘第四〇九号　親展

二級町村制施行調査ノ義ニ付内申

本年十月二十六日地秘第一一三號ヲ以テ二級町村制施行調査ノ義ニ付内務部長通牒ノ趣ニ依リ調査候處、別紙各號調書ノ通ニ有之、當管内各町村ハ左ノ順序ニ依リ御施行相成候様致度、尤各町村共其資力未タ充分富強ナリト云フヲ得ス、然ルニ今后時運ノ開進ニ従ヒ教育ノ普及及勧業衛生ノ擴張等益々経費ノ多端ヲ要スルアリ故ニ役場費ノ全部ヲ負擔セシムルカ如キハ住民ノ堪フル所ニ之レアラサルヘキヲ以テ、御施行相成候節ハ本年四月十五日室一第一五三五號ヲ以テ上申及置候通リ御補助相成候様致度此段及内申候也

明治三十四年十二月四日

室蘭支廳長　斉藤親廣　印

北海道廳長官　男爵　園田安賢殿

第一期

虻田郡虻田外二ケ村　　勇拂郡鵡川外七ケ村

勇拂郡苫小牧外六ケ村　　白老郡白老外二ケ村

幌別郡幌別外二ケ村　　勇拂郡厚真村

第二期　室蘭郡輪西外二ヶ村　勇拂郡安平村
第三期　有珠郡壮瞥村　虻田郡真狩村
虻田郡狩太村

厚真村二級町村制指定告示

内務省令第一号

北海道二級町村制施行地ヲ左ノ通指定シ明治三十九年四月一日ヨリ施行ス　但シ数町村合併ノ分ハ現在ノ村名ヲ大字トシテ之ヲ存ス

明治三十九年二月二十二日　内閣大臣　原　敬

（厚真村のみ抜粋）

町村名	所属郡名	区域
厚眞村	勇拂郡	厚眞村

二級町村制施行指定地の人口が告示されている。本村と同日指定村数は七三ケ村

北海道廳告示第百四十三號

北海道二級町村制施行指定地ノ人口左ノ如シ

明治三十九年四月一日　北海道廳長官　男爵　園田安賢

（勇拂郡のみ抜粋）

郡	村名	人口
勇拂郡	厚眞村	四千六百十四人

同　安平村　五千五百十八人

このような経過を経て厚真村は明治三十九年四月一日二級町村制施行となった。

当初の二級町村制は、明治三十五年二月二十一日勅令第三七号をもって全文改正された。北海道二級町村制の基に町村会については、町村会議員の選挙と被選挙権のみを規定した。選挙権は住民資格は一年、地租年額一〇銭以上、直接国税、北海道水産税もしくはこの両方を合せて年額五〇銭以上の納入者、耕地一町歩もしくは宅地一〇〇坪以上の所有者、町村税平均額以上の納入者となっていた。議員定数は四人から一二人（厚真村定数一〇人）で、議員の任期は四年であった。二級町村では町村会で町村条例および町村規則で規定すべき事項を規定できる町村規則を設けることができたが、この規則のみが町村会の議決事項であった。さらに、二級町村制の特異なものは書面議決で軽易な事項については会議を開くことなく書面の持ち回りによって議決できたことで、この場合は議員の三分の二以上の同意があれば可決とみなして執行できた。町村会議長には町村長があたったが、町村長に事故ある時は臨時に議長を議員の中より選出した。

執行機関では、町村長、書記、収入役を置くとしたが、助役がなく上席書記がその職務にあたることになり、町村長は北海道庁長官が任免し、収入役は町村会の推せんを得て支庁長が任命、書記はその定員を長官が定め支庁長が任免した。そしていずれも任期は四年であった。これら町村長、収入役、書記の給料は北海道地方費の支弁とされた。また、町村内の地域組織（部落会・町内会等）の代表である部長は支庁長の任命であった。

(三)　役場庁舎の位置

厚真村戸長役場の位置は、前記一三三ページに記述されているように異なる意見の中で、苫小牧戸長役場からの分村に

関する本村設置要領による「字チケッペ」となっている。明治三十年七月の戸長役場が設置された位置は現在の字桜丘、庁舎としては近悦府（現・桜丘）の岡橋仙八宅に一時仮事務所が設けられた。その年の年末に庁舎が現在の専厚寺境内に建築された。大正六年十月八日の村有不動産権利喪失議決書によると住所は字振老三四三番地となっている。

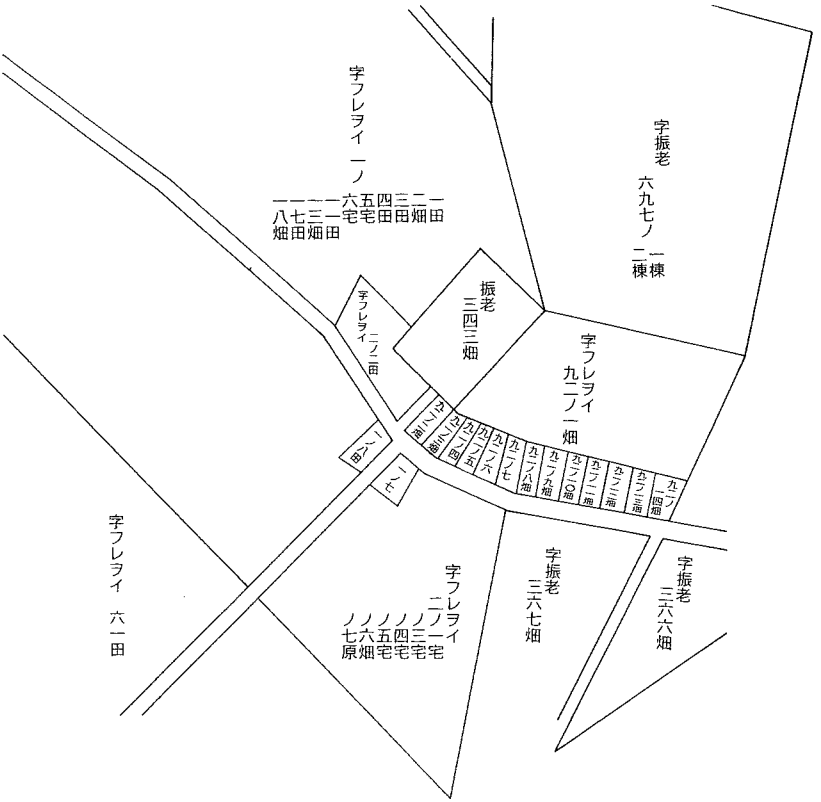
字フレヲイ　一ノ
一一八畑
一一七田
一一三畑
一一六宅
五田
四田
三田
二畑
一田
字振老
六九七ノ
一棟
二棟
振老
三四三畑
字フレヲイ
九二ノ一畑
字フレヲイ　二ノ二畑
九二ノ一畑
九二ノ二畑
九二ノ三畑
九二ノ四畑
九二ノ五畑
九二ノ六
九二ノ七
九二ノ八畑
九二ノ九畑
九二ノ一〇畑
九二ノ一地
九二ノ二畑
九二ノ三畑
九二ノ四畑
一一畑
一一
字フレヲイ　六一田
字フレヲイ
二ノ一一宅
ノ三宅
ノ四宅
ノ五宅
ノ六畑
ノ七原
字振老
三六七畑
字振老
三六六畑

第二節　戸数・人口の推移（寛永・寛文・寛政・文化・安政・明治年代）

年号	年代	戸数	人口			自然増減		資料名付記
			男	女	計	出生	死亡	
寛永	17 (1640)	約30余戸	人	人	人			厚真村史
寛文	9 (1669)	2、3軒						津軽一統志厚真川河口附近と推定する
寛政	3 (1791)				35			厚真村史「東蝦夷地道中記」
文化	年間 (1804～1818)	23軒						蝦夷地ユウフツ場所之圖
安政	4 (1857)	22	62	63	125			蝦夷入北記（下）
明治	5	23			102			勇払郡吾妻通村々畑反別調帳
〃	6	26			108			勇払郡開拓使出張所地誌提要
〃	12	2戸						厚真村史「北海道巡行紀上北履行記」河ノ左右ニ二戸アリ…

年号	年代	戸数	人口			自然増減		資料名付記
			男	女	計	出生	死亡	
明治	13	35戸	57人	61人	118人			開拓使札幌本庁管内村別戸口表
〃	16	31	66	62	128			北海道旧郡役所取調書
〃	18	30	65	57	122			元札幌県勇払外五郡郡役所引継目録
〃	20	30			122			北海道戸口表
〃	21	36	88	69	157			右同
〃	25	42			280			右同
〃	26	113			417			右同
〃	27	131			613			右同
〃	28	163			950			右同

年号	年代	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	自然増減 出生	自然増減 死亡	資料名付記
〃	37	768	2,011	1,841	3,852			右同
〃	36	528	1,959	1,770	3,729			右同
〃	35	677	1,536	1,437	2,973			右同
〃	34	582	1,387	1,220	2,607			右同
〃	33	551	1,115	987	2,102			北海道戸口表
〃	32	470	1,455	1,284	2,739	97	39	北海道戸口表 自然増減は厚真村史
〃	31	627	1,610	1,437	3,047			厚真村史
〃	30	271			1,859			右同 厚真村史二、一五二人とある
明治	29	332戸	人	人	1,311人			北海道戸口表
年号	年代	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	自然増減 出生	自然増減 死亡	資料名付記
明治 大正	45 元	1,360	4,730	3,750	8,480	367	159	右同 自然増減は厚真村史
〃	44	1,606	5,325	4,324	9,649			右同
〃	43	1,553	4,955	3,873	8,828			右同
〃	42	1,409	3,449	3,463	6,912			右同
〃	41	1,366	3,051	2,888	5,939			北海道戸口表
〃	40	1,352	3,650	2,433	6,083	258	116	厚真村史
〃	39	1,294	2,962	2,449	5,411			右同
明治	38	1,233	2,415人	2,199人	4,614人			北海道戸口表

注　戸数・人口の基準日　明治五年は九月現在、同六年は六月現在、同十三年・十六年・十八年は一月一日現在、同二十年から明治四十五（大正元）年は十二月三十一日現在

第二章　総代人・村会議員選挙・財政

第一節　総代人選挙

明治三十年厚真村戸長役場の誕生により従来苫小牧外六ヵ村戸長役場区域から選挙していた総代人も、厚真村域から選挙することになった。当時の総代人選挙資格については不明であるが明治十一年に布達された「総代人選挙法」（本誌九七六ページ参照）によると、選挙資格要件として①その町村に本籍があること、②管内不動産所有、③成年男子（二〇歳以上）で、被選挙資格要件は①その町村に本籍があること、②本支庁各管内で百円以上の地券所有者、③成年男子（二〇歳以上）であった。なお総代人の定員は二人となっている。分村独立した初期の総代人は植木清吉（入鹿別）山本鉄太郎（トニカ）である。

第二節　村会議員選挙

明治三十九年四月一日二級町村制の指定を受け、総代人制度から新たに村会議員制度へと移行していった。村会議員の選挙資格は「帝國臣民にして公権を有する独立男子（満二五歳以上にして一戸を構え、かつ治産の禁を受けない者）であって、一年以来町村内に住居し町村の負担を分任し、町村内に地租年額一〇銭以上を納め、又は直接國税、北海道水産税および両者の合計において年五〇銭以上納め、又は耕地一町歩若しくは宅地一〇〇坪以上を所有し、又は総納税人の町村税平均額以上の町村税を納むる者」であった。

議員定数は、北海道庁令第四六号により次のように定められている。

北海道廳令第四十六號

北海道二級町村制第十九條ニ依リ町村會議員定数左ノ通定ム

本會ハ発布ノ日ヨリ施行ス

明治三十五年四月一日

北海道廳長官　男爵　園田　安賢

第一條　町村會議員ノ定員ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、人口千未満ノ町村ニ於テハ議員四人

一、人口千以上二千未満ノ町村ニ於テハ議員六人

一、人口二千以上三千未満ノ町村ニ於テハ議員八人

一、人口三千以上五千未満ノ町村ニ於テハ議員十人

一、人口五千以上ノ町村ニ於テハ議員十二人

前項ノ定員ハ町村ノ状況ニ依リ四人以上十二人以下ノ範囲内ニ於テ之ヲ増減スルコトアルヘシ

第二條　町村ノ人口ハ現役軍人ヲ除キ毎年十二月末日調査ノ現在数ニ依リ之ヲ告示ス、但シ告示ノ後町村ヲ廃置分合シ又ハ其ノ境界ヲ変更スルトキハ次回ノ告示ヲ為ス迄ノ間其ノ処分ヲ為シタル当時ノ調査ニヨルモノトス

（「殖民公報」明治三十五年　北海道庁）

本村の明治三十八年十二月三十一日現在の人口は、北海道戸口表調べによると戸数一、二三三戸、人口四、六一四人であり、従って議員定数は一〇人となっている。同三十九年四月一日二級町村制実施後の第一回村会議員当選者（厚真村史一二〇㌻より転記）は、宮坂茂十郎（近悦府）、亀井三四郎（頗美宇）、尾崎友吉（トニカ）、渡辺友治（振老）、里見五佐（軽舞）、山内由太郎（周文）、山崎清蔵（振老）、岡部福太郎（近悦府）、大江常三郎（入鹿別）、青柳

市三郎（宇久留）の一〇人であった。村会議員の任期は四年となっていた。

第三節　明治三十年以降の村税目・財政

(一)　村税目

明治三十年戸長役場時代の住民に賦課された税目は、戸別割・営業割・漁業割であった。二級町村制を施行した同三十九年度の税目の詳細は不明であるが、同四十四年度村決算書によると村税は、所得税割、国税営業税割、鑛業税割、地方税営業税割、地方税雑種税割、水産税割、戸別割、特別税反別割、地価割であった。

(二)　一般（特別）会計歳入・歳出決算

分離独立した厚真村戸長役場の最初の財政規模は、（厚真村史より転記）決算収入において五四〇円二八銭四厘、支出で一八八円八八銭二厘となっている。収入科目では①雑収入二六円一五銭、②村民に賦課したもの、戸別割四八五円一四銭八厘（一戸平均九五銭六厘）、営業割二六円四八銭六厘、漁業割二円五〇銭であった。これは苫小牧戸長役場の賦課方法に準じた形態をとっていた。支出は会議費五円五二銭五厘で、総代人の日当・旅費等であり、教育費一六七円三五銭七厘は同年四月五日公立苫小牧尋常高等小学校振老分校が開校による訓導俸給及び教育諸経費である。また、衛生費六円は種痘接種のための医師手当が中心となっていた。なお、この時代の戸長役場は郡役所の配下にあり出張所的な性格が強いものであった。したがって戸長、筆生の人件費や戸長役場の経費は郡役所において支弁されていた。

明治三十年の戸数五〇七戸、人口二、一五二人となっている。

明治30年度収支決算書

収　入

決算金額	科目
26円 150厘	第1款　雑収入
26・ 150	第1項　生徒授業料
—	第2款　國庫補助
—	第1項　村医補助
514・ 134	第3款　賦課金
485・ 148	第1項　戸別割
26・ 486	第2項　営業割
2・ 500	第3項　漁業割
540・ 284	収入合計

支　出

決算金額	科目
5円 525厘	第1款　会議費
4・ 800	第1項　雑給
3・ 600	1目　総代人弁当料
・ 600	2目　旅費
・ 600	3目　雇人料
・ 725	第2項　需用費
・ 725	1目　消耗費
167・ 357	第2款　教育費
92・ 032	第1項　俸給
92・ 032	1目　訓導俸給
3・ 673	第2項　雑給
—	1目　旅費
・ 750	2目　雇人料
—	3目　慰労金
2・ 000	4目　賞与金
・ 923	5目　恩給基金
71・ 652	第3項　需用費
43・ 830	1目　備品費
27・ 822	2目　消耗費
—	3目　通信費
—	4目　雑給
—	第4項　学務委員費
—	1目　学務委員費
6・ 000	第3款　衛生費
6・ 000	第1項　種痘費
5・ 000	1目　医師手当
1・ 000	2目　種痘費
—	第4款　村医費
—	第1項　村医給料
—	1目　村医給料
10・ 000	第5款　費取扱費
10・ 000	第1項　徴収費
10・ 000	1目　徴収費
188・ 882	支出合計

（厚真村史による）

明治39年度歳入歳出予算

歳　入

予　算　額	科　　目
不　　明	不　　明

歳出　経常費

予　算　額	科　　目
2,136円 950厘	款　役　場　費
152・ 500	〃　会　議　費
586・ 000	〃　土　木　費
4,409・ 411	〃　教　育　費
20・ 000	〃　教育補助費
208・ 500	〃　衛　生　費
600・ 000	〃　村　医　費
200・ 000	〃　勧業補助費
532・ 000	〃　雑　支　出
220・ 000	〃　特別会計基本財産造成繰入金
100・ 000	〃　予　備　費
9,165・ 361	歳　出　合　計

歳出　臨時部

予　算　額	科　　目
30円 000厘	款　役　場　費
125・ 000	〃　土　木　費
2,240・ 000	〃　教　育　費
200・ 000	〃　衛　生　費
142・ 891	〃　村　債　費
2,737・ 891	歳　出　合　計

歳出　経常費　臨時部の合計

予　算　額	区　　分
9,165円 361厘	経　常　費
2,737・ 891	臨　時　部
11,903・ 252	合　　計

（厚真村史による）

〈参考資料　明治四十二年の役場事務用品単価表〉

明治四十二年二級町村制における村役場の事務用品は、次のようなものが、一般会計予算に計上されていた。

簿記帳（一冊）　二円　　官報（一ヶ月分）　六〇銭
書類箱（一個）　二円五〇銭　　算盤（一個）　二円
火鉢（一個）　一円二〇銭　　夜具（一組）　一三円

提灯（一張）　六〇銭
國旗（一流）　二円五〇銭
ランプ（一個）　七〇銭
物品入箱（一個）　五円
木炭（一〇貫）　四〇銭
ローソク（一箱）　三〇銭

カバン（一個）　五〇銭
卓掛（一枚）　五円
椅子（一個）　三円
薪（一敷）　一円五〇銭
石油（一斗）　二円八〇銭
綴縄（一巴）　二銭五厘

（歳　入）

明治45年大正元年度 歳入決算額	明治44年度 歳入決算額	年度 科目
14,880円 565厘	14,073円 250厘	款　村税
367・ 160	456・ 440	項　所得税割
172・ 700	175・ 410	〃　國税営業税割
56・ 880	104・ 010	〃　鑛業税割
97・ 640	78・ 560	〃　地方税営業税割
499・ 080	315・ 790	〃　雑種税割
10・ 500	22・ 120	〃　水産税割
9,615・ 490	9,537・ 260	〃　戸別割
4,061・ 115	3,383・ 660	〃　特別税反別割
369・ 500	452・ 750	款　使用料及び手数料
—	2・ 500	項　使用料
369・ 500	450・ 250	〃　手数料
260・ 970	615・ 040	款　雑収入
—	43・ 400	項　行旅病死人費用弁償金
28・ 500	22・ 500	〃　旧土人教育委託料
232・ 470	549・ 140	〃　過年度収入
56・ 550	993・ 090	款　地方費補助
26・ 550	26・ 560	項　衛生費補助
30・ 000	30・ 000	〃　教育費補助
—	936・ 530	〃　土木費補助
525・ 920	219・ 540	款　寄附金
525・ 920	219・ 540	（目）　教育費寄附金
—	150・ 888	款　繰越金
—	150・ 888	項　前年度繰越金
16,093・ 505	16,504・ 558	歳入合計

明治四十四・四十五（大正元）年度一般会計歳入歳出決算額

（歳出〔経常費〕）

明治45年大正元年度 歳出決算額	明治44年度 歳出決算額	年度 科目
3,207円 873厘	3,537円 371厘	款　役場費
1,186・ 149	1,309・ 067	項　給料
1,112・ 821	1,366・ 494	〃　雑給
868・ 998	787・ 420	〃　需用費
39・ 905	74・ 390	〃　修繕費
172・ 603	155・ 920	款　会議費
137・ 603	131・ 500	項　雑給
35・ 000	24・ 420	〃　需用費
550・ 000	250・ 000	款　警備費
550・ 000	250・ 000	項　火防費
438・ 268	1,128・ 119	款　土木費
378・ 268	1,068・ 119	項　道路橋梁修繕費
60・ 000	60・ 000	〃　雑給
7,817・ 265	7,275・ 703	款　教育費
5,081・ 582	4,656・ 327	項　俸給
1,203・ 549	1,186・ 196	〃　雑給
1,353・ 159	1,308・ 295	〃　需用費
178・ 975	124・ 885	〃　修繕費
17・ 000	17・ 000	款　教育補助費
17・ 000	17・ 000	項　教育補助費
223・ 280	249・ 715	款　衛生費
63・ 100	57・ 750	項　種痘費
160・ 180	191・ 965	〃　伝染病予防費
25・ 000	25・ 000	款　衛生補助費
25・ 000	25・ 000	項　衛生補助費
488・ 345	466・ 250	款　勧業費
470・ 000	466・ 250	項　勧業補助費
18・ 345	—	〃　勧業費
60・ 000	—	款　地方改良事業費
60・ 000	—	項　地方改良事業費
420・ 885	29・ 920	款　諸税及び負担
420・ 885	29・ 920	項　諸税
171・ 500	114・ 900	款　雑支出
126・ 970	13・ 800	項　基本財産管理費
17・ 000	24・ 200	〃　墓地火葬場費
19・ 000	43・ 400	〃　行旅病死人費用繰替費
8・ 530	33・ 500	〃　誤納還付金
25・ 000	100・ 000	款　寄附金
—	100・ 000	項　寄附金
25・ 000	—	〃　電話架設寄附金
13,617・ 019	13,349・ 898	歳出合計

（歳出〔臨時部〕）

明治45年大正元年度 歳出決算額	明治44年度 歳出決算額	年度 科目	
1,941円 410厘	750円 000厘	款　教育費	
1,845・000	750・000	項　校舎増築費	
51・410	—	〃　修繕費	
30・000	—	〃　敷地整備費	
15・000	—	〃　井戸新設費	
361・530	2,343・441	款　土木費	
361・530	2,343・441	項　道路改良本年度支出額	
—	15・000	款　公債費	
—	15・000	項　公債費	
65・000	—	款　寄附金	
65・000	—	項　寄附金	
25・430	—	款　大喪遥拝費	
25・430	—	項　大喪遥拝費	
24・500	—	款　雑支出	
24・500	—	項　胞衣産汚物埋納場新築費	
2,417・870	3,108・441	歳出合計	
16,093・505	16,504・558	歳入決算額	
13,617・019	13,349・898	歳出決算額	歳出（経常費）決算額
2,417・870	3,108・441		歳出（臨時部）決算額
16,034・889	16,458・339		歳出合計決算額

（特別会計普通基本財産収支決算書）

収　入

明治45年大正元年度歳入決算額	年度／科目
427円 257厘	款　財産ヨリ生スル収入
209・729	項　貸地料
20・000	〃　債券利子
164・680	〃　預貸付利子
32・848	〃　放牧場ヨリ生スル収入
168・180	款　交付金
72・280	項　國庫交付金
95・900	〃　地方税交付金
—	款　雑収入
—	項　過年度収入
15・407	款　一般会計決算剰餘金
15・407	項　一般会計決算剰餘金
610・844	歳入合計

支　出

明治45年大正元年度歳出決算額	年度／科目
円　厘	〔経常費〕
597・844	款　財産蓄積金
597・844	項　積立金
597・844	経常部合計
	〔臨時部〕
13円 000	款　財産造成費
13・000	項　財産造成費
13・000	臨時部合計
610・844	歳出合計

第三章　住民の生活

第一節　移住民船賃の割引

明治三十年頃の移住民に対する移住民特待費用の実態調査が室蘭支庁第二課から照会があり、同三十一年一月七日

（特別会計學校基本財産収支決算書）

収　入

明治45年大正元年度歳入決算額	年度／科目	
17円 450厘	款	財産ヨリ生スル収入
17・ 450	項	預金利子
30・ 812	款	一般会計決算剰餘金
30・ 812	項	一般会計決算剰餘金
168・ 180	款	交付金
72・ 280	項	國庫交付金
95・ 900	〃	地方税交付金
235・ 150	款	雑収入
211・ 050	項	小学校授業料
24・ 100	〃	不用品売却代
—	〃	過年度収入
451・ 592	歳入合計	

支　出

明治45年大正元年度歳出決算額	年度／科目	
	〔経常費〕	
412円 520厘	款	財産蓄積金
412・ 520	項	積立金
412・ 520	歳出合計	

厚真村戸長役場より報告されている。調査は名小屋（名古屋）・横浜間の汽車賃、横浜・小樽間の船賃と宿泊料・昼賄料でこれらの費用に割引制度があり国が移住を奨励していたことが伺われる。

種別	普通旅人ニ対スル分	移住民ニ対スル分	割引歩合
自横浜至小樽船賃（ハシケブネ）賃	五円	三円五〇銭	三割
自名小屋至横浜汽車賃	一〇銭	七銭	三割
宿泊料	二円	一円六〇銭	二割
昼賄料	四〇銭	三二銭	二割
	一五銭	一二銭	二割

第二節　初等教育

㈠　明治初期の教育

厚真村史の記述には、明治十五、六年頃、山本鉄太郎（トニカ）がトニカのアイヌに読書・珠算を教授していたに過ぎなかった。その後、同二十七年に入り老軽舞には相当数住民の居住が見られ、部落を形成するようになって児童教育の必要性に迫られ、住民の奔走によって七月に私塾を開設した。当時の私塾舎はアイヌの住居であった掘立小屋を修築し、教室と教員住宅とを一つにした小屋式のものであった。教師は永谷仙松（老軽舞）山本鉄太郎（トニカ）等の努力によって富山県出身の高橋ヨシ（富山女子師範明治十七年卒）を追分より招聘して授業を開始した。児童数

は三〇余名、教科目は、読本、書方、作文、珠算等で、学校の諸経費は月謝制度としたが、これを納付できるものはほとんどなく米一升、粟一升等物納であった。

(二)　苫小牧尋常高等小学校振老分校

明治二十九年、下川幸平、田中又吉、湯泉又兵衛、樺島猪之吉等が奔走して、校舎建設費三百七十円の寄附金を得、更に田中又吉は自己所有地の振老の土地六二四坪を学校敷地として寄附、同年初秋から建築に着手した。当時、苫小牧外七ケ村戸長平尾徳蔵並びに後任の手代木茂篤の努力によって、同三十年一月二十四日竣工を見るようになったが、認可を得るまでは一時私立小学校として開校した。同年四月五日本村の分村と期を一にするように苫小牧尋常高等小学校振老分校の設置認可を見た。開校時の在籍児童数、男四〇名、女九名、計四九名であった。当時の苫小牧尋常高等小学校は尋常科四年、高等科二年であった。

明治三十一年に「簡易教育規程」の制定があり、これは同三十四年に改訂されて「尋常小学校設置に関する費用の負担に堪えざるものは、この規程により簡易教育所を設けて尋常小学校に代えることができる」、さらに、同三十六年には「特別教育規程」を定め「教授すべき場所は小学校または簡易教育所建物の内外、若しくは児童の便宜なる所を選び適宜にこれに充てるべし、ただし、便宜なる場所に於てするものは、その最寄の尋常小学校若しくは簡易教育所の所属として取扱い別に位置の指定を受けるを要しない」とあって、これは北海道の開拓移民のための特別措置であった。

すなわち、簡易教育所においては入植者の増加している村で尋常小学校設置の経済的負担のできない場合に簡易の教育所を設け、その代用にするというものであった。また、特別教授場は、現地などに特別に教育場を置き、未就学者を集め教育を行うというものであった。

政府は明治四十年三月には、「小学校令」を改正し、これまでの教育年限を尋常科六年、高等科二年とした。この制度はそのまま昭和十六年の「国民学校令」施行まで変更されず継続された。

(三)　尋常小学校補習科

補習科は高等科に通学不便な児童に対する向学心、教育機会を与えるため各地域の尋常小学校に附設できる制度であった。本村の補習科の併置は村内に尋常小学校設置後二年目の明治三十二年六月十九日厚真第一尋常小学校が最初であった。当時、高等科が設置されていたのは苫小牧尋常高等小学校であり通学は至難であった。明治三十八年八月三十日本村に高等科が設置され、厚真第一尋常高等小学校が誕生した。補習科は同三十四年四月二十七日厚真第二尋常小学校（元　楢山小学校）に、同三十九年五月九日厚真第三尋常小学校（現　富野小学校）に、以下逐次各学校に併置されていった。

しかし、各学校に併置されていた補習科も大正十五年に廃止されている。村会議案議決書は次のようになっている。

厚真村會議案第三號

尋常小学校補習科廃止ノ件

（書式一部省略）　厚真第一尋常高等小学校、厚真第二尋常高等小学校、厚真第三尋常小学校、厚真第四尋常高等小学校（現上厚真小学校）、厚真第五尋常小学校（現　軽舞小学校）、厚真第六尋常小学校（元　幌内小学校）、厚真第七尋常小学校（元　高丘小学校）、厚真第八尋常小学校（現　鹿沼小学校）

以上ノ尋常小学校補習科ヲ廃止ス

右　提出ス

大正十五年六月二十四日　議決

厚真村長　赤島岩藏

理　由

大正八年四月十四日北海道廳室蘭支廳指令第百五十七號ニ依リ高等科ニ通学不便ノ児童ニ對シ各学校ニ尋常小学校補習科ヲ附設シ尋常小学校教科目ノ補習ヲナシ來リシガ現在ニ於テハ高等科併置小学校三校アリテ之ニ入学スルニ通学上何等苦痛ヲ不感從ツテ尋常小学校教科目ノ補習ヲ受ケント欲スルモノハ何レモ高等科ニ入學シ補習科ニ入學スルモノナキ現状ニシテ附設ノ要ナキニ至リタルヲ以テ前小学校ノ附設補習科ヲ廃止セントス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(四)　実業補習学校

明治二十六年に「実業補習学校規程」が制定され、同三十五年九月道庁は「この規定に基づき」実施方法を定め、簡易な方法でその実業に必要な知識技能の教授と普通教育の補習を行うこととした。授業は小学校の時間外、修学は生徒の便利な時期、修業年限三年以内、教員は小学校教員と兼任、入学資格は、尋常小学校卒業程度以上と規定した。厚真村における実業補習学校は、明治三十八年四月一日厚真第一実業補習学校が厚真第一尋常小学校に、厚真第二実業補習学校が厚真第二尋常小学校にそれぞれ開校された。

しかし、大正十三年に入り両校間の距離、修学教材の豊富性などから第一実業補修学校への通学者が多くなって来たため、厚真第二実業補習学校は廃止となり、本村中央にある厚真第一実業補習学校一校のみとなった。

厚真第二実業補習學校ヲ大正十三年度ヨリ之ヲ廃止ス

右　提出ス

大正十三年七月二十三日　議決

厚真村長　赤　島　岩　藏

理　由

厚真第二實業補習學校ハ字西老軽舞第二尋常小學校内に設置サレルガ同校ハ第一實業補習學校トノ距離僅カナルヲ以テ可成

資料ノ多キ第一補習校ニ通學スル者多ク且ツ客年十二月膽振高等國民學校ヲ開設セラレタル結果學業復習志望者ハ殆ンド同校ニ入學シ殊ニ客年五月二十六日第二尋常小學校ニ補習科附設認可セラレタルヲ以テ實業補習學校トシテノ効果顯レズ徒ラニ経費ヲ投ズルバカリニシテ本校ノ必要ヲ認メザルニ至レリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

第一実業補習学校は昭和九年三月まで存続され、同年四月一日厚真中央青年学校と改称し、同じ厚真中央小学校に併設された。

(五)　学校校舎に火災保険

明治三十八年七月二十日新築落成を見た厚真第一尋常小学校は、字チケッペから字フレナイ（現　新町）に新築移転する。この校舎に対し同四十年七月村有建物として初めて火災保険に加入した。保険金額は五千円、保険料は年一二〇円であった。保険加入理由を次に記す。

「厚真第一学校ハ構造廣大ニシテ是迄多大ノ費用ヲ投シ漸ク新ニ完整ノ域ニ達セリ、然ルニ屢々見聞スル所ニ依レハ不時ノ過失ニ依リ火災ノ為メ瞬時ニシテ、其全部ヲ烏有ニ帰スルノ例不尠為ニ一村ノ財政ヲシテ困難ナラシムルノ不幸ヲ告クルハ誠ニ憂ウル所ナリ、故ニ之レカ将来ノ防衛策トシテ保険ヲ附シ置クノ必要ヲ認ムル所以ナリ」

第三節　医　療

明治年代の開業医は、厚真村史六〇ページに次のように記述されている。

明治三十年十一月十五日	字牛志別で開業	漢方医	石泉彌一郎
明治三十年	字フレヲイで開業	漢方医	宮川文英
明治三十一年九月	字フレナイで開業	小林医院	小林謙
明治三十六年	字近悦府で開業	村医	土肥生

土肥　生医師は、明治三十二年厚真村衛生組合が設立された当時の組合長に就任している。当初は勇払病院内の村医制による村医として派遣され、村内での開業は同三十六年となっている。（厚真村史六ページ、同六四七ページ参照）

明治三十九年に厚真村で痘瘡患者一名が発生し流行の兆しが見られることから種痘の予防接種を督励している。

●北海道廳訓令第十七號

支　廳
警　察　署
同　分　署
區　役　所
町　村　役　場
戸　長　役　場

客月二十八日夕張郡登川村字夕張炭山ニ於テ痘瘡患者一名發生シ本月十六日更ニ六名ノ患者ヲ出シ其他勇拂郡厚眞村一名夕張郡角田村字栗山ニ一名ヲ發生シ尚ホ續發流行ノ模様アリ就テハ此際春季種痘ヲ勵行シ患者續發ノ虞アリ場合ニ在テハ年齢五十年以下ニシテ種痘善感後五箇年ヲ經過シタルモノニ對シ一般種痘セシムベシ

明治三十九年三月二十一日　　北海道廳庁官　男爵　園田安賢

第四節　警察・消防

(一)　警察署

ア　室蘭警察署勇払分署管下

明治十六年二月に室蘭警察署の勇払分署が設置された。この分署は六郡（勇払・白老・千歳・沙流・新冠・静内）を管轄区としていた。同十九年十二月官制改正により郡長が警察署長を兼任することになり、従って勇払郡役所は勇払警察署を兼ね、勇払戸長役場は勇払警察分署を兼ねることになった。その後、道庁の行政区画の改革による郡域の管轄替えにより勇払地方からの行政機関が遠方となってしまったため、同二十一年一月に新たに苫小牧外一五ヵ村戸長役場が設置され、同時にこの戸長役場は室蘭警察署の勇払分署にもなった。

明治二十四年複雑化する警察行政に対応するため行政組織と警察行政を分離することとし漸次専任の警察官を配置し、同三十年四月道庁官制の改正により戸長の警察分署長兼任体制は全く廃止された。

勇払地方においても同二十四年八月戸長役場と兼任する勇払警察分署を廃止して、同年十月新たに独立した室蘭警察署勇払分署が設置され、勇払・白老の二郡を管轄区とした。同三十四年には地域の人口増加に伴い鵡川警察分署が新設され、勇払郡中鵡川・井目戸・萌別・生鶖・似湾・累標・穂別・辺富内・厚真の九ヵ村を担当することとし、このため、勇払分署は厚真村以西の勇払郡と白老郡の区域となり従前どおりの勇払分署の署名はそぐわなくなった。そこで翌三十五年一月室蘭警察署苫小牧分署と改められた。

イ　鵡川分署管下

厚真村に警察機関が設置されたのは明治三十四年二月厚真村戸長役場が所在する字近悦府（現　桜丘）に室蘭警察

署鵡川分署から巡査一名が派出所在勤、同四十一年には振老市街地に巡査部長、浜厚真に巡査が派出所在勤し、広い村域で三人体制となった。当時巡査部長派出所は似湾道路に沿った地点（元　早来バス会社附近）に設置された。また、近悦府の巡査派出所も大正三年八月八日振老市街地に移転している。

大正四年、巡査部長派出所、巡査派出所、巡査駐在所の名称、位置及び受持区域が告示されている。

北海道廳告示第二百八十九號

巡査部長派出所巡査派出所巡査駐在所名稱位置及受持區域左ノ通相定メ大正四年五月一日ヨリ施行ス

大正四年五月一日　　北海道廳長官　西　久　保　弘　道

所属署名		名稱	位置	受持區域
警察署	同分署			
室蘭警察署	鵡川警察分署	濱厚眞巡査駐在所	厚眞村字濱厚眞	厚眞村字濱厚眞　周文、野安部、輕舞、牛志別 入鹿別、野安部太
		厚眞巡査部長派出所	厚眞村字振老	厚眞村（濱厚眞、周文、野安部、輕舞、牛志別 入鹿別、野安部太ヲ除ク）一圓
		厚眞巡査駐在所	厚眞村字振老	似湾村、累標村、穂別村、邊富内村各一圓 厚眞村（濱厚眞、周文、野安部、輕舞、牛志別、 入鹿別、野安部太ヲ除ク）一圓

大正十年九月苫小牧分署は苫小牧警察署に昇格し、鵡川分署をその管轄下に置いた。同十五年六月には各地の分署制度が廃止となり鵡川警察分署は鵡川警察署に昇格独立したが、昭和十年四月制度改正により鵡川警察署は苫小牧警

察署に併合されていった。

（厚真村史六二〇ページ、巡査部長派出所・巡査駐在所、同七六六ページ浜厚真巡査駐在所参照）

(二)　消防組織

ア　厚真村消防組

入植者の増加、振老市街の形成に伴い厚真村字知決辺に私設消防組が組織され、火災・災害の場合にその緒につき消火、村民の生命財産を保護救助していた。この私設消防組織を村立とするため厚真村会において「厚真消防組設置ノ件」が提案されている。（厚真消防組　厚真村史六二四ページ参照）

（本議案は起案書）

厚真村議案第三号

厚真村消防組設置ノ件

區　域　厚真村一円

人　員　組長一名、小頭　二名　消防手　三四名

番屋位置　厚真村字知決辺

右提出ス

明治四十年三月　日

厚真村長　冨田金五郎

理　由

従來字知決辺ニ於テ私設消防組ノ設置アリト雖モ時勢ノ進運ニ伴ヒ不完全ナル私設機関ヲ存スルハ時宜ニ適セサレハ其設置費ヲ寄附シ之レヲ公設ニ移シ完備整頓以テ一般村民ノ安寧ヲ保持セラレタキ旨出願ノ次第モアリ且ツ夫々調査ヲ遂クルニ本村

現今ノ形勢日ニ月ニ民家稠密ヲ極ムルノ今日アリテ警備上最モ其公設スルノ必要アリト認ム

議決書

寄附金採納ノ件

一金壱千四拾六円五拾弐銭　寄附金額

但シ費途ノ目的　厚真消防組設置費　別紙寄附人名簿之通

右提出ス

明治四十年三月三十一日

厚真村長　冨田金五郎

理由

本村消防組ハ是迄本村字知決辺ニ於テ私議経営トシテ設置シアリタルモ時勢ノ進運ニ伴ヒ之レカ活動上不完備ナル私設機関トシテ充分ナル成績ヲ擧クルニ由ナク且ツ維持経営ニ付キテ前途至難ナルを以テ茲ニ其設置費ヲ寄附シ之レヲ公設ニ移シ完備整頓以テ村内一般人民ノ安寧ヲ保持セラレタシト言フナアリ

寄附人名簿

佐々木	理助	井上	歌次	北村	冨士太郎	山崎	清藏	湯泉	賢三郎
永谷	仙松	数井	亀吉	相馬	浅八	近藤	小三郎	先田	八重太
東	松太郎	保田	與三五郎	梅川	吉二郎	土屋	留吉	中島	勝五郎
櫻田	林吉	宗田	徳太郎	酒井	忠吉	中山	嘉次郎	名久井	清藏
長谷	菅太郎	中川	浅吉	吉岡	才一郎	廣野	七藏	高橋	諒治
増本	哲造	川口	粂太郎	八島	利吉	田村	三造	樋乃	英行
酒井	丈兵ェ	古川	新吉	関	寅二郎	毛利	作吉	矢野	藤三郎

小野佐武　黒田石松　千賀金五郎　遠藤金平　嘉悦壽太郎
藤川貫三　永渕勘一　神谷直次郎　石橋清松　宮原幾二郎
平田長次郎　吉田五太郎　飛谷長太郎　神山徳太郎　長岡岩太
葛西柾太郎　谷山甚太郎　沢田彦恭　大堀留二郎　伊勢忠二郎
外山ミス　本田粂吉　高木栄太郎　蛯子與吉　西田直二郎
川村清二郎　佐藤幸七　小倉吉三郎　木下久吉　玉木恒次
及川正太夫　松永仁太郎　池須フサノ　井上寅次郎　立松松二郎
大場良吉　藤池林之助　小林八次　田中文平　山本國松
竹内乙五郎　小島良太郎　宇南木光五郎　吉岡幾尭　大野拓次
國本冨士太郎　山岡孫太郎　坂本藤作　木村甲子佐　沢田惣太郎
本瀬竹松　本瀬與之吉　渡辺友治　相吉勝□　松尾安治
阿久津登一郎　石川太一郎　山本鉄太郎　二北都組出張所

第五節　鉄　道

北海道に鉄道が敷設されたのは、明治十三年十一月手宮・札幌間二二哩二五鎖（三五・九㌔）であった。同二十五年八月には、室蘭線輪西・岩見澤間が開通した。厚真村への移住はこの鉄道の開通によるところが大であった。さらに北海道廳は同二十八年地域開発に必要な輸送機関である鉄道敷設計画のため、幹・支線鉄道調査書および北海道鉄道全幹線概測図を完成している。

(一)　幻となった七つの鉄道計画

ア　厚真から沙流郡を経て十勝を貫き釧路に達する計画

明治二十八年胆振国勇払郡厚真村　由布格致ほか六二人は、貴族院に釧路に達する線路は厚真から沙流郡を経て十勝原野を貫き釧路に達する線路を採るほうが、上川郡から分岐する経路よりも距離、経過地点とも勝っているとし、前者を採用するよう請願した。貴族院は明治二十八年一月二十六日その路線を採択すべきものとして、これを政府に送付した。(「北海道鉄道百年史」より)しかし、日清戦争などの事情があって実現には至らなかった。

イ　厚真村を経て日高染退までの計画

明治四十年頃日高馬車鉄道会社によって、早来から厚真村を経て日高染退(シブチャリ)に至る馬車鉄道の敷設が計画された(「早来町史」による)が実現されなかった。

ウ　振老(厚真)・穂別・釧路本線(現　根室本線)金山に達する計画

早来・振老(厚真)・穂別・金山間鉄道建設は早くより計画され、明治四十三年には厚真・安平(当時)関係村民七百余名による請願書を議会に提出、強力なる期成会運動を展開した結果、同年三月にこの請願が貴族院において採択され現地調査も行なわれた。大正六年には楢崎平太郎、安東定次郎ら有力者が発起人となって、早来・振老・穂別・金山間軽便鉄道敷設の出願がなされ、関係村民も猛運動を展開した。大正七年に出願者に対して鉄道院より敷設免許状が交付された。翌八年に至り諸般の事情によって早来起点から沼ノ端に変更と決定、一度は厚真村中央部に敷設される鉄道計画に狂喜した関係村民の失望落胆は大きかった。

エ　早来軌道に接続して平取村および穂別村に至る計画

明治四十年早鵡鉄道株式会社(資本金五十万円)を厚真村　永谷仙松、安平村　長野歓一、八木幸四郎、平井久二

郎、小松倫介、岩淵貞四郎、岡　佐平、鵡川村　鶴田幸吉、似湾村　清水熊太郎、札幌市　後藤豊吉ら一〇名によって創設し、厚真・早来間に接続して日高国沙流郡平取村および勇払郡穂別村に至る馬車鉄道並びにその支線を敷設して、一般の交通運輸機関とすべく計画し、その筋に認可申請書を提出したが（「早来町史」による）、実現には至らなかった。

オ　厚真村字幌内を経て穂別村勢牛に至る鉄道計画

大正中期早来軌道株式会社が、厚真村字幌内を経て穂別村勢牛に至る約二五哩に私設鉄道、南夕張炭鉱鉄道として計画されたが、これは敷設権を獲得するに至らなかった。（「苫小牧市史下巻」による）

カ　厚真・宇久留間に計画

大正十四年五月十三日早来軌道株式会社は、厚真村字知決辺から厚真村字宇久留一、二七八番地地先間（現　宇隆八番地）に軌道敷設申請するも実現に至らなかった。

厚真村會諮問案第一號

早來軌道延長線敷設特許申請ニ関スル件

早來軌道株式會社取締役社長永谷仙松ヨリ別紙ノ通リ延長線五哩三分ノ軌道敷設特許申請ヲナスニ當リ軌道法施行規則第四條ニ依リ本月二十日迄ニ之ニ對スル意見ヲ答申セントス

右　諮問ス

大正十四年五月十三日

厚真村長　赤　島　岩　藏

一　線路ノ起終点ノ地名地番及其ノ経過部落名

起点　勇拂郡厚真村字知決辺八番地ノ一地先（現　本町六十一番地）

終点　勇拂郡厚真村字宇久留一、二七八番地地先（現　字隆八番地）
経過部落名　字振老　字宇久留
二　軌道ヲ敷設スヘキ道路ノ種類毎ノ延長一般幅員及計画幅員
軌道ヲ敷設スヘキ道路ハ町村道
一般幅員　十二呎
計画幅員　二十一呎六吋
三　線路ノ延長及單線複線ノ別
線路延長　五哩三分　單線
四　軌道及車輛ノ最大幅員
軌間　二呎六吋
車輛最大幅員　五呎
キ　早来軌道馬車鉄道に代わる蒸気鉄道運行要請

昭和二年三月二日厚真村民三百二十九名の連署により、早来軌道馬車鉄道に代わる「省線室蘭線振老間連絡鉄道布設速進ノ儀ニ付御願」の要請書が厚真村長栗城三吉に提出されている。この要請書は明治四十三年早来・振老・穂別・金山に通じるルートの鉄道敷設の強い願望が水泡に帰したことから噴出したものであり、村当局としても積極的に要請運動を展開したが実現されなかった。

省線室蘭線振老間連絡鉄道布設速進ノ儀ニ付御願（全文）

惟フニ地方文化ノ盛衰産業ノ発展如何ハ交通機関ニ負フ處實ニ大ナリ是ヲ本村ノ歴史ニ見ルモ明治二十年前後ニアリテハ山林原野共ニ鬱蒼タル千古ノ老樹枝ヲ交ヘ自然ノ一大原生林タルノ観アリ交通不便ニシテ道路ノ見ルヘキモノナク当時苫小牧村ニ属セシ一寒村ニ過キサリシカ炭礦鉄道開通以来木材及製炭事業ノ盛隆ヲ来シ是ガ爲来住者ヲ増シ耕地ノ開拓セラル、モノ年ト

共ニ増加シ明治三十年分村戸長役場ヲ置カレ明治四十二年二級町村制ヲ超エテ大正四年一級町村制ヲ布キ今日ニ致レリ当時交通不便時期ニ於テ社線早来駅ヨリ馬鉄ノ布設セラレ交通ノ便稍々備ハリシ爲益々来住スルモノ多ク地味ノ肥沃水利ノ便ト相挨テ現在ニ於テハ戸数千五百既成水田貳千百余町歩ノ多キニ至レリ加フルニ最近日本石油株式會社ノ経営ニ係ル採油事業ノ発展ニ連レ荷物ノ激増ヲ来シ尚製油所ノ本村ニ設置セラルヽモ遠キニ非スト聞ク交通機関完備ヲ要スル益々大ナリ

現在本村交通機関ノ状態ヲ見ルニ元王子會社軽便鉄道及北海道鉄道ノ通過セルモノ有モ何レモ避在シ人家稀ニシテ物貨ノ集散少ク本村全体ヨリ是ヲ見ルトキハ其惠ニ浴スルモノ僅々五分ノ一ニ過キス然ルニ本村役場所在地ニシテ物貨集散ノ中心地振老市街ヨリ省線早来駅ニ至ル唯一ノ交通機関タル馬鉄ニ依ルトキハ往復約三時間ヲ要シ荷物ニ於テハ積卸ニ付キ二重ノ経費ヲ要スルノミナラズ物貨ノ破損又ハ発着時日ノ遅延ヲ来シ思ハサル損害ヲ蒙ル事少ナカラズ

然ルニ廣軌鉄道ニ依リ省線ト連絡ヲナシ貨車ノ引込ニ依リ振老駅ニ於テ物貨ノ積卸ヲ爲ストキハ一個ニ付五銭ノ低減ヲナシ得ヘク故ニ荷物一年間発着個数約七十萬個ニ対シ参萬五千円ノ負担ヲ減少シ得ル事トナリ是等ハ何レモ一般村民ノ利益ヲ増進スルモノト謂フヘク列車時間ニ於テモ往復十哩約四十分ヲ以テ足ル故ニ現在ニ比シ約四分ノ一余ノ短時間トナリ是等ハ直接ニ受クル利益ナルモ之ヲ間接ノ利益ヨリ見ルトキハ交通機関ノ完備ニ依リ人口ノ増加農村ノ振興商工業ノ発展地價ノ騰レ高ヲ来シ一面道路ノ破損ヲ減少シ土木費ノ負担ヲ軽減シ得ルハ火ヲ見ルヨリ明ナリ

以上陳述ノ理由ニ依リ厚眞村百年ノ大計樹立上鉄道布設ノ緊急ヲ要スル事勿論ニシテ我等村民ノ之ヲ望ムコト大旱ニ雨ヲ待ツ如ク一日千秋ノ思アリ既設早来軌道會社ニ於テ之カ建設ノ議アルヲ聞キ我等村民多年ノ懇望ヲ達スル近キニアリト心密ニ欣懐ニ耐ヘサルモノアリシニ種々ノ事情ニカラレ是ガ実現ヲ期スル至難ノ状態ニアリト聞ク我等村民ノ甚タ遺憾トスル處ナリ然ルニ今ヤアラユル點ヨリ之ヲ観察シテ之カ施設ノ一日モ忽ニスヘカラサル事情ニアリ而シテ之カ事業完成ニハ多大ノ資金ヲ要スルノミナラス官廳及利害関係者トノ接渉等慎重ナル調査ヲナサヾルヘカラズ之カ実行方法如何ハ村民ノ利害ニ関スル事大ナルヲ以テ貴職ニ於テ村議ニ諮リ相当調査機関ヲ設ケシメラレ愼重審議最善ノ方法ニヨリ之カ布設速進方御取計相成度此段左記ノ者連署ノ上及御願候也

昭和二年三月二日

厚真村長　栗城三吉殿
村民署名捺印　三百二十九名

(二)　早来・厚真間軌道敷設

ア　鉄道早来駅

開村前の鉄道は、前述のように明治二十五年八月に室蘭線輪西・岩見澤間が開通し、鉄道駅も開通と同時に苫小牧停車場、追分停車場が開業された。早来停車場は二年遅れて同二十七年八月、沼ノ端停車場同三十一年二月、遠浅停車場同三十五年九月開業と鉄道の利便性が高まって来た。

イ　早来より知決辺間馬車鉄路

三井物産合名会社は、鉄道室蘭線早来停車場開業と期をいつにし、安平村字早来に出張所を置き、厚真村の草創期にかけ厚真村および安平村における鬱蒼たる森林資源に着目し、盛んに造材を営んでおり、鉄道枕木、角材その他製材の搬出を目的として、早来停車場より厚真村字チケッペ（現　本郷）まで、四哩二五鎖（約六・八四㌔）に同社専用の馬車鉄道を敷設し、明治三十七年十二月に竣工、開通した。記録がないため明らかではないが、明治三十七年の早来・チケッペ間に続き、翌三十八年にはチケッペ・振老間一・六㌔が、次にチケッペ・幌内間一〇・九五㌔が敷設されたのでないかと推測される。

大正五年五月、厚真村役場発行村勢一班の付図によると字チケッペ（知決辺　現在の本郷）付近で馬車鉄道が分岐し、一方は字振老（現　厚真市街）へさらに一方は字ウクル太（現　朝日）の水田地帯を斜めに字近悦府（現　桜丘）の専厚寺方面に向かい、幌内まで馬車鉄道が敷設されている。厚真市街から桜丘に至る直線道路沿の鉄道は、この時には敷設されていないことが示されている。

なお、大正後期には路線の付替によりチケッペ・幌内間は、振老・幌内間に路線が変更された。

大正五年五月村勢一班付図

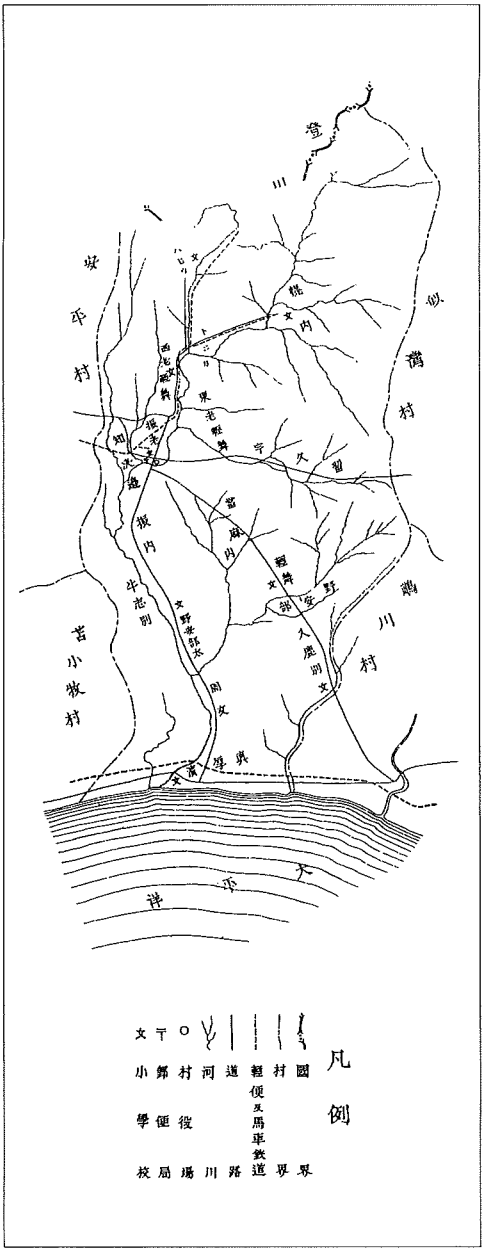
凡例
村界
郡界
軽便及馬車鉄道
道路
河川
役場
郵便局
小学校
登川
似湾村
幌内
安平村
幌内
幌内
幌内

(三)高丘地区に馬車軌道

厚真村字ハビウ（現　高丘）には字トニカ（現　富里）から支線として馬鉄が当初奥地までの四、六六〇間（約八・四八㌔）が計画されたが、敷設されたのはペンケ沢までの約五・五㌔であった。（厚真町史五九六㌻参照）

厚真村字ハビウ地内の馬車軌道敷設　諮問

土甲第二〇八號

厚　真　村　會

樋口左文ヨリ厚真村字カビウ地区ニ於テ延長四、六六〇間ノ専用馬車軌道敷設ノ件、出願シタルニ付テハ公益上支障ノ有無ニ関スル意見ヲ定メ答申スベシ

右北海道二級町村制第三十條第五項ニヨリ諮問ス

大正二年九月二十六日

室蘭支廳長　服　部　慶　太　郎

答　申　書

大正二年十月十七日

厚真村會議長　厚真村長　赤　島　岩　藏

答　申　書

本年九月二十六日土甲第二〇八号ヲ以テ樋口左文ヨリ出願ノ専用馬車軌道敷設ニ関スル諮問ノ件　左記ノ通ニテ公益上支障ナキモノト認メ茲ニ意見決定シ及答申候也

記

一　本村字カビウ地内ニ敷設ノ新軌道ノ安平村字早来ヨリ本村字幌内ニ通スル既成線ヨリ分岐スルモノニシテ其分岐線ハ字トニカニ在ル村費経営ニ係ル里道ヲ横断シ之ヨリ延長シテ字カビウ地内厚真村所有地ノ一部分ヲ通過敷設セラルベキモノ

ナルモ是レ敢テ人馬ノ交通ヲ妨クル程ノコトモナク又田畑ニ大ナル影響ナク村ト敷設者トノ間ニ於テ用水路ノ壅塞又ハ軌道路ノ崩壊等ハ充分手入ヲ爲スベク契約ヲ締結シ且ツ相當賃貸料ヲ徴スルコトト爲シタルハ嚮キニ議決ヲ経タル所ニテ本村ニ於テハ損害ヲ受クル如キコトナシ

二　字カビウ地内ニ敷設セラルベキ本線及各支線ハ、三、四ノ農耕用水路又ハ通路ヲ横断スルモノアルモ之等ハ相當暗渠ノ設備アリ又道路ハ眞ニ農夫樵夫等ノ通行ニ過キサルモノニシテ妨害ヲ見ルコトナシ

右ノ如ク新設軌道敷設ハ道路及耕地共ニ公益上障礙トナルコトナク寧ロ之カ爲地方ノ發展ヲ促進シ村民直接間接ニ利益ヲ享受スルコト鮮少ナラサルナリ

この字ハビウ地内支線は、数年で撤去されている。

㈣　日高線

ア　馬車鉄道

本村に鉄路が敷設されたのは、早来停車場・チケッペ間に明治三十七年十二月三井物産合名会社による馬車鉄道が始まりであった。

明治四十二年六月太平洋沿岸沿いに鵡川部落から苫小牧まで厚真村域を経る馬車鉄道は、二番目に敷設されたことになる。勇払は蝦夷地の昔から、西蝦夷地の石狩から千歳越えをして東蝦夷地に至る要衝の地として知られ、明治三十年代の末頃から乗合馬車や荷馬車が通るようになっていた。この頃から三井物産株式会社が、日高沿岸の漁業開発に乗り出したが不振続きであったので、明治四十年から木材業に転向し、胆振・日高両国国境山脈をはさんで広がる鵡川および沙流川上流一帯の大森林地帯に着目して、その国有林の伐採許可を受け、明治四十二年六月鵡川から苫小牧までの未開の平坦な原野に一七・一粁（二七・五㌔）の専用馬車鉄道を敷設して、鵡川上流から流送されていた原

木を「トロリー」で運搬を始めた。

イ　蒸気鉄道

三井系の王子製紙株式会社は明治四十年に苫小牧に工場を建設したので、木材の需要はますます高まり苫小牧・鵡川間の専用馬車鉄道は重要性を帯びてきた。三井物産株式会社は、同四十四年五月に馬車から蒸気機関車に変更し、さらに同四十四年十二月路線を佐瑠太（現門別町富川）まで延長して、沙流川を流下する木材の運搬にも充当した。

大正元年に入り、三井物産専用鉄道は地域住民の要望も強く貨物輸送を主とした一般営業線に変更するため、苫小牧軽便鉄道の出願となったのである。同年八月十五日王子製紙株式会社は三井物産からこの鉄道の一切の設備とこれに従属する権利を譲り受け、王子製紙直営による苫小牧軽便鉄道株式会社（資本金五十万円）を設立し、同年十月一日から苫小牧・佐瑠太間二五・一ルマイ（約四〇・四粁）軌間二フィート六インチ（約七六・二糎）の一般運輸営業を開始した。停車場は六か所で苫小牧・勇払・厚真・鵡川・鵡川貨物所・佐瑠太に設けられた。厚真停車場は苫小牧から二〇・二粁の位置になっていた。

第六節　電信・電話

(一)　電　信

電信業務は電話が普及されていない時代にあっては、悲しみ、喜び、商取引等いち早く連絡できる手段として昭和三十年代まで広く利用されていた。村域への電信業務は明治四十年十二月から開始され電信回線としては「追札幌追分線」と呼称されモールス単信開電式で、この回線は札幌・千歳・早来・振老（厚真）・追分・漁の六局の共通回線であった。大正十三年九月一日には回線名が「札幌・追分線」と改称され、接続局名および符号は札幌（ラッ）・早

来（ヌワ）・振老（チレ）追分（レヤ）となり、単信音響閉電式となった。

(二)　電話の始まり

村内に電話が接続されたのは明治四十四年十一月十六日で、振老郵便局に電話機が設置された。当初の回線は夕張・追分線で接続局は二一局（近隣等の主な局名　追分・早来・振老・由仁・岩見沢・札幌・栗山・鵡川・苫小牧・門別・佐留太・千歳）の範囲内であった。その後電話の普及により回線の増設が図られ大正二年二月二十一日から追分・振老線、接続局追分・早来・振老回線となっている。この電話の利用方法は村民が郵便局に出向き通話することであった。電話交換業務は大正九年七月二十六日から開始され特設電話二一基が敷設された。

第四章　諸産業の様相

第一節　農　業

大政奉還により明治新政府となり、黒田清隆（倒幕運動や箱館戦争で活躍）が開拓使次官に就任、明治三年十月の北海道経営に関する建議（樺太・北海道の本府を石狩に置き道内開拓に専念、鉄道敷設と緒官費減、外国から開拓に長ずる者を雇い移民・工業・鉱山・測量を実施、海外諸国分遣し事情偵探等……願クバ早ク内政ヲ斉理シ、基礎ヲ固フシ国力ヲ充実シ、富強ヲ十年ニ期シ、終ニ万国ノ上ニ卓立シ、皇威ヲ海外ニ輝サン事ヲ日夜懇禱…）が提出され、初期の北海道開拓十ケ年計画が成立し、明治十五年迄の「開拓使時代」を迎えた。北海道農業開発の基礎造りが、官民の努力で開始されたのである。

○開拓使時代　〝欧米農法と在来農法の融合〟

明治二年（一八六九）北海道開拓使が設置され、次いで同四年開拓使十ヵ年計画が発足し、北海道の資源を開発し、旧慣のない未開の原野に近代的生産様式の欧米農法を直輸入し、新天地を開こうというものであった。かくて開拓使時代は官業試験の段階であって、移民としての自営農民の扶植には成功せず、半強制的色彩の濃厚な、屯田兵・士族集団等が、総体的には上からの指導を試験的に受け入れるに止まった。

明治五年「北海道土地売貸規則」等の発布で土地私有権が認められ、自営小農創出の条件が整えられたが、資金・技術も乏しく定着成績は悪く、同七年より屯田兵の募移で軍事的規律のもと小農的、形態で開墾が琴似、山鼻・江別・篠路と新農法の実験場の役割を果たしながら進められた。又、士族の集団移住に対する大土地拡げの道も開かれた。

府県と異なる北方気象条件に対する農業技術の導入、近代的農業経営の樹立を期し、開拓使次官黒田清隆は明治四年にアメリカ農務次官ホレース・ケプロンを最高顧問とする多くの外人技術者を招聘し、同九年には札幌農業学校を開設しウイリアム・スミス・クラークを教頭に招いた。

しかしながら、ケプロンらの畑作農業の構想は、移民に浸透しなかった。

第一に、米作否定の構想は開拓使時代中期に早くも崩れる。これは、一つには、根強い米食慣習のため移民の食糧変革に成功しなかったこととともに、畑作農産物商品化の困難性、交通手段の未整備による過大なる運搬費負担等、畑作農産物換価の不利という点に帰せられる。開拓使により、官営加工場原料農産物の買上げが行なわれたが、この点を克服することはできなかった。

また、明治六年島松の篤農家中山久蔵は水稲「赤毛種」を導入して、石狩地方米作の技術的可能性を立証し、かくて、気候的に米作不適との立論は根拠を失った。そして高米価は、移民の生活の脅威となっていったので、同七年に七重勧業試験場、同九年には札幌官園で米の試作が開始され、種子の配布を始める等、米作試験にも重点がおかれ、

移民中米作を行なうものも増大してゆくのである。

第二に、右の結果とも関連して、小麦を主要作物とし新種作物を入れた畑作農法という体系は普及せず、麻、藍、菜種、大・小豆等、府県型工芸作物を主作とする商業的畑作農業が行なわれた。

注　農民は米、衣類、副食物を購入せねばならないという辺境的経済状態にあり、当初からかなり高商品化率の経済が要求されていた。

第三に、開拓使は、大農具としてプラウ、馬具等を払い下げたが、これを利用しえたのは、資金的にも恵まれ、かつ草原地という有利な条件をもつ有珠伊達邦成士族団においてのみであった。一般的には資金不足や、開墾期に樹根等の障害で馬耕ははいらず、在来手耨耕でしかなかった。このため、経営規模は、一戸二町歩程度で、農業経営として十分成立しえていない。

第四に、家畜を耕種と結合し、施肥を行い、合理的輪作を取り入れることは普及しなかった。耕作規模が狭小で、原生的地力のある段階では施肥はむしろ有害と、地力に対する関心の乏しかったことが影響している。畜産としては肉牛の牧場が経営されるにとどまった。

直輸入農法と一般移民の農法とは、大きな距離があったばかりか、部分的に取り入れることにもいまだ成功していない。ケプロンらの合理的畑作経営・輪栽式農法は定着しえなかった。一方における府県型米作と、他方、焼畑式段階をあまり出ない原生的地力依存・手耨耕畑作が行われた。とは言え、新種植物、家畜、農具の輸入は、具体的な成果はあげえなかったが、次の試練の時期をへて、北海道農法のなかに部分的ながら取り入れられていくのである。しかし、それは一定の時期をへて、理念型欧米農法がそのまま北海道にはいったというようなものでなく、北海道農業の担い手や経済的条件の性格に合わせて、在来農法ではやれないという部分のみが取り入れられたのである。

明治十五年開拓使廃止後の北海道開拓は、札幌、函館、根室の三県と農商務省の北海道事業管理局がそれぞれ別個に行うこととなり、同十九年北海道庁設立までの時期を特徴づける。

（開拓使時代の主な入植）

明治二年一〇月から開拓使札幌本府建設にかかり、同三年岩村判官を中心に本道開拓事業が開始された。廃藩による武士団、新政府軍に反抗の旧藩が北海道に新天地を求めて入植を試みた。

① 伊達支藩旧亘理藩主　伊達邦成ら家臣団三百余戸……明治二年有珠郡入植（老臣田村顕允指導）成功、伊達市の基となる。

② 〃岩出山城主　伊達邦直ら……明治四年石狩國当別入植（家臣吾妻謙指導）成功、石狩の当別町の基礎築く。

③ 陸前白石在住　片倉邦憲は……明治三年以降幌別に五〇余戸入植させ、後に石狩の札幌に家臣団移し、白石区の礎をなし、陸前角田在住の石川邦光も郷党四〇余戸を室蘭に入植させる。

④ 伊達家以外淡路支配　稲田邦植ら静内郡静内川沿入植（明治四年渡航一三七戸・五四八人）したが、二次の渡航は中断、農耕を主体の定住も、同九年部落共同「漁業権」を得て水産業に転向する者もあり、日高の農業・水産業の先駆的役割を果した。

⑤ 屯田兵（開拓と警備）…明治五年黒田清隆次官構想 ①札幌本府防衛 ②旧士族救済（転業） ③土地開拓模範集団　の基に、外國人技術顧問の助言も得て、戸当り土地五、〇〇〇坪、家屋一七坪半を与え、練兵期間一二月～翌年四月迄、農事四月以降として、募集は明治八年から、宮城・青森・山形の士族中心に（一九八戸琴似家族含め九六五人）又一〇月（山鼻、発寒二七二戸）、翌九年には東北五県道内より（一、一七四人）居住させ、屯田第一大隊二個中隊五五七名の編成を実現し、同一〇年四月の「西南の役」では屯田一大隊が熊本に参戦した。同一五年統計では屯田戸数五〇九戸、男女二、四二〇人、開墾地六六二町（琴似・発寒二九三町・山鼻三四五町・江別一八町・篠津六町）、牛馬二百余頭、その後、根室の和田はじめ篠路、輪西、厚岸の太田に入村、同二三年（一八九〇）には空知（滝川・美唄・奈井江・妹背牛・江部乙・深川・秩父別など）に次いで同二五年から上川の一部（永山・東旭川・当麻）に兵村を開設、上川・網走間の幹線道路建設につれ、同三一年に北見の野付牛・相内・端野・更にオホーツク海沿岸の湧別・上湧別に、又、士別・剣渕の二兵村に四二五戸配置を以て、開拓前線に沿う屯田兵配置を終えた。実に三七兵村

道内各地域高純益作物・農家経済実態（例）
明治20年における各地域最高純益商品作物　（単位：円）

		反当収入	入費	純益	備考	報告者
石狩郡当別村	麻	16.36	12.10	4.26		吾妻譲
札幌郡月寒村	麻・小豆	(小豆)3.60	1.06	2.54		下国皎三
上磯郡上磯村	米	9.00	4.07	4.93		熊谷卯兵衛
有珠郡西紋鞠村	藍	23.50	12.70	10.80		佐藤栄三郎
檜山郡江差	米	6.38.4	3.04.3	3.34.1	このほかワラ代金50銭	新村久兵衛
岩内郡前田村	麻	17.28	10.40	6.88		林新三
有珠郡西紋鞠村	甜菜	6.80	4.05	2.75	製造による間接の利多しほかに27円60銭	国島和太夫
札幌郡篠路村	藍(1町歩)	100.－	55.27	44.73	自家労賃	滝本五郎
上磯郡知内村	小豆	4.80	3.94	0.86		尾崎延之助
浦河郡荻伏村	小豆	3.50	2.02	1.48		沢茂吉
山越郡八雲村	小豆	6.00	4.97.5	1.02.5		角田弟彦
網走郡湧別村	小麦	4.56	3.93	.63		和田麟吉
	小豆	4.80	3.45	1.35		

〔備考〕1887年農業集談会において、「農産中最モ利益アルモノハ何ナリヤ」に対する各地老農の報告

開設・七千三百余戸、約二万四千町歩開墾は地方市街地の形成・道路網・農業基盤づくり、更に軍事防衛面では旭川に第七師団（明治三一年）を編成し、明治三七年を以て屯田兵制度が解散された。

⑥　北海道開拓史上（明治一三年設置）樺戸監獄舎の労役―（無期～十年以上受刑者）……周辺「月形」五百町歩開墾、道路開削の労働に従事、又、同一四年市来知（三笠市）空知集治監が設置され、農耕と初期の幌内炭鉱で鉱夫として採炭労働に従事、更に國道一二号線の上川道路、道央と道東を結ぶ國道三八・三九号の建設、開拓が内陸部に拡大するにつれて、旭川・釧路・帯広・網走と監獄増設が行われ、道路、農耕、屯田兵屋の建設と本道開拓の基盤整備の仕事が彼らの手で先鞭づけられたが、労働の苛酷さから多くの疾病や労働災害でたおれた囚人の足跡を忘れてはならない。

（勧農に農業博覧会・協会等）

開拓使は、明治十年第一回全国博覧会を契機に引続き四年間札幌・函館で交互に『農業仮博覧会（含む、府県連合米繭共進会）』を開催し、移民の技術改良成果を尊重しつつ、新農法勧奨との融合を図った。

又、勧農業として同十四年、勧農協会設立（後、同二十六年…北海道農会に改称）道内外諸般から九二名により、在来農学・老農経験・欧米農学者の論説、各農法紹介等の活動があった。道庁招集により農業篤志者による「農業集談・農話会」が、協会々員の中核のもと数多く催され、

各地農業の実態に即した経験が語られ、指導奨励と農業実態との距離が埋められて行くもので、特に米食論と麦食論との論争、農機具に関する論争は注目された。

(一)　入植者が目指した北方稲作

明治初期、開拓使は北海道で米作を奨励しなかった。雇外人アンチセルは「灌漑用水寒冷なれば稲穂出すに至らざるなり」と否定、開拓使顧問ケプロンも支持「稲を退け畑作物を挙げ、道民は主食を変更すべし」と説く。しかし、米食の移住民はわずかの湧き水、川

有珠郡西紋鼈村佐藤栄三郎報告『農業経済実態』(明治20年)

1．　金120円75銭　収入金

		収穫高		反　当		売　却　高		1石の代金	
	反	石	斗	石	斗	円	銭	円	銭
大豆	3	4	8	1	6	14	40	3	
小豆	10	12		1	2	48		4	
大麦	4	8		2		内5石4斗7升2合ハ1ケ年の食料トシ残2石5斗2升8合ヲ貯蓄トス			
小麦	1	1	4	1		5	25	3	75
	1	1	6	1		9	60	6	00
甜菜	5	3,000貫目		600貫目		25	50	8	50
蕎麦	2	3	2	1	6	内1石4斗6升ハ食料トシ1石7斗4升ヲ貯蓄トス			
粟	2.5	5		2		内2石2斗ヲ食料トシ2石8斗ヲ貯蓄トス			
玉蜀黍・その他野菜	1.5								
藍	1	50貫目				10		葉藍10貫目ニ付2	00

2．　金104円52銭8厘　支出金

	1ケ年出費			数　量			
	円	銭	厘	斗		円	銭
玄米	23	22	8	38	88	1石ニ付	6	00
大麦	13	68		54	72	〃	2	50
粟	5	50		22	00	〃	2	50
蕎麦	2	92		14	60	〃	2	00
大豆	1	80		6	00	〃	3	00
食塩	1	20		(2俵)		1俵〃	0	60
衣類	12	—				1人〃	3	00
交際費	6	—				1ケ月	0	50
教育費	6	—						
家屋修繕								
地租戸数割協議費	7	50						
臨時諸雑費	10							
再墾犁	2			1丁				
平鍬		70		2〃		1ケ年先掛料		
唐鍬		50		2〃		〃		
鎌		20		2〃		〃		
農馬	2			2頭		〃		
荷馬車	1	50						
自製馬具	2	70						

水を引き、稲作試行に取組んだ。

（北海道米作成功者）　農林漁業顕彰録から

中　山　久　蔵　…　島松村開祖（河内国石川郡春日村　文政十一年三月三十一日生　現・大阪府太子町出身・大正　八年二月　十三日没　九十歳）

道央以北の内陸主力地帯での米作成功者とされている、中山は明治改元迄仙台藩士片倉英馬の従者として、一五年間蝦夷を往来、北海道での農を志す（時、明治四年・四十三歳）。「室蘭～札幌道路開通、苫小牧に至り島松村に入地、空屋買受、札幌開拓使創設に大いに奮発、開墾畑六千坪から同年雑穀八十俵余収穫せり、収穫迄食物欠乏、山野奔走鹿兎を討ち、草根を掘りわずかに飢渇を凌ぎ云々…」

開拓使の高官松本十郎判官、單身開墾の中山を激励、開墾初期故一人扶持（米一石八升程）の官支給を申入れるもことわり、この奇縁で開墾の実況を知るべく、度々余暇馬を駆りて札幌から六里翁庵を訪ねた。

後年当時の模様を「單身の翁、芳屋の四囲芦簀（ヨシズ）で壁なく、垢身蓬頭（コウシンホウトウ）弊衣を着す、家醸の酒と蔬菜にて炉を囲み、相酌み農事を語る。余の最も楽みなり毎回必ず水田に及び日暮るゝを知らず、月下鞭かざし帰るを常とせり」

松本の話から黒田清隆（開拓使次官、のち長官）も親交、果樹苗や褒賞を以て激励、後農相・首相・枢密院議長となっても忘れず詩や羽織を贈った。

同五年も開墾に精出し、四町歩の新墾、翌六年島松川から水引き一反歩の水田を造り、道南の大野、亀田村の赤毛種の育苗を移植（川水つめたく風呂温水を苗代に流し込む）、気候不順年なるも玄米二石三斗（三四五ｷﾛ）の好成績を挙げる（この年、琴似村小林万次郎、当別村伊達邦直、宮城から赤毛種栽培生育良好なるも、秋冷害で全滅）三年後に田を一町歩とし、精選毎年実費あるいは無償で種籾を配布し、栽培法を教えた。

彼は七五歳頃迄農事と米作に打込み、米作収穫記録を克明に残す。平均二石内外（豊作二石四斗・凶作六～七斗）

明治十年東京上野公園での第一回内国勧業博覧会に出品、内務卿大久保利道の褒状を受く。

中山の功績真価は、体得技術を公開、種籾を各方面に分与、大小豆、麦、馬鈴薯等の栽培にも長じ、リンゴ・ブドウ等果樹作りも試み、開墾に劣らぬ駅逓業により、同十七年には札幌県内各駅逓総取締を勤める。

時に政府高官に休憩所を供し、農業事情説明役を引受ける等、野にあり草創期の開拓政策に幅広く協力した。

明治十年四月、札幌農学校教頭ウイリアム・クラークが、在日八ヵ月任期を終えて室蘭から海路帰国の途次、島松駅所の中山宅に立ち寄り、見送りの学生、教師二十数名と最後の昼食を共にした。一行は札幌から六里の道を馬を連ねて、こゝまで来て別れを告げることになっていた。食後、クラークは一人〳〵と握手を交わし馬にまたがり一鞭くれると、やがて疎林の中を丘の彼方に之ゆく。

今も残る「ボーイズ・ビー・アンビシャス」の名句は、この島松駅頭の別れぎわに発せられたものである。

○大正五年「寒地稲作この地に始まる」記念碑

○〃六年「農事・米作・駅逓の功績を讃え」頌徳碑建立される。

又、顕彰事蹟収録の昭和四十二年は、豊作年で北海道の生産高一一一万トと日本一の米産地となり、中山久蔵の孤軍奮闘の事蹟からは隔世の感である。

(二)　勇払郡下の入地開墾と農作物収穫状況

勇払郡下の村々で農耕適地を有する厚真村、鵡川村、勇払村、植苗村のうち、植苗村の早来、シアビラ地区に入植する者が増加して来た時期で、鵡川村、厚真村などはアイヌのみが農耕を行っていた。

(明治十六年)　勇払郡管内状況調査より、

・村数―一六ヶ村（面積）七六方里、苫小牧、樽前、覺生、錦多峰、小糸魚、植苗、勇拂、厚真、鵡川、井目戸、萌別、生鬢、似湾、累標、穂別、邊富内

・戸口―（戸数）三三四戸、（人口）一、二三四人（現住民―人口一、三八一人（男七〇〇、女六八一）、夫婦三〇七）寄留一四七人

・土地利用―田畑　四町歩（一反平均七円四〇銭）、海産干場　七町歩（一反平均二〇円八一銭）、宅地　六・七町歩（一反平均―最高二五円、最低七円）

・農業―（農業者）五四一人うち自作三〇七、（産物）芋、大豆、小豆、玉蜀黍、大麦、裸麦、粟、椎茸、エゾ松、熊

・畜馬―五六九頭（牝三六一、牡二〇八）

・漁業―一五戸（専業五、兼業一〇、舟二三〇艘）塩鮭　四二一石、筋子　六五〇貫、生鰯五五〇尾、生鱈五五〇尾

・醸造―清酒、燒酒、濁酒

・交通―馬車　二、人力車　四

同年八月二日開拓使勧業課石川理右衛門　農作物、新移民、養蚕等景況調査に苫小牧に来村「専ラ農業ヲ營ムモノナシト雖モ多ク馬糞ヲ用フ、該肥料能ク土質ニ適シ、蔬菜等繁茂殊ニ宜シ、然ルニ是迄水田稲作ヲ試ミシ者無、之処服部郡長該当田一〇〇余坪開キ、植稲セシ景況目撃スルニ其発生及成長等甚宜シキヲ以テ、無証登熟スルベシ云々…」

尚、同十六年八月調査による「苫小牧村人口及諸物價概要」には、

一、人口、戸數…（人口）八九人　（戸數）三九戸、（畳數＝六三〇畳）

一、米・穀類輸出入…米・穀類収穫ナク輸出ナシ、輸入（年凡）米七〇〇石、小豆三〇石

一、精米等價格…（一石）精米　九圓五〇銭、玄米　八圓二〇銭、大豆六圓

一、清酒…製造不足ナレバ越後大山、大阪諸品酒ヲ函館ニ輸入、年中需給、一升当リ二六銭

一、塩、味噌…（塩）竹原製多ク年中輸入　一俵二斗入…一升四銭、（味噌）地製ナク津軽越後出輸入　一樽十三〆入　一〆二五銭

一、醤油…地製ナク札幌越後製ヲ買入年中需給、一升一六銭

一、漬物、野菜…各自製ニテ食用ニ充テ別ニ売買ナシ、野菜ハ海浜ニテハ土地砂礫多キ故草菜ニ乏シ、
一、秣藁、竹木…（秣藁）秣ハ蕃富ナレトモ耕作セザル故、藁稈は得難シ（竹木）木ハ雑木多ク竹ハ自宅培植共ニナシ、
一、荷車…私有車三輌　貸金一里二七銭
一、船数…一六艘中ニハ回船但日本形餘ハ皆漁舟
一、駄馬数…二四一頭、一里九銭、雪中是レニ五割増
一、人夫…凡八人、但一人一日五〇銭
一、旅籠料…一等五〇銭、中下ハ各五銭宛下ル、但書辨當付
一、官有倉庫…二棟、此坪数五〇坪民有貸庫ナシ、

同十八年農業巡視員が設けられ年二回郡下村の巡視、会合講義が為されて居り、農産物の粟、稗、馬鈴薯、黍、大小豆等の作付面積一九町七反七畝、（うち当厚真三町八反五畝、三〇戸、一二一人、鵡川（含む穂別等）六町四反）であり、原住アイヌが主で厚真の和人移住は数戸に過ぎなかった。

○勇払郡下周辺地区に入植開墾による本格生産開始状況（明治十九～二十八年）　北海道勧業年報「北海道統計書」より

年次／区分	粳米	糯米	大麦	裸麦	小麦	蕎麦	粟	玉蜀黍	馬鈴薯	大豆	小豆
明治一九年	町 一 (石)	町 一 (石)	町 一・三 (一六石)	町 一・〇 (一〇石)	町 〇・二 (一石)	町 二三・四 (一三四石)	町 四二・二 (六七五石)	町 二・〇 (一八石)	町 二四・二 (二、六四石)	町 一八・〇 (一三四石)	町 一六・三 (一〇三石)
〃二〇	一 (一)	一 (一)	二四・三 (一九四)	一・三 (一〇)	〇・八 (七)	二五・九 (九三)	三九・九 (一、一九〇)	二・〇 (七三)	一七・五 (二、六六)	一一・一 (二一一)	三一・八 (二一三)
〃二一	一 (一)	一 (一)	二四・四 (二七一)	三・二 (三五)	一・〇 (一一)	二三・一 (二六三)	三四・七 (六九三)	一・七 (五三)	二三・九 (二、三七)	一七・三 (一八九)	五二・二 (五〇一)
〃二二	一 (一)	一 (一)	二二・八 (九四)	一・二 (一二)	一四・〇 (六七)	一九・六 (一〇六)	二九・〇 (一七九)	二・七 (三〇四)	三一・〇 (二、四四)	一四・九 (一七三)	四五・〇 (五〇〇)
〃二三	一 (一)	一 (一)	二一・二 (一五三)	二・六 (三三)	一三・四 (一五四)	六・四 (五六)	三三・二 (五一五)	七・七 (一六二)	二二・五 (二、七七)	二八・四 (三七二)	四九・八 (六〇一)
〃二四	一 (一)	一 (一)	二四・二 (一三三)	二・四 (二一)	一八・五 (一八〇)	二四・五 (一三五)	二六・〇 (一五三)	一四・五 (三一七)	三九・〇 (三、八四〇)	一五・三 (二〇五)	四六・八 (六八三)

〃二五	一(一)	一(一)	一八・三(二〇一)	五・七(五八)	八・一(九〇)	二〇・六(二二四五)	二五・三(二三一)	二四・九(二八九)	五二・三(六二四〇)	一八・六(二三四)	五二・三(七三一)
〃二六	一二・七(一七四)	一(一)	一一・八(一四一)	六・二(六三)	〇・三(一三)	一八・七(一九八)	三六・四(四三七)	二一・三(二九四)	四八・六(五五〇)	二五・四(三〇七)	六一・五(八一二)
〃二七	五五・〇(一、〇七二)	〇・一(一)	八・六(八八)	四・一(四四)	〇・八(九)	五六・一(六〇五)	三六・八(四四九)	二〇・三(二〇九)	二一一・五(二四五)	五〇・八(六一四)	三六九・一(五、三五二)
〃二八	七四・〇(九一一)	二九・四(三一五)	三七・二(四四七)	四一・二(三三一)	一八・三(一五〇)	四〇・三(三八一)	一〇一・一(一、四六二)	一九・一(二六三)	九六・八(一、一七)	一四・四(一、五六五)	二八・一(二五〇)

○勇拂郡〃明治二十八年産米作の概況〃　（明治二十九年三月一九日付　北海道毎日新聞「北海道週報」）

移民の入植により、米作を中心とした、農耕の努力が始まり本村が米主産地の頭角を示した一面を伺うことができる。しかし、北海道が寒冷地稲作地帯として、冷害凶作や水害等幾度重なる災害に立ち向かう試練が始まったのである。

村	作付反別			収穫高		
	粳米	糯米	計	粳米	糯米	計
植苗村	九・二町反	町反	九・二町反	一一〇石	石	一一〇石
勇拂村	一三・四	〇・二	一三・六	一五三	二	一五五
厚真村	四七・八	〇・五	四八・三	六一二	五	六一七
鵡川村	—	七・三	七・三	—	八二	八二
井目戸村	—	二一・四	二一・四	—	二一二八	二一二八
苫小牧村	三・五	—	三・五	三五	—	三五
（計）	（七三・九）	（二九・四）	（一〇三・三）	（九一〇）	（三一七）	（一、二一七）

○胆振國の開墾及耕作労力（明治三十八年…胆振國殖民地状況調査…一反歩につき）

開墾労力…（伐木）五人四分、（下草除去）二人四分、（手墾）四人六分、（計）一二人四分を要せり。

主要農作物労力……平均一〇人六分にして人力によるもの。

種類	耕鋤	播種	除草	培土	収納	脱実	俵装	(計)
大豆・小豆	一・八人	〇・七人	二・四人	一・二人	一・二人	一・七人	〇・五人	(九・五)人
馬鈴薯	二・一	一・七	一・九	一・九	二・六	—	一・五	(一一・七)
蕎麦・蕎麦	一・二	〇・三	〇・三	〇・七	一・七	一・四	〇・五	(六・一)
麦類	一・八	一・二	一・九	一・〇	一・六	一・五	〇・五	(九・五)
稲	二・〇	三・〇	三・〇	—	三・〇	二・三	〇・二	(一三・五)
黍・粟・稗	一・八	一・〇	三・二	一・二	二・〇	一・七	〇・五	(一一・四)
玉蜀黍	一・七	〇・九	一・八	一・七	二・二	三・一	一・三	(一二・七)
菜豆・豌豆	一・八	〇・七	二・二	一・一	一・三	一・八	〇・五	(九・四)
亜麻	三・〇	〇・五	六・五	—	一・五	—	—	(一一・五)

開墾後数年を経過せるものは、馬耕をなし「プラオ」「ハロー」「カルチペーター」を使用するか故に大に人力を軽減し其畑に於ては一反歩に付実際六・七人の人力を要するに過ぎず。

開墾当時の胆振国（明治四十一年殖民公報）

（地勢）…東部なる勇拂地方の平野を除けば概して山嶽多く、最も変化に富たる國なり各地太平洋及噴火湾に面するもマッカリヌプリ地方及鵡川沿岸は山間に位せり。

（地質）…噴火湾地方は第三紀層より成り内部は、火山岩より成る。マッカリヌプリ山麓の一部は第四紀層地に属し、土地肥沃なり太平洋沿岸苫少牧、勇拂地方は第四紀層、鵡川上流は第三紀層に属し、其第四紀層地の部分は主として火山灰地多く農耕に適せず。

（気候）…内部は寒冷なるも噴火湾地方より太平洋沿岸一帯は温暖なり、マッカリヌプリ山麓は著名の積雪地を見ること少し、室蘭附近の気候殊に温和なり。

（農況）…㈠、噴火湾地方、土地肥沃ならさるも気候温暖なり（山越郡八雲村部分除く）、虻田郡に入れは土地平坦ならす山丘農業として最も発達したる處にして、小麦・大豆・亜麻の産地なり、有珠郡に於て伊達村は早く開拓せられたる地にして、開墾以来三十余年に及ひ地力消耗せり、産物は荏、藍、菜種、亜麻等にして特用作物の産地なり。㈡、

（マッカリヌプリ・倶知安等地方を除く）、

㈢、樽前地方・漁村として名あるも農業は特に記すへきなし、概して火山灰厚く地味極めて瘠薄なり然れとも気候温暖なるを以て、室蘭の発達に伴ひ将来園藝の如き周約的農業かと図り難し。

㈣、勇拂地方主に火山灰地にして、千歳地方も亦然り、施肥なくは何物も成育難し、就中沼の端附近土地灰白の處は農耕地として永久見込なきか如し、唯厚真川沿岸は地味豊饒水田の開発せられたるもの多し其反別千二百町歩に及ひ本道米作地として屈指の地なり。㈤、鵡川地方海岸附近は泥炭質で改良せすは農耕に適せす、鵡川沿岸狭しと雖も肥沃にして各種の農作に適す。……

当時の新墾地の状況について、本道開墾の業は一般に簡易の方法を用ゆ、其樹林地にありては先つ樹木を伐採し、木材薪等となし不用の部分は、之を焼棄て笹其他の下草は苅り集めて、之を焼き後土地を墾起し、種子を下すものにして、人力に依るときは一反歩開墾に付き概ね、草原地は四人乃至八人、樹林地は八人乃至一五人の手間を要す。

最も草原地に二頭曳洋犂を用ゆるときは、一日五、六反歩の工程を挙くることとを得へし、新墾地に於ける作物の種類は大豆、小豆、粟、黍、玉蜀黍、蕎麥、藁苔、馬鈴薯等とし、肥料を施さすして多額の収穫あり、

（※墾成畑地賣買價格　調べでは、勇払郡下平均（上）八円五二銭（中）五円六六銭（下）三円六一銭）

㈢　北海道庁「殖民地撰定事業」移民入地

（撰定原野……厚真・シュプンコタン・ノヤサロベツ・イルシュカベツ）

（厚真村史三四〆　明治三年青木与八続く高津熊蔵・三七〆同十七年山本鉄太郎移住）に記述される和人の移住は、北海道庁設置により本格的移民受入を有効に推進すべく、（同村史四三〜四六〆）「殖民地の撰定」の如く、以後の北海道農業手引草や移住案内（道内図・殖民地撰定国別表・交通・物価・気候・移住者心得・土地払下規則等）等が、昭和初期迄各方面に配布されたが、移住者は入地適地撰定上最も希求するもので、三県時代から道庁に継承された重要

事業であった。

この殖民地撰定事業は、（明治十九～二十二年）北海道全域の主要原野を以降は、小原野・千島とし、同二十四年「北海道殖民地撰定報文」、同三十年に「同第二報文・第三報文」を刊行し、適地入殖に役立てた。後移住、起業家の急増により、官林と農牧用地との区域査定で山林制度も整形され、同三十二年「北海道官林種別調査規程」で民有農牧用地（第四種官林）等が区分、同三十四年保安林を除く官林全体に殖民地撰定を施行、官林接続の農耕適地一ヶ所（二十万坪約六十七町）迄も加えられ、選定地面積は激増し本道農地開発に供されたのである。

（殖民地撰定の標準適地）

一、農牧に適する土地　二、地積五十万坪（約一六七町）以上…地形によってはこの限りでない。　三、傾斜二十度以下の土地　四、海面上二百メートル以下の土地…特に農牧に適する土地はこの限りでない。

として、候補地を選び原野について基点を定め概測した。更に次の諸概要の調査を行った。

①原野名　②原野の小字　③原野位置・広狭（地積）　④山川湖沼丘陵位置形状　⑤樹林草原の状況　⑥勝地の位置状況　⑦河川水量、質、河岸、底地質　⑧雨雪出水量・水害有無　⑨土性　⑩動植物　⑪気候　⑫耕牧適否の区別　⑬交通の便否　⑭道路排水施設の要否　⑮旧土人部落位置状況　⑯最近町村との里程・実況・諸物価・雇賃等

北海道殖民地撰定報文（明治二十六年十一月八日發行・北海道廳殖民課）より抜粋

（明治十九年北海道廳第二部殖民課　殖民地撰定　内田　瀞　・十河定北海道廳技師）

◎厚眞（アツマ）原野

地理

厚眞（アツマ）川ハ源ヲ亞平（アヒラ）川ノ水源ト向背セル「シアピラ」嶽山脉近傍ニ發シ西南ニ流レテ海ニ入ル其沿岸ハ全ク樽前山（タルマイ）ノ噴火灰ニシテ下流ハ勇拂（ユウフツ）、鵡川（ムカワ）ノ原野ト相接スルヲ以テ甚タ廣シ其川岸或ハ赤楊（ハンノキ）ヲ生スル濕地アリト雖モ其他ハ樹木ヲ生セス蘆草繁茂セルノミ而シテ其開墾ニ適スル部分ハ「ウクル」ト稱スル所ヨリ壹里許ノ上部ニ在リ「ウクル」ヨリ厚眞（アツマ）川ヲ下ル貳拾町許ニ

シテ支流「チケツペ」及「チケツペ」ノ支流「チカユプ」間ニ跨ル原野アリ地味肥沃ナラズ又「ウクル」ヨリ上流二里ニ於テ支流「ホロナイ」川アリ其沿岸稍廣シト雖モ土質噴火灰ニシテ農耕ニ佳ナラズ而シテ「ウクル」ヨリ下流ノ地ハ西ハ亞平ニ接シ東ハ鵡川ニ連ルノ地ハ濕地ニシテ且火山灰ナルカ故ニ目下不用ノ地ト謂フベシ後來排水法ニ由リテ此地ヲ改良スルノ時運ニ至ラハ或ハ牧場トナス┐ヲ得ン

面積

二百五拾萬坪　（八三〇町）

内　壹百萬坪　（三三〇町）　字ウクル平野樹林地

　壹百五拾萬坪　（五〇〇町）　字チカユプ平野樹林地

右ノ内壹百萬坪ノ平野樹林地ハ肥沃ニシテ耕地ニ適ス「チカユプ」林地壹百五拾萬坪ハ牧場適當ナルベシ

土性

「ウクル」地方ハ火山灰アルモ概シテ壹尺乃至貳尺許ノ新沖積層「チカユプ」地方ハ表層壤土三寸許ニシテ其下ハ火山灰トス

植物

「ウクル」地方ノ樹木ハ、楡、桑、桂、山胡桃ノ粗林ニシテ樹下壹丈三尺乃至四尺許ノ劉寄奴草其他雜草繁茂シ「チカユプ」原野ハ主トシテ蘆ヲ生シ間々赤楊ノ散在スルアリ「ホロナイ」川近傍ハ樹木斷續粗林ヲ成ス

運輸

他日「ウクル」ニ殖民シ其運搬交通ノ便ヲ開カントセハ路ヲ厚眞太或ハ美々ニ取ルヲ要ス其「ウクル」ヨリ厚眞太ニ至ル路線ハ大約四里許ニシテ概シテ平坦ナル處ヲ通過スルカ故に新道路ヲ作ル容易ナルベシ

「ウクル」ヨリ「チケツペ」ノ野ヲ横斷シ小山ノ脊ヲ踰越スル二里許ニシテ西南亞平太ヨリ「アピラ」川ノ上流六里許「チベシナイ」ト云フ所ニ出テ仝川ヲ渉リ再ヒ小山ノ脊ニ登リ「ウンマ」ヲ經テ美々ニ至ル其里程大約五里ナルヘシ若シ其道路ヲ開設スルトキハ東ニ延テ鵡川及沙流ノ上流ニ及シ以テ十勝ニ達スル中央ノ道路ニ連絡スルヲ得ヘシ即チ「ウクル」ヨリ鵡川ノ上流ニ至ル線路ハ「ウクル」小川ノ渓間ヲ泝リ其源ニ達シテ小山ヲ越ヘ似灣川ノ源ヲ下リ岸ニ沿フテ似灣太に達ス大約四里ニシ

テ似湾太ヨリ沙流ノ上流ニ至ル線路三アリ就中其直ニ接續シテ最モ便宜ナルハ似湾太ヨリ累標川水源ヲ越ヘ東シテ沙流川ノ支流尾札内ヘ下ル線路ヨリ尾札内ハ幌去ヨリ沙流川ノ上流二里許ニシテ幌去ハ沙瑠太ヨリ仝川ノ上流十六里許ノ處ニ在リ其似湾ヨリ累標ニ至ル貳里許累標ヨリ尾札内ニ至ル三里許ナリ其二ハ鵡川ノ上流似湾太ヨリ下流ノ間ニ在ル「タア」ヨリ沙流、平取ニ至ルモノニシテ土人ノ言ニ由レハ其線路ハ「タア」ヨリ次第登リナルヲ以テ通路至テ容易ク今已ニ馬行スルモノアリト其三ハ鵡川ノ下流「ユクヘツ」ヨリ沙瑠太ニ至ル線路ナリ其兩線路ハ大約二里半乃至三里程ナリ沙流ヨリ十勝ニ達スル線路ハ嘗テ札幌縣御用係田内捨六ノ探求セシ見込線路ニ依リ以テ建設セハ可ナヲンカ

土人

厚眞村舊土人ハ男女合セテ百十四人戸數二十七ニシテ厚眞川ノ上流「ツンニカ」中流「ウクル」「チケツペ」下流「ノヤシヤリ」等の近隣ニ斷續部落ヲ成ス又本村舊土人ハ性質順良ニシテ農耕に精勤シ糊口ニ窮スルコトナシト云フ

◎勇拂郡「シュプンコタン」原野　（明治二十六年北海道廳殖民地撰定　殖民部拓殖課　今村　技師）

本原野ハ厚眞村ヲ距ルコト里許全野ハ高丘平地ノ二種ヨリ成立ス高丘ハ𤌍らノ踈林ニシテ下層ハかや及はぎヲ生シ其成長共ニ極メテ不良ナリ平地ハ卑濕ニシテよし繁茂シ其根ハ下層ノ泥土ニ達シテ養分ヲ吸収スルモノ・如シ土性ハ火山灰厚ク表層二三寸ノ土壤アルノミ故ニ耕耘ニ適セス但濕地ニハよし繁茂スルモ一朝之ヲ排水スルトキハ却テ瘠土トナルノ恐アリ故ニ火山灰地ハ假令水田ニ適スルトモ惜ムラクハ用水ノ便ヲ得ス後來他ニ耕耘スルノ土地ナク幾多ノ勞費ヲ投シ土地ノ改良ヲ企圖スルノ秋ニ到ラサレハ蓋シ利用ノ途ナカルヘシ

◎勇拂郡「ノヤサロペッ」原野

本原野ハ厚眞川沿岸ノ地ト連續シ支流「ノヤサロペッ」及其支流「カルマイ」兩川之ヲ貫流ス其地積大凡四百五十餘万坪アリ此地火山灰ノ堆積二尺乃至三尺ニ達シ表層僅ニ二三寸ノ壤土アルノミニシテ耕耘ニ適セス唯「ノヤサロペッ」川及其支流「カルマイ」川ノ山間ヲ貫流スル處ハ溢水ノ時泥土岸塘ニ沈澱シ深キハ三尺ニ達ス然レトモ河畔ヨリ内部及下流ニ進ムニ從ヒ

堆積漸ク薄ク排水ノ後耕耘ニ適スル地積三四十万坪アリ而シテ下流ノ低地ハ今尚ホ氾濫ノ際泥土ヲ沈澱ス此ノ如キ地勢ナルヲ以テ表層薄キ處ハ之ヲ排水スルモ其利ナカルヘク山間ノ小地積ハ漸々改良ヲ加ヘ以テ利用スルヲ得策トス

◎勇拂郡「イルシュカペッ」原野

地理「イルシュカペッ」川口ヲ溯ル二里半ニ在ル山間ノ小原野ニシテ夫ノ樽前山破裂ノ際噴火シタル火山灰ノ爲メ不毛ニ歸シタル厚眞鵡川間ノ沿海ノ大原野ニ接續ス原野ノ大半ハ卑濕ニシテ瀦水常ニ停滯シ其上流ハ稍乾燥ナルモ融雪霪雨ノ時ニ方リテハ河水氾濫スト云フ蓋シ「イルシュカペッ」ノ上流ハ其流急ナルモ屈曲甚シク岸涯亦高カラスシテ河底ニ流木沉滯シ水ノ流下ヲ沮遏スルニ因ル本原野亦同ク火山灰ノ荒廢ヲ免レサルモ前述氾濫ノ爲に泥土ノ沈澱漸ク厚ク以テ今日ノ土地ヲ形成スルニ至レリ

土性土壤ハ通常河塵ト稱スル「イルシュカペッ」ノ沈澱物ニシテ其質多孔輕鬆且有機物ヲ混シ最モ肥沃ナリ其深七八寸乃至三尺上流地方ニ厚ク下流地方ニ至リテ薄シ是レ泥土沈澱ノ多少ニ因ル

植物稍乾燥セル處ニハやちだも、はんのきヲ混生スルモ其周僅ニ一尺五六寸ニ過キス下草ハよもぎ、はんごんさう等ニシテ其生育良好ナリ濕地ハ概子草原ニシテ僅ニ矮生ノよしヲ生ス

利水原野殆ント排水ヲ要セサル處ナシ上流地方ハ其設計容易ナルモ下流地方ニ至リテハ岸塘低キヲ以テ工事困難ナルヘシ然レトモ全地灌漑ノ利アルカ故ニ寧ロ水田ニ適スヘク農民ノ居宅ハ之ヲ山趾ニ建設スルヲ便トス本原野ヲ排水セント欲セハ先ツ「イルシュカペッ」川底ノ埋木ヲ除去シ併セテ河身ヲ改修セサルヘカラス但地層ノ薄キ處ハ却テ排水セサルヲ可トス

㈣　国有未開地貸下出願による厚真村入地開墾

明治二十代中頃から大正中頃までの間におもな部分の未開地が出願者に処分され夫々、開拓の鍬が入る端緒となった。明治五年九月、北海道に近代的土地所有権の設定を認める、『北海道土地売貸規則』と『地所規制』が制定され、一人当り十万坪以内、十年間除租、買受人が期限内開墾未達の時は土地没収と云うもので、多くの欠陥や批判が指摘

された。又、士族等屯田兵制による入植が一部あったが、道路交通や現地情報がなく一般募民の移住は僅少で後に、北海道庁開設と同時に事業化した『殖民地選定、殖民区画事業』の進展がその後の移民に効を奏するのである。

（北海道國有未開地処分法の変遷）

①、『北海道土地拂下規則』（閣令第一六号・明治十九年六月十九日制定・六月二十九日公布）…新設北海道廳、拓殖政策の重要な一環として、初代長官岩村通俊『自今以往ハ貧民ヲ植エズシテ富民ヲ植エン……』と述べたように、拓殖政策は北海道外からの資本導入を企図したもの…従来通り一〇万坪以内とする外、大地積拂下げの途も開いた。処分過程は貸下出願・貸下・成功検査・拂下の四段階、貸下期限十年以内、一律千坪一円代価拂下、除租二〇年間

②『北海道國有未開地処分法』（法律第二六号・明治三十年三月二十七日制定・三月三〇日公布）…従前規則で拂下一律千坪一円を、小資本移住者奨励のため開墾・牧場・植樹地は無償貸付、成功後無償付与す、一人当り開墾地一五〇万坪以内、牧場地二五〇万坪以内、植樹地二〇〇万坪以内、会社・組合は二倍

未開地貸下の出願には、起業方法、図面、原籍市町村又は区、戸長の証明する戸籍（写）を添え、郡役所を経て道庁に出願するものであった。起業方法には、建物地、道路、排水路、牧柵、家畜、開畑、小作等の年計画を記し、又樹木についても樹種別に目通周尺株数を付記するものであった。

払下地に対する特典としては、払下の翌年より十年間地租及び地方税を賦課せず、明治二十二年に至り二〇年間延長した。

ここ厚真村は、明治十九年の国有未開地払下による出願者が大半を占めるのであるが、当時は交通の便に恵まれず土地払下出願者は無に等しかった。厚真村史には初入地者青木与八が明治三年とあり厚真川河口である。ハマ（浜厚真）で渡船宿を営み、奥地に入地する先人に情報や便宜供与等の貢献をされたことが推察される。又、明治十四年厚真村トニカの開墾を出願した山本鉄太郎が、四年目の十七年に入植し振老（厚真中央地区）以北における最初の移住

者として、開墾と村の発展につくした。同十八年当時の行政区画は、厚真（浜厚真）、シュブン・トニカ・チケッペの四村で、本籍を有するものは三十戸（うち和人僅か三戸）、主として漁業、運搬等に従事していた（厚真村史三七ページ参照）。とあり日高・道東方面に通ずる沿海部に人の往来が盛んとなり、同十九年には北海道庁が札幌に設置され、勇払から苫小牧に移った勇払郡役所も同二十二年には室蘭郡役所に合併され、本村も管轄下の苫小牧外十六ケ村戸長役場に属する等、厚真村も開墾・開基を迎える胎動期にあった。

次に揚げる資料は、北海道立文書館所蔵の「土地貸付・売払台帳」を完結文書（目録一～六）により閲覧、順次抜粋したものであるが、道内郡役所・支庁から集管したのが明治二十六年以降とあって、本村にこれ以前に入地した出願者の台帳記録を収録することが出来なかった。

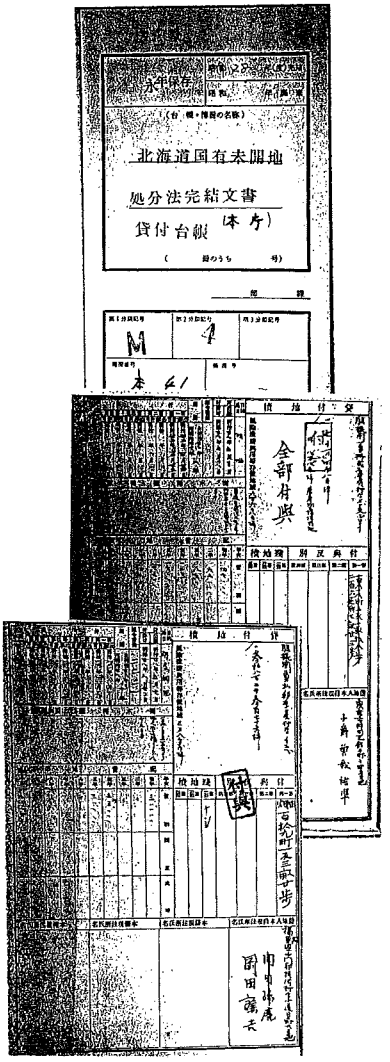

北海道国有未開地貸下・払下表（抜粋）…厚真村分

貸付所在地 郡区	貸付所在地 町村	貸付所在地 字	目的地目	面積 町反畝（坪ヲ換算）	出願・貸付指令 又ハ成功期間	年数	出願者 住所	出願者 氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	イルシカヘツ	牧場	五六・〇・〇	明治二三・一・一三（明二四～二七年）	十年	東京市芝区高輪南町	伯爵　吉井　幸蔵	
〃	〃	ウシシベツ	畑	六二五・八五	一二六・七・八（二八～三七）	十〃	〃神田区鈴木町	子爵　曽我　祐準	
〃	〃	メナ及ポロナイ	〃	五六八・二六	一二八・五・三（第三一八七号）	八〃	石川県江沼郡瀬越村	角谷　甚吉 〃　甚太郎	
〃	〃		牧場	三四三・三七	一二七・一〇・一（第二〇八一号）	十〃	福岡県山門郡柳河村	岡田　孤鹿 〃　謙吉	
〃	〃	ノヤスベ	田畑	一二七・四五	一二八・五・七（第二二二一号）	十〃	石川県河北郡医王山村二俣	亀井三四郎 外一名（実三九名）	
〃	〃	ハヒウ	畑	二〇六・三三	一二八・一〇・二（第三四三九号）	六〃	東京市神田区富松町	有田善兵衛	
〃	〃	ノヤスベ	田畑	三五五・八六	一二八・八・二二（第二二二一号）	十〃	札幌区南二条西三丁目	遠藤五一郎	
〃	〃	チケツペ	田	六二・五六	一二八・一二・四（二九～三八）	十〃	茨木県結城郡寄加美村	山中寅三郎 瀬平一郎・前野作平	（事業担当）青柳市三郎 樹―楢・赤楊 三、〇〇〇 小作一二
〃	〃	ウクル	畑	六二・八九	二九・三・二四（第八六六号）	九〃	札幌区南六条西五丁目	小野辰五郎	樹―（二～三尺）ヤチダモ一、〇〇〇
〃	〃	フレナイ	田	五九・五六	二七・九・二八（二八～三七）	十〃	白老郡社台村	相木　林蔵	樹―楢、ハン・イタヤ 牛・馬飼育
〃	〃	ニナルカ	牧場	五一六・〇五	三四・一・一八（三五～三九）	五〃	札幌郡札幌村新川添 勇拂郡鵡川村字イリシカリベツ	佐藤　鉄蔵 大江常三郎	樹―楢・柏 馬
〃	〃	シフン	〃	二八二・六八	三四・一一・二八（第二九八号）	五〃	札幌郡札幌村新川添 勇拂郡鵡川村字イリシカリベツ	角谷　甚吉 〃　甚太郎	（明三六・一二・三）―二九一町五一返還 樹―赤楊・楢・柏・馬
〃	〃	浜	〃	四六五・〇六	三四・五・六（三五～四二）	七〃	小樽区色内町	土居　勝郎 外一名	外一名（安平村）大谷　鉄蔵 樹―楢・桂・楓・楡外　馬
〃	〃	カルマイ	牧場 畑	一六一四・六二	三四・七・一一（第二七一一号）	十〃	樺戸郡浦臼村		明三七・八・二七―二五町二返還（東京市港区）若林唯造残地譲渡
〃	〃	ホロナイ	牧場	三三二・八三	三四・九・三〇（第三一八六号）	十〃	群馬県佐波郡玉村町	宮下善三郎	

貸付所在地			目的地目	面積	出願・貸付指令		出願者		摘要（起業等）
郡区	町村	字		町反畝歩 坪ヲ換算 町反畝	又ハ成功期間	年数	住所	氏名	
勇拂郡	厚真村	ホロナイ	牧場	三三二・六六 三一九・四一	明治三四・九・三〇日 （第二一八六号） 三四・九・三〇 （第二一八六号）	十年 〃十年	宮城県登米郡登米町 奈良県磯城郡桜井町	佐藤弥右衛門 滝口　帰一	明三七・八・一五返還 樹―楢・桂・楓・雌皮外　馬
〃	〃	〃	〃	一五一・四八	三四・九・三〇 （第二一八六号）	九〃	群馬県多野郡小野村	小林　伝平	明三七・八・一五返還
〃	〃	〃	〃	六六・六七	三四・一〇・四 （第三一四三号）	十〃	札幌区北三条西六丁目	石川　貞治	樹―楢、イタヤ・榒　馬
〃	〃	チケツペ（早来含ム）	〃	三一八・六八	三四・一〇・四 （第三一四三号）	十〃	東京市神田区駿河台袋町	小原　重雄	明四〇・二・四譲受人平田　東助 返還樹―榒・楢・イタヤ　畑・馬
〃	〃	ウシシベツ（〃）	〃	三一四・八五	三四・一〇・四 （第三一四三号）	十〃	〃　〃　駿河台東紅梅町	吉川　重吉	明四〇・一・二八返還 樹―ナシ　馬
〃	〃	〃（〃）	〃	三三〇・九六	三四・一〇・四 （第三一四三号）	五〃	兵庫県神戸市下山手通七丁目	武井　守正	樹―楢・柏・タモ　馬
〃	〃	〃	〃	三三三・〇〇	三四・一〇・五 （第三一五五号）	十〃	長崎県南松浦郡福江村	宮崎　栄治	後譲受人（福岡）宇野　哲夫
〃	〃	〃	〃	三三三・一〇	三四・一〇・五 （第三一五五号）	十〃	東京市京橋区南新堀一丁目	説田　彦助	〃　〃（〃）宇野　哲夫
〃	〃	〃（〃）	〃	三三三・一六	三四・一〇・五 （第三一五五号）	十〃	東京市京橋区南新堀一丁目	説田　証吉	樹―楢・柏・タモ（馬飼育）
〃	〃	カルマイ	畑	一二三・三三	三四・一〇・九 （第三一八二号）	十〃	高知県香美郡大楠植村	楠目　玄 外二名	（外二名）高田一二・上田　保 樹―楢・雌皮・楡外　小作一八
〃	〃	〃	〃	一〇〇・〇〇	〃	十〃	〃　安藝郡土居村	五藤　種穂	樹―雌皮・白楊・楡・桂外 小作一八
〃	〃	〃	牧場	九四・七三	三四・一〇・九 （第三一八三号）	十〃	佐賀県杵島郡住吉村	中尾　龍一	樹―楢・楡・桂・栓外（馬〃）
〃	〃	〃	〃	二一〇・九九	〃	十〃	〃　〃　〃	富田　ケイ	相続人　〃　富田　琢造　（馬〃）
〃	〃	〃	〃	三二九・五三	〃	十〃	〃　〃　〃	佐々木貞綱	〃　〃　（馬〃）
〃	〃	ニタッポロ	〃	三三〇・〇〇	三四・一〇・九 （第三四七六号）	十〃	札幌区南二条東四丁目	野田　雄二 外一名	樹―榒・楢・雌皮外（馬〃） 後譲受人（ハビウ）富田金五郎

貸付所在地 郡区	貸付所在地 町村	貸付所在地 字	目的地目	面積 町反畝（坪ヲ換算）	出願・貸付指令又ハ成功期間	年数	出願者 住所	出願者 氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	ニタッポロ	牧場	町 反 畝 二一九・〇〇	明治三四・一〇・二四 （第三四七六号）	十年	夕張郡由仁村	小林長三郎	樹―樺・楢・雁皮外（馬飼育）
〃	〃	〃	〃	三一七・〇〇	〃	十〃	夕張郡由仁村	古川　浩平	樹木伐採代　弁償（明四二・一二取消）
〃	〃	〃	〃	三三一・四〇	〃	十〃	東京市下谷区池ノ端仲之町	守田治兵衛外三名	樹―〃（馬〃） 相続人―古川陽平（明四二・一二取消）
〃	浜厚真	浜厚真	〃	二三〇・五五	三四・一〇・七 （第三六四五号）	四〃	新潟県刈羽郡荒浜村	牧口　照吉	樹―楢・柏・桂・栓（馬〃） 後譲受人（東京）守田重次郎外二
〃	〃	ニタッポロ	〃	一〇〇・〇〇	三四・一一・一六 （第三七五六号）	七〃	有珠郡伊達村 （当時由仁村寄留）	清野庄三郎	明三六・九・三〇返還 樹―楢・柏・赤楊（馬〃）
〃	〃	〃	〃	三三一・九三	〃	十〃	（〃　〃）	泉　麟太郎	樹―タモ（馬〃） 後譲受人―泉　麟太郎
〃	〃	シブン	〃	三三二・九〇	三四・一二・二三 （第四二五七号）	十〃	滋賀県犬上郡松原村 （〃　日高国門別）	前川　外吉 外一名	樹―楢・柏・イタヤ（馬〃）
〃	〃	ニナルカ	〃	八四九・三八	三四・一・一八 （第一七六号）	五〃	白老郡社台村	相木　林蔵	樹―ハン・イタヤ・楢（牛・馬〃）
〃	〃	浜	〃	四六五・〇六	三四・五・六 （第一五六〇号）	十〃	小樽区色内町	角谷　甚吉 〃　甚太郎	樹―赤楊・楢・柏（馬〃） 明三六―三九一町返還
〃	〃	ノヤスベフト	〃	六二一・六六	三四・一・一九 （第一一二号）	三〃	勇拂郡厚真村 字ノヤスベフト	桑井　儀平	樹―楢・タモ・ハン（馬〃）
〃	〃	トアズマ	畑	一〇・〇八	三四・一・一九 （第一二四号）	六〃	富山県上新川郡太田村 （当時生志別）	坂井　周作	樹―ハン・楢
〃	〃	ノヤスベ太	〃	一〇・五〇	三四・四・六 （第九七五号）	六〃	勇払郡厚真村字ノヤスベ太	島田　寅蔵	明四二・九・一三地目変更（田） 樹―楢・タモ
〃	〃	〃	〃	一二・九〇	三四・四・六 （第九七七号）	七〃	岩手県九ノ戸郡夏井村 （当時―厚真村字ノヤスベ太）	下道　末吉	樹―楢 相続人―下道伊之助
〃	〃	チケッペ	〃	七・九〇	三四・一二・二〇 （第二二一九号）	六〃	札幌区北八条西一丁目	坂谷新之松	明四二・九・一三地目変更（田）
〃	シブン	シブン	牧場	一九一・五〇	三五・三・一七 （第一〇九一号）	十〃	勇拂郡厚真村	青木　與八	樹―楢（馬飼育）
〃	〃	ポロナイ及ハビウ	〃	三三二・八三	三五・六・二四 （第二〇三四号）	十〃	胆振牧畜合資会社	代表社員小川溥外一名	樹―楢・桂・赤楡・赤楊（馬〃） 樹木伐採代弁償取消

貸付所在地 郡区	町村	字	目的地目	面積 坪ヲ換算町反畝	出願・貸付指令 又ハ成功期間	年数	出願者 住所	氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	ノヤスベブト	田	町 反 畝 一三・八五	明治三五年四月一日 （第一三一五号）	五年	勇拂郡厚真村字モムタープ	吉川力次郎	樹ー楢
〃	〃	〃	〃	三五・六・一八	三五・六・一八 （第九四三号）	六〃	〃〃字下振内	岡田　喜八	代理　厚真村字振老　北村冨士太郎
〃	〃	〃	〃	七・六六		〃	〃字ヲイカルマイ	得地彦右衛門	樹ー楢　後・譲受人（下振内）大浦林次郎
〃	〃	〃	〃	三五・四・一 八・六六	三五・四・一 （第一三一六号）	五〃	夕張郡由仁村（当時・厚真村字モセムタープ）	宮崎　仁八	代理　厚真村字古老志子別　岡田馬太郎 後譲受人（下振内）中野　仁太
〃	野安部太	〃	〃	八・五〇	三五・六・一八 （第九四二号）	六〃	勇拂郡厚真村字振老	保市三右衛門	樹ー楢（馬飼育）
〃	ウシシベツ	〃	牧場	三六・四・一七 二七六・六六	三六・四・一七 （第一六七五号）	十〃	東京市麹町区三年町	公爵　島津　忠済	（外四名）花巻三郎・脇田　為蔵・中田　寅吉・田中　嘉蔵（馬〃）
〃	ニタッポロ	〃	〃	三五・五・三〇 二一〇・四六	三六・五・三〇 （第二四四五号）	十〃	勇拂郡厚真村字ヲイカルマイ寄留 勇拂郡厚真村字ヲイカルマイ寄留	中村福太郎外四名 永谷　仙松	（外五名）影山　元吉・小坂　与助・成田　三之助・吉村清次郎・小路政一（馬〃） 樹ータモ・楢（馬〃）明四二・四・二四付与（牧）
〃	ノヤスベ太	〃	〃	三五・三・三一 三三・三三	三六・三・三一 （第一四五三号）	三〃	沙流郡波恵村	朝田喜左衛門	後譲受人（シブン）三宅　岩吉（馬〃）
〃	シブン	〃	〃	三五・四・一七 六一・二九	三六・四・一七 （第一八三九号）	三〃	勇拂郡厚真村字シブン	平野　菊蔵	樹ー楢・雁皮・桂外　伐採弁償　明四四・五取消伐採後（トニカ）吉村マサムトナク耕作
〃	トニカ	〃	〃	三五・六・一三 三三二・六六	三七・九・一三 （第三九三五号）	十〃	札幌郡北九条西二丁目	茨木民五郎	〃〃〃（トニカ）兼松　恒八〃
〃	〃	〃	〃	三七・一・一二 一五一・四八	三七・九・一三 （第三九三二号）	十〃	空知郡滝川村字江部乙	吉田　奥松	樹ー桂・楢・雁皮・イタヤ外馬飼育後譲受人（東京）若林　唯造　樹木伐採弁償
〃	ホロナイ	〃	〃	三七・一一・二八 二二五・一三	三七・一一・二八 （第四八三二号）	十〃	札幌区北五条西九丁目 （田中清輔方寄留）	五十嵐ミツ	樹ー楢・槲・イタヤ（馬〃）
〃	〃	〃	〃	三七・一二・二八 一〇〇・〇〇	三七・一二・二八 （第五三一九号）	十〃	夕張郡由仁村	石川　寛治	（馬〃）
〃	〃	〃	〃	四二・六・一三 一九三・三四	四二・六・一三 石川寛治と合筆	九〃	札幌区北一条西六丁目 勇拂郡厚真村字ウクル	石川　貞治 石川　寛治	樹ーイタヤ・アサダ（馬〃）
〃	入鹿別	〃	〃	三七・一・八 三一・四五	（第九二七号）	四〃	〃〃字入鹿別 沙流郡平賀村	田中　勝 互野　留作	代人（振老）樋口　英行（馬〃）
〃	〃	〃	〃	三七・四・一一 二一・四六	（第一六三号）	一〃	勇拂郡厚真村字入鹿別	大谷　円助	

貸付所在地 郡区	貸付所在地 町村	貸付所在地 字	目的地目	面積 坪ヲ換算 町反畝	出願・貸付指令 又ハ成功期間	出願・貸付指令 年数	出願者 住所	出願者 氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	入鹿別	牧場	町 反 畝 三一・六二	明治三七・四・三〇日 （第五九号） 三七・四・二二 （第二一三号）	六年	勇拂郡厚真村字入鹿別	植木　清吉	樹―イタヤ・アサダ（馬飼育）
〃	〃	〃	〃	二七・五八	三七・四・二二 （第二一三号）	一〃	〃　〃　〃	三上八十吉	
〃	〃	カルマイ	牧場 畑	三一・二〇 （四・二〇）	三七・六・四 （第四六五号）	八〃	樺戸郡浦臼村	土居　照恵	樹―雑木 親権者 土居　勝郎（区画地）（馬〃）
〃	〃	〃	〃	三二・三六 （四・二〇）	三七・六・四 （第四六六号）	八〃	〃	土居　幸	〃　〃（馬〃） （区画〃）
〃	〃	〃	畑	二七・七五	三七・六・四 （第四六七号）	八〃	土居　幌喜	〃　〃（区画〃）	
〃	〃	〃	牧場 畑	二六・八六 （三・六〇）	三七・六・四 （第四六八号）	八〃	〃	土居　洪郎	〃　〃（区画〃） （馬〃）
〃	〃	〃	〃 〃	一八・七九 （三・〇〇）	三七・六・四 （第四六九号）	八〃	〃	土居　千鶴	〃　〃（区画〃）
〃	〃	〃	牧場	一二・六六	三七・四・二七 （三八～大五）	十二〃	札幌区南七条西一丁目	永森　マス	土居　勝郎など土地譲受人
〃	〃	当麻内	〃	三二七・八九	三八・一・一六 （第一〇九号）	十〃	勇拂郡厚真村字ハビウ	亀井三四郎　外一七名	樹―楢・柏（馬〃）
〃	〃	カルマイ	〃	二四八・三三	三八・二・一〇 （第一四五号）	十〃	室蘭郡室蘭町札幌通 勇拂郡厚真村字知決辺	北川千代蔵 永谷　仙松	樹―楢・柏・タモ（馬〃）
〃	〃	ニナルカ	〃	八三・六一	三八・七・三 （第一九八六号）	八〃	岐阜県恵那郡長嶋町	可知仙三郎	樹―楢・柏・楡・楓（馬〃）
〃	〃	ハマ	〃	三三三・〇〇	三八・七・一五 （第二五九号）	十〃	札幌郡豊平村	佐藤　三太	樹―柏（馬〃）
〃	〃	ニナルカ	〃	八一・一四	三八・七・二四 （第三四六号）	十〃	勇拂郡鵡川村字 ニタツナイ	植木　秀吉	樹―楢（馬―飼育）
〃	〃	フレナイ	畑	三三・六四	三八・二・一〇 （第一四五号）	九〃	函館区西川町 勇拂郡安平村字早来	笹谷才一郎 佐々木理助	樹―ナシ 明四五・七成功
〃	〃	〃	〃	三一・七〇	三八・二・一〇 （第一四六号）	九〃	函館区大字亀田村 勇拂郡厚真村字振老	雀谷作久馬 酒井　甚作	樹―ナシ 大正元・十二付与
〃	〃	〃	〃	二九・八九	三八・二・一〇 （第一一四七号）	九〃	上川郡当麻村 勇拂郡厚真村字振老	物井近之助 酒井　吉治	樹―ナシ 明四五・六付与

貸付所在地			目的地目	面積	出願・貸付指令		出願者		摘要（起業等）
郡区	町村	字		町反畝歩（坪ヲ換算町反畝歩）	又ハ成功期間	年数	住所	氏名	
勇拂郡	厚真村	入鹿別	牧場	一五・〇〇	明治三八年三月一八日	一年	沙流郡平賀村	互野　留作	樹―楠（馬飼育）
〃	〃	当麻内	〃	五六・三二	（第二八七号）三八・五・五（第六七〇号）	六〃	勇拂郡厚真村字入鹿別	田中　勝	代人里見　伍佐（馬〃）
〃	〃	ノヤスベ	〃	一五・一四	三八・五・一〇（第九七八号）	三〃	勇拂郡厚真村字野安部	今野　兵吉	樹―楢・桂・楓・桧（大正二・七付与）
〃	〃	入鹿別	〃	三九・八二	三八・五・一二（第七二一号）	三〃	〃　〃　字入鹿別	植木　清吉	樹―楢・ハン（馬〃）（明四四・一二付与）
〃	〃	シュブン	〃	二五・二二	三八・五・一二（第八四五号）	一〃	沙流郡平賀村	互野　寅松	（馬〃）（明四三・七付与）
〃	〃	ノヤスベ	〃	一一二・八二	三九・一・一〇（第四〇号）	十〃	勇拂郡厚真村字シブン	坂本初太郎	（馬〃）（明四三・二付与）
〃	〃	ホロナイ	牧場	二〇九・五七	三九・一一・二一（第五五八二号）	十〃	新潟県西蒲原郡川前村	更科亥門太	樹―楢・ハン
〃	〃	〃	畑	三二・三六	三九・一二・四（第四二三号）	八〃	〃　刈羽郡柏崎町（室蘭郡室蘭町寄留）	小作二三	小作二三
〃	〃	〃	〃	二七・八八	三九・一二・四（第四二四号）	一〃	空知郡栗沢村	中村　初太	樹―桂、楢（馬〃）（明四五・二付与）
〃	〃	シブン	牧場	一六・八九	三九・一二・二六（第一二九号）	一〃	勇拂郡厚真村字ノヤスベ	小向　兼吉	後譲受人（槻内）岩崎　春吉
〃	〃	〃	畑	二二・六二	三九・一二・二六（第三〇一号）	一〃	〃　〃　字周文	茶木　鉄次郎	樹―楢・柏（明四四・二付与）
〃	〃	ウシシベツ	畑	二一・九〇	三九・一二・二六（第八一八号）	六〃	〃　〃　字牛志別	崎野　長治　外三名	〃　〃（〃）〃　〃（明四三・一二付与）
〃	〃	トーマナイ	牧場	四七・一八	四〇・二・二二（第四四九号）		宮城県遠田郡篭山獄村（厚真村字トーマナイ寄留）	伯爵　正親町実正	樹―楢（馬〃）（明四三・二付与）
〃	〃	ホロナイ	〃	三二四・八五	四〇・四・一〇（第二一〇一号）	十〃	東京市麹町区富士見町（貴族院議員）	堀田　正養	樹―楢（馬〃）（明四三・二付与）
〃	〃	〃	〃	二二八・六八	四〇・五・一四（第三〇七〇号）	十〃	〃　浅草区寿町（〃）	相木国太郎	後・譲受人（東京）平山　成信
〃	〃	浜厚真	〃	二四三・八六	四〇・六・二八（第四二二四号）	九〃	茅部郡落部村		樹―楢・イタヤ・榊（馬〃）〃・〃（〃）武井　守正 樹―〃（馬〃）〃　〃（函館区）奥野　貞治（馬〃）大正六・七（牧）付与

貸付所在地				出願者		出願・貸付指令		
郡区	町村	字	目的地目	面積 坪ヲ換算 町反畝	又ハ成功期間	年数	住所	氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	当麻内	畑	町 反 畝 一二・二七	明治四〇年一月一七日 （第四五号） 四〇・二・二八 （第九二四号）	一年	勇拂郡厚真村字当麻内	田代兼太郎	明治四三・七（畑）付与
〃	〃	ノヤスベ太	〃	一八・九一		六〃	勇拂郡安平村 （当時厚真村字振老）	佐々木理助	樹一ハン・楢・ヤチタモ外 明四五・六付与
〃	〃	チケッペ	田	一七・二四	四〇・五・一八 （第四八七号）	八〃	札幌区南一条西八丁目	笠原　喜助	譲受人一飛谷長太郎 （字知決辺）大正三・八付与
〃	〃	東厚真	牧場	二四・八一	四〇・五・一八 （第四八七号）	三〃	勇拂郡厚真村字周文	谷地子久松	樹一楢・タモ・楸・譲受人（東厚真）山口庄蔵（馬〃）明四四・二（畑）付与
〃	〃		〃	三一・九・四一	三七・九・一三 （第三九三一号）	十〃	札幌区南三条西二丁目	吉田　留平	樹一柱・楢外・譲受人（江部乙）田中清之（馬〃）大九・一〇付与
〃	〃	ホロナイ	〃	五五三・五三	四〇・五・一四 （第二一〇一号）	十〃	東京市本郷区湯島三組町	小石川区小石川町 平山　成信	譲受人一（字振老）数井　亀吉 （馬飼育）大八・一二付与
〃	〃	入鹿別	畑	二〇・〇〇	四〇・二・二八 （第二三六号）	八〃	勇拂郡厚真村字入鹿別 石川県河北郡宇気村	水野　亀吉 木村　梅松	大三・八付与
〃	〃	浜厚真五五一	牧場	二三・三・四八	四一・一二・四 （第七三九〇号）	八〃	勇拂郡鵡川村（当時入鹿別） 〃	三上八十吉 佐藤辰之助	譲受人（札幌区）小谷義雄
〃	〃	チケッペ五六三	畑	二三・六二	四一・一二・三〇 （第八三二五号）	八〃	勇拂郡厚真村字チケッペ	永谷　仙松	譲受人（大阪市北区） 合名会社藤田組
〃	〃	トウマナイ五五四	〃	二五・九四	四一・八・一三 （第八三四二号）		富山県下新川郡若栗村 小樽区花園町	西田源右衛門 山田　甚吉	
〃	〃	ノヤスベ太五六六	牧場	五一・四七	四二・一・一九 （第三四五号）	三〃	勇拂郡厚真村 字ノヤスベ太	条井　儀平	
〃	〃	周文五五九	〃	二一・四七	四二・二・二四 （第一七四五号）	〃	〃　字周文	川戸己之吉	（馬〃）
〃	〃	浜厚真 六〇三・六〇四	〃	八一・八九	四二・三・一五 （第二四四〇号）		札幌区南二西一 勇拂郡鵡川村	石田　周作 松浦亀三郎外一名	（馬〃）
〃	〃	入鹿別五六二	畑	一二・四七	四二・三・二三 （第二八三八号）	三〃	勇拂郡鵡川村 字イルカベツ	大江常三郎	大三・一一・二五取消
〃	〃	周文六二八	牧場	二九・四三	四二・三・二七 （第三〇八九号）	五〃	勇拂郡厚真村振老	得地彦右衛門	明四三・一二・二八取消
〃	〃	ニナルカ六二二	〃	二二・二・五八	四二・三・二七 （第三一二七号）		白老郡社台村	相木　林蔵	譲受人（函館区）菅野　喜助 （馬〃）

貸付所在地 郡区	貸付所在地 町村	貸付所在地 字	目的地目	面積 坪ヲ換算 町反畝	出願・貸付指令 又ハ成功期間	出願・貸付指令 年数	出願者 住所	出願者 氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	ノヤスベ太	畑	町反畝 一二・三二	明治四一年一月三一日 （第三一八六号）		長野県下高井郡中野町 （当時・振老寄留）	池川　謙吉	譲受人（振老）石橋恭一外二名
〃	〃	ハヒウ	牧場	五五・七四	四二・三・三一 （第三一八四号）		勇拂郡厚真村字ハヒウ	亀井三四郎	（馬飼育）
〃	〃	ノヤスベ 六三八・六五四	畑	一八・四八	四二・三・三一 （第三三三四号）	八年	〃　〃　字当麻内	加藤　多市	
〃	〃	〃 六四五（三筆）	〃	一三・四二	〃	〃	〃　〃　字振老	北村富士太郎	
〃	〃	〃 六四一・六四二	〃	一五・一九	〃	五〃	〃　〃　字野安部	福原春右衛門	
〃	〃	〃	〃	一〇・一九	〃	〃	長野県下高井郡中野町 （当時振老寄留）	池川　謙吉	譲受人（小樽区稲穂町） 沢谷広太郎
〃	〃	ノヤスベ 六三九・六四〇	〃	一二・六七	〃	〃	〃　〃　（〃）	池川　真次郎	譲受人（〃　〃　〃）
〃	〃	〃 六四三（三筆）	〃	二七・二六	〃	〃	小樽区稲穂町	沢谷広太郎	
〃	〃	〃 六四七	〃	一〇・九三	〃	〃	福井県今立郡中河村	三田村治作	
〃	〃	〃 六五七	〃	一二・三八	〃	〃	勇拂郡厚真村字軽舞	片山　佐助	
〃	〃	〃 六五八	〃	一一・二二	〃	〃	勇拂郡鵡川村字ニタチナイ 小樽区稲穂町	松本竹次郎 沢谷広太郎	
〃	〃	ハビウ 六一〇・六一一	牧場	六一・八二	四二・三・三一 （第三三二八号）	〃	宮城県玉造郡温泉村 （当時・西老軽舞清水宅寄留）	鹿野亀太郎 堀　与市	
〃	〃	浜厚真七〇八	〃	三八・五一	四二・一二・二九 （第一〇七二六号）	〃	勇拂郡厚真村字振老	矢野藤三郎	
〃	〃	〃 六九五	〃	四二〇・八一	四三・一・二六 （第五一六号）	〃	福井県円生郡天津村	山本　清蔵	
〃	〃	ポロナイ 七五二（四〃）	〃	一五・九〇	四三・三・一八 （第三四号）	六〃	勇拂郡厚真村字ハビウ	土田　仁助　外一名	
〃	〃	ハマ	〃	三九・三一	三九・一二・二六 （第八二五号）	三〃	〃　標橋村（当時・ハマ） 茨城県東茨城郡吉田村（〃小牧）	蔦巻　竹松 川上力之介	
							〃　〃　〃（〃）	川上力之介	
							札幌区南三西七一五	助川貞二郎	
							札幌区北一西六一一	石川　貞治	
							勇拂郡鵡川村 字ニタツナイ	三上八十吉	（馬〃）明四五・三・二九付与

貸付所在地 郡区	貸付所在地 町村	貸付所在地 字	目的地目	面積 町反畝（坪ヲ換算）	出願・貸付指令 又ハ成功期間	出願・貸付指令 年数	出願者 住所	出願者 氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	シブン	牧場	二四・四九	明治三九・一一・二一日（第三二九号）・二六	二年	勇拂郡厚真村字シュブン	矢野　平蔵	（馬飼育）明四三・二・一付与
〃	〃	〃	〃	一四・一四	（第八七号）	一〃	〃　〃	山内由太郎	（馬〃）
〃	〃	カビウ七五八	〃	三三〇・五一	四三・三・二四（第二五四一号）	十〃	室蘭郡輪西村（幌内寄留） 勇拂郡厚真村字幌内外	伴　亀吉 宇高喜惣太外六名	（馬〃）
〃	〃	〃　七五九	〃	三三五・五二	〃	〃	勇拂郡苫小牧村 厚真村字ウクル	小保方卯吉 鬼頭重太郎外一名	
〃	〃	入鹿別七六六	〃	一三・一五	四三・四・一九（第三四九〇号）	二〃	〃　字入鹿別 鵡川村字イルシカベツ	滝　要蔵 大江　元児	（馬〃）
〃	〃	〃　七六九	〃	二八・一一	四三・五・一二（第四一五六号）	〃	〃　〃 〃　〃	平島忠兵衛	（馬〃）
〃	〃	〃　七六八	〃	二九・六六	四三・一〇・一四（第八〇四五号）	〃	〃　〃	野脇吉太郎	（馬〃）
〃	〃	周文八一五	〃	一一・九八	四三・一〇・二二（第八一七二号）	八〃	〃　厚真村字周文 〃　〃	山口　悦蔵 宮崎伊次郎	（馬〃）
〃	〃	〃　八一八	畑	二七・二六		〃	〃　〃　字生志別	宮本　政一	
〃	〃	〃　八一七	〃	一一・一九		十〃	〃　〃　〃	増子丑五郎 大門文次郎	
〃	〃	ニナルカ八一六	〃	二八・四六	四二・一〇・二六（第八三一四号）	〃	函館区青柳町	綿谷善左右門	
〃	〃	ニタッポロ八一一	牧場	四一七・七八	四三・一一・九（第八五九六号）	〃	勇拂郡厚真村字ニナルカ		
〃	〃	〃　八一三	〃	三三一・五〇	〃	〃	〃　安平村字早来 〃　厚真村字知決辺	岡　佐平 永谷　仙松外二	（馬〃）
〃	〃	〃　八一四	〃	三三三・七三	四三・一二・一（第九一一四号）	〃	〃　〃　字老軽舞	筒井　彦作 宮坂茂十郎外五	（馬〃）
〃	〃	ノヤスベ八二二	畑	一一・二三	四三・一二・二三（第九八八四〇号）	五〃	宮城県仙台市大町 札幌区北五西八	石川　政蔵 伊藤亀太郎外一	（馬〃）
〃	〃	老軽舞	牧場	二七九・三一		八〃	勇拂郡厚真村字老軽舞	岡田　守雄 外九名	

貸付所在地 郡区	町村	字	目的地目	面積 町反畝	坪ヲ換算 町反畝	出願・貸付指令又ハ成功期間	年数	出願者 住所	氏名	摘要（起業等）
〃	〃	ウシシベツ八四六	畑	一〇八・〇七		明治四三・一二・二四（第九八六八号）	十年	富山県射水郡小杉町	村　三六	小作一八戸開こん計画
〃	〃	ニタッポロ八四八	牧場	八九・八七		四三・一二・二八（第一〇〇五〇号）	七〃	勇拂郡厚真村字振老	中川　浅吉	（馬飼育）
〃	〃	〃八四七	〃	四一五・四三		〃	十〃	静内郡遠別村	荒木春太郎　外三	
〃	〃	周文八五四	〃	一二・六八		四四・三・三（第一六三三号）	三〃	勇拂郡厚真村字知決辺	永谷　仙松　外一	（馬〃）
〃	〃	〃八五六	畑	四二・一六		四四・三・一七（第二一二五号）	十〃	〃〃字周文	三宅　勘七　外二名	
〃	〃	〃八六〇	〃	四三・三七		〃	〃	茅部郡森村	奥原　貞治	
〃	〃	〃八五八	〃	四一・七〇		〃	〃	福島県耶麻郡磐梯村	東田　幸吉	小作九戸開こん計画
〃	〃	〃八五七	〃	五九・八〇		〃	〃	奈良県北葛城郡百済村	迎田　猶蔵	〃
〃	〃	入鹿別八六二	牧場	一七・〇八		四四・六・二一（第五四九四号）	〃	旭川区一条通	西　利吉	
〃	〃	野安部太八七〇	畑	一二・五〇		四四・六・三〇（第五七八〇号）	六〃	広島県双三郡板木村	坂田　堅助	
〃	〃	〃八六八	〃	一四・四三		〃	〃	茅部郡森村	奥原　貞治	（馬〃）
〃	〃	〃八六九	〃	一〇・五九		〃	三〃	勇拂郡厚真村字人鹿別	互野馬之助	
〃	〃	〃八六七	〃	一四・六五		〃	〃	札幌区南四西七	地崎宇三郎	
〃	〃	〃八六六	〃	一〇・一二		〃	五〃	勇拂郡厚真村字フレヲイ	井上　歌次	小作三戸移住開こん計画
〃	〃	カビウ九一四	牧場	一〇一・六四		四四・一一・二四（第九六三〇号）	〃	勇拂郡厚真村字カビウ	亀井三四郎　外一五名	譲受人（安平村）佐々木理助
〃	〃	〃八九九	〃	一〇四・七六		〃	〃	札幌区南六西六	阿部　キク	〃〃
										自作開こん
										譲受人（大正四）上野初太郎
										譲受人（広島県）黒田　四郎
										（馬〃）

貸付所在地 郡区	貸付所在地 町村	貸付所在地 字	目的地目	面積 町反畝（坪ヲ換算）	出願・貸付指令 又ハ成功期間	出願・貸付指令 年数	出願者 住所	出願者 氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	カビウ八九九	牧場	一、一三八、六七	明治四四年一月二四日（第九六三〇号）四五・二・六（第七六一号）		有珠郡伊達村 札幌郡琴似村	伊達　基田村　顕充外四名	譲受人（広島県）黒田四郎（馬飼育）
〃	〃	牛志別九二八	畑	一二・四一	四五・二・一五（第一〇八四号）	六年	勇拂郡厚真村	青木　與八	自作開墾
〃	〃	野安部太 九二七	〃	一一・七三	四五・二・二八（第一一五一〇号）	八〃	秋田県河辺郡新尾町（振老寄留）	大門　良知	譲受人（函館区松風町）奥原　貞治
〃	〃	シブン九四〇	牧場	二九・一六	四五・四・一〇（第三一六四号）	五〃	勇拂郡厚真村	蛯子　市松	〃 譲受人（札幌区北五西八）伊藤亀太郎
〃	〃	ハマ九七八	〃	六三・八九	四五・四・二六（第三八〇〇号）	〃	〃 鵡川村（入鹿別寄留）	大江常三郎	（馬〃）譲受人（札幌区南一西四）小谷　義雄
〃	〃	老軽舞八一九	〃	二七九・三一	四五・四・二六（第三八〇九号）	十〃	大阪市南区内安堂寺町 札幌郡広島村（老軽舞寄留）	榮　友太郎 筒井　善七	（馬〃）
〃	〃	ノヤスベ 一〇〇九	畑	一八・七四	四五・四・二六（第三八〇九号）	八〃	室蘭郡室蘭町 札幌区北五西八	遠山　倉七 伊藤亀太郎	自作開墾
〃	〃	ホロナイ 一〇四五	牧場	二三七・七四	大元・一〇・二一（第一六六九号）	九〃	福岡県槽屋郡勢門村	井上伊太郎	（馬〃）
〃	〃	トアツマ 一〇六一	畑	一六・二三	元・一一・一三（第二二三八号）	七〃	茨城県那珂郡木崎村（東厚真寄留）	箕川力之進	自作開墾
〃	〃	〃 一〇六二	〃	一八・四四	〃	八〃	空知郡岩見沢村	水崎八三郎	〃
〃	〃	入鹿別一〇七六	牧場	三八・〇三	元・二・二六（第一一九六号）	四〃	勇拂郡鵡川村	佐藤　秀成	（馬〃）
〃	〃	ニタッポロ 八四八	〃	八九・八七	元・四・八（第二七八九号）	八〃	〃 安平村早来	小林　倉吉	（馬〃）
〃	〃	ホロナイ 一〇七八	〃	三四三・二〇	元・四・二五（第三〇八六号）	十〃	石川県鹿島郡端村	森田　茂	（馬〃）
〃	〃	ノヤスベ六五八	畑	一一・二二	元・五・一（第三五〇〇号）	五〃	勇拂郡厚真村字カルマイ	窪田喜一郎	
〃	〃	周文一一〇〇	〃	四三・三七	元・一一・二〇（第八四二七号）	十〃	宮城県遠田郡沼部村 田尻町	佐々木雄吉 秋山　研究	自作開墾
〃	〃	〃 一一三一	〃	二七・二六	元・一・三〇（第五一九号）	八〃	秋田県雄勝郡須川村	澁谷　松蔵	〃

貸付所在地 郡区	町村	字	目的地目	面積 町反畝歩（坪ヲ換算）	出願・貸付指令 又ハ成功期間 年月日	年数	出願者 住所	氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	ウシシベツ一一三三	畑	一〇〇・六五	大正四・三・一（第一二七九号）	十年	岡山県御津郡伊嶋村	難波賢太郎	自作開墾 譲受人（千歳・恵庭）中村長四郎
〃	〃	〃一三三一	〃	二五・一四	〃	〃	千歳郡恵庭村	中村長四郎	〃
〃	〃	ホロナイ一一三五外八	〃	二四六・一八	四・八・一三（第五五五六号）	〃	埼玉県北足立郡鴻巣町 小樽市開運町	新井　泰　外 北海道薪炭（株）	外（安平村早来）坂本與三松 板垣　全宏
〃	〃	チルコ二六八	〃	一六・〇五	四・八・二七（第五八二四号）	五〃	瀬棚郡利別村 勇拂郡厚真村字知決辺	加藤　勘助 永谷　仙松	小作開墾三戸計画
〃	〃	〃一六一外七	〃	一五・九一	〃	〃	勇拂郡厚真村	厚真村	〃
〃	〃	上ホロナイ一一八〇	〃	一〇・四五	四・九・一八（第六三三一号）	四〃	福島県田村郡高瀬村（槻内鬼岸辺大原方寄留）	笹川　留吉	
〃	〃	〃一一七二	〃	二八・七〇	四・九・二九（第六五八六号）	七〃	勇拂郡厚真村	厚真村	
〃	〃	カビウ七五八一一	牧場	三三〇・五一	明四三・三・二四（第二五四一号）	四〃	厚真村	笹川　留吉	
〃	〃	〃七五九	〃	三三五・五二	〃	一〃	〃　字ウクル	鬼頭重太郎	
〃	〃	入鹿別七六八	〃	五七・七九	四三・五・一二（第四一五六号）	〃	〃	〃	
〃	〃	ニタッポロ八一三	〃	三三一・五〇	四三・一一・九（第八五九六号）	〃	鵡川村	〃	
〃	〃	周文八五七	〃	五九・八〇	四四・三・一七（第二一二五号）	〃	〃　厚真村字老軽舞 〃　厚真村字振老	〃	
〃	〃	〃八五六	〃	四二・一六	〃	〃	函館区松風町	奥原　貞治	
〃	〃	シブン九四〇	〃	二九・一六	四五・二・二八（第一五一〇号）	〃	〃	〃	
〃	〃	ハマ九七八	〃	六三・八九	四五・四・一〇（第三一六四号）	〃	勇拂郡厚真村	蛯子　市松	
〃	〃	ホロナイ一一五三外五	牧場畑	二四六・一八	大四・八・一三（第五五五六号）	〃	札幌区南一西四	小谷　義雄	
							埼玉県北足立郡鴻巣村	新井　泰	

貸付所在地 郡区	町村	字	目的地目	面積 坪ヲ換算（町反畝）	出願・貸付指令 又ハ成功期間	年数	出願者 住所	氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	上ホロナイ一七六外三	原野	一町一反一一畝一〇九	大正四・八・一三日（第五五五六号）	一年	勇拂郡厚真村	厚真村	（地代）五五五・四七
〃	〃	ホロナイ一二五八外八	畑	四二・三〇	六・一二・二八（第九六八二号）	〃	埼玉県北企郡中山村	澁谷　儀七　外一	（木代）五一・〇八
〃	〃	浜厚真一二五四	植樹	二〇〇・二三	六・九・七（第六六六七八号）	〃	室蘭郡輪西村	今井良三郎	（〃）一〇九・三六
〃	〃	浜厚真一二五四―二	植樹牧場	二〇〇・二三	〃	〃	夕張郡由仁村	植田藤治郎	（〃）二五九・二〇
〃	〃	ニタッポロ一二五五	放牧地	一三四・六〇	六・一一・二八（第三七三〇号）	〃	函館区松風町	奥原　貞治	
〃	〃	周文八一七外一	〃	一一・一八	明四三・一〇・二一（第八一七二号）	〃	旭川市八条通十丁目	丸拓合資会社	
〃	〃	ノヤスベ六五八	〃	一一・二二	大二・五・一（第三五六〇号）	十〃	札幌区南七西七	中島憲次郎　外三名	
〃	〃	浜厚真一二五三	〃	二〇一・七四	六・九・七（第六六七八号）	〃	札幌郡江別町	白崎彦太郎	
〃	〃	ニタッポロ一二五六	〃	一六一・七一	六・一一・二八（第六七三〇号）	〃	函館区青柳町	大門文次郎	
〃	〃	ホロナイ一二六八外三	〃	二三四・七八	六・一二・二八（第九六八二号）	〃	勇拂郡厚真村字軽舞	窪田外次郎	
〃	〃	ニタッポロ八一三	〃	三三一・五〇	明四三・一一・九（第八五九六号）	〃	函館区松風町	白崎彦太郎	
〃	〃	〃八四七―二	〃	一一七・五四	四三・一二・二八（第一〇〇五〇号）	〃	京都市下京区中珠数屋町	若山長兵衛	
〃	〃	周文一一三―二	〃	二二・〇四	大四・一・三〇（第五一九号）	〃	札幌北五東二	加藤　岩吉	
〃	〃	ウクル一二七五	（勇拂郡厚真村字ウクル）	一五・九〇 二六歩	四・一一・一 出願（売払指令）七・五・一七（第四一三三号）	〃	埼玉県北企郡中山村	澁谷　儀七	
〃	〃	一二七六	〃	〃	〃	〃	勇拂郡苫小牧町	歙山八十八	
〃	〃	一二七七	〃	〃	〃	〃	〃 厚真村字西老軽舞	辻　由太郎	
〃	〃	一二七八	〃	〃	〃	〃	〃 〃 字知決辺	永谷　仙松	
〃	〃	一二七九	〃	〃	〃	〃	秋田県雄勝郡須川村	澁谷　松蔵	
							（周文寄留）		
							（勇拂郡厚真村字ウクル）	中田　與作外五三（名）	

加賀谷助太郎・森田定吉・森田長太郎・樺島猪之吉・鬼頭重太郎・加賀谷清太郎・山口忠助・永谷新次郎・栗山与蔵・吉田久衛門・森田政次郎・池川謙吉・加賀谷竹次郎・森田力造・宮崎伊三郎・伊藤清八・中田三之助・古橋造・前田九郎・代官五郎・沼田豊次郎・小笠原吉三松・窪田彦三・沼田栄次郎・沼田豊太郎・中田藤太郎・山口伊三郎・松原次郎・古橋刃太郎・牧野忠作・段坂吉太郎・宇津木庇蔵・長谷川辰五郎・石橋啓次郎・沢田外次郎・山下吉次郎・上谷幸松・小納谷幸次郎・小野作太郎・当田清吉・岩渕斉・中川慶太郎・浅野済・遠藤親右衛門・大道仁三郎・松本太郎・野藤吉・大滝忠知治・大石弁市・沼田清吉・須田周吉・小松多三郎（五四名）

（計）一一七円四銭）―

（地代）二二・〇四
（木代）三・〇一
（地代）七九円五二（木代）三七円五二

（〃）八〇六・二八
（〃）八五四・五五
（〃）一一・五一
（〃）一・一五
（〃）一四・〇一
（〃）一・二二

（地代）一七一五円

（地代）八〇八・五六
（木代）一、三二九・一五

（〃）一、一七三・五九
（〃）四、一四〇・九一

（〃）七四五・八九
（〃）二五九・三九

（地代）三〇五・七一

貸付所在地 郡区	町村	字	目的地目	面積 町反畝歩（坪ヲ換算町反畝歩）	出願・貸付指令 又ハ成功期間	年数	出願者 住所	氏名	摘要（起業等）
勇拂郡	厚真村	入鹿別一五六五	放牧地	町一九・五一	昭一〇・一〇・二五日（第四六三〇号）	五年	勇拂郡厚真村字入鹿別	保田喜一郎	地代二一〇円三五（成功証明下付）
〃	〃	〃一五六五	〃	一八・四五	〃	〃	〃鵡川村	村山　惣吉	〃二二五・五八（〃）
〃	〃	〃一五六七	〃	一九・七八	〃	〃	浜入鹿別農事実行組合	〃	〃
〃	〃	トアツマ一〇六一（二筆）	畑	一六・二三	大元・一一・一三（第二二三八号）	一〇	〃厚真村字東厚真	箕川力之助	〃二六・七二
〃	〃	カビウ八九三（一三）	〃	二三六一・八〇	三・一〇・六（第六六九三号）	〃	小樽区稲穂町	黒田　四郎	木代一、九六〇・三四
〃	〃	入鹿別一二二〇	放牧地	一二・四七	五・八・一七（第六〇二二号）	〃	勇拂郡厚真村字入鹿別	山崎仙之助	木代一、〇二三・九四
〃	カルマイ	〃	牧場	九四・七三	明三四・一〇・九（第三二八三号）	〃	佐賀県杵島郡住吉町	中尾　竜一	地代六二・三九
〃	〃	〃	〃	二一・〇〇	〃	〃	〃	富田　ケイ	木代・九二
〃	〃	〃	〃	三二九・五五	〃	〃	〃	佐々木貞綱	樹ー楢・柏・桂（馬飼育）
〃	ニタッポロ	〃	〃	三三〇・〇〇	三四・一〇・二四（第三四七六号）	〃	松前郡吉岡村	野田　雄三	〃
〃	〃	〃	〃	二九・〇〇	〃	〃	夕張郡由仁村	小林　長	〃
〃	ノヤスベ九二七	〃	放牧地	一一・七三	四五・二・一五（第一〇八四号）	〃	札幌区北五西八	伊藤亀太郎	〃
〃	〃	〃一〇〇九	〃	一八・七四	四五・四・二六（第八〇九号）	〃	〃	〃	〃
〃	ホロナイ一二五七（二筆）		〃	二二一・五八	大八・三・三一（第二八八八号）	〃	勇拂郡厚真村	厚真村	〃
〃	入鹿別一二九四〜五		〃	一七・一九	八・九・二二（第七九四九号）	一〃	〃〃字入鹿別	大西茂治郎	〃
〃	野安部太一二九七〜三〇〇		〃	二一・六四	八・九・二二（第七九四九号）	一〃	兵庫県津名郡州本町（周文寄留）	曽根　弥蔵　外三名	〃

貸付所在地 郡区	町村	字	目的地目	面積 町反畝	坪ヲ換算 町反畝	出願・貸付指令 又ハ成功期間	年数	出願者 住所	氏名	摘要（起業等）
〃	〃	野安部太 一三〇一～二	放牧地	一八・六〇	三六八・五八	大八・九・二一（第七九四九号）	一年	勇拂郡厚真村字振老	八島　利吉	（地代）一〇二・三六
〃	〃	ニタッポロ 一二八三（一九）	〃	九・二・九	九・二・二七	九・二・二七（第一四八七号）	〃	〃　安平村	安平村	（木代）三六・二四
〃	〃	カルマイ 一三〇四～六	〃	九・二・二七	九・二・二七	九・二・二七（第一四八七号）	〃	〃　厚真村字知決辺	酒田ミン　外三名	（〃）一、八四二・九二
〃	〃	ウシシベツ 一一三三	放牧地畑	四・三・二	一〇〇・六五	四・三・二（第一、二七九号）	一〃	千歳郡恵庭村	中村長四郎	（〃）二、四二一・六二
〃	〃	入鹿別 一五六八	放牧地	一〇・一〇・二五	一八・一五	一〇・一〇・二五（第四六三〇号）	五〃	勇拂郡厚真村字入鹿別	長門　吾一	（地代）一三四・三七
〃	〃	〃 一五六九	〃	〃	〃	〃	五〃	〃　安平村字遠浅	亀田末次郎	（〃）一一三・二七（〃）四七銭
〃	〃	〃 一五七〇	〃	〃	一九・一〇	〃	五〃	〃　厚真村字周文	上田　進　外	うち畑二五町一反四畝
〃	〃	〃 一五七一～二	〃	〃	一九・六六	〃	五〃	勇拂郡厚真村字入鹿別	山崎喜代治	（地代）二〇八・九一
〃	〃	〃 一五七三	〃	〃	一八・六二	〃	五〃	勇拂郡厚真村字入鹿別	山崎仙之丞	（成功証明下付）昭一〇・一・一七
〃	〃	〃 一五七四	〃	〃	一七・六四	〃	五〃	〃　字振老	岡部卯三郎	（〃）一九一・九九
〃	〃	〃 一五七五	〃	〃	一一・一五九	〃	五〃	〃　字入鹿別	山口　好蔵	森元次郎・久保金太郎・市川久四郎・
〃	〃	〃 一五七六	〃	〃	一四・二四	〃	五〃	〃　字入鹿別	藤弘　礎	西村勇之助・島田好太郎・大捕寅一
〃	〃	〃 一五八一～三	〃	〃	一六・九一	昭和一二・一・二九（第六三八八号）	一〃	〃　字野安部太	島田好太郎	（〃）二一三・五六
〃	〃	〃 一五八四～五	〃	〃	一九・四八	〃（第一五三号）	一〃	〃　字入鹿別	山崎仙之丞	〃
〃	〃	〃 一五八六～七	〃	〃	一七・九九	〃	一〃	〃　字野安部太	久保金太郎	（〃）二一六・二（木代）五一・二八
〃	〃	〃 一五八八～九	〃	〃	一九・三〇	〃	一〃	〃　字周文	〃	〃
										（〃）二〇四・九一
										〃
										（〃）一八七・〇四
										〃
										（〃）一三五・六六
										〃
										（〃）一七〇・九一
										〃
										（〃）一四八・八〇（〃）二七一・〇九
										譲受人（札幌藻岩）舟川　義一
										（〃）一二六・九一（〃）一三三・三七
										（成功証明下付）昭一一・三・一六
										（〃）一〇七・九九
										譲受人（入鹿別）山崎仙之丞
										（〃）一六九・八六
										譲受人（入鹿別）山崎仙之丞

貸付所在地			目的地目	面積	出願・貸付指令		出願者			摘要（起業等）
郡区	町村	字		坪ヲ換算（町反畝）	又ハ成功期間	年数	住所	氏名		
勇拂郡	厚真村	入鹿別一五九四	放牧地	町 反 畝 一一・五九	昭一二・三・二五（第五一〇三号） 一三・六・一三（第三一一六号）	一年	勇拂郡鵡川村	桑本啓太郎		（地代）一八・七（米代）五九・九〇 譲受人（入鹿別）山崎仙之丞
〃	〃	〃一六一〇～一二	牧場	一〇・〇二		五〃	〃　厚真村字入鹿別	山崎仙之丞		（地代）九五・一九
〃	〃	〃七六八～九	〃	五七・七八	明四三・五・一二（第四一一五六号）	十〃	〃　鵡川村	平島忠兵衛		（〃）一三七・三七 （馬飼育）
〃	〃	ニタッポロ	〃	四一七・七八	四三・一一・九（第八五九六号）	十〃	広島県比婆郡山内北村（小樽区稲穂町寄留）	黒田　四郎		（〃　〃）
〃	〃	カビウ（三筆）	〃	一、五三五・〇七	大三・一〇・六（第六六九三号）	十〃	〃	〃		（〃　〃）
〃	〃	〃（八筆）	畑	二三・二七	明四四・一一・二四（第九六三〇号）	八〃	〃	〃		自小作開墾
〃	〃	シブン一三六三～四	鉄道敷地	・四四	大一一・一二・二二（第四九八四号）	—	東京市麹町区有楽町	北海道鉱業鉄道株式会社		（法第四条付与） 金山線鉄道線路敷地
〃	〃	入鹿別一三六五	〃	・二七	〃	—	〃	〃		〃
〃	〃	〃 —	〃	一四・五三	昭一三・七・二二（第四、一一三号）	十〃	札幌郡白石村	北海道鉄道株式会社		鉄道線路敷地

(五)　厚真村開拓時の農場主

本村の開拓には、明治維新後の国情と「北海道移住策」の中で、未開の新天地である北海道での起業、勧農に呼応した、農場主や渡道した小作人が礎となったのである。

北海道農場調査（大正元年末現在…北海道内務部）

ア　厚真水田株式会社創立事務所　（後に「藤山農場」となる）

一、農　場　名　厚眞水田株式會社創立事務所

二、位　　置　厚眞村字牛志別ニアリテ厚眞川ノ下流ニ沿ヒ西方ハ安平村ニ境シ其地勢ハ東西ニ短クシテ南北ニ延フコト四千間餘に達ス

三、所有者及管理人

所有者　岡部福太郎（外數名）

管理人　同　　人

四、沿革ノ概要

伯爵吉井幸藏明治二十七年ノ秋頃道廳ヨリ貸付ヲ受ケタルモノニシテ中途ニテ公爵島津忠濟ノ經營スル處トナリ明治四十年九月頃岡部福太郎外數名共同購入ニ係ルモノニシテ目下水田ニ開拓經營中ナリ

五、土地面積

附與地　二百八十町三反歩

貸付地　二百六十八町七反五畝二十二歩

右ノ内既成

水田　百三十五町歩

畑　三十町歩

六、經營方法

小作人規程ニ依リ管理者ヲ置キ小作人ヲシテ耕作セシム放資額六万圓ナリ

七、小作戸數及小作契約ノ概要

小作戸數　三十九戸

尚此外他部落ヨリ通ヒテ耕作ニ從事スルモノ廿戸アリ小作人配當地ハ一戸三町歩ヲ限度トス特別事情ニヨリ二戸分以上ヲ小作セシムルコトヲ得畑變更ノ水田地ニ入場セントスル小作人ハ一反歩ニ付四斗ノ割合ヲ以テ初年ハ半額徴收スルモノトス再墾地ハ其初年無年貢トシ次年限リ四斗ヲ徴收ス契約期間ヲ十ケ年以内トス小作料は總テ土地ノ善惡ニヨリ等級ヲ附シ之レヲ定ム其額畑一反歩五十錢以上三圓以下トシ水田ハ當分隣地並ニ依リ徴收鍬下年限ヲ三ケ年以内トス小作人ハ夫役ノ義務ヲ有ス

八、主要農產物ノ種類及最近一ケ年ノ各生產額

米及大豆ヲ主トス最近二三年凶作水害ノタメ生產額不明ナリ

九、農場在住者ノ鄉里別及宗教別戸數

香川縣　三戸　福井縣　二戸　新潟縣　三戸　富山縣　十六戸
青森縣　二戸　石川縣　四戸　宮城縣　三戸　岩手縣　五　戸
德島縣　一戸

全部眞宗ナリ

十、農場附近交通ノ狀況

當農場ハ振老市街ヲ距ルコト一里半ニシテ安平村遠淺驛へ二里ニシテ濱厚眞へ二里馬橇ヲ通シ交通便ナリ

イ　岡田農場

一、農場名　岡田農場

二、位置　厚眞村字ノヤスベニ在リ地勢東西ニ長クシテ南北ニ狹ク南東北ノ三方ハ大谷、村上、永谷ノ三牧場ニ接シ西方ハ淺野外二名ノ耕地ニ接ス野安部川ハ農場の北部ヲ貫流シカルマイ川當麻内川ト合シテ厚眞川に注ク

三、所有者及管理人

所有者　岡田　謙吉

管理人　樺島　宗二

四、沿革ノ概要

明治二十八年七月故岡田孤鹿ノ貸下地ナリシカ今ハ其ノ子息謙吉ノ所有ニ歸セリ孤鹿ノ始メテ同場ノ開墾ニ着手セラレシハ明治二十九年ノ春ニシテ爾來殆ント十ケ年間氏自ラ之レカ經營ニ盡力シ卅八年八月成功檢査願書ヲ提出シ漸ク明治四十四年十二月附ヲ以テ無償附與ノ指令ニ接セリ孤鹿願書提出ノ翌年病没シ息守雄之ヲ管理セシカ四十二年ヨリ樺島宗二代リテ之ヲ管理シ以テ現今ニ至レリ

五、土地面積

總面積　百十九町一反三畝二十歩

内　田　二十七町二反八畝六歩

畑　三十町八反二畝二十一歩

此ノ外ハ皆起伏セル火山灰ニシテ農耕地ニ適セス

六、經營方法

當農場ハ小作經營ニシテ適宜ノ小作人ヲ入レ小作者ノ内ニ二名ノ組長ヲ指定シ農場一般ノ取締ヲナサシム又別ニ管理者一名ヲ置キ農場ニ對スル總テノ事ヲ處理セシム放資額約二千四百圓ナリ

七、小作戸數及小作契約ノ概要

小作戸數　二十一戸

小作料

一等田　一反歩ニ付玄米　六斗
二等田　同　五斗五升
三等田　同　四斗五升

一等畑　一反歩ニ付　金二圓五十錢
二等畑　同　金二圓
三等畑　同　金一圓五十錢

小作完納期ハ毎年十一月三十日迄

地租以下村費ニ至ルマテ土地ニ係ルモノハ總テ場主ノ負擔トス二名ノ組長ハ少クモ毎月一回農場内ノ諸狀況ヲ場主ノ代人ニ報告スルコト

八、主要農產物ノ種類及最近一ケ年ノ各生產額

主ナルハ米ニシテ大小豆之ニ次ク四十四年度ニ於ケル米產額三百九十四石九斗二升七合ナリ畑產額ハ兩三年不作續ノタメ不明ナリ

九、農場在住者ノ鄉里別及宗教別戸數

富山縣　十四戸　福井縣　三戸　福岡縣　二戸　香川縣　一戸
石川縣　一戸　佐賀縣　一戸　東京　一戸　岡山縣　一戸
新潟縣　一戸　德島縣　一戸
眞宗　二十四戸　曹洞宗　一戸　禪宗　一戸

十、學校社寺公會堂青年會產業組合其他公共的團体

本村第五小學校　一　寺院　一

十一、農場附近交通の狀況

本村字振老ヨリ鵜川ニ通ズル公道ノ中間ニ位スル處ニシテ鵜川マテ二里十三町余振老マテハ二里餘ニシテ住民ノ日用

器具其他ハ多ク振老ニテ需要ヲ充シ得又農場内ニ二三ノ雑貨店アリ地方ノ要求ニ應ズ

ウ　京佐賀合名会社　農場

一、農　場　名　京佐賀合名會社農場

二、位　　置　本村字ウクルノ一部ヨリ北方フルシュベツ東老輕舞等ニ連ナル一區劃ニシテ東南ハ數井、大谷ノ兩牧場高橋、井上ノ所有地ニ接シ西北ハウクル川厚眞村川ヲ隔テ、ウクル太振老西老輕舞ニ對ス而シテ振老市街ヨリ似灣ニ通スル道路ハ農場南方ノ一部ヲ横斷セリ

三、所有者及管理人

所有者　小樽區　京佐賀合名會社

管理人　　樺島　宗二

四、沿革ノ概要

本農場ハ元青柳市三郎外二名ノ共同地ナリシカ明治四十一年其全部ヲ譲受ケタルヲ始メトシ爾來四十四年ニ至ル四ケ年間ニ其接續地ヲ譲受ケ益々農場ノ區域ヲ廣メ專ラ水田開發ニ力ヲ致セリ

五、土地面積

田	六十八町八反五畝
畑	十八町歩
未墾地(不農耕地)	二十一町二反三畝十歩
計	百八町八畝十歩

六、經營方法

小作經營法ニシテ農場ニ必要ナル定員ヲ募集シ之ニ各自適當ノ田畑ヲ貸與ス農場主ハ一定ノ借地代ヲ小作人ヨリ徴收ス又別ニ農場内ニ代理人一名ヲ常置シ農場内全般ノ事務を處理セシム放資額ハ約三万八千五百圓ニシテ内金三万二千

圓ハ土地買入代金金六千五百圓ハ開墾及土木費ニ投シタリ

七、小作戸數及小作契約ノ概要

目下農場内ニ現住セル小作戸數ハ總計三十一戸ニシテ他ヨリ通ヒテ耕作スルモノ三人アリ

借地料一ケ年一反歩ニ付田ハ玄米五斗五升畑ハ金二圓五十錢ト定ム

八、主要農作物ノ種類及最近一ケ年ノ各生産額

主作物ハ米ニシテ畑作ハ成績不良ナリ其ノ生産高米ハ近年水害ノタメ不明ナレトモ明治四十二年ニハ水田三十七町四反二畝ヨリ約五百二十七石八斗ヲ得タリ

九、農場在住者ノ鄉里別及宗教別戸數

富山縣　二十二戸　德島縣　三戸　宮城縣　二戸　新潟縣　二戸　石川縣　一戸　福島縣　一戸

眞宗　二十八戸　眞言　三戸

十、農場附近交通ノ狀況

早來驛ヲ距ル二里餘振老市街地ヲ去ル約十六七町似灣道路ハ農場ノ一部ヲ通ズルヲ以テ交通便利ナリ

エ　高木農場

一、農場名　高木農場（舊稱酒井農場）

二、位置　勇拂郡厚眞村字振老及同村字ウクル太ノ二部落ニ亘リ東南ノ一部分振老市街地ニ接ス

三、所有者及管理人

所有者　札幌　高木長四郎

管理人　勇拂郡厚眞村字振老　山崎權次右衞門

四、沿革ノ概要

明治三十四年前所有者酒井甚作氏ヨリ讓リ受ケタル當時ハ既墾地僅ニ五分ノ一ナリシカ爾後小作者ヲ增シ着々開墾ニ

努メテ今日ニ至レリ

五、土地面積

原野	五反歩
畑	八町五反歩
田	五十八町二反五畝歩
宅地	五反歩
計	六十七町七反五畝歩

六、經營方法

全部小作經營ニシテ常住ノ管理人ヲ置キ管理セシメ所有者（農場主）時々視察監督ス放資額二万五千圓ナリ

七、小作戸數及小作契約ノ概要

小作人戸數　二十二戸

五ケ年ヲ一期トシ小作料ハ毎年收穫高ノ三分ノ一トシ平均一反歩ヨリ五斗五升ツヽヲ徴收セリ

八、主要農作物ノ種類及最近一ケ年ノ各生産額

米　七百二十石

九、農場在住者ノ鄉里別及宗教別戸數

富山縣	九戸	新潟縣	十戸
愛知縣	三戸		

眞宗	二十一戸	日蓮宗	一戸

十、特殊ノ施設及其規約ノ概要

水火災難等ノ節ハ各自ヨリ米五升及人夫若干ヲ出シテ居住宅及飯米等ノ共濟ヲ約シアリ

十一、農場附近交通ノ狀況

本村字振老ニアリテ南ハ振老市街地ニ接續シ北十町ニシテ村役場ニ至ル可ク馬車鐵道ハ一日數回振老市街地及知決辺

部落ヨリ安平村字早來間ヲ往復シ交通至便ナリ市街地ヨリ早來驛迄里程約二里

オ　越後屋農場

一、農場名　越後屋農場

二、位　置　厚眞村字振老同字近悦府ニアリテ地勢平坦近悦府川北ヨリ流下シ西及北丘阜ヲ負ヒ東南開ク

三、所有者及管理人

所有者　岡部福太郎

笠原　禎二

四、沿革ノ概要

明治卅六年笠原禎二視察ノ爲メニ來村シ次テ岡部來村當時ハ猶未開ノ原野ナリシカ三十二年ヨリ三十五年マテニ水田及畑目的ニテ付與ヲ受ケ漸次小作人ヲ入レ開墾ニ從事シ三十八年七月小野辰五郎ノ所有地ヲ買入三十一年十一月長谷川廣衛ヨリ四十二年六月ニハ成田三之助、脇田爲藏ヨリ四町三反餘ヲ買入レ水田ノ開發ニ努メテ今日ニ至レリ

五、土地面積

水田　六十町歩餘

畑　六町歩餘

原野　六町七反歩

計　七十二町七反歩

六、經營方法

小作經營ノ方法ニ依リ岡部福太郎自ラ之ヲ管理經營セリ放資額三万圓

七、小作戸數及小作契約ノ概要

小作戸數　三十四戸

小作者ハ皆開墾ノ當時ヨリ繼續小作セル者ノミナレハ別ニ小作契約等ヲ徵スルコトナク小作者ハ皆自己ノ土地ノ如ク同一地方ヨリ來住セルモノ多ケレハ他ニ移轉セントスル如キモノナク小作期限ノ契約等モ豫メ約束セルモノナク小作料ハ年々實地調査ノ上定ムルモ大抵一反歩四斗五升平均ナリ小作米納期ハ毎年十二月三十日迄トス

八、主要農作物ノ種類及最近一ケ年ノ各生產額

米　七百二十石

九、農場在住者ノ鄉里別及宗教別戶數

富山縣　十戶　愛媛縣　二戶　石川縣　五戶　福島縣　三戶

眞宗　三十四戶

十、農場附近交通ノ狀況

本村振老及近悅府二部落ニ跨リ居ル故ニ振老近悅府道路近悅府早來間道路農場内ヲ縱橫ニ貫通シ三井專用馬車鐵道ハ農場ノ西南部ヨリ東北ニ延長シテ幌内早來驛間ヲ往復シ日用品ハ振老市街地ニテ求ムルヲ得交通便利ニシテ馬車鐵道ニ依レハ早來驛迄一時間半ニテ達スルヲ得

カ　堀井農場

一、農場名　堀井農場

二、位置　勇拂郡厚眞村字野安部太

三、所有者及管理人

所有者　小樽區入船町四三　堀井音次郎

管理人　加藤忠兵衞

四、沿革ノ概要

本農場ハ元厚眞村字野安部太部落村民ノ貸下ケヲナシタル地ニシテ各戶ノ所有地ナリシカ明治二十九年堀井音次郎農

場成立ヲ思ヒ立テ村民ヲ招集シ相當代價ヲ以テ買集メ管理者加藤忠兵衞ヲシテ之ヲ整理開拓ヲナサシメ明治四十四年十月ヨリ大正二年ニ亘リ野安部太灌漑用水ヲ布設シ自ラ水利組合長トシテ加藤忠兵衞ヲ以テ代理人ト定メ諸般ヲ司ラシメ以テ地方ノ發展ヲ計レリ

五、土地面積

水田	十六町二反七畝十一歩	
畑地	十九町八反八畝二十歩	
牧場地	八十六町六反八畝九歩	
荒蕪地	四十七町五反一畝十五歩	
計	百七十町三反五畝二十五歩	

六、經營方法

凡テ小作經營方法ニシテ放資額金一万五千圓ナリ

七、小作戸數及小作契約ノ概要

小作戸數　十二戸

水田古地ハ小作料トシテ一反歩玄米三斗トシ畑地ハ一反歩金八十錢トス荒地開墾ハ一反歩金三圓五十錢ヲ與ヘ二ヶ年間無年貢トス

八、主要農作物ノ種類及最近一ヶ年ノ各生產額

米	百十二石	大小豆	九十石

九、農場在住者ノ鄉里別及宗教別戸數

香川縣	八戸	石川縣	一戸	廣島縣	二戸	北海道	一戸

眞宗　十二戸

十、農場附近交通ノ狀況

振老市街ヘ一里十八町安平村遠淺驛ヘ二里濱厚眞ヘ二里ニシテ日用品ハ振老市街ニテ辨シ村立第三小學校眞宗假說教所等附近ニアリテ交通ノ便アリ

(六)　蝗害（トノサマバッタ）異常発生

明治十三年八月十勝国河西、中川両郡を発生源とする、蝗害は日高國浦河郡以西、沙流郡、膽振国勇払郡以西の虻田郡、石狩国札幌郡以北厚田郡に飛蝗蔓延した（四国十七郡に及ぶ）

「北海道蝗害報告書（明治十五年一月・開拓使札幌勸業係）」によると、

「當時人民其何物タルヲ知ラス茫然手ヲ束子到處慘害ニ罹ル此凶報一タヒ本廳ニ達スルヤ忽チ雇外國教師及ヒ課員等ヲ派遣シ、先ツ日高國新冠郡牧馬場ヨリ驅除シ、漸次各地ニ及ホサントス然レトモ飛蝗ノ発生ハ建使以來未曾有ニシテ驅除方法完全セサル所アリ……土人古老ノ說ク所ニ據レハ十勝河上ノ曠原ニ毎年多少発生ス、且今ヲ距ル数十年前大ニ蔓延シ各所ノ曠原生草を見サルニ至ル當時土人等恐怖シ或ハ以テ神罰ト爲スト各地土人ノ口碑恰モ符節ヲ合スルガ如シ、是ニ由テ之ヲ觀レハ本道ノ蝗害ハ遠ク古昔ニ起ルニ以タリ、明治十三年其発生スルニ方リ舊土人ハ之ヲ「カタミ」ト唱ヘ、其名稱未タ詳カナラス今官之ヲ稱スル前ニハ「蟲螽」ノ字ヲ用ヒ、後ニ「蝗」ト改ム……

當時人民竊カニ以爲ラク嚴冬沍寒ニ際セハ蝗卵必ス凍死スヘシ或ハ気候ノ變化及他ノ障害ノ爲メニ其発生ヲ妨クヘシト同十四年二月ニ至リ誠ニ積雪ヲ排シ其卵塊ヲ撿スルニ更ニ凍死ノ状ナシ四月再ヒ之ヲ驗シ、其必ス孚化スルヲ豫知セリ是ニ於テカ人民を奬勵激誘シ大ニ驅除撲滅ノ方法を計畫ス

五月下旬ニ至リ果シテ續々蛹ヲ見ルニ至レリ、蛹初生ノ時ハ大サ蟻ノ如シ全身淡黒色其形状ハ成長セシモノニ類シテ羽翅ヲ有セス一週間日乃至一旬ノ間ハ発生ノ地ニ徐々蠕動シ甲所ヲ喰盡セハ乙所ニ轉シ漸々青草ヲ蠶食ス其蠕動スルヤ一群皆方向ヲ同クス孚化後大約七、八週間ニシテ六、七回ノ脱皮ヲ爲ス其脱皮ノ状ハ草葉ニ附着シ頭背ノ上部薄皮自然ニ破レ徐々ニ脱出シ全身茶褐色ニ變ス形軀成長倍化三・四回脱皮ヲ経レハ頭部茶紅色ヲ帶ヒ脚部稍薄黒トナル最後ノ脱皮ヲ遂クレハ外翅内翅一時

ニ暢伸シ僅ニ一時間許ニシテ能ク振羽飛翔ノ状ヲ爲ス初ハ方位ヲ定メス亂躍シ或ハ風ニ隨テ飄颺シ遠ク他ニ徒ラス二、三日ヲ經レハ一群皆方向ヲ同クシ天ヲ蔽ヒ日ヲ遮リテ群飛ス……」

この蔓延被害は、此期に至れば晝間のみならず夜も温暖無風の時は群集飛行、飛下する所は青草喰し、原野も赤土化最嗜の植物は粟、大小麥、黍、牧草等で喫食せるもの停めぬ慘状は其状見る人を寒心せしむ、飛翔より孳尾に至る僅に、一、二週間は群飛轉徙の最も甚しき時で、順風に乘ずれば一分時六町の飛行、一ケ年中凡そ三〇里～六〇里に概計する。

蝗害の豫防は卵子を堀取するを最良とし、耕地は降雪前再墾し卵子破壞、死滅により翌年の発生を減ずるか、紅白の旗を林立し、或は種々の鳴物を打ち、又、石油少量を溜水、溝穴に潅き蟲を驅て之に陷らしめ死滅する。

最善は一挙驅除を捕獲法に置き、一升當り㈠、卵子…四萬餘、㈡、蛹…三萬餘、㈢、幼蟲…一萬餘、㈣、羽化蝗…二八〇～三〇〇匹となり、初生の蛹一升を捕るは蝗一石を捕らふるに當るので初幼程効果は大である。

飛蝗發生並産卵期一覽表

國名/區別	郡區名	發生	飛翔	産卵
日高	浦河郡	五月廿七日	八月十七日	皆無
	三石郡	未詳	八月十七日	
	静内郡	五月十八日	八月十五日	八月廿一日
	新冠郡	五月廿九日	八月五日	未詳
	沙流郡	五月廿七日	八月九日	
膽振	勇拂郡	五月十九日	八月十五日	八月廿四日
	白老郡	五月廿五日	八月中旬	八月下旬
	幌別郡	未詳	八月中旬	八月廿五日
	室蘭郡	五月廿六日	八月中旬	九月十一日
十勝	有珠郡	五月廿日	八月中旬	九月中旬
	河西郡	五月下旬	八月中旬	未詳
	中川郡	五月下旬	八月中旬	未詳
石狩	石狩郡	六月七日	八月中旬	九月十三日
	札幌郡	六月五日	八月中旬	九月中旬

飛蝗孵化ハ大抵五月下旬ニ始マリ七月下旬ニ終ル前後六旬ノ間ノ遲速アリ其飛翔産卵モ概子之ニ準ス故ニ表中ノ月日ハ一郡中ニ於テ最モ早キモノヲ掲クルノミ且何旬ト書スルハ其時日確記セザルモノニ係ル

當膽振國では、勇拂郡は被害地の咽喉にして其害が二方向に波及する地形にあり、開拓使の荒川重秀課員報（同十四年七月十三日）によると、勇拂以西虻田方面迄に勇拂郡下は苫小牧、勇拂、植苗村の海岸及び厚真、鵡川村並に勇拂、沙流両郡境界近傍の諸所であった。厚真村、鵡川村は発生夥く、此邊曠漠なる原野にして人烟稀少なれば駆除人夫を充分募り難く、且つ土人専ら漁猟を事となし、農業を以て生計とする者なし故に害蟲逐日所在に発生するも左程意に介せず、厚真村は鵡川村を距る二里半、其間発生實に夥くして立錐の地なし、苫小牧村、鵡川村、厚真村、植苗村、沼ノ端は蟲他所に飛散せし故か大に減少せり。（厚真村は勇払郡中産卵最も少し、仝村は湿地多く、他村に比すれば僅少であった）

「蝗害による皆無に帰する被害反別」

日高國静内郡（四村）
新冠郡（一村一牧場）　四七九反〇
沙流郡（八村）

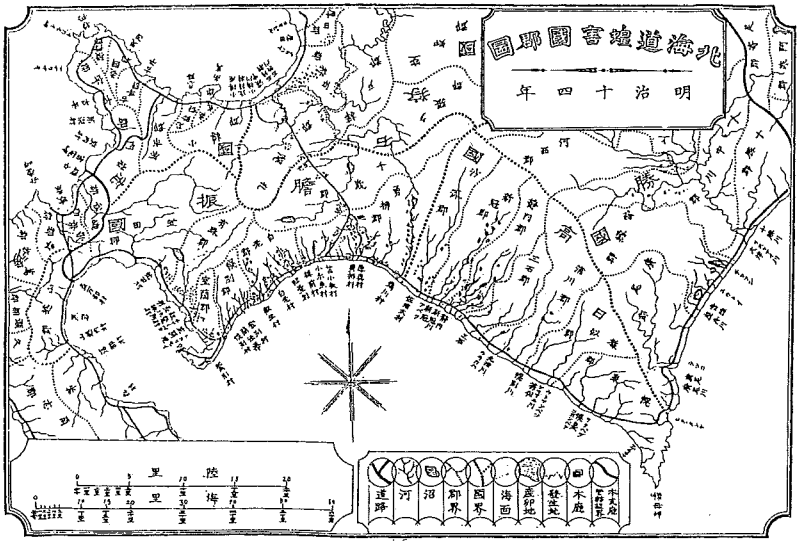

膽振國幌別郡（五村）
室蘭郡（八村）　一、一二五反二
有珠郡（三村）
（計　六郡―二九村　一牧場）　一、六〇四反二

被害作物は、粟、稗、燕麦、玉蜀黍、蕎麦、大麦、独逸麦、チモシーの八種

(七)　フレオイでかんがい用水路開鑿出願

明治三十年四月　厚真川に取水口と貸下地内水田かんがい用水溝の設置のため水田溝開鑿願が佐々木長作代理酒井甚作・長谷川佐太郎・宮坂治六・鵜野伊六・笠原清助・得地平藏・石川源兵衛代理得地浅吉・中川治左ェ門・櫻井他一郎代理長谷川佐太郎、九名の連署をもって北海道庁長官原保太郎に提出された。

水田溝開鑿願書は不明であるが添付された承諾書は、

「承諾書

膽振國勇拂郡厚真村字フレヲイ、私共土地貸下許可地内ニ於テ佐々木長作代理酒井甚作外五名（承諾書署名者九名・添付図面一四名）分用水溝貫通之義申出候ニ付テハ弐間幅開鑿方承諾候間此段連署、承諾書差出候也

明治三十年四月　日

勇拂郡厚真村字フレヲイ　署名者　前記のとおり。」

厚真村総代人の意見書　（戸長役場設置されていないため総代人の意見書となる。）

「厚真川水田用之爲、厚真村字フレヲイ酒井甚作外五名用水溝開鑿方出願ニ関スル意見

該工事ハ本村ニ對ス將来利益ト認ムト雖モ低地則右岸ニ於テ相当ノ堤防ヲ設ケ引入口ノ水門ヲ堅固ニシ暴水横流ヲ防過スルニ於テハ決シテ差支ナキヲ認ム

右意見副申候也

明治三十年四月十日

胆振國勇拂郡厚真村総代人　山本鉄太郎

北海道廳長官　原　保太郎　殿

土木工事には堤防設置など防水に十分な設計が必要であったため室蘭郡役所から総代人のもとに指図検討が求められていた。

この用水溝の完成は定かでないが、第五かんがい管理区八十年史によれば振老用水溝掘削願を提出した翌年から水田を始めたことになっている。

本図には、近悦府の家屋位置が表示されていないが、厚真川へのチケツペ川の川口さらにウクル川の川口位置から想定しても、今日の厚真市街地は畑・原野であったことが伺れる。

厚真町土地改良区第五区かんがい管理区（かんがい用水八〇年史「一衣帯水」）によると、昭和十二年厚真村史集録　郷土史家吉度勇厚（厚真神社社掌）の原稿本には、明治三十年十月八日厚真村役場戸長村上元治から室蘭郡役所

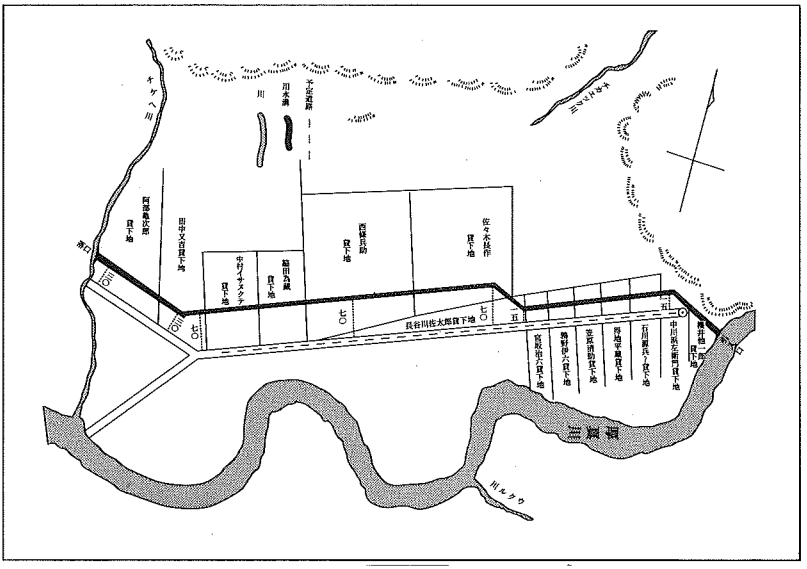

用水溝開鑿計画図

への「水田反別調ノ件」報告書に次のように記されている。

水田調

トニカ　二丁歩　　ハビウ　一丁歩　老軽舞　一丁歩
チケッペ　二五丁歩　（笠原禎治・宮坂茂十郎）
振　老　四四丁五反歩（本郷マツ・長谷川佐太郎・酒井甚作）
ウクル　八丁歩　　シブン　三丁歩　　カルマイ　一丁歩
ノヤスベ　七丁歩　　入鹿別　三丁歩

右により開村当時は大体一〇〇町歩程度の水田であったが、実際はこれ以上の耕作反別があったとも考えられる。

チケツペ、振老地域は古老の話によれば、森林保水力に恵まれ豊富な水量を有したチカエップ川を水源とする用水溝が、現在の専厚寺前を通り東進して右折し学田区に南下する水系があり、それが朝日公民館裏の古川に至っていた。また、現在の道庁排水路に向って桜丘から南下する道路と用水溝がありその水系は朝日山手区に達し、一方朝日中手区へも用水溝が掘削されていたことになっている。

村内でも大きな水田地帯となった地域、下流未開地の水田づくり既存地区の用水確保など水対策、かんがい用水の管理水利費の軽減が大きな課題となっていた。

当時、土功組合法が明治三十五年三月公布され主に石狩川水系の空知・石狩方面で大規模用水施設工事が施行されていたが、当地区においても土功組合法による大規模な統合堰堤にするか私設単一用水組合による施設とするか判断が分かれていた。私設の場合は道庁の設計に従う必要がなく特に川幅三〇㍍程度の堰止め工事は粗朶沈床工事をもって可能であった、さらに組織としての独立事務所も必要としないため管理費は低額となる見通しであったことから土

功組合法適用申請を見送り私設組合による方針としていた。

堰堤設置事業は、岡部農場が中心となって中地主と自作の人達二三名による法人格の持たない申し合せ団体をつくった。明治三十七年四月北海道庁から大槌技士を招いて現地指導を受けた結果、厚真川からの導水門の設置箇所は上流の西老軽舞まで上らなければ落差がなく自然流下のかんがい用水路は無理なことがわかった。このため明治三十一年に酒井甚作外が苦労した用水の導水門場所、笠原清助所有地の地先から大きく上流に向って西老軽舞にあった山田吉太郎所有地の地先まで移設する計画が検討された。

導水門の移設計画によりまた一つ難問が起きた。それは導水門予定地の下流にあたる西老軽舞のガンケ山、この山の横には幌内に向う道路、その横が厚真川が流れている箇所であり用水路を通すにはガンケ山下を潜りぬけるしかなかった。この難工事に挑んだのは字近悦府の専厚寺の近くに居住していた峯利通家に寄寓していた羽渕倉蔵（五二歳）、羽渕は整骨師で民間治療を行っていたが、ハッパを使うトンネル屋ということで懇請現場を引受けてもらった。

羽渕倉蔵は、渡辺友治の下請負人で手下の人夫二人を使って明治三十七年九月掘削工事に着手した。現場は外側が道路なので岩壁をくずさぬように大工用レベルに合せて岩石の底を勾配掘りにして掘進する。そのカンは余程の技能者ではないとできず、タカネ一丁が主力なのである。大人が屈んで通れる程度の高さの石窟を掘るのに「小とぼし」というインク瓶ほどのブリキ缶の頭に石油の灯芯をつけた明かりだけを頼って、タカネで岩層を掘ってゆく、そしてその狭い穴の奥に堅い岩層があるとハッパをかける。一日七〇㌢の掘進作業が続き明治三十八年五月遂に直径一・五㍍、延長一四四㍍の石窟用水路が貫通したのである。

この用水路は、トンネルとか隧道と呼ぶにはあまりにも原始的な工法であり、ただ岩山を掘り抜いただけの石窟用水路であったが、いつしか「マンポ」と愛称された。

西老軽舞に堰堤が完成、一四四尺の「マンポ」を勢いよく通水する恵みが下流用水溝に、今日の基礎水路となっている。

(八)　馬産地でもあった厚真

明治・大正・昭和に至る厚真の馬産は、厚真村史、同町史「畜産」で記述のとおり大きなウエートを占めている。開村前から駅逓、駄馬、鉄道などの物資輸送に使役、未開地開墾、漁場引網、造材、農耕等北海道開発の源動力として、農場や牧畜で飼養、軍馬需要拡大により、一般農家で二、三頭飼われ、堆肥は土づくりに欠く事は出来ないもので、頻発する災害年の克服に経済的支えとなり、家族の一員として飼育されて来た。

道庁の馬匹改良方針に沿い、乗用（トロッター）と農用（ペルシュロン）種が奨励され、交配により雑種が高まり更に農耕専種（重系ペルシ）が増加した。

特に、日露戦争前後の戦役に軍馬需要として胆振東部や日高での馬匹が急増、明治末期頃から例年家畜市場が開設されたのである。

年代	頭数
明治　三五年	八一九頭
〃　四五〃	一、八九五〃
大正　一二〃	一、三八〇〃
昭和　五〃	一、一八二〃
〃　一三〃	二、〇二一〃
〃　三〇〃	二、一九二〃
〃　三八〃	一、〇三五〃
〃　四五〃	三九二〃

※大正三年早来家畜市場が開設・翌四年八月胆振後志十七郡連合第一回馬匹共進会（会長室蘭支庁長）が早来で開催され、併せて、競売会、競馬会で五日間賑わった。

農業機械化の進展に伴って、馬事は後退を余儀なくされて、次表の様な飼育頭数の推移を辿るのである。

次表の昭和七年、同二十五年　種牡馬所有管理頭数からも、管内では安平や鵡川と比しても遜色のない馬産地であったことが伺われる。

昭和七年　全国種牡馬名簿…（厚真村分）

馬名	種類	毛色	生年月	体高	胸囲	管囲	特徴	産地	父の血統	所有者又は管理者
エプロン	アノ	栗	大正一五・四	五・二〇R	六・二五	〇・七五	星、珠目上、吭搦、波分、髪中	仏国	アノ…キポーアノ…ミニヨーヌ	胆振畜産組合
第十二清山	内ペル	青	〃八・六	五・三〇	六・一五	〇・七三	星、鼻白、珠目下、波分、左前後三白	道庁種畜場	内ペル…清山内ペル…啓農	道有
白桐	内ペル	青	〃一五・五	五・二〇	六・四五	〇・七九	星、珠目正、波分、左響搦、沙流上	〃	ペル…ユストリー内ペル…第六花野	〃
新清	内ペル	青	〃一五・五	五・二〇	六・六〇	〇・七六	珠目正、波分	札幌郡豊平町	ペル…ユストリー	個人
秋菊	内洋	栗	〃一四・五	五・〇〇	五・八〇	〇・六三	小星、珠目上下、吭搦前左後三白	常呂郡佐呂間村	ハク…アーキテクト内洋…花月	胆振畜産組合
第二オールドコッパー	内洋	栗	〃一一・五	五・二〇	五・九五	〇・六九	星、珠目正、右髪中後二白	白老郡白老村	ハク…オールドコッパー内トロ…花園	個人
第三厚真デック	内洋	青	〃一四・五	五・〇〇	六・〇五	〇・六五	珠目下、沙流上、波分	勇拂郡厚真村	ポス…サンテツ内洋…姫菊	胆振畜産組合
山錦	ペル雑	栗	昭和二・五	五・三〇	六・九〇	〇・七七	流星、珠目正、浪門二左後一白	夕張郡長沼村	内ペル…第十二イレネーペル雑…小桜	〃
博梁	ペル雑	栃栗	大正七・五	五・二五	六・一五	〇・七二	流星、珠目下、波分鐙端	道庁種畜場	内ペル…清山ペル雑…第二和蘭	道有
デック	ポス雑	黒鹿	〃一二・四	五・二〇	六・七〇	〇・七七	星、波分、珠目上後二白	勇拂郡安平村	ポス…サンテルックペル系…マロ川	個人

この外、畜主が近隣町村の放牧地利用等で村外の種牡馬を利用する場合もあった。

昭和二十五年　北海道種牡馬名簿…（厚真村分）

馬名	種類	毛色	年令	体高	胸囲	管囲	特徴	産地	血統（母／父）	等級	種付（昭和二四年）	産仔	所属	飼養者
金花	アノ系	鹿	才 一四	米 一・五一五	一二四	一五・二	星、珠目上鼻梁白、波分	十勝郡幕別町	アノ金鈴	二	頭 七八	頭 二八	国貸	厚真村 木戸貞一
春風	ベル系	青	一二	一・五二	一二〇	一四・八	珠目上、波分沙流上	河東郡音更村	ベル波龍 第五初花	二	一	一四	〃	〃 森田義治
藤花	重系	鹿	一二	一・五五	一三七	一五・五	珠目上、北烙印	紋別郡下渚滑	重系第六五月 第二三日月	二	七〇	四七	〃	〃 青木義雄
照雲	中半	青	一一	一・五六	一一五	一四・一	星、珠目正、吭搦	十勝郡幕別町	中半瑞霜 半初姫	二	四七	二五	〃	〃 南川哲
密雲	重半	芦	一一	一・五二五	一二一	一五・〇	流星、珠目正、波分吭搦、左后一白	紋別郡上湧別	重半鹿月 重三北勇	二	七六	四一	〃	〃 綿谷季昭
海孟	ベル系	青	九	一・五六	一二六	一五・七	流星、珠目正、波分浪門、右髪中	河東郡音更村	ベル系ラプレー 第三宝姫	二	八四	五〇	〃	〃 山崎仙之丞
梅愛	重系	青	八	一・五九	一二八	一五・一	流星、珠目正左后小白、左腎子烙印	標津郡標津村	ベル人田 重半春雨	二	七三	四七	〃	〃 姥子尚四郎
農功	重半	青	一〇	一・五六	一二一	一四・四	流星、珠目上、波分左前后三白	河西郡大正村	アノ系羽山 重系椿	二	四二	—	〃	〃 綿谷季昭
海春	重系	青	四	一・五四	一二三	一四・八	星、珠目正、吭搦波分、浪門	勇拂郡厚真村	ベル系梅孟 重系第三春梅	二	—	—	個人	〃 樫村勇
第二更栄	ベル系	青	四	一・五五	一一五	一四・四	星、珠目正、吭搦、波分、右后一白	河東郡音更村	ベル威鳴 重系第一金	三	—	—	〃	〃 中町安太郎
梅雄	中半	鹿	八	一、五六五	一二二	一四・五	流星、珠目上下唇白、后二白	十勝郡浦幌村	アノ鹿晏 重半第二朝草	二	二五	一二	国貸	〃 〃
太洋	重系	鹿	五	一・五三	一二四	一五・三	珠目正、波分	勇拂郡厚真村	重系藤花 重半波静	二	五一	—	個人	〃 加藤福治
ローベル	ベル系	鹿	五	一・五九	一二八	一六・〇	星、珠目正、吭搦波分	空知郡北村	ベル系連昭 第一桜	二	七二	—	〃	〃 加藤武
朝日	重系	鹿	一二	一・五四	一二七	一四・九	星、珠目二列、吭搦	根室郡歯舞村	重系第二旭 ルーカ	二	五〇	—	〃	〃 宮腰喜作

種牡馬は、全道一、七九七頭（中間種七三〇、重種一、〇一五、和種五二）、胆振一一〇（安平一六、厚真一四、伊達一三、鵡川一二、白老五五外）

（日露戦争の露馬「旅順」厚真の曽我農場で終焉）

馬事に関連して、「日露戦争中旅順開城の際に水師営で乃木将軍と敵将ステッセル将軍との会見は有名であるがその折、ス将軍から献ぜられた名馬「旅順」と「大連」の二頭が安平の浅羽（清）牧場で飼養され、露国産種牡馬として登録されていた事は特筆に値する」……昭和六十三年七月九日付「苫小牧民報（一二）」〝一枚の写真〟記事に……厚真町字幌内の郷土資料館に一頭のウマの写真がある。鞍がかけられ正装した紳士がまたがる。首、肩がやゝ太めだがスラリと伸びた脚、胸の張り具合は軽種馬に近い。説明板には「旅順号」。日露戦争（一九〇四～五年）の際、贈られたもので安平村（現・早来町）から厚真村に来て、東和地区で没したという。専厚寺二代目中島良雄住職から。

遠浅の吉田一郎住職が説教で訪れた際にこの話を聞き、戦史、小説、厚真の古老の話など……「北海道告示第十一号・明治四十三年種牡馬検査合格シ証明書ヲ下付・（名号）旅順号、（生年）明治三十四年、（毛色）青（黒）、（体尺）五・四尺（大連号、同三十六年生、青毛、五・三六尺）」と旅順号は大柄な馬で、乃木希典（一八四九～一九一二年）は、日露戦争第三軍司令官（陸軍大将）として旅順攻略、二〇三高地奪取の指揮と明治天皇崩御に際し夫人と共に殉死したことで知られる。一方ロシア旅順要塞司令官（陸軍中将）アナトール・ミハイロウイッチ・ステッセルは、日本軍と戦い降伏し会談した際、「我が愛する馬あり贈るべし」と乃木にウマを贈った。馬好きの乃木は「我が家は粗末な木造、馬小屋はレンガ造り」と応え、旅順号は後藤新平を経て浅羽牧場の所有管理となり、その後、子爵曽我祐光が乗馬として利用する様になり妻の実家のあった、厚真村の老軽舞（現・東和）に姿を見せた。乗馬の写真は曽我子爵か？種牡馬であれば子孫馬は？細い足、乗馬用で開拓時代の農耕用として種付は歓迎されなかった等とされているが記録がない。

没したのは大正に入り東和で、専厚寺裏高台に埋葬された……との諸説から探索、吉田住職は「嗚呼名馬此地に眠る（明治四十四年安平村に移り、大正三年厚真村に移る）」の墓標を造ったが、今だ建てられていない。

第二節　林　業

(一)　北海道地方費模範林に選ばれる

北海道の開拓は明治中期頃より盛んになるが、至る所巨木（楢（ナラ）・栓（セン）・桂・㭉（カツラ・ヤチダモ）・榔（カシワ）等）がうつ蒼と生い茂る昼なお暗い原始林の当初は、開墾に樹木の伐採焼払を行っていた。国有未開地の貸下出願に見られる様に牧場目的で許可を受け、唯牧柵を設け〝偽放牧〟が多かったが、交通路の開鑿に相俟って、良材に富む地帯として着目し永谷仙松、三井物産、数井亀吉らが造材を起業し林業の先立ちとなった。

道内各地の鉄道敷設、都市発達に伴う建材需要は早來～知決辺（厚真）間、更に幌内へと馬鉄を延長させ、木材の搬出に便を高め、満州鉄道建設も加わり、枕木、角材の特需は明治末期にかけ最盛期を迎えた。

北海道庁も明治三十八年に「北海道殖民部林務課室蘭派出所厚真分所」を開設し、翌三十九年には「地方費模範林設定」を道内七国一二ヶ所の一八四、九七二町歩とし、模範林の経営に着手したのである。

（殖民公報第六号―明治三十九年）林業によると、

① 渡島國松前郡江良町及桧山郡石崎に亘る　二八、三六二町歩
② 日高國幌泉郡猿留及様似郡冬島に亘る　二四、〇五六〃
③ 胆振国勇拂郡厚真　二三、一四〇〃
④ 石狩國上川郡当麻　二〇、六〇〇〃

⑤ 渡島國亀田郡軍川及茅部鹿部に亘る　一七、六四三〃
⑥ 天塩國上川郡名寄及中川郡オーイネップ　一五、六八二〃
⑦ 北見國網走郡　一二、八〇〇〃
⑧ 石狩國空知郡岩見沢村奈井江及幌内に亘る　一二、六一九〃
⑨ 石狩郡空知郡音江　一一、二九〇〃
⑩ 胆振國虻田郡真狩　八、〇〇〇〃
⑪ 後志國磯谷郡幌泉及歌棄郡熱郭に亘る　六、五七〇〃
⑫ 石狩國空知郡下富良野　四、二〇〇〃

その後、本町における林務関係の道出先機関は、林産物の生産や行政の変遷に伴い、振老地方費森林事務所並びに幌内監護員駐在所が設置された。

①大正十二年…「振老事務所」は「追分事務所」に移る。②昭和十七年…國有林と合併「室蘭営林区署苫小牧営林作業所」に統合。③昭和十八年…國・道合併作業所から分離独立「苫小牧営林区署」となる。④昭和二十二年…戦後林政改革（國・道有林分離）で「苫小牧（第一）営林署」

道庁の地方林業課の行う調査測量・保護取締・一部施業及び産物処分等の出先機関となってきたのである。

(二)　室蘭本線で有名となった厚真林産物

厚真の農地開拓は明治中期から開墾に着手されたが、貴重な樹木も障害となり随所で伐木と焼払の連続であった。「国有未開地処分法」により貸下出願・開墾等払下げを受けた不要林に着目した、永谷仙松、数井亀吉らは林業を起業又、三井物産合名会社（札幌出張所長藤原銀次郎）は、林業有望地帯として、明治三十七年に室蘭本線の早来停車場～厚真村振老（チケッペ）間、更に振老（厚真市街地）～幌内へと「馬車鉄道」を敷設、この鉄道施設を通じて早来停車

場に集産された木材は、永谷仙松のチケツペ木工場等と併せて早来での各木工場で製材された角材・枕木が集積され、室蘭本線の名物として管内随一、道内有数の産地を誇ったのである。

又、この起業により開拓農民の冬山、馬搬仕事や木樵の寄留も増え、山元の幌内等は活況を極めた。並行して小径木等を原料とする製炭も盛んで、豊富なアサダ、イタヤ、クチグロ、カシワ等の木炭は良質で、これも早来停車場や遠浅停車場に集積され〝安平木炭〟で有名となり、厚真、安平の産量は二分するものであり、特に大正二年の大凶作やその前後の冷災害凶作には、林業従事や製炭が力強い救助となって厚真の村民を支えたのである。

（明治・大正・昭和の林産物）

林業の最盛期を誇った明治末期から大正期には、木材景気の最も活況を呈した時代で都市部、炭鉱、鉄道と需要が増大し、これらに対応し林産物は、国有未開地の貸下げを受けた起業者により搬出路の開鑿、木工場開設により製材が産出され、松昌洋行の手で各地に移出、明治三十七年頃からは天塩木材㈱や三井物産合名会社等により移出された。

三井物産合名会社は、早来出張所を置き伊達翁記が主任で駐在し、地域の林産物を取り扱い、同社による早来～厚真間馬車鉄道敷設、永谷木工場製材搬出や山元（幌内、宇久留、仁達幌、軽舞等）から原木材は早来停車場に集められ、道内外に移出された。明治四十三年の三井物産合名会社早来出張所主催の天長節（十一月三日）祝賀会には、厚真・安平の林業関係者が、永谷仙松、数井亀吉、北村富士太郎、佐々木理助、山崎清蔵、井上歌次らの姿があり、往時の林業の盛況を物語っている。

チケツペ（本郷）に、明治三十七年頃永谷木工場従業者の住居小屋が約五十戸建てられ、一部落を形成するほどの記録が厚真村史「部落誌」に残されている。

主要木炭生産地の生産高（明治四十年調）

町村名	釜数	生産高
安平村	二五〇基	六、〇〇〇、〇〇〇貫
厚真村	二五〇〃	三、〇〇〇、〇〇〇〃
苫小牧村	八五〃	一、〇六〇、〇〇〇〃
白老村	六二〃	五一七、〇〇〇〃
伊達町	五八〃	一三八、〇〇〇〃

林産物（木炭）出廻実績（明治四十年調）

区域（市場）		種別	出廻量	単価	産出地
小樽	小樽区	黒炭	六、七二〇、九三〇貫	六七銭	（安平）三、〇〇〇、〇〇〇（千歳）三六二、八六〇（厚真）二、四九九、〇〇〇（由仁）三七五、〇〇〇（沼貝）二九、二五〇外
		白炭	（以下略す）	—	
室蘭	室蘭区	黒炭	一、七四四、二五〇貫	六五銭	（苫小牧）六二四、〇〇〇（安平）五〇〇、〇〇〇（白老）四四二、五五〇（輪西外）一九五、七〇〇
	厚真伊達	〃	六二〇、〇〇〇〃	三〇〃	（厚真）自村輸出差引　四五〇、〇〇〇（伊達）一三八、三〇〇（壮瞥）三一、七〇〇
		（以下略す）			

当時、木炭需要の約四割を占め、本道木炭業界の首位でその一翼を担っていた。道内外相場の基準である札幌・小樽の木炭相場を大きく左右する出来事が、明治四十四年十月三十一日北海タイムスの新聞記事となった。『木炭の大暴騰』である。

明治四十四年六、七月の大水害による木炭釜の破損、此頃木炭の暴騰甚しく先月下旬には、特別最上炭六七、八銭内外を昇降せしものが、約二倍一円五銭の高値を呼ぶに到れり、且つ今後とて到底下落するの見込みなし、今其原因を究明するに、

▼遠　近　因……　六月二十七日室蘭線早来附近の大水害、七月六日第二回水害、連日大雨で早来～沼ノ端間濁流に襲われ、多くの木炭釜損傷、新釜も二回目水害にて被害を受け、今日迄小樽の需要に応じていたこの地方は、例年の過半に達せざるの結果となり、近因は夏期の木炭消費の貯炭分量僅少となりたるに拘らず、夏季の大雨は農産物の輸送にも大影響を及ぼし例年より一ケ月も遅延、旭川の山方面木炭供給一時皆無、已を得ず約四千俵早来方面より買集めたると、本年は横須賀海軍省に納む木炭二万俵、炭礦会社向五千俵需給と重なり、自然的に価格の上昇を示し、且下薪炭商等と雖も安心賣買の契約を為す能わざるに到れり。

▼其暴騰の経過…　斯して木炭の生産には一大制限を来し、尚予想外の提供を為したるため、生産、商人側の例年の貯炭も例

年一万俵位が一千内外に過ぎず旁々去月十日頃、特別最上炭十貫俵六十七銭、十六日…八十五銭、十九日…九〇銭にても取引に恐惶を来し、二十三日に到りて一圓となり、現今（三〇日）一圓五銭に暴騰して、先ず初の二倍の価格を成すに到れり…（後略）

第三節　漁　業

(一)　鮭・鱒（鰯）の宝庫

原始林に覆われた未開の北海道は、寒暖二潮流が相合う海で魚族・藻介類に富む漁場として、古来長く第一位を占める産業であった。

先住民蝦夷（アイヌ）の生計の基礎は魚猟で、海から河川に遡上する「鮭」は重要産物で冬季の主食であったことは、享保八年（一七二四）石狩川の凶漁で二百餘人ものアイヌ餓死の史実は顕著な例であり、千歳川の鮭漁には美々に通ずるオイカルマイ道（老軽舞道）により、当アツマからも相当数の魚撈出稼をしたことが伺われる。魚具も幼稚な魚扠（ヤス）、梁（ウライ）や丸木舟で漁し、腸を去り乾燥、爐上に吊し燻し「干鮭（カラサケ）」を貯え、食糧以外は和人交易に出した。

後に和人が塩を持込み生魚を買取り、船中で「塩引」を作る、この二品は産物屈指の交易品であった。蝦夷交易の商場となった松前藩の知行所が場所請負制（運上屋）となり、請負人が漁業経営に乗り出し、アイヌの撫育、同和の名目で漁具や金品の仕込みによる貸借は、隷属関係を強めることともなっていった。東蝦夷の主産物の鮭、鱒は漁法の進歩による濫獲で資源が減少傾向なるも、石狩、根室、択捉に次いで「勇払場所」は二千石を産していた事が天保年間の請負人届書にあり、産物は箱館に集められ内地に移出されるが、塩引は江戸直航の移出特典も認められていた。

※西蝦夷の江差をはじめ日本海域は、鰊漁で賑わい和人出稼等三千餘艘もの鰊船が集まり、是目当に海岸には餅菓子、小間物荒物類、料理茶屋等出店で本邦の江戸、両国などの夏の夜見世に異ることなし…（文政の項）

又、新漁業として鰛・鰯（イワシ）が目覚しい躍進を示し、樽前浜に総稱される当地方の浜通りは、鰛漁の引網で賑わい請負人事業の搾粕、油として産出、嘉永六年（一八五三）魚獲高、八千石に達しその量は抜群の漁場であった。

当時、アイヌの戸口状況は勇払場所全域で三一三戸、一、三一二人で、会所のあったユウフツは浜で七戸、二十六人と僅少であったが、アツマを含む地方村落（アイヌコタン）からの鮭漁の千歳川等や鰛漁の樽前浜等の出稼漁撈は、アイヌの生計の主をなしていた。

◎勇払場所の文化～慶応間の請負人や運上金について「北海道漁業志要」や「苫小牧町史」等では、

（漁場請負沿革）

場所	年代	年限	運上金・其他上納金	請負人名
勇拂	文化	九年	（運上）六百六十一両一分ト永三百文	阿部屋仁兵衛
	文政	四己年ヨリ向十年季	（運上）二百五十両	山田屋文右衛門
	嘉永安政	嘉永五年ヨリ向七年季	（運上）前　同ジ（積立）五両　秋味　三千五百石以上…百石ニ付　十七両ツヽ切園半金	同
	慶応	御料	（運上）前　同ジ（別段上納）三百二十三両二分ト永九十八文三分　（冥加）千両　但是ハ寅年ヨリ上納	同

安政二年七月二十二日幕臣村垣淡路守巡視の途次、勇払会所に宿泊し当時の状況を「公務日記」によると、

一、勇拂勤番所、一、蝦夷十人に一通り「マキリ」遺す、　一、ユウフツ川三十間程板橋を渡り、会所一軒請負人は山田文右衛門、運上金二百五十両、以前に千年川べりに有之比場所引上、番所同様に相成、勤番所一軒目　旅籠所一軒、蔵十四、諸小屋五、夷家三軒、人別十三人雇夷小屋二軒、辨天社外小社二、比邊に限り村と唱候、場所多く有、サル川べりは御用地中

畑作仕付粟稗出来る由、牛十五、六疋一昨年の初に置く山手の運送に遣す由、石狩越道有

（漁業）小鯡（コニシン）・鰯（イワシ）三百石、イリコ　百斤、鮭　一千二百石、鹿皮五～六百枚

翌安政三年　阿部将翁（享保以来三度命を奉じ薬物採集のため渡来）の「蝦夷行程記」には、

「裕富津（ユウフツ）運上屋一軒、人家二百三、四十軒、漁小屋四十軒餘、船は沖掛りにて荷役産物はイワシ及び青魚多し、サケは二千七、八百石を出す、之よりシコツ山を越美々より石狩へ行道あり、比シコツといふ地名唱へありと聞く、文化三年山田某申立て鶴多く居る所から千歳と改められる。

ユウフツ川あり、サツトウ小沼あり、橋あり、アツマ川幅三十間船渡小休所人家あり、此水源人家多し…」

明治初期の勇払地方の漁業

厚真の浜での漁業は、（厚真村史八四ページ参照）明治初年頃はアイヌが五、六戸いて、丸木舟で漁を営んでいた。母村である苫小牧市史に明治初期からの樽前～鵡川沿海は、同二年～五年高知藩の支配地となるも、漁場持山田文右衛門の代人植田甚蔵ら藩直営の世話方として実質的漁場の経営に当っていた。

次いで同九年開拓使の布令による「漁場持制廃止」直前から、当地方で場所請負制のもとで、幾代もの長きに亘り請負人として君臨した山田文右衛門は、各場所の集約や鮭、鰛漁の魚粕・油製造、日高海域に及ぶ昆布養殖に実績を残し罷免、漁場代人らが新時代の封建体制によらない、自営漁業をめざし「北海道地券条例」による、河、海岸の海産干場等（後の漁業権域の所有に関わる）の確保と漁場経営が続くのである。

札幌県の漁業統計による「勇払郡下の漁民戸口取調書」（明治十五年六月調）

郡名	村名	専業戸数	同上人員			兼業戸数	家業分合	同上人員		
			人員	男	女			人員	男	女
勇拂	樽前	出稼三	三	三	一	一	五分	三	一	二
	覚生	〃三	三	三	一	一	一	一	一	一
	錦多峰	〃四	四	四	一	一	一	一	一	一
	小糸魚	一	一	一	一	一	六分	六	二	四
	苫小牧	一	一	一	一	二	六分	三	二	一
	勇拂	一	一	一	一	一	四分	三	二	一
	厚真	一	一	一	一	一	三分	四	二	二
	鵡川	一	一	一	一	一	三分	六	二	四
（計）	（八ヶ村）	（十一）	（十一）	（十一）	（一）	（七）	（一）	（二五）	（一一）	（一四）

これには出稼雇漁夫は含まれていない。

兼業者は永住人でサケ漁を中心に小規模な漁であった。

保有漁船は、地曳網用が多く釣用、河舟合せて八三艘

漁具は、地曳網、雑網、河川用小地曳網で極めて少なかった。

又、苫小牧町史「漁業事情」に、

（勇拂郡中の水産物収穫高…明治初期）

種別 / 年紀	鹽鮭	鰯搾粕	鰯油
五年	三、七四一、右三八三	七、六三八、三四六	八〇三、二〇〇
六年	一七五、六一四	四、七三七、七〇五	二八三、〇〇〇
七年	—	三、〇一三、三四五	九四、五〇〇
八年	五六二、六六七	七八、七七四、七四〇	六一二、七八七
九年	四一三、六九二	六、二四二、四五一	四七六、二〇〇
一〇年	二一五、六五一	三、三八一、六七六	五六、三〇〇

一一年	四六八、五八三	五、四八三、六一一		七〇三、一六六
一二年	三八三、五三五	二、一〇二、八七三		四三、七六五
一三年	四四一、五三三	四、二五一、三一四		三二四、七〇九
一四年	五五三、七一八	三、九〇八、二〇二		四七四、八九八

（明治十三年「北海道物産税」…大蔵省の海産税改め）

種類	税率	沿革	納期	摘要
鮭	一割二分	旧による	一月	十一年四月十八日海産税を定めたるものと同律なり
鮭油	一割五分	十年九月本税を設く	十一月	
鰛絞粕	〃	〃	〃	
寄鯨	〃	旧による		

※新政府の改革により請負上納が廃され、居民直納となったが、札幌本廳管内でも西部諸郡は人口、漁利多く二割課税に対し、東部は各物産共貧弱の為、将来の発展を期し西部との比例課税となった。

(二)　当時の漁業権

（勇払水産営業人組合と勇払白老漁業組合）

明治十四年勇払郡の漁業関係資料によると、漁業者一九人、漁場二四ケ所、漁場坪数四六、二七〇坪、建網三、曳網二三、漁舟一〇六艘、雇漁夫八三三名とあり、海産干場所有一覧から沿岸部はイワシ漁場九人（植田甚蔵ら）、河口、川部ではサケ漁場十人（泉山傳蔵ら）が地券所有者であった。イワシ漁は多額の仕込みと大勢の漁夫を要したことから地元民にはなかなか手が出せないものであり、サケ漁は小規模なものであり、地の利、費用、人手もあまりか

からないことから地元の人により行われていた。

又、水産税や漁業者組織の強化のため、第一類（生魚類）と第二類（魚粕、乾魚、塩魚、海草類など）に従事する漁業者により、同二十年八月「勇払郡水産営業人組合」が設立され、近代漁業制度へ近づいていたものの、漁場の利用権、漁業権につき何一つ規定されたものはなく、漁業者間の紛争を招いていた。

明治十九年漁業組合準則が制定され、同二十一年七月「勇払白老漁業組合」が発足（初代組合頭取　植田惣吉）し、道庁による勇払郡の漁場実測調査が実施され、接近魚場については五間の間隔を置き、漁業利用権が明確にされ、その後の漁場標示符合となった。この調査によるとイワシ漁場は、樽前村別々付近沿岸二〇〇間を第一号漁場とし、勇払村の第二〇号漁場までとなっていた。サケ漁は沿岸地曳網六漁場、建網八漁場、それに河川一三漁場があった。

以上の如く利用権が明確化されると、再び浜は活況をみせ、同二十四年郡内の水産状況を視察した都築内務参事官は、漁場数二六カ所、雇漁夫一、〇〇〇名前後魚粕生産七、〇〇〇石で五五、〇〇〇円、魚油四〇〇石で三、〇〇〇円の年額があった。しかし新開漁場の開設、不漁時などはその経営も楽ではなかったとしている。

郡内重ナル産業ハ鰛漁業ニシテ郡内資産アルモノハ大概之レニ従事セリ其漁具漁獲及製造等方法概要次ノ如シ

本郡ノ漁場砂濱ニシテ漁網ハ曳網ヲ用キ其長サ三百間幅四十尺之レニ袋網ヲ付シ三半船ニ繰込ミ鰛群来水色ヲ変スルヲ認メ漕キ廻シナカラ網ヲ卸シ持符船ヲ以テ網ノ端ナル曳網ヲトリ海岸ニ曳キ揚ルニ隨ヒ捕魚ハ袋網ニ流レ入ル仕掛ニテ穏波ナル所ヲ撰ミ其袋ヲ寄セ筒梶船三四艘ヲ以テ海岸ニ運漕シ該船ヨリハ籠ヲ以テ釜場ニ負ヒ運フナリ

釜場ハ四尺強ノ大釜八枚ヨリ拾枚ヲ築建テ竈ヲ造リ、海水ヲ以テ鰛魚ヲ煮ルコト凡三十分、然ル後其側ニアル搾筒ニ入レ轆轤ヲ以テ煮汁ヲ搾リ切ル迄壓搾シ其搾リ上リタル粕ヲ莚ニ抜キ「エヒラ」トイフ熊手様ノモノヲ以テ攪キ砕キ晴天三日間乾燥シタル後掻キ集メ掩ヒ寝セ黄色ヲ帯ブルヲ待チテ倉庫ニ運ヒ入ルナリ、斯ク製造シタル魚粕ハ樽前粕ト唱ヘテ著名ナルハ漁獲後昼夜ヲ問ハズ生魚ノモノヲ以テ製造スルニ依ルト云フ、故ニ普通地方ノ魚粕ヨリ二割以上ノ高価ナリ、郡中鰛漁場二十六ケ所

アリ雇一ケ所ハ五十人ニシテ之ニ二十六ヲ乗ズレバ千三百名トナルベシト雖モ一人二場所ノ漁業者ハ甲乙交互ニ助ケ合ヒ一ケ所三、四十名ノ所少カラズ故ニ総員ハ千人内外ナリ漁期中ノ雇賃ハ船頭一名五十圓前後ナレトモ其他ハ拾八圓乃至二十五圓ヲ普通トス、鰛漁ニ次グ産業ハ鮭漁業　ニシテ漁獲ノ方法一般地方ト異ナラズ年額七百圓内外ヲ通例トス　其次ハ牧馬ナルモ之ノミヲ以テ産業トスルニ非ズ現今郡中ノ飼育頭数ハ二千七百餘馬持共之ヲ飼養スルニハ大概原野ニ放牧シ唯馬車雪車営業ノモノノミ舎飼トス　魚粕輸出ハ函館ニシテ其額年々七千石内外此価五萬五千圓強其他油凡四百石其代価凡金三千圓消費先ハ関東地方ニシテ海路四百餘里ニ過ギズ生産費ノ如キ更ニ一漁場ヲ開設スレバ凡三千二、三百圓ヲ要スルヲ以テ引続営業スルモノハ年々二千圓内外ノ費用ヲ以テ足レリトス　純益ニ至リテハ漁場ニヨリ一様ナラザルモ一昨年新漁場ニシテ五百石ヲ収獲セルモノ七百圓以上ノ純益アリ然レ共是等ハ甚ダ稀ニシテ平年ハ高三、四百石ノモノナレバ初年ニテ諸費ヲ拂ヒ得レバ損失ナキモノヲ上等漁場トス

（『苫小牧町史資料』－漁業）

当時、出稼人による漁業経営は七〇〇石以上収獲なくば黒字とはならなかった。免許漁場を経営し得るのは、資本を有する大漁業家であり小中漁業者にとって不可能に近く、このため中層漁業者は比較的資本のかからない許可漁業である「沖合漁業」へと進出するのである。

このことにより、「勇払白老漁業組合」は、大正七年発展的解消、同年二月七日郡単位の漁業組合を設立した。目的は地先専用漁業権は地元漁業組合に免許されるものであったからである。

（無限責任　勇拂郡漁業協同組合…苫小牧町本町）
（地区）勇拂郡　（設立）大正七年二月七日…組織改定　昭和十年四月十三日
（組合員…漁業者）一七九人　（積立金）六六三円　（準備金・基金）二六三円　（其他積立金）四〇〇円
（出資口数）二一二口　（出資金）四、二四〇円…一口の出資額　二〇円　（拂込済出資総額）一、四二六円
（事業種類）販売・購買・資金貸付

（組合員生産総額）八一九、二二八円　（販売価額）一五三、九七六円
（借入金）二、〇〇〇円　（貸付金額）六、五〇〇円　（供給価格）一八、一九五円
（役員）組合長　杉本福松
理　事　亀谷治三郎、鳥越兼次郎（苫小牧町）、大野金治郎（鵡川村）　木戸孫平（厚真村）
監　事　鳥島清八郎、中村幸太郎、川村勘三郎（苫小牧町）

「水産名鑑」昭和十四年

苫小牧から厚真にかけての沖合は、マガレイの有数の漁場である。大正五年頃函館に根拠地をもつ東北船団二〇〇トン程度の汽船八艘にカレイ漁の許可があった。

○勇拂郡漁場一覧表（明治二十一年）

種別番号	場所	漁場距離	備考
イワシ漁場（一～二〇号）	樽前別々～勇拂村	個々略す	
サケ建網〃（一～八号）			
沿岸サケ地曳〃（一～六号）	錦多峰～勇拂村		
勇拂川サケ建網一号漁場	ロクモツナイ	沿岸一〇〇間	
〃　二号漁場	タナシリ	〃	
〃　三号漁場	ロクモツナイ太	〃	
〃　四号漁場	〃	〃	
〃　五号漁場	アシリベツ	〃	
〃　六号漁場	〃	〃	
〃　七号漁場	アベラ太	〃	
〃　八号漁場	アベラベツ	〃	
〃　九号漁場	タケナイ	〃	
〃　一〇号漁場	リヲタトシカ	〃	
〃　一一号漁場	ユウブリブト	〃	
〃　一二号漁場	ウッナイ	〃	
錦多峰川サケ漁場	河口より九〇七間	〃	
厚真川サケ一号漁場	川岸	一〇〇間	一、二、三番留
〃　二号漁場	〃	〃	

（『勇拂郡漁場実測図』－全一〇図より抜粋）

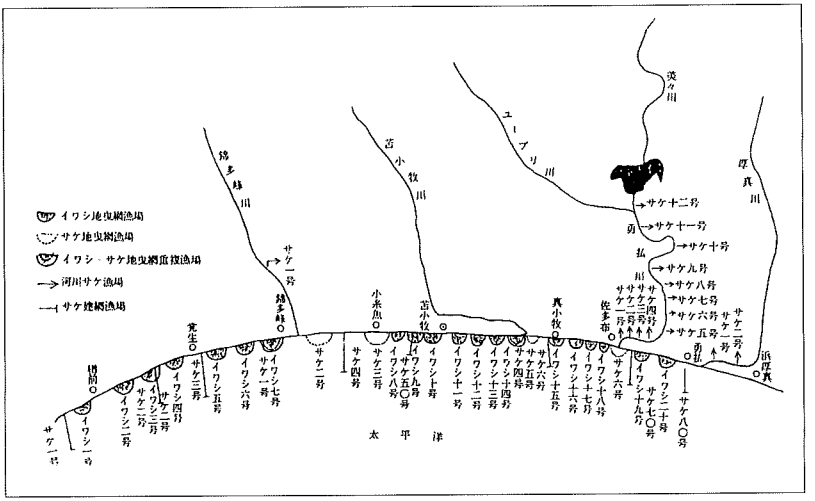

勇払郡各漁場配置図（明治21年勇払郡各漁場実測図より作成）

沖網漁業制限區に厚真川定められる。

漁業資源の乱獲による漁獲高の減少に対し、明治二十七年十二月二十五日北海道廳令第七一号により、道内で鮭や鱒の泝上（そじょう）する河川湖沼の漁業並鮭鱒の沖網漁業制限を定めた。（北海道漁業志要㈣　明治三十年）

区別＼制限	一等川	二等川	三等川
河川	長流川	白老川・長萬部川	勇拂川・厚真川・鵡川
湖沼	遊楽部川	錦多峯川・敷生川	苫小牧川・モンベツ川・クンヌイ川

これら河川湖沼での建網及地曳網は其何種の漁業を問はず、一等川湖口は其川湖口より左右浜岸及沖合へ各六百間以内に於て六月一日より十二月三十一日まで、二等川湖は同四百間、三等川は同三百間以内に於て九月一日より十二月三十一日まで之を許可せず

サケ、マスの孵化事業は明治二十一年千歳孵化場が建設され、民設勧誘もあり勇払川、苫小牧川、錦多峰川等でサケ稚魚の分与を受け放流が積極的に行われたが同二十六年以降中止している。

（漁業法による漁業権）

明治三十四年四月十二日法律第三四号を以て「漁業法」が公布され、同三十五年七月一日実施された。

（漁業権の種類）

一、定置漁業権　二、区画漁業権　三、特別漁業権　四、専用漁業権の四種で、

行政官庁の免許によって付与され、相続・譲渡・共有・貸付ができ得るとした。勇払郡は、特別漁業権としての「勇鰡特」（第三種漁業鰡地曳網）および「勇鮭特」（第三種漁業鮭地曳網）の二種と、定置漁業権として「勇鮭定」（台網類漁業鮭角網）の一種、計三種類であった。

免許期間二〇年、漁業期間は鰛（イワシ）漁は五月十五日から十二月十五日まで、鮭（サケ）漁は地曳網が十月一日から翌年一月十五日まで、定置網は九月一日から十二月三十日までであった。

（厚真村関係・漁業権取得の一例）

一、村外の漁業権者より譲受する。

①北海道廳室蘭支廳告示第五号

漁業法施行規則第三八條ニ依リ左記ノ事項免許漁業原簿へ登録セリ

明治三十九年二月十一日　北海道廳室蘭支廳長　佐々木毎輔

免許番号	漁業権者住所氏名	漁場ノ位置	漁業ノ種類及名称	登録事項 事由	登録事項 登録年月日	登録事項 譲受人住所氏名
勇鰛特第六号	沙流郡門別村元飯田信三	勇拂郡厚真村（畠第一七号）	第三種漁業鰛地曳網	明治三十九年二月五日漁業権譲渡	明治三十九年二月八日	勇拂郡厚真村金崎福太郎
同第二〇号	同人	同郡苫小牧村トアツマ（畠第三一号）	同漁業	同	同	同人
同第三号	同人	同郡同村字同所（畠第三二号）	同漁業網	同	同	同人

②北海道廳室蘭支廳告示第九三号（明治三十九年十一月二十九日）

免許番号	漁業権者住所氏名	漁場ノ位置	漁業ノ種類及名称	登録事項 事由	登録事項 登録年月日	登録事項 譲受人住所氏名
勇鰛特第三号	函館區辨天町二四番地平野與次右衛門	勇拂郡苫小牧村勇拂トウブツ（畠第三〇号）	第三種漁業鰛地曳網	漁業権譲渡	明治三十九年十一月二十六日	勇拂郡厚真村字浜番外地沢向岩松

二、村内外の漁業権者より借受る。

①北海道廳室蘭支廳告示第一六号（明治三十九年四月十八日）

免許番号	漁業権者住所氏名	漁場ノ位置	漁業ノ種類及名稱	登録事項 事由	登録事項 登録年月日	登録事項 借受人住所氏名
勇鮭定第二号	青森県上北郡百石村字第二番トニウヅツ（壬第二号）西館房吉	勇拂郡苫小牧村勇拂	壹繩類漁業鮭角網	明三十八・九・一～十二・三十漁業権貸付期間満了	明治三十九年四月十三日	勇拂郡厚真村浜田兼松

②北海道廳室蘭支廳告示第三六号（明治三十九年六月九日）

免許番号	漁業権者住所氏名	漁場ノ位置	漁業ノ種類及名稱	登録事項 事由	登録事項 登録年月日	登録事項 借受人住所氏名
勇鰹特第六号	勇拂郡厚真村字トアツマ金崎福太郎	勇拂郡厚真村（畠第二七号）	第三種漁業鰹地曳網	明三十九・五・三十～八・三十漁業権貸付	明治三十九年六月七日	岩手県九戸郡長内村大字長内二〇三　外舘百松

三、村外の漁業権者及び持船を借受る。

①北海道廳室蘭支廳告示第八二号（明治三十九年十月二十六日）

免許番号	漁業権者住所氏名	漁場ノ位置	漁業ノ種類及名稱	登録事項 事由	登録事項 登録年月日	登録事項 借受人住所氏名
勇鰹特第一四号	室蘭郡室蘭町大字札幌通上野三九郎	勇拂郡厚真村（畠第二五号）	第三種漁業鰹地曳網	明三十九・九・二十～漁業船四十一・十二・三十一貸付	明治三十九年十月二十一日	勇拂郡厚真村浜田兼松

②北海道廳室蘭支廳告示第六四号（明治三十九年八月十六日）

免許番号	漁業権者住所氏名	漁場ノ位置	漁業ノ種類及名称	登録事項		
				事由	登録年月日	借受人住所氏名
勇鰡特第九号	勇拂郡厚真村一番地 青木与八	同郡苫小牧村勇拂（畠第三〇号）	第三種漁業鰡地曳網	漁業権貸付	明治三十九年八月十三日	勇拂郡厚真村字シュブン 木戸嘉代蔵

③北海道廳室蘭支廳告示第六五号（明治三九年八月二七日）

免許番号	漁業権者住所氏名	漁場ノ位置	漁業ノ種類及名称	登録事項		
				事由	登録年月日	借受人住所氏名
勇鰡特第三五号	青森県上北郡百石村六六 西館芳松	勇拂郡苫小牧村勇拂（畠第三六号）	第三種漁業鰡地曳網	漁業権貸付期満了	明治三十九年八月二十四日	勇拂郡厚真村 浜田兼吉

第四節　酒造業

㈠　勇払酒造株式会社

厚真村が独立した自治体になる以前の明治二十七年、浜厚真で高橋栄作が酒の醸造をしていた記録が（厚真村史一一二ページ参照）にあるが、明治三十八年八月厚真村民も出資する酒造会社、勇払酒造株式会社（資本金一万円）が安平村字早来に設立されている。この会社役員には厚真村民から取締役四人中二人、字振老　佐々木理助、同岡部福太郎が、監査役三人中二人、字振老　北村富士太郎、同山崎清蔵がそれぞれ就任、同社社長には安平村字早来において酒造業および精穀業を営んでいた高橋久松が就任している。

一、商号　勇拂酒造株式会社
一、本店　北海道胆振國勇拂郡安平村字早来三十三番地
一、設立ノ年月日　明治三十八年八月十日
一、目的　酒類ノ製造及其ノ販売ノ業ヲ営ム
一、資本ノ総額　金壱万円
一、壱株ノ金額　金五拾円
一、壱株ニ付キ拂込ミタル株金額　金拾五円
一、公告ヲ為ス方法　北海タイムス新聞ニ掲載ス
一、取締役ノ住所氏名
北海道胆振國勇拂郡安平村字早来三十三番地　高橋久松
北海道胆振國勇拂郡安平村字早来二十六番地　佐々木嘉三郎
北海道胆振國勇拂郡厚真村字振老番外地　佐々木理助
北海道胆振國勇拂郡厚真村字振老一番地　岡部福太郎
一、監査役ノ住所氏名
北海道胆振國勇拂郡厚真村字振老番外地　北村冨士太郎
北海道胆振國勇拂郡厚真村字振老番外地　山崎清蔵
北海道胆振國勇拂郡安平村字遠浅本通十番地　吉村要三郎
（明治三十八年十月一日室蘭区裁判所苫小牧出張所商業登記公告による）

高橋久松社長は日露戦争の終結によって我国の領有に帰した樺太において酒造業を経営する野望をもって、明治四十年勇払酒造株式会社の経営権を同社杜氏（とうじ）の遠藤政太郎に委託し樺太に渡った。

同年十月三十日同社の取締役の改選が行われ監査役であった厚真村字振老　北村冨士太郎が取締役に、大正三年十月十一日には監査役に同村字ウクルブト　幅田九郎兵衛が、さらに同五年十月十日監査役に同村字ハビウ亀井三四郎がそれぞれ就任している。

大正五年十月の勇払酒造株式会社の取締役四人中三人、監査役三人全員が厚真村在住者であった。

取締役　厚真村字振老　佐々木理助、同村同字　岡部福太郎、同村同字　北村冨士太郎　安平村字遠浅　吉村要三郎

監査役　厚真村字振老　数井亀吉、同村字ウクルブト　幅田九郎兵衛、同村字ハビウ　亀井三四郎

その後大正十二年札幌市　長部忠寿が同社の経営一切を引き継ぎ長部酒造部として営業することになったため、遠藤政太郎は独立して同年十月に遠藤酒造工場を設立した。昭和六年三月遠藤酒造工場は、厚真村字知決辺の木村鉄太郎が経営者となり早来酒造合名会社と改称し酒造を行った。同十九年早来酒造合名会社と長部酒造会社は合併し、室蘭酒造株式会社早来工場となった。同二十二年十月には、室蘭酒造株式会社より独立し、名称を再び早来酒造合名会社とし、同二十七年七月社名を富士酒造合名会社（代表者　早来村　山田武雄）に変更、その後同三十九年一月には厚真町京町　山田久太郎、早来町　鬼頭重太郎の両名が代表者となり、同四十五年以降は木村鉄太郎が代表者となったが廃業している。

このように明治・大正当時安平村との経済交流が盛んであったことが推測される。

第五節　鉱　業

㈠　石　油

石油採掘の経過は、（厚真村史五六七ページ・厚真町史五五一ページ）に詳細に記述されている。ここでは石油鉱区権の動

向、石油精製について記する。

明治二十年頃振老（現在厚真）油帯は、大倉喜八郎の経営する北海石油組合に属していた。また、穂別町史によれば、明治二十四年新潟県人　中村平八郎本道に渡り、高江（現在新冠町）・節婦・石狩・由仁・長沼など調査し、厚真の老軽舞で油田を得て若干開発に手をつけてみたが、良質のものが出ず同二十六年穂別へとある。

大倉喜八郎は、明治三十三年インターナショナル石油会社を創立（資本金一千万円）し、新潟県で起業、同時に北海道油田稼行を企画、同年十月米人鑿井技師C・H・マクレデーを北海道に派遣し、石狩・胆振・十勝・日高・渡島等の石油露面地を踏査させた。インターナショナル石油会社の道内最初の三坑、すなわち探鉱の目的で掘鑿した清真布、空知、次いで厚真村の三井は深度　百三十間から二百五十間で油気を見ず廃坑となった。

明治三十八年日露戦争終結当時、日本の産業界の雄、大倉喜八郎その他知名の士一〇人が発起、大倉組が経営していた北海道石油組合と浅野總一郎の経営していた台湾石油組合並びに林忠正所有の青森鉱区を買収合同し、南北石油会社（資本金　百五十万円）を設立した。南北石油会社は北海道では胆振国勇払郡内チケッペに手掘井六坑所有、各井一石から一一石五斗程度の日産を見ている。

同四十一年寶田石油会社が南北石油会社を買収する。

(二)　石油搬出・石油製油所

明治三十八年に設立した南北石油株式会社では、北海道、青森および台湾において石油の採掘を主とし、販売を兼ねることをその事業としていたが、厚真村古志子別（現厚真町字宇隆）に有望なる鉱脈を発見し、ここで採掘した原油を安平村（現早来町）字早来に運搬して精製すべく製油所を建設し、広川喜久治、内山茂吉の両名を責任者として製油事業を開始した。

明治三十九年五月の北海道殖民公報第三十号には、南北石油株式会社早来製油所について、つぎのように掲載されている。

南北石油株式会社

昨年末既に設立せる同会社は、資本金百五十万円（一株五十円）を以て、北海道、青森及び台湾に於て石油の採掘を主とし、販売を兼ねる計画にして、株金の四分の一は拂込済となれり。該会社の本道に於て現に採掘する場所は、胆振國勇拂郡早来駅を距ること二里半、古志子別坑場にして、製造所は早来駅に建設中なり。尚同会社は本道各地に於て数十礦区を所有すれども、其の他多くは運搬不便なるを以て、第二次に採掘する計画なりという。

また、同年五月二十九日付北海タイムスにも「戦後の北海道事業―炭田と油田」と題して、つぎのような記事を掲載している。

（前略）過般設立せられし南北石油株式会社の設計の如きも亦以上の油田（（注）運輸不便の地における油田）は、事業の着手を第二次に延期し現在の設計に属する油田は、胆振國早来駅を距ること二里半、古志子別と称する場所にて、明治三十年中大倉喜八郎氏が有望なる油田との見込みをつけ、また運輸上にも便利なるより、遂に事業を開始したる所、案の如く着手後僅々二十有余日に至り、上層の油脈を認め、三石以上の採油を得たり。依って上層油を採取し、以て経済を支持する傍ら引続いて十坑を穿つと共に、製油所の必要を感じ、早来駅に於て其の建設に着手し、別に機械井を以て下層油脈探検のため、事業進行中の所を、右南北石油会社が其の事業を引継ぎ、なお二十井の手掘をなし、多数の採油を集め、一定の収入を得るに至らば、これを基礎として第二次の事業に着手する由…云々

早来製油所には、厚真村字古志子別よりダンヅケ馬搬した原油、さらには穂別村でも石油の採掘が行なわれ馬七頭から一四頭をたて一駄に四斗づつを馬の背に積み当時の厚真村振老を経て早来に陸送され、ここから鉄道によって移出されていたが、一部は早来製油所に搬入されたと思われる。穂別町史によれば「明治四十二年五月の穂別石油坑場

元帳には、早来製油所　六月二十四日・原油五石二斗・三十九円、六月二十七日・原油一石六斗・十二円、六月二十八日・原油四石五斗・三十三円」と記され、早来まで陸送されていたことがわかる。

精製・販売品目は、石油、洗油、磨油、車軸油、発動機油、殺虫油等であった。事業も軌道に乗り発展に向かっていた、明治四十三年二月二十六日午前七時三十分頃、製油所から出火し、製造所一棟を全焼、貯蔵所を半焼して、損害額数千円という打撃を受けたが、直ちに復旧工事に着手して四月には竣工し事業を再開、日産一〇石内外の原油の精製が行われた。

明治四十四年には、日本石油株式会社が経営するところとなり、その後大日本石油鉱業株式会社に経営が引き継がれたが、その間の経緯については不明である。大正の初期以降、新潟県人加藤国五郎が責任者として、精製事業に当ってきたが、昭和十六年に早来製油所は廃止された。

大正末期から昭和初期における厚真村から採掘された原油の早来製油所の石油生産高は、次のとおりである。

石油生産高

一、工場名　大日本石油鉱業株式会社

一、所在地　勇払郡安平村字早来

		大正一四年		大正一五年		昭和五年		昭和六年	
原油使用高		一、〇八七石・三斗		一、〇二四石・六斗		七六八石・五斗		六八四石・〇斗	
製品生産高	種別	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
	石油	三八四石・〇斗	一二、五九五円	四二六石・〇斗	一二、七八〇円	三四〇石・八斗	八、三五〇円	三一三石・六斗	六、八九九円
	軽油	二七八・四	五、八七四	二四五・八	八、八四八	二四五・六	二、五七九	二四九・八	一、九九八
	洗油	一〇一・七	一、八三一	五八・〇	一、一〇二	—	—	—	—
	車軸油	二七七・四	五、一六〇	二六七・五	五、〇八二	一五七・八	一、九七三	一〇八・三	九七五
	計	—	二五、四六〇	—	二七、八一二	—	二二、九〇二	—	九、八七二

「（旱来町史（北海道庁長官宛報告）による」

第三編　大正年代の補完

第一章　行　政

第一節　一級町村制の施行

内務省告示第十二號

北海道一級町村制施行地ヲ左ノ通指定シ大正四年四月一日ヨリ施行ス

大正四年三月十七日　内務大臣　子爵　大浦　兼武

虻田郡倶知安村　余市郡大江村　空知郡江乙村　上川郡士別村　上川郡上名寄村
苫前郡苫前村　網走郡網走町　常呂郡野付牛村　勇拂郡厚眞村　浦河郡浦河町　河西郡帯廣町

北海道廳告示第二百二號

明治三十三年五月内務省令第二十三號及同三十二年九月内務省令第四十五號第七條ニ依リ本年四月一日ヨリ北海道一級町村施行ノ町村役場位置ヲ定ムルコト左ノ如シ

大正四年三月二十八日　北海道廳長官　西久保弘道

（厚真村のみ抜粋）

勇拂郡厚眞村役場　厚眞村字振老三百四十三番地

一級町村制施行指定地の人口が告示されている。

北海道廳告示第二百十二號

大正四年四月一日ヨリ北海道一級町村制又ハ北海道二級町村制ヲ施行シタル町村及廢置分合ヲ爲シタル町村ノ處分當時ニ於ケル現在人口左ノ如シ

大正四年四月三日　北海道廳長官　西久保弘道

（勇拂郡のみ抜粋）

勇拂郡厚眞村　五千八百六十二人　（一級町村制施行時）

勇拂郡鵡川村　三千三百四十二人　（大正四年四月一日二級町村制施行時）

一級町村の町村長等並びに町村会の内容を明治三十三年三月二十二日勅令第五一号の改正條項で見れば、町村長は町村会の選挙で選任し北海道庁長官が認可する。助役の設置　助役も町村会で選挙し、道庁長官の認可を受け、収入役は町村長の推薦により町村会が選び道庁長官の認可で、任期はそれぞれ四年であった。また、給料・旅費等すべて町村の支出とし、この規程も町村会の議決を経て道庁長官の許可を得ることにした。書記その他付属員の人員も町村会の議決が必要であった。

町村会の議決事項等も拡充を見た。町村会議員の選挙人である公民の資格要件は、帝国臣民である独立の男子でその町村に二年以上居住し、町村内で地租年額四〇銭以上、直接国税年額二円以上を納めもしくは耕地・宅地三町歩以上を所有し、公費による貧民救済を受けた後三年を経過しない者を除くであった。議員定数は八人から二四人となっている。

大正四年の一級町村制移行後の厚真村の村会議員定数は一六人であった。当時は等級選挙制であり、その理由として、政府は、

「本制ニ於テハ納税額ニ依テ選挙人ノ等級ヲ立テ選挙権ヲ以テ市町村税負担ノ軽重ニ伴隋セシム蓋名誉職ニ任スルハ町村公民ノ軽カラサル義務ナヘハ資産アル者ニ非サレハ之ニ任スルコト能ハスヌ其税額ノ多寡ハ姑ク之ヲ論セサルモ其専ラ自治ノ義務ヲ負担スル者ニ相当ノ権力ヲ有セシムルハ固ヨリ当然ノ理ナリ」（「市制町村制理由」）地方自治百年史第一巻、地方自治百年史編集委員会）

としている。等級制選挙の内容は、町村では選挙人を二級に分けるものとし、各選挙人の納める直接町村税の納税額の多い順に合算して、選挙人全員の納税額の二分の一に当る者を一級選挙人、残りの者を二級選挙人と定め、選挙人は各級別に議員の二分の一を選挙するものとし被選挙人は同級内の者に限らず、各級を通じて選挙されることができるものであった。議員の任期は六年で、三年ごとに各級ごとにその半数を改選された。

町村会の議決事項を列挙すると次のとおりである。

㈠町村条例・規則の設定、㈡町村費支弁事業、ただし國の行政事務を除く、㈢歳入出予算を定めること、㈣使用料加入金・手数料・町村税・賦役徴収の法（法律で定める以外の事項）、㈤町村有不動産に関する権利の得喪を目的とする行為をなすこと、㈥基本財産および積立金穀等の処分、㈦歳入出予算をもって定めるもの以外の新たな義務の負担をなし、権利の棄却をなすこと、㈧町村有財産および町村の営造物の管理方法を定めること、㈨町村吏員の身元保証を徴しその額を定めること、㈩町村にかかる訴訟および和解に関すること。

なお、一級町村の監督官庁は第一次に支庁長、第二次に道庁長官、第三次に内務大臣となっている。

大正十五年北海道一級町村制が改正された。従前は町村会議員の選挙権、被選挙権のおよぶ範囲は納税額もしくは資産による制限のため、一部の有産者に限られていたが、新制度ではこれらの納税・資産要件が撤廃され町村の住民である二五歳以上の男子は原則として、ひとしく選挙権・被選挙権をもつことになった。また、制限選挙制とならんで町村の有産者支配を支えていた等級選挙制も廃止され平等選挙制へと移行した。本村の村会議員選挙は昭和五年の

選挙から平等選挙制となり、議員の任期も四年に改められた。

第二節　役場庁舎の位置変更

大正四年役場の位置が字近悦府（現　桜丘）から商店等が軒を連ね市街地形成が進んでいく振老市街地に移転すべく（厚真村史一四五㌻参照）「厚真村役場位置變更ノ件」議案が村会に提案され、この役場敷地・建物に対し多くの村民の協力があった。

厚真村會議案第六号

厚真村役場位置變更ノ件

厚真村役場ノ位置ヲ左ノ個所ニ變更ス

厚真村字チケツペ六番地（振老市街区割地内）

大正四年七月二十日

厚真村長　赤　島　岩　蔵

理由　本村役場ノ位置タルヤ明治三十年苫小牧村ノ行政区割變更セラルヽニ當リテ本村ノ同村ヨリ分村セル當時ニ指定セラレタルモノニシテ彌來年月ヲ経ルコト拾有九年ニ渉リ其間開拓ノ進歩ハ實ニ著ルシク分村當時ニ在テハ戸数僅カニ五百ニ満タザリシモ現在戸数一千二百ヲ算スルニ至り耕地ノ開ケシモノ畑一千二百五十町歩水田ハ實ニ一千六百町歩ニ達セリ而シテ本村ノ地勢ハ南北ニ狭ク東西ニ長クシテ其中央ニ一ノ市街ヲ有シ之ヲ振老市街ト言フ東西四通ノ要衝ニ當リ本村ニ於ケル物資ノ供給ハ皆此處ニ仰キ農産物集散ノ市場トナリ其他郵便電信及電話ノ如キ通信機関ハ素ヨリ警察官署地方費森林事務所並ニ學校医院等ヲ設ケ皆此市街地ニ集注セリ而シテ村役場ハ此市街地ヲ東方ニ距ル字近悦府ノ高臺ニ在リテ其間十八町ヲ距テ往復約一時間ヲ要シ爲メニ學校官署ノ交渉ニハ時間ヲ空費シ殊ニ電信電話ノ如キニ至リテハ時ニ之カ利用ノ無實ニ終ラシムルコトアリテ其不便ト不利トハ擧ゲテ数フヘカラス抑モ村内ニ於ケル市街地ノ位置ハ自ラ其出入往復ノ

中心ナミ隨テ村役場ニシテ市街地ニ在リトセハ納税ノ便ヨリ人民ノ願届ノ用辨等敏速ニ之ヲ行フコトヲ得ラレ僻遠ノ地ニ比較シテ其時間及び勞力ノ経済ヨリ之ヲ見ルモ又同日ノ論ニアラサルナリ之ヲ要スルニ現在ノ村役場位置變更ハ人民ノ便利ハ勿論役場ニ於ケル執務上ノ便利ハ大ニ経費ノ節約ヲ意味シ本村制度進級ノ初頭ニ於テ之カ計劃ノ一日モ忽ニスヘカラサルヲ認メ本案ヲ提出セル所以ナリ

庁舎移転建築

役場移転による敷地は滝谷直次郎が「役場敷地ニ充用ノ條件」により、厚真村字チケツペ六番の内畑二反三畝二十六歩の寄附（大正四年七月二十日寄附による不動産取得議決、面積は実測の結果により多少増減ある。　附記）

役場庁舎は、厚真村字振老　有志総代山崎清蔵外五名より「役場庁舎ニ充當ノ條件」により、厚真村字チケツペ五番地の一に現存する木造柾葺平家建物一棟　坪数五一坪の寄附（大正四年七月二十日寄附による不動産取得議決）がなされている。寄附された建物の移転改築は左記の議案により受負により工事が行われた。

厚真村會議案第六号

役場廳舎移轉改築工事受負ノ件

本村役場廳舎移轉改築工事ハ豫算ノ範囲内ヲ以テ隨意契約ニ依リ便宜受負ハシムル事ヲ得

大正四年十月二日

厚真村長　赤　島　岩　蔵

理由　本工事ハ所在地附近在住者ヲシテ受負ハシメハ土取場、足場、材料蒐集、運搬賃等ニ於テ幾分低價ニ出来得ル見込アルニ依リ隨意契約ヲ必要トスル場合アルヲ以テ本案ヲ提出セリ

(一)　議事堂

大正六年当時村会の議事堂は役場庁舎の一隅をもって開催されていたが、重要案件審議には不都合があり独立した議事堂の必要性が起きてきた。庁舎敷地は狭いため佐々木理助は庁舎敷地に隣接する所有地、厚真村字チケツペ二一

番地の一四の内畑一畝貳拾歩を役場敷地として寄附（大正六年六月八日寄附による不動産取得議決）、さらに議事堂の建物は、厚真村字カピウ八九三番地外二筆内に合名会社藤田組が新築した加美宇事務所の建物を経営事業閉鎖により不用となったのを取得し移転改築している。

議決書

不動産権利取得ノ件

勇拂郡厚眞村字カピウ八百九拾参番地外二筆地内建在

一　木造柾葺平家建　壹棟

此建坪　貳拾七坪

所有者　勇拂郡安平村字早来番外地

槙田傳三郎

此見積價格　金貳百圓也

右建物本村會議事堂ニ充ツル爲之ヲ買得シ厚真村字チケツペ六番地ノ三ニ移築スルモノトス

右提出ス

大正六年六月八日

厚真村長　赤　島　岩　蔵

理　由　書

本村ニハ從來村會議事堂ナク僅カニ役場廳舍ノ一偶ニ於テ會議ヲナシ居リシ爲秘密會議ヲ開クノ場合其他差支多キニ依リ多年議事堂ノ必要ヲ認メ居リ之レヲ新築セントセハ多大ノ費額ヲ要スルヲ以テ建設ヲ見合居タルモ合名會社藤田組ニ於テハ本村幌内加美宇方面ニ於ケル經営事業閉鎖ニ付藤田組加美宇事務所ニ充當セル建物ヲ村ニ於テ特買セハ低價ヲ以テ議事堂ノ設備ヲナシ得ラルルヲ以テ本建物ノ不動産権利取得ヲナサントスル所以ナリ

建物評價書

勇拂郡厚眞村字カビウ八百九拾參番地外二筆地内建在

一　木造柾葺平家建　壹棟　此建坪　貳拾七坪

但　本建　間口　五間　奥行　五間

便所　間口　二間三尺　奥行　三尺

玄関　間口　一間　奥行　四尺五寸

此評價々格　一坪當り　七円四十銭七厘四毛

計　金貳百圓也

右建物ハ大正四年ノ新築ニ係リ既ニ貳年餘經過セルモノナルカ右建物ノ建築費ハ不明ナレドモ現在建物ノ作工等ニ依リ（内部建具等ヲ除ク）調査スルトキハ之レカ建築費ハ建坪一坪當リ工費十八円ヲ要スヘク而シテ普通建物ノ保存年限ヲ仮リニ貳拾ケ年トスレハ本建物ハ保存年限ノ一割ヲ經過セリ故ニ今日迄一坪當リ一円八十銭減損セシモナルヲ以テ新築工費一坪當リ金十八円ヨリ加除シタル十六円貳拾銭ハ即チ現今ノ時價ナレトモ本建物ハ現在ノ箇所ヨリ三里十八町ノ遠キニ移築ヲ要スルモノナルカ故ニ取毀、運搬費、移築工費ヲ合算セハ一坪當リ八円七十九銭二厘六毛ヲ要スヘク依テ曩ニ算出シタル時價十六円貳拾銭ヨリ之レヲ加除シタル七円四十銭七厘四毛ハ一坪當リノ時價ニシテ相當ノ價格ト認ム

右ノ通リ評價候也

大正六年六月八日

厚眞村評價委員　助役　澤田次四郎

書記　近藤小三郎

(二)　大正十四年庁舎新築

大正十四年五月役場庁舎新築に着手している。洋式木造モルタル仕上二階建延建坪一〇八坪三合で総工事費一二、

○○○円をもって、階下が執務室、二階が議事堂・会議室とし当時はモダンな庁舎を九月に完成している。

大正十五年に、役場敷地に充当するため隣接する民有地、厚真村字チケツペ二一番地の四二畑一反一畝弐拾歩を取得している。これにより、ほゞ現在の厚真町役場の敷地の原形が確定したのである。

厚真村會議案第五号

不動産権利取得ノ件

勇拂郡厚真村字チケツペ二一番地ノ四二

一　畑　壹反壹畝弐拾歩　　別紙圖面ノ通

右ハ厚真村役場敷地ニ充当ノ目的ヲ以テ代金　貳百参拾壹圓ニテ購入シ厚真村普通基本財産ニ編入　一坪ニ付　六拾六銭ノ割

右提出ス

大正十五年三月二十二日　議決

厚真村長　赤　島　岩　藏

理由　本村役場廳舎ハ大正十五年十月改築ヲナセルニ從來ノ廳舎ニ比シ坪数多ク且ツ別紙圖面ニ示ス如ク設計ノ関係上私有地内ニ書類倉庫ヲ建築セルノ事情モアリ尚周囲火防線ノ餘地ダニナク不便不勘ヲ以テ之ヲ買取シ敷地ニ充当セントス是本案ヲ提出スル所以ナリ。

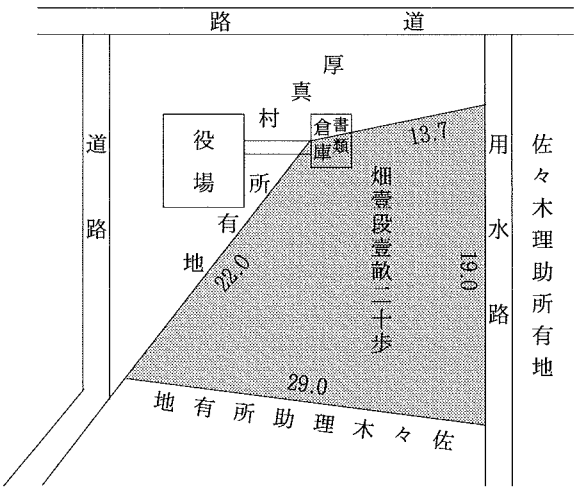

(三)　元役場敷地処分

村役場の位置変更により不用となった元役場敷地を次のように処分している。

議決書

村有不動産権利喪失ノ件

勇拂郡厚真村字振老三百四十三番地

一　畑　四反歩　此見積價格金　貳拾四円也

右ハ元厚真村役場敷地ナリシモ不用ニ帰シタルニ依リ見積價格以上ヲ以テ賣却スルモノトス

大正六年十月八日　議決

厚真村長　赤島岩蔵

理由書

本地ハ元厚真村役場敷地ニシテ役場位置変更ノ結果不用ニ帰シタルニ依リ之ヲ畑地或ハ植樹地ニ使用セントスルモ全部火山灰地質ニシテ耕地及植樹地ニ適セス本地ノ内約一反五畝歩ノ土質ハ幾分腐植土ヲ混スルニ依リ之ヲ耕地トシテ賃貸契約ヲナサントシ本年四月二十八日村會ニ於テ賃貸契約ノ件議決ヲナシタルモ地味不良ノ爲メ畑地トシテ見込ナキ以テ賃借希望者ナク今尚ホ荒廃ニ帰シ居ルノ状態ニアリテ他ニ使用ノ途ナク將来ニ於ケル本地ヨリ相當収益ヲ得ルノ見込ナク本地処分法ニ付考究中ナリシカ幸ニ本村字振老ニアリシ真宗大谷派専厚寺堂移轉建築ニ付境内用敷地トシテ買受希望申出ニ付本地附近ニ於ケル宅地賣買價格ノ下位ニアルモノヲ標準トシテ賣却スルヲ有利ト認メ本件ノ如ク権利喪失ヲナサントス

第三節　厚真村の戸数・人口の推移（大正年代）

年号	年代	戸数	人口		自然増減		資料名付記
			男	女	計	出生	死亡	
〃	8	1,376	3,771	3,818	7,589			右同
〃	7	1,346	3,697	3,625	7,322			北海道戸口統計
〃	6	1,141	3,858	3,707	7,565			北海道戸口表
〃	5	1,202	3,552	3,932	7,484	408	156	厚真村史
〃	4	1,139	3,616	3,493	7,109			右同
〃	3	1,075	2,953	2,842	5,795			右同
大正	2	1,342 戸	3,614 人	3,370 人	6,984 人			北海道戸口表
大正昭和	15元	1,545	4,249	4,002	8,251			北海道戸口統計
〃	14	(1,518) 1,509	(4,173)	(3,935)	(8,108)	371	198	( )厚真村史 第二回國勢調査
〃	13	1,493	3,738	3,418	7,156			右同
〃	12	1,498	3,827	3,433	7,260			右同
〃	11	1,440	3,836	3,472	7,308			北海道戸口統計
〃	10	1,443	3,549	3,849	7,398	370	214	厚真村史
大正	9	(1,365) 1,365 戸	(4,136) 3,757 人	(3,601) 3,458 人	(7,737) 7,215 人			( )北海道戸口統計 第一回國勢調査

注　戸数・人口の基準日　大正二年から同十五年（昭和元年は十二月三十一日現在）

第四節　村の概況

(一)　大正二・三・四年、五年、十二年

大正二・三・四年の村の概況（大正五年五月発刊　村勢一班）

民有地（大正四年末現在）

地目	面積
田	一、五一二町六一〇〇
畑	一、四六〇町六二〇〇
宅地	三〇町一六〇〇
牧場	七、五八七町一二二七
山林	二、六九九町五九一七
原野	七、二九三町七二二一
海産乾場	四町五〇〇〇

官公署（大正四年末現在）

名称	数
村役場	一
巡査部長派出所	一
巡査駐在所	二
營林區署監護員駐在所	二
郵便電信局	一

農商工業別

農業（各年末現在）

業種＼年別	大正二年	大正三年	大正四年
農業 専業	七七八戸	六七〇戸	七七九戸
農業 兼業	四〇	三六	八八

商工業別（大正四年末現在）

業種	件数	業種	件数	業種	件数
物品販賣業	八二	市場業	一	木工業	一二
金錢貸附業	一	土木請負業	一	鍛冶業	二
製造業	二二	時計師	一	蹄鐵業	四
運送業	三	質屋業	一	牛馬商業	一一
新聞取次業	三	寫眞師	一	勞力請負業	五
宿業	七	仲立業	一	理髪業	五
料理店業	二	中買業	一	精米業	三
飲食店業	八	代書業	四	柾職	二
湯屋業	一	水車業	八	其他	三〇

村会議員（各年末現在）

区分＼年別	大正二年	大正三年	大正四年
村会議員数	一二人	一二人	一六人

衆議院・道議会・村会議員選挙有権者（各年末現在）

区分＼年別	大正二年	大正三年	大正四年
村會議員選舉有權者	四二三人	三六〇人	一八五人
道會議員選舉有權者	一六〇	一八二	一六四
衆議院議員選舉有權者	三九	二二	二一

村学務・常設委員、部落部長、役場職員（各年末現在）

区分＼年別	大正二年	大正三年	大正四年
学務委員	一〇人	一〇人	一〇人
常設委員	—	—	六
部落部長	一八	一八	一八
役場職員	一〇	一一	一〇

学校・児童・教員数（各年末現在）

区分＼年別	大正二年	大正三年	大正四年
学校数 尋常高等併置尋常科	一校 七	一校 七	一校 七
児童数 学籍児童	八八八人	八五八人	一、〇一二人
就学児童	八七六	八四六	一、〇〇六
不就学児童	一二	一二	六
教員数	二三人	二四人	二六人

医師・産婆・看護婦（各年末現在）

区分＼年別	大正二年	大正三年	大正四年
医師	二人	三人	三人
産婆	四	四	三
看護婦	二	二	一

伝染病等（各年末現在）

区分＼年別	大正二年	大正三年	大正四年
伝染病隔離舎	一舎	一舎	一舎
伝染病患者	一人	五五人	九人
種痘 善感	三〇九人	一六二人	二〇七人
不善感	二二二	二三二	一四〇

農産物生産高（各年末現在）

作物名		大正二年	大正三年	大正四年
米	数量	三一二石	二一、八一二石	二一、〇三五石
	価格	七、一七六圓	一三四、五二一圓	一三一、五五九圓
大豆	同	五一八石	二、一〇七石	四、〇〇八石
	同	四、七五二圓	一一、五九〇圓	二六、〇五二圓
小豆	同	—	一、八一四石	二、五九二石
	同	—	一八、六〇四圓	二四、六二四圓
豌豆	同	一三二石	三四七石	五七一石
	同	一、一八圓	二、五三四圓	九、六六一圓
玉蜀黍	同	三六四石	二、二六四石	二、二五六石
	同	二、一四四圓	九、〇五六圓	八、六二六圓
燕麦	同	一、八二五石	二、一〇八石	一、四〇〇石
	同	七、二九六圓	六、七四五圓	二、五二〇圓
莱豆	同	八四石	二五四石	二五二石
	同	六七二圓	二、〇三四圓	二、四〇六圓
馬鈴薯	同	五、〇〇〇〆	五六、八五〇〆	五四一、九一〇〆
	同	一、九七六圓	二一、六三四圓	二一、六七七圓

作物名		大正二年	大正三年	大正四年
蘿蔔（大根）	同	二八四、〇〇〇〆	二五一、〇〇〇〆	一八三、〇四〇〆
	同	五、八八〇圓	一六、八〇〇圓	九、一五一圓
蔬菜	同	二、八〇〇〆	三一、八六〇〆	二四、三六〇〆
	同	二、八〇〇圓	四、二八〇圓	三、六五四圓
其他	価格	二六、六二八圓	四三、九三二圓	三七、四七一圓
計	価格	六〇、五五二圓	二七一、七七一圓	三六七、四〇三圓

家畜頭数（各年末現在）

区分／年別	大正二年	大正三年	大正四年
牛	二一頭	三九頭	三五頭
馬	一、六二九	一、八六五	一、六五六
羊	二	八	七
豚	九	三六	一二八

林産物（各年末現在）

品名		大正二年	大正三年	大正四年
角材	数量	二一〇、三一〇石	五八、九五五石	三八、二九〇石
	価格	八二、七四〇圓	四六、〇六六圓	四六、〇八九圓
丸材	同	五、八〇〇石	三八、四一〇石	九、八一〇石
	同	二、九〇〇圓	二四、三〇九圓	八、一四三圓
鐵道枕木	同	一八、五〇〇挺	五、三四〇挺	六、八九〇挺
	同	五、五五〇圓	二、一三六圓	三、一三三圓
木炭	同	四五〇、〇〇〇〆	五五八、〇〇〇〆	二七二、〇〇〇〆
	同	一三、五〇〇圓	一七、八五六圓	四四、五二〇圓
其他	価格	一五、八七一圓	五五、四三圓	二三、二九〇圓
計	価格	一三〇、五六一	一四五、七九〇圓	一二四、一七五圓

日本赤十字社・愛国婦人会員（各年末現在）

資格別	区分	大正二年	大正三年	大正四年
日本赤十字社	社（会）員 特別	一	一	一二三
	社（会）員 通常	二〇〇	一七六	六〇
愛國婦人会	社（会）員 特別	一	一	四
	社（会）員 通常	一一	一一	

諸団体（大四年末現在）

名称	数	名称	数
村農会	一	青年会	一八
産牛馬組合支部	一	消防組	二
衛生組合	一	火災予防組合	一八
地主会	一	御大典記念貯金組合	一八
在郷軍人分会	一		
有限責任厚真村信用組合	一		

兵事（大正四年末現在）

区別	階級及職役	将校	准士官	下士	兵卒	計
陸軍	現役	一	一	二	三一	三四 人
	予備役	一		二	四六	四九 人
	後備役			二	五七	五九 人
	補充兵役				一九〇	一九〇 人
	計	一	一	六	三二四	三三二 人
海軍	現役				三	三 人
	予備役			一	一	二 人
	後備役					一 人
	補充兵役					一 人
	計			一	四	五 人

寺社等数（大正四年末現在）

寺社等	区分	数	区分	人数
神社	僧侶・神宮・布教師	二〇	神宮	一
寺院		三	僧侶	五
天理教宣教所		一	布教師	三

大正五年の村内の概況が大正六年一月十七日室蘭支廳に報告されている。

第一　戸口ニ関スル事項

現在戸数ノ前年ヨリ四七戸減少セルハ近年畑作物価騰貴ノ爲メ畑作地ヘ転住セシ農民アリタルト工業希望ニ依リ苫小牧村等ヘ転住セル者アルニ依リ現在戸数ノ在籍戸数ヨリ少キハ在籍者ニシテ現住セサル者アルニ依レリ

(イ)　戸数及人口（大正五年十二月三十一日現在）

現住戸口				在籍戸口			
戸数	人口			戸数	人口		
	男	女	計		男	女	計
一、〇九二戸	三、〇五八人	三、八九四人	六、九五二人	一、一九一戸	三、六三八人	三、二三八人	六、八七六人

(ロ)　職業別人口（大正五年十二月三十一日現在）

農業		漁業		商業		工業		其他		計	
戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
八二五戸	五、五一六人	七戸	四一人	九二戸	四八七人	一九戸	一〇四人	一四九戸	八〇四人	一、〇九二戸	六、九五二人

第二　勧業ニ関スル事項

農　業

(イ)　耕地面積及農業戸数（大正五年十二月三十一日現在）

農家戸数				耕地面積			
自作	小作	兼業	計	作付地		不作付地	
				田	畑	田	畑
二三〇戸	五五〇戸	四五戸	八二五戸	一、四八二町歩	一、二三八町歩	三〇町歩	二二町歩

(ロ)　農産物

種類	作付反別	収穫高	価格	前年度収穫高ニ対スル価格	種類	作付反別	収穫高	価格	前年度収穫高ニ対スル価格
米	一、四八二町歩	二〇、六九一石	二八八、六四六円	二二一、五九円	稗	一八・五町歩	三七〇石	六二九円	六九九円
大豆	三二六	三、一六二	三四、七八二	二六、〇五三	蕎麦	七二	四三二	三、四五六	一、七三六
小豆	二三三	一、七七六	二三、〇八八	二四、六四	馬鈴薯	二一〇	五二五、〇〇〇貫	三一、五〇〇	二一、六七七
麦類	一二三	一、三三五	五、四八四	二八	蘿蔔（大根）	三九・九	一五九、六〇〇貫	二二、六七八	九、一五二
豌豆	五〇	三五九	九、四〇二	九、六六一	其他	一二四・七		一八、四六三	三六、五二六
粟	一七・八	一四二	一、二七八	一、〇七一					
玉蜀黍	一六二・五	一、九五〇	一、一七〇	八、六二六	計	二、八三八・四		四三〇、五七六	三六一、六〇二

備考　価格ノ前年ニ比シ著シク増加セルハ市価高キニ依ル。

(ハ)　牧畜（大正五年十二月三十一日現在）

種類		洋種			雑種			内国種			合計	仔		
		牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計		洋種	雑種	内国種	計
馬		四頭	三頭	七頭	五七九頭	三五六頭	九三五頭	一六六頭	一四八頭	三一四頭	七四九頭	一頭	一五八頭	—頭	一五九頭
牛		三	二	五	一八	九	二七	—	—	—	二一	—	三	—	三

(ニ)　家禽

種類		鶏					鵞（アヒル）					
		飼養戸数	羽数		産卵数		飼養戸数	羽数			産卵数	
			成禽	雛	個数	価格		成禽	雛	個数	価格	
		五、二四戸	五、二六〇羽	三、八六〇羽	三、七七四円	三八六、六〇〇個	七、七三一円	二戸	六羽	六羽	六円	一九〇個	一三円

第三　漁業ニ関スル事項

(イ)　漁獲物

鰛（イワシ）		鰈（カレイ）		交魚（数種ノ魚）		北寄貝		其他		計		前年度価格
数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
一七、〇〇〇貫	一〇、三三〇円	一九、五〇〇貫	三、九〇〇円	三、二〇〇貫	三三〇円	二、一〇〇貫	四二一円	四、三五〇貫	一八九円	二〇、一五〇貫	一五、一九一円	一二、五六八円

(ロ)　製造水産物

肥料搾粕		魚油		その他製造水産物		計	前年度価格
数量	価格	数量	価格	数量	価格		
一三、三五〇貫	四、〇〇五円	一、六〇二貫	四八一円	二二、三〇〇貫	一、三二六円	五、八一二円	四、〇一五円

第四　工業ニ関スル事項

本村ニ於ケル工業ハ最モ幼稚ニシテ之ヲ数フルハ石油発動機ニ依ル精米場一ケ所アリ、村内ニ於ケル食料米ノ賃搗ノ外精米トシテ輸出スルモノ少ク其収益七百圓ヲ超ヘサルナリ其他蒸氣機関ニ依ル精米所一ケ所アルモ村内食料米ノ賃搗ノ外輸出用精米業ニ従事セサルヲ以テ其収益貳百圓以内トス。

第五　商業ニ関スル事項

本村ノ商取引ハ僅カニ似湾・穂別ヘ供給スルモノアルノ外總テ村内ヲ営業區域トスルモノナルカ故之レカ盛否ハ村内農民ノ財政状態・・如何ニ依ルモノ多シ、大正二年ノ凶作ニ次クニ米価低落ヲ以テセル村民ノ打撃ハ迎テ商業ニ波及シ久シク商品ノ取引捗々シカラサリシカ生産物ノ大半ヲ占ムル米作況好良ニシテ価格又相當市価ヲ保テルニ依リ各農家購買力ノ増進ヲ促シタルヲ以テ漸次不景氣ノ域ヲ出シ商況稍々良好ニ向ヘリ。

第六　兵事ニ関スル事項

本村ニ於ケル軍事思想漸次向上ノ傾向ニアリ軍隊ノ事情ニ通スルモノ加フルニ従ヘ入営者多キヲ名誉トシ軍人敬虔ノ念兵役義務ノ観念向上シ来リタルハ喜ブヘキ現象ナリトス。

(イ)　徴兵及志願兵

徴兵検査							志願兵		
本籍者			寄留者				陸軍	海軍	計
合格	不合格	計	合格	不合格	計				
三二人	一〇人	四二人	一二人	二人	一四人		—	—	—

(ロ)　在郷軍人

区分		皈(帰)休兵		予備役		後備役		補充兵	
		下士	兵卒	下士	兵卒	下士	兵卒	教育者	未教育者
陸軍		— 人	一二人	二人	五三人	一人	五四人	二一人	一七九
海軍		—	—	—	一	一	—	—	—

第七　社事宗教ニ関スル事項

本村在住者中東北地方ヨリ移住者多キヲ以テ佛教ヲ信スルモノ多ク耶蘇教・天理教信者アルモ至ツテ少ク佛教中ノ多クハ真宗ナリ。

第八　衛生ニ関スル事項

村民ノ衛生思想ハ漸次進歩ノ傾アルモ尚督勵ヲ怠ラス春秋二季ニ於テ厳重ナル清潔法ヲ施行シ時々公會ノ機ニ於テ衛生ニ関シ講話ヲナシ衛生思想ノ普及ヲ計レリ、大正五年ハ幸ニシテ左表ノ通リ僅少ノ傳染病者アリシニ過キス。

(イ)　傳染病患者

実扶的里亜(ジフテリア)			バラ窒扶斯(パラチフス)			腸窒扶斯(腸チフス)			計		
発生	全治	死亡	発生	全治	死亡	発生	全治	死亡	発生	全治	死亡
九人	五人	三人	—	—	—	—	—	—	九人	五人	三人

(ロ)　トラホーム検診

重症	軽症	疑似症	合計	検診人員
一〇人	二一人	五五人	八六人	八六四人

(ハ)　種痘調

期別	公種痘			
	善感	不善感	検査未了	計
第一期	二三八人	四人	—人	二三二人
第二期	五三	一七四	—	二二七

注　私種痘ハ無シ

(ニ)　医師・薬種商・産婆等調

医師	薬種商	賣薬業	産婆	獣医		蹄鉄工	
			本免状	限地	本免状	限地	本免状	仮免許
三人	二人	一人	二人	—	—	—	二人	—

第九　徴税ニ関スル事項

納税ニ就テハ納期間近ニ村職員ヲ派シ部落部長ニ訓諭シ納税方ヲ督勵セシ結果納税義務観念ノ向上シタルモノアリ其成績ハ

遂年良好ニシテ向上シツヽアリ。

(イ) 國税

期別	所得税			営業税		
	調定額	納期内収入	納税歩合	調定額	納期内収入	納税歩合
	円銭	円銭	%	円銭	円銭	%
第一期	二九四・七一	二九四・七一	一〇〇	二五〇・四五	二五〇・四五	一〇〇
第二期	二九三・七五	二九三・七五	一〇〇	二三六・三七	二三六・三七	一〇〇

(ロ) 地方税

期別	戸数割			反別割		
	調定額	納期内収入	納税歩合	調定額	納期内収入	納税歩合
	円銭	円銭	%	円銭	円銭	%
第一期	八三・九二	七六・三五	九四	一〇三六・二八	九四四・四五	九一
第二期	八三八・七六	八四・九三	九八	九六四・〇八	九四五・二五	九八

(ハ) 村税

期別	戸別割			特別税反別割		
	調定額	納期内収入	納税歩合	調定額	納期内収入	納税歩合
	円銭	円銭	%	円銭	円銭	%
第一期	三、四九三・七七	三、二九二・五八	九四	三、三七七・三一	一、八九四・六八	五六
第二期	三、五八二・二五	三、四六〇・三〇	九八	三、一四一・二二	二、三五三・六五	七四

第十　教育ニ関スル事項

義務教育年限延長以来就学歩合ニ於テ多少不成績ノ結果ヲ見タルコトアリシモ世ノ進歩ニ伴ヘ各自其必要ヲ悟リタルノ観アルハ一般教育思想向上シタルモノト思惟ス。

(イ)　就學歩合

尋常科卒業		学齢児童				就学歩合	
		尋常科在学		不就学			
男	女	男	女	男	女	男	女
六五人	三六人	五七九人	四九六人	三人	四人	九九%	九九%

「胆振支庁管内概況」に厚真村の大正十二年の概況が紹介されている。

沿革　管内屈指ノ農村ナリ。開拓ノ起源ハ明治十五年新潟県人青木與八、高津熊藏ノ移住開墾ニ着手シタルニ始マリ、厚真川ノ流域ヲ上リテ漸次農牧業進捗シ、大正四年四月一日一級町村制ヲ施行セラレタリ。

耕地　大正十二年末　田　千六百九十一町五反歩、畑　千二百六十町八反歩ナリ。

住民　大正十二年末　戸數　千四百九十八戸、人口　七千二百六十人ニシテ一戸當四人八分　一方里　二百八十八人一分ニ相當ス。

産業　本村ハ純然タル農村ナルモ、山林ニアリテハ製炭業ニ從事スル者多ク木炭ノ産地ナリ。大正十二年ノ總生産額百四十一萬五千七百六十九圓ニシテ、内農産價額七十四萬四千七百六十圓ヲ占メ、之レニ亞（ツ）クモノハ林産ノ五十七萬七百五十一圓トス。主要産物ハ米・大小豆・燕麥・玉蜀黍・蕎麥・馬鈴薯等ナリ。林産物ハ角材及木炭ヲ主ナルモノトス。日本石油株式會社ノ經營ニ係ル厚真・振老ニ石油礦アリテ原油採取ヲ爲スモ其量多カラス。

交通　本村ハ室蘭線早來驛ヨリ役場所在地タル振老市街地ヘハ二里、馬車鐵道アリ、又沼ノ端ヲ起點トスル北海道鑛業鐵道株式会社ノ輕便線ハ本村字周文ニ停車場ヲ設置セリ其ノ他苫小牧輕便鐵道ハ字浜厚真ニ停車場アリ。各部落間ニ通スル道路ハ何レモ車馬ヲ通シ交通運輸上不便ナシ。

厚真村ノ水田

本村ノ水田ハ現在反別　千六百九十一町五反歩ニシテ、其ノ沿革ヲ述ブレバ、明治二十年頃始メテ新潟縣人ノ移住者ニ依リテ試作セラレ、爾來數年或ハ苗ノ立ザルコトアリ、或ハ結實セザルコトアリテ、失敗ヲ重ネタルモ不屈不撓克ク初志ヲ繼續シ、漸クニシテ稲作ノ可能ナルヲ認ムルニ至レリ。明治二十七、八年頃ヨリ漸次反別増加シ、米質又内地米ニ劣ラズ、毎年ノ多収穫品評會ニ反當四石八升ノ記録ヲ示シ、厚真米ノ聲價夙ニ著ハル。

第二章　選挙・各種委員等・財政

第一節　大正時代北海道会議員選挙

北海道会法（明治三十四年三月二十八日法律第二号）では選挙権は、

「帝國臣民タル男子年齢満二五年以上ニシテ北海道内ニ三年以来住所ヲ有シ且北海道ニ於テ三年以来直接國税年額三円以上ヲ納ムル者若ハ北海道内ニ於テ三年以来土地四町歩以上ヲ所有スル者」また、被選挙権は「帝國臣民タル男子年齢二五年以上ニシテ北海道内ニ三年以来住所ヲ有シ且北海道内ニ於テ三年以来直接國税年額一〇円以上納ムル者若ハ北海道内ニ於テ三年以来土地一五町歩以上ヲ所有スル者」

で、欠格条項としては禁治産者及準禁治産者、租税滞納処分中の者、公費を以テ貧民救済を受けたる後三年を経過しない者等であった。

本村からは第六期道会議員選挙に岡部福太郎が立候補している。大正五年八月十日全道四区十四支庁管内で施行された選挙は議員定員四二名に対し五七名の立候補という少数激戦区の多い選挙であった。議員の任期は、この年の選挙から四年（従来三年）となった。厚真村の所属する選挙区は室蘭支庁管内区であり立候補者は定員三名に対し、前

議員（栗林五朔・沼崎啓司・斎藤良三）が一人も出馬せず新人四名が立候補したが、政友会派の岡部福太郎、同志会派の田中義高、中立の楢崎平太郎が当選した。

各候補者の得票数は次のとおりである。

選挙区	定員	有権者数	得票数	当落別	候補者氏名及得票数	
					氏名	得票数
室蘭支庁管内区	三人	一、六七一人	一、四五〇	当選	田中義高	四四三
				当選	岡部福太郎	四二六
				当選	楢崎平太郎	三八四
				落選	塚本博愛	一九七

大正十四年三月に改正選挙法が施行され、翌年六月には北海道会法も改正されて普通選挙制となり、昭和三年八月十日第九期道会議員選挙から普通選挙として実施されている。従前は選挙権、被選挙権のおよぶ範囲は納税額もしくは資産による制限があるため、一部の有産者に限られていたが、改正選挙法ではこれらの納税・資産要件が撤廃されたので、全道の有権者は前期の四倍の四一一、〇五六人となり議員の定員も五七名、胆振支庁管内区（大正十一年八月室蘭町に市制が施行されたため室蘭支庁を胆振支庁と改称、議員定員も支庁管内区は一名減員）の定員二名となった。

第二節　村会議員選挙

大正四年一級町村制に昇格した村会議員については「北海道一級町村制」に次のように定められている。

第三十七條　町村会議員ハ町村ノ選挙人其ノ被選挙権アル者ヨリ之ヲ選挙ス　其ノ定員左ノ如シ

一、人口千五百人未満ノ町村ニ於テハ議員八人
一、人口千五百人以上五千人未満ノ町村ニ於テハ議員十二人
一、人口五千人以上一萬人未満ノ町村ニ於テハ議員十六人
一、人口一萬人以上二萬人未満ノ町村ニ於テハ議員二十人
一、人口二萬人以上ノ町村ニ於テハ議員二十四人

前項ノ定員ハ町村規則ヲ以テ之ヲ減ズルコトヲ得

第三十九條　選挙人ハ分ケテ二級トス、選挙人中、直接町村税ノ納額多キ者ヲ合ワセテ選挙人総員ノ納ムル総額ノ半ニワタルベキ者ヲ一級トシ、爾余ノ選挙人ヲ二級トス、各級ノ間納税額両級ニ跨ルトキハ上級ニ入ルベシ、又両級ノ間ニ同額ノ納税者二名以上アルトキハ町村内ニ居住スル年数多キ者ヲ以テ上級ニ入ル、若シ居住年数ニ依リ難キトキハ年長者ヲ以テシ、年齢ニモ依リ難キトキハ町村長自ヲ抽籤シテ之ヲ定ムベシ、選挙人毎級各別ニ議員ノ半数ヲ選挙ス其ノ被選挙人ハ同級内ノ者ニ限ラザルモノトス。直接ハ村税ヲ賦課セザル町村ニ於テハ本条ノ選挙等級ヲ設ケズ

第四十三條　町村会議員ハ名誉職トス、其ノ任期ハ六年トシ毎三年各級ニ於テ其ノ半数ヲ改選ス、若シ各級ノ議員ニ分シ難キトキハ初回ニ於テ退職セシムヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條　町村議員中欠員アルトキハ、毎三年定期改選ノ時ニ至リ同時ニ補欠選挙ヲ行フベシ

（「一級町村制」―官報）

前年大正三年十二月三十一日現在の人口は、北海道戸口表調べによると戸数一、〇七五戸、人口五、七九五人であ

り、従って議員定員は一六人となっている。同四年四月一日一級町村への昇格後実施した村会議員の選挙は二級議員、一級議員制に五月三十一日、六月一日と二回に分けて選挙が執行されている。選挙方法は選挙人全員の納める直接村税総額の半分以上を収める者を一級とし、それ以下を二級としてそれぞれ八名づつを選挙する。一級村会議員に当選した議員　石崎吉三郎、幅田九郎兵衛、北村富士太郎、中尾祐三郎、加賀谷助太郎、岡部福太郎、里見五佐、宮本藤吉、二級村会議員に当選した議員　金ケ崎福太郎、佐々木理助、亀井三四郎、猪師友吉、山崎清藏、保田菊次郎、飛谷長太郎、阿部文吾、（厚真村史一三五ﾍﾟｰより転記）村会議員の任期は一級・二級別に半数三年、残り六年であり以後三年毎に半数改選となっていた。

第三節　各種委員等

(一)　常設委員

常設委員会は、委員規則の提案理由に示されているように、道路・河川・橋梁調査および村有財産の調査並びに管理をなさしめるために置くことができた。一級町村制施行後の大正四年十月二日村会において「常設委員規則」が提出され、一部変更議決の上次の規則が公布された

理由　本村ハ区域廣濶ニシテ従ッテ道路河川ノ延長橋梁等多ク又村有土地建物財源調査ニ関スル所在地域等廣クシテ管理及調査上不便ニ付常設委員ヲ置キ隨時事務ヲ処理セシメントスルモノニシテ村會議員中ヨリ選出スル者　三名ノ外村公民中村會議員ノ被選挙権ヲ有スル者ヨリ　三名選出ノ方法ヲ圖リタルニ廣ク専門的ノ適任者ヲ得シメ爲ナリ

厚真村常設委員規則

第一條　本村ニ常設委員ヲ置キ其ノ員數ヲ六名トス

第二條　委員ハ村會議員三名及村會議員ノ被選舉権ヲ有スル者三名ヲ以テ組織シ村會ニ於テ之ヲ選擧ス

第三條　委員ノ任期ハ三年トシ毎期其ノ全數ヲ改選ス　補欠委員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任スルモノトス

第四條　委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第五條　委員ハ村長ノ指揮ヲ承ケ左ノ事項ヲ掌ル

一　村有土地建物ニ関スル事項

一　土木ニ関スル事項

一　村ノ財源ニ関スル事項

第六條　村長ハ委員ノ一人又ハ數人ヲシテ前項ノ内一部事務ノ掌理を命スルコトアルベシ

附　則

本則ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

常設委員制度は長期間の中で「規則」が「規程」と改正され、昭和二十二年七月二十五日村会議の議決により廃止された。

(二)　学務委員

明治二十七年になって市制町村制を施行しない地方でも地方長官が必要と認める時には、学務委員を置くことができることになった。これによって明治二十八年五月庁令をもって「学務委員規制」を定め、「区町村立小学校設置区域ニ学務委員ヲ置クヘシ」(「北海道教育史全道編一」昭和三十六年　北海道教育史刊行会)と規定し、学務委員は名誉職とし、委員定数および任期は、町村総代人会で評決し、戸長が部長の許可を受けて定めるというものであった。

さらに、明治三十三年十二月には新たに「学務委員規則」を定めた。この規則では、区町村は教育事務のため小学校設置区域に学務委員を置かなければならない。区町村立小学校男教員を加えなければならないとし、学務委員の職務は次のように定め、区町村長および戸長を補助し、または、この諮問に応じて意見を述べるとされた。

一、就学督促に関すること。
二、家庭又は其他に於て尋常小学校の教科を修める者の認可に関すること。
三、就学義務の免除又は就学猶予に関すること。
四、設備に関すること。
五、経費予算の調製に関すること。
六、授業料に関すること。
七、学校基本財産に関すること。
八、教科目の加除に関すること。
九、修業年限に関すること。
十、小学校及補修科の設置廃止に関すること。

（「苫小牧町史資料―公立学校」苫小牧町）

厚真村一級町村施行後の初村会において「學務委員ノ組織ニ関スル規則」が提出されている。

議案第七號

學務委員ノ組織ニ關スル規則

第一條　學務委員ノ數ハ十名トス

第二條　學務委員ハ村會議員ヨリ選出スル者三名、村會議員ノ選擧権ヲ有スル者ヨリ選出スル者五名、村立小學校教員中村

長ニ於テ任命スル者二名ヲ以テ之ニ充ツ
第三條　村會議員及村會議員ノ選擧權ヨリ選出スル學務委員ハ村會之ヲ選擧ス
大正四年六月六日提出　（同年六月十一日原案可決）
厚真村事務取扱　北海道廳属　大橋千次郎

その後、町村制の改正により、学務委員は村長の推薦により村会において選定議決されることになった。また、昭和二十一年には学務委員規程の改正があり、学務委員の組織は①村會議員　五名、②村公民中選擧權ヲ有スル者　六名、③村立青年學校教員　一名、④村立国民學校教員　三名の一五名となった。

学務委員規程は、昭和二十二年七月二十五日村議会の議決により廃止された。

㈢　所得調査委員

所得額の正確な補促と公平を期するため村民から選挙する所得調査委員制度があり、四名の委員が選出されている。

大正六年五月十四日
室蘭税務署長
厚真村長　殿
所得調査委員選擧人定數並ニ選擧期日通知書
當税務署所轄内所得調査委員改選ニ付調査委員選擧人ノ選擧期日ヲ來ル五月二十五日ト決定致候條所得税法第十六條ニ依リ調査委員選擧人ノ選擧ヲ執行シ當選人ノ住所氏名通報有之度別紙選被選擧資格名簿添付
右及通知候也
一　調査委員選擧人定數　四人

所得調査委員選舉人ノ選舉事務取扱ニ干スル抄録

所得税法　第一六條調査委員選舉人ノ選舉事務ハ市区町村長又ハ戸長之レヲ執行シ調査委員ノ選舉事務ハ税務署長之レヲ執行ス

同　第一七條税務署長ハ調査委員選舉人ノ選舉期日ヲ定メ之レヲ市区町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ市区町村長又ハ戸長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前其旨ヲ公示スヘシ

同　第一八條選舉ハ記名投票ヲ以テ之レヲ行フ、投票ハ一人一票ニ限ル　選舉人ハ自ヲ投票所ニ至リ被選舉人一人氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

同　第一九條選舉ハ投票ノ多數ヲ得タルモノヲ以テ當選トス　投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之レヲ定ム

同　第二〇條調査委員選舉人ノ選舉終了シタルトキハ市区町村長又ハ戸長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

所得税法施行規則第七條調査委員選舉人ノ選挙ヲ執行スルトキハ市区町村長又ハ戸長ハ其ノ選舉資格ヲ有スルモノ二人ヲ選任シ開票ニ立會ハシムヘシ

同　第七條ノニ調査委員選舉人ノ選舉終了シタルトキハ市区町村長又ハ戸長ハ當選人ノ氏名ヲ税務署長ニ報告スヘシ

厚真村所得税調査委員選舉人選舉録

一　所得税調査委員選舉人四人選舉ノ爲大正六年五月二十五日厚真村役場ニ於テ選舉所ヲ開ク

二　選舉所ノ事務ニ従事セシモノ左ノ如シ

村長　赤島　岩蔵　助役　澤田次四郎　臨時雇　中島豊次郎

三　村長ハ同日午前九時ヲ以テ投票函ヲ開キ投票ハ選舉人ヲシテ自ラ投票函ニ投入セシム

四　村長ハ同日午後三時ニ至リ立會人二名ノ立會ヲ求メ投票數ヲ計算セシ

投票人總數　一八人
投票總數　一八票
ニシテ投票總數ト投票人總數ト符合セリ
五　村長ハ投票ヲ点検セシメ有効投票一八票ニシテ其得点者左ノ如シ
五点　北村　冨士太郎
四点　山崎　清藏
四点　保田　與三五郎
四点　赤島　岩藏
一点　梅川　吉次郎
故ニ高点者　北村冨士太郎、山崎清藏、保田與三五郎、赤島岩藏ノ四人當選トス
六　午後三時二〇分至リ選擧事務ヲ了シ此ノ選擧所ヲ閉ツ
七　村長ハ此選擧録ヲ製シ選擧人ノ面前ニ於テ之レヲ朗讀シテ選擧事務ニ従事シタル吏員立會人二名ト共ニ茲ニ署名捺印ス
大正六年五月二十五日
厚真村長　赤島岩藏（以下　助役　澤田次四郎、臨時雇　中島豊次郎、開投立會人　山崎清藏、同　北村冨士太郎）

(四)　出納臨時検査立会委員

大正四年一級町村制の施行により「出納臨時檢査立會委員ニ關スル規程」が次のように提案されている。

議案第八號
出納臨時檢査立會委員ニ關スル規程
第一條　出納臨時檢査立會委員ハ三名トス

第二條　委員ノ任期ハ三年トス
第三條　補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
大正四年六月六日提出
厚真村事務取扱北海道廳属　大橋千次郎

第四節　厚真村功績者表彰規程

厚真村功績者表彰規程
第一條　本村ニ於ケル功績者ハ本規程ニ依リ表彰スルモノトス
第二條　表彰スヘキ功績者ヲ左ノ通リ定ム
一　孝子
一　節婦
一　義僕
一　徳行衆人ノ模範トナルヘキ者
一　一家和合實業精勵ノ者
一　公益ヲ興セシ者
一　公共事業ニ関シ功績顯著ナル者
一　公私設組合、團体、結社等ニシテ本村ニ裨益ヲ與ヘ其功績顯著ナル者
一　本村有給吏員、名譽職吏員、其他雇員傭人ニシテ勤續十ケ年以上其ノ職務ニ從事シ克ク其職責ヲ完フシタル者
但シ本條ノ勤續年數ハ職名ノ轉屬スル場合ト雖モ前後通算スルモノトス、特ニ官廳ノ許可又ハ認可ヲ要スルタメ中絶スル場合ト雖モ本項ニ準ス

第三條　功績ノ表彰、賞状、金圓、木杯、銀盃其他ノ物品ヲ授與シテ之レヲ行フ

第四條　第二條ノ功績者ハ村長之レヲ認定ス

第五條　行賞ノ方法ハ左ノ標準ニ依リ村會ノ諮問ヲ經テ各種ノ範圍内ニ於テ受賞者ノ等査ヲ定ム

但シ同一人ニシテ第二條ノ各種ニ該當スルモノハ其ノ内ノ最モ奇篤トスル功績ニ對シ授與ス

第一種　銀盃　一組　第二種　銀盃　一個　第三種　木杯　一組

第四種　木杯　一個　第五種　金圓若クハ物品　若干　第六種　賞状

第六條　功績者賞與金品授與前ニ於テ死亡シタルトキハ其遺族ニ授與ス、遺族中賞與金品ヲ受クヘキ者ノ順位ハ官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第七條　功績者賞與金品授與前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ表彰ヲ廢ス

第八條　功績者ヲ表彰シタルトキハ其都度之ヲ公示シ尚功績者名簿（別紙書式）ニ登載シ永久ニ之ヲ保存ス

第九條　功績者名簿ニ登載セラレタルモノ第七條ニ該當スルトキハ事由ヲ朱記シテ名簿ヲ抹消ス

附　則

第十條　本規程ハ大正十年四月一日ヨリ施行ス

第十一條　本規程施行以前ヨリ第二條に該當スルモノニ對シテモ尚ヲ行賞スルモノトス

功績者名簿（書式省略）

第五節　大正年代村税目・財政

(一)　村税目（大正四年度）

大正四年度一級町村制施行時の税目、課税率は国税、地方税を基礎とし次のように賦課されている。

大正四年度附加税の課率

所得税割　所得税一円ニ付一五銭
國税営業税割　営業税一円ニ付一五銭
鑛業税割　試掘鑛区税一円ニ付三銭、採掘鑛区税一円ニ付七銭、鑛産税一円ニ付一〇銭
地方税営業税割　地方税営業税一円ニ付五〇銭
地方税雑種税割　地方税雑種税一円ニ付五〇銭
水産税割　地方税水産税一円ニ付五〇銭
戸別割　地方税戸数割り一円ニ付四円二〇銭
地価割　宅地地租一円ニ付九銭、其ノ他ノ土地地租一円ニ付二一銭
特別税段別割　一段歩ニ付

等級／地目	田	畑	宅地	牧場	山林	原野	海産干場
	銭厘	銭厘	円銭厘				
一等	三五・三	一八・七	一・八一・一				
二等	二七・七	一二・五	一・五七・九				
三等	二〇・二	六・二	一・三八・六				
四等	一二・六	三・一	三〇・三				
五等		一・二	一四・九				
等級ヲ設ケサルモノ				一銭三厘	一銭三厘	六厘	一八銭五厘

水産税割はその後定置漁業、特別漁業の区分による漁業税として賦課されていた。「大正十三年全期漁業税第一種免許漁業割各個賦課額査定ノ件」には、鰊（ニシン）定置漁業一統、税額一二円、同特別漁業一統、税額七円、鰛（イワシ）定置漁業一統、税額七円、同特別漁業一統一五円と短期漁業のため特に等級を定めず定額課税となっていた。

(二)　一級町村制施行時の村予算

一級町村に昇格した厚真村の予算は、四月・五月分が二級町村制の適用を受けた予算で大正四年度歳入歳出予算表では假予算額となっている。六月から翌年三月の分が一級町村としての予算編成がなされていた。歳入は、假予算額四、五〇九円五一一厘、一級町村予算額一八、〇六八円〇〇〇厘で合計二二、五七七円五一一厘、歳出は、経常費の假予算額四、四三五円七一一厘、同費の一級町村予算額一六、三二九円〇〇〇厘で経常費の合計二〇、七六四円七一一厘、臨時部の假予算額七三円八〇〇厘、同部の一級町村予算額一、八七五円〇〇〇厘で臨時部の合計一、九四八円八〇〇厘、合計　假予算額四、五〇九円五一一厘、一級町村予算額一八、二〇四円〇〇〇厘、歳出合計二二、七一三円五一一厘となっている。

議案第十七號

厚真村大正四年度歳入歳出豫算表　別冊之通

大正四年六月六日提出

厚真村事務取扱

北海道廳属　大　橋　千　次　郎

厚真村大正四年度歳入歳出豫算表

歳入

科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款　使用料・手数料	六三一・〇〇〇圓	九一・三五〇圓	
第一項　使用料	五・〇〇〇	—	墓地使用料
〃二〃　手数料	六二六・〇〇〇	九一・三五〇	戸籍・証明・督促手数料
第二款　雑収入	一、〇九七・〇〇〇	一四一・〇〇〇	
第一項　行旅病死人費用弁償金	四五・〇〇〇	二〇・〇〇〇	
〃二〃　陸海軍召集諸費繰替戻入金	三〇・〇〇〇	—	
〃三〃　軍人被服運賃繰替戻入金	三・〇〇〇	—	
〃四〃　徴兵旅費繰替戻入金	二〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	
〃五〃　滞納処分費繰替金	五〇・〇〇〇	二一・〇〇〇	
〃六〃　旧土人教育委託料	一八・〇〇〇	—	
〃七〃　旧精算残額繰越金	七五一・〇〇〇	—	
第三款　地方費補助	四二七・〇〇〇	一一七・〇〇〇	
第一項　衛生費補助	三一〇・〇〇〇	—	傳染病予防費・衛生組合補助
〃二〃　教育費補助	一一七・〇〇〇	一一七・〇〇〇	教員住宅料補助
第四款　寄附金	二五〇・〇〇〇	—	
第一項　教育費寄附金	二五〇・〇〇〇	—	第五学校増築費指寄寄附
第五款　國庫交付金	一〇五・〇〇〇	—	
第一項　國庫交付金	一〇五・〇〇〇	—	國税徴収額ニ対スル百ノ三交付、納税告知書発送交付
第六款　村税	一五、五五八・〇〇〇	—	

歳出（経常費）			
科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款　役場費	五、九五四・〇〇〇円	一、六一七・七六一厘	
第一項　給料	三、五二〇・〇〇〇	七二〇・〇〇〇	
第二項　雜給	一、六〇〇・〇〇〇	六八六・六六一	
目　旅費	五〇〇・〇〇〇	三八八・〇〇〇	
〃　實費辨償	二三〇・〇〇〇		
〃　使丁雇人料	二七〇・〇〇〇	七二・〇〇〇	
〃　退職給與金	二二七・〇〇〇	二二六・六六一	

第一項　地價割	四四・〇〇〇	—	宅地地租一円ニ付九銭、其ノ他ノ土地地租一円ニ付二一銭
〃二〃　所得税割	三三六・〇〇〇	—	所得税一円ニ付一五銭
〃三〃　國税營業税割	七七・〇〇〇	—	國税營業税一円ニ付一五銭
〃四〃　鑛業税割	二六六・〇〇〇	—	試掘鑛区税一円ニ付三銭、採掘鑛区税一円ニ付七銭、鑛産税一円ニ付一〇銭
〃五〃　地方税營業税割	一五五・〇〇〇	—	地方税營業税一円ニ付五〇銭
〃六〃　雜種税割	四五二・〇〇〇	—	地方税雜種税一円ニ付五〇銭
〃七〃　水産税割	二五・〇〇〇	—	地方水産税一円ニ付五〇銭
〃八〃　戸別割	七、〇九八・〇〇〇	—	地方戸数割一円ニ付四円二〇銭
〃九〃　特別税反別割	七、一〇五・〇〇〇	—	
第七款一時借入金	—	四、一六〇・一六一	（合計二三、五七七円五一一厘）
第二項一時借入金	—	四、一六〇・一六一	
合計	一八、〇六八・〇〇〇	四、五〇九・五一一	

第二項	〃	慰労金	三二三・〇〇〇
〃	〃	村長交際費	五〇・〇〇〇
第三項	需用費		八二四・〇〇〇
第四項	修繕費		一〇・〇〇〇
第二款	會議費		二六六・〇〇〇
第一項	雑給		二四九・〇〇〇
第二項	需用費		一七・〇〇〇
第三款	土木費		五〇〇・〇〇〇
第一項	道路橋梁修繕費		五〇〇・〇〇〇
目	道路修繕費		二八〇・〇〇〇
〃	橋梁修繕費		二三〇・〇〇〇
第四款	教育費		七、四六七・〇〇〇
第一項	俸給		五、〇六四・〇〇〇
目	訓導俸給		四、〇五六・〇〇〇
〃	準訓導俸給		四二〇・〇〇〇
〃	代用教員俸給		五八八・〇〇〇
第二項	雑給		一、一四七・〇〇〇
目	学校医手当		六〇・〇〇〇
〃	旅費		二七〇・〇〇〇
〃	使丁雇人料		一四七・〇〇〇
〃	慰労費		二七六・〇〇〇
〃	生徒賞與品費		四一・〇〇〇
〃	教員恩給基金		四一・〇〇〇

			一
			一
			二〇八・六〇〇
			二・五〇〇
			一
			一
			一
			二四五、〇〇〇
			二四五、〇〇〇
			九五・〇〇〇
			一五〇・〇〇〇
			一、八八七・四五〇
			一、二六六・〇〇〇
			一、〇一四・〇〇〇
			一〇五・〇〇〇
			一四七・〇〇〇
			三〇六・二〇〇
			一
			二三・八〇〇
			三七・五〇〇
			一
			一
			一〇・九〇〇

	備品費、消耗費、賄費、通信運搬費、雑費
	廳舎修繕、掲示場修繕
	議員一六人
	備品費、消耗費
	早來道路、似湾道路、鵡川道路、浜道路、幌内道路
	橋梁一ヵ所、暗渠六ヵ所
	訓導一四人
	準訓導二人
	代用教員九人
	二人

第二項	〃 教員住宅料	二三四・〇〇〇	
〃	〃 旧土人生徒給與品費	一八・〇〇〇	—
〃	〃 教授手当	六〇・〇〇〇	—
第三項	需用費	一、〇五五・〇〇〇	二三四・〇〇〇
第四項	修繕費	一九六・〇〇〇	—
第五項	學校農園費	五・〇〇〇	—
第五款	教育補助費	三七・〇〇〇	—
第一項	教育補助費	三七・〇〇〇	—
第六款	衛生費	四一八・〇〇〇	一九八・五〇〇
第一項	種痘費	六五・〇〇〇	六五・〇〇〇
目	医師手当	五三・〇〇〇	五三・〇〇〇
〃	薬品費	六・〇〇〇	六・〇〇〇
〃	雑費	六・〇〇〇	六・〇〇〇
第二項	傳染病予防費	三五三・〇〇〇	一三三・五〇〇
目	医師手当	一六五・〇〇〇	四四・〇〇〇
〃	薬品及器具費	八一・〇〇〇	五〇・〇〇〇
〃	豫防諸費	七〇・〇〇〇	一八・〇〇〇
〃	患者施療費	五・〇〇〇	一・五〇〇
〃	衛生講話會費	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇
〃	隔離病舍修繕費	一六・〇〇〇	四・〇〇〇
第七款	衛生補助費	三五・〇〇〇	—
第一項	衛生補助費	三五・〇〇〇	—
第八款	警備費	三二七・〇〇〇	八五・〇〇〇

第三学校二部教授手当、第一第二実業補習学校手当

備品費、消耗費、通信運搬費

奉置所修繕、校舎修繕、墻塀修繕

借地料、種子料（第一學校分）

室蘭外五郡教育会補助、同会厚真支部補助

種痘手当

痘苗一具、消毒薬

種痘用紙、種痘場借上賃

医師手当、看護婦手当

予防薬品、器具費

豫防従事人夫、患者取扱人夫

貧民患者ニ對スル分

會場借入、講師日当

厚真村衛生組合補助

第一項　消防費	三二七・〇〇〇	八五・〇〇〇	
目　消防夫手当	一一二・〇〇〇	三〇・〇〇〇	出動手当、療治料、傷病手当扶助料
〃　夜警番手当	九六・〇〇〇	二四・〇〇〇	
〃　器械費	一五・〇〇〇	四・〇〇〇	器械修繕
〃　被服費	七八・〇〇〇	二〇・〇〇〇	被服新調及修繕
〃　消耗費	一五・〇〇〇	四・〇〇〇	木炭、ローソク、石油外
〃　慰労金	八・〇〇〇	二・〇〇〇	組頭以下慰労金
〃　雑費	三・〇〇〇	一・〇〇〇	賞與、辨当、其他
第九款　勧業補助費	四五〇・〇〇〇	—	
第一項　勧業補助費	四五〇・〇〇〇	—	
目　農會補助	四〇〇・〇〇〇	—	厚真村農會補助
〃　産牛馬組合補助	五〇・〇〇〇	—	産牛馬組合厚真支部補助
第十款　地方改良事業費	五〇・〇〇〇	—	
第一項　地方改良事業費	五〇・〇〇〇	—	
第十一款　諸税及負担	六七・〇〇〇	三一・〇〇〇	納税組合及優良團体奨励費
第一項　諸税	六七・〇〇〇	三一・〇〇〇	
目　租税	六二・〇〇〇	三一・〇〇〇	村有財産地租、地租割
〃　登録税	五・〇〇〇	—	
第十三款　雑支出	四九八・〇〇〇	二九一・〇〇〇	村有財産登録税
第一項　基本財産管理費	三〇・〇〇〇	—	
目　家屋・修繕費	一〇・〇〇〇	—	
〃　牧場管理費	二〇・〇〇〇	—	ウクル山林管理人
第二項　墓地火葬場費	二二・〇〇〇	—	
目　墓地修理費	五・〇〇〇	—	

第二項〃	墓地管理人手当	一七・〇〇〇	振老墓地一ヶ所其他六ヶ所
第三項	胞衣産汚埋納場費	三・〇〇〇	修理費
第四項	行旅病死人費繰替金	四五・〇〇〇	三人分
第五項	陸海軍諸費繰替金	三〇・〇〇〇	陸軍一〇人分、海軍一人分
第六項	軍人被服運搬費繰替金	三・〇〇〇	五人分
第七項	徴兵旅費繰替金	二〇〇・〇〇〇	徴兵身体検査及入営旅費五〇人分
第八項	滞納処分費立替金	五〇・〇〇〇	差押物件運搬及公売費
第九項	過年度誤納還付金	六五・〇〇〇	大正二年度所得税減損更訂誤納還付金五人分
第十項	財産買上費	五〇・〇〇〇	滞納処分ニ依リ差押財産公売不能ノ物件買上費
第二款 豫備費		二六〇・〇〇〇	
第一項 豫備費		二六〇・〇〇〇	
合計		一六、三二九・〇〇〇	（合計二〇、七六四円七一一厘）

歳出（臨時部）			
科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款 公債費	一、〇二五・〇〇〇円	七三・八〇〇円	
第一項 公債償還金	八八五・〇〇〇厘	一厘	元金、道路改良費負債、教員俸給充当負債、年賦償還金
第二項 一時借入金利子	一四〇・〇〇〇	七三・八〇〇	
第二款 教育費	八五〇・〇〇〇	一	
第一項 校舎増築費	八五〇・〇〇〇	七三・八〇〇	第五學校増築、同校舎位置変更費
合計	一、八七五・〇〇〇	一	（合計一、九四八円八〇〇厘）
通計	一八、二〇四・〇〇〇	四、五〇九・五一一	（通合計二二、七一三円五一一厘）

特別会計は「普通基本財産」と「学校基本財産」の二会計があった。予算編成の考え方は一般会計と同じである。普通基本財産会計の歳入は假予算額、一一二円二六〇厘、一級町村予算額八一九円〇〇〇厘で合計九三一円二六〇厘、歳出は、経常部の假予算額一一二円二六〇厘、同部の一級町村予算額七九九円〇〇〇厘で合計九一一円二六〇厘、臨時部の假予算額はなく一級町村予算額は二〇円〇〇〇厘が計上され、歳出合計九三一円二六〇厘となっている。学校基本財産会計の歳入は假予算額六九円五三八厘、一級町村予算額二五四円〇〇〇厘で合計三二三円五三八厘、歳出は、経常部の假予算額六九円五三八厘、同部の一級町村予算額二五四円〇〇〇厘で合計三二三円五三八厘であった。

議案第十八號

厚真村特別會計普通基本財産大正四年度歳入歳出豫算表　別冊之通

大正四年六月六日提出

厚真村事務取扱

北海道廳属　大橋千次郎

厚真村特別會計普通基本財産大正四年度歳入歳出豫算表

歳入			
科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款　財産ヨリ生スル収入	八一四円〇〇〇	一一二円二六〇	
第一項　貸地料	四九〇・〇〇〇	—	田二一反歩　田三畝八歩　畑六反七畝二九歩 畑一反三畝一一歩　畑二二丁八反四畝二七歩 畑五畝歩　畑一反五畝歩
第二項　債券利子	二九六・〇〇〇	一〇八・七六〇	五分利國庫債券、四分利國庫債券

第三項　預貸金利子		
第二款　雜収入	二八・〇〇〇	三・五〇〇	七分五厘柘殖債券 郵便貯金利子、貸金利子
第一項　不用品払下代	五・〇〇〇	—	—
合計	八一九・〇〇〇	一一二一・二六〇	（合計九三一円二六〇厘）

歳出（経常費）

科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款　財産蓄積金	七九九・〇〇〇円	一一二一・二六〇円	
第一項　積立金	七九九・〇〇〇	一一二一・二六〇	本年度積立金
合計	七九九・〇〇〇	一一二一・二六〇	（合計九一一円二六〇厘）

歳出（臨時部）

科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款　財産造成費	二〇・〇〇〇円	円	
第一項　財産造成費	二〇・〇〇〇		植林植付及手入人夫賃
合計	二〇・〇〇〇		
通計	八一九・〇〇〇	一一二一・二六〇	（通合計九三一円二六〇厘）

議案第十九號

厚真村特別會計學校基本財産大正四年度歳入歳出豫算表　別冊之通

大正四年六月六日提出

厚真村事務取扱

北海道廳屬　大橋千次郎

厚真村特別會計學校基本財産大正四年度歳入歳出豫算表

歳入

科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款　財産ヨリ生スル収入	五一・〇〇〇圓	一五・五三八圓	七分五厘柘殖債券
第一項　債券利子	三七・〇〇〇	一五・五三八	
第二項　預貸金利子	一四・〇〇〇	—	郵便貯金
第二款　雑収入	二〇三・〇〇〇	五四・〇〇〇	
第一項　小學校授業料	一九八・〇〇〇	五四・〇〇〇	一ヶ月三〇銭児童六〇人分
第二項　不用品賣却代	五・〇〇〇	—	
合計	二五四・〇〇〇	六九・五三八	（合計三二三円五三八厘）

歳出（経常費）

科目	本年度豫算額	假豫算額	附記
第一款　財産蓄積金	二五四円・〇〇〇圓	六九円・五三八圓	
第一項　積立金	二五四・〇〇〇	六九・五三八	
合計	二五四・〇〇〇	六九・五三八	（合計三二三円五三八厘）

(二)　一般会計歳入・歳出決算

大正二年度から同六年度まで

歳入

大正4年度歳入決算額	大正3年度歳入決算額	大正2年度歳入決算額	年度／科目
円　厘	円　厘	円　厘	
14,597・730	12,110・650	13,347・240	款　村税
355・700	320・430	314・555	項　所得税割
77・540	111・700	180・970	〃　國税営業税割
196・630	142・310	259・450	〃　鑛業税割
75・950	79・990	88・410	〃　地方税営業税割
392・460	396・920	359・420	〃　雑種税割
14・460	12・240	17・750	〃　水産税割
6,764・420	5,887・300	7,374・110	〃　戸別割
6,675・820	5,159・760	4,752・575	〃　特別税反別割
44・750	—	—	〃　地価割
207・930	319・150	313・550	款　使用料及手数料
—	・500	・500	項　使用料
207・930	318・650	313・050	〃　手数料
1,089・182	701・915	304・350	款　雑収入
8・500	24・100	9・000	項　行旅病死人費用弁償金
—	—	13・000	〃　旧土人教育委託料
—	392・675	175・600	〃　過年度収入
15・500	—	2・700	〃　陸海軍人召集諸費繰替戻入金
122・160	112・090	104・050	〃　徴兵旅費繰替戻入金
—	・350	—	〃　没収入
—	8・000	—	〃　不用品売却代
—	164・700	—	〃　小学校授業料
39・780	—	—	〃　滞納処分弁償金
903・242	—	—	〃　旧村精算残額繰入金
—	6,200・000	—	款　村債
—	6,200・000	—	項　村債
69・220	69・460	—	款　國庫交付金
69・220	69・460	—	項　國庫交付金
131・040	5,164・940	50・720	款　地方費補助
106・040	14・940	17・720	項　衛生費補助
25・000	50・000	—	〃　教育費補助
—	5,100・000	33・000	〃　道路改良費補助
386・000	—	—	款　寄附金
250・000	—	—	(目)教育費寄附金
136・000	—	—	(〃)役場移転改築費寄附金
—	694・838	—	款　財産ヨリ生ズル収入
—	190・690	—	項　預金利子
—	470・148	—	〃　貸地料
—	34・000	—	〃　債券利子
192・250	165・510	—	款　地方費交付金
192・250	165・510	—	項　地方費交付金
16,673・352	25,426・463	14,015・860	歳入合計

歳　　出（経常費）

大正4年度 歳出決算額	大正3年度 歳出決算額	大正2年度 歳出決算額	年度 科目
円　厘	円　厘	円　厘	
5,224・104	3,302・736	3,165・259	款　役場費
2,626・526	1,425・864	1,234・275	項　給料
1,759・180	940・743	1,090・634	〃　雑給
743・964	930・759	834・580	〃　需用費
94・434	5・370	5・770	〃　修繕費
145・950	125・585	133・935	款　会議費
135・100	104・000	113・700	項　雑給
10・850	21・585	20・235	〃　需用費
327・000	328・000	328・000	款　警備費
327・000	328・000	328・000	項　火防費
649・009	780・597	702・654	款　土木費
649・009	720・597	500・024	項　道路橋梁修繕費
—	—	142・630	〃　河川浚渫費
—	60・000	60・000	〃　雑給
6,987・521	7,029・832	7,645・471	款　教育費
4,934・950	4,832・920	5,086・446	項　俸給
1,072・225	1,040・343	1,251・542	〃　雑給
891・106	1,004・634	1,014・240	〃　需用費
85・910	148・605	289・910	〃　修繕費
3・330	3・330	3・333	〃　学校農園費
37・000	17・000	17・000	款　教育補助費
37・000	17・000	17・000	項　教育補助費
157・370	1,564・477	101・070	款　衛生費
61・550	3・000	64・700	項　種痘費
95・820	1,561・477	36・370	〃　伝染病予防費
35・000	25・000	25・000	款　衛生補助費
35・000	25・000	25・000	項　衛生補助費
450・000	710・000	731・500	款　勧業費
450・000	710・000	710・000	項　勧業補助費
—	—	21・500	〃　勧業費
—	20・000	—	款　地方改良事業費
—	20・000	—	項　地方改良事業費
61・530	61・530	68・060	款　諸税及び負担
61・530	61・530	68・060	項　諸税
281・780	352・544	400・160	款　雑支出
20・000	174・423	225・260	項　基本財産管理費
19・700	24・421	28・000	〃　墓地火葬場費
—	26・200	—	〃　行旅病死人費用繰替費
15・500	—	2・700	〃　陸海軍諸費繰替費
39・780	—	—	〃　滞納処分費立替金
64・640	9・700	7・120	〃　誤納還付金
122・160	105・080	133・570	〃　徴兵旅費繰替金
—	12・720	3・510	〃　過年度支出
14,356・264	14,317・301	13,318・109	歳出合計

歳　　出（臨時部）

大正4年度 歳出決算額	大正3年度 歳出決算額	大正2年度 歳出決算額	年度／科目	
円　厘	円　厘	円　厘		
555・790	—	—	款　役　場　費	
555・790	—	—	項　庁舎移転改築費	
849・908	—	627・000	款　教　育　費	
849・908	—	627・000	項　校舎増築費	
—	10,200・000	—	款　土　木　費	
—	10,200・000	—	項　道路改良本年度支出額	
902・791	—	—	款　公　債　費	
885・000	—	—	項　公　債　費	
17・791	—	—	〃　一時借入利子	
—	—	62・250	款　寄　附　金	
—	—	62・250	項　寄　附　金	
—	—	3・700	款　御一週年祭遙拝費	
—	—	3・700	項　御一週年祭遙拝費	
4・685	5・920	—	款　御大葬遙拝費	
4・685	5・920	—	項　御大葬遙拝費	
2,313・174	10,205・920	692・950	歳出合計	
16,673・352	25,426・463	14,015・860	歳入決算額	
14,356・264	14,317・301	13,318・109	歳出（経常費）決算額	歳出決算額
2,313・174	10,205・920	692・950	歳出（臨時部）決算額	
16,669・438	24,523・221	14,011・059	歳出合計決算額	

歳　　入

大正6年度 歳入決算額	大正5年度 歳入決算額	年度／科目
円　銭	円　厘	
15,925・84	14,659・860	款　村　　税
—	417・790	項　所得税割
386・96		〃　所得税附加税
89・95	71・960	〃　國税営業税割
228・68	147・640	〃　鑛業税割
219・75	86・430	〃　地方税営業税割
639・64	424・690	〃　雑種税割
18・56	18・700	〃　水産税割
7,525・64	7,004・500	〃　戸別割
6,816・66	6,409・540	〃　特別税反別割
—	78・610	〃　地価割
217・15	177・580	款　使用料及び手数料
217・15	177・580	項　手数料
140・13	248・135	款　雑　　収　　入
—	3・600	項　行旅病死人費用弁償金
140・13	71・940	〃　過年度収入
—	128・340	〃　徴兵旅費繰替戻入金
—	・255	〃　滞納処分弁償金
—	44・000	〃　一般会計預金利子
92・47	70・980	款　國庫交付金
92・47	70・980	項　國庫交付金
—	264・010	款　地方費補助
—	237・010	項　衛生費補助
—	27・000	〃　教育費補助
492・00	225・000	款　寄　　附　　金
342・00	75・000	(目)教育費寄附金
150・00	150・000	(〃)警備費寄附金
400・00	—	款　普通基本財産支消金
400・00	—	項　普通基本財産支消金
215・61	197・680	款　地方費交付金
215・61	197・680	項　地方費交付金
17,483・20	15,843・245	歳入合計

歳出（経常費）

大正6年度歳出決算額	大正5年度歳出決算額	年度／科目
円　銭	円　厘	
4,489・61	4,242・675	款役場費
2,470・58	2,346・421	項給料
1,175・46	1,110・674	〃雑給
766・43	685・660	〃需用費
77・14	99・920	〃修繕費
144・07	143・340	款会議費
140・10	137・200	項雑給
3・97	6・140	〃需用費
502・51	477・000	款警備費
502・51	477・000	項火防費
1,141・33	696・160	款土木費
1,141・33	696・160	項道路橋梁修繕費
7,985・22	7,535・114	款教育費
5,283・51	5,110・929	項俸給
1,294・16	1,073・323	〃雑給
1,139・86	914・595	〃需用費
267・69	432・937	〃修繕費
—	3・330	〃学校農園費
17・00	17・000	款教育補助費
17・00	17・000	項教育補助費
217・23	116・410	款衛生費
—	60・600	項種痘費
217・23	55・810	〃伝染病予防費
269・25	370・000	款勧業費
250・00	370・000	項勧業補助費
19・25	—	〃勧業費
30・00	—	款地方改良事業費
30・00	—	項地方改良事業費
76・16	61・730	款諸税及び負担
76・16	61・730	項諸税
110・00	110・000	款地方改良補助費
110・00	110・000	項地方改良補助費
211・47	391・864	款雑支出

歳　　出（経常費）

大正6年度歳出決算額	大正5年度歳出決算額	年度／科目
円　銭	円　厘	
40・19	238・314	項　基本財産管理費
24・00	24・940	〃　墓地火葬場費
—	・270	〃　滞納処分立替金
147・28	128・340	〃　徴兵旅費繰替金
15,193・85	14,161・293	歳出合計

歳　　出（臨時部）

大正6年度歳出決算額	大正5年度歳出決算額	年度／科目	
円　厘	円　厘		
399・99	—	款　会議費	
399・99	—	項　議事堂建設費	
988・04	795・806	款　教育費	
902・22	795・806	項　校舎増築費	
85・82	—	〃　敷地整備費	
885・00	885・000	款　公債費	
885・00	885・000	項　公債費	
2,273・03	1,680・806	歳出合計	
17,483・20	15,843・245	歳入決算額	
15,193・85	14,161・293	歳出（経常費）決算額	歳出決算額
2,273・03	1,680・806	歳出（臨時部）決算額	
17,466・88	15,842・099	歳出合計決算額	

(四)　大正七年度地方税納期内収入成績

大正八年室蘭支庁主催の税務主任会議に提出された、大正七年度各村の地方税納期内収入状況は、次のようになっている。

村名	税目	地租割				商業税			
	区分	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭	円 銭	円 銭	%
厚真村		一六〇・〇三	一六〇・〇三	—	一〇〇	二五〇・九八	二五〇・九八	—	一〇〇
安平村		五九・〇六	五九・〇六	—	一〇〇	三五六・八四	三三三・六三	二三・二一	九三
鵡川村		一三五・〇〇	一三四・三七	・六三	九九	二八八・九五	二八六・四五	二・五〇	九九

村名	税目	工業税				料理店税			
	区分	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭	円 銭	円 銭	%
厚真村		二三・六三	二三・六三	—	一〇〇	—	—	—	—
安平村		二二・三三	二二・三三	—	一〇〇	七〇・一七	七〇・一七	—	一〇〇
鵡川村		三七六・一二	二五四・一二	一二一・〇〇	六七	四八・四〇	四八・四〇	—	一〇〇

税目	飲食店税				湯屋税			
村名 ＼ 区分	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
	円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭	円 銭	円 銭	%
厚真村	八・五四	八・五四	—	一〇〇	二・一六	二・一六	—	一〇〇
安平村	八・一二	八・一二	—	一〇〇	一一・三四	一一・三四	—	一〇〇
鵡川村	一四・五二	一四・五二	—	一〇〇	四・二〇	四・二〇	—	一〇〇

税目	理髪税				代書業税			
村名 ＼ 区分	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
	円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭	円 銭	円 銭	%
厚真村	六・二四	六・二四	—	一〇〇	五・二〇	五・二〇	—	一〇〇
安平村	一四・六五	一三・四五	一・二〇	九一	三・七七	二・六〇	一・一七	六八
鵡川村	一四・六四	一四・六四	—	一〇〇	八・二〇	八・二〇	—	一〇〇

税目	市場税				車税			
村名 ＼ 区分	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
	円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭	円 銭	円 銭	%
厚真村	三・八四	三・八四	—	一〇〇	五二五・五〇	五二五・五〇	—	一〇〇
安平村	—	—	—	—	四六一・七〇	四四五・〇〇	一六・七〇	九六
鵡川村	—	—	—	—	四〇九・〇〇	四〇一・四五	七・五五	九八

村名＼税目＼区分	自轉車税				私法人建物割			
	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
	円銭	円銭	円銭	%	円銭	円銭	円銭	%
厚真村	四・〇〇	四・〇〇	—	一〇〇	—	—	—	—
安平村	三四・〇〇	三四・〇〇	—	一〇〇	一〇・三七	一〇・三七	—	一〇〇
鵡川村	三二・〇〇	三二・〇〇	—	一〇〇	一一・五八	一一・五八	—	一〇〇

村名＼税目＼区分	畜犬税				戸数割			
	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
	円銭	円銭	円銭	%	円銭	円銭	円銭	%
厚真村	一一・五〇	一一・五〇	—	一〇〇	一、九九〇・八四	一、九九〇・八四	—	一〇〇
安平村	二七・〇〇	二四・五〇	二・五〇	九〇	二、四四三・四九	二、三七九・七八	六三・七一	九七
鵡川村	一九・〇〇	一九・〇〇	—	一〇〇	一、八〇八・三八	一、六九七・一一	一一一・二七	九三

村名＼税目＼区分	課税ない税目									
	賦別割				船税	日本形船税	西洋形船税	玉突台税		
	調定額	収入額	滞納額	収入歩合						
	円銭	円銭	円銭	%	円銭	円銭	円銭	%		
厚真村	一、九一三・八六	一、九一三・八六	—	一〇〇	—	—	—	—		
安平村	九四一・〇九	九〇一・三九	三九・七〇	九五	—	—	—	—		
鵡川村	一、二五二・二五	一、二〇八・一五	四四・一〇	九六	—	—	—	—		

税目 / 区分 / 村名	合計			
	調定額	収入額	滞納額	収入歩合
	円　銭	円　銭	円　銭	%
厚真村	四、九〇六・三二	四、九〇六・三二	—	一〇〇
安平村	四、四六三・九三	四、三一五・七四	一四八・一九	九六
鵡川村	四、四二二・二四	四、一三四・一九	二八八・〇五	九三

第三章　住民の生活

第一節　学　校

(一)　厚真高等国民学校

北海道は大正十一年に実業補習学校規程にもとづく「高等国民学校準則」を訓令で定めた。本校は実業に従事する青年に「確固タル国家観念ヲ与ヘルト共ニ、実業ニ関スル知識ヲ得」させることを目的とし、修学年限二カ年、毎年冬期間約四カ月間教授するものであった。

この準則にもとづき、大正十二年六月一日私立胆振高等国民学校（設立者　那須正夫）が厚真村字振老に開校した。本校は昭和三年に村立厚真高等国民学校と改称、村経営となり同八年四月一日からは校則を改正し、本校所定の科目の全部を学習するものと、農業のみを専修するもの（農業のみは修学年限一年）に分けた。

昭和六年の事務報告には当時の状況を次のように報告している。

「昭和三年村経営トナリテ以来鋭意之カ内容ノ充實ヲ図リ従來實業科担任教員ハ小学校訓導之ヲ兼務ノ形式トナリ居リタルモ昭和六年度ニ至リ教諭ト資格変更スル等益々實業教育ニ意ヲ注キ十二月末現在ニ於ケル生徒数ハ五十名ニシテ前年ニ比シ八名ノ増加ヲ見漸次向上ノ域ニ進ミツツアリ。」

同九年三月三十一日本校は廃校となった。（厚真村史二七五ページ参照）

(二)　青年訓練所

大正十五年には實業補習学校と並立して青年訓練所が設置されている。青年訓練所は「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」ことを目的とし、おおむね一六歳から二〇歳までの男子と定められた。訓練科目は、教練のほか、修身および公民科・普通科・職業科とした。本村は大正十五年七月一日厚真第一青年訓練所（現厚真中央小学校）、同第二同（元楢山小学校）、同第三同（現上厚真小学校）に併置され、また、昭和八年四月一日には「本村ニハ現在三訓練所ノ設ケアルモ區域廣濶且ツ交通不便ノ爲入所成績及出席歩合良好ナラス青年訓練所設置ノ目的ニ副ハサルヲ以テ本案ノ通リ四訓練所ヲ増設シ成績ノ向上ヲ圖ラムトスル所以ナリ」との理由により村会の議決を得て、野安部太青年訓練所、軽舞同、入鹿別同、浜厚真同をそれぞれの小学校に併置し、村内の青年訓練所は七カ所となった。

昭和六年青年訓練事務報告

(イ)　一般ノ状況

大正十五年青年訓練所設置セラレテ既ニ五年ニ及ヒ逐年其ノ成績向上シ來リ一般青年並住民ニ及ホシタル影響不尠ヲ認ムルモ尚一般ニ其ノ趣旨充分ニ普及セラレサルノ憾アルヲ以テ昭和六年ニ於テハ鋭意之カ趣旨ノ徹底ニ意ヲ注ギタル結果前年ニ比シ入所出席歩合等向上セリ。

(ロ)　生徒募集

生徒募集ニ就テハ父母在御軍人分會、青年団、國民學校等ノ授助ヲ受ケ極力入所勧誘シタル結果十二月末ニ於ケル生徒数左ノ如シ

第一青年訓練所（厚真中央尋常高等小学校校舎）　六一名
第二青年訓練所（楢山尋常高等小学校校舎）　二八名
第三青年訓練所（上厚真尋常高等小学校校舎）　八二名

(三)　広域的教育施設の充実

室蘭支庁管内の室蘭町に庁立工業学校（現　室蘭工業大学）大正十三年には苫小牧町立高等女学校（現　北海道苫小牧西高等学校）の庁立移管による施設の充実と、中等教育機関の整備促進が管内広く住民から要望されていた。これらの教育機関は本村においても大きな影響を与えるものであり広域的な視野をもって村会に諮問・建議が提出されている。

建　議

意　見　書

室蘭町ニ中学校程度ノ廳立工業学校ヲ御設置相成候様致度左ニ理由ヲ附記シ北海道二級町村制第三十條ニヨリ意見其具申仕候也

大正三年八月十五日

厚真村會議長　赤　島　岩　藏

北海道廳長官　西　久　保　弘　道　殿

理　由

室蘭町ハ本道東海岸唯一ノ要港ニシテ近年長足ノ發達ヲ爲シ戸数六千餘、人口三万人ヲ超ヘ内外船舶ノ出入日ニ頻繁ヲ極メ東洋第一ト称スル日本製鋼所ハ事業益々發展ノ域ニ進ミ近ク輪西村ニハ規模宏大ナル製鐵所アリ又苫小牧村ニハ著名ナル王子製紙工場等アリ其ノ他進運發達ニ伴ヒテ亦種々ノ事業起ラントスル趨勢ヲ呈シ室蘭町ハ將來正ニ本道工業ノ中心タルヘキ運命ヲ有スルヤ明ナリ、今ヤ是等事業ニ從事スヘキ者ニシテ工業智識ヲ要求スルヤ緊切ナルモノアルニ不拘未ダ中学程度ノ工業学校ノ設置ナキハ甚タ遺憾トスル所ナリ而シテ該校ノ設置ハ獨リ室蘭町ノ利益發展ニ必要ナルニ限ラス実ニ地方ニ於ケル開発進運ニ及ホス利益甚大ナルモノ在リト思料ス仍テ速ニ設置セラレンコトヲ切望ス

苫小牧町立高等女學校の道立移管に関する請願書を提出している。

厚真村會諮問案第一號

苫小牧町立高等女學校ヲ北海道地方費ニ移管請願ニ関スル件

本年ヨリ苫小牧ニ開設セラレタル同町立高等女學校ヲ北海道地方費ニ移管請願ヲナサントス

右　諮問ス

大正十三年九月九日

厚真村長　赤　島　岩　藏

理　由

本道ニ於ケル中等教育機関ハ年ト共ニ完備ノ域ニ向ヒツツアリト虽モ女子教育ニ至リテハ其ノ施設未ダ完カラス就中本村並ニ隣傍町村ヲ中心トスル本道東南地方ニ於テハ從來其ノ施設ヲ見ル能ハザル状態ニシテ女子教育ノ振興上誠ニ遺憾トスル所ナリ。

苫小牧町ニ於テハ夙ニ此ノ情勢ニ鑑ミ曩々町費ヲ以テ高等女學校ヲ設置シタリト虽モ今校生徒ノ収容力ハ年歳僅カ五十名ヲ限度トスルカ如キ到底隣傍町村ノ期待ヲ満足セシムルコト能ハザル状態ニシテ當地方ニ於ケル女子中等教育ノ施設ハ未ダ以テ

全備セザルモノト謂ハザルベカラズ

然ルニ當地方ハ近時交通機関ノ完備ト相俟ッテ戸口ノ増殖著シク就中時世ノ進運ニ伴ヒ一般子女ノ教育亦著シク向上セルモノアリ到底初等教育ノミヲ以テ満足セシムル能ハザルトコロニシテ同校開設早々當村ヨリノ入學生モ不尠同校ノ完備充實ハ實ニ當地方ニトリ緊急トスルトコロナリト虽モ近時町村財政ハ窮迫セル状態ニアリ容易ニ之レカ要求ヲ満ス能ハサルト共ニ一面同校ハ本道女子中等教育施設分布ノ状況ニ察シ之ヲ北海道廳立ト爲スハ最モ適切ナルヲ認メ尚特ニ同町ヨリモ之レカ北海道地方費ニ移管請願方依頼越ノ次第モアリタレバ此際之レカ請願ヲ爲サムトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

右　答申

今田本村會ニ諮問セラレタル苫小牧町立高等女學校ヲ北海道廳立ニ移管請願ヲナサントスルモノハ未ダ當地方女子教育ノ施設ヲ見ル能ハズ是カ要望切ナルトキニ方リ苫小牧町ニ於テハ此ノ情勢ニ鑑ミ町費ヲ以テ高等女學校ヲ設置シタリト雖モ近時町村財政ハ窮迫セル状態ニ在リ到底之カ要求ニ副フ能ハズ尚本道女子中等教育施設分布ノ状況ヨリ見テ之ヲ北海道廳立トナスハ女子教育振興上最モ機宜ヲ得タルモノナルヲ認ム

右　北海道一級町村制第六十條末項ニ依リ答申候也

大正十三年九月九日

厚真村會議長　赤　島　岩　藏

厚真村長　赤　島　岩　藏　殿

(四)　第六尋常高等小学校（幌内）校舎増築と村内校下の戸数・人口

大正十年第六尋常小学校（元　幌内小学校）は、児童急増し一学級の教室では狭隘で授業が困難な状況になり、校舎増築工事の議案が村会に提出、議決されている。議案に先だって大正十年七月十二日協議された調書に幌内小学校並に村内各小学校校下の戸数・人口が記録され、村内教育事情を知ることができる。

参考

厚真第六尋常小學校増築ノ件

増築坪数　三〇坪二合五勺　左記圖面ノ通リ

右ハ左記調書ノ通リ就學児童ノ増加ヲ來シ現在ノ教室ヲ以テシテハ児童ノ収容不可能ナリ、此状態ハ單ニ一時的現象ニアラズ將來ニ渉リテ持續スヘク趨勢ナルヲ以テ尚一教室ヲ増築セントス

調書

一　幌内耕地総反別　田　五五町五反歩、畑　二一〇町四反歩（大正九年度）

二　第六尋常小学校（元　幌内小学校）児童数の状況（上幌内特別教授場児童ヲ除ク）各年五月一日現在

児童数	区分／年
65人	大正 3 年
59	同 4 年
75	同 5 年
88	同 6 年
84	同 7 年
103	同 8 年
95	同 9 年
111	同 10 年
115	同10年7月1日現在

三　各學校就学児童・校下戸数・人口比較

（大正十年七月一日現在）

区分 ＼ 學校名	第一尋常高等小学校（現 厚真中央小学校）	第二尋常小学校（元 楢山小学校）	第三尋常小学校（現 富野小学校）	第四尋常小学校（元 浜厚真小学校）	第五尋常小学校（現 軽舞小学校）	第六尋常小学校（元 幌内小学校）
校下戸数	610 戸	71	138	96	142	124
校下人口	3,371 人	408	780	614	757	737
児童生徒数	575 人	99	140	70	147	121
学級数	10	2	2	1	2	1

第七尋常小学校（元 高丘小学校）	第八尋常小学校（現 鹿沼小学校）	計
90	94	1,365
514	556	7,737
76	66	1,294
1	1	20

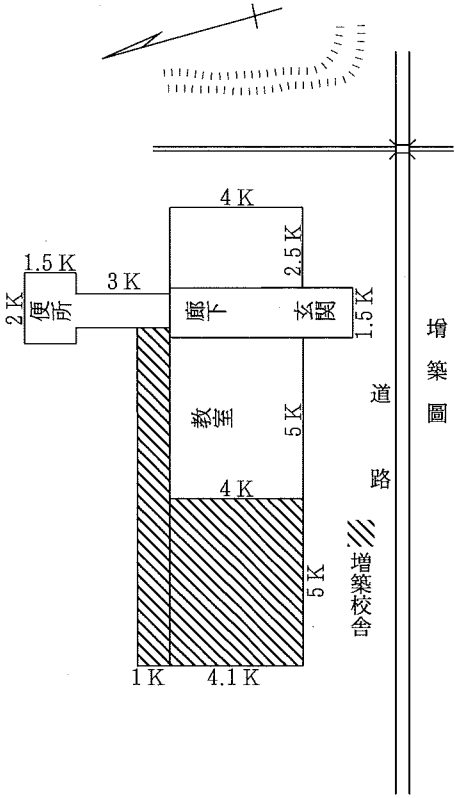

第二節　隔離病舎

大正三年本村に多数の伝染病患者が発生した、このため患者を健常者から隔離するため隔離病舎を同年六月七日字チケツペ一二七三番地（現　本郷一七四番地）に同病舎建物面積一八坪五合を新築している。（厚真村史六四四㌻参照）大正四年には、さらに広大な面積を確保するため候補地を選定した結果、字ニタツポロの国有未開地五九町一反九畝二六歩のうち未開地二〇町を村立隔離病舎敷地として次の理由で無償付与を出願した。この土地は隔離病舎の近傍と推測される。

理由

隔離病舎ハ傳染病豫防上必要ナルハ論ヲ俟タス大正三年度ニ於テ本村ニ多數ノ傳染病患者発生シ隔離病舎ノ開設ヲ見ルニ至リ爲メニ傳染病豫防費用トシテ支出シタル費額千五百六十餘円ノ多キニ達スル而シテ之レカ實歴ニ鑑ミ隔離病舎開設ノ場合ニ於テハ周圍各百五十間位ノ地点ニ於テ一般人民ノ交通ヲ遮止スルノ必要ヲ認メタルニ依リ幸ヒ本願地ハ未開地ニ属スルヲ以テ約三百間四方ノ土地ヲ隔離病舎敷地トシテ無償付與ヲ受ケ適當ノ時機ニ於テ之レカ中央ノ地点ヘ隔離病舎ヲ移轉若ハ新築シ以テ隔離ノ主旨ニ副ハン爲メ敷地トシテ未開地二十町歩無償付與ヲ出願セントスル以所ナリ

大正四年七月二十日　厚真村長　赤　島　岩　藏

大正十四年六月には隔離病舎を左記の理由により厚真市街地の近郊に設置すべく、厚真村字フレナイ（現　表町）の当時の河川切替による古川の中にあった国有未開地二町六反六畝二〇歩を取得し、隔離病舎を移転する計画もあったが、実現には至らなかった。

理由

本村既設隔離病舎ハ狭溢ニシテ且ツ建築十数年ヲ経過シタルヲ以テ腐朽甚タシク又不便ノ地ニアルヲ以テ今回如上ノ土地賣

拂ヲ受ケ移転改築シ以テ有事ニ際シ遺憾ナカラシメントス

第三節　鉄　道

(一)　早来軌道株式会社

大正年代半ばに至り、この地方の開発も次第に進められ人口の増加を示したが、従来ほとんど木材運搬専用軌道であった、馬車鉄道を開放して、一般客貨の運輸に供し一層地方の開発に資せんとの議が起り、永谷仙松ほか十名により早来軌道敷設特許を出願、大正九年十二月三日付をもって鉄道・内務両大臣より特許状が交付された。翌十年には早来・振老（現本町）間の既設軌道の改良工事を施行し、その他諸設の準備を進め同年九月八日に早来軌道株式会社（資本金十三万円）を創立、同十一年一月十八日馬車鉄道による一般旅客および貨物の輸送営業を開始した。

同社の取締役には安平村字早来の志賀　智が就任したが、翌十一年二月の臨時総会において永谷仙松が代って代表取締役に就任している。

大正十四年二月末現在　早来軌道株式会社

本店所在地　勇拂郡安平村字早来

設立年月日　大正十年九月八日

社　　長　永谷　仙松

事　　業　旅客及び貨物の運送（早来－厚真間に馬車軌道敷設）

資　本　金　拾参万円（拂込額九万壱千円）

積　立　金　四、一四二円六七銭

純　益　金　六、六三五円一〇銭（大正十三年）（拓殖補助金七、五五三円一七銭より営業損金九一八円〇七銭差引く）

配　当　金　四、五五〇円（配当能五分）

(二)　厚真軌道株式会社

大正十五年に村内振老・幌内間の木材運搬専用軌道を一般客貨運輸を行うための軌道改良工事を計画施行するため、同年五月に厚真軌道株式会社（資本金十五万円）を設立した。会社所有の軌道区間は早来軌道株式会社の延長線上にあたり、運輸系統を同じくするもので両社の対立は共に不利なるにより経営の円滑、経費の節減のためをもって、昭和四年五月二十日早来軌道株式会社に併合した。

厚真軌道株式会社

設立年月日　大正十五年十月十日

社　　長　取締役　安平村字早来　永谷　仙松

取　締　役　安平村字早来　志賀　智、室蘭市　斉藤　良三、厚真村字振老　数井　亀吉

監　査　役　厚真村字知決辺　佐々木理助、同村字ウクル　鬼頭重太郎

事　　業　旅客及び貨物の運送（厚真―幌内間に馬鉄軌道）

資　本　金　拾五万円

昭和二年十一月十八日志賀　智社長となる。また、同四年五月二十日監査役鬼頭重太郎辞任、かわって厚真村字振老木村鉄三郎が就任している。

（札幌法務局苫小牧支局「閉鎖登記簿」による）

大正九年厚真村字知決辺より字幌内に至る専用馬車軌道敷設、道路占用許可並に占用料徴収に関する諮問案が村会に提出されている。この内容により大正年代当時の馬鉄状況を知る上で参考となろう。

道路占用並ニ占用料徴収ニ干スル諮問案

一、占用個所　厚真村字知決辺ヨリ字幌内ニ至ル村道幌内街道筋

二、使用目的　専用馬車軌道敷設

三、使用期間　専用軌道敷設ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ満五ケ年間

四、出願人　勇拂郡安平字早来三十四番地　永谷　仙松

右諮問ス

大正九年九月八日　承認議決

厚真村長　赤島岩藏

諮問案ニ對スル答申

今回本村會ニ御諮問相成候　道路占用許可並ニ占用料徴収ニ干スル諮問案ニ付テハ専用馬車軌道ヲ敷設シ貨物ノ運送ヲ目的トスル願意ニシテ従来米穀　薪炭其他貨物ヲ搬出スルニ不便ヲ感シテイル本村ニ於テハ新ニ運輸機関ノ設置ヲ見　貨物ノ集散上利便ヲ得ルハ一村ノ発展ヲ助クル所以ニシテ公益上ヨリ見テモ機宜ニ適スルモノト信スルヲ以テ占用料ヲ徴セスシテ之ヲ許可スルヲ穏當ト認ム

大正九年九月八日

厚真村會議長　赤島岩藏

厚真村長　赤島岩藏　殿

大正14年12月21日　道路占用に関する諮問案に添付された馬車鉄道図

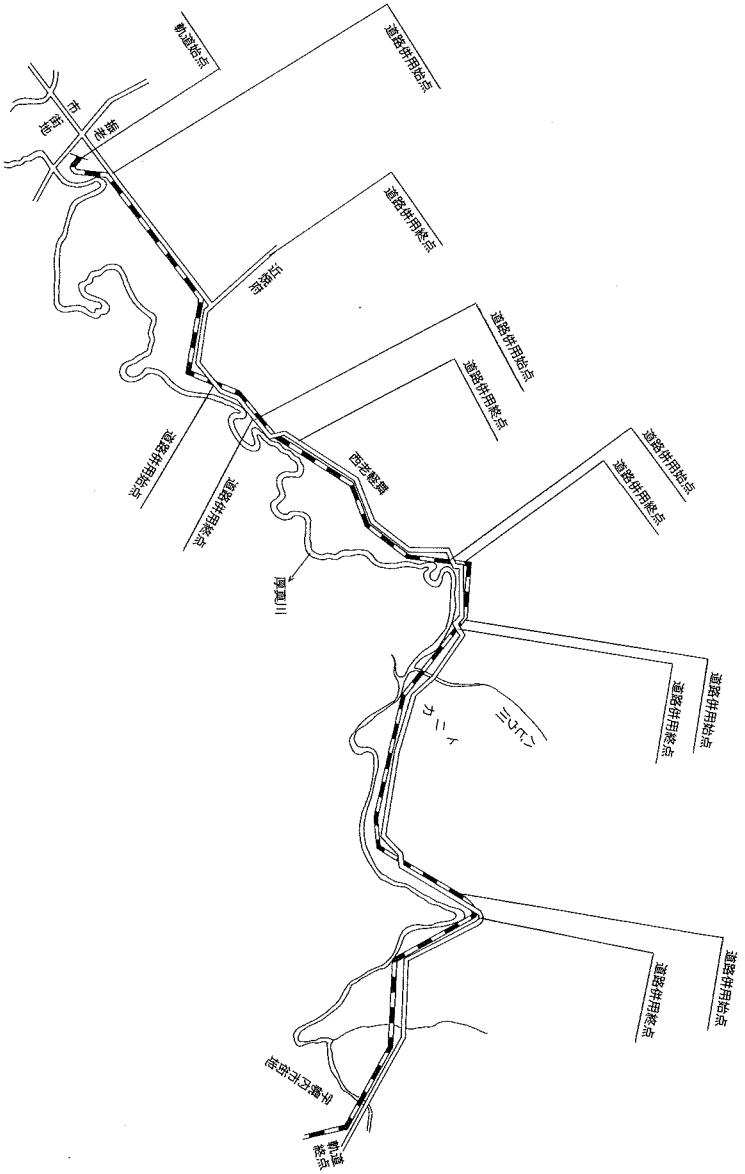
道路併用始点
道路併用終点
道路併用始点
道路併用終点
道路併用始点
道路併用終点
道路併用始点
道路併用終点
道路併用始点
道路併用終点
道路併用始点
道路併用終点
道路併用始点
道路併用終点
西北鉄橋
三ツ木
カハイ
馬車鉄道
馬車鉄道
馬車鉄道

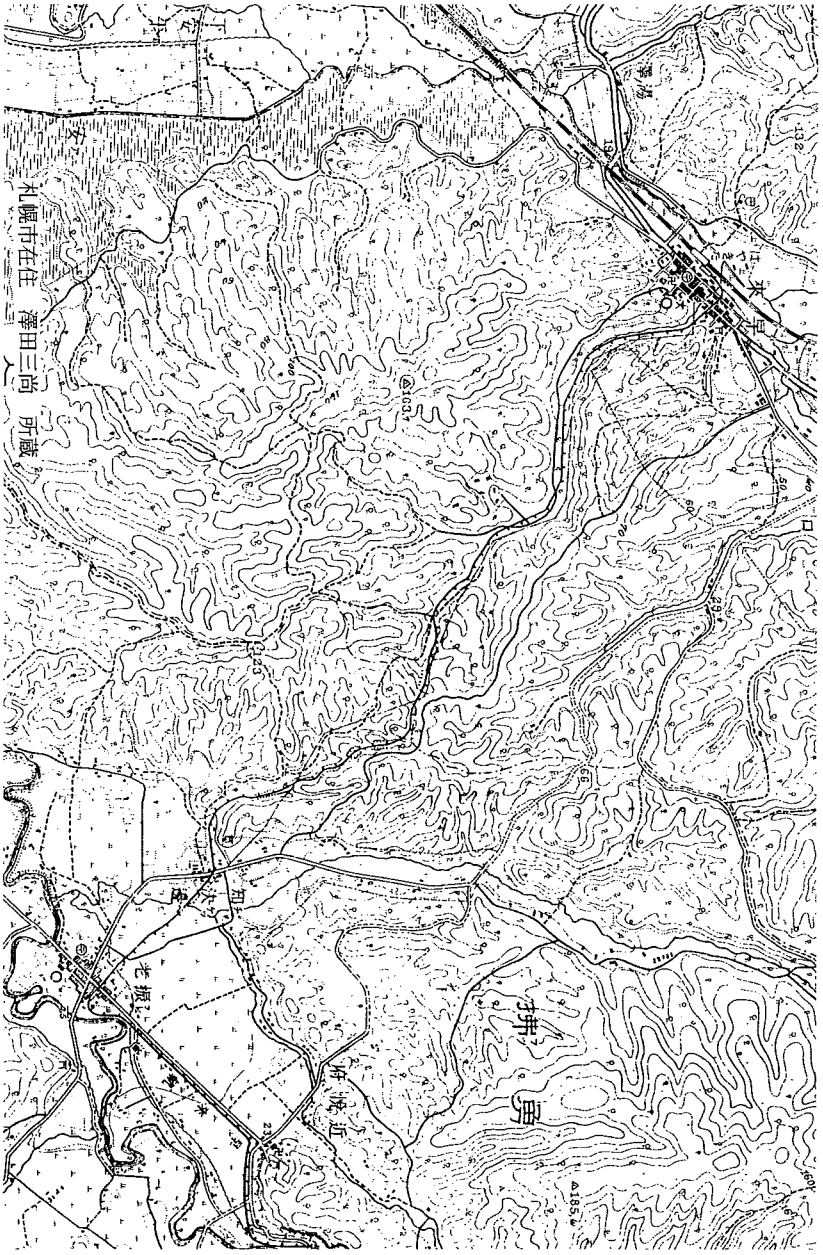

昭和5年振老・早来間馬車鉄道図

振老・早来停車場間の馬車鉄道は、現在の厚真町本町六十一番地から厚真町農業協同組合前の一般道道幌内早来停車場線を横断し、同組合横を通り水田地帯を斜めに厚真バス株式会社方向へ、そして本郷公民館前を通り沢に沿って早来町の町有林内トキサラマップ川沿に早来町市街地内の現ＪＲ早来駅前まで敷設されていた。

早来軌道株式会社の軌道施設は、営業哩程四・九哩、軌間二呎（フィート）六吋（インチ）、動力　馬力、資本金十三万円、建設費九万四千百五十六円七十二銭であった。

ア　私鉄軌道助成金

政府並びに北海道庁は、私設鉄道および私設軌道の奨励を図る意味で大正八年から助成金の交付をしている。早来軌道株式会社に対する助成金は、第一期拓殖計画の中で大正十一年から昭和元年まで三万六千六百九十三円、昭和二年から同六年まで拾一万二千九百四十五円、昭和七年から同十一年まで拾二万五千二百二十円、この期間の総額二拾七万四千八百五十八円の助成を受け施設維持の一助とされていた。なお、昭和十二年度以降も助成金の交付がなされているが会社別助成金は昭和十六年一万六千七百十五円十銭五厘、同一七年一万六千六百二円四十六銭八厘を除き記録不明である。

地方鉄道建設および改良費並びに営業収支調（自大正九年度至昭和元年度）

早　来　軌　道

年度	営業年度	建設改良費	収入金額				支出金額	当期収支差引損益金
			客車収入	貨車収入	其他収入	計		
		円	円	円	円	円	円	円
大正一一	自大正十一年一月一日 至同　年六月三十日	九四、一五六・七二	四、六三八・二五〇	一五、〇〇六・九七〇	五六・七〇〇	一九、七〇一・九二〇	二三、六九五・四〇〇	△三、九九三・四八〇

一一	自大正十一年七月一日至同十一年十二月三十日	九四、一五六・七一〇	三、九八四・二五〇	七、六九四・八六〇	七〇、〇〇〇	一一、七四九・一一〇	一四、三三一・三六〇	公一、五八二・二五〇
一二	自大正十一年十二月一日至同十二年五月卅一日	九四、一五六・七一〇	四、三三八・三〇〇	一四、一七七・八一〇	六、八四・五〇〇	二五、三〇〇・六一〇	一九、一四五・八六〇	六、一五四・七五〇
同	自大正十二年六月一日至同十二年十二月三十日	九四、一五六・七一〇	四、二三三・〇〇〇	一〇、五四三・二五〇	三、八一五・一九〇	一八、五八一・四四〇	一五、七一八・九〇〇	二、八六二・五四〇
一三	自大正十二年十二月一日至同十三年五月卅一日	九四、一五六・七一〇	四、一五九・一〇〇	二四、三七八・五九〇	七、六七五・四八〇	三六、二一二・九七〇	二九、三八六・四五〇	六、八二六・五四〇
同	自大正十三年六月一日至同十三年十二月三十日	九四、一五六・七一〇	四、二三〇・一〇〇	一四、二五一・四三〇	三、九一六・五一〇	二三、三九〇・〇五〇	一八、八一三・九一〇	三、五八五・一四〇
一四	自大正十三年十二月一日至同十四年五月卅一日	九四、一五六・七一〇	四、一一五・三〇〇	二三、五〇七・〇五〇	三、九七四・九九〇	三〇、五九七・三四〇	二六、九三二・六五〇	三、六六四・六九〇
同	自大正十四年六月一日至同十四年十二月三十日	九四、一五六・七一〇	四、三八九・四〇〇	一三、七六九・八三〇	四〇、一〇・六八〇	二三、一六九・九一〇	二、一六三・三四〇	一、〇〇六・五七〇
一五	自大正十四年十二月一日至同十五年五月卅一日	九四、一五六・七一〇	三、八三七・七〇〇	二〇、五三一・四六〇	三、八一六・一五〇	二八、二五四・三一〇	二四、九七八・七九〇	三、二七五・五三〇
同	自大正十五年六月一日至同十五年十二月三十日	九四、一五六・七一〇	三、八九九・三〇〇	一三、七三一・八五〇	三、八七三・六五〇	三一、五〇五・八〇〇	一八、九九八・六一〇	二、五〇七・一九〇

（「新北海道史」第八巻史料二）

イ　早来軌道・厚真軌道の輸送実績

早来軌道株式会社の輸送実績

区分＼年次	大正十三年末	同　十四年末	同十五年度 昭和元年度	昭和二年度	同　五年度	同　六年度	同　七年度
区間							
早来・知決辺間	同　上	同　上	同　上	早来・幌内間	同　上	同　上	

原動力	馬力	同上	同上	同上	瓦斯倫（ガソリン）・馬力	同上	同上
旅客	一九、五八四人	一九、九一六人	一七、八八四人	一七、三一九人	二九、六一五人	一六、〇二三人	一六、〇二七人
荷物	不明	不明	一八、一四〇t	一六、〇八九t	二七、七四八t	一一、一〇〇t	一三、一八〇t

（各年「北海道廳統計書第二巻勸業之部」北海道廳発行）

厚真軌道株式会社の輸送実績

区分＼年次	昭和三年度
区間	知決辺・幌内
原動力	馬力
旅客	四、九六四人
荷物	一〇、九七七t

注　昭和四年以降は、早来軌道の輸送状況に含まれている。

（昭和三年「北海道廳統計書第二巻勸業之部」北海道廳発行）

昭和十六・十七年の営業成績

昭和16年（自15年12月1日 至16年11月30日）				昭和17年（自16年12月1日 至17年11月30日）			
科目	當期	前年同期	差引増減	科目	當期	前年同期	差引増減
	円　厘	円　厘	円　厘		円　厘	円　厘	円　厘
運輸収入	四四、二五九・一四〇	三九、七一七・八五〇	四、五四一・二九〇	運輸収入	四九、七六二・四七〇	四四、二五九・一四〇	五、五〇三・三三〇
営業費	五一、九八三・九二	四六、六四〇・五五六	五、三四三・三五六	営業費	七一、五七五・一〇四	五一、九八三・九二	△一九、五九一・一九二
損益	△七、七三四・七七二	△六、九二三・七〇六	△八〇二・〇六六	損益	△二一、八二二・六三四	△七、七三四・七七二	△一四、〇八七・八六二

（北海道土木部監理課　私設鉄道助成金対象調査復命書）

昭和十五年十二月から十六年十一月間の早来軌道利用状況（月間）

駅名＼年月	昭和十五年十二月		同十六年二月		同年四月		同年六月		同年八月		同年十月	
	乗客	降客	乗客	降客	乗客	降客	乗客	降客	乗客	降客	乗客	降客
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
早来駅	一、一八六	六八二	一、一七七	八〇八	一、三〇四	一、〇二八	一、〇七〇	七七五	一、九三五	一、一八三	一、〇七八	八〇二
知決辺（厚真）駅	一、一九六	一、二三一	九九六	九五九	一、二〇一	一、二二七	八八二	八八四	一、二六八	一、四三一	七四八	九四八
西老軽舞（停）	—	六一	—	二〇	—	四四	—	二一	—	六七	—	三八
トニカ（停）	—	一八八	—	九四	—	二三〇	—	一六九	—	三五三	—	六八
幌内駅	四七	一四八	三五	一三八	七二	一七四	六八	七一	一八〇	二〇五	七二	五二
計	二、四二九	二、三一〇	二、二〇八	二、〇一九	二、五七七	二、五九三	二、〇二〇	一、九二〇	三、二八三	三、二三九	一、八九八	一、九〇八

（北海道土木部監理課　私設鉄道助成金対象調査復命書）

ウ　ガソリン車の導入

早来軌道株式会社では、昭和六年に従来の馬車鉄道を廃して新たにガソリン車を購入使用することとなって、交通上に一大革新をもたらした。ガソリン車による営業粁程は早来・知決辺間七・八九㌔、知決辺・幌内間一〇・九五㌔、総区間は、一八・八四㌔に二十六馬力機関車四輌で、客車定員二二名のもの二輌、一二名のもの二輌で五回運行していた。ほかに貨物運搬用無蓋貨車が四〇輌あり、一輌の積載能力は五㌧であった。このガソリン機関車が村民の行動半径を広め、さらに農産物、木材等の輸送に大きく寄与していた。

昭和十六年当時の事情は、太平洋戦争下に直面し瓦斯倫（ガソリン）の配給不足を木炭代燃をもって補充するため動力不足を来たしている。同年九月以降ガソリン消費規制が極度に強化され五月の配給量は当社の経済消費量六〇〇

□に対し一六八□に過ぎず、十二月に至っては配給量七二□と十分の一に減量され、この対策として木炭瓦斯（ガス）発生爐を機関車に取付け牽引するも、知決辺・早来間の勾配においては従来の五〇％程度の牽引力しかなく特に冬期の牽引は困難であった。また、機関車の故障も多く多額の修繕費を要している。

長期対策としては、軌条重量変更により重動力車の運行を検討してみるも一〇万円以上の資金を要し、当時の利用客貨の見通しから可能性に乏しかった。一方、地方交通の事情より見るとき本村中心市街地への陸運交通機関は、一に本線の利用に在り本線輸送力の強化は等しく本村住民の要望するところであり、早来軌道株式会社もこれに応えるべく努力をしたが会社の経営経済力では困難な問題が多く、道路事情の徹底的改良により自動車事業への転換も一方法との検討もあった。

エ　駅名改称

昭和七年二月十日には国鉄室蘭線に接続する系統運輸が認められ、全国の乗車券の発売が行えるようになった。また、従来駅名は「知決辺」であったため厚真村の中心市街地の存在が不明確であり、来村者のとまどい、貨物の誤配送が生じるなどの混乱が起り、駅名改称請願が村会に提出されている。

議案第十號

驛名改稱方請願ノ件

本村「知決辺驛名」ヲ「厚真驛」ト改稱方其の筋へ請願スルモノトシ請願書作製ハ村長へ一任スルモノトス

昭和十一年六月十三日提出

厚真村長　亀　井　喜　久　太　郎

オ　思い出の時刻表

当時を思い、昭和九年知決辺・早来間の時刻表と同十九年厚真・早来間の時刻表さらに室蘭線早来停車場の時刻表を掲載する。

昭和９年の時刻表

半　九年十二月一日改正豫定　早来・知決邊間㊟（早来軌道線）　三等車ノミ

知決邊行					粁程	運賃	驛名		早来行				
1	3	5	7	9					2	4	6	8	10
…	835	1100	240	445	755	0.0	錢	發　早　来　着	815	1005	210	425	730
…	849	1114	254	459	809	3.1	14	〃　中　土　場　發	801	951	156	411	716
…	859	1124	304	509	819	4.7	22	〃　　峠　〃	751	941	146	401	706
…	915	1140	320	525	835	8.0	30	著　知　決　邊　發	735	925	130	345	650

当時の室蘭線　早来・停車場　接続時刻表

苫小牧方面行		岩見澤方面行	
午前	7 24	午前	6 19
〃	10 54	〃	8 30
		〃	10 14
午後	2 31	午後	0 40
〃	4 35	〃	3 21
〃	7 49	〃	6 23
〃	8 58	〃	9 53

昭和19年の時刻表

19. 10. 1 改正　早来・厚眞間㊟（早来軌道線）連絡驛ノミヲ示ス

粁程	運賃	驛名		1	3	5	7	
0.0	錢	早　来	發	840	1100	1440	1650	…
8.0	40	厚　眞	着	920	1140	1520	1730	…
粁程	運賃	驛名		2	4	6	8	
0.0	錢	厚　眞	發	735	930	1330	1535	…
8.0	40	早　来	着	815	1010	1410	1615	…

当時の室蘭線　早来・停車場　接続時刻表

苫小牧方面行	岩見澤方面行
7 26	5 35
10 51	8 32
	10 24
14 32	12 56
16 39	15 25
19 14	18 08
20 53	21 55

カ　昭和十五年時早来軌道株式会社

資本金　二八万円

建設費　二七万九千一四円一四銭

営業粁程　一八・六哩

厚真・早来間　八・〇哩（北海道鉄道百年史下）

厚真・幌内間　一〇・六哩（同右）

許可および開業年月日

厚真・早来間　大正九年十一月三十日許可　大正十一年一月十八日開業

厚真・幌内間　大正十五年九月四日許可　昭和二年二月十二日開業

軌條　十六ポンド

軌間　二フィート六インチ（約七六・二糎）

ガソリン機関車　四輛（一輛四、〇〇〇円）公称馬力二六　実馬力二二

客車　定員二二人（二輛）定員一二人（二輛）

貨車　無蓋四〇輛　一輛能力五トン

客車運輸回数　一日五回（往復）冬期間木材運搬のため臨時列車運転

運輸収入（一日平均）旅客三二円　手荷物二円　貨物一〇〇円　合計一三四円

従業員　事務員七名　運転手四名　車掌一名　保線工手一〇名

営業所棟数および坪数

早来本社（昭和四年九月十日新設）

事務室、運輸室、待合室、応接室、宿直室、計五四・五坪

厚真営業所（昭和四年九月十日新設）
事務室、待合室、宿直室　計二七坪
幌内営業所（昭和二年二月五日新設）
事務室、待合室、宿直室　計二〇坪

昭和十九年七月二十一日本社を厚真村字振老に移転、同年十一月八日早来軌道株式会社の社名を早来鉄道株式会社と改称した。

キ　バス転換・軌道の撤去

昭和二十四年三月十二日従来の軌道による輸送をバスに転換する。翌年十二月厚真村議会は軌道撤去に同意した。

諮問案第一号
早来鉄道軌道條撤去について
早来鉄道株式会社所有に係る厚真早来間の軌道條について、同会社から全線撤去することの同意を求めてきたがこれについての意見を諮う。
昭和二十五年十二月十五日提出
厚真村長　池田宗正

右　撤去することに同意する。

明治三十七年十二月に竣工、開業した三井物産合名会社専用馬車鉄道は、木材専用から客貨輸送に、馬車鉄道からガソリン機関車牽引と幾多の変遷をたどり、輸送力の強化、村民の足、生活・生産資材・木材・農産物等の搬出入に利便を与えてきたが、軌道の維持管理時代のすう勢であった交通手段の普及と多様化により、これ以上の経営は困難

となり早来・厚真間軌條は全線撤去され、四十五年間の鉄路は消えていった。

早来軌道時代の代表者

社長　志賀　智（大正十・九・八～大正十一・二・二十五）早来軌道株式会社（大正十・九・八）

同　永谷仙松（大正十一・二・二十五～昭和二・十・二十四）

同　志賀　智（昭和二・十・二十四～同二十三・六・十七）早来鉄道株式会社（同十九・十一・八）

同　谷田正雄（昭和二十三・六・十七～同三十八・五・三十二）早来運輸株式会社（同二十六・九・十）

(三)　日高線

ア　駅名改称

開業当初の驛名は「厚真」であったが、これは村名と同じであり村外者には、厚真村役場所在地と同一の地との誤認があり非常に紛らわしいため、厚真村会において驛名改称の建議がなされている。

建　議　案

驛名改称ノ義ニ付希望陳述ノ件

苫小牧軽便鉄道停車場「厚真」ト呼ブ驛名ヲ適當ノ名称ニ改メラレン事ヲ希望ス

理　由

本村ハ村名ヲ「厚真」ト称シ其ノ下ニ十九部落ヲ包容シテ以テ一村ヲ形成シ凡テノ官公衙銀行会社其ノ他團体ハ皆之レニ冠スルニ「厚真」ノ村名ヲ以テシ其ノ重ナルモノハ早来軌道ノ終点振老ノ村役場所在地ニ集マレリ然ルニ苫小牧軽便鉄道ノ驛名ニ「厚真」トアルヲ世間之レヲ同一箇所ナリト誤認スルモノ多ク本村ニ来往スル人士ニシテ不知案内ノ者ハ鉄道時間表ヲ見テ苫小牧本線ヲ態々軽便鉄道ニ乗替「厚真」ニ下車シテ初メテ目的地ノ相違セルコトヲ知リ再ビ引返シテ更ニ早来驛ヨリ馬車軌道ニ依リテ所用ヲ達セルノ不便ヲ繰返スモノ多ク殊ニ貨物ニシテ同様ノ誤送ニ懸ルモノ又尠カラズ其ノ時間ト費用トヲ空費ス

ルノ不便言フベカラズ同駅ニ於テモ其ノ手数ヲ煩ハス事頻々タルハ既ニ認知セラルルノ事実ニ有之候
右之事情御調査ノ上速ニ驛名御改正相成候様希望ニ不堪候依テ村会之決議ヲ経テ此段希望及陳述候也

大正十四年十月二十六日

厚真村會議長
厚真村長　赤島岩藏

苫小牧軽便鉄道株式会社
専務取締役社長　安達　正殿

驛名は、大正十四年十一月十五日から「厚真」を「濱厚真」に改称された。

イ　国有鉄道日高線

昭和二年に至って政府は、苫小牧軽便鉄道とこの鉄路の延長線にある日高拓殖鉄道（当時は佐瑠太・静内間営業）の二路線を鉄道政策の建前から一括して政府が買収することになり、同年八月一日をもって鉄道省に引き継がれた。ところがこの路線は、軌間二フィト六インチ（約七六・二㌢）の軽便鉄道の敷設であったため名称の国有鉄道というだけにとどまらず、新たに三フィト六インチ（約一〇六・六㌢）広軌道に切替えという大工事があった。

苫小牧軽便鉄道並びに国有鉄道日高線　浜厚真停車場の旅客乗降・貨物取扱数

駅名	浜厚真停車場							
区分	旅客		貨物		手小荷物			
	乗車	降車	発送	到着				
大正十五年 昭和　元年度	五、〇七二人	四、四八〇人	二〇一t	一六三t	不明			
昭和二年度	九、六四五人	九、八七六人	二六一t	八一六t	一t			
同三年度	一六、九八七人	一七、二七六人	六一七t	二、二四七t	四t			
同五年度	一二、八五九人	一〇、一三五人	九一三t	六〇三t	三t			
同六年度	一〇、五七六人	八、〇七一人	七二四t	二八九t	二t			
同七年度	八、七一九人	七、〇二九人	七八八t	六三一t	二t			

（各年「北海道廳統計書第二巻勧業之部」北海道廳発行）

日高本線浜厚真駅時刻表大正十四年・昭和十九年・平成七年分を掲載する。

日高本線浜厚真駅時刻表
（苫小牧方面行）

平成７年	昭和19年	大正14年
時　分	時　分	時　分
6：38		6：13
7：25	7：08	
8：58		9：06
11：18	10：41	12：53
13：06	13：38	
15：04	16：25	15：33
17：29		
19：35	20：37	19：33

（鵡川方面行）

平成７年	昭和19年	大正14年
時　分	時　分	時　分
6：10	5：42	6：12
8：37	9：15	
10：56		10：02
12：35		12：52
13：52	13：01	
14：43		
15：58	15：52	16：27
17：07		
18：27		
19：14	19：02	19：32
21：36		

(四)　旧金山線

ア　金山線鉄道建設計画

室蘭線の早来停車場を起点とし振老（現厚真市街）を経由する鉄道計画については、本誌一六九㌻に若干記述してあるが詳細をここに記載しておく。

明治三十九年に炭鑛鉄道が国有になった頃、早来から振老・穂別を経て釧路本線（現根室本線）金山停車場（南富良野町）に達する金山線鉄道の建設計画が、北海道炭鑛鉄道株式会社から敷設出願がなされたことがあるが、当時の政府には、官設の計画があったためこれを許可しなかった。厚真・安平両村の住民は、早くよりこの鉄道敷設を熱望していた。明治四十三年一月両村有志協議の上、早来の木呂子鉞弥を委員に選び両村住民七百余名の同意捺印を得てその期成運動を展開し、同年二月に厚真村長赤島岩藏、有志代表木呂子鉞弥が上京して、本道出身代議士の紹介により早来・金山間鉄道速成の請願書を貴・衆両院に提出した。同年三月この請願が貴族院において採択され、現地調査をすることになった。ついで六月には鉄道院の板倉枝手が、早来・金山間鉄道予定地実地踏査のため安平村字早来のカネキ旅館に宿泊して測量等を行った。

関係村民らはその後もこの速成運動を継続し、大正三年には再度上京して、貴・衆両院に対して請願書を提出し、両院の採択を受けた。大正六年九月に至り室蘭の楢崎平太郎・安東定次郎ら一五名の発起人をもって、早来を起点とする軽便鉄道の金山鉄道株式会社線として出願があり、さらに早来・厚真・穂別・富内等の住民五百九十四名により軽便鉄道速成に関する請願書が提出された。

大正七年七月五日付をもって鉄道院より、勇払郡穂別村地内の支線敷設の申請を含めて出願者楢崎平太郎ほか一四名に対し延長七二哩三鎖（約一一六・三㌔）の鉄道敷設免許状が交付された。金山鉄道株式会社は同年十二月十七日

総会を開き、社名を北海道鑛業鉄道株式会社と改称し資本金一千万円をもって設立した。社名の変更は、「一般運送ノ業ニ兼ネテ石炭其他ノ鑛業及其付帯事業」を営むことにしたためで、この兼営については大正八年一月二十日に申請し、同年四月二日に許可を得た。

金山線敷設許可のことを在京中の安東定次郎より電報にて通知を受けた鉄道敷設予定沿線住民の喜びは計りしれないものがあったと推測する。

ところが、この鉄道敷設決定までにはいろいろな問題があって、特に路線敷設位置については、楢崎平太郎を中心とする室蘭側と王子製紙直営の苫小牧軽便鉄道側との意見が食い違い、はげしい対抗意識を持つことになった。すなわち、この路線問題は政府が国営鉄道として計画しはじめた大正初年にさかのぼることになる。室蘭側が逸速く、この鉄道敷設計画を聞くや、早来を起点として金山間に至る路線を要望して立った。一方苫小牧側は、早来が起点となれば町の繁栄が減殺するとし、苫小牧起点落合間を力説し対抗運動の展開となった。

苫小牧には王子製紙の経営する苫小牧軽便鉄道が、日高の人口たる佐瑠太まで達しており、大正二年からは原木輸送を中心としながらも一般営業線となっていた。そして、その後もこれらの鉄道を延長し、日高の豊富な山林資源を開発しようと考えていたことは営利上当然のことである。このことは大正七年の第四〇議会に提出した請願書からも明らかなことである。

落合・苫小牧鉄道敷設の件

北海道空知郡南富良野村落合駅より分岐し、同郡占冠村勇拂郡穂別村同似湾村を経て同郡鵡川村に出て同駅に於て私設苫小牧軽便鉄道線に合する延長線七〇マイルの区間に鉄道を敷設せられんことを請願仕候

理　由　書

（前略）仄聞する処に依れば金山早来私設鉄道請願せられたりと、同出願沿線は流域狭小にして殖民を包容するに面積少なく、従って両岸相迫り重畳高嶺の多き線路たるに拘らず比較的鉄道経済を支持すべき鉱産物の発見せられたるも少なきは甚だ遺憾とする処に候、或は曰はん今回請願せられたる私設鉄道は、十勝・室蘭・札幌・函館の短縮線なりとせんも此短縮線には曩に金山夕張線の御計画あるやに聞及べるものあるを以て将来該線の敷設せられるに於ては（中略）早来・金山の私設線は殆んど価値なく無用に属するものに有之候、之に反し本出願線は比較的稍距離延長するも勾配緩にして工事容易なるのみならず其流域広大にして本道の主要貨物たる石炭、石油、金、銀、鉄の鉱物各所に埋蔵せられ既に採掘の手続きをなしたるもの数千万坪に達し運搬の完備せらるると共に続いて発掘せられるべき富源に有之候、加えるに本線の左右に位する地方は開発せられざる大森林を有し之等の木材は実に無尽蔵と称せられるものに候（後略）

（堀江敏夫「苫小牧地方鉄道史」昭和四十三年　苫小牧地方史研究会）

このように苫小牧側は室蘭の主張に真っ向から立ち自線を誇示するところさえあった。しかし、この苫小牧の運動も政府が経営上の都合により急速に着手できないことになり、王子製紙、三井物産はこれを私設鉄道として経営しようとし、その免許の出願を提出した。

一方、室蘭側はむしろ小樽港との対抗が主眼で、新線に期待するところは石狩、十勝の国境以南で、十勝線と連絡し、小樽に回送すべき根室、釧路、十勝方面の物資を自港に吸収しようとするためで、落合を連絡点とするのは、どうしても賛成できない実情があったのである。この点、木材輸送を主眼とする苫小牧軽便鉄道との意向と相反するところがあった。

室蘭側も、早来・金山間鉄道敷設の請願書を同四〇議会に提出しており、これと相提携して楢崎平太郎を中心とする私設鉄道の敷設免許の出願があり苫小牧、室蘭とも国営鉄道がだめならば、私設鉄道をと両者とも相譲らなかった。

胆振開発期成会は、王子製紙と密接な関係をもっていた栗林五朔や小保方卯市その他を派遣して室蘭側と折衝し、極力この妥協をもとめる努力を重ねていたため、必ずしも苫小牧分岐に抵抗はしなかった。これは同期成会が議会に提出した請願書からもわかる。

・本請願の目的は本道拓殖上の開発並に本道交通上の必要に基づき既設官線金山駅より分岐して官線早来駅（六九マイル）又は苫小牧駅（八三・三マイル）に連絡すべく何れかに開通せしむるものなり。

・現に私設鉄道として出願中に属するものと仄聞せり、其官私設を問わず本道東南部開発の急務を思い本線の速成を請願す。

（堀江敏夫「苫小牧地方鉄道史」昭和四十三年　苫小牧地方史研究会）

しかし、当時の政府としては、他に急を要する新建設線が多かったので、国営鉄道としてこの線を新設することは困難であったから、私設鉄道の出願に対して免許の方針をとるほかなかった。そこで勢い苫小牧軽便鉄道側の出願と楢崎平太郎を中心とする早来線との競願となるのは避け難きことであった。

楢崎は大戦景気の造船であて千万長者の名を全国にとどろかせ、大した勢いであったから、辺富内付近のクローム鉱、石炭、その他の鉱物に着眼していて、この種の新事業にも非常な熱意を有し三井財閥を向こうに回して一戦も辞さない覚悟であった。そして楢崎はすでに東京に滞在し、敷設権免許の運動を起こしていた。

王子製紙直系の苫小牧軽便鉄道側は、三井財閥が背景にあり、王子製紙の勢力も大きかったので、楢崎ごときが猛運動をしても問題にならないと楽観していた。楢崎はこの鉄道敷設に対して、川崎銀行関係の支援を受け、資金調達はもちろん免許に至るまでの裏面運動にもその筋の有力なる支持があった。大正七年八月、苫小牧軽便鉄道側のスキをついて、早来・金山間私設鉄道敷設権の免許を獲得するに至ったのである。

驚いたのは苫小牧軽便鉄道側よりもむしろ、事情をよく知らない苫小牧町民で、王子製紙工場設置により、一漁村

から漸次工業都市として実質形態を整えつつあって、小さな一軽便鉄道ではあるが、日高方面への唯一の陸上交通機関の起点として経済力も向上していたので、将来における日高線及び日勝線の分岐点としての繁栄を期待していたのであった。これが突如として室蘭の楢崎に早来を起点とする金山線の敷設権を獲得されては、年来の宿望も夢と消えようというものである。

そこで、軽便鉄道側と新設鉱業鉄道側との妥協により、鉱業鉄道側に早来・知決辺間を放棄させ、苫小牧・鵡川間の既設軽便鉄道に連結させることを働きかけ、利害得失を説いて両者の互譲を求めたのである。しかし、軽便鉄道側は競願当時の感情的わだかまりがあり、鉱業鉄道側も楢崎が事業拡大にもえており、両者の

北海道鉄道金山線の路線図

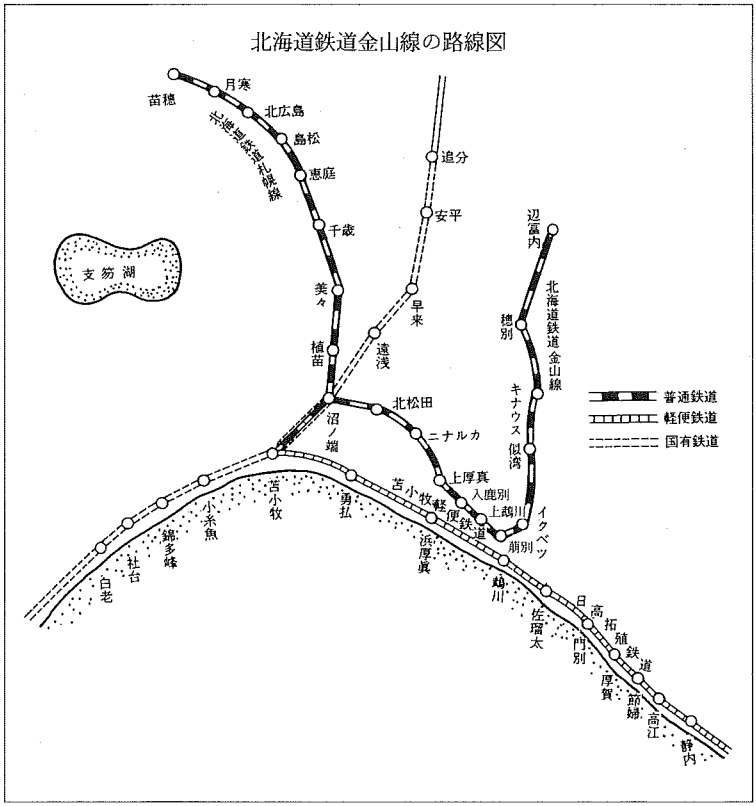

歩み寄りは全くなく両町村有志の努力も報われずに終わった。

ところが、いったん早来を分岐点とする敷設権を得た鉱業鉄道ではあるが、いよいよ測量を開始すると、早来を起点とし知決辺を経て占冠に出ることは、いたずらに山岳重畳たる地点を経由し、工費だけが過大に要することが判明し、にわかに起点を苫小牧に変更しようとし、その変更願を逓信省に提出した。

大正八年一月、関係村民らにとって唐突とも言うべき悲報が伝わった。即ち北海道鑛業鉄道株式会社の大株主である小樽の犬上慶五郎より、厚真・安平両村民に対して、会社は近く株主総会を開いて基点変更の件を議することになっている故に、それまでに上京して阻止陳情運動をしてはどうかという通知であった。両村の住民は周章ろうばい直ちに厚真村岡部福太郎、佐々木理助、澤田同村助役および安平村平井久一郎、志賀智、永谷仙松らが相前後して上京し、同会社社長楢崎平太郎、専務安東定次郎および鉄道院石丸副総裁、後藤総務部長らに対して、早来基点を変更せざるよう陳情懇請に努めた。しかし、二月二十日の同社重役会議、同月二十八日の株主総会において、ついに定款を変更し当初予定の早来基点を改め沼ノ端を基点とすることに決定した。基点変更の理由は前述のように鉄路が山岳を通り建設工事費の負担に耐えないとなっているが、当時の新聞は種々と影の噂を伝えている。

いずれにせよ多年の厚真・安平両村民の熱望と期待が一夜にしてくつがえされ、とんびに油揚げをさらわれた形となって終ったことは痛恨の一事であった。

イ　鉄道上厚真・入鹿別（現在鹿沼）を通る

北海道鑛業鉄道株式会社の基点変更は、苫小牧軽便鉄道との妥協が成立しないかぎり苫小牧停車場を分岐点とする計画は逓信省としても容認し難く、苫小牧停車場の次駅である沼ノ端を基点とすることとし、大正八年六月二十二日付をもって変更を認可したのである。

大正九年三月三日金山線は地方鉄道としての工事施行の認可を受け、沼ノ端・鵡川間において同年五月十七日着工し、以後鵡川・生鬱（現旭岡）間、さらに同年十一月十七日には辺富内（現富内）までと順次着手した。工事は順調に進み大正十一年に入って沼ノ端・生鬱間二二哩五鎖（約三六・二㌔）が竣工し、同十二年十一月十一日には辺富内まで、軌間三フィート六インチ（約一〇六・六㌢）、動力蒸気機関車により営業を開始した。

金山線沼ノ端・生鬱間の営業当初の停車場は五か所で、沼ノ端・ニナルカ・上厚真・上鵡川・生鬱が設けられ大正十一年七月二十四日開業された。その後辺富内までの営業運転に伴い大正十二年十一月十一日入鹿別（現鹿沼）停車場が設置され営業を開始した。とくに大正十一年に開業した上厚真停車場周辺は大いに賑わいを見ることになった。

北海道鑛業鉄道株式会社の営業目的の一つであった石炭及び鉱物の開発のため、大正九年十一月穂別村字辺富内に炭鑛事務所を設け本格的開発にとりかかろうとしたが、同地区の鑛脈は意外にうすく、企業として成り立たないことが判明した。そこで同地区の鑛物採掘を断念し、大正十三年二月二十二日には社名から「鑛業」の二字を削り、北海道鉄道株式会社と改称して、一般客貨輸送に力を入れることになり、大正十五年八月には沼ノ端・東札幌・苗穂間の札幌線の営業を開始した。

昭和七年ころになると、同鉄道は胆振、日高にとって札樽への最短距離であり、北海道の産業振興上、国防上の見地からも極めて重大な使命をもつものであり、南北海道幹線の一つであるとし、しばしば北海道鉄道の国有買収が関係者の間に起こり、陳情運動が続けられた。特に昭和七年には沿線関係町村長連署による陳情書が鉄道大臣に提出されている。しかし、政府は道内における日高線などの工事もあり、北海道鉄道は王子製紙の直営により、その業績も安定してきたため、ただちに買収には踏みきらなかった。

北海道鉄道國有買収ノ件

陳情書

北海道石狩國札幌市苗穂ヨリ胆振國苫小牧町沼ノ端ニ至ル鉄道ハ拓殖上茲産業振興上極メテ重大ナ使命ヲ有スル路線ニ有之而テ該鉄道ノ國有ニ編入方ニ付テハ地方住民多年ノ切望宿願トスル所ニ有之候ニ爾今実現仕ラス此際速ニ買収実行セラルル様御詮議相仰度右ニ事由ヲ具シ謹テ陳情仕候也

昭和七年五月十日

穂別村長　対馬豊太郎
広島村長　山田　爲吉
恵庭村長　出倉　清世
鵡川村長　住谷　尚平
千歳村長　鹿内　徳親
厚真村長　栗城　三吉
豊平村長　松崎　亀二

代表　苫小牧町長　飯田　誠一

鉄道大臣殿

理由書

北海道鉄道ハ札幌市苗穂ヨリ分岐シ苫小牧町沼ノ端ヲ経テ辺富内ニ達スル路線ニシテ本道南部開発上真ニ重大ナル使命ヲ有スルモノ有之即チ室蘭港ト札幌小樽方面連絡ノ最短距離ニ在リ胆振日高石狩十勝四ケ國開発ニ至大ノ関係ヲ有スル路線タリ又登別洞爺湖定山溪支笏湖等ノ温泉地帯名勝地ニ連絡アリ加之辺富内以東ニ延長シ根室線ト合スレハ南北海道幹線ノ一トシテ更ニ一層拓殖ノ進展ニ寄与セラル可ク猶当方面沿岸ハ國際航空路ニ当リ近時内外飛行機ノ往来頓ニ頻繁ヲ加ヘ國防上重要地ナリ叙概説スル如ク該鉄道ノ使命重大ナルハ今更繰言ニ俟タサル所有之候モ奈何セン私鉄ニ属スルヲ以テ國有鉄道ニ比シ其運賃ニ

倍若クハ三倍ノ高率ナルノミナラス其改良不如意ニシテ従テ鉄道ノ恩沢微弱ニシテ為ニ産業ハ勿論開発歩武更ニ進マス一般住民疲弊特ニ著シキモノ有之候以上ノ事情ナルニヨリ該鉄道敷設直後ヨリ関係住民一同熱烈ナル願望ヲ以テ或ハ請願ニ之ヲ継続シ来リタル次第政府当局ニ於ケル屢々其儀ニ出スルモ不幸ニシテ爾今実現スルニ至ラサルハ寔ニ遺憾トスル所ニ有之候。

何卒右事情御賢察下サレ此際御照鑑ヲ賜リ吾等積年ノ願意達成セラルル様切願ノ至リニタエス茲ニ謹テ奉懇願候。

（「苫小牧町史資料－陳情集」苫小牧町）

太平洋戦争が緊迫の度を加えてくるにつれ、札幌への最短路線である北海道鉄道札幌線は、日増しに旅客の往来が激しくなり、また貨物の取扱数も増加しだした。このため政府は本道におけるこの路線の重要性を認めることになり、昭和十八年八月一日をもって金山線と共に鉄道省に引き継がれることになった。

引継ぎにあたっては、当初よりこの鉄道に関係した伊東祐啓王子製紙取締役が会社を代表して現地に赴き、全線および附属物件、従業員の引継ぎを行い、札幌線、金山線を通じ駅数は二四駅で、主な引継物件は次のとおりであった。

一　車輛

蒸気機関車	タンク式　五輛	附属客車	二軸ボギー七輛
	デンダー式三輛	二軸客車	五輛　一二輛
瓦斯倫客車	鋼製二軸ボギー　八輛	有蓋緩急車	二軸鋼製共　一二輛
有蓋貨車	二軸車　一四輛	無蓋貨車	八八輛

二　引継職員　二三四名

（「王子製紙社史－第四巻」昭和三十四年　王子製紙株式会社）

だが、会社の解散整理にはいろいろな問題があって、すべての清算が結了したのは、終戦後の昭和二十一年八月であった。

ウ　旅客運賃・時刻表等

金山線開業初期の旅客運賃、大正十四年・昭和十七年の時刻表は、表のとおりであった。

北海道鉄道線旅客運賃表（大正13年）

沼ノ端	0.15	0.28	0.43	0.62	0.75	0.88	1.05	1.13	1.34	1.61	1.80	2.06
北松田	0.13	0.28	0.47	0.60	0.73	0.90	0.98	1.19	1.46	1.65	1.91	
ニナルカ	0.16	0.34	0.48	0.61	0.77	0.86	1.06	1.33	1.53	1.78		
上厚真	0.19	0.33	0.45	0.62	0.71	0.91	1.18	1.53	1.63			
入鹿別	0.14	0.27	0.43	0.52	0.73	0.99	1.19	1.44				
上鵡川	0.18	0.30	0.38	0.59	0.86	1.05	1.31					
萠別	0.17	0.26	0.46	0.73	0.92	1.18						
芭呂沢	0.09	0.30	0.56	0.76	1.01							
生鼈	0.21	0.48	0.67	0.93								
似湾	0.27	0.47	0.72									
杵臼	0.20	0.45										
穂別	0.26											
辺富内												

（「穂別町史」昭和四十三年　穂別町）

大正14年時刻表

沼ノ端・邊富内間（連帯線）

大正十四年二月二十五日改正　（北海道鐵道線）　二、三等車ノミ表中ニハ連帯驛ノミヲ示ス

邊富内行					驛名		哩程	運賃		沼ノ端行				
		不1	3	5				二等	三等	2	不4	6		
…	…	6.00	11.40	3.40	發 175	●沼ノ端	着	0.0	銭	銭	10.11	1.47	7.11	…	…
…	…	6.23	12.03	4.03	〃	ニナルカ	發	5.5	51	28	9.49	1.25	6.49	…	…
…	…	6.38	12.16	4.17	〃	上厚真	〃	8.5	78	43	9.36	1.12	6.36	…	…
…	…	7.07	12.47	4.47	〃	上鵡川	〃	15.0	1.35	75	9.07	12.44	6.07	…	…
…	…	7.33	1.13	5.13	〃	芭呂澤	〃	20.8	1.88	1.04	8.39	12.15	5.39	…	…
…	…	7.48	1.27	5.27	〃	生鼈	〃	22.5	2.04	1.13	8.31	12.07	5.31	…	…
…	…	8.08	1.47	5.47	〃	似湾	〃	26.7	2.42	1.34	8.07	11.42	5.07	…	…
…	…	8.31	2.10	6.10	〃	杵臼	〃	32.0	2.88	1.60	7.42	11.17	4.42	…	…
…	…	8.50	2.29	6.29	〃	穂別	〃	35.9	3.24	1.80	7.25	11.00	4.25	…	…
…	…	9.12	2.51	6.51	着	邊富内	〃	41.0	3.69	2.05	7.00	10.35	4.00	…	…

昭和17年時刻表

十七年十月十一月訂補　沼ノ端・邊富内間㊟（北海道鐵道金山線）連絡驛ノミヲ示ス

	141	143	145	粁程	運賃	驛名		142	144	146	
…	830	1240	1815	0.0	圓銭	發 沼ノ端(省)	着	1025	1624	1920	…
…	904	1313	1851	13.7	45	〃 上厚真	發	954	1553	1849	…
…	931	1338	1916	24.1	75	〃 上鵡川	〃	928	1526	1821	…
…	1006	1413	1951	36.3	1.15	〃 生鼈	〃	854	1456	1744	…
…	1023	1432	2008	42.9	1.35	〃 似湾	〃	833	1435	1730	…
…	1044	1452	2029	51.5	1.65	〃 杵臼	〃	812	1412	1709	…
…	1107	1515	2045	57.8	1.80	〃 穂別	〃	757	1357	1653	…
…	1126	1534	2104	66.0	2.10	着 邊富内	〃	728	1328	1630	…

北海道鉄道金山線　上厚真並びに入鹿別（現在鹿沼）停車場の旅客乗降・貨物取扱数

駅名	区分	大正十五年昭和元年度	昭和二年度	同三年度	同五年度	同六年度	同七年度
上厚真停車場	旅客 乗車	八、八四一人	八、八一一人	一三、〇〇四人	九、八五三人	六、七二二人	六、二八五人
	旅客 降車	八、一七四人	七、〇七九人	一〇、六三九人	八、九四九人	六、四三九人	五、八七二人
	貨物 発送	四、六二一t	三、六三三t	九、〇一三t	一五、一九五t	一八、〇七五t	一六、四四八t
	貨物 到着	三、六八五t	三、三五一t	三、二八五t	四、五三三t	四、六五二t	三、五二三t
	手小荷物	三t	四t	五t	六t	五t	四t
入鹿別停車場	旅客 乗車	一、五六六人	一、一二〇人	一、三八〇人	一、四九八人	一、一二〇人	一、三九五人
	旅客 降車	一、八二八人	一、三六二人	二、〇五七人	二、二二六人	一、七二五人	一、七二七人
	貨物 発送	—	—	一、四六六t	六、七二四t	六、八八五t	四、四五〇t
	貨物 到着	—	—	六六t	五二六t	四八七t	三六九t
	手小荷物	—	—	—	—	—	—

（各年「北海道廳統計第一巻勧業之部」北海道廳発行）

エ　駅名改称ならず

開業当初の驛名「上厚真」であったが、これは村名と類似しているため村外者には、厚真村役場所在地と同一の地との誤認があるため、厚真村会において驛名改稱の建議がなされたが改稱されなかった。

建　議　案

驛名改称ノ義ニ付希望陳述ノ件

北海道鉄道停車場「上厚真」ト呼ブ驛名ヲ「厚真周文」又ハ適當ノ名称ニ改メラレン事ヲ希望ス

理　由

本村ハ村名ヲ「厚真」ト称シ其ノ下ニ十九部落ヲ抱容シテ以テ一村ヲ形成シ凡テノ官公衙銀行會社其ノ他各種団体ハ皆之レニ冠スルニ「厚真」ノ名ヲ以テシ其ノ重ナルモノハ早来軌道ノ終点振老ノ村役場所在地ニ集マレリ然ルニ北海道鉄道の驛名ニ「上厚真」トアルヲ世間之レヲ同一箇所ナリト誤認スル者多ク本村ニ来往スル人士ニシテ不知案内者ハ鉄道案内又ハ時間表ヲ見テ室蘭線沼ノ端ヨリ北海道鉄道ニ乗替上厚真ニ下車シテ初メテ目的地ノ相違セルコトヲ知リ再ヒ引返シテ更ニ早来驛ヨリ馬車軌道ニ依リテ所用ヲ達セルノ不便ヲ繰返スモノ多ク殊ニ貨物ニシテ同様ノ誤送ニ懸レルモノ又尠カラズ其ノ時間ト費用トヲ空費スルノ不便言フ可カラズ同驛ニ於テモ又其ノ手数ヲ煩ハス事頻々タルハ既ニ認知セラルルノ事實ニ有之候

右ノ事情御調査ノ上速ニ驛名御改称相成候様希望ニ不堪候依テ村會ノ決議ヲ経テ此段希望及陳述候也

大正十五年一月二十六日

厚真村會議長

厚真村長　赤　島　岩　藏

北海道鉄道株式會社

取締役社長　殿

右及建議候也

大正十五年一月二十六日議決

提出者　厚真村會議員　澤　田　次四郎

賛成者　同　佐々木　理　助、岡　部　福太郎、筒　井　善　七

オ　軌道の撤去

太平洋戦争開始後輸送力が逼迫してくると、既存鉄道の能力向上と効果的な活用がはかられ、その一つとして輸送量が少なく、閑散線区の営業を一時的に休止し、その軌條・橋桁・枕木などを他の重要線区に転用することがおこなわれた。本道にもこうした目的のため多くの線区で休止・廃止されているが、金山線の沼ノ端・豊城間においても、海岸線を走る日高線と近距離に平行しているなどにより、昭和十八年十一月一日に廃止撤去された。この区間の撤去に伴い日高線の鵡川から豊城間に切替え新線を敷設し、富内に通じ従来の金山線は富内線となったと同時に村内にあった上厚真・入鹿別停車場の鉄路の歴史が一つ村内から消えていった。

第四節　電　気

「厚真に電気が導入されたのは、大正八年七月早来に勇払電燈会社が創設されたので、隣りの当村にもその送電を受ける計画が進められ、大正十年三月遂に市街地区二五四戸（一、四九二灯）に点灯」と厚真村史（二八八ページ）に記述されているが、どのように当時の関係者は苦労されたのか。

(一)　勇払電燈株式会社

大正七年一月十五日勇払郡安平村字早来　豊田正義・筒井彦作・大窪勝太郎・扇増徳五郎・岸田平作・遠藤政太郎・松浦橘彌、苫小牧町　長谷川源一郎・君島祖傳、札幌區　曾我部文三・大谷義輔、東京市　所　喜之助等が発起人となり、瓦斯（ガス）力五〇馬力発電機二八瓲をもって、安平村字早来、厚真村字振老を一円とする供給区域に送電する電気事業経営許可申請を時の逓信大臣に提出している。この申請は同八年八月二十五日認可となった。それより先、同年七月十三日札幌區豊平館において勇払電燈株式会社設立総会を開き、資本金拾万円とし本社を札幌區に置いた。

社長岡　佐平・取締役青柳猶吉・数井亀吉・岸田平作・佐々木理助・監査役吉村要三郎・岡部福太郎が就任している。

勇拂電燈株式会社の設立当時

本店所在地　設立当初は札幌區北四条西三丁目一番地に置くが、その後大正十二年五月二十日安平村字早来二九番地に移転する。

設立年月日　大正八年七月十三日

事　業　早来及厚真村一円ニ電燈並ニ電力ノ供給且ツ電気諸機械ノ販賣

社　長　岡　佐平

取締役および監査役　青柳猶吉、数井亀吉、岸田平作、佐々木理助、監査役　吉村要三郎、岡部福太郎

資本金　一〇万円

なお　創立当時の株主八二名

（札幌法務局苫小牧支局「閉鎖登記簿」並に勇拂電燈株式会社「沿革史」）

大正十二年五月二十日安平村字早来に本店を移転した当時の役員

取締役　小樽市　板谷順助、厚真村　佐々木理助、厚真村　数井亀吉、安平村　岸田平作

監査役　厚真村　岡部福太郎、安平村　永谷仙松

（札幌法務局苫小牧支局「閉鎖登記簿」）より）

大正十五年十二月二十四日鵡川電燈株式会社を合併当時の役員

前記の取締役より三名増員されている。新任取締役　小樽市　柴野仁吉郎、安平村　河野文治（後に河野高慧と名義変更）

鵡川村　高津卯之助

監査役は前記と同じ。

（札幌法務局苫小牧支局「閉鎖登記簿」より）

ア　水力発電を求めて

大正八年十一月二日厚真村議事堂において臨時株主総会を開催、瓦斯発電計画を数井亀吉外一〇名の厚真製材合資会社出願の厚真川水力発電または王子製紙株式会社苫小牧分社よりの受電に変更決議が行われ、同九年一月二十日厚真川発電水力使用権利義務を厚真製材合資会社より移轉することを同年二月五日付で北海道廳長官より許可された。厚真製材合資会社から提出された水利使用に関する厚真村議会の答申等は、次のとおりであった。

土第六〇七號

厚　真　村　會

数井亀吉外十名ヨリ別紙ノ通リ厚真川ノ発電水利使用ニ関シ出願アリタルニ付テハ公益上支障ノ有無ニ関シ意見ヲ定メ答申スヘシ

右一級町村制第六十条第四項ニヨリ諮問ス

大正八年七月廿參日

室蘭支廳長　法　亢　盛　行

発電水利使用願

一、河川名　厚真川

二、水利使用地点

(イ)　取水口　胆振國　勇拂郡　厚真村字メルクンナイ

(ロ)　水路経過地　同　國　同　郡　同　村　同　字

(ハ)　放水口　同　國　同　郡　同　村　同　字

三、水利使用期間

許可ノ日ヨリ貳拾五ケ年間

右発電原動力ニ供スル目的ヲ以テ水利使用致度候間御許可相成度企業計画書其他関係書相添此段相願候也

大正七年九月二十七日

厚真製材合資會社設立発起人惣代

胆振國勇拂郡厚真村字振老番外地

数井亀吉

北海道廳長官　俵　孫一　殿

庶第三四七號

大正八年七月廿六日

厚真村長　赤島岩藏

室蘭支廳長　法亢盛行　殿

発電水利ノ使用ニ関スル件

本月廿三日土第六〇七号御照會ニ係ル標記ノ件本日村會ニ附議ノ結果別紙答申書ノ通リニ有之候條此段及申請候也

添付書類

発電水利使用願

厚真川ノ発電水利使用ニ関スル答申

本月二十三日土第六〇七号ヲ以テ本村會ニ対シ御諮問相成候数井亀吉外十名ノ出願ニ係ル厚真川ノ発電水利使用ニ関シテハ従来ニ於テ厚真川ハ水田灌漑トシテ其水利ヲ使用セラレツツアリト雖モ本件出願ニ拘ル水利使用地点ハ二里餘ノ上流ニ位スルヲ以テ取水放水等ノ工事完全ナルニ於テハ何等影響スルトコロナク其他道路交通上ニ於テモ懸念スベキモノナク却テ将来ニ於ケル地方人民ノ利便ヲ得ル次第ニシテ公益上支障無之モノト被認候ニ付一級町村制第六十條第四項ニ依リ本村會ノ意見ヲ具シ

此段答申候也

大正八年七月二十六日

勇拂郡厚真村議會議長

厚真村長　赤　島　岩　蔵

室蘭支廳長　法　亢　盛　行　殿

さらに昭和十八年には、厚真川支流二級河川日高幌内川において電燈に使用する目的をもって水力発電が計画されている。発電規模などは不明であるが工事実施認可申請に必要な村議会の意見が可決されている。

諮問第一號

厚真川支流幌内川發電水利使用竝ニ水路工事實施認可申請ニ関スル件

本村字幌内　川村重外二十九名ヨリ電燈ニ使用スル目的ヲ以テ自家用發電水利使用竝ニ水路工事實施認可申請方北海道廳長官ニ出願ノ處之レガ實施ニ依リ公益支障ナシト決定スルノ可否

右　諮問ス

昭和十八年二月二十七日提出

厚真村長　亀　井　喜　久　太　郎

答　申

昭和十八年二月二十七日諮問第一號　厚真川支流幌内川發電水利使用竝ニ水路工事實施認可申請ニ関スル件ハ諮問ノ通決定スルヲ適當トスル旨議決候條此段及答申候也

昭和十八年二月二十七日

厚真村會議長

厚真村長　亀　井　喜　久　太　郎

厚真村長　亀　井　喜久太郎　殿

しかし、大正八年の数井亀吉外一〇名の厚真川水力発電計画は、事情により利用されないで終った。

支笏湖という大貯水池の恵みを受ける王子製紙株式会社は、千歳川に水力発電所を建設同社苫小牧工場に送電する一方、余裕の電力を当時電源の弱体であった札幌水力、小樽電燈への電力供給、苫小牧・江別・岩見沢の供給区域拡充と純然たる電気事業へ歩むこととなる中で、勇払電燈株式会社も自社発電から王子製紙株式会社よりの受電を決定し、大正九年八月二十日、六〇㎞の購入契約送電事業を開始する。

イ　電柱設置

大正九年九月に入り厚真村字知決辺および振老地区内で配電線架線工事の電柱設置に伴う「道路使用許可並に使用料徴収に関する諮問案」が厚真村会に提出されている。

道路使用許可並ニ使用料徴収ニ干スル諮問案

一、使用個所　厚真村字知決辺及振老地内左記調書及圖面ノ通
二、使用目的　配電線路建設
三、使用期間　許可ノ日ヨリ満二十ヶ年
四、出願人　札幌區北四條西三丁目一番地　勇拂電燈株式會社
五、使用料　壹ヶ年金拾銭　但シ電柱一本ニ付

右諮問ス

大正九年九月十七日

厚真村長　赤　島　岩　藏

道路使用許可並ニ使用料徴収ニ干スル諮問案ニ對スル答申

今回本村會ニ御諮問相成候道路使用許可並ニ使用料徴収ニ干スル諮問案ニ付テハ電気事業開始ニ関シ電柱建設ニ要スルモノニシテ電燈ノ新設ハ時世ノ進歩ニ伴ヒ最モ必要ノモノタルヲ以テ電柱壹本ニ對シ一ケ年金拾銭ノ使用料ヲ徴収シ之レヲ許可スルヲ相當ト認ム

右北海道一級町村制第六十條ニ依リ答申候也

大正九年九月十七日

厚真村會議長　赤　島　岩　藏

厚真村長　赤　島　岩　藏　殿

ウ　受電開始

大正十年二月二十一日付をもって苫小牧、厚真村字振老間六〇㌔の受電工事が認可となり、同年二月二十二日配電工事に着手している。勇払電燈株式会社は当初厚真村字知決辺及び振老、安平村字早来及び遠浅、苫小牧町字沼の端市街（後に苫小牧町営電気事業区域となる）に、同年三月十七日付をもって札幌逓信局長より使用認可を受け、同年三月三十日電気事業を開始した。開業当時の電線路延長二三哩（㍄）、支持物数七〇三本、需要家戸数四一四戸であり電燈個数一、三八三燈、動力八台三八馬力半、最大供給電気昼夜間とも二九㌔であった。厚真村の需要家戸数一六三戸、電燈個数五七二燈、動力二七馬力半となっている。

従来より協議中であった鵡川方面に対する配電は厚真村終点から配電することに決定する。その後区域を日高路へと拡張していった。

昭和六年四月八日懸案であった日本石油株式会社厚真鑛山に電力供給の契約を締結し、振老市街と鵡川市街の中間の軽舞特高線路下に一八〇㌔の変電所を建設する。日石側は軽舞変電所より普通高圧電線路約三哩（㍄）を配線し、

開閉所を設け軽舞石油鑛区一帯に動力電燈を設備することとなった。この工事も順調に進み同年十月十三日完成使用認可され彼の山間の採掘・採油その他の電化を実現した。

さらに、厚真鑛業所は、厚真村字頗美宇（現高丘）トニカ（現富里）方面に電力受給の要望をし勇払電燈株式会社と数次にわたり協議の結果、配電することとした。工事は冬期降雪に当り幾多の苦難を要したが振老・トニカ間六㌔に普通高圧電線路の電柱設置に土地所有者の交渉難関を越えて、昭和九年二月六日電気送電開始となり、日本石油株式会社は同月十五日の吉日を卜して現場において開坑式を行っている。

勇払電燈株式会社の「沿革史」には「今や鑛業所事務所を振老市街（現厚真市街）に移転しつつあり、厚真村は實に石油鑛業に恵まれたと言べく本坑の成功を祈り本村の降盛を期待するものなり」と記述している。

エ　創業時　大正十一・十三年昭和五・八年の電力供給状況

村名	区分	大正十一年		大正十三年		昭和五年		昭和八年	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
厚真村	需要戸数	一六三戸	一六六戸	一八八	一八七	一九九	二〇二	一八九	一七九
	電燈ヶ数	五七二燈	五七二燈	六五九	六四五	七三〇	七二〇	六六一	六六三
	電力馬力数	二七・五馬力	二〇・五馬力	三八・〇	三八・〇	三三・五	三六・〇	二六・五	二七・〇
安平村	需要戸数	二五一戸	二五一戸	二七七	二八〇	三九三	三八四	三七四	三六六
	電燈ヶ数	八〇一燈	八一五燈	九〇四	九一〇	一、二〇四	一、一六九	一、一七四	一、二四四
	電力馬力数	一一・〇馬力	一一・〇馬力	九・五	九・五	三一・二五	三一・〇	二七・〇	二九・〇

村川鵡	需要戸数	—	—	—	—	三〇五戸	二九四戸	二七〇	二六五
	電燈ヶ数	—	—	—	—	九一一燈	九一〇燈	八八〇	九二〇
	電力馬力数	—	—	—	—	二一・五馬力	二一・五馬力	二二・〇	二二・〇

（勇拂電燈株式会社沿革史より）

昭和八年末の厚真村内の大口供給先

日本石油株式会社軽舞鑛山　一二〇㌔

同　トニカ試掘井坑場　一〇〇㌔

今日のように豊富な電力事情の中で生活をしていると電気のありがたさをあまり感じなくなっているが、本村に電灯が供給された大正十年頃の村民は、暗く長い夜をランプの明りにたよっていたが、火屋（ほや）掃除のいらない電灯を用いて幾分でも夜を短かくしたいという願望が強かった。そのような中で広域的な視野で近隣村々が連携して電灯事業を起こそうという気運の高まり、多くの村民の協力により実現させた苦労は大変なものであった。

大正十年三月三十日開業した勇払電燈株式会社は、同十五年十一月三十日鵡川電燈株式会社を昭和十二年十一月十八日沙流電気株式会社を合併し、同十三年一月十九日勇払電燈株式会社の社名を北海道電気株式会社に変更、同十六年五月二十日日高電燈株式会社に北海道電気株式会社を合併し、さらに日高電燈株式会社を昭和十七年十月一日北海道配電株式会社に譲渡、戦後の電気事業再編によって昭和二十六年新たに北海道電力株式会社が設立され今日に至っている。

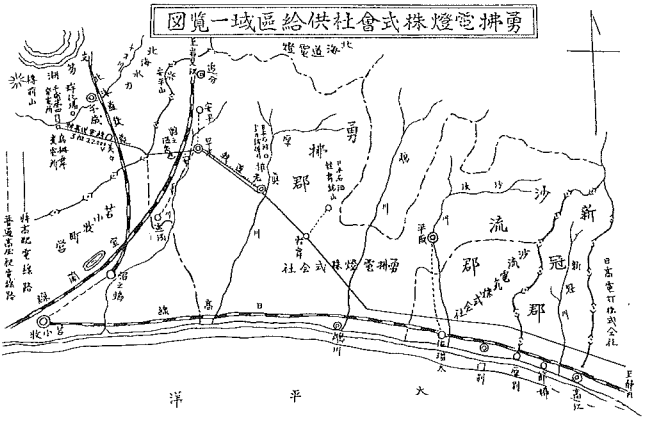

（昭和９年３月10日　勇拂電燈株式会社沿革史）

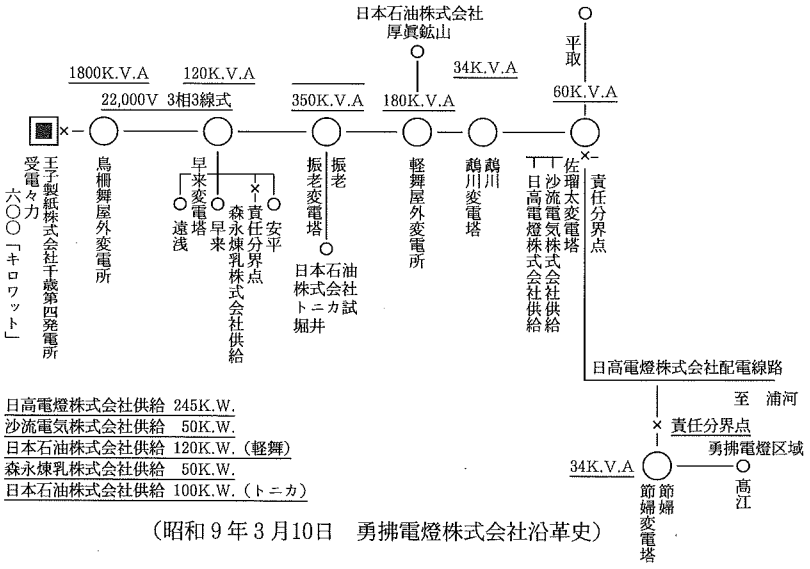

（昭和９年３月10日　勇拂電燈株式会社沿革史）

第五節　米価暴騰による救済

大正七年の米騒動の原因となった急激な物価騰貴は欧州大戦下の好況期による賃金は物価に追いつけない、異常な米価の上昇であった。本村でも非農業者を対象としてこの対策に当るとともに村民の篤志寄附があった。（厚真村史一八九㌻参照）

同年九月二十二日ヨリ十月三日迄外國米廉價販賣ヲ開始

購入外米　一一二石（一六、八〇〇錢）　廉賣ニ依損失金　三六七円四四銭

外國米廉賣資金トシテ寄附シタル篤志家左ノ如シ

一五円　岡部福太郎　一〇円　蛇池茂一郎　一〇円　猪飼友吉
一五円　数井亀吉　一〇円　松本松次郎　一〇円　矢部福太郎
一〇円　中尾祐三郎　一〇円　筒井善七　一〇円　飛谷磯五郎
一〇円　亀井三四郎　一〇円　飛谷長太郎　一〇円　松原茂三郎
一〇円　保田菊次郎　一〇円　宇高安平　一〇円　尾崎勝衛
一〇円　加賀谷助太郎　一〇円　石崎吉三郎　一〇円　竹内健六
一〇円　阿部文吾　一〇円　幅田九郎兵衛　五円　大岩峻
一〇円　里見五佐　一〇円　鬼頭重太郎　五円　中田與作
一〇円　辻由太郎　一〇円　山内由太郎　二六〇円　計

第六節　帝国在郷軍人会厚真分会

在郷軍人会は明治四十三年創立され、大正六年には会員一二二名をもって運営されていた。この会の活動状況は厚真村長に提出された事業費補助申請で知ることができる。

事業費補助申請

本會ハ明治四十三年創立以来本村在郷軍人ノ中堅トナリ毎年招魂祭ヲ施行シ或ハ撃剣道具等ノ購入ヲナシ軍事思想ノ普及発達ヲキ圖シ身心ノ修養ニ資シ来リ候處大正六年度ヨリ一層活動致度計画致居候モ資力微ニシテ豫定実行困難ヲ感スル次第ニ付大正六年度村費ヨリ金参拾圓補助方御詮議相成度別紙調書及豫算書相添へ此段申請候也

大正六年一月　日

帝國在郷軍人會厚真村分會長　齊藤與惣治

厚真村長　赤島岩藏殿

補助ニ関スル調書

一　補助ヲ受ケントスル團体又ハ個人名称及所在地

帝國在郷軍人會　厚真村分會

二　團体員又ハ事業関係者

分會員　百弐拾弐　名

三　資産状態

貯金　拾六圓也　其他　無シ

四　経費ニ関スル状況及一人負擔額

會員ハ會費トシテ一ケ年金五拾銭宛ヲ納メ會費トシテ収入スルモ収支相伴ハサルニ依リ補助ヲ得ントスルノ現況ニア

リ

五　補助ヲ受ケントスル事業及既往事業ノ成績

大正四年度ヨリ室蘭支廳管内聯合分會成立武術大會開催及苫小牧徴兵署助手出張等ヲナシ大正五年度武術大會ニハ射撃ニ於テ第一位ヲ占メ優勝旗ヲ得タリ

六　将来ノ計画

銃剣術防具数組ヲ準備シ又ハ銃器ヲ拂下ケ射撃場ヲ構築シ在郷軍人ヲシテ益々軍事能力ヲ増進セシメ以テ聖旨ニ副ハンコトヲ期セントス

帝国在郷軍人会厚真村分會　大正六年度収入支出豫算表

収入

科目	前年度豫算額	本年度豫算額	附記
	円　厘	円　厘	
會員會費	六六・五〇〇	六一・〇〇〇	會員一名五〇銭
村補助金	—	三〇・〇〇〇	
前年度繰越金	二九・七四〇	一〇・〇〇〇	
雑収入	—	一五・〇〇〇	過年度収入
寄附金	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	
合計	二九六・二四〇	三一六・〇〇〇	

支出

科目	前年度豫算額	本年度豫算額	附記
	円　里	円　里	
事務所費	二三・五〇〇	三四・一五〇	
(項)旅費	九・五〇〇	一八・六五〇	
(〃)需用費	一四・〇〇〇	一五・五〇〇	
會議費	三・五〇〇	三・五〇〇	
聯連分會負擔金	一二・五〇〇	一二・五〇〇	
事業費	四六・五〇〇	五五・五〇〇	
(項)武術會費	二三・〇〇〇	二九・〇〇〇	武術大會參加旅費、銃劍術防具一組（二人分）
(〃)祝祭典費	一〇・〇〇〇	一四・〇〇〇	招魂祭費、陸海軍記念日祝典費
(〃)贈慰費	一三・五〇〇	一二・五〇〇	大正五年十一月除隊兵表彰費外
豫備費	一〇・二四〇	一〇・三五〇	
（臨時部）			
事業費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	
(項)招魂碑建設費	二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	石材運搬、調刻、建設其他諸雜費
合計	二九六・二四〇	三一六・〇〇〇	

第七節　金融機関

農村金融振興策として大正五年一月十九日設立認可された有限責任厚真信用組合後に厚真町農業協同組合の信用事業、同十三年頃からの北海道殖産銀行振老出張所、北海道拓殖銀行厚真支店、昭和二十四年からの厚真漁業協同組合の信用事業、同二十六年一月二十三日開設苫小牧信用組合厚真支所後に苫小牧信用金庫厚真支店があった。（厚真村史五八一〜、五二四〜参照）

(一)　北海道拓殖銀行厚真支店

北海道殖産銀行厚真出張所→北海道銀行厚真出張所→北海道拓殖銀行厚真支店

北海道殖産銀行の出張所が設けられたのは厚真村史に大正十三年十二月振老市街で営業開始とあり、一方追分町史によると「大正九年本店を角田に置き由仁・長沼・岩見沢・夕張に支店、振老（現厚真市街）・追分・早来・栗沢・に出張所を置く、追分出張所は大正十年営業」また、夕張市史下巻には「大正八年十二月八日営業認可を受け栗山駅前に営業所を置いた。その後営業内容を整備し支店を由仁外三カ所に、出張所を振老・追分・早来・清真布（栗沢）・角田・夕張に置いたとある。このように村内の金融機関は資料が乏しく不明な点もあるが大正十三年頃に設置されたと推定される。

昭和十六年九月に至って北海道殖産銀行は北海道銀行に買収合併され、同十九年九月太平洋戦争が激しさを増す中で金融機関統合が行われ北海道銀行は北海道拓殖銀行に合併、道内は北海道拓殖銀行の一行にまとめられていった。大正十三年から約三〇年存続した銀行出張所・支店も昭和二十六年厚真と早来支店の統合により銀行の名が厚真から消えていった。

(二)　苫小牧信用金庫厚真支店

苫小牧信用組合厚真支所→苫小牧信用金庫厚真支店

苫小牧信用組合は明治四十三年創立された苫小牧信用組合をその前身とするが、昭和二十三年に信用組合は中小企業の金融機関として大蔵省の認可を受け、同年九月新たに設立している。同二十五年三月になって中小企業協同組合法による改組を経て同二十六年十月一日信用金庫法に基づく苫小牧信用金庫と改められた。本村には昭和二十六年一月二十三日苫小牧信用組合厚真支所が開設されたが、母体信用組合の制度選択により同年十月一日苫小牧信用金庫厚真支店に改名となり今日に至っている。

第八節　厚真川の改修

ア　改修工事

往時における厚真川は原始的状態に放棄せられて、鬱蒼たる森林の間を貫流して時には広漠たる原野に氾濫したが自然の障碍は自らその機能を調整して洪水は除ろに去来し、覆土施肥の作用をなし却って原野の地味、地質を改良するの効果があった。

しかし、入植者の増加に伴い森林の伐採、原野の開墾は山野における雨水瀦留（ちょりゅう）の量を感じたのみならず河流の調節を失い洪水量と水流の速度を増加し、更に河岸の侵墾による堤防地帯の抵抗力の薄弱は共に洪水氾濫を拡大し流身に変化して乱流荒廃涯なく、良圃を流亡し時には家屋、人命すら損傷し遠く本村に来りて努力せる移民十年の苦心を一朝にして水泡に帰せしむる等洵に寒心に堪えぬものがあった。

厚真川の源流は、夕張山脈の連峰より発し渓流を集め東南に流し幌内に出て、更に多数の支流を合し蛇蜒迂曲し流

路を南に転じ厚真村域のみを貫流し太平洋に注いでいる。この河川は、北海道河川概要（昭和十年北海道廳土木部河港課編集）によると、大正十一年二月廳令第四號をもって地方費支弁河川、厚真川流路一六里二四町（六五・四五四㌔）の指定となっている。また、昭和九年十一月一日河川法関係勅令により厚真川準用河川の地方費支弁に属する區域は厚真村イリキシベリ合流點至河口三六・〇㌔と記されている。

イ　初期の改修工事

昭和四年以来国内経済界の不振その他の原因により、地方町村財政の創痍（そうそう）並びに農漁民窮迫の度著しく、これらを援助すると共に地方産業振興を目的として、昭和七年度以降同九年度に至る三箇年間に普通拓殖財源以外公債支弁の拓殖費として予算計上し、中小河川中被害甚大なる地区に対し應急河川改修工事を施行した。

厚真川も本工事の対象として、工事費は不明であるが工事量として昭和七年度三二四間（五八三・二㍍）昭和八年度一、七四五間（三、一四一・〇㍍）昭和九年度四七一間（八四七・八㍍）計二、五四〇間（四、五七二・〇㍍）の改修工事が施行されている。厚真川河川改修工事概要は、（「厚真村史」四三七㌻、五八七㌻参照）

昭和七・八年農漁山村振興土木事業が厚真村字タップコップ（現　東和）附近で、厚真川河川改修工事として施行され、この労務供給には厚真村役場が中に入り労務を提供している。労務供給契約は次のとおりである。

議案第六號

勞務供給契約締結竝豫算外義務負担ノ件

時局匡救對策トシテ施行スル農漁山村振興土木工事ニ関シ、室蘭土木事務所長ト厚真村長トノ間ニ別紙ノ通勞務供給契約ヲ締結シ竝契約條項ニ基キ豫算外義務ノ負担ヲ為スモノトス。

昭和七年十月二十九日提出

厚真村長　栗　城　三　吉

勞務供給契約書

一　厚真川筋厚真村字タップコップ七番地先、河川改修工事

此ノ供給金　壹千五百八拾九圓五銭也

右金額ヲ以テ、別紙勞務供給契約條項ニ依リ、北海道廳室蘭土木事務所長ト供給人厚真村長トノ間ニ供給契約ヲ締結シ、双方署名捺印ノ上各一通ヲ領置スルモノナリ。

昭和　年　月　日

北海道廳室蘭土木事務所長

勇拂郡厚真村長

勞務供給契約條項書（抜粋）

第一條　本供給契約ニ依ル職工人夫ヲ、要救済者名簿ニ登録シタル者及室蘭土木事務所ノ特ニ指定シタル熟練工ニ限リ、北海道廳室蘭土木事務所ニ於テ施行スル、厚真川筋厚真村字タップコップ七番地先河川改修工事現場ニ於テ供給スルモノトス。

第四條　職工人夫ハ、始業二十分前ニ現場ニ參集シ工事施行員ノ指揮ヲ受ケ作業準備ヲ為スモノトス。

第五條　職工人夫ノ勞働時間ハ、毎日十時間トシ其ノ始業時間ハ工事施行員ノ指揮ニ依ルモノトス。北海道廳室蘭土木事務所長ハ作業ノ都合ニ依リ、勞働時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ。

第六條　出役中疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ依リ、半途退場セムトスルトキハ、必ス工事施行員ノ承認ヲ受クヘシ、半

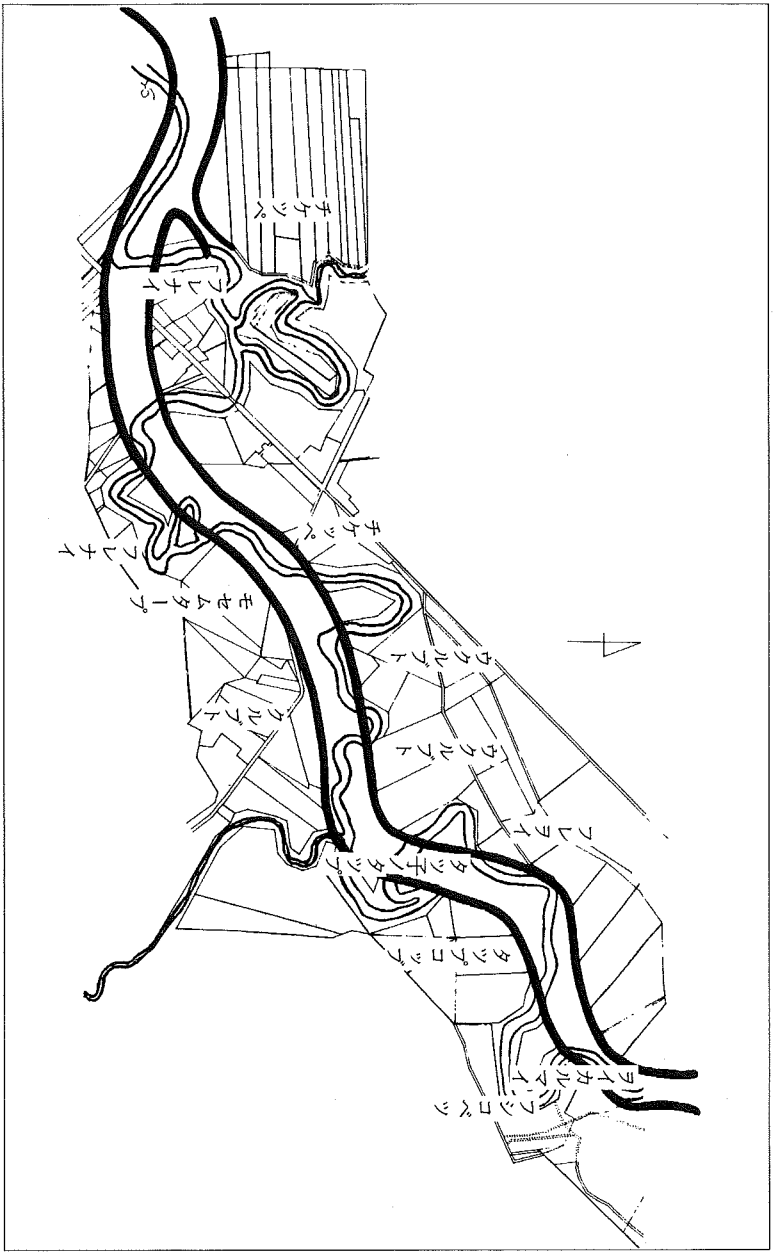

開拓初期の蛇蛇行曲していた厚真川略図

途就業スル者亦同シ。

第七條　工事施行員ノ承認ヲ受ケ中途ヨリ休業シ若ハ就業シタルトキハ、一時間ヲ以テ一分トシテ計算シ、賃金ヲ支拂フモノトス、但シ、一時間未満ノ端数ハ之ヲ切捨トス。

ウ　上冨仁加橋新設

本村字上冨仁加橋の新設工事に当っては、地元冨仁加（現　富里）部落の資材提供による工事で施行されている状況が、厚真村會の議決書により伺い知ることができる。

厚真村會議案第二號

工事隨意契約ノ件

一　厚真村字上冨仁加橋新設工事

右工事ハ厚真村工事請負及物件賣買貸借規則第二條第七號ニ依リ、隨意契約ニ依リ之ヲ施行ス。

右提出ス

大正十五年八月五日（同日　議決）

厚真村長　赤　島　岩　藏

理　由

本工事ハ厚真村字上トニカ橋新設工事ニシテ、橋材ノ内木材ノ全部ヲ冨仁加部落ニテ提供シ且ツ土工ノ一部ヲモ寄附申出ニ付、同部落ニ隨意契約ヲナシ施行スルニ於テハ工事ノ進行上最モ便トス、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

第四章　諸産業の様相

第一節　厚真村農会の活動状況

厚真村農会の大正六年の活動状況が厚真村長に報告されている。

大正六年十二月十二日

厚真村農會長

厚真村長　殿

區町村補助事業ニ関スル件

厚庶一第四一一号御照會ノ件左記ノ通取調及回答候也

記

補助團体状況

一　團体名　厚真村農會

一　沿　革　明治三十三年八月ノ創立ニシテ当時ハ未タ開拓創草ノ際ニ当リ有志ノ全唱ニ依リテ始メテ村農ナルモノヲ起シ農事ノ指導奨励ニ當リ以テ今日ニ及ヘリ

一　現　況　会員数ハ八百名ニシテ事業原種圃ノ耕作、農産品評会、副業奨励ノ為メ藁細工品評会、其他講習講話ヲ開催シ本年度ヨリハ産米検査ヲ實施セリ従来ハ余リ成績ヲ認メラレサリシモ現今ニ至テハ大ニ農民ノ信頼ヲ得ツツアリ

一　財政状態　歳入予算総額　七七七円四二銭六厘、歳出　同額

事業費　五一九円四二銭六厘

外ニ産米検査予算収入　三〇九円、支出　同額

農會費賦課ハ會員割　一〇銭、田一反歩　八厘、畑一反歩　四厘、牧場一反歩　一厘
町村補助　二五円、技術員俸給補助額　一〇〇円、種苗畑補助額　二五円、寄附金ナシ、
區町村補助ハ毎年之ヲ受ケテ経理ノ見込
産米検査収入ハ手数料一俵　一銭五厘ツヽ、
一　指導状況　技術員ヲ置キ實地ニ就キ指導シ又時々講話ヲナシ種苗ヲ配與シ副業奨励等ニ任ス

第二節　災害を救済・営農努力

(一)　大正二年「全道大凶作救済と窮民生活」

開拓途上の北海道は、寒冷地のきびしい環境下にあり幾多の困難が度々前途に立ふさがった。「大正二年の気温著しき降下、加えて暴風雨、早霜等交来り為に作物の登熟を害すること甚しく、未曾有の大凶歉を現出するに至れり」(厚真村史一七七ページ参照)

「北海道凶作救済会報告書」

(宮發第一三一號)

其管下客年凶作ノ趣被聞食御救恤トシテ
天皇皇后兩陛下ヨリ金貳萬圓下賜相成救済之資ニ可充旨御沙汰候條此段相達候也

大正三年二月十日　　宮内大臣伯爵　渡邊　千秋

北海道廳長官　中村純九郎　殿

北海道庁内に各界代表を評議員として「北海道凶作救済会」が大正二年十二月成立し、凶作救済義捐募集等につき、日刊各新聞社は相当期間無料で次の趣意書及び募集広告を掲載した。

趣意書

本年本道の気候は頗る適順を缺き殊に夏期に於て気温甚だ低く加ふるに八月の風害並秋期に於て霜の早降あり五穀為めに稔らず多大の損害を被り甚しきは収穫皆無のものあり由来本道は開拓草創に属するの地多く隨て農家の資力尚未だ充分するに至らず然るに今此凶歉に遭ふ彼等如何ぞ困倒せざるを得んや今や農家の困乏は日に益々切迫し既に饑渇に頻する者其の数尠しとせず是等窮民は或は食を減じ或は草根木實を拾ひ辛うじて露命を繋ぎつつありと雖以て今後幾何をも支へ得べきに非らず而も凍寒漸く迫るに方り其の惨苦名状すべからざらんとす吾等斉しく本道に生を托する者此状を視此實を知り焉ぞ獨り之れを國家の手に委して袖手傍観するに忍びんや是れが故に吾等自から揣らず茲に本会を組織し汎く江湖の同情に訴へて官民協力の下に彼の饑餓に迫れる同胞を扶けんとす事突嗟の間に出て遍くえを謀るの遑あらざりしと雖今や窮民救済の事一日も緩ふする能はざるものあり願くは吾等微衷の存する所を諒とせられ政府の事業と相俟て救済の實を挙げ彼等薄倖の同胞をして死地に陥らしめ以て拓殖の大計を誤るに至らざらしめんことを切望に堪へざるなり。

厚真村・窮民其生活状態

厚真村に於ける水田一、二〇〇町歩なり内七〇〇町歩は他町村の地主なり、両三年前より収穫十分ならざりしを以て穀類の貯蔵せるものなく、窮民は労働に依りて得たる労銀を以て麥外国米等を購い之に蔬菜類を混じて常食とす。明年作付の種籾七〇〇石買入の約束済なるも個人の買入に係るものにして、村有の倉庫に格納せるもの二〇〇石余あり、此他稗及荳類の種子は本村内に於て準備し得るの見込なり。

北海道凶作救済会室蘭委員部の視察報告

窮民中藤井六兵衛大戸恒太郎土田徳平等に就き其生活状態

藤井六兵衛

家族八人なり戸主六兵衛は六十七歳の老翁にして嗣子甚蔵夫婦及五人の孫あり八年前本村に移轉せり本年の作付反別水田三町

二反歩なり昨年は一反歩に付六斗の収穫ありたり居宅等宏大に且厩舎等も壮大に穀倉も完備し往時を忍ばしむるの慨あり本年凶作の結果年貢の代償として之等全部を地主に提供せる為今や借家の状態にあり地主の好意に依り特に本年丈の居住を許されたりと平年の常食としては米と豆との混食なるが本年は麥、馬鈴薯等なり而して家族多數なる為一箇月の糧食米三俵、豆壹俵位を要すと嗣子甚蔵は王子會社の製紙原料とする丸太切に出稼し辛くも糊口を凌ぎつつあり尋常二年に通學するもの一名あり辨當學用品等は衣服を入質し又は賣却して不自由ながら携帯せしめつつあり

大戸恒太郎

家族四人なり夫妻の外十五歳の男児と十歳の女児とあり本年作付反別水田一町五反歩にして畑は居宅の周圍に僅かに豌豆、小豆、南瓜等を栽培せるに過ぎず十七年前富山縣より来道本村へは昨年移轉せり學齢に達したるも家事上の都合に依り就學を猶豫せられあり明年も本年と同様作付をなす豫定なりと種籾は地主より借入することと協議を遂げあり目下麥と甘藍とを混食す本人は蕎を好むも之を買ふに由なきを以て葡萄の葉を採取し之を乾燥して蕎に代用せり

土田徳平

家族八人なり夫妻の外老母と十三歳を頭に五人の子女あり本年の作付反別水田一町五反歩畑は居宅の周圍に蔬を栽培せるに過ぎず本年の常食は麥及外國米との混食なり五年前越後より本村へ移住せり本人は王子會社の製紙原料たる丸太を伐採して得たる勞銀を以て糧食を購入し妻は自家用として草鞋を製造しつつあり小學生二人不自由ながら學用品をも携帯せしむ

(二)　厚真村内勧業概況

大正三年（一月～十二月）村内の概況

厚真村会への事務報告のうち「勧業」部分　抜粋（大正四年六月六日　提出）

勧　業

室蘭支廳主催ニ係ル勧農方針普及講演會ヲ五月一日第二尋常小學校ニ於テ開催通知ヲ受ケタルニ依リ、農事畧耕ノ期節ニシテ来聴者ノ集合ヲナサシムルハ甚ダ困難ヲ感シタルモ、努メテ聴講者ヲ多ガラシメント極力勧誘セリ、其結果四拾余名ノ聴講

者ヲ得同日午后二時ヨリ、対島、遊佐、住谷、杉本ノ各道廳技手ヨリ、熱心ナル講話アリテ各自熱心ニ聽講シ、勧農方針普及ノ目的ノ幾分ヲ達シ得タルガ如シ

五月十八日水稲耕種法ニ関スル六大事項ノ注意書ヲ各農家ニ配付シ、本日迄ニ数回苗代ノ前後策ニ就テ各部長ニ指示シタリ、其要旨左ノ通リ

◎　現在稲苗生育促進ニ関スルコト

一、晴天ノ日ハ浅水トシテ苗ノ育ヲ助クルコト

二、一旦水溜ニテ温メタル水ヲ灌クルコト

三、ヨシズ囲ハ厳重ニスルコト

四、苗ノ伸長ニ顧ミ硫酸アンモニアノ如キ速効肥料ヲ追肥トシテ用フルコト

五、苗ノ伸長ニノミ拘泥シ挿秧時期ヲ逸セザルコト

◎　空田ニ対スル処置

一、乾田ニハ早生大豆、手無、菜豆、金時等ヲ本月十二日頃迄ニ播種スルコト

二、蕎麦ハ其部落ニ於ケル播種時期ニ顧ミ下種スルコト

三、湿田ニハ豫メ稗苗ヲ育成シ之ヲ用ユルコト

四、過湿地ニハ排水ヲ充分ニスルコト

◎　萬一ニ対スル臨機ノ処置

以上ノ如ク畑作ニ於ケル耕種作業ヲ進行セシメ、萬一稲苗不足ヨリ生スル空田補飲ニ対スル、防備ニ欠陥ナキヲ期セシメ、其間ニ於テ天候ノ順調及当業者ノ精励ニ依リ稲苗ノ成育ガ挿秧時期ニ間ニ合ヒタル場合ハ、先ニ作付セシ畑作物ハ之ヲ鋤キ返シテ緑肥トナシ、本田ニ化成セシメ萬一空田ヲ生セシメサル様、予メ臨機ノ処置ヲ取リ此際人事ノ精ヲ出シ、悪影響ヲ大ナラシメサルコトニ努力スルコト

大正末期の主要米麦作況

北海道米麦統計　（北海道庁内務部統計課）

		作付反別（町）			収穫量（石）			反当収量（石）			
		大正11年	大正12年	大正13年	大正11年	大正12年	大正13年	大正11年	大正12年	大正13年	
水稲	厚真	1,692.5	1,687.5	1,773.0	15,163	18,641	22,250	0.865	1.105	1.255	（水稲）管内13町村で作付、安平729町、鵡川779町、伊達539町道内一上川40,943町、空知35,421町で63.7%占める。
	胆振	3,753.1	3,963.2	4,343.2	35,050	42,257	47,348	0.934	1.066	1.090	
	全道		111,715.5	119,892.7		1,488,186	1,696,658		1.333	1.415	
大麦	厚真	57.8	45.0	50.0	539	525	535	0.932	1.200	1.070	（大麦）管内11町村で作付、伊達263町、壮瞥134町、洞爺76町に次ぐ。
	胆振	687.7	489.5	428.1	6,506	3,884	3,712	0.946	0.793	0.867	
	全道		4,953.8	5,590.5		41,718	55,028		0.871	0.984	
小麦	厚真	20.8	17.0	16.5	182	180	162	0.875	1.100	0.982	（小麦）管内12町村で作付、大麦に順ず。
	胆振	623.1	516.8	623.1	5,652	3,544	3,088	0.907	0.686	0.811	
	全道		6,089.7	8,471.4		44,728	70,427		0.776	0.831	
裸麦	厚真	15.2	12.0	12.5	150	120	113	0.986	1.000	0.900	（裸麦）管内11町村で作付、伊達、壮瞥、徳舜瞥、虻田、安平に次ぐ。
	胆振	228.1	152.5	121.9	1,685	1,018	1,035	0.739	0.667	0.739	
	全道		24,887.5	27,378.4		151,430	214,067		0.668	0.782	
燕麦	厚真	382.5	386.0	383.3	2,409	6,840	2,409	0.986	1.800	1.500	（燕麦）管内13町村で作付、虻田に次ぎ多し。
	胆振	3,003.1	3,035.4	2,702.6	35,682	36,368	44,380	1.188	1.198	1.642	
	全道		115,260.4	111,942.0		1,639,902	1,830,703		1.409	1.635	

(三)　開拓途上に役立った林業

大正三年村会事務報告

五月十五日厚真村森林防火組合発會式ヲ第一尋常高等小學校ニ於テ擧行シタリ、此発會式ニ参列セラレタル、三浦室蘭營林區分署長及び道廳林業手吉中徳太郎ニ依頼シ、同日午后林業講話ヲ開催シタリ聴講者六拾五名

大正十二年四月検査規格木材の盛況が、明治末期から続き併せて木炭生産が活況を呈し、胆振東部地区の製炭業は高い実績を収めるが、競争激化の中で、未検品の自由出荷は取引上の不信を招く基で、厚真村農産米検査規程が他に先がけて大正五年設定実施した様に、積極的な那須胆振支庁長の呼び掛けにより組合を組織し検査規格を制定する。

広域的木炭同業者組合の組織化と検査業務

「製炭界の不振の原因については、元より一般経済の不況に依るものあるべしと雖も、その主要は当業者が、徒らに競争、蝸牛角上の争いをせる結果、品質を粗悪ならしめ、包装の不完全並びに重量の不正確を来し、為めに製品の声価を傷つけ、販路を失うに至りては惜しみても余あり。これを改善せんとせばまず当業者の結束を固くし、従来の如き不利なる同業者間の競争を避け、製炭の改良に努め、声価を高め信用を挽回せねばならぬ。すべからく同業者の組織し、精神的結合を基礎として、相互の制裁を加え、斯業の改善発達に資するは、最も有効且つ適切なる施業と信じる。

又、管内の製炭をして権威ある第三者の手を以て、検査を施行し生産の方法に批判を加うることするならば管内製炭の信用確保のため、その成果甚大であると思う。これが実現を要望して止まぬ次第である」。と幣風是正、信用回復のため同業組合の設立にて木炭検査を実施する談話を発表した。

胆振日高木炭同業者組合設立

胆振支庁長の木炭同業者組合の設立と検査業務実施に関する適切な行政指導は、同時に開拓の進展による、林野樹木の伐採は今後に薪炭林等の不足を来すので、製炭生産を永遠に持続するため、植樹に努めることなどの林業振興を

強調したものでもあった。

この適切な行政指導により、勇払・白老・幌別、沙流郡の木炭製造販売業者が一斉に立ち上り、安平村藤田竜蔵等六名が設立発起人となり農商務省に組合設立を出願し、大正十三年十二月二十五日認可を得て「胆振日高木炭同業者組合」を設立し、翌十四年九月十五日から木炭検査事業を開始、各地に木炭検査所を置き厳重なる検査が行われ、品質改良、包装・量目の統一を期し鋭意優良品の産出に努力した。昭和元から三年には新冠・有珠・千歳・三石郡を検査区に編入し実効を収めたが、昭和五年北海道木炭同業組合聯合会の結成に発展し、道庁林産課内に事業所を置き、同年六月から木炭検査事業は地方費支弁により聯合会が行う検査業務に移管したのである。

（各沿線駅における木炭発送屯数）

駅名＼年次	大正四年	大正十一年	大正十二年
	トン	トン	トン
安平	三、九九六	六、七八八	六、六一一
早来	一三、七六〇	二八、三一四	二三、六八〇
遠浅	一一、一四四	一六、三四二	一四、一七〇
沼ノ端	六、二五三	七、三一二	六、九八三
苫小牧	一二、七八三	二六、一一九	一四、六〇五
錦多峰	三、〇九〇	一、三六〇	一、四〇七
社台	九〇八	八〇〇	三、七六七
白老	三、九二八	四、一九二	四、八〇二
計	五五、八六二	九一、二二七	七五、〇二五

「北海道鉄道各駅要覧」大正十四年

（管内木炭検査所別成績一覧表）

木炭検査所名	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
	俵	俵	俵	俵
早来木炭検査所	一五四、九〇一	一九七、八七五	二一九、一九六	一八〇、四四四
追分　〃	一一二、〇〇七	九三、九九三	一〇二、三八一	一二七、一七一
苫小牧　〃	七三、七一六	五八、〇五三	九〇、三六八	一三二、六七一
白老　〃	四九、七六三	五一、七五七	五六、五六二	三八、四七七
登別温泉〃	七、一八一	六、一三一	六、二九二	六、二〇二
鷲別　〃	—	二、五五八	一、五六一	五、二五二
壮瞥　〃	四〇、三八〇	三七、八〇〇	三一、一六二	三六、二六七
上厚真　〃	九〇、〇八四	一〇〇、五二七	一三六、二〇九	一一一、一四七
穂別　〃	一三九、五三一	一三四、一一三	一六四、五五七	一五六、〇七二

「胆振日高木炭移出商業組合事業報告」

明治・大正・昭和期の林産物（林産物輸出高…追分・安平・早来・遠浅停車場扱）

種別		明治三十六年		大正十五年		昭和六年		昭和二十年	
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
用材	角材	一二〇、〇〇〇 石	七二、〇〇〇 円	三、五〇〇	九、三五〇	二、五〇〇	七、五〇〇	—	—
	丸太材	一七〇、〇〇〇 本	一一九、〇〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	六〇〇	一、二六〇	七三、五〇〇	三六六、〇〇〇
鉄道枕木		一四四、〇〇〇 挺	五〇、四〇〇	—	—	五、五〇〇	三、三〇〇	—	—
薪材		八〇 敷	七二	二〇〇 棚	一、七〇〇	一、二〇〇	三、三〇〇	四五、四五〇	一一三、六二五
木炭		三八八、〇〇〇 貫	一五、五二〇	三五、五〇〇	三〇一、七五〇	一、九七九	三、九五八	一二八、四〇〇	三三、〇〇〇
樹皮		八九二、〇〇〇 貫	二三、三〇〇	—	—	—	—	—	—

※胆振国安平村（厚真村産約半分）の林産物…殖民公報第二十三号（明治三十七年）による。

○鉄道枕木は、明治三十年頃より厚真村の開墾地に産出す。樹種は、楢（ナラ）・刺楸（セン）・桂（カツラ）・櫛（ヤチダモ）・楡（アカダモ）・榊（カシワ）なり。営業人は早来・厚真・安平に各数名あり。大抵立木のまま買取り・山子・木挽を入れて伐木製材せしむ。

○角材は、桂・刺楸・白楊等にして、これまた営業人が立木のまま買取りて伐出するものなり。立木の百石価格十円乃至三十円とす。大概小樽に搬出し、神戸、大阪に輸出せらるるという。

○丸太材は、楢・桂・アサダ・イタヤ等にして、末口凡そ六寸、長さ四―十尺に至る。皆炭鑛鉄道会社の需要に供す、但し、

「シナ」丸太は、末口五寸乃至一尺位にして神戸に輸出す。

○榊皮は、その大部分（早来―桜組製渋所）の需要に供し、外は皮のまま輸出す。

○木炭は、明治三十一年頃より漸次産出増加、原料はアサダ、イタヤ、クチグロ、営業人には数十かまを有する者もあり、土地権利者に対し、一かま当り月一―二円の木代を拂い、炭焼小作に一かまに付、かま築き賃二十円位与え、又、米味噌を仕込み炭を焼かせ、その炭を低価（十貫入一俵十五銭）で引取り、売価は停車場にて平均三五銭程、又、一―二かまを有し自ら炭焼きなすものあり、販路は小樽七五%、札幌二五%という。

第三節　漁　業

(一)　魚附林造成ニ関スル件

開墾ノ進展ニ伴ヒ樹木ハ濫伐セラレ到ル處叡山ト化シ常ニ暴風雨ノ襲来ニ遇ヒ其損害ヲ被ルコト甚シク植林ノ急ヲ認ムルヤ切ナリ就中沿海地方ニアリテ需要ノ影多ト運搬ニ便ナルヲ以テ殊ニ甚シク為メニ沿海ハ日光ノ直射ニ逢ヒ魚族ノ棲息ヲ妨ケ遠ク海洋ニ遊□シテ近寄ラス漁業家ノ常ニ不漁ヲ嘆スルハ又止ヲ得サル所ナリトス　茲ニ於テカ当局ニアリテハ大正二年二月道廳令第七号ヲ以テ魚附林ノ造成ノ補助金ヲ交付シテ之ヲ奨励スルノ途ヲ講セラレタルニ拘ラス当管内ニアリテハ未ダコノ奨励ニ對スル施設アリタルヲ聴サルハ洵（マコト）ニ遺憾トスル所ナリトス各位ハ宜シク其実況ニ鑑ミ緩急ニ從ヒ当業者ヲ指導勧奨シ其漁利ヲ永遠ニ期セシムルノ措置ヲ講セラルヘシ。

第四節　鉱　業

(一)　石油鉱区

大正年代に入って村内に設定された石油採掘・試掘鉱区は、札幌鑛務署の記録によると。

採掘鉱区

年	登録番号	鉱山名	鉱種	鉱業権者等
大正三年	6	振老	石油	新潟県寶田石油株式会社、同十一年　日本石油株式会社に移る
三年	12	厚真石油	石油	新潟県　日本石油株式会社　同七年鉱山名を厚真石油から厚真に
七年	27		石油	東京都　大日本石油鑛業株式会社
八年	31		石油	右同

試掘鉱区

大正三年石油試掘権登録者

所在地　厚真村　鑛業権者　新潟県日本石油株式会社（七鑛区）、新潟県寶田石油株式会社（一一鑛区）、厚真村石黒悌三郎（一鑛区）

大正十三年石油試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村と鵡川村にまたがる区域、厚真村と安平村にまたがる区域、鑛業権者　東京都日本石油株式会社（一一鑛区）、東京都遠藤良三（五鑛区）、小樽市早川両三（二鑛区）、小樽市廣瀬伊三郎（五鑛区）

(二)　石炭鉱区

試掘鉱区

大正三年石炭試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村・穂別村及び登川村にまたがる区域、厚真村と穂別村にまたがる区域、厚真村・穂別村及び似湾村にまたがる区域、厚真村と登川村にまたがる区域、鑛業権者　東京都志岐信太郎（四鑛区）、厚真村富田金

五郎（二鑛区）、東京都天鹽炭鑛合資会社（二鑛区）、岩見澤町内林源太郎（二鑛区）、東京都由井彦太郎外一（四鑛区）、小樽市岡田與三郎（一鑛区）、札幌市長谷川清夫（一鑛区）

大正十三年石炭試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び由仁村にまたがる区域、厚真村及び似湾村にまたがる区域、厚真村及び夕張町にまたがる区域、鑛業権者　東京都東邦炭鑛株式会社（二鑛区）、東京都北海道鐵道株式会社（二鑛区）、室蘭市楢崎平太郎（一鑛区）、東京都日本石油株式会社（一鑛区）、新潟県市川辰雄（二鑛区）、札幌市岡部金四郎外一（二鑛区）

㈢　砂金・砂白金鉱区

採掘鉱区

大正十一年　鑛種「砂金・砂白金」　鑛業権者北見国頓別村　加藤伊太郎

鑛業権には、試掘権と採掘権の二種類がある。試掘権は、将来採掘を行うための準備として鉱物を探査する権利であり、採掘権は、本格的な採掘事業を行うための権利で、探鉱によって鑛物の存在が明らかであって、採掘に適するときに設定する。試掘権と採掘権とは別個の権利であって、両者の間に継続性は認められないが、ただ試掘権者が自己の試掘鉱区を重視して採掘出願をした場合において当該出願が採掘に適するときには、その地域について他の者に優先して採掘権を取得することができるとなっている。

採掘権は、無期限の権利であるのに対し、試掘権は、有期限（二年）の権利である。ただし、許可を得れば二年ずつ二回（石油は三回）延長することができる。

第四編　昭和三十年代までの補完

第一章　行　政

第一節　建村記念日

厚真村が自治体として勇躍した日を記念し、郷土を築いた先人の苦労と努力に感謝、後輩にその偉業を伝え、村民生活の安定と村政発展を村民が祝う目的をもって建村記念日を選定し、昭和八年二月二十五日の村会に「諮問案第一号・建村紀念日決定ノ件」として起案されているが、可と決定されているかどうかは不詳である。

諮問案第一号

建村紀念日決定ノ件

本村建村紀念日ヲ左ノ通決定スルノ可否

右諮問ス

昭和八年二月二十五日提出

厚真村長　栗　城　三　吉

記

一　四月一日

明治三十年　四月一日　苫小牧外七カ村戸長役場から分村独立
明治三十年七月十五日　戸長役場開庁
明治三十九年四月一日　二級町村制施行
大正　四年四月一日　一級町村制施行

第二節　役場職員と分掌事務

大正三年厚真村事務報告による役場職員

村長　赤島岩藏　書記補　三股崎市治
収入役　亀井喜久太郎　書記補　斉藤寅一郎
書記　今泉政太郎　書記補　甲田　年
書記　近藤小三郎　臨時雇　古戸金太郎
書記　青木徳太郎

本村の役場職員は、昭和三年の村会議決書によると有給吏員の定員は一〇名となっている。

議案第二十七號
厚真村書記其ノ他附属員定員左ノ通改正シ昭和三年四月一日ヨリ之を施行ス
昭和三年二月二十七日提出　（同日原案可決）
厚真村長　栗城三吉

有給吏員定員及名稱規程
第一條　北海道一級町村制第一條及町村制第七十一條ニ依ル本村有給吏員ハ書記、書記補ヲ通シ十名トス
第二條　村長ハ前條ノ吏員ノ外給料豫算ノ範圍内ニ於テ技術員其ノ他ノ必要ノ吏員ヲ置クコトヲ得

昭和四年厚真村事務報告による役場職員事務分掌

村長	栗城　三吉	書記	土木係 統計係　主任　春日井　一
助役	庶務係主任	横山　信勝	書記　兵事係、教育係 社会係主任　菅野常太郎
収入役	出納	亀井喜久太郎	書記　財政係主任　宮西　勇吉
書記	戸籍係 衛生係主任	近藤小三郎	書記　庶務係　池尻定次郎
書記	産業係主任	窪田　春治	書記補　税財務係　松本　和
書記	税務係主任	岡嶋　振雄	

昭和十五年厚真村事務報告による役場職員事務分掌

村長	亀井喜久太郎	書記	統計・産業　高島　榮一
助役	横山　信勝	書記	財務・税務　本多　正儀
収入役	出納	長谷川朝一	書記　教育・社会　加藤　庄市
書記	庶務・兵事	池田　宗正	書記　衛生・兵事　谷垣　俊次
書記	産業	武田　源吉	書記　産業　山崎　吉勇
技手	土木	渡邊　吉重	書記補　産業　背戸川福太郎
書記	税務・財務	山田　和夫	書記補　税務・財務　吉田　久義
書記	戸籍	鯨岡　眞	書記補　庶務　土屋　政雄

昭和二十年度終戦の年の職員名簿　（昭和二十年度村歳入歳出予算附表　一月三十一日現在）

村長	亀井喜久太郎	収入役	長谷川　朝一　書記　武田　源吉
助役	横山　信勝	書記	池田　宗正　書記　山田　和夫

書記　鯨岡　眞　　書記　中川　一男　　臨時雇　村田　浩
書記　本多　正儀　　技手　渡邊　吉重　　臨時雇　澤田　春恵
書記　加藤　庄市　　書記補　前川　長福　　臨時雇　堀田　チヨ
書記　山崎　吉勇　　書記補　島浦　政治　　臨時雇　野口美榮子
書記　背戸川福太郎　　書記補　大垣　廣　　臨時雇　菅原　政子
書記　斉藤福太郎　　書記補　伴　冨士雄　　臨時雇　池川　節子
書記　小泉　孫吉　　書記補　小澤　アイ　　臨時雇　高田世津子
書記　岩崎　道雄　　書記補　長谷川富子　　臨時雇　羽深　清野
書記　吉田　久義　　書記補　毛利　リヱ

昭和二十年七月には事務・事業量の増加に伴い有給吏員定員を二五名としている。また、竹澤　潔村長の就任による村事務分掌は次のとおりであった。

事務分掌一覧　（昭和二十二年五月十七日村議会提出資料）

村長	竹澤　潔			
役助	池田宗正			
課長	庶務課 山田和夫			
主任分掌	庶務	調査	戸籍	
主任氏名	森本頼賢	山崎吉勇	伴　冨士雄	
係員	林　松子		野口ケイ	
主管事務の概要	○村會其の他の会議及諸行事　○吏員の進退身分 ○各種選擧　○廳中の連絡取締　○予算・決算　○條例規則 ○財産管理処分　○選挙管理委員會　○其の他庶務	○諸統計の調査報告	○戸籍寄留　○身分身元　○印鑑証明	

| | | |

委員會名	事務局長・書記・技術員	主管事務の概要
選挙管理委員會	書記兼山田　和夫 書記兼森本　頼賢 書記　中川　秀三 書記　松崎　英吉 書記　三谷　忠夫	○各種選挙の管理 ○選挙に関係ある事務の管理
農地委員會	事務局長兼池田　宗正 書記兼加藤　庄一 書記兼中田　清己 技術員兼川崎　武彦 〃兼渡邊　吉重 技術員兼阿部　敏雄 〃内山　正一 〃加賀谷与市 〃大久保純雄	○農地の調整 ○自作農創設

昭和二十二年六月地方自治法の施行により従来の「村吏員定員及名稱規程」を廃止し「村吏員定数條例」を制定し、定数を三五人としている。

議案第四號

厚真村吏員定数條例設定について

本村の吏員定数條例を左の通り設定するものとす。

昭和二十二年六月二十五日提出　（同日原案可決）

厚真村長　竹澤　潔

厚真村吏員定数條例

地方自治法第百七十二條による本村の吏員定数は事務吏員及び技術吏員を通じて三十五人とする。

附　則

この條例は、公布の日からこれを施行する。

厚真村吏員定員及名称規程は、これを廃止する。

昭和二十六年三月厚真村職員定数條例をもって職員定数を五七人とする。

議案第二一号

厚真村職員定数條例設定について

本村職員定数條例を次のとおり設定するものとする。

昭和二十六年三月二十四日提出　（三月二十五日原案可決）

厚真村長　池田　宗正

厚眞村職員定数條例

（定義）

第一條　この條例で職員とは村長、選挙管理委員會及び農地委員會並びに村立学校の事務部局に常時勤務する一般職（一ヶ月以内の期間を定めて雇傭される雇傭人を除く）をいう

（職員の定数）

第二條　職員の定数は左に掲げるとおりとする

一　村長の事務部局の職員

事務吏員技術吏員及びその他の職を通じ　五十人

但し内一人は社會福祉主事とする

二　選挙管理委員會の事務部局の職員　書記　その他の職員を通じ　一人

三　農地委員會の事務部局の職員　書記　その他の職員を通じ　三人

四　村立学校の傭人　三人

附　則

1　この條例は、公布の日からこれを施行する

2　左の條例は廃止する

厚眞村吏員定数條例

厚眞村選挙管理委員会書記定数條例

昭和二十六年五月十七日現在　役場機構及び事務分掌一覧（村議会提出資料）

村長	池田　宗正			
助役	山田　和夫			
課長	総務課 森本　頼賢			
分掌	庶務	税務	教育厚生	衛生
主任	課長兼任	伴　冨士雄	永井謙一郎	武田源吉
係員	畑井健司 川崎和子 山下克彦 中島奈々子	亀井一雄 吉田研二 近藤清幸 藤原正ヒサヱ 上西雄四 堀田孝美 木戸	曽根好邦 久保	山下トミ子 岩脇千鶴子
主管事項の概要	1　予算その他村財政 2　條例規則 3　村有財産の管理処分 4　職員の進退身分 5　村議会 6　各種選挙（選管委） 7　庁中連絡取締 8　消防 9　その他、他係主管外	1　村税の賦課徴収 2　収入命令 3　土地台帳家屋台帳 4　滞納処分、検税 5　支出命令 6　傭人の監督 7　予算経理 8　一般財務 9　物品調度 10　村有財産の管理処分	1　学校教育 2　社会教育 3　社寺宗教 4　生活保護 5　社会福祉 6　職業補導 7　失業対策 8　その他教育厚生一般	1　学校衛生 2　一般衛生 3　予防接種 4　防疫 5　保健指導

村長	池田宗正								
助役	山田和夫								
課長		産業課 背戸川福太郎			土木課 菊池武之				上厚真支所
分掌	戸籍	農産	調整	畜林水産	統計	土木事務	水道	土木技術	開拓	支所長 鯨岡眞
主任	中田清己	課長兼任	本多正儀	山崎吉勇	川端明	谷垣俊次	小島啓道	課長兼任 阿部敏雄		
係員	岩永茂子	千葉操 長浜誠次 高田守	鈴木健吉	笠原良二		兼任小島	工事監督 佐藤文吾	川崎武彦 幡田亮 三谷繁夫 小野寺亀次郎		能勢昭彦 青木一夫
主管事項の概要	1 戸籍寄留　2 身分身元　3 人口動態 4 印鑑届及び証明　5 諸証明	1 農事指導　2 主食生産計画及び供出 3 農業調整委員会　4 農業改良委員会	1 食糧及物資配給　2 物資需給調整 3 人口転出転入移動	1 畜産　2 林務　3 村有林の管理処分　4 水産	1 諸統計の調査報告	1 道路橋梁建築事務一般　2 失業対策　3 地代家賃 4 土木資材　5 綜合開発　6 自動車運営	1 上水道施設工事　2 上水道維持管理	1 道路、橋梁建築技術（統計　施工　監督） 2 土地改良　3 自動車運営	1 開拓入殖者営農指導　2 帰農者受入 3 開拓農協指導	1 上厚真地区における一般事務の連絡処理 2 村税徴収　3 人口転出転入移動

村長	助役	課長	分掌主任	係員	主管事項の概要
	収入役		長谷川　朝一	出納係補助兼任上西	1 現金出納保管　2 歳入歳出決算
			農地委員会	事務局長　助役兼任　係員　小澤アイ 主任　加藤　庄市　〃　嘉悦マツ 係員　松崎　柳治 〃　荻野　巖	1 農地の調整　2 自作農創設 3 農地交換分合 4 小作調停、小作料
			選挙管理委員会	書記　総務課庶務係兼任	1 各種選挙の管理執行
			農業調整委員会	書記　産業課農産係兼任	1 主食の生産計画割当諮問 2 主食の供出割当諮問
			農業改良委員会	農業改良相談所長　普及員　渡會　忠美 普及員　山野　清	1 農業技術改良普及　2 農事相談指導 3 農業振興　4 土性調査

第三節　厚真村の戸数・人口の推移（昭和二年～二十九年）

年号	年代	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	自然増減 出生	自然増減 死亡	資料名
〃	昭和	1,550 戸	4,263 人	4,000 人	8,263 人	343 人	149 人	北海道戸口統計 自然増減は厚真村事務報告
3	2	1,572	4,323	4,071	8,394	396	175	右同 右同
〃	昭和	1,558 戸	4,285 人	4,035 人	8,320 人	360 人	150 人	北海道戸口統計 自然増減は厚真村事務報告
5	4	(1,777) 1,572	(5,129) —	(4,706) —	(9,835) 9,835	436	163	厚真村史 ( )第三回国勢調査

年号		昭和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年代		6	7	8	9	10	11	12	13	14
戸数		(不詳) 戸	1,591	1,594	1,540	(1,635) 1,635	1,577	1,635	1,629	1,631
人口	男	(〃) 人	4,528	4,639	4,558	(4,716) —	4,479	4,428	4,430	4,486
	女	(〃) 人	4,365	4,341	4,201	(4,490) —	4,379	4,402	4,655	4,710
	計	(〃) 人	8,893	8,980	8,759	(9,206) —	8,858	8,830	9,085	9,196
自然増減	出生	337 人	417	393	391	501	413	429	415	363
	死亡	151 人	183	173	170	208	145	174	189	184
資料名		自然増減は厚真村事務報告	厚真村事務報告	厚真村史	右同	( )自然増減は厚真村史第四回国勢調査	厚真村史	右同	右同	右同

年号		昭和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年代		15	16	17	18	19	20	21	22	23
戸数		(1,464) 1,639 戸	1,631	1,627	1,631	1,629	1,621	1,652	(1,656) 1,664	1,673
人口	男	(4,359) 4,502 人	4,587	4,602	4,681	4,703	4,719	4,753	(4,858) 4,986	5,079
	女	(4,190) 4,704 人	4,721	4,861	4,830	4,881	4,932	4,926	(4,891) 4,763	5,032
	計	(8,549) 9,206 人	9,308	9,463	9,511	9,584	9,651	9,679	(9,749) 9,749	10,111
自然増減	出生	445 人	429	382	394	347	328	340	313	458
	死亡	162 人	169	162	181	173	166	167	135	137
資料名		( )厚真村史第五回国勢調査	厚真村史	右同	右同	右同	右同	右同	( )右同第六回臨時国勢調査	厚真村史

年号	年代	戸数	人口			自然増減		社会増減		資料名
			男	女	計	出生	死亡	転入	転出	
〃	26	1,651	5,152	5,116	10,268	315	99			常住人口調査 自然増減は厚真村史
〃	25	(1,689) —	(5,248) 5,247	(5,147) 5,148	(10,395) 10,395	402	94			右同 ( )第七回国勢調査
昭和	24	1,682 戸	5,229 人	5,097 人	10,326 人	402 人	107 人			厚真村史
〃	29	1,620	5,276	5,210	10,486	359	106			住民登録人口調査 自然増減は厚真村史
〃	28	1,631	5,240	5,252	10,492	329	97			住宅調査人口 自然増減は厚真村史
昭和	27	1,662 戸	5,019 人	5,262 人	10,281 人	328 人	100 人			住民登録人口調査 自然増減は厚真村史

同（昭和三十年～六十四年）

年号	年代	戸数	人口			自然増減		社会増減		資料名
			男	女	計	出生	死亡	転入	転出	
〃	33	1,580	5,310	5,287	10,597	248	84	226	556	右同
〃	32	1,853	5,294	5,286	10,580	250	84	336	432	右同
〃	31	1,604	5,292	5,291	10,583	257	81	356	530	厚真町史 自然・社会増減は統計台帳
昭和	30	(1,730) — 戸	(5,183) — 人	(5,197) — 人	(10,380) — 人	357 人	117 人	401 人	532 人	自然増減は厚真村史、社会増減は統計台帳 ( )第八回国勢調査

年号		昭和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年代		34	35	36	37	38	39	40	41	42
戸数		1,556 戸	(1,813) —	1,824	1,790	1,786	1,774	(1,777) —	1,782	1,772
人口	男	5,227 人	(4,911) —	5,028	4,929	4,948	4,883	(4,342) 4,341	4,273	4,215
	女	5,249 人	(5,108) —	5,149	5,056	5,020	4,974	(4,533) 4,534	4,506	4,460
	計	10,476 人	(10,019) —	10,177	9,985	9,968	9,857	(8,875) 8,875	8,779	8,675
自然増減	出生	294 人	242	181	184	183	142	164	106	144
	死亡	91 人	83	53	74	80	61	51	61	63
社会増減	転入	283 人	329	348	315	359	267	309	359	302
	転出	505 人	574	593	670	468	670	514	509	550
資料名		厚真町史 自然・社会増減は統計台帳	自然・社会増減は統計台帳 ( )第九回国勢調査	厚真町史　自然・社会増減は統計台帳	右同 右同	右同 右同	右同 右同	右同　右同 ( )第一〇回国勢調査	厚真町史　自然・社会増減は統計台帳	右同 右同

年号		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和
年代		51	50	49	48	47	46	45	44	43
戸数		1,617	(1,714) —	1,630	1,649	1,674	1,702	(1,746) —	1,756	1,761 戸
人口	男	3,456	(3,360) —	3,582	3,647	3,768	3,857	(3,819) —	4,101	4,116 人
	女	3,645	(3,616) —	3,814	3,906	4,053	4,212	(4,097) —	4,299	4,390 人
	計	7,101	(6,976) —	7,396	7,553	7,821	8,069	(7,916) —	8,400	8,506 人
自然増減	出生	67	98	96	92	112	121	125	122	134 人
	死亡	50	55	68	52	68	57	50	47	52 人
社会増減	転入	267	253	273	267	320	339	331	313	331 人
	転出	461	399	483	487	534	593	534	577	509 人
資料名		厚真町史　自然・社会増減は統計台帳	自然・社会増減は統計台帳 ( )第一二回国勢調査	右同 右同	右同 右同	右同 右同	厚真町史　自然・社会増減は統計台帳	( )右同 第一一回国勢調査	右同 右同	厚真町史　自然・社会増減は統計台帳

年号		昭和	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年代		52	53	54	55	56	57	58	59	60
戸数		1,626 戸	1,642	1,714	(1,905) —	1,855	1,888	1,906	1,867	(1,918) 1,906
人口	男	3,410 人	3,378	3,409	(3,403) 3,404	3,380	3,343	3,338	3,317	(3,307) 3,328
	女	3,549 人	3,496	3,534	(3,414) 3,413	3,460	3,498	3,488	3,355	(3,296) 3,340
	計	6,959 人	6,874	6,943	(6,817) 6,817	6,840	6,841	6,826	6,672	(6,603) 6,668
自然増減	出生	84 人	72	69	71	68	72	74	61	70
	死亡	57 人	33	58	55	52	48	50	41	60
社会増減	転入	293 人	376	268	396	326	315	280	322	311
	転出	424 人	371	378	437	388	383	377	392	325
資料名		厚真町史　自然・社会増減は統計台帳	右同　右同	右同　右同	( )右同　右同　第一三回国勢調査	厚真町史　自然・社会増減は統計台帳	右同　右同	右同　右同	右同　右同	( )右同　右同　第一四回国勢調査

注　戸数・人口の基準日　昭和二年から昭和十一年は十二月三十一日現在、同十二年から二十八年は十月一日現在、同二十九年は十二月三十一日現在、同三十年から同六十年は三月三十一日現在
自然増減・社会増減　昭和二年から昭和二十九年は一月一日から十二月三十一日間の人口動態、昭和三十年から同六十年は四月一日から三月三十一日間の人口動態・異動動態

第二章　選挙・各種委員等

第一節　選　挙

昭和二十年以降の各階選挙村内投票結果

昭和二十年十二月衆議院議員選挙法が改正され、婦人に参政権が認められ、そして同二十一年九月地方自治法の本旨の実現を期すため、地方制度の改正があり地方住民の直接自治参画として、知事、道議会議員、町村長、町村議会議員の選挙権・被選挙権が六カ月以上の居住期間（現行三カ月の住所要件）をもつ満二〇歳以上の男女に対し、ひとしく与えられることになった。

この改正による戦後第一回の各種選挙は、昭和二十一年四月十日衆議院議員選挙、翌二十二年四月五日北海道長官・村長選挙、二十日参議院議員選挙、二十五日衆議院議員選挙、三十日北海道議会議員・村会議員選挙が村内において執行された。

(一)　衆議院議員選挙

二十一年四月十日執行の衆議院議員選挙は従来の中選挙区を改正し、大選挙区による制限連記制（三名連記）が採

用され、本道は一、二区の二選挙区に分けた。厚真村の所属する選挙区は支庁では石狩・渡島・檜山・後志・胆振・空知・日高の七支庁、市では札幌・小樽・函館・室蘭・夕張・岩見沢の六市の第一区であった。第一区の定員一四名に対し七一名が立候補するという選挙区であった。

昭和二十一年四月十日　衆議院議員選挙　（大選挙区）

立候補者					立候補者				
氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落	住所	氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落	住所
有馬　英二	無所属	一〇九、八七九	一六一	当選	札幌市	小川原正信	日本自由党	四〇、八八〇	四三	当選	虻田郡倶知安町
北　勝太郎	日本協同党	八八、九九四	一、三二五	当選	空知郡奈井江村	香川　兼吉	日本協同党	三九、九九〇	一〇二	当選	檜戸郡新十津川村
新妻　イト	日本社会党	六九、四一八	二四八	当選	札幌市	浦口　鉄男	立憲養正会	三九、三四二	三六	落選	札幌市
苫米地英俊	日本自由党	六七、九一九	六三	当選	小樽市	和泉　盛	北海道政治同盟	三四、一六八	一七〇	落選	勇拂郡苫小牧町
平塚常次郎	日本自由党	六七、六二一	四一	当選	東京都	山本　市英	日本自由党	三三、五〇五	一二三	落選	岩見沢市
岡田　春夫	日本社会党	六〇、〇〇六	九六	当選	空知郡美唄町	富永格五郎	日本自由党	三三、四六五	四	落選	函館市
正木　清	日本社会党	五九、四四六	三四三	当選	札幌市	三谷栄次郎	北海道政治同盟	三二、三一四	三九	落選	岩見沢市
椎熊　三郎	北海道政治同盟	五〇、四一九	五	当選	小樽市	米沢　勇	日本協同党	三一、七七三	一五	落選	山越郡八雲町
地崎宇三郎	北海道政治同盟	五〇、〇二九	一一七	当選	札幌市	幡野　直次	日本協同党	三一、五八六	一一四	落選	山越郡八雲町
東　隆	日本協同党	四八、〇一八	一、一三八	当選	札幌市	三浦　義覚	日本自由党	三〇、三〇六	一四	落選	虻田郡倶知安町
栃沢とし子	日本共産党	四四、一四〇	一五七	当選	札幌市	落合　誠治	無所属	二九、七八〇	二二四	落選	室蘭市
北　正清	日本協同党	四三、三九八	四二四	当選	雨龍郡北龍村	鎌田　専治	立憲養正会	二九、五七〇	八	落選	函館市

| 立候補者 | | |

昭和二十二年四月二十五日　衆議院議員選挙　（北海道第四区）

この衆議院議員選挙から戦後の中選挙区となった。定員五名

| 立候補者 | | |

昭和二十四年一月二十三日　衆議院議員選挙（北海道第四区　定員五名）

立候補者 氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落
小平　忠	國民協同党	一三、八四二	一三六	落選
太田　信吉	日本社会党	一三、〇一二	二九	落選
津々良　渉	日本共産党	一〇、六二五	二	落選
池戸　芳一	無所属	一〇、三二〇	九〇	落選
西部　利恵	無所属	六、四三〇	三八	落選
佐茂　菊藏	無所属	六、二九七	二三	落選
芳賀　栄造	新政民主党	五、二二二	一三	落選
水谷　孝	民主党	三、四四五	一五	落選
橘　富士松	日本自由党	三、一六六	一〇	落選
竹島由太郎	民主党	一、四六一	一	落選
当摩　憲三	日本共産党	一、一三四	八六	落選
笠松　功一	勤労民主党	五九六	一	落選

立候補者 氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落
岡田　春夫	労農党	三九、九二五	一四二	当選
北　二郎	農民新党	三七、四四八	九四二	当選
小平　忠	農民新党	三二、四六〇	七一〇	当選
柄沢とし子	日本共産党	二八、二五九	一八三	当選
篠田　弘作	民主自由党	二七、八七八	二四三	当選
徳中　祐満	民主自由党	二二、九一七	一五八	落選
三好　竹勇	民主党	二〇、七八八	二一六	落選
松浦　栄	民主自由党	二〇、三〇二	三四	落選
山中日露史	日本社会党	一八、三〇三	七五	落選
香川　兼吉	民主自由党	一八、〇一九	五五	落選
海内　要道	無所属	一六、九五二	三	落選
池戸　芳一	労農党	一四、四三四	二四	落選
川原　正幸	無所属	一四、一七二	八三五	落選
太田　信吉	日本社会党	九、九二三	一七	落選
西田　正一	民主党	六、九一五	四八	落選
喜多　幸章	日本社会党	六、三六四	一八	落選

昭和二十七年十月一日　衆議院議員選挙（北海道第四区　定員五名）

立候補者		総得票数	厚真村の得票数	当・落
氏名	党派別			
岡田　春夫	労農党	六六、七七五	一九〇	当選
渡辺　惣蔵	社会党	五九、四七一	五六	当選
篠田　弘作	自由党	五六、四四六	六五八	当選
山中日露史	社会党	四五、九二四	三一三	当選
南條　徳男	自由党	四四、五七六	五五七	当選
小平　忠	協同党	四四、二五四	八七八	落選
北　勝太郎	協同党	三八、〇八五	七一三	落選
手代木隆吉	改進党	三〇、七五九	四二六	落選
星野靖之助	無所属	二四、二六三	一一	落選
柄沢とし子	日本共産党	一六、七九七	七一	落選

昭和二十八年四月十九日　衆議院議員選挙（北海道第四区　定員五名）

立候補者		総得票数	厚真村の得票数	当・落
氏名	党派別			
小平　忠	社会党	七四、四八六	一、一五二	当選
岡田　春夫	労農党	七一、七二三	三〇七	当選
篠田　弘作	自由党	六八、九五一	七九八	当選
山中日露史	社会党	五六、四五〇	三五五	当選
南條　徳男	自由党	五五、九八五	九五六	当選
渡辺　惣蔵	社会党	五四、六七一	六五	落選
手代木隆吉	改進党	三四、七八七	三八二	落選
柄沢とし子	日本共産党	一六、八七〇	七七	落選

昭和三十年二月二十七日以降同五十八年十二月までの間に執行された、衆議院議員選挙得票結果厚真町史二八〇㌻参照

(二)　参議院議員選挙

参議院は、現行憲法の制定に伴い、貴族院に代わって設けられたものである。参議院議員選挙法は昭和二十二年に制定され、同年四月には新憲法の施行に先立って最初の参議院議員選挙が行われた。

参議院議員の定数は二五〇人で、このうち地方区選出一五〇人、全国区選出一〇〇人とし、任期は六年で昭和二十二年の選挙では、当選者の上位半数を六年議員に選びその後は三年毎に半数改選することになっている。

なお、全国区の選挙結果については立候補者が多いため省略する。

北海道は地方区全道一区のみで定員八名である。

昭和二十二年四月二十日　参議院議員選挙　（北海道地方区　定員八名）

立候補者		総得票数	厚真村の得票数	当・落
氏名	党派別			
板谷　順助	日本自由党	七七、〇〇四	三〇九	当選
堀　末治	日本自由党	七四、五八七	七三	当選
千葉　信	日本社会党	七四、五一一	一四九	当選
加賀　操	無所属	七一、八三一	七三	当選
若木　勝蔵	無所属	六八、三九一	一二五	当選
木下　源吾	日本社会党	五八、三六七	四八	当選
町村　敬貴	無所属	五四、九五四	五一八	当選
小林米三郎	無所属	五二、一一七	五三二	当選
安藤　孝俊	日本社会党	四三、〇一九	一二六	落選
中島　武市	日本自由党	四二、一一二	六	落選

立候補者		総得票数	厚真村の得票数	当・落
氏名	党派別			
幡野　直次	國民協同党	三八、一四一	一四〇	落選
半田　芳男	無所属	三四、〇三五	三六	落選
岡林　歓喜	無所属	三二、六九七	六	落選
地崎喜太郎	民主党	二四、〇三〇	七四	落選
林　甚之丞	日本自由党	二〇、二七五	五	落選
三浦　義覚	日本自由党	一九、五四四	二一	落選
木田　茂晴	日本共産党	一七、四七二	五七	落選
本間　國雄	無所属	一二、三八〇	二五	落選
宮川　寅雄	日本共産党	一〇、六四三	五	落選

昭和二十五年六月四日　参議院議員選挙　（北海道地方区　改選議員数四名　補欠議員数　一名）

立候補者					立候補者			
氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落	氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落
木下　源吾	日本社会党	一八一、五五四	一三二	当選	塚田　庄平	労農党	六三、四七三	二二	落選
東　隆	國民協同党	一七五、七二八	二、一八九	当選	杉之原舜一	日本共産党	六〇、二六八	三八	落選
若木　勝藏	日本社会党	一七二、五六二	二九〇	当選	中保　恭一	日本自由党	五六、四六二	一八	落選
松浦　定義	國民協同党	一四一、一〇二	八七	当選	清水　源作	無所属	三九、八三二	三五	落選
有馬　英二	民主党	一三七、五一八	八五	当選	杉本　健	緑風会	二四、九一一	三七	落選
岩田　留吉	日本自由党	一〇〇、七〇七	五六	落選	長谷　長次	無所属	二一、一三一	四六	落選
小林米三郎	日本自由党	九七、六〇六	七三〇	落選	高橋　吉男	立憲養正会	七、二〇〇	一二	落選
松川嘉太郎	日本自由党	六六、一九九	一三	落選					

昭和二十八年四月二十四日　参議院議員選挙　（北海道地方区　改選議員数四名）

立候補者					立候補者			
氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落	氏名	党派別	総得票数	厚真村の得票数	当・落
千葉　信	日本社会党	二八四、一四三	四三三	当選	岩田　留吉	日本社会党	一七四、一五七	二五三	落選
北　勝太郎	無所属	二二九、〇二三	二、一六五	当選	塚田　庄平	労農党	一四一、五二三	七三	落選
堀　末治	日本自由党	二一九、五四三	三一三	当選	岩沢　誠	無所属	四一、四二四	六七	落選
有馬　英二	改進党	一八九、六二六	二四一	当選					

昭和三十一年七月八日以降同五十八年六月二十六日までの間に執行された、参議院議員選挙得票結果厚真町史二八五㌻参照

㈢　北海道長官・知事選挙

戦後の昭和二十二年四月五日に執行された、北海道庁長官選挙には当時道庁林務課の一係長であって、北海道職員組合の執行委員長をしていた田中敏文が組合の推せんによって候補者に、ほか民主党推せんの北大病院長有馬英二、日本自由党推せん元小樽高商校長苫米地英俊、無所属長谷長治・佐茂菊藏、日本民主主義愛國労働党岩佐励ら六名が立候補している。投票の結果は、いずれも法定得票数に達せず上位二名田中と有馬による決戦投票となり同月十六日田中敏文が当選し初の民選による北海道庁長官となった。同年五月三日地方自治法の施行によって初代北海道知事となる。

昭和二十二年四月五日　北海道長官選挙

立候補者		全道得票数	厚真村の得票数
氏名	党派別		
田中　敏文	日本社会党	三八四、七七〇	八三三
有馬　英二	民主党	三〇四、五二四	八〇九
苫米地英俊	無所属	二五九、一二六	一、〇八七
長谷　長治	無所属	一二三、五一〇	三三九
岩佐　励	日民愛労	三五、七八三	一一五
佐茂　菊藏	無所属	一一、二八六	二六

北海道長官選挙決戦投票　昭和二十二年四月十六日

立候補者		全道得票数	厚真村の得票数	当・落	備考
氏名	党派別				
田中　敏文	日本社会党	五五五、八六二	一、四四一	当選	北海道官吏
有馬　英二	民主党	四七六、七二七	一、五三六	落選	医師

昭和二十六年四月三十日　北海道知事選挙

立候補者		全道得票数	厚真村の得票数	当・落	備考
氏名	党派別				
田中　敏文	社会党	九一四、七六四	一、八六六	当選	無職
黒澤　酉藏	無所属	七七七、四二二	二、四七一	次点	雪印乳業株式会社相談役

昭和三十年四月二十三日以降同五十八年四月までの間に執行された、北海道知事選挙得票結果厚真町史二九〇㌻参照

㈣　北海道議会議員選挙

昭和二十年以降の北海道議会議員選挙

戦後初の北海道議会議員選挙が胆振支庁管内定員三名で執行された。

昭和二十二年四月三十日　第一三期北海道議会議員選挙

立候補者				厚真村の得票数	当・落	職業	住所
氏名	新・前・元・別	党派別	得票総数				
川原　正幸	新	無所属	一二、三六九	一、一三六	当選	北農畜産技師	室蘭市
岡　蕃	新	無所属	一〇、四九一	五三	当選	伊達町長	有珠郡伊達町
西田　信一	新	無所属	九、八六五	一、二一六	当選	会社社長	勇払郡苫小牧町
正源　次作	前	日本自由党	九、〇八六	七九〇	落選	農業	虻田郡豊浦村
菊地裟太雄	新	日本社会党	七、五四一	三四二	落選	追分國民学校訓導	勇払郡安平村
菊地藤之助	新	民主党	三、一〇五	三七	落選	農業	有珠郡伊達町

木南　貫一	新	日本共産党	一、〇二七	二三	落選	日胆タイムス主筆	勇払郡苫小牧町
河野　高慧	新	無所属	二〇六	一〇	落選	機械技術員	勇払郡安平村

昭和二十四年二月二十三日札幌市二名、旭川市、室蘭市、後志支庁管内、胆振支庁管内各一名の計六名の北海道議会議員補欠選挙が行なわれた。選挙結果は次のとおりである。

立候補者							
氏名	新・前・元・別	党派別	得票総数	厚真村の得票数	当・落	職業	住所
中牧　保	新	民主自由党	一一、三二九	三二四	当選	旅館業	幌別郡幌別村
鈴木　留吉	新	農民新党	一一、三〇一	三、五〇〇	落選	農業	勇払郡厚真村
中山　高儀	新	無所属	六、九九五	一〇	落選	木材業	有珠郡徳舜別村
向井　山雄	新	無所属	四、五七一	八	落選	漁業	有珠郡伊達町
相沢　一雄	新	日本社会党	一、六一五	三一	落選	政党役員	苫小牧市
畠山　誠	新	無所属	五七四	二六	落選	易占業	苫小牧市

昭和二十六年四月三十日　第一四期北海道議会議員選挙（胆振支庁管内）

立候補者							
氏名	新・前・元・別	党派別	得票総数	厚真村の得票数	当・落	職業	住所
中牧　保	前	自由党	一〇、五二〇	五〇一	当選	旅館業	幌別郡幌別町
三浦　福督	新	農民協同党	九、八七四	一〇	当選	農業	有珠郡伊達町

井野　正揮	新	日本社会党	九、一二六	八一	当選	なし	幌別郡幌別町
佐伯　明	新	無所属	七、〇六三	二	落選	農業	虻田郡洞爺村
鈴木　留吉	新	農民協同党	六、七七四	三、二七七	落選	農業	勇払郡厚真村
川原　正幸	前	無所属	六、七二四	五〇六	落選	胆振生産農協連合会嘱託	苫小牧市

昭和三十年四月二十三日以降同五十八年四月までの間に執行された、北海道議会議員選挙得票結果厚真町史二九二㌻参照

(五)　厚真村長選挙

北海道庁長官選挙と同時に執行された厚真村長選挙（昭和二十二年四月五日）は、立候補締切間際で元振老郵便局長　沢田次四郎が辞退したため旭川師範学校教諭　竹沢　潔と木材業の数井亀吉の選挙となり、竹沢　潔が戦後第一回の厚真村長公選に当選した。（厚真村史三七〇㌻参照）

昭和二十二年四月五日　厚真村長選挙

立候補者			
氏名	党派別	得票数	当・落
竹沢　潔	無所属	二、三三三	当選
数井　亀吉	無所属	一、〇二六	落選

昭和二十三年五月二十七日公務出張先において、竹沢　潔村長が自動車事故により急逝され、この死去に伴う村長選挙が七月二十五日執行された。この選挙は厚真村議会副議長の大岩信一郎、厚真村農業協同組合長の畑島竹次郎、厚真村助役　池田宗正によって選挙が行われ池田宗正が当選した。

昭和二十七年七月一日　厚真村長選挙

昭和二十七年七月任期満了による厚真村長選挙が現職村長　池田宗正と井上正則によって行われ井上正則が当選した。

立候補者			
氏名	党派別	得票数	当・落
井上　正則	無所属	二、三五一	当選
池田　宗正	無所属	二、一五二	落選

以降四十三年七月まで現職（村）町長　井上正則の無投票当選となっている。

昭和四十七年七月から五十九年七月までの間に執行された、厚真町長選挙得票結果厚真町史二七一㌻参照

㈥　厚真村議会議員選挙

戦後の新制度による第一回厚真村議会議員選挙が昭和二十二年四月三十日執行された。この選挙の定員は二二名であった。

昭和二十二年四月三十日　厚真村議会議員選挙当選者　（定員二二人）

大岩信一郎　山崎仙之丞　吉本　寛伍　畑島竹次郎　坂本　馬吉　上田　信蔵　木村兼太郎
森本　勘一　土居與七郎　泉　賢次郎　亀井　菊男　河村　國司　山本　正一　鈴木　勇吉
岡部　正一　藤澤　長俊　北村冨士太郎　斉藤吉之助　吉井　常松　宮腰　喜作　加賀谷義雄
川村　重外

昭和二十六年四月二十三日　厚真村議会議員選挙当選者　（定員二六人）

青木市太郎　畑島竹次郎　上田　進　上田　信蔵　土居與七郎　泉　賢次郎　亀井　菊男
山本　正一　鈴木　勇吉　斉藤吉之助　吉井　常松　加賀谷義雄　今村　松一　赤坂　誠

中田　繁作　嶋田好太郎　宮腰　正吉　小松　栄太　影山　豊　綱木　米吉　山野下伊助
近藤　友重　水野辰次郎　藤澤金太郎　池川　広　木戸孫平

昭和二十六年六月十六日　厚真村議会議員の欠員による繰上当選者
畑島竹次郎議員の死去に伴い、森本勘一が二十六年六月十六日繰上当選者となった。

昭和三十年四月から五十八年までの間に執行された、厚真村議会議員選挙得票結果厚真町史二七一㌻参照

第二節　各種委員等

(一)　参与制度

昭和十八年三月市制・町村制が改正され、町村に参与の制度が必置制となった。このため本村においても同年八月二十五日「参與條例」を制定した。これらの制度改正は、時局の急進に伴い、国家の施策は、いよいよ広範かつ繁多となり、その遂行具現については市町村の活動に負うところが多大であり、特に防空・生活必需物資の配給確保・貯蓄の増強・食糧増産・労務の提供等に関しては、その機能を十分に発揮してもらわなければならないが、市町村の現状は、この時局の要請に沿い難い点が認められるので、この際、市町村行政について根本的刷新と高度の能率化とをはかり、国策の浸透徹底と国民生活の安定確保に万全を期そうとする点にあった。

中でも市町村内における各種施策の総合的運営の確保が課題であった。このため、市町村における各種の施策が市町村長を中心として有機的一体性を発揮できるようにするため、市町村長は、必要に応じ、市町村内の団体等に対し必要な指示をすることができることとした。その場合、市町村長の指示に従わないときは、市町村長は、当該団体等に対する監督官庁の措置を申請することができることとした。なお、この改正と同時に、諮問機関として参与の制度

を設け、市においては任意制、町村においては必置制とした。

厚真村における参与條例は、次のとおり。

議案第三號

參與條例設定ノ件

本村參與條例ヲ左ノ通リ設定スルモノトス

昭和十八年八月二十五日提出

厚真村長　亀　井　喜久太郎

參與條例

第一條　本村參與數ノ定數ハ八人トシ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　村會議員　四　人

二　村内ノ團體ノ長　二　人

三　其ノ他學識經驗アル者　二　人

第二條　參與ノ任期ハ二年トス　但シ特定ノ地位ニ在ルガ為選任セラレタル參與ニシテ其ノ地位ヲ失ヒタルトキハ參與ノ職ヲ失フモノトス

第三條　參與ニ缺員ヲ生ジタルトキハ其ノ補缺員ヲ選任スルモノトス　補缺ニ依リ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四條　參與ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ嚴守スルモノトス

第五條　本條例ニ定ムルモノノ外參與ニ關シ必要ナル事項ハ村長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス　（昭和十八年八月二十五日原案可決）

この参与條例は、昭和二十二年七月二十五日村議会の議決により廃止された。

(二)　監査委員

昭和三十八年以前の監査委員は都道府県においてのみ必置制とされ、市町村は任意制となっていたが、本村では逸速く監査委員制度の必要性を認識し制度改正にさきがけて昭和二十七年九月六日議員提案により「厚真村監査委員條例」が村議会で審議され同月八日に議決されている。制度改正は三十八年の財務会計制度の改正に伴いすべての地方公共団体を通じて必置制となった。当初の條例は次のとおり。厚真町史七〇〇参照

厚真村監査委員條例

第一條　地方自治法第百九十五條第二項の規定により、本村に監査委員を置く。

第二條　監査委員は、村の経営に係る事業の管理及び出納、その他の事務の執行について、毎年一回定期監査を行う。

2　前項の監査期日は、監査委員が合議の上これを定める。

第三條　例月出納検査は、毎月十五日（休日の場合はその翌日）にこれを行う。

2　臨時出納検査の期日は、監査委員が合議の上これを定める。

第四條　地方自治法第二百條の規定により監査委員の事務を補助させるため、書記一名を置くことができる。

2　前項の書記は、村吏員をして兼務させることができる。

第五條　この條例に定めるものの外、執務に関して必要な事項は、監査委員が合議の上村長の同意を得てこれを定める。

附　則

この條例は、公布の日から施行する。

第三節　行政事務

(一)　昭和四年区長会議

昭和四年十一月区長会議が招集され当面の事務事業に対する連絡事項等が説明されている。

（大正十二年三月開催の部落部長会議概要、厚真村史二六三㌻参照）

一　納税奨励ニ関スル件

納税思想ノ普及ト共ニ納税成績ヲ向上セシムベク爾来其ノ成績良好ナル組合ニ対シテハ、村會ノ議決ヲ経テ奨励金ヲ交付シ来タリタルニ各位ノ御努力ニ依リ例年完納ノ組合モ尠カラズ誠ニ感謝ニ堪ザル処ナリト雖、全村ヲ通シテ完納ノ域ニ達セシムルニハ尚ホ未ダ前途遼遠タルモノアルヲ以テ、尚ホ一段ノ御配慮ヲ煩シタシ而シテ従來ノ成績調査ハ村税ノ滞納金額ニ依リタルモノナレドモ、昭和二年度第二期ヨリ之ヲ改メ定期ノ國税・地方税・村税全部ニ亘ル滞納者ノ数ニ依ル事トナセリ、爾後右御了知ノ上組合員ヲ督励シ一ノ滞納者ナキヲ期セラレンコトヲ望ム

一　土地異動願届ニ干スル件

税務署ニ提出スル土地分筆・分併・地目地類変換・開墾・地価設定其ノ他一切ノ土地異動願届ハ従來役場ヲ圣由セス直接税務署ヘ提出シ來リタルモ、今後ハ二通ヲ作製役場ヘ提出スル様一般ニ周知セラレタシ、斯クスルトキハ内一通ハ役場ニ保存セラルヽヲ以テ後日ノ徴証トシテ、本人ノ為ニモ大ナル便宜アルモノト認ム

一　拓殖費補助産婆ノ件

本村字周文ハ一昨年ヨリ、字トニカハ昨年ヨリ拓殖費補助産婆ヲ設置セラレ夫々業務ヲ開始シ居ルモ、其ノ成績ヲ見ルニ取扱数極メテ僅少ナルハ誠ニ遺憾トスルトコロナリ、此ハ従來ノ慣例上産婆ノ手ヲ煩ハスヲ欲セサルノ関係ニアラスヤト思料ス、我國ニ於ケル死産ノ率及乳幼児ノ死亡率ノ多キハ他國ニ見サルトコロニシテ此儘ニ推移センカ國家ノ為実ニ安心ニ堪ヘサルモノアリ、之ヲ救済スル緊急ノ方法ハ産婆ヲシテ妊娠中ノ心得及乳幼児哺育ノ知識ヲ普及センヨリ急ナルハナシ、拓殖費ヲ以テ

補助ヲ交付セラルヽモ蓋シ此ノ趣旨ニ外ナラサルヲ以テ區内一般ニ此ノ旨ヲ普及徹底セシメラルヽ様、特段ノ御配慮ヲ希望ス

尚　本産婆ハ普通開業産婆ト異リ拓殖費ヨリ相當補助ヲ受ケ居ル関係上取扱料ノ如キモ極メテ低廉ナルハ勿論ナリトス

一　女子青年團組織ニ関スル件

本村ニ於ケル青年團ハ各區共早クヨリ設置セラレ益々其ノ實績ヲ擧ケツヽアリ、然レ共女子青年團ニアリテハ未タ實績ノ見ルヘキモノナキハ甚タ遺憾トスルトコロニシテ、女子修養機関タル本團ノ設立ハ實ニ現下地方ノ情勢ニ鑑ミ最モ其ノ急ナルヲ認メラルヽヲ以テ之カ組織ニ関シテハ曩（サキ）ニ御依頼致シ各位ノ御盡力ニ依リ組織セラレタルモノモアルモ、今尚設置ヲ見サルモノアリ、又之カ聯絡統一アル統制ノ下ニ青年團ト相並テ普及発達ヲ期スヘク、先年本村女子聯合青年團ヲ組織セルヲ以テ未組織ノ區ニ於テハ此際速ニ設置シ而シテ近代女子トシテ時代ニ遅レシメサル様特段ノ御盡力ヲ望ム

一　水源涵養ニ関スル件

本村ノ水田熟ハ遂年旺盛トナリ、其ノ造田サルヽ反別又不尠、然ルニ限リ有ル水量ニ拠（カテ）テ加ヘテ、近來奥地森林ノ伐採ニ依リテ水源ノ枯渇甚シク殊ニ本年ノ如ク雨量少ナキ年ニアリテハ作付ニ至難ノヶ所モアリ、其ノ困難實ニ名狀スヘカサルモノアリ之レラ將來ニ慮レバ水田耕作ヲ以テ本業トスル本村ニ於テ如斯（カクノコトシ）不安ヲ感スルガ如キハ深ク考慮ヲ払ハザル可カラズ

之レガ水源涵養ニハ植林及貯水池其ノ他適当ノ方法ヲ講シ永遠ニ渉リテ所謂百年ノ長計ヲ樹ツルノ急務ナルヲ信ス、宜シク愼重熟慮之レガ対策ヲ講セラレンコトヲ望ム

一　道路ノ維持修繕ニ関スル件

本村ニ於ケル道路ノ多クハ、開鑿後歳月短カク且ツ地質ノ関係上路床及路面共固定セス天候ノ不良殊ニ融雪期ニ道路ノ破壊セラルヽコト多ク之ガ為メ其ノ改繕保護ハ一層ノ困難ヲ來ス實況ニアリ、

元來道路ハ住民ノ交通・経済・生活等ニ密接ノ関係ヲ有スル施設ナルヲ以テ、其ノ維持保護等ハ直接利害関係ノ最モ深キ地方住民ニ於テ自治的ニ之ヲ勵行スルハ極メテ緊要ノ事ニ属ス、而シテ本村ニ於テハ年歳相當経費ヲ以テ維持修繕ヲナシ一方道路掃除及修繕規程ニ依リ、各位ノ御盡力ヲ得テ相當ノ効果ヲ擧ゲツヽアリト雖如何セン其ノ範囲頗ル広汎ニ渉リ経費其

ノ他ノ関係上徹底ヲ闕（カ）ク憾ミアルハ遺憾トスルトコロナルヲ以テ各位ハ今後格段ノ御努力ヲ以テ、常時道路愛護心普及ト共ニ住民ヲ指導誘掖（ユウエキ）シ益々其ノ實績ヲ擧ケラシムコトヲ望ム

一　客土補助申請ニ関スル件

本道ニ於ケル泥炭地ヲ改良スル目的ヲ以テ、第二期拓殖計画ニ於テ客土事業ヲ為ス者ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ五割以内ヲ事業完了後實地検定ノ上交付セラレルベキニ付、毎年六月三十日迄ニ其ノ年ノ秋期ヨリ翌年春期迄ニ客土スベキ者ハ、北海道廳長官宛申請書ヲ当役場ニ提出スルコト

(1)　客土トハ泥炭地ヲ改良シ田畑ト為サントスル土地又ハ田畑ニ対シ一反歩三立方坪及一〇立方坪ノ適當ナル土壌ヲ客入スルモノヲ謂フ

(2)　補助金ハ一人一ケ年　三反歩以上ノ事業ヲ為ス者

(3)　事業費トハ客入土ノ購入費、運搬費ナリ

(4)　客入スベキ土壌ハ有害物資ヲ含有セザル限リ砂土、土壌ハ粘土等ナリ

(5)　客土ヲ為サントスル箇所ハ排水充分ナルコトヲ要ス、之レ泥炭地ハ單ニ客土ヲ為スモ排水不良ナルトキハ其ノ利用完全ナラザルニ依ル

(6)　客土ハ検査ヲ終了スル迄施業地ノ適當ノ箇所ニ堆積シ置クヲ要ス

一　畜牛馬匹奨勵金下付願ニ関スル件

有畜農業奨勵ノ為産業組合及農會ニ於テ、種牡牛馬ヲ購入スル者又ハ團体ニシテ牝牛又ハ耕馬ヲ有セザル加入者ニ貸付又ハ配付ヲ為ス為、牝牛又ハ耕馬ヲ購入スルトキ又ハ牛馬ヲ所有セザル農業者ニシテ牝牛・耕馬ヲ購入スル者ハ、牝牛ハ年齢四歳以下ノモノニシテ北海道外ヨリ購入移入スルモノ、耕馬ハ年齢二歳以上明五歳以下ノモノニシテ北海道内ニ於テ購入スルモノニシテ北海道廳ニ委託シテ購入スル者ニ奨勵金を下付スル

(1)　申請書ハ毎年二月末日迄ニ北海道廳長官宛ニ当役場ニ提出スルコト

(2)　奨勵金ハ種牡牛馬及牝牛ニ在リテハ購買額ノ二分ノ一以内、耕馬ハ三分ノ一以内

(3)　種牡牛ハ三ケ年、牝牛ハ四年、馬ハ五年間北海道廳長官ノ許可ヲ得ルニアラザレバ譲渡屠殺等ヲ為スコトヲ得ズ

(4)　膽振畜産組合ニ於テハ低利資金ヲ借受耕馬購入者ニ購入額ノ三分一ノ融資セラルヽヲ以テ該組合ニ出願スルヲ得策トス

一　傳染性貧血症豫防検診ニ関スル件

本病ハ馬匹ニ対シ恐ルベキモノニシテ、本村馬匹ニシテ同病デ斃死スルモノ相當ニアリ膽振畜産組合ニ於テハ安平・厚真・苫小牧ノ各町村ニ担当嘱託獣醫ヲ置キ日割ヲ定メ検診シ真症馬ハ之レラ隔離シ凝似症馬ハ一日一頭一五銭ノ薬代ノ補助ヲ為シ、之レガ絶滅ヲ期スルモノナレバ検診ノ期日ニハ必ズ受検スル様努メラレタシ

一　種苗配付に関スル件

果樹苗木ハ果樹栽培者ノ組織セル團体及本道内ニ居住シ実地農事ニ従事スル者ニシテ、種苗ノ配付ヲ受ケントスル者ハ希望ノ種類及数量ヲ左ノ期日迄ニ村長ニ出願スルコト

(1)　農産春播種子　一月十日　一品種ニ付一袋以内

(2)　農産秋播種子　六月十日　一品種ニ付一袋以内

(3)　果樹苗木　八月十日　一品種ニ付一〇本以内

一　緬羊ノ飼育奨勵方ニ関スル件

緬羊ノ飼育ハ農家ノ副業トシテ容易ニ行ハレ相當ノ収益アルノミニナラス地力ノ維持増進上、大家畜ノ飼育ト相俟ツテ、農業ノ一要素ヲ為スモノト思料スルモ未ダ一般之ニ対スル理解乏シキハ遺憾ノ次第ニ付、其ノ筋ニ於テハ多年極力之カ奨勵ニ力ヲ致シタル結果、昨年末現在六、〇〇〇頭ヲ算スルニ至レルモ其ノ生産物ハ未ダ需要ニ満ス能ハス年々多額ノ輸入ヲ見ツヽアル現況ナルニ不拘、斯業ニ従事スル者ニシテ往々其ノ飼育ヲ廃スル向アルハ遺憾トスル所ナリ、之レニ依リ來ル所以ヲ考察スルニ飼育管理方法ノ宜（ヨロ）シカラサルト一面生産物（主トシテ屠肉）ノ販賣困難ナルニ既因スルモノト被認ルヽモ羊肉ノ販路ニ就テハ、羊肉消費宣傳其ノ他ノ機會ニ於テ一般ノ嗜好喚起ニ努メツヽアルヲ以テ、其ノ懸念ハ一掃サルベク又飼養管理ノ点ニ関シテハ其ノ筋ニ於テ農林省ト協力シ極力指導ニ努メツヽアルヲ以テ漸次改善ヲ見ルニ至レリ。

然レトモ斯業ノ発達ハ独リ當局ノ施設ヲ以テ足レリトセス當業者又相互扶助ノ精神ヲ涵養シ飼養管理ノ改善ヲ第スルト共

ニ生産物ノ共同處理ヲ圖ル等ハ最モ急務ト認メラル、ニ付、既ニ飼育スル地方ニシテ未ダ組合ナキモノハ組合ヲ組織シ地方組合ト今年設置セラレタル北海道緬羊聯合會ト相提携シテ、右趣旨ノ徹底ニ一段ノ努力セラレタシ

一　造田事業指導ニ関スル件

土功組合地区内及集團地ノ造田計画ハ各個人ノ任意ニ委セス水利統制又ハ耕作ノ便宜上一定ノ計画ヲ樹立シ、之ニ依リ造田セシメ將來再ヒ田区整理其ノ他耕地整理ノ要ヲ生セサラシムルハ最モ緊要ノ事項ナリ。

從來造田補助ノ實地調査ニ當ツテハ此ノ点ニ留意シ指導シツ、アリト雖、独リ官廳ノ指導ニ依ルノミナラス事業者各自モ其ノ計画ヲ樹テ實績ヲ擧クルニ努ムルハ素ヨリ當然ノコトニ属スルモ、管内ノ實況ハ未ダ其ノ實例ニ乏シキハ甚ダ遺憾トスル所ナルヲ以テ、今後土功組合ノ地区及集團的箇所ノ造田ニ際シテハ其ノ開始前適當ナル計画ヲ樹テ以テ統一アル造田ヲ完成セシムル様指導セラレタシ

一　客土事業ニ軌道ヲ使用スル件

客土事業ヲ大規模ニ施行セムトスルトキ又ハ廣汎ナル地域ノ客土事業ヲ為スノ有利ナルハ明ナリ、管内ニ於テハ未タ其ノ實例尠キモ將來此ノ種ノ施設ヲ為サシムル要アルヘキヲ以テ、各位ハ部内ニ於ケル客土事業施行ニ対シ相當注意ヲ為シ實施上指導シ便宜ヲ與ヘラレタシ

尚軌道代金ニモ五割以内ノ補助アリ

(二)　昭和五年行政事務報告

昭和五年一月より十二月に至る村行政事務報告が厚真村会に対し次のようになされている。

本事務ハ村行政並一般事務ノ枢軸ニシテ之ガ運用ノ如何ハ直チニ村一般ニ及ホスモノ多キヲ以テ常ニ周到ナル努力ニ依リ之ニ當リタリ殊ニ本年ハ衆議院解散ニ依ル総選挙、第一次家屋税調査員選挙並普選法ニ依ル最初ノ村會議員ノ改選其ノ他諸法令ノ改正ニ依ル一般事務ノ増加ニ依リ係員多忙ハ名状スベカラサルモノアリ時々場内総動員的ニ努力シテ遺憾ナキヲ得タリ。吏員ノ異動（以下省略）

（中略）特ニ昭和五年末期ニ於ケル米價暴落及事業界ノ不況ニ依ル労働賃金ノ低下ハ極度ニ中産無産階級ノ生活ヲ脅シ之カ救済ハ朝野ヲ挙ケテ等シク高唱スルトコロナルヲ以テ本村ニ於テモ之ガ対策トシテ救済資金ノ借入等ハ手續ノ関係上産業組合ニ委任シ志トシテ減税ニ依ル一般民力ノ休養ニ務ムベク歳出各定款ニ亘リ大削減ヲ計ル。

（中略）基本財産ニ至リテハ大正十二年ヨリ出願中ナリシ厚真村字オバウシ共同薪炭備林二百七十七町一反二十四歩ハ壹万四千四百十二円二十三銭ヲ以テ賣拂許可セラシタルヲ以テ所定ノ事業計画ニヨリ経営スル事トナリ之ガ為村民ノ受クル利益大ナルモノアルヘキヲ信ズ。

㈢　昭和六年村内広域部落の適正細分

周文・野安部太・牛志別区は農耕地の開墾が進み、さらに北海道鑛業鉄道金山線の上厚真停車場が大正十一年七月十四日開業するに伴い戸口・人口も増加し村政事務処理上、不便を期たし兼ねないため分割される。

周文区は広大な地域であるため厚真川東部一円を周文（現厚和）に、厚真川西部を上厚真に、厚真川西部のうち上厚真を除く地域を西周文（現共和）に分割する。

野安部太区（現上野・富野）は、これを北部一円と南部一円に分離することを検討されたが実現を見るに至らなかった。

牛志別区は牛志別とニナルカの範囲であったが、牛志別（現豊川・共栄）で一区とする。

この区設置規程の改正案が昭和六年二月二十五日厚真村会に提出され、昭和六年四月一日から現在の字区域に近い区域となった。

当時の区制

幌内区・トニカ区・頗美宇区・西老軽舞区・東老軽舞区・近悦府区・宇久留太区・仁達幌区・知決辺区
厚真区・振内区・宇久留区・当麻内区・野安部太区・牛志別区・上厚真区・周文区・西周文区・浜厚真区
野安部区・軽舞区・入鹿別区

第三章　財　政

第一節　村税戸数割・税目・賦課率

(一)　昭和八年度村特別税戸数割算定方式

特別税戸数割納税義務者の公平を期するため、資力算定方法案が昭和八年四月十日厚真村会に提出されている。

厚真村特別税戸数割納税義務者ノ資力算定方法案

イ　資力算定ノ標準タル所得額ハ左記ニ依リ計算ス

(一)　非営業貸金、公債、社債、預金利子　＝　前年中ノ総収入金額

注　産業組合、郵便貯金ノ利子ヲモ計算ス

(二)　山林ノ所得　＝　前年中の総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額

(三)　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與　＝　前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ総収入金額

注　賞與、手当其ノ他ノ名儀ヲ以テスル給與ニシテ豫メ支給額ノ定メナキモノ

(四)　法人ヨリ受クル配当　＝　前項ニ仝ジ

1　利益ノ配当　＝　慰労金、記念品等ニ至ル一切ノ配当

2　準配当　＝　株式ノ消却トシテ受クル金額ヨリ拂込済額ヲ差引タル剰余金及持分拂戻ヲ受ケタル金額ヨリ出資金額ヲ差引タル剰余金

3　利息ノ配当　＝　商法第九六條ニ依ル建設利息

4　剰余金ノ分配　＝　相互保険会社ニ依ケル剰余金ノ分配

(五)　俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隠料及此等の性質ヲ有スル給與　＝　前年中の収入金額　但シ前年一月一日ヨリ引

続キ支給ヲ受ケタルニ非ラサルモノニ付テハ其ノ年（本年）ノ豫算

注　豫メ支給額ノ定メアルモノ

右取扱上ノ注意事項左ノ通リ

1　前年中支給ヲ受クルモ本年全ク支給ヲ受ケサルモノハ計算セズ

2　本年新ニ支給ヲ受クル事トナリタルモノハ豫算ニ依ル

3　本年一月ヨリ賦課期日迄ニ支給ヲ受ケザルニ至リタルモノハ本年実際支給金額ニ依ル

4　日給者ニ係ル収入ノ計算困難ナルヲ以テ常傭ハ三百日然ラサルモノハ二百日分ヲ以テ一年分トシ日給額ノ一定セサル者ニ対スル日給額ハ男金七拾銭、女金五拾銭ト看做シテ計算ス

(六)　其ノ他所得　＝　前年ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額

注　以上列記ノ各項以外ノ各種ノ資産、職業、営業ノ所得等ヲ包含ス

右取扱上ノ注意事項ハ前項各號ノ外左ノ通リ

1　農業者ノ所得ノ計算困難ニ付左ノ標準ニ依リ算定ス

(イ)　水田

等級	反当収穫	單價	小作料	備考
		円　厘		
一	四俵	五・五〇〇	四斗	自作田ハ総収入ヨリ経費トシテ四割
二	三俵半	〃	三斗五升	小作田ハ小作料及六割（小作料ヲ控除シタルモノノ六割）ヲ控除シタルモノヲ所得ト
三	三俵	〃	三斗	看做ス
四	二俵半	〃	二斗五升	尚ホ災害地ニ対シテハ斟酌ヲ為ス
五	一俵半	〃	一斗五升	

六	半俵	円　〃　厘	五升

(ロ)　畑

等級	反当収入	小作料	備考
	円　厘	円　厘	
一	七・〇〇〇	一・七五〇	水田ニ仝ジ
二	五・六〇〇	一・二六〇	
三	四・二〇〇	・八四〇	
四	二・八〇〇	・五六〇	

2　地主、家主ノ所得ハ小作料又ハ賃貸料ノ八割ヲ所得トス、但シ借地セル家主ノ所得ハ五割、宅地ノ地主ハ九割ヲ以テ所得トス

3　馬車追専業者ノ所得ハ馬車一台五二〇円二台以上ノ者ニアリテハ一台ニ付三四〇円ヲ加算シタル額ヲ以テ一ケ年ノ収入金ト看做シ専業ニアラザル者ハ一七〇円トス

(二)　昭和十五年　村税税率

昭和十五年度の村税は、国税附加税四税目、地方税附加税八税目、独立税七税目（税目名は厚真村史二一五ページ参照）があった。このうち独立税の課税標準及税率は次のようである。

村民税　納税義務者数一、四六八人ノ平均納税額ハ四圓

納税義務者各個ノ村民税ノ算出方法ハ各個ニ各等級ヲ設ケ此ノ等級ニ依ル総個数ヲ以テ賦課総額ヲ除シ一個当リ課率四三銭五厘六毛七糸ヲ得　各個標準額ニ乗ジテ算出ス

村民税賦課等級及箇数表（等級中間省略）

普通等級		特別等級		普通等級		特別等級	
等級	個数	等級	個数	等級	個数	等級	個数
特等	其ノ都決定	特等 乙	其ノ都決定	一三等	一五〇	一三等乙	一四二
一〃	五〇〇	一〃〃	四九二	一七〃	一〇〇	一七〃〃	九二
三〃	四〇〇	三〃〃	三九二	二三〃	五二	二三〃〃	四四
六〃	三〇〇	六〃〃	二九二	三〇〃	二〇	三〇〃〃	一二
一〇〃	二〇五	一〇〃〃	一九七	三八〃	三	三八〃〃	三

舟税　發動機船（モータボートヲ含ム）　一艘　六円　外ニ総噸数一噸毎ニ八銭ヲ併課ス
　帆船　一艘　五円　〃　一八銭ヲ併課ス
　艀船　一艘　五円　〃　二五銭ヲ併課ス
　其ノ他　一艘　三円
自轉車税　一輛　二円
荷車税　荷馬車（主トシテ農業又ハ漁業ニ使用スルモノトス）　一輛　二円五〇銭
　其ノ他　一輛　四円五〇銭
金庫税　第一種（外面体積一八〇立方デシメートル未満）　一個　五円
　第二種（〃　一八〇立方デシメートル以上）　一個　七円
　第四種カラ第七種マデ省略
　最高第八種（外面体積一、八〇〇立方デシメートル以上）　一個　四十円
扇風機税　一個　二円

犬税　猟犬　愛玩犬（生後六ケ月以上ノモノ）　一頭　四円
　　其ノ他　一頭　二円

左ニ掲グルモノニ対シテハ賦課セズ（抜粋）

一　総噸数五噸未満ノ舟（遊船ノ類ヲ除ク）ニ対スル舟税
一　荷積小車ニ対スル荷車税
一　手提金庫ニ対スル金庫税
一　傷痍軍人ノ専用スル自轉車　但シ自己又ハ戸主若クハ其ノ家族以外ノ者ノ所有ニ係ル自轉車ヲ除ク
一　軍用犬ニ対スル犬税

㈢　昭和二十一・二十二・二十三年度の村税目

年度	昭和二十一年度		昭和二十二年度	
税目 ＼ 区分	課税標準	賦課率又は賦課定額	課税標準	賦課率又は賦課定額
地租附加税	地租	1,800/100	第一種宅地・土地賃貸価格	12/100
家屋税附加税	家屋税	2,520/100	第二種その他の土地・土地賃貸価格	36/100
段別税附加税	段別税	600/100	家屋賃貸価格	21/100
営業税附加税	営業税	1,800/100	（地租附加税に吸収）	—
鑛区税附加税	鑛区税	10/100	営業純益	7.5/100
船舶税附加税	船舶税	100/100	鑛区税	100/100
自動車税附加税	自動車税	100/100	船舶税	200/100
			第一種自動車税	200/100

電柱税附加税	電柱税	120/100	第二種自動車税	100/100
不動産取得税附加税	不動産取得税	100/100	電柱税	100/100
漁業権税附加税	漁業権税	100/100	不動産取得税	100/100
狩猟者税附加税	狩猟者税	100/100	漁業権税	200/100
藝妓税附加税	藝妓税	100/100	狩猟者税	100/100
遊興税附加税		—	藝妓税	200/100
電話加入権税附加税	電話加入権税	100/100	遊興税	100/100
家畜税附加税	家畜税	400/100	電話加入権税	100/100
漁業税附加税	漁業税	100/100	家畜税	400/100
木材取引税附加税			漁業税	200/100
ラジオ税附加税			木材取引税	200/100
軌道税附加税			ラジオ税	100/100
村民税	（省略）		軌道税	200/100
舟税	（二十一年舟税あるも課税標準・賦課定額不詳）		（省略）	
			發動機船一艘	二〇〇円
			外に総屯数一屯毎に一〇円を併課する	
			帆船一艘	一〇〇円
			外に総屯数一屯毎に一〇円を併課する	

自轉車税	（二十一年自轉車税あるも課税標準・賦課定額不詳）		
荷車税	荷馬車　主トシテ農業又ハ漁業ニ使用スルモノ　一輛	一五円	艀船一艘　外に総屯数一屯毎に一〇円を併課する　七〇円
	其ノ他　一輛	三〇円	其の他一艘　五〇円
	軽車輛（リヤカーヲ含ム）　一輛	一〇円	舟の取得に対するもの　舟の價格　$\frac{25}{1,000}$
金庫税	（手提金庫除く）		一輛（内径五五㌢㍍未満の自轉車除く）　六〇円
	第一種外面体積一八〇立方デシ㍍未満ノモノ　一ケ	五円	第一種主として農漁業用に使用するもの　一輛　七〇円
	第二　〃　一八〇立方デシ㍍以上ノモノ　一ケ	七円	第二種主として営業用に使用するもの　一輛　二〇〇円
	第三種、第四種省略		第三種其の他（軽車輛リヤカー・手車を含む）　一輛　三〇円
	第五種外面体積八〇〇立方デシ㍍以上ノモノ　一ケ	二二円	（手提金庫除く）
犬税	猟犬　愛玩犬（生後六ケ月以上）　一頭	四円	第一種外面体積一八〇立方デシ㍍未満のもの　一箇　一二〇円
	其ノ他　（　〃　）　一頭	二円	第二種外面体積一八〇立方デシ㍍以上のもの　一箇　一七〇円
廣告税			第三種から第七種まで省略
			第八種外面体積一、八〇〇立方デシ㍍以上のもの　一箇　一、〇〇〇円
			第一種猟犬　愛玩犬　一頭　七〇円
			第二種其ノ他　一頭　四〇円
			第一種交通運輸機関を利用する廣告一箇につき　一〇円
			第二種立看板、掛看板、その他これに類するものによ

二歳牛馬税		
原動機税		
馬橇税		
ミシン税		
養鶏税		

る廣告、但し第一種に該当するものを除く一箇につき	一五円
第三種ポスターによる廣告、但書右同じ一箇につき	一〇円
第四種チラシ、その他これに類するものによる廣告	
千枚又はその端数につき	五〇円
第五種建物看板野立看板額面廣告その他、	
これに類するものによる廣告、廣告一坪の	
面積又はその端数毎に毎年	三〇円
二歳牛馬（明二歳）　一頭	一〇〇円
電動機及び発動機	
第一種主として農漁業用に使用するもの一台	七〇円
第二種主として営業用に使用するもの一台	二〇〇円
馬橇バチバチ及び四ツを含む	
第一種主として農漁業用に使用するもの一台	七〇円
第二種主として営業用に使用するもの一台	二〇〇円
手ミシン機を除く	
第一種主として営業用又は教授用に使用するもの一台	二〇〇円
第二種其の他　一台	一〇〇円
一羽（生後八ケ月以上）	五円

山羊税		一頭（明二歳以上）	二〇円
豚税		一頭（生後三ヶ月以上）	五〇円
立木伐採税		伐採石数一石につき	一円

昭和二十三年度　新設・改正等

新たに新設された税目

特別所得税附加税（第一業務・第二業務に分類）、鑛産税附加税、入湯税附加税、酒消費税附加税、電気・ガス税附加税、家畜移出税附加税、建物改修税附加税、余裕住宅税附加税、接客人税、使用人税、特別原動機税、と畜税

改正された税目

営業税附加税を事業税附加税に、遊興税附加税を遊興飲食税に、原動機税を特別原動機税に、家畜税附加税と二歳牛馬税を家畜税に

廃止された税目

藝妓税附加税、漁業税附加税、ラジオ税附加税、養鶏税、山羊税、豚税

昭和二十四年度　村税目の改正

改正された税目

家畜税を特別家畜税に

廃止された税目

家畜移出税附加税、使用人税

昭和二十四年八月国、地方を通じる税制の改革についてのシャウプ使節団による日本税制報告書（シャウプ勧告）が発表された。これは税制だけでなく国家財政と地方財政との関係等についても触れている。その骨子とするところ

は、

1、附加税制度を廃止し、都道府県税と市町村税とを完全に分離して、それぞれ独自の税目を持つべきこと。

2、雑税を整理して税種を少なくするかわりに税率をある程度高くすること。

3、三大地方税である不動産税（地租、家屋税）住民税、事業税を大幅に修正して、住民税収入は二倍以上、地租、家屋税収入は三倍以上とすること。

4、地方配付税制度、国庫補助金制度を廃止して、新たに平衡交付金制度を設け、地方財政力と需要額との均衡を図ること。

5、奨励的補助金は存続すべきこと。

6、災害復旧費は全額国庫負担とすべきこと。

このほか入場税、遊興飲食税は都道府県税として存続を認め、不動産取得税、酒消費税、船舶税、電話税等についてはその廃止を勧告、鉱区税、鉱産税、電気ガス税、自動車税、木材引取税、狩猟者税等については存続を認めるが、都道府県か市町村のいずれか一方に専属すべきことを勧告している。

昭和二十五年七月、法律第二百二十六号を以て公布施行された地方税制の改革は、シャウプ勧告の線に沿って行なわれたものであるが、その概要はつぎのとおりである。

○道府県普通税

附加価値税（昭和二十七年一月より適用されることになっていたが諸種の事情で廃止、昭和二十五、二十六年度は事業税及び特別所得税を課する）、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉱区税、漁業権税、狩猟者税、法定外普通税

○市町村普通税

市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉱産税、広告税、木材引取税、入湯税、接客人税、法定外普通税

○目的税

水利地益税、共同施設利用税

また、地方における財政需要額が財政収入額を超える額、すなわち財源不足額を完全に補てんすることにより、すべての地方公共団体に一定水準の行財政を保障するために、従来の地方配付税制度を廃止して、新たに地方財政平衡交付金制度を創設した。

第二節　国・地方・村税納入成績

昭和十五・十六・十七年度

昭和十五年度（昭和十五年十二月三十一日現在）

税目	國税					
区分	分類所得税	綜合所得税	地租	営業税	計
調定額	六、五七一・二三 円	一、〇三三・五〇 円	一、九六三・二八 円	三九〇・一七 円	九、九五八・一七 円
収入額	六、五七一・二三	一、〇三三・五〇	一、九五三・一二	三九〇・一七	九、九四八・〇一
滞納額	—	—	一〇・一六	—	一〇・一六
収入歩合	一〇〇％	一〇〇	九九	一〇〇	九九

税目	地方税								
区分	新法分地租附加税	営業税附加税	家屋税	反別税	自動車税	電柱税
調定額	一、〇九一・三四	四六八・〇七	七九六・八〇	五四三・六三	一〇・〇〇	六一一・八〇
収入額	一、〇八八・三九	四六八・〇七	七九六・八〇	五四一・二〇	一〇・〇〇	六一一・八〇
滞納額	二・九五	—	—	二・四三	—	—
収入歩合	九九	一〇〇	一〇〇	九九	一〇〇	一〇〇

税目	地方税								
区分	不動産取得税	漁業権税	狩猟者税	藝妓税	旧法分地租附加税	計
調定額	二二九・四四	七二・六〇	三〇・四〇	一八・五〇	一・四八	三、八七四・〇六
収入額	二二九・四四	七二・六〇	三〇・四〇	一八・五〇	一・四八	三、八六八・六八
滞納額	—	—	—	—	—	五・三八
収入歩合	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九九

税目	村税					
区分	新法分地租附加税	営業税附加税	反別税附加税	自動車税附加税	電柱税附加税
調定額	二、〇七三・九六	八九七・二一	一、〇三九・七四	一〇・〇〇	六一一・八〇

税目	村税													
区分	不動産取得税附加税		漁業権税附加税		狩猟者税附加税		藝妓税附加税		家屋税附加税		村民税	
調定額	二三九・四四	円銭	七二・六〇	円銭	三〇・四〇	円銭	一八・五〇	円銭	八二八・八五	円銭	五、八六七・五一	円銭
収入額	二三九・四四		七二・六〇		三〇・四〇		一八・五〇		八二八・八五		五、八六二・三一	
滞納額	—		—		—		—		—		五・二〇	
収入歩合	一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		一〇〇		九九	

税目	村税													
区分	舟税		自轉車税		荷車税		金庫税		犬税					
調定額	二八・一四	円銭	二、一三〇・〇〇	円銭	一、七一〇・〇〇	円銭	一五五・〇〇	円銭	四五〇・〇〇	円銭				
収入額	二八・一四		二、一二四・〇〇		一、七〇五・〇〇		一五五・〇〇		四五〇・〇〇					
滞納額	—		六・〇〇		五・〇〇		—		—					
収入歩合	一〇〇		九九		九九		一〇〇		一〇〇					

収入額	二、〇六七・一一	八九七・二一	一、〇三五・〇九	一〇・〇〇	六一一・八〇
滞納額	六・八五	—	四・六五	—	—
収入歩合	九九	一〇〇	九九	一〇〇	一〇〇

税目 / 区分	村税					合計
	旧法分営業収益税附加税	鉱業税附加税	(不動産)雑種税附加税	計		
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭		円 銭
調定額	一六三・〇四	五、七三一・六三	二六八・六七	二二、三一七・四九		三六、一四九・七二
収入額	一六三・〇四	五、七三一・六三	二六八・六七	二二、二八九・七九		三六、一〇六・四八
滞納額	—	—	—	二七・七〇		四三・二四
収入歩合	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九九		九九

決戦時下ニ於ケル本事務ノ重要性ニ鑑ミ納税成績ノ昂上及課税ノ適正ニ就イテハ、鋭意之ニ努メツヽアリ昭和十六年度（十二月末）ニ於ケル成績ハ凶作災害ニ因リ、一般経済ニ重大ナル影響ヲ蒙リタルニモ不拘、近年数年間ニ比シ極メテ良好ナル成果ヲ収メ得タリ、右ハ未曾有ノ時局ニ鑑ミ一般納税者ノ理解ト町内会、部落会納税部ノ熱誠ナル活動ノ結果ニ外ナラズ洵ニ欣快ニ堪ヘザルトコロナリ。

顧フニ納税成績ノ良否ハ、直接國家戦時財政並ニ地方財政ニ至大ナル関係ヲ有スルモノニシテ、今後一層之ガ施設ノ整備拡充及賦課ノ適正ヲ圖リ万遺憾ナキヲ期サムトスルモノナリ。

昭和十六・十七年度（各年四月～十二月）

区分	昭和十六年度				昭和十七年度				摘要
	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	調定額	収入額	滞納額	収入歩合	
	円	円	円	%	円	円	円	%	
國税	一〇、五九九	一〇、五九九	—	一〇〇	一二、二九八	一二、二九八	—	一〇〇	
地方税	六、一五五	六、一四九	六	九九	六、四三二	六、四二三	一〇	九九	

村税	二二、七九四	二二、七六〇	三四	九九	四五、四九八	四五、四三二	六七	九九
計	三九、五四八	三九、五〇八	四〇	九九	六四、一二八	六四、一五一	七七	九九

分與税及滯納繰越分ヲ含マズ

昭和十六年凶作災害ニ依ル税ノ減免額（田地ニ対スル税全額減免セラル）

國税		地方税		村税	
税目	税額	税目	税額	税目	税額
田租	一、〇六九円	地租附加税	一、七七九円	地租附加税	五、八八四円
		反別税	六八九	反別税附加税	二、二九四
計	一、〇六九	計	二、四六八	計	八、一七八

合計減免額　一一、七一五円

第三節　昭和十五年度納税奨励規程

納税は村の基本財源であり納期内納税を向上させようと、昭和十六年一月に「納税奨励規程」を告示し、部落会単位の納税成績と納税思想の普及、奨励をはかった。この規程同十五年度分から適用されている。

納税奨励規程

第一條　町内会及部落会若クハ之ニ準スヘキモノ（以下部落会ト称ス）中納税成績優良ナルモノニ対シ豫算ノ範囲内ニ於テ左ノ奨励金ヲ交付ス

一　維持奨励金

二　納税済實人員奨励金
三　納税済額奨励金

第二條　奨励金ハ當該豫算額ノ百分ノ三十ヲ維持奨励金ニ、百分ノ四十五ヲ納税済實人員奨励金ニ、百分ノ二十五ヲ納税済額奨励金ニ配分シ交付ス

第三條　維持奨励金ハ其ノ総額ヲ各部落会ニ平分シ之ヲ交付ス

納税済實人員奨励金及納税済額奨励金ハ部落会ニ於テ一箇年度ヲ通シ國税地方税及村税ヲ取纏メ法定期限内ニ納付シタルトキ右ノ方法ニ依リ算定シタル額ヲ翌年度ニ交付ス

一　納税済實人員奨励金ハ其ノ総額ヲ奨励金交付ノ基礎トナルヘキ各部落会毎ノ取扱實人員数ニ其ノ成績ニ依ル左ノ割増ヲ加算セル人員数ニ按分シ之ヲ算定ス

納税済實人員数が部落会納税義務者総實人員数ニ対シ

十　割　ノ　場　合　二十割増
十割未満九割五分以上ノ場合　十五割増
九割五分未満九割以上ノ場合　十　割　増

二　納税済額奨励金ハ其ノ総額ヲ奨励金交付ノ基礎トナルヘキ各部落会毎ノ取扱納税済額ニ其ノ成績ニ依ル左ノ割増ヲ加算セル額ニ按分シ之ヲ算定ス

納税済額カ部落会要納税総額ニ対シ

十　割　ノ　場　合　二十割増
十割未満九割五分以上ノ場合　十五割増
九割五分未満九割以上ノ場合　十　割　増

第四條　奨励金ハ交付後部落会ノ成績ト共ニ村長之ヲ公示スルモノトス

第五條　成績優良ナル部落会又ハ部落会役員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ村長之ヲ表彰ス

一　部落会ニシテ満三年以上継続シ其ノ成績良好ナルモノ
二　部落会役員ニシテ満三年以上勤続シ其ノ成績顕著ナルモノ

前項ノ表彰ニハ相當ノ金品ヲ贈与スルコトアルヘシ

第六條　前條以外ノモノト雖モ納税奨励上特ニ功績顕著ナル者ニ対シテハ村長之ヲ表彰スルコトアルヘシ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ表彰ニ之ヲ適用ス

附　則

本規程ハ昭和十五年度分ヨリ之ヲ施行ス

第四節　一般会計歳入・歳出決算

昭和三年度から同七年度まで

歳　入

昭和3年度	年度／科目
円　銭	
62,509・06	款　村税
1,785・07	項　営業収益税附加税
1,319・70	〃　地方税家屋税附加税
514・27	〃　鑛業税附加税
522・44	〃　地方税営業税附加
4,046・25	〃　地方税雑種税
30,411・63	〃　特別税戸数割
23,909・70	〃　特別税反別割
881・30	款　国庫交付金
371・51	項　国税徴収交付金
509・79	〃　地方税徴収交付金
266・95	款　国庫補助金
169・82	項　青年訓練所補助
79・00	〃　農林省統計補助
18・13	〃　地租名寄帳整理補助
12,477・83	款　国庫下渡金
12,477・83	項　義務教育費下渡金
65・31	款　就学奨励交付金
65・31	項　就学奨励交付金
701・68	款　地方費補助
66・68	項　衛生費補助
578・00	〃　教育費補助
57・00	〃　統計費補助
2,262・48	款　公有林費交付金
2,262・48	項　公有林費交付金
1,133・91	款　使用料及び手数料
681・60	項　使用料
452・31	〃　手数料
3,938・58	款　雑収入
455・70	項　行旅病死人費用弁償金
2,168・45	〃　過年度収入
313・78	〃　徴兵旅費繰替戻入金
464・69	〃　預金利子
69・19	〃　雑入
466・77	〃　延滞金
568・04	款　償還金
568・04	項　償還金
1,176・75	款　寄附金
22・50	(目)教育費寄附金
250・00	(〃)警備費寄附金
904・25	(〃)土木費寄附金
3,162・67	款　繰越金
3,162・67	項　繰越金
89,144・56	歳入合計

歳　　出（経常費）

昭和3年度	年度／科目
円　銭	
15,114・45	款　役　　場　　費
7,206・91	項　給　　料
5,906・30	〃　雑　　給
1,915・09	〃　需　用　費
86・15	〃　修　繕　費
452・57	款　会　議　費
412・25	項　雑　　給
24・95	〃　需　用　費
15・37	〃　修　繕　費
1,394・52	款　警　備　費
1,394・52	項　防　火　費
3,241・45	款　土　木　費
3,011・45	項　道　路　橋　梁　修　繕　費
230・00	〃　奨　励　費
39,596・01	款　教　育　費
24,897・71	項　俸　　給
6,599・43	〃　雑　　給
6,184・66	〃　需　用　費
1,012・25	〃　修　繕　費
173・58	〃　就　学　奨　励　金
728・38	〃　青　年　訓　練　所　費
174・44	款　衛　生　費
42・14	〃　トラホーム予防　費
112・30	〃　保　健　費
20・00	〃　講　習　諸　費
121・88	款　伝　染　病　予　防　費
52・40	項　種　痘　費
69・48	〃　伝　染　病　予　防　費
286・49	款　隔　離　病　舎　費
286・49	項　隔　離　病　舎　費
137・50	款　社　会　事　業　費
137・50	項　実　費　診　療　所　費
259・92	款　統　計　費
259・92	項　統　計　費
677・79	款　勧　業　費
45・29	項　害　虫　駆　除　予　防　費
299・50	〃　産　業　奨　励　費
35・00	〃　牛　馬　実　査　費
298・00	〃　負　担　金
212・92	款　諸　税　及　び　負　担
212・92	項　諸　　税
1,599・00	款　補　助　費
440・00	項　勧　業　補　助　費

昭和3年度	年度／科目
円　銭	
340・00	項　地方改良事業補助費
260・00	〃　在郷軍人分会補助費
20・00	〃　火防組合補助費
100・00	〃　神社補助費
20・00	〃　神職会補助費
119・00	〃　教育会補助費
250・00	〃　青年団補助費
50・00	〃　畜産組合補助費
190・00	款　神社費
40・00	項　神饌幣帛料
150・00	〃　祭典費
3,120・93	款　雑支出
1,373・86	項　村有財産管理費
17・00	〃　墓地火葬場費
11・00	〃　行旅病死人費用繰替金
681・07	〃　地方改良事業費
17・20	〃　借地料
5・74	〃　徴収諸費
313・68	〃　徴兵旅費繰替金
693・38	〃　過年度支出
8・00	〃　壮丁予備教育費
48・00	款　特別会計繰入金
48・00	項　特別会計繰入金
66,627・87	歳出合計

歳　　出（臨時部）

昭和3年度	年度／科目
円　銭	
289・20	款　役場費
289・20	項　敷地費
5,034・53	款　小学校営繕費
5,034・53	項　建築費
1,572・27	款　国民学校費
797・33	項　俸給
559・93	〃　雑給
215・01	〃　需用費
200・00	款　村誌編纂費
200・00	項　村誌編纂費
4,747・98	款　公債費

昭和3年度	年度／科目	
円　銭		
4,747・98	項公債費	
21・81	款選挙費	
21・81	項選挙費	
327・32	款御大典奉祝費	
327・32	項御大典奉祝費	
2,946・44	款基本財産補填金	
2,946・44	項基本財産補填金	
450・00	款雑支出	
450・00	項建物購入費	
15,589・55	歳出合計	
89,144・56	歳入決算額	
66,627・87	歳出（経常部）決算額	歳出決算額
15,589・55	歳出（臨時部）決算額	
82,217・42	歳出合計決算額	

歳　入

昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	年度／科目
円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	
42,079・08	42,246・59	51,339・65	63,840・95	款　村税
1,049・25	1,455・49	964・86	1,160・51	項　営業収益税附加税
988・32	1,126・14	1,068・37	1,376・17	〃　地方税家屋税附加税
498・03	444・34	568・06	508・26	〃　鑛業税附加税
323・68	391・44	488・57	566・66	〃　地方税営業税附加税
2,665・93	2,428・87	2,386・62	4,077・11	〃　地方税雑種税附加税
17,281・28	17,096・54	23,243・10	33,539・88	〃　特別税戸数割
19,272・59	19,303・77	22,620・07	22,612・36	〃　特別税反別割
2,016・71	2,445・43	878・05	948・70	款　国庫交付金
332・05	119・26	281・15	293・03	項　国税徴収交付金
347・79	380・16	397・90	471・67	〃　地方税徴収交付金
—	—	—	41・00	〃　産業統計費交付金
—	—	—	143・00	〃　家屋賃貸価額調査員交付金
—	—	199・00	—	〃　国勢調査費交付金
1,071・40	1,946・01	—	—	〃　公有林費交付金
265・47	—	—	—	〃　学校給食臨時施設費交付金
2,340・21	183・68	153・14	241・80	款　国庫補助金
—	158・20	143・71	145・80	項　青年訓練所補助
—	—	—	79・00	〃　農林省統計補助
5・18	20・38	9・43	17・00	〃　地租名寄帳整理補助
31・02	5・10	—	—	〃　救護費補助
673・00	—	—	—	〃　橋梁費補助
1,631・01	—	—	—	〃　尋常小学校補助
20,891・95	17,945・62	14,599・75	12,460・86	款　国庫下渡金
20,891・95	17,945・62	14,402・28	12,260・86	項　義務教育費下渡金
—	—	197・47	200・00	〃　一年現役教員俸給下渡金
368・85	139・71	102・22	208・67	款　就学奨励交付金
368・85	139・71	102・22	208・67	項　就学奨励交付金
6,691・41	665・08	793・26	773・09	款　地方費補助
120・00	129・00	129・00	53・00	項　統計費補助
—	61・33	27・26	63・07	〃　伝染病予防費補助
—	5・00	—	7・02	〃　トラホーム予防費補助
360・00	420・00	637・00	650・00	〃　実習補習学校費補助
—	36・00	—	—	〃　寄生虫駆除費補助
—	11・20	—	—	〃　教育費補助
15・50	2・55	—	—	〃　救護費補助
6,137・91	—	—	—	〃　道路費補助
58・00	—	—	—	〃　経済更正樹立費補助
1,863・24	1,719・57	1,614・69	1,903・68	款　使用料及び手数料
1,188・02	1,179・32	1,076・85	1,360・61	項　使用料
675・22	540・25	537・84	543・07	〃　手数料
16,118・71	2,444・20	2,375・55	2,271・11	款　雑収入
16,118・71	390・01	1,841・23	1,956・87	項　雑入
—	2,054・19	534・32	314・24	〃　繰替金戻入金
1,500・00	7,800・00	—	—	款　村債
1,500・00	7,800・00	—	—	項　村債

昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	年度 ＼ 科目
円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	
—	—	—	470・21	款 貸付償還金
—	—	—	470・21	項 凶作地種籾購入資金償還金
1,844・09	1,930・02	687・65	1,895・51	款 寄附金
—	—	—	400・00	(目) 教育費寄附金
—	—	—	293・00	(〃) 警備費寄附金
820・00	120・00	—	—	(〃) 費途指定ナキ寄附金
979・83	1,163・92	687・65	352・02	(〃) 道路修繕指定寄附金
44・26	470・56	—	850・49	(〃) 橋梁修繕指定寄附金
—	175・54	—	—	(〃) 堤防修繕指定寄附金
—	—	2,171・33	1,869・33	款 公有林費交付金
—	—	2,171・33	1,869・33	項 公有林費交付金
9・91	—	4,933・04	9,927・14	款 繰越金
9・91	—	4,933・04	9,927・14	項 前年度繰越金
—	—	14,400・00	—	款 基本財産支消金
—	—	14,400・00	—	項 基本財産支消金
835・00	—	—	—	款 繰入金
835・00	—	—	—	項 基本財産繰入
96,559・16	77,519・90	94,048・33	96,811・05	歳入合計

歳出（経常費）

昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	年度 ＼ 科目
円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	
15,826・36	15,062・15	15,867・92	16,778・81	款 役場費
7,862・08	7,796・18	7,590・04	7,824・75	項 給料
5,377・17	4,992・23	5,801・20	5,372・47	〃 雑給
2,147・26	1,856・50	2,076・03	2,347・28	〃 需用費
39・93	18・55	1・30	834・38	〃 修繕費
399・92	398・69	399・35	399・93	〃 報酬
331・95	306・28	389・90	242・65	款 会議費
313・00	295・00	377・50	194・25	項 費用弁償
18・95	11・28	12・40	33・80	〃 需用費
—	—	—	14・60	〃 修繕費
1,155・57	981・62	1,043・30	1,986・21	款 警備費
491・50	536・62	504・20	628・01	項 給料
364・07	145・00	539・10	1,358・20	〃 需用費
300・00	300・00	—	—	〃 消防組維持費
2,191・07	3,612・32	2,449・88	3,432・04	款 土木費
2,167・34	3,226・24	2,149・82	3,244・04	項 道路橋梁修繕費
6・60	50・00	133・00	188・00	〃 奨励費
17・13	336・08	167・06	—	〃 治水堤防費
33,947・57	34,429・18	37,648・72	42,766・62	款 小学校費
25,896・36	26,344・96	26,057・06	26,350・81	項 俸給
4,074・46	4,407・43	5,022・26	5,112・17	〃 雑給
3,247・81	3,265・27	4,455・81	5,660・59	〃 需用費
728・94	411・52	2,113・59	5,467・10	〃 修繕費
—	—	—	175・95	〃 就学奨励金

昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	年度 / 科目
円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	
—	—	978・40	855・40	款　実業補習学校費
—	—	840・00	770・00	項　給料
—	—	138・40	85・40	〃　雑給
2,356・27	2,425・32	1,693・74	1,751・66	款　国民学校費
2,040・00	2,040・00	1,360・00	1,360・00	項　給料
239・80	283・40	222・80	284・70	〃　雑給
76・47	101・92	110・94	106・96	〃　需用費
576・66	550・80	647・15	651・45	款　青年訓練所費
540・68	538・76	640・79	632・01	項　雑給
35・98	12・04	6・36	19・44	〃　需用費
209・65	121・87	299・27	—	款　学事諸費
209・65	121・87	299・27	—	項　就学奨励金
5・00	60・20	160・68	131・50	款　衛生費
—	38・50	30・00	25・00	項　トラホーム予防費
—	8・80	108・60	90・00	〃　保健費
—	7・90	18・00	—	〃　講習諸費
5・00	5・00	4・08	16・50	〃　結核予防費
245・58	128・08	185・79	166・06	款　伝染病予防費
66・00	56・00	70・00	80・00	項　給料
9・00	・80	—	—	〃　雑給
170・58	71・28	115・79	86・06	〃　需用費
328・86	72・15	188・82	—	款　隔離病舎費
128・00	57・60	132・00	—	項　給料
148・20	11・40	17・00	—	〃　雑給
36・16	3・15	39・82	—	〃　需用費
16・50	—	—	—	〃　諸費
69・44	119・75	125・00	125・00	款　社会事業費
69・44	119・75	125・00	125・00	項　医師手当
17・00	17・74	19・00	17・50	款　墓地費
17・00	17・74	19・00	17・50	項　雑給
15・99	—	11・80	—	款　救助費
15・99	—	11・80	—	項　貧困者救助費
62・05	10・23	—	—	款　救護費
62・05	10・23	—	—	項　雑給
309・52	208・90	202・87	408・80	款　勧業費
—	—	—	25・50	項　害虫駆除予防費
249・52	160・90	55・27	295・30	〃　産業奨励費
60・00	48・00	48・00	28・00	〃　牛馬実査費
—	—	99・60	60・00	〃　視察費
336・00	349・45	849・83	816・03	款　統計費
276・00	300・17	849・83	718・98	項　雑給
60・00	49・28	—	97・05	〃　需用費
160・02	218・02	226・18	225・85	款　諸税及び負担
160・02	218・02	226・18	225・85	項　諸税
416・29	392・28	353・15	335・18	款　地方改良費
416・29	392・28	353・15	335・18	項　地方改良費

昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	年度 ＼ 科目
円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	
5,167・55	2,009・70	597・72	921・35	款雑支出
6・50	401・56	434・04	389・32	項諸繰替金
—	—	—	3・84	〃救助費
5,122・85	1,534・17	87・30	410・12	〃過年度支出
—	37・52	49・80	68・85	〃基本金一時支消増加補填金
8・00	8・00	8・00	21・00	〃壮丁予備教育費
10・00	10・00	5・38	15・00	〃壮丁予備検診費
20・20	18・45	13・20	13・22	〃雑費
135・16	131・84	172・87	200・74	款神社費
30・00	30・00	38・00	43・00	項神饌幣帛料
105・16	101・84	134・87	157・74	〃祭典費
57・58	69・85	—	—	款財産造成費
57・58	69・85	—	—	項財産造成費
1・66	—	5・89	7・83	款公金取扱費
1・66	—	5・89	7・83	項徴収金
632・26	308・81	997・02	1,876・94	款財産費
—	—	997・02	1,876・94	項財産費
632・26	308・81	—	—	〃管理費
64,555・06	61,586・54	65,114・90	73,697・62	歳出合計

歳　　出（臨時部）

昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	年度 ＼ 科目
円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	
—	—	70・10	—	款役場営繕費
—	—	70・10	—	項建築費
2,601・20	60・00	26・39	3,800・81	款小学校営繕費
2,601・20	60・00	26・39	3,800・81	項建築費
248・36	—	—	—	款学事諸費
248・36	—	—	—	項学校給食臨時施設費
19,973・70	9,050・41	—	—	款土木費
3,445・95	9,017・67	—	—	項道路橋梁費
1,962・00	32・74	—	—	〃治水堤防費
14,565・75	—	—	—	〃農業漁村振興土木工事費
—	—	4・70	—	款村誌編纂費
—	—	4・70	—	項需用費
81・51	34・50	54・17	21・56	款選挙費
81・51	34・50	54・17	21・56	項選挙費
4,353・58	4,347・98	4,747・98	4,747・98	款公債費
3,524・70	3,351・27	4,747・98	4,747・98	項公債費
828・88	996・71	—	—	〃利子
1,260・00	1,320・00	1,913・00	1,789・00	款補助費
543・00	645・00	533・00	510・00	項勧業補助費
253・00	253・00	323・00	375・00	〃教育補助費
100・00	100・00	100・00	100・00	〃神社費補助
144・00	102・00	207・00	284・00	〃地方改良費補助

昭和7	昭和6	昭和5	昭和4	年度＼科目	
円　銭	円　銭	円　銭	円　銭		
20・00	20・00	320・00	320・00	項　警　備　費　補　助	
200・00	200・00	430・00	200・00	〃　在郷軍人分会補助	
9・00	—	—	—	款　奉　送　迎　費	
9・00	—	—	—	項　奉　送　迎　費	
—	17・42	14,972・06	—	款　財　産　買　入　費	
—	17・42	14,972・06	—	項　土　地　買　入　費	
210・00	131・75	253・00	272・00	款　納　税　奨　励　費	
210・00	131・75	253・00	272・00	項　納　税　奨　励　費	
2,080・27	961・39	6,754・78	7,549・04	款　積　戻　金	
2,080・27	961・39	6,754・78	7,549・04	項　積　戻　金	
—	—	137・25	—	款　雑　支　出	
—	—	137・25	—	項　地方馬検査費	
6・00	—	—	—	款　特別会計繰入金	
6・00	—	—	—	項　特別会計繰入金	
30,823・62	15,923・45	28,933・43	18,180・39	歳出合計	
96,559・16	77,519・90	94,048・33	96,811・05	歳入決算額	
64,555・06	61,586・54	65,114・90	73,697・62	歳出（経常部）決算額	歳出決算額
30,823・62	15,923・45	28,933・43	18,180・39	歳出（臨時部）決算額	
95,378・68	77,509・99	94,048・33	91,878・01	歳出合計決算額	

（特別会計普通基本財産収支決算書）

収　入

昭和3年度	年度／科目
円　厘	
5,338・444	款　財産ヨリ生スル収入
1,459・180	項　貸　地　料
133・500	〃　貸　家　料
321・000	〃　債　券　利　子
1,924・764	〃　預　貸　付　利　子
1,500・000	〃　立　木　賣　却　代
22・000	款　雑　収　入
22・000	〃　雑　入
2,994・440	款　一般会計ヨリ繰入金
2,994・440	項　一般会計ヨリ繰入金
8,354・884	歳　入　合　計

支　出

昭和3年度	年度／科目
円　厘	
	〔経　常　部〕
4,768・544	款　蓄　積　金
4,768・544	項　蓄　積　金
4,768・544	経　常　部　合　計
	〔臨　時　部〕
3,586・340	款　財　産　造　成　費
3,586・340	項　財　産　造　成　費
3,586・340	臨　時　部　合　計
8,354・884	歳　出　合　計

（特別会計學校基本財産収支決算書）

収　入

昭和3年度	年度／科目
円　厘	
277・407	款　財産ヨリ生スル収入
187・407	項　預　貸　金　利　子
90・000	〃　債　券　利　子
9・300	款　繰　越　金
9・300	項　前　年　度　繰　越　金
286・707	歳　入　合　計

支　出

昭和3年度	年度 / 科目
円　厘	
	〔経　常　部〕
286・707	款　財　産　蓄　積　金
286・707	項　蓄　　積　　金
286・707	歳　出　合　計

（特別会計備荒基本財産収支決算書）

収　入

昭和3年度	年度 / 科目
円　厘	
51・048	款　財産ヨリ生スル収入
51・048	項　財産ヨリ生スル収入
51・048	歳　入　合　計

支　出

昭和3年度	年度 / 科目
円　厘	
51・048	款　蓄　　積　　金
51・048	項　蓄　　積　　金
51・048	歳　出　合　計

歳　　入

昭和20	昭和19	年度 ＼ 科目
円　銭	円　銭	
103,652・85	172,146・18	款　村　税
—	453・51	項　旧法による税収入村税
25,810・45	99,444・93	〃　国税附加税
3,485・40	12,240・00	(目)地租税附加税
16,850・35	82,359・98	(〃)営業税附加税
906・10	812・90	(〃)鑛区税附加税
4,568・60	4,032・05	(〃)家屋税附加税
4,280・85	7,931・65	項　地方税附加税
185・80	2,103・75	(目)反別税附加税
—	140・00	(〃)自動車税附加税
665・10	677・10	(〃)電柱税附加税
3,215・85	4,814・95	(〃)不動産取得税附加税
121・20	121・20	(〃)漁業権税附加税
92・90	74・65	(〃)狩猟者税附加税
13,144・55	10,164・09	項　独立税
9,115・99	5,884・75	(目)村民税
20・70	50・10	(〃)舟税
1,794・11	2,120・48	(〃)自転車税
1,907・75	1,743・37	(〃)荷車税
128・00	133・00	(〃)金庫税
178・00	232・39	(〃)犬税
60,417・00	54,152・00	項　地方分与税
60,417・00	54,152・00	(目)配付税
54,638・07	16,081・22	款　国庫支出金
4,327・78	4,420・62	項　交付金
39・00	—	(目)選挙演説会場交付金
4,265・78	4,420・62	(〃)国税徴収交付金
23・00	—	(〃)家計調査交付金
50,310・29	11,660・60	項　国庫補助金
274・31	—	(目)救護費補助
672・00	1,296・00	(〃)吏員充実助成金
240・00	238・00	(〃)警防費補助
23・32	—	(〃)母子保護費補助
5,591・00	1,908・00	(〃)臨時家族手当補助
4,230・00	4,542・00	(〃)臨時手当補助
11・66	—	(〃)医療保護費補助
—	666・00	(〃)総動員警備従事者手当補助
—	1,384・60	(〃)沿岸警備訓練出場手当補助
—	692・39	(〃)勤続手当補助
5,862・00	933・61	(〃)特別賞與補助
1,013・00	—	(〃)警防団員訓練出場手当補助
5,844・00	—	(〃)臨時物価手当補助
361・00	—	(〃)国民登録事務費補助
20,935・00	—	(〃)災害復旧土木費補助
353・00	—	(〃)統計費補助
1,500・00	—	(〃)地方職員給与改善費補助

昭和20	昭和19	年度 / 科目
円　銭	円　銭	
3,400・00	—	（目）地方職員臨時手当補助
6,373・66	21,286・64	款　地方費支出金
4,861・60	4,411・14	項　交付金
403・60	440・94	（目）地方税徴収交付金
—	299・20	（〃）就学奨励交付金
—	3,671・00	（〃）公有林野交付金
4,458・00	—	（〃）公有林費交付金
1,512・06	16,875・50	項　補助金
100・00	51・00	（目）伝染病費補助
582・00	299・00	（〃）統計費補助
17・06	100・50	（〃）救護費補助
5・00	5・00	（〃）母子保護費補助
—	747・00	（〃）造林費補助
190・00	130・00	（〃）農地調整費補助
113・00	113・00	（〃）妊産婦指導員補助
—	15,280・00	（〃）土木費補助
—	150・00	（〃）国民学校設備費補助
5・00	—	（〃）医療保護費補助
500・00	—	（〃）警察補助員補助
12,308・56	14,635・92	款　使用料及び手数料
11,508・66	13,513・81	項　使用料
799・90	1,122・11	〃　手数料
8,493・17	2,150・75	款　雑収入
34・50	47・69	項　繰替金収入
7,658・67	2,103・06	〃　雑入
800・00	—	〃　団体支出金
—	11,300・00	款　村債
—	11,300・00	項　村債
9,465・29	9,465・29	款　貸付金償還金
9,465・29	9,465・29	項　貸付金償還金
9,100・00	27,231・00	款　寄附金
7,600・00	2,645・00	（目）一般寄附金
1,500・00	24,586・00	（〃）指定寄附金
12,765・00	—	款　繰越金
12,765・00	—	項　前年度繰越金
98,652・00	—	款　繰入金
98,652・00	—	項　繰入金
—	31,122・27	款　財産売払代金
—	31,122・27	項　財産売払代金
2,791・86	4,217・09	款　基本財産及び積立金穀収入
2,491・86	4,217・09	項　基本財産収入
300・00	—	〃　積立金穀収入
318,240・46	309,636・36	歳入合計

歳出

昭和20	昭和19	年度＼科目
円　銭	円　銭	
121,572・06	70,344・81	款　役　場　費
111,943・89	62,335・53	項　給　料　諸　費
1,061・89	813・67	〃　恩　給　組　合　納　付　金
8,566・28	7,195・61	〃　場　費
575・00	222・00	款　会　議　費
375・00	222・00	項　費　用　弁　償
200・00	—	〃　需　用　費
10,234・99	7,821・25	款　警　防　費
6,969・78	7,821・25	項　警　防　費
3,265・21	—	〃　防　空　費
2,944・08	1,549・88	款　戦　時　特　別　費
994・76	304・27	項　祭　祀　費
399・40	618・56	〃　物　資　需　給　諸　費
1,549・92	627・05	〃　其ノ他戦時特別費
34,920・72	42,834・92	款　土　木　費
8,751・72	37,912・92	項　道　路　橋　梁　費
26,169・00	4,922・00	〃　災　害　土　木　費
96,383・65	19,736・03	款　教　育　費
23,411・66	17,666・85	項　国　民　学　校　費
2,037・99	1,193・03	〃　青　年　学　校　費
66,578・00	576・95	〃　営　繕　費
4,356・00	299・20	〃　教　育　諸　費
2,008・47	501・40	款　衛　生　費
833・47	259・95	項　予　防　費
—	220・45	〃　隔　離　病　舎　費
1,150・00	—	〃　診　療　諸　費
25・00	21・00	〃　墓　地　費
473・25	608・50	款　厚　生　費
118・25	518・50	項　救　護　費
90・00	90・00	〃　厚　生　諸　費
265・00	—	〃　健　民　費
6,171・00	25,554・17	款　勧　業　費
6,171・00	25,554・17	項　勧　業　諸　費
6,692・48	3,349・84	款　地　方　振　興　費
6,692・48	3,349・84	項　地　方　振　興　費
1,492・48	1,949・84	(目)常　会　費
2,700・00	1,400・00	(〃)町内会部落会諸　費
2,500・00	—	(〃)表　彰　費
1,435・00	1,887・60	款　統　計　調　査　費
1,435・00	1,887・60	項　統　計　調　査　費
800・00	—	款　選　挙　費
800・00	—	項　選　挙　費
2,500・00	2,800・00	款　補　助　費
2,500・00	2,800・00	項　補　助　費
550・00	550・00	(目)教　育　費　補　助
300・00	300・00	(〃)勧　業　費　補　助

昭和20	昭和19	年度 / 科目
円　銭	円　銭	
200・00	200・00	(目)警防費補助
700・00	550・00	(〃)軍人分会補助
500・00	1,000・00	(〃)農業会指導部補助
250・00	200・00	(〃)社会事業費補助
9,784・62	82,318・13	款財産費
4,358・31	22,424・65	項基本財産造成費
3,647・31	1,632・48	〃財産管理費
1,779・00	58,261・00	〃積立金穀積立金
5,450・81	2,682・68	款諸費
—	34・50	項繰替金
926・86	544・20	〃雑支出
3,023・95	1,603・98	〃共同支弁金
1,500・00	500・00	〃村史編纂費
14,970・07	13,524・37	款公債費
14,970・07	13,524・37	項公債費
9,109・10	7,746・48	(目)元金償還金
5,860・97	5,777・89	(〃)利子
1,324・26	1,017・00	款神社費
95・00	61・00	項神饌幣帛料
29・26	6・00	〃需用費
1,200・00	950・00	〃供進金
318,240・46	276,752・58	歳出合計

歳　入

昭和22	昭和21	年度 / 科目
円　銭	円　銭	
2,555,395・81	502,198・03	款村税
4・56	—	項旧法による税収入村税
—	160,849・54	〃国税附加税
—	72,682・59	(目)地租税附加税
—	61,643・85	(〃)営業税附加税
—	2,559・20	(〃)鑛区税附加税
—	23,963・90	(〃)家屋税附加税
995,856・35	133,773・03	項道税附加税
—	8,009・03	(目)反別税附加税
7,200・00	—	(〃)自動車税附加税
7,538・00	2,717・20	(〃)電柱税附加税
57,454・80	—	(〃)不動産取得税附加税
7,420・00	484・80	(〃)漁業権税附加税
3,325・00	965・00	(〃)狩猟者税附加税
27,728・00	—	(〃)軌道税附加税
25,655・77	—	(〃)遊興飲食税附加税
38,356・00	—	(〃)家屋税附加税
3,846・10	—	(〃)電気ガス税附加税

昭和22	昭和21	年度 / 科目
円　銭	円　銭	
43,263・00	6,762・00	（目）木材引取税附加税
5,100・00	960・00	（〃）電話加入権税附加税
233,200・00	112,660・00	（〃）家畜税附加税
5,580・00	1,215・00	（〃）漁業税附加税
184,956・98	—	（〃）地租附加税
299,932・80	—	（〃）営業税附加税
45,299・90	—	（〃）鑛区税附加税
757,359・90	120,524・46	項　独立税
396,803・80	98,698・80	（目）村民税
4,260・00	—	（〃）舟税
48,780・00	9,835・83	（〃）自転車税
63,468・50	11,510・00	（〃）荷車税
2,970・00	128・00	（〃）金庫税
9,779・60	351・83	（〃）犬税
2,100・00	—	（〃）広告税
55,600・00	—	（〃）二歳牛馬税
10,600・00	—	（〃）ミシン税
21,225・00	—	（〃）養鶏税
1,020・00	—	（〃）山羊税
3,950・00	—	（〃）豚税
15,823・00	—	（〃）立木伐採税
58,350・00	—	（〃）原動機税
62,630・00	—	（〃）馬橇税
802,175・00	87,051・00	項　地方分与税
802,175・00	87,051・00	（目）配付税
1,148,912・27	234,115・68	款　国庫支出金
17,515・51	3,228・08	項　交付金
1,102・91	2,472・08	（目）国税徴収交付金
209・60	45・00	（〃）選挙公営施設交付金
—	711・00	（〃）人口調査交付金
16,203・00	—	（〃）統計費交付金
1,131,396・76	230,887・60	項　国庫補助金
—	81,920・00	（目）臨時手当補助
630,000・00	—	（〃）災害復旧工事費補助
—	48,621・00	（〃）年末一時金補助
298,132・76	53,858・40	（〃）厚生費補助
12,497・00	1,954・20	（〃）選挙費補助
—	44,534・00	（〃）農地委員会農地調整費補助
14,350・00	—	（〃）教育費補助
176,417・00	—	（〃）応急災害復旧工事費補助
484,570・00	21,087・45	款　地方費支出金
59,206・99	9,117・15	項　交付金
39,648・99	5,578・15	（目）道税徴収交付金
—	270・00	（〃）就学奨励交付金
10,398・00	3,269・00	（〃）公有林野交付金
244・00	—	（〃）人口動態市町村交付金

昭和22	昭和21	年度 / 科目
円　銭	円　銭	
8,656・00	—	（〃）臨時農業センサス交付金
260・00	—	（〃）照合筵調整交付金
425,363・01	11,970・30	項　補助金
202・00	1,507・50	（目）統計費補助
—	3,505・00	（〃）造林費補助
—	113・00	（〃）妊産婦指導員補助
37,524・01	6,844・80	（〃）厚生費補助
4,752・00	—	（〃）選挙費補助
382,885・00	—	（〃）農地関係調整施設補助
249,300・16	95,054・64	款　使用料及び手数料
240,022・56	91,914・84	項　使用料
9,277・60	3,139・80	〃　手数料
84,991・67	24,363・79	款　雑収入
194・56	—	項　繰替金収入
84,797・11	24,363・29	〃　雑入
290,000・00	—	款　村債
290,000・00	—	項　村債
—	148,418・88	款　貸付金償還金
—	148,418・88	項　貸付金償還金
45,606・00	7,200・00	款　寄附金
44,106・00	5,000・00	（目）一般寄附金
1,500・00	2,200・00	（〃）指定寄附金
4,745・32	—	款　繰越金
4,745・32	—	項　前年度繰越金
44,000・00	—	款　基本財産支消
44,000・00	—	項　基本財産支消
3,879・33	4,769・25	款　基本財産及び積立金穀収入
3,865・65	4,403・54	項　基本財産収入
13・68	311・04	項　積立金穀収入
—	7・44	〃　備荒基本財産収入
—	47・23	〃　学校基本財産収入
4,911,400・56	1,037,207・72	歳入合計

歳　　出

昭和22	昭和21	年度 / 科目
円　銭	円　銭	
1,624,734・10	430,061・67	款　役　　場　　費
1,354,483・23	384,137・15	項　給　　料　　諸　　費
3,383・91	2,202・38	〃　恩　給　組　合　納　付　金
266,866・96	43,722・14	〃　場　　費
52,648・90	1,568・00	款　会　　議　　費
27,263・90	1,270・00	項　費　　用　　弁　　償
15,285・00	298・00	〃　需　　用　　費
8,900・00	—	〃　報　　酬
1,200・00	—	〃　諸　　費
—	28,335・20	款　警　　防　　費
55,006・56	—	款　消　　防　　費
—	28,335・20	項　警　　防　　費
55,006・56	—	〃　消　　防　　費
—	3,572・48	款　時　局　特　別　費
—	999・98	項　祭　　祀　　費
—	2,125・00	〃　物　資　需　給　諸　費
—	447・50	〃　其ノ他時局特別費
1,141,147・14	27,254・96	款　土　　木　　費
65,960・14	27,254・96	項　道　路　橋　梁　費
1,075,187・00	—	〃　災　害　土　木　費
631,175・05	165,966・45	款　教　　育　　費
—	134,807・37	項　国　民　学　校　費
3,551・00	10,519・82	〃　青　年　学　校　費
—	16,240・26	〃　営　　繕　　費
10,600・00	4,399・00	〃　教　育　諸　費
429,171・54	—	〃　小　学　校　費
187,852・51	—	〃　中　学　校　費
34,931・10	9,057・46	款　衛　　生　　費
34,252・00	8,937・46	項　予　　防　　費
419・10	—	〃　隔　離　病　舎　費
260・00	120・00	〃　墓　　地　　費
441,715・45	71,312・60	款　厚　　生　　費
1,350・00	90・00	項　厚　生　諸　　費
—	400・00	〃　健　　民　　費
2,500・00	—	〃　民　生　委　員　費
437,865・45	70,822・60	項　生　活　保　護　費
—	37,397・50	款　勧　　業　　費
22,076・00	—	款　産　　業　　費
—	7,193・20	項　勧　業　諸　　費
—	30,204・30	〃　農　地　委　員　会　費
22,076・00	—	〃　産　業　諸　　費
367,167・67	—	款　農　地　委　員　会　費
367,167・67	—	項　農　地　委　員　会　諸　費
191,971・40	45,124・80	款　地　方　振　興　費
191,971・40	45,124・80	項　地　方　振　興　費
—	12,126・80	（目）常　　会　　費

昭和22	昭和21	年度 ＼ 科目
円　銭	円　銭	
2,971・40	—	（〃）地方改良費
—	2,700・00	（〃）町内会部落会諸費
—	20,595・00	（〃）表彰費
—	9,703・00	（〃）自治研究費
189,000・00	—	（〃）自治研修費
28,906・00	2,211・00	款統計調査費
28,906・00	2,211・00	項統計調査費
46,447・33	11,747・37	款選挙費
24,777・68	10,582・62	項選挙管理委員会費
21,669・65	1,164・75	〃選挙費
43,500・00	2,850・00	款補助費
43,500・00	2,850・00	項補助費
500・00	550・00	（目）教育費補助
—	300・00	（〃）勧業費補助
1,000・00	—	（〃）産業費補助
500・00	200・00	（〃）警防費補助
—	1,000・00	（〃）農業会指導部補助
1,000・00	—	（〃）農業会生産部補助
—	300・00	（〃）社会事業費補助
500・00	500・00	（〃）開拓連盟支部補助
40,000・00	—	（〃）厚真村総合開発期成同盟補助
94,102・58	9,087・34	款財産費
9,570・10	3,798・00	項基本財産造成費
84,471・57	4,978・30	〃財産管理費
60・91	311・04	〃積立金穀積立金
49,750・00	—	款財産買入費
49,750・00	—	項財産買入費
74,371・67	16,613・39	款諸費
—	195・00	項繰替金
39,802・91	2,398・80	〃雑支出
30,068・76	9,519・59	〃共同支弁金
4,500・00	4,500・00	〃村史編纂費
5,607・92	153,999・18	款公債費
5,607・92	153,999・18	項公債費
4,688・39	147,664・71	（目）元金償還金
919・53	6,334・47	（〃）利子
4,905,258・87	1,016,159・40	歳出合計

歳入

昭和33	昭和32	昭和31	年度＼科目
円	円	円	
35,363,923	27,452,529	28,037,405	款　村税
232,583	12,188	24,215	項　旧法による国税附加税
35,131,340	27,440,341	28,013,190	〃　普通税
13,681,766	6,364,695	10,043,456	(目) 村民税
—	1,218,964	907,234	(〃) 自転車荷車税
16,878,596	15,458,828	12,399,937	(〃) 固定資産税
903,543	926,240	897,533	(〃) 電気ガス税
1,119,395	1,482,944	1,816,870	(〃) 木材引取税
52,590	60,630	84,500	(〃) 鑛産税
2,301,910	1,928,040	1,863,660	(〃) たばこ消費税
193,540	—	—	(〃) 軽自動車税
4,623,956	6,562,946	14,611,601	款　国庫支出金
439,562	506,787	1,524,056	項　国庫負担金
201,100	—	165,869	(目) 選挙費交付金
—	9,500	19,100	(〃) 農地対価徴収負担金
288,462	497,287	505,887	(〃) 義務教育費負担金
—	—	833,200	(〃) 公立文教施設費負担金
4,134,394	6,056,159	13,087,545	項　補助金
162,551	237,092	130,000	(目) 教育費補助
—	—	741,500	(〃) 道路橋梁改良工事費補助
—	3,077,807	—	(〃) 公営住宅建設費補助
—	—	1,493,480	(〃) 災害復旧土木事業費補助
1,567,143	—	—	(〃) 災害復旧事業費補助
170,000	—	100,000	(〃) 定時制教育設備費補助
—	—	1,516,200	(〃) 失業対策事業費補助
—	—	4,045,000	(〃) 臨時救農土地改良事業費補助
—	—	17,400	(〃) 義務教育教科用図書給与費補助
—	—	27,400	(〃) 冷害による教科図書給与費補助
—	8,000	10,000	(〃) 青年学級運営費補助
440,000	—	400,000	(〃) 消防施設整備費補助
—	1,812,000	2,642,000	(〃) 農山漁村建設総合施設費補助
—	—	1,752,240	(〃) 公立学校施設費補助
1,661,400	921,260	—	(〃) 公立文教施設費補助
—	—	162,325	(〃) 学校給食費補助
—	—	50,000	(〃) 浅海増殖事業費補助
133,300	—	—	(〃) へき地教員住宅建設費補助
31,784,000	25,865,000	17,726,000	款　地方交付税
31,784,000	25,865,000	17,726,000	項　地方交付税
4,904,356	2,348,158	4,179,055	款　道支出金
501,548	420,092	510,496	項　道負担金
—	—	95,850	(目) 道民税徴収取扱費交付金
426,200	351,600	367,000	(〃) 公有林費交付金
—	—	1,404	(〃) 選挙費交付金
61,948	57,492	40,842	(〃) 統計費交付金
10,800	11,000	5,400	(〃) 民生委員交付金
2,600	—	—	(〃) 遺児社会見学交付金

昭和33	昭和32	昭和31	年度 / 科目
円	円	円	
2,803,513	1,421,190	1,536,481	項　道　補　助　金
520,362	447,129	295,300	（目）造　林　費　補　助
—	100,000	100,000	（〃）道路橋梁改良工事費補助
318,000	315,000	294,000	（〃）農業委員会設置費補助
148,510	185,277	77,170	（〃）結　核　予　防　費　補　助
777,000	155,500	—	（〃）浅海増殖事業費補助
—	—	81,162	（〃）学　校　給　食　費　補　助
20,000	20,000	18,000	（〃）生活改善推進員活動費補助
—	—	12,900	（〃）主要食糧集荷促進費補助
—	—	33,489	（〃）草地改良事業費補助
280,500	45,000	398,500	（〃）動力防除器具設置補助
15,780	15,540	15,960	（〃）狂　犬　病　予　防　費　補　助
—	—	210,000	（〃）臨時救農土地改良事業費補助
26,028	23,744	—	（〃）野　そ　駆　除　費　補　助
—	4,000	—	（〃）耕　種　改　善　補　助
—	110,000	—	（〃）水　防　倉　庫　補　助
658,333	—	—	（〃）橋梁架替事業費補助
39,000	—	—	（〃）農地対価徴収補助
99,295	506,876	2,132,078	項　委　託　金
—	406,000	600,000	（目）沿岸漁田改良施設事業費委託金
—	—	358,251	（〃）道路維持事業委託金
—	—	1,173,827	（〃）河　川　費　委　託　金
99,295	100,876	—	（〃）道民税徴収委託金
1,500,000	—	—	項　貸　付　金
1,500,000	—	—	（目）低位経済農漁家畜産振興費貸付金
1,197,688	974,965	615,940	款　使　用　料　及　び　手　数　料
857,878	655,000	297,320	項　使　用　料
339,810	319,965	318,620	〃　手　数　料
4,542,917	4,379,669	2,970,671	款　雑　収　入
4,355,987	4,223,839	2,547,006	項　雑　入
186,930	155,830	423,665	〃　弁償金及び報償金
6,500,000	5,700,000	7,400,000	款　村　債
6,500,000	5,700,000	7,400,000	項　村　債
808,975	1,482,070	1,322,153	款　寄　附　金
808,975	1,482,070	1,322,153	項　寄　附　金
2,054,461	—	114,929	款　繰　越　金
2,054,461	—	114,929	項　前年度繰越金
1,215,175	7,532,451	1,756,333	款　公企業及び財産収入
513,253	447,685	599,427	項　財　産　収　入
701,922	7,084,766	1,156,906	〃　財産売却代金
70,000	70,000	43,100	款　分　担　金　及　び　負　担　金
70,000	70,000	43,100	項　分　担　金
—	—	4,255,000	款　夫　役　及　び　現　品
—	—	4,255,000	項　夫役及び現品
93,065,451	82,367,788	83,032,187	歳入合計

歳出

昭和33	昭和32	昭和31	年度／科目
円	円	円	
21,101,359	18,154,387	16,106,562	款役場費
20,654,612	18,021,458	16,026,653	項役場費
314,715	12,497	19,957	〃営繕費
132,032	120,432	59,952	〃諸費
2,246,569	2,145,689	1,752,667	款会議費
2,246,569	2,145,689	1,752,667	項村会議費
—	—	76,480	款監査費
—	—	76,480	項監査費
3,114,400	1,152,437	3,155,520	款消防費
3,083,097	987,437	3,154,250	項消防費
—	—	1,270	〃諸費
31,303	165,000	—	〃水防費
12,379,469	7,109,450	4,635,874	款土木費
8,737,967	4,908,030	2,082,039	項道路橋梁費
2,299,769	—	319,895	〃災害復旧土木費
798,834	2,201,420	1,673,645	〃諸費
542,899	—	—	〃道路整備費
—	—	560,295	〃開発調査費
932,563	600,286	—	款開発費
932,563	600,286	—	項開発調査費
20,605,332	16,198,725	17,787,737	款教育費
2,857,112	2,916,300	2,908,935	項小学校費
—	4,821,340	2,838,745	〃小学校改築費
2,067,494	1,911,125	1,795,093	〃中学校費
		4,132,842	〃中学校増築費
—	—	997,946	〃高等学校費
1,118,800	726,478	—	〃定時制高等学校費
929,104	906,647	868,020	〃教育諸費
10,654,222	—	—	〃営繕費
2,428,870	2,251,029	1,982,731	〃教育委員会費
147,925	163,896	114,556	〃社会教育費
314,144	293,068	334,121	〃公民館運営費
87,661	2,208,842	1,814,748	〃教育財産費
378,367	6,431,180	2,753,035	款社会及び労働施設費
63,830	51,850	—	項生活保護費
80,000	80,000	—	〃民生委員費
5,000	5,000	2,329,145	〃労働費（失対）
84,672	—	266,215	〃社会福祉費
93,265	92,785	94,499	〃招魂祭費
21,600	21,730	63,176	〃敬老会費
—	6,159,815	—	〃公営住宅建設費
30,000	20,000	—	〃災害救助費
261,531	216,586	365,868	款保健衛生費
26,400	22,990	67,820	項伝染病予防費
105,235	99,505	41,935	〃結核予防費
29,375	26,690	229,000	〃保健衛生諸費

昭和33	昭和32	昭和31	年度 / 科目
円	円	円	
17,300	12,510	8,233	〃　墓地及び火葬場費
34,240	—	—	〃　伝染病院費
—	17,846	—	〃　家族計画費
9,050	8,540	18,880	〃　狂犬病予防費
39,931	28,505	—	〃　そ族こん虫駆除費
9,586,035	6,675,832	9,379,480	款　産業経済費
3,013,349	2,473,191	2,320,962	項　農業委員会費
—	—	1,701,441	〃　農業振興費
1,648,686	781,359	—	〃　農業費
79,900	57,500	119,939	〃　産業経済諸費
—	—	140,820	〃　開拓営農振興費
—	304,635	405,378	〃　畜産振興費
503,596	—	—	〃　畜産費
—	—	363,057	〃　牧野改良費
—	—	222,870	〃　高度集約牧野展示施設費
—	2,098,228	2,734,000	〃　新農山漁村総合対策費
85,400	149,990	65,290	〃　農村開発計画費
3,018,000	—	—	〃　低位経済農漁畜産振興費
—	—	95,723	〃　林業振興費
70,104	49,429	—	〃　林業費
—	—	1,210,000	〃　水産振興費
1,167,000	761,500		〃　水産費
182,515	107,275	172,990	款　統計費
182,515	107,275	172,990	項　統計費
267,385	28,278	189,659	款　選挙費
66,239	24,920	40,661	項　選挙管理委員会費
201,146	3,358	148,998	〃　選挙費
4,601,422	4,650,910	3,008,375	款　財産費
1,323,786	889,543	803,513	項　基本財産造成費
729,185	1,125,157	693,841	〃　積立金
2,548,451	2,636,210	1,511,021	項　財産管理費
—	—	14,697,634	款　冷害対策費
—	—	368,642	項　冷害給食費
—	—	8,512,611	〃　臨時救農土地改良事業費
—	—	1,700,000	〃　単独救農工事費
—	—	1,533,687	〃　委託事業費
—	—	1,784,295	〃　道路新設改良費
—	—	235,630	〃　主要食糧需給調整費
—	—	161,847	〃　自家用薪材対策費
—	—	106,800	〃　開墾建設附帯工事費
—	—	294,122	〃　小規模土地改良事業費
7,520,738	10,622,717	4,612,860	款　諸支出金
7,475	7,390	7,210	項　公金取扱費
2,154	257	1,827	〃　過年度支出
1,115,133	814,466	732,469	〃　地方振興費
1,064,168	696,413	593,525	〃　徴税費

昭和33	昭和32	昭和31	年度 ＼ 科目
円	円	円	
232,227	211,362	221,399	〃　広報活動費
—	—	1,042,790	〃　村史編纂諸費
—	1,976,044	—	〃　主要食糧需給調整費(冷害用米麦買上費)
2,641,781	2,730,000	1,500,000	〃　繰出金
—	—	478,640	〃　字名地番改正費
—	—	35,000	〃　戦没者弔慰費
—	2,237,886	—	〃　前年度繰上充用金
—	371,182	—	〃　開村60周年記念行事費
—	1,509,012	—	〃　土地補償費
77,235	68,705	—	〃　監査費
440,681	—	—	〃　厚真川改修記念事業費
1,939,884	—	—	〃　雑支出
5,448,684	6,219,575	6,575,332	款　公債費
5,401,772	6,129,013	6,396,752	項　公債費
2,669,816	2,697,626	3,117,542	(目)元金償還金
2,731,956	3,431,387	3,279,210	(〃)利子
46,912	90,562	178,580	項　一時借入金利子
88,626,369	80,313,327	85,270,073	歳出合計

31年度不足額は翌年度歳入繰上充用金で補填した。

第五節　村費補助金等

団体育成補助金

各種団体等の育成のため村費より助成を行っている、資料不足のため各年度別にならないが状況が推察できると思う。

昭和四年度		昭和十八年度		昭和十九年度	
補助団体等名	村費補助額	補助団体等名	村費補助額	補助団体等名	村費補助額
	円		円		円
胆振教育会	一二五	胆振教育会	一六〇	厚真村教育支会	五〇〇
北海道自治協会胆振支部	二五九	厚真村畜産会	四五〇	厚真村畜産会	三〇〇
胆振畜産組合	五〇	胆振産馬畜産組合	一〇〇		
北海道林業会胆振支会	六〇	森林組合胆振支会	四〇		
厚真村農会	四〇〇	厚真村農会	一、〇〇〇	厚真村農業会指導部	五〇〇
厚真村連合青年団	二〇〇	厚真村青少年団	一三八	厚真村青少年団	五〇

昭和四年度	
補助団体等名	村費補助額
厚真村女子連合青年団	五〇円
帝国在郷軍人会厚真村分会	二〇〇
振老火災予防組合	二〇
上厚真消防組	三〇〇
村社厚真神社	一〇〇
北海道神職会胆振地方会	二五

昭和十八年度	
補助団体等名	村費補助額
胆振青少年団	二四円
帝国在郷軍人会厚真村分会	二〇〇
胆振産業協会	三五
帝国水難救済会浜厚真水難救護所	二〇〇
大日本神祇会北海道支部胆振部会	四〇

昭和十九年度	
補助団体等名	村費補助額
帝国在郷軍人会厚真村分会	五五〇円
厚真中央・樽山・軽舞・上厚真・野安部太・入鹿別・浜厚真各保育所	一〇〇
帝国水難救済会浜厚真水難救護所	一五〇

昭和二十一年度	
補助団体等名	村費補助額
厚真村教育支会	五〇〇円

昭和二十二年度	
補助団体等名	村費補助額
胆振教育会厚真村支会	五〇〇円

昭和二十四年度	
補助団体等名	村費補助額
厚真村教育振興会	一五、〇〇〇円

昭和二十一年度		昭和二十二年度		昭和二十四年度	
補助団体等名	村費補助額	補助団体等名	村費補助額	補助団体等名	村費補助額
	円		円		円
厚真村畜産会	三〇〇	厚真村畜産会	一、〇〇〇	—	—
厚真村農業会生産部	一、〇〇〇	厚真村農業会生産部	一、〇〇〇	—	—
厚真村青少年団	五〇	社会教育協会厚真村分会	三〇〇	厚真村社会教育協会	一、〇〇〇
帝国水難救済会浜厚真水難救護所	二〇〇	帝国水難救済会浜厚真水難救護所	五〇〇	帝国水難救済会浜厚真支所	二、〇〇〇
厚真中央・楢山・軽舞・上厚真・野安部太・入鹿別・浜厚真・幌内・各保育所	二五〇	厚真中央・楢山・軽舞・上厚真・野安部太・入鹿別・浜厚真・幌内・各保育所	二五〇	—	—
—	—	北海道開拓連盟厚真村支部	五〇〇	厚真村綜合開発期成同盟会	五〇、〇〇〇

部落会への助成金（昭和二十年度当初予算額）

町内会部落会名	村助成金額	町内会部落会名	村助成金額	町内会部落会名	村助成金額
	円		円		円
幌内	一〇一	仁達幌	四〇	上厚真	七八
富仁加	五〇	厚真	一一〇	西周文	六一
頗美宇	六七	宇久留	七二	周文	四四

西老軽舞	三六	振内	五五	浜厚真	八七
東老軽舞	五一	當麻内	五二	軽舞	七一
近悦府	三四	上野安部太	四六	野安部	五六
宇久留太	四四	牛志別	六六	入鹿別	八三
知決辺	四二	下野安部太	五四	合計	一四〇〇

第六節　開始当初の厚真簡易水道料金

厚真村の中心市街地厚真の各家庭に待望の水道水が給水されたのは、昭和二十六年十一月三日である。その以前は井戸水の利用であり専用井戸を使用していたのはごく僅かで、ほとんどは共同井戸であったから集団使用には相当困難を極めていた。とくに冬期間になると井戸水が涸れるため河川の氷を割って川水を汲むという原始的な不便さに堪えた生活も一部にあった。水道施設の概要厚真村史四二五ページ、同町史九一七ページ参照

水道使用料

種別及び用途	給水当初　昭和二十六年十一月水道料金			昭和五十年十一月水道料金		
	基本料金（一月につき）		超過料金	基本料金（一月につき）		超過料金
	基本水量又は人員	基本料金		基本水量又は人員	基本料金	
		円	円		円	円
一　定額 1専用栓						

家事用	一戸五人まで	三〇〇	一人増す毎に一〇	一戸五人まで	五〇〇
2特殊栓					
浴場業用	一戸	二、〇〇〇	〃	〃	〃
団体用	一職場五人まで	五〇〇	一人増す毎に一〇但し学校については一人増す毎に五	一職場一〇人まで	一、〇〇〇
3共用栓	一戸五人まで	二〇〇	一人増す毎に一〇	一戸五人まで	三八〇
4浴槽					
同A(家庭用)	浴槽一ケにつき	五〇	〃	浴槽一ケにつき	二〇〇
同B(団体用)	浴槽一ケにつき	五〇	〃	浴槽一ケにつき	三〇〇
5大家畜	牛・馬・豚一頭につき	一五	〃	一頭につき	五〇
6自動車(大型)	〃	〃	〃	一台につき	二四〇
(小型)	〃	〃	〃	一台につき	一八〇
二　計量					
1専用栓					
家事用	一戸一〇立方米まで	三〇〇	一立方米増す毎に三〇	一戸一〇立方米まで	五〇〇
2特殊栓					

家事用	一人につき四五
2特殊栓	
浴場業用	〃
団体用	一人につき二〇
3共用栓	一人につき三〇
4浴槽	
同A(家庭用)	〃
同B(団体用)	〃
5大家畜	〃
6自動車(大型)	〃
(小型)	〃
二　計量	
1専用栓	
家事用	一立方米につき五〇
2特殊栓	

営業用	一戸二〇立方米まで	六〇〇	一立方米増す毎に三〇	一戸一五立方米まで	七五〇	一立方米につき五〇
浴場業用	一戸一〇〇立方米まで	一、五〇〇	一立方米増す毎に一五	一戸一〇〇立方米まで	一、八〇〇	一立方米につき一〇
団体用	一戸二〇立方米まで	六〇〇	一立方米増す毎に三〇	一職場二〇立方米まで	一、〇〇〇	一立方米につき五〇
三　その他	支栓を有する場合には、定額料金の外に支栓一ケにつき一〇〇円			支栓を有する場合には、定額栓料金の外に支線一ケにつき二〇〇円		

上厚真地区においても昭和四十二年十一月上厚真市街地に水道水の給水が行われた。

上厚真地区給水系統　同五十年十一月水道料金

種別及び用途	基本料金（一月につき）		超過料金
	基本水量	基本料金	
専用栓家事用	一戸一〇立方米まで	五〇〇円	一立方米につき五〇円
営業用	一戸一五立方米まで	八〇〇	一立方米につき五〇
団体用	一職場二〇立方米まで	一、一五〇	一立方米につき五〇

第四章　教　育

第一節　育英資金給付条例

戦時中の教師の不足は新制中学校という戦後の学制改革により一層不足を来たし、教師への過重な負担が多くなっていた。このような社会の中に本村でも例外でなく優秀な教員を確保すべく「厚真村育英資金給付條例」を制定している。昭和二十六年の條例目的は「1　この條例は、現に学藝大学或は他の教育養成機関に在学中又は入学しようとする者で卒業後本村立小学校、中学校の教員として、勤務することを希望する者の学資金の一部を給付することを目的とする。2　この條例は、現に村内に住所・居所を有しなくても、その適用はあるものとする」と教員志望者に限定し、教員養成機関卒業後一定期間（育英資金給付期間の½以上）勤務することが條件となっていた。昭和二十六年四月一日からの適用であり、月額一、〇〇〇円であった。

第二節　厚真高等学校

村内の身近で勉学できる高等学校の設置は、村民待望のものであった。この高等学校設置議案が昭和二十七年九月六日厚真村議会に提出され、同月八日に議決された。

議案第六号

高等学校設置について

本村に次のとおり普通高等学校（定時制課程）設置するものとする。

昭和二十七年九月六日提出　（同月八日原案可決）

厚真村長　井上正則

一　名　称　厚真村立厚真高等学校

二　位　置　厚真村字厚真

三　学校運営に関する経費

1　教員人件費（非常勤講師を含む）　道費負担

2　其の他の職員の人件費及一切の学校運営費　村費負担

四　修業年限　四年

五　授業形態　晝夜間季節制

六　学校開設の時期　昭和二十八年四月一日

七　第一年次設置学級数　一学級

二十八年四月一日開学した厚真高等学校は、定時制第二種高等学校普通科一学級として厚真中央小学校の教室を借りて開校した。開校時の授業料等は、授業料（月額）一五〇円、入学料一〇〇円、入学検定料一〇〇円であった。

独立校舎の建設は教育環境の整備上急務であり、三十年三月村議会に「村立厚真高等学校校舎建設工事施行について」の議案が提出された。校舎敷地は厚真町新町一一六番地の二、旧厚真中学校校地に隣接する土地、村有地面積約三二、〇〇〇平方㍍を充てることとし、校舎建設計画は第一期より第三期まで三段階に分けて校舎の増築を行なうもので、総建築延面積四二九・七五坪であり第一期工事は昭和三十年に新校舎の中心施設を二階建延面積二六三・七五坪、階下は教室一、特別教室一、校長室、職員室、衛生室、教具室、小使室、便所、廊下及び玄関等一四八・七五坪、階上は教室三、図書室、集会室、廊下で一一五・〇〇坪、第二期工事は本屋に接続し平屋建とし理科室、理科準備室、

厚真村立高等学校　校舎平面図（昭和30年計画）

総坪数　429.75坪

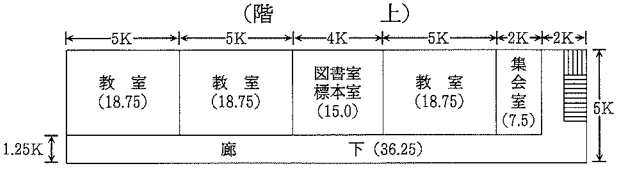

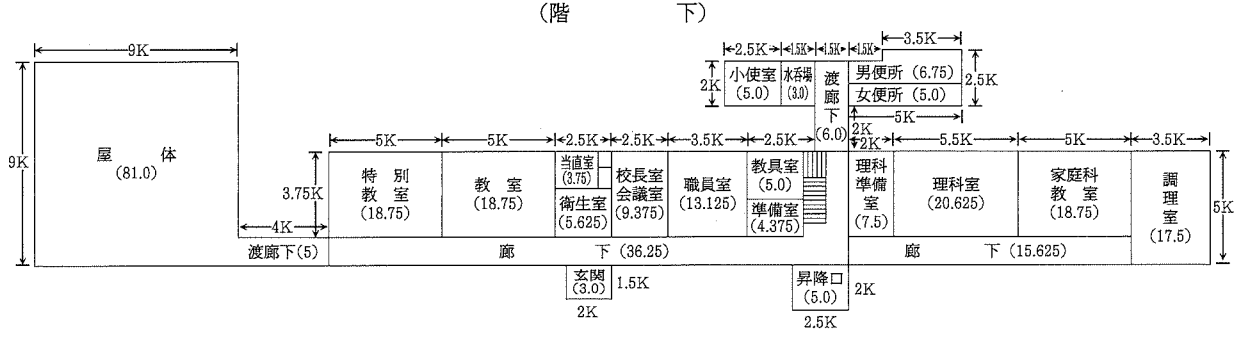

家庭科教室、調理室、廊下で八〇・〇〇坪、第三期工事は屋内体育館、渡廊下八六・〇〇坪を実施することとした。なお、屋内体育館は、千歳市　千歳高等学校旧体育館の建物を活用していた。

第三節　昭和初期の小学校学級数等

昭和二年学務報告・同二年・三年・四年の各小学校別学級・児童数

「主ナルモノハ厚真第六尋常小學校及厚真第七尋常小學校ヲ厚真第二尋常高等小學校ニ併合シ幌内分教場及頗美宇分教場ヲ設置シ児童通学ノ便益ト経済方面ノ緩和ヲ企図シ得タルモノト信シ逐次順ヲ追ッテ述レバ左ノ如シ

一　學級編成　昭和二年度ニ於ケル小學校児童数ハ増加ヲ見タルモ前年同数ニ學級ノ編成ヲ為シ之ヲ収容シタリ。學級編成別左ノ如シ

二　教育内容改善上ノ施設　教育内容ノ研究充実ニ就テハ各學校夫々獨特ノ教育方針及施設予定ヲ確立シ學校長ハ各職員ヲ督励一大努力ヲ傾注シツツアルト共ニ小學校全職員ヲ以テ組織セル教育研究会ハ贍振教育会ノ活動ト協力シ以テ各教育問題ノ研鑽ニ力ヲ致シツツアリ村自体モ又是等ト提携シテ教育全般ノ向上ニ努力シツツアリ。」

昭和二年・三年・四年の各小学校別学級・児童数

昭和二年十二月末現在　各小學校別學級数・児童数及教員数

學校名	學級数			児童数			前年ノ學級・児童数						職員数			前年ノ職員数		
							學級数			児童数								
	尋常科	高等科	計	尋常科	高等科	計	尋常科	高等科	計	尋常科	高等科	計	男	女	計	男	女	計
厚真第一	三	二	一四	六三四人	九四人	七五八人	三	二	一四	六二〇人	八九人	七〇九人	一二人	七人	一九人	一二人	七人	一九人
同　第二	六	一	七	二五三	三一	二八四	六	一	七	二四七	三〇	二七七	八	二	一〇	八	二	一〇

昭和三年十二月末現在　各小學校別學級數・児童数及教員数

學校名	學級数			児童数			教員数													
	尋常科	高等科	計	尋常科	高等科	計	男				女				計				合計	
							訓導	準訓導	代用	計	訓導	準訓導	代用	計	訓導	準訓導	代用	計		
厚真第一	一三	二	一五	六二〇人	一〇九人	七二九人	九人	一人	三人	一三人	二人	三人	二人	七人	一一人	三人	五人	一九人		
同第二	六	一	七	二三六	二七	二六三	三	一	二	六	一	一	一	三	四	二	三	九		
同第三	二	一	二	一三八	一	一三八	一	一	一	二	一	一	一	三	二	一	一	四		
同第四	五	一	六	二三三	七二	二九五	三	一	一	五	一	一	二	四	四	二	三	九		
同第五	二	一	二	一一六	一	一一六	一	一	一	三	一	一	一	三	二	一	二	五		
同第八	一	一	一	六一	一	六一	一	一	一	三	一	一	一	三	二	一	二	五		
計	二九	四	三三	一、三九四	二〇八	一、六〇二	一八	三	六	二七	三	四	八	一五	二一	七	一四	四二		

注　分教場・特別教授場ハ各其附属本校ニ含ム

同第三	二	一	三	一三七	一	一三七	二	一	二	一四〇	一	一四〇	二	一	三	二	一	三
同第四	四	一	五	一六六	六三	二三九	四	一	五	一六九	五〇	二二九	四	二	六	四	二	六
同第五	二	一	二	一〇五	一	一〇五	二	一	二	一一二	一	一一二	二	一	三	二	一	三
同第八	一	一	一	六〇	一	六〇	一	一	一	五六	一	五六	一	一	二	一	一	二
計	二七	四	三一	一、三五五	一八八	一、五四三	二七	四	三一	一、三四三	一六九	一、五一二	二九	一四	四三	二九	一四	四三

注　第六・第七ハ第二ヱ併合サレル。
但　分教場・特別教授場ハ本校ニ含メリ。

昭和四年十二月末現在　各小學校別學級数・児童数及教員数

學校別	學級数			児童数			教員数										
	尋常科	高等科	計	尋常科	高等科	計	男			女			計			合計	
							訓導	準訓導	代用	訓導	準訓導	代用	訓導	準訓導	代用		
厚真第一	一三	二	一五	六二人	一一人	七三人	二人	一人	三人	二人	二人	二人	三人	二人	五人	二〇人	
同　第二	六	一	七	二〇六	三四	二四〇	三	一	二	一	一	一	三	二	三	八	
同　第三	二	一	二	一四六	一	一四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	
同　第四	六	一	七	二九九	七五	三七四	三	一	二	一	一	二	四	一	四	九	
同　第五	二	一	二	一三七	一	一三七	一	一	一	一	一	一	一	一	二	三	
同　第八	一	一	一	七八	一	七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	
計	三〇	四	三四	一、四八七	二三〇	一、七〇七	二〇	三	八	三	三	八	二三	六	一六	四五	

注　分教場・特別教授場ハ各其附属本校ニ含ム

第四節　青年学校

實業補習学校の組織変更がなされ、昭和九年四月一日より「厚真第一實業補習學校ヲ厚真中央青年學校」、「厚真第二實業補習學校ヲ楢山青年學校」、「厚真第三實業補習學校ヲ上厚真青年學校」に改称し、青年訓練所と同様に各小学校に併置している。これにより青年訓練所は廃止となった。さらに、昭和十年四月一日新たに、野安部太青年学校、軽舞同が開校された。

厚真中央青年学校学則は、次のようであった。

青年學校學則（抜粋）

第一章　目的名称及位置

第一條　本校ハ實業補習學校規程ニ依リ設置シ實業（農業）ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ徳性ノ涵養ニ努メ國民生活ニ須要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條　本校ハ厚真中央青年學校ト称シ勇拂郡厚真中央尋常高等小學校ニ併設シ青年訓練所充当トス

第二章　編制及修業年限

第三條　本校ニ男子部女子部ヲ置キ各部ノ課程ヲ前期後期及高等科トス

第四條　修業年限ヲ定ムルコト左ノ如シ

男子部　前期二年　後期二年　高等科四年

女子部　前期二年　後期二年　高等科二年

第三章　學年、學期、教授季節及び教授時刻

第五條　學年ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條　學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期　自四月一日　至　八月三十一日

第二學期　自九月一日　至十二月三十一日

第三學期　自一月一日　至　三月三十一日

第五章　學科目及其程度並ニ教授時数

第九條　學科目、學科教程及教授時数ハ男子部女子部ニ分チテ左ノ如シ

男子部

女子部

前期

教科目	教授時数 一年	二年	計
修身	一八	一八	三六
国語	七〇	七〇	一四〇
算術	七〇	七〇	一四〇
体操	三〇	三〇	六〇
合計	二五〇	二五〇	五〇〇

後期

教科目	教授時数 一年	二年	計
修身	三五	三五	七〇
国語	三五	三五	七〇
数学	七〇	七〇	一四〇
体操	五〇	五〇	一〇〇
合計	二五〇	二五〇	五〇〇

高等科

教科目	教授時数 一年	二年	三年	四年	計
修身	三五	三五	三五	三五	一四〇
国語	七〇	七〇	七〇	七〇	二八〇
数学	七〇	七〇	七〇	七〇	二八〇
体操	五〇	五〇	五〇	五〇	二〇〇
合計	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	一〇〇〇

男子部

前期

教科目	教授時数 一年	二年	計
修身公民	二〇	二〇	四〇
国語	一〇〇	一〇〇	二〇〇
理科	一〇〇	一〇〇	二〇〇
体操	三〇	三〇	六〇
合計	二五〇	二五〇	五〇〇

後期

教科目	教授時数 一年	二年	計
修身公民	二五	二五	五〇
普通科	七五	七五	一五〇
実業	一〇〇	一〇〇	二〇〇
体操	五〇	五〇	一〇〇
合計	二五〇	二五〇	五〇〇

高等科

教科目	教授時数 一年	二年	三年	四年	計
修身公民	二〇	二〇	二〇	二〇	八〇
普通科	五〇	五〇	五〇	五〇	二〇〇
実業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇
体操	五〇	五〇	五〇	五〇	二〇〇
合計	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	八八〇

裁縫実業	通常衣類ノ裁方縫方繕方地方的実業ノ意大	合計
	一〇五	二八〇
	一〇五	二八〇
	二一〇	五六〇

一ヶ年廿五週（毎週八時間）

家事裁縫実業	衣食住、育児、看護、家計等ニ関スル一般通常衣服ノ裁方、縫方、繕方地方実業上ノ適切ナル事	合計
	一五八	三一五
	一五八	三一五
	三一六	六三〇

一ヶ年廿五週（毎週九時間）

家事裁縫実業	同	上	一五八	三五〇
			一五八	三五〇
			三一六	七〇〇

一ヶ年廿五週（毎週一〇時間）

第七章　入學

第十一條　本校ニ入學シ得ル者ハ、前期ニ在リテハ尋常小學校卒業又ハ之ニ準スベキ者、後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ終了セル者及高等小學校卒業者又ハ之ニ準スベキ者、高等科ニ在リテハ後期ノ課程ヲ終了セル者又ハ之ニ準スベキ者トス

第八章　修業及卒業

第十六條　各學年課程ノ終了ハ平素ノ學業成績及操行ヲ考査シ出席日数等ヲ酌酌シテ之ヲ認定シ（略）修業證書ヲ授與ス

第十七條　各科ノ課程ヲ終了セリト認定シタル者ニ（略）卒業証書ヲ授與ス

第九章　授業料

第十八條　本校ハ授業料ヲ徴収セズ

第五節　農業青年学校

昭和十年八月一日に青年学校の校名が改称されている。それはいままでの青年学校に「農業」を冠し、厚真中央青年学校は厚真中央農業青年学校のように改称、さらに実業科を職業科とするなど大幅な学則の改正がなされている。

改稱校名

厚真中央農業青年學校、　楢山農業青年學校、　上厚真農業青年學校、　野安部太農業青年學校、　軽舞農業青年學校

また、新設校として入鹿別農業青年學校、浜厚真農業青年學校がある。
厚真中央農業青年學校學則は、次のようであった。

農業青年學校學則（抜粋）

第一條　本校ハ青年學校令ニ依リ設置シ青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛練シ德性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條　本校ハ厚真村立中央農業青年學校ト稱シ厚真中央尋常高等小學校ニ併設ス

第三條　本校ニ男子部ヲ置ク

男子部ノ課程竝ニ教授及訓練期間左ノ如シ

男子部　普通科　二年
　　本科　五年
　　研究科　一年

第四條　教授及訓練科目竝ニ其ノ程度左ノ如シ

修身及公民科　道德ノ要旨及公民心得
普通學科　數學、國語、歷史、地理、理科、音樂等ヲ綜合シ土地ノ情況ニ應ジタル適切ナル事項
職業科　農業ニ就キ土地ノ情況ニ應ジタル適切ナル事項
體操科
教練科　體操教練（武道、競技ヲ含ム）

第五條　各年ノ教授及訓練時數左ノ如シ

普通科

科目＼区分	男子 第一年	男子 第二年
修身及公民科	二〇	二〇
普通學科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
體操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

本科

科目＼区分	男子 第一年	第二年	第三年	第四年	第五年
修身及公民科	二五	二五	二五	二五	二五
普通學科	五〇	五〇	九〇	九〇	九〇
職業科	七〇	七〇			
教練科	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
合計	二三五	二三五	二〇五	二〇五	二〇五

研究科

科目＼区分	男子 第一年
修身及公民科	二五

普通學科	
職業科	九〇
教練科	九〇
合計	二〇五

第九條　本校ニ入學シ得ルモノハ普通科ニ在リテハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者、本科ニ在リテハ普通科修了者及高等小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者、研究科ニ在リテハ本科卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者

昭和九年四月組織変更により、青年学校を男子部と女子部の二部制とした。その後一時期女子部の設置を見ていなかったが、昭和十二年四月一日厚真中央農業青年学校学則変更の村会議決を得て、女子部が新設された。

厚真中央農業青年學校學則（抜粋）

第三條　本校ニ男子部及女子部ヲ置ク

各部ノ課程並ニ教授及訓練期間左ノ如シ

男子部　普通科　二年
　　本　科　五年
　　研究科　一年

女子部　普通科　二年
　　本　科　三年
　　研究科　一年

第四條　教授及訓練科目並ニ其ノ程度左ノ如シ

（教授及訓練科目の「修身及公民科・普通學科・職業科・體操科および教練科」は前項農業青年学校の科目と同じ

のため省略する）

第五條　各年ノ教授及訓練時数左ノ如シ

（教授及訓練時数のうち、男子は、前項農業青年学級と同じのため省略する）

普通科

本科

区分 / 科目 教授及訓練	女子 第一年	女子 第二年
修身及公民科	二〇時	二〇時
普通學科	八〇	八〇
職業科	八〇	八〇
家事及裁縫科		
體操科	三〇	三〇
合計	二一〇	二一〇

区分 / 科目 教授及訓練	女子 第一年	女子 第二年	女子 第三年
修身及公民科	二〇時	二〇時	二〇時
普通學科	五〇	五〇	五〇
職業科 家事及裁縫科	三一〇	三一〇	三一〇
體操科	三〇	三〇	三〇
合計	四一〇	四一〇	四一〇

研究科

区分 / 科目 教授及訓練	女子 第一年
修身及公民科	二〇時
普通學科	五〇
職業科	五〇
家事及裁縫科	二六〇
體操科	三〇
合計	四一〇

第十七條　本校ハ女子部ノミ自十二月至翌三月、四ヶ月間一ヶ月金五拾銭宛授業料ヲ徴収ス

時局急をつげ青年学校については、教練科の充実徹底が強く打ち出されていた。このような状況にあって厚真中央農業青年学校後援会は、同校に次の教練用具を寄附している。

寄附願

品名	数量	単価	総額	品名	数量	単価	総額
背嚢	三二	二円・五〇銭	八〇円・〇〇銭	長谷川式軽機関銃（附属一式）	一	七二円・〇〇銭	七二円・〇〇銭
単発訓練銃（剣革具付）	二四	一五・〇〇	三六〇・〇〇	指揮刀	一	七・五〇	七・五〇
五連発銃	三	一七・〇〇	五一・〇〇	擬銃剣	三	一・五〇	四・五〇
水筒	三二	一・〇〇	三二・〇〇	帯皮	一六	・九〇	一四・四〇
ラッパ	二	八・〇〇	一六・〇〇	御親閲記念綬	一	一・九〇	一・九〇
飯盒	五	二・〇〇	一〇・〇〇	計			六四九・三〇

右寄附致度ニ付御受納被下度此段願上候也

昭和拾貳年参月廿六日

厚真中央農業青年學校

後援會會長　澤田慎

厚真村長　亀井喜久太郎　殿

村内青年学校の統合問題が協議され昭和十八年四月十八日統合に関する諮問案が村会に提出された。

諮問第一號

青年學校統合ニ関スル件

青年學校教育ノ徹底ヲ計リ國家ノ要求スル健兵健民ノ育成ニ遺憾ナキヲ期セムガノ為メ左ノ青年學校ヲ廃止シ左ノ一校ニ統

合セムトスルノ可否
右諮問ス

記

一　廃止スベキ青年學校
厚真村立上厚真青年學校、同　楢山青年學校、同　軽舞青年學校、同　入鹿別青年學校、同　野安部太青年學校、同　浜厚真青年學校
二　統合ニ依リ存置セラルベキ青年學校
厚真村立中央青年學校トアルヲ、厚真村立厚真青年學校トス

昭和十八年四月十八日提出
厚真村長　亀　井　喜　久　太　郎

答　申

昭和十八年四月十八日諮問第一號　青年學校統合ニ関スル件ハ諮問ノ通決定スルヲ適當トスル旨議決候條此段及答申候也

昭和十八年四月十八日
厚真村会議長　亀　井　喜　久　太　郎

厚真村長　亀　井　喜　久　太　郎　殿

昭和十二年四月厚真中央農業青年学校に女子部を設置したが生徒募集がままならず休部状態となっていた。十八年青年学校統合を期に女子部を再々開している。十九年一月大政翼賛会厚真支部村常会議案に次のように青年学校の分教場を設置して就学督励を指導している。

青年學校女子部ノ開設
昭和十九年一月ヨリ左ノ通リ青年學校女子部開設ニ付貴区内該當者ヲシテ當該學校ニ就學セシムル様配意相煩度

厚真青年學校
分教場　楢山、野安部太、上厚真、軽舞

第六節　農業学校設立計画樹立のための調査委員設置

厚真村に農業学校設立計画樹立のための調査委員設置の建議が村会に提出されている。

建　議　案

本村字浜厚真に農業學校設立計画樹立の為め調査委員を設置せられん事を建議す。

昭和二十一年十一月二十六日

提出者　厚真村會議員　澤　田　次　四　郎
同　同　佐々木　孝　之　助
同　同　岡　部　卯　三　郎

厚真村會議長　筒　井　善　七　殿

昭和二十一年十一月二十八日採択、委員に澤田次四郎、佐々木孝之助、岡部卯三郎、村長星野修二を選出

厚真農業學校設立調査委員設置意見書

昨昭和二十年八月十四日大東亜戦争終結ニ関スル詔書降下ノ結果、従來我國殖民地トモ云フベカリシ南洋、朝鮮、満州大陸方面、樺太等ノ何レモ放棄ノ已ムナキニ至リ、今ヤ我北海道ハ我日本國ノ殖民地タルノ立場トナリ、今次本道拓殖計画ノ樹立ニ伴ヘ大豫算帝國議會ヲ通過シ、一面ニ於テハ勇拂原野ノ開發ヘ中央ニ於テモ重視セラレテ其開發併行シテ、苫小牧漁港ノ築設等何レモ其建議案ハ衆議院ヲ通過シタル旨、該案委員長ヨリ地元ニ通報アリテ其實現ノ機運ハ濃厚トナリツツアリ、幸ヘ我厚真モ勇拂原野ノ一環トシテ其開發範囲ノ中ニアリテ本村ノ南部地帯モ其ノ開發ヲ見ルモ遠キニアラザルベク而モナラス、本

村支廳管内唯一ノ米作農村トシテ又馬産ニ於テモ全道中ニ馬産地トシテ重視セラレツツアル此機ヲ逸セス、農家ノ副業トシテモ共ニ發達ヲ謀ラザルヘカラス、上記ノ如ク前途必要ナル食糧ノ増産ニ重キ責任アル農村トシテノ其使命ヲ全クセント農家ノ子女ヲシテ、農業智識ヲ得セシムルハ急務ナルト信ズルヲ以テ、勇拂原野ノ一環ニ當ル浜厚真ニ省線駅所在地ナルヲ以テ、沿線各隣接及通學ノ利便アル近村農家ノ子弟ヲシテ其利便ヲ得セシムベク、殊ニ兵制七十年ノ間ハ男子二十歳ニシテ入隊シテ兵役ノ義務ヲ終ヘザレハ妻モ迎ヘズ、亦家庭ノ農作ノ手助ケノアテニモナラヌモノトシテ共ニ、其習慣性ヲ帯ビ得タルモ常時ノ如ク兵制ノ廢止ニ伴ヘ、或ハ人心ノ馳緩シタルアラサルヤヲ憂フルノ今日、之レニ代リテ農業校ヲ終ヘザレハ妻帯モセヌ青年ノ仲間入リヲスルニモ之レヲ恥トスル様ナ習慣トスル様ニ、農業智識ヲ得セシメ之レヲ農作ノ實地ニ應用セシムルニ於テハ、仮令一反歩ニ付五升乃至一斗宛ノ増収ヲ見ルモ全村全反別ニ於テハ其益スル所僅少ナラサルヘク、若シ此ノ農業智識ノ應用ニ依リ一反歩半俵宛モ増収シ得ラルルニ於テハ其額多キニ上ルベク、又農學校ニ獣醫科モ附設シテ牛馬産ノ改良増産ヲ期シ、出來得レバ女子部モ設ケ各家庭ニ於ケル妻女ニモ農業智識ノ普及ヲ希圖シテヲリ、真ニ農業ノ改善ヲ為シ得ルモノト信スルヲ以テ、本建議書ヲ提出シ之ガ實現ニ付充分ナル調査實行ヲ謀ランコトヲ希望ス。

第七節　公民館に宿泊設備

昭和二十六年十一月二十日厚真村公民館使用條例を村議会の議決を得て制定した。この條例は公共又は公用を目的とする以外は有料とするものであり、とくに、宿泊設備の利用料を定めている。村域が広域のためと中心市街地への交通機関が発達していない状況に配慮したものであった。

厚真村公民館使用條例　（抜粋）

第一條　この條例は、厚真村公民館の本館（以下單に「公民館」という。）を使用せしめる場合の使用基準を定めることを目的とする。

第二條　公民館の使用を希望する者は、館長の許可を受けなければならない。

第三條　前條によって公民館施設を使用した場合は、その使用者から左に掲げる区分により使用料を徴収する。

一　集会所使用料

使用料 / 室区分	使用料金			備考
	書　自前八時至后六時	夜　自六時至一〇時	書夜	
講堂	二〇〇	二五〇	三五〇	各室共暖房は暖炉一ケにつき一〇〇円とする。但し火鉢は五十円とする。
会議室	一〇〇	一五〇	二五〇	
和室（一室に付）	一〇〇	一五〇	二五〇	

但し、書間午前又は午後のみの使用については二割を減額するものとする。

二　宿泊料

宿泊区分 / 料金	一人	備考
宿泊料金	一〇〇	冬期燃料は暖炉一個につき五十円とする。
夕食	一五〇	
朝食	七〇	
晝食	五〇	

三　図書閲覧使用料

種別	料金	備考
館内閲覧	無料	

館外 〃	一冊につき五円	期間は貸出返本の日を通じ五日とする。期間終了後は一日につき五円を追徴する。
備考	閲覧は一人につき一回一冊とする。	

但し、閲覧使用の方法手続については館長が別に定める。

四　前各号の使用が公共の用に供し又は公用を目的とするものであって村長又は館長が特に認めたものについては、その使用料を減額し或は免除することがある。

付　則

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十六年十一月一日からこれを適用する。

昭和二十八年五月一日から村公民館使用條例中の宿泊料を夏期と冬期の期間に分けた左記料金に改訂している。

料金 / 区分	一人		
	区分	自五月一日至十月三十一日の料金	自十一月一日至四月三十日の料金
宿泊料金	一泊	一〇〇円	一五〇円
夕食	一食	一五〇	一五〇
朝食	一食	八〇	八〇
晝食	一食	六〇	六〇

第八節　昭和二年青年団の状況

名称	正團員及其他ノ團員数	正團員年令範囲	経豫算費	資産	施設事項並ニ事業概要
曙（幌内）青年団	正 三五人 他 一〇	自 一六歳 至 二五	一一〇円	現金三〇〇円	奉仕作業（学校薪搬出）、道路修繕、農事見学
頓美宇　同	正 二五 他 三	自 一四 至 二六	二四五	土地六、一二五坪、植樹四千本、現金二〇円、貸付金二〇〇円	輪読会、夜学会、一夜講習会、共同作業、農事見学 奉仕作業（学校薪切リ）、道路修繕
旭（富仁加）　同	正 一五 他 二	自 一五 至 二五	八〇	現金一五〇円	指導標建設、掲示板建設、部落案内図建設、公徳箱設置、校庭地均シ
西老軽舞　同	正 一七 他 二	自 一五 至 二五	一八二	現金一二〇円	夜学会、道路砂利敷、簡易文庫設置、農業見学
近悦府　同	正 一八 他 五	自 一五 至 二六	一一〇	現金一五〇円、建物一棟、植樹千百本	夜学会、通路修繕、農業見学、共同耕作（田）、軍隊見学、部落案内図建設、公徳箱設置、簡易文庫設置、講演会、一夜講習会
立郷（振内・宇久留太）　同	正 三〇 他 三	自 一五 至 二五	一二〇	現金三〇円	道路修繕、農事見学
中央（厚真）　同	正 三二 他 四	自 一五 至 二五	一八〇	現金五〇円	道路修繕、簡易文庫設置、講演会
知決辺　同	正 一八 他 一三	自 一六 至 二五	二〇〇	現金八〇円	共同耕作（畑）、農事見学、火ノ見櫓建設、道路修繕
牛志別　同	正 二六 他 六	自 一五 至 二五	二〇	現金四五円、土地一〇〇坪植樹二千本	道路修繕、農事見学
野安部太　同	正 二七 他 一	自 一六 至 二五	二〇	—	道路修繕、夜学会
周文　同	正 二三 他 三	自 一四 至 二五	五〇	現金五〇円	道路修繕、夜学会

浜	同	正 三三 他 三三	自 一五 至 二五	五〇	現金三〇円	道路修繕、共同作業（漁業）
実業（鹿沼）	同	正 四五 他 六	自 一三 至 二五	一八〇	現金六五円、土地四、五〇〇坪、建物二棟	指導標建設、農事見学、道路修繕、夜学会、共同作業（畑）
野安部	同	正 一九 他 二	自 一五 至 二五	五〇	土地五〇〇坪、建物一棟、植樹千本	道路修繕、夜学会、共同作業（畑）
軽舞	同	正 三九 他 六	自 一四 至 二五	一四〇	現金四五〇円、建物一棟	道路修繕、夜学会、簡易文庫設置、農事見学
当麻内	同	正 三八 他 一〇	自 一五 至 二五	二一〇	現金五〇〇円、土地二、〇〇〇坪、建物一棟、植樹五百本	武道会、道路修繕、一夜講習会、農事見学
博愛（東和・古志古別）	同	正 二一 他 七	自 一五 至 二五	一〇二	現金三〇〇円、建物一棟、植樹五千本	道路修繕、夜学会、農業見学、公徳箱設置
仁達幌	同	正 九 他 三	自 一三 至 二五	二〇	建物一棟	道路修繕
計		正四七〇 他 八九				
厚真村連合青年團		正他ノ計 五五九			書籍、其他	道内産業視察、講演会、優良青年團及團員表彰

注　昭和二年十二月末現在

このほか、厚真村史三四五㌻には、宇久留同（明治四十四年一月十日同）・西周文同（昭和四年五月十日同）・上厚真同（同年七月八日同）・上周文同（設立年不詳）がある。

第五章　住民の生活

第一節　保健・墓地等

(一)　昭和十五・十六・十七年保健統計等

昭和十五年中ノ衛生一般ハ昨年ニ比シ良好ナリ。傳染病ノ如キモ昨年ニ比シ減少セルハ各人ノ保健衛生ニ留意セラレシ結果ト信ズルトコロナリ。

尚　乳幼児ノ死亡ハ逐年増率ヲ示セルハ遺憾トスル処ナレド厚生省ハ之ガ對策トシテ乳幼児検診ヲ行フ一方各部落ニハ母性補導員ヲ設置シ今後一層ノ乳幼児ノ保健衛生ニ一段ノ留意ヲ拂ヒ健康増進ニ努メツヽアリ

昭和十五年中死亡者数死因大別

区分	五歳未満		三〇歳未満		三〇歳以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
肺結核	一人	一人	一人	四人	二人	三人	三人	七人
脳膜炎	三	三	一	一	二	一	五	四
脳出血脳栓塞及脳血栓	一	一	一	一	六	八	六	八
呼吸器ノ疾患（除肺結核）	六	四	一	三	一	一	六	七
消化器ノ疾患	六	五	一	一	一	一	七	六
泌尿生殖器ノ疾患	一	一	二	一	六	二	八	二
乳児固有ノ疾患	二	六	一	一	一	一	二	六
老衰	一	一	一	一	四	五	四	五

外因死

一	一	一	一	二	一	四	三

昭和十六年・同十七年中死亡者死因別

年	昭和十六年									昭和十七年								
区分	五歳未満		三〇歳未満		三〇歳以上		計			五歳未満		三〇歳未満		三〇歳以上		計		
死因	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女	
肺結核	一人	一人	三人	五人	一人	一人	四人	六人		一人	一人	五人	三人	一人	一人	五人	四人	
脳膜炎	二	二	一	一	一	一	二	三		四	一	二	一	一	一	六	一	
呼吸器疾患（除肺結核）	四	一	二	一	三	二	九	四		一	一	二	一	一	一	五	二	
消化器疾患	一〇	九	二	一	二	三	一四	一二		一	一	一	一	一	二	一	三	
泌尿生殖器疾患	一	一	一	一	三	二	四	二		一	一	一	一	二	一	二	二	
神経及感覚器ノ疾患	二	二	二	一	七	三	一一	六		一	一	一	一	一	一	一	一	
老衰	一	一	一	一	六	三	六	三		一	一	一	一	五	七	五	七	

傳染病発生状況

区分	ヂフテリアー		腸チフス	
年	全治	死亡	全治	死亡
昭和十五年	男	女	男	女
	二人	三人	二人	一人
昭和十六年	二人	一人	一人	二人
昭和十七年	一人	一人	二人	一人

同　十六年	五	二	—	—	—	—
同　十七年	一		二	—	—	—

種痘接種状況

年＼区分	接種人員			善感			不善感			猶予人員			その他
	第一期	第二期	臨時	第一期	第二期	臨時	第一期	第二期	臨時	第一期	第二期	臨時	
昭和十五年	二二四人	一七二人	一、九五九人	七二人	五人	三九九人	一五二人	一六八人	一、五六〇人	二人	三人	—	私種痘なし
〃　十六〃	二九九	二四五	二、七三六	二九七	七六	四二八	二	一六九	二、三〇八	五	—	—	同
〃　十七〃	二七六	三七〇	二一	二六五	一六	—	一一	三五四	二一	一二	—	—	同

ヂフテリアー予防注射、腸チフス・パラチフス内服薬及蛔虫駆除薬服用状況

年＼区分	ヂフテリアー予防注射接種人員	腸チフス・パラチフス内服薬服用人員	蛔虫駆除薬服用人員
昭和十五年	一、〇五〇人	六、八二四人	四、〇三四人
〃　十六〃	一、二四四	七、二一〇	三、八五〇
〃　十七〃	記録なし	四、七八〇	四、二〇〇

蛔虫駆除薬服用

全國蛔虫駆除デーハ「十一月十一日」ナルモ、本村ニ於テハ駆除薬入手ノ都合モアリ、昭和十七年一月八日ヲ「厚真村蛔虫駆除日」ト定メ、左ノ如ク實施セリ。

當日昼食前空腹時服用セシム

駆除薬個数　二、五〇〇個　　服用人員　四、二〇〇人

乳幼児体力検診

区分 / 年	該当乳幼児数	検診乳幼児数	受診率	要注意乳幼児数 疾病 人員	疾病 検診乳幼児に対する%	栄養 人員	栄養 検診乳幼児に対する%	計 人員	計 検診乳幼児に対する%
昭和十五年	七一二人	五〇八人	七一・三%	一二人	二・三%	一五人	三・〇%	二七人	五・三%
〃 十六〃	四九七	三九二	七八・八	八	二・〇	七	一・八	一五	三・八
〃 十七〃	三四二	三二六	九五・三	八	二・四	二八	八・六	三六	一一・〇

健康増進運動（昭和十五年事務報告）

銃後國防ノ萬全ヲ期セムンガ為全村民ニ健康週間ヲ実施シタリ。

五月一日　結核に対し正しい理解を持ちましょう。

五月二日　外で運動し、つとめて日光と外氣に浴しましょう。

五月三日　毎日体操をしましょう。

五月四日　歯を大切にして健康の基本を築きましょう。

五月五日　喀痰を放たぬようにしましょう。

五月六日　清潔、衛生に注意しましょう。

五月七日　眼を大切にし無理に使はぬようにしましょう。

五月八日　蛔虫剤を服用し虫を下しましょう。

五月九日　早く病を見付けて、早く治療にかかりましょう。

五月十日　食物の好き嫌いがなくなるように致しましょう。

妊産婦手帳制ノ施行

妊産婦手帳制ハ昭和十七年七月十三日ヨリ實施セラレ妊産婦ノ保護、母性保健ノ向上、流産早死産、母体死亡ノ防止、健康児ノ出産増加ヲ圖リ國力ノ根基ヲ増進スルニアリ。本村ニ於テモ之ガ實施シ着々好成績ヲ治メツヽアリ

出産用ローソク及石油、ランプノ芯等特配ノ件

出産ニ当リ照明不完全ナル農村ノ産褥ガ奈何ニ不便、危險ナルカハ都市電燈生活者ノヨク想像シ得ル処ニアラズ、農村人口ノ確保ガ單ナル観念的遊戯的ニ非ラザルトセバ速ニ方法ヲ講スベシ

清潔法による清掃検査

区分 / 年	施行戸数		井戸浚渫個数		便所消毒個数		下水浚渫延長	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
昭和十五年	一、四六二戸	一、四六九戸	七五ヶ所	五七ヶ所	三五ヶ所	四七ヶ所	三、五二〇メートル	二、五六九メートル
〃十六〃	一、四七一	一、四九七	六八	六〇	一四〇	一一〇	二、七五二	二、五七二
〃十七〃	一、四二八	一、四三九	八七	九一	一七二	一三八	三、七五四	二、九九〇

春とは五月、秋九月に実施する。

(二)　老人へのこまやかな要望

昭和十九年七月大政翼賛会厚真支部常務委員会に提案された議案

老人（六〇歳以上）ニ對スル温情ノ昂揚

乳幼児、學童或ハ勤労者ハ夫々特配品モアリ待遇モアレド曾ツテ老人ニ對スル何ラノ聲モ聞カズ忘却サレタル感アリ、現戦

局ヨリ見テ老人トイヘドモ決シテ負担ハ軽カラズ相當ノ職域ニ無理ナ勤勞モナシ、國家或ハ子孫ノ為ニ美田ヲ買フ意味ニ於テ黙々トシテ國債購入ニ貯蓄ニ奉公ヲ致セリ、日本古來ノ家族制度並ニ忠孝一本ノ本義ヨリ見テモ何ラカノ温キ慰メヲ要望ス

例一　冷エ勝チナ体温保有ノ為ニモ活動力ノ最モ速力ニ補ヒノ為ニモ甘味質ノ特配ヲ考慮サレタシ

例二　冬等ハ特ニ温キ肌着類ノ一着ニテモ特配ヲ考慮サレタシ

(三)　初期の国民健康保険事業

昭和十三年国民健康保険法（法律第六〇号）が施行され、国民健康保険組合によって公営の一般住民を対象とする健康保険事業が行えるようになった。厚真村においても組合営による国民健康保険事業は十七年一月医療等の給付が開始された。しかし、太平洋戦争と戦後の社会的経済的混乱期にあっては、この事業を経営していくには村民の保険料負担が重圧となり未納滞るなど経営が困難になっていた。このような中で全国的にも事業休止の組合が続出し、本村も例外ではなく二十三年四月休止の状態に陥っていった。

二十八年医療給付費に対する二割国庫助成制度が創設されるなど幾度かの法改正があり国の財政支援が確立したことにより健康保険事業を再開する気運が高まって来た。村議会においても国民健康保険事業準備特別委員会を設置し村民の意向把握、先進実施町村の実態調査を行い、三十年八月十日現在実施している厚真町国民健康保険事業が誕生したのである。（厚真村史六四四㌻、厚真町史九一一㌻参照）

昭和三十年再発足した村営事業の保険税・療養の給付内容は、次のとおりである。

厚真村税條例中一部改正條例　（昭和三十年二月十六日議決）（條例抜粋）

厚真村税條例（昭和二十九年條例第一〇号）中第三條に次の一項を加える。

2　村税として課する目的税は、左に掲げるものとする。

一　國民健康保険税

第百三十條の次に次の一章を加える。

第三章　目的税

第一節　國民健康保険税

（國民健康保険税の納税義務者）

第百三十一條　省略

（課税額）

第百三十二條　（略）國民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する國民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。但し當該合算額が三万円を超える場合においては、課税額は三万円とする。

（所得割額）

第百三十三條　前條の所得割額は、當該年度分として納付した、又は納付すべき村民税の所得割額を課税標準としこれに第百三十七條の割合によって得た所得割課税総額をあん分して算定する。

（資産割額）

第百三十四條　第百三十二條の資産割額は、當該年度分として納付した、又は納付すべき固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額を課税標準とし、これに第百三十七條の割合によって得た資産割課税総額をあん分して算定する。

（被保険者均等割額並びに世帯別平等割額）

第百三十五條　第百三十二條の被保険者均等割額並びに世帯別平等割額は、賦課期日現在における被保険者数並びに被保険者を有する世帯数に対し、第百三十七條の割合によって得た、被保険者均等割課税総額並びに世帯別平等割課税総額をそれぞれあん分して算定する。

（納税義務発生に伴う月割課税）

第百三十六條　省略

（あん分総額の率）

第百三十七條　國民健康保険税のあん分総額の率は、左のとおりとする。

一　所得割　　地方税法第七百三條の二第二項による國民健康保険税の課税総額の百分の三十五

二　資産割　　右　同　百分の十

三　被保険者均等割　右　同　百分の三十五

四　世帯別平等割　右　同　百分の二十

（以下省略）

厚真村國民健康保険條例（昭和三十年二月十六日議決）（條例抜粋）

第二章　被保険者

（国民健康保険の被保険者）

第六條　本村は、本村内の世帯主及びその世帯に属する者をもって、国民健康保険の被保険者とする。

但し、左に掲げる者を除く（省略）

第三章　保険給付及び保健施設

（保険給付の種類）

第十二條　本村においてする保険給付の種類は、左に掲げるものとする。

一　療養の給付

（療養の給付の範囲）

第十三條　療養の給付の範囲は、左に掲げるものとする。

一　診　療

二　薬剤又は治療材料の支給（診療以外の薬品及び売薬を除く。）
三　入院
四　処置、手術その他の手当（温泉、鉱泉、その他転地療養、移送費を除く。）
五　歯科診療（補てつを除く。）

（療養の給付の期間）

第十六條　療養の給付は、療養の給付開始後三年を経過するものは三年までとする。

（療養の給付の制限）

第十八條　被保険者が左の各号の一に該当したときは、療養の給付の全部又は一部を給付しないことができる。
一　被保険者が故意の犯罪行為又は故意に保険事故を生ぜしめたとき。
二　被保険者斗争、泥酔又は著しき不行跡により保険事故を生ぜしめたとき。
三　被保険者が正当の理由なくして療養に関する指揮に従わないとき。

再発足当初の国民健康保険税の課税限度額は、三万円とし応能割百分の四五、応益割百分の五五となっていた。また、療養の給付においても当初條例では、初診料、暖房料、入院看護料、妊娠中絶が本事業の給付対象外であったが事業開始直前において、これらも対象とすべく條例改正がなされている。また、療養の給付は給付期間三年まで、被保険者の一部負担は五割であった。

㈣　墓地・火葬場

開拓者の入地以前は部落の近傍に埋葬されていた。入植者がふえるに従い、墓地・火葬施設の必要性が生じ場所を選定し、北海道庁の許可を受けるようになってからは明治二十一年三月浜厚真に国有地の無償払い下げを受けている。以下、同三十三年八月老軽舞トニカ墓地（現　富里）、頓美宇同（現　高丘）、振老同（現　桜丘）、入鹿別同（現

鹿沼）、周文同（現　厚和）の五部落で払い下げを受ける。大正年代に入り六年七月幌内墓地、十一年十二月・昭和七年四月仁達幌同（現　幌里）でも国有地の売払、無償付与を受けている。

個人所有地のうち、大正十二年七月浜厚真墓地、十三年十二月宇久留同（現　宇隆）、十五年四月トニカ同（現富里）、昭和六年五月厚真中央同、九年二月牛志別同（所在地　現　共栄）、十六年三月軽舞同、三十三年八月上厚真同（所在地　現　厚和）が寄附されている。（厚真村史六五ぺ参照）

さらに、五十年六月厚真中央霊園を厚真町が有償取得している。

これらの墓地内に火葬場の設置許可がなされている。明治三十三年八月老軽舞トニカ火葬場、三十八年八月入鹿別同、三十八年十一月頓美宇同、振老同、周文同、軽舞同、大正十一年五月仁達幌同、昭和七年十二月トニカ同、幌内同、宇久留同、八年十月上厚真同、十年五月牛志別同、これらの火葬場は簡易な火葬台をコンクリート、レンガなどで設置したものを利用して野天火葬が行なわれていたが、五十年代には各地区墓地での野天火葬は廃止している。

一部の地区においては、火葬場の設置許可年月から見て墓地としての使用は村管理用地となる相当以前からアイヌ人または入地者により使用されていたと思われる。

墓地一覧表

厚真村史墓地（昭和31年現在）			厚真町史墓地（昭和60年７月１日現在）			厚真町墓地使用條例（平成元年３月17日現在）	地積調査等による面積（平成８年４月１日現在）	村（町）有地として取得年月日事由
墓地名	所在地	面積	名称	所在地	面積			
－	－	反畝歩 －	厚真中央墓地	新町10番地１	㎡ 15,899	厚真中央墓地	㎡ 33,427	昭和６年５月10日宗田徳太郎、中川浅吉、山崎清蔵、北村冨士太郎、松本松次郎、佐々木理助共有地寄附
－	－	－	厚真中央霊園	字字隆387番地１ 388〃　2 390〃　2	10,568	厚真中央霊園	10,568	昭和50年６月２日取得
幌内	字幌内1,247番地 1,248〃	3,620 25	幌内共同墓地	字幌内513番地	3,630	幌内共同墓地	3,345	大正６年７月９日売払取得
トニカ	字カビウ758番地８	2,000	富里北共同墓地	字富里32番地	1,980	富里北共同墓地	1,901	大正15年４月22日佐藤与次郎寄附
老軽舞トニカ	字チヨマナイ３番地	2,000	富里南共同墓地	字富里281番地	1,980	富里南共同墓地	2,610	明治33年８月25日払下
頗美宇	字ハビウ２番地	2,000	高丘共同墓地	字高丘280番地	1,980	高丘共同墓地	3,036	同
振老	字フレヲイ４番地	2,000	桜丘共同墓地	字桜丘189番地	1,980	桜丘共同墓地	5,446	同
仁達幌 仁達幌	字ニタッポロ1,166番地 字ニタッポロ1,493番地	1,920 1,221	幌里共同墓地	字幌里204番地１	3,204	幌里共同墓地	3,215	大正11年12月19日売払取得 昭和７年４月20日売払取得
軽舞	字カルマイ1542番地２	5,310	軽舞共同墓地	字軽舞175番地	5,280	軽舞共同墓地	5,875	昭和16年３月28日里見五佐寄附
入鹿別	字入鹿別１番地	2,000	鹿沼共同墓地	字鹿沼287番地	1,980	鹿沼共同墓地	23,473	明治33年８月22日払下
周文	字シュブン５番地	2,000	厚和共同墓地	字厚和209番地	1,980	厚和共同墓地	1,883	同
－	－	－	上厚真共同墓地	字厚和53番地の２	7,580	上厚真共同墓地	9,588	昭和33年８月10日加藤冨夫、中公藤男、服部岩次郎一部寄附
浜厚真	厚真村１番地３ 158番地	1,000 6	浜厚真共同墓地	字浜厚真50番地 51〃	990	－	－	大正12年７月23日外舘巳之松寄附 明治21年３月29日無償払下
牛志別	安平村字シアビラ1095番地25 字ウシシベツ1105番地２	3,325 512	－	－	－	－	－	昭和９年２月７日佐藤民治寄附
宇久留	字カルマイ825番地96	10,000	－	－	－	－	－	大正13年12月３日中田与作寄附

中央火葬場

火葬場は大正二年八月レンガ構造のものが築造されていた。昭和二十九年厚真中央火葬場建設期成会を発足させ関係者の努力、地区部落住民の負担をもって新たに火葬場を完成している。（厚真村史六四ページ、厚真町史八九七ページ参照）

このように住民の手による厚真中央火葬場も関係部落の同意により村に寄附されることになり、三十一年二月二十二日村議会に「厚真中央火葬場使用條例」が審議され広く住民の利用ができるようになった。当時の使用料は、次のとおりであった。

（昭和三十一年二月現在）

満一五歳以上の者	五〇〇円
満一五歳以下の者	三〇〇円
死産者	二〇〇円
襲及産褥物	一〇〇円

不便をかけていた飲料水は、南側に位置する適地に井戸を掘り七〇メートル配管しポンプ室で汲み上げ、火葬場内に配管手洗所と便所を木造面積三・二四平方メートル、屋根生子トタン、外壁カラトップ張で四十四年度に整備している。

四十五年十一月二十五日には、中央墓地地蔵堂を事業費一一八千円で建立された。

第二節　警察・消防

(一)　昭和二十年以降の警察制度

太平洋戦争終結後の警察制度の民主改革は、昭和二十三年三月施行の警察法は「公安委員会制度による民主的警察

管理方式を採用したこと、市および人口五、〇〇〇人以上の市街的町村に自治体警察を維持させ、残余の町村は国家地方警察が担当することとし」旧来の警察制度を根本的に変更して地方分権化が図られていた。本村は国家地方警察の苫小牧方面本部管下苫小牧警察署の管轄になった。

二十九年七月警察法が全面改正され、同月付で北海道警察組織條例を公布し従前の国家地方警察苫小牧方面本部管下苫小牧警察署と苫小牧市警察署を廃止し、苫小牧市・白老町・鵡川町・厚真村・早来村・追分村・穂別村を管轄区域とする北海道警察札幌方面苫小牧警察署が新たに設置された。（厚真町史八五五㌻警察官駐在所参照）

(二)　消防組織

ア　上厚真消防団

大正十一年七月二十四日北海道鑛業鉄道株式会社の鉄道金山線の敷設により上厚真駅が開業、人家が集合する中にあって昭和四年二月二日私立上厚真消防組が創設された。消防組は六年二月二十五日諮問第一号「消防組設置ニ関スル件」として厚真村会に提案、同月二十七日答申され、これにより村立消防組となった。（上厚真消防組厚真村史六二五㌻参照）

厚真村諮問第一號

消防組設置ニ関スル件

私立上厚真消防組ヲ公設ト為スノ可否

但シ経費ハ毎年度村費ヨリ参百圓ヲ支出シ不足分ハ関係部落民ニ於テ負担スルモノトス

昭和六年二月二十五日提出　（同月二十七日答申）

厚真村長　栗　城　三　吉

イ　厚真村警防団

昭和十四年四月一日厚真村警防団の設置により従来の消防組と防護団（防護団厚真村史六二七㌻参照）が統合された。本村においては同年三月二十七日厚真村会において「警防団設置ノ件」が審議、可決されている。この警防団により厚真消防組と上厚真消防組とが合併し二分団制となった。

厚真村議案第一號

警防團設置ノ件

厚真村一圓ヲ區域トスル別紙警防團ヲ設置セントス

昭和十四年三月二十七日提出　（同日原案可決）

厚真村長　亀井喜久太郎

理由

警防團令第二條ノ規定ニ依リ警防團ヲ設置シ防空並ニ水火消防其ノ他警防ノ完璧ヲ期セントスルニアリ

記

一　名稱　其ノ他

㈠　名稱　厚真村警防團

㈡　設置スヘキ市町村名其ノ區域並ニ戸数、人口

厚真村一圓

戸数　一、四九七戸

人口　八、五五一人

(三)　分團ノ数及區域並ニ班別、組織定員

國名	郡名	町村名	團名	分團名	設置區域	班名	定員 團長	副團長	分團長	班長	警防員	計
膽振	勇拂	厚眞	厚眞警防團	第一分團	以北全區振内、當麻内	消防班	一	一	一	五	一八六	三一七
						警報班						
						燈火管制班						
						救護班						
						警護班						
				第二分團	全區別、軽舞以南上野安部太、牛志	消防班		一	一	三	一一八	
						警報班						
						燈火管制班						

(四)　團員詰所及格納所

所在地	構造概要
厚眞村字周文番外地	木造亜鉛葺平屋建　一棟 警防器具格納所及團員詰所
厚眞村字知決辺番外地	木造亜鉛葺二階建　一棟 同
同	木造柾葺平屋建　一棟 同

(五) 信號所

所在地	構造概要
厚真村字幌内番外地	木柱警鐘一基　高サ三十尺　反響十八町
同　ハビウ番外地	同　高サ二十四尺　〃　十町
同　トニカ番外地	同　高サ二十尺　〃　十八町
同　西老軽舞番外地	同　高サ二十二尺　〃　十八町
同　近悦府番外地	同　高サ二十八尺　〃　二十町
同　知決辺番外地	同　高サ二十五尺　〃　十八町
同　仁達幌番外地	同　高サ二十七尺　〃　十五町
同　厚　真	○・五馬力警報傳達用サイレン一基　〃　十八町
同　同	鐵骨柱警鐘一基　高サ四十二尺　〃　十八町
同　同	木柱警鐘一基　高サ三十尺　〃　十町
同　振内番外地	同　高サ二十尺　〃　十町
同　牛志別番外地	同　高サ二十四尺　〃　十町
同　野安部太番外地	同　高サ三十尺　〃　十八町
同　同	同　高サ三十尺　〃　十町
同　上厚真	鉄骨柱警鐘一基　高サ三十五尺　〃　十八町
同　濱厚真番外地	木柱警鐘一基　高サ三十尺　〃　十町
同　入鹿別番外地	同　高サ二十四尺　〃　十町
同　野安部番外地	同　高サ二十五尺　〃　十町
同　軽舞番外地	同　高サ二十四尺　〃　十町
同　當麻内番外地	同　高サ二十四尺　〃　十町

同	ウクル番外地	同	高サ二十尺　〃　十町
同	東老軽舞番外地	同	二基　高サ三十尺二十尺　〃　十町

(六)　機械器具

種別	員数	配備先 第一分團	配備先 第二分團	種別	員数	配備先 第一分團	配備先 第二分團	種別	員数	配備先 第一分團	配備先 第二分團	種別	員数	配備先 第一分團	配備先 第二分團
自動車喞筒（ポンプ）	二	一	一	櫓	二	二	一	刺又	二	一	一	鎌	九	九	一
瓦斯倫喞筒	二	一	一	纏	三	二	一	擔架	二	二	一	スコップ	一二	二	一〇
腕用喞筒	三	二	一	部旗	三	二	一	嵩口	三七	二三	一五	水嚢	二三	一二	一〇
水管巻車	五	三	二	高張提灯	一〇	二	八	鋸	三	二	一	吸管	一七	九	八
器具車	三	二	一	梯子	四	二	二	斧	三	二	一	放水管	四二	二四	一八
管操	五	四	一	レンチ	四	三	一	引綱	四	三	一	貯水槽	一四	八	六

昭和十六年十二月八日太平洋戦争の勃発により国防態勢はいよいよ急迫の度を加え、防空・国土防衛のため警防団の使命はますます重大となった。この時期に当り苫小牧警察署から「昭和十七年一月四日　苫警防第七号　警防團組織の再検討ニ関する件」の指示に基づき従来の組織の班制を部制とし、更に警護部に各部落を単位とした防空対応の班制を設けた。

厚真村議案第一號

警防團組織變更ニ関スル件

厚真警防團組織ヲ別紙ノ通リ変更セムトス

昭和十七年一月十二日提出　（同日原案可決）

厚真村長　亀井喜久太郎

理由

現在ノ警防團ノ組織ヲ再検討スルニ相當實情ニ副ハサル点不尠ヲ認メラルルヲ以テ組織変更ヲ断行シ以テ實際ニ活動力アル警防團タラシメムトスルニアリ

組織定員表

團名		定員						
分團名								
部名		團長	副團長	分團長	部長	班長	警防員	計
厚真警防團 第一分團 消防部警護部		一	一	一	一	四	五六	六四
					一	一六	一一三	一三〇
第二分團 消防部警護部			一	一	一	三	三四	四〇
					一	一一	七一	八三
合計		一	二	二	四	三四	二七四	三一七

編成表

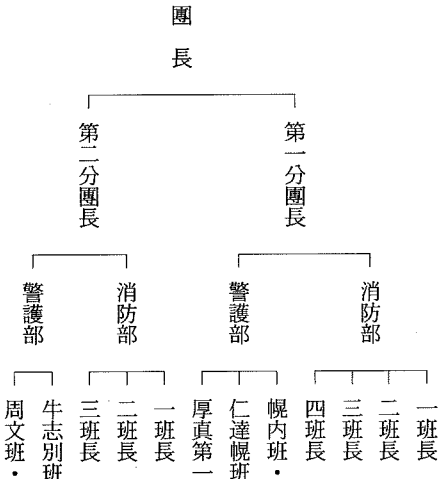

昭和十九年戦局苛烈となり警防団員の中から、応召・応徴者が続出するなど、団の定員を三一七名から二〇八名に変更になっている。

ウ　厚真村消防団

終戦により警防団は解散し、消防団として昭和二十二年七月二十五日村議会において「厚真消防団設置條例」が可決された。

厚真消防団設置條例　（抜粋）

第一條　本村に厚真消防団（以下消防団という。）を設置する。

第二條　消防団員の定員は一五〇人としその区分は左による。

団　長　　一　人
副団長　　二　人
分団長　　二　人
部　長　　五　人
班　長　　三五　人
その他の団員一〇五　人

消防団長は消防団に副分団長、副部長又は副班長を置くことが出来る。但し、これが為の前項の定員を超えることはできない。

第三條　消防団は二箇分団編成とし其の区域は別表による。

第四條　本村に厚真村消防委員会（以下消防委員会という。）を設置する。

第五條　消防委員のうち村会議員及學識経験者を以てこれに充つべき者の定数は各三人とする。

前項の規定による委員は村会議員については村議会の議決でこれを指名し、學識経験ある者については村長がこれを委嘱する。

村長は臨時必要ある時は第一項の規定による委員の定数以外に臨時委員を委嘱することが出来る。

第六條　消防委員会は村長がこれを召集する。

（以下省略）

第十條　消防団長及び副団長の選挙に関する事務は村長がこれを行う。選挙は指名推薦又は單記無記名投票の方法によりこれを行うものとする。

第十一條　村長は消防委員会に諮問して左の各號に掲ぐる設備資材を消防団に備へ付けるものとする。

一　消防団旗　二　消防団本部及び分団本部の設備　三　消防団員詰所の設備　四　通信及び信号設備　五　機械器具置場　六　提灯及び信号旗　七　メガホン・サイレン其の他の警報用具　八　警鐘　九　消防ポンプ　一〇　水管車　一一　運搬車、消火器　一二　水桶　一三　竹梯子　一四　消防用破壊器具（鳶口　刺又　斧　掛矢　鋸の類）　一五　救助袋・救助幕　一六　救急用薬品及び薬類　一七　擔架　一八　天幕　一九　工作器具　二〇　其の他消防上必要なもの。

消防団の設備資材は団長がこれを保管する。

（以下省略）

別表

分団名称	区域
第一分団	振内区、当麻内区以北全区
第二分団	牛志別区、上野安部太区、軽舞区以南全区

第三節　郵便・電信・電話

㈠　郵便業務

昭和に入っての開局は、二年四月上厚真郵便取扱所、十三年二月軽舞郵便局、同年十一月幌内郵便取扱所、二十五年一月浜厚真簡易郵便局である。（厚真村史九六六、厚真町史六〇六参照）

大正十五年七月上厚真地域の経済活動の上からも郵便局は必要であった。このため厚真村会に郵便局新設の建議案

が提出された。

建議案

北海道勇拂郡厚真村字周文　上厚真市街地ニ三等郵便局若ハ郵便取扱所ヲ設置セラレンコトヲ切望ニ不堪候

厚真村ハ廣袤二十五方里餘　戸数千五百十八戸　人口八千百八人ヲ有シ二十部落ヲ以テ成レル純農村ニシテ加フルニ林産礦産物又豊富ニシテ今ヤ年産額百七十余萬円を算シ遂年産額漸増ノ傾向ヲ示スニ至殊ニ最近本村字周文ニ國費ヲ以テ大排水溝ヲ掘鑿セラレツヽアリテ本工事ノ着手ノ事ヲ巷間傳フルニ至ルヤ一昨年頃ヨリ附近ノ沃野約二千町歩ノ開発ヲ目的トシ関係地主ハ灌漑用水組合ヲ組織　造田計画ヲナシ昨年ヨリ本年ニ入リテ六十余戸ノ移住者ヲ見　國費排水溝完成水利権獲得ノ上ハ優ニ五・六百戸余ノ移住者ヲ見ルコトハ自明ノ理ニシテ曩年北海道鉄道ハ此ノ沃野ノ中央部ニ上厚真駅ヲ設置以来不毛ノ原野ハ直チニ市街地ト化シ今ヤ商業戸数五十戸余其ノ他尋常高等小學校、農産物検査所、木炭検査場、巡査駐在所、上厚真駅、本年八月竣功ノ厚真村実費診療所同実費産院等多数ノ公設建物アリテ毎月家屋新築ヲ見ツヽアル現況ニシテ比年ナラスシテ一大市街地ノ形造ヲナスハ自然ノ現象ニシテ附近部落ノ発達モ思イ半ニ過クルモノアリ

然ルニ此ノ地ニ通信機関ノ設置ナク一般住民ノ不便不勘常ニ遺憾トナシツヽアリ

由來此ノ地方ノ郵便局区域ハ元浜厚真郵便局区域ナリシガ明治三十四年三月廃止ト同時ニ鵡川及ヒ振老局ニ編入サレタルヲ以テ鵡川局ニ至ルニ約三里半、振老局ニ三里、沼ノ端局ニ三里半ニシテ何レノ郵便局ニ至ルモ遠隔ナルガ故ニ火急ヲ要スル電話電報ハ言フ迄モナク為替・貯金・書留郵便物ノ発送等何レモ往復一日ヲ要セサルベカラス其ノ不便ト苦痛トハ言フニ言辞ナキノ次第ニ有之候

右ノ事情ニ有之候間附近九部落ヲ区域トスル三等郵便局又ハ郵便取扱所ヲ設置セラレ此ノ不便ヨリ脱スルノ恩典ニ浴センコトヲ住民等シク切望致候次第ニ付事情御洞察ヲ給ハリ格別ノ御詮議ヲ以テ設置相成候様致度此段懇請候也

大正十五年七月十六日

厚真村會議長　厚真村長　赤島岩藏

札幌逓信局長　園田榮五郎殿

本村は、穂別に通じる似湾道路、振老から軽舞・入鹿別を経て鵡川に通じる道路が開鑿整備、早来・知決辺間の馬車軌道の運行、入植者の増加により、大正四年一級町村制を施行と村としての形態が整はれていった一方、郵便物の振老・早来間の逓送には早来局との郵便物の引渡に係る時間制約があったため滞留時間を要し、また、冬期間における早来・知決辺間の軌道不通、故障による遅延など村内商業経営等に支障が生じていた。このための改善方が左記の請願書により要請されている。

振老早来間郵便遞送施設改善ニ関スル請願

我厚真村ハ開村三十有餘年ヲ経過シ戸数壱千五百五十戸ヲ有スル農村ニシテ村内ニハ米穀及林産物鑛産物等ヲ合セテ一ヶ年生産額貳百八万三千五百圓ニ達シ膽振支廳管内ニ於テハ伊達町ニ次クノ農村トシテ夕張町及苫小牧町ニ先ツコト二年二ヶ月ニシテ大正四年四月一日一級町村制ヲ布カレ厚真村役場所在地タル振老市街ニハ現在室蘭區裁判所厚真出張所、北海道地方費森林事務所振老監護員駐在所、苫小牧警察署厚真村巡査部長派出所、同厚真村巡査駐在所、北海道農産物檢査所厚真村派出所、膽振高等國民學校厚真第一尋常高等小學校等ノ官公衙神社佛閣及厚真軌道株式會社、勇拂電燈株式會社出張所、早来軌道株式會社振老出張所、株式會社北海道殖産銀行厚真派出所、日本石油株式會社礦場三箇所等アリテ諸般ノ設備著備ハリ商業又繁盛ニシテ道内外トノ取引モ又盛ニ行ハレ居リ是等ノ公衆ハ振老郵便局ノ通信機関ヲ利用シ居ルモノナルヲ以テ之レカ設備ノ改善ハ村民多年ノ希望スル所ニ有之而シテ振老早来間ニ於ケル郵便遞送ニ就テハ明治三十四年二月一日振老郵便局開設以来ハ同局ヨリ早来及似湾鵡川へ各郵便遞送ノ差立アリテ省線鉄道郵便トノ連絡ノ途開カレ居リタルモ大正八年三月該遞送便ヲ廃止シ早来振老間三等鉄道郵便線路開始以来現在遞送ノ實例ニ依レハ同區間ニ於ケル郵便物ノ遞送ハ何レモ發着各二回ニシテ敏活ニ行ハレ居ルカ如キモ振老局差立上リ一號便ハ午前七時ノ發車ニシテ室蘭線鉄道便列車ノ早来上リ発車ハ午前八時三十三分ナルヲ以テ該軌道客車ノ乗客ハ辛フシテ省線ニ連絡乗車スルコトヲ得ルモ郵便物ノ早来局ニ到達スルハ省線郵便列車ノ発車時刻前約十

分内外ニシテ斯カル僅少ノ時間ヲ以テ早来局ニ於テ該郵便物ヲ區分又ハ受授ノ手續ヲ爲ス能ハス發車時刻前ニ早来局ニ到達シナカラ次便午後六時三十四分ニ於テ上リ差立ヲナスコトトナリ下リ室蘭方面ニ於テモ振老午後一時三十分発車ニ差立ヲ爲ス二號便ハ下リ省線列車午後一時四十五分通過後ニ於テ早来局ニ到達スルモノナルヲ以テ翌日午前十時四十三分発列車ニテ下リ差立スルヲ以テ振老局午前七時後投函シタルモノハ翌日午前十時四十三分迄早来局ニ留置カルルコトトナリ到着ニ於テモ同様ノ不便甚シキモノアリ其ノ他同區間逓送連絡宜シキヲ得サルカ爲爲替資金請求ノ場合到着遲キカ爲地方人民ノ不便多大ナリトス殊ニ冬季間ニ於テハ軌道ノ不通等屢々故障アリテ當村ヨリ札樽迄ノ通信ニモ三、四日ヲ要スルカ如キ場合等アリテ同區間逓送ノ改善ハ本村ニ重大ナル関係ヲ有スルモノト相認メ候ニ付至急御調査ノ上旧来ノ如ク振老局ヨリ早来局迄ノ人馬送通送便ヲ開設スルカ或ハ振老局ニ於テ直接鉄道ト授受開始ノ方法ヲ以テ現在ノ不便ヲ除去シ本村民ヲシテ速達ノ利便ヲ得セシメラレ候様御詮議相成度本村會ノ決議ニ依リ及請願候也

昭和三年四月十日　　厚真村長　栗　城　三　吉

札幌逓信局長　石　野　斐　夫　殿

昭和四年頃村内の電話施設は振老局と上厚真郵便局との間で通話が出来るようになったが、一般需要家にまでは至っていなかった。さらに郵便物逓送にいたっては、振老局・上厚真局は同一村内にありながら隣村早来郵便局を経由するという遠回りな逓送経路が設定されていたため、時間的不便さがあった。この改善策として昭和六年二月札幌逓信局長に対する次の請願書（抜粋）が厚真村会に提出された。

「交通機関ニ至リテハ鉄道ヨリ本村ノ中樞タル役場所在地「振老」ニ達スルニハ國鉄早来駅ヨリ二里ノ間ヲ民営ノ軌道ニ依リテ漸ク到達スルノ現状ニ有之亦金山線ハ上厚真、日高線ハ浜厚真ヲ通過スルモ之亦役場所在地迄ハ三里乃至四里ノ距離ヲ有シ而モ其ノ間何等交通機関ノ設備ナク不便此ノ上ナキ現状ニ有之候」

「通信機関ノ最タル電信・電話ハ僅ニ振老郵便局ニテ取扱フノミナリシモ昭和四年十一月ヨリ上厚真局ニ電信事務開始セラレ大ニ利便ヲ得タルモ特ニ一般ノ要望スル電話ノ取扱ナリシカ之亦客年十二月ヨリ同局ニ該事務開始ノ事ヲ聞知シ本村民ハ大

早ニ慈雨ヲ得タルガ如ク感喜罷在候次第ニ有之候　然ルニ其ノ実現ヲ見ルニ役場所在地タル振老局トノ間ニ於テ通話シ得サルノ結果トナリ失望落膽茫然自失ヲ禁シ得サル次第ニ有之候」

「郵便逓送ノ関係ヲ見ルニ振老局上厚真局間ハ振老局ヨリ一度早來局ヲ経鐵道ニ依リ大迂回シテ上厚真ニ逓送（上厚真局ヨリ振老局ニ発送スルモノハ反對ニ此ノ経路ヲ辿ルモノナリ）スルカ為村内ノ集配ニ大ナル不便ヲ感ジ甚タシキニ至リテハ振老局區内ヨリ差出タル郵便物カ上厚真區内ノ者ニ配達セラルヽニハ三日乃至四日ヲ要スルノ現状ニ有之之ヲ振老局・上厚真局間直接逓送トナルトキハ両市街ノ者ハ即日配達ヲ受ケ市街以外ノ者ト雖モ必ス其ノ翌日配達セラルヽコトヽナリ此ノ上ナキ利便ヲ得ル次第ニ有之候」

(二)　電信

上厚真郵便局の電信事務開始は昭和四年十一月一日、軽舞郵便局十四年三月十三日、胆振幌内郵便局十四年十二月二十八日、この回線「札幌・追分線」は昭和二十六年十二月十九日「札幌・厚真電信回線」となり、三十四年三月二十七日札幌厚真電信音響通信単信機は撤去されている。（追分町史）

(三)　電話

上厚真郵便局に電話機が設置されたのが昭和五年十二月二十一日、電話交換業務は七年五月二十一日電話一三基が敷設されている。（厚真村史六四一㌻参照）電話は各郵便局に交換台が設置され、交換手によって相手方が呼び出されて通話できる磁石式の電話機が使用されていた。

厚真・早来・追分町内における電話機設置者の増加につれて、ダイヤル式自動電話への要望が次第に高まって来た。このため昭和四十三年早来町大町に電報電話局が新設されることになった。局舎の概要次のとおり。

○　名　　称　　早来電報電話局

○　所　在　地　　早来町大町一四二の二

○敷地面積　二、一五四・三平方㍍
○構　造　鉄筋コンクリート造、平屋建
○床面積　七七八・七一平方㍍
○設備内容　クロスバC四六〇型自動交換機（五〇〇端子）
○竣工年月日　昭和四十三年十月三十一日

昭和四十六年現在　早来電報電話局管内電話加入者数調

早来町内一円（電報電話局クロスバC四六〇型自動交換機による）
一般ダイヤル式電話加入者　四一四
地域集団電話加入者　四一〇

厚真（厚真郵便局において交換事務取扱）
一般磁石式電話加入者　一八六

上厚真（上厚真郵便局において交換事務取扱）
一般磁石式電話加入者　六〇

追分（追分郵便局において交換事務取扱）
一般磁石式電話加入者　二六〇
地域集団電話加入者　二五〇

公衆電話　早来　三三　厚真　二八　上厚真　一〇　追分　一八

第四節　大政翼賛会

昭和十二年七月日華事変勃発の後、ただちに国民精神総動員運動がくりひろげられた。この運動の目標は「挙国一

致」「尽忠報国」「堅忍持久」の精神を鼓舞することによって、戦争目的に対する精神的統一をはかり非常時財政経済への挙国的協力を実現することにあった。そのため、官民合同の国民精神総動員北海道委員会が設けられ、市町村・部落に対してもその実行計画の樹立が要請された。実践事項としてかかげられたのは、社会風潮の一新（必勝の信念・機密の保持・防空訓練・享楽の節制など）、銃後の後援の強化持続（留守家族遺族の慰問援助・献金献品・勤労奉仕など）、非常時経済政策への協力（勤労報国・労資協力・暴利抑制・国債応募・貯蓄奨励など）、資源の愛護（消費抑制・代用品使用・廃品回収・国防資源の献納など）の四項目であった。国民精神総動員組織は中央聯盟（後　本部と改組）と称していたが、十五年十月大政翼賛会の発足にともなってこれに合併されている。

内務省は新体制に即応して「部落会・町内会整備要領」を訓令し、その下部組織としての隣保班（隣組）の設置が定められたが同要領の目的のうち「一、隣保団結の精神に基き、市町村民の組織結合し、万民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行せしむること。二、国民の道徳的練成と精神的団結をはかるの基礎組織ならしむること。」（翼賛國民運動史）と二項目が教化と強いかかわりをもっており、これによって教化面でも隣保班を通じて末端まで貫徹できる体制を整えていった。

大政翼賛会厚真支部は十五年十二月各種団体、官公衙、その他学識経験者二八名により結成している。本村の事業内容は次のようであった。

戦時下の部落会

昭和十五年十二月大政翼賛會組織セラレタルト相俟ッテ、下部組織トシテ本村支部モ同時ニ組織セラレ、各種團体・官公衙・其他學識経験アル者ヨリ二八名簡抜選任シタリ。

爾來、常會開催一二回ニ及ビ強力ナル翼賛運動ニ挺身、村行政及村民ノ生活改善、堅固タル思想涵養ニ誘掖スル所勘カラザ

ルモノアリ、今後益々活發ナル運営ヲ圖リ以テ現下時局ニ對処セムトスル次第ナリ。更ニ其ノ下部組織タル町内會・部落會ハ昭和十六年一月ヲ期シテ從來ノ区長ヲ廢シ、夫々町内會・部落會長及其ノ他ノ部長ヲ選任、爾來輻輳セル事務或ハ配給及貯蓄其ノ他、金属回収運動、其ノ他行事等に鋭意努力シ円満ナル部落ノ運営ト向上ニ努メツヽアリ。

庶民生活強化運動週間

庶民生活ヲ強化刷新シ卒先シテ臣道ノ實踐ニ邁進セシメ以テ重大時難ノ克服ニ資セントシ、左記事項ヲ實施シタリ

昭和十六年

十二月二十日　方面事業趣旨普及ノ日

十二月二十一日　庶民生活支援ノ日

十二月二十二日

十二月二十三日　庶民生活合理化ノ日

十二月二十四日　軍人ヘ感謝ノ日

十二月二十五日　方面感謝ノ日

十二月二十六日　資金造成ノ日

警防・勤労奉仕・挺身隊

昭和十七年

警防

列強ト開戰スレバ空襲ハ必ラズ受ケルモノト覺悟シナケレバナラズ大東亜戰争開戰以来幾度トナク警戒警報又本土空襲等アリ警防團、町内會、部落會等打ツテ一丸トナリ沈着冷静ニ之ガ防備ニ努メ遺憾無キヲ期セリ。

防空訓練

開戦以来皇軍ノ赫々タル戦果ニ依リ大規模ナ空襲ヲ受クルコト減少セリト雖モ奇襲散発的空襲ハ當然之ヲ豫期セネバナラナイ一朝有事ニ備ヘ防空資材ノ整備之ニ伴ウ訓練ヲ警防團、町内會家庭防火部ノ参加ヲ得實施ス。

昭和十七年二月二十四日午前六時　厚真町内會、上厚真

同　二月二十五日午后五時　町内會一圓

同　十月十一日　厚真町内會

防空監視隊員感謝後援強化促進運動

一億國民ニ代ツテ民防空ノ觸手トシテ國土を護ル此ノ「空ノ防人」ノ重キ任務ヲ偲ビ感謝並ニ激励鼓舞スルハ銃後奉公ノ一ト言ハネバナラス仍テ村民ヨリ之ガ感謝後援資金ヲ募リ参百参圓ヲ北海道廳警防課長宛送金セリ。

昭和十八年

厚真村河川改修工事勤労奉仕

厚真川改修工事ハ勞力ノ関係上予定通リノ進展ヲ見ズ之ガ進捗ノ如何ハ村生産計画竝ニ改修工事当局者ノ志氣ニモ影響有之ト思料セラレ之ガ対策トシテ一戸一名ノ勤勞奉仕ニ出動致シ度シ

國民勤勞報國隊援護會設立

國民勤勞報國隊ノ出動ハ戰局ノ苛烈（カレツ）ナルニ伴ヒ益々強化セラレツヽアリ斯ル現狀ナルモ勤報隊ハ飽ク迄モ精神的ニ愛國心・忠誠心ニ依リ出動スルモノニシテ、本人出動中家庭生活ノ援護ヲ必要トスル者多数續出スルモノト思料セラレ之ガ援護並ニ隊員ノ慰問激勵ヲナス目的ノモトニ援護会ヲ設立セントスルモノナリ

對策　村ヨリノ助成並ニ各町内會部落會ヨリノ會費徴集ニ依リ事業ヲ行ヒ勤勞報國運動ニ万全ヲ期スルモノナリ

昭和十八年第二次勤勞報國隊長期動員實施

勤勞報國隊ノ動員實施並ニ整備強化ニ関シテハ特段ノ御配意相煩居リ候処、今般第二次動員致スコトト相成候條、隊員選定動員ニ遺憾ナキヲ期セラレ度、割當員数其他詳細ニ関シテ別途通牒スルモ概ネ左記ニ依ルモノトス

一　今次動員ノ作業日数ハ、六〇日間トス

二　出動先ハ、夕張炭山トス

三　昭和十八年十二月十三日現地ニ到着、明年二月十一日現地出発帰還ス

昭和十九年石炭山緊急要員勤労挺身隊供出

本緊急要員ハ全員定着性勤労者ヲ対象トスルモノトス、但シ事情直ニ已ムヲ得ザル場合ハ「勤労挺身隊」ヲ組織シテ代替動員セシムルモ差支ナキモノトス

一　出動期間ハ、昭和十九年一月十八日ヨリ九〇日間トス

二　出動先ハ、夕張鉱業所　平和鉱

三　本村割當数ハ、一〇名

献納・増産運動

昭和十六・七年

金属回収

区分 / 年	回収数量 鉄	銅	計	回収ノ方法
昭和十六年	一、五二一・〇貫	五三・〇貫	一、五七四・〇貫	持参寄附
〃　十七〃	二、三三四・〇	二一・三	二、三五五・三	同　右

昭和十八年

飛行機献納運動

アツツ島ノ守備隊ノ壮烈ナル玉砕ヲ偲ビ仇敵撃チテシ止マムノ決意ヲ表明スルガ為全道民ヲ挙ゲテ軍用飛行機献納ノ一大運動ヲ展開スルコトトナリ本村目標額一万二千円ト決定セラレタルニ付本運動ノ趣旨徹底ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度

座布團供出

産業戰士並ニ援農部隊等ニ對スル寢具調達ノ急務ニ應フルニ座布團供出ニ依リ生産増強ニ挺身スル之等戰士ノ一層ノ就勞体制ヲ整備スルタメ九月ヨリ本運動ヲ展開致シ來レル處昭和十八年十一月三十日現在ニ於テ五九九枚（供出割當數九六〇枚）ノ成績ニ有之割當達成ニ程遠キ成績ナルニ付供出シ居ラザル部落ハ特急供出相煩度

昭和二十年

航空機増産運動

航空機増産ニ敢闘スル工場ニ於テ履物不足ノタメ之ガ増産ヲ阻害シアル実情ニ有之、各家庭ニ於テ一戸一足ノ草履又ハ爪子（ツマゴ）ノ献納ヲナシ航空機増産ニ寄與セントスルモノナリ

火薬用座布團綿供出

火藥原料タル目的上座布團綿ヲ全國的ニ回収スルコトト相成リ候ニ付愛國心ニ訴ヘ極力本運動ノ重要性ヲ徹底スルト共ニ所期ノ成果ヲ揚グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

軍用草鞋（ワラジ）献納

膽振管内駐屯部隊ニテ築城作業開始ノ処軍靴ノ破損甚ダシク之ガ修繕不能ノ処カラ「草鞋」ヲ使用セシムルコトトナリ、今般之ガ作製供出方部隊ヨリ依頼アリタルヲ以テ農業会膽振支部ニ於テ管内各町村ニ左記ニ依リ夫々供出方通牒アリタルヲ以テ正ニ農繁期ニ至ラムトシ労力不足ノ折柄誠ニ乍恐縮戰局極メテ重大ノ時水田耕作農家但シ（供出可能ナル非農家ヲ含ム）一戸當リ二足以上作製献納相成様部内ニ周知徹底セシメラレ度　特ニ依頼候也

記

㈠　献納期日　四月十五日迄（逐次農業会へ送荷スルコト）

㈡　發送先　稔九五五七部隊（室蘭）

㈢　献納個数　一戸二足以上

機械化國防協會資金募集

機械化國防協會ハ軍発意ノ下ニ昭和十二年陸軍・文部両省ノ外廓團体トシテ創設ヲ見、北海道支部ハ同十七年九月設置セラレ候処、其后時局ノ深刻化ト劃期的戦力増強方針ニ伴ヒ機甲訓練体制擴充ノ要愈々緊切ナルニ至リタル為メ諸経費ノ膨張ヲ來シ仍テ今般財團法人機械化國防協會北海道支部長ヨリ募集方依頼有之候ニ就テハ右御了承ノ上左記ニ依リ資金募集方御高配相煩度

募集額ハ戸数一戸ニ付一圓平均トシ別表ノ通リトス

町内會・部落名	當額割金
幌頗	112圓
當西	44
近宇	53
知仁	23
厚振	25
上當	44
宇東	39
下上	39
牛上	202
周西	70
浜入	41
野軽	58
合美	87
仁軽	55
悦留	47
久決	8
達	68
安麻	68
久軽	16
部安	39
周志	76
厚	69
周厚	48
鹿安	95
野	1,426

金属回収

アルミニューム緊急動員

昭和二十年一月二十三日ヲ以テ各位特段ノ御配意ニ依リ、アルミニューム二四貫ノ供出ヲ見タルト雖モ戦局ノ現段階ハ早急ニ飛行機ヲ増産シ三千年ノ國体ヲ護持セザルベカラザル事情ニ之有候ニ付、國民ハ不便不自由ヲ忍ビ各自所有ノ全アルミニューム（生活上絶對不可欠ノモノノミ除ク）ヲ供出スルモノトス

㈠　アルミニュームハ現在使用中ノ物ト雖モ愛國心ニ訴ヘ國家存亡ノ重大時局ニ全アルミニュームヲ應召セシムルモノトス

㈡　動員ニ関シ常會長ハ教化部長ト共ニアルミニュームノ緊急動員ノ眞義等ニ関シ部内ニ徹底スルト共ニ全アルミニューム

ノ供出ニ関スル思想啓発ニ努ムルコト

(三)　常會長、教化部長等ノ供出思想啓発後ニ於ケル現物回収ノタメノ各戸訪問又ハ供出物件ノ各戸計量、引取場所迄ノ運搬等ハ大日本婦人會員、部落町内會班長、役員ニ於テ行フコト

(四)　アルミニューム引取場所

三月十九日　楢山國民學校

三月二十日・二十一日　役場

三月二十二日　上厚真町内會長宅

(五)　アルミニューム代金ハ一貫當　一五圓トス

大厚真建設計画

本村に恵まれた資源を生かし産業構造に拍車をかける意もあって、昭和十九年七月大政翼賛会厚真支部常務委員会で「大厚真建設ニ関スル件」が議題に上り協議されている。この構想が本村総合開発計画と進行していった。

大東亜戦争ヲ楔機トシテ國家ニ皇農村ノ確立ヲ叫ブニ急、隣村安平ノ酪農経営将來ニ特異ノ地位ヲ生シツヽ進発、他方鵡川ノ水田五千町歩計画目標ニ明ルイ精氣ニ満チタ巨歩ヲ進メツヽアル時、農林畜産ニ然モ水鑛産ニ迄恵マレタル厚真ノ遅々タル姿　敢テ再言ス開村五十年ノ大厚真ノ建設

(イ)　指導者ノ迫力ト断　(ロ)　自作農解放　(ハ)　産業興業助成　(ニ)　交通機関　(ホ)　農村電化

(ヘ)　土地効用化ヘノ再検討　(ト)　人材育成　(チ)　吏道刷新

結婚奨励

昭和十八年七月四日大政翼賛會厚真村支部村常會議案に示めされている「結婚ノ奨勵及斡旋ニ関スル件」を紹介し当時の結婚斡旋を振り返る。

「大東亜戦争下皇國人口ノ急速且永續的ナル増強ハ喫緊ノ要事ナリ、然ルニ人口増強ノ基根タル結婚ニ對シテハ未ダニ其ノ國家的民族的意義ニ對スル認識ヲ欠クル者尠シトセズ、之ガ成立斡旋ニ付テモ概ネ個人的礼事トシテ放任セラレタル為ニ時局ノ推移ニ伴フ諸條件ノ累増ニ依リ男女ノ結婚ハ一般的ニ遅延ノ傾ニ在リ斯クノ如キハ人口増強上深憂ニ堪エザル所ナルヲ以テ、各種團体及諸関係ト緊密ナル連絡ヲ保チ、特ニ左ノ事項留意ノ上之ガ目的達成ニ努ムル様指導セラレ度

(一)　適齢者　男二十一歳以上　女十七歳以上
(二)　各種團体関係トノ連結
(三)　斡旋指導
(四)　結婚擧式ノ簡易化
(五)　経費ノ節限

本村結婚問題ニ就テノ對策

理由

一　優良ナル農家ノ子女ガ農家ヲキラヒ他職業方面人ヘ嫁入希望者ノ多キコト
二　都市方面ヨリ農村子女ヲ嫁ニ迎フル者ノ多キニ至レルコト
三　良人出征ノ場合留守中生活ノ考慮ヨリ農家ニ不安ヲ感ズル者ノ多キコト
四　從テ農家家庭ニ於テハ嫁ヲ迎フルニ困難ヲ感ズル向モ少ナカラザルコト

對策

一　農家婦人ノ過労軽減方法（育児、炊事、裁縫、掃除、睡眠等時間ノ割リ出シ方）
二　本人並ニ家庭人（父母兄弟等）ノ農業ニ對スル理解（精神的方面ノ指導方法）
三　應召等ノ場合ノ對策

國民貯蓄増強運動

昭和十八年戦時下のもとで國民貯蓄増強運動が実施された。

運動の趣旨は、

「大東亜戦争必勝ヲ期スル為、國民貯蓄ノ増強ハ該下喫緊ノ重要事ナルハ勿論、戦時下ニ於ケル國民ノ臣道實踐ノ第一トシテ國民貯蓄ノ實踐コソハ國民戦士ノ必須要件タルト共ニ義務タリ」の記述がある。町内会、部落会においても本趣旨の徹底を図るため、貯蓄増強懇談会が開催されている。さらに感謝貯蓄運動を実施、目的「國民貯蓄ノ増強ヲ圖リ前線将兵ノ労苦ニ應ヘ且銃後日常生活ニ感謝ノ誠意ヲ披瀝スル為、本要項に依リ感謝貯蓄運動ヲ展開セムトス」

とある。

感謝貯蓄運動実施目標として、

「生活必需物質ノ購入ニ当リ次ノ標準ニ依リ感謝貯蓄ヲ實行スルモノトス」貯蓄額は、「衣料切符一点ニ付、砂糖半斤ニ付、酒一合ニ付、其他一口ニ付、夫々五銭」實施方法「物資配給ヲ通ジ日常生活ニ感謝シ、之ニ酬ユル方法トシテ本貯蓄ヲ為スモノナルコト、各家庭ニ必ズ感謝貯金函ヲ設置スルコト、本貯蓄ハ國民貯蓄ノ外ナルコト」

感謝貯金函に貼付する表紙が各戸に配付、奨励された。

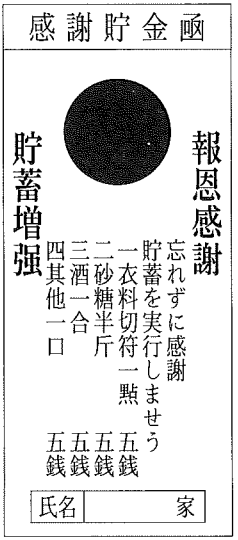

戦時下の住民心構え

昭和二十年二月七日大政翼賛會厚真支部村常會での徹底事項は当時の村民生活の一部を知る資料となろう。

二月常會徹底事項

「戰場生活ニ徹シヨウ」

敵ノ空襲ハ益々烈シク國内ノ諸物質モ次第ニ窮屈トナリ日常生活ガ困難ノ度ヲ加ヘルコトハコト大戰争ニ國運ヲ賭スル我々ニトツテ當然ノコトトシテ既ニ充分覺悟ハ出来テヰル本年コソ三百四十萬人道民ガ特攻魂デ敵ノ野望ヲ粉碎スベキ秋デアル、ソノ具體的實踐生活ニシテ次ノ事項ヲミンナデ實行シヨウ

一　國内食糧事情打開ノタメ全道民心ヲ合セ食糧戰ニ勝チ抜カウ

(一)　農家ハ一層節食ヲ勵行シ出来ルダケ多クノ食糧ヲ御國ニ供出シヨウ

(二)　一般消費者ハ郷土食ヲ實行シテ節米ニ努メ農家ノ食糧供出ヲ妨ゲル買出シ行為ナドハ絶對ニ止メマシヨウ

二　空襲ヲハネカヘス強イ身體ヲ鍛ヘヨウ

長期ノ防空生活ノ不注意カラ起ル病氣ナドハ空襲ニヨル直接ノ被害ノ何倍ニモナル惧ガアル

(一)　太イ神經ヲモツテ無駄ナ取越苦労ヲセズ睡眠ヲ充分トルヤウニ心ガケ又各人ニ合フヤウナ體操ヲスル習慣ヲツケ體力ヲ強メルヤウニスルコト

三　空襲ニ備ヘテ手持現金ハ貯蓄シヤウ

現金ハ燒ケタリ失ツタリスレバ救濟ノ方法ハナイガ、預金ニスレバ絶對ニ安全デアル預金ノ引出シニ制限ヲ加ヘラレルコトハ絶對ニナイ

(一)　現金ハ手持セズ預ケ入レテ置クコト

(二)　預金通帳ヤ國債債券ノ記號ヤ番號ナドハ必ズ控ヘテ置クコト

四月常會徹底事項

一　防諜（ボウチョウ）生活ノ徹底ヲ期シマショウ

(一)　如何ナル敵ノ空襲ニモ打勝チ益々戦意ヲ昂揚シテ防諜生活ニ徹スルコト

(二)　軍ノ行動戦況等ニツイテハ當局発表以外ノコトハ絶対ニ話サヌコト

(三)　官公署軍関係ニ勤メテヰルモノ（勤報隊・挺身隊ヲ含ム）ハ仕事ニ関スルコトヲ一切モラサヌコト

(四)　手紙・電信・電話ノ内容ニ充分注意シ已（ヤ）ムヲ得ザル用件ノミニ止ムルコト

(五)　談話ヲ愼ミ流言蜚語（ヒゴ）ニ迷サレヌ様ニスルト共ニ敵機ヨリ配付サレタ宣傳文・印刷物等ハ必ズ當局ニ届出デ敵ノ思想謀略ニカカラヌ様注意スルコト

二　食糧配給ニ対シテ正確ナル異動ノ手續ヲ致シマセウ

(一)　世帯内ニ受配給者ノ異動（轉出入・職種轉換・出生・死亡・入営除隊等）アルトキハ必ズ所定ノ届出ヲナシ食糧配給ノ適正化ヲ期スルコト

(二)　年齢・職種（重・輕労務者ノ配給量）等ヲ詐稱シ不正ノ配給ヲ受ケタル者ハ罰セラレルヲ以テ届出ニ充分注意スルコト

三　土地改良ヲ完成シテ食糧ノ飛躍的増産ヲ圖リマセウ

(一)　残ツタ暗渠排水ハ早目ニ着手シ粗朶（ソダ）ヤ其外出來ルダケ代用資材ヲ使ツテ耕作前ニ割當以上ノ事業ヲ完成スルコト

(二)　土地改良ノ労力不足ハ農事実行組合ノ共同作業デ克服スルコト

四　水稻ノ健苗育成ニ努メマセウ

(一)　苗ノ出來・不出來ハ稻作ニ多大ナル影響ヲ來スヲ以テ、強健ナル稻苗ノ育成ニ努メルコト

(二)　苗床ノ施肥ニ充分注意ヲ拂ヒ健苗育成ニヨリ増産達成ニ努メルコト

(三)　四・五月ニ亘リ展開セラル健苗養成運動期間中ニハ特ニ関係農家ハ決戰下ノ食糧確保ノタメ之ガ趣旨ニ基キ苗床ノ設置管理等ニ萬全ヲ期スルコト

五　塩ヲ節約シ自給製塩ノ増産ニ努メマセウ

(一)　塩ハ工業塩トシテ又食糧塩トシテ兵器増産ニ日常生活ニ欠クコトノ出來ヌモノナルタメ、各家庭デハ極力之ガ節約ニ努

メルコト

(二)　海岸地帯デハ自給製塩ノ増産ニ努力スルコト

六　總テヲ貯蓄ニ振リ向ケマセウ

(一)　昭和二十年ノ全國貯蓄目標額ハ六百億圓、北海道ハ二十億圓、厚真村ハ三百六十萬圓之ガ目標必成ニ全力ヲ傾到スルコト

(二)　町内會・部落會ヤ隣組ハ勿論、各職場デハ夫々ノ目標達成ニ共同責任デ努力スルコト

(三)　貯金ヤ預金ハ非常ノ場合ニ簡單ニ拂戻スルコトガ出來ルノデ手持現金ハ預入レルコト

第五節　太平洋戦争時代の配給制

(一)　配給制

生産資材・生活必需品配給

昭和十五年ノ農作物ハ前年ニ比シ相当不作ノタメ金融界ハ稍々不況ノ状態ヲ呈シタリ。事変ノ進展ニ伴ヒ生産資材生活必需品ノ需給ニ付テハ相当ニ窮屈ノ度ヲ加ヘラレタルモ之等配給ニ當ッテハ常ニ町内会部落会等ノ整備強化ニ努メルト共ニ商業組合産業組合等ト密接ナル連係ヲトリ適切ナル配給ニ努メツツアリ。殊ニ時局ノ認識ト大政翼賛精道實踐ニ即應シテ不自由ナル生活ニ力強ク長期抗戰ニ邁進スル村民ニ対シ時局ノシカラシメル處トハ言ヘ喜バシキ次第ナリ。

米穀配給調整

昨年来ノ道内各地方ニ於ケル米穀需給状態ノ複雑困難ナル事情ニ鑑ミ、今後ニ於ケル米穀配給ノ圓滑ヲ圖リ一般消費者ノ不安ヲ除去シ消流ノ不圓滑ニ基ク米穀ノ編在賣惜・買溜・闇取引等ノ弊害ヲ勘カラシムタメ米穀配給調整委員會ヲ設置シ米穀配給調整ノ緊密ナル協力ヲ以テ万遺憾ナキヲ期スルト共ニ昭和十五年六月六日ト八月二十日午前零時現在ヲ以テ村内一斉ニ米穀現在高ノ調査ヲナシ端境期ニ到ルマデノ米穀対策樹立ノ資料ヲ明ラカナラシメ節米ノ實施ニ当ッテハ一般消費者ニ対シ、七月

一日一斉ニ米ノ通帳ヲ発行シ消費適正ヲ期スルト共ニ一面混食用雑穀其ノ他、代用食ヲ購入配給スル等ニヨリ節米ノ實ヲ揚ゲタリ。

昭和十五年中配給セシ生活必需品

米、砂糖、石炭、石油、軽油、揮発油、マシン油、ストーブ用圓筒、同曲リ、衛生綿、手拭、軍手、地下足袋、ゴム底布靴、學童用運動靴、學童用特免長靴、（綿製品）綿ネル、（同）木綿併、（同）太綾、（同）織紺、（同）腰捲地、（同）金幅、ストーブ用針金、代用食用雑穀（豆類）、代用食用小麦粉、代用食用澱粉、正月用糯米、正月用砂糖、自轉車タイヤ、自轉車チューブ、ミルク、

昭和十六年・十七年と戦時に対応して配給品目も大幅に増加されていった。昭和十七年中ニ取扱ヒタル配給統制物資

米穀、雑穀、石炭、石油其ノ他油類、カーバイト、暖房用具類、ゴム靴上靴類、地下足袋、妊産婦嬰児用綿製品、一般家庭用綿製品、農山漁用綿製品、タオル手拭、自轉車附属品タイヤ、チューブ、燐寸、酒類、菓子類、線材製品、蜂蜜、綿縫糸、蠟燭（ロウソク）、食酢、鮮魚、塩干魚、果實類、軍手、學童用綿製品、學童用洋紙類、家庭用衛生材料、澱粉小麦粉、麺類、乳製品、食用油、石鹸、衣料切符、味噌醤油、食塩

(二)　綜合配給通帳制

配給調整事務ノ刷新ハ近時國内主食糧ノ需給操作上ニモ一大要点ト察セラレ且又決戦下本道ノ米穀事情ニ鑑ミテモ一層之ガ需給調整ヲ正確ナラシメ主食糧ノ供給並ニ配給上ノ安定確保ヲ期シ就中統制諸物資ノ適正ナル配給基礎ヲ樹立シ現行ノ各下部機関ノ輻輳セル事務取扱ヲ簡易化シ生活必需品ノ購入ヲ至便容易ナラシメルハ村民消費生活ヲ合理化スルノ劃期的方策トシテ茲ニ本通帳制ノ企圖スル所ナルヲ以テ爾今左記ニ依リ實施可致ニ付一般消費部面ノ指導方特段ノ御配慮相成度

記

一　本通帳制實施予定期日ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ行フ見込ナリ

一　實施前各種基本調査ヲ先般調査依頼セル配給物資世帯現在人員申告書ニ依リ再調ノ上期日内必ズ報告セラレ度

一　通帳ハ雛型ニ依リ全部数印刷注文可致モ一時的ニ相當ノ経費ヲ支出スルノ余議ナキ次第ナリ之ヲ役場費負担トスルモ予算上亦一考セラルベキヲ以テ此ノ点一部消費者ノ半額負担等ノ方法モ取扱上紛失其ノ他消費者間ノ弛緩ヲ防止スルノ一方策トモ存ズルナレバ之ガ代金一部負担方ヲ實施案ト共ニ各下部常会ニ協議ノ上御賛意相願度、一部代金ハ大体三〇銭ノ程度ナリ

一　前二項基本調査ニ際シ調査ト共ニ各常会長ニ於テ備付ベキ家族人員台帳用紙別紙各部落別戸数ニ應ジ印刷呈上致スヲ以テ基本調査書ト同一ノモノヲ作成セラレ爾後本台帳ニ依リ整理ヲ勵行セラレ度、本用紙ハ入用ノ際隨時役場ヘ申出交付ヲ受ケラレタキコト

乳製品ノ配給

乳製品ノ配給ハ當役場ニ於テ各需要者ニ対シ其ノ要求量ヲ査定シ購入券ヲ交付シタルモ最近需要増加ノ傾向著シク一面之ガ供給状況モ生産諸資材竝ニ輸送條件制約セラレツヽアル関係等ニヨリ需要増加ニ伴フ各需要者ノ必要量ノ配給ヲ困難トスル實情ニ有之ガ対策トシテ乳製品ノ確保竝ニ適正配給ヲ期スルタメ當村乳製品配給機構ヲ左記ノ通リ改正相成候條了知ノ上一般ニ周知徹底ノ上指導相煩度

記

一　爾今乳製品（ミルク）ノ配給ハ其ノ月ノ入荷割當数量ニ依リ満一歳以上五歳未満ノ幼児妊産婦及病弱者等用トシテ一部ヲ保留シ殘全部ヲ各部落ノ需要者（満一歳未満ノ乳児）数ニ依リ部落別ニ割當スルモノトス

二　常会長ハ其ノ月ノ割當ラレタル数量ニ依リ各需要者ノ授乳状態ヲ克ク確メタル上按分比率ヲ以テ査定シ会長之ヲ記入捺印ノ上交付スルモノトス

三　常会長購入券発行ニ際シテハ絶対割當数量ヲ超ヘザルコト萬一割當数量ヲ超ヘタル場合ハ次回ノ割當数量ヲ改竄（カイザン）シタリ其ノ他不正ノ行為アリタル場合ハ配給減量又ハ停止スルコトアルヲ以テ嚴ニ注意スルコト

四　新規ノ申請者ハ医師又ハ助産婦（此ノ際妊産婦手帳記事欄ニ証明ヲ受クルモ可）ノ証明書ニ必ズ常会長ノ証明ヲ添ヘ申請ノコト

五　満一歳以上五歳未満ノ幼児妊産婦及病弱者等ハ医師ノ証明ヲ添付申請スルコト（昭和十八年八月一日ヨリ實施ス）

補充用自転車タイヤー・チューブ配給

從來常会長及配給業者ノ証明制度ニ依リ配給シテキタ處今回其ノ筋ノ通牒ニ依リ昭和十八年度第四四半分ヨリ左記要項ニ準據シ配給統制ヲ圖ルコト、相成候條貴部内一般ニ周知徹底ヲ計ラレ度

記

一　小賣業者（各自転車店ヲ謂フ）ハ其ノ店舗ノ見易キ箇所ニ受配及申込受付簿ナルモノヲ備ヘ置キ各需要者ノ申込ニ應ジ其ノ損傷程度ヲ確メ受付ヲナス

二　小賣業者ハタイヤー中袋ノ割當アリタル場合ニ於テ需要者別配給数量決定セルトキハ各申込者ニ其ノ旨通知ス

三　配給希望者（申込者）ハ小賣業者店舗ニ備付ノ受配及申込受付簿ノ申込欄ニ夫々所要事項ヲ記載スルコト

配給ヲ受ケタル場合ハ受領欄ニ所要事項ヲ記入シ受領印ヲ捺印ス此ノ際拇印ヲ禁ズ

四　小賣業者ハ正當ノ理由ナクシテ受付ヲ拒絶シタル場合ハ所定ノ処罰サルヽモノトス

五　受配及申込受付簿ハ北海道廳係官及北海道地方自転車統制協議会委員ニ於テ隨時監査ヲナシ市町村関係係員、北海道自転車小賣商業組合支部長及地区商業組合自転車部会長ハ毎月小賣業者ノ店舗ニ出張シ監査ヲ為シ、左記三項ニ該當スル事實ヲ認メタルトキハ所定ノ処罰ヲナスモノトス

(イ)　情實又ハ不正配給ヲナシタルトキ

(ロ)　許可ヲ受ケズシテ組立用ニ転用シタルトキ

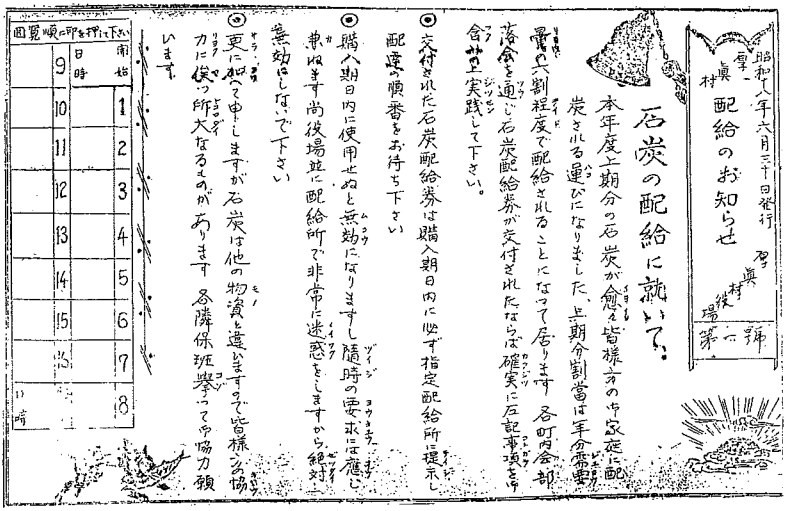
昭和十八年六月三十日發行
翠眞村
配給のお知らせ
第一號
翠眞村役場

石炭の配給に就いて。

本年度上期分の石炭が愈々皆樣方の御家庭に配炭される運びになりました。上期分割當は半分需要量の六割程度で配給されることになつて居ります。各町内會部落會を通じ石炭配給券が交付されたならば確實に左記事項を實踐して下さい。

◎交付された石炭配給券は購入期日内に必ず指定配給所に提示し配達の順番をお待ち下さい

◎購入期日内に使用せぬと無効になりますし隨時の要求には應じ兼ねます尚後場並に配給所で非常に迷惑をしますから絶對に無効はしないで下さい

◎更に附け加へ申しますが石炭は他の物資と違いますので皆樣の協力に俟つ所大なるものがあります各隣保班挙つて御協力願います。

日時	南組
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8

(ハ)　受付簿ニ虚偽ノ事項ヲ記載シタルトキ

（昭和十八年八月一日ヨリ實施ノ予定）

石炭ノ引取方督勵

煖厨房用石炭（一般用ヲ含ム）ノ早期引取ニ関シテハ毎年度多大ノ御協力ニ依リ年間需要ニ支障ナキ様円滑ニ實施シ來タリタル處ナルモ本年度ハ全國的需給関係上運輸貨車廻等ノ状況ニ鑑ミ特ニ早期引取リノ必要アルヲ以テ引取ニ一段ノ協力方督勵相成度

昭和十八年度ニ於ケル配給炭ノ平均塊粉炭ノ割當ハ、塊炭六割、粉炭四割ノ見込ナリ

No.
配給物資
綜合購買通帳
自昭和　年　月
至昭和　年　月
翠眞村役場
八名又は会会内町部落
職業
氏名
班会長印
班会長印

・目　次・

配給欄ハ左ノ通リ綴ツテアリマス

1、米穀
2、味噌・醤油
3、砂糖
4、燐寸
5、干菓子
6、其ノ他

◆購買通帳ニ就イテノ心得◆

◉此ノ時局ヲ切抜ケルタメニ、イクラ物資ガ乏シクトモオ互ニ忍ビネバナラヌノデスカラ他ノ人ト同ジヨウニ戴ケルナラ皆ソレニ満足シテ戦争ノ勝利ヲ目差シテ進マネバナリマセン。間違ツテモ余分ノ配給ヲ受ケテ他ノ人々ニ不幸ヲアタヘル様ナ事ヤ虚偽ノ申告ヲシテ統制違犯ニヨリ處罰サレル事ノナイ様ニ注意セネバナラヌト共ニ家族人員ノ増減等ノ申告ヲ正確ニシテ下サイ。

◉一、猶左ノ諸点ニツキ注意致シマセウ。

一、本通帳ハ紛失セヌ様大切ニ保持シテ下サイ、紛失シタ場合再交付シナイ方針デスガ已ムヲ得ナイ場合ハ理由書ニ常会長ノ証明及警察署ノ承認ヲ得テ再交付ヲ受ケテ下サイ。

一、通帳記載ノ家族数ハ總ベテ配給ノ基準トナリマスカラ此ノ人員ガ常ニ現在ノ家族数ト合致スル様御注意下サイ。通帳ノ異動整理ヲ怠リ又故意ニ過渡ノ配給ヲ受ケタ者ハ法規ニ依リ處罰サレマスカラ御承知下サイ。

一、他市町村ニ移転ノ場合ハ本通帳ヲ役場ニ返納シ転居證明ヲ受ケテ下サイ。

一、家族ノ者ノ移動ハ其ノ都度本通帳ヲ役場ニ提出訂正ヲ受ケテ下サイ。

配給ニ関スル諸申請ノ方法（印鑑ハ必ラズオ持チ下サイ）

移動證明ノ申請	移動セントスル者ハ班長及常会長ノ証明ト共ニ本通帳ヲ役場ニ提出シテ下サイ。通帳ハ提出ナキ場合ハ移動証明書ト交付シマセン。家族一時同居者・雇人等モ含ム）ノ移動ノ場合モ必ラズ常会長ノ証明書ト通帳ヲ提出シテ下サイ。通帳面ヲ訂正スルト共ニ移動証明ヲ交付シマス。
妊産婦用配給ノ申請	妊産婦用ノ特配物資ノ申請ハ妊産婦手帳ヲ役場ニ提出申請シテ下サイ。特配サレル物資ハ妊婦〜㊉衣料切符一枚・衛生綿三〇〇グラム・ガーゼ一枚・出産用石鹸一個・出産マデ米穀一日當リ三勺・味噌一〇〇匁・中人判綿一〇〇匁・其ノ他・産婦〜㊉衣料切符一枚・嬰児満一歳マデ洗濯石鹸四個以内・其ノ他
婚約ノ整ツタ女子衣料切符ノ申請	両親並ニ酌人及相手方ノ婚約成立ノ証明書ニ常会長ノ証明ヲ添ヘテ申請シテ下サイ。㊉衣料切符　五枚以内・
冠婚葬祭用ノ申請	入營・出征・死亡等ノ場合ハ本通帳ニ班長及常会長ノ証明書ヲ添付シ役場ニ提出申請シテ下サイ。通帳ノ提出ナキ場合ハ理由ニ依ラズ特配致シマセン。特配物資ハ、砂糖二斤以内・醤油二升以内・味噌七〇〇匁以内・米穀十四キロ以内・
其ノ他	転入ノ場合ハ転出先市・町・村長ノ移動証明書ガナケレバ通帳ノ交付・訂正ハ致シマセン。除隊・出生等ノ場合ハ班長及常会長ノ証明書ヲ添ヘテ通帳ヲ提出訂正ヲ受ケテ下サイ。應召・入營・死亡等ノ場合モ常会長ノ証明書ヲナルベク添ヘテ通帳ヲ提出訂正ヲ受ケテ下サイ。

世帯人員名簿（現ニ同居シテヰル者ノミヲ記載シテ下サイ）

氏名	世帯主トノ続柄	職業	勤務先	生年月日	本籍	摘要

No. 1　　米　　穀

配　給　量（一ヶ月分）

順位	一ヶ月配給量	認印	認定月日
一次	ｷﾛ		昭和18年8月1日
二次			

（米作者）　配給基準量（一人当一ヶ月量）

年令別			一ヶ月ノ量目		一ヶ月ノ量目		家族内譯				
							人	人	人	人	人
1才ー5才			2㍉	7合	3K	900					
6才ー10才			4	8	6	900					
11才ー60才	一般		8	1	11	600					
	就勞者	男	10	2	14	600					
		女	8	7	12	400					
61才ー以上	一般		7	2	10	300					
	就勞者	男	9	0	12	900					
		女	7	8	11	200					
増配分	一ヶ月配給量						家族数				
	學生		K	800							
	妊婦		1	300			認印				

（一般及畑作者）　配給基準量　（一人当一ヶ月）

年令別		種別	一日ノ量目		一ヶ月ノ量目		家族内譯				
							人	人	人	人	人
1才ー5才		一般	0合	7	3K	000					
		畑作	0	6	2	600					
6才ー10才		一般	1	5	6	400					
		畑作	1	2	5	100					
11才ー60才	一般	一般	2	3	9	900					
		畑作	2	0	8	600					
	軽勞	一般	3	0	12	900					
		畑作	2	6	11	200					
	重勞	一般	3	7	15	900					
		畑作	3	2	13	700					
61才ー以上	一般	一般	1	8	7	700					
		畑作	1	5	6	400					
	軽勞	一般	2	4	10	300					
		畑作	2	0	8	600					
	重勞	一般	2	9	12	400					
		畑作	2	4	10	300					
増配分	一ヶ月配給量						家族数				
	學生		K	800							
	妊婦		1	300			認印				

・一週間以上ノ滯在者ニ於テ臨時配給ヲ受ケントスル場合ハ前住地ノ配給停止証明書ヲ添付ノ上町内会（部落会）ヲ経テ申請シテ下サイ。
・妊婦ハ妊婦手帳ニ依リ學生ハ學校ノ証明傳票ニ依リ申請アレバ臨時切符ニ依リ配給シマス。

軽労務者・重労務者分類

軽労務者トハ、畜産ニ従事スル牧夫、畜産労務者、畜産助手、森林業労務者、漁業手助、鍛力職、下駄職、建具職、疊職、味噌醤油製造工、大工・屋根職、行商人、運輸ニ従事スル者、集配人、蹄鉄工、日傭、給仕・女中、重労務者トハ、農耕業主（農繁期）、炭焼夫、伐木夫、漁業労務者、鑿井夫、汲油夫、鍛冶職、木挽職、車大工、石工、道路・鉄道・軌道工夫、荷車挽・馬方、荷扱夫、運搬夫

No. 2　味噌・醤油

配給量（一ヶ月量）

味噌	醤油	認印	認定月日
貳匁	弁合		昭和18年8月1日

配給基礎（一ヶ月量）

區分	味噌	醤油
1才 —— 5才	200匁	1合5勺
6才 —— 10才	220	2・5
11才 —— 60才	240	3・5
61才 —— 以上	230	3・0
輕勞働者	270	3・0
重勞働者	300	3・0

・妊産婦ニハ妊婦六ヶ月ヨリ出産後六ヶ月マデ月当リ1人100匁宛特配ヲ受ケル事ガ出来マス

No. 3　砂糖

配給規正量（一ヶ月量）

人員	1人	2人	3人	4－5人	6－7人
配給量	0.5斤	1.0斤	1.5斤	2.0斤	2.5斤

人員	8－9人	10－11人	12－13人	14－15人	16－17人
配給量	3.0斤	3.5斤	4.0斤	4.5斤	5.0斤

No. 5　干菓子

購入ニ就イテノ心得

一　配給量ハ其ノ都度指示致シマス

二　配給金額欄ハ購入者ニ於テ家族人員ニ依リ指示サレタ金額ヲ書入レテ下サイ

No. 4　燐寸

配給基準量（三ヶ月）

人員	普型	徳用小型	徳用大型	換算
1人	5			
2人		1		又ハ普型10個
3－5人	1	1		又ハ普型11個
5－10人	2	1		又ハ普型12個
10－以上			1	又ハ徳小2個

1　基準ノ種別ハ入荷ノ相違ニ依リ配給所ニ於テ下記ノ換算率ニ依リ配給スル事ガアリマス

徳用小型1個ハ普型10個
徳用大型1個ハ徳用小型2個又ハ普型20個

物品配給数記録證　{町内会部落会ニ於テ / 随時使用シテ下サイ}

號数	品名	月別配給数 8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	計
1	地下足袋													
2	軍手													
3	タイヤー													
4	チューブ													
5	綿製品													
6	ゴム長靴													
7	水田長靴													
8	カーバイト													
9	衛生綿													
10	ガーゼ													
11														
12														

三　人員欄ニハ通帳ニ認定サレテヰル家族ノ数ヲ購入者ニ於テ書入レテ下サイ
四　氏名ヲ記入シ捺印ノ上指定購入先ヨリ求メテ下サイ
五　購入券ハ勝手ニ切離サズ本通帳ノマヽ購入先ニ提出シテ下サイ　切離スト無効トナリマス
六　指定シタ購入期日ハオ守リ下サイ期日以後ハ絶対無効トナリマス
七　右所定ノ記入ナキ場合ハ配給先ニ於テ配給ヲオコトハリ致シマス

No.6　臨時家庭用物資購入券

購入券取扱ニ就イテノ心得

一　此ノ券ノ使用竝ニ購入スベキ物資名ハ其ノ都度指示致シマス
二　購入者ハ指示サレタ品名及数量又ハ金額等各欄ニ書キ入レテ下サイ
三　家族人員ハ通帳記載ノ認定サレタ数ヲ書入レテ下サイ
四　氏名記入シ捺印ノ上指定購入先ヨリ求メテ下サイ
五　購入期日ハ厳守シテ下サイ　期日以後ハ無効トナリマス
六　右所定ノ記入ナキ場合ハ配給先ニ於テ販賣シマセン
七　此ノ券ノ使用指示ハ購入券ノ番號デ指示サレマスカラ番號ガ違ッテヰル場合ハ無効デスカラ番號ニ注意シ記入シテ下サイ
　勝手ニ切離シタリ汚損シタリシナイ様ニシテ下サイ
八　購入券ハ切離ナサズ本通帳ノマヽ購入先ニ提出シテ下サイ

(三)　衣料切符制

昭和十七年当時の衣料切符制に対し国は次のようなパンフレットを発行し、国民に周知を図っている。

衣料切符制の話　　商工省（抜粋）

一、國民衣料の需給關係はどうなつてゐるか

我々が日常着たり身の廻りに使つたりしてゐる衣料品は、綿、羊毛、人絹、スフ、絹、麻等の繊維で作られたものであるが、これ等の繊維のうち綿、羊毛等は國内で自給自足は出來ないのであつて、之等は何れも繊維なりその原料なりを外國から輸入しなければならなかつたのである。ところが、事變が初まつて以來、軍需資材、生産擴充資材の確保を圖るために、一般國民の使ふ衣料品のやうなものは第三國からの輸入を一切制限して、國内生産で賄ふことの出來る限度にその供給を止めることにした結果、供給量は年々減少して來たのである。しかし衣料は事變前から相當莫大なストツクが持ち越されてゐたばかりでなく、國民の衣料生活が複雑な結果各家庭でも豊かな蓄積を持つてゐたので、今日までのところ晒とか、手拭とか作業衣とかの特殊のものを除けば、戰時下數年に亘つても我々國民は着ることについては事缺かなかつたのである。しかし最近に至つてこれ等の手持も段々に減少してきたのであるが必要なる供給量は之が生産確保に努力を拂つてゐるのである。對米英開戰を契機として、いよ〳〵我が國が東亜の盟主として南方の經營を行ふことゝなり共榮圈に於ける繊維資源の前途は洋々たるものであつて唯之が確保迄には相當の期間を要するので暫らくは衣料品に限り戰時下の嚴粛な最低生活に精進しなければならないやうな狀態になつてゐるのである。

二、衣料切符制を適用される衣料品の種類と其點數

それでは切符制を適用されることになつた衣料品はどんな種類のものであるか、またその點數はどの位であるかといふとそれは別に各家庭迄配付された點數表に載つて居る通りであつて仲々多種多様でありその點數も極めて複雑であるが、これは從來國民の衣生活が非常に變化に富んでをり、和洋兩様に亘つてゐるために、被服類、身の廻り品類を取上げて切符制の對象とする場合には、この程度の品物を網羅しなければ、或る物は切符制の適用を受け、同じやうなものでも他の物は適用がないといふやうな矛盾した結果を生ずる虞れがあるからで、また點數がいろ〳〵であるのは、我國では未だ衣料品の規格が十分に單純化されてゐないため、含まれてゐる繊維の分量が衣料品の種類によつてまち〳〵である結果である。しかし、戰時下における最低國民生活の確保といふ點から、政府でも目下鋭意衣料品の單純化を圖り、生活に最も必要な品物に生産を集中するやうに計畫を進めてゐるから、近い將來には衣料品の種類も、その點數ももつと簡單なものになる筈である。

なほ切符制の適用を受けない衣料品にはどんなものがあるかといふと、帽子、蚊帳、製綿、袋物、紐類等のほかにカーテン、敷物のやうな家具用品があり、その他工場、鑛山、農山漁村の勞働者に特別に配給される作業衣、軍手等及び理容業者、旅館、料理店等に業務用として配給される手拭、敷布、蒲團等も切符制から除外されてゐる。

なほ中古品例へば古着のやうなものはやはり切符制の適用を受けることになつてゐる。

三、切符の種類と様式

衣料切符は甲種と乙種の二種類に分れてゐて**甲種切符には總點數八十點、乙種切符には總點數百點の小切符**がついてをり、その外に何れも**有効期間の書いてない小切符が二十點宛**と制限小切符とがついてゐる。

乙種切符は市制施行地と六大都市の隣接町村で商工大臣の指定した地域に住んでゐる人に、甲種切符はその他の地域に住んでゐる人に、一年に一枚交付することになつてゐるので、國民はこの與へられた百點なり八十點なりの範圍内で一ケ年間に必要とする衣料品を買入れなければならないのである、かやうに都市と農村とで總點數において二十點の開きを認めたのは生活態様の相違から衣料品の消費量にも自らその間に差違が存するからである。

有効期間の書いてない二十點の小切符は豫備の小切符であつて、商工大臣が有効期間を指定するまでは使へないものである。

制限小切符については次項で説明する。

衣料切符は商工大臣が發行してこれを市區町村長から町會、部落常會、隣組等の隣保團體を經て國民一人々々に交付されることになつてゐる。

尚切符の表紙には住所、氏名、性別、年齢、世帶主及びその續柄を記入する様になつて居る。

四、制限小切符

衣料切符には前記の通り**制限小切符**が添附されてゐる。甲種切符には晒一丈、ネル一、五碼、手拭またはタオル二枚、靴下または足袋四足のほかに**い號乃至ほ號の切符**がついてをり、乙種切符には甲種切符よりも靴下または足袋が二足分だけ餘分についてゐる。

制限小切符をつけた理由は、晒とかネルとか手拭などは誰でも日常生活に必要なものであつて、最低限度の配給が無ければ

生活にも差支へるからその確保を圖ると同時にこれ等の品物を無制限に買はせれば買漁りが行はれて、國民全般には行亘らない虞れがあるからである。從つてこれ等の品物は、小切符のほかにこの制限小切符を出さなければ買へないことになつてゐる。

なほ號乃至ほ號の制限小切符は、今後晒などと同樣に、一般國民に一定量だけは配給しなければならないやうな品物が出て來た場合に、商工大臣が品物と數量を指定することになつてをり、指定があるとその品物は制限小切符がなければ買へないことになるのである。

五、特別に切符が發行される場合

衣料切符は一人に一ケ年間に一枚宛交付されることになつてゐるが、次ぎのやうな人に對しては右の標準で市町村長が具體的に事情を斟酌して特別に切符を交付することになつてゐる。

（一）婚約の整つた女子　五枚以内
（二）妊娠五ケ月以後の婦人　一枚以内
（三）火災水害等の罹災者　五枚以内
（四）盜難に罹つた人　一枚以内
（五）外國に居住する者で内地を旅行するもの　三十點以内
（六）その他特別の事情ある者、具體的事情による、

なほ臨時緊急に衣料品を必要とするやうな場合には所轄の警察署長が證明書を發給してくれる事になつてゐて、この證明書を持つて行けば切符無しでも衣料品を買ひ得る途が開かれてゐる。

六、切符の使ひ方

衣料品を買ふ時は衣料切符を商店に持參し、切符からその衣料品について定められた點だけの小切符を切り取つて貰ひ、これと引換へなければならない制限小切符を必要とする品物を買ふ場合には、小切符のほかに制限小切符を切り取つて貰はなければならないことは勿論である。また學童服、中等學校制服等まで特別に配給されるものは小切符のほかに購入票を必要とする。

なお小切符とか、制限小切符とかは衣料品を賣る店で切符から切り取ることになつてゐるから、自分で勝手に切符から切り

取ると無効になる。

衣料切符は内地の衣料品を賣る店であれば何處でも通用することになつてゐて、商品は衣料品を手持してゐる限り購入の申込があつた場合にはその販賣を拒むことは出來ないことになつてゐる。

衣料切符は他人に讓渡したり、他人から讓受けたりすることは出來ない。そして、衣料切符は自分のものを自分で商店へ持つて行つて使ふのが原則であつて、たゞ世帶を同じくする家族の切符を使ふ場合と他人から頼まれてその人の切符を使ふ場合だけは、自分のものでない切符で衣料品を買ふことが出來るやうになつてゐる。

衣料切符は紛失してもその年は再交付しない事になつてゐるから紛失せぬやうに注意が肝要であつて次回の衣料切符は古い切符と引換へに渡されることになつてゐるから使用済になつても保管して置く必要がある。

第六節　時の話題

(一)　米国より人形大使歓迎

昭和二年の事務報告に米国世界親善会より国内小学校に人形が贈られ、そのうち三個が村内小学校に親善人形大使として児童に親しまれていた。

日米親善ノ目的ヲ以テ米國世界児童親善會ヨリ本邦児童ニ寄贈ニ係ル友情人形本村内學校ニ三個送付セラレタルヲ以テ學校長並ニ全職員一同衷心歓迎ノ意ヲ表シ児童生徒ハ勿論児童父兄並ニ一般ニ観覧セシメ人形寄贈ノ趣旨ヲ周知セリ

(二)　昭和二年第一二回厚真村連合青年体育大会

昭和二年八月十二日第一二回厚真村連合青年体育大会が、厚真中央小学校グランドで開催された記録が残されており、当時の模様を知ることができる。

本會ハ知徳ノ修養ト郷友ノ親睦ヲ図兼テ体育奨励スル目的ヲ以テ厚真第一尋常小學校々庭ニ開催セリ、当日ハ天候快晴ニシ

テ殊ニ農閑ノ折柄ナルト暑中休暇ノ為帰省中ノ學生其ノ他ノ参集者予想外ニシテ無量数千人ヲ等シ流石ニ廣キ校庭モ立錐ノ余地ナク空前ノ盛況ヲ見ルナリ、当日施行シタル競技種目ハ左記ノ如クニシテ何レモ良好ノ成績ヲ収メ且ツ何等ノ支障モナク無事終結ヲ見タルハ寔ニ傾快トスル所ナリ。

競技種目

一　百米ゴール　　二　兎跳ゴール　　三　八百米ゴール　　四　珠算
五　縄綯（ナワナイ）　六　八百リレー　　七　障碍物　　八　四百米ゴール
九　速歩ゴール　　一〇　二百米ゴール　　一一　盲目競走　　一二　二人三脚
一三　芋拾　　一四　百米競走　　一五　千五百米ゴール　　一六　農装
一七　暗算　　一八　俵リレー　　一九　一級競走　　二〇　児童競走
二一　來賓競走　　二二　役員競走　　二三　各団合同リレー

経費

収入　厚真村補助額　貳百圓　各青年團醸出額　貳百五拾参圓九拾八銭　合計四百五拾参圓九拾八銭

支出　膽振連合青年団負担金　八拾六圓　膽振連合青年団第八回競技大会ニ参加諸費　貳百圓
第一二回厚真村連合青年大会諸費　百六拾七圓九拾八銭

収支過不ナシ。

(三)　関西地方（丹後）の震災並びに道内伊達町大火見舞金募集

昭和二年三月突如関西地方ニ起リタル震災ハ其惨害甚シク往年関東地方ニ於ケル大震災ヲ憶ハシム殊ニ丹後地方ハ全滅ノ状態ニシテ住家ヲ失ヒ飢餓ニ瀕シツツアル罹災者ニ對シ義捐金貳百六拾貳円貳拾八銭ヲ募集シ膽振支廳ヲ経テ罹災地ニ寄贈ノ取扱シ為セリ

本年五月伊達町ニ於ケル大火災ニ際シ被害者ノ惨状ヲ聞キ同情スヘキ状態ニアルヲ以テ其罹災者ニ對シ義捐金百貳拾八円拾

五銭ヲ募集シ膽振支廳ヲ経テ災害地ニ寄贈セリ

(四)　時の記念日

第一一回時ノ記念日ヲ昭和五年六月十日ニ時間尊重、定時励行ノ目的ヲ以テ擧行、當日ハ正午ヲ期シ神社、寺院、工場等ニ於テハ鐘鼓又ハ汽笛ヲ打鳴シ各部落ニ於テハ大鼓若ハ盤木ヲ以テ報時セリ。

(五)　当麻内部落会貯蓄奨励等で内務大臣表彰受章

昭和十七年十一月二十四日北海道新聞に報道された当麻内（現　豊沢）部落会の快挙

何軒あっても一世帯、心を協せて貯金や、国債の消化、或は勤労奉仕や慰問に体当りし、隣組の亀鑑として全国数十万の部落会の中から選ばれた優良部落会、町内会八三団体と会長七一名は大東亜戦争一周年記念週間の十二月十日、湯澤内務大臣から表彰状と記念品を贈られるが、本道からは厚真村當麻内部落会、函館新川町会、美唄町内会長佐々木留五郎が輝く表彰をうける。

本道から唯一の優良部落会として表彰を受ける當麻内部落会は、戸数五一戸、自作三三戸、小作九戸、商業その他九戸で水田一一七町歩、畑四〇町歩、山林三〇〇町歩をもつ純農村である。明治二十八年熊本縣人徳永傳平外三名が、移住開墾したのがそもそも開拓の始まり、同村の中央を流れている厚真川の氾濫によって幾度か水害の惨状を蒙ったものである。今こそ一望に広がる美田はその蔭に父祖二代に亘り牧々として土に生き抜いて来た同部落民の弛まぬ愛土の精神と一部落一心の力強い「和親奉公」の積年の努力が今日を築いたものであった。

同部落に部落会らしいものが生れたのは今から四〇年前の明治三十六年であった。この時から、この部落には部落を前進させる常会が毎月開かれ、建設的な意見が素朴な人々によって吐露されていた現在部落会長尾形賢治（六八）の手許にのこされている当時の申合せ事項をみても、生活の改善は勿論、部落会の基底をなしていたものは正に〝和

親の精神〟であった不慮の天災不幸に見舞はれた家族に対しては実に部落民挙って、肉親も及ばぬ温き手を差しのべ、共同耕作等を早くから行はれていた。この組織をもっとも強固にしたのは、大正二年八月二十四日の大水害であった。厚真川の上流決潰が、部落を悲惨のどん底につきおとした、きのふまでは稲の花が咲いてやがてくる収穫の喜びを胸に描いていた部落民は、けふに怒濤渦まく一面の河原であった。

茫然自失の部落民は起ちあがる気力さへなかったが、衆智の力は恐ろしい、緊急常会を二回、三回と開くうちに、この突如の天災は、吾々農民に與へられた天の試練と思ふようになり、力強く堂々と起上る気魄が盛々と醸成された。その日から復旧にとりかかった部落民の真摯な姿が見られた。水のきれいにひきさった後には、豊穣の稲の代りに名も知らぬ雑草の花が咲いた。部落の人々は、この時から築堤工事に全部落が体当りすることを誓った。厚真川の氾濫は同部落のみの犠牲ではなかったが、決潰箇所の復旧に勤労の汗を流したのは同部落民だけであった。

かくてこの全部落民挙げての無言の奉仕が厚真村の人々を動かし支庁で昭和九年から川の改修工事が始まり今はまだ工事半であるけれども数十丁に亘る築堤が著々完成の域に達している。

部落常会の功績は単に厚真川の築堤ばかりでなく、一一七町に亘る美田の改良にも大きな成果となってあらわれた。反当り四俵から六俵の収穫をあげるこの美田は泥炭地と火山灰地帯であったが、尾形部落会長を中心とする部落民の血のにじむような客土と反当り五百貫から入る自給堆肥の入田によって胆振支庁管内随一の米産地となったのだ戦時生活の確立が叫ばれている今日、同部落では既に虚栄的形式を排し美風と礼儀を失せざる限りで冗費節約の徹底化を図り冠婚葬祭の生活改善を始め、一月七回以内に風呂の使用を制限し就寝時には一斉消燈をはかり貯蓄の励行を行って現在同部落の預金高は五万円まさに一戸当り一千円の貯蓄である。けふも多数の馬で荷馬車に山と積まれた厚真米が山道指して運ばれてゆく。

(六)　タカノ湯温泉

町内の幌内・高丘地区で冷泉が多くはないが湧出している。附近に寄ると硫黄の匂いが漂い湯花も見られる。共和部落史には、昭和四年西周文（現在　共和）で鉱泉を沸して温泉旅館を経営する記述があり紹介する。

昭和四年十二月三十一日久慈沼附近で鉱泉を発見し、清水正直の娘婿、山家元治が桶で鉱泉を運び沸し「タカノ湯」温泉として開業した。昭和五年札幌郡石狩より来た村井ハナが買い受け大々的に宣伝をした。金山線の汽車の窓から、よく見えるように温泉旅館の玄関には、色ガラスの入った戸を旅館の前には「タカノ湯」の旗を立て、上厚真駅より客馬車で客の送迎をした。しかし、道の水質検査の結果鉱泉ではないことが昭和七年判明し客が減少していった。

昭和八年に滝井春吉が温泉湯治と鍼灸治療院として買い受け、神経痛、リューマチに良く効くので遠く日高から一日二〇人位の客があり平屋建てだったが、一〇二坪の大きな旅館で、滝井沼から「じゅん菜」などを摘み食卓に出した。また、沼にボートを浮かべ治療中の娯楽とした。この旅館は、昭和十九年室蘭の函館ドック寮として移転された。

第六章　産業の様相

第一節　農　業

(一)　昭和初期災害の救済と営農努力

（厚真村史二二〇ページ「農村恐慌の襲来」参照）

ア　昭和六年凶作と政府米払下

厚真村會提出「政府米払下」や「肥料資金の借入保証」

○政府米拂下ノ件　（厚真村會　議案第三号　昭和七年二月十七日）

本村ハ凶作救済ノ目的ヲ以テ、第一号案ニ依リ政府米ノ拂下ヲ受ケ、第二号案ニ依リ之ヲ凶作羅災民ニ賣却スルモノトス。

（第一号案）　政府米拂下案

一、拂下数量　玄米　千百六十八石四斗（二、九二一俵）

但シ、昭和七年（三月）九三石六斗　（四月）一三三石二斗

（五月）一四六・八　（六月）一五八・〇

（七月）一五九・六　（八月）一六〇・八

（九月）一五五・六　（十月）一一四・八

（十一月）四六・〇

二、拂下價格　政府ノ定ムル額ニ依ル

三、代金納入期限　昭和七年十二月二十五日

四、代金納入財源　凶作羅災民ニ対スル賣却代金

（第二号案）　拂下米賣却案

一、賣却数量　拂下米全部

二、價格　拂下實費ニ相当スル價格

三、代金徴収期限　賣却ノ都度徴収ス

四、賣却ニ関スル制限　賣拂ヲ受クル者ハ村内ノ凶作羅災民ニ限ル、凶作羅災民ト雖昭和七年ノ収穫期ニ至ル迄ノ消費米ヲ有スル者ニ対シテハ賣却セサルモノトス

五、拂下米ノ貯蔵・賣却ニ要スル費用竝枡減ニ依ル損失等一切、之ヲ村費ヨリ支出スルモノトス

○凶作救済肥料資金借入ニ対スル保証ノ件

（厚真村會　議案第四号　昭和七年二月十七日）

本村凶作救済ノ為、厚真村信用販賣購買利用組合ニ於テ

肥料資金　貳萬五千五百圓　借入申込ニ対シ、村ニ於テ保証ヲ為スモノトス

厚真村長　栗　城　三　吉

イ　厚真村内勧業概況報告

昭和二年厚真村会への事務報告のうち「産業」部分抜粋

一、農作物ニ関スル概況

本年冬期間ノ氣候ハ概シテ適順ニシテ一、二月ノ氣候ハ稍々寒冷ナリシモ、積雪量ハ例年ニ比較小量ニシテ、三月下旬署々融雪セリ、爾後四月ニ入リ晴天日数比較的多ク降水量ハ昨年ヨリ尠カリシモ早魃ノ聲モ聞カズ、氣温頓ニ上昇シ適順ナル氣候トナレリ

苗代播種モ四月下旬ヨリ五月十日前後ニシテ、成育ハ直播共頗ル良好ニシテ其ノ生産近年ニ見ザル、豊作ナリシモ農産物價格比較的安價ニテ農業倉庫ニ入庫シ、賃金ヲ受クルモノ相当多数ニ上レリ

如斯状態ニシテ一般金融ノ状況ヲ見ルニ農産物ノ價格安價ノタメ、一般村民不況ニテ農家経済ニ及ホス影響モ又大ナリ

二、農事講習會及講話會、品評會

村ハ年々農事講習會、講話會、品評會ヲ開催シ以テ、斯業ノ改善発達ヲ期シツヽアリ、本年開催セルモノ左ノ如シ

會名	期日	場所	講師又ハ派遣員	成績ノ概況
畜産講話會	一月十日	軽舞	膽振支廳　菅原技手	聴講者八〇名　堆肥製造及家畜飼育上益スルコト尠カラズ
製造講習會	自一月十三日至一月十五日	東老軽舞	道廳嘱託　追着フジ	講習生三〇名　成績佳良タリ副業奨励上効果大ナリ
種子品評會	二月一日	振老	同　杉本技手	出品点数三五〇点　品種ノ改良上益スル所大ナラン
藁細工品評會	三月一日	頗美宇	農産物検査所　田中技手	生産品ノ向上発展ノ域ニ進ミツヽアリ
藁細工競技會	三月五日	軽舞	同	同
蚕業実地指導	七月一日	幌内	膽振支廳　松原技手	養蚕全桑育ノ実地指導ニシテ今后同飼育法トナラン
産駒品評會	八月十二日	振老	膽振畜産組合　川上技手	出陣馬六〇頭　馬匹ノ改良飼育上益スル所大ナリ

三、各補助事業

大正十五年度ヨリ第二期拓殖計画ニ依リ各種補助ノ問カケタル為、本年度ニ於テ補助金ヲ交付セラレタルモノ左如シ（拓殖計画による補助事業本誌五四二ペ参照）

畜牛馬匹補助

牝牛ノ移入購買委託出願者二名アリタルモ、中途ニ於テ中止シタリ購馬ニアリテハ八名ノ出願者アリ、総價格一、五六〇円之レニ対シ補助金五二〇円ナリ

副業奨励費

副業奨励規程ニ依リ申請セル農事実行組合二組合アリ、事業費九九〇円製縄機二八台、製筵機五台、奨励金二二八円ナリ

昭和三年厚真村会への事務報告のうち「産業」部分　抜粋

産業

一、農事講習會及講話會、品評會

本村ハ年々農事講話會、講習會、品評會等ヲ開催シ、以テ斯業ノ改善発達ヲ期シツヽアリ、本年開催セルモノ左ノ如シ

會名	期日	場所	講師又ハ派遣員	成績ノ概況
製造講習會	自一月十三日至一月十五日	入鹿別	道廳嘱託　追着フジ	講習生二七名　成績佳良ナリ副業奨励上効果大ナリ
畜産講習會	自二月二十九日至三月一日	振老	道廳技手　杉山重	受講者六八名　馬匹育成管理上益スル所大ナリ
製縄競技會	三月一日	ハビウ	道廳農林技手　田中𠮷一	出場者一六名　生産品ノ向上発展ニ努メツヽアリ
畜産講話會	自三月十日至三月十一日	入鹿別幌内	道廳技手　菅原正人	受講者多數　馬匹飼育上益スル所尠カラズ
藁細工品評會	三月十八日	振老	道廳農林技手　田中𠮷一	出品点数一七一点　生産品ノ向上ニ一段ノ努力ヲ要ス
畜産奨励優良牝馬品評會	七月三十一日	振老	道廳技手　斉藤高麗夫	出陣馬六〇頭　馬匹ノ改良ニ益スル所大ナリ
農業経営実地指導	十月十九日	ハビウ	道廳技手　金田一貫之	農業経営上益スル所アリ

二、各種補助事業

各種産業事業ニ対シ補助ノ途開カレタル結果、本年度ニ於テ補助金ノ交付セラレタルモノ左ノ如シ

(イ)造田等の補助事業本誌五四二㌻参照)

(ロ)　畜牛馬匹補助

耕馬ノ委託購買出願者七名アリタルモ中止セルモノ及規定ノ期日ニ委託金ヲ納入セザルモノアリテ、補助ヲ受ケタルモノ一名、購買價格二五〇円ニ対シ一二五円ヲ受ケタリ

(ハ)　桑苗木ノ交付

桑苗木ノ受交付者一三名ニ対シ、春蚕用五、〇〇〇本、秋蚕用一、〇〇〇本ノ交付ヲ受ケタリ

(ニ)　果樹苗木ノ交付

果樹苗木ノ出願者多数アリタルモ交付ヲ受ケタルモノ梨苗三三一本、葡萄苗四七五本ニシテ、之レヲ適当ニ配付シタリ

(ホ)　特殊苗木ノ交付

特殊苗木ノ交付申請者多数アリタルモ苗木不足ノ為、全部ノ交付ヲ得ザリシハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、交付ヲ受ケタルモノ次ノ如クニシテ之ヲ適当ニ配付セリ

胡桃　一六〇本　　柿　三〇〇本
椴松　三〇〇本　　栗　三〇〇本

(ヘ)　御大典記念造林の苗木交付

曩古ノ御大典ヲ永遠ニ記念スル為、造林スル団体ニ対シ苗木ヲ交付セラルヽコトヽナリ、之ガ出願ニ対シ、落葉松五、五〇〇本、椴松一、〇〇〇本ノ交付ヲ受ケ、出願者ニ配付シタ

昭和六年厚真村会への事務報告のうち、「産業」部分　抜粋

産　業

本年ハ融雪以来氣温低冷ニシテ、一般農作物の播種期遅レ特ニ水稲ニ於テハ之カ為、発芽不良加フルニ腐敗枯死セル為再播セルモノ多ク、其ノ後ノ生育モ一般不良ナリキ、五月二十二～三日両日ニ亘ル豪雨ハ厚真川及各支流共大氾濫シ、時恰モ水稲直播期苗代ノ稚育中ナルニ埋没流失泥土堆積ニヨリ、苗代ノ全滅セルモノアリテ夫レガ為更ニ直播スルモ冷氣ニテ種子ノ腐敗ニヨリ再播スルモノ等ニテ、六月二十日以後ニ直播セルモノアリタリ、之ヨリ先六月九日膽振支廳ヨリ金田一技師ノ来援ヲ求メ、各区長、各農事實行組合長等ノ協議セル結果、稗、藁麦ノ作付ヲ奨励セシメ為、他村ヨリ購入斡旋セルモノ稗種子一三石、藁麦種子一二七俵（八五斤入）ノ多キニ及ベリ。

八月十日作況対策ニ関スル協議會開催シ、採種田ニ対シテハ葭簀囲ヲ為スコト及霜害予防ニ関スル、燻烟材料蒐集ヲ励行セシムルコトヲ期セリ、九月十五日ヨリ当役場ニ夜間宿直員ノ外ニ観測員ヲ置キ、徹夜観測ニ当ラシメ降霜ノ警戒ヲ為シ十月九

日及十一日煙火打揚速被シ、霜害予防ニ努メ燻烟ノ結果霜害ヲ減少セシメタルハ其ノ効果大ナリ。六、七月頃ニハ大正二年ノ凶作ヲ想像セラレ明年ノ種子ニモ差支ルモノト推慮セラレタルニ、九月中旬頃ヨリ氣温上昇シ部落ニ於テ異ナルモ大体ニ於テ、食糧種子ノ自給及管外ニ搬出シ得ル作柄ヲ得タルハ幸トスル所ナリ。

畑作物ニアリテモ前記ノ如ク氣候不順ノ為、生育不良ノタメ平年ニ比シ著シク減少セルハ遺憾トスル所ナリ。畜産ハ年々其ノ頭数増加シツヽアリタルモ、昭和五年末ノ不況及本年ノ凶作ニ遭遇シ頭数ノ減少ト素質ニ於テ稍退方セルノ感アルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ、又、國有種牡馬種付牝馬検査ハ四月二十一日本村ニ於テ開催左記牝馬合格セリ

種牡馬名	威銀	ドンナテウル	富高	計
合格牝馬	四頭	二一頭	二八頭	五三頭

(イ)　牛馬検査

牛				馬			
種別	牝	牡	計	種別	牝	牡	計
エヤシヤー系	一八頭	四頭	二二頭	中間種	六六頭	七四頭	一四〇頭
				重種	一二〇	一二四	二四四
ホルシタイン系	五六	七	六三	和種	—	—	—
合計	七四	一一	八五	合計	一八六	一九八	三八四

(ロ)　去勢馬匹

本年去勢該当馬匹九五頭アリタルモ、馬体検査ノ結果猶予セルモノ一四頭、事故不参加四頭、去勢施行セルモノ三二頭ナリ。

(ハ)　副業

副業ニアリテハ主トシテ藁細工製作自家用ノ自給ニ努メ、尚予猶アルモノハ他ニ供給スルモノアリ、又一方廃物利用ノ意味ニ於テ養鶏ヲ奨励シタル結果相当増加セリ。

(ニ)　北海道拓殖博覧會ニ関スル件

國産ノ振興ト本道拓殖産業ノ進展助長スル為、昭和六年自七月十二日、至八月二十日ノ四十日間第一會場札幌市中島公園第二會場北海道物産館デ開催スルニ当リ、本村ヨリハ玄米五点、白米五点、原油一点、揮発油一点、木工品十一点出品スルニ、日本石油株式會社厚真支部出品ノ揮発油ハ「優良國産賞及優良道産賞」ヲ得、当麻内尾形賢治出品ノ玄米ハ「優良道産賞」ヲ得タリ。

(ホ)　献穀米ニ関スル件

(「献穀祭田」天候不順下で献穀す　厚真村史二二〇ペ参照)

昭和七年作況及び被害対策

昭和七年水田・畑作況、事務報告

本年ハ融雪早カリシヲ以テ、苗代耕耡及整地ハ平年ニ比シ稍早キヲ得適期ニ播種ヲ了セリ、而シテ播種當時ノ氣温適順ナリシ為、発芽良整ニシテ爾後一時氣温低冷ナリシモ直チニ恢復シ高温ヲ持続セルヲ以テ、稲苗ノ生育良好ニシテ平年ヨリ稍早ク插苗（ソウビョウ）セルモ、七月ニ至リ低温寡照ニシテ降雨甚ダ多カリシニヨリ生育遅延シ八月二十日前後、出穂期ニ達シ平年ニ比シ約一週間以上遅延ヲ見タリ、稲熱病ノ被害稍多ク加エテ出穂當時ノ氣候不順ナリシヲ以テ籾ノ黒変セルモノ尠カラス、爾後天候恢復セラリシヲ以テ一層作況不良ヲ呈セリ、殊ニ九月五・六日ニ亘ル稀有ノ豪雨ニヨリ河川氾濫シ、稲田ノ浸水甚シク水稲其ノ姿ヲ没シ為ニ結實ヲ阻害シ、本村水田作柄平年ヨリ約四割以上ノ減収ヲ見タリ。

畑作物ニアリテモ前記ノ如ク氣候不順ノ為、生育不良加フルニ雨水ノ為収穫物ノ発芽及流失等ニヨリ著シク減収ヲ見タリ。

凶作地畜産業助成

東北・北海道ニ於ケル凶作地産馬助成事業トシテ、第六二回臨時議會ニ政府案トシテ提出セラレ基礎牝馬及種付料ニ対シ、農作物収穫量平年ニ比シ五割以内減収シタル農家中特ニ救済ヲ要スル者ニ助成セラレタリ。

本村ニ対シテハ、基礎牝馬ニアリテハ一頭ニ付七円ニテ一三二頭分、九百二十四円、種付料補助ニアリテハ一頭一円五十銭、一一八頭分、百七十七円ノ配付ヲ受ケタルヲ以テ夫々割當タリ。

農業合理化實施計画樹立ニ関スル件

村内ニ於ケル農業ハ古クヨリ開発ヲ見タルモ、土質火山灰地ニシテ地方ニ依リ地味比較的瘠薄（セキハク）ナルト一面海霧ノ襲來アリテ、植生ニ恰適（コウテキ）ナラザルタメ其ノ開發進度ニ著シキ差異ヲ生ゼル已ナラズ、一般農法ヲ見ルモ概シテ粗放ニシテ今尚掠奪農業ノ陋習（ロウシュウ）ヲ脱セズ、地力ハ減耗シテ収量、品質共ニ昔日ヨリモ低下シ居リ経営ノ組織ハ單純ナルタメ労力ノ分配不良ニシテ収入ノ方途モ又偏セルタメ、時ニ財界ノ不況ニ遭遇スレバ之ガ影響ニ敏感ニシテ、直チニ農家ノ経済窮迫ニ陥ルガ如キ不安尠カラザル現況ニアリ、斯クノ如クンバ社會ノ中堅ヲナス農家ヲシテ、益々不振ナラシメ拓殖進展上由々敷大事ナリト謂フベシ、即チ茲ニ單位生産量ノ増進ヲ基調トスル農業経営ノ合理化ニヨリ叙上ノ缺陥ヲ除スルハ刻下ノ急務ニシテ堅實ナル農村ヲ建設スル所以ナリ、故ニ本村ニ於テハ昭和七年八月二十五日本村農會、産業組合、各農事實行組合幹部ト協議ヲ遂チ左記事項ヲ樹立スルコトヽセリ。

一　實行單位ト實行ノ組織化
二　團体ノ單純化
三　農村精神ノ鼓吹
四　實行ノ協同併進化
九　蚕業ノ経営的基調
十　生産物配當ノ共同化
十一　副業ノ普及
十二　農業金融ト産業組合

五　青年・婦女子ノ活動
六　農事作業ノ共同
七　恒久的備荒施設
八　家畜飼養ノ経営的基調
十三　農家負債ノ整理
十四　農村社會の共栄化

(二)「自作農創設維持資金」の融通に関する諮問機関設置

厚真村の農地開発や農場、地主の移動等で農地の流動化が進む中、自作地を求める農業者が自作農創設維持資金の融通を受けるに際し、村長の諮問機関として臨時委員を以て対応した。

臨時委員規程（昭和六年十月十九日　厚真村長　栗城三吉　村会提出）

第一條　本村ニ自作農創設維持資金貸付ニ関スル調査ノ為、臨時委員ヲ置ク

第二條　委員ノ組織左ノ如シ

一　村會議員　四名（里見五佐、筒井善七、角野銀藏、尾形賢治）
二　村助役　一名（横山信勝）
三　村農會長　一名（赤島岩藏）
四　村農會技術員　一名（川村辰三）
五　地主　一名（北村富士太郎）
六　自作農　一名（山内由太郎）
七　小作農　一名（大森清太）

第三條　委員ハ左ノ事項ニ対シ村長ノ諮問ニ應シ審議答申ス

一　資金貸付ニ関シ必要ナル土地價格及借受人ノ適否
二　其ノ他重要事項

第四條　村長ハ委員ノ一人又ハ数人ヲシテ前項中ノ一部ノ事務ヲ掌理セシムルコトヲ得

(三)　第二期　拓殖計画

厚真村の農業、林業開発の状況　（各年厚真村会への事務報告より集録）

事業区分	年度	出願・申請			うち補助対象		
		人数	反別	摘要	人数	補助金額	摘要
		人	町反畝歩	事業費　円　銭	人	円　銭	
造田事業	昭和二年	四二／人	三三七・〇九二八	九八、四六七・六五	（不詳）	一三、八三九・八〇	
〃	〃三〃	四三	七一八・四一二一	二四三、四九九・三三	三六	二七、一〇六・四〇	
〃	〃四〃	四六	二七四・三〇三三	（不詳）	二一	三、八四二・四〇	
〃	〃五〃	四五	一七四・七〇〇〇	（〃）	二一	二、九八六・〇〇	
〃	〃六〃	二一	六五・〇〇〇〇	（〃）	一四	一、七一一・六〇	
〃	〃七〃	二四	四三・一四〇〇	（〃）	一一	八一三・二〇	

開墾事業							
昭和二年	四 人	七・四〇〇〇 町反畝歩	一、一八〇・〇〇 事業費 円銭	（不詳） 人	三七四・〇〇 円銭		
〃三〃	六	二〇・七〇〇〇	四、六九二・一〇	（〃）	五九九・四〇		
〃四〃	四二	（不詳）	（不詳）	（〃）	一、四一一・五〇		
〃五〃	四三	一九六・〇〇〇二	（〃）	（〃）	六、八五五・五〇		
〃六〃	五九	一四五・〇〇〇〇	（〃）	三五	三、一五四・五〇		
〃七〃	七七	（不詳）	（〃）	五八	五、四一〇・一〇		

客土事業							
事業区分	出願・申請			うち補助対象			
年度	人数	反別 町反畝歩	摘要 事業費 円銭	人数 人	補助金額 円銭	摘要	
昭和二年	三 人	一五・八七〇〇	四、五〇七・七五	（不詳）	一、八五八・〇〇		
〃三〃	（不詳）	（不詳）	（不詳）	四	一、〇八四・〇〇		
〃四〃	（〃）	（〃）	（〃）	一二	三、二六六・八〇		
〃五〃	相当数出願			二三	二、三七七・五〇		
〃六〃	一一七	一六二・八〇〇〇	（不詳）	六一	三、六八〇・〇〇		
〃七〃	八五	一七八・六〇〇〇	（〃）	七	二一二・五〇		

	昭和二年	七	八・七〇〇〇		九六五・八〇	（不詳）	一二五・三〇	
荒廃地造林事業	〃三〃	一〇	（不詳）	（不詳）	（不詳）	六	一一二・七七	
	〃四〃	（不詳）	（〃）	（〃）	（〃）	九	七九・五〇	
	〃五〃	三	三九・八〇〇〇	（〃）	（〃）	三	一一九・三八	
	〃六〃	一一	一五四・〇〇〇〇	（〃）	（〃）	（不詳）	二九八・八〇	
	〃七〃	一九	三五八・二〇〇〇	（〃）	（〃）	一五	二三四・九七	

(四)　昭和十五・十六年の作況主要農作物作付・収穫状況

主要農作物作付面積・収穫量・生産価格が事務報告で村会に報告されている。昭和十六年は、大正二年に次ぐ凶作となる。

○昭和十五年ノ作況

本年ノ融雪ハ例年ニ比シ大差ナク苗代、耕地整地ハ平年ニ比シ遅レザルモ播種期ニ至リ低温ヲ示シ、発芽後ノ生育ハ概シテ緩慢生育ヲ持續シ、移植ハ例年ニ比シ十日以上遅レタリ、七月ニ至ルモ天候恢復セズ八月ニ至リ稍々高温ヲ示スト共ニ茎葉ノ生育旺盛トナリ八月下旬ニ早キモノノ出穂ヲ見タルモ、村内各所ニ稲熱病並ニ害虫発生シタル為、被害相當アリタリ。

九月ニ至リ一時高昇セル氣温モ下リ、一層作況不良ヲ呈セリ殊ニ九月下旬ノ降霜ノ為発育順調ナラザル稲ハコトゴトク被害ヲ受ケ、前年ニ比シ三分ノ一以上ノ減収ヲ示メシタリ。

畑作ハ水稲ト同様、天候不順ニ依リ良好ナラズ八月ニ至リ稍々氣温ノ高昇ニ依リ一時生育ヲ恢復シタルモ、一般作物ノ出穂・開花期ニ於ケル低温曇天續キノタメ、例年ヨリ一般ニ相當ノ減収ヲ見タリ。

○昭和十六年ノ作況

本年融雪以來、天候ハ概シテ適順ニシテ四月ニ於ケル氣温ハ平年ニ比シ大差ナクモ、五月ニ入リテ稍低温ニシテ冷風屡々襲來シ不順ナル天候ヲ持續シ、六月ニ入リテモ氣温低冷ナリ、七月中旬ヨリ八月ニ到リ稍々天候ノ恢復ヲ見タルモ、例年ニ比シ不順ノ状態ヲ示セリ九月上旬強風襲來、九月下旬降霜アリ十月ニ入リテモ曇雨天低温を示シ晩秋ニ到ルモ恢復ニ到ラザリキ。

作況

水田ハ、苗代・耕地整地ハ平年ニ比シ遅レザルモ播種期ニ至リ低温ヲ示シ、発芽後ノ生育ハ概シテ生育緩慢ニシテ、村内各所ニ稲苗腐敗病発生シ移植ハ前年ニ比シ十日以上遅レタリ。

七・八月ニ至リ稍々氣温恢復シ温床苗又ハ早生稲ハ八月下旬出穂セルモ、道南地方ヲ襲ヒタル強風ノタメ全部ガ被害ヲ受ケタリト、九月中・下旬ニ到リ其ノ他ノ稲ノ出穂ヲ見タルモ、天候不順ナルタメ結實セズ其ノ上稲熱病発生スル等、大正二年ニ次グ凶作トナレリ。

畑作ハ水稲ト同様天候不順ニ依リ良好ナラズ、八月ニ至リ稍々氣温ノ高昇ニ依リ一時生育ヲ恢復シタルモ一般畑作物ノ出穂、開花期ニ於ケル低温曇天續キノタメ、近年ニナキ不作ヲ示シタリ。

区分 / 年	米			麦			燕麦			大豆		
	作付面積	収穫量	價格	作付面積	収穫量	價格	作付面積	収穫量	價格	作付面積	収穫量	價格
	町反	石	円	町反	石	円	町反	俵	円	町反	石	円
昭和十五年	二、二三九・三	二三、七六二	九一八、九六八	三一・四	一九六	四、六八七	五二八・二	一五、四〇〇	一〇七、八〇〇	一一九・二	一、一六二	二七、八八八
〃　十六〃	二、二三九・三	一、五八一	六一、六五九	三四・七	二八一	六、七四四	五〇三・八	六、八一一	九五、三五四	九九・二	二〇四	五、一〇〇

区分	年	小豆			馬鈴薯			菜豆			エンドウ豆		
		作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格
		町反	石	円	町反	貫	円	町反	石	円	町反	石	円
	昭和十五年	六五・〇	五二四	一五、八二五	五二・四	九四、三二〇	二三、五八〇	三三・七	三一〇	一〇、六七〇	九・四	七九	三、四〇八
	〃十六〃	四七・〇	一一三	三、六一六	五九・三	一九五、六九〇	三九、一三八	—	—	—	—	—	—

区分	年	亜麻			玉蜀黍			ソバ			ヒエ		
		作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格
		町反	貫	円	町反	石	円	町反	石	円	町反	石	円
	昭和十五年	二五・六（茎）（種）	三五、一六八（茎）三一、四〇〇（種）	二一、六六六	六五・三	一三一	三、八一二	二三・三	一六二	二、六〇八	九・八	一四七	二、〇五八
	〃十六〃	一三九・六（茎）（種）	五七、二三六（茎）六二、八二〇（種）	三六、七三四	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	年	菜豆類			工藝農産物			食用農産物			園藝農産物		
		作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格
		町反	石	円	町反	貫	円	町反	石	円	町反	貫	円
	昭和十五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	〃十六〃	二八・九	一〇六	四、四五二	一〇・四	三一〇	三一〇	一六五・九	一、〇一七	一五、四〇五	一六五・三	三五六、九四〇	三五、六九四

区分	緑肥用作物			飼料用作物			青刈玉蜀黍			果樹		
年	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格	作付面積	収穫量	価格
	町反	貫	円	町反	貫	円	町反	貫	円	町反	貫	円
昭和十五年	一	一	一	一	一	一	八一・七	七八〇、〇〇〇	五四、六〇〇	一	一	一
〃十六〃	二五・〇	四二、三〇〇	二、一一五	一〇三・九	三三、七六〇	一六、一五〇	一	一	一	一・七	二三四	四六二

区分	其ノ他			計	
年	作付面積	収穫量	価格	作付面積	価格
	町反	貫	円	町反	円
昭和十五年	二三一・三	一	四三、六八〇	三、五九〇・〇	一、二四一、二五〇
〃十六〃	一	一	一	三、六二四・〇	三二三、九四三

國有派遣種牡馬並ニ特許種牡馬合格牝馬

種牡馬名 / 年	タマエ	金花	寶月	白梅	白桐	屯夕	優泉	磐姫	安花	雄麓	亭照	アンフィート	敷島	榮霜	第七久高
合格牝馬数	合格牝馬数	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
昭和十五年	一二五頭	六〇頭	一二九頭	一三一頭	一〇一頭	七八頭	二三頭	一頭	一頭	一頭	一頭	九九頭	五二頭	七四頭	六五頭
〃十六〃	一四〇	一〇七	一四六	一三五	一二六	八七	四九	五八	六七	一四四	六一	一	一	一	一
〃十七〃	一二〇	一〇二	一一五	一一二	九九	一	一	七〇	七八	一三四	五六	一	一	一	一

年 ＼ 種牡馬名	英春	ガリナッ七	ドンナテウール	瓏禽	裕月	初勇	ハヤブサ	春風	藤花	合計	合格牝馬
昭和十五年	合格牝馬数	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	合計	合格牝馬
	一二六 頭	— 頭	— 頭	— 頭	— 頭	— 頭	— 頭	— 頭	— 頭	一、〇五三 頭	一、二一三
〃 十六〃	—	九七	五	一	—	—	—	—	—	一、二一三	一、二六八
〃 十七〃	—	—	—	—	一〇五	五〇	四一	八一	九五	一、二六八	

昭和十五年度二歳馬第一回總出場賣買成績

賣買区分	性別	頭数	總金額	最高値	最低値
賣買	牝	一八 頭	九、九一二 円	一、二〇〇 円	二五二 円
賣買	牡	七四	二七、四五三	八八一	一一〇
取主	牝	一八〇	七八、二二五	一、〇五〇	一一三
取主	牡	九二	二八、〇〇三	六〇〇	一一五
計		三六四	一四三、五九三	一、二〇〇	一一〇

軍用保護馬検定成績

年 ＼ 区分	軍用保護馬合格	軍用保護馬指定	不合格	届出不参加	計
昭和十五年	一三二 頭	八六 頭	一五六 頭	一一 頭	三八五 頭

候補種牡馬検定成績

年 ＼ 区分	出頭数	合格数
昭和十五年	一二 頭	四 頭

| | | |

年＼部落名	文上	周浜	厚軽	真舞	部野	安入	鹿別	計
昭和十五年	一頭	五二	四〇	三四	八八	八三三		
〃十六〃	二	五五	三八	三二	八一	八四九		
〃十七〃	二	五五	四〇	三三	八九	九二七		

緬羊ニアリテハ種羊場ヨリ拂下ヲ受ケ飼育シ、軍需資タル羊毛ノ増産ニ努メタリ

昭和十二年　三五頭、同十三年　七七頭、同十四年　一〇七頭　同十五年　二七頭

昭和十六年ニハ内地購買ニヨリ三五頭、委託緬羊三〇頭ノ計六五頭ヲ導入セリ。

養兎　兎毛皮ヲ軍ニ供出セリ、昭和十二年　四五〇枚、同十三年　一、二〇〇枚、同十四年　一、三〇〇枚、同十五年一、二一〇枚

(五)　農事實行組合設立

農事ノ改善農村ノ発達ヲ図ル上ニ部落ニ複合事業組合ノ必要ヲ認メ、農事實行組合ノ名称ノ下ニ設立奨励ヲナシタル大正六年ヨリ八年間十四支廳二市ニ設立サレタ六四六組合ハ、「泥炭地ノ客土改良、堆肥ノ生産、家畜家禽ノ増飼、肥料其ノ他共同購入、水田ノ稗抜及除草ノ励行、採種圃ノ経営、共同調整ノ實施、共同農具及簡易倉庫ノ設備、副業ノ励行、労力ノ交換、資金ノ蓄積、事故救護、集會親睦、時間励行、諸儀禮改善、公課完納、交通路ノ修繕、ト農事ハ勿論、家計及農村社會ノ諸般改良事業ニ對シ自主的活動ヲ以テ、農事指導奨励終局ノ目的タル「理想農村ノ建設」ヲ期サン」……と全道的に展開され、第一

次欧州大戦後の激動期と云うべき経済恐慌に対応した。本村に於ける農事實行組合の活動を北海道廳産業部要覧（昭和五年）から見ると……

農事實行組合（設立順）

組合名	設立年月	組合長名	組合員数	組合財産額	事業費			實行方法概要
					昭和四年度	昭和五年度	昭和六年（予算）	
			人	円	円	円	円	
幌内	大正八年六月	宇髙　安平	五二	七二	七〇	七六	八〇	堆肥・道路・潅漑溝・労力・公課
當麻内	八年六月	山川　新吉	三三	一、一九〇	二五八	二九三	三〇〇	〃　〃　〃　〃
西老軽舞	八年八月	田中　伊吉	二〇	一八五	一三〇	一五〇	一五〇	〃・共同作業・養鶏・農業簿記・生活
周文	八年十一月	山内由太郎	二六	二六	二三六	七〇	七〇	〃　〃　肥料共同購入・労力交換
野安部太	九年一月	田中文四郎	八〇	三二	七三	六八	一〇〇	〃　〃　〃　〃
頗美宇	九年二月	亀井三四郎	三四	一、四五三	四九二・八	八〇〇	八五〇	〃　〃　〃　〃
知決邊	九年九月	宮腰喜太郎	三二	六〇	一四二	一四〇	一五〇	〃　農業簿記・肥料共同購入
入鹿別	九年十一月	樫村　末吉	四三	七二四	八七	一五〇	一三〇	〃　堆肥・道路・潅漑溝・労力・公課・生活改善
野安部	昭和元年四月	浅野藤右衛門	三四	三三三	六二	六〇	七〇	〃　〃
トニカ	三年四月	髙橋長次郎	三三	八〇六	八三〇	四〇〇	四五〇	〃　肥料共同購入・共同農具
宇久留太	三年四月	若林　吉蔵	四二	二、五二八	五八〇	三五〇	四五〇	〃　〃　〃　〃
近悦府	三年四月	加勢　廣吉	二〇	八一五	九三五	四〇〇	五〇〇	〃　〃　〃　〃
振内	四年四月	水野金次郎	七五	一二	八三	九〇	一〇〇	〃　貯金・資金　〃

字久留	四年五月	森田長次郎	五九	二、二〇六	一、一二四	四五〇	五五〇	〃　〃　農具
仁達幌	五年五月	千葉勘次郎	一二	—	—	五〇	五〇	〃　〃　〃　〃
西周文	五年五月	山崎　誠則	一三	—	—	三〇	五〇	〃　貯金・共同作業・養鶏
牛志別第一	五年五月	山岡　長作	二一	—	—	五七〇	一〇〇	〃　〃　〃　農具・時間
東老軽舞	五年十月	森本　勘一	四七	一、九二〇	五一四・七二	六二七	六三〇	堆肥・稲作・薬細工・共同放牧・農事講話
（計）	（一八組合）		六七六	一二、三六二	五、六一七	四、七七四	四、七八〇	

※　共同作業等では發動機、脱穀機、籾摺機、精米所の共同が四組合、病虫害防除八組合、副業では製縄、筵が九組合の三一九人が取組む外、規約貯金や肥料、藁工品の共同購買も農事實行組合の組織活動として手掛けられ、講師、審査員を招いての講話・農談会や競技、品評会等が催される等、増産、品質規格の向上への努力と活動が展開されていった。（以後、年々農事実行組合は組織化され、「厚真村史二六〇㌻参照」四十一組合、八三六戸の構成となり、又産業組合の加入者ともなる…昭和十一年）

㈥　昭和十五　農地五十町歩以上大地主調査

昭和十五年調厚真村農地五十町歩以上の大地主調査

土地所有者住所氏名	総面積	同上内訳（現地目ニ依ル）			小作人戸数	土地集散ノ状況	土地管理人住所氏名	摘要
		田	畑	原野				
札幌市池田新三郎	一三三・七町	一〇八・八町	一九・八町	五・一町	四五戸	二	字ウクル森田茂次郎	（明二九）青柳農場～（明四一）「京佐賀合名会社農場」～池田農場
静岡県岡田　淑	六四・七	五〇・八	一一・八	二・一	二〇	一	字東老軽舞樺島　熊蔵	（明二八）岡田農場
札幌市高木茂次郎	六七・七	六三・七	三・七	〇・三	二五	一	字ウクル太若林　吉蔵	（明三四）酒井農場～（改稱）高木農場

厚真村 岡部正一　外一名	六〇・五	五六・〇	三・一	一・四	二七	二	字近悦府 岡部部卯三郎	(明二七)小野辰五郎(明三六)笠原禎三買入「越後屋農場」～岡部農場
鵡川村 酒巻仁五郎	一二三・三	四七・二	四五・九	三〇・二	二三	一	字上厚真 角野　銀蔵	(明二四)桑井儀平「角野農場」(明四四)「堀井農場」～「角野農場」
小樽市 藤山　良三	四六三・〇	二六六・七	一八〇・二	一六・一	九一	一	字牛志別 佐藤　三太	(明二六)吉井幸蔵(明三六)島津忠済(明四〇)「厚真水田㈱事務所」～藤山農場・北村農場
厚真村 北村富士太郎	九四・三	六四・四	一九・五	一〇・四	二〇	一	所有者と同じ	
室蘭市 上野合資会社	七一・六	六四・八	五・五	一・三	二一	三	厚真 木村虎三郎	

資料は、「農林省農業総合研究所…研究資料No.1・2」による。

北海道の開発は、開拓使以来の国家的大事業である。各分野での移民と起業が勧奨された。農耕地の開墾は、明治維新の廃藩置県等の改革により、活路を求める武士階級の士族・元議員（卒先例厚真入植…福岡県選出元帝国議会議員　岡田孤鹿）や内地府県での不況・狭隘による先行不安から、商工資本家、離農者、二・三男等が未開地に挑む、貴重な主力をなし血汗を注いだものである。

ここでの「五十町歩以上大地主農場」調査資料から、本村開拓の足跡を類推するに、

①大正元年末現在…（全道三八二農場）厚真＝六農場（小作人一五九戸）農場面積一、〇八七町、内田畑四七五町

②昭和六年末現在…（全道六〇八農場）厚真＝七農場、田畑九六七町　※厚真村史二二八ページ参照

③昭和十五年末現在…（全道七九二農場）厚真＝八農場（小作人二七二戸）内田畑一、〇一一町

④昭和二十年末現在…（全道七〇一農場）厚真＝八農場（小作人二七二戸）内田畑一、〇〇三町

開墾の進度は、明治年代に四四％、昭和十五年頃迄には開墾を達し、小作人戸当り三・七町を耕作した。この外小規模地主（田畑約九〇〇町歩）は、入植当初貸下出願の起業者が未開途中で返環譲受により縁故者等の移住・寄留した小作農民により共々開墾・営農に精進し、現代に至る「農業のまち厚真」の基礎となったのである。先の大戦後

「農地解放」による自作農創設では、田一、一〇六町、畑一七二三町が八七九人の農業者に又、牧野三、二七五町が五九八人に売渡され、自立営農のスタートとなった。

(七)　小作困窮な時代

昭和十五年九月二十五日付、北海道新聞に「離農者激増　厚真」とする。次のような記事が掲載され、農村社会に潜在していた問題点を指摘している。

節米運動と併行して米の増産も強化されねばならぬ折柄、胆振管内の米主産地厚真村では、最近、風土その他病害による天然的影響によらず、労力不足その他米作採算不利等による人為的減産に悩まされている。室蘭市を中心とする重工業の勃興並びに事業後、そ菜雑穀類の値上がり等が相当原因しており、試みに昨今の小作農家の収入を同村の標準例によって見ると、一家三人家族で水田三町歩を作り反当五俵の収穫を得たとして、このうち一俵半（約六斗）は年貢米に、一俵半約（二〇円）は肥料代となり、残り二俵が実収として玄米一俵十五円の計算で約三十円、三町歩の収入約九百円となり、このうちから耕馬飼料、農具の購入、借入費用その他の雑費を引き去れば算盤（そろばん）が合はぬ勘定となり、以前のように簡単に転業の出来ない時代とは違い腕一本で、その日から相当収入のある仕事が都会にいくらでもあるので、転業者が自然殖えるのは当然の事であり、これを防止する対策は急を要するものとして村当局でも腐心している。

第二節　漁　業

(一)　漁獲量統計に見る

北海道廳が北海道漁業現勢として、昭和十年～二十年に亘り調査した資料から厚真村関係分を抜粋し表にすると、

（昭和十年～二十年）厚真村漁獲高調

年度／魚類別	昭和10年	〃 11〃	〃 12〃	〃 13〃	〃 14〃
鰊（ニシン）	(3) 160 (1,920) 戸石円	(4) 510 (10,200)	(3) 420 (8,400)	(3) 450 (18,000)	(5) 993 (39,614)
鰛・鰯（イワシ）	(5) 863 (9,715) 戸石円	(5) 2,540 (42,540)	(20) 2,553 (33,509)	(20) 2,098 (96,530)	—
鮭（サケ）	— 戸石円	—	—	(3) 2 (240)	(5) 10 (882)
鱒（マス）	— 戸石円	—	—	—	(5) 9 (864)
鯖（サバ）	— 戸貫円	—	—	—	—
鰈（カレイ）	(不詳) 3,000 (3,000) 戸貫円	—	—	(16) 3,250 (2,496)	(16) 2,987 (2,842)
柔魚（イカ）	— 戸貫円	—	—	—	(3) 500 (250)
蛸・鮹（タコ）	— 戸貫円	—	—	—	—
鮪（マグロ）	— 戸貫円	—	—	(3) 1,000 (400)	(3) 820 (820)
鮫（サメ）	— 戸貫円	—	—	—	—
鰹（スケソウタラ）	— 戸貫円	—	—	—	—
その他	(6,128) 円	—	—	—	—
（計）	20,763 円	52,740	41,909	117,666	45,272

漁獲高（経営者・漁獲量・生産額）

摘要（主要漁獲物）

（年平均）① 鰛　36,458円
② 鰊　15,627円

年度／魚類別	昭和15年	″ 17″	″ 18″	″ 19″	″ 20″
鰊（ニシン）	(2) 戸 248 石 (10,647)円	(4) 1,931 貫 (836)	(18) 201,014 (109,317)	(3) 12,856 (9,346)	(5) 8,840 (9,742)
鰛・鰯（イワシ）	(20) 戸 1,198 石 (67,392)円	(18) 55,713 貫 (21,608)	—	(4) 2,437 (2,777)	(2) 47,451 (56,941)
鮭（サケ）	(3) 戸 5 石 (600) 円	(2) 220 貫 (484)	(4) 200 (400)	—	—
鱒（マス）	(4) 戸 10 石 (900) 円	(2) 70 貫 (112)	(2) 1,500 (3,000)	(3) 75 (157)	—
鯖（サバ）	— 戸貫 円	(2) 178 (14)	(2) 2,904 (2,313)	(3) 1,980 (3,160)	(2) 694 (833)
鰈（カレイ）	(34) 戸貫 9,242 (9,443) 円	(15) 20,657 (26,442)	(1) 3,460 (3,625)	(6) 16,884 (23,502)	(2) 1,353 (4,389)
柔魚（イカ）	— 戸貫 円	(2) 1,318 (1,083)	(2) 82 (164)	(3) 720 (1,040)	—
蛸・鮹（タコ）	(2) 戸貫 (不詳) (233) 円	(12) 72 (144)	—	—	—
鮪（マグロ）	— 戸貫 円	(2) 395 (967)	—	—	—
鮫（サメ）	— 戸貫 円	(3) 69 (48)	(2) 44 (27)	—	—
鰉（スケソウタラ）	— 戸貫 円	—	(3) 71 (66)	—	—
その他	— 円	—	—	—	—
（計）	89,215 円	51,738	118,912	39,982	71,905
摘要（主要漁獲物）	（年平均）① 鰛 29,744円 ② 鰊 27,977円 ③ 鰈 13,480円				

漁獲高（経営者・漁獲量・生産額）

注　昭和16年不詳

(二)　シシャモ人工ふ化事業

鵡川・厚真・苫小牧沿岸で漁獲されるシシャモ（柳葉魚）は、鵡川において保護養殖のため人工ふ化され、稚魚の放流が毎年行われ恵みを享受されているが、今ではこの人工ふ化事業にも厚真漁業協同組合が参画している。人工ふ化事業は昭和十六年から始まると続鵡川町史に記述されている。昭和十五年十一月十日付の北海道新聞は当時の模様を次のように伝えている。

鵡川　柳葉魚漁始まる　本年から人工孵化着手

鵡川村の特産物シシャモ（柳葉魚）は、漁期に入り村民は鵡川沿岸に小屋掛けをして待機中のところ、愈よ産卵のため遡上を始めたので十二日頃から一斉に漁獲を開始した。胆振支庁では鵡川村の陳情により本年からシシャモの人工孵化を行ふべく水産課谷口技手は十二日鵡川村へ出張した。

シシャモは本道三、四ヶ所より漁獲のない特産物で年々沿岸の地曳網、手繰網等により減少の一途を辿ってをり、これが保護並に蕃殖を図るため、本年取敢ず五百万尾の人工孵化を試み、鮭、鱒蕃殖のため白老川、勇拂川、長流川等と同様鵡川を十、十一、十二月の三カ月保護河川として取締るべく道庁に申請中である。

第三節　鉱　業

㈠　石油鉱区

昭和年代の石油採掘・試掘鉱区は、札幌鑛務署の記録によると。

採掘鑛区

年	登録番号	鑛種	鑛業権者等
昭和　十七年	6	石油	帝國石油株式会社、三十二年北海石油鑛業株式会社
〃　二十七〃	6	石油可燃性天然ガス	三十七年北海鑿井工業株式会社
〃　十七〃	12	石油	帝國石油株式会社、三十二年北海石油鑛業株式会社
〃　二十七〃	12	石油可燃性天然ガス	三十七年北海鑿井工業株式会社

昭和　十七年	27	石　　油		帝國石油株式会社、三十二年頃石油資源開発株式会社
〃　二十七〃	27	石油可燃性天然ガス		
〃　十七〃	31	石　　油		帝國石油株式会社
〃　十三〃	58	石　　油		日本石油株式会社、十七年帝國石油株式会社
〃　二十七〃	58	石油可燃性天然ガス		三十二年北海石油鑛業株式会社、三十七年北海鑿井工業株式会社
〃　三十二〃 252 253 254 255 256 260 261		石油可燃性天然ガス		石油資源開発株式会社

試掘鑛区

昭和九年石油試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び鵡川村にまたがる区域、鑛業権者　東京都　日本石油株式会社（一五鑛区）、東京都　佐藤正外一（一鑛区）、東京都　日本鑛業株式会社（一鑛区）

昭和十七年石油試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び穂別村にまたがる区域、厚真村及び鵡川村にまたがる区域、厚真村及び安平村にまたがる区域、鑛業権者　東京都　帝國石油株式会社（二九鑛区）、横濱市　原崎秋太（三鑛区）、平取村　貝澤六郎（二鑛区）

昭和二十一年石油試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び穂別村にまたがる区域、厚真村及び鵡川村にまたがる区域、厚真村及び安平村にまたがる区域、鑛業権者　東京都　帝國石油株式会社（二五鑛区）、横濱市　原崎秋太（二鑛区）、函館市　田代正治（一鑛区）

昭和二十九年石油可燃天然ガス試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び鵡川町　鑛業権者　東京都　帝國石油株式会社（七鑛区）

昭和三十九年石油可燃天然ガス試掘権登録者
所在地　厚真村　鑛業権者　東京都　石油資源開発株式会社（五鉱区）
昭和四十七年石油可燃天然ガス試掘権登録者
所在地　厚真町、厚真町及び穂別町にまたがる区域、厚真町及び鵡川町にまたがる区域、厚真町・穂別町及び鵡川町にまたがる区域、鉱業権者　東京都　石油資源開発株式会社（一一鉱区）、室蘭市　工留蔵外一（一三鉱区）
昭和五十七年石油可燃天然ガス試掘権登録者
所在地　厚真町、厚真町及び穂別町にまたがる区域、厚真町及び鵡川町にまたがる区域、厚真町及び早来町にまたがる区域、厚真町及び苫小牧市にまたがる区域、厚真町・穂別町及び夕張市にまたがる区域、厚真町・早来町及び苫小牧市にまたがる区域、厚真町・由仁町及び夕張市にまたがる区域、厚真町及び夕張市にまたがる区域、厚真町・穂別町及び鵡川町にまたがる区域、厚真町及び地先海面に及ぶ区域、厚真町・鵡川町及び地先海面に及ぶ区域　鉱業権者　東京都　石油資源開発株式会社（七三鉱区）、千葉県　オペルカ石油開発株式会社（一鉱区）、東京都　国土石油開発株式会社（一鉱区）、室蘭市㈹　株式会社宝光石油開発（三鉱区）、神奈川県㈹　猪俣公正（一鉱区）

(二)　石炭鉱区

昭和年代の石炭採掘・試験鉱区は、札幌鑛務署の記録によると。

採掘鉱区

年	登録番号	鉱種	鉱業権者等
昭和　三年	3	石　炭	東京都　北海道炭鑛汽船株式会社
昭和二十五年	107 113 114 115	石　炭	東京都　北海道炭鑛汽船株式会社、三十九年穂別炭鑛株式会社、五十七年北炭真谷地炭鑛株式会社
昭和二十八年	139	石　炭	小樽市　高野芳太郎

昭和二十八年	租鑛権	石　炭	札幌市　上幌内炭鑛株式会社
昭和三十九年	3	石　炭	福島県　河崎　茂
	334		

試掘鑛区

昭和六年石炭試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び穂別村にまたがる区域　鑛業権者　東京都　東邦炭鑛株式会社（一鑛区）、東京都　北海道炭鑛汽船株式会社（三鑛区）、厚真村　澤田次四郎外一（二鑛区）、札幌市　宮崎芳作（二鑛区）

昭和十七年石炭試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び穂別村にまたがる区域、厚真村・穂別村及び夕張町にまたがる区域　鑛業権者　埼玉県　原奎吾（三鑛区）、札幌市　岩田彦三郎（一鑛区）、東京都　池田勝（八鑛区）、東京都　北海道炭鑛汽船株式会社（三鑛区）、小樽市　高野芳次郎（五鑛区）、東京都　米澤圭之助（一鑛区）

昭和二十一年石炭試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び穂別村にまたがる区域、厚真村・穂別村及び夕張市にまたがる区域　鑛業権者　東京都　帝國石油株式会社（二鑛区）、東京都　山縣孝亮（六鑛区）、東京都　北海道炭鑛汽船株式会社（四鑛区）、小樽市　高野芳次郎（四鑛区）

昭和二十九年石炭試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び穂別村にまたがる区域、厚真村及び夕張市にまたがる区域　鑛業権者　札幌市　小前榮治（一鉱区）、東京都　渡辺定衛外一（一鉱区）、東京都　坂井辰次郎（一鉱区）、福島県　河崎茂（一鉱区）、札幌市　大内鉄郎外一（一鉱区）、小樽市　高野芳次郎（一鉱区）

昭和三十九年石炭試掘権登録者

所在地　厚真町及び夕張市にまたがる区域　鑛業権者　福島県　河崎　茂（一鉱区）

㈢　砂鐵・亞炭・ニッケル・クローム鐵　鉱区

採掘鉱区

昭和二十一年　鑛種　「砂鐵」　鑛業権者　東京都　高砂鑛業株式会社、二十九年　日本周波鋼業株式会社、四十四年　株式会社三光工管外一

試掘鉱区

昭和十七年亞炭試掘権登録者

所在地　厚真村、厚真村及び安平村にまたがる区域、鑛業権者　東京都　帝國石油株式会社（一鑛区）、苫小牧町　向井睦吉（一鑛区）、小樽市　小淵幸一（一鑛区）

昭和二十一年ニッケル・格魯謨鐵（クローム鐵）試掘権登録者

所在地　厚真村　鑛業権者　小樽市　高野芳次郎（一鑛区）、平取村　八田忠虎（一鑛区）

鑛業権には、試掘権と採掘権の二種類がある。試掘権は、将来採掘を行うための準備として鉱物を探査する権利であり、採掘権は、本格的な採掘事業を行うための権利で、探鉱によって鑛物の存在が明らかであって、採掘に適するとこに設定する。試掘権と採掘権とは別個の権利であって、両者の間に継続性は認められないが、ただ試掘権者が自己の試掘鉱区を重視して採掘出願をした場合において当該出願が採掘に適するときには、その地域において他の者に優先して採掘権を取得することができるとなっている。

採掘権は、無期限の権利であるのに対し、試掘権は、有期限（二年）の権利である。ただし、許可を得れば二年ずつ二回（石油は三回）延長することができる。

(四)　昭和年代の石油採掘

ア　山元軽舞製油所

軽舞石油坑場での製油開始年は不明であるが、昭和七年以前からすでにトッピング法により揮発油の製油が行われている。また、七年十月には軽舞地区の坑井の増加、天然瓦斯の増産により瓦斯壓搾法によって揮発油採収装置（ガソリンプラント）が完成していた。（厚真村史五八一ページ　昭和二十七年九月末現在　揮発油　二、六三三・五二キロリットル生産）

イ　パイプラインによる原油輸送

原油採油当初は、ダンヅケ馬搬により早来製油所または最寄りの鉄道駅まで運搬されていたが、後に鉄製のドラム缶ビール樽に入れて馬車積による輸送となった。大正十三年には未だ馬車利用であったが昭和六年に入り産油量も増加していくに伴いパイプラインの布設工事が施行された。

ラインは、「宇久留石油坑場」で採油された原油はポンプを使用し山を越えて二吋（インチ）半の鉄管線により「軽舞石油坑場」に設置の二万石入タンク（鉄製）に一端収容し、同場より私鉄北海道鉄道上厚真駅構内据付の二百石入鉄槽二基に三吋鉄管をもって自然流下により流送していた。

パイプラインの延長は

石油輸送管　宇久留・軽舞二万石タンク間　二吋二分一　八、一四八・四〇メートル

軽舞・上厚真駅間　三吋　八、五〇〇メートル

揮発油輸送管　軽舞・上厚真駅間　一吋二分一

帝国石油株式会社　北海道鉱業所　厚真支所
原油貯蔵所敷地並に原油トラック輸送道路敷地
（安平村より貸借地）

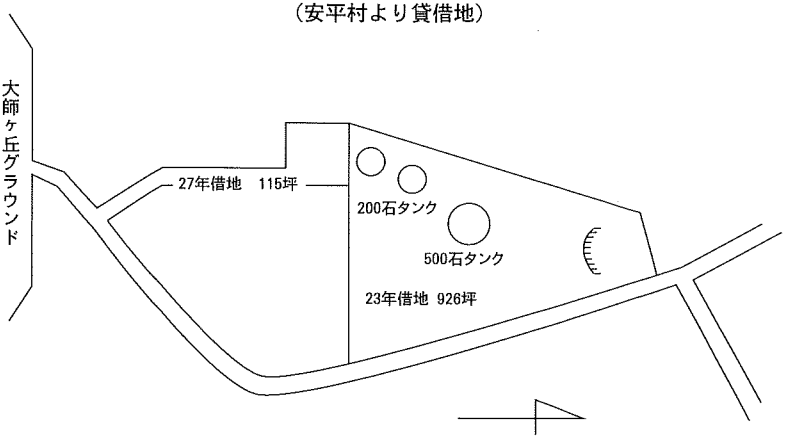

九、七四〇メートル

であった。この原油輸送管は昭和十八年十一月一日金山線鉄路廃線とともに廃止された。

太平洋戦争勃発の翌年、昭和十七年三月一日国策に沿って国内石油鉱業を一元化するため、帝國石油株式会社が設立された。厚真村字宇久留の帝國石油株式会社北海道鑛業所では軽舞・上厚真パイプラインに替わる代替えルートとして採油した原油を國鉄早来駅から貨車輸送するため、昭和十八年から帝國石油の宇久留石油坑場から厚真市街、知決邊を経て早来軌道株式会社の軌道わきに鉄管のパイプラインを布設、安平村字早来（大師ヶ丘グランド下の安平村有地を借地して）の高台に貯油槽五百石入タンク一基、二百石入タンク二基を建設し、同二十七年までパイプ輸送を行った。その後は、トラック輸送に切替え帝國石油株式会社では、同三十一年まで原油の輸送を行ったが、同三十二年に北海鑛業株式会社がこの事業を引き継いで行い、さらに同三十七年には北海鑿井工業株式会社が経営し、昭和三十八年には全く事業を取り止めて貯油槽、その他施設を撤

去している。

ウ　最盛期の産油量

厚真村から産油された原油量は、「厚真村史（五七一ページ）」に開発以来の年度別石油坑場別採油量」として記録されている。年間上位採油量は昭和六年度、九千百七十七キロリットル、次で同九年度、八千二百二十キロリットル、三番目が同七年度、八千二百十八キロリットルとなっている。一方、北海道廳調「北海道の鉱業及鑛業概要」によると、昭和九年末現在の北海道鑛山別産油量（別紙）を見ると全道の産油量は一万四千四百二キロリットルに対し、厚真村の産油量は厚真・軽舞石油坑場で八千三百八十八キロリットルであり、全体の五八・二％半分以上となっている。

北海道鑛山名簿（昭和九年末現在）

石油

鑛山名	所在地	昭和九年鑛産額			鑛夫數	鑛業権者
		種別	數量	價額		
石狩	石狩國石狩郡石狩町	原油	五、五三〇キロリットル	一九九、〇八六円	六三	日本石油株式會社
		瓦斯	八九八、八八四立方米	一〇、六六六		
		計		二〇九、七五二		
厚田	同　國厚田郡厚田村	原油	二〇七	五、三八二	三	同
		瓦斯	一六、六五八	一九四		

豊富	天鹽國天鹽郡幌延村	瓦斯	一二三、六〇九	一、四三四	五、五七六	
增幌	北見國宗谷郡稚内町	原油	二〇六	五、一五三	二一	同
稚内	同	同	七一	一、五〇四		同
厚眞	膽振國勇拂郡厚眞村	同	八、三四四	二一六、九七七	一〇五	同
		瓦斯	一、二九二、一一一 立方米	一五、一一六		
		計	四四	二三二、〇九三	八	
輕舞		原油		八八九		同

（北海道廳「北海道の工業及鑛業概要」）

昭和五年の労働統計調査令による調査が十月一日現在で全国一斉に実施され、本村に於ても字軽舞及三渓内（現字隆）にある日本石油株式会社厚真鉱業所が対象となり、調査結果労働者八九名と報告されている。

エ　大正十三年・昭和九年の石油鉱山

本村における石油採掘の状況を知る上で参考となる北海道鑛業誌（札幌市　社團法人北海道石炭鑛業會発行）により、当時の山元の模様を知ることができる。

大正十三年軽舞石油鑛山　（記述内容は、大正十二年末の現況）

鑛山名　日本石油株式会社厚真鑛山　　位置　勇払郡厚真村字軽舞

鑛區　採掘登録第十二號　面積　三四五、五〇〇坪

鑛種　石油　鑛産額　原油　一、九〇〇石

地理　室蘭線早來驛ヨリ約五里、北海道鑛業鐵道上厚眞驛ヨリ約二里、早來ヨリハ道路平坦ニシテ四周水田開ケ、車馬ヲ通ズ。

地質及鑛床　第三紀層ニ屬シ堅硬ナル頁岩及砂岩ノ互層ヨリ成ル。傾斜ハ三十五度内外ニシテ南部ニ於テハ稍々緩トナリ約十度ナリ。油砂ハ微少ニシテ層薄ク石英砂ヲ混ズル凝灰質砂岩ニシテ時ニ濃厚ナル鹽水ノ浸出アリ。

品位及用途　「ボーメ」二十五度内外ナリ。

坑名　現在採油中ノモノハ第四號井（八十間餘）第五號井（百間餘）第六號井（九十間餘）第七號井（三百五十間）ノ四坑ニシテ主トシテ第七號井ヨリ出油シ、目下第四號井追掘準備中ナリ

鑿井及採油法　「アメリカンロープボーリング」ニ依リ掘鑿採油ス。

排水法　谷間ヲ利用シテ造レル沈澱池ニ入レ清澄ナラシメ放流ス。

運搬　油井ヨリ喞筒（ポンプ）ニテ採油セルモノハ自然ノ傾斜ヲ利用シ「タンク」ニ送リ、鐵製「ドラム」罐及「ビール」樽ニ容レ馬車ニテ上厚眞驛ニ搬出ス。

製油法　原油ノ儘全部輕川ノ北海道製油所ニ送リ製油ヲナス。

公害問題　坑井ヨリ汲揚シ鹽水油等ハ沈澱セシメル後上澄ヲ溪谷ニ放流シ公害ノ虞ナシ。

動力及機關　採油、鑿井等動力發生用トシテ左ノ汽罐ヲ設置ス。

種類	徑	長	常用壓	數
多管	四呎一〇吋	一二呎〇吋	一〇〇封度	一

鑛夫　員數　男一〇名　計一〇名

修養　時々知名ノ士ヲ招キ講演會ヲ催ス。

醫療　鑛場内ニ應急ノ設備アルモ輕重ニ依リ知決邊　又は札幌ニテ療養セシム。

物資供給　一定ノ配給所ナキモ社費ヲ以テ野菜ヲ作ラセ、且食料品ハ社費ヲ以テ運搬ス。

宇久留石油鑛山

鑛山名　宇久留石油鑛山　日本石油株式会社振老鑛山　位置　勇払郡厚真村字ウクル

鑛區　採掘登録第六號　面積　二七二、八八一坪

鑛種　石油　鑛産額　厚真鑛山ニ含ム

賃掘　日本石油株式會社ノ鑛区権ナルモ現在ハ大日本石油株式會社ニテ賃掘ヲナシツヽアリ。

地理　早來驛ヨリ約五里ノ地ニアリ。其間知決邊市街地迄約二里間ハ馬車軌道アリ。同地ヨリ山元ニ至ル約一里ノ間ハ道路良ク發達シ車馬ヲ通ジ得。知決邊市街地ハ勇拂原野北部ノ物資集散地ニシテ郵便局、村役場等アリ。

地質及鑛床　第三紀層ノ砂岩、頁岩ノ互層ヨリ成リ、其間ニ數條ノ薄キ砂層アレドモ油砂微細ニシテ産油量少ナシ。

品位及用途　「ボーメ」二十八度内外ナリ。

坑名　第一號、第二號、第三號、第四號、第七號、第九號、第十號、第十一號、第十二號、第十三號、第十四號、第十五號、第十七號ノ十三井アリ、何レモ採油中ニシテ此他ニ第十八號、第十九號ノ二井目下掘進中ナリ。就中主要ナルモノハ左ノ諸坑ナリ。

坑井名	深度	日産
第十一號井	八〇間	三斗四升
第十七號井	二八間	三斗七升
第十八號井	五十二間餘	
第十九號井	八間餘	

鑿井及採油法　全部手掘ニシテ一號、二號井ハ枠内四尺八寸、他ハ何レモ四尺二寸ノ正方形トシ採油ス。背斜軸ヲ中心トシ東西ニ開坑シ最深ノモノハ四百八十三尺ナリ。油井ヨリハ桶ニテ汲揚ゲ採油ヲナス。

排水法　油井ヨリ汲揚グルモノハ桶ニ入レ原油分ヲ採取ノ上溪流ニ放水ス。

通氣法　坑内作業中ハ俗稱「タヽラ」送風機ニテ坑底ニ送風ス。

運搬　油井ヨリ汲揚ゲタルモノハ木製「タンク」に貯油シ置キ、石油罐ニ容レ馬車ニテ早來驛ノ製油所ニ搬出ス。
製油法　早來ノ製油所ニ送リテ製油シ、揮發油、燈油、車軸油ニ分離シ「ピッチ」ハ燃料トス。
公害問題　油井ヨリ汲揚ゲタルモノハ木製「タンク」ニ入レ原油分ヲ採油ノ上渓流ニ放流シ公害ノ憂ナシ。
鑛夫　員数　男一五名　計一五名
　昭和九年厚真石油鑛山（宇久留・軽舞一括）（記述内容は、昭和九年三月末の現況）
鑛山名　日本石油株式会社厚真鑛山　位置　勇払郡厚真村字振老及び同字軽舞
鑛區　採掘登録第六號、第十二號　面積　一、五四七、八〇〇坪
鑛産額　昭和六年　原油　九一、一一三瓲　（一六七、九八一圓）
　瓦斯　三一八、三六〇立方米
　同　七年　原油　八六、一一四瓲　（一七八、四五三圓）
　瓦斯　四九八、一一一立方米
　同　八年　原油　七九、六〇七瓲　（二七一、五二五圓）
　瓦斯　一、一四一、七六四立方米
所長　中村卓爾
係員数　一〇名
合併　大正十一年一月振老鑛山を合併して厚真鑛山と稱す。
品位及用途　原油の性質は混合基にしてボーメ二七度乃至三五度内外なり。揮發油、燈油、輕油、機械油等を製出し得べし。
坑名　採油中の坑井左の如し。

種類型式	坑數	種類型式	坑數
上總掘式採油井	三〇	ロータリー式採油井	九八
綱掘式採油井	五二	合計	一八〇

場所	型式	油井深度	場所	型式	油井深度
輕舞		四〇〇—七〇〇米	振老	上綱式深掘	六〇〇米
振老	ロ式	六〇〇—八〇〇	振老	上總掘式	一五〇
振老	上綱式淺掘	二〇〇			

鑿井法　當鑛山に於いては元輕便上總掘法及綱掘式掘鑿方法により居りしが、昭和三年より輕舞方面の發展に伴ひ新たにロータリー式掘鑿機を設備し同式により掘鑿開始す。尚現在上總掘式掘鑿は中止せり。

水壓廻轉法　ロータリー式　高さ七十二尺乃至百〇六尺の木製又は鐵製櫓を建設し、其傍に鐵製絡車、給水喞筒及鐵管廻轉器を裝置し、櫓の頂上には滑車を緩著し之に索綱を懸垂し、綱の一端は鐵錐を螺接したる掘鑿用鐵管を結付け他の一端は絡車に捲付け、蒸気機關又は電動機によりて鐵管を廻轉し、給水喞筒より護謨管を通じて鐵管内に絶えず泥水を壓送し、鐵管の廻轉と共に鐵錐は坑底を掘鑿し、破碎せる泥砂は喞筒の水壓によりて管外を上り地上に排出し逐次掘進す。

普通機械掘法　綱式　高さ六十尺乃至七十二尺内外の木製又は鐵製の櫓を建設し、其傍に掘鑿機械を裝置し、櫓の頂上には滑車を緩著して之に索綱を懸垂し、綱の一端には鐵錐を螺接して他の一端は絡車に捲付け、蒸気機關又は電動機によりて鐵錐を上下し以て掘鑿の働きを爲さしめ、又管の底部に瓣を備付けたるベーラを坑内に降下し破碎せし泥砂を採収排出す。而して掘進するに應じ坑徑に相當する鐵管を挿入して坑壁の崩壊を防止し逐次掘進す。

鑿井機械　當鑛山に設備せる鑿井機械はロータリー式一式、綱掘式一式なり。

採油法　二吋二分の一乃至二吋のチュービングを坑井内に降入し、蒸気機關石油發動機又は電動機により管端に接續せる吸上採油喞筒を動かして採油し、坑數多き場合は數坑井の中間配當の位置にポンピングパワーを装置し、之より各坑井の井戸元採油装置に至る迄鐵線を連絡して採油するを常とす。

防水方法　坑井掘鑿中其の坑井内に於ける出水を遮水するに現在當鑛山に在りては左の二方法により居れり。

一、迫止法　本方法は主として淺層の出水量多からざる場合に行ふものにして、水層の直下適當の地質の箇所に於て遮水管を打込み漏水の有無を充分檢したる上、其の完全なるを認めたる上以下掘鑿するものなり。

二、セメント遮水法　此の方法は淺層に在りても出水多量なる場合及深掘井は概ね之によるものにして、本法は出水を見たるとき水層以下適當なる地質迄掘鑿の上遮水管を降下し、深度より約一米上部に吊し置き同管内に更に小徑鐵管を挿入し櫓下に於てセメントミクサー中にて溶解させるセメント（速硬劑を混ずる場合も有り）をポンプにて小徑鐵管を通じ遮水管の外に壓入したる上遮水管を掘肌に定置してセメントの逆流を防ぎ硬化する迄静止するものにして、此のセメント水止法には幾方法もあれども方式大同小異に付省略す。

坑井間の距離　淺層井　四五米、綱掘及ロータリー式深井九〇米なり。

鑿井及採油機械　當鑛山に設備せる鑿井機械はロータリー式四式、綱掘式五式、上總掘式四式なり。

採油機械　現在設置しあるポンピングパワー左の如し。

場所	型式	臺數	場所	型式	臺數
輕舞	ナショナル式ポンピングパワー	二	振老	三段式ポンピングパワー	二
	三段式ポンピングパワー	一			

排水法　（漏出油の處置方法）各坑井に接して一個以上の泥溜と稱する濾過池を築造し、坑井附近及油槽より流出の油並に泥水を滞溜（ちよりゆう）し油分を分離採収す又坑井泥溜貯油場其他流水の關係を斟酌して適當の個所に一個或は二、三個併

列の濾過池を設け流油を瀦溜し、充分油水を分離せしめ浮油は絶えず之を採収し清水のみを放出す。泥溜貯油槽其他より流出油の状況に依り排水溝を設け漏水の憂あるときは木樋又は土樋と爲し濾過池又は危害なき場所迄導き排水す。

運搬法　原油は振老鑛山より唧筒（ポンプ）を使用し二吋半鐵管線にて輕舞設置の二萬石入タンク（鐵製）に収容し、同所より私設北海道鐵道上厚眞驛構内据付二百石入鐵槽二基に三吋鐵管を以て自然流下せしめ、タンクカーに依り苗穗驛より省線と連絡し、輕川驛本社北海道製油所に輸送す。

揮發油は輕舞貯油槽（三〇石入鐵槽　五　四〇石入鐵槽　二　六〇石入鐵槽　一　計八）より北海道鐵道線上厚眞驛構内に据付けの鐵槽（六〇石入鐵槽二）に一吋二分の一鐵管線を以て自然流下せしめ、同所よりは原油と等しくタンクカーによりて輕川所在當社北海道製油所へ輸送するものにして、本鐵管線は昭和六年春工事施行す。

送油鐵幹線の延長次の如し。

石油線　振老　輕舞二萬石タンク間　二吋二分ノ一　八、一四八・四〇米　輕舞　上厚眞驛間　三吋　八、五〇〇・〇〇米

揮發油線　一吋二分ノ一　九、七四〇・〇〇米

山元製油法　當鑛山輕舞に於て從來トッピング法によりてのみ揮發油を採収しつゝありしが、坑井の增加に伴ひ天然瓦斯の增産により、昭和七年六月瓦斯壓搾法によりて揮發油採収裝置（ガソリンプラント）の工事に着手し、同年十月完成し、爾來之による揮發油をも採収しつゝあり。

トッピング法　原油を蒸溜釜にて蓄溜せしめ之を撒水冷却して製品とす。

瓦斯壓搾法　普通之をガソリンプラントと稱す。即ち坑井より噴出する天然瓦斯を鐵管線に集めコンプレッサーにて壓搾し、更に之を撒水冷却して液化せしめ製品とす。

公害問題　漏出油は泥溜にて分離し更に濾過池にて濾過し、清澄水のみを放流するが故に公害の虞なし。送油管は常に見廻りをなし、漏水の惧れなき様注意す。

動力及機關　當鑛山に於ては元蒸汽及石油並に瓦斯機關を動力とせしが、昭和六年十月輕舞に於て之を廢し鑛場の動力を電化せり。其の電力は勇拂電燈株式會社より購入し、同社は字輕舞部落に一八〇K・V・Aの變電所を新設し、電壓二二、〇〇

○ヴォルトの送電線によりて電力を受け入れ此所にて三、三〇〇ヴォルトに低下し當社に供給す。當社に於ては鑛山内に（變電所より約三粁を距つ）開閉所を設け一旦電力を受入したる後配電するものにして、其の電壓は三、三〇〇ヴォルト受電容量一二〇キロワットなり。而して各種動力用として瓦斯發動機を設置す。而してトッピング、プラント原油蒸溜用として左記汽罐使用しつつあり。

種類	馬力	臺數	用途
外焚多管式汽罐	六〇	四	トッピング、プラント用採油、送油用其ノ他
〃	一〇〇	二	〃
三相交流誘導電動機	一	一	揮發油採収用
〃	二	一	〃
〃	三	二	〃
〃	七・五	一	採油用
三相交流誘導電動機	五〇	三	掘鑿用
〃	七五	三	〃
オット式4c石油發動機	五・五〇	一	振老鐵工所用
〃	一三・〇	一	振老〃豫備發電所用

種類	馬力	臺數	用途
三相交流誘導電動機	一〇・〇	一	採油用
〃	一五・〇	一	鐵工所用
〃	一五・〇	一	運搬用
〃	二〇・〇	二	送油用
〃	二〇	二	採油用
〃	三〇	二	〃
ウキスターン式4c瓦斯發動機	六〇	一	揮發油採収用
シュペリオル式4c瓦斯發動機	一五	一	採油豫備動力用
〃	二〇	四	〃
〃	三〇	一	〃

昭和八年中用途別使用電力量左の如し。

坑井掘鑿二八四、八二〇K・W・H　採油動力一〇七、四七〇K・W・H　揮發油採収二三、一二〇K・W・H

送油動力一四、一〇〇K・W・H　鐵工所動力二九、六四〇K・W・H　運搬動力五、二五〇K・W・H
坑井廢坑動力七、〇〇〇K・W・H　電燈用三四、九〇〇K・W・H

鑛夫
員數

	鑿井手	汲油手	揮發油採収手	鐵工手	電工手	木工手	雜役手	計
	名	名	名	名	名	名	名	名
男	二一	五二	四	一三	八	七	一〇	一一五
女	—	—	—	—	—	—	一	一
計	二一	五二	四	一三	八	七	一一	一一六

醫療・衛生　鑛山内に應急の設備をなし、嘱託醫を置きて診療せしむるも重患と認められるゝものは札幌、苫小牧等にて加療せしめつつあり。尚附近村落に傳染病等發生せる場合は隨時豫防注射を施行しつつあり。

住宅設備　獨身者の爲めに寄宿舍、家族持の爲めに社宅を設け、共に無料にて貸與す。

物資の供給　購買組合を設け、札幌、小樽、石狩其他より物品を仕入れ、運賃は會社にて補助し、廉價にて日用品を配給す。

奬勵方法　鑛夫褒賞規定に依り、毎年五月十日會社創立記念日を卜し、十年、十五年、廿年、廿五年勤續の年功者には記念品並に金員を贈呈し、其他（一）業務上有益なる發明若しくは改良をなしたるもの（二）天災事變に際し會社の被害を未然に防ぎ又は輕減したるもの（三）技術優秀にして他の模範たるべきもの（四）誠實勤勉品行方正にして他の模範たるべきもの等は功績賞及善行賞を交付し、月給又は日給日割額の百日分乃至三十日分の金員を交付し表彰す。

修養・慰安　時々知名の士を招きて講演會を催し、又毎月一回技術其他研究に關する機關雜誌「東もしび」を發行無料配本し、其他有益なる雜誌新聞を備付自由に閲讀せしむ。倶楽部の設けあり、撞球、囲碁、將棋、蓄音器、ラヂオ等を備付、其他屋外運動としては、テニスコートあり、又毎年春秋二回（五月、十月）從業員一同の慰安會を催し演劇活動寫眞等を催す。尚

ほ昭和二年十月石油業者の守護神伊夜日子神社を建立し秋期祭典を催す。

協調並共濟機關　社員鑛夫間の意志の疎通を計り作業能率を促進すべく各自の隔意なき意見を交換する目的を以て毎月懇談會を催し、作業待遇等の問題を協議す、尚ほ毎年一回東京本社に於て鑛夫の聯合懇談會を開催す。就業者共濟會ありて會員の家族に不幸ありたるとき、會員退會死亡の場合の如き共濟をなす。

健康保険の状況　政府直轄保険に加入し比較的事故少なく本年二月北海道會議事堂に於て行はれし満五ヶ年間無給付の健康保持者表彰に際し被保険者總數二八、〇〇〇人中受彰者三五五名、一・二六%なるに對し當社は一八・五%に當れり。

附帯事業　旋盤、ボール盤、シェービングマシン、ベルトハンマー、瓦斯及電氣熔接の設備ありて當鑛山の所要各種機械器具の製作修理をなしつつあり。

擴張工事並計畫　當鑛山の内輕舞は昭和六年十月動力を電化せしも、振老方面は最近の発展に伴ひ輕舞より振老迄高壓電線路を延長し昭和九年一月より掘鑿井動力を電化せり。

オ　厚真鑛山石油試掘抗場

鑛山名　日本石油株式会社厚真鑛山　位置　勇払郡厚真村字頓美宇（現高丘）及トニカ（現富里）

鑛區　試掘登録第二、八七九號　面積　九四六、〇〇〇坪

鑛産額　昭和六年　原油　一一五頓（二〇七圓）

同　七年　原油　五一二頓（一、〇二五圓）

所長　中村卓爾　係員数　一名

沿革　當鑛山は大正十三年より小樽市廣瀬伊三郎、上總掘三坑開坑せしも油量僅少稼行を繼續するに至らず、昭和三年以來休止中の處昭和八年五月當社に於て譲受、九年二月ロータリー式を以て試掘開始せるものなり。

地理　室蘭線早來驛より西北約三里を經て、此間早來軌道會社のガソリン機關車軌道の便あり。振老市街より東北約一里を隔つ。

地質及鑛床　本鑛床を構成する地質は新第三紀層中の所謂「川端層」より成り、背斜構造を呈し諸所石油及瓦斯の露頭ありて油田地として矚望せらるゝ地域なり。

抗名　ロータリー式一坑昭和九年二月十五日試掘開坑せるものにして、未だ豫定に達せず掘進中なり。

鑿井法　鑿井方法は字振老及字輕舞坑場と同様なり。

採油法　採油方法試掘中にして未だ採油に至らず。

鑿井機械　ロータリー式　一式

排水法　字振老及字輕舞坑場と同様なり。

公害問題　特記すべき事なし。

動力及機關　當鑛山の動力は最初より電氣を以てし、電力は勇拂電燈株式會社より購入す。同社は電壓二二、〇〇〇ヴォルトの送電線によりて電力を受入れ、振老變電所に於て三、三〇〇ヴォルトに低下し、當社に供給するものにして動力として左の電動機を設備す。

種類	馬力	臺數	用途
三相交流誘導電動機	七・五	一	鐵工場用
〃	五〇・〇	一	掘鑿用

種類	馬力	臺數	用途
三相交流誘導電動機	七五・〇	一	掘鑿用

鑛夫　員數　鑿井手　一〇名　鐵工手　三名　計一三名

住宅設備　鑛夫寄宿舍を設備し無料貸與す。

第一編　人口と世帯

第一章　人口と世帯

第一節　人口と世帯の推移

人口は、昭和二十三年はじめて、一万人を越え、一万一一人となり、その後引続き、三十六年までの一四年間、一万人台であった。その中でも、三十四年三月三十一日現在一万五九七人が最高人口として記録されている。世帯数は、国勢調査において、平成二年二、〇〇四戸、住民登録世帯数は、平成八年度末一、九三七戸が、過去最高となっている。

昭和六十一年以降の人口・世帯数の推移

区分 / 年度	世帯数	人口	男女別 男	男女別 女
昭和六十一年度	一、八九一	六、五九八	三、二九八	三、三〇〇
〃　六十二〃	一、九一五	六、五五五	三、二六三	三、二九二
〃　六十三〃	一、八八三	六、四三五	三、二〇六	三、二二九
平成　元〃	一、八六七	六、二七八	三、一三四	三、一四四
平成　四年度	一、八四一	五、九三五	二、九四五	二、九九〇
〃　五〃	一、八六一	五、九〇六	二、九二三	二、九八四
〃　六〃	一、八八七	五、八八六	二、九〇四	二、九八二
〃　七〃	一、九〇八 (一、九一一)	五、八四八 (五、七三四)	二、八九四 (二、八三五)	二、九五四 (二、八九九)

〃　二〃	一、八五五（二、〇〇四）	六、一六七（六、一八三）	三、〇七六（三、一二六）	三、〇九一（三、〇五七）	〃　八〃	一、九三七	五、七七九	二、八四九	二、九三〇
〃　三〃	一、八八三	六、一〇七	三、〇三八	三、〇六九					

（　）は、国勢調査による。年度は、三月三十一日現在

(一)　人口動態

昭和六十年以降でも自然増減は、出生者より死亡者が上回っている年は、平成三・六・七・八年となっている。社会増減による転出者の多い年は、全年度で起きており、転出は、専門学校・大学への進学により郷里を離れる者、就職の場が少ないなどによるものであり、農山漁村における全道的な傾向と見られる。

出生死亡・転入転出

年号	年代	自然増減 出生	自然増減 死亡	社会増減 転入	社会増減 転出
昭和	61	67 人	62 人	264 人	358 人
〃	62	65	49	275	388
〃	63	71	59	217	322
昭和平成	元64	67	44	290	447
平成	2	65 人	52 人	308 人	430 人
〃	3	56	61	238	293
〃	4	61	59	222	396
〃	5	60	57	261	293
平成	6	61 人	62 人	225 人	243 人
〃	7	46	63	235	285
〃	8	45	57	244	295

(二)　国勢調査

平成二・七年国勢調査年齢（五歳段階）別人口

同　7　年			平　成　2　年			年齢
計	女	男	計	女	男	
300	151	149	337	166	171	0～4歳
319	154	165	359	162	197	5～9
317	149	168	369	182	187	10～14
255	131	124	364	178	186	15～19
264	122	142	249	124	125	20～24
259	118	141	317	147	170	25～29
313	160	153	371	165	206	30～34
347	169	178	424	190	234	35～39
385	178	207	463	225	238	40～44
429	221	208	435	220	215	45～49
408	212	196	455	234	221	50～54
428	220	208	511	245	266	55～59
461	225	236	467	225	242	60～64
430	219	211	343	181	162	65～69
299	161	138	265	151	114	70～74
223	129	94	232	125	107	75～79
169	94	75	150	90	60	80～84
92	62	30	51	32	19	85～89
31	21	10	18	12	6	90～94
4	3	1	2	2	－	95～99
1	－	1	1	1	－	100歳以上
5,734	2,899	2,835	6,183	3,056	3,127	計

平成二年国勢調査　部落別・世帯人口・世帯人員別世帯数

区分＼部落名	総数			一般世帯								施設等の世帯	
	世帯数	世帯人員	男女別 男	男女別 女	世帯数 総数	世帯人員 1人が世帯	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	世帯人員	世帯数	世帯人員
幌内	八三	二四一	一二五	一二七	八三	一三	二八	二〇	九	六	二	五	二四一	一	一
富里	三五	一三五	六四	七一	三五	一	一二	五	六	四	四	四	一三五	一	一
高丘	四三	一〇七	六〇	四七	二二	二	五	四	一	四	四	二	八六	二	二
吉野	一六	六四	二六	三八	一六	一	三	四	二	一	四	一	六四	一	一
東和	三九	一二三	五四	六九	三九	四	一三	八	七	一	六	一	一二三	一	一
桜丘	二三	八二	四一	四一	二二	五	三	四	一	一	六	二	八二	一	一
朝日	五八	一九〇	九二	九八	五八	六	一六	一二	一三	五	三	三	一九〇	一	一
本郷・本郷団地・向陽団地	三一八	九四四	五〇〇	四四四	二七二	五一	七〇	五二	六八	一六	一一	四	七九三	四六	一五一
幌里・幌里開拓	四六	一二五	六八	五七	四六	一二	一三	一〇	五	一	三	二	一二五	一	一
本町	五八	一三八	六九	六九	五八	一五	一四	一〇	五	一	一	二	一三八	一	一
表町	六〇	一七〇	八〇	九〇	六〇	一六	一四	一〇	一一	三	五	一	一七〇	一	一
京町	九三	二四四	一〇九	一三五	九三	二一	四〇	六	一二	九	三	二	二四四	一	一
錦町	三六	一一六	五七	五九	三六	六	九	六	八	二	三	二	一一六	一	一
新町	二〇八	五四六	二九〇	二五六	二〇八	五五	五八	三〇	四七	一四	三	一	五四六	一	一

	計	鹿沼	豊丘	軽舞	浜厚真（清住含む）	鯉沼	厚和	共和・共和団地	上厚真	富野	共栄	豊川	上野	豊沢・ルーラル	美里	宇隆
世帯数	二、〇〇四	六一	三五	七六	四四	二九	二三	五四	二一四	五六	三六	七四	三三	五七	五一	四八
人口	六、一八三	二一九	一三九	二七〇	一一〇	九八	六八	二三三	五四二	一八一	一五〇	二〇二	一三〇	二四三	一八二	二〇一
男	三、一二七	一〇九	六六	一三六	五一	五三	三九	一〇七	二九七	九六	七四	一一七	六二	一〇九	八五	一〇一
女	三、〇五六	一一〇	七三	一三四	五九	四五	二九	一一五	二四五	八五	七六	八五	六八	一三四	九七	一〇〇
一歳未満	一、八七八	六一	三五	七六	四四	二九	二三	五四	一五五	五六	三六	七四	三二	五七	五一	四八
一歳	三〇三	七	二	六	一二	四	二	一	二〇	八	一	二八	一	四	一	一
二歳	五一七	一五	四	二三	一五	七	七	一三	四一	一六	六	九	九	一三	一八	一一
三歳	三四〇	一一	七	一三	七	六	八	九	三四	一二	七	八	九	九	一一	八
四歳	三一八	一〇	九	一三	六	五	二	九	三三	六	四	一三	三	五	六	九
五歳	一七二	七	九	八	一	一	一	一一	一九	七	一〇	九	二	七	七	六
六歳	一二二	五	二	五	三	五	二	七	四	三	六	四	二	六	三	七
七歳	九六	六	二	八	一	一	一	五	四	四	二	一	七	一三	五	六
八歳	五、九五二	二一九	一三九	二七〇	一一〇	九八	六八	二三三	四八三	一八一	一五〇	二〇二	一三〇	二四三	一八二	二〇一
九歳	一二六	一	一	一	一	一	一	一	五九	一	一	一	一	一	一	一
十歳	二三一	一	一	一	一	一	一	一	五九	一	一	一	一	一	一	一

注　施設等の世帯とは、高丘工事作業員宿舎、本郷厚真リハビリセンター・特別養護老人ホーム豊厚園、工事作業員宿舎、上厚真工事作業員宿舎の集合施設世帯人口である。

平成七年国勢調査　部落別・世帯人口・世帯の家族類型別一般世帯数

区分＼部落名	幌内	富里	高丘	吉野	東和	桜丘	朝日	本郷・本郷団地・向陽団地	幌里・幌里開拓	本町	表町	京町
世帯総数	七一	三三	一九	一六	元	三	六〇	一七一（二七三）	四七	四六	四五	八
人口	一九五	一三	八一	五三	一六	七	一六五	八七	一三三	一〇八	八三	二三三
男女別 男	八九	五七	四一	三三	五五	元	八三	四八	六六	五	八二	一〇
男女別 女	一〇六	五六	四一	三〇	六二	四	八二	四三	五六	五七	八〇	一三
親族世帯 総数	七二	三元	一九	一四	三六	一八	五六	三一	三三	三三	四〇	六七
核家族世帯 総数	三七	三	六	七	二四	六	四四	一八〇	二六	三三	六	二九
核家族世帯 夫婦のみの世帯	二七	五	四	六	一九	二	三	六八	一〇	三	二	二
核家族世帯 夫婦と子供から成る世帯	七	五	二	一	五	三	一九	九四	三	八	三	二〇
核家族世帯 男親と子供から成る世帯	二	一	一	一	一	一	一	三	三	一	一	一
核家族世帯 女親と子供から成る世帯	一	三	一	一	一	一	一	一五	一	一	四	一
その他の親族世帯 総数	一〇	一六	一三	七	三	三	三	三二	七	三	三	一七
その他の親族世帯 夫婦と両親から成る世帯	二	一	一	一	一	二	一	二	一	一	一	一
その他の親族世帯 夫婦と片親から成る世帯	三	四	一	二	一	一	六	三	一	一	二	四
その他の親族世帯 夫婦と子供と両親から成る世帯	七	六	六	三	二	五	三	七	一	一	五	四
その他の親族世帯 夫婦、子供、片親から成る世帯	七	四	四	一	七	三	二	一〇	二	二	二	五
その他の親族世帯 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
その他の親族世帯 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
その他の親族世帯 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
その他の親族世帯 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一
その他の親族世帯 兄弟姉妹のみから成る世帯	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一
その他の親族世帯 他に分類されない親族世帯	一	一	一	一	一	一	一	四	三	一	一	二
非親族世帯	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
単独世帯	一四	三	一	二	三	四	四	五五	一四	二	三	三

	錦町	新町	宇隆	美里	豊沢・ルーラル	上野	豊川	共栄	富野	上厚真	共和・共和団地	厚和	鯉沼	浜厚真（清住含む）	軽舞	豊丘	鹿沼	計
一般世帯	三七	二七	四六	五〇	六八	三三	七三	三七	五三	一九三	五五	三	二四	五〇	二四一	二三五	一九	五七四
施設等	一〇三	五四	一八三	一七〇	二九	二八	一八四	一二	八六	五四八	二四	七二	八六	一〇七	一二八	一三三	一九	二八九
世帯人員	五一	二七八	九二	六八	二四	六四	一〇三	六五	八四	二六〇	九四	三四	四三	五三	一二八	九三	九	二八九
一般世帯	五一	二七八	九二	九二	二五	六四	八四	六二	八四	二六六	二〇	三四	四三	五五	三三	六三	二六	二八九
施設等	二七	一四四	四七	四八	七四	三	三	三六	四四	一四八	五三	一九	三	二四	二四	一七	二六	一〇五
世帯人員	七	六二	二五	七	二五	九	一九	一四	一〇	四四	一九	四	七	一四	二三	六	一五	五九
一般世帯	三	六五	六	七	二五	五	一九	六	一〇	七四	九	四	三	四	九	九	七	四八
施設等	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
世帯人員	二	七	三	二	二五	一五	三	一六	四	二五	一	六	九	二	三	一	二	四六
一般世帯	六	二	三	三	四	四	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三一
施設等	一	一四	三	六	四	一	四	二	五	五	三	一	一	一	八	三	四	八三
世帯人員	二	一	五	一	六	六	一四	六	五	七	一〇	四	二	一	九	五	九	一四〇
一般世帯	一	二	七	六	七	二	六	六	七	八	九	一	一	一	九	二	六	一二四
施設等	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	六
世帯人員	一	三	一	一	一	一	二	一	一	三	一	一	一	一	一	一	二	一〇
一般世帯	一	一	四	三	七	一	一	一	一	一	一	一	四	一	二	三	二	二九
施設等	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
世帯人員	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	四
一般世帯	二	七	二	二	四	一	一	一	八	四	二	二	三	一〇	一〇	三	三	一三四

注（　）の数字は、世帯調査では厚真リハビリセンターと特別養護老人ホーム豊厚園がそれぞれ一戸の計二戸と計算されている。世帯の家族類型別一般世帯では右記二戸が除かれている。このため二戸が符号しない。

産業別就業人口

産業別＼年	昭和六〇年国勢調査就業人口			平成2年国勢調査就業人口			平成7年国勢調査就業人口		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
農業	一、八一六	九二九	八八七	一、六四二	八三三	八〇九	一、三五九	七〇一	六五八
林業	七二	四五	二七	三八	二五	一三	五一	三五	一六
漁業	四八	二八	二〇	四五	三〇	一五	三七	二四	一三
鉱業	三四	二三	一一	一四	九	五	一六	一一	五
建設業	三〇三	二三七	六六	四四六	三五二	九四	三六七	二六七	一〇〇
製造業	一四六	七三	七三	一七一	一〇〇	七一	一三〇	八三	四七
電気・ガス・熱供給・水道業	一〇三	九九	四	九九	九一	八	九一	八七	四
運輸・通信業	一二三	一〇一	二二	一四六	一一八	二八	一五四	一一八	三六
卸売・小売業・飲食店	三三九	一五六	一八三	三〇七	一三二	一七五	三二一	一五一	一七〇
金融・保険業	二九	一一	一八	二九	九	二〇	三二	一一	二一
不動産業	五	四	一	一〇	七	三	—	—	—
サービス業	五二三	二八九	二三四	四九八	二七二	二二六	五八二	二八四	二九八
公務（他に分類されないもの）	一五八	一三七	二一	一六一	一三七	二四	一六一	一三五	二六
計	三、六九九	二、一三二	一、五六七	三、六〇六	二、一一五	一、四九一	三、三〇一	一、九〇七	一、三九四

就業人口は、昭和六十年対比で若干増えているのは、建設業・運輸通信業・金融保険業・サービス業・公務の業種で見られるが、大きく減少となった農業・鉱業を始め、林業・漁業・製造業などで減っている。また、不動産業は統計上姿を消している。

第二編　行　政

第一章　執行機関

第一節　首　長

昭和四十七年以降の町長

	氏　名	在　職　期　間
二代町長	谷内信雄	自　昭和四十七年七月八日　至　平成四年七月七日
三代町長	藤原正幸	自　平成四年七月八日　至　現在

（昭和四十七年以前厚真町史五七六ページ参照）

第二節　補助機関

(一)　助　役

昭和四十五年以降の助役

当時の町村長名	氏名	在職期間
井上正則	亀井一雄	自　昭和四十五年六月十八日　至　昭和五十九年三月二十三日
谷内信雄	藤原正幸	自　昭和五十九年四月一日　至　昭和六十三年三月三十一日
谷内信雄	滝ヶ平輝義	自　昭和六十三年四月十五日　至　平成四年七月二十日
藤原正幸	安倍利夫	自　平成四年九月一日　至　現在

（昭和四十五年以前厚真町史五八六ページ参照）

(二)　収入役

昭和三十六年以降の収入役

当時の町村長名	氏名	在職期間
井上正則	森本頼賢	自　昭和三十六年四月一日　至　昭和六十年三月三十一日
谷内信雄	滝ヶ平輝義	自　昭和六十年四月一日　至　昭和六十三年四月十四日
谷内信雄	吉岡勇	自　昭和六十三年十二月一日　至　平成八年十一月三十日
藤原正幸	石山誠一郎	自　平成八年十二月一日　至　現在

（昭和三十六年以前厚真町史五八六ページ参照）

(三)　役場職員定数の推移

職員定数

区分＼年度	昭和四十九年四月一日現在		同五十九年四月一日現在		平成六年四月一日現在		同八年四月一日現在	
	定数	実人員	定数	実人員	定数	実人員	定数	実人員
町長の事務部局の職員	一〇一人	一〇一人	一〇九人	一〇六人	一〇六人	一〇二人	一〇六人	九九人
議会の事務部局の職員	三	二	三	三	三	三	三	三
教育委員会の事務部局の職員	七	七	九	九	九	九	九	九
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	七	七	七	七	六	六	六	六
農業委員会事務部局の職員	三	三	四	四	三	三	三	三
計	一二一	一二〇	一三二	一二九	一二七	一二三	一二七	一二〇

(四)　役場機構の変遷

昭和四十八年一月町長部局の機構として議決された部設置条例は、総務部・経済部・開発計画部の三部制であったが、六十年六月二十六日課制に改めるため課設置条例が施行されている。課名は、総務課・政策審議室・財政課・税務課・民生課・農政課・商工経済課・開発計画課・土木課・都市施設課の九課一室であった。六十一年五月七日に条例の一部改正を行い、民生課の所管事務のうち「保健及び栄養指導・環境衛生・国民健康保険」を分離して、新たに保健衛生課を設置した。六十三年八月八日従来の課設置条例を廃止し、四部制とする部設置条例を施行する。部制は

総務民生部・企画調整部・経済部・建設部とし、行政需要の変化と多様化に的確に対応し、関連業務の連携、権限の統一化による施策の迅速的確な処理、指揮命令系統の明確化、組織の活性化と職員の意識高揚等を図るものである。

平成八年四月一日現在

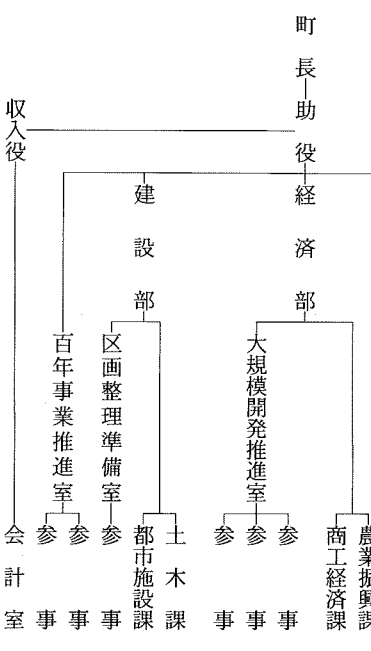

教育委員会教育長―次　長―学校管理課　学校管理係・車輌管理係
　　生涯学習課　生涯学習係・社会教育主事
　　体育振興課　体育振興係
　　スポーツセンター及びあつまスタードームセンター
　　公　民　館　公民館主事
　　青少年センター
　　議会事務局　庶務係・議事係
　　農業委員会事務局　庶務係・農地調整係
　　選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、土地開発公社事務局

役場上厚真支所

五十四年六月十四日厚南会館の建設に伴い、一時、五十五年一月八月まで隣接地の上厚真消防会館に移し執務する。厚南会館完成後管理事務を行うため、役場支所を同館事務室に配置する。

歴代支所長（六十年以前は厚真町史六六六㌻参照）近藤清二・助役事務取扱い・武田昭男・笠原良二・武田勲・木戸孝美・上田俊行・近藤広春（現在）

第三節　その他の執行機関

(一)　教育委員会

昭和六十年以降の教育委員（○委員長）

選任年月日	退任年月日	氏名
昭和四十五年十月六日	平成二年九月三十日	○嶋田寅一
昭和四十六年十月一日	昭和六十二年九月三十日	樫村昇
昭和五十一年十月十一日	昭和六十三年九月三十日	荻野巌
昭和五十五年十月一日	平成八年九月三十日	○土田與志雄
昭和六十年十月十八日	平成九年十月十七日	○高田光夫
昭和六十二年十月一日	現在	○宮西政志
昭和六十三年十二月三日	現在	齋藤孝一
平成二年十月一日	現在	阿蘇孝司
平成八年十月一日	現在	久保壹彦
平成九年十月十八日	現在	飛谷文子

（昭和六十年以前厚真町史六八六参照）

(二)　農業委員会

昭和六十年以降の農業委員会会長

選任年月日	退任年月日	氏名
昭和五十三年七月二十日	昭和六十二年七月十九日	大坪頼幸
昭和六十二年七月二十日	平成五年七月十九日	森田正司
平成五年七月二十日	現在	蛇池弘光

（昭和六十年以前厚真町史七一六ページ参照）

(三)　監査委員

昭和六十年以降の監査委員（○代表監査委員）

選任年月日	退任年月日	氏名
昭和四十九年十二月二十日	昭和六十一年十二月十九日	○岡部卯三郎
昭和五十四年五月九日	昭和六十二年四月三十日	日西兵太郎
昭和六十一年十二月二十日	平成五年二月二十八日	○亀井一雄
昭和六十二年五月七日	平成三年四月三十日	澤口光夫
平成三年五月九日	平成七年四月三十日	菅原治一
平成五年四月一日	現在	○飛谷富夫
平成七年五月八日	現在	森山利勝

（昭和六十年以前厚真町史七〇六ページ参照）

(四)　選挙管理委員会

昭和六十年以降の選挙管理委員（○委員長）

選任年月日	退任年月日	氏名
昭和五十年六月一日	現在	○藤島和夫
昭和五十年十月二十八日	現在	中田光雄
昭和五十八年六月二十日	平成二年一月八日	土屋由造

昭和五十九年五月四日	平成七年十月二十七日	大浦與佐久
平成二年一月九日	現在	澤山正行
平成七年十月二十八日	現在	里見昭

（昭和六十年以前厚真町史六九六〜参照）

第二章　町議会

第一節　町議会

(一)　議会議員定数の推移と定数削減

昭和二十年以降の厚真村議会議員定数の推移を見ると戦前は一八人の議員定数であった。この議員の任期は終戦直後の混乱期にあって議員の任期延長特例法の施行により任期が延長され、同二十二年四月三十日全国一斉に統一地方選挙が行われた。同年の改選議員数二二人であり、二十六年には二六人と本村過去最大の議員定数となっていた。その後三十年には二十二人に戻り三十八年に一八人、平成三年の改選期には一六人（地方自治法で規定する法定数二二人）と法定数を減ずる「厚真町議会の議員の定数を減少する条例」により定数削減を実施している。

議会議員定数の推移

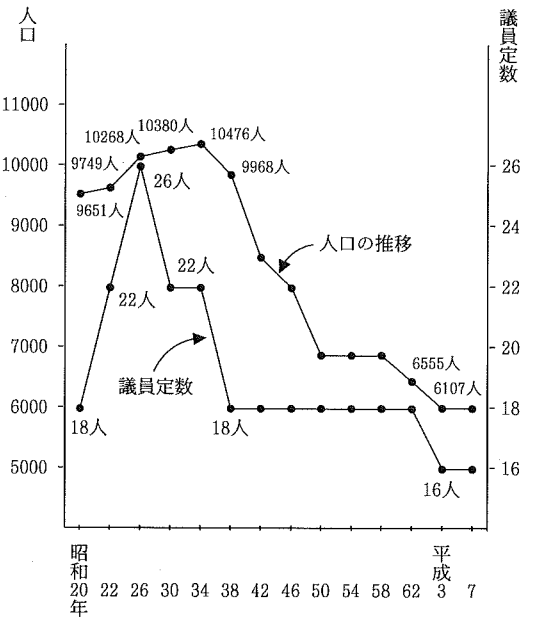

平成三年の議員定数削減

昭和五十九年当時、人口の減少により過疎化の進行、さらに、地方行政改革が強く求められていた。このような中で地方議会にあっても議会の合理化が論議され、議員の定数をめぐる問題が全道的にも活発化していた。

本町にあっても議員協議会においてこの問題が議論され、昭和五十九年十二月二十一日第四回定例本会議で一〇人の委員構成による「議員定数検討特別委員会」を設置したところである。特別委員会は全道一八〇町村の議会実態調査資料、人口の規模（五、〇〇〇人以上一〇、〇〇〇人未満）が同じような道内六二町村、人口と財政規模が類似す

る一二町村の議員定数の調査、さらに、空知支庁管内月形町・沼田町、上川支庁管内和寒町への現地実情調査を実施している。この間、特別委員会は三回、一年間を費やし最終委員会報告として次のとおり報告されている。

昭和六十年十二月七日

議員定数検討特別委員会委員長　新田　勝正

厚真町議会議長　小納谷　力蔵　殿

特別委員会報告書

昭和五十九年第四回定例会において、本特別委員会に付託された議員の定数問題について、検討を了したもので議会会議規則第七〇条の規定により報告いたします。

記

一　付託事件　厚真町議会議員の定数の検討

二　検討の経過　省略

三　検討の結果　現行の議員定数一八人は、全会一致をもって適切であると決定した。

四　理　由

地方議会は、長とともに地方自治制度の根幹とし、二本柱としてその活躍が強く望まれている。すなわち、住民の意をよりよく行政に反映させ長の行動を正しく監視しつつ、地方自治の振興発展のため長と議会があたかも車の両輪の如くそれぞれの立場で機能することが期待されているのである。

昨今、全国的に議員の定数問題が論じられているが、このことは地方自治のあり方にかかわる重大な問題であり定数問題を他の問題と切り離し独立させて考えるのではなく、わがまち、わがむらの現状を直視し将来展望の上に立って、議会活動のあり方全体を考えた中であくまで総合的に判断されるべきものである。

今日の複雑多岐にわたる社会・経済情勢と多様化する住民要望に対応するため議員が議会活動を通じてその役割を従来にも

ましして十二分に果たすことこそが必要であると認められているのであり、あらゆる地域あらゆる階層の住民の声を広く行政に反映させるためにも、現行議員定数は適切であると考えられる。

しかしながら、六十二年の統一地方選挙後において再び議員定数の問題が、議員協議会で論議され総務財政常任委員会での所管事務調査、さらに平成元年十二月二十一日第四回定例本会議で前回と同様一〇人の委員構成による「議員定数検討特別委員会」の設置がなされた。この平成特別委員会は昭和六十年十二月に報告された議員定数検討特別委員会の調査・審議経過・結果を踏えながら議論が進められた。特別委員会は五回開会し、人口の減少、町民世論の動向、町内各関係団体との懇談会の意向、行政改革の推進の見地から現行議員定数一八人を一六人にすることが適当であるとの意見集約がなされた。平成二年九月二十一日特別委員会報告が次のように報告されている。

平成二年九月二十一日

議員定数検討特別委員会委員長　山田　稔

厚真町議会議長　小納谷　力蔵　殿

特別委員会報告書

平成元年第四回定例会において、本特別委員会に付託された議員の定数について、検討を了したので議会会議規則第七七条の規定により報告いたします。

記

一　付託事件　厚真町議会議員の定数の検討

二　検討の経過　省略

三　検討の結果　現行の議員定数一八人を二人減じて、一六人が適当であると全会一致をもって決定した。

四　理　由

地方議会は、住民の代表機関として地方公共団体の主要な意思を決定し、又執行機関の長との相互牽制を通じて、民主的かつ能率的な地方公共団体の運営を司る機関であります。

この議会の議員定数は、地方自治法において国勢調査人口を基準にして、それぞれ定められており（厚真町　人口五千人以上一万人未満　二十二人）、又同法において各地方自治体の実情に応じて、これを減少することができると規定されているところであります。この規定に基づき、近年とみに国及び地方を通じての行財政改革と人口減少という流れのなかで、全道的にも数多くの町村が議員定数を減じているところであります。

このような状況の中で、本委員会が設置されたところでありますが、この議員定数を検討するにあたり、委員会としては本町の人口・産業形態、本町の現状分析と将来展望、更に行財政改革と住民世論を根拠にしたものであります。

以上の観点からみますと、本町は苫東関連企業の進出等により、財政的には全道屈指の優良町村であり、今後もますます飛躍が期待される町であります。

然しながら、一方では、本町の人口推移をみるときに、昭和三十七年に人口が、一万人台を割って以来、今日まで主として減少を続けながら、今では六千人台を割ろうとしている現状であります。この要因の多くは、開基以来本町の基幹産業であります農業に従事する人口が減少しつづけているものであり、現在なおこの農業を取り巻く情勢は、以前にも増して厳しいものであります。

議員定数削減の住民の声は、このような情勢と行政改革を主な背景にしているものであります。

従って、そのような住民の声を十分参酌し、年々人口が減少している現実の中で、行政改革を推進するという立場から、議員定数を二人減としたところであります。

又、一方では行政需要の複雑・多岐化、産業構造の変化が予測される現状において、議員定数を削減することは、議会機能の低下、ひいては住民の不利益につながるのではないかとする住民の心配の声があるのも事実でありますが、議会人として住民の期待に応えるために、議会活動をより活発に行い、将来の町づくりに向けて精進すべく決意を新たにしたところであります。

本委員会は、このことを十分自覚して上記結論を得たものであります。

右記、議員定数検討特別委員会委員長報告に基づく議案が次のように議会に提出され原案可決となり、次の一般選挙（平成三年）から施行された。

議案第八号

厚真町議会の議員の定数を減少する条例の一部改正について

厚真町議会の議員の定数を減少する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成二年九月二十八日提出

提出者　厚真町議会議員　山田　稔

賛同者　同右　木戸　俊勝

同　同右　森田　定一

（平成二年九月二十八日原案可決）

厚真町議会の議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例

厚真町議会の議員の定数を減少する条例（昭和五十二年条例第十七号）の一部を次のように改正する。

条例中「十八人」を「十六人」に改める。

附　則

1　この条例は、次の一般選挙から施行する。

(二)　昭和五十八年五月改選後の議会

昭和五十八年四月二十四日統一地方町議会議員選挙が行われた。議員定数一八人に対し候補者一八人であり定数と同数のため無投票選挙となった。改選後の議会人事は厚真町史九五ページ参照

常任・特別委員会委員等構成のなかで委員の辞任、議員の退職・死亡により委員等の変更があった。

各常任委員会

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務財政	新田　勝正	木戸　俊勝	日西兵太郎、鈴木　留吉、斎藤　功、上田　邦家
産業建設	山田　稔	森田　定一	高辻　健司、山岡　正治、石井　一義、小納谷力蔵（山岡　正治60・9・27死去）
文教厚生	幅田栄佐久	池川　義厚	岡部　正一、沢口　光夫、伊藤　伸、菅原　治一（岡部　正一59・6・26議員退職）

特別委員会（昭和五十九年十月一日現在）

特別委員会名	委員長	副委員長	委員
苫小牧東部開発調査特別委員会	高辻　健司	沢口　光夫	岡部　正一、新田　勝正、山田　稔、幅田栄佐久、斉藤　功（新田　勝正、山田　稔、幅田栄佐久、59・3・26辞任）（岡部　正一、59・6・26議員退職）
昭和59・3・23総合開発特別委員会			後任委員　木戸　俊勝、池川　義厚、伊藤　伸、森田　定一

一部事務組合議会議員

一部事務組合議会名	選任年月日	議員名
胆振東部消防組合議会	58・5・7	沢口　光夫
	60・10・9	菅原　治一
	58・5・7	（山岡　正治60・9・27死去）

昭和六十一年の一月から同六十二年三月までの期間中に設置された特別委員会並びに招集された定例会および臨時会の回数、付議事件、意見案および決議案の可否の状況は次のとおりである。（六十年十二月以前の任期間の分は、厚真町史九六ページ参照）

特別委員会の状況（予算審査・決算審査特別委員会のみのため省略）

議会招集付議事件の状況

年区分	招集回数	本会議日数	付議事件の状況				
			原案可決	否決	修正可決	その他	計
昭和61年							
定例会	四	八	五三	—	—	三二	八五
臨時会	五	五	一四	—	—	四	一八
計	九	一三	六七	—	—	三六	一〇三

意見・決議案の議決状況　省略

請願・陳情受理状況

昭和五十八年四月から同六十二年三月までの間において町議会に提出された請願・陳情書は次のとおりであった。

受理年月日	件名	請願・陳情者代表	議会議決状況	
			議決年月日	議決状況
58・9・10	へき地保育所の新設についての請願	豊川自治会長　佐藤　勉	59・2・20	請願取下
60・3・5	スキー場建設に関する陳情	スキー協会長　幅田栄佐久	60・12・20	趣旨採択
61・3・7	婦人室並びに料理室の早期実現に関する請願	食生活改善推進協議会長　木下八重子	61・9・27	採択
62・3・6	売上税導入反対に関する請願	商工会長　岡部　正一	62・3・19	みなし採択

常任・特別委員会の開催状況

総務財政・産業建設・文教厚生常任委員会、苫小牧東部開発調査特別委員会（五十九年三月二十三日総合開発特別委員会に改める。）並びに任意設置の議会運営委員会の開催状況は次のとおりである。

委員会名	年度区分		総務財政				産業建設				文教厚生				苫小牧東部開発調査特別委員会（59・3・23総合開発特別委員会）				議会運営委員会			
			五十八年度	五十九〃	六十〃	六十一〃	五十八〃	五十九〃	六十〃	六十一〃	五十八〃	五十九〃	六十〃	六十一〃	五十八〃	五十九〃	六十〃	六十一〃	五十八〃	五十九〃	六十〃	六十一〃
事務調査	日数		三	四	二	二	三	四	三	二	二	四	四	二	二	四	二	一	四	四	四	四
	調査件数		四	九	五	四	五	一三	八	三	二	六	一四	一一	二	一二	四	三	四	四	四	四
現地調査	日数		一	一	一	一	三	三	三	三	一	二	二	一	一	三	二	一				
	調査件数		一	一	一	一	三	六	一〇	五	一	五	三	二	二	五	四	五				
付託事件審査	日数		一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	三	二	一	一	一	一				
	調査件数		一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	三	二	一	一	一	一				
町外事務調査	日数		一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一				
	調査件数		一	一	一	一	三	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一				
道外事務調査	日数		六	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
	調査件数		二	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
合計	日数		九	五	三	二	八	七	一二	五	三	一〇	九	六	三	七	四	二	四	四	四	四
	調査件数		六	一〇	六	四	一一	一九	二一	八	三	一五	二〇	一五	四	一七	八	八	四	四	四	四

議会本会議に対する傍聴の状況

議員の議会審議に接することができる本会議傍聴制度はあまり活用されていないのが実態である。昭和五十八年四月から同六十二年三月までの四年間に本会議が三七回招集され、五三日間開会されているが傍聴した人は、定例会で二二人、臨時会一人の計二三人であった。

(三)　昭和六十二年五月改選後の議会

昭和六十二年四月二十六日統一地方町議会議員選挙が行われた。議員定数は前回同様一八人であり立候補者二三人という多数激戦の選挙であった。選挙後の初議会は五月七日に招集された。

議長の選挙

小納谷力蔵　一六票　小納谷力蔵が議長に当選した。

山田　稔　二票

副議長の選挙

山田　稔　一一票　山田　稔が副議長に当選した。

斉藤　功　五票

沢口　光夫　一票

幅田栄佐久　一票

常任・特別委員会委員の選任および正副委員長の選挙の結果は次のとおりである。

常任委員会

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務財政	木戸俊勝	菅原治一	斉藤　功、加勢敏和、幅田栄佐久、岡部　純

産業建設	森田定一	石井一義	今村敏郎、大坪頼幸、沢口光夫、山田　稔
文教厚生	池川義厚	伊藤　伸	河村忠治、森山利勝、松平　功、小納谷力蔵

特別委員会

本町における当面する諸問題について調査等を行うため議会の議決により継続設置していた「苫小牧東部開発調査特別委員会」の所管事項を拡大し、厚幌ダムの建設促進に関連する諸問題も含めた「総合開発特別委員会」を五月七日議会の議決により設置した。所管事項は苫小牧東港港湾建設促進、企業誘致およびこれに伴う土地分譲、厚幌ダムの建設促進に関連する諸問題について調査等を行うことなっている。

特別委員会	委員長	副委員長	委員
総合開発特別委員会	幅田栄佐久	石井一義	木戸俊勝、河村忠治、菅原治一、大坪頼幸、伊藤伸

議会選出の監査委員および一部事務組合議会議員を次のとおり選任した。

区分	選任年月日	議員名
監査委員	62・5・7	沢口光夫
東胆振三町広域行政事務組合議会	同	加勢敏和
胆振地区交通災害共済組合議会	同	森山利勝
胆振東部消防組合議会	同	斉藤　功
胆振東部日高西部衛生組合議会	同	松平　功
	同	今村敏郎

昭和六十二年四月から平成三年三月までの期間中に設置された特別委員会並びに招集された定例会および臨時会の回数、付

議事件、意見案および決議案の可決の状況は次のとおりである。

特別委員会の状況（予算審査・決算審査特別委員会分省略）

設置年月日	特別委員会名	委員定数	委員長
昭63・3・19	地方バス対策特別委員会	一〇人	沢口光夫
平元・12・21	議員定数検討特別委員会	一〇人	山田稔

議会招集付議事件の状況

年区分		招集回数	本会議日数	付議事件の状況				
				原案可決	否決	修正可決	その他	計
昭和62年	定例会	四	九	五二	—	—	三九	九一
	臨時会	五	五	一四	—	—	一四	二八
	計	九	一四	六六	—	—	五三	一一九
昭和63年	定例会	四	九	五五	—	—	三七	九二
	臨時会	九	九	三一	—	—	一〇	四一
	計	一三	一八	八六	—	—	四七	一三三
昭和64年平成元年	定例会	四	九	七四	—	—	三九	一一三
	臨時会	五	五	一八	—	—	八	二六
	計	九	一四	九二	—	—	四七	一三九
平成2年	定例会	四	九	五九	—	—	四〇	九九
	臨時会	五	五	一五	—	—	三	一八
	計	九	一四	七四	—	—	四三	一一七

意見・決議案の議決状況　省略

請願・陳情受理状況

昭和六十二年四月から平成三年三月までの間における町議会に提出された請願書は一件であった。

受理年月日	件名	請願者代表	議会議決状況	
			議決年月日	議決状況
62・9・14	鯉沼川逆流防止水門の早期実現に関する請願	鯉沼自治会長　丹羽　重吉	62・9・22	請願取下

常任・特別等委員会の開催状況

常任・特別・議会運営委員会は、前記と同じ所管事項である。

委員会名	年度区分	事務調査		現地調査		付託事件審査		町外事務調査		道外事務調査		合計	
		日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数
総務財政	六十二年度	二	九	—	—	一	一	—	—	七	三	一〇	一三
	六十三〃	三	一六	—	—	—	—	—	—	—	—	四	一七
	平成元〃	三	九	—	—	—	—	—	—	—	—	三	九
	二〃	三	一〇	二	二	—	—	三	二	—	—	八	一四
産業建設	六十二〃	一	三	三	一二	—	—	—	—	—	—	五	一六
	六十三〃	二	四	二	四	一	一	一	一	七	三	一二	一二
	平成元〃	三	七	四	七	—	—	—	—	二	二	九	一六
	二〃	四	八	四	七	—	—	—	—	—	—	八	一五
文教厚生	六十二〃	三	七	二	二	—	—	二	二	—	—	七	一一
	六十三〃	四	九	四	五	—	—	—	—	—	—	八	一四
	平成元〃	四	一二	四	一〇	—	—	—	—	七	二	一五	二四
	二〃	六	一二	三	六	—	—	二	二	—	—	一一	二〇

発会	開合別総特	六十二年度	二	九	一	一	一	一	一	三	一	二	九
	委員会	六十三〃	二	七	一	一	一	一	一	一	一	三	八
		平成元〃	四	一〇	一	二	一	一	一	一	一	六	一四
		二〃	三	七	一	一	一	一	一	三	一	七	一一
営会	運会	六十二〃	四	四	一	一	一	一	一	一	一	四	四
	議員	六十三〃	六	八	一	一	一	一	一	一	一	六	八
	委員	平成元〃	四	五	一	一	一	一	一	一	一	四	五
		二〃	四	四	一	一	一	一	一	一	一	四	四

議会本会議に対する傍聴の状況

本会議が四〇回招集され、六〇日間開会されている。傍聴した人は、定例会で一二九人、臨時会で七人の計一三六人と前期より大幅に増えている。

㈣　平成三年五月改選後の議会

平成三年四月二十一日統一地方町議会議員選挙が前回の議員定数一八人から二人減員の定数一六人の中で行われ立候補者一七人という激しい選挙であった。選挙後の初議会は五月九日に招集された。

議長の選挙

木戸　俊勝　一四票　木戸俊勝が議長に当選した。

菅原　治一　一票

（白票一票）

副議長の選挙

大坪　頼幸　一一票　大坪頼幸が副議長に当選した。

森田　定一　二票
石井　一義　一票
池川　義厚　一票
（白票一票）

常任・特別委員会委員の選任および正副委員長の選挙の結果は次のとおりである。

常任委員会

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務財政	石井一義	今村敏郎	森田定一、池川義厚、大坪頼幸
産業建設	河村忠治	松平功	山田稔、岡部純、幅田栄佐久
文教厚生	伊藤伸	森山利勝	高辻健司、菅原治一、伊藤広志（伊藤伸平成3・10・5死去）
	森山利勝（平成三年十二月二十日）	菅原治一	高辻健司、伊藤広志、後任委員木戸俊勝（当時議長）
	菅原治一（同六年十二月十六日）	高辻健司	木戸俊勝辞任　後任委員京谷八十八
			森山利勝、伊藤広志、京谷八十八
議会運営	高辻健司	幅田栄佐久	河村忠治、岡部純、石井一義、伊藤伸（死去）後任委員森山利勝
			森山利勝6・12・16辞任、後任委員菅原治一

文教厚生常任委員会は、伊藤　伸委員長の死去により平成三年十二月二十日同委副委員長であった森山利勝を委員長に、副委員長に菅原治一を選出、さらに、委員には木戸俊勝（当時　議長）を選任する。

平成四年六月町議会議員の補欠選挙により当選した京谷八十八を文教厚生常任委員会委員に選任、木戸俊勝は同委員を辞任し、従来の各委員会にオブザーバーとして出席する体制に戻した。

同六年十二月十六日森山利勝委員長から委員長辞任の申し出があり、これを文教厚生常任委員会において受理、委員長選挙

の結果、委員長に菅原治一・副委員長に高辻健司が選出された。

議会運営委員会は、従来任意制であったが平成三年四月地方自治法の改正により条例による必置制となり、同年六月十八日開会の第二回定例議会において、関係条例・規則の一部改正案を提案、議決され直ちに議会運営委員会が設置された。委員は六人で構成、所管事項は①　議会の運営に関する事項、②　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項　③　議長の諮問に関する事項となっている。

特別委員会

前期と同様、五月九日議会の議決により設置した。

特別委員会名	委員長	副委員長	委員
総合開発特別委員会	岡部　純	今村敏郎	河村　忠治、石井　一義、菅原　治一、伊藤　伸、大坪　頼幸（伊藤　伸死去）後任委員森田　定一

議会選出の監査委員および一部事務組合議会議員は次のとおり選任した。

区分	選任年月日	議員名
監査委員	平成3・5・9	菅原治一
東胆振三町広域行政事務組合議会	同	森山利勝
胆振地区交通災害共済組合議会	同	松平　功
胆振東部消防組合議会	同	森田定一
胆振東部日高西部衛生組合議会	同	伊藤広志
	同	池川義厚

平成三年四月から同七年三月までの期間中に設置された特別委員会並に招集された定例会および臨時会の回数、付議事件、

意見案および決議案の可否の状況は次のとおりである。

特別委員会の状況（予算審査・決算審査特別委員会分省略）

設置年月日	特別委員会名	委員定数	委員長
平5・12・17	土間体育館建設調査特別委員会	七人	菅原治一

議会招集付議事件の状況

年区分		招集回数	本会議日数	付議事件の状況				
				原案可決	否決	修正可決	その他	計
平成3年	定例会	四	九	五五	—	—	三九	九四
	臨時会	四	四	一六	—	—	一〇	二六
	計	八	一三	七一	—	—	四九	一二〇
平成4年	定例会	四	八	五三	—	—	三八	九一
	臨時会	七	七	一九	—	—	七	二六
	計	一一	一五	七二	—	—	四五	一一七
平成5年	定例会	四	一〇	五三	—	—	四四	九七
	臨時会	五	五	一七	—	—	一	一八
	計	九	一五	七〇	—	—	四五	一一五
平成6年	定例会	四	九	五七	—	—	二九	八六
	臨時会	六	六	一二	—	—	一二	二四
	計	一〇	一五	六九	—	—	四一	一一〇

意見・決議案の議決状況　省略

請願・陳情受理状況

平成三年四月から同七年三月までの間における町議会に提出された請願書は四件であった。

受理年月日	件名	請願者代表	議会議決状況	
			議決年月日	議決状況
3・9・17	地域産業振興に役立つゴルフ場開発に関する請願	商工会長　新田　勝正	3・12・20	採択
5・9・20	リゾート開発促進に関する請願	商工会長　新田　勝正	5・12・27	趣旨採択
5・11・8	幌里地区リゾート開発計画の促進に関する請願	幌里自治会長　宮下　重雄	6・6・27	趣旨採択
5・12・13	いわゆる「土間体育館」多機能複合施設（ドーム）として促え、市街地の隣接地（多機能複合施設誘致ゾーン）に立地建設に関する請願	商工会長　新田　勝正	6・1・21	不採択

常任・特別委員会の開催状況

常任・特別委員会は前記と同じ所管事項であるが、議会運営委員会は常任委員会と同等の委員会となった。

委員会名	年度区分	事務調査		現地調査		付託事件審査		町外事務調査		道外事務調査		合計	
		日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数
総務財政	平成三年	二	三	—	—	—	—	—	—	七	三	九	六
	四〃	三	七	二	三	—	—	—	—	—	—	五	一〇
	五〃	四	七	—	—	—	—	—	—	—	—	四	七
	六〃	三	七	—	—	—	—	二	一	—	—	五	八

平成三年度	産業建設	文教厚生	議会運営	総合開発特別
三	四	五	四	二
四	三	三	四	四
三	二	四	四	二
七	七	一一	四	六
二	三	三	一	一
六	三	五	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
五	一〇	六	四	四
一三	一七	一六	四	八

議会本会議に対する傍聴の状況

本会議が三八回招集され、五八日間開会されている。傍聴した人は定例会で六八人、臨時会に一二人の計八〇人であった。

(五)　平成七年五月改選後の議会

平成七年四月二十三日統一地方町議会議員選挙が行われた。議員定数は前回同様一六人であり立候補者一七人という激戦の選挙であった。選挙後の初議会は五月八日に招集された。

議長の選挙

木戸　俊勝　一三票　木戸俊勝が議長に当選した。
幅田栄佐久　三票

副議長の選挙

森田　定一　八票　森田定一が副議長に当選した。
岡部　純　七票
（無効一票）

常任・特別委員会委員の選任および正副委員長の選挙の結果は次のとおりである。

常任委員会

委員会は、議会委員会条例改正（平成七年三月二十四日議決）により「総務民生・産業経済・文教建設」と委員会名を改称している。

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務民生	河村忠治	筒井徳泰	岩倉彰一、岡部純、森田定一
産業経済	松平功	森田正司	京谷八十八、澤口伸二、幅田栄佐久
文教建設	今村敏郎	山田英雄	伊藤広志、森山利勝、古川歳雄
議会運営	岡部純	河村忠治	松平功、幅田栄佐久、伊藤広志、今村敏郎

特別委員会

前期と同様、五月八日議会の議決により設置した。

特別委員会名	委員長	副委員長	委員
苫東開発及び厚幌ダム関連事業調査特別委員会	松平　功	京谷八十八	山田英雄、今村敏郎、河村忠治、岡部純、森田定一

議会選出の監査委員および一部事務組合議員は次のとおり選任された。

区分	選任年月日	議員名
監査委員	平成7・5・8	森山利勝
東胆振三町広域行政事務組合議会	同	澤口伸二
胆振地区交通災害共済組合議会	同	岩倉彰一
胆振東部消防組合議会	同	伊藤広志
胆振東部日高西部衛生組合議会	同	岡部純
	同	古川歳雄

平成七年四月から同八年十二月までの期間中に設置された特別委員会並びに招集された定例会および臨時会の回数、付議事件、意見案および決議案の可否の状況は次のとおりである。

特別委員会の状況（予算審査・決算審査特別委員会分省略）

設置年月日	特別委員会名	委員定数	委員長
平7・9・22	厚真町新総合計画基本構想審議特別委員会	一五人	河村忠治

議会招集付議事件の状況

年区分		招集回数	本会議日数	付議事件の状況				
				原案可決	否決	修正可決	その他	計
平成7年	定例会	四	一一	五三	—	—	三四	八七
	臨時会	四	四	一一	—	—	一三	二四
	計	八	一五	六四	—	—	四七	一一一
平成8年	定例会	四	八	三四	—	—	四一	七五
	臨時会	六	六	一四	—	—	一〇	二四
	計	一〇	一四	四八	—	—	五一	九九

意見・決議案の議決状況　省略

請願・陳情受理状況

請願・陳情の議会で受理された案件はなかった。

常任・特別委員会の開催状況

委員会名	年度区分	事務調査		現地調査		付託事件審査		町外事務調査		道外事務調査		合計	
		日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数	日数	調査件数
総務民生	平成七年	三	八	一	一	—	—	—	—	—	—	四	九
	〃八年	四	一三	一	一	—	—	—	—	五	二	一〇	一六
産業経済	〃七年	三	一〇	一	一	—	—	二	二	—	—	六	一三
	〃八年	六	一八	四	四	—	—	—	—	二	一	一二	二三

文教建設	〃七年	三	一一	一	一					四	一二
	〃八年	五	二一	一	一					八	二三
議会運営	〃七年	四	四							四	四
	〃八年	六	六							八	七
苫東開発及び厚幌ダム関連事業調査特別	〃七年	三	四							五	五
	〃八年	一	一							五	五

注　事務調査と現地調査同日に実施の場合重複

議会本会議に対する傍聴の状況

この期間に本会議が一六回招集され、二四日間開会されている。傍聴した人は定例会で二七人、臨時会に八人の計三五人であった。

(六)　議会広報委員会

議会が発行している「議会だより」は、従来、議会事務局で編集・発行していたが、平成七年四月の改選後の議員会において「議会だより」は、議会広報委員会を設置（同年六月二十二日）し、議員自からの編集方針により発行することになった。広報委員の任期は二年とし、初代委員長　幅田栄佐久（副）古川歳雄（委員）澤口伸二、松平功、森田定一、二代委員長　筒井徳泰（副）山田英雄（委員）森山利勝、河村忠治、岡部純

(七)　議会事務局

昭和五十七年以降の事務局職員は次のとおりである。（昭和五十六年以前の議会事務局　厚真村史三七九㌻、厚真町史七四㌻参照）

職名	職員									
	職員名	期間	職員名	期間	職員名	期間	職員名	期間	職員名	期間
事務局長	山下　克彦	昭和57・7・1 61・5・20	木戸　孝美	昭和61・5・20 平成2・7・1	畑嶋　征二	平成2・7・1 5・4・1	前田　正行	平成5・4・1 現在		
書記（係長）	佐藤　好正	59・4・1 63・8・10	山川　勝彦	昭和63・8・10 平成6・4・1	木戸　知二	6・4・1 現在				
書記（係）	杉本　孝恵	58・5・16 平成2・7・1	田中咲詠子	2・7・1 8・4・1	青木　陽子	8・4・1 現在				

(八)　議会議員親睦ソフトボール大会

昭和三十四年に始まった胆振東部町村（当時　鵡川町・追分町、白老町・早来町、厚真村・穂別村）議会議員親睦ソフトボール大会は、平成八年、三八回を迎えている。この大会も第一四回から大会名称から「村」の字が消え胆振東部六町議会親睦ソフトボール大会となった。チーム編成は議会議員と理事者とし日頃の運動不足の解消健康づくり・広域行政の推進・情報交換懇談の場としても有用であり毎年各町持ち廻りにより実施されている。

(九)　町内各種団体との交流

○　昭和五十四年議会議員会・農業委員会親睦会・農業協同組合役員親睦会が一同に会し、健康づくりと親睦を行うため、三団体親睦ソフトボール大会が開催されたのが始まりである。その後、平成三年に土地改良区役員親睦会・森林組合役員親睦会が参加し、さらに、五年に商工会役員親睦会が参加して現在六団体による親睦ソフトボール大会として毎年七月に実施されている。

○　昭和五十四年には、右の当初の組織をもって三団体懇談会が、平成五年から土地改良区役員親睦会・胆振東森林組合役員親睦会・商工会役員親睦会が参加してソフトボール大会参加団体と同じ六団体により、町内経済の活性化、住民福祉の向上など広く有意義な懇親の場として開催されていたが、平成八年をもって中止している。

第二節　議員活動

(一)　議会議員海外行政調査派遣

国民の多くが気軽に海外旅行する時代に入り、議会議員にあっても広く世界の進んだ住民福祉、環境保護、生活実態を見聞し、町政策に反映させるため議員の海外研修が昭和五十一年全国町村議会議長会主催の海外行政視察調査に本田行実議員が参加したのが始まりであった。

昭和五十五年四月町独自の施策として厚真町海外派遣研修実施要綱が制定され、町民の中から毎年五名前後であるが海外研修派遣が実施されている。この要綱により五十六年北欧に小納谷力蔵議長、山田　稔議員、六十三年北欧に木戸俊勝議長が参加し、平成元年の四月新たに厚真町議会議員海外行政調査派遣要綱を制定し研修派遣を制度化している。

議員海外行政調査派遣状況

年度	期間	調査場所	参加議員	主催機関
昭和五十一	七月三十一日―八月十八日	欧州・ソビエト	本田　行実	全国町村議会議長会
同　五十六	十月十四日―十月二十五日	北　欧	小納谷力蔵 山田　稔	厚真町

同六十三	十一月十八日―十一月二十九日	北欧	木戸　俊勝	厚真町	
平成元	八月二十六日―九月七日	北欧	斉藤　功	全国町村議会議長会	
			沢口　光夫		
同二	八月二十八日―九月七日	北欧	森田　定一	北海道町村議会議長会	
			幅田栄佐久		
	九月十二日―九月二十一日	カナダ	池川　義厚	厚真町	
同三	八月二十七日―九月八日	北欧	菅原　治一	北海道町村議会議長会	
			石井　一義		
同四	八月二十六日―九月七日	北欧	大坪　頼幸	右同	
			今村　敏郎		
同五	八月二十六日―九月七日	北欧	河村　忠治	右同	
			松平　功		
同六	八月二十七日―九月八日	北欧	森山　利勝	右同	
			岡部　純		

第三章　町づくり

（昭和六十年度以前　町・村政執行方針厚真町史九九㌻から一七七㌻参照）

第一節　谷内町政

(一)　第四期の町政

昭和六十一年三月町議会定例会において谷内町長、六十一年度町政執行方針概要は次のとおりである。

本年は、本町開基九〇年を迎える。この栄光の歴史を継承した私どもが、先人先輩の大いなる足跡に思いをはせ、その歴史の一ページに何を綴るべきかを思えば、まさにその責の重大さを痛感するのである。歴史を綴るのは単に過ぎ去っていく年月ではなくて、その年月を私どもが如何に生き、如何に一ページ一ページを綴ったかによるものである。

今、求められている「人間像」それは情操が豊かで、思いやりがあり、人を愛し、人の立場を理解し、そして厳しさに耐える心と身体を持った「人」である。人づくりが幼児から老人までの生涯教育といわれる所因もここにある。

最も重要なのは未成熟な人間形成期にある子供と深い係わりを持つ大人社会の影響であり、私どもは一人ひとりの大人が自らの姿勢を正し、勇気と自信をもって心身ともに健康な子育てと、新しいマチ厚真を担うにふさわしい後継者を育てるための心がけに徹しなければならないことを強調したいのである。

新たな情勢の変化にどう対応すべきかの点について

生活や生産に密接に関連する面で、さまざまな変化の波が押し寄せている。

農業についてみても、これからは「作ればよい」という時代ではなく、「何をどう作り、どう売るか」の時代である。それぞれの経営者が、自らの経営に確固たる計画性と採算性を確保するための生産向上とコストダウンに最善をつくすことと、農

協や商工会など指導機関が、特にこの事に関心を持って適切な指導の役割を果たしていくことを強調する。

昭和六十一年度の主要施策

厚真中学校校舎の実施設計と用地整備・文化振興基金の設置　開基九〇年を迎える本年は、新しい時代の幕開けとなる年に位置づけ、町民の参加による各種の文化的記念事業を計画。特に、豊沢地区における記念公園については、町民の森、歴史の里などの建設を計画し、子供たちが先人の足跡をたとり、その心にふれることができるよう、埋もれがちな古い時代の生活様式や文化、農作業のようす等を再現する。

産業振興・企業誘致　従来から継続されている事業に加え、農業は、富里団地へのスプリンクラーの導入、野菜振興対策として、価格安定基金制度の検討、林業は、バイオコールの企業化を促進、漁業では、漁場環境調査など、また、商工業は、テント村の設置など。

今年度正式に採択された厚幌ダムの建設、ダムに関連する水資源の確保対策（農水・上水、工水）消防体制の強化（一〇トン水槽付タンク車導入）

昭和六十二年三月町議会定例会において谷内町長、六十二年度施政方針概要は次のとおりである。

「マチ」は、常に呼吸をしていなければ成熟していかない。議会議員や町民の皆さんのご意見を拝聴しながら、厚真町のアイデンティティを追及し、勇気と英断を持って、まちづくりに取り組んできた。幸い厚真町は、自然、地勢、交通、資源などあらゆる面で、北海道内でも稀に見る恵まれた地域環境にあり、道内外から注目され、米国資本の「ワーナー・ランバート社」が、本町への進出を決定したのである。

特に昨年は、開基九〇年を迎えて、マチ一杯に繰り広げられたイベントの数々と、これを盛りあげた若者のみなぎるパワーは、若者が誇りを持って自分のマチを語り、自分のマチのために行動することに自信を持ち始めた証在であり、そうした意味では、昨年は、やがて二世紀を迎える厚真にとって計り知れない、意義深い年であった。

厚真町には現在、老人福祉法の対象とされている六五歳以上のお年寄りが、総人口の一五㌫強を占め、全国平均の一〇・二

数をはるかに上回る現状にある。

身体障害者福祉法によって身体障害者手帳の交付を受けている人は、町内に二五六人おり、重度の身障者の大部分は、それぞれの援護施設に入所し、社会復帰の意欲に燃えて訓練を受けている。

一方、児童福祉施設は、実態に即した保育計画を策定し、時代に対応した適正な保育所運営に努める。

町民の健康管理は「適正な栄養の摂取」、「スポーツ等による体力づくり」、「検診による病気の早期発見と早期治療」の三点にある。最も大切なのは、私ども一人ひとりが、健康管理の基本を実践していくことである。

教育には学校教育だけでなく、生涯教育を含んだ社会教育、しつけを主とした家庭教育がある。このいずれかに歪が出た場合、未完成な個人が形成される可能性が生まれてくると言われている。こうした現象が発生しないよう、これまで教育委員会、学校、家庭、地域が一体となって、その基盤を醸成してきたのである。その結果、皆無と言えないまでもマスコミなどで取り沙汰されている事件事故の報告は極めて稀である。

農業　野菜振興対策としての価格保護制度を創設、低燃費寒冷期ハウスの試作、酪農家のヘルパー制度の援助、乳牛の受精卵の導入、肉牛の肥育技術の導入促進、団体営公共牧場の設置、林業　継続事業である除間伐事業、森林総合整備事業等の推進

漁業　沿岸漁業構造改善事業の指定を受けた厚真・苫小牧・鵡川の三漁業協同組合が共同で取り組む大規模ホタテ漁場の造成事業、ウニの中間育成事業等の推進

商工業　購買力の流出防止と売上増を図るための具体策、愛町購買運動の徹底、大型レジャー客の導入、ふる里便の発送、町内生産品の町内流通の促進、観光・レジャー産業　例年実施している「レジャー農園」・田舎まつり・海浜まつり、厚真ダムや大沼野営場へのキャンパーの誘致に取り組む。

活性化センター設置の目的である町内の各種団体や町民グループが交流を深め技術や知識、情報などを交換発表する場としての活用を助長しながら、町内で生産される資源を素材とした製品化の研究、試作、アイデア商品の発掘、製品の展示即売、新たなイベントの企画、また、中規模な農水産加工場を設置し、生産品の加工などによる製品開発に取り組む。

厚真川の改修工事は、本年度中に河口部分の工事が完了、通水の予定である。なお、厚幌ダムは、実施計画調査二年目を迎え、本年度は六千万円の予算が認められ、ダムサイト付近の地形、地質及び水量調査が行われる予定である。

工業用地については、引き続き苫東開発の促進に努めると共に、豊沢工業団地並びに上厚真五区の工業地域についても、逐次土地基盤整備を進め、企業誘致活動を展開していく。

町公社のルーラル・ビレッジは現在、新たに関東地域を対象とした分譲を計画している。

昭和六十三年三月町議会定例会において谷内町長、六十三年度施政方針概要は次のとおりである。

六十三年を全ての面で「守りから攻め」に転じる年とする気構えで臨むことを訴えてきたが、特に農林漁業において、この点を強調したいのである。

本町農業は、複合立体的経営への移行を強く求められているだけに、肉牛や新しい作目の導入、ハウス栽培など新しい分野の経営方策を取り入れていかなければならない。

いま私共が継承したこの大地も、自分一代限りのものと考えるのではなく、子孫のものとして立派に磨きをかけることが後継者育成の第一の条件である。

地域の活性化ということが強く叫ばれている。これには一村一品のような物づくりも確かに必要だが、むしろ、何かを創ろう、何かに取り組もうという地域の情熱と行動にこそ、この運動の意味があろうと思うのである。

現在、町域で計画されている農地開発、農道整備、河川改修、開発道路のほか、新規に計画されている高規格道路、さらに厚幌ダムの建設、港湾整備等を含めると、六百億円を超える公共事業の施行が約束されている。

今年は新しい角度で福祉行政全体を再検討し、専任の老人家庭奉仕員の派遣、在宅看護など、ボランティア活動の皆さんのご協力を得ながら、新たに厚真町高齢者サービス調整チームを編成し、保健、福祉、医療などにかかわる各種サービスを総合的に調整し、より効果的な福祉行政を推進することにした。

児童福祉については、宮の森保育園の移転新築を行う。

昨年十二月「厚真町保健医療計画」を策定した。救急医療の充実のため、消防に情報交換システムを導入する。

厚真中学校建設など教育施設の整備充実を始め、今後計画的に小学校の再編整備を進めると共に、多面的な教育環境及び教育条件の整備を推進する考えである。本年度は、姉妹都市前沢町の古城小学校と本町の中央小学校が姉妹校の締結をすることになった。これを契機として、姉妹都市交流の輪が、子供から大人へと、さらに広がることを期待している。

今年度収集の終わった昆虫標本については、六十三年度早期に展示施設の場所、内容等の建設構想を十分検討し、結論を得る。

農業　今年度は特に、複合立体農業の推進、主要畑作物の生産性向上と野菜の生産拡大運動の展開、長期的展望に立った農業経営と生活設計の確立を柱とする攻めの農業に挑戦をする基盤づくりをしていく。

林業界は極めて不透明な時であり、この時期は森林資源の備蓄に努め、四〇年、五〇年の伐期を目標にした育林に重点を置く。本年度新たに中間令級を対象とした間伐事業に対する助成を講ずる。

水産業　今後は計画生産が可能な沿岸資源を育てる漁業に重点を置く必要がある。現在三市町海域にわたって四、〇〇〇㌶の大規模漁場造成事業が進められている、町としても積極的な財政援助を行い、本事業に大きな期待を持つものである。なお、将来に備えて新たにサケ・マス孵化事業をスタートさせることとし、適水箇所の調査を始める。

商工業　商店街はその地域の顔である。単に「物を買う」ところばかりでなく、時には地域住民の憩いの場、交流の場、情報交換の場となるなど多くの機能を持っている。本年は商工会との十分な連携のもとで、老朽家屋の整理、商店街の環境美化などを行う。

苫東工業団地等については、周辺の道路整備が進み、懸案の中防波堤も新規着工し、宇宙産業基地構想など基地内基幹産業の誘致にもはずみがつくものと期待される。

町土地開発公社のルーラル・ビレッジは、本年、第六期の分譲を計画中であり、関東地区における分譲について、公社と共にアイデアを結集して、分譲に力を入れていく。

(二)　第五期の町政

昭和六十三年七月九日、谷内町長、五期目町長就任にあたり、厚真議会第六回臨時会で次のようにあいさつ（概要）した。

今回の選挙におきまして、五期目の町政を担当することになりました。私にとりましては、光栄この上もないことであり、深く初心にかえって町政を担当することをお誓い申し上げる次第である。

過去、四期一六年間私なりに厚真町の未来を考えながら、現状を洞察し、その問題点を解明しながら町政の発展と町民のより快適な生活の確保、そして町民がふるさとに心から喜びを持って生きるということを念願をし、町政を執行してまいりました。

今、私共の迎えている周囲のいろんな環境は、かつて、経験したことのない厳しい現状にあるだけに、農業にしましても、あるいは、商業・工業・町民生活の活性化という面においても、非常に大きな不安とそれから将来に対する希望を失うような町民の心境が、心の底から感じられた。

こういう時代でありますだけに、行政と各種関係団体、そして町民の三者一体の協力そのことが、こういう厳しい現状を切り開いていく大きな力になるわけでありこれをなくしては、バラバラな行政では勿論所期の目的を達成することはできないし、特に所得の向上増強という経済的な要求を満すという意味においては、経営者は町民の皆さんであり、そこに行政の力各種団体の力が加わって、各農家個々のあるいは、商店の皆さん方の経営が向上していく、そういう形でなければ地域の活性化は難しいわけであるから、そういう点に留意をして選挙中に十項目の主要な項目を掲げて、町民の皆さんと公約をしてきた。その中でも特に農政については、守りから攻め、とそして攻めの具体的方策として農・林・漁業の所得の向上、所得増強特別対策という施策を打ち出した次第である。

これらの点については、逐次、議会のご承認をいただいて、必要な予算化をもって裏付けをしていく考えである。

私は、今回選挙を通じ町民の皆さんから暖かいご支援と、また、しかしその中には多くの批判、あるいは新しい町政執行に

対する町民の声が寄せられた次第でありますので、そういう声を一層私自身のものとして、六、六〇〇人の町民の皆さんの総体の声に応えるよう最大の努力を傾けてまいることをお誓い申し上げ、就任のごあいさつとする。

平成元年三月町議会定例会において谷内町長、平成元年度施政方針概要は次のとおりである。

昭和は、まさに激動の時代といわれ、私共国民は、国内的にも国際的にも激しい情勢変化の中で様々な体験にさらされてきた。

今、新しい平成元年度をスタートするに当り、町民の皆さんと共にまず第一に現状認識の上で、国土を形成する地方の一員として悔いのない地域づくりを進める決意を表明する次第である。

基幹産業の低迷は、その他の産業にも影響し、町民全体の精神的不安と経済的沈滞を増幅している現状である。

すでに昭和六十三年度、これに対処する方策として所得増強特別対策等を提示し、関係機関と共に総力を結集してその具体化に取り組んでまいった所である。今後これらの施策を効果的に進めるには、行政、関係機関そして農林漁業、商工業者の三位一体となった協力が必要であり、創意と工夫を重ね、自らの努力がなければその効果を期待できないことを強調しておきたい。

次に、地域活性化のもう一つの必要条件は、町域の総合的な魅力アップである。

最近、地域プロジェクトの推進やテクノポリスの指定がクローズアップされてまいりました。これは、それぞれの地域の特性を活かして、産業、教育、文化、生活など、地域の総合的整備を図る戦略の具体的展開をめざすものである。道央圏に位置する本町は、極めて可能性に富んだ地域であり、こうした条件を基盤に、今年度中に二一世紀を展望した新たな町域発展のビジョンを明らかにしたいと考えるものである。

町民の福祉にあたり当面の措置として家庭奉仕員一名を増員し、老人家庭サービスを一層充実する。高齢者の方々がその能力に応じて社会参加ができる条件づくりを進め、楽しみ、学びながら働ける人生八〇年時代にふさわしい条件の形成に努める。

身障者対策については、新たに腎臓機能障害による人工透析者の通院に要する費用の一部助成を行う。本年は特に成人病検

診について、同時に多くの検診を受けられるよう、受診しやすい検診体制を取り入れ、かつ、保健推進員による啓蒙普及に努め、受診率の向上を図る。また、母子健康センターは、健康や病気について気軽に相談し、指導を受けられる保健センター的機能を持った施設として改築する。

中学校統合に伴うスクールバスの運行については、遠距離通学生徒を考慮した新路線を設定する。軽舞小学校の新築に着手、スポーツ施設への要望の強い夜間照明施設を設置し、体育施設の利用拡大を図るほか、スポーツ担当の社会教育主事の受け入れ等スポーツ振興を図る。

農業　本年度より関係機関と一体となって、農家所得の確保と経営体質の強化、足腰の強い本町農業の確立に取り組む考えである。このため、六十三年度にスタートした、地域の自由性と創意工夫を活かした所得増強実践集団の育成、農業を考えるプロジェクトチームの設置、高付加価値型農業の確立、流通実態の把握と消費者ニーズに対応した生産体制の確立などの施策を強化推進する一方、新たに設置した産業振興特別対策基金の費消運用を通じ、畑作による新たな所得増強を図ると共に、優良家畜の増頭にも力を入れ、複合経営の転換による経営の安定を図っていく。その他、六十三年度予算計上の穀類乾燥調整施設の建設及び共同野菜集荷貯蔵施設の増改築を実施する計画である。

企業誘致については、苫小牧市を含む三市一町がテクノポリスの指定を受けたことから、苫小牧東部大規模工業基地についても、臨空型先端産業などの誘致にもはずみがつくものと期待されている。

現在課題になっているゴルフ場の建設については、企業が地域住民のコンセンサスを得ることを前提に、事業着手が許可されたものについて、水源の確保、農薬被害の防止等、チェック体制を強化するとともに、企業とは環境被害の防止等、残置森林等の管理と育成に関する協定等を締結し、最大限の安全確保と緑地や水源の保全に努めていく。また、土地開発公社のルーラル・ビレッジについては、現在、造成総区画数二三四区画のうち一九二区画について分譲又は予約が成立している。

平成二年三月町議会定例会において谷内町長、二年度施政方針概要は次のとおりである。

過去一七年にわたって町政を担当してきた。その間一貫して町政執行の理念としてきたのは、第一にすべての町民の皆さん

の声に耳を傾け、その心に答える対話の町政、第二は、わけ隔てのなく地域的にバランスのとれた公平な町政、第三は、未来を展望した先取りの町政、そして第四は、伝統と歴史を基礎にした本町らしい独自の町政である。

さて、本年は町政が施行されて三〇周年を迎える年である。そして二一世紀という新しい世紀まであと一〇年その間に本町は開基百年という誠に意義深い歴史の節目を迎えることになる。

最近は国の行政も、昨年のふるさと創生事業に見られる様に地域の持つ特性や創造性を尊重した地方独自の地域づくりに重点をおく方向に転換してきた。

それぞれの地域や地域集団がその優位性、独自性を発揮するために様々な創意と工夫に全力を傾けている。こうした意味で現在は、地域の独自性、自立性が求められる「地域自立の時代」といわねばなりません。同時にそこには当然地域間の相対的比較が行われ、その優位性が競われることになる。産地間競争に勝つことが農業が生き延びる唯一の途であるといわれるのもこのためである。

昭和四十八年に策定されたまちづくり計画の基本は、豊かな自然環境を保全育成しながら、農業を主産業とした地場産業の振興を図り、町域全体を生活と生産の調和する快適な環境にしようとするものである。これを田園公園化構想と呼び、大いなる田舎づくりをイメージとしているのである。

計画策定以来一〇数年。この構想にそって道路、橋梁、通信網の整備を始め、町民の健康増進、福祉、体育、教育施設の整備、地域活動の拠点となる地域生活会館の建設再整備や、農業経営の安定的振興を図るための諸施策に力を注いできた。しかし、その反面苦東の遅れ等によって実現ができなくなった問題や、諸般の情勢変化に対応して転換を余儀なくされた課題も少なくなかったのである。

町民の福祉独り暮らしの老人家庭の緊急時に備える通報システムの導入、今年めでたく満百歳を迎える長寿者が誕生する。永年の労をねぎらう厚真町百歳年金支給条例を創設する。保育事業は、北部地区の保育園を統合したのを機に新しい園舎を建設する。

健康の保持は病気の早期発見が必要であり、本年は特に対象を働き盛りの三五歳以上に拡大し、健康チェックのための各種

検診を実施し、より充実した健康管理に努める。生活環境改善のための下水処理については合併処理浄化槽を採用し事業実施に入る。また、長年の懸案であった火葬場を近代的な施設に建設する準備として設計を進める。

軽舞小学校が本年度完成を見る運びとなる。

農業　厳しい情勢の中で激しい地域間競争に打ち勝って産地として生き残るためには、地域全体の協力によって地域として自立できる体制を確立する以外に途はない。このような農業情勢を踏まえ長期的展望に立った本町農業の確立を目指すと共に、農業所得の増強を当面の課題として各般にわたる施策を講じてきた。今後もこうした方策を基本に農協等関係団体と共に、一層その効果を高める努力を続ける考えであるが、特に本年は国の示した農業農村活性化農業構造改善事業（ポスト新農構）による生産性の高い土地利用型農業の確立・地域資源の有効活用等により緑豊かで活力ある農村建設を目指していく。

町政施行三〇周年記念　（一）厚真をふる里に持ち、各地で活躍しておられる方々を招くふる里を訪ねる会の開催、（二）春夏秋冬に行われている各種行事を、より楽しくより充実した内容で開催、（三）演奏会、スポーツ大会等の文化体育行事の開催を計画している。また、町域の魅力ある整備には、（一）環境が美しく清潔なまち、（二）楽しさ溢れているまち、（三）人情が厚く気配りのゆき届いているまちのイメージが最も大切である。

平成三年三月町議会定例会における谷内町長、三年度施政方針概要は次のとおりである。

福祉施設への入所希望者の増加に対応した特別養護老人ホーム豊厚園の三〇床増床と合せ、デイ・サービスセンターの新設によって施設サービスと在宅サービスを一体として総合的福祉の充実をはかる。

特にデイ・サービスセンターは、老人をリフトバスにより送迎し、センターにおいて入浴、生活指導、動作訓練のほか、機能回復や心身機能の維持等多面的な機能を果たすと同時に家族の負担軽減にも寄与するものとなる。

老人自らの社会参加や自主的な個人活動を容易にするため、七〇歳以上の老人を対象に町内バスの無料化を実施する。

保育事業は、保護者の稼働状況を考慮してへき地保育については、九カ月保育を実施するほか、北部地区みつば保育園の新園舎の開設など保育環境の整備をはかる。

火葬場については、建設場所について町民のコンセンサスを得て、周辺の整備と併せ立派な施設となるよう建設を進める。

教育　地域の発展とともに伝統を築いてきた幌内小学校及び楢山小学校が、地域の同意を得て本年三月をもって閉校、厚真中央小学校に統合、長い歴史に終止符を打つことになった。厚真高等学校が入学生徒数の減少によって、平成三年度から一学級間口減になった。

近年、体系的な生涯学習社会への移行が叫ばれており、これに先立ち、昨年五月に「厚真町生涯学習推進協議会」を設立し、本年は本町にふさわしい推進体制と体系化を図るため、従前の講座や社会教育事業を整備統合した「生涯学習振興事業」を新設したところである。

本年は道立近代美術館の協力による移動美術館の開催を計画しているがこれを機会に青少年センターに「町民ギャラリー」を増築し、芸術の鑑賞と町民自らが創作した芸術文化の展示にも役立つ〝享受と創造の場〟を設置する。

本来農業は、農家の自由な営農計画によって営まれるべきものであり、その農業も最近は、国際化による農産物の輸入自由化、国内における米の過剰傾向、生産調整など、作りたいものが作れないという、極めて束縛されたいびつな状況にある。

本町の農業の安定と振興について想定されるあらゆる施策を推進してきたが、これを大別すると一つは、水田・畑作・畜産を主軸とする複合経営への移行、二つ目は、畑地造成と土づくり、そして三つ目は、農家の自助努力による所得増強対策である。これらの施策を主軸にして農家、農業団体、町がそれぞれの立場でその効果を高めるように努力をすれば必ず今後の農業にも希望が開ける。農家や農業団体、町関係者が一体となって、現在の振興計画の達成状況、所得増強特別対策事業の成果、農業情勢の変化等を見極めながら、平成七年の総生産目標を最低六五億円とする新たな農業振興計画をスタートさせる。中堅となる農業者の育成は、在町する農業後継者の育成とあわせ農業経営の強化に必要な適切な農地の流動化を促進する中で、余剰農地の生じた場合の新規就農者の導入等対策についても検討する。

動物検疫所の設置を契機として、消毒車の導入、消毒槽の設置を行い町域全体の防疫体制の強化を図っていく。

林産物流機構の整備と産地形成を目標とする林業システム制度の構築及び厚真・鵡川・早来町森林組合の合併については何れも広域的に合理的な組織システム化を図ろうとするものである、本町の森林がゴルフ場等大型開発にからんで町外者へ移っ

ていることが心配されるが、最近はこうした森林の流出も落ち着きを見せ始め、現在三企業が森林組合に加入している。緑化基金制度の運用等を通じ町域全体の森林の機能を低下させないように努めていく。

水産業　新たに必要となる荷揚げ施設の設置援助のほか、多様化する消費者ニーズに対応するための活魚介試験研究施設を単独事業として計画する。

昨年四月低気圧通過に伴って発生した河川災害等のうち単独災害一七ヶ所の復旧工事と野安部川を災害関連事業として実施し、また、厚真川と軽舞川との合流点付近の河川敷地を始め今後の改修区域についても親水公園など河川の立体的空間活用について調査を進めていく。

本年度は苫小牧圏都市計画用途地域の見直しが予定されている。市街地及びその周辺の市街化区域についてルーラル・パーク構想や街並みづくり計画等と整合した有効な土地利用を図るよう用途地域の変更を進めていく。

北海道住宅供給公社の所有地について昨年、道の行った開発計画プランコンペの結果、三菱地所、地崎工業企業体が開発することになったので、早期着工を要請していく。浜厚真地区の活性化をはかる一助として野原公園を新設する。

検討を進めてきたゴルフ場の開発は、町の大型地域開発取扱い要綱及び道のゴルフ場開発の規制に関する要綱の枠内で現在許認可手続きの準備を進めている二ヶ所と道住宅供給公社所有地に計画されているフォーラム・パークあつまの三ヶ所について地域の合意を前提とし、安全かつ秩序ある開発を進めるよう指導していく。

平成四年三月町議会定例会において谷内町長、四年度施政方針概要は次のとおりである。

過去五期二〇年にわたり町政を担当してまいりましたが、町長に就任した昭和四十七年当時は、日本政治経済が戦後を脱却し、新たな経済大国への途を歩みだした時代でした。また、当時国の計画として打ち出された苫小牧東部大規模工業基地開発、港湾建設については、関連する漁業補償、用地買収の解決が前提であり、これらの処理にも大きな困難が伴い、さらに町土地開発公社の多額な負債の整理など、かつて経験したことのない多くの課題を抱え、その解決に東奔西走した時代であった。

先日の臨時議会において非公式ながら私の今任期満了に伴う進退について考えを明らかにさせていただいたところである。

従って、本日ご提案を申し上げる平成四年度の各会計予算は、私にとって五期二〇年をしめくくる総仕上げの予算であり申し上げるまでもなく、各年度に計画する事業とそれに必要な予算の編成は、町民の声の反映であると同時に、未来へのかけ橋となるものでなければならない。

福祉と健康の増進、今後はヘルパー、保健婦による在宅援護、リハビリセンターなどの施設援護と合わせショートステイ、入浴サービス、早期療育などを総合的に連動させた、きめ細かい福祉事業を推進するとともに、障害児対策として心身障害児療育事業を新たに取り入れる。

また、町民の健康管理についても新たに携帯コンピューターの導入、総合データバンク事業の実施により一層町民の健康増進に努める。

特にゴミの問題は、全町的な取組を進めるためのガイドポストの作成、地区グリーンボックスの設置、リサイクルセンターの計画的な整備によって町ぐるみのクリーン化とリサイクル運動の展開をスタートさせる。

生活と生産の基盤となる道路、橋梁、河川の整備　予てからこの改修に併せて厚真川全水域の親水公園化を計画、その実施を道に強く要請してきた。計画の内容は、上厚真大橋、共栄橋、豊川えん堤、厚真市街地区の四地区にボート遊びやイベントのできる拠点公園を建設し、散歩や釣りのできる環境に整備しようとするもので、昨年来、その計画を説明し概ね道関係者の了解を得た。

教育文化の向上　新たな試みとして、将来の農業を担う子供達に家畜の飼養を体験させる計画があるが、地域づくりは人づくりである。しかし、現在の家庭や義務教育には、農村の後継者づくりに対する配慮がない。

長年の懸案となっている昆虫館については、専任の職員体制ができたので、早急に建設基本構想を策定する。

農業を中心とする一次産業　現在実施中の所得増強対策は、とかく自立性に欠けるといわれる経営者自らの創意工夫を求め、結果として所得の引き上げを期待したものである。すでに、これらの施策を活用し、積極的に和牛を取り入れ、経営の安定をはかった農家、生産性の高い野菜や特殊作物を導入し、所得を増した農家、或るいは複合営農で生産を安定させた農家など、それなりの成果を上げつつある。

水産業　漁港機能を高めるための船揚場整備事業、ホタテ貝の寄り上がり対策事業などを新規に実施する計画である。

現在進められている地域林業システムの構築や森林組合の広域合併は極めて有効な措置と考えるので、町としても新組織が十分にその機能を果たせるよう支援していく。

商工業についても、引き続き商店街区の環境整備、所得増強対策事業を継続して実施する。

過疎対策や地域活性化の一つに企業誘致がある。本町は比較的恵まれた条件にあるので、従来からこの点にも力を入れてきた。すでに相当の成果を修めており、本年四月には内田工業外一社の工場建設が予定されている。

定住化促進　その目的は人口減や人手不足に備え、若い人達の流出を止めるための後継者の育成、花嫁対策、農業への新規就農対策などのほか、町域の住む条件、働く条件、生活条件を整備し、町外からの転入を促進し、定住していただくことである。

水源対策　町域を完全に水害から守るためには、懸案の厚幌ダムの建設が急がれる。このダムには、将来における町民の飲料水と農業用水の水源を上乗せする計画であり、都市用水及びかんがい排水事業について調査を継続中であるが、両事業の建設費が相当の多額になる。特に農業用水を確保するためのかんがい排水事業は、かねてから将来の受益者負担の重圧を不安とし負担軽減について強い要請がある。すでに非公式な形で明らかにしている国営幹線工事費の全額町負担をさらに前進させ、将来における農家負担の軽減をはかる措置を明らかにすることによって、この事業を前進させたいと思うのである。

こうした将来の財政的負担に対応する事前の対策として、とりあえず水基金制度を発足させる考えであるが、できるだけ早く今後の町負担の内容や充当する財源見通し、受益者負担の限界について検討し、試案をまとめて議会を始め関係者との協議を進める。

情報システムの導入　幾つかの方式があるが、町の財政的負担や管理費、あるいは将来導入されるであろう宇宙衛星による通信システムとの関連などを比較検討した結果、防災無線をベースにファクシミリを併用した情報システムを採用することにした。このシステムには、現在農協が検討しているＮＴＴ回線を利用したファクシミリと連動させる。

総合福祉センターは建設以来一八年を経過し、老朽化が進んでいるので、一部施設の改善と併せ、全面的な改修を行うこと

にした。

ゴルフ場等大型開発については、既に本町の現状をふまえた取扱い要綱を制定し、これに基づく厳しい基準をもって段階的開発を進めることを明らかにした。町としては企業側に対し、町民の不安解消に万全を期すこと、今後町民のために町の進める各種の施策に協力していただくよう求めると共に、地元関係者の方々のご理解をお願いしてきた。先般提出されたゴルフ場等大型開発についての要請に対する議会の決定もあり、本町の活性化や定住対策を進める意味で、早急に関係者の皆さんのご理解を得て、これらの事業を前進させる考えである。

第二節　藤原町政

(一)　初期の町政

藤原正幸町長は厚真町出身であり、昭和二十三年十一月厚真村役場に奉職、以来、産業課調整係を振り出しに四十五年六月総務課長・四十八年一月総務部長・五十五年四月開発建設部長・五十九年四月一日助役を歴任して、六十三年三月退職一時期、苫小牧砂協同組合専務理事の職にあったが、平成四年六月二十八日執行された厚真町長選挙に立候補、当選し七月八日に町長に就任した。藤原町長は九月二十四日の就任後初の定例町議会で次のように所信表明（概要）を行っている。

所信表明に先立ち、過般の集中豪雨について申し述べさせていただきます。

去る八月九日の台風一〇号及び温帯低気圧による集中豪雨は、増水によるはんらん、築堤決壊などにより、厚真町は甚大な被害を受けました。被害を受けられました町民の皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。

この状況を分析してみますと、八月九日の一日の降雨量が二〇四ミリ、一時間当り最高雨量は四三ミリに達している。短時間にこのような雨量であったことが異常出水の原因であると考えている。

水害による被害も、土木被害九億七、四〇〇万円、農業被害八億五、二〇〇万円、林業被害八億三、五〇〇万円、水産被害四億一、七〇〇万円その他被害、商工・教育・衛生等でありますが、四、六〇〇万円、合わせて三一億一、四〇〇万円と膨大な金額になっている。

今回の災害に際し、胆振東部三町、日高西部三町の町長と議長で北海道などに、また関係六町の町長で中央省庁に、陳情をしてまいりました。今後、被災箇所の早期復旧と、農業を始め諸産業の経営安定に万全を期してまいります。

さて、この六月、町民の皆さんの温かいご支援により町長として信任をいただき、七月八日に町長に就任をいたしました。もとより微力ではありますが、全力を挙げ、私に課せられた、この重く、また光栄である職責を果たしていく決意である。

立起表明以来、多くの町民の皆さんにお会いをし、町政に対するご意見、ご批判、ご要望を聞くことができました。今後四年間にわたって町政を担当するに当たり、町政に臨む私の基本的な考え方を申し上げる。

まず始めに行政姿勢についてでありますが、

第一に町民の皆さんとの対話を柱とした町民主体の町政の確立を図っていきます。

第二に現実を見詰め、町民の生活を大切にする町政を推進していきます。

第三に公平と公正を基本に、住民参加の開かれた町政を進めていきます。

第四に効率的で効果的な行政運営に努め、むだのない町政を目指していきます。

第五に女性や若者の町政参加を進めます。

第六に前町政との関連については、行政の継続性を大切にしながら、是々非々の考え方で町政を推進していきます。

現在、我が国の経済社会や国民生活において、幾多の変化を生じております。出生率の低下、核家族化の進行、こうした中で、世界に類を見ないほど急速な高齢化社会を迎えてきている。常に町民がゆとりのある生活と安心して楽しい老後の生活を送ることを目標に、福祉対策を総合的に推進していく考えである。

まず、高齢者保健福祉一〇カ年計画、ゴールドプランと言われておりますが、人生八〇年時代の超高齢化社会におけるライフサイクルに対応した独自性のある厚真町老人保健福祉計画を策定する。

次に、在宅福祉の充実でありますが、本町の高齢者率は一八・四％と、全国・全道的に見ても高率となっており、今後、老人のひとり暮らし等の増加も予想されることから、在宅寝たきり介護者に対する家族介護負担の軽減を図るために、ホームヘルパーの増員を図っていく考えである。

家庭における介護費の負担軽減を図るために、障害年金受給者を対象として、新たに町費で寝たきり老人等介護手当支給制度の実施を検討していく考えである。

七〇歳以上の高齢者のバス無料化については、あつまバス路線の区間を町外まで拡大していく考えである。

全天候型ゲートボール場の建設でありますが、ゲートボールのほか、多目的に有効に利用できる施設として、十分に検討し、建設に向けて今後明らかにしていく。

母子福祉、身障者福祉、低所得者対策についても、実態を把握し、きめ細かい施策を展開していく。

これからの高齢化社会においては、町民の健康を守ることが最重要課題であり「自分の健康は自分で守る」という認識のもとに、積極的に各種の検診を受診され、早期発見・早期治療により、健康で安心して暮らせるよう啓蒙普及に努める。

生活環境の整備については、特に合併処理浄化槽の維持管理費の補助期間について、極めて要望が強いので、延長について検討を進める。

道路網の整備については、高規格道路日高自動車道、開発道路北進平取線及び夕張厚真線の早期開通に向けて努力する考えである。

町民の生活道路として利用されている町道については、総延長二四〇キロメートルに達し、改良・舗装率は全道の市町村並みの整備状況ですが、胆振管内の平均から見ますと、舗装率で約一二％低くなっている。以上の状況から、国や道の資金を最大限に導入し、整備を進める。

厚真町を洪水から守るための抜本的対策としては、厚真川の河川改修、厚幌ダムの建設、そして中小河川の改修が最重要課題であり、関係機関や地域の皆さんのご理解とご協力をいただきながら強力に推進していく所存である。また、中小河川の整備については、ウクル川等でありますが、この河川を早急に整備していく考えである。

教育の目的は、言うまでもなく、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をとうとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期するものであり、今、社会は国際化、情報化など目まぐるしく変化しており、教育もこの変化に対応していかなければなりません。

まず教育施設の整備であります。小学校の改築と屋外施設の整備については、防衛施設周辺整備補助金の導入を積極的に行い、当面、上厚真小学校の改築について、来年度設計に向けて関係機関に要請をしております。学校給食については、地域の特色を生かした方向で検討を進め、育英資金の貸し付けについては、時代に対応した額に引き上げる方向で検討している。

国際化時代を迎え、町民の海外派遣研修事業を実施していますが、児童生徒及び青少年の研修制度を確立し、広い視野と国際感覚を身につけるため、国外に派遣したいと考えています。生涯学習については、施設の整備と指導体制を確立し、学校五日制の対応、地域活動の活性化、学童保育の検討をしていく。

幼児、児童対策につきましては、スポーツ少年団の充実と連合会活動の振興及び子供会連合会を結成し、活動の活性化を促進していく。

文化、スポーツについては、生き生きとした町をつくるための活動を助長いたします。地域集会施設については、補助基準面積と補助率の見直しを行い、また、集会室のない本郷団地地域などについては、規模等を検討して、建築の方向で考える。

基幹産業である農業を政策の最重点とし、長期的展望に立って、時代に即した振興政策をとっていく。

農業は、減反や厳しい外圧の矢面に立たされ、農家経営を苦しくしております。しかし、農家個々の取り組みによって、明るい未来を開くことができると確信し、これからの農業は複合経営への移行が必要であり、肉牛や新しい作物の導入、ハウス栽培など、新しい分野の政策も取り入れていかなければなりません。

その一つは、米の主産地である本町の一等米出荷実績は極めて低調に終わっておりますが、米産地としての生き残りをかけ、飛躍的な実績向上を目指していかなければなりません。そのためにも土地利用型農業の特性と、化学肥料の多投化、無家畜等による堆きゅう肥等有機物投入不足から、地力の低下や連作障害による収量の安定性を欠いている現状を踏まえ、米作、畑作等の専門技術員の設置を検討し、農業経営センターの体質改善と機能の充実を図り、土づくり特別対策事業の推進により、ふ

たたび北海道一のあつま米の復活に努める。

二つ目は、二一世紀に向けてのこれからの農業の変化に対応できる足腰の強い自立する農業であります。特に、次世代を担う若者に希望と誇りが持てる農業の確立を目指し、農業と生活に潤いのある農業振興を目指していく。

三つ目は、昨年スタートした新農業振興計画の実施であります。「強い農業と豊かな生活」をスローガンに、平成七年度には農家所得六〇〇万円、農業総生産額六五億円が達成できるよう策定されている。これを現実のものとして実施に移していくためには、農協の中期三カ年計画との併合性により具体的な実施計画を樹立し、それぞれ地域の気候、土性を生かし、経営者が創意工夫をし、農産物の需要に即した生産を基本に、付加価値の高い農業生産に取り組み、地域全体としての所得の向上を図ることが、農業者の経営安定、生活安定につながると確信している。

四つ目は、農家の自助努力による農家所得の増強対策であり、この制度は今年限りの事業でありますが、農家の方々の希望も多く、これまで同様、事業の継続をし、新農業振興計画の重点作目を最優先として、さらに効果の上がる内容で推進する。

国は、農業基本法が制定されてから三〇年を節目として、大きく変化した環境条件に対応すべく、魅力とやりがいのあるものにするため、農業構造の見通しを踏まえ、一〇年程度の効率的経営体系を提示し、新しい農業政策（新しい食糧、農業、農村政策の方向）を打ち出しておりますが、一〇年後の将来は、効果的規模で一〇㌶から二〇㌶程度に拡大し、全農家平均五割から六割のコスト低減を図ることとし、土地利用型農業経営を確立しようとしている。しかしながら、農業就業人口が減少し、農用地の利用再編が農政上極めて重要な課題である。地域農業発展が困難となる事態を防ぐため、農家子弟にとどまらず、新規参入者の受け入れと、Uターン青年を含めて、一人でも多く意欲のある人材を入植させ、道の新規就農ガイド事業との連携をとりながら、農業経営拡大計画の認定制度の積極的活用を図り、諸問題を総合的に解決し得るような新たな対策を講じてまいりたいと考えている。

本町の畜産も、農業経営安定上、欠くことのできない部門であります。より安全で品質のよい商品としての乳牛、肉牛生産のための肥育と自給飼料の生産、優良牛の増頭により、質・量ともバランスのとれた低コスト生産に努める。

優良種豚の確保を図るため、飼養管理指導により品質改善を図り、生産コスト低減と良質の豚肉生産に努めていく。

町域の七三㌫を占める森林は、林産物の生産をはじめ水源の涵養、町域の保全などに大きな役割を果たしている。しかし、近年の林産業は、外材の圧迫、価格の低迷で、森林所有者の意識が減退していることは、まことに残念であり、したがって、森林法改正による市町村森林整備計画の作成年でもあり、森林整備に必要な条件整備計画を樹立し、森林の育成強化を図るとともに、林道の整備、治山事業の促進に力を注いでいく。また、広域合併組合に対しての事業経営に対する支援及びシイタケ原木確保の対策についても検討をしていく。

漁場環境の変化と回遊魚資源の減少など、漁家の経営には厳しいものがある。こうした中で、苫小牧・厚真・鵡川漁業協同組合の共同事業によるホタテ貝の漁場開発と増殖事業が順調に進み、昨年度より水揚げが始められ、予想を上回る成果を上げ、漁業経営に大きく寄与できるものと確信しておりましたが、今回の台風一〇号及び温帯低気圧による集中豪雨によって、ホタテ資源が三単協で約一二億五、〇〇〇万円を超える膨大な被害を受けたことは、まことに残念であります。この漁場の災害復旧に最大の努力をするとともに、大型漁船の整備や新規漁場資源の開発研究に対して支援していく考えである。

商店街の環境整備については、商工業振興対策事業による環境美化の促進、街路灯の計画的な整備、また、道路改良整備にあわせた環境整備を進める。商工業者の経営改善などの融資制度については、実態に応じた内容の検討を行い、融資枠、限度額の見直しを図る。購買関係については、昨年の調査によると、町外での購買のウエートが以前に比べ高まっている。さまざまな要因があるようでありますが、さらに事業者の自助努力、町内購買の維持増進を促進していきたいと考えている。

定住化促進事業による二世帯住宅建設資金助成の対象枠を商工業者に拡大し、事業の促進を図っていく。

苫小牧東港の流通港湾としての位置づけを働きかけ、地域の活性化を促進するとともに、企業及びレジャー産業を誘致することにより、雇用の場を確保、青少年が夢と希望の持てるまちづくりを進める。

厚幌ダム建設計画について、計画目的は、厚真町を水害から守るための治水対策と、将来の需要増に対応する飲料水の確保、農業経営の安定化及び近代化を図るための農業用水の確保を目的とした多目的ダムである。水没者、地権者、関係地域の皆さんのご理解をいただきながら、早期着工に向けて促進をしていく。

勇払東部地区国営潅がい排水事業については、ダム着工と国営幹線用水路及び関連事業の全体実施設計が同時に移行するこ

とが求められており、そのスケジュールにあわせるため、町が既に明らかにしている具体的な姿勢を示し、受益者の理解を得て、早期実現に向けて取り組んでいく。

次に、厚真市街表町地区の開発については、表町通りの道道整備と表町地区の農地を含めた区域を一帯として、商店街と住宅地の調和のとれた地域整備を進めるため、地域住民のご理解をいただきながら促進していく。

上厚真地区の宅地開発については、苫小牧市への通勤圏として、市街地の宅地開発手法を検討し、地域の皆さんと話し合いをしながら促進する。

厚真町のまちづくり総合計画は、昭和四十八年に、当時の苫東大規模工業基地開発に伴う土地利用計画及び人口想定に基づいて策定され、その後、六十二年には「現まちづくり計画策定後の情勢変化に対応する新たな主要事業と土地利用について」の補完を行い、「田園公園化構想の推進」と位置づけ、現在に至っている。

しかし、苫東土地利用計画の見直し、新千歳空港の国際化、高規格日高自動車道の建設、厚幌ダムの建設、国際的な農業情勢の変化、人口減少と高齢化社会への対応などなど、国際・社会・経済情勢の変化により現状にそぐわない状況にあり、厚真町の将来を的確に見据え、着実な事業の執行を図るためには、現まちづくり計画を基本から見直す必要がある。

最後に、ゴルフ場等大型地域開発に対する考え方を申し上げます。リゾートを中心とする余暇活用への国民的ニーズが年々高まりつつあり、道内各地でゴルフ場の開発が盛んに行われ、時代の先端をゆく花形産業の一つとして脚光を浴びてきております。反面において、バブル経済の破綻による影響、自然保護や農薬問題など側面からの論議もあり、さまざまな波紋を投げかけ、新しい局面を迎えていることも事実である。しかしながら、地域振興、活性化が大きな課題となっている今日、開発と環境の調和を図りながら、これを推進していくことも重要であると思います。関係する皆さんのご理解とご協力をいただきながらこの事業を促進する考えである。

以上、町政に臨む私の所信の一端を申し述べましたが、過去町政を担われた先輩の方々の業績を汚すことなく、皆さんの築かれた基礎の上にさらに本町の発展を図り、全町民の生活安定向上のため、町民の皆さんと心を一つにして全力を尽くす決意である。

平成五年三月町議会定例会において藤原町長、五年度施政方針概要は次のとおりである。

昨年六月町民の皆さんの温かいご支援とご支持により町長として信任いただき、七月八日に町長に就任いたしました。

それから今日までの約八カ月、この間、国内外等においては実に様々な動きがありました。

本町においては、何と言っても町長就任約一ケ月後に発生した台風一〇号による大水害でありました。

この過去最大の被害をもたらした水害により、三一億円以上の被害を被り、今もまだ完全にその傷跡が消えたとは申し上げられない状況である。

明るい話題としては、地方拠点都市法で本町が新千歳空港周辺圏域として、北海道段階で地域指定となる可能性が濃厚になってまいりました。

既に昨年九月の定例会のなかで詳しく申し上げましたが、私の行政姿勢の基本は、まず何よりも町民の声を第一に聞き、町民本意の町政を行うことである。

また、公平と公正を基礎とし、より効果的、効率的な行財政の推進のため、執行体制の再編をはじめ、業務の見直しを行い、むだのない町政を推進していく。

父祖伝来の緑豊かなこの土地の発展と時代への継承のため、また、青少年がより一層の夢と希望を持てる厚真町とするために、私は全力で町政に取り組む決意である。

来るべき本格的な高齢化社会に向けて、特に健やかで生きがいを持って暮らせることを目標に福祉政策を推進していく。高齢者保健福祉一〇カ年戦略（ゴールド・プラン）の基本理念に基づき「だれもが・どこでも・いつでも」質の高いサービスを、「安心して、気軽に受けとることができる体制づくり」を目指して昨年に引き続き「厚真町老人保健福祉計画」を策定していく。七〇歳以上を対象とした、高齢者町外バス無料化については、診療及び商品の購買等の町外への流出を考慮し、利用の回数制限を設け「あつまバス路線」の区間を町外まで拡大していく考えである。

本町は保育年齢を迎えたほとんどの幼児が入所できる体制にあるが、各家庭で保育に欠ける幼児を基本として、元気で逞し

い心豊かな幼児の成長を目標に保育体制を強化し保育内容の充実を図っていく。

町内医療機関等の協力のもとに各種診療を積極的に推進し、地域の保健推進員、食生活改善推進員とも連携を密にし、町民の健康管理を推進する。

生活環境の整備では、合併処理浄化槽の維持管理費の補助期間の延長をし普及促進に努める。また、資源の再利用を促進するため地域に緑のボックスを設置し、ごみのリサイクル運動を引き続き推進する。

昨年六月に発表された「生活大国五カ年計画」においても「豊かな学習と文化環境の形成」が提起されているところであり、生涯学習社会の到来と学校週五日制に対応した基盤の整備を図っていく。富野小学校体育館の設計調査、学校教育施設の充実と環境整備をはじめ今年度から新たに「生涯学習アドバイザー」を配置し、青年活動の活性化と婦人の積極的な社会参加などを推進するとともに、国際化時代に対応できる児童生徒を育成するため、「児童生徒の海外派遣」を実施する。育英資金についても、現行の倍額以上に増額をした。

長年の懸案である昆虫館の取り扱いについては、専任職員も配置されているので、本町の自然環境、動植物の植生調査など基本的な調査・研究を行い、時間をかけて方向性を検討していきたい。

国は二一世紀に向けた新農業政策「新しい食糧、農業、農村政策の方向」を発表した。しかしながら農業をとりまく環境は、農畜産物の輸入自由化を迫る外圧の中で、非常に厳しい状況におかれている。平成五年度は二一世紀に向けて担い手が希望と誇りを持って、営農に取り組む逞しい農業を目指すため、四つの重点施策を柱とし農業諸施策を講じていく。

一つ目は、本町農業の主流をなす水田農業である。昨年度から国内の米の需給バランスがとれなくなり、逆に米づくりを推進する大幅な転作緩和措置がとられたのである。本町では一九一・六㌶の緩和面積が配分されたことにより、米の主産地としての生き残りをかけ、良質・良食味米の生産など、高い水準の水田農業を確立するため復田圃場の区画整備事業の実施と生産基盤の恒久対策として、農道の造成、偏東風から稲を守る防風網の設置、排水効果を高めるための心土破砕、適期に深水かんがいができるよう畦塗機の導入に必要な援助措置を講ずることにした。

二つ目は、作物の安定生産を図るための土づくり特別対策推進事業である。農業の原点は、「土づくり」にあり近年、大型

機械利用による土壌の踏圧や化学肥料の多投化により地力の物理的・化学的低下や連作障害を招いている。作物の命は、「土に宿る」ともいわれ、土壌診断など、化学的分析を行い、施肥の合理化を図っていく。

ハウス施設導入など水田プラスアルファの集約的農業に積極的に取り組んでいただくため、農家所得増強対策を継続し、収益性の高い園芸作物の普及を図り産地化を目指す。

また、近年、エゾシカによる農作物被害が多く、圃場への進入防止対策を講じ農作物被害を最小限にくい止めるため、地域ぐるみで取組みができるよう支援する。

三つ目は、農業生産のコストダウンを図るため、生産体制のシステム化を図ることが重要である。

四つ目は、農業経営センターの機能の充実である。農業振興のための企画調整、営農対策、生産性向上対策等、今の時代に必要とする業務に改善し、総合的に対応できるセンター機能にしていく。

農産物の需給の動向を把握するため、消費者ニーズや道内外の産地状況など的確に情報を収集し、本町の土地条件を最大限発揮できる農業生産計画や農産物販売、流通改善の戦略プランをもって、農産物の生産拡大を進めていく。

乳用牛は、低コスト生産に向けた個体の更新改良を図るとともに、乳質の改善管理技術の向上を推進していく。肉用牛は、個体の改良のため計画交配による受精卵移植技術の活用、飼育管理の安全と個体間の格差縮小のため、除角を奨励し、牛肉としての厚真ブランドの確立を目指す。

養豚は、生産性の向上と品質の改善を促進するために必要な生産環境の改善に努め、良質の豚肉生産に努める。

平成五年一月二十七日供用開始となった農林水産省動物検疫所小樽出張所胆振分室の施設運営に伴い、地域に被害が及ばないよう万全な諸対策を講じていく。

豊丘地区国営農地開発事業は、平成八年度完成を目途に取り進めていく。

本町の一般民有林は目標人工林率である四五㌫をほぼ達成したが、若齢林が多いため、長伐期経営に誘導する必要があると考える。また、シイタケ生産と木炭生産の原木確保は、生産に長期間を要するため、天然広葉樹林の除間伐の推進と樹種転換の研究をするとともに、苫小牧東部工業基地内広葉樹の除間伐材払い下げが明るい見通しとなり、シイタケ生産施設整備を継

続援助していく。

苫小牧東部工業基地建設時には漁場の縮小と、回遊魚資源の減少等により漁家経営の維持が大変厳しくなった。ホタテ貝増殖事業を厚真・苫小牧・鵡川漁業協同組合との共同事業として拡大、稚貝も予想を上回る成育を見せ、漁獲操業を一年早めて平成三年秋から開始するなど、漁家経営もこれで安定するものと確信していた。しかし、昨年八月の台風一〇号の集中豪雨による河川からの泥流によって、ホタテ貝漁場が三単協合わせて一二億五千万円を越える大きな被害が発生したことは、誠に残念であります。今後漁場の沖合への移動・拡大を含めた漁場の整備と大型漁船の導入等に対して支援していく考えである。

商工業者の経営改善については、目的別に各種融資制度があるが、これまでの利用実績、融資枠等の見直しを行い、制度の改善を図っていく。商工業振興対策事業による市街地の環境整備の促進、所得増強対策事業についても継続して実施する。

ふるさと活性化センターが行っているハスカップ製品の加工販売は、町の直営事業として実施することが適当なのか体制等を含め検討していく。

厚真市街表町地区の開発は、商店街と住宅地の調和の取れた開発を進めるため、表町地区の農地を含めた区域で検討していきたい。

上厚真地区の市街地開発は、本年度、町並みづくり計画を策定し、今後その計画を基に開発手法を検討していきたい。

厚幌ダム建設計画は、最重点事項として推進していく。本年度、一億二千万円が認められ、昨年に引続き、ダムサイトの地質調査、環境調査等が行われる予定である。町としては、関係地域の活性化と皆さんの理解を得ながら平成六年度着工に向けて関係機関に強力に要請していく。

勇払東部地区国営かんがい排水事業は、平成六年度ダム着工と同時に、全体実施設計に移ることが求められている。また、準用河川ウクル川上流オバウス沢川合流点までは今年度二級河川に昇格することが決定し、早期に河川改修が実施されることになった。

近年、町内外を取り巻く社会・経済環境は大きく変貌いたしており現状にそぐわない面が数多く見受けられるため、多くの町民の皆さん、専門家など、有識者のご意見を頂きながら、平成五年度から三ヶ年で厚真町の新しい「まちづくり総合計画」

を策定し、開基百年を迎える平成八年にスタートができるようにしたい。

ゴルフ場建設促進の請願が議会で採択されてから一年三カ月が経過したが、今だ関係地域のご理解が得られる段階に至っていない。関係地域の皆さんと十分に話し合いご理解とご協力を戴きながら、この開発を促進していく。フォーラム・パーク厚真の開発事業計画は、町域活性化の大きなインパクトとなることが期待できる。

公約の中で、ゲートボール場を含む土間体育館、学校給食センター等、多額を要する大型事業については、将来に悔いのないものを建設するため、本年度は調査研究をすることとした。

平成六年三月町議会定例会において藤原町長、六年度施政方針概要は次のとおりである。

一昨年の大水害の傷跡も癒えない中、戦後、最大の凶作、漁業では、回復の兆しが見えていたホタテ貝栽培も寄生虫（ポリドラ）の異常発生により、壊滅的な打撃を受けた。これらに伴う商工業者への影響等は、極めて厳しい状況下にあった。

明るい話題としては、北海道電力苫東厚真三号機が着工し、また、千歳・苫小牧地方拠点都市地域に指定されるなど地域経済への波及効果に大きく期待をしている。

本町における施設福祉は、北海道厚真福祉会が運営する「豊厚園」「厚真リハビリセンター」などが開設され、これらの施設運営について地域社会との活発な交流など、地域への多大な貢献から北海道に誇り得る福祉施設として、高い評価を受けている。

老人の一人暮らしや老人世帯、寝たきり老人等に対し、従来の緊急通報措置に加えて火災・ガス漏れ通報システムを導入・設置する。さらに、お年寄りの生活状況確認事業として、電話サービスや夏冬を通じた布団乾燥サービスを新たに開始することにした。

検診後の指導会、訪問指導等を更に充実させるため、本年度より、保健婦二名を新規に採用し、保健婦四名体制として町民の健康に対する指導並びに意識の高揚に努めていく。

上厚真小学校校舎の改築に着手する。

「児童生徒の海外派遣」については、今年度は高校生を参加させる等、引き続き実施いたすこととしている。まちづくりと大きな関わりを持つ生涯学習については、「厚真町生涯学習推進協議会」を条例化するとともに、次代を担う子どもたちを対象とした少年教育にも従来の活動を助長拡充させるために力を注いでいく。

「全天候型多目的土間体育館」の建設は、町民の皆さんの健康づくりの拠点として、また、全道的に人と人とのコミュニケーションの場として、さらに、商工業の活性化のために平成七年度秋の完成を目指して、本年度着手する。

二年連続の冷災害は、本町の基幹産業である農業はもとより、地域経済に大きな傷跡を残した。

新しい農業振興計画の樹立に取組んでいるが、本年は、農業生産者二〇名によって構成する厚真町農業振興計画推進委員会を組織し、直接生産している皆様の声を反映させた真のガイドラインになるよう取り進めていく。

本年は、次のような重点施策を講じていく。

第一に、本町の基幹作物である水田農業の基本的な振興施策である米の国内需給バランスの調整を主目的とする現在の水田営農活性化対策は、二年目に入る良質・旨い米の生産、そして生産コストの低減対策が不可欠になっている。従って、気候・地域条件に合わせた品種、生産技術の導入指導を行い、基盤及び区画整備対策、農道の整備確保対策、冷害等に対する基本技術の確立のため、必要な各種の援助措置を講ずることとした。

第二は、土づくり特別対策推進事業である。平成八年度実施を目途に全町的立場に立った有機農業、地力維持増進のために必要な堆肥増産・供給システムの調査検討を行う。

第三には、経営リスクの分散及び労働力の効率的配分による所得の安定と増強を目的とする複合経営の推進、生産性の高い作物を導入拡大し、産地形成を誘導する必要がある。

第四として、国際化時代を迎えた農業を存続・拡大するための方法の一つとして、経営規模の拡大が上げられる。高齢農業者の増加、後継者不在農家の発生により、農地の遊休化等の問題が明らかになってきた。こうした中で、農地の集積を図ろうとした場合の借り手側に対する支援策として、新たに農地集積化促進事業を実施する。「農地銀行」の機能強化並びに生産体制のシステム化を図るための集団化・組織化、農作業受託組織の調査研究に取り組んでいく。

平成四年八月の台風一〇号による集中豪雨により、ホタテ貝増殖漁場が甚大な被害を受け、海水の浄化作用などにより漁場回復を願っていたところであるが、その後の被害漁場の追跡調査の結果、各海区ともホタテ貝の成長の停止、生存率の激減、これに追い討ちをかけ漁場全体に発生した「ポリドラ」がホタテ貝に多数寄生する現象が起こり、ホタテ貝漁場が崩壊寸前まで追い込まれたことは、誠に残念である。このような漁場機能の低下したホタテ漁場の復旧対策について最善の支援措置を講じていく。漁家経営の安定と危険分散措置を図る新たな漁業として、サケ定置漁業権の権利を取得するべくサケの海中飼育施設整備を実施する等、最大の努力を注いでいく。

市街地の環境整備並びに各種のイベント開催やキャンプ場の活用、イモ堀り観光農園など町外者の集客事業を強化し、町域への転入促進、レジャー客の誘致などによって町の活性化と商工業者の経営安定に努めていく。冷水害等による商工業者への影響も大きいことから、新年度からも金利の引下げを行い商工業者の経営安定を図っていく考えである。

現在は、関係者による表町土地区画整備事業研究会が設立されており、整備手法等について検討を重ねてきた結果、土地区画整理事業により、整備を進めて行くとの結論に達した。この地域の市街地の活性化については、公営住宅用地の先行取得等を含め、市街地への人口誘導と定住化が促進するような土地利用計画の検討を進めている。

上厚真地区は、苫東基地はもとより苫小牧市への通勤圏として大きく期待される等、また、地域の若年労働者の定住促進を図るため、オール電化による単身者向け町営住宅八戸を北海道住宅供給公社を活用した制度で建設する。

厚幌ダム新規建設採択が見送られたが、関連する幌内地域の活性化対策について、温泉開発可能性調査を実施し、同地区の振興計画の検討を進めている。厚幌ダム関連事業の水道計画は、将来の給水区域の拡大など水需要の増大に対応するため、日量約二千㌧をダムに依存することとし、諸準備を進めている。

昨年の七月、勇払東部地区国営かんがい排水事業促進期成会が発足し、関係受益者の仮同意書が九九㌫を超え、採択の要件並びに推進体制が整ったので、ダムと同時に地区採択を関係機関に要請していく。

苫東基地開発の新計画については、新しい時代にふさわしい産業基盤を創出するため「産・学・住・遊」の複合開発を目指している。特に東港の流通港湾化は、本町の発展に大きく寄与するものがあるので新計画にその位置づけをされるよう要請し

ている。

リゾート開発計画については、現在、四カ所（シャトーヴェール、成井農林、厚真開発、フォーラム・パーク厚真）となっているが、その後の経済情勢の変化、景気の後退等により、いずれの計画も着工（完成）が遅れている。今後の対応としては、各計画とも相当の年数が経過しているので計画の実現性、計画の見通し等、意向を調査し可能なものについては、調整する等の検討をしていく考えである。

本町の地場産業は、これまで一次産業を主体として、発展してきたが、昨年、一昨年の冷水害等でも見られるように地域全体の経済の浮沈に敏感に影響する体質をもっている。これら地域経済の体力を側面的に強化するため、本町域への産業誘導、企業誘致は欠かすことのできない重要な施策である。本年は、今まで以上に企業誘致活動に努力するとともに、人材誘導定住化促進事業については、平成六年度末（平成七年三月）で期限切れとなることから、より効果的な事業となるよう本年度中に制度の見直しを検討していく考えである。

平成七年三月町議会定例会において藤原町長、七年度施政方針概要は次のとおりである。

昨年は、春からの好天と農家の努力によって、史上稀にみる大豊作になり、町民等しく喜びを分かち合うことができた。

幸い、昨年末には、水害の対策、農業用水、飲料水の確保を目的として、厚幌ダムの着工が認められるとともに、国営かんがい排水事業勇払東部地区の全体実施設計が採択になった。

北海道厚真福祉会によって七年度からは、入所者と家族や地域の人々との交流の場となる「ふれあいセンター」が開設される。

在宅福祉については、独り暮らしのお年寄りや老人世帯等の訪問活動を充実させるため、ホームヘルパーを本年度から三名体制とする。

上厚真に通年型ゲートボール場を整備する。

心身に障害を持つ児童に対する心身障害児療育事業については、新たに道立「太陽の園」から専門指導員の派遣支援をいた

だくなど、療育事業の充実を図りながら児童の発達の助長や保護者の育児指導を進めていく。上厚真宮の森保育園は、保護者会の要望や地域性、職業性等を考慮し、本年度から、一〇カ月保育とする。

昨年度　防衛施設庁の防音事業及び文部省学校施設整備事業により、上厚真小学校の改築を行っており、本年度は屋内体育館を改築する。二カ年計画で着手した全天候型多目的土間体育館「あつまスタードーム」は秋から利用できる。開基百年を契機に新たな郷土芸能として仮称「厚真太鼓」を創設する。

農業はガット農業合意を受け、急速に国際化時代を迎えている。加えて、食糧管理法の新食糧法への移行は生産者の自主性を尊重する反面、生産に伴うリスクを全て生産者が負担するという市場原理主義が鮮明化するもので、稲作を主体とした本町農業にとって、厳しい決定であると言わざるを得ない。昨年来、農業振興協議会をはじめ、協議をいただいてきた「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」が本年二月に知事の承認を受けることができた。同時に、支援活動の窓口となる経営改善支援センターも、ＪＡあつま内に設置され、認定業務の相談を開始した。消費者や市場評価を得るための生産技術の改善など「あつま米」の科学的な食味分析による食味向上対策事業を支援していく。本町の気候・土地条件等に合わせた品種選定の徹底や生産技術の指導を行うため、四月から農業専門技術員を二名体制にする。投資と負担を極力抑制する厚真方式での「二一世紀を見据えた大区画圃場のモデル水田整備支援対策事業」に新たに取組んでいく。

都市住民との交流を通じ、魅力ある農業の実現を目指した、滞在型の交流を可能とする総合交流促進施設整備を山村振興等活性化推進事業で行い、また、ＪＡあつま婦人部の「おふくろ味噌加工施設」も設置する。

豊丘地区国営農地開発事業は平成八年度の完成を目指して事業を進めてきた。当初は、計画面積四五六紗の造成計画を予定し、工事を進めてきたところであるが、平成七年度に第二回目の事業計画変更（造成面積一七四紗、総事業費四八億六千万円）によって事業が完了する見込みとなった。

国営かんがい排水事業勇払東部地区は、平成七年度において、全体実施設計の新規採択が認められ、総事業費一八一億円の内、全体実施設計費として八千万円、平成九年度の着工を目指すことになった。

ホタテ漁場の復旧対策の一環として、平成五年十月から関係団体による漁場診断プロジェクトチームを発足し、稚貝放流事

業の再開に向け、定期的に調査を進めてきた。昨年十二月八日、調査結果が報告され、その内容は、「漁場機能は若干回復に向かっているが、平成四年の泥流流入以前の状況までには回復されていない。よって本年度からの事業再開は得策ではない。継続調査が必要」との誠に残念な答申結果になった。

ハウカップ加工品の民営化　六十二年から町直売の形で実施していた加工品販売事業は、特産品として承継し民間へ事業移行を実施する考えである。

厚幌ダムは平成七年度新規の建設採択が認められた。総事業費で三三七億円、平成七年度は、一億五千万円の予算が確保され、ダム建設仮事務所の開設、ダムサイトの地形地質をはじめとする諸調査と、補償用地の調査が進められる。関連事業の水道計画は、将来の水需要の増大に対応する水源確保のため、水利権申請、区域拡張計画などの諸準備を進めている。

ゴルフ場開発計画の進捗状況と今後の見通しは、第一グループが四箇所（シャトーヴェール、成井農林、厚真開発、フォーラム・パーク厚真）となっているが、箇所別に現状、今後の見通しについてはシャトーヴェールは、平成七年七月まで工事中止届けが出されている。成井農林は、豊沢地域の同意が得られていないが「時間がかかっても地域の理解を得る」との意向から、引き続き企業努力が重ねられるものと思われる。厚真開発は、経済情勢の変化等から、すでに土地所有権が移転され、現所有者（興英コーポレーション）は、今後の土地利用計画について検討中である。フォーラム・パーク厚真は、現在道条例に基づく環境影響評価調査の諸手続中であり、各個別法の事前協議に入るため、着工の見通しとしては、平成八年度の早い時期と考えている。

行政改革　新たにＯＡシステムの導入、書庫の整備や道路維持業務の全面委託、庁内に行政改革についての組織を設け、事務事業の見通しやＯＡの有効活用などについて取組む。

平成八年三月町議会定例会において藤原町長、八年度施政方針概要は次のとおりである。

農業では、一昨年の史上稀にみる大豊作に続き、昨年の全量一等米出荷など、厳しい農業情勢の中で極めて明るい成果として、全町民を上げて喜びを分かち合うことができた。また、苫東新計画の策定と段階計画による新たなまちづくりへの展開、

高規格道路日高自動車道厚真インターチェンジの整備、東港の物流港湾化、厚幌ダムの建設着工、勇払東部地区国営かんがい排水事業の全体実施設計の着手など各分野において、着々と基盤整備が進んでいる。

平成八年度をスタートとする「厚真町新総合計画」は、まちづくり委員会の審議並びに第三回定例議会において、基本構想の議決を得た。

計画は、目標人口を六、八〇〇人に設定するとともに「交流をさそう緑とゆとりにあふれた「大いなる田園」の町」を基本テーマとして、基幹産業である農業を始めとする諸産業の振興、生活環境の整備、教育文化の振興、福祉の充実等、積極的なまちづくりを進める。・ゆとりと潤いに満ちた先進的な産業の町・豊かな自然を生かした魅力ある住環境の町・自然と郷土愛をはぐくむ生涯学習の町・安心して暮らせる健康と福祉の町・先進的「田園地域」を目指す積極行政の町の五つの基本目標を定め、二一世紀を展望した本町の望ましい将来像を樹立し、未来に向け発展する町民参加のまちづくりを基本とした。

本年は、厚真町百年の大きな節目と意義を持ち、次代への新たなまちづくりがスタートする重要な年である。この意義ある第一歩を踏み出す時にあたり、全町民が豊かさと幸せを実感できる「大いなる田園都市」の建設に向け、積極的な町政執行に全力で取り組んでいく。

より充実したデイ・サービスを提供するため、平成九年度の建設を目指し、上厚真地区に計画し、調査設計に着手することとした。

四月から事業化される高齢者事業団の活動助長や上厚真地区ゲートボール施設の充実を図る。

心身に障害を持つ児童に対する療育事業は、本年度より、新たな支援事業として在宅精神障害回復者の対策として、町外への共同作業所への通所や通院に要する交通費の全額助成を行う。

小学校低学年の放課後における留守家庭を中心とした児童の対策として、新たに、児童会館及び厚南会館を活用した学童保育事業を実施する。

町民の健康管理　食生活改善事業として、現在までの調査を基に食生活改善の指針を作成し、町民の食生活や栄養改善普及に力を注ぐ。

全行政的観点に立った組織づくり（町長部局と教育委員会事務局による生涯学習推進本部等の設置）と、長期的展望に立った推進計画の樹立について、生涯学習推進委員会での検討をお願いしたいと考えている。

中央小学校の改築については、防衛施設庁による防音事業の補助採択が確定する見通しとなったので、本年度、校舎と屋体の設計に着手することとした。

生涯学習と交流の場として、昨年十月に完成した「あつまスタードーム」は、町内外の多くの人たちに利用されている。今後は全道の高校や大学の合宿など、施設の効果を上げていく考えである。

厚真町新総合計画と同時に農業振興協議会は、「第三次厚真町農業振興計画」を、町内の若い農業経営者二一名の貴重な論議を重ねて策定した。振興計画は、一、環境に優しく安定した農業の実現に向けて、二、効率的な生産体制の実現、三、ゆるぎない農業経営の実現に向けて、四、快適な生活空間と活力ある地域社会の実現の四つの柱から成り立っている。

町の活性化は、基幹産業である農業が元気でなければ達成することができない。こうした観点に立ち、担い手などが希望を持って農業に取組める施策を講じていく。

第一は、本町の基幹作物である水田農業の基本的な振興策である。良質で安全な消費者ニーズに沿った商品としての米の生産と合わせ、生産コストの低減が必要である。平成七年度より二一世紀を担う大区画水田基盤整備促進のため、モデル水田整備の支援、農道の整備促進など、必要な援助措置を実施してきたが、本年度より北海道が受益者負担を大幅に軽減する新たな事業を実施する。この事業内容を精査し、農家の方々の負担が軽減されるのであれば、この事業に振り替え積極的に取組んでいく。

第二は、土づくりの促進対策である。消費者ニーズの強い有機農業など堆肥を中心とした土づくりは急務である。

第三は、主産地形成による所得の向上確保対策である。所得の安定と増強を目的とする所得増強対策事業を進めてきたが、本年度より産地化促進対策特別事業を開始し、その中で、将来性が見込める野菜（ホーレン草、トマト、メロン）、花き類等の四作目を最重点作物として絞り込み、一作目一億円以上の生産高を目指して産地形成を強力に進めていく。

第四は、「農業システムの確立」である。農業振興を図るためには、システム化を確立する以外方法はない。「第三次厚真町

農業振興計画」の中でも最重視され将来あるべき姿を明確にする地区毎の集落アクションプランの策定によって、意欲を持った農家の発展向上を図るなど、さらに、複合経営等による高能率な営農を目指す農作業受委託組織の整備等、生産体制のシステム化実現を支援していく。

第五は、都市と農村の交流活動を通じた地域の活性化対策である。昨年から実施している山村振興等農林漁業特別対策事業の味噌加工施設につづき、保養の場として、農業を理解してもらう滞在型の交流を進める。交流促進施設が十一月頃までに完成する予定である。

勇払東部国営かんがい排水事業、平成七年度に全体実施計画地区として採択され、平成八年度においては、二億円の予算付けによって、早期着工に明るい兆しが見えてきた。昨年の十二月勇払東部地区農業振興センターを設立した。栽培技術の習得等の増収効果を実証する試験事業を道営富里地区で行うこととしている。

国営農地開発　豊丘地区国営農地開発事業は、六十二年に着工し平成七年度をもって完成した。

百年を記念して、交流促進センター、スタードームに建設協会、ライブ厚真の会によるサクラ、コブシの記念植樹、町は、町民広場を始め公共施設等にコブシ、サクラ、花の植樹を実施する。

大型関連計画への対応　昨年八月に、北海道開発庁が、二〇二〇年代の苫東基地の全体開発を想定した苫小牧東部開発計画を策定し、発表をした。計画内容としては、旧計画が目指していた重厚長大型の産業開発から、産・学・住・遊機能を合わせ持つ複合開発となっており、開発の基本目標は、「産業・技術交流拠点の形成」を目指すなど大きく方向転換をしている。特に、港湾については、北の国際交流拠点港として位置付けられ、東港が工業港から総合港湾となるなど、今後、人的・物的交流が促進されるものと期待される。

リゾート開発計画　あつまリゾートの工事の再開、フォーラム・パーク厚真の着工に向けた手続が進行するなど本町の地域活性化と雇用の場の確保、地域経済の向上に寄与する事業として早期の完成を期待している。

市街地の開発　本年度は、区画整理事業に伴う都市計画法上の手続き、本事業の基本計画承認に向けて取組んでいく。

住環境整備では、平成二年度から合併処理浄化槽の普及に努めてきた。その後、公共下水道の導入が強く望まれることから、

平成六年度において公共下水道予備調査を実施した。その中で「表町地区土地区画整理事業」、豊沢地区では「フォーラム・パーク厚真」の開発が具体化しつつあり、本町の市街地における生活環境が大きく変わろうとしている。

上厚真地区の土地利用について、町としては、町外就業者等へ宅地供給を促進するため、民間の宅地開発業者による宅地供給の実現に向け誘導していきたい。

厚幌ダム建設二年目の本年は、二億円の予算確保により、ダム建設事務所職員の住宅建設、水文調査、ダムサイトと原石山の地質調査の継続、補償用地の概要調査に着手し、平成九年度に予定される全体計画の建設省承認に向け、諸準備が進められている。水道事業計画は、将来の水需要の増大に対応できる水源確保のため、引き続き水利権申請業務などの諸準備を進めている。一方、ダム建設によって、移転等を余儀なくされる水没者、地権者の皆さんには、昭和五十二年の予備調査開始以来、長期間の精神的な不安、ご心労は計り知れないものがあると思う。本年度は、安心して生活再建ができる対策を講じていくため、意見・要望に可能な限り配慮しながら積極的に対話を重ねていきたい。

町内全世帯に非常持出用リュックサックを配布し、非常時の防災対策を進め、町民の防災意識の高揚に努めている。また、東胆振二市六町で、災害時に相互に援助し合う内容の相互応援協定の締結を検討している。北海道は全市町村に地震計を設置する。

本年、厚真町は、苫小牧戸長役場から分離し、厚真村戸長役場が設置されてから百年を迎える意義ある年となった。

こうした歴史を後世に伝え、先人とそれを受け継いだ多くの先輩諸賢の偉大な業績に深く感謝するとともに、この貴重な財産を守り育て次代へ引き継ぐ責務がある。特に本年は、百年の歴史と輝く未来への熱い期待を込め、意義ある、そして多くの町民の参加をいただく各種の記念事業を実施していく。

(二)　第二期の町政

平成八年七月十日、藤原町長、二期目町長就任にあたり、厚真町議会第三回臨時会で次のようにあいさつ（概要）した。

この度の選挙におきまして、町民の皆さんの温かいご支援とご協力によりまして、無競争当選という栄に浴させていただきました。感激の極みであると同時に私に課せられた責任の重さを強く心に銘ずるものであり、無競争当選ということでありますが、町民の皆さんには多くの批判があるということも承知しなければならない。私は一期四年間、公平公正、対話と町民参加の開かれた町政を信条として町政を執行して参りました。今後もこの政治信条をより強く貫くことによって、町政に対する町民の皆さんの理解を得ることが出来るのかなと、このようにも思っているところである。

厚真町の現状からして取組むべき課題、解決すべき課題がたくさんありますし、厚真町発展の条件というものが揃ってきたことも、また事実である。厚真町百年という極めて記念すべき意義のある年を迎えたわけでありますから、厚真町を愛する心を育み、町民の皆さんと共に連帯意識を強め、団結して一つ一つ、一歩一歩着実に町づくりを進めて行かなければなりません。二期目の町政を担当するに当たりまして、『初心忘るべからず』を座右の銘といたしまして、職員共々厚真町の現状を正しく認識し、常に問題意識を持って事務に当たり、町民の皆さんが真に幸せと豊かさの実感出来る町づくりに努力することを決意いたしているところである。

町民の皆さんそして職員の皆さんの今後のご指導とご協力を心からお願いを申し上げ、就任のご挨拶とする。

平成九年三月町議会定例会において藤原町長、九年度施政方針概要は次のとおりである。

昨年、明治三十年四月に自治体として独立して以来百年の記念すべき年を迎え、全町民挙げて百年記念事業を実施した。春先からの天候不順で農作物の生育が懸念されたが、一昨年に続き全量一等米出荷を達成したことは、良質米生産に対する努力、また、関係機関の適切な指導の成果であった。昨年、豊丘地区国営農地開発事業の竣工、本年の厚幌ダム予算については要求以上の額が獲得でき、また、高規格幹線道路日高自動車道厚真インターが明年三月までに開通の見込みであり、苫小牧港東港についても物流港湾化が促進されるなど、町域の基盤整備が着々と進んでいる。

本町は、新たな二世紀へ歩み出しました。厚真町新総合計画の着実な推進を図り、豊かさと幸せを実感できるまちづくりを目指し、積極的な町政執行に全力で取り組んでいく決意である。

在宅福祉については、ディ・サービスの利用者増、送迎時間の短縮、利用回数の拡大などの充実を図るため、上厚真地区に介護支援センターを併設したディ・サービスセンターを建設し、二四時間体制の在宅福祉を推進する。

多様化する福祉ニーズにこたえるため、厚真町社会福祉協議会の事務局体制の強化支援を行った、本町の福祉対策に欠かすことのできない民間福祉活動の拠点であるので、今後も、連携を密にして福祉施策の充実を図っていく。

母子保健については、現在策定中の厚真町母子保健計画により、出産、育児などの施策を総合的に推進していく。四月から乳幼児の健康診査などの業務が市町村に委譲されるので、専門医によるきめ細かな健康診査を実施していく。従来発行していた「健康カレンダー」と教育委員会の「マナビィガイド」のほか、関係機関の情報等を盛り込んだ「町民カレンダー」を発行する。

中央小学校の改築については、防衛施設庁の防音事業により、校舎建設に着手することができた。学校給食センターは、平成十年度建設、十一年度給食開始に向け、本年度は実施設計費を予算化した。

本町農業が基幹産業として安定的に発展し、豊かな農業・農村を実現するための対策を構築していく「第三次厚真町農業振興計画」に基づく農業振興施策の実践を重ねているが、本年は、自然との調和、女性の積極的な経営参画など、自分の足元を見つめ直しながら創意と工夫により、足腰の強い農業経営の実現が図られるよう支援体制を強化していく。

本年は次のような重点施策を講じていく。

第一は、本町の基幹産業である水田農業の基本的な振興施策である。昨年からの米の新生産調整は、農業者をはじめ関係機関の努力によりガイドラインが達成され、農家経済の安定に大きく寄与していることと思う。生産調整だけが米の振興の切り札ではないものの、重要な施策の一つと考えており、生産調整がスムーズに行われ、かつ効果が上がるよう進めていく。また、農業農村整備事業（担い手育成基盤整備事業）で、北海道の二一世紀高生産基盤整備促進特別対策事業を取り入れ、農家負担の軽減を図る基盤整備事業を推進していく。

第二は、土づくりの促進対策である。昨年から進めていた民間堆肥製造施設の事業化のめどが立ち、今後の土づくりに貢献するものと期待をしている。

第三は、主産地形成による所得の向上確保対策である。ホウレン草、トマト、メロン、花きの四品を最重点作物として、昨年から開始した産地化促進特別対策事業は、新規導入・規模拡大に伴い生産額が増加している。

第四は、「農業システムの確立」である。地域の話し合い・協議の場の設定、また、複合経営や法人化等による高能率営農生産体制のシステム化の実現を支援していく。

第五は、交流施設「湯トピアあつま」を核とする都市と農村の交流活動を通じた地域の活性化対策である。地元の資源を活用した農畜産物の加工実習、農業体験など、農業とのふれあいを通じ都市と農村の交流を深める拠点として、また、町民の保養の場として町域全体の活性化を図っていく。当面、専門家のご意見から、露天ぶろの設置が考えられるが、道の市町村振興補助金（本年から支庁長権限）など財政支援があれば、年度途中で設置したい考えでいる。

畜産振興の重点施策としては、乳牛は、コスト低減対策として、自給飼料の活用と飼養管理技術の向上による個体能力の向上および乳質の向上改善を目指す。肉用牛では、繁殖牛の資質向上のため、優良種雄牛精液の確保、良質雌牛の導入等に必要な資質改良総合対策を推進する。養豚においても、輸入肉の増大の中では、低コスト生産が至上課題となっている、飼養管理技術の向上などによる品質の向上と、コストの低減を図っていく。

勇払東部地区国営かんがい排水事業、厚真川を横断する水管橋および各用水路等の地質調査と補足設計などが実施される。

林業振興　山と海を結ぶ河川周辺の森づくりのために、魚をはぐくむ森の整備を継続実施する。北海道の事業主体により、本郷地区に生活環境保全林整備事業が着手される、この事業に関連して、かしわ公園周辺の整備計画を進めていく。

苫小牧・厚真・鵡川の三漁業協同組合で構成するホタテ貝漁業振興協議会では、漁場診断結果や専門家の意見をもとに検討を重ね平成九年度からホタテ貝増殖漁場の造成を行い、平成十年四月から稚貝を放流する計画である。昨年導入したタコ箱漁業についても、より漁業経営の安定拡大を目指すため、引き続き支援する。

表町の区画整理事業に合わせて、本年から厚真中央地区商業活性化基本構想策定の支援をする。

以前、河川・湖沼に多く生息していたコイを本年も大沼、厚真川に放流し、新しい町のイメージアップになるよう取り組んでいく。

昨年進出した日本ホワイトファームは、本年末には、現在の二倍の月産五〇万羽生産体制となることから、関連する雇用の機会の増大を期待している。

大型関連計画への対応　現在、苫小牧港湾計画の改定作業を進めている。全国の港湾が誘致活動を進めていた、新型式超高速船「テクノスーパーライナー」の事例研究港に苫小牧港が指定になり、今後も本航路実現に向け、誘致運動に取組んでいく。また、国際熱核融合実験炉については、安全性を前提に誘致運動を展開していく。

リゾート開発　厚真リゾートが進めている高丘地区のゴルフ場は、本年中の工事完成を目指している。フォーラム・パーク厚真については、本格的着工は遅れているが本年中に開発許可を得て、地域に関連する工事の着手が見込まれている。

大学設置支援についての考え方は、道内の大学が札幌圏に集中する中で、苫小牧市と千歳市に四年制の大学が設置される。近接地域に高等教育の場が創出されることは、本町の教育振興への影響も大きく、両市に大学設置の支援をする。

厚真中央土地区画整理事業は、平成八年四月、「厚真中央土地区画整理組合設立準備会」を組織し、事業内容の検討を重ね、昨年、基本計画を作成し建設省の承認を得た。事業内容は、中心市街地再開発と、新たな住宅地の供給等、約一〇年の事業期間を要する一大事業である。公共下水道については、本年度から二カ年で厚真地区の基本計画を策定し、土地区画整備事業と同時に施工できるよう準備を進めていく。

上厚真地区は、本年度は、北海道住宅供給公社による単身者住宅を建設するとともに、将来の公営住宅用地などの公共施設用地計画について調査検討を進める。

除雪対策については専用車を配置し除雪体制を強化する。

高規格幹線道路日高自動車道は、苫小牧東インターチェンジから厚真インターチェンジ間の開通と浜厚真地域での暫定盛り土工事が実施される。

厚幌ダムは、前年対比一・七四倍の約三億五千万円の予算を確保することができた。水文調査およびダムサイト・原石山の地質調査ならびに用地補償の基礎資料調査の継続と、新規事業としてダム施工計画および仮設備概略設計等の基礎調査など、さらに、本事務所と職員住宅の建設に着手する。ダム周辺の環境整備計画については、北海道において概略計画素案ができた

ので、この素案をベースに幌内活性化委員会等の意見を聞きながら協議を進めていく。

広域的には、東胆振の一市六町において、災害時広域相互応援に関する協定を締結し、災害時の応援体制も確立してきた。樽前山噴火対策について、近隣市町と共に広域的な災害対策について、本格的な調査研究をしていく。

行政改革の取り組み　窓口等における迅速、確実な事務処理のためのＯＡ化を推進するとともに、インターネットのホームページを開設し、単なる情報収集にとどまらず、積極的に地域情報を発信することにより、本町をピーアールし、新たな情報交流の創出に努めていく。町民の声を反映させるため、町民の有識者をもって構成する行政改革懇談会を設置し、財政運営の健全化と効率的な行政運営の確立を進めていく。

第三節　町づくり計画

(一)　昭和四十八年議決された厚真の新しい〝まちづくり〟計画の変更経過

昭和四十八年十月一日町議会で議決された、厚真の新しい〝まちづくり〟計画の基本構想の主な部分は、厚真町史一九〇ページに掲載されているので省略するが、目標年次に向かっての計画の基本となる人口は次のように想定されていた。

「この計画の策定にあたって、昭和五十五年の人口を五万人と想定する。また、人口をはじめ、この計画に盛られている内容の実現については、東胆振地域の開発の進捗状況に大きく左右される部門が多く、期間に若干のずれがあるにしても、近い将来を考えた場合、想定人口の達成は確実視されるので、この人口規模に合わせて弾力的に施策を展開し、諸施設を整備するものとする。」

五十六年三月十七日町議会で、厚真の新しい〝まちづくり〟計画の議決変更が行われた。

議決変更の主な内容

「この計画は、昭和五十五年を目標年次として昭和四十八年十月策定し、生活・生産両基盤の整備充実に努めてきた。しかし、計画策定後のわが国の経済事情の変動から、大規模工業開発の進展に相当の狂いが生じており、この計画の達成には、今後さらに長年月を要すると予想される。そこで、目標年次及び計画内容の一部修正変更を行ない、引続きこの計画の推進をはかろうとするものである。」

「この計画の目標年次を昭和六十年代後半とし、目標年次における人口を五万人と想定する。以下略」

六十二年三月十四日町議会で、再度厚真の新しい〝まちづくり〟計画の議決変更が行われた。

議決変更の主な内容

最近の情勢の変化と新たな政策の展開

昭和五十年代後半の社会、経済、国際情勢の変化は、さまざまな形で町域の振興に影響を及ぼし、当初計画の一部について見直しを必要とするばかりでなく、これらの情勢変化に対応し、かつ二一世紀を展望した新たな施策の展開を必要としている。

特に、日本経済の低迷、産業構造の変革、企業ニーズの変化等による苫東への企業立地のおくれは、苫東圏域における想定人口計画の大幅な見直しと、関連都市施設計画の再検討を余儀なくされている。また、農政についても減反対策や新たな施策の展開に迫られ、経済不況克服のための活性化対策、企業誘致の促進、レジャー産業の振興等現まちづくり計画の理念をさらに発展させながら、こうした情勢に対応し、かつ二一世紀を展望した新鮮で夢のある諸施策の推進が強く求められている。

すでに緊急を要する農業振興計画の樹立やその根幹となる農地造成、企業の立地促進、地域活性化対策等の施策の一部は実施に移されているが、これらの課題の推進は官民を通じ全町民がそれぞれの持場において、強い自覚のもとで、自らの創意・工夫・努力を持ってこれを実践するのでなければ、その効果を期待できない。

その意味において、今後の新しい施策の方向を示し、施策推進の根幹となる全町域の土地利用について明らかにするとともに、行政・町民が一体となって施策を推進するものである。

町政推進の基本と主要施策の概要

このため今後の町政は、前述した諸情勢の変化に対応し、かつ、二一世紀を展望、次の理念を基本に、町民ばかりでなく町外の人々からも喜ばれる、活力にあふれ魅力に富んだ田園都市の建設を目標に、諸施策を推進する。

一、町政推進の基本

（一）　本町の歴史的伝統を守り、現まちづくり計画の理念を継承する。（歴史的遺産の伝承）

（二）　災害のない地域づくりと、町域全体のバランスある発展を基本に、地域の特色を活かし、かつ、地域毎の機能と特色を相互に補完し合うよう有効なネットワークに配慮する。（災害防止・交通通信網の整備）

（三）　恵まれた地理的条件とバラエティーに富んだ地形的条件及び豊富な資源を最大限に活用し、美しい自然の中で生活と生産の調和する地域社会をつくる。（田園公園化構想の推進・資源の活用）

（四）　既存産業の振興と合せ企業の誘致、レジャー産業の振興等により、産業構造の革新を進め、町民所得の増大をはかる。（産業振興、企業誘致、観光・レジャー産業の振興）

（五）　スポーツ・レクリエーション活動を助長し、全町民の健康と文化的生活を確保するとともに、国際化をすすめる。（スポーツ・レクリェーション・文化活動の助長）

（六）　幼児教育・義務教育・社会教育を充実し、全人教育によって好まれる人格の形成を目指す。（人づくり、教育施設整備）

（七）　町民の幸せな生活を確保するため、健康づくりと高齢化社会に対応した福祉の充実をはかる。（健康づくり、高齢者対策）

（八）　民間資本の導入など、特定地域の開発、施設整備については、民間活力の導入により事業を促進する。（特定地域の開発）

田園公園化構想の推進

本町は陸海空にわたる交通事情に極めて恵まれた条件を持つに至った。また、夕張山系に連なる山岳地帯から太平洋を望む

海岸線に至る四〇六平方㌔の町域はバラエティーに富み、豊富な自然と資源にも恵まれている。

現在、町が進めている田園公園化構想は、こうした条件を充分に活かして生活に喜びを与え、生産の場としても快適な環境をつくり、町内の人ばかりでなく町外の人々にとっても魅力あるものとし、優れた田園都市の建設に協力して貰おうとするものである。

そのため町域を、

ア、山岳レクリェーションゾーン（新旧ダムを中心とした幌内、高丘一帯の山岳地域）

イ、市街地周辺ゾーン（町域の中心をなす市街地とその周辺地域）

ウ、湖沼レクリェーションゾーン（大沼、長沼、平木沼等の湖沼を含む周辺地域）

エ、臨海施設ゾーン（浜厚真海岸と港湾、工業基地周辺地域）

の四ゾーンに分け、各ゾーンの地形、地物、環境等の特質を活かしその拠点として特色ある施設整備を行うものである。同時に各ゾーンは、一般道路のほか、特殊モーターカー、サイクリングロード、馬車等でネットワークされ、それぞれのゾーンが互いにその機能を補完し合うよう工夫する。各ゾーンの拠点となる主なる施設は、各ゾーン主要施設計画（省略）のとおりであるが、その整備について必要な用地については、予め土地利用計画をたて事業推進に支障のないよう必要な転用の手続きを進めるものとする。

なお、各ゾーンの拠点となる主要施設整備については、必要に応じ民間の資本、技術等を導入しその整備を促進する。

(二)　新総合計画の策定

平成五年千歳・苫小牧が地方拠点都市地域として指定され、産業研修ゾーンとしての機能を担うことになり、七年には苫小牧東部開発新計画が策定され、この中で苫小牧港東港区（町域内）については、西港区と一体となって北の国際交流拠点港湾として位置づけられ、厚幌ダム・国営かんがい排水事業が建設着工となり、将来的産業の発展が期待される。

本町は平成八年、一〇〇年を迎え、また、二一世紀に向かう大きな転換点に当り、厚真町の将来像を描く、十七年までの一〇カ年の厚真町新総合計画を策定した。

「交流をさそう、緑とゆとりにあふれた大いなる田園の町」を基本テーマとして、水害のないまちづくり、基幹産業である農業をはじめとする諸産業の振興、生活環境の整備、教育文化の振興、福祉の充実、また、苫小牧東部開発新計画などとの整合性を図り、弾力的かつ積極的なまちづくりをこの新総合計画に基づき推進する。

新総合計画策定の経過

事務局体制として、平成五年四月一日総合計画策定室設置、住民の意向把握のため町民意向を二〇項目の設問に分けて調査した。意向調査、各種団体等との懇談会の意見を踏え、七年三月二十八日新総合計画案を厚真町まちづくり委員会に諮問する。まちづくり委員会は、産業生活部会・保健教育部会・総括部会を設置し、産業生活部会七回、保健教育部会五回、総括部会一回を開催、目標年次に向けての「まちのあるべき姿」、「産業各業の均衡ある発展の方向」、「町民生活の充実・安心」など計画段階で予測できる要因、実現性に審議を重ね、七年八月九日新総合計画案を別紙答申書に附記した意見を添えて町長に答申、七年九月二十一日町長は、新総合計画案を町議会に提案、新総合計画基本構想審議特別委員会を設置付託し、二回の特別委員会の審議を経て同月二十五日町議会定例会で「厚真町新総合計画」が議決された。

別紙

平成七年八月九日

厚真町長　藤原正幸　様

厚真町まちづくり委員会　委員長　森本寿夫

厚真町新総合計画（案）について（答申）

平成七年三月二十八日付けをもって諮問された厚真町新総合計画（案）については、二つの部会と全体会議を通じ慎重審議の結果、内容については適切と認め、次の意見を付して答申します。

記

一、本計画は、二一世紀を展望した厚真町の将来構想並びに基本的施策を示したものであり、その完遂に限りなく近づく具体的実現に努力される事を要望いたします。

二、本計画の推進に当たっては、全町民の参加と英知の結集が必要です。この計画の趣旨、内容の周知を図るなど、情報発信に配意し、行政と町民が一体となった積極的かつ効果的な施策の展開を図り、町民の期待に応えるよう要望します。

三、高齢化や国際化の進展などの社会情勢の動向や変化を見極めつつ、外部要因に左右されない自主的かつ特色のあるまちづくりになお一層努力するよう要望します。

四、人口増加を図ることは、現在の社会情勢から見ると相当の努力が必要となりますが、本町の立地条件を十分生かし、可能な施策を英断をもって推進されることを要望します。

五、「交流をさそう、緑とゆとりにあふれた大いなる田園の町」の実現に向けた五つの基本目標の展開に当たり、本委員会各部会意見に留意し、施策を推進されることを要望します。

厚真町新総合計画（副題　厚い真ごころの町づくりを目指して）

基本構想の全文は掲載できない、主要部分のみ次のとおりである。

第一章　基本構想策定の目的等

第一節　基本構想策定の目的

この基本構想は、二一世紀へ向けて厚真町が進むべき方向とその将来像を提示するとともに、その実現を目指す主要施策の大綱を定め、行政と町民が一体となって新しい時代にふさわしいまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

第二節　計画の名称

この計画は、「厚真町新総合計画」と称します。

第三節　計画の性格

この計画は、二一世紀を展望した本町の望ましい将来像を樹立し、それを実現するための施策の方向を明らかにするものであり、これまでのまちづくりの年輪と反省を踏まえ、時代潮流や課せられた責務を認識しながら、地域の社会環境づくりや本町の行財運営の指針となるものです。

このため、国・道並びに広域圏などの諸計画と整合性を図りながら住民ニーズを的確に把握し、行政と住民が一体となって推進しようとするものです。

第四節　計画の構成及び期間

この計画は、基本構想（一〇カ年）、基本計画（一〇カ年）、実施計画（五カ年毎）で構成されています。

（一部省略）

この計画の期間は、平成八年度から平成十七年度までとします。

第二章　目標人口

目標年次（平成十七年度）における目標人口は、趨勢人口推計値に今後の政策努力による流入などを加えて、六、八〇〇人と想定します。

第三章　新しいまちづくりのための基本構想

第一節　町が抱える基本課題

一　基幹産業である農業を取り巻く環境変化への対応

（前文　略）

平成六年八月には、国内的諸課題を背景とする新農政プランの具体化とガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉合意による国際対応という二つの側面を持って、現行食糧管理法にこだわらない新しい米管理システムの

構築等を柱とする農政審議会報告が発表され、また、同年十二月にはこれを具体化する法律として新食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）が制定されるなど、これまでの国内需給を基本とした保護主義的農業政策から規制緩和による一層の市場原理の導入で自由競争をベースとする農業政策へと、大幅な政策転換が行われることになりました。

一方、これらの大幅な政策変化に加え、本町では農業就業人口の高齢化や担い手確保の困難化が急速に増してきていること、農業基盤整備の遅れにより今後の農地流動化や農業用水の確保等、効率的・安定的な農業経営の確立に懸念が生じていること、また、流通販路において米を基幹農産物とする本町農業が今後どのように対応していくかなど、内的な諸課題に直面しています。

こうした状況から、今後、二一世紀に向けて魅力ある農業、農村を創造するために、本町の基幹産業である農業をどのように進めていくかが、町の将来を左右しかねない重要な課題となっています。

二　水害のないまちづくり

本町の町史には、度重なる水害による多くの被害が記録されており、開拓以来、まさに「水害との戦いの歴史」といっても過言ではありません。したがって、水害のないまちづくりは、全町民の長年にわたる願いであります。

昭和四十九年に厚真川河川改修事業が着手され、昭和六十年からは河口部分からの拡幅工事が進められ、上流の厚真市街地に向かって工事が本格化しており、さらに多目的な厚幌ダムの建設も進められています。大事業ではありますが、これらの早期実現と支流河川の改修・整備を進め、水害のない、町民が生き生きとするまちづくりにつなげていくことが重要な課題となっています。

三　苫小牧東部開発新計画等

昭和四十六年に策定された苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画は、北海道における工業生産の飛躍的拡大と産業構造の高度化を通じて、わが国経済の長期的発展に寄与する国家的プロジェクトとして位置付けられ

ました。

その後、二度にわたる石油危機、また技術革新や情報化の進展などによる経済社会環境の変化により、苫東開発は当初の計画推進が困難な情勢となりました。このため、新たな視点に立った開発計画の策定が必要とされ、平成七年に二〇二〇年代を目標とする苫小牧東部開発新計画が策定されました。

新計画は、前回計画が重工業中心の工業地域開発を目指したのに対し、産業・学術・住機能などを持った複合開発を開発の基本目標とし、都市機能を有する理想的な産業・技術交流拠点の形成を目指すこととしています。

新計画は長期にわたる計画であるので、まちづくりの推進に当たっては、経済社会環境の変化に対応した弾力的な展開が必要とされますが、起業化支援施設の提供などによる産業・物流機能の町域への積極的な誘導を進めるとともに、高規格幹線日高自動車道厚真ＩＣの交通条件を生かした関連産業の上厚真地域への立地促進を図る必要があります。

一方、広域の見地から都市機能の増進及び過度に産業業務施設が集積している地域から地方への移転促進を図る地域として、本町は千歳・苫小牧地方拠点都市地域に指定され、地域での本町の役割は空港活用産業研修ゾーンとしてその機能を担うこととしており、豊沢拠点地区においては企業研修施設整備などを進め、交流人口の増大を図り、町域の活性化を推進する必要があります。

四　人口減少と高齢化への対応

厚真町の総人口は、終戦後の昭和二十五年の一万三九五人から年々減少を続け、平成四年にはついに六、〇〇〇人を割り、平成六年九月末現在、五、八六四人となりました。

この人口減少の背景として、雇用機会の不足などによる若年人口の流出が挙げられます。多くの若者が近隣の苫小牧市や道内他地域、あるいは本州へと進学・就職で流出していく現状をこのまま放置しておけば、町の活力は失われてしまいます。若者向けの雇用機会の創出はたいへん難しい課題ではありますが、これに取組ん

でいくと同時に、近隣の苫小牧市などに就職し転出する若者が、この町に住みこの町から職場に通勤できるような工夫も大切です。また、恵まれた自然環境や地理的特性を生かし、家族形成期を迎えた人々を町に呼び戻したり、あるいは、近隣で働く人々を新たに町に呼び込めるような、魅力ある住環境整備なども進めていくことが必要とされています。

若年人口の流出は、平均寿命の伸長とともに、人口構造の高齢化を進行させます。本町の老年人口（六五歳以上）は昭和五十年の七〇二人から、平成二年の一、〇六一人へと五一・一％の増加を示しており、総人口に占める割合も一〇・一％から一七・二％へと上昇を続けています。本格的な高齢化社会の到来に向けて、福祉の充実や高齢者の社会参加、生きがいづくりなどを図っていくことが大きな課題となっています。

五　人々を引きつける魅力あるまちづくり

厚真町だけではなく、西暦二〇〇五年頃には日本全体の人口が減少に向かうと同時に本格的な高齢化社会に突入することが予測されています。このような状況の中で大切なことは、単に定住人口の確保ばかりではなく、人々を引きつけるまちづくりを進め、そこを訪れる人々を通じて、町の活力を維持・発展させる、交流人口に重点を置いた施策が必要と思われます。本町の豊かな自然環境と苫小牧や千歳、札幌などの大都市との有利な交通立地特性を生かし、都会の活力をいかにして町に呼び込むかが重要な課題となってきます。また、住む人にはもちろんのこと、訪れる人にとっても、美しく快適な街並みや住環境、活気ある商店街などの利便性などが求められます。「大いなる田舎」であると同時に、都会にない緑とゆとりにあふれた、先進的な環境づくりが課題となっています。

第二節　厚真町の特徴と資源（省略）

第三節　まちづくりの基本テーマと五つの基本目標

この基本構想では、このような町が抱える基本課題と厚真町が持つ特性・資源を考慮し、次のようなまちづくりの基本テーマと将来像、それを実現するための五つの基本目標を設定しました。

まちづくりの基本テーマ

交流をさそう、緑とゆとりにあふれた「大いなる田園」の町

基本テーマが目指す町の将来像

厚真町の歴史は、米づくりを中心とした農業により形成されてきました。

今日、本町農業を取り巻く情勢は、農業の国際化の進展、農村活力の低下など、かつてない厳しい状況に直面しています。

農業を基幹産業とする本町は、新しい社会経済環境に対応できる農業を再構築し、これを持続的に発展させていくことが必要であり、国際化に対応できる農業生産構造の確立と、豊かな緑に囲まれた農村空間の中での活力と潤いのある生活文化の構築によって、二一世紀に向けた夢と希望の魅力ある本町農業の実現を図ります。

そして、漁業・林業・商工業など他の産業も活性化させ、ゆとりと潤いに満ちた先進的な産業の町を実現していきます。

また、若年人口の流出による人口減少に歯止めをかけるため、都市地域に隣接し、交通の便も良く、価格的にも環境面でも優れた立地環境条件を生かし、魅力ある住環境の整備に力を入れるとともに企業誘致と地場産業の育成を図り、若年人口や家族形成期人口の定着化を進めていきます。さらに、緑が広がる田園風景と、川、湖沼、海、山、そして厚真ダムと建設中の厚幌ダムなど、変化に富んだ豊かな自然景観を生かすとともに、千歳・苫小牧地方拠点都市地域の役割を担う研修・リゾート機能を強化し、交流人口を増やすことで、都市の活気を町に呼び込む努力を進めていきます。

さらに郷土の歴史と自然を生かしたまちづくりを強力に進める上でも、また、町の将来を担う若者たちが町を愛し、この町に定着してもらうためにも、自然と郷土愛をはぐくむ生涯学習に力を注いでいきます。また、この町に住む人がいつまでも楽しく安心して暮らせるよう、健康と福祉のまちづくりを進めていきます。

平成八年の厚真町百年を契機に、この町を更に未来へ向けて発展させるために、このような先進的な「田園地域」の実現を目指す積極行政を展開していきます。

五つの基本目標

一　ゆとりと潤いに満ちた先進的な産業の町
二　豊かな自然を生かした魅力ある住環境の町
三　自然と郷土愛をはぐくむ生涯学習の町
四　安心して暮らせる健康と福祉の町
五　先進的「田園地域」を目指す積極行政の町

第四章　計画の主要指標

第一節　人口

厚真町の今後の発展を考え、適切な総合計画を作成するためには、その基本となる目標人口を設定することが必要とされます。

本町の総人口は、平成六年（一九九四）の住民基本台帳九月末現在で五、八六四人となっており、平成二年（一九九〇）の国勢調査結果六、一八三人から、四年間で三一九人、五・一％の減少となっています。この計画の基準年次である平成八年（一九九六）に本町の人口がどの程度の規模となっているかは、平成七年に実施される国勢調査の結果を見なければ確定できませんが、住民基本台帳の男女年齢別人口の変化を平成二年度から平成六年度までの数値を用い、四年間の平均を求め、この間の変化率を基に推計してみると、平成七年度では五、八四六人、基準年次となる平成八年度では五、八〇四人となると予想されます。

そこでこれを計画初年度の基準人口とし、その五年前の平成三年（一九九一）の住民基本台帳の人口との比較を行い、その間の年齢別純移動率を計算し、コーホート・センサス間要因法による将来の趨勢人口を推計した結果、目標年次の平成十七年の総人口は五、四八〇人まで減少するという結果となります。

しかし、この予測値は、過去の人口の流出の傾向（平成三年度から八年度まで）が全く変化しないと想定した場合の人口を示すものです。

この総合計画では、このような人口減少に歯止めを掛け、若者の定住化や家族形成期の人たちの転入を促進する住環境整備を強力に推進することなどが重要な施策として盛り込まれています。また、既に本町へ進出を予定している企業や今後の企業誘致などを通じ、町外からの就業者の流入も期待できます。さらに、完売済みであるルーラル・ビレッジへの転入者や、厚幌ダム建設に伴う労働力人口の流入も想定しなければなりません。

とりわけ、平成三年度以降の年齢別純移動率が男子若年層を中心に少しずつ回復の兆しを見せている点や、本町の通勤圏内に苫小牧市や千歳市などがあること、また、自然環境も優れ、価格的にも競争力があることなどを考慮すれば、本町からの新たな通勤人口を増加させることは政策的に十分可能であると思われます。

そこで、このような政策効果を考慮し、目標年次における目標人口を六、八〇〇人と設定します。

この目標人口は、新たな人口流入（約一、一五〇人、うち生産年齢人口八八〇人、年少人口二三四人、老年人口四〇人）により、町を大きく活性化することを目指したものであり、その実現には多大な努力が前提となります。このため、目標実現に向けて、行政はもとより町民が一体になって取組むことが必要です。

なお、この目標が実現したと想定すると、人口の年齢構成は、〇～一四歳の年少人口が平成八年の予測値九一六人（一五・八％）から、平成十七年の一、一四〇人（一六・八％）に、一五～六四歳の生産年齢人口が三、六四七人（六二・八％）から三、九四〇人（五七・九％）に、六五歳以上の老年人口が一、二四一人（二一・四％）から一、七二〇人（二五・三％）へと推移すると思われます。

第二節　土地利用構想

総面積四〇四・五六㎢の自然環境に恵まれた町域は、将来にわたって町民を支える資源であり、諸活動の基盤です。

健康的で文化的な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図るため、土地の有効利用を図ることが必要で

あり、食糧供給基地、新しい産業発展の場、交流の拠点としての発展性を見極め、有効適切な土地利用に努めるものとします。

また、町域を「市街地周辺ゾーン」、「山岳レクリエーションゾーン」、「湖沼レクリエーションゾーン」、「臨海施設ゾーン」の四つのゾーンに分類し、整備の基本方向を次のとおりとします。

（一）市街地周辺ゾーン

厚真市街、上厚真市街及びその周辺地域とし、快適な居住環境と生産活動の調和した都市基盤施設の一体的整備を進めるとともに、スポーツ・文化の交流拠点としての整備地域

（二）山岳レクリエーションゾーン

自然豊かな山岳、丘陵を生かした、ゴルフ場、保養施設等の複合リゾート開発地域

（三）湖沼レクリエーションゾーン

幌内ダム周辺、大沼、三宅沼、平木沼、三ヵ月沼等の自然環境を利用した、スポーツ・レクリエーション、保養施設整備地域

（四）臨海施設ゾーン

海浜（はま）祭り会場、サーフィン場、野原公園などで活用されている厚真川以東の海浜地帯の観光・レクリエーション基地としての整備地域

㈢　まちづくり委員会委員

まちづくり委員会委員は、厚真町まちづくり委員会条例に基づき町長が委嘱する。委員の定数は若干人となっている。任期は二年である。

昭和六十年以降のまちづくり委員

氏名	退任年月日	選任年月日
種物谷　増江	平成2・1・21	昭和57・8・23
村田　公聡	〃6・7・31	〃57・8・23
今村　喜代子	〃4・7・31	〃58・12・27
沢口　光夫	昭和62・12・1	〃60・12・2
土田　与志雄	平成8・10・1	〃60・12・2
森田　正司	昭和62・12・1	〃60・12・2
岡村　信一郎	平成4・7・31	〃60・12・2
児玉　守	〃2・1・21	〃60・12・2
近藤　友彦	昭和62・12・1	〃60・12・2
岡部　正一	〃63・9・13	〃60・12・2
畑田　純夫	〃62・5・24	〃60・12・2
市原　泰雄	平成元・5・24	〃60・12・2
森山　裕一	昭和62・5・24	〃60・12・2
日西　善博	〃63・9・13	〃62・5・25
石橋　公昭	〃63・9・13	〃62・5・25
大坪　頼幸	平成7・4・30	〃63・1・22
松原　彦光	〃2・1・21	〃63・1・22
渡辺　良雄	〃2・1・21	〃63・1・22

氏名	退任年月日	選任年月日
森本　寿夫	現職	昭和63・1・22
新田　勝正	平成9・5・26	〃63・9・14
奥井　貢	〃元・5・24	〃63・9・14
高城　敏彦	〃元・5・24	〃63・9・14
折坂　敏男	〃4・7・30	平成元・5・25
斉藤　政則	〃2・5・24	〃元・5・25
早坂　信一	〃2・5・24	〃元・5・25
蛇池　弘光	〃5・9・19	〃2・8・1
西館　与之助	〃6・7・31	〃2・8・1
金本　多計治	〃6・7・31	〃2・8・1
飛谷　健次	現職	〃2・8・1
秋永　徹	平成4・7・31	〃2・8・1
木下　八重子	〃9・4・3	〃2・8・1
種部　健一	現職	〃4・8・1
風間　省造	平成6・7・31	〃4・8・1
小納谷　誠司	〃5・5・30	〃4・8・1
小納谷　道子	〃7・3・27	〃4・8・1
矢部　雅則	〃7・4・23	〃5・6・1

平成5・9・20	平成6・7・31	現職	山田英雄
〃6・8・1	〃9・1・21	現職	村上隆司
〃6・8・1	〃7・3・27	現職	渡部孝樹
〃6・8・1	現職	現職	穴田健
〃6・8・1	現職	現職	古川歳雄
〃6・8・1	現職	現職	山本久
〃6・8・1	現職	現職	内山邦恵
〃6・8・1	現職	現職	日西善博
〃6・8・1	現職	現職	家倉真弓
〃6・8・1	現職	現職	川本清美
〃6・8・1	現職	現職	吉岡克美
〃6・8・1	平成8・7・31	現職	沢田和博

〃6・8・1	現職	現職	渡辺良雄
〃7・3・28	〃9・3・24	現職	森田司
〃7・3・28	〃9・3・12	現職	森田ミヨ子
〃7・4・25	〃9・4・24	現職	佐藤博
〃7・5・8	現職	現職	森田定一
〃9・5・27	現職	現職	岡部純
〃9・3・25	現職	現職	向江道雄
〃9・4・4	現職	現職	阿蘇美紀子
〃9・3・13	現職	現職	斉藤登美
〃8・10・2	現職	現職	高田光夫
〃9・1・22	現職	現職	伊勢勝
〃9・5・30	現職	現職	沢口伸二

歴代まちづくり委員会委員長、副委員長（昭和六十年以前厚真町史一九五六参照）昭和六十一年以降　二代委員長　森本寿夫（現在）・三代副委員長　村田公聡・四代同　穴田　健

㈣ふるさと創生一億円事業

地方自治制度が発足して以来一〇〇年目を迎えた今日、政府は「地方が知恵を出し、中央が支援する」というこれまでとは異なった発想に基づいた政策が打ち出され、ふるさと創生事業として全国市町村が知恵を出し合った。自治省が期待する事業内容は、それぞれの地域における多様な歴史、伝統、文化、産業等を活かし、独創的・個性的な地域づくりを行うため、市町村が自ら考える地域に必要なソフト事業が主に想定されていた。例示すれば、人材の育成、

むらおこし、地域間交流、国際交流、伝統文化の継承、地域アイデンティティーの確立・イメージづくり、地域特産品の開発、地場産業の育成、地域情報化の推進、イベントの開催、地域福祉サービス、健康づくり、生涯学習の推進等。事業予算規模は、昭和六十三年度二千万円、平成元年度八千万円が交付され、一億事業となっている。

本町は事業選択の方法として町民からアイデアを募集する。提案された事業は、観光・資源特産品開発で二二件、産業振興四件、マチづくり・地域開発一一件、交流事業五件、住民生活・自然保護六件、教育三件、情報四件、その他二件の五七件のアイデアがあった。

ふるさと創生事業として六十三年から平成二年にわたり実施した事業は、次のとおりである。

事業名	金額
産業振興特別対策基金に積立、農家・商工業所得増強対策事業に充当	二〇、〇〇〇千円
田園公園化構想基本計画作成事業	八、九九八
町民広場造成事業	三二、一二二
特産品販売施設整備事業	一一、八四三
町民ビデオドラマ作成事業	八、〇〇〇
里づくり基本構想策定事業	三、四九二
まち並再開発計画策定事業	四、七九〇
独居老人通報システム設置事業	四、六七七
緑化整備事業	一〇、九二三
計	一〇四、八四五

第四節　都市計画

(一)　都市計画区域

都市計画法に基づく都市計画区域は、昭和四十五年十二月二十八日幌内・高丘地区を除く町域にわたって指定された。その後町域の土地利用計画に伴い五十四年三月五日・五十九年八月十六日に市街化区域と市街化調整区域の見直しが行われている。(厚真町史一九六ページ参照)その後六十年七月十八日並びに平成三年三月二十八日に、用途地域の見直し、さらに法改正による新用途地域移行を平成七年一月十八日に行い、現在は、七年十一月二十四日法改正後の見直しにより都市計画区域と用途地域が、次のように指定されている。

都市計画区域　二一、四四三㌶・市街化区域　二、二四三㌶・市街化調整区域　一九、二〇〇㌶

市街化区域の用途地域　第一種低層住居専用地域　一三一㌶・第二種低層住宅専用地域　一五四㌶
第一種住居地域　五四㌶・第二種住居地域　八〇㌶・商業地域　七・四㌶
準工業地域　一〇〇㌶・工業地域　五〇㌶・工業専用地域　一、六六七㌶

(二)　都市計画道路

本町の都市計画道路は、昭和五十七年五月十三日告示で一三路線が決定された。平成二年九月、高規格幹線道路日高自動車道の事業計画に伴い、道央自動車道の苫小牧東インターから厚真インターまで、一九、二二〇㍍(厚真町域四、五五〇㍍)を新規決定、関連の苫小牧鵡川通の縮小変更等を伴った。

(三)　都市計画審議会

厚真町都市計画審議会条例(昭和四十六年三月)により、町長の諮問機関として委員若干人(学識経験者・

町議会議員から選任）任期は二年、現委員は、次のとおりである。

会長（五代）　新田勝正　（平成八年三月三十一日現在）（歴代会長　厚真町史二〇〇㌻参照）

委　　員　大岩滋雄、蛇池弘光、新田勝正、石井一義、森本寿夫、小納谷誠司、市原泰雄、吉岡俊一、穴田　健、馬場英一、松平　功、岡部　純

第五節　広域振興計画

(一)　道央地区新産業都市建設指定区域

北海道の道央地区新産業都市建設指定区域は、昭和三十九年新産業都市建設促進法に基づき、札幌市・小樽市・室蘭市・苫小牧市・江別市・千歳市の六市、手稲町（合併して現在札幌市域）・石狩町（現在石狩市）・恵庭町（現在恵庭市）・余市町・虻田町・伊達町・（現在伊達市）・登別町（現在登別市）・白老町・早来町・追分町・厚真町・鵡川町の十二町及び広島村（現在北広島市）の六市一二町一村（現在一一市七町）が指定された。

新産業都市地域の総合的な発展を目指して、工業用地の造成、道路、港湾等の産業基盤及び上下水道、教育、厚生施設等の都市基盤の整備等を計画的に進めるため、北海道新産都市建設協議会が設置され、建設基本計画の策定等建設促進に必要な事業、運動が行われてきた。

平成八年十二月に策定された同十二年度を目標年次とする道央地区新産都市建設基本計画（概要）は、次のとおりである。

建設整備の目標を「人と自然が調和した活力あふれる国際性豊かな北の産業拠点の形成と定める。その実現のため、産業開発面では①道央テクノポリスや室蘭地域を中心とした技術先端型産業や研究開発機能などの集積を図り、新たな産業の創出に

努めるとともに、産業の体質強化を図る。②苫小牧東部地域において、複合開発を進めるとともに、石狩湾新港地域においては、生産・流通基地の形成を図る。③大学や試験研究機関、企業などにおける情報・技術のネットワーク化や共同研究を進めるとともに、他の産業拠点への支援など、産業機能集積等の全道的な活用を図る。④新千歳空港を核とした交流機能や物流機能、産業支援機能の強化を図る。

都市機能整備の面では従来から行ってきた①道路、上下水道などの基盤施設の整備を引き続き推進するとともに、②高速交通網の整備や情報・通信基盤の整備、③高等教育機関や試験研究施設の充実、④高度医療機関の充実などのほか、保健・福祉のサービス提供体制の充実、⑤地域の特性を生かした美しい街並みや景観に配慮したまちづくり、快適な冬の暮らしができるまちづくり、災害に強いまちづくり、文化、教養施設、商業施設等の整備による都市の賑わいの場の創出などによって、「安心でゆとりとうるおいのある」高次都市機能の実現を図る。

このような方策の推進に当たっては、地域の特性と発展方向に即しながら、当地区を五地域に区分し、各地域の機能分担にも配慮しつつ、地域整備を進めていくこととする。

(二)　東胆振広域市町村圏振興計画

自治省「広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和五十四年四月）」に基づき、四十七年十月東胆振一市六町により東胆振広域圏振興協議会が組織されている。

広域市町村圏は、北海道を二〇圏域に設定し胆振支庁管内は西胆振広域市町村圏と東胆振広域市町村圏に分け、圏域が区分されている。

第三次東胆振広域市町村圏振興計画は、平成元年三月に策定されたその概要は次のとおりである。

計画の期間　平成元年度から平成九年度

計画の区域　苫小牧市・白老町・早来町・追分町・厚真町・鵡川町・穂別町

基本構想

圏域の将来展望

圏域の発展は、東胆振広域圏を構成する一市六町がそれぞれの個性を発揮し住民福祉の向上を図るとともに、時には競い合いながら交流と連携を深めて、より補完関係を強め、圏域全体の住民福祉の水準を底上げすることにある。

このため、本計画のテーマを「個性が生み、連帯が育む新しい東胆振をめざして」とし、構成市町がその置かれた自然環境や社会条件を基礎とし、地域の内発的な力を重視し住民の創意工夫を大切にしながら、それぞれの「らしさ」を追求するまちづくりを進める一方、交通情報ネットワークの整備など交流を深める条件を整え広範な分野で連携を深めて圏域としての一体的発展をめざしていく。

産業の振興の面では、工業と農業を圏域の基幹産業と位置づける。工業については、苫小牧東部工業基地の多角的開発を基軸に据え道央テクノポリス構想の推進とあわせて、新しい技術による基礎素材型産業や先端技術産業の導入を図るとともに、地域の技術力を高めて、産業構造の変化や技術革新に対応できる高度技術に立脚した産業の拠点づくりを進め、その効果を圏域はもとより北海道全体に波及させていく。農業については、ファームポート'95構想を推進し、地域の農畜産物のブランド化を進めるとともに、生産物の高付加価値化、農業の一・五次産業化をめざして食品加工集積圏の形成を図り、高度移出型農業を展開する。

また、新千歳空港に隣接し苫小牧港を有するという条件に加え、高速自動車道、鉄道も整備されているという圏域の優位性を生かして、国内はもとより世界と結ぶ北の物流拠点を形成する。

さらに、豊かな自然環境や恵まれた交通条件を活用して東胆振リクリエイティブネットワーク構想を推進し、多様で複合的な健康、保養、交流の場のネットワークづくりを進めるとともに、他圏域と連携して道内外から人を魅きつける広域観光圏を形成する。このことは、観光産業の振興のみならず圏域内外の人々の交流を活発化し、「東胆振」を多くの人に印象づける効果をもたらす。

将来人口

昭和六十年国勢調査による圏域人口は、二一三、六一一人、この計画の目標年次（平成九年度）における圏域の人口は、今後の産業活動の進展や生活環境の整備による定住人口の増加を見込みおおむね二五〇、〇〇〇人を想定する。

(三)　地方拠点都市地域の指定

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律が平成四年八月一日（附則本文に係る部分）に施行された。この法律の目的は、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講ずることによるその一体的な整備の促進を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転を促進するための措置等を講ずることによる産業業務施設の再配置の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することとしている。

北海道内の指定地域

道内の指定の状況は、平成五年二月十六日帯広圏地方拠点都市地域、同年八月十七日道内二番目として厚真町が含まれている千歳・苫小牧地方同、六年九月十六日函館圏地方同とオホーツク北網地方同、七年五月三十日上川中部圏地方同と釧路地方同の六地域を北海道知事が指定している。

千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会策定基本計画（平成六年三月策定）

千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画（概要）

将来像　二一世紀の国際空港都市地域を目指して

○　計画作成の意義

新千歳空港周辺地域は、第四次全国総合開発計画（昭和六十一年度から平成九年度）や第五期北海道総合開発計画（昭和六十三年度から平成九年度）等の国の上位計画の中で、我が国の「北の国際交流拠点」として、高次都市機能の導入や臨空・臨

海性をいかした多様な産業の展開をはかり、その集積効果をもって北海道全体の発展力を高め、国土の均衡ある発展に資すべき地域として位置づけられている。また、北海道新長期総合計画（昭和六十三年から平成九年度）においては、道央複合都市圏の中で国際的な機能の集積をはかり、北海道全体の発展力を高めていく役割を担うとしている。

本計画は、こうした背景を踏まえて、新千歳空港を核とし、空港をとりまく北海道地域輸入促進計画や国際エアカーゴ基地構想等の各種計画・構想との連携をはかりながら、空港が所在する千歳市・苫小牧市及び周辺市町を含めた三市四町が一体となって高次都市機能・産業機能等の集積を促進することにより、地域全体の振興・活性化と北海道全体の発展を牽引する地方拠点都市地域の形成をはかることを目的として策定するものである。

○　計画期間及び想定人口

本計画は、平成六年度から平成十五年度までの一〇年間を計画期間とする。また、本地域の一体的整備による目標年次（平成十五年）の将来人口を約四四万人と想定する。

○　地方拠点都市地域の名称等

（一）　名称　千歳・苫小牧地方拠点都市地域

（二）　構成　千歳市・苫小牧市・恵庭市・白老町・早来町・追分町・厚真町の三市四町

（三）　中心都市　千歳市・苫小牧市

○　本地域の面積及び人口

（一）　行政区域面積　二、五一七・一六平方㌔

（二）　人　　口　三四八、六七〇人（平成五年九月末現在）

○　市町の特性とまちづくりの方向

厚真町の関係する部分のみ

厚真町は、変化に富んだ自然環境が生み出す四季折々の優れた景観と豊かな産物を特徴としながら、稲作を中心とした農業を基幹産業として発展してきた。また、苫小牧港（東港）を有する苫小牧東部大規模工業基地へは、電力や石油備蓄の立地が

進んでいる。まちづくりの目標は「すぐれた文化生活の確保と豊かな生産」を基本として、新千歳空港に近接する利点と豊かな自然をいかした業務研修の場を創出し、都市と農村の多様な交流を進め、美しい自然の中で真に豊かな田園都市地域の形成を目指している。

(一)機能配置とゾーニング

厚真町の関係する部分のみ

厚真町は、「空港活用産業研修ゾーン」として位置づけ、産業交流拠点形成のために優れた自然環境を活用し、産業の業務研修機能等の整備を進める。

(二)各市町の機能分担

厚真町の関係する部分のみ

厚真町では、国際空港都市ゾーンに集積する産業の業務研修機能を担うこととしており、豊沢(とよさわ)地区において雄大な自然環境の中でスポーツ・レクリエーション施設等と一体となった企業向けの人材育成機能等を整備する。

なお、地域整備にあたっては、それぞれの機能と役割に即して、相互に緊密な連携をはかりながら進めるものとする。

(三)拠点地区の整備

厚真町の関係する部分のみ

地区名　厚真町豊沢地区

面　積　九九・二㌶

整備の方針及び重点的に実施すべき事業の概要

当地区は、「山」「里」「沼」「海」と変化に富んだ自然環境が生み出す四季折々の優れた景観と豊かな産物を特徴とし、「北のゲートウェイ」である新千歳空港や北海道を代表する海の玄関口である苫小牧港との中間点にあり、北海道の主要幹線道路の北海道縦貫自動車道に直結する日高自動車道のインターチェンジも整備予定であるなど、陸・海・空の交通ネットワークに恵まれ、広域的な交通アクセス上非常に有利な立地条件を備えている。

近年、ビジネスの国際化や企業のリストラクチャリングがすすむ中、優れた人材育成や人材の有効活用及び先端技術開発等の企業ニーズが高まり、また、都市においては、自然志向や田舎志向、地方回帰等への関心も高まる中にあって、企業研修施設も豊かな自然と非日常性を求めて地方への展開を積極的に行っている。当地区では、このような状況下「空港や港に近い」という利点と本町の最大の特徴である「優れた自然環境」と「おおいなる田舎」をいかし、『自然を媒介とした人間回帰と交流の場』となる企業研修機能等を整備することにより、新千歳空港周辺に集積する国際的、先端的な企業はもとより、空港機能を活用してより広範な地域の企業を対象に、人材育成及び高度な技術開発等の企業活動を展開する場を提供する。

なお、周辺には、ゴルフ場をはじめスポーツ施設、別荘地等を整備し、総合的な保養滞在型の企業研修施設の誘致を促進する。

事業としては、自然環境に配慮した企業研修施設用地の造成のほか、宿泊研修施設（マナハウス、コテージ）、保養施設（リラクゼーション施設）、多目的広場等を整備するフォーラムパーク厚真開発事業と研究開発団地を整備する豊沢リサーチパーク造成事業を行うとともに、本地域に隣接して、居住・スポーツレクリエーション機能を整備するなど企業研修機能等を補完する事業、道路、公園など関連する基盤整備を推進する。

第六節　地域振興計画

㈠　過疎地域対策振興計画

昭和四十五年以来、過疎地域対策緊急措置法の指定となり、五十五年に過疎地域振興特別措置法に変り、厚真町を始め地域振興に多くの恩恵を受けてきたところである。特別措置法は平成二年三月末で期限切れとなることから、なお、多くの市町村で人口の減少が続き、高齢化、地域活力の減退、社会基盤整備の立ち遅れ財政の危弱など解決すべき課題が潜在しているため、さらに、総合的な新法により新たな法的措置を講ずるよう全国的な運動が展開され、新

たに過疎地域活性化特別措置法が平成二年に施行された。

新過疎地域活性化特別措置法は、旧法の指定基準、国勢調査人口五年間の減少率一〇㌫以上で、かつ、財政力指数三カ年平均〇・四未満を、新法ではこの基準を改訂し、次の（一）及び（二）の要件に該当する市町村とした。（一）次のいづれかに該当　①人口減少率　六十年国勢調査と三十五年国勢調査の減少率が二五㌫以上　②　六五歳以上の人口比率　人口減少率が二〇㌫以上で六五歳以上人口（六十年国勢調査）が一六㌫以上　③若年者人口比率　人口減少率が二〇㌫以上で一五歳以上三〇歳未満人口（六十年国勢調査）が一六㌫以上　（二）　財政力指数　昭和六十一年度から六十三年度の財政力指数が〇・四四以下となる市町村

新法指定時の本町は、人口減少率　三四・一㌫、六十五歳以上の人口比率　一四・五㌫、若年者人口比率一七・三㌫、財政力指数　〇・九五五となっている。

このように財政力指数で大幅な向上が見られるため、新法に定める要件に適合しなくなったが、急激な財政負担を軽減する措置として五カ年間暫定経過市町村となり七年三月三十一日過疎地域活性化特別措置法の指定が解かれた。

（二）　辺地の総合整備計画

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受ける地域は、山間地域に所在する集落が主に対象となっている。（厚真町史二〇三㌻参照）

辺地の総合整備計画を樹立した集落は、九地域（上幌内・幌内・高丘・東和・宇隆・豊川・共栄・鯉沼・豊丘）であり、それぞれの地域において主要生活道路整備を中心として国の財政援助を受け道路整備等促進に努めている。

第七節　住宅団地造成

(一)　ルーラル・ビレッジ

厚真町土地開発公社所有地一一八・六㌶の土地利用計画は、道道千歳鵡川線を挟んで北東側に位置している北海道住宅供給公社の道有地二二二・一㌶と併せ昭和五十一年十月に北海道は苫小牧東部大規模工業基地関連厚真住宅団地として基本計画を策定した。苫東工業基地の完成時における団地想定人口は、道有地、公社有地を合せて二四、九四五人、戸数八、三一五戸となっている。しかし、本計画も苫東工業基地の企業立地が進展せず先行取得した用地費の借入金利子による財政負担を懸念する中で、町独自計画を作りたいと北海道と再三協議したが苫東工業基地開発の基本計画に係る問題であるということで独自計画に難色を示した。その後も同基地における企業立地の停滞、技術革新による企業の省力化等により、依然として状況進展の兆しが見えないため町独自の土地開発公社有地の住宅団地造成を計画した。

宅地の初期分譲は、五十九年宅地造成地区面積約八・〇㌶、道路などを除く分譲宅地は五〇区画のうち四八区画を分譲宅地単価一坪（三・三平方㍍）一五、〇〇〇円で分譲開始した。しかし、当初の分譲地は売れ行きも至難であったが地道な宣伝、現地見学会等を実施した結果、北都札幌に近く千歳空港、苫小牧フェリー・ターミナル至近距離に位置する地の利もあってその後好調の中での分譲となった。

分譲地の概要

所　在　勇払郡厚真町字豊沢四九四番地の一ほか　地目　雑種地（住宅建築後地目を宅地変更）

用途区分　市街化区域　第一種住居専用地域　建ぺい率　四〇㌫　容積率　六〇㌫

宅地区画面積　概ね　一、〇〇〇平方㍍（三〇〇坪）

単　価　一平方メートル　五、四五〇円（一坪一五、〇〇〇円）

価格一区画　概ね　四、五〇〇、〇〇〇円

宅地造成事業方式　土地区画整理事業

施設の概要

幹線道路　一六・〇㍍～二〇・〇㍍

支線道路　八・〇㍍～一二・〇㍍（平成八年幹線道路概ね舗装済）

水　道　厚真町簡易水道　下水　当面汲取式（将来は公共下水道を施設する）

電　気　北海道電力株式会社より供給　ガス　プロパンガス個別方式

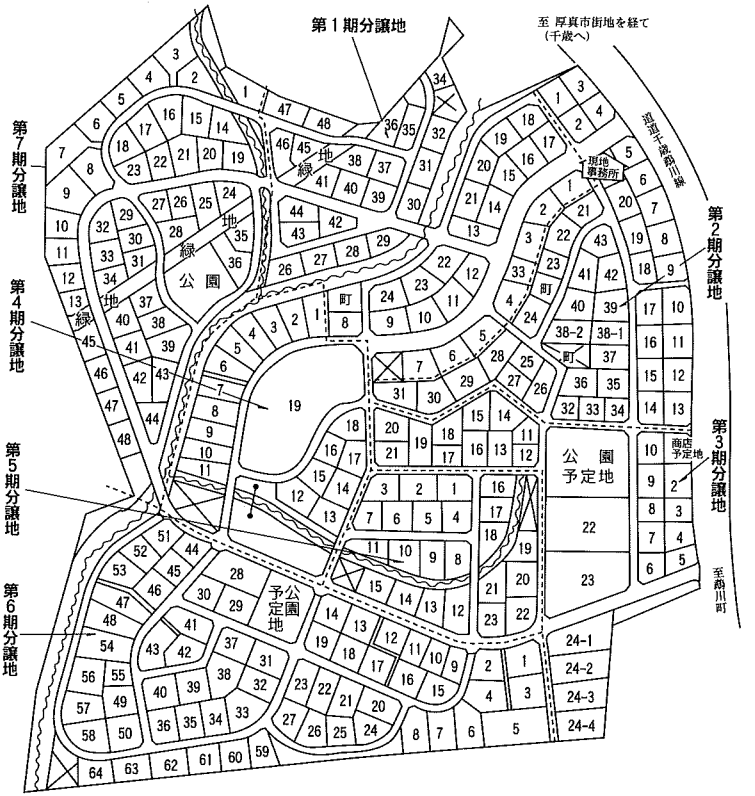

ルーラル・ビレッジ分譲地

交　通　あつまバス株式会社バス利用　厚真駅よりバス　五分　徒歩　二〇分　厚真市街地（役場所在地）より車で　五分、徒歩　二〇分

集会施設　ルーラル・マナビィハウス建設一棟　一八五・四九平方㍍（平成八年十一月完成）

工期別宅地造成状況

区分＼年度	一期 昭和五十九年度	二期 昭和五十九年度	三期 昭和六十年度	四期 昭和六十一年度	五期 昭和六十二年度	六期 昭和六十三年度	七期 平成二年度	合計
	宅地造成	宅地造成	宅地造成	宅地造成	宅地造成	宅地造成	宅地造成	
区画数	五〇	四六	二七	二三	二五	六四	四八	二八三

分譲実績

年度＼区分	分譲 区画数	分譲 面積（平方メートル）	分譲 譲渡価額（千円）
昭和五十九年度	三八	七四、四九四	一七七、四三二
〃　六十　〃	三六	四八、四九二	一五七、〇九四
〃　六十一　〃	三四	四五、〇九五	一六六、七二一
〃　六十二　〃	三四	五三、五二二	二二一、八六〇
〃　六十三　〃	五〇	八五、四二三	二九八、七九二
平成　元　〃	三九	四二、九一五	二二九、五七六
〃　二　〃	五二	五三、五六六	三五〇、五五〇
計	二八三	四〇三、五〇七	一、六〇二、〇二五

住宅建設状況

年度＼区分	建設戸数	年度＼区分	建設戸数
昭和五十九年度	一戸	平成　三　年度	八戸
〃　六十　〃	一	〃　四　〃	三
〃　六十一　〃	二	〃　五　〃	六
〃　六十二　〃	六	〃　六　〃	一〇
〃　六十三　〃	三	〃　七　〃	三
平成　元　〃	七	〃　八　〃	一
〃　二　〃	六	計	五六

この外に地区の集会施設として、町が「マナビハウス」一棟を平成八年度に建設する。平成八年度、十二月三十一日現在の戸数

(二)　新町住宅団地

五十五年度から宅地分譲を開始した新町地区住宅団地は、北海道電力株式会社苫東厚真発電所社員住宅地造成と合せて近傍に造成をした。この地区は新町の丘に位置し厚真中央小学校、新町公園、町営簡易下水道、後に厚真中学校

が移転建築されるなど住環境が完備された地区である。

新町住宅団地分譲区画状況（平成八年十二月末日現在）

造成期別	年度	造成面積（平方メートル）	宅地区画数	住宅建設戸数	区画面積 最大（平方メートル）	区画面積 最小（平方メートル）
第一期	昭和五十四年度	七、四一〇・〇	二一	一四	三九四・〇〇	三〇八・〇〇
第二期	昭和五十七年度	四、〇二六・八	一二	四	四五〇・一三	三〇七・四一
第三期	平成　三　年度	四、一五八・九	一四	八	三八一・八五	三二六・六六
第四期	〃　四　年度	六、八五七・〇	二〇	一一	四三八・〇七	三一二・七九
計		二二、四五二・七	六七	三七		

分譲価格は当初一平方㍍当り一一、三〇〇円であったが、物価上昇、管理費等を加算し平成元年度から一二、〇〇〇円、平成五年度から一三、六四〇円に改訂されている。

㈢　業者による民有地の現状有姿分譲

昭和四十年代後半から五十年代初めにかけて町域も例外でなく、苫東開発地域の近接として町内の多くの地区で、山林・原野が業者によって現状有姿のまま小口の分譲が活発化していた。実態を把握することは困難であるが分譲された面積は三〇〇㌶に近く、筆数にあっては四、〇〇〇筆を越え、一区画の面積は五〇〇平方㍍前後のものが多いと推測される。

これらの土地のほとんどが市街化調整区画内にあり、所有者も全国に散在している

第八節　企業誘致

企業立地は、地域に雇用の場がつくられ生産活動により多方面への波及効果が期待される。本町は昭和五十八年十月一日「厚真町技術産業等の誘致に関する条例」を制定し、企業誘致を積極的に推進してきた。

条例の主な内容は、先端的な技術を用いて製品を製造する工場及び地場資源を用いて物を製造加工する工場、（別表の業種省略）ソフトウェアハウス（需要に応じて電子計算機のプログラムの設計及び作成を行う施設）及び試験研究施設（高度な技術を製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設）を新設し又は増設する者に対し、固定資産税の課税の免除（苫小牧東部大規模工業基地として開発計画が定められている地域及びその他の地域で都市計画法の規定により工場の立地が規制されている地域を除く。）及び用地等に対し優遇措置を行うことにより、知識集約度の高い産業の進出と地場資源の有効活用を促進し、もって本町産業の振興に資することとしている。

(一)　工業団地

本町は新産業都市建設促進法に基づく道央地区新産業都市圏にあり、工業再配置促進法による特別誘導地域の指定も受けている。

ア　豊沢工業団地

団地は都市計画法の工業地域、面積三二㌶で厚真市街地から南、二キロメートルに位置し、分譲住宅地（ルーラル・ビレッジ）、開基一〇〇年記念公園（整備中）主要道道千歳鵡川線を挟んで地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による地方拠点都市地域指定のフォーラム・パーク厚真建設地（三〇三㌶）があり、自然林に囲まれた自然環境豊かな地域で生産活動ができる土地である。

団地の概要

工場用地　二七・一㌶（分譲済一二・九㌶　立地分譲可能一四・二㌶町有地）

現　況　南側に調整地、中央に幹線道路と支線道路を整備したほかは、いずれも森林のまま保全

用　水　厚真町簡易水道　取水可能量　日量二五〇立方㍍

排　水　排水条件　D種　排水先　企業内処理後平井の沢川

交　通　空港　新千歳空港まで二九㌔㍍

港　湾　苫小牧東港まで一二㌔㍍、西港まで二九㌔㍍

道　路　主要道道千歳鵡川線に隣接、国道二三四号線まで一〇㌔㍍、北海道縦貫自動車道千歳ＩＣまで二二㌔㍍　高規格幹線日高自動車厚真ＩＣまで一一㌔㍍（平成十年開通予定）

鉄　道　ＪＲ室蘭本線早来駅まで一二・五㌔㍍

電　力　厚真変電所（六千キロワット　アワー）まで一㌔㍍、引込可能高圧線六・六キロワットアワー（団地内配電）

イ　上厚真五区工場適地

工場適地は都市計画法の工業地域　面積一四・二㌶で上厚真市街地と苫小牧東部地域に囲まれた地域で、さらに苫小牧東港と高規格幹線日高自動車道の厚真ＩＣ（平成十年開通予定）に近接した絶好の立地条件を擁している平坦地

工場適地の概要

工場用地　一二・四㌶（分譲済一・〇㌶、立地分譲可能一一・四㌶民有地）

現　況　西側に幹線道路を整備したほかは、平地

用　水　簡易水道　取水可能量　日量五〇〇立方㍍

排　水　排水条件　C種　排水先　企業内処理後団地内排水路へ

交　通　空港　新千歳空港まで二五㌔㍍

港　湾　苫小牧東港まで四キロメートル、西港まで二一キロメートル

道　路　国道二三五号線まで一・五キロメートル、高規格幹線日高自動車道厚真ＩＣまで一・五キロメートル（平成十年開通予定）

鉄　道　ＪＲ室蘭本線沼の端駅まで一五キロメートル

電　力　厚真変電所（六千キロワット　アワー）まで一〇キロメートル、引込可能高圧線六・六キロワットアワーまで三〇〇メートル

ウ　町条例による企業立地の状況（平成八年十一月現在）

工業団地等名	操業開始年月	企業名	業種	従業員数
豊沢工業団地	平成元・3	林物産株式会社	木材・木製品製造	一〇人
	〃　元・3	株式会社美装いがらし	縫製加工販売	一三
その他の地区（厚和）	昭和59・12	札幌エーアンドエーブロイラー株式会社（現　日本ホワイトファーム株式会社）	食料品製造養鶏	一一七

右条例の適用外で誘致した企業立地の状況（平成八年十一月現在）

所在	操業開始年月	企業名	業種	従業員数
上厚真五区工場適地	昭和63・4	有限会社冨士工業	鉄骨加工業	五人
苫小牧東部地域	平成2・4	ノムラ産業株式会社	石炭製品製造販売	七
上厚真五区工場適地	〃　4・5	菱中道路株式会社厚真工事事務所	舗装材料製造	八
上厚真	〃　7・12	オクトサービス株式会社	機械保守点検業務委託	三

第九節　地域開発

厚真町土地保全条例が昭和四十八年三月十四日施行した。背景には当時、苫小牧東部大規模工業基地開発計画（いわゆるマスタープラン）として全体計画が策定され、総面積一二、六五〇㌶に、昭和六十年代の生産額を三兆三千億円、従業員数五万人を見込む大規模なもので、また、この基地の周辺市町の適地において職・住分離とした生活便益上の数万人程度の規模の住宅団地を開発する計画もあった。

本町は苫小牧東部工業基地用地の東側の一部を占め、住宅団地計画も有していたことから、山林・原野が投機目的と思われる行為で取得され、現況有姿による小口分譲が起るなど、乱開発を防止する上からも地元自治体として規制が必要となっていた。

土地保全条例に基づく開発行為規制は、一団の土地について五〇〇平方㍍以上とし、開発行為の実施にあたっては、安全で良好な地域環境の確保に努めるとともに、町が実施する土地の開発の適正化及びその利用の合理化に関する施策に協力するものとし、事前協議を必要としている。ただし、農地法第二条第一項及び都市計画法第二九条第二号から第九号に規定する開発行為は、適用されない。

平成元年九月には、ゴルフ場等大型地域開発取扱い要綱を施行している。

要綱の目的は、町域におけるゴルフ場、遊園地、墓園及びこれらに類する開発で、開発区域が一〇㌶以上の大型の地域開発に関し、厚真町土地保全条例（昭和四十八年施行）に定める「開発行為の事前協議、協定締結」について、その取扱いを明確にし、もって良好な生活環境、生産環境を確保することにある。

一方、町は町域の森林の育成等緑化事業を推進強化し、自然を守り良好な自然環境を維持するため、開発事業者等

の協力を得て厚真町緑化事業基金を設置している。

㈠　ゴルフ場等大型地域開発取扱い要綱に基づく概要協議

ゴルフ場造成計画は、昭和六十三年二件（高丘地区、美里・上野地区）平成元年一〇件（高丘二地区、桜丘地区、幌里・桜丘地区、幌内地区、東和・宇隆地区、豊沢二地区、軽舞・豊丘地区、鹿沼・豊丘地区）同二年五件（軽舞地区、幌里地区、鹿沼地区、東和地区、高丘地区）同三年一件（東和地区）の計一八件が概要協議の対象となっている。このうち、ゴルフ場造成工事に着手しているのは、高丘地区シャトーヴェール・カントリー倶楽部（二七ホール）事業者（住所厚真町）あつまリゾート株式会社。北海道と協議中が、フォーラム・パーク厚真　事業者（住所　東京都）三菱地所株式会社・株式会社地崎工業共同体となっている。

ゴルフ場等大型地域開発取扱い要綱による審査会委員（平成六年三月一日現在）

会長　森本寿夫　委員　村田公聡・新田勝正・河村忠治・岡部　純・種部健一・蛇池弘光・石井一義・渡辺良雄・藤島和夫・末政　清・土田与志雄・森田春男・阿部栄光・荻野　巌・五十嵐三雄・小倉貞夫

㈡　フォーラム・パーク厚真の開発構想

苫小牧東部大規模工業基地の住機能を分担するエリアとして位置づけられていたが、基幹産業の構造転換や産業の高度化・サービス化等の変化が進み、進出企業の業態も変り、併せて後背地としてのニーズにも大きな変化が表われてきた。町の持つ、この地域の立地条件、自然を最大限に活かしてここに「人と人との交流」・「精神健康の回復」・「理想の暮らしの実現」する開発計画として、

フォーラム・クラブには、マナハウス＝ギャラリーのあるホテル棟、クラブハウス棟、リラクゼーション棟＝インドアテニスコート・プール・クアハウス等。の機能を配置のほかゴルフコース二七ホール

フォーラム・ステージ
フォーラム・ビレッジ＝自然林内に一四九区画（一、〇〇〇平方㍍／区画）の住宅用地を分譲
〃　セミナー＝　〃　四〇区画（一〇、〇〇〇平方㍍／区画）の企業研修所用地を分譲
初期の計画
ゴルフ場一八ホール、　ステージ　四・七五㌶

第一〇節　定住化促進事業

本町は、交通網の整備、社会施設の拡充、企業誘致などの諸政策を積極的に進めているが、なお人口減少が続き、特に最近の各業種をとおし労働力の不足は、地場産業の振興、企業誘致等を困難にし、地域活性化の阻害要因となりつつある。厚真町人材誘導定住化促進要綱は、こうした状況を打開し地域の活力を高めるため、若い世帯を対象とした働き手や文化人等優秀な人材を町域へ誘導し、その定住化を図ることとしている。

誘導対象　この要綱に基づく転入誘導の対象は、概ね次に揚げるものとする。

ア　Uターン希望者
イ　通勤圏からの移住希望者
ウ　新規就農及び農村生活体験希望者（男・女）
エ　工芸家、作家等の文化人
オ　その他の就職希望者・居住希望者

施行期日　この要綱は、平成四年四月一日から施行する。

定住化促進事業に基づく町費助成種目

宅地取得資金助成

○　助成の対象　町外の人が厚真町に定住するため宅地を取得する場合で、取得後三年以内に住宅を建設するとき、建設後に支給する。

○　助成額　宅地の面積に次の区分に応じた単価を乗じて得た金額とし、二八万円を限度とする。

ア、都市計画法第七条に規定する市街化区域内の宅地一㎡当り　八五〇円

イ、ア以外の宅地　一㎡当り　二八〇円

住宅建設資金助成

○　助成の対象　ア、町外の人が厚真町に定住するため住宅を建設するとき。

イ、農林漁業者及び商工業者の後継者のため二世帯住宅を建設するとき。

ウ、農林漁業者及び商工業者が後継者のため住宅を増築（居間、台所など二世帯向きに）するとき。

○　助成額　アの場合　居住部分の床面積に一㎡当り七、六〇〇円を乗じて得た金額とし、一〇〇万円を限度とする。

イの場合　居住部分の床面積に一㎡当り七、六〇〇円を乗じて得た金額とし、一五〇万円を限度とする。

ウの場合　一件五〇万円

注　別荘等で厚真町に生活基盤のない場合は助成の対象外とする。

定住就業者助成

○　助成の対象及び助成額

ア、町外から定住し、町内企業等に就業した人及び既に町内企業等に就業している人が町外から定住したとき。一五万円

イ、新規学卒者が厚真町に定住し、町内企業等に就業した人　二〇万円

ウ、新規学卒者が厚真町に定住し、町外企業等に就業した人　一〇万円

注　①助成金受給後五年以内に町外へ転出する場合は、助成金を返還

②公務員、臨時雇用者（通年雇用以外の者）及び勤務の都合により転出の可能性のある人は助成の対象外

出産祝い金

○　助成の対象及び助成額

厚真町に引き続き一年以上住所を有していた人で、第三子以上の出産に対し、一〇万円

促進（助成）期間　平成四年四月一日から同七年三月三十一日まで、

平成七年三月三十一日までの三カ年間の実績

宅地取得資金助成　六件（上厚真で取得　五件、ルーラルで取得　一件）

住宅建設資金助成　三一件（転入者住宅新築　二一件、農林漁業商工業者二世帯住宅新築　六件、農林漁業商工業者二世帯向け増築　四件）

定住就業者助成　八四人　町外から定住し、町内企業等に就業した人及び既に町内企業等に就業している人が町外から定住した人　三四人

新規学卒者が町内に定住し、町内企業等に就業した人　三九人（町内者二八人、町外者一一人）

新規学卒者が町内に定住し、町外企業等に就業した人　一一人

出産祝い金　四一人（第三子を出産　三三人、第四子を出産　五人、第五子を出産　三人）

助成額　合計一六二件　四七、六七七千円

前記要綱は、平成七年三月三十一日をもって期限が終了したため、新たに新定住化促進事業として内容の一部を改正し継続実施されている。

平成七年度新定住化促進事業の実績

住宅建設資金補助　四件（農林漁業商工業者二世帯住宅新築　三件、農林漁業商工業者二世帯向け増築　一件）

定住就業者補助　一四人（町外から定住し、町内企業等に就業した人及び既に町内企業等に就業している人が町外から定住した人）

出産祝い金　一七人（第三子を出産　一五人、第四子を出産　二人）
補助額　合計三五件　八、七一五千円

定住就業者助成金返還転出者、平成四年度から平成六年度の三カ年間で七人が返還転出している。主な事由は、家族の都合、職場退職などによるものであった。

第四章　行政通史

第一節　村・町政施行記念

㈠　開基九〇年記念

昭和六十一年は開村九〇年に当る年であり、記念式典を九月十三日に挙行している。

記念式典

町総合福祉センター　午前十一時　招待者　約四〇〇人出席

式典次第　開式のことば・先人の霊に黙とう・名誉町民称号贈呈・式辞・青年の誓い・昭和六十一年度町表彰・感謝状贈呈・来賓祝辞・祝電披露・受賞者謝辞・閉式のことば

祝賀会次第　開会の挨拶・祝杯・祝宴・万歳三唱・閉会の挨拶

式典における町長式辞、青年の誓いの言葉は次のとおりである。

町長式辞（抜粋）

本町の開拓は明治三年浜厚真に新潟県人青木与八が移住し開墾の鍬をおろしたときに始まったとされております。その後開

拓が進むにつれて移住者が増加し明治三十年四月一日苫小牧ほか六ヶ村戸長役場から分離した独立の戸長役場が置かれたことによって、厚真村としての歩みを始めることになったのであります。

爾来九〇年、幾多の試練と困難を乗り越えて隆盛発展する今日の厚真町が築かれたのであります。申し上げる迄もなく酷寒、風雪、厳しい自然条件の中での開拓は、私共の想像を絶するまさに苦難の日々であったと思います。開拓者の皆さんが自然と闘い苛酷な忍従の日々に甘んじ、その苦しみを自然に抱かれ自然の恩恵に浴して生きることの喜びに転化され感謝の日々を生き抜いてこられた崇高な精神に大きな感動を覚えるのであります。

今日、私共が安住するふる里〝あつま〟の豊かな大地と香り高い文化は、こうした先人の強い忍耐力と郷土愛、新しい天地で新しい生活を創造しようとする人々の英知によって築かれたものであります。

いま開基九〇年の喜びの中で静かに古き歴史を尋ねてみますと、そこに改めて偉大なる郷土の先覚者の姿を見、その聲を聞く思いがするのであり、改めて高齢者の皆さんのご功績に感謝し末永くお元気で過ごされ、続いて今後の町政推進にお力添え下さることを心からお願いするものであります。

また、本日は二〇年にわたって村長、町長として本町発展に偉大な事績を残された故井上正則氏に対し、本町最高の栄誉である名誉町民の称号が贈られたのであります。

さて、本町はいま町域の特色である雄大な自然と工業立地、港湾建設の進められている苫東開発を背景に恵まれた地理的条件を活かして、生産と生活の調和する新しい未来の厚真二一世紀のまちにふさわしい理想郷厚真の建設に全力を傾注しているところであります。厳しい社会情勢の中で道は遠いと思うのでありますが、本日この式典を催すに当り七千人町民の皆さんと共に改めて先人の偉業に心からの感謝を捧げるとともに、この郷土を豊かなる安住の大地として育みこれを次代に伝えることによって、先人、先輩の偉業に報いることを固くお誓いするものであります。

茲に新しい飛躍への節目となる開基九〇年の記念式典に際し、錦上花を添えていただきましたご来賓の皆様方に心からお礼を申し上げ、町民の皆様と共に限りない本町の発展を祈念して式辞といたします。

昭和六十一年九月十三日

厚真町長　谷　内　信　雄

青年の誓い

報告者　厚真町青年団体協議会長　渡　部　孝　樹
同　同　副会長　松　原　富美代

厳しい風雪に耐え、逞しい開拓精神をもって隆盛発展する今日の輝かしい厚真町の基礎を築かれた、先人・先輩のご苦労に対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

私たちは開基九〇年とともに、限りない飛躍を遂げようとする郷土「厚真」に住むことを、この上ない誇りに思います。この素晴らしい郷土を受け継ぎ育てていくことは、私たち青年の責務であります。

ここに、厚真町開基九〇年に当り私たちは青年の若い力を結集し、歴史の承継者として先人・先輩の心の灯を消すことなく、さらに未来に向かってよりよい理想郷「厚真」の建設のために限りない努力を続けていくことを固く誓います。

昭和六十一年九月十三日

名誉町民称号贈呈

名誉町民称号贈呈　故　井　上　正　則

記念式典の席上名誉町民の称号を贈られた故井上正則に対する「名誉町民推薦理由書」は、厚真町史二四五㌻に掲載されているので省略する。

昭和六十一年度町表彰

表彰の種類	住所	氏名	表彰の種類	住所	氏名	表彰の種類	住所	氏名
自治功労賞	新町	保利啓治	自治貢献賞	本町	藤島和夫	社会貢献賞	鹿沼	滝多一
同	豊川	今村秀夫	同	富野	嶋田寅一	同		北部地区社会を明るくする運動振興会
同	新町	森本頼賢	同	上厚真	森宏	産業貢献賞	共和	木戸幸一
自治貢献賞	富里	石井一義	社会貢献賞	幌内	遠藤重男	教育貢献賞	朝日	幅田亮
善行賞	京町	木村哲朗	善行賞	豊丘	丹羽武男	栄誉をたたえて	鹿沼	山口優瑞
同	幌内	山本権作	同		厚真建設協会	同	鹿沼	鹿沼スポーツ少年団元鹿沼ガッツ

自治功労賞・自治貢献賞・社会貢献賞・産業貢献賞・教育貢献賞・善行賞・栄誉をたたえての表彰を贈られた各位に対する「事績」は、本誌第三節顕彰に記載されているので氏名または団体名のみとし省略する。

感謝状贈呈

開基九〇年記念式典にあたり、議会の特別決議により町長としての治績に対して、厚真町議会の感謝状贈呈　谷内信雄

本町発展に尽くされた方、明治時代からの在住者　感謝状贈呈　八十六人（氏名省略）

開基九〇年記念事業

○　標語

豊かな大地に九〇年　みんなで創る未来の〝あつま〟
豊かな大地に九〇年　いま　はばたくエポック厚真

○　シンボル・マーク

○　九月十三日記念パレード　厚真市街・上厚真市街地内行進　参加団体　厚真中央小学校鼓笛隊・上厚真小学校鼓笛隊・厚真町民吹奏楽団

○　文化振興基金の創設　町民の文化振興に要する資金に当てるため、文化振興基金創設

○　開基九〇年記念公園整備　公園内に幹線道路・遊歩道さらに十月三十日町民の手によるツツジ二〇〇本、各家庭からの寄贈のあったツツジ・イチイなど一、三〇〇本を植樹

○　緑と花のある街並み推進事業　かしわ（運動）公園、ルーラル・ビレッジ等にサクラ三〇〇本、本郷団地町道沿線花壇にコスモスを植栽

○　八月三十一日ふる里を訪ねる会　厚真町出身者・元在住者、特別町民を招き、町内の主な施設（リハビリセンター・厚真高等学校・スポーツセンター・富里野菜団地・中央小学校・ルーラルビレッジ・大沼フイシングパーク・厚南中学校・石油共同備蓄基地・苫東厚真発電所・苫東港・エーアンドエーブロイラ工場・農業祭等）を見学、移り変わる町内の姿を披露　参加者約一七〇人

○　記念町勢要覧発刊　厚真の過去・現在・未来を描く町勢要覧　二、〇〇〇部

○　厚真開拓絵物語発刊　表題「ふるさと昔、むかし」　内容「大木の風呂」「荷物を運んだダンズケ馬」など一六編で構成された子ども向け絵本　二、〇〇〇部

○　町史編さん協賛事業　昭和三十年以降の町の記録、村史の補完を目的として発刊　八〇〇部

○　町民吹奏楽団結成　音楽をとおし町民の交流と文化の発展に尽くすことを目的として、町民約四〇人で結成

○　八月十五日大相撲　「大相撲厚真場所」を町内有志により大相撲を見る会を組織し開催、横綱千代の富士・双羽黒、大関大乃国・北勝海など力士二八〇人のほか、相撲協会関係者を含め三三〇人を招き、町営野球場特設土俵に町内外から三、五〇〇人のファンが観戦した。

○　八月二十四日〝開拓の火〟〝友情の火〟町民体育祭に点火　浜厚真青木与八碑前で採火された〝開拓の火〟が町民の手によって、姉妹都市岩手県前沢町から〝友情の火〟が前沢走友会のメンバーのマラソンによって、第二二回町民体育祭夏季大会会場に運ばれ聖火台に点火、九〇年を祝う。

○　八月三十一日少年親善野球大会　近隣一市六町　参加八チーム　厚真町野球スポーツ少年団主催

○　九月十四日天然記念物北海道犬全道大会及び獣猟犬大会　北海道犬の参加頭数約一五〇頭北海道犬厚真保存会主催

○　九月十四日音楽フェスティバル　苫小牧吹奏楽連盟加盟団体の参加　出場団体　苫小牧市立東中学校・同市立明倫中学校・苫小牧市民吹奏楽団・厚真町民吹奏楽団

○　十一月九日少年少女親善バレーボール大会　胆振管内二市（室蘭市・苫小牧市）三町（白老町・早来町・厚真町）の男子五チーム、女子一〇チーム　厚真町バレーボール協会主催

会

○　十一月二十三日日胆柔道選手権大会　日高・胆振管内の小・中学生・一般による参加者　約三〇〇人　厚真町柔道連盟主催

○　六十二年一月十五日南北海道スピード・スケート大会　南北海道の小学四年生以上の児童参加者　約四七〇人　厚真町スケート協会主催　競技種目　男子五〇〇㍍・一、五〇〇㍍・二、〇〇〇㍍リレー　女子五〇〇㍍・一、〇〇〇㍍・二、〇〇〇㍍リレー

○　九月十三日～十五日胆振芸術祭陶芸展　胆振管内各市町村の陶芸作品を一三〇点展示

○　写真でみる　厚真のあゆみ　九章からなり、写真二一〇点収録　発行所　札幌市株式会社弘文社

(二)　町制施行三〇周年記念

昭和三十五年一月一日町制施行されて平成二年は三〇周年になる。これを記念して次のような諸行事が行われました。

○　五月二日植樹祭　町の百年にあたる平成八年の完成を目指し、整備が進められている百年記念公園に、ベニヤマサクラ　二〇〇本、クラブアップル　八〇本などの植樹、このほか　フジ棚・八つ橋・あづま屋を配置した。

○　七月二十日京劇上演　上海青年京劇訪日団による「京劇公演」を開催

○　七月二十四日コンサート　世界的に有名なピアニスト、ヴラディスラフ・コバルスキーの国内公演は四カ所で道内は本町のみとなっている。「ピアニスト、コバルスキーとバイオリニスト石原ゆかりのジョイント

コンサート」「札響エオリアブラスアンサンブルのコンサート」「コバルスキーのピアノソロコンサート」が、厚真町良い音楽を聞く会主催により開催

厚真町出身者、元在住者、特別町民を招き、町内の主な施設（総合福センター・役場庁舎・青少年センター・創作館《じゅらく舎》・かしわ《運動》公園・スポーツセンター・厚真高等学校・新町浄水場・厚真中学校・穀類乾燥調整貯蔵施設・厚南中学校・上厚真浄水場・石油備蓄基地・苫東厚真発電所・苫東コールセンター・苫東港・消防上厚真分遣所・厚南会館・㈱アイビーアツマ・㈱林物産・ルーラル・ビレッジ・町民体育祭夏季大会会場《スポーツセンター》を見学、当日、あいにく、早朝の強い雨で町民広場のグランド状態が悪く町民体育祭夏季大会会場がスポーツセンターに移っている。　参加者　約一八〇人

○　八月二十六日第二六回町民体育祭夏季大会

前記のように早朝の強い雨のため、予定していた町民広場（旧厚真中学校跡グランド）からスポーツセンターに移し、三〇周年を記念した小中学生による集団演技を始め、仮装大会、ミニバレーボール大会、ふるさとを訪ねる会参加者との交流で一日を楽しんだ。

○　八月二十六日ふるさと〝あつま〟を訪ねる会

表題「ふるさと昔、むかし　続編」　内容「神楽舞で故郷をしのぶ」「利口で、よく働く馬」など一四編で構成された子ども向け絵本

○　続編　厚真開拓絵物語発刊

㈢　厚真町一〇〇年記念

平成八年九月五日記念式典を挙行する。

記念式典

町スポーツセンター　午前十時三十分　招待者　三七四人出席

式典次第　オープニング・開式のことば・黙祷・式辞・名誉町民称号贈呈・平成八年度町表彰・感謝状贈呈・来賓紹介・来賓祝辞・祝電披露・町民憲章朗唱・アトラクション・お礼のことば・閉式のことば

祝賀会次第　開会のあいさつ・祝宴・万歳三唱・閉会のあいさつ

式典における町長式辞は次のとおりである。

町長式辞（抜粋）

本日の記念式典において、まず始めに、前厚真町長谷内信雄氏に対しまして、名誉町民の称号をお贈りさせていただきますが、谷内氏は、二十三年余勤務した北海道庁を退職後町民の厚い懇請に応えられ、昭和四十七年七月より五期二十年の長きにわたり厚真町長として高潔・篤実な人柄と豊かな識見をもって町政の進展と地方自治の発展に多大な功績を残されました。ここに、栄ある名誉町民の称号をお贈りすることができますことを町民のみなさまとともに大きな喜びとするものであります。

厚真町は、明治三十年、苫小牧ほか六ヵ村戸長役場から分離独立し、地方自治体としての歩みを始めました。鬱蒼たる原始の森に覆われた未開の大地を、厳しい自然条件と闘い、額に汗し、斧をふるって切り開いた先人のご労苦は、私達の想像をはるかに超えるものであります。爾来百年、幾多の試練と困難を乗り越え、隆盛、発展する今日の厚真町が、築かれてまいりました。まさに先輩諸賢の血と汗の結晶であります。

今ここで、改めて歴史をひもときますと、本町の歴史は、一面においては水害との過酷な闘いでもありました。開村翌年の明治三十一年には、豪雨により厚真川が大氾濫を起こし、流域各所四〇八戸の民家を総なめにし、二十三人もの死傷者を出しました。一方で、厚真川は、本町に肥沃な農地をもたらし、稲作を中心とした農業の発展を可能ならしめました。

また、古くから豊かな資源を生かした林業や漁業、さらには商業など様々な産業活動が、営まれてまいりましたが、明治年代の後半には、厚真・早来間には馬車鉄道が開設し、大正年代に入り、十年には、市街地にはじめて電気の明かりがともりました。

昭和の初期に入り、石油採油用のやぐらが「振老油田・軽舞油田」に林立し、働く人々が集い、商店、飲食店は盛況を極めました。やがて、昭和三十五年には先人・先輩のご努力で築き上げられた「厚真村」が「厚真町」へと生まれ変わることとなり、町民挙げて町制施行の喜びを分かち合いました。

町制施行に前後して、総合かんがい排水事業、厚真ダム建設事業、農業構造改善事業など次々と大型事業が着工され、昭和

四十五年には待望の厚真ダムの完成を見たところであります。

昭和四十六年には、高度経済成長を背景とし、石油精製や鉄鋼など重工業を中心とする、重厚長大型の苫小牧東部大規模工業基地開発が決定されました。しかしながら、その後二度のオイルショックに伴い経済不況が長引くこととなり、計画そのものも変更を余儀なくされる事態となりましたが、幸いにして本町には、苫東厚真発電所をはじめとし、石油備蓄基地、さらにはコールセンターなどが立地し、ゆるぎない財政基盤が確立されました。

昭和五十年代以後は、教育文化の面においては、厚真高校の道立移管、未来を担う小中学生の海外への派遣、コミュニティ活動や生涯学習活動さらには、総合福祉センター、厚南会館、スポーツセンターなど数々の施設が建設されるなど生涯学習環境の整備が着々と進んでまいりました。

また、福祉については、昭和五十三年に法人団体がリハビリセンター五〇床と特別養護老人ホーム八〇床を設置し、さらに、高齢者の皆さんが地域で安心して暮らすことができるよう、給食サービスや緊急通報システムの設置、デイ・サービスセンター建設などの在宅福祉サービスの充実が図られてまいりました。

これらのほか、姉妹都市であります岩手県前沢町や東京・札幌・苫小牧・室蘭地区のふるさと厚真会などの方々との交流から有形無形の財産が築かれ厚真町発展の大きな力となっております。

私たちは新たに、厚真町百年の本年をスタートの年とする「厚真町新総合計画」を策定いたしました。町づくりの基本テーマは「交流をさそう、緑とゆとりにあふれた大いなる田園の町」であります。

この基本テーマに資するため、昨年末、町民の体力づくりと都市との交流を図るための全道一の規模を誇る全天候型多目的土間体育館「あつまスタードーム」が完成し、さらに町外利用者の利便を高めるため、温泉的浴場を中心にした保養施設も兼ね備えた交流促進センター「湯トピアあつま」を十二月中旬の開館を目指して建設中であります。

また、第三次の農業振興計画がスタートいたしました。この振興計画の狙いは、一つは、各集落のアクションプランを集落の農業者の皆さんの手によって策定し、実行に移すということであり、二つには、町はもとより農協、農業委員会等農業関係機関が計画に示された役割を責任を持って果たすということであります。これらの実践実行によって、本町農業は、明るい展

望が開かれるものと確信いたしているところであります。

今、本町を取り巻く環境は、北部では念願の厚幌ダムの建設が決定し、中央市街地においては表町地区土地区画整理事業が来年度着工を目指して計画されており、南の地域では高規格幹線道路日高自動車道の建設が進み、厚真インターの完成も間近に控えています。苫小牧東部開発も、産・学・住・遊を基本とする計画に見直され、苫小牧東港も含め、苫小牧港全体が北の国際拠点港に位置づけされました。

中国で、天・地・人という言葉がよく使われますが、厚真町も百年を迎え只今申し上げましたように、厚真町発展の条件が整ってまいりました。これは、正に天の時であり、また、海の玄関口としての港をもち、空の玄関口である新千歳空港にも極めて近いということは、すぐれた地の利であります。

この二つの利を生かすために必要不可欠なのが、人の和であります。町を愛する心を育み、連帯し、団結して豊かさと幸せの実感できる質の高い町づくりを進めていく決意を新たにしているところであります。

平成八年九月五日

厚真町長　藤　原　正　幸

名誉町民称号贈呈

名誉町民称号贈呈　谷　内　信　雄

式典の席上名誉町民の称号を贈られた谷内信雄に対する「名誉町民推せん書」は、本誌第二節名誉町民の一二六ページに、掲載されているので省略する。

平成八年度町表彰

表彰の種類	住所	氏名	表彰の種類	住所	氏名	表彰の種類	住所	氏名
自治功労賞	富里	大岩滋雄	産業貢献賞	本郷	加藤一信	善行賞	苫小牧市	神谷利郎
同	浜厚真	山田稔	同	豊沢	吉岡俊一	同	表町	市原泰雄
同	朝日	今野哲夫	教育貢献賞		幌内神楽保存会	同		厚真ライオンズクラブ
同	厚和	宮坂正光	同		軽舞熱送り保存会	同		厚真町婦人団体協議会
同	上厚真	嘉指昭一	同		天然記念物北海道犬厚真保存会	同		上野自警団
自治貢献賞	京町	蛇池弘光	善行賞	早来町	橋本善吉	同		本郷団地子供会
同	高丘	小谷靭男	同	高丘	山岸作次郎	栄誉をたたえて	朝日	幅田洋司
同	桜丘	小林秀太郎	同	本郷	飛谷甚吉			
社会貢献賞	新町	木下八重子	同	豊沢	尾形恵			

自治功労賞・自治貢献賞・社会貢献賞・産業貢献賞・教育貢献賞・善行賞・栄誉をたたえての表彰を贈られた各位に対する「事績」は、本誌第三節に記載されているので氏名または団体名のみとし省略する。

感謝状贈呈

本町発展に尽くされた満八〇歳以上で本町に七五年以上在住の方　二一二人（氏名省略）

百年記念事業

○　標　語

応募件数　二七五点　標語審査委員会で審査の結果、平成七年十月五日次の標語が特選に決定する。

特選　みんなで育てた厚真の自然　守っていこう未来のために

作者　荒山貴紀（厚真中学校一年）

○　九月五日記念碑除幕

百年記念のシンボルとして、町総合福祉センター芝生庭園に百年記念碑建立

碑文

厚真町は明治三十年、苫小牧外六ヵ村戸長役場から分離独立し、自治体として歩み始め百年を迎えた。

勇払原野の風雪にたえ、たくましい精神と遠大な理想を持って豊かな郷土を築き上げてきた、正に血と汗の結晶である。

ここに先人の労苦に深く感謝し、その歴史とこの豊かな郷土を町民一丸となって、飛躍発展させていくことを決意する。

平成八年九月五日　厚真町

○　五月五日ＮＨＫのど自慢

町スポーツセンターを会場として生放送　ゲスト　布施　明・香西かおり　一般入場　一、〇二〇人（予選会五月四日町内者予選通過六組七名）

○　八月二十四日百年炬火リレー

浜厚真青木与八碑前、鹿沼小学校、旧幌里小学校、旧幌内小学校校庭の四地点で採火した「聖火」を主要幹線道（道道厚真浜厚真停車場線・道道千歳鵡川線・道道幌内早来停車場線）を、各自治会代表者が百年の恵を与えてくれた道上に感謝をこめて炬火をつなぎ、第三一回町民体育祭夏季大会開会式場において一になって、郷土厚真の未来の火をともす。ランナー一組三人編成で五三組一五九人、一組約七〇〇㍍を継走する。（途中区間車両移動も取り入れる）

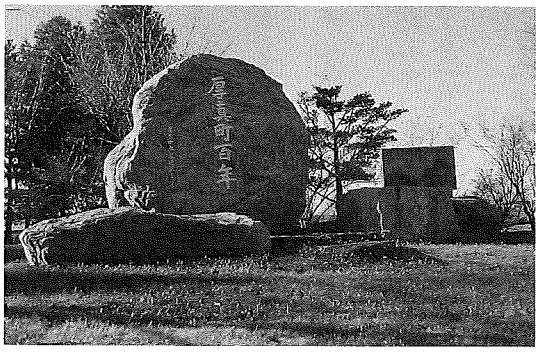

○　九月一日ふるさとを訪ねる会

厚真町出身者、元在住者等を招き、町内の主要な施設を車窓から案内する。

スポーツセンター・幌内生活館・中央霊園・中央小学校・厚真中学校・厚真葬苑・ルーラル

ビレッジ・軽舞小学校・鹿沼小学校・厚南中学校・上厚真小学校・厚南会館（下車）・漁民団地・苫東港・苫東厚真火力発電所・石油備蓄基地・上厚真市街・農業生産施設団地・青少年センター・総合福祉センター・農村交流促進施設（湯トピアあつま）・厚真高等学校・あつまスタードーム等参加者　約二五〇人

○　十月二十九日記念植樹

百年記念公園にコブシ五〇本、エゾヤマザクラ五〇本を記念植樹

○　記念テレホンカード

全世帯に贈る。五〇度用

○　町の歌カセットテープ

レコード盤の「厚真音頭」「田舎まつり音頭」をカセットテープに、同時にカラオケ用テープも製作

○　記念合奏曲の制作

百年を讃える町民吹奏楽団と厚真塊打太鼓の合奏曲製作、町の音の文化財として後世に継承

曲名　和太鼓と吹奏楽のための組曲「A　TSUMA」

作曲　太鼓　東　宗鎌　吹奏楽　村上隆介

○　九月二十七日田舎まつり記念碑除幕

幌内ダム広場に、歌手　北島三郎の揮毫による「盛時の里」の記念碑北島三郎出席のもとに除幕　田舎まつり運営委員会で建立

○　百年記念誌

表題　ふるさと百年家族「四季生活の唄　冬・春・夏・秋の自然」「町民ギャラリー　三人の作品」「古老座談会収録　平成八年六月二十七日開催」など町の姿、生活・生産行動が描かれている。全世帯に配布

○　町史編さん

昭和六十一年以降の町の記録、既に発刊されている村史・町史の補完を目的として発刊

町民吹奏楽団と塊打太鼓の合奏

協賛事業

○　四月二十七日記念植樹　かしわ（運動）公園にコブシ三〇本植樹　厚真町百年記念事業献木事業協賛会、協賛としてライブ厚真ダムの会

○　七月二十七・八日少年サッカー厚真カップ大会　道内九地区から二四チームが参加、親善試合を行った。参加チーム　苫小牧地区七チーム（苫小牧若草・苫小牧日新・早来・鵡川・白老北・高静・厚真）、札幌地区四チーム（札幌伏古・花川南・前田中央・開西）、釧路地区三チーム（美原・愛国・釧路新川）、空知地区三チーム（岩見沢日の出・南幌・北村中央）、旭川地区二チーム（旭川緑新・神楽岡）、函館地区（函館千代田）、小樽地区（小樽）、網走地区（網走）　優勝　札幌伏古サッカースポーツ少年団　厚真町サッカー協会　主催

○　八月十八日北海道犬展覧会及び猟猟競技大会　北海道犬の参加頭数　約一五〇頭　北海道犬厚真保存会　主催

○　九月八日北の凧揚げ厚真大会　道内・町内の愛好家、初心者　約一〇〇人参加　凧作り教室、自由・連凧・大凧・スポーツカイト演技披露　北の凧の愛好会厚真凧の会　主催

○　九月十八日から二十三日第一〇回日本書道研究会総合展厚真移動展　日本書道研究大会総合展に出品された七、〇〇〇点の中から、役員及び上位入賞者の傑作五三一点（役員九九点・一般部三三四点・学生部九八点）を厚真移動展として展示された。この作品は地方で展示されることは稀である。

厚真町の出品者「役員」　土屋明峰・竹下清峰、「一般部特別賞」「北海道新聞社賞」斉藤佳泉、「書道くらぶ賞」高橋珠峰・遠藤峰雪・加藤穂城、「審査員賞」猪師静香、「墨運堂賞」土屋子幽、「推薦」大垣流芳・横山渓泉・高橋珠峰、「特選」森本華郷・清水鶴宛・中田艸泉・大垣竹女　「学生部特別賞」「全日本書道連盟奨励賞」古川葉子（高校二年）「墨運堂賞」岡部可

奈（中学一年）
主催　教育委員会・主管　日本書道研究会総合展厚真移動展実行委員会（厚真書道会）　後援　日本書道研究会等

○　九月二十三日胆振東部親善少年野球大会　胆振東部五町（七チーム）の少年野球大会　参加町　早来町・追分町・鵡川町・穂別町・厚真町　厚真ファイターズ　主催

○　十一月二十四日ほくでんファミリーコンサート　札幌交響楽団フルメンバー　約六〇人によるコンサート　指揮　梅田俊明　北海道電力株式会社　主催

○　十一月二十六日記念植樹　湯トピアあつま庭園にエゾヤマサクラ植樹　厚真建設協会

○　十二月一日胆振東部少年柔道大会　胆振東部一市四町の交歓試合　参加者　一〇〇人　参加市町　苫小牧市・鵡川町・穂別町・白老町・厚真町　上厚真柔道スポーツ少年団　主催

○　九年一月十九日南北海道小学生スピードスケート大会　南北海道の小学生四年以上の児童参加者　約二〇〇人　厚真町スケート協会主催　競技種目　男子　五〇〇㍍・一五〇〇㍍・二〇〇〇㍍リレー、女子　五〇〇㍍・一〇〇〇㍍・二〇〇〇㍍リレー

第二節　名誉町民

昭和三十三年十月厚真村議会において「厚真村名誉村民に関する条例」が議決され同月三十日に制定公布された。この条例は、本町において広く社会文化の興隆と町の自治発展に尽くし、その功績が特に顕著であった人に対し、そ

の功績と栄誉をたたえて贈られるものである。

本町では現在まで次の四氏の方に名誉町民の称号が贈られた。

昭和三十三年十一月三日　文化の日　里見五佐

昭和四十二年九月十五日　開基七〇周年記念式典の席上　亀井喜久太郎

昭和六十一年九月十三日　開基九〇周年記念式典の席上　故井上正則

平成八年九月五日　一〇〇年記念式典の席上　谷内信雄

里見五佐、亀井喜久太郎、故井上正則の名誉町民推薦理由調書は、厚真町史二四五㌻に掲載されているので省略する。

谷内信雄（生年月日　大正四年八月六日）

厚真町新町一二七番地の二一

事績の概要（一部省略）

昭和二十三年五月から昭和四十六年十二月までの二三年余勤務した北海道庁を退職後、町民の厚い懇請に応えられ昭和四十七年六月厚真町長選挙に初当選、以来五期二〇年の長きにわたり厚真町長としての重責を担われ、町勢と地方自治の発展伸長に大きく貢献されました。

①　町づくり計画の策定　新しい未来を展望し豊かな自然と生産が調和した文化の香り高い田園都市を目指す「町づくり」計画を策定し、活力ある町厚真の建設に尽力されました。

②　財政基盤の確立　景気後退により計画変更を余儀なくされた苫小牧東部開発においては、火力発電所、石油備蓄基地並びにコールセンターなどの国家的プロジェクトを積極的に誘致促進し、厚真町を含む東胆振広域圏域の経済に大きく貢献されました。昭和六十一年には苫小牧東部開発関連の財政的寄与により交付税の不交付団体にまで伸長し、平成八年度においてなお、厚真町は北海道内において屈指の財政力を誇っている。

③　社会基盤の整備　道路・橋梁・河川の整備、水道施設の全面改修、公共住宅の建設、ルーラルビレッジ・新町・本郷などの良好な宅地供給、合併処理浄化槽の普及促進など生活基盤の整備が進み、その利便性・快適性は、著しく向上しました。特に、洪水の度に流失の恐れのあった主要橋梁は、厚真新橋を始め、豊川橋、共栄橋など木橋からコンクリートの永久橋にすべて架け替えられ、厚真川の本格的改修工事着工と合わせ、町民の悲願である水害常襲地域からの脱却に大きく貢献されました。

また、防災行政無線を導入し、行政情報及び地域情報の高度利用を促進した。

④　教育文化及び福祉の向上　小中学校の教育環境整備とともに厚真高校の道立移管に尽力され、小中高一環教育の実現に大きく貢献されたほか、コミュニティ活動や文化活動の充実と体育振興のため、総合福祉センター、厚南会館などの多目的施設や総合体育館、野球場、スケートリンクなどの野外運動施設を建設されるなど今日の生涯学習環境の基礎を築かれました。

一方、高齢者大学の開講、老人クラブの育成、高齢者創作館の建設など高齢者の生きがいづくりに腐心されると共に老人世帯の生活に配慮し、ホームヘルパーの配置、高齢者緊急通報システムの導入、デイ・サービスセンターの建設など加えて、母子健康センターの建設、住民検診及び医療費無料化の適用拡大など「健康で明るい文化的地域社会」の実現に大きく寄与されました。

⑤　産業の振興　明治以来厚真町の基幹産業である農業を取り巻く社会情勢は、都市部の好景気に反して非常に厳しく、昭和四十五年に始まる減反政策により厚真町農業も例外なく早急な構造改善を迫られていました。そうした中、将来とも厚真町の基幹産業は農業であることを明らかにした「農業基本条例」を制定し、国営及び道営農地開発事業の促進、農業生産集出荷貯蔵施設の建設、厚幌ダム建設促進などハード面の整備と共に、農業経営センターを設置し、食糧基地建設に努力されました。

また、苫小牧東部開発により存亡の危機にあった水産業では、ホタテ稚貝放流など、平成三年には水揚げ三億円を達成する大きな成果を上げるに至りました。林業・商業においても、カラマツ材の活用・ハスカップ製品など一村一品として町内外に定着させるなど、付加価値の向上に尽力されました。

⑥　各種交流事業の推進　このほかにも、国際交流事業、岩手県前沢町との姉妹都市締結、主要都市での厚真会の設立などの各種交流事業の充実に尽力し、情報化、国際化時代に相応した開かれた地域社会の建設に大きく貢献されました。

⑦　胆振東部消防組合管理者としての功績　就任一年前に発足した胆振東部消防組合は、隣接する厚真町、追分町、早来町、鵡川町、穂別町の五町が協力して設置したものですが、本組合下各支署の連携と充実に尽力され、予消防技能の向上や活動の強化推進、特に、石油備蓄基地等の苫小牧東部開発を包含する厚南地区の防災体制に配慮され、厚真支署上厚真分遣所の消防体制の近代化に大きく貢献されました。

表彰歴

こうした数多くの功績に対し、平成四年六月に厚真町議会から感謝特別決議、同年十一月に厚真町から自治功労賞が贈られると共に、平成五年春の叙勲において勲四等瑞宝章が発令授賜されました。

第三節　顕　彰

㈠　厚真町表彰条例

昭和四十一年三月二十六日町議会の議決により制定公布した「厚真町表彰条例」は、功労表彰・功績表彰・善行表彰の三種として功績の顕著な方々並びに善行のあった方々に対して表彰が行われていたが、同六十一年六月二十日新たな「厚真町表彰条例」が議決され同月二十一日公布された。新条例は社会情勢の変革にも対応した表彰基準、各市町村の表彰の種類等をも検討に加え表彰を自治功労賞（議会の同意を得て決定する。）自治・社会・教育・産業の四貢献賞および他の模範となる善行・努力した善行賞とし、さらに文化・スポーツ活動に精進し感動と活力を与える活躍をされた方々に対し栄誉賞等を授与することとした。

厚真町表彰条例（抜粋）

（趣旨）

第一条　本町の自治、社会、教育、産業等の発展に顕著な功績のあったものは、この条例の定めるところにより表彰する。

（表彰）

第二条　町長は、次の各号の一に該当する個人又は団体のうち、その功績が顕著なものに対して行う。

一　地方自治の進展に貢献したもの

二　社会福祉又は民生安定に貢献したもの

三　保健衛生の向上に貢献したもの

四　産業の発展振興に貢献したもの

五　教育文化又は科学技術の振興に貢献したもの

六　公共の事業の推進に尽力したもの

七　災害の防止又は人命救助に尽力したもの

八　前各号に掲げるもののほか、本町の自治、社会、教育、産業等の発展に尽力し、又は貢献し、表彰に値すると認められるもの

（表彰の種類）

第三条　自治、社会、教育、産業等の振興に貢献し、その功労が特に顕著なものに対する表彰は、自治功労賞とする。

2　前項に定めるほか、表彰の種類は、次のとおりとする。

一　自治貢献賞　多年地方自治の振興に尽力し、若しくは貢献し、その功績が顕著なもの

二　社会貢献賞　多年社会のための活動に尽力し、若しくは貢献し、その功績が顕著なもの

三　産業貢献賞　多年産業経済の振興に尽力し、若しくは貢献し、その功績が顕著なもの

四　教育貢献賞　多年教育文化の振興に尽力し、若しくは貢献し、その功績が顕著なもの

五　善行賞　他の模範となるような善行又は努力をしたもの

3　第一項の自治功労賞の被表彰者は、議会の同意を得て決定するものとする。

（栄誉賞等の授与）

第四条　町長は、広く町民に敬愛され、希望と活力を与えていると認めた個人又は団体に対しては、その功績をたたえて、次の賞を授与する。

一　栄誉賞　文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なもの

二　栄誉をたたえて　文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が顕著なもの

附　則

1　この条例は、公布に日から施行する。

2　厚真町表彰条例（昭和四十一年条例第十三号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3　既に旧条例による表彰を受けた者は、この条例の被表彰者とみなす。

(二)　昭和六十一年以降の町条例による被表彰者

厚真町表彰条例による被表彰者は次のとおりである。（昭和六十年以前は厚真町史二一五〇㌻～二二六二㌻参照）

受賞年	表彰の種類	事績	住所	氏名	生年月日
昭和61年	自治功労賞	保健衛生の普及向上と教育行政の振興	新町	保利啓治	大9・5・4
昭和61年	〃	自治の振興と産業の発展	豊川	今村秀夫	大9・8・15
昭和61年	〃	自治の振興	新町	森本頼賢	大6・4・14
昭和62年	〃	農業の発展	京町	蛇池久一郎	大2・10・28

昭和63年	自治功労賞	自治の振興	幌里	石山梅次郎	大3・3・10
〃	〃	自治の振興と農業の発展	高丘	日西兵太郎	大12・8・23
平成元年	〃	自治の振興と農業の発展	東和	新飯田栄治	大7・3・25
平成2年	〃	自治の振興と産業の発展	朝日	高田義夫	大11・3・18
平成3年	〃	自治の振興	幌内	小納谷力蔵	大15・8・22
平成3年	〃	自治の振興	鹿沼	斉藤功	大8・2・23
平成3年	〃	教育行政と消防に貢献	富野	嶋田寅一	大15・3・26
平成3年	〃	保健衛生の向上	錦町	八嶋ハナ	明38・3・20
平成4年	〃	自治の振興	新町	谷内信雄	大4・8・6
平成5年	〃	民生の安定	本郷	飛谷健次	大10・4・4

平成5年	自治功労賞	自治の振興	京町	亀井一雄	昭3・6・27
平成7年	〃	自治の振興、民生の安定と消防に貢献	上厚真	上田邦家	昭4・9・15
平成7年	〃	自治の振興と商工業の発展	宇隆	新田勝正	昭5・9・4
平成8年	〃	教育行政と農業の発展	富里	大岩滋雄	昭4・3・6
平成8年	〃	自治の振興と農業の発展	浜厚真	山田稔	昭10・5・30
平成8年	〃	保健衛生の普及向上	朝日	今野哲夫	大12・1・22
平成8年	〃	農業の振興と民生の安定	厚和	宮坂正光	大12・11・1
平成8年	〃	農業の振興、民生の安定と消防に貢献	上厚真	嘉指昭一	昭2・3・31
昭和61年	自治貢献賞	自治の振興と農業の発展	富里	石井一義	昭5・4・5
昭和61年	〃	自治の振興	本町	藤島和夫	昭2・1・25

昭和61年	自治貢献賞	教育行政と消防に貢献	富野	嶋田寅一	大15・3・26
〃	〃	自治の振興と消防に貢献	上厚真	森宏	大13・6・5
昭和62年	〃	自治の振興	共和	澤口光夫	昭3・10・3
昭和62年	〃	自治の振興	朝日	幅田栄佐久	昭8・4・26
昭和62年	〃	自治の振興	鹿沼	斉藤功	大8・2・23
昭和62年	〃	自治の振興	本郷	高辻健司	昭4・2・25
昭和62年	〃	消防に貢献	京町	本多賢三	大6・2・25
昭和62年	〃	消防に貢献	共栄	大森定雄	大15・10・7
昭和63年	〃	消防に貢献	本町	寺坂初穂	大4・5・9
平成2年	〃	消防に貢献	上厚真	瀬戸義男	大15・10・20

平成2年	自治貢献賞	消防に貢献	上厚真	折坂政市	大13・7・2
平成3年	〃	自治の振興	宇隆	森田定一	昭6・10・15
平成3年	〃	自治の振興	表町	池川義厚	昭8・8・9
平成3年	〃	自治の振興	幌内	木戸俊勝	昭13・1・30
平成3年	〃	自治の振興	宇隆	中田光雄	昭3・5・2
平成4年	〃	民生の安定と消防に貢献	表町	澤山正行	大13・12・11
平成6年	〃	消防に貢献	富野	新井貞雄	昭4・10・24
平成6年	〃	消防に貢献	共栄	田中光雄	昭8・12・1
平成7年	〃	自治の振興	京町	菅原治一	大14・1・1
平成7年	〃	消防に貢献	京町	吉田良則	昭9・7・27

平成3年	〃	保健衛生の普及向上	苫小牧市	田辺産婦人科医院 田辺信夫		昭2・3・31	嘉指昭一	上厚真	民生の安定と消防に貢献
平成2年	〃	保健衛生の向上	本町	宗田吉治		大元・10・7	宗田吉治	本町	保健衛生の向上
昭和63年	〃	民生の安定	軽舞	丹羽武雄		明43・4・28	丹羽武雄	軽舞	民生の安定
昭和61年	〃	民生の安定		厚真町北部地区社会を明るくする運動振興会			厚真町北部地区社会を明るくする運動振興会		民生の安定
昭和61年	〃	民生の安定	鹿沼	滝多一		昭6・3・25	滝多一	鹿沼	民生の安定
昭和61年	社会貢献賞	民生の安定	幌内	遠藤重男		大14・10・29	遠藤重男	幌内	民生の安定
平成8年	〃	自治の振興	桜丘	小林秀太郎		昭19・9・9	小林秀太郎	桜丘	自治の振興
平成8年	〃	自治の振興	高丘	小谷勁男		昭9・3・31	小谷勁男	高丘	自治の振興
平成8年	自治貢献賞	自治の振興	京町	蛇池弘光		昭14・4・18	蛇池弘光	京町	自治の振興

昭和61年	産業貢献賞	漁業の振興と水難救難に貢献	共和	木戸幸一	大14・1・10
平成8年	〃	民生の安定	新町	木下八重子	昭8・10・2
平成6年	〃	民生の安定	朝日	神田政治	大6・3・26
平成6年	〃	民生の安定	豊丘	松田和夫	昭4・1・10
平成5年	社会貢献賞	民生の安定	朝日	若林正雄	大15・9・19
平成5年	〃	民生の安定	上厚真	内山勇	大13・11・26
平成5年	〃	民生の安定	上野	川西広次	大11・7・1
平成5年	〃	民生の安定	上野	三好祐一	昭9・5・5
平成4年	〃	民生の安定	富里	楠木せつ子	大15・10・3
平成4年	〃	民生の安定	宇隆	森田政一	大13・10・28

昭和62年	産業貢献賞	農業の振興	宇　隆	森田正司	昭10・1・19
〃	〃	農業の振興	厚　和	宮坂正光	大12・11・1
〃	〃	自治の振興と林業の発展	東　和	工藤逸太郎	明41・2・27
平成2年	〃	漁業の振興と水難救難に貢献	上厚真	村上政勝	大14・8・25
平成3年	〃	農業の振興	軽　舞	岡村信一郎	昭7・3・13
平成4年	〃	農業の振興	富　野	山本孝一	大9・8・21
平成4年	〃	農業の振興	美　里	岩田文一	昭5・2・25
平成5年	〃	自治の振興と林業の発展	富　里	渡辺良雄	昭3・5・2
平成7年	〃	農業の振興	美　里	水野　清	昭3・1・3
平成8年	〃	農業の振興	本　郷	加藤一信	昭9・8・6

平成8年	産業貢献賞	農業の振興	豊沢	吉岡俊一	昭12・10・23
昭和61年	教育貢献賞	社会体育の振興	朝日	幅田亮	昭3・10・13
昭和62年	〃	教育行政の振興	鹿沼	樫村昇	大12・7・17
平成8年	〃	文化振興	幌内	幌内神楽保存会	
平成8年	〃	文化振興	軽舞	軽舞熱送り保存会	
平成8年	〃	文化振興		天然記念物北海道犬厚真保存会	
昭和61年	善行賞	幼少のころより障害を持ちながら自立更正されましたその努力は他の模範である。	京町	木村哲朗	昭17・10・1
昭和61年	〃	厚真町開基九〇年に樹齢四百年余を経たイチイの大木を寄贈。他の模範である。	豊丘	丹羽武男	昭3・1・7
昭和61年	〃	多年にわたりへき地校の花壇作りや校舎内外の清掃美化、スケートリンクの整備など社会奉仕の精神と青少年の健全育成は他の模範である。	幌内	山本権作	大3・10・20
昭和61年	〃	厚真町文化振興資金として多額の金員を寄付、教育文化の振興に大きく寄与	京町	厚真建設協会	

昭和62年	善行賞	昭和四十五年以来厚真剣道スポーツ少年団の指導、青少年育成とスポーツ振興に貢献	本郷	高橋康夫	昭26・8・2
昭和62年	〃	学術向上の主旨をもって押野文庫を寄付され青少年育成に貢献	表町	押野和子	昭5・2・14
昭和62年	〃	厚真町スポーツ振興資金として多額の金員を寄付され社会体育の振興に寄与	表町	有限会社市原精肉店	
昭和63年	〃	文化振興の主旨をもって多額の金員を寄付され、町文化の振興に寄与	幌内	山本敬一	昭9・2・25
昭和63年	〃	昭和四十七年地域老人クラブ寿楽会の融和と親睦に尽力され、会長の職にあって老齢者の福祉増進に努力された。	上厚真	山本清治	明37・1・1
平成元年	〃	昭和三十二年発足以来三十有余年の長きにわたり地域の防災、防犯、交通安全の指導と福祉の増進に寄与	宇隆	宇隆自警団	
平成元年	〃	自治振興のため多額の金員を寄付され、自治振興に貢献	札幌市	井上キミ	
平成元年	〃	文化振興の主旨をもって多額の金員を寄付され、自治振興に貢献	白老町	川上一	
平成元年	〃	昭和五十二年以来十二年の長きにわたり厚真町役場夜警員として、また余暇を活用し庁舎の清掃、花壇づくり等に奉仕。その真摯な態度は他の模範である。	本郷	武藤正三	大3・3・7
平成2年	〃	厚真町緑化事業基金として多額の金員を寄付され緑化事業に寄与	本郷	背戸川トシ子	昭2・4・27

平成2年	善行賞	新町公園の整備に多額の金員を寄付され町域の環境改善に寄与	表町	有限会社 市原精肉店	
平成3年	〃	厚真町社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	鵡川町	川口医院 川口　汪	
平成3年	〃	厚真町地域振興基金として多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	厚和	札幌ブロイラー株式会社代表取締役 石井政美	
平成3年	〃	厚真町地域振興基金として多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	鹿沼	斉藤　功	大8・2・23
平成4年	〃	厚真町社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	鵡川町	川口医院 川口　汪	
平成4年	〃	厚真町文化振興基金として多額の金員を寄付され地域文化に寄与	新町	谷内信雄	大4・8・6
平成4年	〃	厚真町産業振興基金として多額の金員を寄付され町勢の発展に寄与	浜厚真	厚真漁業協同組合	
平成5年	〃	災害防止の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域防災体制に寄与	京町	厚真建設協会	
平成5年	〃	社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	鵡川町	川口医院 川口　汪	
平成5年	〃	社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	千歳市	大蔵長蔵	

平成5年	善行賞	社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	苫小牧市	徳永保真	
平成5年	〃	社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	京町	前谷栄潤	大元・10・1
平成5年	〃	社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	本郷在住	藤崎光夫	
平成5年	〃	高齢者の生きがいと健康増進に資するため創作活動並びに軽スポーツの普及及び全国陶芸展において優秀な成績などその率先垂範は模範である。	本町	木本武	明43・3・20
平成6年	〃	社会福祉活動助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され地域福祉に寄与	埼玉県川口市	小納谷正信	
平成6年	〃	町民の健康増進に資する趣旨をもって多額の金員を寄付され公衆衛生の向上に寄与	新町	保利啓治	大9・5・4
平成6年	〃	多年にわたりスポーツ少年団の指導育成に当たりスポーツの振興と青少年の健全育成に寄与。その献身的な活動は模範である。	軽舞	金光昇允	昭7・3・15
平成6年	〃	昭和二十二年に荒野の開墾を志して以来不断の努力により近代的農業経営を実践。厚真町養豚振興組合長など各界の指導者として幅広く活躍され、その精励恪勤ぶりは模範である。	富野	前川長福	大7・11・15
平成7年	〃	昭和二十二年に鯉沼に入植され以来幾多の困難と闘いながら荒野の開墾ほか上周文開拓農業協同組合長理事及び電気導入期成会長など、鯉沼の発展伸長に大きく寄与され、その精励恪勤ぶりは模範である。	鯉沼工	藤秀勝	明44・11・20
平成7年	〃	地域振興助長の趣旨をもって多額の金員を寄付され社会基盤の整備に寄与	厚和	鈴木俊策	昭9・5・7

平成7年	善行賞	昭和二十五年より四十五年の長きにわたり戦没者遺族の援護活動及び戦没者追悼慰霊祭の開催などを通して社会福祉の向上に寄与	京町	厚真町遺族後援会	
平成7年	〃	多年にわたり防犯防災活動及び交通安全指導など地域住民の生命財産の安全保護に寄与	鹿沼	鹿沼自警団	
平成7年	〃	多年にわたり防犯防災活動及び交通安全指導など地域住民の生命財産の安全保護に寄与	豊沢	豊沢自警団	
平成7年	〃	地域清掃や環境美化などのボランティア活動とキャンプなどの研修活動を通して自ら心と体を鍛え自ら考え自ら行動できる子供会でありみんなの模範である。	富里	富里子供会	
平成8年	〃	長年にわたり「田舎まつり」の充実発展のために絶大なる支援を寄せられた。	早来町	橋本善吉	
平成8年	〃	長年にわたり公衆衛生の向上と郷土研究に努力	高丘	山岸作次郎	明45・6・28
平成8年	〃	長年にわたりコミュニティ活動など地域の活性化に努力	本郷	飛谷甚吉	大9・11・8
平成8年	〃	本町の発展伸長のために多額の金品を寄付	豊沢	尾形恵	明39・11・28
平成8年	〃	本町の発展伸長のために多額の金品を寄付	苫小牧市	神谷利郎	
平成8年	〃	文化振興のために多額の金品を寄付	表町	市原泰雄	昭26・1・21

平成8年	善行賞	長年にわたり公益のために多額の金品を寄付		厚真ライオンズクラブ			
平成8年	〃	長年にわたり社会福祉活動助長のために金品を寄付		厚真町婦人団体協議会			
平成8年	〃	長年にわたり地域住民の生命財産の安全保護に努力	上野	上野自警団			
平成8年	〃	地域清掃・ボランティア・交流・研修活動を通じて自己研鑽を重ねている模範団体	本郷	本郷団地子供会			
平成7年	栄誉賞	生徒の心身の鍛練を奨励しその優れた指導は、第十五回全国中学校スケート大会スピードスケート女子総合優勝などその活躍ぶりは敬愛の的であり青少年に勇気と希望を与えた功績は誠に顕著である。	新町	町立厚真中学校			
昭和61年	栄誉をたたえて	スピードスケート選手として全国大会並びに世界大会に出場され数々の記録をたて、真駒内、盛岡選抜大会では優勝などスポーツ振興に貢献	鹿沼	山口優瑞	昭41・12・16		
昭和61年	〃	小規模校にもかかわらず優秀な指導者のもとでチームが団結し、小学生バレーボール北海道大会に出場し優秀な成績を、全国大会に二年連続本道代表チームとして出場する。スポーツ振興に貢献した。	鹿沼	鹿沼スポーツ少年団元鹿沼ガッツ			
昭和62年	〃	教職にあって各種の競技指導体育振興に貢献、全道選抜サッカー選手として全国大会に出場優秀な成績を収められた。	本郷	植田高	昭26・6・13		
昭和63年	〃	マラソンランナーとして数々の競技に、札幌マラソンでは八年連続上位入賞、全国高齢者マラソン大会で第二位入賞、輝かしい成果をあげられた。	鹿沼	酒井三郎	大6・11・16		
平成5年	〃	アマチュアスポーツ界の象徴である国体において優秀な成績を収められる。成果は敬愛の的である。	美里	大西賢次	昭48・8・12		

平成7年	栄誉をたたえて	第十五回全国中学校スケート大会スピードスケート競技において優秀な成績。成果は敬愛の的である。	豊沢	大垣郁絵	昭54・12・12
平成7年	〃	第十五回全国中学校スケート大会スピードスケート競技において優秀な成績。成果は敬愛の的である。	豊沢	吉岡美笑子	昭55・5・3
平成8年	〃	国民体育大会等のスピードスケート競技において輝かしい成果を挙げられた。	朝日	幅田洋司	昭53・4・29

第四節　姉妹都市前沢町との交流

厚真町と岩手県胆沢郡前沢町は、昭和五十八年六月十八日厚真町総合福祉センターで前沢町長　木村順一、厚真町長　谷内信雄が姉妹都市締結書に調印し、両町の物心の交流が始まった。（厚真町史二六三㌻参照）

昭和五十八年

五月　二十日　厚真町長、議会議長、各種団体役員一五人前沢町表敬訪問

五月　　厚南中学校生徒　修学旅行訪問

六月　十八日　前沢町長ほか一四人、姉妹都市締結調印式来町

七月　四日　前沢町交通指導隊・農業委員会委員来町

十月　九日　厚真町商工会青年部前沢町訪問

田舎まつりに前沢町特産品出品、前沢町文化祭へ厚真町の小中学生の作品出陳

昭和五十九年

四月　十五日　厚真町広報委員会委員、春祭り訪問

五月　十四日　厚真中学校・幌里中学校・厚南中学校・楢山中学校生徒、修学旅行訪問
六月　一日　前沢町バレーボール協会、商工青年部来町
七月二十八日　厚真ファイターズ野球スポーツ少年団交流訪問

昭和六十年

四月二十一日　前沢町春祭りへ議会議長、助役、町職員、商工会青年部ほか訪問
六月　八日　前沢町合併三〇周年式典に町長、議会議長ほか出席
六月　十四日　田舎まつりに助役、町職員来町
八月　八日　前沢北野球スポーツ少年団来町

昭和六十一年

四月　二十日　前沢町春祭りへ議会議員、教育長、町職員訪問
六月　十四日　田舎まつりに農協役員、収入役、町職員来町
七月　十九日　畜産関係者訪問、剣道スポーツ少年団訪問
八月二十三日　前沢町からリレーランニングで来町
八月二十九日　厚真町民生委員訪問
九月　十三日　厚真町開基九〇周年記念式典　前沢町町長、議長ほか一人出席

昭和六十二年

四月　十八日　前沢町春祭りへ町長、町職員訪問
六月　田舎まつりに、農協職員、町職員来町
七月　厚真ファイターズ野球スポーツ少年団交流訪問
八月　六日　前沢町スポーツ少年団来町
九月　十三日　前沢町内駅伝大会に参加訪問

九月　二十日　前沢町牛祭りに町職員訪問

昭和六十三年

四月　四日　前沢牛視察訪問

四月　十六日　前沢町春祭りへ議会議長、議員、農業委員会長、町職員訪問

六月　十八日　田舎まつりに議会議員、農協役員、教育長、町職員来町

七月二十三日　前沢町役場野球部員交流来町

八月　四日　厚真バレーボールスポーツ少年団（ひまわり・コスモス）交流訪問

八月　五日　厚真中央小学校と前沢町古城小学校姉妹校締結調印

八月二十四日　前沢町消防団幹部研修視察来町

九月　十八日　前沢町牛祭りに議会議員、町職員訪問

平成元年

二月二十六日　厚真町幌内神楽と前沢町白鳥神楽交流訪問

四月　十五日　前沢町春祭りに議会議員、町職員訪問

六月　十七日　田舎まつりへ助役、町体育協会長ほか、農協職員、町職員来町

八月　二日　前沢町白鳥神楽訪問団、厚真町幌内神楽と交流来町

八月　七日　前沢町バレーボールスポーツ少年団来町

九月　十六日　厚真町役場野球部員交流訪問

九月　前沢町牛祭りに、議会議員、農業委員会委員、町職員訪問

十一月　三日　前沢町誕生一〇〇周年記念式典に議会議長、助役出席

平成二年

四月　十四日　前沢町春祭りに議会議員、田舎まつり実行委員長、町職員訪問

四月二十一日　前沢町から宮城野はぎ二〇〇株寄贈
五月　一日　厚真町から前沢町へハスカップ木寄贈
六月　十六日　田舎まつりへ議会議長、収入役、農協職員、町職員来町
七月　三十日　厚真ファイターズ野球スポーツ少年団交流訪問
八月　十二日　前沢町合併三五周年式典に町長、議会議長、教育長、町職員出席
九月二十二日　前沢町牛祭りに議会議員、助役、町職員訪問

平成三年

四月　十三日　前沢町春祭りに議会議員、田舎まつり実行委員、町職員訪問
六月　十五日　田舎まつりへ議会議長、議員、商工会長、農協職員、商工会員、町職員来町
七月二十六日　厚真ひまわりバレーボールスポーツ少年団交流訪問
七月二十七日　前沢町白鳥神楽訪問団、厚真町幌内神楽と交流来町
八月　二日　前沢町一般テニス同好会、前沢中学校テニススポーツ少年団交流来町
八月　厚真ファイターズ野球スポーツ少年団交流訪問
九月　前沢町牛祭りに議会議長、農業協同組合長、町職員訪問
十一月　五日　厚真町幌内神楽と前沢町白鳥神楽交流訪問

平成四年

四月　十九日　前沢町春祭りに町長、監査委員、、田舎まつり実行委員、厚真前沢会員、町職員訪問
六月　二十日　田舎まつりへ町長、議会議長、議員、町職員、農協職員、商工会職員、商工会青年部員、林恵比寿舞保存会員来町
七月　前沢北野球スポーツ少年団交流来町
七月二十八日　姉妹校厚真中央小学校生徒前沢町古城小学校訪問

九月　前沢町牛祭りに議会議員、町職員訪問

平成五年

一月　上厚真柔道少年団前沢町訪問

四月　十八日　前沢町春祭りに町長、議会議員、田舎まつり実行委員、町職員訪問

四月二十九日　前沢町特別養護老人ホームまえさわ苑、社会福祉法人北海道厚真福祉会理事長ほか訪問

六月　十九日　前沢町との姉妹都市締結一〇周年を記念して厚真町総合福祉センター横に記念碑建立

六月　二十日　田舎まつりへ町長、議会議員、農業協同組合長、商工会長、社会福祉法人特別養護老人ホームまえさわ苑理事長、商工会職員、一般前沢町民、町職員来町

六月　三十日　厚真町交通安全指導員会前沢町訪問

七月　三十日　厚真ファイターズ野球スポーツ少年団交流訪問

八月　六日　前沢町上野原野球スポーツ少年団交流来町

八月　九日　前沢町古城小学校姉妹校と厚真中央小学校姉妹校生徒と交流来町

九月　四日　姉妹都市締結一〇周年記念並びに牛祭りに町長、議会議長、議会議員、前町長、農協役員、商工会長、商工会役員、同スタンプ部会、同青年部、田舎まつり実行委員長、農業委員会長、教育委員、社会福祉協議会長、婦人団体協議会長、厚真前沢会員、社会福祉法人北海道厚真福祉会理事長、同理事、同家族会長、厚真中央小学校長、幌内神楽保存会長、野球スポーツ少年団厚真ファイターズ部長、厚真ライオンズクラブ会員、商工会職員、厚真福祉会職員、町職員訪問

姉妹都市締結10周年記念碑

平成六年

四月　十七日　前沢町春祭りに議会議長、田舎まつり実行委員、助役、町職員訪問

六月　十九日　田舎まつりへ代表監査委員、農業委員会長、農業委員、助役、農協職員、町職員来町

七月　一日　厚真中央小学校教師・児童　姉妹校前沢町古城小学校訪問交流

八月　六日　厚真ひまわりバレーボール少年団交流訪問

八月　七日　厚真町ソフトテニス協会・前沢町ソフトテニス協会と交流訪問

九月　十八日　前沢牛祭りに監査委員、和牛改良組合長、社会福祉法人北海道厚真福祉会役員、観光協会役員、収入役、厚真福祉会職員、農協職員、町職員訪問

九月　十八日　厚真ライオンズクラブ二〇周年式典に前沢ライオンズクラブ来町出席

九月　十九日　社会福祉法人北海道厚真福祉会役員、職員、特別養護老人ホームまえさわ苑訪問

九月二十七日　前沢町の児童来町、町内五つの小学校児童と交流

平成七年

四月　十四日　前沢町牛の博物館開館式に町長、議会議員、商工会職員、町職員出席

四月　十五日　前沢町春祭りに町長、議会議員、商工会職員、町職員訪問

六月　十七日　田舎まつりへ議会議長、商工会長、商工会青年部員、同職員、助役、町職員来町

七月二十九日　前沢町北野球スポーツ少年団交流来町

九月　十日　前沢牛祭りに議会議員、農協役員、社会福祉法人北海道厚真福祉会役員、助役、農協職員、厚真福祉会職員、町職員訪問

十一月　三日　前沢町合併四〇周年式典へ町長、議会議長、町職員出席

平成八年

四月　二十日　前沢町春祭りに議会議員、田舎まつり実行委員長、収入役、町職員訪問

六月　十五日　田舎まつりへ議会議員、収入役、農協職員、商工会職員、町職員来町
七月二十六日　厚真ファイターズ野球スポーツ少年団交流訪問
八月　二日　上厚真ベアーズ野球スポーツ少年団交流訪問
九月　七日　前沢町牛祭りに議会議員、和牛改良組合役員、助役、農協職員、町職員訪問
このほか、毎年恒例となっている田舎まつりには、前沢町の物産も出店され、郷土色豊かな品揃えは好評である。一方、北海道の特産品を毎年十一月前沢町物産祭に出店し、相互交流の環も広げている。

第五節　ふるさと離れて応援団

ふるさとを離れて、厚真をなつかしみながら親睦・交流を深め、厚真の発展にも協力ができたらと、東京・札幌・室蘭・苫小牧に厚真会が誕生した。

○　昭和六十一年十一月八日　苫小牧厚真会設立総会（苫小牧市ホテルサンシャイン）
苫小牧市内には、約三、〇〇〇人を上回る町出身者がいると見られている。設立総会には二五〇人が出席する。
歴代会長　斉藤定吉（字軽舞出身）　瀬尾　清（字豊丘出身）

○　昭和六十三年十月二十八日　東京厚真会設立総会（東京都港区赤坂シャンピアホテル）
都内とその周辺に町出身者などゆかりの深い人が約一八〇人在住している。設立総会には東京都内をはじめ、千葉県・埼玉県などから約四〇人が出席する。
歴代会長　小納谷正治（字朝日出身　埼玉県川口市在住）

○　平成三年七月十三日　さっぽろ厚真会設立総会（札幌市きょうさいサロン）

札幌市とその近郊に在住する町出身者と元厚真町居住者約一、四〇〇人を対象に案内したところ、二六〇人が入会、このうち一四〇人が出席する。

歴代会長　木村俊行（字本郷出身　札幌市南区在住）

○　平成二年四月二十二日　室蘭地区「ふるさと厚真会」設立総会（室蘭市パレスホテル）

室蘭市・登別市・伊達市に在住する町出身者約二一五人、会員一六六人このうち約四〇人が出席する。

歴代会長　宗田一雄（本町出身　室蘭市）

第六節　村・町史の発行

村史編纂は、村の決算書によると昭和二・三年度村誌編纂費がある。当時、戸長役場が設置され行政区域が明らかになって三〇周年を迎えた時期であり、村史編集の準備に入っていたと思われる。昭和十二・十三・十四年度にも村史編纂費が予算化され、土地改良区第五かんがい区八〇年史「一衣帯水」の著述に「昭和十三年頃郷土史家として村史を集録していた吉度勇厚の原稿本によると」とあり、開村四〇周年に向けて村史編纂の作業が行われていた。昭和十九年度から二十二年度村史編纂費が執行され、開村五〇周年を迎えての資料収集があった。このように戦前戦後の村の歴史を村史として集録する事業が幾代の人々によって引き継がれ、昭和三十一年九月十五日厚真村六〇周年記念の日、厚真村史が発刊されている。

昭和六十一年十二月に九〇周年を機として村史発刊から三〇年が経過し、この間の移り来た世相、村・町政の歩を厚真町史として「序編」「行政史」「選挙史」「財政史」「産業経済史」「交通・通信・河川史」「教育文化史」「宗教史」「治安防災史」「保健衛生史」「社会福祉史」「苫東開発史」「災害史」「集落史」の一三編として発刊されている。

第七節　広報・広聴

(一)　広報「あつま」

広報「あつま」は、六十三年四月から一回り大きなサイズ（A四判）へと装いも新たになり、住民と行政を結ぶお知らせや社会の明るい動き、住民の身近な話題を届けており、平成六年四月には通巻五〇〇号に達した。

全道広報コンクールの町村の部Ⅱ（人口一万人未満）では、常に上位に入選するなど編集企画等紙面作りへの優れた見識が評価されている。

広報委員会委員

委員は厚真町広報委員会条例に基づき、町が発行する広報活動を民主的かつ有効適切に推進するため、町長の附属機関として設置されている。委員定数は八人以内であり、任期は二年となっている。（昭和六十年以前の委員厚真町史二六七ページ参照）

就任	退任	氏名	就任	退任	氏名
昭和40・6・21	平成5・6・21	土屋　政雄（委員長）	平成2・12・1	現在	幅田　敏夫
〃 44・6・21	〃 5・6・21	金光　昇允	〃 2・12・1	〃	清水　俊宣
〃 48・1・1	〃 5・12・31	池田　昭吾	〃 5・6・22	〃	古川　歳雄（委員長）
〃 48・1・1	〃 5・12・31	村田　公聡	〃 5・6・22	〃	熊澤　良子
〃 59・4・1	〃 6・11・30	古川　元三	〃 6・3・1	〃	松田　伯明
〃 60・4・1	昭和63・3・31	遠藤　幹男	〃 6・3・1	〃	伊東　悦子
〃 60・4・1	〃 63・11・30	吉岡　勇	〃 6・12・1	〃	加藤　恒光

(二)　町勢要覧

本町が一級町村として昇格した翌年、大正五年五月に四年末現在の村勢が「村勢一班」として発行される。村勢一班の農商工業別戸数を見ると今はない業種として、市場業　一・質屋業　一・水車業　八・鍛冶業　二一・蹄鐵業　四・労力請負業　五・柾業　二が記述されている。

町勢要覧は、近年では平成元年三月、六年一月、九年一月に発刊され四十五㌻程度の紙面にはカラー写真が豊富に使われ、町の概要を分かりやすく紹介した行政の情報紙として活用されている。

(三)　広聴活動

町政懇談会など

町民の声を聴き、町民参加の町政を進めるため、町政懇談会が毎年各自治会・各種団体と実施されている。平成七年度の懇談会は、自治会開催　一八ヵ所、団体　一ヵ所であった。このほか文書要望が九自治会から提出されている。要望内容は道路改良、排水整備、交通安全施設、教育施設改善、公園整備、有害鳥獣対策など一八七件があった。

第三編　選　挙

第一章　選　挙

第一節　衆議院議員総選挙

昭和六十一年七月六日に執行された第三八回衆議院議員総選挙、第一四回参議院議員通常選挙は、当初、参議院議員通常選挙が六月二十二日に執行されると目されていたところ、六月二日の臨時国会冒頭での衆議院解散により、参議院議員の通常選挙と衆議院議員の総選挙を同日に行うことの閣議決定を経て、通常選挙は六月十八日総選挙は六月二十一日に公示され、同五十五年六月についで史上二度目の衆参同日選挙となった。

平成二年二月十八日第三九回衆議院議員総選挙は、二年一月二十四日衆議院が解散されたことにより執行された。この総選挙は消費税見直しやリクルート事件問題など国民生活の将来を方向づける重要な選挙であった。さらに、厳寒期の選挙という厳しい自然環境の中ではあったが高い投票率が確保された。

第四〇回衆議院議員総選挙は、内閣不信任案が可決されたことを受け、同五年六月十八日に衆議院が解散され、同年七月四日公示、同月十八日に執行された。今回の選挙は、解散から公示までが一六日間と短い準備期間と選挙運動期間の短縮、供託金の引き上げ、法定選挙費用の引き上げ、選挙公営の拡大等、同四年十二月に成立した公職選挙法改正後初の選挙であった。

同八年十月二十日に執行された第四一回衆議院議員総選挙は、同八年九月二十七日召集された臨時国会の冒頭に衆議院が解散されたことを受け、同年十月八日公示された。総選挙は平成六年の政治改革関連法の施行により、衆議院の選挙制度が、従来の中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改正されて初の歴史的な選挙となった。特に、選挙制度面においては抜本的な改正が行われており、その主な内容は、北海道においては、従来の五選挙区から小選挙区選挙が一三選挙区（本町の所属は第九区で室蘭市・苫小牧市・登別市・伊達市・胆振支庁管内・日高支庁管内区となる。）比例代表選挙が一選挙区となり、議員定数は二三人から二二人（小選挙区一三人、比例代表九人）と一名減となった。小選挙区選挙の立候補届出は、政党届出が基本となり、また、小選挙区選挙と比例代表選挙の重複立候補が認められた。選挙運動期間は、一四日間から一二日間と二日間短縮されたなど抜本的改正後の選挙であった。

昭和六十一年七月六日以降の衆議院議員総選挙結果は、次のとおりである。

昭和六十一年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数四、八四九人、投票者数四、三六二人、棄権者数四八七人、投票率八九・九六％

選挙年月日	立候補者		四区総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
昭和六十一年七月六日	高橋辰夫	自由民主党	一〇〇、二九七	一、三五四	当選
	はとやま由紀夫	自由民主党	九三、〇〇一	六二一	当選
	いけはた清一	日本社会党	八七、六〇三	六九八	当選
	中沢けんじ	日本社会党	八七、五三九	六二	当選
	渡辺省一	自由民主党	八四、六二六	六六七	当選

選挙年月日	立候補者				
	氏名	党派	四区総得票数	厚真町得票数	当落の別
昭和六十一年七月六日	小平　忠	民社党	八三、〇二二	七五三	落選
	島垣正信	日本共産党	四一、〇五一	一三七	落選

平成二年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数四、六七三人、投票者数四、二八四人、棄権者数三八九人、投票率九一・六八％

選挙年月日	立候補者				
	氏名	党派	四区総得票数	厚真町得票数	当落の別
平成二年二月十八日	いけはた清一	日本社会党	一〇二、五五三	八四〇	当選
	中沢けんじ	日本社会党	一〇一、九八二	一三八	当選
	はとやま由紀夫	自由民主党	八五、五一六	七四三	当選
	小平忠正	民社党	八五、二一〇	八〇五	当選
	渡辺省一	自由民主党	八一、七九三	四八二	当選
	高橋辰夫	自由民主党	七七、七七二	一、〇七一	落選
	しまがき正信	日本共産党	四五、一九九	一七一	落選

平成五年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数四、五三〇人、投票者数三、九五〇人、棄権者数五八〇人、投票率八七・二〇％

選挙年月日	立候補者				
	氏名	党派	四区総得票数	厚真町得票数	当落の別
平成五年七月十八日	はとやま由紀夫	新党さきがけ	一一一、八二四	八六六	当選
	高橋辰夫	自由民主党	八一、三三四	一、〇六六	当選

平成五年七月十八日	いけはた清一	日本社会党	七三、四三三	五一六	当選
	渡辺省一	自由民主党	七三、四一〇	四七三	当選
	小平忠正	民社党	七一、九九三	六一二	当選
	中沢けんじ	日本社会党	六三、二七九	一二五	落選
	紙智子	日本共産党	五五、四五七	二五六	落選

平成八年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　小選挙区・比例代表区同じ　四、四七一人

投票者数　小選挙区三、四八四人、比例代表区　三、四八六人

棄権者数　小選挙区　九八七人、比例代表区　九八五人

投票率　小選挙区　七七・九二㌫、比例代表区　七七・九七㌫

選挙年月日	立候補者		九区総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
平成八年十月二十日小選挙区選出	はとやま由紀夫	民主党	一三一、九三六	一、四五四	当選
	高橋辰夫	自由民主党	六八、七九三	一、四三七	落選
	紙智子	日本共産党	四九、一九六	五一八	落選
同比例代表選出	民主党		（以下比例代表選挙区得票数）八三五、〇七二	一、一八九	
	自由民主党		七四〇、六七七	一、二〇七	
	新進党		五五二、八四七	四〇五	
	日本共産党		三九六、九二三	四二三	
	新社会党		一〇〇、八〇七	二一一	

比例代表選出	民主党	いけはた清一・中沢けんじ・金田　誠一
当選者	自由民主党	鈴木　宗男・よしかわ貴盛・佐藤　孝行
	新進党	鰐淵　俊之・丸谷　佳織
	日本共産党	児玉　健次

第二節　参議院議員通常選挙

昭和六十一年七月六日参議院議員通常選挙と衆議院議員総選挙が同日選挙として執行され、平成元年七月二十三日参議院議員通常選挙、同四年七月二十六日参議院議員通常選挙、同七年七月二十三日参議院通常選挙が行われている。同七年の選挙は、本道の選挙区選出議員の定数が八人から四人（半数改選により今回選挙分は、四人から二人）となったこと、選挙運動期間が一八日間から一七日間と一日短縮されたこと等、同四年選挙からいくつかの改正が行われた中での選挙となっている。

昭和六十一年七月六日以降の参議院議員通常選挙結果は、次のとおりである。

昭和六十一年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数	選挙区・比例代表区同じ	四、八四九人
投票者数	選挙区　四、三五九人	比例代表区　四、三五七人
棄権者数	同右　四九〇人	同右　四九二人
投票率	同右　八九・八九％	同右　八九・八五％

選挙年月日	立候補者		全道総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
昭和六十一年七月六日選挙区選出	つしま孝旦	日本社会党	六四〇、八三四	一、〇七八	当選
	岩本政光	自由民主党	五八三、四五七	八八二	当選
	たかぎ正明	自由民主党	五七五、一〇五	一、二八一	当選
	小笠原貞子	日本共産党	四九五、二五四	四八一	当選
	土田弘	無所属	四六一、九九九	三二六	落選
	野上ふさ子	日本みどりの連合	三三、五〇四	四三	落選
	ごうだ純二	社会主義労働者党	二四、五三九	二五	落選
	とべりへい	無所属	二二、二七七	三八	落選

比例代表選出	党派別	全国当選人数	全道総得票数	厚真町得票数
同	自由民主党	二二	九九六、五八五	一、八三三
	日本社会党	九	八〇五、七七一	八九九
	公明党	七	三四七、一八〇	三二七
	日本共産党	五	二六七、九〇四	二一六
	民社党	三	九二、一八九	三五四
	税金党	一	六七、四二五	六一
	サラリーマン新党	一	五六、八八三	四九
	第二院クラブ	一	五六、四〇六	四一
	新自由クラブ	一	四六、二七〇	五九

（以下省略）

平成元年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　選挙区・比例代表区同じ　四、六九〇人

投票者数　選挙区　三、九八三人　比例代表区　三、九八二人

棄権者数　同右　七〇七人　同右　七〇八人

投票率　同右　八四・九三㌫　同右　八四・九〇㌫

選挙年月日	立候補者 氏名	立候補者 党派	全道総得票数	厚真町得票数	当落の別
平成元年七月二十三日	竹村泰子	無所属	七二七、〇一五	四七八	当選
	すがの久光	日本社会党	七〇九、〇六四	一、一四九	当選
	北　修二	自由民主党	四九六、三三六	一、二六四	当選
	高崎ゆう子	日本共産党	四五三、一〇三	三八八	当選
	工藤万砂美	自由民主党	四一六、四〇八	五〇三	落選
	山下恵美子	緑の党	二三、六三三	二七	落選
	トマカズミ	無所属	一七、八一八	二二	落選
	前谷　宏	無所属	一五、六八五	二六	落選
	やしまひでとし	日本青年社	六、三八三	一三	落選

党派別	全国当選人数	全道総得票数	厚真町得票数
日本社会党	二〇	一、二三三、二六三	一、四九八
自由民主党	一五	六七二、六二一	一、一六一
公明党	六	二九八、〇九三	三〇二
日本共産党	四	二四二、五八六	一八五
民社党	二	六二、六九七	二一五
第二院クラブ	一	五五、三一〇	四〇
スポーツ平和党	一	四四、三九二	三五
税金党	一	三九、六五一	三五
（以下省略）			

同　比例代表選出

平成四年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　選挙区・比例代表区同じ　四、五二九人

投票者数　選挙区　三、三一七人　比例代表区　三、三一五人

棄権者数　同右　一、二一二人　同右　一、二一四人

投票率　同右　七三・二四％　同右　七三・一九％

選挙年月日	立候補者		全道総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
	風間ひさし	公明党	五〇〇、七一七	五二五	当選
	ながお則幸	無所属	四二四、八一八	五五四	当選
	みねざき直樹	日本社会党	四二〇、九九四	六五九	当選

平成四年
七月二十六日
選挙区選出

たかぎ正明	自由民主党	三八九、三一七	七〇六	当選
岩本政光	自由民主党	三八一、〇八九	五〇八	落選
いかり康代	日本共産党	三三四、八四〇	二七六	落選
前谷宏	無所属	一五、一六六	一八	落選
森のぶゆき	中小企業生活党	一三、三〇一	九	落選

同
比例代表選出

党派別	全国当選人数	全道総得票数	厚真町得票数
自由民主党	一九	七三〇、二七七	一、二四三
日本社会党	一〇	七二〇、三〇三	八六三
公明党	八	三〇〇、四九〇	二四七
日本共産党	四	二二二、〇七〇	一八五
日本新党	四	一二〇、四二一	九三
第二院クラブ	一	六四、五六四	四四
民社党	三	六三、七三五	二一〇
スポーツ平和党	一	五八、二一三	四四
（以下省略）			

平成七年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　選挙区・比例代表区同じ　四、五一七人
投票者数　同右　二、九一六人
棄権者数　同右　一、六〇一人

投票率　同右　六四・五六％

選挙年月日	立候補者 氏名	立候補者 党派	全道総得票数	厚真町得票数	当落の別
平成七年七月二十三日選挙区選出	すがの久光	日本社会党	五六三、〇二九	六四二	当選
	小川勝也	新進党	五一一、一三九	五二七	当選
	木本由孝	自由民主党	四八八、八〇七	一、〇七九	落選
	高崎ゆう子	日本共産党	三九二、七一四	四四二	落選
	吉野悦子	新しい時代をつくる党	四〇、一〇六	七三	落選
	前谷宏	無所属	二一、七一六	五一	落選

選挙年月日	党派別	全国当選人数	全道総得票数	厚真町得票数
同　比例代表選出	日本社会党	九	五五〇、八四九	六五三
	自由民主党	一五	四六二、七八五	八六〇
	新進党	一八	四四九、九九六	四五三
	日本共産党	五	二三八、五二六	二四三
	新党さきがけ	二	八二、〇二三	二八九
	第二院クラブ	一	七三、一六〇	四七
	（以下省略）			

第三節　北海道知事選挙

昭和六十二年四月十二日北海道知事選挙、平成三年四月七日北海道知事選挙、同七年四月九日北海道知事選挙から制度面において「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ポスターの作成」について、公費負担制度が採用され、候補者の負担が軽減されるとともに、金のかからない選挙の実現に一歩前進している。

昭和六十二年四月十二日以降の北海道知事選挙結果は、次のとおりである。

昭和六十二年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　四、七二一人　投票者数　四、三四一人

棄権者数　三八〇人　投票率　九一・九五%

選挙年月日	立候補者		全道総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
昭和六十二年四月十二日	よこみち孝弘	無所属	二、一一〇、七三〇	二、七二四	当選
	松浦　昭	無所属	八八七、三〇六	一、四九六	落選
	やまべ富也	無所属	一二五、六〇四	九四	落選

平成三年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　四、五五一人　投票者数　四、〇四五人

棄権者数　五〇六人　投票率　八八・八八%

選挙年月日	立候補者		全道総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
平成三年四月七日	よこみち孝弘	無所属	二、〇五四、四五三	二、七七五	当選
	佐藤静雄	無所属	七四四、二三六	一、一〇九	落選
	さいとう敏夫	無所属	一三一、一四三	九四	落選
	つづき利夫	無所属	一二、七一七	一五	落選

平成七年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　四、四二四人　投票者数　三、五〇六人

棄権者数　九一八人　投票率　七九・二五％

選挙年月日	立候補者		全道総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
平成七年四月九日	ほり達也	無所属	一、六三六、三六〇	一、八九八	当選
	伊東秀子	無所属	七六六、六五七	一、二三五	落選
	三浦雄一郎	無所属	一九一、〇九九	一三六	落選
	かい基男	無所属	一六九、七一五	一二九	落選
	三沢道男	無所属	四一、六四七	四八	落選

第四節　北海道議会議員選挙

昭和六十二年四月十二日北海道議会議員選挙、平成三年四月七日北海道議会議員選挙、同七年四月九日北海道議会議員選挙から知事選挙と同様に北海道議会議員選挙の制度面において「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ポスターの作成」について、公費負担制度が採用され、候補者の負担が軽減されるとともに、金のかからない選挙の実現に一歩前進している。

昭和六十二年四月十二日以降の北海道議会議員選挙結果は、次のとおりである。

昭和六十二年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　四、七二一人　投票者数　四、三三一人

棄権者数　三九〇人　投票率　九一・七四パーセント

選挙年月日	立候補者		胆振支庁選挙区総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
昭和六十二年四月十二日	山口恵聖	日本社会党	一九、一一九	一、九〇九	当選
	たかはし康之	自由民主党	一六、二〇四	一、二一五	当選
	かんべ典臣	自由民主党	一四、二〇二	一、一四五	落選

平成三年厚真町の有権者・投票者数等

当日の有権者総数　四、五五一人　投票者数　四、〇四四人

棄権者数　五〇七人　投票率　八八・八六パーセント

選挙年月日	立候補者		胆振支庁選挙区総得票数	厚真町得票数	当落の別
	氏名	党派			
平成三年四月七日	かんべ典臣	自由民主党	一七、三三七	一、三六四	当選
	たかはし康之	自由民主党	一六、五八〇	一、二八八	当選
	山口恵聖	日本社会党	一四、一五七	一、三四五	落選

選挙年月日	立候補者		胆振支庁選挙区総得票数	当落の別
	氏名	党派		
平成七年四月九日	山口恵聖	無所属	（無投票）	当選
	かんべ典臣	自由民主党		当選

第五節　厚真町長選挙

昭和六十三年六月二十六日行われた厚真町長選挙は、現職町長谷内信雄と藤原正幸が立候補、選挙の結果、谷内信雄が五選を果たした。平成四年六月二十八日行われた厚真町長選挙は、現職町長の引退により小納谷力蔵と藤原正幸が立候補、選挙の結果、藤原正幸が当選を果たした。平成八年六月三十日の厚真町長選挙は、現職町長藤原正幸の無投票当選となった。

昭和六十三年六月二十六日以降の厚真町長選挙結果は、次のとおりである。

昭和六十三年六月二十六日町長選挙

当落の別	得票数	立候補者	年齢	党派別
当選	二、六三六	谷内　信雄	七二	無所属
落選	一、七六〇	藤原　正幸	五六	無所属

選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票数		
				有効	無効	
四、六五九人	四、四四三人	二一六人	九五・三六	四、三九六	四七	

平成四年六月二十八日町長選挙

当落の別	得票数	立候補者	年齢	党派別
当選	二、三五〇	藤原　正幸	六〇	無所属
落選	一、八三八	小納谷力蔵	六五	無所属

選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票数	
				有効	無効
四、四五三人	四、二二七人	二二六人	九四・九二	四、一八八	三九

平成八年六月三十日町長選挙

当落の別	得票数	立候補者	年齢	党派別
当選	（無投票）	藤原　正幸	六四	無所属

選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票数	
				有効	無効
四、六九二人	四、五三六人	一五六人	九六・六八	四、五一六	二〇

第六節　厚真町議会議員選挙

昭和六十二年四月二十六日以降の厚真町議会議員選挙結果は、次のとおりである。

昭和六十二年四月二十六日町議会議員選挙は、定数十八人に対し二十三人が立候補する選挙であった。

当落の別	得票数	立候補者	年齢	性別	新現元別	党派別	職業	住所
当選	三七五	今村敏郎	五六	男	新	無所属	農業	鹿沼
当選	三四七・六五	伊藤のぼる	四七	男	現	無所属	会社員	新町
当選	二八五	木戸俊勝	四九	男	現	無所属	農業	幌内
当選	二六二	松平　功	四五	男	新	無所属	農業	高丘
当選	二五七	小納谷力蔵	六〇	男	現	無所属	農業	幌内
当選	二三七	大坪頼幸	五三	男	新	無所属	農業	豊丘
当選	二二九	山田　稔	五一	男	現	無所属	農業	浜厚真
当選	二一四	河村忠治	四四	男	新	無所属	農業	軽舞
当選	二一三	幅田栄佐久	五四	男	現	無所属	農業	朝日
当選	一九八	森山利勝	四三	男	新	無所属	農業	豊沢
当選	一九四	石井一義	五七	男	現	無所属	農業	富里
当選	一九二	森田定一	五五	男	現	無所属	農業	宇隆
当選	一七五	菅原治一	六二	男	現	無所属	無職	京町
当選	一七四	斉藤　功	六八	男	現	無所属	農業	鹿沼
当選	一六一	加勢敏和	四九	男	新	無所属	農業	美里
当選	一四七	沢口光夫	五八	男	現	無所属	漁業	共和
当選	一四二	岡部　純	三九	男	新	無所属	商業	京町
当選	一三五	池川義厚	五三	男	現	無所属	商業	表町
落選	一三三・八三四	伊藤広志	五七	男	新	無所属	会社役員	本町

落選	一三三	高辻健司	五八	男	現	無所属	会社役員	本郷
落選	一三〇	新田勝正	五六	男	現	無所属	林産業	宇隆
落選	九一	鈴木留吉	八〇	男	現	無所属	酪農業	浜厚真
落選	九一	土内弘子	四一	女	新	日本共産党	無職	上厚真

平成三年四月二十一日厚真町議会議員選挙は、同二年九月二十八日議員提案により議決された「厚真町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例」に基づき、定数を「一八人」から「一六人」に減じた中であったが、立候補者は一七人による選挙となった。

選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票数	
				有効	無効
四、五二九人	四、三二一人	二〇八人	九五・四一	四、二九五	二六

当落の別	得票数	立候補者	年齢	性別	新現元別	党派別	職業	住所
当選	三四〇	森山利勝	四七	男	現	無所属	農業	豊沢
当選	三一七	高辻健司	六二	男	元	無所属	会社役員	本郷
当選	三〇五	今村敏郎	六〇	男	現	無所属	農業	鹿沼
当選	三〇一・三元	伊藤広志	六一	男	新	無所属	無職	本町
当選	二七七	池川義厚	五七	男	現	無所属	商業	表町
当選	二六八	河村忠治	四八	男	現	無所属	農業	軽舞
当選	二五六・七六〇	伊藤のぼる	五一	男	現	無所属	会社員	新町

当選	二五五	大坪頼幸	五七	男	現	無所属	農業	豊丘
当選	二五五	石井一義	六一	男	現	無所属	農業	富里
当選	二五二	岡部純	四三	男	現	無所属	商業	京町
当選	二二九	木戸俊勝	五三	男	現	無所属	農業	幌内
当選	二二一	菅原治一	六六	男	現	無所属	無職	京町
当選	二二〇	松平功	四九	男	現	無所属	農業	高丘
当選	二一九	森田定一	五九	男	現	無所属	農業	宇隆
当選	二一二	幅田栄佐久	五七	男	現	無所属	農業	朝日
当選	一九一	山田稔	五五	男	現	無所属	農業	浜厚真
落選	一七六	加勢敏和	五三	男	現	無所属	農業	美里

厚真町議会議員補欠選挙

平成四年六月二十八日執行の厚真町長選挙と同時に厚真町議会議員欠員一人による補欠選挙が行われた結果、京谷八十八しか立候補の届出がなく無投票当選となった。

この補欠選挙は、議員一人が同三年十月五日死去によるものであり、公職選挙法に基づき議員の欠員が定数の六分の一を超えるに至ったときの規定にかかわらず、同一の地方公共団体の他の選挙（この場合町長選挙）が行われるときは、その選挙と同時に補欠選挙を行うこととなっている。

当落の別	得票数	立候補者	年齢	性別	新現元別	党派別	職業	住所
当選	（無投票）	京谷八十八	六三	男	新	無所属	会社役員	上厚真

平成七年四月二十三日厚真町議会議員選挙は、定数一六人に対し一七人が立候補する選挙であった。

選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	投票数 有効	投票数 無効
四、四二一人	四、〇五〇人	三七一人	九一・六一	四、〇一四	三六

当落の別	得票数	立候補者	年齢	性別	新現元別	党派別	職業	住所
当選	三三三・〇七五	森田定一	六三	男	現	無所属	農業	宇隆
当選	三二〇	京谷八十八	六六	男	現	無所属	会社役員	上厚真
当選	二九九	河村忠治	五二	男	現	無所属	農業	軽舞
当選	二九八	松平功	五三	男	現	無所属	農業	高丘
当選	二七七・九二五	森田正司	六〇	男	新	無所属	農業	宇隆
当選	二六九	岡部純	四七	男	現	無所属	商業	京町
当選	二六六	木戸俊勝	五七	男	現	無所属	農業	幌内
当選	二六四	森山利勝	五一	男	現	無所属	農業	豊沢
当選	二二五	古川歳雄	三六	男	新	無所属	洋品販売業	京町
当選	二二三	今村敏郎	六四	男	現	無所属	農業	鹿沼
当選	二一九	山田英雄	五三	男	新	無所属	農業	朝日
当選	二一四	幅田栄佐久	六一	男	現	無所属	農業	朝日
当選	一九六	沢口伸二	三六	男	新	無所属	漁業	共和
当選	一八二	岩倉彰一	六八	男	新	無所属	新聞販売業	新町
当選	一六〇	筒井徳泰	五二	男	新	無所属	屋外広告業	本郷

当選	一五八	伊藤広志	六五	男	現	無所属	無	職	本町
落選	一二〇	早坂　清	五七	男	新	無所属	農	業	吉野

第七節　厚真町農業委員会委員選挙

昭和五十九年七月、同六十二年七月、平成二年七月、同五年七月、同八年七月農業委員会委員選挙、選挙による委員定数一三人であり、各年とも定数内の立候補届出となり無投票当選となっている。なお、農業委員は選挙による委員のほか、町議会推薦による委員二人、農業協同組合・農業共済組合推薦による委員各一人の一八人の委員定数となっている。

昭和五十九年七月十五日以降の選挙による農業委員当選者は、次のとおりである。

昭和五十九年七月十五日
農業委員会委員当選者

氏名	年齢	性別	住所
森本昭彦	五三	男	本郷
小谷靱男	五〇	男	高丘
柳田邦治	五二	男	共和
梅藤正義	五四	男	浜厚真
松原彦光	四九	男	朝日
中田彦三郎	五二	男	軽舞

同六十二年七月十二日
農業委員会委員当選者

氏名	年齢	性別	住所
森本昭彦	五六	男	本郷
鳥海満保	五〇	男	美里
岡橋一雄	五七	男	桜丘
馬場英一	四九	男	共栄
太田　茂	五四	男	東和
綱木一郎	五八	男	豊川

平成二年七月十五日
農業委員会委員当選者

氏名	年齢	性別	住所
岡橋一雄	六〇	男	桜丘
嘉指昭一	六三	男	上厚真
吉岡克美	四一	男	豊沢
丹羽康弘	四三	男	軽舞
山下境次	五八	男	鹿沼
佐藤勝美	四六	男	共栄

小林秀太郎	三九	男	桜丘
鳥海満保	四七	男	美里
馬場英一	四六	男	共栄
末政清	五〇	男	幌内
小倉貞夫	四九	男	鹿沼
森田正司	四九	男	宇隆
大坪頼幸	五〇	男	豊丘

同五年七月十一日
農業委員会委員当選者

氏名	年齢	性別	住所
小谷勁男	五九	男	高丘
吉岡克美	四四	男	豊沢
太田茂	六〇	男	東和
加藤一信	五八	男	本郷
丹羽康弘	四六	男	軽舞
三上正巳	六〇	男	幌里
高橋茂	四一	男	宇隆
小納谷守	四四	男	幌内
山下境次	六一	男	鹿沼
佐藤勝美	四九	男	共栄

同八年七月十七日
農業委員会委員当選者

種部健一	三九	男	桜丘
末政清	五三	男	幌内
山下境次	五五	男	鹿沼
蛇池弘光	四八	男	京町
小谷勁男	五三	男	高丘
松原彦光	五二	男	朝日
森田正司	五二	男	宇隆
小林秀太郎	三九	男	桜丘
鳥海満保	四七	男	美里
馬場英一	四六	男	共栄
末政清	五〇	男	幌内
小倉貞夫	四九	男	鹿沼
森田正司	四九	男	宇隆
大坪頼幸	五〇	男	豊丘

氏名	年齢	性別	住所
小納谷守	四八	男	幌内
上正巳	六三	男	幌里
藤俊男	四三	男	共和
佐藤勝美	五二	男	共栄
高橋茂	四四	男	宇隆
山城正洋	五一	男	高丘
窪田久雄	五五	男	東和
早坂艶子	五八	女	吉野
種部健一	三九	男	桜丘
末政清	五三	男	幌内
山下境次	五五	男	鹿沼
蛇池弘光	四八	男	京町
小谷勁男	五三	男	高丘
松原彦光	五二	男	朝日
森田正司	五二	男	宇隆

豊丘	男	三九	種部健一
幌内	男	五三	末政清
鹿沼	男	五五	山下境次
京町	男	四八	蛇池弘光
高丘	男	五三	小谷勁男
朝日	男	五二	松原彦光
宇隆	男	五二	森田正司
三上正巳	五七	男	幌里
小谷勁男	五六	男	高丘
太田茂	五七	男	東和
鳥海満保	五三	男	美里
末政清	五六	男	幌内
森田英雄	四八	男	朝日
森田正司	五五	男	宇隆

山田英雄	五一	男	朝日	丹羽康弘	四九	軽舞
蛇池弘光	五四	男	京町	吉岡克美	四七	男	豊沢
欠員一人				蛇池弘光	五七	男	京町

推薦による農業委員は、次のとおりである。

昭和五十九年七月二十日
選挙当選委員始期における推薦農業委員

推薦区分	氏名	年齢	性別	住所
町議会	石井一義	五四	男	富里
町議会	綱木一郎	五五	男	豊川
町議会	蛇池弘光	四五	男	京町
農業協同組合	吉岡俊一	四六	男	豊沢
農業共済組合	浅田由太郎	五四	男	軽舞

平成二年七月二十日
選挙当選委員始期における推薦農業委員

推薦区分	氏名	年齢	性別	住所
町議会	梅藤正義	六〇	男	浜厚真
町議会	種部健一	四二	男	豊丘
町議会	蛇池弘光	五一	男	京町

昭和六十二年七月二十日
選挙当選委員始期における推薦農業委員

推薦区分	氏名	年齢	性別	住所
町議会	山田稔	五二	男	浜厚真
町議会	三上正巳	五四	男	幌里
町議会	嘉指昭一	六〇	男	上厚真
農業協同組合	吉岡俊一	四九	男	豊沢
農業共済組合	浅田由太郎	五七	男	軽舞

平成五年七月二十日
選挙当選委員始期における推薦農業委員

推薦区分	氏名	年齢	性別	住所
町議会	早坂艶子	五五	女	吉野
町議会	嘉指昭一	六六	男	上厚真
町議会	池川義厚	五九	男	表町

農業協同組合	本田直隆	五九	男	上野
農業共済組合	小林秀太郎	四五	男	桜丘

農業協同組合	本田直隆	六二	男	上野
農業共済組合	小林秀太郎	四八	男	桜丘

平成八年七月二十日
選挙当選委員始期における推薦農業委員

推薦区分	氏名	年齢	性別	住所
町議会	荒井信博	四七	男	豊川
町議会	犬飼仙松	六五	男	東和
町議会	池田シゲ子	五七	女	浜厚真
農業協同組合	安藤功	五四	男	富野
農業共済組合	小林秀太郎	五一	男	桜丘

第八節　海区漁業調整委員会委員選挙

海区漁業調整委員会は、昭和二十五年八月に発足以来沿岸及び沖合漁業の調整等に重要な役割を果たして今日に至っている。北海道の海区は当初四九海区でスタートし、その後広域化が促進され現在全道一〇海区となっている。本町は胆振海区の区域内にあって、胆振海区漁業調整委員会委員選挙がある。

四年任期満了に伴う委員の一般選挙は全国的に統一して行われている。選挙による委員の定数は漁業法の規定により海区九人であり、平成八年八月一日任期満了による選挙が執行されている。この選挙事務は漁業法の規定により北

海道選挙管理委員会が管理し、海区に沿う市町村の選挙管理委員会は、道選管の指揮監督を受けて所要の事務を行う。

選挙権及び被選挙権は海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業所を有する者であって、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するものである。このほか、海区漁業調整委員会の委員、漁業協同組合等の役員であってその委員又は役員に就任する際、選挙権及び被選挙権を有していたものは、在任中行われる選挙又は退任後最初に行われる選挙については、選挙権及び被選挙権を有する者とみなす。年齢は二〇歳以上の者

投票は、厚真投票区が設定され、厚真漁業協同組合会議室に投票所を設置、漁業法及び公職選挙法に基づき執行されている。

選挙執行日（平成三年以前省略）

平成　四年八月六日執行　胆振海区漁業調整委員会委員選挙　無投票当選

〃　八年八月一日　同　右　無投票当選

第九節　厚真町土地改良区総代選挙

土地改良区総代選挙は昭和二十七年九月から実施されている。総代の任期は四年であり任期満了に伴う選挙が平成八年十一月十五日執行されている。この選挙事務は土地改良法施行令の規定により北海道選挙管理委員会の指揮監督の基に厚真町土地改良区総代定員五〇人の選挙を厚真町選挙管理委員会が執行する。

選挙権　土地改良法第一一条土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。同法施行令第四条第四項選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的た

る土地の所在地による。年齢二〇歳以上の者

被選挙権　同法第二三条第三項　総代は、組合員で年齢二五歳以上の者及び法人たる組合員

選挙区は全町一区とし、投票所は第一投票所　総合福祉センター、第二投票所　富里生活館、第三投票所　厚南会館、第四投票所　豊丘公民館に設置、開票所を総合福祉センターとしている。

選挙結果は、いずれの総代選挙も定数五〇人で無投票当選となっている。

選挙執行日（昭和六十二年以前省略）

昭和六十三年十一月十五日執行　厚真町土地改良区総代選挙

平成　四年十一月十五日　同　右

平成　八年十一月十五日　同　右

第四編　財　政

第一章　財　政

第一節　厚真町一般会計の推移

昭和五十年度以降の町財政がどのように推移したかを見ると一般会計歳入決算額にあっては、五十年度一七億二千百万円（以降、百万円以下切捨）、六十年度四〇億六千六百万円、平成七年度六五億二千三百万円と五十年度に対し六十年度は二・三倍、平成七年度は三・七倍となっている。

一般会計歳入歳出決算額の推移（昭和五十年度から平成七年度）

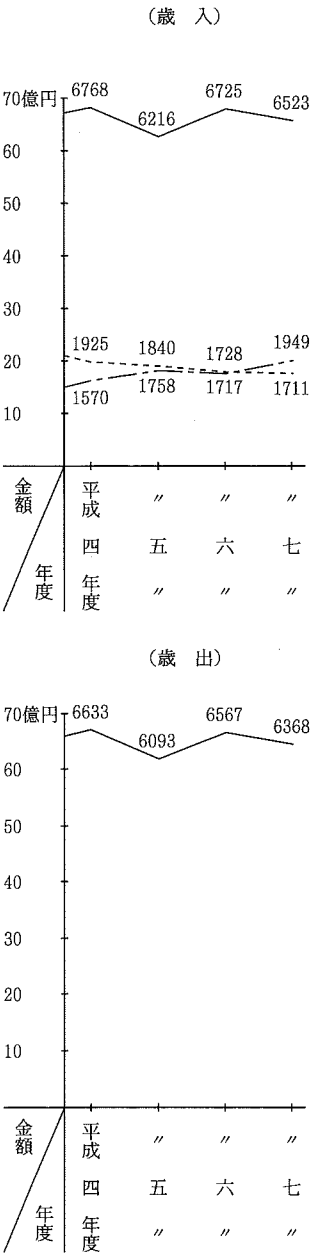

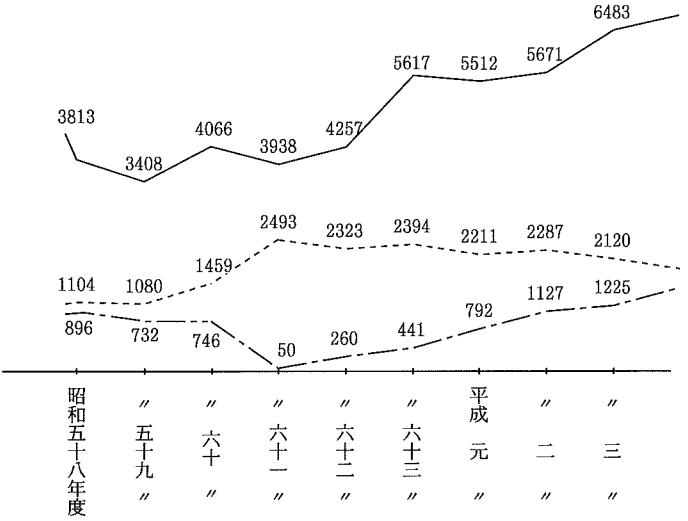
3813
3408
4066
3938
4257
5617
5512
5671
6483
1104
1080
1459
2493
2323
2394
2211
2287
2120
896
732
746
50
260
441
792
1127
1225
昭和五十八年度
〃 五十九 〃
〃 六十 〃
〃 六十一 〃
〃 六十二 〃
〃 六十三 〃
平成 元 〃
〃 二 〃
〃 三 〃

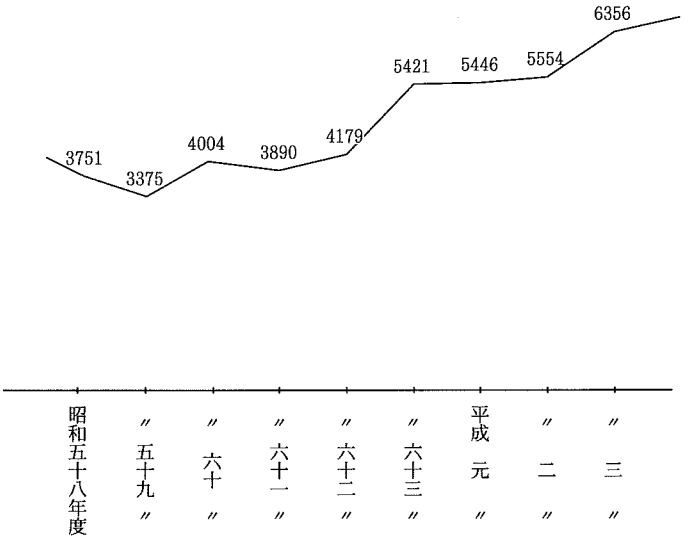
3751
3375
4004
3890
4179
5421
5446
5554
6356
昭和五十八年度
〃 五十九 〃
〃 六十 〃
〃 六十一 〃
〃 六十二 〃
〃 六十三 〃
平成 元 〃
〃 二 〃
〃 三 〃

五十四年度以降の町税は、五十四年度四億三千三百万円、五十五年度四億四千八百万円であったのが、五十六年度には、一一億千百万円と大幅に増収となっている。この要因は、固定資産税の増収によるものであり、町域に立地した北海道電力株式会社苫東厚真火力発電所一号機（出力三五万キロワット）の五十五年十月営業運転による大規模償却資産、その後、建設された二号機・三号機に係る固定資産税が大きく占めている。

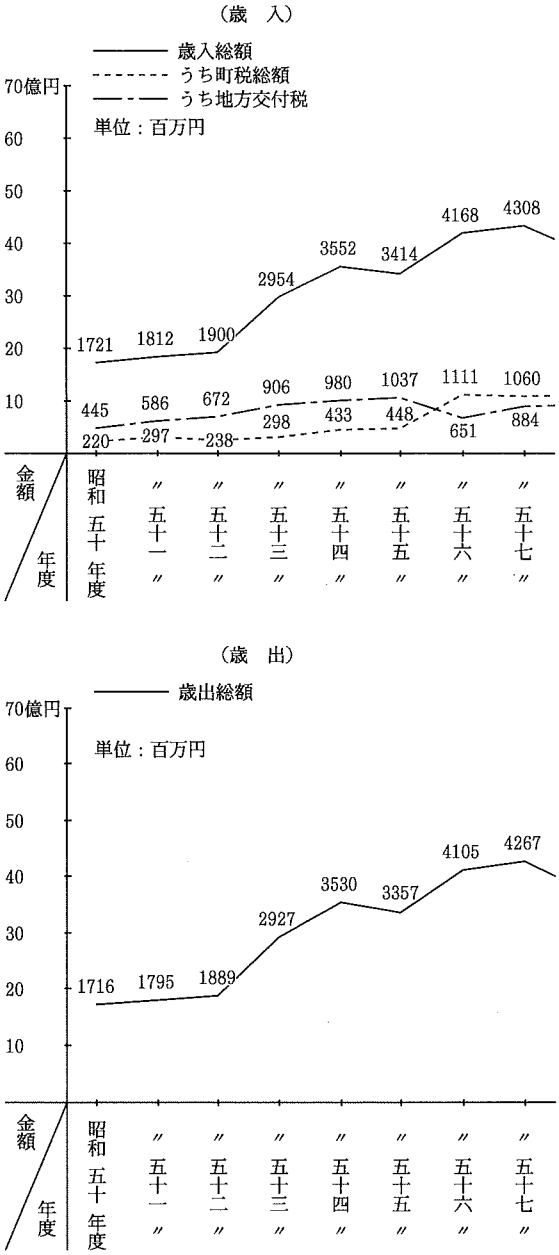

一般会計歳出決算額款、農林水産業費・土木費・教育費の推移

（昭和六十一年度から平成七年度）

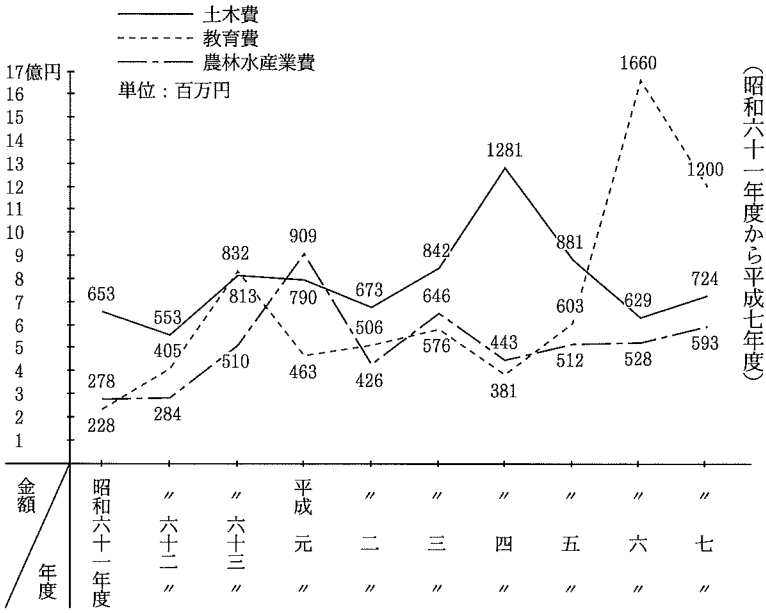

（昭和五十一年度から六十年度）

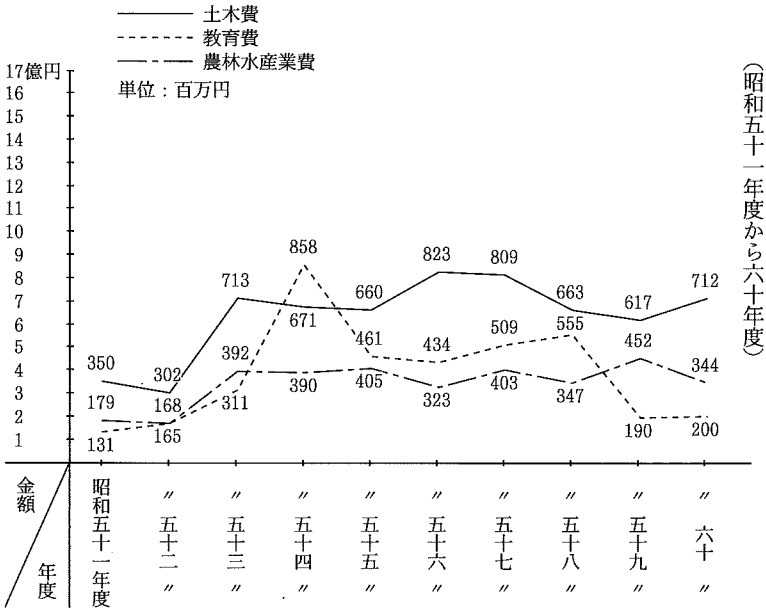

第二節　財政指標等

一般会計決算に基づく自治省に報告している財政指標等である。歳入・歳出決算額は決算総額に置き替え、財政調整基金・地域振興基金・減債基金の現在高は五月三十一日現在、職員数は四月一日現在の一般会計負担職員数である。

区分 / 年度	一般会計決算額 歳入	一般会計決算額 歳出	一般会計決算額 差引額（翌年度繰越財源内数）	財政力指数 単年度	財政力指数 三ヶ年平均	公債費比率	起債制限比率 三ヶ年平均	経常収支比率	地方債借入現在高	基金現在高 財政調整基金	基金現在高 地域振興基金	基金現在高 減債基金	職員数
	千円	千円	千円			%	%	%	千円	千円	千円	千円	人
昭和五十年度	一、七二二、〇九九	一、七二一、六一〇	四、九三九	〇・四二四	〇・二八一	七・八	—	九〇・九	九〇〇、八五四	二九三、〇五	—	—	一二一
〃　五十一〃	一、八一三、八一八	一、七九五、〇五〇	一七、七六八	〇・三〇八	〇・二八〇	九・八	—	八七・一	一、〇六三、七三九	二六九、八五三	—	—	一二七
〃　五十二〃	一、九〇〇、七七九	一、八八九、二三一	一一、五四八	〇・三二五	〇・三五三	一〇・二	—	九二・五	一、三九〇、九五二	一三七、四七七	—	—	一二六
〃　五十三〃	二、九五四、三三三	二、九二七、七一〇	二六、六一三	〇・二二六	〇・二八六	一三・九	一一・〇	八二・〇	一、八一〇、〇六〇	二七〇、九一〇	—	—	一二八
〃　五十四〃	三、〇五五、七七九	三、〇三〇、〇四七	二三、七三三	〇・二六三	〇・二七二	一四・二	—	八〇・八	二、一〇九、六六一	三九二、一四五	—	—	一三八
〃　五十五〃	三、四一四、四一九	三、三五七、七一三	五六、六九六	〇・三〇三	〇・二六四	一四・二	—	八八・六	二、二五九、三六〇	三一四、四三九	—	—	一四六
〃　五十六〃	四、一六八、七九三	四、一〇五、七五七	六三、〇三六	〇・六四〇	〇・四〇二	一三・七	—	八一・二	二、九六六、三八六	三一六、三三九	—	—	一四八
〃　五十七〃	四、三〇八、二八二	四、二六七、九九八	四〇、一八四	〇・五一五	〇・四八六	一四・二	一三・五	七九・九	三、二四八、四七七	四四〇、五六〇	—	—	一四八
〃　五十八〃	三、八一三、〇四八	三、七五二、五七九	六一、四六九	〇・五一八	〇・五五八	一四・六	一三・七	八一・七	三、四五二、九八二	四五一、九〇一	—	—	一二六

昭和五十九年度	三、四〇八、四三六	三、三七五、四六六	三、七七〇	〇・五九六	〇・五四三	一七・二	一五・一	八八・六	三、八〇〇、一四〇	四五九、八五	—	—	一二二
〃　六十　〃	四、〇六六、四八三	四、〇〇四、〇〇三	六二、四八〇	〇・六四〇	〇・五八五	一七・二	一九・九	七六・八	三、八四九、八一九	三八、九七九	—	—	一二八
〃　六十一　〃	三、九三八、九六三	三、八九〇、八三三	四八、一四〇	一・〇九五	〇・七七七	一五・三	一五・八	七二・四	三、七四一、七五三	六七五、一二九	—	—	一二九
〃　六十二　〃	四、二五七、三三二	四、一七九、二八一	七八、〇五一 （八、〇五四）	〇・九一七	〇・八八四	一六・七	一五・七	七三・九	三、七七三、一六五	八六一、四七八	—	—	一二三
〃　六十三　〃	五、六一七、二六七	五、四二二、五五九	一九五、七〇八 （二三六、一七四）	〇・八五四	〇・九五五	一四・〇	一四・七	六八・一	四、〇五六、八八二	六七五、二〇一	—	—	一二三
平成　元　年度	五五二、六六九	五、四四六、三三六	六六、三三三	〇・七四〇	〇・八三七	一二・九	一三・七	六七・七	四、〇七四、四五九	五九〇、八四三	—	—	一二三
〃　二　〃	五、六七一、八四三	五、五五四、三九四	一一七、四四九 （八一、八三二）	〇・六三七	〇・七四四	一二・三	一二・一	六三・七	四、一一九、八五五	四八一、四九七	九九九、八五五	二六八、三八六	一二一
〃　三　〃	六、四八三、一一八	六、三五六、八三七	一一六、二八一 （七三、七六〇）	〇・六二七	〇・六六八	一一・六	一一・二	六八・一	四、三六、七五三	五〇一、〇三一	八四七、六八四	三八一、一五五	一二八
〃　四　〃	六、七六八、七九九	六、六三三、四五五	一三五、三三四 （一九、三三七）	〇・五三九	〇・六〇一	七・九	九・七	六八・八	四、六一、六二八八	四二六、〇九八	八一三、三七一	四四五、二六〇	一一三
〃　五　〃	六、二一六、四六六	六、〇九三、八五九	一二三、六〇七 （四〇、五七一）	〇・四九七	〇・五五四	一〇・〇	八・五	七一・一	四、四八九、七三三	四四二、四〇六	一、一三八、七九	四五、二五八	一一六
〃　六　〃	六、七二五、四〇五	六、五六七、八六〇	一五七、五四五 （一七、一〇四）	〇・四九六	〇・五一一	一一・三	七・九	七六・一	四、八三〇、六五五	四一五、五〇五	一、二〇六、六八〇	四九四、六七四	一一四
〃　七　〃	六、五三三、四一八	六、三六八、九三七	一五四、四八一 （一二、八五三）	〇・四四二	〇・四七八	一二・五	九・一	七五・八	五、三六五、一一七	四七五、〇一三	一、一三六、六〇八	六四二、四一三	一一二

昭和六十一年度町は全道市町村の中でも数少ない普通地方交付税の不交付団体となった。普通地方交付税は市町村（地方自治体）が行政を執行するために必要な経費（基準財政需要額）のうち、市町村民税などの歳入金（基準財政収入額）で賄える分を差引いた額が交付される。六十一年度は苫東関連企業特に北海道電力株式会社苫東厚真発電所

の運転開始による固定資産税が大きくなり基準財政収入額が同需要額を上回った。この指数は一・〇九五（前表　六十一年度財政力指数一・〇九五）であった。開村以来初めて一を超えることになり単年度であったが豊かな町となった。

第二章　町税・地方譲与税等

第一節　町税条例の改正

主なもののみ

六十一年度

一　町民税均等割非課税基準の引き上げ　二五万円に、

二　所得割非課税基準の引き上げ、

控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数に乗じる額を　三一万円に　（配偶者又は扶養親族がいる場合は九万円を加算）

三　肉用牛の売却による事業所得に係る課税標準の特別措置期間の延長　昭和六十六年度まで、

六十二年度

一　町民税賦課制限制度を廃止する。

二　町民税基礎控除等の引き上げ、

基礎控除　二八万円に、　配偶者控除　二八万円に、　老年控除対象配偶者　二九万円に、

配偶者同居特別障害者　三六万円に、　扶養控除　二八万円に、　老人扶養控除　二九万円に、

扶養同居特別障害者　三六万円に、扶養同居老親等　三三万円に、

三　配偶者に係る白色事業専従者控除　六〇万円に、

四　老年者控除　四八万円に、

五　医療費控除の足切限度基準額　一〇万円に、

六十三年度

一　所得割の税率の適用区分の改正

適用区分	税率
一二〇万円以下の金額	百分の三
一二〇万円を超える金額	百分の八
五〇〇万円を超える金額	百分の一一

平成元年度

一　町民税均等割非課税基準の引き上げ　二六万円に、

二　所得割非課税基準の引き上げ　三二万円に、

二年度

一　町民税均等割非課税基準の引き上げ　二七万円に、

二　所得割非課税基準の引き上げ　三四万円に、

三年度

一　町民税均等割非課税基準の引き上げ、

その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三万円を加算する。

二　所得割の税率の適用区分の改正

適用区分	税率
一六〇万円以下の金額	百分の三
一六〇万円を超える金額	百分の八
五五〇万円を超える金額	百分の一一

三　固定資産税の免税点の引き上げ、

区分	免税点の金額
土地	三〇万円
家屋	二〇万円
償却資産	一五〇万円

四　所得割非課税基準の引き上げ、

控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数に乗じる額　三四万円に（配偶者又は扶養親族がいる場合は、一五万円を加算）

五　長期譲渡所得に対する税率の引き上げ、

平成四年一月一日以後の譲渡から、特別控除後の譲渡益は一律百分の六となる。

六　国民健康保険料の改正

ア　保険料の賦課総額　歳出総額から療養給付費等の一部負担金控除後、歳入総額を差し引いた額

イ　所得割額の算定　賦課限度額を超えるときの所得割額は、基礎控除後の総所得金額を減額して算定

ウ　資産割額の算定　賦課限度額を超えるときの資産割額は、固定資産税額を減額して算定

エ　賦課限度額　四四万円

四年度

一　町民税均等割非課税基準の引き上げ、

その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に六万四千円を加算する。

二　所得割非課税基準の引き上げ、

控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数に乗じる額　三四万円に（配偶者又は扶養親族がいる場合は、一九万円を加算）

五年度

一　町民税均等割非課税基準の引き上げ、

その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に一〇万四千円を加算する。

二　所得割非課税基準の引き上げ、

控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数に乗じる額　三四万円に（配偶者又は扶養親族がいる場合は、二五万円を加算）

六年度

一　町民税均等割非課税基準の引き上げ、

その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に一四万四千円を加算する。

二　所得割非課税基準の引き上げ、

控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数に乗じる額　三四万円に（配偶者又は扶養親族がいる場合は、三〇万円を加算）

三　個人の町民税の所得割の特別減税

平成六年度、一年間限りの特別措置　町道民税について特別減税、個人町道民税所得割額の百分の二〇相当額（その額が二〇万円を超える場合は、二〇万円限度）を減税、納税者に還付

第二節　地方譲与税

㈠　消費譲与税

平成元年四月から施行された消費税は、税率百分の三である。消費譲与税は消費税の収入額を財源として五分の一に相当する額が一定率をもって都道府県及び市町村に交付される。配分の基準は最近の国勢調査の人口及び事業所統計の従業者数にあん分して譲与する。

㈡　自動車重量譲与税

昭和四十六年に新設された地方譲与税は、自動車重量譲与税のみであった。この譲与税は自動車検査時に課税標準及び税率により納税する。自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額が市町村に対し譲与される。譲与の基準は、市町村の道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するものの道路延長が二分の一の額、面積が二分の一の額にあん分して交付される。

㈢　地方道路譲与税

地方道路法は、都道府県及び市町村に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため揮発油に地方道路税が課せられている。揮発油税の税率は平成七年度揮発油一キロリットルにつき四千四百円である。この揮発油税を財源として地方道路譲与税が交付される。譲与の基準は、市町村の道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するものの道路延長及び面積にあん分して交付、平成七年度の譲与率は、都道府県六四㌫、市町村三六㌫であった。

㈣　特別とん譲与税

とん税法に基づき課せられ特別とん譲与税として交付される。本町は昭和五十七年度から開港所在市町村苫小牧港

（西港・東港）として指定され交付の対象となった。本税は外国貿易船の入港に対し船舶純トン数を課税標準とし、平成七年度「開港への入港ごとに納付する場合トン純一トンまでごとに二〇円」、「開港ごとに一年分を一時に納付する場合純トン数一トンまでごとに六〇円」を苫小牧市と厚真町で、港湾施設の利用状況その他の事情を参酌してあん分配分される。

地方譲与税の内訳

科目／年度	自動車重量譲与税	地方道路譲与税	特別とん譲与税
	円	円	円
昭和57年度	29,961,000	21,977,000	2,420,909
〃 58 〃	31,549,000	21,987,000	6,761,682
〃 59 〃	30,946,000	19,956,000	3,662,560
〃 60 〃	28,911,000	20,692,000	1,040,403
〃 61 〃	32,510,000	20,995,000	2,277,875
〃 62 〃	34,462,000	22,699,000	5,915,182
〃 63 〃	36,028,000	22,632,000	6,085,063

地方譲与税制度が一般会計歳入歳出決算書に新設されたのは、昭和四十六年度からであった。当時は「自動車重量譲与税」を地方譲与税として歳入されている。

五十一年度から「地方道路譲与税」が、五十七年度から「特別とん譲与税」がそれぞれ追加された。

㈤　消費税スタート

平成元年四月一日施行された消費税に平成元年五月号「広報　あつま」が特集を組んでいる〝ザ・消費税〟

消費税を導入した理由

私たちが日常生活をするために購入する品物に一律三％の税率が加えられることになったわけです。国では、この消費税を導入した理由を次のように説明しています。

近年、財政状況が特に厳しく、大幅な所得税減税を行うことができず、納税者に重税感が高まっていました。消費税の導入によって、これまでに例を見ない規模の所得税・住民税の減税が可能になります。

消費税は、どんな人にも消費の大きさに応じて公平な負担を求めることができます。限られていたものに課税していたこれまでの間接税には、負担のアンバランスが生じました。世界の主な国には消費税のように、広く薄い負担を求める間接税があります。消費税の創設により、わが国の間接税の体系が国際化することになります。

豊かな高齢化社会を支えるためには、国民みんなで広く薄く負担を分かち合うことが大切です。将来の働き手である私たちの子どもや孫のために消費税は創設されました。また、消費税の収入のうち約四割は、地方交付税や消費譲与税の形で、地方公共団体に配分されることになっており、地方自治体の安定した財源になります。

今回の税制改革では、過去最高の三兆三千億円の所得税と住民税の減税を行うことになっています。それには二つのポイントがあります。

○　税率を簡素化し、累進構造を緩やかに、

所得税や住民税は、収入が増えるにつれて税負担が高くなっていく仕組みになっています。サラリーマンは就職時の水準から少しずつ所得が上昇しますが、教育や付き合いなどで支出が増え、働き盛りの四、五〇代の人の

生活にはあまりゆとりがありませんでした。そこで、所得税の税率を下げ、税率のきざみも簡素化し、また、住民税も七段階から三段階に簡素化しました。

○　いろいろな控除の額を引き上げ、

基礎控除や配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二万円引き上げ、所得税で各三五万円、住民税で各三〇万円としました。配偶者特別控除は、所得税で一六万五千円から三五万円に、住民税が一四万円から三〇万円へと大幅に引き上げられました。

教育費がかさむ世代の税負担を軽減するため、一六歳から二二歳までの扶養親族については、所得税で一〇万円、住民税で五万円の割増控除を設けました。寝たきり老人の扶養控除も引き上げ、在宅で介護する場合の控除を所得税が八〇万円から一二〇万円に、住民税は六二万円から九一万円に引き上げました。

サラリーマンの所得税・住民税減税は表のとおり、すでに行われています。

サラリーマンの所得税減税早見表

給与収入	独身		夫婦		夫婦子一人		夫婦子二人	
	減税額	改正後の税額	減税額	改正後の税額	減税額	改正後の税額	減税額	改正後の税額
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
二〇〇万円	一・六	一一・四	六・〇	一・四	二・六	〇	—	〇
三〇〇万円	四・二	二二・〇	八・六	一〇・九	七・六	五・九	六・九	〇・九
四〇〇万円	七・九	三六・〇	一三・一	二三・〇	一二・一	一六・五	一一・五	一〇・一
五〇〇万円	一四・四	五〇・六	一八・七	三七・六	一六・五	三一・一	一六・三	二三・一
六〇〇万円	一八・〇	七二・一	二六・八	五三・二	二三・五	四六・七	二二・七	三八・七

八〇〇万円	二八・五	一二六・八	三八・九	一〇四・九	三七・二	九四・九	三八・一	八二・四

（注）一　「減税額」は六十二年九月改正と六十三年十二月改正を合わせたものです。
二　「改正後の税額」は六十三年十二月改正後の所得税・住民税額です。住民税は所得割のみです。
三　有業者一人の場合であり、夫婦子二人世帯については、子の一人は一六～二二歳としました。

第三節　交付金

(一)　電源立地促進対策・石油貯蔵施設立地交付金

ア　電源立地促進対策交付金

町域に立地計画された火力発電所による公害防止協定の内容等の同意により、五十二年十一月苫東厚真発電所が着工している。（厚真町史一、〇二九㌻参照）

この発電所の建設により、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年六月六日施行）「電気の安定供給が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資する」に基づき、交付金が交付されている。

イ　石油貯蔵施設立地交付金

五十三年厚真町と苫小牧市にまたがる地区に計画された石油貯蔵施設に対し、計画の内容縦覧、説明会、厚真町まちづくり委員会に諮問等を行い、安全防災対策等八項目の条件を付して、石油備蓄基地の立地を妥当とする答申がなされ、本施設を五十五年四月着工している。（厚真町史一〇三三㌻参照）

この石油貯蔵施設の建設により、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年五月二十七日施行）により、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に対し、国から交付金が交付される。これを受けて北海道は、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領に基づき交付されている。

電源・石油貯蔵交付金一覧（単位　千円）

交付金＼年度	電源立地促進対策交付金	石油貯蔵施設立地交付金	計
昭和53年度	33,000	7,177	40,177
〃 54 〃	420,226	3,568	423,794
〃 55 〃	—	71,187	71,187
〃 56 〃	33,226	91,572	124,798
〃 57 〃	326,500	462,877	789,377
〃 58 〃	167,680	230,305	397,985
〃 59 〃	393,600	10,727	404,327
〃 60 〃	58,300	318,136	376,436
〃 61 〃	21,514	318,140	339,654
〃 62 〃	3,500	114,174	117,674
〃 63 〃	56,500	180,092	236,592
平成元 〃	—	115,642	115,642
〃 2 〃	—	92,252	92,252
〃 3 〃	—	93,522	93,522
〃 4 〃	—	93,522	93,522
〃 5 〃	—	93,524	93,524
〃 6 〃	—	92,319	92,319
〃 7 〃	—	73,913	73,913
計	1,514,046	2,462,649	3,976,695

電源立地促進対策交付金による事業（単位　千円）

一般財源	その他	交付金	事業費	区分 事業名	年度
280	—	19,300	19,580	大沼野営場整備	昭和60
200	—	15,500	15,700	新町1・2号線(舗)	
500	—	8,000	8,500	本郷団地2号線(舗)	
500	—	15,500	16,000	上厚真市街6号線(舗)	
1,480	—	58,300	59,780	計	
86	—	21,514	21,600	新町富里線(舗)	61
300	—	3,500	3,800	厚真中学校屋外施設整備(設計)	62
1,210	—	43,700	44,910	厚真中学校屋外施設整備	63
4,200	—	12,800	17,000	朝日川手線(舗)	
5,410	—	56,500	61,910	計	

石油貯蔵施設立地交付金のうち消防施設を除く交付金事業（その一）（単位　千円）

一般財源	その他	交付金	事業費	区分 事業名	年度
1,304	—	29,200	30,504	共和クラブ線(改)	昭和61
—	—	37,200	37,200	浜3号線(舗)	
—	—	10,200	10,200	浜厚真山手線(舗)	
88	—	24,012	24,100	軽舞豊丘線(舗)	
—	—	35,700	35,700	かしわ公園通り線(舗・新)	
950	—	65,000	65,950	上厚真地区簡易水道拡張	
500	—	56,000	56,500	上厚真市街線管渠埋設	
2,842	—	257,312	260,154	計	
250	—	8,500	8,750	共和クラブ線(舗)	62
200	—	12,000	12,200	新町富里線(舗)	
778	—	32,994	33,772	宇隆東西線(改)	
1,228	—	53,494	54,722	計	
736	—	40,500	41,236	宇隆東西線(改・舗)	63
3,805	—	12,160	15,965	本郷西線(改)	
1,400	—	70,902	72,302	厚南第14号線(改)	
38	—	15,000	15,038	美里富野線(舗)	
5,979	—	138,562	144,541	計	

同（その二）

一般財源	その他	交付金	事業費	区分 事業名	年度
3,805	—	12,160	15,965	本郷西1号線（改）	平成元
38	—	15,000	15,038	美里富野線（舗）	
1,400	—	70,902	72,302	厚南第14号線（改）	
5,243	—	98,062	103,305	計	
2,127	—	80,252	82,379	厚南第14・16号線（改・舗）	2
235	—	25,000	25,235	厚南第14・16号線（改・舗）	3
184	—	33,600	33,784	厚南第14・16号線（舗）	
21,062	131,200	27,122	179,384	防災行政無線移動系施設（基地局・中継局・移動局）	4
21,246	131,200	60,722	213,168	計	
2,414	—	75,500	77,914	共和線（舗）	5
2,010	—	65,200	67,210	厚南第14号線（改・舗）	6

注1　平成4年度防災行政無線移動系施設の財源内訳の「その他」は、地方債100,200千円、国庫補助金の消防防災施設整備費補助金31,000千円である。

注2　昭和59年度以前の電源立地促進対策交付金並びに石油貯蔵施設立地交付金は厚真町史311ページ参照

石油貯蔵施設立地交付金による消防施設整備事業（単位　千円）

一般財源	交付金	事業費	区分 事業名	年度
－	4,250	4,250	厚真支署庁舎前舗装工事	昭和53
50	1,250	1,300	上厚真分遣所指揮広報車購入事業　1台	
53	777	830	消防用無線機購入事業 移動局2局	
20	900	920	消防署厚真支署1棟、上厚真分遣所1棟車庫新築工事	
123	7,177	7,300	計	
52	2,108	2,160	消防用防火衣購入事業　80着	54
30	870	900	空気呼吸器購入事業 エアーマスク8型　4台	
36	590	626	消防用無線機購入事業 移動局6局	
118	3,568	3,686	計	
41	2,399	2,440	厚真支署通信指令装置　一式	55
31	790	821	小型動力ポンプ購入事業 B2級　1台	
12	398	410	背負式小型ポンプ購入事業 2台	
84	3,587	3,671	計	
150	2,420	2,570	ホース乾燥塔建設工事 高さ12.10m	56
63	1,512	1,575	消防用ホース購入事業 65㎜×42本	
213	3,932	4,145	計	
985	291,358	292,343	上厚真分遣所庁舎建設事業 面積1,061.745㎡	57
170	2,080	2,250	消防用ホース購入事業 65㎜×20m　60本	
323	4,077	4,400	厚真支署救急自動車購入事業 2B型　1台	
160	2,320	2,480	消防用無線機購入事業　固定局1局・移動局3局・携帯局3局	
302	35,801	36,103	上厚真分遣所庁舎建設用地購入事業 面積4.973㎡	
1,940	335,636	337,576	計	

一般財源	交付金	事業費	区分 事業名	年度
457	14,443	14,900	泡消火薬剤貯蔵タンク 建設工事　30kℓ	昭和58
240	16,800	17,040	泡消火薬剤購入事業　30kℓ	
697	31,243	31,940	計	
180	2,820	3,000	消防用ホース購入事業 65㎜×64本・50㎜×20本	59
100	1,800	1,900	耐熱防火服購入事業　10着	
196	2,100	2,296	空気呼吸器購入事業 エスケープTM型　8台	
119	3,457	3,576	消防用無線機購入事業　固定局1局・移動局3局・携帯局4局	
67	550	617	可搬式散水装置　26台	
662	10,727	11,389	計	
3,360	41,350	44,710	厚真支署車庫及び分団詰所 増築工事　面積232.719㎡	60
376	19,474	19,850	小型動力ポンプ付水槽車 購入事業　ヒノS600 10t　1台	
3,736	60,824	64,560	計	
80	20,850	20,930	小型動力ポンプ付水槽車 購入事業　ヒノS600 10t　1台	61
80	33,600	33,680	水槽付消防ポンプ自動車 購入事業　ヒノFH272　1台	
43	1,450	1,493	小型動力ポンプ購入事業 シバウラTF35ACS　1台	
52	4,928	4,980	救助器具購入事業　5点	
255	60,828	61,083	計	
—	17,850	17,850	消防ポンプ自動車購入事業 ヒノCD-Ⅱ型　1台	62
—	20,880	20,880	水槽付消防ポンプ自動車 購入事業　ヒノFH272　1台	
—	8,100	8,100	小型動力ポンプ積載車 購入事業　三菱キャンター　1台	
—	4,100	4,100	厚真支署指揮広報車購入事業 1台	
—	5,950	5,950	上厚真分遣所指揮広報車 購入事業　1台	

一般財源	交付金	事業費	区分 事業名	年度
—	3,800	3,800	消防用無線機購入事業　基地局1局・移動局2局・携帯局5局	昭和62
—	60,680	60,680	計	
14	15,386	15,400	泡消火薬剤貯蔵タンク建設工事　30kℓ	63
450	17,100	17,550	泡消火薬剤購入事業　30kℓ	
—	5,494	5,494	サイレン塔屋建設工事　10PS	
5	2,960	2,965	消防用ホース購入事業 65㎜×20m　70本・40㎜×20m　10本	
50	590	640	消防用無線電話器	
519	41,530	42,049	計	
147	6,630	6,777	防火衣購入事業 団員80着・職員22着	平成元
85	1,950	2,035	消防用ホース購入事業 65㎜×20m　50本	
149	8,400	8,549	上厚真分遣所庁舎前舗装工事　面積1,840㎡	
60	600	660	消防用無線電話器　携帯局2局	
441	17,580	18,021	計	
239	6,920	7,159	救急自動車購入事業 2B型　1台	2
359	2,340	2,699	消防防災用軽自動車購入事業 1台	
330	2,740	3,070	救急器具購入事業　7点	
928	12,000	12,928	計	
645	23,200	23,845	消防緊急情報システム購入事業　一式	3
771	45,322	46,093	水槽付消防ポンプ自動車　購入事業　ヒノ1UFK2KLAA1台	
1,416	68,522	69,938	計	
1,087	32,800	33,887	庁舎増築工事 面積96.30㎡	4
1,087	32,800	33,887	計	

一般財源	交付金	事業費	区分 事業名	年度
376	9,100	9,476	厚真支署車庫排気設備工事（仮設・機器取付・配管・電気工事）	平成5
116	2,325	2,441	小型動力ポンプ購入事業 B３型　水冷２サイクル２台	
100	4,339	4,439	消防用無線電話機購入事業　基地局２局・移動局３局・携帯局３局	
130	2,260	2,390	消防用ホース購入事業 65㎜40本 50㎜20本 40㎜5本	
722	18,024	18,746	計	
81	1,793	1,874	モーターサイレン購入事業 １基	6
25	1,121	1,146	空気呼吸器購入事業 ２台	
—	24,205	24,205	消防ポンプ自動車購入事業 １台	
106	27,119	27,225	計	
—	13,699	13,699	新町地区防火水槽新設工事 40㎥有蓋Ⅰ型　２基	7
—	13,699	13,699	本郷地区防火水槽新設工事 40㎥有蓋Ⅰ型・同Ⅱ型　各１基	
—	9,270	9,270	上厚真地区防火水槽新設工事 40㎥有蓋Ⅰ型　１基	
—	6,026	6,026	電動式ホース収納棚設置工事 ホース収納棚本体	
—	5,810	5,810	空気呼吸器購入事業 予備ボンベ付き　10台	
—	1,329	1,329	小型動力ポンプ購入事業 B2級水冷サイクル　１台	
—	4,584	4,584	消防用無線電話機購入事業　基地局２局・移動局３局・携帯局４局	
—	5,243	5,243	指揮広報車購入事業　１台	
—	6,025	6,025	指揮広報車購入事業　１台	
3	6,538	6,541	指揮広報車購入事業　１台	
—	1,133	1,133	消防団緊急伝達システム 指令操作制御・子局装置・録音装置一式	
—	557	557	可搬式散水装置　20台	
3	73,913	73,916	計	

(二)　自動車取得税交付金

自動車取得税は、市町村に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するため、及び道路に関する費用に充てるため、自動車取得税が課せられる。税率は百分の三とする。交付基準　政令で定める率を乗じて得た額の一〇分の七を市町村が管理する市町村の道路延長及び面積にあん分して交付される。

(三)　交通安全特別対策交付金

道路交通法の反則金から事務費を差し引いた額の三分の二を都道府県に、三分の一を市町村に交付される。交付基準は、市町村行政区域内の人身事故の件数及び改良済道路の延長及び面積にあん分して交付される。

第四節　寄附金

厚真町に、町民・企業・団体から多くの善意が寄せられている。

金銭寄附者名簿（一〇〇万円以上のみ記載）

昭和六十年度
（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）文化振興へ　谷内隆一（町内）

同　六十一年度
（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）開基九〇年記念事業へ　厚真建設協会（町内）　教育振興へ　押野和子（町内）　体育振興へ　有限会社市原精肉店（町内）　生活館建設へ　軽舞自治会（町内）

同　六十三年度
（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）文化振興へ　山本敬一（町内）

平成元年度
（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）百年記念公園へ　有限会社北海道種鶏農場（白老町）
（五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満）緑化事業基金へ　株式会社シャトーヴェール（東京都）

同　二年度
（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）緑化事業基金へ　背戸川トシ子（町内）　一般寄附　有限会社市原精肉店（町内）

（五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満）社会福祉へ　川口汪（鵡川町）

同　三年度

（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）地域振興基金へ　札幌ブロイラー株式会社（町内）　同　斉藤功（町内）　産業振興へ　厚真漁業協同組合（町内）　生活館建設へ　宇隆自治会（町内）

（五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満）社会福祉へ　川口汪（鵡川町）

同　四年度

（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）社会福祉へ　川口汪（鵡川町）　文化振興へ　谷内信雄（町内）　生活館建設へ　豊川自治会（町内）

同　五年度

（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）水防倉庫建設へ　厚真建設協会（町内）　老人福祉へ　小納谷正信（埼玉県）　一般寄附　徳永保真（苫小牧市）

同　六年度

（一、〇〇〇万円）社会福祉へ　保利啓治（町内）

同　七年度

（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）マナビハウス建設へ　豊沢自治会（町内）

（五〇〇万円以上一、〇〇〇万円未満）一般寄附　鈴木俊策（町内）

同　八年度（九月分まで）

（一〇〇万円以上五〇〇万円未満）文化団体へ　市原泰雄（町内）　一般寄附　尾形恵（町内）　同　神谷利郎（苫小牧市）

第五節　町　債

五十九年度以降の町債未償還金は次のとおりである。（五十八年度以前は厚真町史三一〇ページ参照）

町債年度末未償還元金調　（単位　千円）

区分＼年度	五十九年度末現在高	六十年度末現在高	平成二年度末現在高	六年度末現在高	八年度末現在高見込額
一　普通債	一、五六五、五八五	一、五九八、一二九	二、〇〇九、四一四	二、七五九、八六八	四、一二三、四三〇
(1)　民生	六六、一七〇	六四、九四七	三〇、八六六	一四七、七一五	一一一、〇六六
(2)　土木	一、〇〇六、六一九	九九一、一八二	一、二二七、八六七	一、〇四七、一五三	一、五五二、〇八〇
(3)　公営住宅	六八、八六八	九六、四〇〇	一〇八、二八四	一六二、〇一五	二二四、二九五
(4)　教育	四二三、三二八	四一〇、七〇〇	六一〇、五七二	一、三四二、七五五	一、六八四、四三三
(5)　その他	六〇〇	三四、九〇〇	三一、八二五	六〇、二三〇	五五一、五五六
二　災害復旧債	二一六、二一八	二二七、〇七〇	四三一、八八三	六五一、五一六	五二三、七六七
三　辺地対策事業債	一七一、五三七	一八五、六八五	一五四、八三八	一八二、三七八	二〇〇、八九七
四　過疎対策事業債	一、一一一、三八七	一、一七一、二六六	一、二〇二、〇六三	八三七、五八〇	五八一、四七五
五　公有林整備債等	一四〇、〇三六	一五八、二一二	一九六、六七七	一八六、六〇〇	一七九、七四二
六　道貸付金	二八、一三五	一八、六六七	－	－	－
七　縁故債	五四四、七一〇	四九〇、七九〇	九八、四八〇	一〇八、五五六	五九、三七〇
八　減収ほてん債等	二二、五三三	－	－	－	－
九　北海道市町村振興基金	－	－	二六、五〇〇	一〇四、一五七	六六、五八二
計	三、八〇〇、一四一	三、八四九、八一九	四、一一九、八五五	四、八三〇、六五五	五、七三五、二六三

第三章　納税等

第一節　納　税

税は、市町村にとって基本財源であり、村おこし、町おこしのため税の完納に色々な方策を講じて納税思想普及に努めている。

平成七年に募集された第一〇回全道中学生の税をテーマにしたポスターに、厚真中学校二年三谷祐美子の作品が多数の応募の中から、道税で夢のある未来を「宇宙から見た地球や未来都市」を描いたポスターが北海道納税推進運動胆振地方支部長賞に入賞している。

(一)　町税収納状況（単位　千円、五十九年度以前は、厚真町史三三六ページ参照）

区分＼年度	収納率	収入済額
昭和60年度	98.7	1,459,155
〃 61 〃	68.4 (99.1)	2,493,383
〃 62 〃	69.5 (99.3)	2,323,320
〃 63 〃	67.9 (99.2)	2,394,592
平成元 〃	65.0 (99.1)	2,211,221
〃 2 〃	63.8 (99.1)	2,287,660
〃 3 〃	61.1 (98.6)	2,120,197
〃 4 〃	57.1 (97.8)	1,925,011
〃 5 〃	54.1 (97.1)	1,840,764
〃 6 〃	52.0 (92.6)	1,728,438
〃 7 〃	50.0 (92.8)	1,711,519

（　）は、徴収猶予を除く金額、徴収猶予金額の主な税目は、特別土地保有税が占めている。

調定額
1,478,658
3,644,579 (2,516,036)
3,341,069 (2,339,799)
3,526,877 (2,414,141)
3,401,465 (2,231,839)
3,583,061 (2,307,361)
3,470,213 (2,150,563)
3,370,423 (1,968,162)
3,405,477 (1,896,278)
3,325,425 (1,805,082)
3,421,932 (1,808,058)

(二)　納税（料）報奨制度

当初の「厚真村納税奨励金条例」を昭和三十二年村議会の議決により全文改正し、新たに「厚真村納税報奨条例」が施行されている。（厚真町史三三五㌻参照）

この条例は、優良納税団体並びに個人を表彰し、又は納税組合に対し納税奨励金を交付して納税思想普及と納税成績の向上を図ることを目的としている。納税奨励金の交付基準は幾度かの改訂を行い現行条例は、納税組合に対するものとして、納税成績向上のための組合活動事業費を次の納税組合員数に応じて交付している。組合員が一〇人未満の組合に対し　四千円、同一〇人以上一九人まで八千円、同二〇人以上二九人まで一万二千円、同三〇人以上三九人まで一万六千円、同四〇人以上四九人まで二万円、同五〇人以上の組合に対し二万四千円を交付する。

納税奨励金は、納税組合員全員の納税成績を対象として、町民税・固定資産税・軽自動車税の納期内納税歩合が八五㌫以上の場合（別表第一）また、年度内納税歩合が八五㌫以上の場合（別表第二）にそれぞれの基準により組合に交付される。

国民健康保険料に対しても納料成績に応じて、納料奨励金制度があるがこの場合は、前記三税の奨励金交付基準の四〇㌫相当額を対象として組合に交付される。

別表第一　納期内納入奨励金交付基準

納期内納入歩合	奨励金交付率	納期内納入歩合	奨励金交付率
一〇〇㌫	納税額の百分の一・五	九〇㌫以上	納税額の百分の〇・七
九五㌫以上	〃　百分の一・〇	八五㌫以上	〃　百分の〇・五

別表第二　年度内納入奨励金交付基準

奨励金算定基準 ＼ 年度内納入歩合	納期内納入歩合			
	八五㌫未満の場合	八五㌫以上の場合	九〇㌫以上の場合	九五㌫以上の場合
一〇〇㌫	納税額の百分の〇・四五	納税額の百分の〇・八二	納税額の百分の〇・九〇	納税額の百分の一・一二
九五㌫以上	〃　〇・三七	〃　〇・六七	〃　〇・七五	—
九〇㌫以上	〃　〇・三〇	〃　〇・五二	—	—
八五㌫以上	〃　〇・一五	—	—	—

納税（料）報奨金交付額

区分 ＼ 年度	納税（料）奨励金等		
	組合交付金	奨励金	計
平成三年度	六二四、〇〇〇円（三五）	二、八一七、〇二〇	三、四四一、〇二〇
〃　四〃	六二四、〇〇〇円（三五）	二、一二五、七三〇	二、七四九、七三〇
〃　五〃	六一六、〇〇〇円（三五）	一、八八三、二〇〇	二、四九九、二〇〇
〃　六〃	六一二、〇〇〇円（三五）	二、〇〇六、九三〇	二、六一八、九三〇
〃　七〃	六〇八、〇〇〇円（三五）	二、二一四、六七〇	二、八二三、六七〇

（　）内組合数

(三)　国民年金保険料納付報償金制度

昭和三十七年国民年金保険料納付報償金条例が施行されている。この条例は、国民年金保険料の優良納入組織に対して、国民年金納付報償金を交付し、組織を通じて国民年金制度の趣旨を広く住民に浸透させ、将来の所得保障のため、保険料の自主納入の意識を高め、併せて納入成績の向上を図ることを目的としている。

組織は前記の納税組合をいい、組合員は国民年金被保険者と読み替え、組合の国民年金制度の普及並びに保険料納入成績向上に関する事業等活動費として保険料の当該年度内の完納した被保険者の数に四百円を乗じて得た額を報償金として組合に交付される。

国民年金保険料納付報償金交付額　平成三年度（三五組合）五一〇、四〇〇円、同四年度（三五組合）四七八、四〇〇円、同五年度（三五組合）四五〇、四〇〇円、同六年度（三五組合）四二五、二〇〇円、同七年度（三五組合）四〇一、六〇〇円

(四)　納税貯蓄組合連合会

連合会は、町内納税貯蓄組合の連合体として昭和三十四年に組織され、現在は三五の組合で構成されている。連合会の事業は、「納税貯蓄組合の活動促進及びその調整に関すること」「徴税機関及び金融機関との調整に関すること」「納税貯蓄組合の連絡に関すること」「前号に掲げる以外の事業で、組合の健全なる発展と活動の、総合的運営を図るために必要なこと」役員は、会長、副会長、理事四人、監事二人で任期は一年である。（厚真町史三三九ページ参照）

昭和六十年度以降の連合会役員並びに平成八年四月現在　納税貯蓄組合長は次のとおりである。

連合会役員名簿

年度＼役員名	会長	副会長	理事					監事		
昭60	木戸正彦	南川幸一	馬場弘栄	荒山数夫	三上信雄	堀薫		浅野勝吉	飛渡孝一	
昭61		中川登	川岸長治							
昭62				三好光夫		内山豊			門脇八郎	
昭63			松永民夫					沼田正紀		
平元									村田正市	
平2					桜井昭一					
平3									遠藤幹男	
平4		中島道義	五十嵐敬一	山家一夫	中島道義	佐々木浩		加賀谷俊昭		
平5					内山仁一					
平6		斉藤俊男		奥井安太郎	加藤一信			吉江一男		
平7				綱木一郎	高辻健司					
平8	←	←	石井重蔵	田中敏光	←	←	←	←	←	←

平成八年四月現在　納税貯蓄組合長名簿

組合名	組合長	組合名	組合長	組合名	組合長	組合名	組合長	組合名	組合長
幌内1	末政　清	本郷	高辻健司	北町	犬飼敏男	宇隆	沼田　弘	厚和	佐々木　浩
幌内2	木戸正彦	本郷団地	武山喜好	新町1	大西武雄	東和	高橋紀之	共和	斉藤俊男
富里	山口清光	幌里	宮下重雄	新町2	遠藤幹男	富野	中島広幸	共和団地	木戸幸一
高丘	山岸幸太郎	幌里開拓	敦賀美智子	美里	石井重蔵	共栄	大森博章	浜厚真	池田好彦
吉野	中田雅美	東町	土屋政雄	上野	森山裕一	上厚真1	京谷八十八	鹿沼	源津忠雄
桜丘	加勢　誠	西町	高田豊彦	豊川	田中敏光	上厚真2	阿蘇孝司	豊丘	三田村一治
朝日	楠　彪	南町	影井一夫	豊沢	嶺野　進	鯉沼	村田久明	軽舞	吉江一男

五十九・六十年度納税貯蓄組合納税成績表

本表は、町民税・固定資産税・軽自動車税の三税の納税額、収納率は年度内としている。（五十八年度以前の納税額は、厚真町史三四〇㌻参照）

60		昭和59年度		年度 区分 納税貯蓄組合
納税額	収納率	納税額	収納率	
2,254,960	100.0	1,535,400	100.0	幌内1
3,458,030	100.0	2,516,570	100.0	幌内2
2,991,310	100.0	2,342,960	100.0	富里
2,762,740	100.0	1,976,320	100.0	高丘
1,277,080	100.0	1,210,230	100.0	吉野
1,799,730	100.0	1,077,640	100.0	桜丘
5,786,830	100.0	4,719,420	100.0	朝日
4,539,640	100.0	3,414,170	100.0	本郷
3,517,330	90.4	3,092,580	81.6	本郷団地
3,324,060	90.9	1,329,780	100.0	幌里
721,190	83.9	846,060	96.8	幌里開拓
9,392,180	98.1	10,138,130	97.2	東町
5,614,250	93.3	4,762,660	100.0	西町
3,378,230	100.0	3,693,160	100.0	南町
2,641,210	99.6	2,229,130	96.6	北町
1,572,090	100.0	1,360,230	100.0	新町1
3,858,500	91.8	3,248,550	89.8	新町2
6,662,440	100.0	4,474,170	100.0	美里
5,458,440	100.0	3,386,440	100.0	上野
4,558,680	100.0	2,688,130	100.0	豊川
6,647,120	100.0	3,919,170	100.0	豊沢
5,556,530	100.0	3,244,730	100.0	宇隆
3,692,670	100.0	2,875,870	100.0	東和
6,776,990	100.0	4,017,150	100.0	富野
6,431,770	100.0	3,518,850	100.0	共栄
7,152,380	98.6	6,525,760	100.0	上厚真1
1,273,410	100.0	1,112,850	100.0	上厚真2
2,306,490	99.9	2,774,830	100.0	鯉沼
3,946,390	100.0	2,579,380	100.0	厚和
5,408,020	100.0	4,644,730	100.0	共和
3,550,710	100.0	3,178,210	100.0	共和団地
2,430,990	100.0	2,231,220	100.0	浜厚真
6,325,430	100.0	4,038,580	100.0	鹿沼
3,707,350	100.0	2,443,170	100.0	豊丘
6,823,560	100.0	6,060,320	100.0	軽舞

六十一年度から平成七年度納税貯蓄組合納税成績表

本表は、町民税・固定資産税・軽自動車税の三税と国民健康保険料の合計の納税額、収納率は年度内としている。

63		62		61年度		年度 / 区分 / 納税貯蓄組合
納税額	収納率	納税額	収納率	納税額	収納率	
5,843,200	100.0	5,713,320	100.0	5,415,890	100.0	幌内1
10,939,900	100.0	11,513,900	100.0	12,463,080	100.0	幌内2
8,609,000	100.0	8,630,630	100.0	9,384,460	100.0	富里
6,862,200	100.0	7,208,490	100.0	7,515,020	100.0	高丘
3,902,100	100.0	3,956,220	100.0	3,956,030	98.7	吉野
5,304,900	100.0	5,388,660	100.0	4,324,920	100.0	桜丘
13,787,200	100.0	13,435,440	100.0	13,492,770	100.0	朝日
10,938,900	100.0	11,187,383	100.0	11,666,669	100.0	本郷
9,485,133	86.1	9,610,390	87.7	9,154,680	88.2	本郷団地
5,565,800	96.3	5,057,320	92.8	5,048,930	98.3	幌里
2,527,000	93.5	2,439,030	97.7	1,723,150	96.7	幌里開拓
12,595,400	96.6	13,112,400	98.3	11,747,599	97.3	東町
10,526,400	99.5	10,623,475	99.4	11,000,400	97.3	西町
7,741,095	100.0	7,747,810	100.0	6,889,526	100.0	南町
7,726,200	97.4	7,783,940	99.0	7,595,977	99.1	北町
4,340,400	100.0	4,365,900	100.0	4,270,770	100.0	新町1
9,702,120	88.7	9,019,430	95.7	6,376,880	88.1	新町2
17,383,700	100.0	17,484,200	100.0	16,699,680	100.0	美里
11,421,400	100.0	12,502,970	100.0	12,713,450	100.0	上野
10,561,600	100.0	12,450,580	100.0	11,592,810	100.0	豊川
15,112,100	100.0	18,142,890	100.0	17,488,840	100.0	豊沢
14,257,400	100.0	13,709,040	100.0	14,399,630	100.0	宇隆
9,800,200	100.0	10,258,260	100.0	10,072,210	100.0	東和
15,089,100	100.0	16,169,210	100.0	14,802,330	100.0	富野
13,783,100	100.0	15,402,910	100.0	14,064,600	100.0	共栄
15,853,500	94.7	15,267,360	95.6	13,791,310	98.9	上厚真1
3,264,900	100.0	4,576,703	100.0	3,376,190	98.6	上厚真2
7,025,700	100.0	7,009,940	100.0	6,005,320	99.6	鯉沼
6,600,100	100.0	6,877,100	100.0	5,966,520	100.0	厚和
14,396,700	100.0	14,599,140	100.0	14,911,860	100.0	共和
9,958,500	100.0	7,800,410	100.0	7,041,820	100.0	共和団地
4,834,000	98.3	5,183,420	100.0	4,092,140	100.0	浜厚真
18,150,100	100.0	17,570,088	100.0	16,481,570	100.0	鹿沼
8,904,800	100.0	9,786,690	100.0	9,107,020	100.0	豊丘
17,699,600	100.0	19,335,950	100.0	18,892,100	100.0	軽舞

4		3		2		平成元年度	
納 税 額	収納率	納 税 額	収納率	納 税 額	収納率	納 税 額	収納率
5,729,400	100.0	6,288,400	100.0	6,196,400	100.0	5,632,400	100.0
30,965,100	100.0	13,335,600	100.0	13,138,500	100.0	10,129,400	100.0
12,090,700	100.0	13,817,500	100.0	9,057,800	100.0	8,328,550	97.6
7,925,100	100.0	19,934,100	100.0	10,084,500	100.0	6,897,900	100.0
5,161,200	100.0	4,270,500	97.6	4,271,900	97.3	3,487,000	93.9
6,292,400	100.0	5,304,500	100.0	6,095,500	100.0	5,637,400	100.0
16,975,900	100.0	16,258,600	100.0	17,062,500	100.0	15,094,600	100.0
11,570,200	100.0	13,560,797	100.0	9,887,500	100.0	11,236,400	100.0
10.861,500	91.2	8,552,200	91.3	10,881,710	92.4	7,834,650	78.9
5,674,600	99.9	11,700,100	99.2	7,942,100	99.7	5,431,900	86.8
3,770,800	100.0	2,307,100	100.0	2,316,100	99.9	3,155,800	89.8
13,910,700	99.0	20,723,300	100.0	12,313,200	100.0	14,096,020	91.2
12,221,500	100.0	16,960,200	99.9	13,310,100	99.9	9,852,650	89.2
8,262,000	100.0	7,808,200	100.0	8,232,000	100.0	7,721,100	100.0
10,066,600	98.2	8,878,900	97.8	8,146,000	98.1	7,821,700	92.7
4,495,900	100.0	5,247,100	100.0	5,261,400	100.0	4,019,500	100.0
13,835,180	94.7	10,673,400	94.6	9,873,600	92.4	7,704,650	79.5
18,424,600	100.0	21,695,300	100.0	28,020,500	100.0	20,663,000	100.0
11,983,100	100.0	14,728,400	100.0	11,565,400	100.0	13,165,100	100.0
11,985,400	100.0	13,258,900	100.0	10,713,400	100.0	10,671,800	100.0
18,567,900	100.0	18,700,000	100.0	22,295,400	100.0	13,049,900	100.0
16,802,400	100.0	27,896,300	100.0	19,293,300	100.0	13,842,700	100.0
10,462,800	100.0	19,972,900	96.4	12,397,100	100.0	9,789,800	100.0
16,166,500	100.0	16,404,200	100.0	16,001,300	100.0	14,463,300	100.0
15,352,300	100.0	14,754,300	100.0	14,463,300	100.0	13,894,400	100.0
19,151,200	98.6	17,506,600	98.5	16,126,800	98.7	16,382,600	90.4
5,673,300	91.1	4,887,100	90.2	4,417,600	88.2	2,404,000	94.0
6,319,500	96.1	7,426,200	98.1	6,680,440	90.4	6,439,400	87.8
7,830,400	100.0	7,839,700	100.0	7,655,100	100.0	8,135,500	100.0
17,157,800	100.0	16,088,100	100.0	13,485,500	100.0	13,563,400	100.0
11,609,100	100.0	11,094,200	100.0	6,817,500	100.0	10,415,800	100.0
5,229,700	100.0	5,653,300	100.0	5,148,800	100.0	4,400,300	100.0
18,995,900	100.0	31,725,400	100.0	17,555,700	100.0	16,083,600	100.0
10,255,700	100.0	14,026,100	100.0	10,688,810	100.0	9,361,900	100.0
20,728,000	100.0	20,286,000	100.0	20,751,800	100.0	17,997,300	100.0

7		6		5年度	
納税額	収納率	納税額	収納率	納税額	収納率
7,031,700	100.0	6,588,500	100.0	6,454,600	100.0
16,937,100	100.0	14,858,400	100.0	13,829,600	100.0
12,516,000	99.2	10,651,900	99.9	10,380,200	100.0
9,191,500	100.0	8,150,600	100.0	8,227,100	100.0
6,288,900	100.0	5,253,200	100.0	5,174,900	100.0
6,027,800	100.0	6,930,600	100.0	6,464,500	100.0
17,258,100	100.0	15,498,300	100.0	17,786,800	100.0
14,981,000	100.0	12,993,400	100.0	14,581,300	100.0
11,037,000	96.9	10,536,100	92.5	10,901,200	92.5
6,261,100	95.2	5,050,500	93.6	5,582,100	96.9
2,110,400	94.3	1,923,700	95.6	3,130,500	97.5
16,086,000	98.1	14,506,700	97.7	14,280,700	99.0
14,492,100	99.9	14,902,200	100.0	12,886,900	100.0
8,175,900	100.0	8,437,000	100.0	9,595,000	100.0
9,340,300	98.1	9,508,200	96.5	10,644,300	95.6
6,115,500	100.0	5,468,500	100.0	4,657,500	100.0
12,521,450	92.5	14,285,150	93.6	17,227,800	96.6
22,386,800	100.0	19,695,200	100.0	19,518,100	100.0
15,231,000	100.0	13,899,100	100.0	11,994,900	100.0
14,045,500	100.0	12,536,600	100.0	12,667,900	100.0
20,831,900	100.0	18,549,000	100.0	17,181,000	100.0
16,728,200	100.0	16,925,400	100.0	16,844,100	100.0
12,247,200	100.0	11,101,400	100.0	11,342,000	100.0
21,486,800	100.0	17,644,600	100.0	15,410,600	100.0
17,502,600	100.0	15,704,200	100.0	14,313,900	100.0
17,809,500	98.0	17,526,500	96.0	19,183,752	97.2
5,326,900	86.4	6,811,100	91.8	5,565,100	87.8
8,003,700	99.9	6,784,000	97.6	7,396,200	97.1
7,741,900	100.0	8,008,200	100.0	8,062,600	100.0
18,892,900	100.0	18,380,600	100.0	14,517,900	100.0
7,935,400	100.0	13,213,000	100.0	17,689,800	100.0
5,040,400	100.0	5,236,900	100.0	4,863,700	100.0
18,751,800	100.0	19,306,300	100.0	17,747,600	100.0
11,252,000	100.0	13,769,700	100.0	10,082,400	100.0
25,935,700	100.0	24,646,200	100.0	22,346,500	100.0

第二節　委員会・審議会等

(一)　固定資産評価員

固定資産評価員は、町長の指揮を受け固定資産税の基礎となる固定資産（土地・家屋）を適正に評価し、かつ、町

長が行う価格の決定を補助するため、厚真町税条例に基づき一人を、町議会の同意を得て選任している（厚真町史三四三ページ参照）。評価員の下に固定資産の評価に関する職務を補助させるため、固定資産評価補助員が町財政税務課職員から選任されている。

昭和六十年以降の固定資産評価員は、次のとおりである。

亀井一雄　昭和四十五年六月十八日から平成五年二月二十八日まで
安倍利夫　平成五年五月二十三日から現在

(二)　固定資産評価審査委員会

地方税法に基づき固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登記された事項を除く）に関する不服を審査決定するために設置されている。（厚真町史三四三ページ参照）委員の定数は三人であり、町の住民で町税の納付義務がある者のうちから町議会の同意を得て選任している。委員の任期は三年である。

昭和六十年以降の固定資産評価審査委員は次のとおりである。

沢山正行　昭和四十九年十二月二十日から平成元年十二月十九日まで
岡村信一郎　昭和五十六年十二月二十五日から平成八年十二月二十四日まで
早坂清　昭和五十九年五月二十三日から現在
安藤功　平成元年十二月二十二日から平成七年十二月二十一日まで
田中俊幸　平成七年十二月二十二日から現在
久保正　平成八年十二月二十五日から現在

(三)　特別土地保有税審議会

地方税法第六〇三条の二に該当し、かつ、町の土地利用基本計画、都市計画、その他の土地利用に関する計画に照らし、周辺の地域における計画的な土地利用に適合するものであることについて町長が認定した場合には、土地の特別土地保有税に係る地方公共団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。この免除に関し必要な事項を調査審議するため、厚真町特別土地保有税審議会条例で設置されている。(厚真町史三四四ページ参照)、委員の定数は五人、任期は三年である。

昭和六十年以降の特別土地保有税審議会委員は、次のとおりである。

若林正雄	昭和五十三年五月十八日から現在
嶋田寅一	昭和五十三年五月十八日から平成八年五月十七日まで
日西兵太郎	昭和五十三年五月十八日から昭和六十二年五月十七日まで
大垣安治	昭和五十六年五月十八日から平成八年五月十七日まで
木戸正彦	昭和五十九年五月十八日から現在
日西善博	昭和六十二年五月十八日から現在
荒城章一	平成八年五月十八日から現在
丹羽裕文	平成八年五月十八日から現在

(四)　納税協議会

納税協議会は前身である納税協力会が昭和二十七年七月創設された。その後、昭和三十五年十二月今の納税協議会となり、設立以来三五有余年にわたり本町農業者の税負担の公平のため活動を続けている。(厚真町史三四五ページ参照)

現在の役員は、次のとおり　(平成八年四月一日現在)

会長　蛇池　弘光　　副会長　大岩滋雄　　事務局長　吉岡立美
常任委員　村井正昭　　松原真三　　嶺野　進　　斉藤俊男　　木沢恵治　　宮下重雄
監　査　大坪頼幸　　沼田　弘

第四章　町有財産

第一節　町有財産

平成六年度町有財産の土地、建築物、物品、基金等については、次のとおりである。（昭和五十九年度　財産に関する調書厚真町史(三)一四三-参照）

平成６年度　財産に関する調査

(1)　土地及び建物

区分		土地（㎡）			建物（㎡）								
					木造（延面積）			非木造（延面積）			延面積計		
		前年度末現在高	決算年度中増減(△)高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減(△)高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減(△)高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減(△)高	決算年度末現在高
行政財産	役場本庁	4,329.58		4,329.58	137.17		137.17	1,450.03		1,450.03	1,587.20		1,587.20
	公用消防施設	27.43		27.43				27.43		27.43	27.43		27.43
	水防倉庫施設	2,321.78		2,321.78									
	上水道施設	10,305.44		10,305.44	131.09		131.09	1,628.44		1,628.44	1,759.53		1,759.53
	下水道施設	652.16		652.16				215.61		215.61	215.61		215.61
	小計	17,636.39		17,636.39	268.26		268.26	3,321.51		3,321.51	3,589.77		3,589.77

行政財産	公共用財産	学校	265,300.54		265,300.54	3,237.13	△285.52	2,951.61	14,977.35	1,632.12	16,609.47	18,214.48	1,346.60	19,561.08
		生活館・生活会館	29,508.62	928.58	30,437.20	2,335.93	184.66	2,520.59	878.33		878.33	3,214.26	184.66	3,398.92
		児童会館	1,515.40		1,515.40	24.49		24.49	684.29		684.29	708.78		708.78
		墓地施設	202,615.44		202,615.44				409.51		409.51	409.51		409.51
		防風林	909,427.86		909,427.86									
		保育所	9,895.79		9,895.79	1,582.26		1,582.26				1,582.26		1,582.26
		公民館	6,461.50	△745.45	5,716.05									
		公営住宅	41,785.45	△867.19	40,918.26				10,926.95		10,926.95	10,926.95		10,926.95
		単身者住宅		837.20	837.20					403.38	403.38		403.38	403.38
		母子健康センター	1,334.00		1,334.00				282.86		282.86	282.86		282.86
		総合福祉センター	4,305.00		4,305.00				2,181.02		2,181.02	2,181.02		2,181.02
		歯科診療所	653.68	△653.68	0				184.68	△184.68	0	184.68	△184.68	0
		農家高齢者創作館	1,040.00		1,040.00				357.21		357.21	357.21		357.21
		共同野菜集出荷貯蔵施設							372.60		372.60	372.60		372.60
		上厚真診療所	1,110.74		1,110.74	227.25		227.25				227.25		227.25
		駐車場	940.84		940.64									
		公園	315,399.06		315,399.06	234.32		234.32	154.50		154.50	388.82		388.82
		かしわ公園（スポーツセンター含）	167,601.00		167,601.00	38.88		38.88	2,323.32		2,323.32	2,362.20		2,362.20
		テニスコート	6,030.00		6,030.00									
		厚南会館	4,581.90		4,581.90				1,393.77		1,393.77	1,393.77		1,393.77
		青少年センター	2,082.56		2,082.56				1,510.12		1,510.12	1,510.12		1,510.12
		農業研修センター				499.15		499.15				499.15		499.15
		水泳プール	4,538.72		4,538.72	110.97		110.97	1,124.05		1,124.05	1,235.02		1,235.02
		スケートリンク	28,974.14		28,974.14	45.36		45.36				45.36		45.36

行政財産	公共用財産	野菜共同集荷場							626.60		626.60	626.60		626.60
		キャンプ場				168.00		168.00	13.29		13.29	181.29		181.29
		野菜共同集出荷場	2,923.00		2,923.00				656.94		656.94	656.94		656.94
		公共牧草地	1,024,793.00		1,024,793.00									
		町民広場	34,937.00		34,937.00				28.37		28.37	28.37		28.37
		公衆便所							61.81	10.78	72.59	61.81	10.78	72.59
		大沼フィッシングパーク	19,782.00		19,782.00									
		リサイクルセンター	41.14		41.14				41.14		41.14	41.14		41.14
		小計	3,087,578.38	△500.54	3,087,077.84	8,503.74	△100.86	8,402.88	39,188.71	1,861.60	41,050.31	47,692.45	1,760.74	49,453.19
	計		3,105,214.77	△500.54	3,104,714.23	8,772.00	△100.86	8,671.14	42,510.22	1,861.60	44,371.82	51,282.22	1,760.74	53,042.96
普通財産	一般		163,384.96	△2,522.58	160,862.38	5,022.56	△52.89	4,969.67	1,962.00		1,962.00	6,984.56	△52.89	6,931.67
	貸付地（有料）		136,448.72	60.66	136,509.38									
	貸付地（無料）		9,920.25		9,920.25									
	山林		13,003,680.83	△281.35	13,003,399.48									
	計		13,313,434.76	△2,743.27	13,310,691.49	5,022.56	△52.89	4,969.67	1,962.00		1,962.00	6,984.56	△52.89	6,931.67
合計			16,418,649.53	△3,243.81	16,415,405.72	13,794.56	△153.75	13,640.81	44,472.22	1,861.60	46,333.82	58,266.78	1,707.85	59,974.63

(2) 山林

土地の権利の区分	面積（㎡）			立木の推定蓄積量（㎥）		
	前年度末現在高	決算年度中増減(△)高	決算年度末現在高	前年度末現在高	決算年度中増減(△)高	決算年度末現在高
所有(普通財産)	10,766,807.13	△281.35	10,766,525.78	141,710	2,834	144,544
分収(普通財産)	2,236,873.70		2,236,873.70	29,454	589	30,034
合計(普通財産)	13,003,680.83	△281.35	13,003,399.48	171,164	3,423	174,587

注　行政財産なし、その他の権限によるもの、なし。

(3)　出資による権利

区	分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
北海道漁業信用基金協会	普通財産	1,200,000 円	円	1,200,000 円
㈳北海道私学振興基金協会	普通財産	75,000		75,000
北海道開発コンサルタント㈱	普通財産	9,000		9,000
苫小牧信用金庫	普通財産	204,000		204,000
胆振東森林組合	普通財産	4,084,000		4,084,000
北海道市町村備荒資金組合	普通財産	△7,361,868	8,620,697	1,258,829
北海道国民健康保険団体連合会	普通財産	339,624		339,624
北海道農業信用基金協会	普通財産	900,000		900,000
苫小牧東部開発㈱	普通財産	15,000,000		15,000,000
厚真町土地開発公社	普通財産	10,000,000		10,000,000
㈶北海道市町村職員福祉協会	普通財産	1,000,000		1,000,000
北海道土地改良事業団体連合会	普通財産	204,148		204,148
㈱札幌畜産公社	普通財産	3,250,000		3,250,000
㈶北海道農業開発公社	普通財産	200,000		200,000
㈶北海道勤労者信用基金協会	普通財産	200,000		200,000
㈶北海道学校保健会	普通財産	41,800		41,800
㈶北海道地域医療振興財団	普通財産	360,000		360,000
㈶北海道健康づくり財団	普通財産	3,600,000		3,600,000
㈶ふるさと情報センター	普通財産	500,000		500,000
㈶北海道暴力追放センター	普通財産	700,000		700,000
㈶北海道社会福祉施設運営財団	普通財産	150,000		150,000
㈶北海道交響楽団	普通財産	60,000	60,000	120,000

㈱北海道栽培漁業振興公社	普　通　財　産	2,000,000	2,000,000	4,000,000
合　　計	普　通　財　産	36,715,704	10,680,697	47,396,401

注　出資による権利で行政財産に区分するもの、なし。

(4)　物品

区　　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
自動車　乗用車	総2 企1　3	保1　1	総2　企2　保1　4
ライトバン	支1 農1 経セ2 土2 都2 教学1　9		支1 農1 経セ2 土2 都2 教学1　9
交通安全セットカー	総1　1		総1　1
母子健康指導車	保1　1		保1　1
ハイラックス4WD	林1　1		林1　1
マイクロバス	財1　1		財1　1
スクールバス	教学4　4		教学4　4
除雪グレーダー	土1　1		土1　1
除雪ダンプトラック	土1　1		土1　1
小型トラック	教生1　都1　2		教生1　都1　2
貨物乗用自動車	商1　保1　都1　3		商1　保1　都1　3
軽自動車	保1　1		保1　1
ステーションワゴン	財1　1		財1　1
計	29	1	30
(以下省略)			

表中、「総」は総務課、「財」は財政税務課、「保」は保健福祉課、「企」は企画調整課、「農」は農林水産課、「林」は農林水産課林業水産係、「商」は商工観光課、「土」は土木課、「都」は都市施設課、「教学」は教育委員会学校管理課、「教生」は教育委員会生涯学習課、「支」は役場上厚真支所、「経セ」は農業経営センターで管理しているものである。

(5)　債権

区　　分	前年度末現在高(円)	決算年度中増減(△)高(円)	決算年度末現在高(円)
育英資金貸付金(一般育英制度)	24,887,100	10,195,600	35,082,700
ウタリ住宅新築資金貸付金	3,024,945	△219,996	2,804,949
上厚真診療所運営資金貸付金	250,000		250,000

(6)　基金

基　金　名	区　分		前年度末現在高	決算年度中増減(△)高	決算年度末現在高
財政調整基金	預　金		442,406,095円	△26,901,154円	415,504,941円
学校基金	預　金		11,799,202円	△11,799,202円	0
	山林	町有地	135,660㎡	△135,660㎡	0
		民有分収地	19,840㎡	△19,840㎡	0
	立木	町有地	2,967㎥	△2,967㎥	0
		民有分収地	389㎥	△389㎥	0
土地開発基金	預　金		73,728,593円	22,018,914円	95,747,507円
	土　地		44,786㎡		44,786㎡
地域振興基金	預　金		836,695,530円	268,344,502円	1,105,040,032円
減債基金	預　金		460,293,431円	34,380,837円	494,674,268円
産業振興特別対策基金	預　金		32,350,629円	△11,819,813円	20,530,816円
中山間地域活性化推進基金	預　金		0円	14,550,000円	14,550,000円
水基金	預　金		110,490,000円	2,147,395円	112,637,395円
緑化事業基金	預　金		7,315,856円	128,753円	7,444,609円
文化振興基金	預　金		20,579,171円	△350,821円	20,228,350円

国保給付費支払準備基金	預金	19,310,109円	20,387,001円	39,697,110円
簡易水道基金	預金	12,205,638円	△5,503,477円	6,702,161円

注　学校基金は、平成6年度末で基金を廃止し、財政調整基金に総額11,799,202円を統合する。

第二節　基金の状況

厚真町が条例により設置している基金は、平成八年四月一日現在一二基金を有している。

○　財政調整基金　（昭和三十九年三月一日条例公布）
　設置の目的　「災害復旧、その他財政の不足を生じたときの財源を積立てる」である。

○　国民健康保険給付費支払準備基金　（昭和四十六年九月一日条例公布）
　設置の目的　「保険給付費に要する費用に不足並びに給付費の大幅な増嵩により保険料の増料、災害その他特別の事情により保険料率の改訂、または、保険料の減免に対応した支払準備金に充てるため」である。

○　土地開発基金　（昭和四十九年三月十三日条例公布）
　設置の目的　「公共若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地を、あらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため」である。

○　簡易水道基金　（昭和五十年三月十二日条例公布）
　設置の目的　「水道施設の災害復旧等、施設の拡張・改良又は維持管理、その他不測の事態を生じた簡易水道事業運営上、財源が著しく不足するとき」である。

○　文化振興基金　（昭和六十一年三月十七日条例公布）

設置の目的　「町民の文化振興に要する資金に充てるため」であり、積立金は、文化振興のためにと指定及びこの趣旨に賛同された寄附金並びに文化振興の施設建設等のためにと指定された寄附金を基金積立、必要があるときは一般会計からの積立がある。

○　産業振興特別対策基金　（平成元年二月二十一日条例公布）

設置の目的　「農林漁業者及び商工業者が意欲をもって自ら経営の改善に取り組み、所得の向上をはかることを目的に行う事業に要する資金に充てるため」である。

○　緑化事業基金　（平成元年九月二十七日条例公布）

設置の目的　「森林の育成等緑化事業を推進強化することにより、水源涵養機能を守り良好な自然環境を維持するため」である。

○　減債基金　（平成元年十二月二十一日条例公布）

設置の目的　「町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資する」である。

○　地域振興基金　（平成二年三月十七日条例公布）

設置の目的　「高齢化社会の到来に備え福祉事業の推進、活力ある地域社会を建設する事業等に充てるため」である。

○　水基金　（平成四年三月二十六日条例公布）

設置の目的　「将来の水需要に対応できる豊かな水資源を確保する事業に充てるため」である。

○　中山間地域活性化推進基金　（平成七年三月二十四日条例公布）

設置の目的　「活力ある町づくりを推進する中山間地域活性化推進事業に要する経費に充てるため」である。

○　役場庁舎建設基金　（平成八年三月二十八日条例公布）

設置の目的　「役場庁舎の建設費に充てるため」である。

平成四年度から八年度の各基金の残高状況（各年五月末日現在　単位　千円）

年度＼基金名	財政調整基金	国民健康保険納付費支払準備基金	土地開発基金 現金	土地開発基金 土地	簡易水道基金	文化振興基金	産業振興特別対策基金	緑化事業基金	減債基金
平成四年	四二六、〇九九	一八、七八〇	七一、一八九	四四・七八六㎡	八、五七五	二〇、八四二	三九、〇八六	七、〇五〇	四四五、二六〇
〃五年	四四二、四〇六	一九、三一〇	七三、七二九	四四・七八六	一一、八四六	二〇、五七九	三二、三五一	七、三一六	四五二、二五八
〃六年	四一五、五〇五	三九、六九七	九五、七四八	四四・七八六	一四、三七〇	二〇、二二八	二〇、五三一	七、四四五	四九四、六七四
〃七年	四七五、〇一二	四〇、五五三	九七、八六三	四四・七八六	一七、八〇二	一八、七七二	二四、四六三	七、六一八	六四二、四一三
〃八年	三二八、五七二	四〇、五五四	九八、四五三	四四・七八六	一七、八九〇	一七、九〇七	七、八四九	七、六六〇	六三二、二〇一

年度＼基金名	地域振興基金	水基金	中山間地域活性化推進基金	役場庁舎建設基金	学校基金 現金	学校基金 学校林選定面積	基金現金合計
平成四年	八一三、三七二	六〇、〇〇〇	—	—	一一、一一四	一四五、五〇〇㎡	一、九二一、三六七
〃五年	一、一三八、八八一	一一〇、四九〇	—	—	一一、七九九	一四五、五〇〇	二、三一〇、九六五
〃六年	一、二〇六、六八一	一八二、六三七	一四、五五〇	—	—	—	二、五一二、〇六六
〃七年	一、二二六、六〇八	二五五、一六〇	一三、〇一三	—	—	—	二、八一九、二七七
〃八年	一、一八八、六〇五	三二九、二六〇	八、六〇三	三〇、〇〇〇	—	—	二、七〇七、五五四

第五章　土地開発公社の財政危機突破

五十八年度末までに土地開発公社が先行取得した土地は、二五六・六㌶であった。「年度別土地取得の状況（本誌八一七㌻参照）」この土地は、まちづくり計画に基づき公共用地として先行取得したものであるが、その中に北海道住宅供給公社の道有地、苫小牧東部大規模工業基地関連厚真住宅団地内に含まれる用地を保有し、この計画が進展しないまま遊休化の状態で一〇ヵ年が経過し、五十八年度末には公社の財政は二一億四千二百万円の借入金を抱えることになった。このため、町財政を圧迫する恐れもあり町議会においても早期負債の解消策に対し、議員の一般質問が相次いで行われている。

厚真町議会一般質問会議録並びに行政報告　抜粋

五十八年三月第一回定例議会において、

議員　土地開発公社の土地利用等について、経済不況から苫東開発の企業進出の伸び悩み等、土地開発につながる兆しがない状況の中で解決に努力しなければならない、これらの問題についてどのように解決策を考えているのか。

町長　公社の所有地全体としては、専用住宅・墓地・公園用地などがある。町が公共用地として取得する考えで公社に取得してもらっているものは逐次取得していきたいと思っているが、市街化区域に入っていないところが一五㌶ぐらいあり、これも特別な計画を立て然るべき方法で町が取得し有効利用をしていく計画を持っている。

問題は、大宗をなす市街化区域に指定されている九二㌶の処分ですが、当面、負債整理の問題もありますので約五〇区画のうち一部宅地分譲を計画している。

五十八年六月第二回定例議会において、

議員　結果的に環境の状況もあるが情勢は、年が経過することに悪化してきたということははっきりといえる。これ以上

放置すれば非常に町財政にも深刻度を加え一般行政に大きく影響してくることは間違いない。企業誘致と一般分譲という二本立になっているが常識的にいって非常に難しい、今後の検討課題としてもらいたい。

町長　現在、二〇億七千万円の用地に関連する土地開発公社の負債がある。今年度計画している公共用地は、町が予算の現況を見ながら取得していくが、問題は苫東関連の住宅用地として取得した土地についての負債が中心である。土地開発公社理事会にも報告し区画整理事業として計画を進める準備をしている。計画の中で公共用地となるものは町が取得し、宅地は一般分譲とし、もう一つ企業誘致というものを図って地域全体の将来に対する付加価値を高めていく、この地域は将来に向って立地条件としてそんなに見劣りするというよりか魅力がある環境整備をして用地をアピールしていくよう具体的な作業を進めている。

課題の中の最大の課題は何とか負債の軽減を図りながら生産性に結びつくような企業誘致をしたい。

五十八年十二月第四回定例議会において、

議員　土地開発公社の問題についてですが、第一点目は、二〇数億円の負債を一日も早く返済しなくてはならないということで、分譲計画が出され十月頃までには一区画四五〇万円で分譲できる体制にしたいというが、その計画も進められていない。

第二点目は、色々説明を受けていますが、元金は減らないで、ただ利息を払うのに町が土地開発公社の土地を買収しているというのが現実である。このような状態を繰り返していると最後には土地がなくなり二〇数億円の負債だけがそのまま残ってしまう結果になりかねない。

町長　一般分譲は予定が遅れて、先般、事務的な打合せを済ませ、十二月には分譲許可となる見通しがついた。

墓地、公園等は、町の公共用地であるから、計画的に町が買収していくよう遅くても六十三年までに全面解決するように決断をしている。今のところ分譲価格に対しては四五〇万円を基本価格にし、民間との共同開発等の考え方を研究しているところである。早く処分することが先決である。利子だけ払っていて、土地がなくなり二〇数億円の借金だけが残ることは絶対許されない。

五十九年三月第一回定例議会において、

議員　この頃世論が高まりそれぞれ心配し、色々な案や委員会を設けて検討しているが、委員会構成と責任の所在はどうなるのか。また、区画整理した四八区画の販売方法等はどうなっているのか。

町長　この土地の処理については、町は三年くらい前から、独自案として道や企業に働きかけ積極的に取り組んでおり、本年度より具体的な土地分譲を始めている。

今後の計画は墓地用地、豊沢の土地八・二紗は約一億一千万円、これを町が六十二・三年までには買上げ、将来この地域の魅力付けというようなものを考えて、厚真の開拓歴史を再現する記念公園とか、菖蒲園、昆虫館等を配し、価値を高めた地域に作り上げる考えである。

一方、企業誘致についても二五から三〇紗を予定しており道内の経済界等にも強力に要請したり、東京で新聞広告などを行い厚真町に企業がくるよう全力投球していく。

土地開発公社土地利用対策協議会　（五十九年三月五日初協議会開催）

設置目的　公社が所有する土地の本町発展に結びつく有効な利用を促進、公社の健全な運営を図る。

所掌事項　協議会は、理事長の諮問に応じて、公社の土地利用について審議し、または意見を具申する。

組　織　協議会は、委員若干名をもって組織し、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

一　町議会議員　二　町内農林漁業者および商工業者　三　町内立地企業等　四　その他町内外学識経験者

委　員　木戸俊勝・山岡正治・澤口光夫・斉藤　功（以上町議会議員）・大坪頼幸（農業委員会長）・岡部正一（商工会長）・松村孝雄（北海道電力株式会社苫東厚真発電所長）・山口　保（早来運輸株式会社営務）・川辺達弥（苫小牧信用金庫厚真支店長）・森本寿夫（厚真町都市計画審議会長）

会長および副会長

会長　森本寿夫　　副会長　大坪頼幸

販売方法　土地開発公社が区画整理した四八区画の内容は、面積にして五・三鈁、売却価格反当り四五〇万円　総額約二億四千万円の売上げになる見込で、このうち経費として、道路・河川・水道等の工事費七千二百万円、土地の素地価格が六十年三月現在で約一億六千百万円となり、差引き収益が約九百万円の黒字ということになる。これは五十九年度中に完売されたことを見込んでの収益である。

議員　土地開発公社の借入金は町が債務保証をしている。債務の償還期限が到来し金融機関から返済を求められたら借入金の返済を町として拒むことができない。一般会計の歳出を削っても公社借入金の償還財源に充当してはどうか。

町長　財源の許す限り、この問題と合せて一般会計からの資金導入についても努力していく。

五十九年六月第二回定例議会行政報告

町長　土地開発公社所有地の処分計画等については、既に申し上げております処分計画に乗りまして仕事を進めている。来る十七日の田舎まつり当日には、現地の視察会を行う予定になっているが、四八区画のうち、既に一六～一七区画の申し込みがある。宅地分譲が大体この現地視察会を期にできるだけ四八区画全部とはいきませんが、ほとんど完売させて第二期の分譲計画というものを早く作成して分譲を開始できるという見通しにある。

また、公社の借入金の利子についても最近やや金融事情が緩和し、今年度に入って改訂になりました年率八分四厘が八分一厘になり、六月から引き下げるという見通しになっている。企業誘致等についてもやや具体的な話も出始めている。

五十九年九月第三回定例議会行政報告

町長　土地の問題であるが、土地開発公社の理事会あるいは各委員会の意見も聞いておりますが、現在、分譲している区画四八、これは大体今年の十二月までにはおよその目途がつく、これ以外に現在、一〇区画位の分譲希望という回答もきている。それからやや売れ行きも好評であるということも考えまして、二期の分譲計画に入っているわけでありまして、十月中過ぎには分譲広告を出したいと考えている。

五十九年十二月第四回定例議会において、

議員　土地開発公社の負債年次償還計画はどうなっているか。また、本年度計画した分譲地はどの程度売却が進んでいるか。

町長　売却の状況から申しますと、町が公共用地として約一八㌶を買収したのと、宅地分譲地これは九一区画のうち現在三七区画が契約し、三区画が近く契約する見込みで四〇区画が確定している。これらを合計すると約五億円の収入が見込まれる。五十八年度末の公社の負債額二一億四千万円を償還するわけですが、五十九年度に造成費・宣伝費・管理費がありますのでそれらを差引くと今年度末では一八億八千万円位に縮まると思います。なお、残りの分譲地は来年の夏頃を目途に完売し、二億円位を償還に当てたいと考えている。さらには、大区画分譲とか、道、町への買収が計画されているので来年度中に負債額を一五億円以下にしたいと考えている。

六十年度三月第一回定例議会において、

議員　土地開発公社の負債は昨年末約二二億円の膨大な額であり、これが本年度末には約一八億円に減少する公社理事会等の努力の賜物であると考える。本年度は公共用地を町が取得する計画がなされているが、一般会計予算から負債整理資金として公社に繰り入れる計画がなかったのか。

町長　五十九年度の計画は、大体目標に到達する見通しであります。六十年度は公社理事会等にもお諮りをし最低の目標ラインを説明している。一般分譲あるいは大口の企業向け分譲等をさらに上積みして、もう一つは早目に町の財政を見通しながら公共用地は、早期に町が買収する計画をたてている。

一般会計と公社の問題は勿論責任は町が全額債務を負うことに決められております。本年度の財政についても大体色々整理し当初予算に編成していない霊園の用地とか未買収になっている分の必要用地、さらに中学校用地の問題がありますが、これらの起債の見通し等がつき次第六十年度予算処置しうる可能性がでれば議会に提案していく。

六十二年九月第三回定例議会において、

議員　土地開発公社の長期事業計画および資金計画は見直しが必要と考える。今までの債務償還計画を見直すことが町民に対する責務であると思うが。

町長　この問題は、せっかく町の持っている土地ですからどう利用していくかが原点になるかと思います。経過的には苦東の行詰まりが大きく影響し、当初の計画が大きく狂ったわけで、見直し検討の結果少しでもこの土地が有効に利用される方向として、今の土地処分計画に取組んだ。その結果、個人分譲は一二五区画を超え、その都度資金の回収も行われておりピーク時に二二億円であった借入金も一五億円余りまでに消化してきました。また、企業誘致等に充てる土地は取引き価格の交渉にも係るので町が利子補給をして価格の維持に努め、一般分譲地は二年に一度は価格を見直す方針をとっていく。今後は宣伝あるいは流動的に土地資産を持つといった形での分譲をおりまぜて計画を進めてまいりたいし、資金計画をどのように変更しても土地を処分するにはそれなりに整備された形にしなければならないわけで、来町した企業には一応の評価もいただいていますから、この方針を踏襲しながら最善の努力をしていく。

六十三年三月定例議会において

議員　町が抱えている大きな課題は、土地開発公社の大型負債がある。四十九年頃からのあの列島改造計画の中で道の指導あるいは町の積極的な土地買収、議会の議決を得て進められていることも承知しているが、その後の経済の色々な歪みによってこのような最悪の事態に入っているのも事実である。少なくともこれだけの大型予算（六十三年度一般会計予算総額四二億四千百万円）規模の編成をする年にあっては、一般会計から当初で土地開発公社の負債整理のために繰り入れる姿勢、億円単位の予算を思い切って負債整理に向けるべきではないかと考えるわけである。

本年度宅地造成として第六期の造成分譲計画がなされているが。現在の厳しい時期に第六期の造成をするということはそれなりの成算があろうかと思いますが、いわゆる償還計画に向けての事業であるのか、また、その他に何か考えがあるのか。

町長　最大の課題として取組んでいる。負債がピーク時で約二三億円になるわけですが、現在、約一四億円位という大型の負債であることには変りありません。

六十三年度の予算の中で土地開発公社保有地のうち、企業の立地を予定した三三紗余の土地は企業誘致をする一つの資源として、あまり土地価格を上げないという考え方を取って利子補給の予算化をしている。

宅地分譲は五期まで造成が終り、当初の計画よりも実績は上がりまして一三五区画の契約を終えていますし、残っている所は比較的条件の悪いところや大区画で三〇区画位になっています。この状況から第六期の分譲に入りたいと考えており、早目に造成した方が買われる方の選択もでき、売れ行きも早まるものと思います。また、先に買われた方とのバランスも考え、秋頃には若干の値上げも検討している。

現在、土地、負債の保有は、総面積で五一・四㌶が残地として残っている。それに見合う負債は約一四億七千万円であります。宅地条件を整備しながら周辺に公園の造成、さらに、向い側の道住宅供給公社用地の開発を進める計画もありますので、今後土地開発公社用地の分譲を促進していくと同時にもう一つ土地を売ればいいということでなく、できるだけ住んでくれる人のＰＲと申しますか計画的にあの地域が活性化していくというような形にしていかなければならない。

一般会計からの援助は当初から計上していませんが、このほど道の特別な予算措置があり相当の財源が見込めることになり、町公社所有地を町が買収したいと考えています。そうなりますと一三億円台の負債となり、償還計画は昭和六十六年度位を目途に、全体のほとんどを償還に漕ぎ着けたい、残地の整理をし、また、町が保有すべき例えば企業誘致用地などの土地を除き、六十六年度位に目途がつくようにしたいというのが基本的な従来の処分計画である。

土地開発公社が取得した土地は、町のまちづくり計画等に基づき政策決定された地区の用地を取得するものでルーラル・ビレッジ住宅団地・新町地区住宅団地・墓地・公園・その他道路予定用地等を先行取得している。

年度別土地取得の状況

年度＼区分	土地取得		
	所在地	面積（ヘクタール）	金額（千円）
昭和四十七年度	鯉沼	一・九	一〇、四五〇
〃四十八〃	豊沢外	二四四・一	九五九、六〇二
〃四十九〃	豊沢外	一六・九	九三、七〇九
〃五十〃	宇本郷隆	一・三	一六、四〇八
〃五十四〃	新町	・七	五五、四五八
〃五十八〃	豊沢	・七	一、一三〇
平成二〃	豊沢	・九	二三、九〇〇
〃四〃	豊沢	・五	三七、〇〇〇
計		二六七・〇	一、一九七、六五七

年度別土地譲渡状況

年度＼区分		土地譲渡				
		所在地	地目	面積	譲渡価額	取得者
昭和四十八年度		豊沢	山林	一九、九一六㎡	一一、三四六千円	北海道企業局
〃 四十九 〃		新幌内町	山林 雑種地 原野 道路	九四六、五四五	一二二、四四二	厚真 会社 北海道企業局
〃 五十 〃		本宇豊郷隆沢	山林 原野 田	八一、三一二	七四、六二三	厚真 北海道住宅供給公社
〃 五十一 〃		豊隆沢	山林	一八、八九八	一五、一四〇	厚真 会社
〃 五十二 〃		本郷	原野	一〇二、九三七	八九、六三二	厚真 町
〃 五十三 〃		新町	山宅林地	三九、四四二	四四五、六七七	一組 厚真 会合社 町
〃 五十四 〃		新町	山宅林地	三九、四四二	四四五、六七七	一組 厚真 会合社 町
〃 五十五 〃		新豊町沢	山道林路 宅地	二五、六五四	九四、六三	一般 厚真 町
〃 五十六 〃		美豊里沢	山原林野	三五、二五八	四四、二二六	厚真 町
〃 五十七 〃		新町	山林 宅地	三〇、七一三	九四、四五七	厚真 町

年度＼区分		土地譲渡				
		所在地	地目	面積	譲渡価額	取得者
昭和五十八年度		宇隆	山林	四六、三三㎡	六一、七〇〇千円	厚真 町
〃 五十九 〃		豊沢	山林 雑種地	二五三、八三八	五〇〇、五三九	一般 厚真 町
〃 六十 〃		新豊美宇町沢里隆沢	山林 雑種地	二三六、三八四	五三八、六四七	一般 厚真 町
〃 六十一 〃		豊沢	雑種地	四五、〇九五	一六、七二一	一般
〃 六十二 〃		新豊町沢	山宅林地 雑種地	九一、八八六	三〇七、〇九九	一般 厚真 町
平成元 〃		豊沢	山林 雑種地	一三五、九一四	四一、九四五	一般 厚真 町
〃 六十三 〃		新豊町沢	山宅林地 雑種地	一八四、一一四	五〇三、八五二	一般 厚真 町
〃 二 〃		宇豊隆沢	山林 雑種地	一〇四、六二八	四七八、八四一	一般 厚真 町
〃 三 〃		豊沢	山林 雑種地	一二三、七四四	二七一、九三五	一般 厚真 町
〃 五 〃		豊沢	雑種地	三、〇五九	一八、〇六三	一般
計				二、五二五、六六九	四、二四八、九七七	

土地開発公社に対する町の利子補給による財政支援

区分＼年度	昭和六十一年度	〃六十二〃	〃六十三〃	平成元〃	〃二〃	〃三〃	計
利子補給金額	五六、七八九千円	六四、一九〇千円	五二、二一八千円	三五、〇九六千円	二二、七三一千円	一六、三一二千円	二四七、三三六千円

町土地開発公社借入金残高の推移　（各年三月三十一日現在土地開発公社業務報告書）

借入金残高	区分＼年度
11,000千円	昭和47年度
943,867	〃 48 〃
1,092,000	〃 49 〃
1,166,797	〃 50 〃
1,254,600	〃 51 〃
1,400,200	〃 52 〃
1,534,645	〃 53 〃
1,712,055	〃 54 〃
1,779,675	〃 55 〃
1,944,940	〃 56 〃
2,078,500	〃 57 〃
2,142,500	〃 58 〃
1,929,500	〃 59 〃
1,597,160	〃 60 〃
1,547,000	〃 61 〃
1,328,000	〃 62 〃
944,000	〃 63 〃
560,000	平成元 〃
220,000	〃 2 〃
0	〃 3 〃
35,600	〃 4 〃
23,600	〃 5 〃
38,050	〃 6 〃
49,800	〃 7 〃

平成七年度町土地開発公社業務報告

（業務）

○　一般分譲用地買戻し　　五　件　面積　四、六一四平方メートル　買戻金額　二五、九三五、〇〇〇円

○　公有用地として処分　　字豊沢　面積　九、九三一平方メートル　処分価格　二四、五七七、九二一円

　　字新町　同右　四、九二四〃　同　右　三七、六九〇、二一九円

　　計　同右一四、八五五〃　計　六二、二六八、一四〇円

○　一般分譲地分譲　三件　面積　二、八〇八平方メートル　分譲価格　一三、九七二、八〇〇円

（財務諸表）

○　損益計算書（自平成七年四月一日至同八年三月三十一日）

平成7年度	年度／科目
円	Ⅰ　受託事業収益
0	(1)　新町宅地分譲受託事業収益
	Ⅱ　受託事業原価
405,617	(1)　新町宅地分譲受託事業原価
405,617	受託事業総損失
	Ⅲ　事業収益
62,268,140	(1)　公有用地売却収益
13,972,800	(2)　豊沢団地売却収益
	Ⅳ　事業原価
62,268,140	(1)　公有用地売却原価
13,972,800	(2)　豊沢団地売却原価
0	事業総利益
	Ⅴ　一般管理費
201,980	(1)　人件費
850,396	(2)　経費
	Ⅵ　事業外損益
1,964,509	(1)　事業外収益（受取利息・雑収入）
679,700	(2)　事業外費用（短期借入金利息・買戻地支払利息）
232,433	経営利益
405,617	受託事業当期純損失
232,433	当期純利益

○　利益処分書

一　利益処分　当期末処分利益　二三二、四三三円　準備金として次期繰越しする。

二　受益事業利益処分　受託事業当期純損失　四〇五、六一七円　受託事業未収金へ計上し次期繰越とする。

（貸借対照書）

平成7年度 累計	平成7年度 金額	年度／科目
	円	資産の部
		Ⅰ 流動資産
	1,713,141	(1) 現金及び預金
	66,519,240	(2) 未収金
	0	(3) 公有用地
	61,841,500	(4) 完成土地
	24,657	(5) 短期前払費用
	60,046	(6) 未収収益
	14,237,428	(7) 受託事業未収金
144,396,012		流動資産合計
		Ⅱ 固定資産
		1 有形固定資産
	5,077,400	(1) 建物又はその付属設備
542,618	△4,534,782	減価償却累計額
	39,500	(2) 機械及び装置
3,950	△35,550	減価償却累計額
	1,588,459	(3) 工具器具及び備品
169,127	△1,419,332	減価償却累計額
		2 投資その他の資産
10,000,000	10,000,000	(1) 長期定期預金
10,715,695		固定資産合計
155,111,707		資産合計
		負債の部
		Ⅰ 流動負債
4,955,000	4,955,000	(1) 未払金
49,800,000	49,800,000	(2) 短期借入金
54,755,000		負債合計
		資本の部
		Ⅰ 基本金
10,000,000	10,000,000	(1) 基本財産
		Ⅱ 準備金
	90,124,274	(1) 前期繰越準備金
90,356,707	232,433	(2) 当期純利益
100,356,707		資本合計
155,111,707		負債資本合計

（財産目録）

平成7年度	年度／科目
円	資産の部
	Ⅰ 流動資産
1,713,141	(1) 普通預金
66,519,240	(2) 未収金
0	(3) 公有用地
61,841,500	(4) 完成土地
24,657	(5) 短期前払費用
60,046	(6) 未収収益
14,237,428	(7) 受託事業未収金
144,396,012	流動資産合計
	Ⅱ 固定資産
	1 有形固定資産
542,618	(1) 建物又はその付属設備
3,950	(2) 機械及び装置
169,127	(3) 工具器具及び備品
	2 投資その他の資産
10,000,000	(1) 長期定期預金
10,715,695	固定資産合計
155,111,707	資産合計
	負債の部
	Ⅰ 流動負債
4,955,000	(1) 未払金
49,800,000	(2) 短期借入金
54,755,000	負債合計
100,356,707	正味財産

（土地開発公社役員　平成八年八月一日現在）

理事長　藤原　正幸
理事　河村　忠治　松平　功　今村　敏郎　岡部　純　安倍　利夫　吉岡　勇
監事　飛谷　富夫　森山　利勝

第五編　産業経済

第一章　農　業

第一節　農業の実態

厚真町史(三四七ページ参照)記述の如く。本町産業の基幹である農業は米の過剰基調下で生産調整諸対策が継続され、高品質の自主流通米等拡大や他用途利用米の導入・畑作物作付指標と価格・保護施策の低減、就農減の中で、農業振興計画(昭和五十八年～十ヵ年)により畑地造成を含む経営規模拡大と複合経営(畑・そ菜・肉牛)に努力が払われて来た。

昭和六十一年以降、生産調整は水田農業確立を期し農業者主体の地域営農推進基金制度、町産業振興特別対策基金条例創設での農家所得増強対策事業が複合経営を助長した。又、国際化時代を象徴するウルグアイ・ガット多角的貿易交渉は、食糧低自給率による自由化阻止(農畜産物)運動等七年間、平成五年十二月国別約束で決着に追込まれる。この間第二次農業振興計画(ハイステップ65　平三～七年)のもとで同五年は大凶作で緊急外米輸入・増減反配分の対応に市場原理導入による良品質米生産等への取組みとなった。

ウルグアイ・ラウンド農業合意後の国内対策、新食糧法、北海道農業・農村のめざす姿等の新農政プランを受けて、厚真町新総合計画の二一世紀に向う将来像に併せ、農業振興計画(第三次平八～十一年)は開村百年の基盤の上に、厚幌ダム・勇払東部国営かんぱい・高生産基盤整備促進特別対策事業など、明日への農業構築のため一段ときびしさ

の増す中での創意実践の努力が始まっている。

(一)　農業経営

一〇年周期で調査の「農業センサス」から、本町農業実態を見るに、農業人口及び専兼別では、人口が四分の三となり農家所得上から農外就労依存が高まり専業一〇%、第一種三%の減が第二種農家増となっている。経営規模では畑地造成を主とし戸当り一・六㌶増の七・三六㌶で、経営面では生産調整のもと稲作基幹に野菜、畑作と畜産の複合経営が傾向を強めており、総農業生産額七〇億四千四百万円（戸当約一千万円）、総生産農業所得額三一億三千六百万円（戸当約四四〇万円）となっている。

厚真町農業の一〇年（農業センサス…昭和六十年・平成七年）

農業センサス 比較	農業センサス 平成7年度	農業センサス 昭和60年度	年度／項目		
84.6%	712	841戸	農家数	総数	
62.9	(28.3%) 202	(38.2%) 321	農家数	専業	
78.8	(41.2) 293	(44.2) 372	農家数	兼業	第1種
146.6	(30.5) 217	(17.6) 148	農家数	兼業	第2種
75.5	2,764	3,661人	農家人口	(うち150日以上就業)	
109.1	5,241.9	4,805.7ha	経営耕地面積	総数	
102.4	3,770.4	3,681.4	経営耕地面積	田	
130.7	1,456.5	1,114.6	経営耕地面積	畑	
154.6	15.0	9.7	経営耕地面積	樹園	
102.8	3,691 (2,679.9)	百万円 3,592 (2,430.0)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	水稲
70.8	73 (168.6)	103 (238.0)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	麦
103.0	571 (573.0)	554 (702.0)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	いも・豆・雑穀
135.2	123 (159.6)	91 (111.0)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	工芸作物
292.9	495 (131.2)	169 (88.0)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	野菜 露地・施設
	20 (12.3)	— (—)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	果樹
507.1	71 (6.5)	14 ( )	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	花き木
41.6	5 (1,234.0)	12 (1,480.0)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	その他
(111.3)	(5,049)	百万円 (4,535)	生産販売額（主販売目品・規模等）	耕種	(計)
103.7	頭 310 (893)	百万円 275 (976頭)	生産販売額（主販売目品・規模等）	畜産	酪農
119.1	106 (1,246)	89 (838)	生産販売額（主販売目品・規模等）	畜産	肉用牛
96.7	297 (5,638)	307 (3,823)	生産販売額（主販売目品・規模等）	畜産	養豚
1,206.7	1,050	87 (17,239)	生産販売額（主販売目品・規模等）	畜産	養鶏
108.9	232 (軽種馬135農耕用馬39)	213 (軽種馬110農耕用馬46)	生産販売額（主販売目品・規模等）	畜産	馬
(205.5)	(1,995)	(971)	生産販売額（主販売目品・規模等）	畜産	(計)
127.9	7,044	百万円 5,506	総生産額		
124.4	3,136	〃 2,520	生産農業所得		

金額＝百万円

（厚生省農業経営実態調査）各年七月一日現在

単位：田・畑＝a　（No.1）

項目 / 年度	農家 戸数	農家 人数	田総面積	田 転作田	田 水稲面積	田 うるち米	田 もち米	畑 麦類	畑 秋小麦	畑 春小麦	畑 雑穀(ソバ・ヒエ)	畑 豆類	畑 大豆	畑 小豆	畑 てん菜	畑 馬鈴薯
昭和61	799	3,440	376,637	122,619	254,018	248,719	5,299	(20,609) 30,896	(12,314) 19,493	(8,295) 11,403	(101) 154	(47,938) 75,543	(36,602) 45,370	(11,336) 30,173	(2,600) 10,249	(2,732) 9,344
〃 62	790	3,363	376,297	143,426	232,871	228,587	4,284	(33,192) 46,312	(13,711) 22,026	(19,481) 24,286	(84) 177	(56,726) 87,903	(41,980) 48,460	(14,746) 39,443	(6,583) 13,683	(2,171) 10,079
〃 63	771	3,218	374,233	142,544	231,689	227,263	4,426	(29,968) 49,844	(15,275) 24,602	(14,693) 25,242	(115) 201	(57,513) 83,899	(42,948) 50,353	(14,565) 33,546	(9,154) 15,332	(3,223) 12,347
平成元	760	3,146	372,892	141,803	231,089	227,054	4,035	(27,657) 41,676	(13,904) 24,447	(13,753) 17,229	(84) 111	(53,991) 85,521	(37,682) 45,179	(16,309) 40,342	(9,016) 15,276	(5,063) 13,699
〃 2	747	3,052	372,180	141,494	230,686	227,754	2,932	(21,419) 34,492	(15,887) 27,401	(5,532) 7,091	(289) 596	(52,889) 85,365	(37,015) 44,662	(15,874) 40,703	(8,371) 18,210	(6,127) 13,002
〃 3	742	2,973	371,662	138,577	233,085	232,680	405	(22,313) 36,708	(18,197) 30,113	(4,116) 6,595	(128) 144	(40,132) 65,029	(30,149) 42,512	(9,983) 22,517	(8,006) 21,021	(6,194) 14,754
〃 4	737	2,954	371,262	116,771	254,491	253,948	543	(13,928) 28,455	(12,725) 26,244	(1,203) 2,211	(－) 70	(21,972) 42,806	(13,887) 21,172	(8,085) 21,634	(7,841) 20,971	(6,603) 17,760
〃 5	709	2,848	370,465	101,424	269,041	268,213	828	(6,201) 17,254	(4,698) 15,106	(1,503) 2,148	(230) 907	(17,764) 40,180	(9,153) 16,451	(8,611) 23,729	(4,047) 17,368	(5,428) 15,718
〃 6	698	2,783	368,934	98,636	270,298	269,135	1,163	(6,155) 16,637	(5,352) 14,152	(803) 2,485	(43) 166	(14,796) 39,420	(4,472) 9,694	(10,324) 29,726	(4,629) 17,380	(5,746) 15,327
〃 7	670	2,699	368,002	調整4,869 113,047	250,086	249,342	744	(7,265) 18,915	(3,597) 12,341	(3,668) 6,574	(351) 535	(24,343) 50,873	(14,417) 23,381	(9,926) 27,492	(6,383) 16,817	(3,996) 13,198
〃 8	664	2,583	362,933	調整6,518 119,691	236,724	236,206	518	(8,359) 20,036	(3,081) 12,872	(5,278) 7,164	(406) 586	(32,557) 59,337	(22,340) 35,968	(10,217) 23,369	(8,012) 20,300	(5,164) 14,007

注）（　）数値は米生産調整転作物面積の内数である。　　飼料作物外に主要畑作物以外の作物も含む。

（No. 2）

項目／年度	野菜	飼料作物外	畑作面積	農業機械及び施設													
				トラクター	スプレーヤー	田植機	コンバイン		乾燥機	播種機	脱・収穫機	動トラック	ハウス(棟)坪		牧草収穫		
							大型	ミニ					水稲	園芸	モアー	テッター	ベーラー
昭和61	(2,103) 13,516	(46,536) 92,650	(122,619) 232,352	860	185	548	14	564	776	150	138	556		(233) 19,315	80	84	62
〃 62	(2,050) 13,065	(42,620) 88,869	(143,426) 260,088	869	187	531	12	543	791	164	138	542		(302) 13,564	67	78	62
〃 63	(2,783) 16,546	(39,788) 85,595	(142,544) 263,764	853	192	520	13	536	766	175	154	558		(242) 12,154	79	88	66
平成元	(3,540) 19,934	(42,542) 92,975	(141,803) 269,192	886	240	520	13	529	764	206	172	533		(314) 17,792	72	83	67
〃 2	(4,669) 19,926	(47,730) 98,737	(141,494) 270,328	901	238	516	10	517	761	189	125	542		(335) 25,927	77	85	79
〃 3	(4,605) 17,977	(57,199) 114,463	(138,577) 271,096	(94) 910	(144) 266	(32) 486	(9) 15	(23) 516	(19) 738	(72) 202	(55) 131	543		(357) 29,149	(9) 90	(13) 95	(16) 83
〃 4	(4,759) 18,197	(61,668) 126,982	(116,771) 255,241	(98) 909	(122) 234	(35) 481	(8) 17	(19) 487	(18) 724	(66) 191	(39) 99	527		(429) 42,070	(11) 94	(12) 98	(15) 85
〃 5	(4,162) 16,263	(63,592) 123,861	(101,424) 231,551	(104) 1,000	(114) 214	(30) 461	(8) 18	(14) 461	(16) 699	(55) 156	(37) 92	(2) 509	(1,062) 49,341	(487) 37,461	(7) 90	(10) 90	(12) 82
〃 6	(4,312) 16,263	(62,955) 125,870	(98,636) 231,063	(96) 1,026	(72) 175	(37) 462	(10) 19	(17) 442	(21) 672	(38) 124	(27) 85	450	(1,069) 52,731	(406) 34,370	(9) 93	(15) 111	(14) 84
〃 7	(4,397) 15,085	(66,312) 128,614	(113,047) 244,037	(99) 1,072	(74) 184	(28) 472	(11) 23	(20) 439	(13) 682	(49) 169	(32) 83	(1) 451	(1,031) 58,759	(448) 43,370	(9) 95	(11) 93	(13) 83
〃 8	(4,658) 15,350	(60,535) 121,453	(119,691) 251,069	(85) 1,038	(65) 177	(21) 448	(7) 21	(13) 418	(8) 656	(33) 105	(9) 34	439	(1,034) 63,196	(485) 45,133	(7) 90	(8) 97	(9) 79

注）平成3年以降農業機械の所有欄の（　）は共有台数で内数である。

作物	年度	昭和61	平成元	〃 4	〃 6
馬鈴薯	厚真	105 (2,200)	121 (2,320)	165 (1,990)	154 (3,030)
	全道	77,100 (3,970)	68,900 (3,750)	67,300 (3,870)	67,200 (3,840)
	全国	124,700 (3,190)	114,900 (3,060)	107,300 (3,190)	104,300 (3,190)
南瓜	厚真	34 (1,300)	41 (1,600)	50 (1,210)	29 (1,620)
	全道	4,890 (1,550)	6,800 (1,430)	7,530 (1,420)	7,300 (1,450)
	全国	17,300 (1,610)	19,300 (1,540)	18,400 (1,510)	17,500 ( )
アスパラガス	厚真	1 (237)	13 (231)	17 (194)	11 (200)
	全道	4,420 (326)	4,200 (255)	3,400 (285)	3,320 (262)
メロン	厚真	3 (1,150)	6 (2,000)	12 (1,890)	13 (1,730)
	全道	1,390 (2,070)	1,930 (2,260)	2,320 (2,040)	2,290 (2,240)
	全国	15,400 (2,200)	16,600 (2,260)	16,400 (2,190)	15,500 ( )
いちご	厚真	5 (840)	6 (1,300)	5 (1,360)	3 (1,000)
	全道	496 (670)	438 (766)	369 (844)	337 (802)
	全国	10,800 (1,860)	10,300 (2,090)	9,350 (2,230)	8,610 ( )
トマト	厚真	3 (1,700)	2 (3,400)	3 (3,620)	3 (7,690)
	全道	486 (4,080)	475 (4,690)	463 (5,290)	475 (5,910)
	全国	15,200 (5,370)	14,500 (5,330)	14,000 (5,510)	13,800 ( )

作物	年度	昭和61	平成元	〃 4	〃 6
水稲	厚真	2,360 (497)	2,230 (522)	2,550 (349)	2,720 (526)
	全道	158,300 (526)	148,200 (526)	162,200 (445)	175,800 (541)
	全国	2,280,000 (508)	2,076,000 (496)	2,092,000 (504)	2,200,000 (544)
小麦	厚真	308 (328)	394 (323)	290 (238)	190 (292)
	全道	105,700 (381)	129,700 (388)	110,500 (387)	88,400 (391)
	全国	245,500 (357)	283,800 (347)	214,500 (354)	151,900 (372)
大豆	厚真	386 (200)	510 (318)	379 (185)	92 (316)
	全道	23,700 (218)	12,400 (252)	11,100 (185)	6,740 (266)
	全国	138,400 (177)	151,600 (179)	109,900 (171)	60,900 (162)
小豆	厚真	234 (176)	305 (223)	221 (107)	308 (255)
	全道	34,000 (196)	39,900 (206)	29,600 (166)	35,100 (216)
	全国	57,000 (155)	66,700 (159)	50,800 (135)	52,500 (171)
てんさい	厚真	103 (5,750)	158 (5,450)	200 (4,020)	168 (4,510)
	全道	72,100 (5,350)	71,900 (5,100)	70,600 (5,070)	69,800 (5,520)
青刈とうもろこし	厚真	121 (5,660)	106 (5,140)	162 (5,610)	93 (5,830)
	全道	46,800 (5,090)	41,800 (5,040)	40,900 (4,940)	38,400 (5,310)
	全国	123,900 (5,240)	125,600 (5,170)	121,800 (5,290)	110,600 (5,410)
牧草	厚真	1,510 (3,230)	1,340 (3,560)	1,290 (3,230)	1,590 (3,370)
	全道	554,000 (3,530)	563,700 (3,400)	579,200 (3,480)	583,200 (3,480)
	全国	814,600 (4,020)	835,100 (3,880)	840,300 (3,960)	830,400 ( )

農林水産省函館統計情報事務所（胆振地域の累年統計）より　上欄＝面積(ha)・下欄＝( )10ａ単収

厚真町水稲実収量調（農業実行組合別単収）

平7作付面積	過去10年単収(10a・kg)											昭46~60平均単収	区分／組合
	平均	平7	平6	平5	平4	平3	平2	平元	昭63	昭62	昭61		
16,461a	393	460	502	26	328	362	511	463	413	424	438	376kg	幌内
10,176	408	499	490	16	286	391	514	499	443	470	473	394	富里
10,487	402	443	460	24	410	377	517	477	365	459	486	370	高丘
4,242	398	470	523	26	309	396	454	483	381	446	492	366	吉野
9,478	400	487	495	28	284	402	500	489	387	441	487	351	東和
3,090	380	451	455	37	291	338	480	464	357	436	493	389	桜丘
13,079	416	506	529	32	346	377	486	507	439	439	500	393	朝日
6,732	395	460	506	19	329	374	482	429	435	440	474	364	本郷
605	358	428	431	14	307	330	437	421	399	384	431	318	幌里
69								252	282	307	291	297	〃開拓
2,428	394	454	521	32	306	371	494	462	394	431	479	392	厚真
13,167	398	481	487	38	261	401	476	489	413	451	482	391	宇隆
3,811	397	478	512	18	300	376	484	480	391	443	487	383	新町
16,882	392	468	533	23	337	363	471	475	369	426	451	371	美里
15,124	400	444	483	76	328	429	449	465	405	433	491	363	上野
20,509	413	526	524	39	329	419	514	455	416	424	482	371	豊沢
13,276	390	470	490	40	307	383	463	456	400	423	471	351	豊川
12,313	389	456	475	41	224	433	476	467	416	432	468	354	共栄
12,521	385	446	477	41	288	384	477	467	405	418	450	360	富野
401	382	467	507	6	177	408	500	461	457	383	454	338	上厚真
全面転作で水稲作付なし													〃中央
15,029	399	463	501	30	305	424	498	454	408	442	469	351	共和
339	393	511	533	54	180	400	513	475	430	340	493	343	厚和
3,540	391	486	518	34	267	387	455	467	393	444	454	364	鯉沼
8,642	414	464	500	67	365	402	496	498	427	444	477	399	豊丘
24,668	428	502	523	39	367	425	517	510	438	449	508	401	軽舞
4,730	401	507	485	32	324	381	461	467	429	450	471	382	上鹿沼
5,130	394	475	471	52	318	375	478	469	407	424	474	363	下鹿沼
3,157	369	460	463	59	291	334	460	451	403	401			白鷺
250,086	(401)	477	501	36	317	395	488	473	409	435	475	(369)	(合計)

（厚真町農業委員会　調査）

年次	農期間の天候要素の積算値																		7～8月の平均気温	水稲作柄		
	平均気温						日照時間						降雨量							作況指数	作柄	10a収量
	5月	6月	7月	8月	9月	計	5月	6月	7月	8月	9月	計	5月	6月	7月	8月	9月	計				
60	308	402	575	681	448	2,414	229	205	153	199	208	994	25	11	148	96	292	572	20.2	104	豊作	515
61	291	417	483	640	483	2,314	192	223	126	207	221	969	73	47	94	103	132	449	18.1	100	平年作	497
62	340	465	568	566	488	2,427	232	201	160	111	197	901	52	35	180	260	46	573	18.3	95	軽い不作	474
63	311	447	483	662	480	2,383	228	161	140	168	168	865	79	73	38	175	93	458	18.5	93	不作	465
平元	296	393	584	649	497	2,419	212	163	159	231	145	910	65	84	55	191	139	543	19.9	106	大豊作	522
2	345	495	579	660	507	2,586	256	141	118	130	141	786	54	54	112	157	267	644	20.0	107	大豊作	526
3	354	507	566	593	487	2,507	237	137	83	150	173	780	41	22	127	104	79	373	18.7	80	かなり不作	398
4	306	419	581	600	432	2,338	179	82	80	294	231	866	124	82	80	294	231	811	19.0	74	かなり不作	349
5	316	407	507	562	469	2,261	149	62	130	148	117	606	88	104	80	138	85	495	17.2	8	大凶作	40
6	351	459	619	706	549	2,684	179	177	82	136	111	685	169	22	120	179	214	704	21.4	106	大豊作	526
7	351	411	609	607	465	2,443	106	91	95	78	177	547	146	51	138	234	103	672	19.6	102	豊作	497
8	278	408	576	591	484	2,337	98	125	35	108	115	481	122	81	143	165	144	655	18.8	91	不作	449

注）水稲作柄の10アール収量は農林水産省函館統計情報事務所による。

厚真町の農業気象観測値

（暖候期（５～９月）の気温・日照・降雨積算値と水稲作柄状況）

※農業経営センター資料による

※作柄基準

106以上	大豊作	90～94	不　作
102～105	豊　作	70～89	かなり不作
99～101	平年作	50～69	凶　作
95～ 98	軽い不作	49以下	大凶作

厚真の水稲収穫量（豊凶）推移

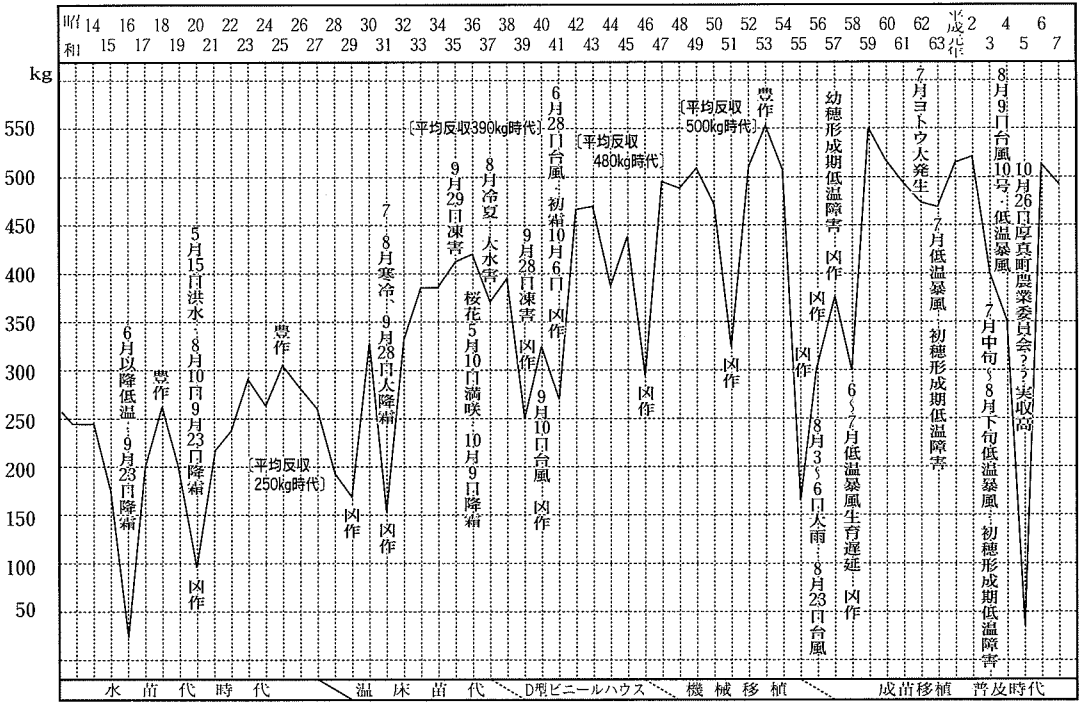

※厚真町米作研究会三〇周年記念誌（昭五十七）外による。

第二節　農業振興対策

各年度における農業振興諸対策について、主要施策事業を列挙する。（但し、継続事業は初年度のみ）

○昭和六十一年度…水田利用再編対策（後期）

① 他用途利用米（㊙米）とも補償…（町負担）一俵二三〇円…（一三、九七一俵に対し）

② 地力増強対策（北海道新地域農業生産総合振興対策事業…フロントローダー・トラクター・作業機（一一、一五八千円に対し）

③ 天災資金利子補給（昭和五十五年～八年連続災害、再生産資金八億円融資残に対し）・転作定着化推進資金（昭和五十六年以降）利子補給

○昭和六十二年度…水田農業確立対策開始

① 農業生産体質強化総合推進事業（野菜産地総合整備対策　スイトコーンハーベスター）

② 厚真町地域営農推進協議会（地域営農加算金－農家拠出金・農協負担）町基幹排水事業（継続）一千万円

③ 農業青年研修講座生制度（課題解決・地域リーダー研修）

○昭和六十三年度

① 農村生活を体験する会（町・農協助成・窓口－農業委員会事務局）、都市農村青年の集い（継続）

② 地力維持増進対策（鶏糞泥炭堆肥製造）…事業主体（農協）

③ 農産物低温貯蔵試験事業（簡易氷室プラント設置）

④ 団体営草地開発（牧場用地・草地造成）

○平成元年度

①　新農業機械銀行育成事業
②　野菜価格保護制度事業（グリーンアスパラ対象、町・農協・生産者拠出…継続）
③　農業経営体質強化資金利子補給
④　農家所得増強対策事業（施設等自己資金部分「農業振興資金」融通二%利子補給…農協）

○平成二年度

①　水田農業確立特別対策交付金（五〇、六二二千円以内）事業
(1)　基幹排水整備一〇、〇〇〇千円　(2)　氷室貯蔵（山菜資源周年栽培）モデル事業六、三七八千円
(2)　ビート育苗（床土）施設　九、一〇〇千円　(3)　農業振興計画書　二、〇〇〇千円
(4)　東胆振広域農業振興対策（彩る船の旅…都市農村青年交流）一、〇三八千円…二年継続

○平成三年度

①　低温貯蔵倉庫設置事業（農協一八号倉庫六四二平方㍍低温化）二二、四〇〇千円
②　農業機械銀行育成事業（汎用コンバイン二台・ビートハーベスター一台）

○平成四年度

①　復元田区画整備事業（一六〇戸、一七三㌶）一一、三五八千円
②　食用馬鈴薯集出荷貯蔵運営円滑化事業　八、一七八千円

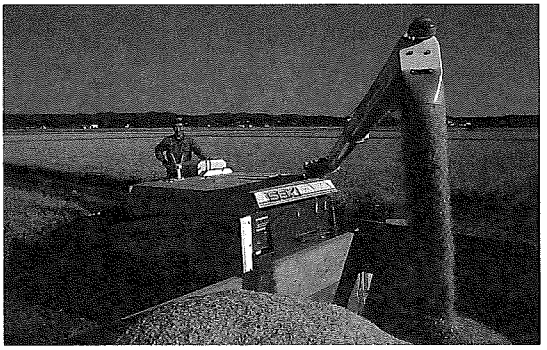

コンバインによる収穫

③　流通対策（あつま新鮮組…農協・漁協・商工会青年部連合）一、七二五千円

○平成五年度

①　土づくり及び土壌診断特別対策事業「堆肥場設置、土壌診断モデル事業」…三年継続

②　エゾシカ侵入防止対策事業

③　一等米づくり推進事業

④　クリーン農業推進事業

⑤　農業後継者育成資金

⑥　地域営農推進基金事業（防風網、農道造成改修、畦塗機、堆肥撒布機）

○平成六年度

①　生産基盤改善対策（水田農業活性化・品質向上・基盤改善）

②　流通対策（農産物消費拡大…おふくろ味噌）

③　生活環境整備事業（合併浄化槽設置）

④　農地集積化促進助成事業

○平成七年度

①　二一世紀型モデル水田整備支援事業（高能率土地利用型農業の実現目指す、大区画圃場整備を支援）

(1)　地区と整備区画…地区概ね一〇㌶以上・区画概ね一㌶…土地・水利合理性地権者と話し合い圃場整備

(2)　基盤整備内容…整地・用水路（U型トラフ）・排水工・農道整備等

(3)　補助対策事業費…一〇㌃当り九一千円以内、五〇％以内補助…投資効果見極め、極力低コスト工法による。

(4)　負担金軽減措置…補助残に対し、未端借入金利二％迄（六年間）利子補給

厚真町農家所得増強対策事業実績表（昭和63年度～平成７年度累計）

No.	事業種目名	延戸数	工種又は施設区分（事業内容）	事業量	事業費	補助金
1	水稲播種機導入事業	65戸	水稲用播種機(成苗・中苗薄播き)	65台	21,811,604円	6,497,000円
2	堆肥場設置事業	23	堆肥場（盤）　5,607㎡	24基	32,596,719	8,464,000
3	そ菜園芸用ハウス導入事業(メロン)	69	パイプハウス・管理器具　54,769㎡	107棟	79,284,345	25,368,000
4	〃　（ほうれんそう）	110	〃　42,047㎡	155棟	49,614,396	16,442,000
5	〃　（ピメント）	34	〃　8,933㎡	29棟	19,649,784	5,878,000
6	〃　（イチゴ）	41	〃　18,756㎡	51棟	30,815,973	9,224,000
7	〃　（トマト）	41	〃　15,333㎡	45棟３式	41,822,338	12,528,000
8	〃　（アスパラガス）	15	トンネル　9,916㎡	25棟	3,086,413	915,000
9	〃　（さやえんどう）	3	ネット等資材	３式	494,554	148,000
10	〃　（花卉）	42	パイプハウス・管理器具　19,324㎡	65棟	51,536,597	14,123,000
	計	延べ355	169,078㎡	477棟	276,304,400	84,626,000
11	野菜管理用機械導入事業	6	移植機７台・畦立機１台・トレンチャー２台	10台	6,897,067	2,057,000
12	野菜土層改良事業	3	土層改良面積　125ａ	３式	886,683	414,000
13	野菜共同育苗施設設置事業	1	共同育苗施設　443㎡	２棟	5,548,779	3,882,000
14	そ菜リーダー育成事業	2	農業生産技術研修	２名	800,000	400,000
15	きのこハウス導入事業（椎茸）	59	パイプハウス・管理器具　延5,238㎡	23棟12式	53,642,762	16,061,000
16	実践集団育成事業	59		59式	60,886,702	25,103,000
17	和牛優良雌牛増頭事業(道外・新規)	78	黒毛和種	147頭	87,771,257	31,078,000
18	〃　（自家保留）	56	〃	125頭	39,300,000	6,250,000
19	乳牛優良雌牛導入事業	35	優良ホルスタイン	49頭	22,101,950	9,800,000
20	乳牛基礎牛確保事業	27	基礎牛確保	79頭	28,200,000	3,950,000
21	乳牛受精卵移植事業	3	受精卵移植	６頭	1,632,777	1,200,000
22	優良種豚導入事業	2	ハイコープ豚	53頭	4,435,179	1,329,000
23	養豚分娩柵導入事業	12	分娩柵	86台	11,723,183	3,511,000
24	ハウス畜舎導入事業(養豚ハウス)	5	簡易肥育豚用ハウス　1,949.3㎡	７棟	11,490,790	3,433,000
25	〃　（乾草舎）	13	簡易ハウス　1,806.5㎡	13棟	9,042,272	2,707,000
26	営農用パソコン導入事業	43	パーソナルコンピューター	43式	24,265,682	7,247,000
27	農業後継者育成事業	2	長期農家留学	２名	610,920	500,000
28	そ菜園芸用機械導入事業	2	移植機１台、収穫機１台	２台	1,792,760	537,000
合計		851			701,741,486	219,046,000

② 担い手経営安定資金・災害関連融資資金の利子補給

○平成八年度

① 山村振興等農林漁業特別対策事業（交流促進施設整備事業）平成七年繰越事業　八〇六、三四三千円（別記）
「湯トピアあつま」厚真町字本郷（平成八年十二月二十日開設）

② 産地化促進対策特別事業（前農家所得増強対策事業に準じ「農業振興資金」農協二%利子補給）
(1) ハウス導入　(2) 管理機導入　(3) 小規模基盤整備　(4) 生産技術等修得

③ 農業経営管理分析機器導入事業

④ 厚真町農協野菜ハウス・リース事業

⑤ 小規模土地改良事業

㈠ 厚真町産業振興特別対策基金と農家所得増強対策事業

厚真町独自の厚真町産業振興特別対策基金条例（農林・水産・商工業）の制定は、きびしい財政情況の中で画期的事業であり、農業者は自らの経営改善と農家所得増強のため、創意工夫を以て取組む事業、活動を支援した。

事業メニューも町・農協はじめ関係機関実務者で本部を構成、採択基準を協議・認承を得、夫々機能分担し春・秋計画取纏めと審査認定を経て、昭和六十三年の実践集団育成事業を含め平成元年より実施、需要多く第二次農業振興計画（ハイステップ65・平成三〜七年）途上から、更に三年延長採択基準改定の上、平成七年度迄継続実施された。

㈡ 米の生産調整（米需給均衡化緊急対策・地域営農推進基金事業含む）

米の過剰基調は変らず恒常的生産調整を余儀なく推移する。昭和四十五年度（厚真町四五七・六㌶　三一九戸　一五㌧）に始まり（厚真町史三八三㌻参照）稲作転換、水田総合利用（昭和五十一〜二年）、水田利用再編対策（昭和五十三〜六十一年の三期九年…一、四一〇㌶　七六七戸　三九㌧）と続行され、団地化・特定作物、転換畑制に五十

（米需給の推移）

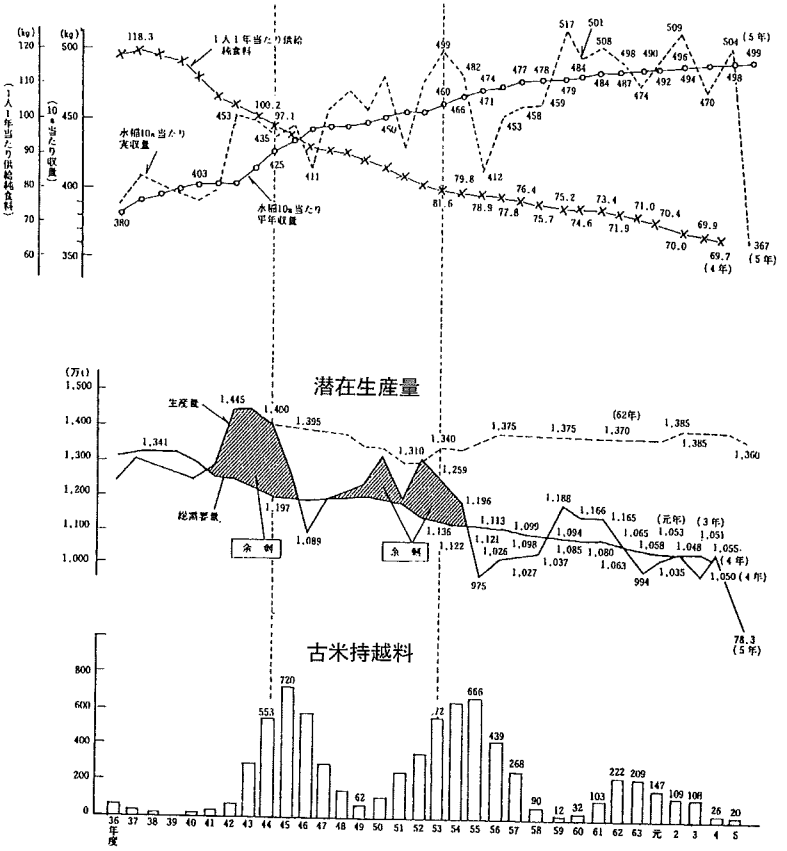

（注）　1　生産量は年産、古米持越量は10月末現在の数字である。

2　生産量は「作物統計」による収穫量、需要量は「食料需給表」による国内消費仕向量である。

3　62年度の持越量については、62年10月末に持ち越すこととなった61年産米の一部が62年産他用途利用米（新米）と交換されたため、前年以前産米の在庫は177万トンである。

九年から他用途利用米（味噌・せんべい等　加工原料対応）が加わり、奨励補助基本額も減少、実施目標面積が府県より傾斜配分されている本道に一段ときびしく、是正を強く求めて来た。

「水田農業確立対策（昭和六十二～平成四年前・後期）」でも一期固定化難から、米需給均衡化緊急対策（生産者精米買取・組織的米飯・清酒購入運動・昭六十三～平元年）の取組みや、行政・農業団体一体での調整、農協地域営農推進（基金）事業として、水田利用合理化計画を策定し、農業者拠出金地域営農加算金に町・農協も負担し基金造成を計り、各種農業振興諸事業を継続展開する。

続く「水田営農活性化対策」（平成五～七年）では、前期末の作況「やゝ不良」の複田計画が府県未達で本道配分を全国シェアー一四・八㌫に緩和、又、転作奨励金も基本・加算（特定転作推進・高度水田営農推進・地域集約複合型転作推進・定着性転作等）助成の見直措置が講ぜられる変革の中での取組みとなる。

五年産米は全国（七四㌫かなりの不作）的凶作で緊急輸入（二五〇万㌧）を措置、次年度に転作緩和と受入条件が整備されない中での対応が繰り返される農政に憤るのが生産地の状況であった。

（平成７年度）水田営農活性化対策 減反・転作実施状況

a

区分／農業実行組合	農家戸数	水田面積 ha	うち転作(調整水田)面積 ha	転作率 %	小麦	大豆	小豆	菜豆雑穀	てん菜	馬鈴薯	野菜	ハスカップ・花き	飼料作物	その他	未作付地
幌内	40	208.63	44.02	21.1	229	518	407	88	—	12	440	—	1546	279	322
富里	24	119.99	18.23	15.2	—	192	180	—	360	—	227	—	190	64	4
高丘	10	121.53	16.66	13.7	181	447	282	—	117	—	231	—	—	214	15
吉野	12	49.61	7.19	14.5	47	68	142	—	—	—	100	—	60	—	—
東和	30	119.34	24.56	20.6	127	98	105	—	—	8	82	—	1372	389	31
桜丘	14	61.33	30.43	49.6	95	227	218	—	376	7	69	5	1882	78	—
朝日	29	151.88	21.09	13.9	129	18	304	10	636	15	273	18	347	29	139
本郷	26	99.50	32.18	32.3	320	181	176	—	—	—	141	—	2123	62	8
幌里	18	35.15	29.10	82.8	—	—	—	—	—	—	13	—	2834	63	—
幌里開拓	13	11.98	11.29	94.2	—	—	—	—	—	—	15	—	1113	—	1
厚真	15	42.51	18.23	42.9	—	43	67	—	—	—	39	—	1248	26	235
宇隆	36	167.10	35.43	21.2	237	211	449	263	—	86	483	—	1248	24	69
新町	10	46.68	8.57	18.4	—	183	51	—	—	19	13	—	334	167	—
美里	47	234.37	65.55	28.0	567	483	306	—	257	39	174	179	2981	936	109
上野	29	196.57	45.33	23.1	811	449	779	3	251	257	26	28	1397	282	—
豊沢	30	259.57	54.48	21.0	904	1171	772	—	616	333	186	—	1169	38	124
豊川	35	213.31	80.55	37.8	80	336	321	—	—	189	225	—	6062	662	19
共栄	35	226.76	103.63	45.7	164	1828	870	—	—	375	377	—	5695	957	36
富野	31	253.51	128.30	50.6	1931	3850	2293	—	2645	868	100	—	1087	—	17
上厚真	15	46.43	42.42	91.4	—	4	45	—	—	49	120	—	3395	629	—
上厚真中央	3	4.71	4.71	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	471	—	—
共和	35	222.56	72.27	32.5	—	2336	1329	—	—	1655	342	—	1327	170	—
厚和	16	60.37	56.98	94.4	34	26	215	—	—	—	—	—	5423	—	—
鯉沼	14	67.93	32.53	47.9	38	65	7	—	37	—	—	—	3000	—	—
浜厚真	9	14.62	14.62	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	1462	—	—
豊丘	22	119.20	32.78	27.5	149	163	65	3	366	11	173	—	2302	—	—
軽舞	46	297.77	51.09	17.2	785	1211	379	—	470	70	136	119	1548	139	4
上鹿沼	11	65.76	18.46	28.1	397	91	40	—	252	—	43	—	1006	—	—
下鹿沼	15	71.78	20.48	28.5	40	218	71	—	—	3	38	—	1553	—	15
白鷺	20	89.57	58.00	64.8	—	—	37	—	—	—	—	—	5763	—	—
（計）	690	3,680.02	1,179.16	32.0	7262	14417	9910	367	6383	3996	4066	349	59938	5208	1148

小麦7262ａ（秋播3597ａ・春播3665ａ）

米生産調整（転作戸数・面積・助成金・他用途利用米など）　（面積：ha・米穀：袋60㌔）

項目＼事業名＼年度			水田利用再編対策(第3期)	水田農業確立対策（前期）			水田農業確立対策（後期）			水田営農活性化対策		
			昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
転作等	転作等実施農家数		767戸	743	730	713	703	691	677	655	638	629
		一般転作	707戸	714	702	689	672	652	594	509	476	554
		他用途利用米	632戸	603	595	584	560	532	512	519	500	480
	転作等目標面積		1410.00	1626.00	1626.00	1626.00	1679.60	1679.60	1456.80	1263.80	1200.90	1,326.34
	転作実施面積		(100.0) 1410.00	(100.0) 1626.62	(100.0) 1627.31	(100.0) 1626.63	(100.1) 1682.35	(100.1) 1681.56	(100.2) 1460.76	(100.1) 1265.32	(100.1) 1201.04	(100.0) 1327.53
		一般転作面積	1225.85	1433.82	1425.13	1417.69	1413.05	1383.53	1163.60	1008.78	979.74	(内調水48.52) 1172.49
		他用途利用米面積	184.15	192.03	192.03	192.03	260.76	285.76	284.03	244.25	196.98	127.17
		実績算入	0	0.77	10.15	16.91	8.54	12.27	13.13	12.29	24.32	27.87
	転作助成金額		684,375千円	669,331	657,246	645,088	608,456	607,622	498,721	404,367	392,559	464,835
		10a当たり金額	55,829円	46,682	46,118	45,502	43,059	43,918	42,860	40,084	40,067	39,645
米穀関係	限度数量		170,600	138,721	139,873	150,188	150,347	150,160	169,768	179,796	186,199	175,328
	出荷総数		179,624	(28K) 134,564	(54K) 138,757	(19K) 140,937	151,380	(56K) 117,149	91,171	4,230	(26K) 188,503	(50K) 163,855
		一般米	179,624	(28K) 134,564	(54K) 138,757	(19K) 140,729	151,025	(56K) 116,820	90,710	4,163	(26K) 186,702	(50K) 162,541
		特別栽培米				208	355	329	461	67	1,801	1,314
	他用途利用米割当数量		13,814	12,878	15,904	18,432	19,557	21,432	21,383	18,523	14,872	9,602
	出荷総数		13,971	12,760	15,764	17,184	19,425	14,917	11,302	0	14,741	8,928

注　表中（内調水）は、調整水田をいう。（K）は、60㌔未満の端数を示す。

（農協地域営農推進事業…水田農業合理化計画の実践）

水田農業確立対策（昭和六十二～平成四年度）から、水田営農活性化対策（平成五～七年度）へと、米生産調整を行政・生産者（推進機関…厚真町農協地域営農推進協議会　代表　農協組合長　外構成）一体となり、基金の造成・運用を以て事業を展開した。

（金額＝千円）

水田農業確立対策（前期）昭和62～平成元年				
403,585	農業者	基金造成		
30,000	厚真町			
15,000	厚真町農協			
638	雑収入			
449,223	合計			
186,399	良食味米作付、良質米出荷奨励事業	基金運用		
60,000	排水対策事業		条件整備	
77,670	農用機械施設整備事業			
124,542	水田作物作付調整事業			
512	雑費			
100	繰越			
449,223	合計			

水田農業確立対策（後期）（平成２～４年度）			
370,092	地域営農加算金	基金造成	
420,691	農業者		
30,000	厚真町		
11,335	復元田区画整理事業補助金（厚真町）		
15,000	厚真町農協		
36,940	雑収入		
884,058	合計		
219,558	良質米奨励	基金運用	振興作物奨励
81,846	他用途米助成		
362,886	転作作物奨励調整		
6,000	共同利用施設助成		
81,393	小規模基盤整備		
64,720	生産組織育成		
10,000	基幹排水整備		
3,368	小麦廃耕補償		
11,335	復元田区画整理		
1,134	雑費		
41,818	繰越		
884,058	合計		

水田営農活性化対策（平成５～７年度）			
基金造成			
283,765	地域営農加算金		
3,254	調整水田助成金		
312,507	農業者拠出金		
7,213	農業者特別拠出金		
30,000	町補助	小規模基盤整備事業	
29,294	町補助	生産基盤改善対策事業	
12,872	町補助	復元田区画整理事業	
15,000	農協助成金		
16,864	雑収入		
710,769	合計		
基金運用			
146,627	振興作物奨励調整	良質米奨励	
27,073	振興作物奨励調整	他用途利用米助成	
28,880	振興作物奨励調整	自主流通米出荷奨励	
56,379	振興作物奨励調整	冷害田圃場整備	
209,947	振興作物奨励調整	転作作物奨励調整	
4,000	振興作物奨励調整	共同利用施設助成	
3,719	振興作物奨励調整	調整水田助成	
4,992	振興作物奨励調整	団地化等促進	
481,617	振興作物奨励調整	小計	
81,104	小規模基盤整備		
29,667	生産基盤改善対策		
74,866	生産組織育成		
15,000	基幹排水整備		
12,872	復元田区画整備		
1,400	雑費		
14,243	繰越金		
710,769	合計		

(三)　第三次農業振興計画

本町の農業も兼業農家の増加、高齢化の進行、後継者不足から農業専従者の減少傾向が続いている。この中にあって農業合理化のため、組織された作業・機械共同化の多くは、自己完結型経営として集団活動を困難にして来た。

しかし、ウルグアイラウンド農業合意に象徴される国際時代の自由化や効率的農業経営が求められるに対し、地域の構造改善を要する土地基盤整備や農地流動化等土地利用の合意形成に「地域農業システム」構築の緊要性から、町は新総合計画を又、農業振興協議会を発足させ農業振興計画を策定し、厚真町農業の指針とした。

厚真町農業振興計画（第三次）概要（抜粋）

・計画策定期間と「目標年次」…平成六～七年度で樹立「平成八年～十一年度計画」

この計画は、厚真町新総合計画及び農協中期計画との整合性から四年間とした。

・策定基本事項…従来、農業振興計画は大半関係機関主導策定となり、農業者自身の計画と受け止めに欠け、実践段階で十分成果を挙げられなかった例が多く、今回この反省を踏まえ、「ハイステップ65（平成三～七年農業振興計画）」の課題・

施策等も継続、農業者の意向を的確に反映する。地域農業の中核経営の育成・生産体制整備、土地利用の効率化のため生産環境整備等含む「農業・農村の再構築」を再重点テーマとする。

又、農畜産物の市場競争（米も二千年には八%…北海道生産相当輸入）下で、高品質・安全・安価が求められるため、低コスト生産には規模拡大・機械体系等「生産組織の再編成」も必要、高齢化・後継者不足は全国的傾向で「担い手の確保・育成」が重要であり、農業生産法人・経営基盤・農村環境、文化を通し、「住みよい農村」造りが若者、農業者に求められている。

㈣　厚真町農業振興協議会の設置と厚真町農業振興計画推進委員会

本町農業の着実な発展のため、関係機関団体相互の連絡協調、経営感覚と創意あふれる農業者によって、自立農業、豊かな農村生活の実践、活力ある地域社会の形成、農業振興に向けた総合的推進のため厚真町農業振興協議会（平成六年四月）が設置された。

又、農業振興計画（第三次）樹立推進に向け、「厚真町農業振興計画推進委員会」が構成され、計画樹立には、推進委員会（計画樹立、目標達成実践活動）一九回、関係機関プロジェクト会議二七回、農家意向調査二回、先進地視察二回等実施された。

厚真町農業振興協議会委員構成

委員職名	氏　　名	構成機関・役職名
会　　長	藤原正幸	厚真町長
副会長	大岩滋雄	厚真町農業協同組合代表理事組合長
委　　員	木戸俊勝	厚真町議会議長
〃	松平　功	厚真町議会産業経済常任委員長
〃	種部健一	厚真町農業協同組合副組合長
〃	折坂哲雄	厚真町農業協同組合生産部門委員長
〃	蛇池弘光	厚真町農業委員会長
〃	山田英雄	厚真町農業委員会長職務代理
〃	石井一義	厚真町土地改良区理事長
〃	加勢敏和	胆振東農業共済組合副組合長
〃	星　　眞	東胆振地区農業改良普及センター所長
〃	安倍利夫	厚真町助役

厚真町農業振興計画推進委員会名簿
任期　平6年5月13日～平9年3月31日

職　名	氏　　名	地区名	所属組織等
委員長	久保　正	軽　舞	厚真町和牛生産改良組合
副委員長	畑島賢蔵	東　和	第2地区代表
委　　員	日西善博	高　丘	厚真町米麦改良協会
〃	大垣俊昭	豊　沢	厚真町てん菜振興会
〃	中川信保	宇　隆	厚真町そ菜園芸振興会
〃	堀　弘幸	厚　和	厚真町酪農協議会
〃	海沼裕作	共　和	(旧)農業を考えるプロジェクトチーム
〃	渡部孝樹	共　栄	厚真町農協青年部
〃	小納谷道子	幌　内	厚真町農協婦人部
〃	東川順子	軽　舞	厚真町農協婦人部若妻会
〃	佐藤正芳	富　里	第1地区代表(幌内～吉野)
〃	早坂信一	吉　野	〃
〃	熊沢和明	桜　丘	第2地区代表(東和～厚真)
〃	堀田義勝	新　町	第3地区代表(本郷～美里)
〃	水野克則	美　里	〃
〃	中島豊治	豊　沢	第4地区代表(上野～共栄)
〃	松下周司	共　栄	〃
〃	小泉　修	富　野	第5地区代表(富野～浜厚真)
〃	沢田和博	共　和	〃
〃	岡村信洋	軽　舞	第6地区代表(軽舞～鹿沼)
〃	前田和哉	鹿　沼	〃

第３次厚真町農業振興計画

◆第３次農業振興計画の性格

この計画は昭和58年度に策定した第１次計画、平成３年度に策定した第２次計画の基本的な考え方を踏まえ、厚真町農業振興計画推進委員会が議論を積み重ねて策定したものであり、内外の農業情勢の変化に対応するための農業者、農業関係機関の共通指針となるものです。

◆計画期間

計画期間は平成８年度から平成11年度の４年間です。

なお、社会経済情勢や技術の進歩はつねに流動しており、計画推進は本町農業の動向など実態把握に努めながら、情勢変化に即した新しい施策の検討や見直しなど、弾力的に対応していきます。

Ⅰ　新たな厚真町農業の創造

◆厚真町農業発展の基本理念

- 今日、厚真町農業を取り巻く情勢は、農業の国際化の進展、農業就業者の大幅な減少と高齢化による農村活力の低下など、かつてない厳しい状況に直面
- しかし、『農業』は、緑豊かな自然環境のもとで、自らの技術や経営能力、創意・工夫を経営成果に反映することが可能なやりがいのある職業。また、国民生活にとって最も基本的な食糧生産と自然環境の維持・保全という重要な役割
- 農業を基幹産業とする本町は、新しい社会経済環境に対応できる農業を再構築し、持続的に発展していくことが町内全体を活性化
- 次代を担う卓越した創造力と優れた経営能力を備えた意欲あふれる担い手によってたくましい経営を確保し、環境との調和に配慮しながら安全で高品質な農畜産物の低コスト生産を推進
- 厚真町の豊かな緑に囲まれた農村空間の中で、人と自然のふれあい、人と人との交流を通じて活力と潤いのある生活文化を築き上げ、21世紀に向けて夢と希望の魅力ある厚真町農業の実現に、農業者・関係機関が一丸となって取組みを強化

１．環境に優しく安定した農業の実現

- クリーン農業生産体制の整備
- 農業廃棄物の処理体制の確立
- 土づくり運動の啓発
- 堆肥供給システムの整備
- 土壌分析・診断の充実・強化
- 農畜産物の生産技術の高度化による単位当たり生産量、品質の向上、コストの低減
- 野菜や花卉などの導入と産地形成の促進
- 生産アドバイザーの設置
- ニーズに合わせた生産販売の対応
- 多様な販売チャンネルに対応できる農畜産物の流通販売戦略の確立
- ほか

２．効率的な生産体制の実現

- 『集落アクションプラン』作成の取り組み
- アクションプランによる集落システムの整備
- 営農集団等、組織の育成
- 農業機械銀行の充実・強化
- 農家や集落を支援する地域システムの整備
- 農地銀行の充実・強化
- 農用地利用改善団体の設立
- 農地保有合理化法人活用による農地売買事業
- 引受手のない優良農地の保全管理手法の検討
- 転作団地の形成促進
- 集落別・年次別土地基盤整備計画の樹立
- 国営かんがい排水事業関連の計画的推進
- 有利な補助事業による土地基盤総合整備推進
- モデル事業による低コスト工法の研究
- 賃貸借農地の基盤整備マニュアル作成　・ほか

３．ゆるぎない農業の実現

- 担い手育成夢基金の造成と農業担い手育成システムの整備
- 本町農業の担い手が育つ環境づくり
- 後継者等に対する研修指導対策の整備
- 経営者等に対する研修の充実
- 意欲ある担い手への金融支援の充実強化
- 新規参入者の受入れ窓口の設置
- 地域の担い手明確化と認定志向農業者の育成
- 農業経営改善支援センターの機能充実
- 家族経営協定の推進
- 休日制の取組み
- 農業経営管理の合理化促進
- 農業生産法人設立の相談指導体制の整備
- ほか

４．快適な生活空間と活力ある地域社会の実現

- 農道網の整備
- 合併浄化槽による水洗化と多世代住宅の整備
- 全町をあげた美しい景観づくり
- 生きがいの持てる環境づくり
- 都市生活者との交流促進
- ほか

厚真町農業基本指標の見通し

◆農業構造の見通し

○農家戸数と専兼別農家数の見通し

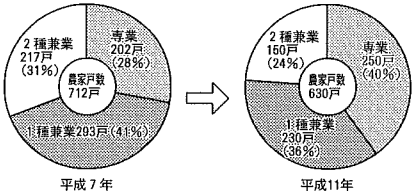

○経営耕地規模別農家戸数の見通し

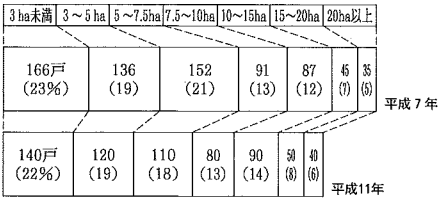

◆農作物作付面積の見通し

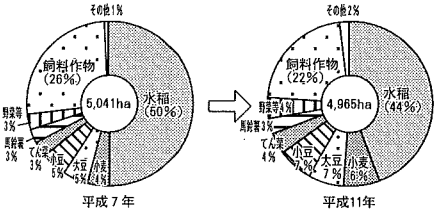

◆農業粗生産額の見通し(ブロイラーを除く)

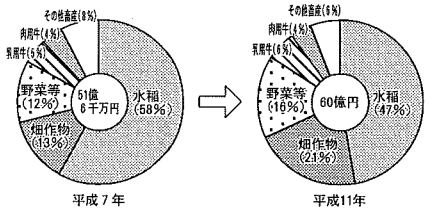

○農家人口・農業就業者の見通し

区　分	平7	平11	指数
農家人口	2,764人	2,450人	89
1戸平均	3.9	3.9	100
農業就業者	1,861	1,650	89
1戸平均	2.6	2.6	100

○農用地面積の見通し（ha）

区　分	平7	平11	指数
水田	3,770.44	3,685	98
水張面積	3,680.42	3,600	98
畦畔等	90.02	85	94
畑	1,456.45	1,400	96
普通畑	1,129.18	1,110	98
牧草地	327.27	290	89
樹園地	14.99	15	100
合計	5,241.88	5,100	97

○主要農畜産物の目標単収

区分	平7	平年	平11	指数
水稲	477	494	510	103
小麦	36	266	450	169
大豆	225	238	300	126
小豆	181	223	240	108
てん菜	5,660	5,100	6,000	118
馬鈴薯	1,634	2,500	2,500	100
ほうれんそう	2,200	2,530	3,000	118
とまと	5,900	5,120	9,450	185
メロン	1,600	1,930	2,000	104
牧草	3,500	3,500	4,500	129
生乳	6,858		7,800	114
乳牛子牛取得		94%	96%	102
肉牛子牛取得		90%	93%	103

◆農業所得の目標

専業農家の所得目標	600万円以上

農畜産物生産計画

区分		現況（平成7年度）推計					目標（平成11年度）				
		規模 (ha、頭羽数)	単収 (kg／10a)	生産量 (トン)	単価 (円)	生産額 (百万円)	規模 (ha、頭羽数)	単収 (kg／10a)	生産量 (トン)	単価 (円)	生産額 (百万円)
水稲	うるち玄米	2,352					2,200				
	(特別栽培米等)	(22)					(440)				
	(加工用米)	(127)					(110)				
	計	2,501	477	11,930	250.4	2,987	2,200	510	11,220	250	2,805
畑作物	小麦	189	36	68	133.5	9	300	450	1,350	142	192
	大豆	234	225	527	225.0	119	350	300	1,050	250	263
	小豆	274	181	496	283.3	141	350	240	840	280	235
	てん菜	168	5,660	9,509	17.3	165	200	6,000	12,000	17	204
	馬鈴薯	134	1,634	2,189	109.1	239	170	2,500	4,250	90	383
	(食用)	(128)	(1,603)	(2,052)	(110.0)	(226)	(164)	(2,500)	(4,100)	(90)	(369)
	(種子用)	(6)	(2,283)	(137)	(95.0)	(13)	(6)	(2,500)	(150)	(90)	(14)
	計	999		12,789		673	1,370		19,490		1,277
野菜・花き等	ほうれんそう	6	2,200	132	650.0	86	10	3,000	300	600	180
	トマト	2	5,900	118	305.1	36	6.5	9,450	378	270	160
	(普通)	(1.2)	(5,670)	(68)	(229.0)	(16)	(5.0)	(10,000)	(500)	(250)	(125)
	(ミニ)	(0.8)	(6,250)	(50)	(400.0)	(20)	(1.5)	(6,000)	(90)	(390)	(35)
	メロン	9	1,600	144	420.0	60	15	2,000	300	400	120
	いちご	3	1,200	36	1,000.0	36	3	1,500	45	1,000	45
	かぼちゃ	40	1,100	440	90.0	40	40	1,500	600	90	54
	グリーンアスパラ	10	160	16	760.0	12	10	200	20	800	16
	ブロッコリー	11	500	55	170.0	9	10	500	50	200	10
	ピーマン	1	3,300	33	363.6	12	1	3,500	35	371	13
	(ピメント)	(0.5)	(2,500)	(13)	(629.0)	(8)	(0.5)	(3,000)	(15)	(600)	(9)
	(ピーマン)	(0.5)	(4,000)	(20)	(200.0)	(4)	(0.5)	(4,000)	(20)	(200)	(4)
	だいこん	13	3,769	490	42.9	21	15	3,765	565	46	26
	(普通)	(6.0)	(3,500)	(210)	(62.0)	(13)	(7.0)	(3,500)	(245)	(67)	(16)
	(土付)	(7.0)	(4,000)	(280)	(30.0)	(8)	(8.0)	(4,000)	(320)	(30)	(10)
	スイートコーン	15	667	100	100.0	10	15	700	105	95	10
	長いも(種子)	2	2,000	40	270.0	11	2	2,000	40	275	11
	いんげん	1	500	5	800.0	4	2	600	12	800	10
	キャベツ	3	3,550	107	104.0	11	9	5,000	450	60	27

区分			現況（平成7年度）推計					目標（平成11年度）				
			規模 (ha、頭羽数)	単収 (kg／10a)	生産量 (トン)	単価 (円)	生産額 (百万円)	規模 (ha、頭羽数)	単収 (kg／10a)	生産量 (トン)	単価 (円)	生産額 (百万円)
野菜・花き等	その他野菜		31				46	21.5				11
	花き		4				80	5				100
	ハスカップ		15	138	21	1600.0	34	15	150	23	1,500	35
	しいたけ				120	1000.0	120			120	950	114
	計		166				628	180				942
飼料作物	牧草		1,220 (販380)	3,500	13,300		−	1,030 (販190)	4,500	8,550		−
	デントコーン		77					70				
	その他		2									
	計		1,299 (販380)		13,300			1,100 (販190)		8,550		
緑肥			65					100				
その他作物			11				6	15				6
農産物合計			5,041				4,294	4,965				5,030
畜産	乳用牛	生乳	搾乳 485頭	6,858kg	3,326ﾄﾝ	71.0	236	搾乳 530頭	7,800kg	4,134ﾄﾝ	73	302
		個体販売			405頭	103,700	42			495頭	111,100	55
		計					278					357
	肉用牛	個体販売	繁殖 670頭		554頭	301,400	167	繁殖 780頭		589頭	261,400	154
		肥育牛			46頭	696,100	32			120頭	700,000	84
		計					199					238
	豚		繁殖 467頭		9,380頭	30,700	288	繁殖 460頭		9,200頭	30,000	276
	馬	農用馬	繁殖 10頭		7頭	486,000	3					
		軽種馬	繁殖 109頭		65頭	150万円	98	繁殖 110頭		66頭	150万円	99
		計	119頭		72頭		101	110頭		66頭		99
	その他畜産						4					
畜産物合計							870					970

合　計	現　況　5,164百万円	目　標　6,000百万円

(五)　産地化促進対策特別事業

昭和六十三年度以来二次に亘り延長し、実施されて来た「所得増強対策事業」は、平成七年度が最終年度であるため、次期対策事業につき関係機関からの要望等を取纏め「厚真町農業振興協議会」で協議創設に至った。

（厚真町産地化促進対策特別事業実施要領　概要）

第一　趣　旨…近年、農業・農村を取り巻く社会情勢の変化の中で、新食糧法の施行による課題、輸入外圧とりわけウルグアイラウンド合意によるミニマムアクセス実施など米に関する問題が農家経済に大きく影響を与え本町においても農業構造の変化により農業経営の脆弱化が進み、早急に体質改善時期にきている。この対策は、情勢を踏まえ、自立農業の確立に向け、産地化促進対策本部（以下「対策本部」）の助言・指導のもとに、農業者の自主性・創意工夫を最大限活かし諸対策を総合的に実施し産地化促進を図る。

第二　実施方針…

1、産地化促進対策特別事業は、地域及び農業者の自主的計画を基に、他制度事業との組み合わせにより、着実に産地化の促進を図るものとする。

2、本事業の実施に当たっては、過剰投資とならない様十分に考慮するものとする。

3、事業実施主体自らが生産組織・作物団地化を図り得る様地域で話合い、「産地間競争」に打ち勝つための「地域内協調」により、市場等における優位性を確保するものとする。

第三　事業内容…農業者の自主性・創意工夫を基本とする自立農業確立に向け実施する（※別表）事業とする。

第四　実施期間…平成八年度～平成十年度（三年間）

第五　助成等…町は毎年度予算の範囲内で第三の「実施事業」を行う、事業実施主体に補助金（町補助金等交付規則）を交付する。事業種目毎一事業主体補助金限度額三〇〇万円、事業実施計画は、事業実施主体が作成し、対策本部（農業経営センター）に提出、補助事業完了時に実績報告書を速やかに提出

産地化促進対策特別事業の事業種目及び採択基準

事業種目	事業の内容	実施期間	採択基準	補助率	事業実施主体
ハウス導入事業	施設栽培に係るハウス資材の導入及び灌水施設、暖房機、防除機等管理器具の導入	平成8～10年度	・対象作物：ほうれん草・トマト・メロン・花卉 ・ハウス導入規模：概ね100坪以上 ・管理器具の単品購入事業費：200千円以上 ・導入後、5年以上規定の作物を栽培すること	50%以内	農業者 農業者の組織する団体 農業協同組合
管理用機械導入事業	深耕ロータリー、畦立機、ハウス用マニュアスプレッター、トレンチャー等管理用機械の導入	同　上	・対象作物：ほうれん草・トマト・メロン・花卉 ・3戸以上の共同利用であること ・1台当たり対象面積：別に定める面積	30%以内	農業者等
小規模基盤整備事業	ハウス設置に伴う暗渠、明渠、客土及び転作田の土盛り等の基盤整備	同　上	・対象作物：ほうれん草・トマト・メロン・花卉 ・事業規模：概ね30a以下 ・導入後、5年以上規定の作物を栽培すること	50%以内若しくは100千円／10aのどちらか低い方	農業者等
生産技術等修得事業	生産技術、経営、流通等研修	同　上	・対象作物：ほうれん草・トマト・メロン・花卉 ・1ケ月以上の研修(農家留学・試験場・市場等)	①定額200千円／人 ②2ケ月以上は300千円／人	農業者等
特認事業	町長が特に必要と認める内容	同　上	・対象作物：ほうれん草・トマト・メロン・花卉 ・上記4事業種目以外で町長が別に定める基準	町長が定める補助率	町長が認める者

産地化促進対策特別事業実績表

（平成8年度）　　（単位：円）

No.	事業種目名	件数	工種又は施設区分（事業内容）	事業量	計画事業費	当初補助金	出来高事業費	出来高補助金
1	ハウス導入事業（ほうれん草）	件 16	ハウス3,729㎡ 潅水施設	15棟 10式	13,566,663	6,773,000	13,782,663	6,881,000
2	〃（トマト）	4	ハウス2,687㎡	12棟	11,377,509	5,685,000	11,377,509	5,685,000
3	〃（メロン）	1	暖房施設	1式	237,106	118,000	237,106	118,000
4	〃（花卉）	11	ハウス990㎡ 暖房施設	3棟 1式	3,446,682	1,722,000	3,446,682	1,722,000
5	管理用機械導入事業	1	管理機械	1式	486,778	146,000	486,778	146,000
6	小規模基盤整備事業	3	暗渠排水	64a	1,179,452	415,000	1,139,663	414,000
7	生産技術等習得事業	—	—	—	—	—	—	—
合計		36			30,294,190	14,859,000	30,470,401	14,966,000

(六)　平成五年度　厚真町冷害被災支援事業

①　農用地利用安定確保「被害農業者支払小作料助成」特別対策事業

／	該当件数	対象面積	支払小作料	補助対象額	補助金額	摘要
田	一三九件	三九七ha	九二、九五五千円	八八、六四八千円	一九、三七八千円	支払小作料(一〇アール上限) 田　二五、五〇〇円 畑　六、〇〇〇円 補助率は二二%
畑	一五	二七	一、二九七	一、二三六	二七〇	
(計)	(一五四)	(四二四)	(九四、二五二)	(八九、八八四)	(一九、六四八)	

②　農作物種子確保「被害農業者種子確保助成」特別対策事業

／	該当件数	助成面積	事業費	補助率	補助金額	摘要
水稲	四六三件	二、六〇四ha	二三、五九二千円	一〇〇%	二三、五九二千円	
大豆	四八	七四	一、一八八	五〇	五九四	
小豆	八三	一二三	三、一一五	五〇	一、五五七	
(計)	(五九四)	(二、八〇一)	(二七、八九五)	—	(二五、七四三)	

③　就労推進「緊急圃場整備と現金収入確保」特別対策事業

事業名	実施件数	事業量	事業費	補助率	補助金額	摘要
畦畔嵩上	一七件	一一・二五km	五、二五〇千円	一〇〇%	五、二五〇千円	
客土	二五	一五・三九ha	五、七五〇	一〇〇	五、七五〇	
(計)	(四二)	—	(一一、〇〇〇)	—	(一一、〇〇〇)	

④　小規模土地基盤整備…(平成五年冷害対策…平成六年度実施)特別対策事業

工種		実施件数	事業量	事業費	補助率	補助金額	摘要
直接事業費	畦畔嵩上	八一件	五三、八九〇m	一八、一七〇千円	一〇〇%	一八、一七〇千円	
	心土破砕	七四	一九〇・七ha	四、八八五	一〇〇	四、八八五	
付帯事業費	仮設・雑工事	—	—	一、〇〇二	一〇〇	一、〇〇二	
	設計管理費	—	—	四四三	一〇〇	四四三	
（計）		（一五五）	—	（二四、五〇〇）	—	（二四、五〇〇）	

(七)　土づくり対策

農業生産の基を成す土づくりについては、生産農家自身の努力が続けられて来た、厚真町史（三九五～七ページ）にも記述の通り、堆肥利用組合による汚泥利用、鶏糞堆肥、稲わら牛糞交換、籾殻オガクズ豚糞等を原料とする堆肥づくりは約二〇〇戸、二万トンにも及んだ、又、地力増強事業として堆肥増投・深耕のため、各種補助事業を活用、町費補助とを以て、八集団にクローラ・ホイルトラクター、マニアスプレッター、深耕プラウ、サブソイラー、稲わら収集機械等の整備導入が図られ、町内には土づくり標語入り看板を随所に建て、堆肥・土づくり意識の高揚と定着化が図られた、事務局は農業経営センターが担当し諸活動を特徴付けた。

昭和六十年代以降も地力増強のため、町費による堆肥盤設置や堆肥撒布機（マニアスプレッター）助成が今日迄継続されて来た。同五十九～六〇年本町に食鶏ブロイラー関連企業が鯉沼・厚和地区に進出、排出される鶏糞を町域に留め活用する方針に基づき、町、農協、堆肥利用組合の協議で、同六十三年町の地力維持増進対策事業（鶏ふん処理施設一五、〇〇〇千円）により、事業主体が農協、受託施業者（ブロイラー鶏糞排出請負）が、鶏ふん泥炭堆肥製造を鯉沼地区で実施し、堆肥利用組合の施設や農協需用取纏めによる農家えの供給が主体で、価格面でも有益であり利

用された。袋詰め鶏ふん肥料は、町内外にも販売されたが、類似有機肥料との競合、雨除施設損傷や異臭発生等で困難を極めた。町をはじめ関係機関では既存堆肥施設の整備等を検討するため、府県先進地の視察も行った。

平成六年町議会産業建設常任委員会所管事務調査「土づくり（堆肥）対策」では…

（厚真町の土づくり対策における堆肥増産に対する考え方）

本町耕地の大半は樽前系火山性土であり、土壌の性質として通気、水等物理性は比較的優っているが、肥料成分等化学性は全般的に不足している。

又、作物の生育・安定生産に不可欠な有機物（腐植含量）は、収穫残渣物・小動物の遺体等様々な有機物が長い間に土中分解された一種の化学物資であり、厚真町の耕地全般の数値は二～四％の範囲で低い状態である（二～四％＝含む、五～九％＝富む、一〇％以上＝頗る富む）、この様に本町の生産力の低い圃場の地力維持増進を図るため、有機物等の圃場還元対策が急務である。

有機物の還元対策は、短期対策で出来る緑肥や稲ワラすき込み、未利用資源の活用、高額投資の必要な施設（堆肥盤等）など個々や地域の実情に応じた取組みを従来通り継続推進しつゝ、平成四年度に計画した鯉沼地区の既存堆肥施設の整備計画案を白紙に戻し、平成八年度操業を目途に、公害問題の無い、堆肥製造センター（仮称）の計画を検討した。

これにより平成六年度に本町の潜在的な有機物生産実態を確認し、計画施設、設置場所、原料調達、製造量、運営方法等が関係する機関等で検討された。

○厚真町の堆肥生産量（試算）…耕種関係　四一、〇〇〇ﾄﾝ、畜産関係　一二、三〇〇ﾄﾝ、その他有機物（鵡川衛生組合汚泥、ブロイラー鶏糞等）六、七〇〇トン（計　六〇、〇〇〇ﾄﾝ）

○　〃　農地維持要堆肥量（試算）…七六、四〇〇ﾄﾝが見込まれ、（差引一六、四〇〇ﾄﾝが机上計算上不足）

しかし、本町にあっては、水田には稲ワラすき込みが七割以上の実施を考慮すると、最終的には約七、〇〇〇ﾄﾝ程度が厚真町全体で補充しなければならない堆肥の量と試算される。

こうした中、平成八年三月民間会社から「急速醗酵堆肥製造施設」建設計画の提案があり、これが立地導入につき町はじめ農協等で協議がなされ、『事業主体（㈲有機工業）の製造工程・諸元では、有機質主原料（有機残渣物・家畜糞尿）・水分調整材（もみがら・わら等）をタクシン式急速堆肥製造施設を通し、約三五日間堆積・切り返しを経て、製品（タクシン特殊肥料）の製造とする』本町農業に役立つ構想として、確認され設置場所を高丘地区に建設計画の実現に向け努力中である。

(八)　交流促進センター「湯トピアあつま」開設

本町では町や観光協会が主体となり、従来より観光客の受入れに努めて来たところであるが、自然環境に恵まれた農村と都市との交流促進が、今後一層必要であることから、山村振興等農林漁業特別対策事業（平成六年認定）により、厚真町活性プランが平成七年度に策定された。

現在まで、町域での交流は（厚真ダムキャンプ場・町営大沼野営場・スポーツ関連施設・いも掘観光・田舎まつり・海浜まつり・収穫感謝祭・農村生活を体験する会・この外、イチゴ・ハスカップ狩り体験等で近年三万七千～七万八千人程であり）通年交流型形態になっていない、受入体制や施設規模から本格的な都市住民との交流に転換できない現状と分析され、東胆振四町（厚真・追分・穂別・早来各町）広域交流「ゆうふつルネッサンス計画（空の玄関「新千歳空港」・海の玄関「苫小牧港」、高速道路インターチェンジ、地域内を走る主要幹線道路等の利便性、道都札幌へ至近という優位性を活かした広域交流計画）」があり、通年型都市農村交流を目ざし、施設整備・体験イベント推進体制づくりにより、地域への経済効果の誘引と農業生産現場の実態理解を高めていくことが緊要である。

本事業の具体化のため、平成七年度に「厚真町地域活性化支援機構（農協青年・婦人部・商工会青年部・漁協青年部」が設立され、「（交流促進施設整備事業）交流促進センター」（平成八年十二月二十日町営〝湯トピアあつま〟としてオープン）と「（農業振興事業）農林水産物処理加工施設」（平成七年厚真町農協営…農協婦人部〝味噌加工〟と

して開設）の建設計画に参画した。

本施設名は、広報あつまで施設紹介と併わせ公募され、三十四点の応募から、表町山田容子（厚真中央小四年）の作品「湯トピアあつま」を以て命名した。

施設内容は、宿泊施設（宿泊定員一般四〇人、合宿泊四〇人）・入浴施設・農林漁業振興に伴う加工体験・都市地域住民との交流等の利用創出を要し、当初第三セクター方式（民間活力導入）も検討を重ねたが、初期段階は町営として将来、経営安定による独立を期すものとしている。

施設利用者の町民や周辺・都市からの来訪者は、健康増進、温泉湯治に来館多く、観光・スポーツ施設利用者の合宿、更に農畜産物等加工実習利用による「加工・味わう・持ち帰る」交流、農畜産物即売等の利用拡大が期待されている。

（施設の概要）　山村振興等農林漁業特別対策事業

湯トピアあつま…（建物）鉄骨二階建　一、七一九平方㍍

（用地）二・六九㌶

（駐車場）大型バス三台　普通車八〇台

（施設内容）多目的研修室・農産物加工実習室・宿泊室・浴室・食堂

（事業費）八億六三四万三千円

厚真町交流促進センター・既存施設利用関係フローチャート

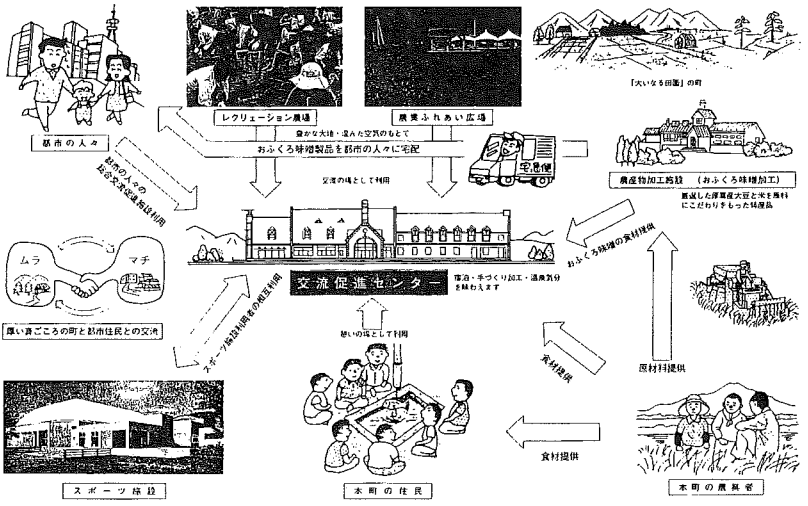

第三節　農業開発

(一)　農地開発

ア、公社営畜産基地建設事業（畑草地・施設）

畜産基盤再編総合整備事業「公社営畜産基地建設事業」は、畜産農家の経営移転、規模拡大に必要な草地、飼料畑の造成・整備をはじめ、畜舎施設等の整備や関連農機具等の導入事業を以て、地域に「畜産生産団地」を事業主体に(財)北海道農業開発公社がなり、建設整備後、町を経由して譲渡する「農・牧場建売制度」である。

本町では昭和五十六年度より着工、町内の山野を耕地転用整備二三〇㌶、整備五五㌶、農業用施設・農機具等導入事業が進められ、昭和六十一年度までに完成施設の譲渡が成され参加農

道費補助　三億一千二六八万一千円
地方債（補正債と地方債）　四億三千七六〇万円
一般財源　五千六〇二万二千円

（厚真地区）公社営畜産基地建設事業　（単位：千円）

種目＼区分		事業量	事業費	国費補助金(道費補助金)	受益者負担金
基本施設整備	草地造成	ha 115.0	196,477	(40,401) 98,238	57,838
	草地整備	40.4	47,813	(9,642) 23,905	14,266
	飼料畑整備	14.7	31,955	(6,531) 15,976	9,448
	還元用地造成	85.7	209,677	(41,934) 104,838	62,905
	飼料畑造成	29.5	80,455	(17,598) 40,226	22,631
	(小計)	ha 285.3	566,377	(116,106) 283,183	167,088
農業用施設整備	隔障物整備	m 10,687	14,351	7,175	7,176
	畜舎整備	㎡ 499.2	39,922	19,961	19,961
	排せつ物還元施設	㎡ 777.6	7,355	3,677	3,678
	乾草舎整備	㎡ 194.4	4,899	2,449	2,450
	(小計)		66,527	33,262	33,265
農機具等導入事業		本機 5台 作業機44〃	66,774	33,386	33,388
計			699,678	(116,106) 349,831	233,741
附帯事務費			6,995	3,497	3,498
合計			706,673	(116,106) 353,328	237,239

家の経営改善に役立っている。

事業受益者は、六七戸（町公共牧場・厚真ファーム）を含む軽舞・幌里・宇隆・豊沢・幌内・鯉沼・高丘・富里・朝日・富野・厚和・鹿沼・吉野・桜丘・美里・上厚真・豊丘の一七地域で整備造成が行われた。

イ、道営農地開発事業（富里地区）

農畜産輸入自由化や米の過剰基調による生産調整は、低米価、転作奨励金の低減ときびしさを増す中、農業者は複合経営としての「畑作・野菜」のウエートを高めるため、昭和五十四年頃から開発適地を求め、山林・原野を開発「畑地造成」による経営規模拡大を図り、経営の安定を期さんとする地域があり、厚真町史四〇九ページ実施中の事業が完成した。概要は次のとおりであり、この意欲的取組み努力と経営改善を期待するところである。

（富里地区…道営農地開発事業…〈着工〉昭和五十四年度〈竣工〉平成元年度）

本地区は厚真市街より北東約五キロに位置し、標高四〇～九〇メートルの丘陵地帯で、地域農家は稲作主体の経営であるが、未墾地を農地造成し、経営規模を拡大して田畑複合経営をめざし、安定した農業経営を図るため計画され一部既墾地を含め客土・区画整理（波状地均平化）、農道網整備、野菜取り入れのため畑かん施設を竣工した。

受益面積	六二・四ha	受益戸数	三六戸	総事業費	八一二・八五〇千円
負担区分…（国）六四%・（道）二〇%・（地元）一六%					
事業主要工種	工種	事業量	事業費	一〇a当り	事業内容
	農地造成	五一・二ha	三〇三、八七〇千円	四八七千円	内客土四五・六ha
	農道	二、九二七m	一八六、二三〇	二九八	アスファルト舗装、三支線（町道）
	畑かん	施設二ヶ所、管路五、〇二〇m	二三四、三九〇	三七六	スプリンクラー撒水（二三ヵ所）

区画整理	一一・二ha	七、七〇〇	一二	起伏修正・客土
その他		八〇、六六〇	一二九	
計		八一二、八五〇	一、三〇二	

本事業の竣工式・祝賀会は、道営農地開発事業富里地区促進期成会（会長石井一義）により、平成元年十一月二十八日（総合福祉センター）関係者二二八名が出席し盛会に催された。

ウ、国営農地開発事業（豊丘地区）

事業年度（基本計画・全体実施計画）…昭和六十年度・（事業実施）…昭和六十二年度～平成七年度

本事業は、米の過剰基調の中で水田利用再編対策により転作強化が四〇％を超え、畑作・畜産への経営ウエートを高めざるを得ない状況から、厚真町東南地帯から鵡川に及ぶ丘陵未利用地を農地造成し、経営規模拡大による畑作との複合経営を目指し、国営農地開発事業「豊丘地区」として、昭和六十二年度に事業採択・着工となった。

当初、受益者七七戸、農地造成計画面積四五六㌶を以て起工（六十三年九月十四日起工式　国営農地開発事業豊丘地区促進期成会長　岡村信一郎）したが、平成四年と六年度において、この間の農業情勢変化や平成五年の大凶作などから、不参加及び縮小希望者を生じ、実施事業規模・工法・事業費・営農計画の見直しと変更を余儀なくされ、平成七年度を以て農地造成二七四㌶、関連施設などの完成を見たもので、今後の農業経営複合化に進展が期待される。

（農地開発事業の概要）

受益面積と戸数		町別	造成面積	対象地・地目	受益者
二七四ha	四八戸	厚真町	二三四ha	(田)三ha (原野)八六ha (山林)一四五ha	四三戸
		鵡川町	四〇	—（〃）一九（〃）二一	五

工事概要					
工種	事業費	事業量	うち厚真町域	うち鵡川町域	
(一)農地造成	二、三七九、五四三千円	(改良山成工)畑二五三・二六ha	…農地(畑) 二一六・七五ha	農地(畑) 三六・五一ha	
(二)防災施設	四五五、八九六	(一式) 一、八〇〇m	(うち一支線は両町域にまたがる)		
(三)道路	一、七五七、八八一	(一〇支線)一三、四九二・五〇m (舗装) 一、三三五・一四m	…九支線 一二、八四四・五m (一ヶ所)一、三三五・一四m	二支線 六四八・〇m	
(四)客土	二〇六、〇一三	一六五・七ha (投入量四〇〇㎥／ha)	…客土 一四七・六ha	客土 一八・一ha	
(総事業費)	四、七九九、三三三千円				

・平均増反面積…五・七㌶（受益者平均耕地面積 一四・七㌶）

・一〇㌃当り事業費…一、七七四千円（うち地元負担 一〇五、三七三円）

本事業の竣工式・祝賀会は、国営農地開発事業豊丘地区促進期成会により、平成八年十二月六日（総合福祉センター）関係者一六〇名が出席し盛会に催された。

エ、町単独小規模土地改良事業

本町では、総合的土地基盤整備事業として、開拓パイロット事業・農業構造改善事業に続く団体営以上の事業は、苫小牧東部工業基地建設等前途えの不安から推進に至らず、今日迄町単独による自力での土地改良事業を進め、圃場条件の整備で転作の強化等に対処して来たのである。

（小規模土地改良事業年度別　実績）　（　）二次買収関連分

年度	戸数	事業費	補助金	区画整理 戸数	区画整理 事業量	客土 戸数	客土 事業量	暗渠排水 戸数	暗渠排水 事業量	用排水路 戸数	用排水路 事業量	土改材撒布 戸数	土改材撒布 事業量
昭和五〇～五四年度	一〇六戸	四三、六七六千円	一三、二七五千円	四五戸	七七・九ヘクタール	二一戸	三七・一ヘクタール	一戸	一五・六ヘクタール	四一戸	五・八一五メートル	一戸	（四・八）ヘクタール
	（一一）	（六八、六四五）	（五、一一八）	（一一）	（五八・九）	（一一）	（六・一一）		（一一、三〇〇）	（一一）	（一、三〇〇）	（一）	
〃 五五～五九年度	三四	一六、〇七四	六、二九六	九	一八・五	一四	二一・四	七	一二・三	二	二〇〇	一	（二八・三）
	（三一）	（六五、六三四）	（五〇、五四〇）	（一九）	（五八・九）	（一九）	（四八・一）	（五）	（一一・二）	（一六）	三、三八六	（九）	
〃 六〇年度	一六	八、五六三	二、六五五	九	一一・八	四	七・〇	二	一・九	一	一	一	一
〃 六一〃	二	一、一九〇	三八一	二	一・四	一		一	〇・三	一	一	一	一
〃 六二〃	六	三、一九五	一、〇五四	六	八・四	一		一		一	一	一	一
〃 六三〃	四	二、七一九	八一七	三	二・四	一	一・一	一	一・五	一	一	一	一
平成元〃	五	二、三六九	七五〇	三	三・二	二	一・一	一	〇・七	一	一	一	一
〃 二〃	四	一、六七三	五二六	四	四・三	一		一	〇・五	一	一	一	一
〃 三〃	六	二、九五四	九四〇	五	五・五	一		一	〇・五	一	一	一	一
〃 四〃	五	一、七〇二	四六七	一	五・五	一		一	二・八	一	一	一	一
〃 五〃	五	二、八五〇	九四〇	五	六・〇	一	一六・〇	一	三・〇	一	一	一	一
〃 六〃	七	二、二四八	九四〇	六	六・五	五	一六・〇	一	三・〇	一	一	一	一
〃 七〃	六	一、八六八	一	四	三・五	五	一六・〇	一	三・〇	一	一	一	一
（計）	（七五）	（四一、二七三）	（一二、六四八）	（四七）	（五三・〇）	（一六）	（四〇・一）	（一三）	（一三・七）				
合計	二一五	九二、八一三	三二、二一七	一〇一	一四九・四	五一	九八・六	四一・六	四三	六・〇一五		一	
	（三四）	（七一、二七九）	（五五、六五八）	（一一一）	（六四・八）	（一一一）	（五四・三）	（一一・二）	（一八）	（四、六八六）		（一〇）	（三三・一）

(二)　勇払東部地区　国営かんがい排水事業（厚真川水系河川改修関連）

厚真川の第二次河川改修は、計画高水量一、四〇〇㎥／Sを一、七〇〇㎥／Sに見直すことから、厚幌ダムを建設し「治水対策と農業用水不足解消、水道水確保」の多目的を期そうとする。昭和五十二～六十年に北海道単独事業費で進められ、昭和六十一年から、河川総合開発事業として実施計画調査に入るに当り、厚真町に対し農業をはじめと

する利水量の確定が求められた。町内では地元説明・検討委員会・議員協議会・各農業団体等と協議が重ねられ、推進対策委員会（委員長　岡村信一郎）の設置により、国営かんぱい（道営土地改良）事業の地元推進体制が確立した事から「勇払東部地区」として、地区調査要求を行い調査採択となった。

（平成二～七年度）

平成五年十月迄、受益面積の決定・配水施設の検討、農業利水容量の算出とダムとの調整、営農計画概定、受益面積、参加意向調査、土地改良法第三条資格者確認、一筆精査により、用水改良一、九七〇鈴、畑地かんがい三六〇鈴、排水改良一、九四〇鈴（水田一、五九〇鈴、畑三五〇鈴）と決定、事業参加意向は平成五年七月十六日土地改良区総代会による議決で確認され、これを受け同年七月二十一日勇払東部地区国営かんがい排水事業促進期成会（会長　町長藤原正幸）が発足し、受益者に対する仮同意書取纏めに努め、ほぼ一〇〇％の同意を得ている。（北海道開発局から農林水産省に全体実施設計概算要求時、土地改良区総代会議決書、地元仮同意書三分の二以上必要）

① 地区調査（平成二～六年度）
調査費　一億四千万円
（平二―三千万円・　同三―四千万円、　同四―四千万円、　同五―二千万円、　同六―一千万円）

② 全体実施設計調査（平成七年度）
調査費　八千万円

○（厚幌ダム関連）勇払東部地区国営かんがい排水事業計画（概要）
総事業費　二八〇億円（事業費数値は、当初計画の数値である）

① 国営土地改良事業（事業主体　北海道開発局）
事業費　一八一億円（平成七年度調査費　八千万円含む）
全体実施設計期間　平成七～八年度

工事期間　平成九～十八年度

事業内容　頭首工　二カ所（東和・美里頭首工）

用水路　五条（五三・五㎞…厚幌導水路二一・四、豊川用水路一一・〇、富野用水路四・九、鹿沼用水路一六・二）

排水路　三条（九・〇㎞…トーマナイ排水路、ラフナイ排水路、軽舞排水路）

水路橋　一基（厚真川横断豊川に渡す）

ファームポンド　一基（鹿沼）

②　道営土地改良事業（事業主体　北海道）

事業費　九九億円

うち　道営幹線事業…事業費　四一億九千万円

頭首工（三区）一基・揚水機場（九区）一基・水路橋（五区…厚真川横断朝日方面）一基・幹線用水路・管路工・畑かん幹線

うち　併せ行う事業…事業費　五七億一千万円

支線水路・暗渠排水（水田三割見込）・客土（水田一割見込…北央部）

※本計画には、畑地かんがい事業（三六〇㌶）が取り入れられ、事業効果の早急発現のため、平成七年度以降、「勇払東部地区農業振興センター（胆振支庁支援・町はじめ関係団体・指導機関構成）」設立と「試験圃場」が設置された。（町の基本的考え方…地元負担）

○　農業用水

・国営事業の地元負担（一〇％相当額）は、全額町負担

・関連道営幹線事業の地元負担（二五％相当額）の½は、町負担

なお、この勇払東部地区かんがい排水事業の受益者負担が発生する時点で、以前の道営農業用水関係事業（幹線水路・小規模貯水ダム事業等）受益者負担が、その後の農家負担が加重にならないよう調整をする。

○　水基金の創設積立

（勇払東部地区）国営かんがい排水事業計画　全体実施計画（実質スタート）採択までの経過

年度	諸会議等	事業調査等	
昭和六一年	(11／10)支庁・土現・建設部・地元事業推進討論会	一㈣	
〃六二	関係者打合・検討会－6、議員協・議会(開特)－4、土地改(役・総代会)－2、地区説明会(豊沢～鹿沼)－5、団体長－1	一八	
〃六三	関係者打合、検討会－4、議員協・議会(開特)－3、三団体(議会、農委、農協)－1、団体長－1、厚幌ダム懇－1、地区説明－3、土地改(総代)－1、農委－1	一五	事業計画現地調査－道、次年度新規調査意見提出、予算化見送通知
平成元	議会(開特)－2、地区説明会－2、農協理事会－1、土地改(臨・通)総代会－2、検討会－国営事業地区推検委発足(3／5)－3、開発局関連、四区衆議、大蔵農水開発庁陳情－4	一四	事業計画道現地調査(事前水調査)完了、平二新調、地元意見提出、農水大蔵ヒヤリング、調査費三千万内示
〃二	関係機関事務打合－3、議会・(開特)－1、国営推検委(幹事会)－3、土改(臨)総代会－1、開発局、四区衆議、農水、開発庁陳情－2	一〇	開発局関係者来町－3、現地調査
〃三	事務打合－6、議会(開特)－2、土地改(臨・通)総代会－2、国推検委－3、北部農懇－1、自治会長会－1、五団体懇－1、先進地視察－1、都市計審－1	一八	農委(厚幌ダム・勇払東国営)促進要望、関連事業調査補正、道(農村計画)調査
〃四	推検委－2、議会、(開特・協)－7、土地改(理・臨・通)総代会－6、農委－1、農協(理事会・青年部)－3、五団体懇－1、地区説明会－23、推検委、関係機関視察(岩見沢)－1	四四	道(農村計画)調査

平成五年	議員協－1、土地改(理)－1、勇払東部地区国営灌排事業促進期成会設立(7／21)－7、地区説明会(実施仮同意)－14、北海道開発局陳情－1、先進地視察(幌向国営灌排)－1	二五	開発局関係者来町(打合)－5、室蘭開発建設部「事業化推進確認書」提出
〃六	建設部・支庁・町・土地改打合－9、国営推検委－2、期成会(役総)－2、厚幌導水路説明－1、建設部、開発局、中央陳情(町長、議会、三団体)－19	三三	同意書(室建)提出、全体実施設計費八千万円内示、陳情報告会(12／22)
〃七	全計関連事業打合－6、期成会－1、説明会－1、視察(富良野)－1、中央陳情(町長、議会)－4、議会開特－2	一五	全計協力(勇払東部地区農業振興センター設立)、畑かん試験圃設置打合

尚、この期間内で町単、道、国費一九、七三四千円の関連事業計画調査(計画構想・経営実態・地元意向・未端用排水路検討)が委託された。

㈢　二一世紀高生産基盤整備促進特別対策事業の取り組み

(勇払東部地区国営かんがい排水事業の道営土地改良事業部分)

厚真川水系の「厚真川総合開発事業計画」は、先発の河川改修に次いで、「厚幌ダム建設計画(関連)勇払東部地区国営かんがい排水事業」は、実施に向けて平成七年度に始動した、内道営土地改良事業につき平成八年度に北海道が実施要領を打ち出した「二一世紀高生産基盤整備促進特別対策事業(地元負担五%超える部分…町1/3負担を条件に道2/3負担の道単独事業)」が町・受益者負担の軽減から、可及的な移行実施を期すこととなった。

◎二一世紀高生産基盤整備促進特別対策事業…厚真町整備促進計画書(平成八年八月二十日提出)

① 厚真町全域の促進計画であり、勇払東部地区国営かんがい排水事業との整合性をとり作成された。

② 予定事業内容等…厚真地区道営担い手育成基盤整備事業(区画整理型)

受益面積－区画整理三、一三〇㌶(一㌶区画)、畑区画整理三〇㌶、

暗渠排水一、〇九三㌶、客土五三七㌶、用水施設三、一三〇㌶(以下略)

この計画書に対し、

「二一世紀高生産基盤整備促進特別対策事業（市町村）整備促進計画認定書」
（胆耕地第九三一号　平成八年十一月五日）
二一世紀高生産基盤整備促進特別対策事業実施要領（平成八年四月八日付け事調第二九号農政部長通達）第四の一の規定に基づき申請のあった、市町村整備促進計画について認定します。
なお、市町村整備促進計画の推進に当たっては、国の予算動向や国営等関連事業との施行時期の整合性を踏まえるとともに、整備の緊急性を勘案のうえ道が作成する基本計画の主旨に沿って実施していきますので貴職におかれましても事業の円滑な実施が図られるようご協力をお願いします。」

第四節　農業委員会

戦後、昭和二十六年に制定された農業委員会法により、設けられた農業委員会は農業振興の基幹である、農地行政諸般の適正を期し、農地に係る移動斡旋・調停・賃貸借農地の集積利用増進と集団化、農政では農業振興・構造・担い手・年金・農業金融等に関与し、厚真町農業振興上の関連責務を担って来た。
近年における農業・農村をめぐる情勢は、農畜産物の輸入自由化・農家の高齢化の進行・担い手不足等の課題をかゝえ、国家将来の食糧生産・自給率向上の点からも深刻である。
農地法の一部改正後、農用地利用増進法による農地流動化は、経営規模拡大のため農地集積に効果をもたらしましたが、平成三年農用地利用増進法改定と「農業経営基盤強化促進法」の制定やウルグアイラウンド合意後の国内対策等は、国際競争に勝ち残れる経営基盤の確立のため、各市町村において地域農業の発展方向を見定める中で、多用手段での農地流動・農村活性化に農業委員会の役割と対応も多く期待されている。

元・厚真町農業委員会会長　大坪頼幸北海道産業貢献賞（知事表彰）（平成三年三月）…

昭和四十四年厚真町農業委員会委員に当選以来六期一八年間、同会長職務代理者、会長、胆振地方農業委員会連合会長、北海道農業会議員・同常任会議員として、農行政の適正な執行並びに水田利用再編対策など農業情勢の変改の中、農家経済の向上に尽し、苫東基地関連の代替え農地調整・確保・農業者年金協議会設立（昭六十一年）農村・農業振興に貢献事蹟で受賞。

○　農地の有償所有権移転・貸借の状況及び標準小作料

区分＼年度								
所有権移転（ha）	合計	田	昭和60	〃 61	〃 62	〃 63	平成元
		畑	31.0	17.6	9.8	15.8	30.0
		計	122.9	23.7	101.9	42.7	42.2
貸借（ha）	合計	田	(153.9)	(41.3)	(111.7)	(58.5)	(72.2)
		畑	86.7	104.6	118.5	146.2	119.2
		計	16.4	15.2	20.3	18.0	26.0
標準小作料（10a／円）	田	上	(103.1)	(119.8)	(138.8)	(164.2)	(145.2)
		中	(480kg以上) 33,500	33,500	(改) 32,000	32,000	32,000
		下	(479～420) 29,000	29,000	27,000	27,000	27,000
	畑	上	(419kg以下) 23,000	23,000	22,000	22,000	22,000
		中	6,000	6,000	6,500	6,500	6,500
		下	4,500	4,500	5,000	5,000	5,000
離農	戸数		2,000	2,000	2,500	2,500	2,500
			3	11	9	9	11

〃 8	〃 7	〃 6	〃 5	〃 4	〃 3	平成2
5.3	8.7	4.4	10.7	13.4	15.6	21.2
0.4	9.5	12.0	17.2	282.3	19.2	8.0
(5.7)	(18.2)	(16.4)	(27.9)	(295.7)	(34.8)	(29.2)
224.4	151.4	154.0	204.5	145.6	123.1	113.9
22.3	37.6	15.6	33.3	27.5	39.6	36.4
(246.7)	(189.0)	(169.6)	(237.8)	(173.1)	(162.7)	(150.3)
(改) 24,500	25,500	25,500	(改) 25,500	27,000	27,000	(改) 27,000
20,000	21,000	21,000	21,000	23,000	23,000	23,000
15,000	16,500	16,500	16,500	19,000	19,000	19,000
6,000	6,000	6,000	6,000	6,500	6,500	6,500
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
19	10	17	22	5	13	17

（注）所有権移転は、農地法第三条・農用地利用増進法及び農業経営基盤強化促進法の許可によるもの。
貸借は、農用地利用増進法及び農業経営基盤強化促進法の許可によるもの。
離農戸数については、厚真町農業委員会選挙人名簿登録（一月一日現在）による。

農業経営規模拡大による自立農業の確立は緊要であるが、農地取得は農畜産物価格の低迷等を反映し近年減少する中で、「利用権設定」での農用地利用増進及び集積が農業委員会を通じ図られ増加している。

○　農地集積化促進助成金交付事業

農用地の流動化対策の一環としての「農地集積化促進助成金交付事業」は、農作業の効率化・生産コストの低減、農地の集団的・有効利用を図るため、五年以上の賃貸借により、農地を集積し団地化を形成した場合に借り手となる農業者に助成金が交付させるもので、平成元年度から実施されて来た。

農地集積化促進助成金交付基準		田				畑			
		地続団地		単独団地		地続団地		単独団地	
		新規設定	継続設定	新規設定	継続設定	新規設定	継続設定	新規設定	継続設定
		一〇、〇〇〇円	六、〇〇〇〃	六、〇〇〇円	三、五〇〇〃	六、〇〇〇円	三、〇〇〇〃	三、五〇〇円	一、八〇〇〃

但し、団地一紘以上、限度額（一世帯）六〇〇千円

（平成元～八年度）農地集積化促進助成金交付事業実績

年度＼実績	新規設定	継続設定	計	助成金	年度＼実績	新規設定	継続設定	計	助成金
平成元年度	（一〇件）	（七件）	（一七件）	二、六〇五千円	平成五年度	（一四件）	（七件）	（二一件）	五、二八四千円
	二〇・〇二ヘクタール	一〇・〇六ヘクタール	三〇・〇八ヘクタール			四七・八〇ヘクタール	八・四〇ヘクタール	五六・二〇ヘクタール	
〃二	（七）一九・三〇	（四）一一・〇〇	（一一）三〇・三〇	二、五九二〃六	〃六	（三二〃）六八・二〇	（三六〃）六八・五〇	（六八〃）一三六・七〇	八、一六五

平成三年度	二〇・二〇（六）	九・七〇（四）	二九・九〇（一〇）	二、六〇一	平成七年度	四二・二〇（二五件）	五五・四〇（二九件）	九七・六〇（五四件）	五、五七七
〃四〃	二三・六〇（一一）	三・八〇（一）	二七・四〇（一三）	二、五八九	八〃	七三・八〇（三七〃）	一四〇・五〇（五二〃）	二一四・三〇（八九〃）	一〇、〇四〇

件数：延件数

○　農業者年金

農業者年金基金法（昭和四十五年）の制定以来、農業者の老齢化や経営委譲に対応してきたが、平成八年度改正で、①年金財政安定化…保険料引上・国庫補助の増額、②農業専従女性加入の途拡大、③経営委譲要件の改善等が加えられている。

厚真町農業者年金の取扱状況

区分＼年度	昭和六十二年	平成元年	平成三年	平成五年	平成七年
被保険者数	六三三人	五五三人	四七六人	四一六人	三七九人
受給者（委譲年金／老齢年金）	受給者総数一七八	二〇九	二六〇（一八八／七二）	二七七（二一〇／六七）	三一六（二二二／九四）

○　農業後継者・配偶者対策（農村青年・都市女性交流）

住みよい厚真町、農村地域社会の農業・農家生活を都市女性に理解を深めて頂くため、農業の担い手として努力している農村青年との交流を図る催事が、町・農協助成と後継者対策を進める農業委員会が実施して来た。

一、青年交流の集い

「自然とふれあう集い…交流プラザ・イン・あつま（昭和六十～六十二年）」厚真ダムキャンプ場外町内一泊交流会…野営

会食、カラオケ、ダンス、ニジマス釣り、町内めぐり等実施…毎年一五～二〇名苫小牧・室蘭・札幌ＯＬ・看護婦等を迎え、町内農業青年も一五、六名参加、以降も自然環境に恵まれた農村あつまでの催事を企画交流を深めている。又、東胆振農村青年「彩る船の旅」（平成二～四年…厚真はじめ七市町の東胆振広域農業振興協議会主催）十一月に苫小牧～東京間フェリー四日間に亘り研修（地域農業紹介・ディズニーランド等）に本町をはじめ東胆振各町の農業青年、応募都市女性も多数参加しての洋上交流が催されました。

二、農村生活体験者受入事業（昭和六十三年創設）

参加資格二三才以上、心身とも健全未婚女性、厚真町の良さ農村生活の理解深めるため一カ月以上滞在、体験希望者の意向に沿い、受入可能農家と調整協議し決める。（一カ月以上滞在者に帰省助成・一日当り手当四、一六〇円支給）

年度	問合せ	申込受理	体験者数	平均年令	平均滞在日数	摘要（成婚）
昭和六三年	四七件	二八件	二〇人	二三・五才	三三・三日	五組
〃元〃	三七	一七	一三	二三・八	四九・八	三組
〃二〃	六三	二四	一六	二四・五	三〇・六	一組
〃三〃	四五	一七	一二	二三・八	三八・六	一組
〃四〃	五六	一九	一二	二五・二	四二・七	一組
（計）	（二四八）	（一〇五）	（七三）	（二四・一）	（三八・〇）	（一一組）

体験者の受入状況

※体験者出身地…（関東）三二人・（関西）二五人・（中部）七人・（九州）四人・（その他）五人
※体験前職業…（ＯＬ）二八人・（フリー）一三人・（学生）一二人・（保母等）一〇人・（看護婦）五人・（その他）五人
※事業費（五年平均一年）一、九九〇千円（就職情報雑誌掲載料一、二三六千円・帰省助成三三四千円・他見学受入農家報償四二〇千円）

第五節　農業団体等

(一)　厚真町農業協同組合

厚真村史（二四二～六一ページ）、同町史（四一四～一七ページ参照）、経済社会の進展、国際化が進む中で農畜産物の市場解放、自由化の外圧、国内的には食糧需要の飽和基調から転作強化、安全安価の食糧供給が求められる一方、農業経営者の高齢化・担い手不足下で産地間競争が激化し、農協（平成四年ＪＡと改称）のこれらに対応する経営体質改善と将来農業のゆるぎない構造改革への取組み努力が続けられている。

年度	特記事項	組合員	目的団体	役員選任等（◎組合長理事　○副組合長　△代表監事）	（機構）職員（常雇）
昭和61	・酪農計画生産と牛乳消費拡大 ・上厚真支所ＡＴＭ設置、公定歩合（四次）引下 ・てん菜糖分取引と原料直送　・豊作一八一、一二一袋出荷（一等米五六・五％） ・系統畜産団地（和牛）認定　・畑作物作付指標推進 ・農業祭（第八回－母ちゃん運動会・収穫感謝祭）、新就農激励と経営移譲組合員慰労会	960人 〔正－739 準－221〕	21	※昭六一・四・十一（通常総会）任期改選 理事　◎大岩滋雄　○岡村信一郎 早坂　清・犬飼仙松・中村　清 加藤一信・吉岡俊一・山本孝一 今村敏郎 （新）浅野勝善・本田直隆・神島次作 監事　△宮坂正光・藤山　正・松平　功 （昭六二・三参事・（退）飛谷富夫 （新）沢山正義） （理事12監事３）	（3部10課1支所） 82人 （22人）
昭和62	・水田農業確立対策（前）転作拡大四三・二％、地域営農推進基金事業展開 ・十二号台風塩害（産米九五・二％、一等米一六・五％） ・福岡生協産地指定（自主流通あつま米）　・名誉組合員　岡部卯三郎逝去 ・胆振東部広域営農団地（協議会発足－馬鈴薯・南瓜・アスパラ・ホウレン草・牛旁） ・農協婦人部活動実践発表（全中賞）、青年部活動（日胆農業賞）	958 〔738 220〕	21		（10課１支所） 81人 （25人）
昭和63	・経営強化中期計画（昭六三～三ヶ年：増資一・五億） ・水田農業確立対策（他用途米拡大・需給均衡化食品取引運動） ・低温・日照不足（産米九四・一％、一等米二二・七％、小麦穂発、大豆品質不良） ・国営農地開発（豊丘）起工　・町農家所得増強対策事業取組む ・米販売権取得（苫小牧市・関連会社「さんしんストアー」あつま米販促）	962 〔733 229〕	20		（　〃　） 81人 （25人）

平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6
・水田農業確立対策米需給均衡化緊急対策取組む ・農家所得増強対策（そ菜園芸）取扱二九%販売実績、黒毛和牛素牛二五頭導入 ・低金利から三次公定歩合引上げ　・不動産山林売買増（貯金一%） ・穀類乾燥調製施設・農産物集出荷貯蔵施設（米・麦・大豆）上野に完成	・湾岸戦（中東産油、三高一低（油・金利・円高・株安）、農畜産価格差縮少引下げ ・米流通改善大綱（自主流通米価格形成機構開設）…産地間競争時代 ・産米一〇七%、一等米六二・六%、特別栽培・特殊表示（架掛）米取り組み ・北町（道道）拡幅工事（補償三〇、六一八千円、土地交換整備）	・農業振興計画（第二次）・農協中期三ケ年計画（増資一・三億円） ・高度経済成長・地価高騰のバブル経済崩壊・公定歩合三次引下 ・馬鈴薯集出荷選別施設新設　・十八号農倉低温設備　・早来バス明渡地舗装 ・牛肉輸入自由化（三年後）　・ガット農産物自由化「例外なき関税化」反対予断許さず ・政府支持価格（米価〇・六五乳価一・三%）抑制引下、全国水稲九五%次年度減反緩和見込	・通常総会－任期改選・市場解放阻止・全量一等米特別決議 ・馬鈴薯種子予冷設備　・十六号農倉低温設備　・FAX情報設備（六四〇戸） ・農畜産物価格（米・麦・畑・乳価引下）据置　・米自由化阻止全通大会 ・農協CI活動と愛称「JAあつま」（平成四年四月一日）　・第六回全共肥育和牛厚真（銀賞） ・台風十号崩集中豪雨（八月九日）農作九億被害　水稲七一%「著しい不良」	・牛肉自由化（輸入）関税引下・牛肉・豚価安価 ・低温冷害（昭和十六年来凶作）全国七四・道四〇・胆振八%（厚真四三キロ・出荷三三、六八九袋） ・上厚真支所Aコープ・生産資材店新設（旧施設解体・購買倉庫移設・コイン精米）構内舗装 ・十二月十五日政府ガット農業交渉（七年間）阻止運動中合意「部分的米輸入」	・ガット農業合意「国際化時代突入」五年産不作米緊急輸入等「平成米騒動」 ・記録的「猛暑」畑・野菜旱ばつ生産販売低調 産米二〇七、〇八三袋、一等米九九・五%（一〇八%五二六キロ）収穫祝う会 ・農協中期計画（平六～八年）樹立 ・農政審（新食糧法）・UR国内対策　六兆百億円　国会通過 ・厚真町農業振興計画（第三次）樹立開始・胆振東部農協広域合併研究への参画
993 [731] [262]	1,012 [731] [281]	1,047 [729] [318]	1,089 [725] [364]	1,113 [723] [390]	1,126 [719] [407]
22	24	24	24	23	23
※平元・四・八（通常総会）任期改選 理事　◎大岩滋雄　○岡村信一郎 加藤一信・早坂　清・中村　清 浅野勝善・本田直隆・吉岡俊一 神島次作 （新）三上正巳・安藤　功・種部健一 監事　△藤山正・松平　功 今村敏郎（理事より）			※平四・四・八（通常総会）任期改選 理事　◎大岩滋雄　○種部健一 中村　清・加藤一信・浅野勝善 本田直隆・三上正巳・吉岡俊一 安藤　功 （新）高城敏彦・長谷誠良・折坂哲雄 監事　△藤山　正・松平　功・今村敏郎 （平四・七　参事（退）沢山正義） （新）吉岡立美		
(10課1支所) 81人 (25人)	(〃) 79人 (31人)	(〃) 84人 (26人)	(〃) 79人 (31人)	(4部11課1支所) 79人 (29人)	(4部10課1支所) 82人 (27人)

平成7
・水稲作況一〇一％米一五七、一四六袋　全量一等米初快挙（収穫祝う会） ・農業経営改善支援センター（認定農業者四戸） ・農林水産物処理加工施設（おふくろ味噌）竣工 ・胆振東部七JA広域合併研究会設置（第十八回北海道農協大会決議＝二九四農協を七六農協）
1,142 [714] (428)
22
※平七・四・三（通常総会）任期改選 理事　◎大岩滋雄　○種部健一 中村　清・浅野勝善・安藤　功・ 高城敏彦・長谷誠良・折坂哲雄 （新）大垣良昭・沼田清一・藤沢俊治 松下周司 監事　△藤山　正 （新）木村幸一・米地紀彦
（4部10課1支所） 79人 （27人）

（各種事業（損益計算）概況）　（金額・千円）

区分		年度 昭和62	平成元	平成3
主要事業取扱状況	販売	農産	3,351,793	3,657,309	3,404,851
		畜産	535,962	601,280	491,218
		計	3,887,755	4,258,589	3,896,069
	購買	生産資材	1,797,374	1,800,181	1,958,183
		生活物資	495,492	483,363	500,780
		計	2,292,866	2,283,544	2,458,963
	金融・共済	貯金	6,584,459	8,632,717	9,205,613
		貸付金（受託）	2,649,129（2,596,675）	2,469,056（2,319,655）	2,668,329（2,367,488）
		長期共済	55,905,330	61,185,620	66,759,780
損益計算書	収益	金融	488,608	469,899	722,094
		共済	114,987	119,130	122,454
		販売	91,403	102,653	112,165
		購買	291,744	291,397	332,069
		利用倉庫	45,612	65,309	45,735
		生産施設	24,438	50,614	61,115
		営農指導	18,129	151,811	157,958
		（収益計）	1,074,921	1,250,813	1,553,590
		事業外	99,676	470,371	327,223
		合計	1,174,597	1,721,184	1,880,813
	費用	金融	315,783	294,988	561,405
		共済	5,765	7,698	5,371
		販売	10,965	18,737	22,756
		購買	49,780	35,829	36,112
		利用倉庫	14,292	18,128	18,507
		生産施設	18,553	41,283	54,198
		営農指導	25,802	159,985	163,528
		（費用計）	440,940	576,648	861,877
		事業管理費	587,176	626,834	699,022
		事業外	91,952	457,098	293,596
		合計	1,120,068	1,660,580	1,854,495
当期利益金			54,529	60,604	26,318

（貸借対照表…財産目録）　（金額・千円）

平成元	昭和62	年度 科目（総括）		平成7	平成5
11,953,506	10,469,160	金融事業資産	資産	3,806,434	2,064,851
6,898,430	5,030,922	現・預金		500,188	476,180
2,189,186 (7,713)	2,383,799 (72,787)	貸付金 (内・クミカン)		4,306,622	2,540,578
2,319,655	2,596,675	受託支払資金		2,087,885	1,909,795
546,235	457,764	その他金融資産		587,857	562,610
286,041	313,732	経済事業資産		2,675,742	2,472,405
79,730	62,599	その他資産		10,814,158	10,207,482
931,085	631,115	固定資産		2,454,737 (2,764,959)	2,827,374 (2,415,775)
117,076	108,464	土地		74,892,390	70,988,150
650,602	560,891	建物		392,085	539,393
207,621	205,904	工具器具車両機械		130,795	130,743
250,318 (230,448)	82,557	生産施設 (共乾・共撰)		130,872	112,682
▲522,678	▲524,014	減価償却引当金		372,714	355,756
228,146	197,313	外部出資金		80,834	37,968
(13,250,362)	(11,476,606)	（合計）		66,629	55,170
11,593,114	9,957,129	金融事業負債	負債・資本	140,518	121,668
8,347,706	6,319,019	貯金		1,314,447	1,353,380
201,057	307,807	借入金		191,548	155,888
2,319,655	2,596,674	受託受入資金		1,505,995	1,509,268
724,696	733,629	その他金融負債		194,346	398,036
379,529	414,885	経済事業負債		6,399	6,853
345,621	306,650	その他負債		23,496	28,342
306,069	262,357	諸引当金		44,458	34,406
39,552	44,293	諸負債		36,613	14,157
932,098	797,942	自己資本		63,117	56,953
569,285	481,570	出資金		144,770	124,800
246,150	223,150	法定準備金		513,199	663,547
53,000	35,000	特別積立金		763,149	742,799
63,663	58,222	繰越・当期剰余金		166,775	86,783
(13,250,362)	(11,476,606)	（合計）		1,443,123	1,493,129
				62,872	16,139

平成7	平成5	平成3
14,589,224	14,061,825	12,985,362
8,742,360	8,009,168	7,606,970
3,026,121 (136,764)	3,103,160 (275,785)	2,384,351 (84,821)
2,330,340	2,415,775	2,367,488
490,403	533,722	626,553
276,892	511,130	324,961
60,502	67,846	93,784
1,163,942	1,157,014	1,172,236
140,643	142,533	142,533
898,636	842,693	745,950
317,661	276,989	251,768
373,508 (362,697)	375,423 (362,316)	382,166 (370,632)
▲867,723	▲737,317	▲607,086
301,217	256,691	256,905
(16,090,560)	(15,797,815)	(14,576,343)
14,166,062	13,796,142	12,643,548
10,814,158	10,207,483	8,902,153
402,424	135,293	520,979
2,330,340	2,415,775	2,367,488
619,140	1,037,591	852,928
311,564	508,136	475,354
433,394	396,697	398,635
382,544	339,783	324,588
50,850	56,914	74,047
1,179,540	1,096,840	1,058,806
740,255	735,065	670,495
308,550	288,550	275,150
65,359	54,859	82,859
65,376	18,366	30,302
(16,090,560)	(15,797,815)	(14,576,343)

「生産施設団地」等諸施設整備

農業経営の近代化は、農業就労の減少、高齢化で省力が求められ、個別設備投資を避けるべく、農協では米、麦、大豆、馬鈴薯、野菜共選の諸生産流通施設を計画的に整備するため、増資と町をはじめとする補助事業により「生産施設団地（上野）」等を拡充して来た。

◎「穀類乾燥調製貯蔵施設」及び「農産物集出荷貯蔵施設」…（平成元年七月完成）

（施設の概要）　農山村地域活性化緊急特別対策事業

・穀類乾燥調製貯蔵施設…（建　物）鉄骨造　一、五七四平方㍍

（機械設備）時／二〇㌧荷受二系列・乾燥、籾貯留ビン一、四〇〇㌧、佐竹調製機械設備

（事業費）五七三、〇八二千円　国費補助　二四二、七三〇千円

町　〃　一〇〇、〇〇〇　〃

農協負担　二三〇、三五一　〃

・農産物集出荷貯蔵施設…（建　物）鉄骨造　五四〇平方㍍

（事　業　費）　六六、八二六千円　国費補助　三二、五〇〇千円

農協負担　三四、三二六　〃

（利用状況）　平成七年度実績

原料受入　…（小麦）六六二、二九四㌔、（米）一、四〇六、四〇五㌔、（大豆）三五一、八二七㌔、

（収支）収益三二、二二二千円、費用三〇、九六六千円

※従来の「共同乾燥調製施設」は、道内初期（昭三十七～四十一年）の第一・二次農業構造改善事業で土地基盤整備、経営近代化施設を上厚真に「ライスセンター（乾燥施設）」建設、導入大型コンバイ刈取請負、施設更改は（昭五十五年）転作促進対策事業で「籾殻熱風発生装置付乾燥調製施設」とし、老朽化・環境等から、次期本施設は上野団地にした。

◎「馬鈴しょ集出荷貯蔵施設」…（平成三年八月完成）

（施設の概要）…農業生産体質強化総合推進対策事業

（建　物）鉄骨一部二階　一、七五〇平方㍍　選別作業・貯蔵・製函・休憩室・事務所

（機械設備）電光選別機（七条選別）日／60㌧、マキ製機械設備、コンテナ一、六七〇基

（事　業　費）三四二、六四六千円　国費補助　一七一、三二二千円

町　〃　二五、〇〇〇　〃

農協負担　一四六、三二四　〃

（利用状況）…平成七年度実績

（原料受入）二、七五四㌧（食用二、六一五・種子一三九）　（収支）収益三二、八一三千円、費用二九、五五七千円

※昭和五十七年「野菜共同選果場（馬鈴薯重量選別　日／25㌧・建物六二七平方㍍）」は、同団地造成一号施設で電源立地促進対策交付金事業で開設、本町畑作物の代表的「あつまメークイン」の市場性を高め、労働力軽減に役立つ、老朽と需要増大

で新施設を前方に建設し、後建物は野菜共選に活用されている。

◎「ＪＡあつまＦＡＸ施設（情報通信システム）」（平成四年八月開設）

・農家（組合員）対象にファクシミリ「ＮＴＴＦＡＸ－Ｔ五一〇型配置」…六四二基

・事業費　一一六、三二一千円　本・支局機器　一三、四二三千円　町（農家ＦＡＸ）三四、〇〇〇千円　農協　五〇、二二一〃　農家負担　三二、一〇〇〃　組合員ＦＡＸ　一〇二、八九八〃

・機能－①一般ＦＡＸ通信、②情報箱（掲示板）通信、③グループ同報通信

※従来の「通信施設」は、最初（昭三十二～四十一年）農山漁村振興事業による「農事放送施設」（有線放送－各戸共聴スピーカ・部落放送中継機）次いで、「自動式有線放送電話施設」（昭四十二～五十七年ＡＹＫ一斉放送・部落放送・加入者間自動接続・限定公社線交換通話）昭五十二年公社線接続廃止、次期施設、町－防災無線施設・農協－ＦＡＸ通信となる。

（ファクシミリ情報施設利用状況）…平成五年度実績

○　組合員からＪＡへの利用状況　六、四二七件（掲示板利用三、七六一・ＪＡに送付二、六一八・私書箱利用　四八）

※掲示板メニュー利用状況…週間天気予報一、二三四回・青果市場八八七回・今日、明日の天気予報六六四回、小豆・雑穀価格二八七回、当面する技術一四三回、その他情報五四六回

◎「農林水産物処理加工施設－味噌工場」…（平成七年八月完成）山林振興等農林漁業特別対策事業

・建設場所…厚真町本町（農協所有地）

・構造設備…木造平屋建二六八・三平方㍍、貯蔵庫、休けい室・加工設備（こうじ製造機器、味噌づくり機器外）

・事　業　費　八九、〇二三千円　国道費補助金　四三、二〇九千円　町　〃　二二、七〇四〃　農協負担金　二四、一一〇〃

・味噌づくり計画…製造出荷量…一㌔パック（二、五〇〇個）、二㌔パック（一、七〇〇個）、五㌔樽（六四〇樽）一〇㌔樽

（四一〇樽）一八キロ樽（一〇〇樽）…総量一五、〇〇〇㌔

事業収支…（収入）販売料六、四二八千円、利用料二、〇〇〇千円（八、四二八千円）雇用　一一人

（支出）固定費一、三九三千円、変動費五、八一七千円（八、二一〇千円）

※従来、「こうじ味噌製造所」を昭和五十八年以来婦人部の自給自足運動として、厚真産米、大豆を原料に、漬物用こうじ、味噌づくりを、無添加低塩で共同製造、同六十三年より「おふくろ味噌」商品化、各イベントに出店販売好評、本施設で需要拡大に対応する。

(二)　厚真町土地改良区

農業生産の基盤を成す土地改良事業は、農業を基幹とする本町発展の歴史に直結し、厚真村開村の前後からの開拓造田で各用水組合の設立、当麻内土功組合（大正十年～昭和二十四年）、厚真土功組合（昭和十八年八月～同二十七年七月厚真川水系九区用水組合）と経営の途を歩む、戦後農業諸改革の中で、「土地改良法（昭和二十四・六・六法律第一九五号）」の制定により、従来の北海道土功組合・耕地整理法を廃し、新法での「土地改良区」に国・道・団体営土地改良事業の体制整備がなされた。

厚真村土地改良区（土功組合…九堤堰・四九〇名・一、二〇六町歩　農協施行中の暗渠排水・客土事業継承）は、昭和二十七年七月一日設立を出発点に食糧増産を急務とし、厚真川水系潅漑施設の維持管理・災害復旧・支流地域や農業開発等えの対応に努めて来た。

（土地改良事業の歩み　六十年以降）（厚真村史三二一～五㌻・同町史四二三～四㌻参照）

○道営富里地区農地開発事業…昭和五十四年実施設計、平成元年十一月二十八日竣工（事業内容本誌八五六㌻に掲載）

○新町地区水路災害復旧事業…平成元年一月日高東部震源の地震で第六区幹線用水路被災、応急復旧と本復旧工事が施行された。事業費一二三、九三八千円（応急…団体営・本工事…道営）同年十二月十九日完成

○道営ため池等整備（厚南）事業：昭和五十八実施設計・昭和五十七年～平成元年十二月二十日竣工、受益者一〇四戸、二一一・七㌶、四、四七〇㍍（鋼板水路工）事業費二九七、〇〇〇千円、完成

○厚真ダム地すべり災害復旧事業：国（農水省）管理委託の厚真ダム、昭和六十三年十月九日早朝左岸堤体付近山林斜面が突然崩落（地すべり土砂二三、一五〇立方㍍・管理道路七二㍍、電柱等被災）、昭和六十三年～平成元年・二年継続事業費二三七、九六九千円、復旧（局地激甚災害指定）

○勇払東部地区国営灌漑排水事業の推進

現有の諸施設は、昭和三十七～四十八年完成の厚真ダム関連の頭首工、用水路等二〇数年経過、代掻短縮、深水潅漑等が加わり水不足は相変わらず解決されていない実態であり、又、支流河川地域でも山林伐採、荒廃等から源流減少で用水対策が強く求められている。道は昭和五十一年に河川改修がらみ洪水調節に「厚幌ダム建設計画」を樹て、治水、止水、農業用水の共同事業方式は、基盤整備（土地改良）事業が前提であるとの国の方針が次の実情・町内のコンセンサスの上に打ちだされた。

（現状での水不足）…①代掻期間の集中的水利用が困難、②冷害危険期深水配水が困難、③中干後深水配水が困難、④潅漑期間延長の利水困難、⑤高転作下用水不足で渇水対策、⑥既得水利権変更不同意

土地改良区経常賦課金の賦課基準・面積

基準／地区		面積（平成７年）ha	10ａ賦課金 昭53～59	10ａ賦課金 昭60～平7
本流	第1～9区	1,934.20	1,400円	1,750円
本流	第1区上流	23.67	1,320	1,650
支流	軽舞	144.22	—	1,100
支流	一般22地区	1,172.75	720	900
支流	小沢17地区	145.04	600	750
（田計）		3,419.88		
㈱	7地区	132.01	120	150
計		3,551.89		

（現施設の状況）…①施設老朽化に伴い、補修費年々増加必至、②耐用年数から、年々補修が全面改修より上回る予測
（新規農業用水の確保）…①代掻期間短縮、②深水用水確保、③現有施設統廃合、④実態から既得水利変更

以上のことから、勇払東部地区国営潅排事業は厚幌ダム建設着工に併せて、将来の畑作経営や復元田、農業用水確保、既設水利施設の老朽化対策と一体化し、厚幌ダムとの調整を図り、二一世紀に向けた厚真川水系農業用水の安定的確保が最も有効と対処している。

（組織・機構）

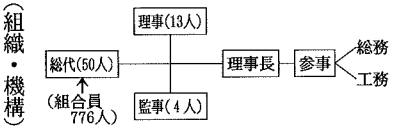

平成8年現在

歴代理事長等

理事長	新飯田栄治・石井　一義	(昭59.12～平4.12)　(4.12～現在)
副〃	今村　秀夫・嘉指　昭一	(昭27.9～63.12)　(63.12～現在)
総括監事	大垣　安治・岩田　文一・鳥海　満保	(昭59.12～62.12)　(62.12～63.12)　(63.12～現在)
参事	三谷　繁雄・高田　光夫・藤本　義明	(昭63.4～平元.3)　(元.4～2.3)　(2.4～現在)

（昭和60年以降）

（昭和61～平成7年度）土地改良区事業概要一覧　（千円）

事業名＼事業予算		事業量	総事業費	負担区分 補助・交付金	借入金	自己負担	摘要
道営事業	農地開発	富里畑かん51.2ha 農道 2,968M	(812,820) 242,970	203,972	37,300	1,698	過年度分570,000 (昭55～平元)
	厚南水路	水路工 4,470M	(297,000) 241,180	192,944	48,144	92	〃　55,860 (昭57～平元)
	軽舞溜池	堤体・取水工余水吐工	237,745	189,835	45,946	1,964	(昭61～平3)
	(計)		(1,109,820) 721,895	586,751	131,390	3,754	
維持管理・保全	国営・基幹管理事業	5区(揚)7.8区(統) 国営施設調査	16,317	国　8,397 道　2,500	－	5,420	基幹水利施設強化 国営造成施設整備 (平7)
	厚真ダム	電気・取水設備 水位計外	80,264	国　55,245 町　18,150	6,040	829	取水設備 (平5) 72,064
	各管理区	3～9区 受電・油圧・水門	148,687	国　105,855 町　6,553	30,800	5,479	油圧操作設備 (平3) (6～8区)69,964 (4　〃)26,390 (平6) 新町安全柵13,105
	(計)		(245,268)	(196,700)	(36,840)	(11,728)	
災害復旧	厚真ダム	土工・道路・法面 電気設備工	237,968	233,685	－	4,283	昭63～平元
	水路工	豊沢 226M 新町 1,992M	140,793	136,097	－	4,696	昭62 平元.4
町小規模事業	区画整理	45.49ha	26,077	(町) 8,958	4,550	12,569	地域営農推進関連
	暗渠排水	14.40ha	11,936	4,228	2,480	5,228	〃
	客土	16.92ha	4,428	1,068	－	3,360	〃
	(計)	(76.81)	(42,441)	(14,254)	(7,030)	(21,157)	
(町基幹排水)整備		厚真　－3,385M 〃 北南－22,983M	43,750	35,000	－	8,750	地域営農推進関連
被災農家就労(営農)特別対策		畦嵩 65,137M 客土 15.39ha 心破 190.7ha	35,500	国　28,500 町　7,000	－	－	平5～6
21世紀モデル水田整備		圃場整備 30.18ha	11,656	5,785	－	5,871	
合計			1,479,271	1,243,772	175,260	60,239	

(三)　胆振東農業共済組合

農業災害補償法に基づき、農業者が思いがけない災害により被った経済的な損失を補填し、農業経営の安定と農業生産力の発展に寄与すべく、農作物共済・家畜共済に次ぎ畑作共済・園芸施設共済が制度化されてから、幾多の災害の損失補填により、農業経営・地域経済の安定に貢献、その重要性が認識されている。

胆振東農業共済組合は、昭和四十三年三月十五日胆振東部一市六町（苫小牧・白老・早来・追分・厚真・鵡川・穂別）の共済組合広域合併により、当初事務所は日胆農業会館（苫小牧市）に同五十六年十二月現在地（厚真町字本郷）に事務所・実測センター・職員住宅を建設移転し、農業経営上の広範な作目が被る災害の補填を「引受・危険分担・防災・損害評価」の適正を期し、役職員・関係者の一体的努力がなされている。

（農業共済の歩み　五十七年以降）…（厚真村史五〇三～六頁、同町史四一七～二〇頁参照）

昭和五十七～五十九年…麦共済（全・半相殺農単）・畑作共済事業の実施

〃　六十一・六・二十五…農林水産大臣賞「確かな補償実践運動」受賞

〃　六十三・七・十五…広域合併二〇周年記念式典（厚真町総合福祉センター）

〃　六十三・十一・二十五…家畜診療所「昭和六十年北部（早来）、東部（鵡川）昭和六十三年西部（白老）」統合整備

平成二・四・一…園芸施設共済事業の実施

〃　四・八・九～十一…台風一〇号崩れ低気圧集中豪雨（穂別・厚真・鵡川）　共済金　五億四千万円（厚真二億二千万円）

〃　五・十一・二十…異常低温日照不足で不稔（戦後未曾有大凶冷害）　共済金四六億七千万円（厚真二一億二千万円）仮渡措置六割　合併後の各支所を機構改革で廃止（四月一日）

〃　六・四・一…農災法一部改正…てん菜八割を九割補償、小麦（春・秋播）期別引受・園芸施設（葉菜・果菜・花き）区分

〃　七・十二・十五…麦穂発芽大発生（面積・金額被害率過去最高）　共済金二億八千万円（厚真四千七百万円）

胆振東農業共済組合の業務機構

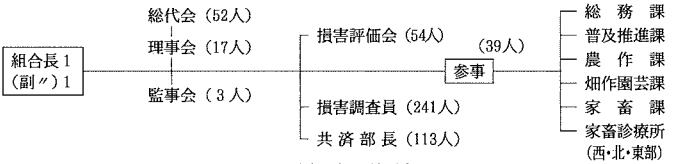

平成9年3月現在

（主要役職員）

組合長	岡部卯三郎・大宮　勇蔵・敦賀　長平・宮下　重雄 (43.3～50.3)　(50.3～51.8)　(51.8～59.2)　(59.2～現在)
副〃	清水　吉三・星　　清一・敦賀　長平・宮下　重雄・浅田由太郎・加勢　敏和 (43.3～44.3)　(44.3～50.3)　(50.3～51.8)　(51.8～59.2)　(59.2～H2.3)　(2.3～現在)
代表監事	平岡　　谷・浅田由太郎・長岡　弁太・今泉　　治・森山　利勝 (43.3～47.3)　(47.3～53.3)　(53.3～56.3)　(56.3～5.3)　(5.3～現在)
参事	新沼　豊士・加藤　一誠・山岸　昭一・幡田　義信 (43.4～59.3)　(59.3～60.3)　(60.4～3.12)　(4.1～現在)

各種農業共済事業の引受・共済事故状況

（　）は厚真町分・金額：千円

区分 / 共済目的		引受（平成7年度のみ） 戸数	規模	共済金額	組合員負担 掛金	組合員負担 賦課金	共済事故（近年・支払共済金） 平成3年	〃 5年	〃 7年
農作物	水稲	(495)戸 1,167	(2,493.4)ha 5,583.3	(2,268,608) 5,082,303	(121,176) 264,657	(27,051) 60,586	(81,030) 202,440	(2,107,852) 4,668,412	(2,268) 2,287
	麦(春・秋)	(109) 290	(19,618) 81,987	(57,004) 330,691	(5,915) 21,790	(879) 4,089	(59,850) 131,149	(16,505) 63,053	(47,236) 282,569
畑作物	馬鈴薯 大豆 小いんげん てん菜	(333) 826	(496.1) 1,446.5	(327,433) 976,815	(15,064) 44,983	(2,634) 7,714	(5,740) 11,263	(41,682) 131,417	(25,659) 74,947
園芸	プラスチックハウスⅡ類	(47) 190	(254)棟 1,362	(88,353) 600,983	(1,259) 6,760	(281) 1,357	(96) 1,027	(370) 919	(4,045) 12,269
家畜	牛 乳用雌肥育特定肉	396	21,534頭	4,100,006	133,532	43,230	死廃頭数 894 病傷件数 9,229 特損防疫 7,900 (支払共済金) 366,287	873 10,712 9,487 378,115	705 8,836 10,930 291,636
	馬 一般	136	1,429	1,428,277	30,035				
	豚 種繁	10	385	24,057	1,748				
	種雄 乳牛肉牛・馬	33	33	90,534	3,239				
任意	農機具	16	16台	25,820					
計				12,659,486	506,744	116,976	712,166	5,241,916	663,708

平成８年度　共済事業計画調書

共済目的	項目	引受予定事業規模 ha	基準単収 kg	共済金額 千円	共済掛金 国庫負担金 千円	共済掛金 農家負担金 千円	納入保険料 千円
農作物	水稲	5,267	453	4,810,077	250,148	250,148	189,849
	麦 7年産2類(春)	125	184				
	麦 8年産1類(秋)	650	304	282,950	22,945	19,528	3,025
	麦 小計	775		282,950	22,945	19,528	3,025
	計	6,042		5,093,027	273,093	269,676	192,874
畑作物	馬鈴薯	102	1,963	100,810	3,784	3,097	2,408
	大豆	464	268	236,324	15,857	12,974	10,090
	小豆	482	198	248,105	18,830	15,408	11,984
	いんげん	11	185	5,108	378	311	309
	てん菜	541	5,476	461,489	19,797	16,199	12,599
	計	1,600		1,051,836	58,646	47,989	37,390
園芸	プラスチックⅡ類	棟 1,400		665,000	7,085	7,086	4,250
	計	1,400		665,000	7,085	7,086	4,250
家畜	乳牛雌	頭 5,806		1,321,632	76,013	76,014	4,380
	肥育牛	1,413		315,258	5,206	5,206	2,179
	特定肉用牛	13,168		2,214,852	56,511	56,512	9,335
	一般馬	1,391		1,168,518	30,808	30,808	11,199
	種豚	365		22,630	1,113	1,671	943
	肉豚	0		0	0	0	0
	乳用種種雄牛						
	肉用種種雄牛	13		21,645	360	1,152	953
	種雄馬	19		67,602	2,404	2,404	1,843
	計	22,175		5,132,137	172,415	173,767	30,832
任意	農機具	台 4		9,260		91	106
	計	4		9,260		91	106
合計				11,951,260	511,239	498,609	265,452

（胆振東農業共済組合…「胆振東ノーサイ」施設）
（平成四年四月現在）

建　物　の　概　要

組合位置　北海道勇払郡厚真町字本郷273番地の6
敷地面積　3,000.14㎡（909坪）
建物面積　事　務　所　369.15㎡（112坪）木造モルタル・サイディング
　　実測センター　79.49㎡（ 24坪）木造角波カラートタン
　　〃　増築　40.07㎡（ 12坪）59年７月

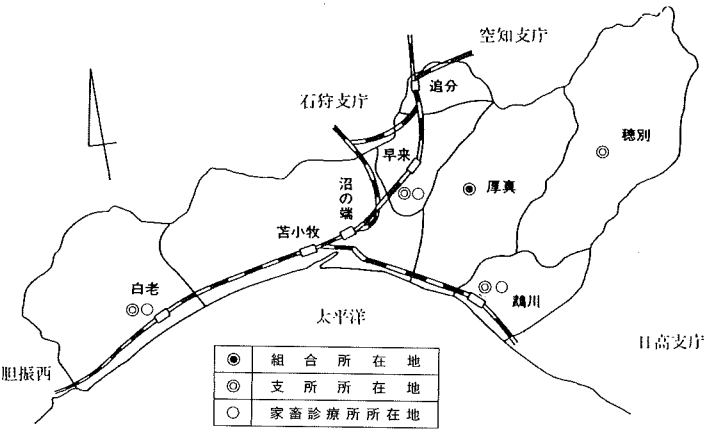

㈣　東胆振地区　農業改良普及センター

農業改良助長法（昭和二十三年）に基づき、農業生産の増大・農業経営の改善・農家生活の向上・農業後継者の育成等に努めて来た、農業改良普及センター（平成六年度以前は、同普及所）は。昨今の農畜産物需給調整・自由化の中で国際化時代に生きる力強い農業確立が望まれ、「経営能力の優れた農業者の育成・良質低コスト生産技術等」農政の重要課題解決の上で普及事業の役割は大きい。

国・道は、協同農業普及事業として、普及員（農業担当・生活担当）による直接普及指導、農業大学校（農業者研修教育）と携えての近代的農業担い手の育成、農業試験場（学理的実験展示・新開発技術等）や道専門技術員と生産現場を結んでの活動を展開している。

東胆振地区（厚真・鵡川・穂別・追分・早来・白老町・苫小牧・登別市の二市六町の広

域）では、他と同様の広域化で昭和四十四年度に普及所は、鵡川町（文京町一丁目六）に設置され、市町・農業関係機関・団体・農業者代表で構成される「農業改良普及推進協議会」等の意見を反映し、農業のアドバイザーとして対応している。

特に昭和五十年度に厚真町農業経営センター（厚真町独自）が開設され、昭和五十四年に農業研修センターが建設され事務所に移った時から、普及員の駐在所ともなって共に提携し農業指導に当って来た。

（東胆振地区）農業改良普及（所）センター主要職員		
	所長	山本　亨（～昭五十）・勝俣成美（昭五十～五十二）・姉帯文博（昭五十二～五十四）・柴村　貢（昭五十四～五十七）・工藤英雄（昭五十七～五十九）・長谷川繁夫（昭五十九～六十一）・千葉　誠（昭六十二～六十三）・佐長縝夫（平元～四）・星　真（平五～七）・片岡定光（平八～現在）
	厚真町担任	遠藤幸春（～昭五十）・工藤義太郎（昭五十一）・諏訪哲夫（昭五十二）・西尾嘉明（昭五十三）・山野清（昭五十三～五十五）・熊谷正人（昭五十五）・小椋　保（昭五十六）・小川正尚（昭五十六～六十一）・黒崎利明（昭六十二～平三）・名尾晴男（平四～七）・高木敏夫（平七～現在）

㈤　厚真町農業経営センター

農家の身近かな営農相談の場であった厚真地区農業改良普及所が、昭和四十四年八月に道の広域統合化計画により東胆振地区農業改良普及所（鵡川町）に移り、新たな対応を求められる米生産調整・苫東工業基地開発・農業近代化の進展等、農家の要望にこたえ昭和五十年八月に「厚真町農業経営センター」が開設された。

○　組織運営体制の沿革

昭和　五十　年度：「厚真町農業経営センター設置及び運営要綱」設定、運営委員会（五名－会長　町長・副会長　農協組合長）、幹事会（九名－会長　町助役、副　〃　農協参事）、監査委員（二名－町監査・農協代監）、（昭和五十三年八月十四日　開所：専従職員二名（町出向：河島敏夫センター長・佐々木弘技師）

事務所…厚真町農協事務所内に置く。

昭和五十二年度…農家各層意見反映のため、運営委員四名（議会産建委員長、農協副組合長、同企画委員長、農委会長代理）幹事三名（米研会長・そ菜研究会長・畜産代表）

昭和五十四年度…農協構内（錦町一〇番地の二）「厚真町農業研修センター」建設移転（普及員外勤駐在所提供）

昭和五十六年度…町職員技師　本田松雄（町出向・昭和五十七年～平成五年センター長）

昭和五十八年度…（町嘱託）元道首席専技　原正市（平成二年四月終了）

七月より、専従職員五名（町出向三名・農協出向二名）体制で稲作・畑作野菜係とする。

昭和六十三年度…事務所を農協事務所に移す。（平成五年四月研修センターに戻る。）

平成　五　年度…要綱改正し、顧問を厚真町長、運営委員会長を農協組合長、副会長を町助役とす、又、処務規程を制定し、分掌を「農業振興・経営対策・生産性向上対策事業」とする。

平成　六　年度…専従職員六名（農協出向一名増員…センター長　奥村芳一）体制、運営委員に土地改良区理事長（平五年）・東胆振農共副組合長（平六年）増員、又、町嘱託専技（畑・野菜）井村鉄男（平五年～七年）、（稲作）本田松雄（平七年～現在）

○　主要施設…農業研修センター内（事務所・土壌診断室）・試験圃場・各種委託試験圃…（田）約三〇〇㎡、（畑）約二〇〇㎡、

○　事業予算（平成八年度）一一、一五〇千円（一般運営費六、九三五千円、農業振興計画推進費一、一四五千円　試験費六七〇千円、圃場情報システム作成費一、〇〇〇千円、補助事業会計（一事業）一、四〇〇千円）、町・農協　折半負担とする。

(六)　農業目的団体（グループ活動）

農業青年・婦人の地位向上及び農業生産活動を組織的に推進する目的団体は、次のとおりである。

但し、代表・構成員数は昭和六十一年・平成八年三月現在である。

組織名	設立年月	代表・構成員 設立時または昭和六一年	代表・構成員 平成八年
農協青年部	昭和三十・一	部長　日西　善博（六八名）	部長　森田　司（六三名）
（農協婦人部）	（〃　三六・五）	〃　（今村喜代子 五〇〇〃）	〃　（森田ミヨ子 九二〃）
農協女性部	平成　八・三	会長　小納谷武夫（一四五〃）	会長　山崎　信之（五〇〃）
米作研究会	昭和二七・二	設立時　大岡　外治（一四四〃）	〃　大垣　俊昭（八〇〃）
甜菜振興会	〃　五三・二	〃　新田利三郎（一五〃）	〃　（桐木一政 三〇〃）
（そ菜研究会）	（〃　四五・二）	〃　（宇野　貞彦 八〃）	部会長　（海沼　松作 三〇〃）
そ菜園芸振興会	〃　五八・四		
（馬鈴薯・南瓜振興会）	〃　五八・三		
〃　〃　部会	〃	組合長　水野　克則（四八〃）	
（いちご生産組合）	〃　五一・一		
〃　部会	〃	会長　小林秀太郎（四二〃）	
（アスパラガス生産振興会）	〃　六〇・一		
〃　部会	〃		
（ホウレン草生産組合）	〃　六一・二	〃　高橋　紀之（三二〃）	
〃　部会	〃		
（メロン生産組合）	〃　五三・四	〃　中田　雅美（七〃）	
〃　部会	〃		
（ブロッコリー生産振興会）	〃　五八・三	〃　（桐木一政 三〇〃）	
〃　部会	〃		
（ハスカップ生産振興会）	〃　五七・二	〃　（森田　定一 八〃）	
〃　部会	〃		
トマト部会	平成　二・一	〃　中川　信保	

組織名	設立年月	代表・構成員 設立時または昭和六一年	代表・構成員 平成八年
ピーマン部会	平成　二・二	部会長　三宅　重吉	部会長　斉藤　義夫（一八名）
花卉部会	〃　三・二	部会長　藤沢　俊治	〃　竹中　義勝（一〇〃）
酪農協議会	昭和三五・一	会長　三上　正己（一八〃）	会長　梅藤　正晴（一五〃）
（肉牛振興会）			
和牛生産改良組合	〃　四八・二	組合長　岩田　文一（五九〃）	組合長　岩田　文一（五五〃）
（養豚研究会）	不　詳	会長　前川（長沼振興課）	〃　（西村　一夫 平成八年解散）
〃　生産振興組合			
水稲共同育苗振興協議会	〃　五三・一	〃　飛谷　利雄（五二〃）	（昭六〇年解散）
農業青色申告会	〃　五四・二	設立時　浅田　政則（一〇四〃）	会長　唐牛　賢一（一七六〃）
農業労災保険加入組合	〃　五四・四	組合長　岡村信一郎（五七七〃）	組合長　加藤　一信（六九一〃）
農業機械士会	〃　五五・四	会長　桜井　彰義（三五〃）	会長　丹羽　重夫（三一〃）
農業機械銀行	〃　五二・四	頭取　敦賀　長平（一五〇〃）	頭取　大岩　滋雄（一八〇〃）
米麦改良協会	〃　三六・四	会長　大岩　滋雄（五〇五〃）	会長　日西　善博（四八五〃）
有機栽培研究会	平　三・一		〃　松田　伯明（三九〃）

※そ菜関係の生産・振興会は、部会として平成八年三月改称した。

◎厚真町農業協同組合青年部の活動

・設立当時…戦後民主的組織に改組の農協は混乱期にあり、「厚真町農協青年部設立三十周年記念誌（昭和六十年）」では、

農協運動強化を期し、（昭和二十八年「鬼怒川五則」①農協運動推進の組織②農村青年の組織③自主的な組織④同志的組織⑤政治的中立の組織）を基本綱領に組織化、昭和三十年一月九日三十余名により厚真村農協青年部（部長　土田与志雄・事務局　安藤君明）は呱々の声をあげ設立、農協運動の前衛的傘下組織として今日に至る。

・委員会制活動等…三委員会（農協農政・営農技術・開発公害）昭四十八～九年…列島縦断リレー米価要求運動、日胆銘柄米作り、農協役員選挙制、農業経営分析、土づくり、苫東大規模工業基地（重工業・火発）開発マスタープランに「農業、快適生活環境を公害から守る絶対条件」等に学習提言等（昭五十四～）産米改良、上位等級米生産に野立看板設置、土壌診断、堆肥盤設置、米販売権取得、厚真米アンケート調査や農業まつりの「母ちゃん運動会」協力「収穫感謝祭」の参画と消費者等交流の外、近年では、一等米生産出荷に共励報償制、有機野菜づくりの実践や農協組合長・役員との懇談で生産諸施設設備、そ菜園芸育成・価格安定基金制度、良質米報償と減反配分、有放施設代替情報網等の農業振興等につき提言し、更に町長・農政担当に及ぶ、又、冬期研修会、道内外・海外研修、全国大会に参加、他青年との親睦交流や「ふれあい農園（平成二～四年幌内）」を開設し、苫小牧・千歳市民親子を春秋招き、稲づくり体験交流を図る等、厳しい環境下で変革が求められる農業を担い、中核を成し努力益々期待されている。（昭和六十二年度、厚真町農協青年部活動に北農中央会の『農業賞』を受賞している）

歴代農協青年部長

年　度	部　長				
昭和三十～一年	土田与志雄	〃　三十九〃	谷内　稔	〃　五十四～五〃	宮西　政志
〃　三十二　〃	斉藤　盛	〃　四十～一〃	石橋啓市郎	〃　五十六～七〃	種部　健一
〃　三十三　〃	新田利三郎	〃　四十二～三〃	浅田　政則	〃　五十八～九年	高橋　茂
〃　三十四　〃	森本　寿夫	〃　四十四～五〃	木戸　俊勝	〃　六十　〃	森山　裕一
〃　三十五　〃	石井　一義	〃　四十六～七年	吉岡　俊一	〃　六十一～二〃	日西　善博

年　度	部　長				
昭和三十八〃	山崎　藤一	昭和五十二～三〃	森山　利勝	〃　二　〃	秋永　徹
〃　三十九〃	谷内　稔	〃　五十四～五〃	宮西　政志	〃　三　〃	池川　勝利
〃　四十～一〃	石橋啓市郎	〃　五十六～七〃	種部　健一	〃　四　〃	風間　省造
〃　四十二～三〃	浅田　政則	〃　五十八～九年	高橋　茂	〃　五～六〃	渡部　孝樹
〃　四十四～五〃	木戸　俊勝	〃　六十　〃	森山　裕一	〃　七　〃	森田　司
〃　四十六～七年	吉岡　俊一	〃　六十一～二〃	日西　善博	〃　八　〃	沢田　和博

〃三十六	〃	森田　定一	〃四十八～九〃	松平　功	〃六十三〃	高城　敏彦	〃九～現在	向江　道雄
〃三十七年	松田　和夫	〃五十～一〃	木沢　恵治	平成　元　〃	斉藤　政則			

◎　厚真町農業協同組合婦人部の名称　厚真町農業協同組合女性部（平八・三・一四第三五回通常総会改称）

青年部結成の基本に準じ農村婦人の地位向上、新農村の建設に一翼を担う農協婦人部の組織化は、農協や青年部の働きかけで「厚真町農協婦人部（昭三十六・五・十五設立総会・部長大久保スミら八〇二名）」が設立された。以来、自主的多面な活動は歴代役員・各支部活動により展開され、昭和四十三年来の「みのり」等で集大成した「厚真町農協婦人部三〇周年記念誌（平成三年）」は、農村婦人活動史を彩る記録であり、農業振興と共に厚真の町づくりに大いなる貢献が期待される。

婦人部活動の歩み…

・生活改善…農村婦人過重労働解放（昭三十九～毎月一日・十五日「農休日」）、料理講習・共同購買・新生活改善・一日皆貯金・店舗利用懇談会（昭五十七～）

・自給自賄…野菜栽培講習、加工食品・こうじ味噌づくり（昭五十九年～現在）

特に、「おふくろ味噌」商品化…（冷害下、統一実践運動…昭五十六年）自家生産物活用を期し、札幌消費者センター等見学と町・普及所の援助指導で農協「こうじ味噌工場」設置、各戸漬物・味噌づくりを図り、併せて婦人部製「おふくろ味噌（無添加・低塩）」を商品化販売する。この実績から、平成七年度「農林水産物処理加工施設」が国・町補助で農協に建設されパワーアップが期される。

・環境美化…環境美化運動モデル事業（昭五十三～）同花壇コンクール（昭五十八～現在）

・健康管理…敬老会・集団健診・健康栄養講習・母ちゃん運動会（昭五十四～現在）

・趣味工夫…趣味工夫展示会…「更生・食品・趣味」（昭四十二・二～現在）

・機関紙発行…「みのり（農業の稔・婦人の豊かさ祈り）」年一回、「厚真町農協婦人部記念誌（二〇・三〇周年）」発行

・研修視察…農協学習・簿記実習、全道・日胆婦人部大会・行事参加　先進地（移動村づくり大学外）視察、若妻研修旅行等
・農協役員・青年部懇談及び他婦人部・消費者との交流
・各種イベント参加（田舎まつり・収穫感謝祭・胆振東部物産展・米フェアー）
・厚真婦連協に婦人部一括加入（昭五十一・六）

○　農協婦人部組織活動（体験発表）で全国表彰に輝く…

昭和六十二年四月「全道農協婦人部長研修会」で今村喜代子部長が「健康作りと仲間の和」と題し、部員五二六名の活動状況を発表、北海道代表となり、青森三沢での「東北、北海道地区リーダー研修会」でも最優秀賞を得、同年十月東京での「全国農協婦人部大会」で六地区代表の一人として発表の栄に浴し、優劣つけがたく順位は付けられなかったが「母ちゃん運動会・味噌づくり等」に高い関心と評価が集まった。

（歴代婦人部長）

初代　大久保スミ（昭三十六・五～三十六・三）
二〃　森田　トキ（昭三十八・四～三十九・三）
三〃　小納谷幸代（〃三十九・四～四十・三）
四〃　上田　ゲン（〃四十・四～四十一・三）
五〃　森本　やい（〃四十一・四～四十六・二）
六〃　桜井　数枝（〃四十六・三～四十九・二）
七〃　奥村　ソノ（〃四十九・三～五十一・二）
八〃　茂木　一枝（〃五十一・三～五十四・二）
九〃　種部　トシ（〃五十四・三～五十八・二）
十〃　今村喜代子（〃五十八・三～平四・三）
十一〃　小納谷道子（平四・三～七・三）
十二〃　森田ミヨ子（平七・三～九・三）
十三〃　斉藤　登美（〃九・三～現在）

第六節　主なる農業事跡

(一)　農業後継者研修

戦後の青少年活動の健全育成のため、全国的に四Hクラブ等が組織され、本町でも青年団活動の中に独自の農業後継者対策として、昭和三十九年「青年建設班」（三期四〇日間合宿含む研修・（男）二二名・（女）一〇名）を又、翌四十年「農業学園生」（二年制に三一名就学）を経て、昭和四十二年から平成五年迄継続された「農業青年研修講座」を開設、また「移動村づくり大学」（北海道農業自立推進協議会主催昭和三十四年十一月より実施）は、現在にも及び農業の担い手を主体に町や農業団体役職員も多数参加し、見聞を広め日常活動に役立てて来ている。

◎「厚真町農業青年研修講座」

講座は農繁期の多忙時期を避け、稲作・畑作園芸・畜産の三部門の選択と経営簿記を必須とし、講師は普及所、町・農協等関係機関や外部講師により合宿、視察研修を含め実施され、農業後継者の必要な研鑽・交流の場を提供するものであり、現役経営者として活躍されている。

◎「移動村づくり大学」

約三五年（毎年農閑期十一～翌二月～約一〇日間実施、一八〇回に及ぶ）もの長期間、道内各市町村から関係機関役職員、青年、婦人の多数がこの研修旅行に参加し、府県等での意欲的な農業と地域の村づくりの実践と理論を学び、その中から本道農業の有利性を再認識し、新し

（厚真町農業青年研修受講者）

期別	修学期間	講座生 男	女	計
第1	昭和42年4月～(2年)	25	10	35
2	〃 44 〃 (〃)	16	2	18
3	〃 46 〃 (〃)	不詳		
4	〃 48 〃 (〃)	26	5	31
5	〃 50 〃 (〃)	33	－	33
6	〃 52 〃 (〃)	18	－	18
7	〃 54 〃 (3年)	24	－	24
8	〃 55 〃 (〃)	9	－	9
9	〃 56 〃 (〃)	6	－	6
10	〃 57 〃 (〃)	7	－	7
11	〃 58 〃 (〃)	8	－	8
12	〃 59 〃 (〃)	6	－	6
13	〃 60 〃 (〃)	5	－	5
14	〃 61 〃 (〃)	5	－	5
15	〃 62 〃 (〃)	7	－	7
16	〃 63 〃 (〃)	5	－	5
17	平成元 〃 (〃)	7	－	7
18	〃 2 〃 (〃)	4	－	4
(計)		211	17	228

いものの考え方を確立しようとしている。

昭和五十二年三月には厚真町移動村づくり大学同窓会（初代会長　高橋　守、二代　長谷誠良、三代　吉岡俊一、四代　宮下重雄）会員一三八名で毎回大学参加者報告、自主的研修視察、親睦と交流を（平成元年四月　約二百名参加）…同窓会設立一〇周年記念誌発行）図る自主的研修組織がある。

移動村づくり大学参加

期別参加者			
昭和36～39（第6～10回）	29人	昭和55～59（第80～106）	31人
〃 40～44（〃13～23〃）	47	〃 60～63（第118～140）	27
〃 45～49（〃28～48〃）	35	平成元～5（第144～174）	34
〃 50～54（〃54～74〃）	42	（計）	（245人）

農業実行組合別参加者					
幌内	6	厚真	2	上厚真	4
富里	7	新町	2	共和	14
高丘	8	宇隆	7	厚和	4
吉野	3	美里	10	浜厚真	5
東和	15	上野	4	鯉沼	1
桜丘	5	豊沢	9	軽舞	20
朝日	17	豊川	4	豊丘	11
本郷	3	共栄	4	鹿沼	12
幌里	8	富野	10	（計）	（195人）

関係機関参加者					
町	23	土地改良区	1	（計）	（50人）
農協	17	経営センター	9		

(二)　厚真町農業を考えるプロジェクトチーム

〝守りから攻めの農業活性化への提言〟

昭和六十三年八月、厚真町・厚真町農業委員会は「厚真町農業を考えるプロジェクトチーム設置要綱」を制定、主産農業が厳しい環境を深めつゝあり、地域の英知、創意工夫により〝守りの農業から攻めの農業へ転じ、本町農業の活性化〟を図り地域経済の発展を期すため、本町農業はどうあるべきかを自由討議、農業振興方策を見い出し、委員会に報告、これに意見を付し厚真町長、厚真町農業協同組合長に結果報告書を提出している。

チーム員は若干名（一〇～一三名）を中核農業者から、町長・農業委員会の連名で委嘱し、任期二年で正副チームリーダー主宰のもとで、町・農協が提起した課題につき討議された。

（第一回）厚真町農業を考えるプロジェクトチーム報告書（厚真町農業委員会長宛…平成二年一月二十三日提出）

昭和六十三年九月十九日発足～チーム会議一三回・現地研修一回開催…チームリーダー　河村忠治・副〃　長谷誠良　外（男）九（女）二の一三名による。

一、水田農業確立対策……土づくり・苗づくり・品種統一・栽培管理・集団化・新技術・米流通対策・減反限界

二、農業基盤整備の在り方……多面的活用のため、用排水分離・農道・田畑輪換可能な区画整理等・効率化に条件整備する。

三、実践集団・所得増強対策…新作物・食品加工集団育成・指導コンサルタント設置・成功者実践発表・野菜一作一億以上産地化

四、畑作物作付指標……そ菜園芸奨励、指標対象外作物選定、造成畑別枠措置、輪作体系推進

五、農業後継者対策……農業挑戦場作り、農休日励行、労働報酬支給、配偶者諸対策、高齢者諸対策

（第二回）厚真町農業を考えるプロジェクトチーム報告書（厚真町農業委員会長宛…平成五年二月二十二日提出）

平成三年一月二十四日発足以来～チーム会議一三回、視察研修二回開催…チームリーダー　安藤　功・副〃　嶺野進　外（男）九（女）三の一四名による。

○課　　題　二〇〇一年の厚真の農業

（サブタイトル）　俺達はこういう農業を築いて行くそれは実現可能である

一　農地面積・農家人口の推移

1　昭和三十年と平成三年では、農業生産基盤の「農地面積は増加」、農家人口等は「農家人口六〇・六%、農業従事者六四・六%、農家戸数三四%」の減少となっている。

2　農家人口の減少は、経営主の高齢化・後継ぎ不足、少子化で一段と進むと見なければならない。

3　二〇〇一年には、専業農家は二〇〇戸位に減少すると思われ、五、六〇〇㌶農地維持には、土地利用・土地基盤整備の問題を解決しなければ、一戸当り二〇～二五㌶の農地耕作は困難である。

4　農業経営の規模拡大・農地利用集積など流動化を進めるため、農地の貸借には第三者機関が一括借り上げ、借地希望者に貸与するための仕組みを作り、農地の有効利用調整を図る必要がある。

二　農業者の意識改革…世襲的農業から、話し合いによる就農時代であり農業者育成、基金創設、農作業省力化、ゆとりある生活創造が必要

三　農村環境…地域住民は四季の変りに生活の安らぎを求め、花木等植栽・周辺整備（大型草刈機貸与）、都市との交流、（住宅建築規制緩和）共同・分業（作業請負、農産物消流雇用）等。

四　俺達は、新農業実現…農協合併・営農集落再編成・新農業（田畑二五㌶…（現在の三倍）・酪農（現在の二倍）展開には、農地集積、生産組織、栽培体系を確立、畑作は馬鈴薯主体に輪作安定生産、酪農は共同、法人化を目ざす。

（第三回）厚真町農業を考えるプロジェクトチーム報告書（厚真町農業委員会長宛…平成六年十一月二十五日提出）

平成五年五月十二日発足以来～チーム会議と視察研修一七回開催…チームリーダー　海沼裕作・副〃　風間省造　外（男）一〇名による。

第三次プロジェクトチームは、「厚真町農業・農村の将来像について」次代を担う者で討議され、次期「農業振興計画（第三次）」への反映と期待をして最終チームとした。

一、農業協同組合への提言…系統販売に併行し、独自販路開拓、二・三次付加有利販売に専門部門を設ける。生産資材取引には取引高に応じた価格設定・新資材情報の提供。営農指導は、営農計画収支の達成のため支援・経営コンサルタントの配置。実行組合は目的別活動集団に組織替え。農協広域合併は、利用面から地域密着化の農協に慎重な検討を願う。

二、行政への提言…優れた農業経営体育成に行政と指導機関一体の対応。土地利用調整機能システム（農地銀行）による土地利用の明確化、農業機械費の節減に自己管理・整備の上に受委託・請負組織化。都市農村の交流には町域の公園・施設の

厚真町における水稲品種作付実態

年度	うるち面積(ha)	1位	2位	3位	4位	もち(ha)	水稲作付面積(ha)
昭和61	2,487	みちこがね (28.1)	ゆきひかり (25.3)	ともひかり (13.6)	キタヒカリ (11.5)	たんね外53	2,540
62	2,286	ゆきひかり (35.0)	みちこがね (27.5)	ともひかり (16.1)	キタアケ (6.9)	たんね外43	2,329
63	2,273	ゆきひかり (47.1)	空育125 (21.0)	みちこがね (10.7)	ともひかり (9.5)	たんね外44	2,317
平成1	2,271	ゆきひかり (57.8)	上育397 (23.8)	空育125 (12.8)	ともひかり (1.7)	たんね外40	2,311
平成2	2,278	ゆきひかり (52.4)	きらら397 (28.2)	空育125 (13.8)	上育404 (2.3)	たんね外29	2,307
3	2,327	ゆきひかり (50.5)	きらら397 (34.4)	空育125 (12.7)	上育404 (1.2)	たんね外4	2,331
4	2,539	ゆきひかり (57.7)	きらら397 (32.3)	空育125 (8.4)	空育131 (0.2)	たんね外5	2,544
5	2,682	ゆきひかり (59.5)	きらら397 (30.7)	空育139 (4.5)	空育125 (3.9)	はくちょう外8	2,690
6	2,691	ゆきひかり (66.2)	きらら397 (27.7)	空育139 (3.5)	空育125 (1.7)	はくちょう外12	2,703
7	2,493	ゆきひかり (60.7)	きらら397 (32.7)	ゆきまる (5.0)	空育125 (0.5)	はくちょう外7	2,500
8	2,362	きらら397 (44.3)	ゆきひかり (39.5)	ゆきまる (4.0)	空育125 (0.3)	はくちょう外5	2,367

町・農業経営実態調査より

重点整備で青空市・消費者交流、更に牧場・圃場体験等、全町民的取組みが必要、又、若者意見を振興計画、懇談会等に反映させ農業に対する一層の意欲・活性化を期する。

三、農業者への提言：農業実行組合再編で作目別組織化、共同防除等は作業委託、規模拡大や機械化に法人・共同化推進、人材銀行による労働力調整、農地銀行による長期貸借、農閑期の基盤・施設整備は通年化し、都市・企業と農村の交流には滞在型に一段の工夫が必要、又、農業、畜産に亘る法人化に行政の支援推進を要する。

(三)　水稲品種・一等米・特別栽培米

水稲作付品種の選定には、各農家は良品質・多収性と頻発冷害に対する耐冷性品種を重視し、更に危険分散上二、三種作付が多く又、暖候期気象予報にも配意した肥培管理が続けられている。

米過剰基調による減反下で、消費者志向の良品質・良食味米の生産のため優良品種が育

種・栽培奨励され稲作経営、市場評価の中で盛衰する。昭和五十年代は多収の「イシカリ・ともゆたか」に道産米のエースとして「キタヒカリ」が期待され（厚真町では昭和五十一年以降最高作付け二三・四%）たが、上類格付や統一ブランド化で適地外にも作付、四年連続冷害は、耐冷性に弱いこともあり実需にこたえられず、昭和六十年代初頭に極減した。

以降現在迄、安定多収の「ゆきひかり」を主軸に道産米新ブランド「きらら三九七」が自主流通米価格形成の場で基準価格の上限五%で全量取引される快挙等は、「ゆきひかり・空育一二五」にも及び、「キタヒカリ」の二の舞とならない、産地指定作付や一等米づくりに実効の上がる取組みとなった。

自主流通米の販売促進では、卸売指定団体ホクレンが厚真産米の販売活動に呼応し、福岡市民生協グループ（Fコープ二七万消費者）との「厚真産ゆきひかり」等指定取引や産地紹介取材・交流等「顔の見える消流」が始まった。

（一等米づくり運動と実績）

厚真町が「全道一の良質米生産地」の栄誉に輝いたのは、国営総合灌排・開拓パイロット事業の完成した、昭和四十二～五年の間に二、五四〇㌶～二、九六〇㌶と基礎面積を増やし、一〇〇～一二一%の豊作に恵まれ、生

（厚真町水稲作況・1等米）

	全道作況（10a収量）	厚真町			
		作況指数	10a収量	1等米	出荷数量
昭和60	103%（497）kg	106%	515kg	24.1%	（60K／袋）177.863
61	108（526）	101	497	51.7	181,121
62	96（472）	96	474	14.8	153,897
63	104（512）	94	465	19.6	152,339
平成1	107（526）	106	522	15.2	157,608
2	109（540）	107	526	54.1	171,521
3	100（502）	81	398	18.9	132,332
4	89（445）	71	349	13.7	127,618
5	40（203）	9	43	0.6	33,689
6	108（541）	107	526	89.5	207,083
7	103（522）	101	497	98.3	157,146

資料－北海道農林水産統計年報外㊞米・加工米含むため100%に達していない。

産者の上位等級米出荷に向け、食糧事務所えの受検前下見指導で調整努力した。特に同四十三年（六九・六％）同四十四年（六五％）、同四十五年（八三・二％）と三年連続の高い成績を収め、北海道産米改良共励会一位となり食糧庁長官賞（昭四十三年）、次いで北海道農業賞（昭四十六年）の受賞は、本町の米作史上最高の印象に残るものであった。

その後、農業の機械・省力化の進行と転作強化の中で、一等米生産の時代的要請が強まり「安定確収による良質米生産」のため、基本的技術の励行、一等米づくりの適期刈取り、下見調整指導のもとでも成果上らず、近年は適期肥培管理情報の送信や現地確認等の指導も加わり、一段ときびしさの増す米生産の現状を認識しての生産農家の取組みは、平成六年以降有史以来政府出荷米一等米の出荷を全量達成する快挙を収め、「収穫を祝う会」を農協が催し、町農業振興協議会関係・稲作全農業者により、この喜びを分ち合い、きびしい農業経営環境下での更なる一等米・良食味米づくりを誓い合った事は意義深いものである。

政府買入米は昭和五十三年産から検査規格・等級（五段階を三段階…一～三等→一等・四等→二等・五等→三等）の改定と品質格差（一～五類）の導入により、「収入の安定と良質米生産」に向けての努力が強く要求されるものとなった。

（特別栽培米の取組み）

「消費者に向けた〝特別栽培米について〟」より、

特別栽培米は、消費者と生産者が話し合で生産方法を確認、皆さんの目で、確め生産された米を食べる事が出来る仕組みです。

厚真町では、苫小牧消費者協会のご協力で平成元年から特別栽培米に取組み、今後苫小牧市の皆様と一緒に育てて行きたい

と考えている。

※特別栽培米の品種は、「きらら397」

※平成元年度特別栽培米のために行った主な行事

（3月）特別栽培米の生産について　消費者に説明会（苫小牧市）

（7月）特別栽培米の栽培地視察　ハスカップ狩と生育状況を視察（厚真町）

（9月）特別栽培米の栽培地視察　穂が首を下げた頃の生育状況を視察（厚真町）

（10月）刈取状況視察　刈取・乾燥の状況を視察（厚真町）

（11月）特別栽培米の引渡し　特別栽培米（精白）引渡式と試食会（苫小牧市）

※北海道消費者センター

（社）北海道消費者協会（商品テスト部）に厚真町特別栽培米を契約取扱いの苫小牧消費者協会を経て、低減農法のため「残留農薬テスト」を依頼し、厚真町特別栽培米生産組合（桐木松一外三五名）では、除草・殺虫・菌剤使用の種別・量の低減と「顔の見える交流」を生産現場に招く等、信頼される消流の輪が広がっている。

※特別栽培米流通承認申請書（契約書添付）を食糧事務所提出の上、認定（消費者一人一〇〇キロ以内）

特別栽培米の生産・販売状況	年度	供給量	契約者		価格（一〇キロ）	
			生産者	消費者	価格	税込
	平成元年度	一二、四八〇㌔	四名	二〇一名	四、一四〇円	四、二六四円
	〃七〃	一〇五、〇六〇	三六	一、二〇九	四、五六四	四、七〇〇

対象品種－きらら三九七　供給方法－JAあつまが精米し苫小牧取扱所から宅配（平成七年より）

㈣　原正市先生と中国農業研修生

厚真町の米づくりに深く関わった原正市（岩見沢市在住）は、岩見沢水稲試験場の技師、道稲作専技、退官後北農

中央会嘱託として、四十年にも亘り、水稲栽培技術指導に、昭和二十七年発足の厚真村水稲増産協議会のち厚真町米作研究会の研修活動に幾度も招聘され、時々の現地普及員と共に農家に良きアドバイザーぶりを発揮され、町の稲作技術嘱託（昭和五十八年～平成二年）で厚真町農業経営センターに度々来られ、土づくりや生産調整のもとでの水稲栽培指導に当られる外、北海道黒竜江省科学技術交流協会の派遣技術者として昭和五十六年以降渡中、稲作向上には「畑苗移植栽培」を指導し、黒竜江省の稲作は一〇年間で約八倍の成果を示し、中国他省えの派遣要請も続き、平成四年には中国国務院栄誉奨書など受賞、ウルグアイラウンド農業交渉中の平成五年凶作には、皮肉にも緊急輸入米（米・印支・豪・中）で中国からも支援を受けたのである。

○中国黒竜江省〝農業研修生〟受入

本町は原先生の紹介もあり、海外との交流を推進していたので、交流協会の研修生受入事業に協力した。

（一回目）…（昭和六十二・八～六十三・一）六カ月研修滞在

（一）　張　学明（四七歳）…水稲・そ菜各一名、厚真市街地借家で自炊、研修活動は普及所、経営センター職員に同行

（二）　李　明輝（三〇歳）　各作物調査、農家圃場巡回、個別相談、道内農業試験場、先進地農業・施設見学、町内農業交流、北海道拓殖短大生交流等を以後の研修にも取入れ対応

※「中国料理講習会（十二月七日～十二日　農業研修センター）」…受講者一〇〇名以上盛会

「ギョウザとスープ」・「豆腐の鍋物」・「バレイショ料理」を実演、共に実習する。

（二回目）…（平成元・八～二・二）六カ月研修滞在

（三）　金　官植（三四歳）…水稲　研修活動　一回に準ず。

※「婦人講座（二月一日　総合福祉センター）」…（中国の生活・農業食糧事情）黒竜江省大陸性気象で夏暑く冬寒い、雨量厚真の半分・耕地面積日本の二〇倍、農業人口は国民の八割、人口増住宅難、インフレ物価上昇深刻

（三回目）…（平成三・七～四・一）六カ月研修滞在
（四）　劉　如増（五二歳）…中国尚志市イチゴ試験場責任者　研修活動一回に準ず。
特に、イチゴ栽培技術、ブロッコリー・アスパラ等野菜技術研修
来町研修生の年長者で、日本語習得の機会が少なく、初めは筆談から後には会話可能となる。
※離町時の挨拶では「北海道厚真町で研修したことを中国で生かしたい皆さんの健康と日中友好を祈念します」
（四回目）…（平成四・五～一〇）六カ月研修滞在
（五）　陳　維元（三二歳）…そ菜、黒竜江省農業科学院　綏化農業研究所　研究員
大豆の研究、そ菜全般の作付～収穫迄体験学習　外研修活動一回に準ず。

(五)　太平洋戦争中の援農「勤労奉仕隊」学徒の再訪

厚真村史三〇六～七ﾍﾟｰ「大戦下の厚真村」の記録に、戦況激化に伴い徴兵、軍需産業へと若者や主人が応召し、農繁期の労力不足は非農家の婦人や小学校臨時休校等を以ても深刻であり、全国に発せられた学徒動員令下で昭和十八・九年に厚真村にも、道内外十一の農林学校・室蘭中学校から、五六六名の学徒「勤労奉仕隊員」として、戦争母子家庭等を中心に分宿し援農に従事した、中には共同炊事で食中毒一名事故死の尊い犠牲もあった。

◎（平成元年八月二十三日）四五年ぶりの再会…

山梨県立農林学校（現・県立農林高等学校・竜王町）卒業生一一名（河手　基代表）来町
町長・農協組合長らの歓迎に対し、
「厚真の土をもう一度踏んでみたくて来ました、お互いの地域の交流のきっかけになれば…」との辞、この後、一行は受入農家を訪れ、かすかな見覚えの家族と再会を喜び合い当時を偲んだ。

◎（平成六年十月十七日）戦時中の援農思い出話に花…

山梨県立農林学校（勤労奉仕隊）卒業生一二名来町　団長　石岡久高（山梨県八代町長）
厚真町総合福祉センターにて歓迎交流会
町長「農業の町として立派に育ってこれたのも、皆さんのお陰です」と歓迎
石原団長「厚真で過ごした昭和十九年五～八月の日々は、何ものにも代えがたい思い出、当時の経験が忍耐を養ってくれました」と感慨深く偲ぶ。
この後、一行は援農先等に分宿夜遅くまで思い出話に花を咲かせた。
団体として、山梨県立農林学校（最大一二七名）の授農を受ける。外にも永く親交が続いている個々の例に接し、心の暖まる思いがする。

第二章　畜　産

第一節　畜産の実態

本町の畜産は、酪農と軽種馬・養豚の一部が専業であり、多くは肉用牛をはじめ複合経営として飼養されている。馬では農耕馬が昭和初期から木材搬出・農耕・軍需で昭和三十年代迄二千頭にも及んだが、現在では軽種をも下回る頭数となる。酪農としての乳牛は需給調整下で経営戸数減を多頭飼育で堅持。肉用牛（黒毛和種）は昭和四十五年頃より、水田複合として導入、改良増殖により二〇年間に約四倍の伸びである。豚は飼養戸数減に対し多頭飼育により、約三倍の肥育豚を産出している。

又、鶏は昭和六十年代に中規模養鶏経営を停止してからは、自家用のみとなり町域に進出したブロイラー（昭六十年）の如く大規模企業へ移行している。

（厚真町畜産農家戸数及び頭数）

畜種		昭和61年	平成元年	〃 4年	〃 7年
馬	農耕馬	(13) 40	(13) 28	(12) 27	(7) 14
	軽種馬	(7) 55	(6) 82	(8) 101	(6) 117
	計	(20) 95	(19) 110	(18) 128	(13) 131
乳用牛	成牛	(26) 551	(27) 490	(21) 533	(21) 516
	育成牛	(26) 241	(25) 271	(21) 305	(21) 319
	計	(26) 792	(27) 761	(22) 838	(22) 835
肉用牛	成牛	(49) 391	(52) 422	(62) 656	(56) 670
	育成牛	(28) 126	(52) 63	(26) 90	(11) 77
	6ヶ月未満	(37) 128	(42) 150	(50) 226	(45) 260
	6～12ヶ月	(32) 144	(37) 152	(42) 239	(43) 225
	計	(55) 789	(57) 787	(65) 1,211	(58) 1,232
豚	肥育豚	(17) 3,672	(12) 4,840	(9) 4,955	(9) 4,600
	種雄豚	(9) 23	(10) 30	(9) 34	(9) 46
	繁殖豚	(16) 395	(12) 494	(9) 484	(9) 480
	計	(17) 4,090	(15) 5,364	(9) 5,473	(9) (5,126)
鶏	成鶏	(26) 3,256	(20) 313	(13) 550	(12) 820
	ひな	(7) 460	(4) 55	(4) 45	(3) 25
	計	(29) 3,716	(23) 368	(17) 595	(14) 845
緬羊		(5) 61	(3) 39	(3) 41	(3) 35
山羊		(2) 4	(1) 5	(1) 12	(1) 3

※農業経営実態調査より。

単位＝頭羽・（　）は飼育戸数

(一)　酪　農

酪農は隣村（早来）に森永練乳工場が進出した昭和十年頃より、浜厚真地区で飼養され、水田酪農の副業として一四三戸（昭三十七年　五七五頭）に広がり、後ち酪農機械導入に伴い、専業化に向かい四十六年（九二戸　一、三四三頭）乳産量二、四九〇トンをピークに、苫東基地買収で大酪農一〇戸減をはじめ、酪農近代化（草地造成改良・乳質改善・一元集荷体制整備等）は、特に五〇年代に進行し、需給や乳製品の国際価格面から抑制が加えられた。

昭和五十四年来牛乳の計画生産体制（超過ペナルティ当初―金銭・近年―乳量調整）に入り、厚真町酪農協議会が一体となり、牛乳消費拡大運動（乳製品購入等）、全乳哺育等需給均衡化事業に一円（㌔当たり）拠出が続く厳しい環境下で、減少戸数枠を町域酪農者の多頭飼育生産努力で堅持し、又胆振酪農専門農協（早来町遠浅―代表理事組合長　山田稔）の代行による乳牛検定にも積極的に加入し、資質と経営改善に努めている。

（年別乳牛飼育・生乳生産販売状況）

年度	飼育戸数	乳牛頭数 成牛	乳牛頭数 育成	乳牛頭数 (計)	乳牛頭数 戸当たり	生乳生産販売 生乳量	生乳生産販売 保証乳価	生乳生産販売 販売額	検定 戸数	検定 受検頭数
昭和六一年度	二六	五五一	二四一	七九二	三〇・五	八、二一一トン	七四・一〇円	二〇九、〇三〇千円	一戸	三一一五頭
〃　六二　〃	二七	五〇七	二九八	八〇五	二九・八	二、六七四トン	六九・六八	一八六、三三一		二九三
〃　六三　〃	二七	五一一	二八三	七九四	二九・四	二、八三一	七〇・七八	二〇〇、三八六		二九三
平成元　〃	二七	四九〇	二七一	七六一	二八・二	二、八八〇	七二・一九	二一〇、七七三		三〇四
〃　二　〃	二五	五二三	二九八	八二一	三二・八	三、〇七四	七〇・〇五	二一五、三四六		二九四
〃　三　〃	二二	四八五	二九八	七八三	三五・六	三、二六四	七〇・〇五	二二八、六三八		三〇九
〃　四　〃	二二	五三三	三〇五	八三八	三八・一	三、三四七	七二・三二	二四二、〇五二	二	三三六
〃　五　〃	二二	五四七	三五八	九〇五	四一・一	三、三八	七二・二一	二四〇、三〇七	二	三五八
〃　六　〃	二〇	五二〇	三四四	八六四	四三・二	二、四〇五	七一・七七	二四四、三八一	二	三八〇
〃　七　〃	二二	五一六	三一九	八三五	三八・〇	三、二三四	七一・一六	二三〇、一八二	一〇	三四四

※厚真町農業経営実態調査（毎年七月現在）・生乳生産販売厚真町農協取扱実績による。

(二)　肉牛（黒毛和種）

和牛導入・生産改良の足跡（厚真町史四四七～五〇ページ参照）や、厚真町肉牛振興会（会長　池川広・昭和四十八年二月一三戸黒毛和種一七一頭）発足以来現厚真町和牛生産改良組合（岩田文一組合長ら六七戸繁殖和牛七五〇頭）が、創立二〇周年を記念（平成五年一月二十七日総合福祉センター）町・農協・畜産団体関係者多数を招き式典・祝賀会を催した。

「米生産調整下の補完作目として、有畜農業による土づくりを遊休施設・休耕田

の有効利用で水稲プラス肉牛の複合経営」の発想から取組み、昭和四十七年に肉牛振興地域指定を受け、翌年北海道農業開発公社の貸付牛制度で島根・岡山県より、素牛五〇頭（翌年三〇頭）、種雄牛二頭を導入基礎と成す。

昭和五十年代素牛価格暴落から、肉用牛経営安定には「素牛生産から肥育一環経営」をと、試行した厚真肥育牛の大阪市場での出荷成績から有利性を認識将来にその定着を期す。厚真町和牛生産改良組合（全国和牛登録協会　昭和五十四年認定・改称）は組織的生産改良のため、振興委員会を設け、指導研修、改良方針に沿い優良牛保留、種雄牛

肉牛放牧

（年度別和牛飼育・出荷販売状況）

年度	飼養戸数	黒毛和種 成牛	育成	仔牛	（計）	販売実績 頭数	平均価額	販売額
昭和六一年度	五五	三九一	一二六	二七二	七八九	四一〇頭	三七一千円	一五二、〇八三千円
〃　六二〃	五七	四一二	八一	三一六	八〇九	三七四	四二六	一五九、二五七
〃　六三〃	五七	三九七	七五	二八四	七五六	三五一	四六〇	一六一、二八六
平成元〃	五七	四一二	六三	三〇二	七八七	三三八	四九九	一六八、五三一
〃　二〃	五四	四三八	一三五	二九二	八六五	三六〇	四六一	一六六、一一七
〃　三〃	五七	五二九	一四三	三七一	一、〇四三	四二五	四四四	一八八、五五四
〃　四〃	六五	六五六	九〇	四六五	一、二一一	五一八	三六四	一八八、五六三
〃　五〃	六三	六三六	八三	四九九	一、二一八	五九三	二八六	一六九、五五六
〃　六〃	五八	六九八	八一	四七五	一、二五四	五三一	二九五	一五六、七八四
〃　七〃	五八	六七〇	七七	四八五	一、二三二	五八一	三五九	二〇八、四七三

※厚真町農業経営実態調査（毎年七月現在）・販売実績厚真町農協取扱実績による。

選定、飼養増頭に農協無利子家畜導入資金（同五十六年～三カ年）、町農家所得増強対策（平成元年～七年）での新規導入・保留牛奨励や改良に精液確保基金創設、町営牧場造成等の振興策で組合員の和牛総頭数は約一、二五〇頭となる。

又、和牛産地の評価にも通ずる全国和牛能力共進会は、和牛のオリンピックと称され、五年毎に開催され、組合事業として肥育牛初出場に取り組み、第五回全国和牛能力共進会（昭和六十二年島根）に計画交配・選抜肥育牛は優等賞に入り、第六回同（平成四年大阪）に北海道代表牛（一組三頭）として出場、先進府県牛との中から準優勝（銀賞）の栄に浴する快挙に輝く。

今後は、二〇年の歩みと実績の成果を土台に「作る、売る、続ける」の三原則を基本に銘柄確

厚真町黒毛和種「種雄牛」所有管理

種雄牛名	系統	供用期間	地域	管理者（所有者）
升元	父 第一登の四	自 昭和四六年	宇隆	（肉牛協会貸付）
	母 むらを二	至 昭和五〇年		
初金	父 富初二	自 昭和四六年	鹿沼	斉藤　功
	母 やえとみ三	至 昭和五二年		
静	父 第十四茂	自 昭和四八年	宇隆	（宇隆肉牛組合（島根県へ）
	母 かねのはな九	至 昭和五五八年		
千代義	父 第十一松田	自 昭和四八年	幌里	（肉牛協会貸付）
	母 ひもちよよし	至 昭和五八年		
第八春	父 晴美	自 昭和四八年	美里	美里肉牛組合
	母 第参はる	至 昭和六〇年		
朝日四の六	父 晴美	自 昭和四八年	鹿沼	斉藤　功
	母 あさひ四	至 昭和六二年		
第一三好春	父 第十一松田	自 昭和五〇年	宇隆	（肉牛協会貸付）
	母 よしはな	至 昭和五八年		
第八直正	父 大道	自 昭和五一年	鹿沼	丸善物産農場
	母 第八なおら四	至 昭和五八年		
丸山六	父 第七糸桜	自 昭和五二年	鹿沼	（肉牛協会貸付）
	母 まるやま	至 昭和五九年		斉藤　功
糸清五	父 第七糸桜	自 昭和五八年	宇隆	宇隆肉牛組合
	母 きよひめ	至 平成元年		
第二金広	父 奥秀	自 昭和五九年	鹿沼	斉藤光治
	母 よし	至 平成三年		
一福二	父 菊照土井	自 昭和六一年	鹿沼	丸善物産農場
	母 かずこ	至 平成五年		

※厚真町種畜検査名簿より。

道内主要市場の和牛素牛（生後12カ月未満）取引平均価格

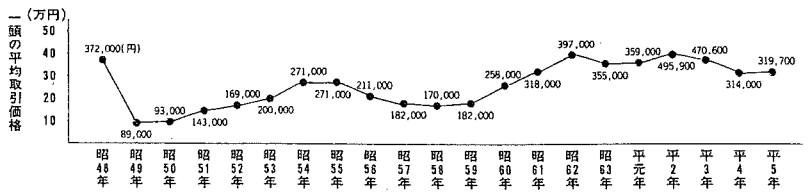

（資料：道畜産物価格安定基金協会）

立を目指し研鑽努力することが期待されている。

全国和牛能力共進会審査講評（抜粋）

（肉牛の部）

①農林水産省畜産試験場加工第二研究室長　中井博康

審査の結果、優等賞（金－広島、新潟）、準優等賞（銀－北海道、兵庫・佐賀）の中に入れば、甲乙付けがたく粒揃いが上位に入ったと言って過言でない、それにしても伝統のある肥育県に混じって北海道が二席入りしたことは、その肥育潜在能力が著しく高いことから、我が国における和牛生産の発展に大きな期待を抱かせ意義深いものであった。

②農林水産省中国農試畜産部畜産利用研究室長　小沢　忍

今回、和牛肥育の伝統ある県をしり目に北海道が優等二席の座を獲得したことは意義深い。北海道に本格的和牛導入は戦後で近年肉用牛とくに和牛頭数の著しい増加、そうして肉質を如何に付与が問題、今回、「北海道の風土でも高品質牛肉はできる・厳しい寒さの中でも肥育牛は立派に仕上がる」ことを示した。今後の北海道の肥育技術を向上させる上での起爆剤になる。今回の成果はあくまで出発点である。

③日本食肉格付協会業務部長　井関敏夫

上位入賞群については、さすがに肉量・質共にすぐれたもの多く、産地基盤の厚さを示す。二席入賞の北海道については、出品関係者の

枝肉測定値および枝肉成績一覧（本道分並びに上位入賞牛のみ抜粋）

出品牛番号	出品群	と殺月齢	歩留等級	肉質等級	左半丸重量	枝肉総重量	ロース芯面積	ばらの厚さ	皮下の厚さ	筋間脂肪厚	歩留推定値	肉質 BMS 基礎値	BMS 等級	肉の色沢 BCS	光沢	等級	締まり 締まり	きめ	等級	脂肪の色沢質 BFS	光沢	等級	総合順位	賞
31	北海道1	24.2	A	4	243.2	480.0	47	9.0	2.8	8.3	72.9	2	4	4	5	5	5	5	5	3	5	5		
32	〃	24.2	A	4	226.4	451.2	60	7.0	1.6	7.1	74.8	2	4	4	4	4	4	4	4	3	5	5		
33	〃	24.1	A	5	219.6	438.8	50	6.9	1.8	8.0	73.4	4	5	3	5	5	5	5	5	3	5	5	3	銀賞
34	北海道2	24.2	A	4	214.2	425.2	45	6.0	2.0	7.3	72.1	1+	4	3	4	4	4	4	4	3	5	5		
35	〃	23.9	B	4	212.0	421.6	44	6.8	3.1	7.6	71.6	2−	4	3	4	4	4	4	4	3	5	5		
36	〃	23.0	B	4	205.4	408.4	39	6.4	3.1	7.4	70.8	1+	4	2	4	4	4	5	4	2	5	5		
112	広島	23.4	A	5	208.4	415.4	59	7.3	1.9	5.9	75.0	5	5	3	5	5	5	5	5	3	5	5	1	金賞
69	新潟	23.3	A	5	203.8	404.6	56	6.6	1.6	7.0	74.6	5	5	3	5	5	5	5	5	2	5	5	2	金賞
94	兵庫	24.2	A	5	199.4	395.6	54	6.9	2.4	7.1	73.9	3	5	3	5	5	5	5	5	3	5	5	4	銀賞
128	佐賀	24.1	A	5	241.2	480.2	53	7.5	1.8	6.5	73.7	3	5	3	5	5	5	5	5	2	5	5	5	銀賞

平生のご努力を高く評価すると共に、受賞された厚真町和牛生産改良組合（組合長　岩田文一）の人となりを聞き、指導者として深い敬意と今後のご活躍を期待するものです。

④全国和牛登録協会北海道支部　菅井　勉…

「めざそう国際競争に打ち勝つ和牛生産」をテーマに全国選抜の肥育牛が集まる、五年毎の共進会（第六回）を終えた。牛肉輸入自由化という我が国肉用牛生産始まって以来の危機を迎え、初の共進会父系肥育群二四ケ月齢の条件であった。

厚真町和牛生産改良組合の事業として、五年前の第五回全共に北海道代表で出品した時、優勝した島根県の「糸光号」の産子を見て、「次回こそは」を期し同号の精液確保、優良雌牛を揃えての計画交配に取組み「北海道もやればできる」のインパクト・実績は大きい。北海道の立地条件から放牧主体の「繁殖経営」で多種頭数の種雄牛が使われているが、後代検定等による大胆な選抜淘汰が必要、又肥育問題では後発地域であるが、乳用種肥育も増えていることから、生産改良組合の多くが素牛生産に終っている現状から、改良も育種価による評価主体になって来た今日、マニアルモデルより肥育率を高めることが緊要と考える。

㈢　養　豚

従来から養豚研究会として、生産改良、飼養管理の向上に努めてきたが、平成元年度に養豚生産振興組合（組合長　西村一夫　一五名）に改称し、農家所得増強対策事業による、ハウス豚舎・分娩柵導入・優良繁殖豚導入や家畜防疫体制の整備に取組み、多頭飼育と資質・環境衛生の向上に畜産団体の一員として役割を担い活動して来た。

又、ハイコープ豚の地元店生肉販売等も成し、夫々専業、複合経営として努力が続けられているが、平成四年度に同組合は解散された。

㈣　馬・鶏・小家畜

一世を誇った本町の馬産も農業機械化の進展により、大役から急速に後退し、近年では一部の農用・輓系馬愛好者が重系競馬や

（年度別豚飼育・生産販売状況）

年度	飼育戸数	豚 繁殖	豚 種雄	豚 肥育豚	豚 (計)	販売推定 平均価格	販売推定 販売額
昭和六一年度	一七	三九五	二三	三、六七二	四、〇九〇	三四、八八三円	一九二、八〇〇千円
〃 六二 〃	一四	四四三	二二	三、八二四	四、二八九	三一、三二二	一七八、五〇〇
〃 六三 〃	一四	四六四	二九	四、一五〇	四、六四三	二九、八三六	一八四、五〇〇
平成 元 〃	一五	四九四	三〇	四、八四〇	五、三六四	二五、六五四	一八六、四〇〇
〃 二 〃	一二	五二三	二五	四、三〇五	四、八六三	二六、〇八九	一五九、二〇〇
〃 三 〃	一〇	四九三	二三	四、四七〇	四、九九六	三一、九八七	二二四、〇〇〇
〃 四 〃	九	四八四四	三四	四、九五五	五、四七三	三一、三八六	二三二、〇〇〇
〃 五 〃	九	四九〇	五〇	五、一五〇	五、六九〇	二九、四〇七	二三三、五〇〇
〃 六 〃	九	四七〇	五一	四、七五五	五、二七六	二九、五七〇	二四〇、一〇〇
〃 七 〃	九	四八〇	四六	四、六〇〇	五、一二六	三〇、四八〇	二二〇、三〇〇

※厚真町農業経営実態調査（毎年七月現在）・販売推定（厚真町農協取扱外）

（厚真町馬飼育状況）

年度	農用馬 戸数	農用馬 繁殖	農用馬 育成	農用馬 (計)	軽種馬 戸数	軽種馬 繁殖	軽種馬 育成	軽種馬 (計)
昭和六一年度	一三	(不詳)	(不詳)	四〇	七	(不詳)	(不詳)	五五
平成 元 〃	一三	(不詳)	(不詳)	二八	六	(不詳)	(不詳)	八二
〃 五 〃	一一	二二	九	三一	六	六二	三〇	九二
〃 六 〃	一一	一六	八	二四	八	七九	六三	一四二
〃 七 〃	七	一〇	四	一四	六	五九	五八	一一七

堆肥づくりに飼養し往時を偲ぶ程度である。

一方、サラブレット等軽種馬は、国内代表産地の日高・胆振にあり、本町生産者は鵡川軽種馬振興会に属し、個人経営努力で生産飼養され、産駒の中には中央・地方競馬場で覇を競うもの多く、特に大川牧場（経営者　大川幾男）多数出場産馬中、「ホワイトストーン」は幾多の重賞レースに上位入賞（第一〇三回天皇賞GI平三・四・二五京都）を果たし、日本中の競馬ファンを沸かせた。

鶏は、早くから農家で平・ケージ飼育され、農業構造改善事業で五千羽養鶏も実現したが、今は企業養鶏ブロイラー生産地となり、一部に種鶏卵生産と自家用飼育が残る現状である。

又、小家畜としては、一部に羊のサホーク・山羊と兎を飼養する程度である。

第二節　畜産諸施設等

㈠　町営公共牧場造成

畜産団体からの要望もあり、「幌里地区」に次いで、「宇隆地区」に約百㌶の町営公共牧場を造成し、昭和六十二年に幌里牧場、平成二年に宇隆牧場を開設した。

管理は厚真町農業協同組合で畜産農家により、公共牧場利用組合を設立して自主的運営・管理（草地維持…分追肥・輪換放牧による草勢維持・管理改善…監視・確認の効率化と異常畜の早期発見対応など）に努めており酪農・肉牛の多頭飼育に対する畜産農家の多年の要望が実現したもので喜ばれている。

公共牧場造成事業は、北海道農業開発公社の農地保有合理化促進事業による牧場用地の取得と公社営畜産基地建設事業・団体営草地開発整備事業により取得、整備された。

（厚真町営）公共牧場設置概要

牧場名		幌里牧場	宇隆牧場	合計
所在地		幌里359番地ほか	宇隆158番地ほか	
平均標高		60メートル	86メートル	
管理者名		厚真町農業協同組合		
開設年度		昭和62年度	平成2年度	
用地面積		22.5㌶	80.0㌶	102.5㌶
内訳	造成草地面積	18.5㌶	30.0㌶	48.5㌶
	混牧林地面積	1.0㌶	30.0㌶	31.0㌶
	その他面積	3.0㌶	20.0㌶	23.0㌶
利用施設		避難舎、飼料小屋	家畜保護施設	
隔障物延長		3,660㍍	9,250㍍	12,910㍍
牧区数		4牧区	3牧区	
標準延放牧頭数		8,463（日・頭）	14,560（日・頭）	23,023〃
利用料（日・頭）		乳牛200円　肉牛150円　農用馬150円		
利用方法・期間		夏期放牧のみ　平年利用期間　5月下旬～11月上旬		
備考		標準延放牧頭数には混牧林地を含む。 利用料　平成7年現在		

年度別利用状況

年度	利用期間	畜種別利用状況（戸数・延頭数）			
		乳牛	肉牛	農用馬	計
平成3年	5.21 ～ 11.15	(11戸) 8,262	(14) 10,956	(3) 1,326	20,544
〃 4 〃	5.20 ～ 11.10	(9) 8,665	(13) 10,853	(3) 1,012	20,530
〃 5 〃	5.31 ～ 11.10	(8) 7,349	(13) 10,162	(3) 995	18,506
〃 6 〃	5.20 ～ 11.10	(8) 6,445	(13) 10,923	(3) 783	18,151
〃 7 〃	5.23 ～ 11.10	(6) 2,463	(12) 10,014	(3) 915	13,392
〃 8 〃	6.1 ～ 11.10	(1) 429	(13) 8,626	(2) 774	9,829

(二)　家畜共進会

厚真町での家畜共進会は、例年六月に日頃の家畜飼育管理・資質の向上に努力する、畜産農家の一大催事として、家族ぐるみの参加で町・農協共催に一般町民も集い、盛会裡に実施されている。又、以後の胆振・全道共進会への出場候補畜の予選の場でもあり、専門審査員の審査講評は良い研鑽の機会となっている。

（厚真町家畜共進会場の変遷）

一、戦前の農耕（軍用）馬時代から、共進会は主要牧場、後に本郷（知決辺）種馬所・家畜市場で開催され、現在（平成七年―第二八回）共進会の第一回は昭和四十三年に厚真川敷地内での乳牛ホルスタイン共進会に始まる。

二、（第七～二二回…昭和四十九～平成元年）特設厚真町家畜共進会場（豊沢）

厚真町が「豊沢地区」町有地を用地造成

農協が繋留施設（木組片屋根）を分担、昭和四十九年開設、乳牛、黒毛和種、農用馬、養豚の総合共進会催す。

三、（第二三回～現在…平成二年）家畜共進会場（上野）移設。

厚真町有地の開発計画「豊沢工業団地」に編成され町・農協・畜産団体と協議し、農協が上野地区に取得造成中の「生産施設団地（馬鈴薯選別・共乾施設等）」内に位置付け、町が組立式鋼製繋留所を施設し、現在に至っている。

施設用地三三〇平方㍍　繋留所事業費三、二九八千円（全額町費補助）

○厚真町畜産団体連絡協議会主催…〃獣魂祭〃

従来、町家畜共進会開催時に本郷獣魂碑前で執行されていたが、連協発足を機に（昭和五十七年四月）以降は、同会主催で挙行され、多くの畜産農家関係者参列のもと、畜産の霊のなぐさめ家畜の振興を祈念するを恒例としている。

（近年家畜共進会出陳状況）

回（年度）	開催月日	出陣頭数（頭）				
		乳牛	和牛	農用馬	豚	計
第一九回（昭和六一年）	六・一八	四七	四〇	一四	一七	一一八
第二〇回（〃六二〃）	六・一七	四〇	四一	一四	一六	一一一
第二一回（〃六三〃）	六・一七	三九	四七	一五	一八	一一九
第二二回（平成元年）	六・九	三五	四七	一一	一六	一〇九
第二三回（〃二〃）	六・八	三二	四四	一〇	二四	一一〇
第二四回（〃三〃）	六・七	四三	四〇	九	二二	一一四
第二五回（〃四〃）	六・一〇	四一	三九	―	二〇	一〇〇
第二六回（〃五〃）	六・一一	二六	三九	―	二二	八七
第二七回（〃六〃）	六・一〇	一八	三三	九	二四	八四
第二八回（〃七〃）	七・二八	一一	二八	七	一六	四六
第二九回（〃八〃）	六・二	一六	四二	―	一八	五九

※豚は、平成二年以降枝肉共励会による。

㈢　厚真町家畜自衛防疫組合

平成三年四月三日、厚真町家畜防疫協議会と同家畜自衛防疫組合（組合長　岩田文一）の設立総会が総合福祉センターで開催され、農林水産省の動物検疫所が本年度から共和地区（苫小牧東部工業基地内）に建設が進められることを契機として、家畜の疫病防止や防疫意識の高揚を図る活動など、町域の家畜防疫体制の強化を目的に家畜飼養農家約一三〇戸で組織された。

主な事業としては、ワクチン接種、畜舎・畜体などの消毒施設の整備と実施、定期的な家畜の健康診断、家畜衛生意欲の向上などが事業であり、施設整備計画では町外からの疫病侵入防止のため飼料運搬、家畜の出荷などで出入りする車両の消毒施設を町内五拠点に設けることになった。

この施設には・消毒槽（四基）・専門消毒車（一台）・セット式動力噴霧器（五台）・自走式動力噴霧器（一台）

・クリーンスプレーヤー（八台）・瞬間湯沸かし器（五台）

などの畜舎内外部や畜体の消毒に必要な器材が平成三年と四年度に亘り、事業費一、二一九万円で道・町・地方競馬全国協会の補助により実施され、体制整備された。

㈣　農林水産省「動物検疫所」小樽出張所胆振分室開設

この施設は、動物・畜産物の輸出入に対応し家畜伝染・狂犬病予防法に基づく、所定の動物検疫業務を行うもので、貿易自由化による増加や従来、成田空港以北には存せず畜産主産地として、遠隔経路輸送等の不利な点から又、道内主要港湾関係・新千歳空港国際エアカー構想から、動物検疫港の誘致運動が早くからあった。

平成年代に入り道内畜産農業団体の要請が急浮上、道と農林水産省協議による有力候補地案に、苫小牧東部工業基地の緑地帯（厚真町字共和一七番地）内が選定された。この期待される重要施設であるが隣接する本町の畜産農家、

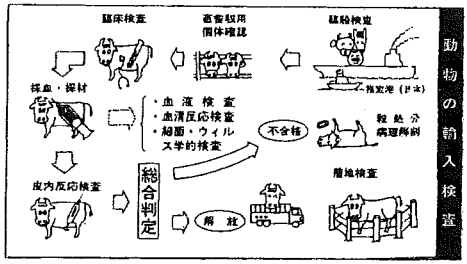

関係団体等の動揺は大きく、平成元年九月定例町議会でも取り上げられ、誘致運動レベルのものでなく、道・支庁による関係機関や畜産関係者・住民への説明に併せて、町独自の調査検討が行われた。

「動物検疫所建設概要」…輸出入動物・畜産物を詳細に検査し伝染性疫病等の国内侵入を防ぐ

・庁舎　鉄筋コンクリート二階建七二八㎡　一棟
　内部…血清検査室・細菌病理ウイルス検査室・外諸検査機器を設備
・畜舎（四〇〇㎡・成牛一四〇頭規模）四棟…家畜繋留施設（牛・馬・豚・綿羊・犬等検疫可能）
・特別隔離畜舎（殺処分・病理解剖・死体焼却「完全二次燃焼」炉）一棟
・その他…平成二年度より設計施工・敷地約二・八ha（地上下部…コンクリート全網隔障物・人動物進入防止）検疫官　三人常駐（増員予定）建設費約一二億
・建設場所…勇払郡厚真町字共和一七番地
・施設の供用開始（開設）…平成五年一月十九日

（説明・調査等の経過）

・平成元年九月十三、二十九日…北海道庁より畜産三団体・町議会・関係団体に対し、建設計画と動物検疫業務等説明会
・〃　十月十六～七日…町議会産建常任委員会調査活動（動物検疫所横浜本所「横浜港湾」、同成田支所「成田空港」の現地視察を行い、議会に所管事務調査報告）
・〃　十月二十三～四日…畜産団体・近隣自治会代表者現地視察（動物検疫所鹿児島空港出張所）
・〃　十一月九日…農林水産省畜産局衛生課長来町（動物検疫所北海道支所（仮称）整備計画案…平成二～四年度で施設整備し、平成四年度中にオープンしたい）

※特に、畜産農家の不安から、畜産三団体の慎重な検討が重ねられ、諸般の情勢から立地に当たり、六項目条件が町長宛要請、①農業振興施策の充実　②防疫体制の強化　③動物検疫所へのチェック体制の確立　④胆振東ノーサイ等の獣医師の立入制限　⑤近距離畜舎への特別措置　⑥補償問題の明確化

・〃　十一月二十四日…町から道に対し、畜産三団体の要請を主軸として、動物検疫施設の設置やむを得ないことと道の措置を条件とした。

これに対し、道側は特に①防疫体制強化（新防疫体制の確立）、②検疫所体制チェック（地域畜産関係・町・農協・道保健所・動検による協議会で情勢交換等）、③補償問題（因果関係明確事実国補償措置）等の回答を受け、畜産三団体等への連絡と本施設実現前に必要な体制づくり（厚真町家畜自衛防疫組合…平成三年四月設立）を以て、家畜飼養に係る環境衛生管理でクリーン化を目指し道・町・農協畜産関係の支援整備が図られた。

この動物検疫所の関連施設が竣工し、町住民関係者への施設見学も行われ、五年一月二十七日第一回受験馬入場となった。

(五)　胆振東ノーサイ家畜診療所

家畜共済加入畜をはじめ、家畜の疾病傷害や保健衛生・飼養管理に獣医師一九名（平成七年末現在）を、組合区域に三家畜診療所を設置し、無線機動体制を以て日夜対応に努めている。

◎北部家畜診療所

（位　置）勇払郡早来町字遠浅四二三－一三三

（敷　地）六、四七五㎡（一、九六二坪）借地

（建　物）本　館　三四一・八㎡（一〇四坪）

　　入院房　六八・〇㎡（二一坪）

構造…木造横羽目下見特殊着色塗装

（経過等）昭和五十三年十二月二十四日竣工

「早来町家畜衛生センター」建設を昭和六十年四月…胆振東農業共済組合が建物等全面移管
※利用診療所区域（厚真町）幌内～美里（北部）・上野～鹿沼（東部）
◎東部家畜診療所
（位　置）勇払郡鵡川町文京町二丁目三番地
（敷　地）五四八・二八㎡（一六六坪）
（建　物）一三二・四九㎡（四〇坪）
　構造…木造平屋サイディング張り
（経過等）昭和六十年九月竣工
◎この外、西部家畜診療所（白老町本町）があるが省略する。

第三章　林　業

第一節　森林の現況

本町産業の一翼を担って来た林業は、戦中の荒廃から戦後、官民挙げての緑化運動「植樹」は、造林補助事業（昭三十二～五十九年）、林業構造改善事業（昭四十一年～四十六年）による林道・経営近代化と、森林総合整備事業（昭五十四年～現在）等に引き継がれて来たが、経済社会の中で輸入材に押され紙パルプ用材が主力であり、林業経営は厳しいが、森林立国として農林漁業基盤の保持・健全な生活環境の保全上から国民的合意に立脚、森林の保続培養と生産力の増進が望まれている。

(一)　森林計画

森林面積は、二九、一三三㌶で地域面積の七二%を占める。これを所有形態別に見ると、道有林一一、八九四㌶（四一%）、町有林一、四二九㌶（五%）、残りが民有林一五、八一〇㌶（五四%）の構成である。

総蓄積量は、三、〇四一、八六六立方㍍（平成八年現在）を有し、道有林四四%、町有林六%、民有林五〇%となっており、面積比から民有林の蓄積量が低く、立地条件や管理状況の多様が伺うことが出来る。

造林の現況は、民有林一五、八一〇㌶に対し、人工林率四二・七%の六、七五九㌶で道地域森林計画（第一次目標七、七八五㌶…平四年）比、八七%と低調である。

（厚真町における所有形態別森林資源の推移）

年	区分		所有区分				林野率
	面蓄別	単位	道有林	町有林	一般民有林	計	
昭和37	面積	ha	11,901	1,381	17,551	30,833	76.0%
	蓄積	㎥	1,350,000	96,314	469,150	1,915,464	
〃47	面積	ha	11,883	1,318	17,162	30,363	74.9
	蓄積	㎥	1,324,000	61,000	588,000	1,973,000	
〃57	面積	ha	11,894	1,166	16,754	29,814	73.5
	蓄積	㎥	1,383,000	77,725	796,657	2,257,382	
〃62	面積	ha	11,894	1,167	16,417	29,478	72.8
	蓄積	㎥	1,404,000	128,711	1,123,404	2,656,115	
平成3	面積	ha	11,894	1,391	15,955	29,240	72.2
	蓄積	㎥	1,425,060	177,086	1,359,818	2,961,964	
〃8	面積	ha	11,894	1,429	15,810	29,133	72.0
	蓄積	㎥	1,325,741	192,849	1,523,276	3,041,866	

所有形態別森林面積及び蓄積

（単位）面積ha　蓄積㎥

区分 / 所有形態	立木地 人工林 面積	立木地 人工林 蓄積	立木地 天然林 面積	立木地 天然林 蓄積	立木地 小計 面積	立木地 小計 蓄積	無立木地	合計面積	人工林率 %
道有林	2,360	154,397	9,534	1,171,344	11,894	1,325,741	—	11,894	19.8
町有林	882	157,112	523	35,737	1,405	192,849	24	1,429	61.7
私有林	6,759	1,061,045	8,203	462,231	14,962	1,523,276	848	15,810	42.7
計	10,001	1,372,554	18,260	1,669,312	28,261	3,041,866	872	29,133	34.3

※町有林には、苫小牧市（263.28ha）早来町（49.6ha）が入っている。　　平成８年３月31日現在

一般民有林における人工造林の推移

（単位）面積ha

年度	昭和60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7
面積	113	81	92	65	46	24	38	40	30	20	29

所有規模別森林面積

（単位）者数：人・面積：ha

区分		所有規模 0～5未満 者数	0～5未満 面積	5～30未満 者数	5～30未満 面積	30～50未満 者数	30～50未満 面積	50～100未満 者数	50～100未満 面積	100ha以上 者数	100ha以上 面積	計 者数	計 面積
在町（準在を含む）	個人	569	1,084	294	3,217	11	428	11	660	5	960	890	6,349
	会社	8	18	6	86	1	48	—	—	1	147	16	299
	その他	4	10	1	8	—	—	1	60	1	1,115	7	1,193
	計	581	1,112	301	3,311	12	476	12	720	7	2,222	913	7,841
不在町（道内外）	個人	248	281	45	444	3	113	—	—	6	931	302	1,769
	会社	15	30	10	124	2	79	3	175	14	6,344	44	6,752
	その他	—	—	—	—	1	50	—	—	3	826	4	876
	計	263	311	55	568	6	242	3	175	23	8,101	350	9,397
計	個人	817	1,365	339	3,661	14	541	11	660	11	1,891	1,192	8,118
	会社	23	48	16	210	3	127	3	175	15	6,491	60	7,051
	その他	4	10	1	8	1	50	1	60	4	1,941	11	2,069
	計	844	1,423	356	3,879	18	718	15	895	30	10,323	1,263	17,238
職業別個人所有	農業	451	863	217	2,395	9	352	9	556	2	288	688	4,454
	育林産業	4	5	6	103	—	—	—	—	2	341	12	449
	商工業	40	58	21	162	1	37	—	—	2	433	64	690
	その他	322	439	95	1,001	4	152	2	104	5	829	428	2,525

資料：地域森林計画書　　注　準在とは近隣町の所有者をいう。　　平成８年３月31日現在

厚真町森林整備等の目標・基本方針

区分			現状（平成6年度）	目標 第1（平成12年度）	目標 第2（平成17年度）	備考
森林資源構成	面積（ha）	人工林	7,641	7,833	8,026	森林資源構成は、地域森林計画書に基づく。路網の林道は林道台帳、作業路は造林事業の数値
		天然林	8,726	8,546	8,366	
		その他	872	860	847	
		（計）	(17,239)	(17,239)	(17,239)	
	蓄積（百㎥）	人工林	12,181	15,186	19,220	
		天然林	4,980	5,455	5,985	
		その他	−	−	−	
		（計）	(17,161)	(20,641)	(25,205)	
	人工林率（%）		44.3	45.4	46.5	
路網	林道	延長（m）	29,618	33,216	35,216	
		密度（m/ha）	1.7	1.9	2.0	
	作業路	延長（m）	113,770	137,004	161,504	
		密度（m/ha）	6.5	7.9	9.3	

町有林の現況

（単位　ha、㎥）

区分	数量	林相区分		面積	蓄積
直営	経営林	天然林		392.92	29,019
		人工林	カラマツ	511.60	97,488
			ストローブ	38.36	7,576
			バンクス	22.12	3,200
			トドマツ	16.44	1,477
			ヨーロッパアカ	6.88	1,140
			チョウセンゴヨウ	0.28	19
			アカエゾ	0.32	10
			シラカバ	42.60	8,886
			ヤマハンノ	1.68	279
			コバハンノ	3.12	714
		更新困難地・伐採跡地		3.20	−
		小計		1,039.52	149,808
	防風林	天然林		4.88	164
		人工林	カラマツ	19.20	2,971
			ストローブ	3.52	525
			グイマツ	4.44	−
			シラカバ	12.64	2,129
			ドロノキ	15.72	1,921
			ヤチハンノ	2.04	133
			ヤチダモ	6.88	443
			改良ポプラ	1.08	188
			カシワ	2.16	−
		更新困難地・伐採跡地		9.56	−
		小計		82.12	8,474
	計			1,121.64	158,282

区分	数量	林相区分		面積	蓄積
貸付	分収林	天然林		10.44	255
		人工林	カラマツ	214.44	35,589
			その他針	1.44	140
			シラカバ	0.36	27
		小計		226.68	36,011
計				226.68	36,011
合計				1,348.32	194,293

平成八年三月三十一日現在

町有林の造林事業実績年度別明細表（昭和60年以降）

（単位＝千円・ha）

種別 / 年度	植栽 面積	植栽 事業費	補植 面積	補植 事業費	保育 面積	保育 事業費	保護 面積	保護 事業費	除間伐 面積	除間伐 事業費	その他 事業量	その他 事業費	林道 事業量	林道 事業費	事業費 合計	財源内訳 道補助金	財源内訳 起債	財源内訳 林野基金	財源内訳 一般	立木処分 面積	立木処分 材積	立木処分 金額	その他収入
	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円	ha	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	ha	m³	千円	
昭和60	経 1.29 防 0.89	355 167	—	—	経58.84 防 1.46	4,515 53	野 260.28	487	41.44	5,654	車管理外	3,376	—	—	14,607	576	10,100	—	3,931	間38.40	799	2,373	—
61	—	—	—	—	経56.49 防 5.15	5,048 170	野 229.96	431	41.84	5,213	〃	1,706	—	—	12,568	187	9,100	—	3,281	間29.60	698	1,150	—
62	—	—	防 0.05	59	47.88	4,362	野 179.44	336	13.00	2,944	〃	1,172	—	—	8,873	143	6,500	—	2,230	林道支障木 間13.00	25 181	180 550	—
63	—	—	—	—	53.72	4,330	野 179.44	339	29.52	4,191	〃	367	作業道	1,300	10,527	161	8,800	—	1,566	間〃 29.52	237 659	360 3,270	—
平成元	—	—	—	—	35.44	2,778	野 161.60	315	62.92	8,226	管理外	403	—	—	11,722	5,267	—	—	181	間	—	6,274	—
2	—	—	—	—	64.96	5,064	野 152.40	302	22.32	2,733	〃	2,680	—	—	10,779	4,732	—	—	3,009	間	—	3,038	—
3	—	—	—	—	51.20	4,441	野 142.12	286	37.60	4,458	〃	1,497	—	—	10,682	4,084	—	—	3,951	間	—	2,647	—
4	—	—	—	—	53.56	5,312	野 131.96	272	27.28	4,481	〃	1,522	作業道	2,310	13,897	7,624	—	—	3,595	間	—	2,678	—
5	—	—	—	—	55.80	5,465	野 110.04	235	43.00	6,771	〃	1,263	—	—	13,734	8,007	—	—	3,684	間	—	2,043	—
6	—	—	—	—	44.08	5,135	野 93.92	205	34.48	5,938	〃	1,330	—	—	12,608	7,478	—	—	3,888	間	—	1,242	—
7	—	—	—	—	39.00	5,297	野 70.88	159	24.72	4,251	〃	1,548	—	—	11,255	6,407	—	—	3,904	間	—	944	—
60年以降の計	2.18	522	0.05	59	567.58	51,970	171,204	3,367	378.12	54,860	—	16,864	—	3,610	131,252	44,666	34,500	—	33,220	2,952	2,599	26,749	—

注　経は経営林・防は防風林・野は野そ駆除・間は間伐をいう。

第二節　林業振興事業

(一)　林業振興対策事業

(農業後継者結婚記念造林)

昭和四十一年三月制定の「厚真町農業後継者結婚記念造林奨励規則」により、継続されて来た結婚記念造林は記念樹として親から子へと伝承される財産であり、育林による緑化は国土の保全上からも貴重である。

厚真町結婚記念造林実績

区分／年度	件数	事業面積	ヘクタール当り事業費	事業費	補助金 道費	補助金 町費	造林者負担金	累計 件数	累計 事業面積
	件	砂		千円	千円	千円	千円		砂
創設以来(昭和四一年～五八年)実績	一〇七	一一九・八三	七一、五六二～四〇四、四六四円(平均一四八、〇七七円)	一七、七四五	一一、三〇七	三、二一九	三、二一九	一〇七	一一九・八三
昭和五九年	二	四・七九	二九二、六七九	一、四〇二	九五三	二三四	二三四	一〇九	一二四・六二
〃六三〃	一	二・四〇	四六四、三五四	一、一一四	八一四	一一〇	一九〇	一一〇	一二七・〇二
平成元〃	一	三・〇〇	四九二、七七七	一、四七五	一、〇七一	一八九	二一五	一一一	一三〇・〇二
〃四〃	一	三・〇〇	三五三、五九五	一、〇六一	八〇三	一二九	一二九	一一二	一三三・〇二

(厚真町の木…コブシ「辛夷」植樹)

厚真町の表徴に指定のコブシ植栽により、町民が樹木に対し興味と郷土への愛着が深まるよう、町内小・中学校等(厚真中央・富野・軽舞・上厚真・鹿沼各小学校・厚真・厚南各中学校・新町・京町公園・福祉センター周辺)一〇カ所に各一〇本(二〇年程前播種育苗二㍍以上)を配付、平成六年四月新緑の季節に、「町を緑でいっぱいに」と小中学生・住民の手で植樹している。(一人一本植樹運動定着促進事業　事業費　一、二七二千円　補助金　五〇〇千円)

(二)　森林整備対策事業

近年の林業をとりまく厳しい環境から、森林所有者の経営意欲は減退し、林業生産活動は停滞を続けていることから、北海道は、市町村森林整備計画に基づく「森林整備対策事業」の実施要領を定め補助措置を講ずるものとした。

(森林整備対策事業)

(1)　人工林育成特別対策事業(昭六十年度～現在)…天然林・人工林伐採跡地にカラマツ人工造林を森林組合に委託し、行うものに苗木代に対し補助する事業(苗木代一〇分の一〇以内)

(2)　カラマツ再造林推進事業(昭六十～六十二年度)…公共補助事業のうち、森林組合に委託して行う人工林伐採跡地のカラマツ再造林に対し補助する事業(一㌶当たり三万円以内)

(3)　良質材生産促進事業(昭六十～平成元年度)…良質大径材生産で良材搬出条件悪い、カラマツⅥ齢級の人工林間伐(一施行地当たり一㌶以上)に対し補助する事業(標準経費の一〇分の四以内)

(4)　良質材産地形成パイロット事業(平二～七年度)…森林組合が行う。(ア)枝打ち事業(一㌶当たり、樹高四㍍以上実施二四千円)(イ)登録事業(枝打ち施行地調査・標板設置…一地域二七三千円)

(5)　間伐促進特別対策事業(昭六十二～平五年度)…計画施業のカラマツⅢ齢級・Ⅳ齢級の人工林初回間伐の下枝払い事業に補助する事業(一㌶当たり一万円以内)

(6)　間伐促進対策事業(昭五十六～平五年度)…間伐実施事業集団間伐団地内、緊急間伐対象森林の間伐(一㌶当たり五四、二〇〇～四三、〇〇〇円以内補助)

○人工林育成特別対策事業

年度	期別 春期		期別 秋期		期別 計		事業費	補助額
	件-人	面積	件-人	面積	件-人	面積		
昭60	18-16	78.87ha	1-1	.59ha	19-17	79.46ha	6,032千円	1,905千円
〃61	18-13	35.77	7-5	31.83	25-18	67.60	5,399	1,723
〃62	20-15	69.38	3-2	2.45	23-17	71.83	5,398	1,787
〃63	7-7	29.84	11-7	34.58	18-14	64.42	5,172	1,471
平元	12-7	39.53	1-1	7.26	13-8	46.79	3,688	1,100
〃 2	9-7	7.17	2-2	5.24	11-9	12.41	1,372	447
〃 3	19-14	22.09	8-5	12.67	27-19	34.76	3,884	1,266
〃 4	20-14	41.47	1-1	3.68	21-15	45.15	4,112	1,316
〃 5	13-10	29.75	−	−	13-10	29.75	3,760	1,203
〃 6	12-6	14.88	1-1	5.48	13-7	20.36	3,222	1,028
〃 7	6-4	14.58	8-6	13.99	14-10	28.57	4,624	1,484
計	154-113	383.33	43-31	117.77	197-144	50.110	46,663	14,730

注　件は件数：人は人数をいう。

○カラマツ再造林推進事業

年度	件数	人数	面積	事業費	補助額
昭60	10	9	9.70ha	3,375千円	436千円
〃61	7	6	5.28	1,764	238
〃62	6	5	14.49	5,825	435
計	23	20	29.47	10,964	1,109

○良質材生産促進事業

年度	件数	人数	面積	事業費	補助額
昭62	11	3	12.68ha	1,327千円	558千円
〃63	10	4	17.44	1,884	753
計	21	7	30.12	3,211	1,311

○間伐促進特別対策事業

年度	件数	人数	面積	事業費	補助額
昭62	42	25	102.60ha	2,873千円	1,026千円
〃63	6	4	12.52	314	125
平元	4	3	6.00	161	60
〃 2	7	2	16.00	473	160
〃 3	15	6	13.68	409	137
〃 4	2	1	10.76	188	108
計	76	41	161.56	4,418	1,616

○良質材産地形成パイロット事業

年度	枝打ち事業					登録事業		合計	
	件数	人数	面積	事業費	補助額	事業費	補助額	事業費	補助額
平2	14	8	28.20ha	1,688千円	677千円	206千円	96千円	1,894千円	773千円
〃 3	9	3	39.48	2,806	948	225	133	3,031	1,081
〃 4	4	3	10.00	614	240	88	33	702	273
〃 5	5	5	10.00	623	240	99	38	722	278
〃 6	19	19	40.85	2,624	980	390	190	3,014	1,170
計	51	38	128.53	8,355	3,085	1,008	490	9,363	3,575

㈢　除間伐対策事業

昭和三十年代以降拡大造林と除間伐期に至り、林業情勢は消流面で厳しい環境下におかれ、厚真町は町独自で補助制度を創設（昭四十九年以降継続）・森林総合整備（昭五十四年～現在）・間伐促進対策（昭五十六～平五年）事業で健全な森林育成を図り、私有林の除伐、除間伐促進事業を継続しており、その実績は次のとおりである。

私有林除間伐促進事業実績

年度	除伐促進事業					
	件数	面積(A)	ha当たり(B)事業費	事業費(A)×(B)(C)	ha当たり補助額	補助額
	件	ha	円	千円	円	千円
昭和60年度	14	57.08	75,000	4,281	9,750	557
〃 61 〃	7	51.40	75,000	3,855	10,950	563
〃 62 〃	27	181.28	75,000	13,596	11,120	2,016
〃 63 〃	32	90.60	75,000	6,795	9,230	836
平成元 〃	2	14.28	75,000	1,071	10,655	152
〃 2 〃	16	16.76	75,000	1,257	11,094	186
〃 3 〃	5	11.00	75,000	825	9,009	99
〃 4 〃	1	2.72	75,000	204	10,300	28
〃 5 〃	10	30.08	75,000	2,256	8,774	264
〃 6 〃	20	68.36	90,000	6,152	5,760	394
〃 7 〃	10	35.68	106,200	3,789	21,110	754
合　計	144	559.24		44,081		5,849

（注）従前は樹齢（８～20年）、昭和63年以降樹齢（15年未満）のもの対象

私有林除間伐促進事業（昭和63年以降）

年度	除間伐促進事業					
	件数	面積(A)	ha当たり(B)事業費	事業費(A)×(B)(C)	ha当たり補助額	補助額
	件	ha	円	千円	円	千円
昭和63年度	55	119.92	110,000	13,191	5,800	696
平成元 〃	36	67.08	110,000	7,379	5,788	388
〃 2 〃	38	66.08	110,000	7,269	5,976	395
〃 3 〃	17	38.88	110,000	4,277	6,000	233
〃 4 〃	13	40.64	110,000	4,470	5,233	213
〃 5 〃	44	89.47	110,000	9,842	5,135	459
〃 6 〃	3	10.68	125,000	1,335	7,000	75
〃 7 〃	11	26.88	143,300	3,852	18,780	505
合　計	217	459.63		51,615		2,964

（注）樹齢（16年～25年）のもの対象

㈣　林道整備事業

森林内の合理的林業経営上、必要とされている林道整備は、除間伐事業や素材搬出に大きく貢献している。

（昭五九年～平七年）林道開設状況

施行年度	施行箇所	林道						摘要
		林道名	種別	幅員(m)	延長(m)	施行主体	管理主体	
昭和五九年	字幌内	幌内宇隆	車道	五・〇	五〇〇	北海道	厚真町	
六〇年	〃	〃	〃	五・〇	八五九	〃	〃	
〃	字宇隆	〃	〃	五・〇	一、三四〇	〃	〃	
六一年	字幌内	〃	〃	五・〇	一、三〇〇	〃	〃	
〃	字宇隆	〃	〃	五・〇	五〇〇	〃	〃	
六二年	字幌内	〃	〃	五・〇	五〇〇	〃	〃	
〃	字宇隆	〃	〃	五・〇	五〇〇	〃	〃	
〃	字幌内	〃	〃	五・〇	五三九	〃	〃	昭和六二年補正
〃	字宇隆	〃	〃	五・〇	五二〇	〃	〃	〃
六三年	字幌内	〃	〃	五・〇	八三〇	〃	〃	
〃	字宇隆	〃	〃	五・〇	八四三	〃	〃	
平成元年	字幌内	〃	〃	五・〇	一、一八二	〃	〃	
〃	字本郷	本郷豊川	〃	四・〇	九六〇	厚真町	〃	
二年	字豊川	〃	〃	四・〇	一、三六六	〃	〃	
六年	字幌内	幌内栄	〃	五・〇	六一八	北海道	〃	
七年	〃	〃	〃	五・〇	六七七	〃	〃	

第三節　林業生産

(一)　素材生産

本町林業素材の生産は、冬山造林時代から専業機械化と通年安定供給体制に移行して久しく、小径木主体で一般用材より紙パルプ用材の比重が高い。近年（昭六十年～平七年）の用途別素材生産は次のとおりである。

年度別・用途別素材生産

年度	一般材			パルプ材・チップ材			坑木			合板材	その他			合計			推定生産額(千円)
	N	L	計	N	L	計	N	L	計	L	N	L	計	N	L	計	
60	(2,584) 4,552	4,376	8,928	(2,173) 2,203	14,762	16,965	(6,189) 7,189	666	7,855	60	(259) 259	2,130	2,389	(11,205) 14,203	21,994	36,197	554,550
61	(974) 1,021	634	1,655	(2,075) 2,515	10,006	12,521	(2,949) 3,066	−	3,066	−	(49) 58	2,876	2,934	(6,047) 6,660	13,516	20,176	289,160
62	(1,529) 2,903	6,164	9,067	(1,110) 2,351	11,987	14,338	(3,476) 3,476	−	3,476	290	(368) 368	3,343	3,711	(6,483) 9,098	21,784	30,882	551,502
63	(2,807) 5,465	4,254	9,719	(1,104) 3,391	5,055	8,446	(2,383) 2,383	−	2,383	887	(83) 165	540	705	(6,377) 11,404	10,736	22,140	390,580
平	(2,578) 5,885	3,118	9,003	(1,285) 4,594	5,903	10,497	(1,569) 3,302	−	3,302	223	(72) 574	1,893	2,467	(5,504) 14,355	11,137	25,492	429,230
2	(3,995) 4,045	2,996	7,041	(2,203) 5,782	4,079	9,861	(903) 903	−	903	250	(607) 607	999	1,606	(7,708) 11,337	8,324	19,661	268,440
3	(6,215) 10,330	2,123	12,453	(4,228) 7,027	6,477	13,504	(4) 7	−	7	131	(221) 367	2,183	2,550	(10,668) 17,731	10,914	28,645	414,090
4	(6,321) 8,517	4,232	12,749	(1,830) 3,464	3,276	6,740	−	−	0	307	(594) 594	1,123	1,717	(8,745) 12,575	8,938	21,513	312,140
5	(12,289) 13,778	4,646	18,424	(1,126) 1,646	4,449	6,095	−	−	0	178	(615) 615	4,592	5,207	(14,030) 16,039	13,865	29,904	440,770
6	(13,517) 13,650	3,656	17,306	(2,753) 3,097	6,609	9,706	(506) 506	−	506	101	−	2,497	2,497	(16,776) 17,253	12,863	30,116	360,830
7	(8,565) 9,149	2,402	11,551	(3,996) 4,061	9,194	13,255	(944) 944	−	944	−	−	2,771	2,771	(13,505) 14,154	14,367	28,521	329,820

（　）上段はカラマツの内数・単位㎥・N針葉樹・L広葉樹

(二)　木炭生産

本町では木炭に適した樹種が多いことから、開村の草創期から広く生産され、良品質の厚真産木炭は道内外に名声を博して来た。

近年、生活水準向上、行楽等に炭火需要が高まりを見せ町内でも木炭生産の取り組みは、自由競争下で良質木炭の生産地として安定供給に努めている。

木炭生産量の推移

年度	窯数	生産量	生産額	平均単価(kg)
昭和60	15基	590t	76,700千円	130円
〃61	17	642	83,460	130
〃62	19	798	103,740	130
〃63	20	832	99,840	120
平成元	21	859	111,670	130
〃 2	19	771	100,230	130
〃 3	19	771	115,650	150
〃 4	21	753	116,715	155
〃 5	21	801	120,150	150
〃 6	20	796	119,400	150
〃 7	21	789	118,350	150

※kg当り価格は、北海道特用林産統計による。

厚真町域の製炭窯数調べ（平成七年四月現在）

窯所有者	設置場所	窯数	窯所有者	設置場所	窯数
㈲新田産業	宇隆	四基	北守林業	軽舞	一基
㈲木本建設	高丘・本郷	四	小谷晃	豊丘	一
楠木秀利	富里	二	水梨秋雄	鯉沼	一
森田春男	桜丘	二	畑島安雄	幌里	二
早坂清	吉野	二	相沢正	平五年まで	一
嶋宮芳男	幌内	一	宮野清蔵	平六年まで	一
浅野勝美	宇隆	一	（計）		（二一基）

炭焼き小屋

㈢　シイタケ栽培

本町ではシイタケ栽培用原木ミズナラ豊富から、昭和四十年代に入り農業経営の副業として通年栽培技術を得て集団栽培を行い、組合組織を通じ研鑽、消流拡大に努め、道内有数の生産地に発展して来た。

現在町内では、先発の「豊川シイタケ生産組合」（一二戸）と「東胆振シイタケ生産組合」（美里・富里・宇隆・豊沢・新町）があり、生産者一八戸（ほだ木三千本以上）が経営、町でも諸対策支援を実施している。

（椎茸原木の確保並びに生産に係る所得増強対策）

一、椎茸原木の確保対策

イ、天然林育成事業等による除間伐及び萌芽更新の指導

厚真町では、年間約六〇㌶程度の山林が除間伐されている。

ロ、苫東基地における緩衝緑地帯の広葉樹の譲渡

(1)　第一期計画（平成四年～六年度）…苫小牧東部開発㈱地内各年一㌶除間伐試験施行を行う。

(2)　第二期計画（平成七年以降）…試験施行の状況を踏まえ検討

(3)　受皿…苫小牧東部開発㈱から苫小牧興発㈱を通じ、胆振東森林組合が木炭原木を含め一括引き受け、シイタケ生産者等に譲渡する。

ハ、ミズナラ植栽の調査研究

ニ、生産原木適応樹種の拡大（試験研究機関）

ホ、菌床シイタケ生産の調査研究

平成四年度…本町のほだ木流通実績は、約三九万三千本出荷され、うち町内山林からの原木は一八万二千本である。

二、椎茸生産に係る所得増強対策事業実績

年度	件数	主なる導入施設	事業費	補助金
昭和六三年度	二	ハウス二棟(四七五㎡)	一、三六一千円	一、六二二千円
平成元〃	五	〃五（一、二一九）	六、四五八	二、四一八
〃二〃	八	〃五（一、四二八）施設器具四式	一二、一〇七	（一〇、〇〇八）

年度	補助金	件数	主なる導入施設	事業費
平成三年度	四〇七千円	一〇	ハウス三棟(四七六・八㎡)管理器具七式	五、四二五千円
〃四〃	一、九三四	七	菌床椎茸ハウス一棟(三〇六㎡)クーラー二、保冷庫二、包装機三	七、五〇四
計	三、六二七	三二		（三二、八五五）

（厚真町の椎茸生産状況）

年度	生産量(生)	生産額		年度	生産量(生)	生産額		道内上位生産市町（生トン）
		単価	金額			単価	金額	
昭和六一年	八一・〇トン	九二〇円	七四、五二〇千円	平成三年	一〇五・二トン	一、〇七〇円	一一二、五六四千円	（昭和六三年）①白老町（一四三）②芦別市（一三四）
〃六二〃	七九・一	九六〇	七五、九三六	〃四〃	一三一・一	一、〇四〇	一三六、三四四	（平成三年）①白老町（一九七）②由仁町（一四九）
〃六三〃	八四・八	九八〇	八三、一〇四	〃五〃	一二三・〇	一、〇六〇	一三〇、三八〇	③愛別町（一四六）④芦別市（一四六）
平成元〃	九一・七	一、〇二〇	九三、五三四	〃六〃	一一九・八	一、〇二〇	一二二、一九六	⑤夕張市（一一〇）
〃二〃	一〇二・五	一、〇三〇	一〇五、五七五	〃七〃	一一〇・九	九四〇	一〇四、二四六	

第四節　森林防災と保全

(一)　森林災害の予防

森林資源の健全な育成と保護のため、野ねずみ（エゾヤチネズミ）被害や森林病虫害（カラマツハラアカハバチやカラマツ先枯病等）、気象災害（風・雪害等）、山火事等の森林災害が過去の発生例から憂慮されることから予察防災

に努めている。

（野ねずみ駆除）

近年（昭和六十年～平成七年）では、町有林中心に毎年森林空中査察を兼ね、野ねずみ駆除のため殺鼠剤（燐化亜鉛剤）のヘリコプター空中撒布を実施（一〇年間延一、四五二㌶撒布）、平成七年度には森林保護推進事業として、事業主体が胆振東森林組合による、民有林一〇五件、四八四・五八㌶の野ねずみ駆除が実施されている。

㈡　治　山

本町での治山事業は、治山治水基本対策要綱（昭二十八年）策定により、昭和二十九年の入鹿別（鹿沼）を手始めに、現在は「治山治水緊急措置法（昭三十五年）」のもとで継続実施され、水資源の涵養・生活環境の保全上から必要不可欠の事業であり、北海道において先駆的役割を果たして来た。

（厚真町史四七七～八〇㌻参照）

治山事業施行実績（小規模治山事業を除く）

整理番号	施行年度	事業名	施行箇所	事業費	主な工種
48	61	復旧	幌内(正一の沢)	13,000千円	土留工4基、水路工
49	〃	〃	〃（東の沢）	17,200	谷止工1基、床固工1基
50	62	〃	〃（正一の沢）	23,300	〃　3基
51	〃	〃	〃（東の沢）	28,460	〃　2基、護岸工1基
52	63	〃	〃（シュルク沢）	32,070	土留工3基、水路工1基、植栽工0.22
53	〃	〃	〃（東の沢）	41,950	〃　3基、〃　1基
54	元	〃	〃（正一の沢）	51,294	〃　3基、〃　1基、植栽工0.08
55	2	〃	〃（マツカウス沢）	28,768	〃　2基
56	3	予防	〃（　〃　）	35,947	谷止工2基
57	〃	〃	〃（笠原の沢）	28,222	〃　2基、床固工1基
58	4	復旧	鹿沼(永山地先)	6,800	土留工1基
59	〃	予防	幌内(笠原の沢)	24,720	床固工1基、流路工、植栽工0.10
60	〃	〃	〃（マツカウス沢）	44,702	谷止工2基、土留工1基
61	〃	施設災	〃（沢田の沢）	16,397	水路工1基、〃　1基
62	5	復旧	鹿沼(永山地先)	37,595	〃　2基、〃　2基、植栽工0.03
63	〃	〃	高丘(パンケ沢)	20,909	〃　1基、〃　1基
64	〃	予防	幌内(宮崎ＡＢの沢)	34,299	谷止工2基、床固工1基、流路工
65	〃	〃	〃（マツカウス沢）	43,054	床固工2基
66	6	復旧	高丘(パンケ沢)	47,174	谷止工3基
67	〃	〃	幌内(宮崎地先)	36,771	〃　3基、流路工1基
68	〃	予防	〃（マツカウス沢）	39,243	床固工2基
69	〃	〃	〃（宮崎の沢）	49,337	谷止工2基、流路工1基
70	〃	〃	〃（マツカウス沢）	25,853	床固工1基、水路工1基、暗渠工1基
71	7	復旧	〃（宮崎地先）	31,930	谷止工2基、流路工1基
72	〃	〃	高丘(パンケ沢)	53,941	床固工1基、土留工3基、水路工1基
73	〃	〃	豊丘(ノヤスベ川)	37,894	〃　2基、谷止工1基
74	〃	〃	幌内(鳴宮の沢)	28,037	〃　2基
75	8	予防	〃（マツカウス沢）	49,234	〃　2基
76	〃	〃	〃（金本の沢）	35,020	〃　1基、谷止工2基
77	〃	〃	〃（赤間の沢）	60,780	〃　2基
78	〃	〃	〃（マツカウス支流沢）	23,896	谷止工2基
治山事業計	（復旧）治山		17地点	537,093	
	（予防）治山		13　〃	494,307	
	（施設災）		1　〃	16,397	
	計		(31　〃)	1,047,797	

(三)　自然環境保全・保安林

土地総面積の七二㌫が森林で占められており、動植物・河川・湖沼・湿原等多くの自然環境に恵まれている。

このかけがえのない緑地や景観が社会の進展・開発で失われる事から、昭和四十八年十二月公布「北海道自然環境等保全条例」の制定、又、本町でも昭和五十年に「厚真町樹林樹木保全指定要綱」をつくり、保護地区を指定し自然環境の保全と環境づくりに努めている。この条例・要綱により指定されている保護地区は次のとおり。

保安林

町内の林野主要箇所の予測される諸災害に備えて、郷土保全のため保安林（水源かん養・土砂流失防備・土砂崩壊防備・なだれ防止・防風・保健）として約四、八〇〇㌶を指定している。

種別	名称	面積	所有区分	摘要
自然景観保護地区	厚真ダム	七五三ha	国道 九三ha 六六〇㌶	昭四八・三指定
環境緑地保護地区	上野松の沼	二四・五九㌶	個人	〃
〃	桜丘	八・三三㌶	個人 二㌶ 町 七㌶	〃
〃	ノブト	〇・五五㌶	個人	昭五〇・八指定
記念保護樹木	幌内神社のエゾイタヤ	エゾイタヤ 一・三本 目通二五㌢	個人	昭四八・三指定
〃	ホロニレ（幌里）	ハルニレ 一・五㌶ 目通二八㌢	町	〃
鳥獣保護地区	厚真ダム	七五三ha	国 九三㌶ 道 六六〇㌶	自昭六〇・一〇・一 至平一七・九・三〇
銃猟禁止区域	厚真大沼	一七㌶	私有地	自平五・一〇・一 至平一五・九・三〇

（保安林の指定地域別面積）

地区名＼区分	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	なだれ防止	防風	保健
幌内	一、八六七・一六（ヘクタール）	二、六八・一四（ヘクタール）	七・一四（ヘクタール）	—	—	—
富里	—	四・六〇	〇・六八	—	—	—
高丘	—	二一・六八	—	—	—	—
桜丘	—	〇・六四	〇・八四	〇・九二	—	—
本郷	—	—	一・八八	—	—	—
宇隆	六七三・三二	一・八八	—	—	—	—
豊沢	一八〇・四〇	—	—	—	一一・九六	—
豊川	—	—	—	—	—	五九・六八
共栄	—	—	—	—	—	一九・三二
上厚真	—	—	—	—	五・二八	—
共和	—	—	—	—	九・五二	二一・六〇
清住	—	—	—	—	三三・九二	—
浜厚真	—	—	—	—	二八・二四	二・〇八
豊丘	七〇九・八〇	—	—	—	—	—
軽舞	四八三・七六	—	—	—	一一・九二	—
鹿沼	六一六・五六	—	—	—	五・八四	—
（合計）	（四、五三一・〇〇）	（五五・〇四）	（一〇・六四）	（〇・九二）	（一〇六・六八）	（一〇二一・六八）

(四)　生活環境保全林整備事業

本郷の「かしわ公園」には、町の主要スポーツ諸施設が整備されてきているが、その北側の知決辺沢に通ずる丘陵林地一帯一〇・二㌶を北海道「生活環境保全整備事業（平成九年～十一年）により、森林造成・林相改良・歩道

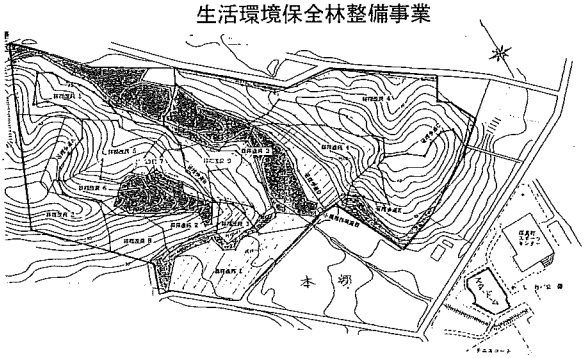

（本郷かしわ公園）

整備を図る計画の実現に努力が払われている。

第五節　関係機関・団体

(一)　北海道苫小牧林務署厚真事業所の移転

昭和二十二年十月に苫小牧林務署厚真駐在所が幌内に設置され、厚真・早来両町域の道有林管理業務を行って来た。昭和四十二年四月に表町一〇四番地の二に移転、昭和四十四年八月「苫小牧林務署厚真事業所」に改称され。

その後歴代所長は（八代）　前田末彦…昭四十四・五～四十八・五　（九代）　徳永英夫…昭四十八・五～五十二・九

（十代）　西　敏雄…昭五十二・九～五十七・八　（十一代）中村忠夫…昭五十七・八～六十　・五

（十二代）菊地　勉…昭六十　・五～平成四・三

（事業所の廃止）…北海道苫小牧林務署長より、平成四年三月…「森林の基盤整備が概ね終了、事業量が減少した事や交通・通信事情が整備された事などから、厚真事業所は平成四年四月一日で廃止となる」旨の通知と設置以来の配慮に対する礼状に接した。又、道有林に係る対応については、

一、町民への対応…①入林承認（山菜採取・レクリエーション・狩猟）、②境界、③火入通知、④道有林野事業実施、⑤森林取扱相談

二、森林の管理（委託）…①林野火災予防巡視、②森林総合パトロール、③境界標維持管理（受託者）（財）北海道森林整備公社

(二)　胆振東森林組合

森林や林業は国土の保全・水資源の涵養等公益的機能を有し、森林行政と共に森林法下での協同組織としての森林組合（厚真町森林組合昭和二十六年改組）は、厚真村史五五二～六〇ページ、同町史四八三～八七ページ記述の通り、時代の

変遷と要請に対応し造林・素材生産、森林整備等の施業を進めてきたが、きびしい経済社会の中で国産材は、海外輸入の建材、燃料等コスト的依存から減退、バブル経済下土地高騰の波及、造・育林も労働力不足と相俟って低調、このことは国・道有林の維持管理面でも憂慮され、長期的展望から合理的な森林育成・林業の在り方が、行政・経済面から見直し確立されるべきで、民有林を主体とする末端組織として活動して来た厚真町森林組合の事業活動は次のとおり。

（厚真町森林組合）　（金額・千円）

区分		平成3年	昭和61年
組合員		503	540
役職員	理事	9	10
	監事	3	2
	職員（常雇）	5（2）	4（3）
主要財務	出資金	21,542	20,023
	固定資産	152,900	292,009
	流動資産	102,782	65,706
	負債	232,997	353,646
事業収益（費用）	指導	1,737（4,561）	707（1,857）
	販売	116,174（103,562）	111,988（109,392）
	購買	12,403（11,289）	13,094（11,987）
	利用	133,908（119,772）	89,082（81,014）
	金融	6,729（5,583）	11,163（9,771）
総事業益		270,951（244,768）	226,033（214,022）
事業管理費		26,229	18,327
当期損益		727	△15,953

（重点事業等）
一、加工部門休業、造林事業（昭六十一）
二、各種事業（指導、販売、購買、利用、金融）推進
三、固定資産（宇隆山林）譲渡、昭五十六繰越欠損解消
四、三町森組広域合併協議会（平元・六）地区懇談会（平三・十）

（主要役職員）
組合長理事　背戸川武彦（～平二・三・六逝去）
〃　渡辺良雄（平二・三～現在）
代表監事　本瀬吉英（平二・七～現在）
参事　都築紀昭

胆振東森林組合（厚真町森林組合含む広域合併）

昭和六十三年八月以来、北海道森林行政方針の一つである各地域ごとの森林組合の合理化合併の推進に沿い、厚真・早来（追分含まれている）・鵡川町の三森林組合間で広域合併の話し合いが積極的に行われ、三年目の平成三年十一月十三日基本的な合意が出来、予備契約調印式が行われ、その後、平成四年六月一日より新組合の発足を目途とする新組合設立委員会が設置され、定款・規約等の整備・各組合総会による合併の議決が取進められ、新「胆振東森林組

合」が誕生した。

広域合併対象の森林組合の概況（平成二年十二月末現在）

森林組合名	組合員数	森林面積	払込出資金	役職員 役員	役職員 職員	関係町	組合長
厚真町森林組合	五〇五人	一二、三七二（ヘクタール）	二一、五一二千円	一二人	七人	厚真町	渡辺　良雄
早来町森林組合	一八五	二、五一六	二、八一八	八	一	早来町 追分町	新沼　豊士
鵡川町森林組合	一六八	五、〇五八	三、〇一〇	一〇	二	鵡川町	古川　一良
（計）	（八五八）	（一九、九四六）	（二七、三四〇）	（三〇）	（九）		

（森林組合合併に向けての経過）

昭和六十三・八・十九…森林組合活動等推進会議（合併協議会を設立し、協議することを申し合わせる）

〃　六十三・十一・十八…厚真・早来・鵡川町森林組合合併協議会の設立（協議会七回、幹事会八回、研修会二回を開催）

平成三・二・四…合併の可否、条件等協議する（広域合併森林組合の事業計画案及び行政支援項目を承認後、協議会を解散）

〃　三・十・十八～二十一…厚真町森林組合の組合員懇談会（町内四地区で合併についての説明会）実施

〃　三・十・二十四…厚真町森林組合役員会で合併承認

〃　三・十一・十三…予備契約調印式「新組合設立委員会設置（各組合理事の代表で構成）、定款、規約等の検討整備」

〃　四・二・二十～二十七…各森林組合総会で合併決議（出席者2／3以上同意要す）厚真町森林組合（吸収総会）二月二十日、早来町森林組合（解散総会）二月二十四日、鵡川町森林組合（解散総会）二月二十七日

〃　四・六・一…胆振東森林組合として新組合が発足

事務所の所在地－厚真町（新町九七番地）・総代会制（正組合員の1／4－二〇〇人）
総　代　会　制　厚真一二二人、早来・追分三八人、鵡川四〇人の総代
役　　職　　員－役員・旧役員三〇人（平成五年二月総会で新役員「理事」一二人・「監事」三人の一五人）
総代会で決議する選任制　職員－全職員九人継続雇用
正　組　合　員－八二六人　森林面積一九、九四六㌶　払込出資金　二七、三四〇千円となり全道第三位にランクされる経営基盤となる。

（広域合併森林組合の計画）
合併の目的－組合の経営基盤を拡大し、自己資金の充実とともに執行体制を確立し、林業経営の改善を行いつつ、各事業を積極的に推進し、組合員の経済的、社会的地位の向上を図り、合わせて地域産業の振興に寄与する。
合併の方法－厚真町森林組合が早来町森林組合・鵡川町森林組合を吸収合併する。
組合の名称－胆振東森林組合
組合の地区－厚真町・鵡川町・早来町・追分町
事務所の所在地－厚真町に置く。（現在所在地…勇払郡厚真町新町九七番地）
役　　職　　員－役員は合併後も全員（厚真一二人・鵡川一〇人・早来八人・計三〇人）が一年間に限り継続する。又、一年経過後の役員数は一五人とする計画である。職員は全員九人継続雇用する。（厚真　七人・鵡川二人）
行政支援要請－各町への行政支援として施設整備費約二千万円要請（各町所有面積・組合員数割－厚真町六〇・四五％）
合併後の「胆振東森林組合」事業経営基本方針等
一、事業経営の基本方針
現在の林業・林産業は、リゾート開発等による造林意欲の衰退、木材生産活動の停滞、国産材価格の低迷など依然として厳しい環境にある。この状況において合併組合は、組合員の理解と関係機関との密接な連携の下に民有林振興の推進を図らなければならない。幸い四町とも森林総合整備事業が導入されており、木材不況下での事業経営は困難を伴うにせよ、造林事業の

推進、それに伴う林産販売事業の拡大が図られる等若干ではあるが明るい見通しが出てきている。

二、事業経営の実施方針

①指導事業…地域森林計画に基づき、森林施業計画の樹立推進、不在村森林所有者の事業掘り起こしを図る。

②販売事業…組合員・関係機関の林産物の取扱い、立木買い取りの林産事業、カラマツ間伐材の利用促進と販売強化に積極的に取り組む。

③購買事業…造林用苗木、その他林業資材の購買を組合員の要望に応じ事業推進を図る。

④利用事業…森林総合整備事業の計画推進により、組合員の造林意欲高揚を期待し、これらに伴う受託、造林事業作業路の開設等を推進して経営拡大を図る。

⑤金融事業…各種事業の推進に伴い、農林漁業金融公庫資金の利用が考えられ、取り扱いを継続実施し組合員の森林経営意欲増進を図る。

○（森林組合）合併強化対策事業

各町支援（負担金）			整備事業	
厚真町	一二、〇〇〇、〇〇〇円	六〇％	事務所整備費	九、二五〇千円
鵡川町	四、六〇〇、〇〇〇	二三	業務関係整備費	六、九二〇
早来町	二、七〇六、七四〇	一三・五三三七	備品関係整備費	一、九〇〇
追分町	六九三、二六〇	三・四六六三	運営資金	一、九三〇
（合計）	（二〇、〇〇〇、〇〇〇）	（一〇〇）	（合計）	（二一〇、〇〇〇）

平成四～六年（三カ年）で負担

（胆振東森林組合）

区分	年度	平成4年	平成8年
役職員	組合員	834	831
	理事	22	12
	監事	8	3
	職員（常雇）	6（6）	5（3）
主要財務	自己資本	30,807	31,014
	固定資産	193,915	147,325
	流動資産	148,017	116,229
	負債（固）	111,080（193,214）	75,740（146,706）
事業損益（費用）	指導	4,341（7,990）	686（3,431）
	販売	104,645（98,312）	67,235（62,160）
	購買	12,112（11,052）	10,740（9,560）
	利用	268,699（222,085）	206,033（181,484）
	金融	6,528（5,598）	5,819（4,873）
総事業損益		51,288	29,002
事業管理費		42,034	37,050
当期損益		5,785	1,020

（役員・主要職員）
各地区役員留任（平五・二・二五総代会）役員選任
（理事）一二名（組合長　渡辺良雄）
（監事）三名（代表監事　本瀬吉英）
（参事）都築紀昭

㈢　森林愛護組合等

森林の保護、管理に協力援助する目的で「森林愛護組合（昭和二十三年）」が結成、次いで「連合会（昭和三十年）」を組織、山火予防運動、緑の羽根運動、緑化推進の外、林業振興事業に町・森林組合に協力し続けている。

（歴代森林愛護組合連合会会長）…（三代）新飯田栄治（昭和五十五年～平成元年度）（四代）講神仁助（平成二年～三年度）（五代）窪田　武（平成四年～六年度）（六代）青木秀夫（平成七年～現在）

第四章　水産業

第一節　漁業の現況

厚真町の南端は、太平洋に面し海岸沿いに国道二三五号・鉄道日高本線が通過、海岸線六・三キロメートルの砂浜地帯が広

がり古来漁業が営まれて来た。現在では（厚真町史四九二～五〇〇㌻…「苫東開発と漁業」）に記述のように、巨大開発計画の前に漁業継続を基本条件とする補償交渉により、漁場は狭ばめられた。

最近の漁業は、二百海里時代の定着、資源減少、海産物輸入増と魚価低迷と漁業経営は一層厳しい。海流の変化等に伴い、古来のイワシ・ニシンからホタテ・ホッキ・カレイ・シシャモに、更に「とる漁業からつくり育てる漁業」のホタテ、シシャモ、サケ等養増殖共同事業に移行、挑戦と研鑽努力の最中、平成四年八月の漁場被災はホタテ漁業上、未曽有の経験でこれが回復による営漁を念ずるところである。

㈠　漁家戸数・従事者等の推移

平成元年度から三漁協（厚真・鵡川・苫小牧）の「ホタテ貝漁業振興会」が共同事業でホタテ貝養殖に取組み、オホーツク産より成長良好で一年早く、漁獲開始、連日活気で賑わったが、平成四年八月洪水泥流で漁場が被災し、復旧に向けた調査と事業に努力が払われている。

（漁家戸数・船保有数）

年度	漁家戸数	従事者	船保有数
	戸	人	隻
昭和60	20	56	30
61	21	58	31
62	22	59	30
63	22	59	29
平成元	22	59	26
2	22	58	26
3	22	63	26
4	22	58	25
5	22	53	23
6	22	52	22
7	21	50	23
8	20	48	23

(二)　魚種別漁獲・生産高

魚種別漁獲量及び生産額（厚真漁業協同組合調）

（単位：数量ｔ・金額千円）

魚種 / 数量金額 / 年次	カレイ		シシャモ		毛ガニ		カスベ		イカ		スケトウダラ		その他魚類		ホッキ貝		ホタテ貝		その他貝		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	漁獲量	生産金額
昭和60年	21	12,543	20	16,460	−	−	−	−	1	258	43	5,846	37	15,497	75	69,002	−	−	15	1,872	212	121,478
61	16	12,053	6	5,915	−	−	−	−	−	−	−	−	22	5,702	73	74,663	205	74,056	19	1,776	341	174,165
62	13	10,276	28	20,523	−	−	−	−		171	21	534	21	5,490	75	55,796	177	70,630	19	1,335	354	164,755
63	5	5,342	19	13,769	−	−	15	2,706	4	1,588	−	−	6	12,334	87	52,541	−	−	25	1,158	161	89,438
平成元	7	6,836	10	8,257	−	−	14	3,472	2	558	−	−	2	2,372	139	77,315	189	65,535	7	1,879	370	166,224
2	14	12,425		109	−	−	1	425	−	−	−	−	16	4,818	180	115,570	86	32,232	−	−	297	165,579
3	1	1,192	−	−	−	−	4	1,351	−	−	−	−	1	32	166	97,509	1,145	331,409	−	−	1,317	431,493
4		103	−	−	3	10,084	3	1,160	2	364	−	−		83	205	141,367	301	53,115	−	−	514	206,276
5	1	912	−	−	4	10,820	13	5,042	−	−	−	−	1	969	247	161,711	312	19,789	−	−	578	199,243
6	10	6,119	5	3,440	4	10,296	3	1,434	1	243	−	−	3	968	272	181,460	218	26,613	−	−	516	230,573
7	6	3,547	19	15,988	2	4,736	3	1,215	1	206	−	−	11	3,149	218	129,521	138	16,673	−	−	398	175,035
8	9	5,255	17	11,350	3	7,778	1	725	−	−	−	−	15	5,729	207	116,975	−	−	−	−	252	147,812

第二節　漁業振興事業

㈠　ホタテ稚貝放流事業とヒトデ駆除

漁業経営の安定を図るため、待ちの漁業でなく「育てる漁業」を浜では、早くから取組み、近年においてもホタテ主要漁場の造成を目指し、「ホタテ稚貝放流」を厚真漁協単独で実施、安定した生産額の確保に努力する一方、五十五年以降の不振等、四年に及ぶ漁場環境追跡調査も実施された。

以上経過から、近隣の三漁協（厚真・鵡川・苫小牧）がこの海域漁場でのホタテ生産拡大につき協議され、沿岸漁業構造改善推進事業により、漁業振興特別対策で「漁場適地選定海底地形図（昭六十二年）」が広範調査で作成、併せて「ホタテ貝漁場造成と稚貝放流計画」を樹立申請、昭和六十三年度より共同事業として実施されている。

ホタテ稚貝放流

（沿岸漁業構造改善推進事業）

事業区分	（実施年度）事業量	総事業費	補助対象	分担補助残厚真漁協負担分うち（）町補助金
ホタテ増養殖造成改良（設定海区の耕うん）	（昭六三～平五年）六、〇〇〇㌶	一八三、六一二千円	国・道補助	一四、三〇一千円（六、八四五千円）
ホタテ稚貝放流（別記による年度海区別）	（平元～五年）三八、一二一㌶	一、七二一、六二六	—	四九〇、一九八（二三、〇〇〇）
漁場管理機器導入（漁場管理デッカビデオプロッタ自航水中テレビカメラ）	（昭六三～平元年）二基	一六、〇〇二	道補助	六、五七四（二、九六〇）

（ホタテ稚貝放流）

厚真・鵡川・苫小牧三漁協振興会により取組んだ「ホタテ稚貝放流」共同事業は、漁場造成改良（耕うん）事業を先行させ平成元年より、本格的に計画海区である鵡川沖で始められた。

放流稚貝は噴火湾採苗の「当年貝・越年貝」で、当年貝は十一月、越年貝は四月に放流・稚貝（殻長三～五㌢）は三～四年後水揚げが予定され、うち成長する歩留り約三割と云われるのが「養殖ホタテ貝」である。

※養殖海区では、コンテナ（三二㌔）入り稚貝を船から撒布放流する。多少のしけでも、稚貝の死滅を考え出船作業するのは危険と重労働を伴う作業である。

3漁協共同事業によるホタテ養殖漁場図

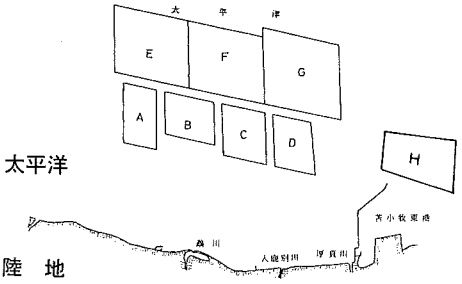

（3漁協共同事業による「ホタテ貝」稚貝放流状況）

放流年月	海区	放流数	稚貝種類	事業費負担	
				総事業費	厚真漁協(うち町補助)
		万粒		千円	千円
平成元年4月	C	4,767	越年貝	270,139	90,046 (5,000)
2・4	A	4,836	〃	268,304	89,434 (5,000)
3・4	D	4,738	〃	480,400	142,050 (5,000)
3・11	E	7,004	当年貝		
4・4	B	4,860	越年貝	452,286	108,549 (5,000)
4・11	F(沖側)	7,013	当年貝		
5・4	F(陸側)	4,903	越年貝	250,497	60,119 (3,000)
計		38,121		1,721,626	490,198(23,000)

※平成6年4月(C)越冬貝500万粒。翌7年4月(A)越冬貝250万粒「試験放流」した。

ヒトデ駆除対策（ヒトデ篭導入）	（平二～四年）	三、〇〇〇篭	道補助	三、五〇二千円（一、三五〇千円）
ホタテ貝寄上り防止対策(移動防止海中フェンス)	（平四～五年）	二、〇〇〇ﾒｰﾄﾙ	〃	二、〇九六（一、〇四七）

○ヒトデ駆除

貝類の養殖にとってヒトデは大敵であり、ヒトデ駆除如何が、事業の成否を左右する。厚真でも「漁協買取方式」で早くから積極的捕獲に努めてきた。三漁協の共同事業においても漁場耕うん造成と並行し、毎年三～四〇〇トン捕獲処分しており、近年（平二年～五年）でも一億円（うち、厚真漁協　三、二〇〇万円　うち町助成　九〇〇万円）に及んでいる。

又、漁場海底に「駆除篭」仕掛けるため、共同事業や単協独自に導入配置を含む捕獲で被害軽減に努めている。

(二)　シシャモふ化・さけ増殖事業

シシャモ漁は鵡川が河川遡上もあり有名であるが、沿岸では昭和四十一年から三漁協（厚真・鵡川・苫小牧）共同で「シシャモふ化事業」が行われて来た。近年では昭和六十三～平成五年の間に毎年五～六千万粒のふ化共同事業（総事業費二〇、〇五八千円、うち厚真漁協　四、〇〇五千円、町　二、〇〇〇千円補助）を実施し、資源の増殖に努めている。

又、定着性魚種であるさけの定置漁業権の取得を目指し、胆振管内さけ・ます増殖事業への参加と「さけ稚魚の海中飼育及び共同ふ化事業」（鵡川・厚真漁協）の新規増殖にも、厳しい漁業下で今後の展望と活路を求めて、平成六年度から始めている。

(1)　さけ稚魚中間海中飼育…生簀施設　三基

(2)　さけ共同ふ化事業（鵡川支流イクベツ沢川）…水利調査・二次飼育池整備、親魚捕獲採卵等

(三)　漁港施設近代化整備

漁港施設の近代化を図り、共同事業であるホタテ貝など漁獲増大に備え、平成三年～四年度に生産流通施設の整備が厚真漁協により行われた。

（漁港等流通施設の整備）

事業区分	事業量	事業費	うち町補助金
荷揚げ施設等設置事業	荷揚げ用ポンプ計量施設（トラックスケール四〇屯型）　二基設置	四、七九九千円 一五、一五二	一、〇〇〇千円 五、〇〇〇
活魚介試験研究施設	活魚介用一四屯水槽　一基設置	一〇、〇九四	一〇、〇九四
船揚場整備事業	上架装置建屋（二〇・七㎡）　一棟 〃（六屯用）一二㍍　一基 船揚台車（二一・三、一・八㌧）　二台 レール敷設　四本　八四㍍	二一、〇一二 （道補助三、五〇〇）	八、七五六

㈣　漁場開発と漁場被害

三漁協の共同事業として「ホタテ貝増殖事業」は、平成元年度より計画的に稚貝放流を実施し、当初計画より一年早い、三年度に約三、三〇〇㌧（九億三、〇〇〇万円）の水揚げを収め、大いな展望を持ち、今後の漁場整備・操業に大型船導入も計画する矢先、平成四年八月九日台風一〇号崩れの集中豪雨は、河川の増水と洪水被害をもたらし、かつ沿岸の「ホタテ漁場」に土砂流入、堆積による被害を蒙らし、水産技術普及指導所に依頼しての砂泥堆積・資源量調査や民間調査機関による調査からは、極めて大きい被害が見込まれるに及んだ。

被害総額　一〇億七千二五万円

各海区での貝柱歩止（平常一四～五%）が九・五%と非常に低いことから、操業見合せで回復待ち、借入公庫資金返済延期等、漁業経営に及ぼす影響が憂慮され、更に一年経過の平成五年九月二十一日町議会行政報告では、砂泥堆積の漁場環境は回復せず、七年八月漁場調査で、（E海区）…三年十一月放流…（生存率六・五%）、（B海区）…四年四月放流…（生存率一九・九%）、（F海区）…当年貝放流区・四年十一月放流…（生存率〇・二%）、越冬貝、五年四月放流…（生存率二四・二%）と極めて低く、災害後の環境が種苗関係・外敵などで一時回復の兆しが見えたが、プランクトン減少、寄生虫発生等が、ホタテ

の成長を阻害しており、商品経済面を度外視した操業は出来ず、実施予定の稚貝放流も漁場環境好転時迄延期、H海区の漁場耕うん事業の保留、又五年より三年計画で安全操業・作業効率向上のための大型漁船導入は、状況の好転を見極めたいとの漁協役員から町に申出、今後の対応等に支援要請があったのである。

（ホタテ漁場被害に対する再建対策）

三漁組は、道に漁業打開策を陳情した、道水産部長も「三単協共同ホタテ貝養殖事業」は〝つくり育てる漁業〟の手本として期待している、漁場再開、借入返済等に出来るだけ支援したいと約束

（専門的立場からの支援）

①稚貝放流漁場の診断実証試験
②流入泥分布状況・粘土分析調査
③ホタテ貝成長歩留・生残率調査
④ポリドラ寄生対策等

「三漁協ホタテ漁場災害対策連絡協議会」

胆振支庁・函館水産試験場・室蘭市場・室蘭地区水産技術普及指導所・一市二町・三漁組・道水産部・室蘭開発建設部により平成五年十月二十六日設置

「ホタテ漁場診断調査」

ホタテ漁場診断報告（抜粋）

1992（平成４）年８月の泥流入によって被害を受けた苫小牧・厚真・鵡川沖ホタテ漁場の、漁場機能の回復度合いを診断するために、1994～1995年に放流種苗の成長・生残、貝の活力、ポリドラの着生、底質粒度組成の変化などに関する調査を行い、以下の結果を得た。

①1994年春にＣ海区に試験放流された貝の成長速度は、1989年に同海区に放流された貝と比較して、初めての１年間は劣っていたが、２年目にはほぼ同じであった。

②1995年春にＡ海区に試験放流された貝の成長速度は、1990年に同海区に放流された貝とほぼ同程度であった。

③1994年および1995年の試験放流貝は比較的大規模に陸側へ移動し、時間の経過とともに移動距離は長く、分散範囲は広がった。

④試験放流貝の約半年後の推定生残率は、1994年には57.7％（Ｃ海区）、1995年には81.3％（Ａ海区）であった。

⑤1995年のクロロフィルａ量は、1991～1993年と比較して、値や時期的変化に大きな違いはみられなかった。

⑥1995年の２年貝（試験放流貝）の貝柱歩留り・貝柱成長指数は、1994年の３年貝より低かったが、1993年の３年貝より高かった。

⑦1995年の２年貝（試験放流貝）の貝柱グリコゲン含有率は、1993年と1994年の３年貝より高かった。

⑧貝柱歩留り、貝柱成長指数・グリコゲン含有率の経年変化から、鵡川沖のホタテ貝の生育環境は、泥流被害以前の状態にほぼ回復していると推察される。

⑨ポリドラ(Polydora variegata)の着生数は泥流入（1992年８月）後に著しく増加したが、３年後には減少した。

⑩ポリドラの着生数が増えても、ホタテ貝の貝柱重量には顕著な影響はみられなかった。

⑪粒径加積曲線の形状から4タイプの粒度型が求められ、この海域の大部分の底質は、礫や粗砂が主成分のＡタイプ、細砂が主成分のＢタイプ、および中砂から微砂が主成分のＣタイプで占められている。各調査で共通して見られたＤ海区陸側のシルト・粘土が卓越するＤタイプは1995年９月には全く見られなくなった。

⑫Ｄ海区の一部を含む陸寄りを中心に、共通して分布していた泥の卓越する底質は、徐々に分布範囲を狭くしながら、1995年９月時点で見当たらなくなる。その変化過程で1994年10月には新たな泥の堆積が沖合にパッチ状で見られた。これらのことから堆積した泥は再懸濁、移動を繰り返して徐々に沖合へ流失していったことが推察される。

上途の結果から、1992年８月の集中豪雨によって鵡川沖ホタテ漁場に流入した泥は、1995年までには同漁場からほぼ流出・逸散し、このことに伴ってホタテ貝の生育環境条件は泥流被害以前の状態にほぼ回復したと診断する。

平成四年八月の台風豪雨による鵡川沖ホタテ漁場の陸生泥大量流入被害につき、プロジェクトチーム（リーダー…北大水産学部中尾教授）が当り、平成七年十二月「ホタテ漁場診断報告書」が提出された。

第三節　関係機関・団体

㈠　厚真漁業協同組合

水産業協同組合法の昭和二十四年施行を期に、苫小牧漁業会から分離し、厚真村漁業協同組合を設立（同年六月十一日設立認可　設立同意四九名　組合長　木戸孫平）した。組合活動の沿革については（厚真村史五三一～四ページ同町史五〇三～五ページ参照）

昭和五十一年の苫東基地建設で漁場が狭められ、「つくり育てる漁業」へを柱にホタテ貝養殖事業を苫小牧・鵡川との協業による振興事業を昭和六十三年度より展開・計画より一年早く平成三年度に厚真漁協配分一、一四五トンの水揚げに湧いたが、翌四年八月の台風崩れの集中豪雨は、養殖漁場を直撃し軌道に乗り期待されていた水揚げを断念せざるを得ない事態と、厳しい環境での漁家・漁協経営であり、再建・生産に向けた組合員・青年部一致団結のもと、挑戦する努力が続けられている。

（組合事業の概況）

昭和六十一年度…ホタテ稚貝（単独－三二〇万粒）放流
シシャモ人工ふ化事業（三協共同－二・五億粒）放流
ウニ・エゾバカ貝・ホタテ種苗　四、五万粒採取及び放流

※　資源変化と営漁改善取組み・道漁連全面共販

ヒトデ駆除（単独－一〇〇トン）

昭和六十二年度…ホタテ貝漁場環境追跡調査（三漁協海域）

シシャモふ化（継続－五億粒）放流

ヒトデ駆除（単独－一〇〇トン）、ウニ種苗育成放流

昭和六十三年度…（厚真・鵡川・苫小牧三単協共同事業）ホタテ漁場（耕うん、稚貝放流）昭六三～平五実施（本誌九四二ページ参照）略す。

ヒトデ駆除　五八六トン外、シシャモふ化（継続－五億粒）放流、ウニ種苗五千粒中間育成放流

平成元年度…共同事業（一年目）略す。ヒトデ　三六九トン

シシャモふ化（継続－五億粒）ウニ種苗二万粒中間育成放流、ヒトデ（A・C海区）三八二トン

平成二年度…共同事業（二年目）略す。ヒトデ　二三一トン

放流海区ヒトデ籠駆除　三一一トン

シシャモふ化（継続－一、五〇〇万粒）・稚ウニ中間育成　一万粒放流

平成三年度…共同事業（三年目）略す。ヒトデ篭駆除　一六五トン

シシャモふ化（仔魚）六、〇〇〇万尾放流

ホタテ貝収穫一年早く開始　厚真漁協配分　一、一四五トン（計画比一一四・五％）

※　郵便局提携「ゆうパック（ホタテ貝三㎏入）」産地直送実施

平成四年度…共同事業（四年目）略す。ヒトデ篭駆除　一三〇トン

シシャモふ化放流資源調査、ホタテ貝寄上防止対策

※　八月九日台風十号崩れ集中豪雨…洪水土砂による「ホタテ貝漁場」被害発生

平成五年度…氾濫泥流のため、漁獲海域大減産に加え、ポリドラ（貝寄生）発生・商品価値失う。

共同事業（五年目）略す。

※　ホタテ事業再開に向け、プロジェクトチーム発足、被害漁場資金利子補給、サケ・マス増殖対策事業、シシャモふ化資源調査

平成六年度…三カ年間禁漁シシャモ再開（試験操業　四・六ト三、四四〇千円）

※　壊滅被害に対する漁場機能調査、効率有効利用のためのプロジェクト調査、東胆振漁場環境保全協議会設立、町漁業災害資金（全額）利子補給、サケ・マス増殖―サケ稚魚海中飼育五万尾育成

平成七年度…輸入水産物による魚価安、ホッキ、ホタテ貝にも影響

シシャモ桁網漁　一九トン、禁漁効果今後に期待

※　サケ・マス増殖対策（サケ稚魚海中飼育一七万尾放流）、鵡川との共同事業（イクベツ沢川…サケふ化施設（二百万尾収容））

（厚真漁業協同組合概況）

昭和61	年度／区分	
29	正	組合員
—	準	
(29)	(計)	
5 (2)	理事 (監事)	役職員
4	職員	
26,100 (72,290)	出資金 (資本)	財務
35,856 (11,010)	固定資産 (繰延〃)	
997,749 (28,208)	信用（流動）資産	
1,000,534 (223,690)	負債 (長期借入)	
738,687 (188,364)	貯金 (貸付)	事業取扱
15,011 (189,750 446,300)	指導 (長・短共済)	
174,165	販売	
22,587	購買	
27,995 (−32,315)	総事業益 (管理費)	事業損益
299	当期損益	
300	未処分損益	

（主要役職員）

組合長　木戸　幸一（六代―昭四十三・五～平元・六）

〃　沢口　光夫（七代―平三・七）

西館與之助（八代―平六・六）

村上　隆司（九代―平九・一）

伊勢　勝（一〇代―～現在）

副　石山誠一郎（平三・七）町職員

平成7年	平成3年
27	29
地区外　6	—
(33)	(29)
6 (2)	5 (2)
4	4
104,941 (48,694)	40,955 (99,600)
85,798 (240,269)	73,365 (235,254)
567,490 (40,575)	897,118 (6,420)
885,471 (437,400)	1,112,635 (208,240)
308,972 (46,067)	633,614 (158,182)
59,268 (565,500 1,065,900)	126,514 (286,500 1,337,900)
175,034	431,493
17,508	29,402
−16,873 (−46,596)	43,170 (−45,443)
−115,905	11,596
−115,905	11,605

※長期借入金…ホタテ稚貝購入資金…漁信連・公庫（金額－千円）

館山　睿（平六・六～現在）　町職員

代表監事　村上　良光（平六・六～現在）

参事　児玉　守（七代－昭五十六・四～現在）

(二)　日本水難救済会　浜厚真救難所

浜厚真海域での海難事故防止・人命救助・財産保全を任として、漁協組合員及び指定家族で構成し、救助活動訓練を単独、地域合同で行い不測事態に備えている。

歴代所長…四代　木戸幸一（昭五十一年～現在）

(三)　東胆振漁場環境保全協議会

（会長（胆振支庁長）斉藤靖士　副会長（室蘭建部長）斉藤智徳　外）平成七年三月　設立

平成四年八月の台風、温帯低気圧による豪雨災害がもたらした、ホタテ漁場災害等を機会に協議会は、目的を東胆振海域漁場環境及び森林、河川の保全に必要な調査検討を実施し、災害の未然防止を図るため施策の提言を行う。とし「①上流域からの土砂流出防止対策、②農業用ダム管理対策、③河川への土砂流入低減対策、④有効な河川改修手法、⑤その他環境保全対策等必要事項」を協議するもので、構成委員に苫小牧営林署、道有林管理センター、室蘭土

木現業所、関係市町村、鵡川・厚真町土地改良区、森林組合、農業協同組合、道指導漁業協同組合連合会室蘭支所、漁業協同組合が加わり、対策協議する。

この外、漁業と河川との深い関連から砂泥流出被害軽減のため、河川改修・厚真ダム放水・河川等適正管理に配慮との厚真漁協からの要請が町長宛提出（平成六年）、厚真町河川管理連絡協議会も構成し開催された。

第五章　商工・観光

第一節　商工業の現状

(一)　商業動向

商工業の発展にとって、町域での人口動向・人の往来は商業経済を左右するだけに最大関心事である。この一〇年間についても、本町の人口は他の郡部町村と同様に昭和六十一年の六、五九八人と比較して、平成七年には五、八四八人と七五〇人（一一・四％）の減少で過疎化傾向にある。

その原因は、近代社会の進展に伴う諸産業の職種が都市部に集中し、昭和四・五十年代から続く進学・若年労働・離農者等の都市への流出があり、また、購買動向として、大型店等への購買力の流出も行われている。

本町も産業形態の基幹が農業で、他に就業する企業等が少なく苫小牧東部工業基地建設に伴う、関連企業進出を期待し、又誘致の努力も払われ期待もされたが、石油危機やバブル経済の崩壊等から景気低迷が長引き企業進出の断念やリストラの最中にある。

町は若者の新規就業や定住化促進に助成措置を講じ、又、都市と農村を結ぶ交流の拠点として、全天候型の体育施

設「あつまスタードーム」の建設、交流促進センター「湯トピアあつま」の開設と相次がせ、町民の体力増進と交流促進を兼ね備えたもので、これが活用と滞在往来者の増加に期待が寄せられている。平成年代に入り同三～八年に亘る道道拡幅工事に伴う北町の環境整備に続き、表町土地区画整理事業研究会の発足による研修活動を経て、厚真中央土地区画整理事業（組合設立準備）により魅力ある市街地形成の実現のため関係者の努力が重ねられ、商店街・住宅等公共施設の環境整備により、人口誘導と町の活性化を生み出すものと町民からの期待がかけられている。

最近における厚真町商業の推移

厚真町の商業動向「商業統計」（昭和六十・六十三・平成三年）

厚真町商業の動向

実数（60年：100とする指数）			区分
商店数（店）			
平3年	昭63年	昭60年	業種
(80.0) 8	(40.0) 4	10	卸売業
(84.6) 11	(100.0) 13	13	織物衣服身の回り品
(93.7) 30	(96.8) 31	32	飲料品
(100.0) 3	(133.3) 4	3	自転車・荷車
(100.0) 5	(80.0) 4	5	家具・建具じゅう器
(110.3) 32	(100.0) 29	29	その他
(98.7) 81	(98.7) 81	82	(小売業)小計
(81.8) 9	(100.0) 11	11	飲料店
(96.7) 90	(98.9) 92	93	(小売業・飲料店)合計

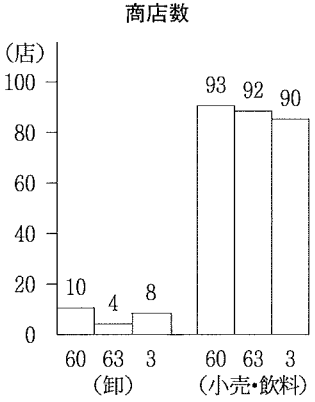

(二)　町民購買動向調査

愛町購買運動推進協議会では、町民の消費生活上の購買につき「買い物アンケート調査」を行い、商業者の店舗展開に役立て改善に資して頂き、また町の活性化のため、町内での楽しい買い物を願い実施している。ここでは平成三

実数（60年：100とする指数）					
年間販売高（万円）			従業者数（人）		
平３年	昭63年	昭60年	平３年	昭63年	昭60年
(50.4) 122,383	(14.4) 34,985	242,485	(40.0) 24	(20.0) 12	60
(60.4) 26,343	(87.5) 38,151	43,600	(68.2) 28	(85.3) 35	41
(93.7) 199,408	(98.6) 209,698	212,600	(74.0) 97	(88.5) 116	131
(1,310.0) 9,170	(1,225.7) 8,580	700	(120.0) 6	(120.0) 6	5
(131.1) 18,360	(96.6) 13,530	14,000	(100.0) 14	(71.4) 10	14
(99.2) 304,689	(119.4) 366,538	306,900	(117.5) 134	(127.1) 145	114
(96.5) 557,970	(110.1) 636,497	577,800	(91.4) 279	(102.3) 312	305
(99.2) 10,614	(97.0) 10,383	10,700	(74.2) 26	(100.0) 35	35
(96.6) 568,584	(109.9) 646,880	588,500	(89.7) 305	(102.0) 347	340

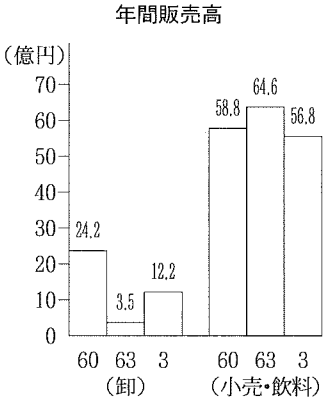

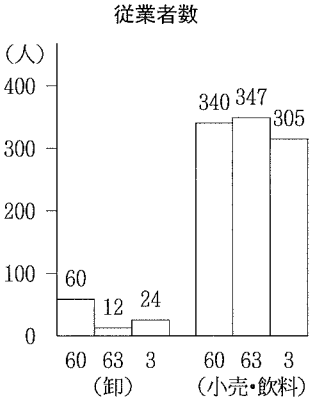

年度に実施したアンケート調査結果を表記する。

買い物をするとき、商品選びの参考にするもの

（単位：%）

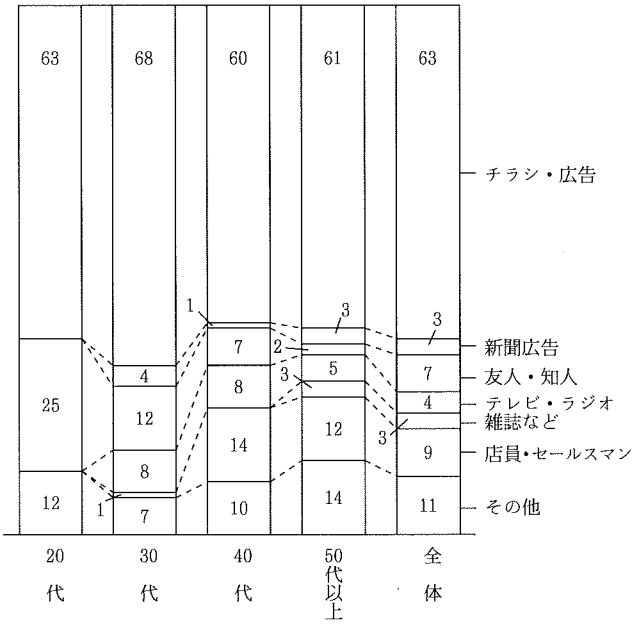

◎商品情報（チラシ・広告）は商店と消費者を結ぶパイプ役

※六割がチラシ・広告で

※次いで若者は友人・知人、中年は店員等勧誘

食料品・雑貨などの買い物のしかた

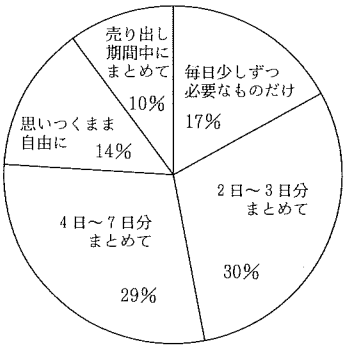

◎日常必需品は市街・近郊以外の人

※1週間以内のまとめ買い（6割）

調査方法など

(1) 調査対象　町内で生活を営む二百世帯を無作為に抽出しました。

(2) 調査方法　調査表を調査対象世帯に郵送で配布し、返信用封筒で回収しました。

(3) 調査期間　平成三年七月三十一日から八月九日

(4) 回答者の分類　回答内容は設問に応じて年代別、職業別、家族構成別、居住年数別に分類しました。

(5) 集計のしかた　・百分率（%）により集計し、小数点以下第一位を四捨五入しました。
・複数の回答を求めた質問では、その合計が一〇〇%を超えます。

◎買い物動向と理由（町内・町外）

豊富な商品センスの良さがポイント

※食料品・日用品雑貨は「近くて便利」な町内で

※衣料・身の回り品・文化・贈答品は「商品豊富とセンス」「品選び自由」「流行品・品質良さ」に重点が置かれる。

最も多く買い物をする場所を選んだ理由（複数回答）

（単位：%）

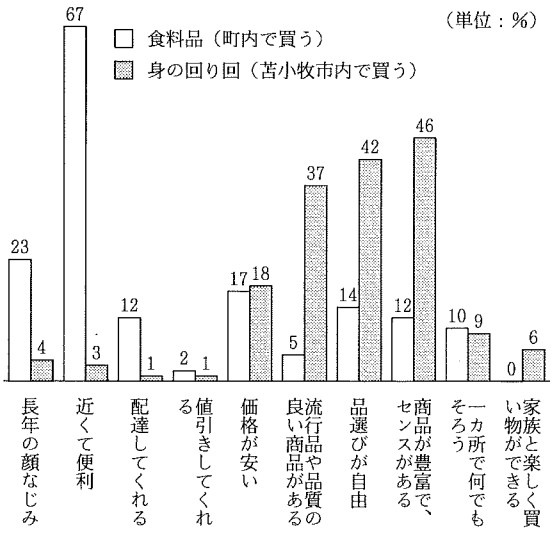

◎町民の商品別購入先

あなたは次の商品類をどこで買いますか（購入金額の割合による）

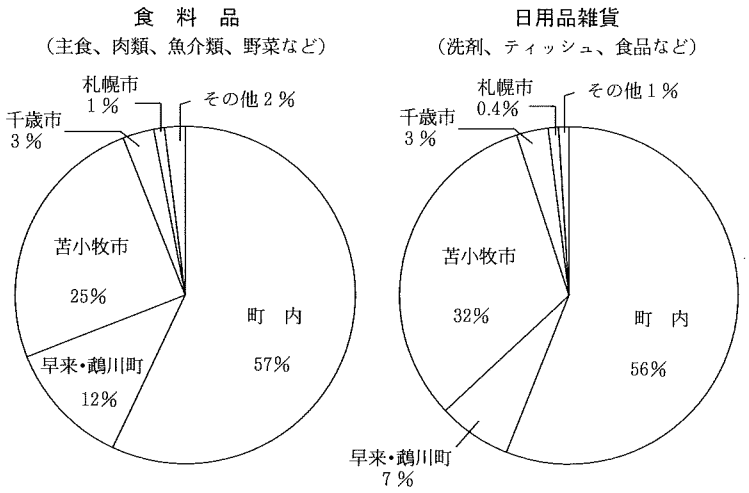

衣　料　品
（衣類、呉服、寝具など）

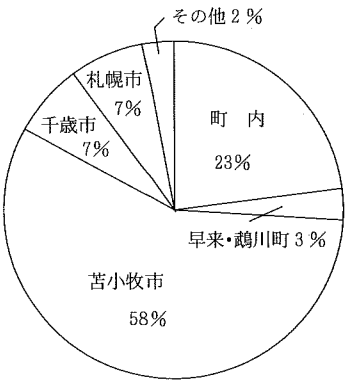

身の回り品
（アクセサリー、靴、時計、メガネなど）

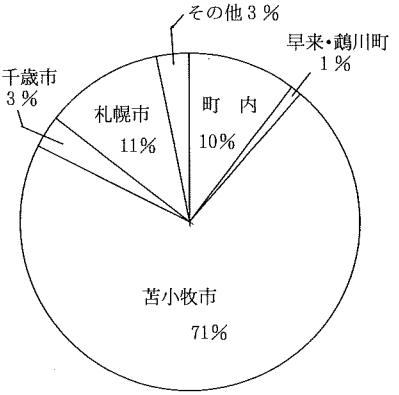

文　化　品
（化粧品、電気製品、書籍、家具
スポーツ用品など）

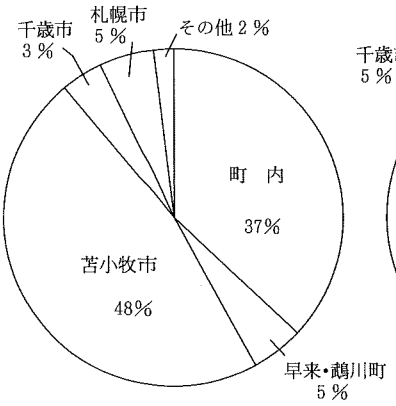

贈　答　品
（お祝い、お返し、プレゼント品など）

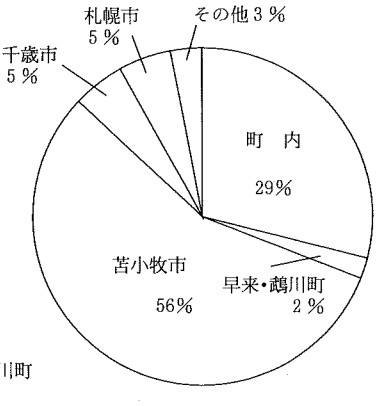

※食料品・日用品雑貨は、５割以上が町内購入

※衣料品・贈答品・文化品・身の回り品は、苫小牧市と逆転している。

愛町購買運動推進について

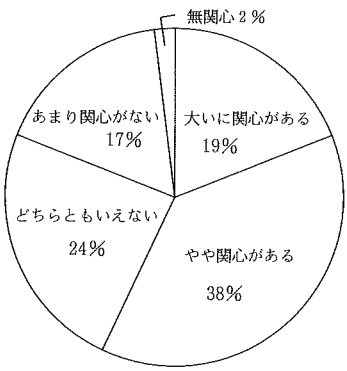

〝売り手と買い手が一体となり、盛り上げていきたい厚真町の商業〟

◎町内商店発行の「各種シール・スタンプ」について

商品購入の皆さんに利用還元の方策として実施していますが、七割の方が集めている（二種類・三種類で多い）

スタンプ統一してほしい（種類が多く集まらない）　七三％
売り出し、特売品にも出してほしい　四七％
シール・スタンプでも買い物出来る　三七％

※商工会でスタンプ事業の統一に向け動き出す。

〝町を愛する町民の理解と相互協力で、町内購買力を高め町全体の経済活性化を促進させようとする「愛町購買運動推進」に関心を得、多くの意見（品質センスの向上・種類と量の増加・低廉価格・衛生管理の向上）も寄せられ厳しい環境下での努力が期待されています。〟

第二節　商工振興対策

㈠　厚真町愛町購買運動

本町住民の生活や生産活動に必需する物資等の購買については、苫小牧商業圏にあり、千歳・札幌にも近く、そのことは都市への人口と購買力の流出が長く続いて来たのである。生産と消費分野での共生発展の願望から、昭和五十二年「厚真町愛町購買運動推進協議会」が発足し（厚真町史五一二ページ参照）、近隣市町における大型店進出による購買力の町外流出を危惧し、町商工業者の体質改善と住民愛町購買の高揚を期し、主に次の事業を実施している。

①愛町購買運動の啓蒙…愛町購買運動のチラシを全戸配布、商工会青年部により平成元年度から実施恒例化した「愛町購買促進ミニバレー大会」で交流・PRに協賛と支援を行う。

②標語募集PR看板等設置…愛町購買運動標語を一般町民より募集し、選定標語を以て、町内の広告塔でのPR、懸垂幕（役場・上厚真支所・農協）や横断幕（苫信厚真支店）や広報紙・ポスターを以て、定期的にもPRに努める。

なお、従来よりの標語に対し新標語を平成五年に公募し活用する。

③消費者との懇談会等開催…愛町購買運動推進協議会の総会や消費者・婦人団体等と商業関係（商工会役員・青年部等）との懇談会を通じ、消費者ニーズにより商活動改善に資す又は、講演会「買物上手に売り上手」（道商工指導センター講師）も催す。

④住民購買動向アンケート調査…平成三・七年度に実施し、動向に対する改善努力を働きかけている。

（新標語の募集…平成五年十一月公募、同十八日審査会で一三四点の応募中から優秀作品三点を選定する。）

○「厚真町での買物は　豊かな町への第一歩！」（本郷　東　幸枝）
○「お母さん　厚真で買物　ナイスママ」（美里　小路　順子）
○「この町を豊かにするため　みんなで買物　厚真のお店！」（幌内　宮崎　景子）

（厚真町愛町購買運動推進協議会の歴代役員・常任委員）

会長	副会長	監事	平成二年委員数・常任委員
背戸川武彦（二代－昭六一～平元） 森本　寿夫（三代－平二～現在）	森本　寿夫 木下八重子	上田　邦家 松平　功	（消費者代表　三名）うち常任委員一名 （商業者　〃　三〃）　〃　一〃 （知識経験〃　三〃）　〃　二〃 （職場団体〃　九〃）　〃　三〃 計（一八名）（七名）

(二)　あつまスタンプ会発足

愛町購買運動推進協議会や消費者・婦人団体等と商工業関係者との懇談など通じ、又消費動向アンケート調査から購買力の町外流出防止・商店街の改善活性化・各商店の各種シール扱いについて、多くの意見・要望が寄せられ、町内商業者がより検討協議を重ね平成四年から、統一的シール事業の開始に向け準備が進められた。

平成五年六月二十六日「あつまスタンプ会（会長　市原泰雄）」は、一部に独自のサービス券・シール発行も当分見込まれるが厚真町内の商業者約一二〇中八〇業者の加盟（食料品・雑貨・衣料品・飲食店・米穀店・塗装・板金・理美容・葬祭・ゴルフ場など）により、発足をしている。

このシール事業のスタートを平成五年八月からとして、「あつま〇〇〇スタンプ会」のシール名称を町内在住者を対象に同年六月二十九日～七月六日迄、豪華賞品（軽自動車）付で公募された。応募は事業への期待と関心から四七七件に及び、厳選の結果…新しい買い物シールの名称「ナイス・ママシール」（命名者…主婦…本郷　館山ユキ子）が採用された。

会はシール販売収益で消費者サービス・商店街活性化事業・イベントを展開する。

(三)　厚真町商工振興資金

厚真町と金融機関の協調融資制度

「商工融資制度概要」　（平成七年四月一日現在）

制度名	資金使途	限度額	償還期限	貸付利率（%）	利子補給	融資総枠又は対象枠（預託額）	取扱金融機関又は対象金融機関
中小企業育成振興資金	運転資金	三、〇〇〇千円以内	三年以内	一年以内三・六〇 五年以内四・一〇 七年以内四・六〇		総枠七〇、〇〇〇千円 （二〇、〇〇〇千円）	苫小牧信用金庫厚真支店
	設備資金	五、〇〇〇千円以内	五年以内 （営業用建物の新増改築、営業用と土地購入七年以内）				
商工業者経営安定維持資金	運転資金	三、〇〇〇千円以内	三年以内	一年以内四・五〇 五年以内五・〇〇 七年以内五・五〇 （保証料一・〇）	利子四・二%を超える部分	総枠七二、〇〇〇千円 （二二、〇〇〇千円）	苫小牧信用金庫厚真支店
	設備資金	五、〇〇〇千円以内 （協組は両資金共五、一〇〇千円以内）	五年以内 （営業用建物の新増改築、営業用と土地購入七年以内）				
商工業者経営改善安定対策資金	設備資金	利子補給対象五、〇〇〇千円以内	償還期限到来まで		利子四・二%を超える部分	単年度三五、〇〇〇千円	國民金融公庫 環境衛生金融公庫
中小企業短期運転資金	運転資金	三〇〇千円以内	六〇日以内	無利子（手数料一%）		総枠　労金二、〇〇〇千円 （一、〇〇〇千円） 苫信四、〇〇〇千円 （二、〇〇〇千円）	厚真町商工会
勤労者生活資金	生活資金	常用与50千円以内	四年以内	四・七三（教育四・三）			北海道労働金庫苫小牧支店 苫小牧信用金庫厚真支店
		季節与50千円以内	三年以内	五・四四 （教育四・七三） （保証料含む）			

第三節　厚真町市街地再開発

(一)　厚真中央通り街路事業に伴う環境整備

道道上幌内早来停車場線上の厚真市街地、厚真中央通りの北町から北東に至る朝日公民館（現・朝日マナビィハウス）前T字路までの約五四〇㍍区間を対象に、北海道室蘭土木現業所では車道六～八㍍・歩道が無に等しい古来の街並みで狭隘、特に農協事務所・店舗・農業生産関連諸施設への人・車出入りでの道路交通量が頻繁であること等、町の要請により、都市計画基準に準じた道路幅員の拡幅工事が計画された。地元でも昭和六十年三月北町自治会から町に陳情書が出され、又、工事促進に向け「中央通り拡幅工事期成会（会長　藤島和夫　昭和六十三年二月）」を結成、町と共に環境整備（商店・街路美化…街路灯・植樹・カラーブロック・道路縦断排水工・自主的換地等）に協調を図り、用地等立退補償を経て平成三～八年に十字街から順次工事が進められた。（同九年七月完成）

道道上幌内早来停車場線　厚真中央通…市街北町・一部朝日地区道路拡幅・街路事業概要

一　本工事費（測量試験含む）三一一、七八〇千円
二　用地立退補償（五四戸）　九七二、一二七　〃
三　その他（事務管理）　三四、〇九三　〃
（計　一、三一八、〇〇〇千円）

※平成二年度調査費五千万円・物件補償五千万円予算化着手
※本工事により、石油スタンド・自転車店（転業転出）、菓子舗（移転）、店舗三・鉄工所一・農協施設（理美容所・家具展示場）は撤去さる。
※街路…幅員二〇㍍

（片面一〇㍍、歩道三・五、植樹帯一・五㍍、車道五・〇㍍（うち停車帯二・〇㍍））
歩道カラーブロック舗装
街灯二七基（配線地中埋込）
街路樹（山もみじ一三六本、つつじ三三七本、オンコ三二五本）

(二)　厚真中央土地区画整理事業

厚真市街地を通る道道千歳鵡川線は、街並上主要な道路であり交通安全上からも幅員の拡幅が要望されていた。旧来の道路は、幅員約一二・〇㍍であったが、昭和五十八年度に北海道室蘭土木現業所によって、厚真十字路から南町ガソリンスタンド間を北海道の石油備蓄交付金事業により現在の幅員一四㍍に拡幅されている。さらに本線道路は、都市計画街路決定幅員二二・〇㍍に伴い拡幅が計画されているため、多年懸案であった表町地区の農用地と市街地再開発を一体として厚真中央土地区画整理事業を推進すべく、行政・地権者等で研究協議が進められている。

平成五年一月「厚真の商店を考える会（若手経営者）」の研修、多年懸案の市街地整備に対し、町より「土地区画整理事業」手法解説に始まり、表町区画整理事業研究会の設立による視察・研修等から町への要望に進展、町に「区画整理準備室」が設けられ、厚真中央土地区画整理事業が公式に始動した。

（土地区画整理事業について）…住民及び町議会等説明資料より抜粋

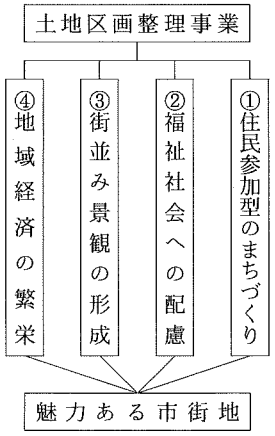

「計画地区の整備基本方針」

土地区画整理事業により、商店・既存市街と背後の市街化農地の整備を換地手法で開発し、市街地の活性化を期し、公営住宅建設等の促進と「北国厚真」らしい住宅地、公共下水道の同時施行、市街地整備関連事業で快適で魅力ある」新市街地を再生整備して行く。

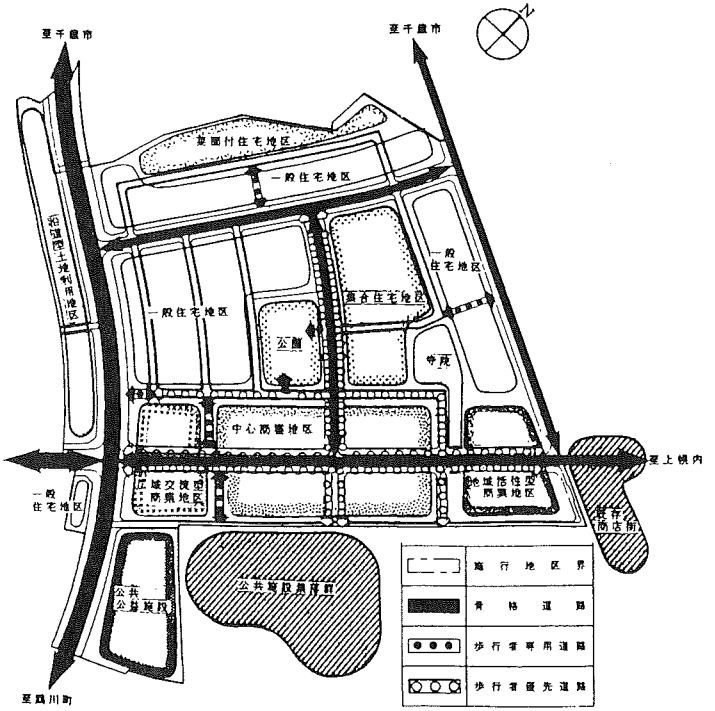

厚真中央土地区画整理事業経過

年月日	経緯事項及びその内容	
	事項	内容
平成4～5年	市街地整備に関する住民説明会等	厚真町の主催により、将来、区画整理組合の組合員になることが予想される地権者を対象に、区画整理事業の仕組みや特徴について説明会が実施される。
〃 5.8.25	表町区画整理事業研究会設立総会	先の住民説明会での意向を受けて、『表町区画整理事業研究会』を設立。会長に市原泰雄氏を選任し、会則や事業計画を定める。
〃 5.9.8	土地区画整理事業研修会	表町区画整理事業研究会の第1回目の事業として、区画整理事業研修会を開催。地域住民を対象に、スライドを使って土地区画整理事業のしくみや先進地の事例について説明を行う。
〃 5.10.25	表町区画整理事業研究会臨時総会	表町区画整理事業研究会臨時総会を開催し、平成6年度の土地区画整理事業調査（A・B調査）の実施について、町に対し要望書を提出することを満場一致で承認する。
〃 5.11.16	土地区画整理事業調査の実施に関する要望書提出	土地区画整理事業調査の実施について、関係権利者の『土地区画整理事業調査実施に関する賛同書』を添付の上、要望書を区画整理事業研究会より厚真町長に対し提出する。
〃 6.5.2	表町区画整理事業研究会に3部会設置	会員それぞれの立場で土地区画整理事業に関する協議・検討を進めるため、平成6年度表町区画整理事業研究会総会において、研究会内に農業、商工、一般の3部会を設置する。
〃 6.9.13	土地区画整理事業調査着手	土地区画整理事業A・B調査を苫小牧市北洋コンサルタントに発注し、調査に着手する。（厚真町発注）
〃 6.10.19～20	先進地視察・研修会	表町区画整理事業研究会の主催により、先進地視察・研修会を実施し、美瑛町本通り土地区画整理事業と芦別市第四土地区画整理事業を視察・研修する。
〃 6.12.1	土地区画整理事業に関する意向調査	土地区画整理事業予定地権者を対象に、意向調査を実施。現在の個人の状況や、土地区画整理事業に対する個人の意向を確認する。
〃 7.2.4	土地区画整理事業説明会	土地区画整理事業調査の取りまとめにあたり、基本計画原案を関係地権者に説明する。
〃 7.2.10	まちづくりセミナー開催	北海道景観アドバイザーの大垣直明氏と田栗邦継氏を招きまちづくりセミナーを開催。土地区画整理事業を核としたまちづくりについて、意見交換を行う。
〃 7.6.22～7.4	土地区画整理事業説明会	土地区画整理事業調査（B調査）でまとまった、基本計画（案）の内容と仮同意の収集についての説明会を、事業計画地区内の5ブロックに分けて少人数による対話方式で実施する。
〃 7.6.24～8.10	仮同意書の収集	区画整理事業地区内予定地権者より、仮同意書を収集。約90%の同意を得る。
〃 7.11.21～22	先進地視・察研修会	表町区画整理事業研究会の主催により、先進地視察・研修会を実施し、幕別町札内新北町土地区画整理事業と浦河町大通商店街（商店街近代化事業）を視察・研修する。

年月日	経緯事項及びその内容	
	事項	内容
平成8．3．12	北海道都市整備課長レクチャー	道都市整備課、室蘭土木現業所及び厚真町の3者により、厚真中央土地区画整理事業に関する都市整備課長レクチャーが実施される。
〃 8．4．1	厚真町役場に区画整理準備室設置	厚真中央土地区画整理事業の推進を図るため、厚真町役場建設部に区画整理準備室が設置される。
〃 8．4．27	厚真中央土地区画整理組合設立準備会結成	厚真中央土地区画整理組合設立準備会を結成し、設立認可申請者に市原泰雄氏を選任。なお、表町区画整理事業研究会については、同日付けをもって解散する。
〃 8．5．1	土地区画整理事業基本計画策定委託発注	土地区画整理事業基本計画書ならびに組合設立認可申請書の策定を委託発注する。（厚真町発注）
〃 8．5．10	技術的援助の申請	厚真町長に対し、土地区画整理法第75条に定める技術的援助の要請書を提出する。
〃 8．5．27	組合設立準備会結成届提出	北海道住宅都市部長に対し、厚真町経由で組合設立準備会結成届を提出する。
〃 8．5．22～30	土地区画整理事業説明会	厚真中央土地区画整理事業の概要とスケジュールについての説明会を、地区内を6ブロックに分けて実施する。
〃 8．9．30	基本計画の提出	北海道知事に対し、厚真中央地区組合区画整理補助事業基本計画書を提出する。
〃 8．10．29	基本計画の承認	厚真中央地区組合区画整理補助事業基本計画が建設省で承認される。
〃 8．10．30～11．1	土地区画整理事業説明会	建設省承認となった基本計画の内容と今後の事業スケジュールについて説明会を開催する。
〃 8．11．8	施行区域の公告申請	厚真町長に対し、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告申請を提出する。
〃 8．11．12～26	施行区域の公告・縦覧	厚真町長が、土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を公告し、一般の縦覧に供する。
〃 9．1．14	厚真町長との懇談会	厚真町長と組合設立準備委員による懇談会を実施し、土地区画整理事業に対する協力を要請する。
〃 9．2．17～18	土地区画整理事業説明会	土地区画整理組合設立に際して収集する同意書の趣旨及び事業スケジュールについて説明する。
〃 9．4．11	組合設立認可申請事前協議	北海道住宅都市部長に対し、組合設立認可申請事前協議書を提出する。
〃 9．5．2	組合設立認可申請事前協議了承	北海道住宅都市部長に、組合設立認可申請事前協議が了承される。
〃 9．5．19～20	土地区画整理事業説明会	厚真中央土地区画整理事業事業計画及び定款の案について説明するとともに、地権者に対し、同意収集の開始を宣言する。

年月日	経緯事項及びその内容	
	事項	内容
平成9．5．21 ～6．30	同意の収集	組合設立準備会役員が中心となり、同意の収集を実施する。
〃　9．7．10	組合設立認可申請書提出	北海道知事に対し、土地区画整理組合設立認可申請書を提出する。
〃　9．9．18	組合設立認可	北海道知事から組合設立認可。
〃　9．10．2	第1回総会 （設立）	厚真中央土地区画整理組合総会 （役員）理事長　市原　泰雄、副理事長　本瀬　吉英 理　事－池川　義厚、蛇池　弘光、古川　歳雄 藤井　隆之、蔵重　豊一、小納谷誠司 東　良市、斉藤　彰治 監　事－近藤　友彦、毛利　通孝、佐藤　範昭

第四節　町内企業

本町への企業進出は、昭和四十年代後半以降苫東開発計画関連や高度経済成長に伴い、厚真町域への波及進出を期待し、町は「企業誘致条例制定」や「豊沢工業団地造成」等の誘致条件を整備、積極的に自然環境に恵まれた地の利、田園構想、企業誘致条件具備等を北海道進出希望企業に対し、「北海道あつまを語る会」等を東京や現地で開催、外資系企業・国内企業が多く参加した。

しかし、国際競争下での企業海外進出、金融、土地投機からバブル経済崩壊の後遺症的低迷は、長く続き苫東基地に四五社程度の進出で顕著な進展は望めない状況である。

近年、厚真町に進出した主な企業は、①（昭和六十年）「札幌エーアンドエーブロイラー㈱厚真工場」（食鶏）が条例適用一号となる。同施設は（同六十二年）「札幌ブロイラー㈱」に継承され、更に（平成八年）「（日本ハムグループ）日本ホワイト・ファーム」譲受、将来五〇万羽体制（団地・食品工場）整備中と業界内の変更がある。又、豊沢工業団地は、②「㈱林物産（カラマツ材の舗道用モクレンブロック製造）」と③「株式会社美装いがらし（縫製メーカー）」が（平成元年）進出、「内田工業㈱（金型製造メーカー）」（同二年）一部用地取得するも、経済・業界の不振から進出の実現に至らず、上厚真地域には④（昭和六十三年）「㈲富士工業（鉄骨加工業）」、⑤（平成三年）「芽室自動車学校厚真教習センター（日胆地区建設機械資格取得）」、⑥（同四年）「菱中道路㈱厚真工事所（舗装材料製造）」、が進出操業、⑦「共和コンクリート工業㈱」が進出予定

従来、厚真市街に社屋等を有した早来運輸㈱早来バスは、（平成三年）「あつまバス㈱」改称し、本郷に新社屋、車庫・整備工場を新設し、明渡農協用地内に同社の待合所を設けた。

現在、特殊肥料製造販売を目指し「㈲有機工業」（平成九年予定・高丘）が進出準備を進めている。

第五節　関係団体等

㈠　厚真町商工会

厚真・上厚真に任意団体として商工会が発足、昭和三十六年四月商工会法の制定で特殊法人「厚真町商工会」として設立（会員一三四人　正副会長・理事一五人　監事二人）以来、経営指導員（昭和三十八年）配置による、経営改善・金融・税務相談指導・研修・社会保険代行の外、会員事業（大売出し、従業員対策、消費動向調、街路灯運営等）を展開、更に事務局長制（昭和五十一年）を採用、商店街診断、各種事業を積極的に推進、昭和五十四年には現「厚真町商工会館」の建設により、商工業会員の寄りどころとして現在に至っている。（厚真町史五一七〜五二一ページ参照）

近年の商工会事業等につき、平成七年度事業報告書によると、

一、経営改善普及事業

・会員に対する巡回（九四企業・二六三回）、窓口（一一七企業・四七二回）指導対応
・金融斡旋（公庫・道・町制度資金）一四九件・二五八、一〇〇千円
・社会保険等代行（四六事業所・三三六従業員）・各種共済八九件
・記帳継続指導（専任職員一名・五三事業者）
・その他…青年部・婦人部活動推進、施策普及、講習会開催

二、地域振興事業

・総合振興事業（家族・従業員健診・商工貯蓄共済）
・商業振興事業（土地区画整理事業に対応し、商店街ショッピングゾーン研究）
・青年部（環境美化―花壇・イルミネーション飾りつけ）、婦人部（商店街美化・年二回厚真・上厚真商店周辺舗道清掃）

（組織の状況）

地区別

区分／地区	商工業者数	小規模事業者	会員数				加入率%	企業形態	
			前年	加入	脱退	年度末		個人	法人
厚真地区	115	107	79	0	4	75	65.2	52	23
上厚真地区	36	34	32	0	2	30	83.3	21	9
その他	80	73	59	0	1	58	72.5	19	39
合計	231	214	170	0	7	163	70.6	92	71

業種別

区分／業種	商工業者数	小規模事業者数	会員数			加入率%
			前年	加入	脱退	
農林漁業	12	11	9	0	0	75.0
鉱業	5	5	3	0	0	60.0
建設業	42	39	37	0	2	83.3
製造業	17	15	12	0	2	58.8
電気・ガス・水道業	2	1	0	0	0	0
運輸・通信業	9	6	5	0	0	55.6
卸・小売・飲食業	105	100	74	0	3	67.6
金融・保険業	5	5	1	0	0	20.0
サービス業	34	32	29	0	0	85.3
合計	231	214	170	0	7	70.6

歴代正副会長と会員数（昭和六十三年以前厚真町史五一九ページ参照）

就任年月	会長	副会長	会員数
昭和六三年五月	新田　勝正	久保　巌・藤島　和夫	一七三
平成　三年五月	新田　勝正	藤島　和夫・京谷八十八	一七三
平成　六年五月	新田　勝正	京谷八十八・岡部　純	一六九
平成　九年五月	岡部　純	藤井　孝之・上田　商司	一六六

商工会事務局体制（昭和六十一年以前厚真町史五一九ページ参照）

事務局長	二代	松崎　金	昭和五七年二月～六一年五月
	三代	新　勇	昭和六一年九月～現在
経営指導員	四代	板垣　康博	昭和四四年四月～現在

○厚真町商工会青年部…（昭和四十二年十二月十三日設立）

商工会の下部組織として結成され、部員は商工会の会員、後継者（満一八～四〇歳）の男子で、青年の情熱、実行をモットーに㈠、商工会事業活動への積極的協力、㈡、地域経済の振興寄与、㈢、次代経営者の資質向上、を目的に八九人で発足、研修会・先進地視察・交流会・町政懇談会や町内イベントに活動して来た。

札幌市宮の森―東急デパートでの「厚真物産まつり」（昭和五十九年～現在）定例開催や「あつま新鮮組」（商工会青年部・農協青年部・漁協青年部）結成等町の活性化に直結した活動を推進している。

歴代部長（　）内副部長（六代部長・副部長以前厚真町史五一九ページ参照）

（七代）折坂敏男（矢部雅則・矢倉清一・小納谷誠司）、（八代）小納谷誠司（矢部雅則・佐藤　博）、（九代）矢部雅則（佐藤

博・丹羽裕文・古川歳雄）、（十代）佐藤　博（丹羽裕文・古川歳雄・池川　徹）（現在）

○厚真町商工婦人部…（昭和五十五年七月二十七日設立）

商工会の下部組織として部員九五人で結成され、婦人の教養、経営知識、商工会事業への積極的協力、婦人の社会的地位の向上、従業青少年の生活指導・福利厚生、青年部との連携、先進地視察、田舎まつり等イベント協力、レクリエーション等の活動を行って来た。

歴代部長（一）内副部長（三代部長・副部長以前厚真町史五二〇㌻参照）

（四代）森本静江、（山本良子・三國和江）（現在）

(二)　厚真町商業協同組合

商業活動にとって町内の人口減少は、事業の盛衰を左右する。凋落する人口、購買力の町外流出が続く中、苫東開発は東港・厚真火発の建設に伴う作業員宿舎等、消費拡大が見込まれ、これら需要に対応する商品資材購入、販売、資金借入等の共同事業を起こすべく、「厚真町商業協同組合」を設立した。

名称	厚真町商業協同組合	組合設立認可年月日	昭和五十二年六月二十七日
会員数	厚真町内の小売業者　四一人	出資金	五〇〇万円
		事務所	厚真町字上厚真(有)上田商店　上田邦家宅
事業	①組合員の取り扱う食料品・衣料品等の共同販売、取扱品の共同購買及び保管、②組合員の事業に関する協定、③事業資金の貸付・借入、④商工組合中央金庫、銀行、信用金庫等金融機関に対する組合員債務保証、⑤事業に関する経営・技術の改善向上と組合員に対する教育・情報の提供、⑥組合員及び従業員の福利厚生		
役員	（理事）一〇人、（監事）三人、（平成七年四月一日現在）　会員数　三七人 理事長　上田邦家、副理事長　三谷義雄・池川義厚		

(三)　厚真町商店街振興協同組合（平成二年三月解散）

人口減少と苫小牧等大型店進出による、購買力の町外流出に対し、任意の厚真商業振興会（昭五十二年四月）を発足させ、サービス向上、店舗改装、近代化、街路灯、駐車場、商店再開発等と取り組み、昭和五十八年十二月には中小企業等協同組合法に基づく「厚真町商店街振興協同組合」に改組設立（厚真町史五二三㌻参照）、従前にも増しての活動を以て、街路灯、駐車場、カラー舗装の事業完成を機会に組合を解散した。

(四)　厚真建設協会

任意団体として、昭和三十四・五年頃「(現)厚真建設協会」を設立したと思われる。事務局担当の矢部建設の保存資料から、町内外建設業者の「親睦・連携・研鑽」の組織体として、昭和四十五年二月総会で前年決算認定・役員選出等、又、昭和四十九年一月総会で会則を「会員の親睦を計り、相互の連絡を密にして建設業の技術的、経済的及び社会的地位の向上を計ると共に社会に貢献する」を決め各種事業の外、毎年春季市街地道路清掃や記念植樹の奉仕活動等を行っている。

年度	顧問	正・副会長（　）内副会長	理事	監事	会員（含む町外）	事務所・局長
昭和三四・五年～四四	斉藤吉之助 岡部卯三郎 池田　宗正	森田正吉（鈴木留吉）	小崎清七郎・木本　武・丸本鉄夫・富永正一・保田菊馬	桃井孝一	社 不　詳	昭五〇・四迄― （事務局・会計） 矢部　広一
昭和四五～四八	森田　正吉	鈴木留吉（千葉軍治・苫小牧）	矢部広一・木本　武・（滝井勝雄・早来）	久保辰男（木村武雄・鵡川）	一六（八）	五六・九― （事務局長） 菊地　武之
昭和四九～五七	森田　正吉	鈴木留吉（久保　辰男・昭五七―久保壱彦）	矢部広一・木本　武・佐藤初雄	山崎　弘 今多良市	二五（六）	平元・三― 中川　一男 （事務所―商工会館移設）

昭和五八～平成四	鈴木　留吉	鈴木俊策（久保壱彦）	山崎　弘・木本　武（平元－木本宏）・森本寿夫	佐藤初雄・今多良市（三年～野沢　博・今多俊和）	二六（七）	平七・三－　三谷　繁男 現在－　山下　克彦
平成五～平成七	鈴木　留吉（相談役） 鈴木　俊策	鈴木俊策（久保壱彦） 久保壱彦（森本寿夫）	野沢　博・木本　宏・鈴木俊策	矢部雅則・楠　彪	二七（六）	

第六節　町内金融機関

(一)　苫小牧信用金庫厚真支店

厚真町における金融機関の変遷沿革は厚真町史五二四～二八ページ参照に記述されているが、苫小牧信用金庫厚真支店は昭和四十年以来、町指定（総括）金融機関として町庁舎会計室に公金取扱窓口を設け、町財政運営にも貢献し、地域金融バンクの役割を担っている。

（金融取扱実績・歴代支店長）

職員	貸付金	預　金	年　度
11人	3,173	6,683	昭和60
10	3,281	6,952	61
10	2,821	6,991	62
10	3,346	7,752	63
10	2,661	8,104	平成元
10	2,795	9,900	2
10	2,154	10,476	3
10	2,108	11,058	4
9	1,881	11,308	5
9	2,256	11,509	6
9	2,205	12,163	7

（単位：百万円）

（支店長）昭和58年以前厚真町史526ページ参照
川辺達弥（昭和58．5～　63．3）
岩渕茂一（昭和63．3～平成3．3）
青木孝之（平成3．3～　7．3）
長森　博（平成7．3～現在）

(二)　厚真町農業協同組合（金融部門…厚真本所・上厚真支所）

農村振興上金融対策は重要で、農家組合員の社会・経済的地位の向上を期し、農協金融は地域金融機関として、厚真・上厚真に金融（店・ＡＴＭ配置）窓口を設け対応、又、町金融機関（収納）指定により、納税向上にも貢献しており、総合事業と相俟って地域経済センターとしての役割を担っている。

（農協金融取扱状況）

組合員（うち正〃）	出資金	貸付金（除受託）	貯　金	年　度
960人（739）	418	2,510	6,457	昭和61
958（738）	482	2,311	6,319	62
962（733）	526	2,293	7,040	63
993（731）	569	2,181	8,348	平成元
1,012（731）	620	2,234	8,832	2
1,047（729）	670	2,384	8,902	3
1,089（725）	717	2,874	9,458	4
1,113（723）	735	2,827	10,207	5
1,126（719）	739	2,794	10,706	6
1,142（714）	740	2,889	10,814	7
代表理事組合長	大岩滋雄（現在）			

（単位：百万円）

(三)　厚真漁業協同組合（金融部門）

漁業振興上、金融対策は共同漁場の造成や漁家組合員の営漁・生活資金需要に対応する、重要部門であり、又、町の指定代理金融機関（昭和五十八年十二月一日）として貢献している。

(四)　郵便局（厚真・上厚真・軽舞郵便局・幌内・浜厚真簡易郵便局）

郵便局は国民生活に密着した機関で、金融機能として地域住民の貯金・貸付・公金取り扱い等主な業務とし、その他簡易保険、郵便、小荷物等と親しまれており、町内では厚真郵便局（八代　現局長　鈴木裕昭）、上厚真郵便局（五代　阿蘇孝司）、軽舞郵便局（五代　若松尚之）、幌内簡易郵便局（立浪清作）、浜厚真簡易郵便局（岩筋孝子）があり地元住民の利便を図っている。

第七節　観　光

厚真町は、山岳・温泉・名勝史跡等の旧来観光地を形成する資源に恵まれず、又集客施設がないために観光対策はやや立ち遅れている現状で、観光・レクリエーション施設としては、厚真ダムキャンプ場、大沼野営場、イベントとしては田舎まつり、海浜まつり、イモ掘り観光等があり、平成六年の観光入り込み客約六万人と推定され、厚真町新総合計画（平成八～十七年）で近年の週休二日制を背景とした、余暇時間の増大、生活の多様化に伴う、アウトドアライフをはじめとする体験型レクリエーションの需要対応、又、平成五年度に道指定の「ゆうふつルネッサンス計画」（追分・早来・厚真・穂別町の連携）地域でもあり、新景勝地の発見や都会にない自然の再発見で健全な都市との交流空間を築き上げる必要が提唱されている。

昭和五十五年に発表された「厚真町ルーラル・パーク（田園公園）構想」（全町域の公園化と資源活用構想…①山岳レクリエーション②市街地周辺ゾーン③湖沼レクリエーション④臨海施設ゾーン設定…厚真町史五三三㌻参照）は広大である。過去、現在、将来に構成される町公共施設を農村と都市との共生、交流の場として町域の活性化のため、広く活用される観光資源であってほしいと等しく願っている。

(一)　厚真町観光協会

昭和四十年十二月、厚真町観光協会の発足は町・商工会が中心となり各種団体の参加で設立され、町観光行政協力、施設整備、宣伝、誘致受入等により「厚真ダムと情緒豊かな厚真の四季」をＰＲし、観光案内板やパンフレット配布、田舎まつりの協力等の活動の後、昭和六十二年十二月次期の発展を期し解散。翌、六十三年にかけ各関係機関団体長・事務局会議を重ね、世話人会が中心になり再結成に向け、会員募集や事業予算等の検討を進め、「厚真町観光協会」（平成元年四月十日）設立総会を以て再発足している。

事業　(1)観光事業関係機関・諸団体との連絡調整・会員相互連携協調　(2)観光行政協力　(3)観光資源調査・研究　(4)観光事業計画促進　(5)資料収集・配布・ＰＲ　(6)観光レジャー客誘致・受入　(7)接遇改善指導　(8)観光土産品改善あっせん　(9)特別催事会場出店設営

会員及び会費　一〇団体　七六個人・法人　（年会費…一口千円とし、団体は十口以上・個人は一口以上）

会長　新田勝正、副会長　上田邦家・森本寿夫、理事八名、監事二名

「観光農園」や「新鮮野菜特売所」開設

〝豊かな自然と新鮮な野菜・山菜をどうぞ〟をキャッチフレーズに、イモ掘りを主体に、いちご、ハスカップ狩と、都市の人達に観光レクリエーションの場を提供し、昭和五十五～六十年の開設で一二九団体、約二万人を受け入れ、観光事業の主柱を成している。府県からの観光ツアー、苫小牧商業高校生の連年定植・収穫体験も加わり、自然環境下でジンギスカンや厚真米おにぎり、野菜の会食、生産、消費者交流は好評で受け入れ関係者の努力は大きい。

○「あつま特産販売広場」（平成四年・本郷）開設

夏・秋行楽期に観光協会・新鮮組の「土日市」で野菜、特産品を沿道即売し好評

○「野原公園（フィルドパークあつま）」（平成四年・浜厚真・国道二三五号）開設、沿道サービス好評

○「農産物産地直売所（豊丘野菜振興会）」（昭和五十九年開設）トウモロコシ・メークイン・南瓜等新鮮野菜で好評

○「あつま新鮮組」の設立と活動…あつま新鮮組（昭和六十三年四月三十日設立）は、町内の農協・漁協・商工会各青年部を会員とする青年部連絡協議会の呼称で、地域の活性化（地場産品消費拡大・調査研究等）と会員相互の交流を目的に、事業活動は札幌市での厚真町特産まつり、町内での新鮮市の開催、燻製試作、赤トンボバッジ・ピメントテッシュ・厚真町オリジナル絵ハガキの作製等に努めている。

※会長は三青年部毎年持ち回り（事務局）厚真町商工会館内

（観光農場）イモ掘り観光受入

年度	団体数	人員	圃場面積
昭和61	35	3,725人	アール 171
62	35	1,956	133
63	25	2,321	131
平成元	22	2,761	(14戸) 156
2	20	2,675	(12戸) 135
3	31	3,690	(14戸) 181
4	38	3,863	(11戸) 192
5	27	2,962	(10戸) 173
6	37	3,641	(10戸) 208
7	33	3,390	(10戸) 198

（　）内圃場提供農家数

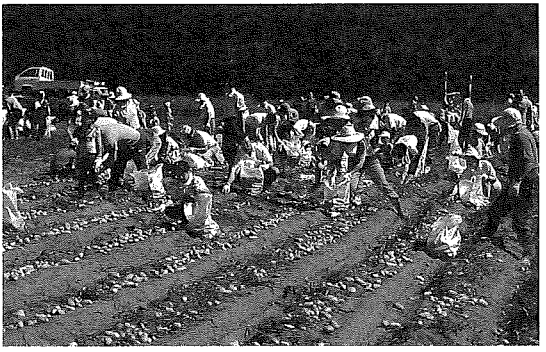

イモ掘り観光農園

（厚真町観光協会の活動状況…　平成七年度）

1、観光農場の推進
イモ掘り観光（8／27～9／24）
三三団体・三、三九〇人受入
圃場面積　一九八アール（一〇農家）

2、観光パンフレット等の作成
観光パンフレット　一〇、〇〇〇部
観光マップ　一〇、〇〇〇部
観光農場パンフレット　五、〇〇〇部

3、観光壁画作成（黒田商店道路側壁夜間照明付）

4、テレホンカード作製・販売　五〇〇枚

5、先進地視察の実施

厚真町観光協会平成７年度決算額

科目		予算額	決算額	増減	摘要
収入の部	会費	728,000	774,000	46,000	団体等10・個人106
	助成金	800,000	800,000	0	町助成金
	事業収入	5,000,000	5,444,204	444,204	イモ掘り観光収入
	繰越金	483,242	483,242	0	前年度繰越金
	雑収入	249,758	641,059	391,301	名刺・テレホンカード176,600 まつり出店収入　223,300 広告料外　241,159
	（合計）	7,261,000	8,142,505	881,505	
支出の部	会議費	30,000	6,050	△23,950	総会・理事会
	旅費	80,000	55,080	△24,920	理事、事務局職員
	賃金	45,000	0	△45,000	イモ掘り観光ゴミ処理
	事務費	60,000	47,232	△12,768	消耗・通信費
	事業費	4,950,000	5,323,993	373,993	イモ掘り観光　5,059,658 まつり出店　204,335 各イベント協賛　60,000
	宣伝費	1,916,000	2,128,164	212,164	観光マップ外　1,061,500 Tカード　353,000 PR壁画　466,052 広告料外　247,612
	研修費	50,000	0	△50,000	先進地視察
	負担金等	70,000	60,581	△ 9,419	胆観連・会議負担
	予備費	60,000	0	△60,000	
	（合計）	7,261,000	7,621,100	360,100	

（収入）8,142,505－（支出）7,621,100＝521,405円（次年度へ繰越）

6、まつり出店（テレホンカード・綿アメ等販売）
7、イベントの支援
第二三回田舎まつり
（6／17・18）協賛
第二二回海浜まつり（7／29・30）協賛
8、会員の加入促進

(二)　あつま田舎まつり

昭和四十八年六月二十四日「第一回あつま田舎まつり」が田・畑の作付けも一段落、快晴に恵まれた厚真ダム広場に町内外から約五千人の参集のもと盛会裡に催されてから、平成八年で第二四回を迎える四半世紀、今では「六月第三土・日はあつま田舎まつり」と全道的に知られるイベントに定着した。（厚真町史五四四～五七六参照）

町民相互の連帯・郷土愛をはぐくみ、豊穣祈願、更に町外の人々を市街地や山深き自然豊かな厚真ダム周辺に招き、都市と田舎の交流、町内特産物ＰＲ等、町民総参加による祭りの創造を目指し育て上げてきた。

前夜祭が土曜日に厚真市街地で催され、音楽隊（自衛隊・小学生鼓笛隊・中学生吹奏楽部等）を先導に、町民・各団体男女の踊り（厚真・田舎まつり音頭）は表町通りを千人を超えるパレードで祭り気分を高め、夜はカラオケ大会・歌

田舎まつり音頭踊り

謡ショー等が深夜に及び、翌日曜の本祭は上幌内の厚真ダム広場周辺会場で、ダム水神宮祈願祭、ニジマス釣天国、自治会対抗子供相撲、ポニーと遊ぼう（橋本牧場好意提供）有名歌手（橋本牧場好意提供）等ステージショー、幌内神楽、軽舞熱送りの伝承披露、塊打太鼓など好評である。更に特産品・美味もの・土産物コーナー売店に人の山、ジンギスカン、ビアガーデン、厚真米おにぎり等、芝生の広場は大宴会場化し、人々の歓喜の声は森にこだまする一日である。

厚真町田舎まつり運営委員会・実行委員会歴代正副委員長

開催		運営委員会		実行委員会		摘要
回	年月日	運営委員長	副委員長	実行委員長	副委員長	
第14	(昭和61年) 6月	谷内　信雄	小納谷力蔵	池川　義厚	牛崎　要一・藤島　和夫 徳永　武志・川崎　和夫	
第15	(〃 62) 6. 20～21	〃	〃	〃	〃　・　〃 〃　・　〃	
第16	(〃 63) 6. 18～19	〃	〃	〃	〃　・　〃 〃　・　〃	
第17	(平成1) 6. 17～18	〃	〃	新田　勝正	牛崎　要一・新飯田栄治	
第18	(〃 2) 6. 16～17	〃	〃　・大岩　滋雄	〃	〃　・　〃	
第19	(〃 3) 6. 15～16	〃	〃　・　〃	〃	〃　・　〃	
第20	(〃 4) 6. 20～21	〃	木戸　俊勝・　〃	〃	〃　・　〃	
第21	(〃 5) 6. 19～20	藤原　正幸	〃　・　〃	〃	〃　・石井　一義	20日(本祭)雨 釣り天国以外中止
第22	(〃 6) 6. 18～19	〃	〃　・　〃	〃	〃　・　〃	
第23	(〃 7) 6. 17～18	〃	〃　・　〃	〃	末政　清・　〃	
第24	(〃 8) 6. 15～16	〃	〃　・　〃	〃	小納谷武夫・　〃	

第一四回田舎まつり以降の諸行事内容（主会場　前夜祭　厚真　本祭　上幌内厚真ダム広場）

開催日	前夜祭本祭別	行事内容
第一四回 昭和六十一年 六月十四・十五日	前夜祭	田舎まつり音頭パレード・綱引き大会・素人のど自慢大会・花火大会・ビールパーティ TACCツールド北海道 自衛隊音楽隊パレード同ステージ演奏会・町内町立小学校鼓笛パレード・タバスコ演奏会
	本祭	歌謡ショー　松原のぶえ、日野美歌・五穀豊穣祈願・郷土芸能（幌内神楽、軽舞熱送り、こぶし太鼓） 厚真米コーナー・うまいものコーナー・おみやげコーナー・姉妹都市岩手県前沢町物産コーナー ポニーと遊ぼう・子ども相撲大会・ウナギつかみ取り・ニジマス釣り天国、厚真町物産展示コーナー
第一五回 昭和六十二年 六月二十・二十一日	前夜祭	（前回と同じ内容のものは省略する。） 鼓笛・吹奏楽パレード、前年に加え鵡川町立鵡川、苫小牧市立（啓北・明倫・東）各中学校吹奏楽部、厚真町民吹奏楽団参加、熱気球試乗会・吹奏楽部ステージ演奏会・田舎ゲートボール杯・青空感謝市・レーザー光線（花火大会・タバスコ演奏会中止）
	本祭	歌謡ショー　鳥羽一郎ほか・歌謡、マジック、腹話術ショー・町民吹奏楽団の演奏 ハンマーゴング（ウナギつかみ取り中止）
第一六回 昭和六十三年 六月十八・十九日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード、道立苫小牧工業高等学校の吹奏楽部参加・田舎かかし展・歌謡ショー（熱気球試乗会・青空感謝市中止）
	本祭	歌謡ショー　角川博・苫小牧市民吹奏楽団の演奏・田舎運だめし（ハンマーゴング・マジック・腹話術ショー中止）

第一七回 平成元年 六月十七・十八日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード、（鵜川町立鵜川中学校、道立苫小牧工業高等学校中止）苫小牧市立東小学校鼓笛隊参加、自衛隊和太鼓ステージ演奏会・歌謡ショー（田舎かかし展中止）
	本　祭	歌謡ショー　松平　健、小金沢昇司、神山慶子、原田悠里・子供民謡（町民吹奏楽団中止）
第一八回 平成二年 六月十六・十七日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード（苫小牧市立東小学校中止）苫小牧市立緑小学校鼓笛隊、同和光中学校吹奏楽部参加・フワフワランド・トラクターフェスティバル
	本　祭	歌謡ショー　山本譲二、神山慶子、さっぽろ竜太・フワフワランド・お楽しみ抽選会
第一九回 平成三年 六月十五・十六日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード（苫小牧市立緑小学校、同東・同和光中学校中止）・フワフワタイガージム
	本　祭	歌謡ショー　松原のぶえ、今　重蔵（厚真町出身）・江戸目黒囃子神楽・フワフワタイガージム
第二〇回 平成四年 六月二〇・二一日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード町内町立厚真中央、同上厚真各小学校、苫小牧市立緑小学校、町立厚真中学校、苫小牧市立東中学校、自衛隊音楽隊・ステージ演奏会　自衛隊音楽隊、同機甲太鼓 子供アニメ上映会・胆振東部五町対抗カラオケ大会・五穀豊穣願俵引き大会（綱引き大会中止）
	本　祭	歌謡ショー　藤　あや子、泉　あつ子、たかみ・郷土芸能姉妹都市前沢町「恵比須舞」・（江戸目黒囃子神楽中止）・ＮＨＫラジオ公開番組「夏打ち競演」桂　米丸・橘家圓蔵・桜井長一郎など六組

第二十一回 平成五年 六月十九 ・二十日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード右同じ・ステージ演奏会　童心太鼓、Ｐ－ｕｎｉｔｏｎ
	本　祭	郷土芸能（恵比須舞・こぶし太鼓中止） 大雨のためニジマス釣天国以外中止
第二十二回 平成六年 六月十八 ・十九日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード（苫小牧市立緑小学校、同東中学校中止）・ステージ演奏会等地元太鼓同好会（童心太鼓中止）・忍者戦隊カクレンジャー、（胆振東部五町カラオケ大会・Ｐ－ｕｎｉｔｏｎ中止）
	本　祭	歌謡ショー　小金沢昇司、泉　あつ子、たかみ・郷土芸能　再出演童心太鼓・チビッコカラオケ発表会
第二十三回 平成七年 六月十七 ・十八日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード・ステージ演奏会（地元太鼓同好会中止）・セーラームーンスーパーズショー・ビンゴゲーム（忍者戦隊カクレンジャー中止）
	本　祭	歌謡ショー　山川　豊、小金沢昇司、ロックバンドパパラギャルズ・郷土芸能　再出演厚真町民吹奏楽団・お子様コーナー　金魚すくい・ヨーヨー・カキ氷
第二十四回 平成八年 六月十五 ・十六日	前夜祭	（右同） 鼓笛・吹奏楽パレード（厚真町立厚真中学校中止）・よさこいソーラン踊りあつま騒乱舞姿参加・ステージ演奏会　塊打太鼓参加（童心太鼓中止）・ドラゴンボールＧＴショー・一〇〇年記念もちまち大会
	本　祭	歌謡ショー　藤　あや子、泉　あつ子、たかみ・（ロックバンドパパラギャルズ中止）・郷土芸能　塊打太鼓参加・一〇〇年お楽しみ抽選会

※幌内ダム広場（ステージ附近）に「田舎まつり記念碑（北島三郎揮毫：盛時の里）」が、あつま田舎まつり運営委員会により平成八年九月二十七日建立された。

(三)　あつま海浜（はま）まつり

本町の二大イベントとも言うべき、このまつりは田舎まつりが定着一〇周年を経た昭和五十九年夏「あつま海浜まつり」として、曽我昌俊、伊藤伸ら有志ボランティア〝手作りの祭り〟の創造により準備された。

田舎まつりが、北海道厚真の澄み切った空気・山野の緑をバックならば、海浜（はま）祭りは、短い夏の照りつける太陽と太平洋の大海原をバックに厚南地域の活性化につなげようとの願いをこめ、同志による負担と若干の寄付、物販益金で賄われ、主催「あつま海浜まつり実行委員会」に北海道サーフィン連盟の協賛、後援が苫小牧民報社、厚真町となり、昭和五十九年七月二十八日（土曜日…前夜祭）、二十九日（日曜日…本祭）の両日浜厚真海岸を会場として催された。当時盛んに行われだした〝若人のサーフィン大会〟が中心にセットされ盛会を極め、町民の手弁当で企画した祭りは、地の利を得て大きなイベントに成長している。

特に、人気のメーンは「ホッキのつかみ取り大会」・「ジャンボファイヤー」・「千人ジャンケン大会」等となっている。

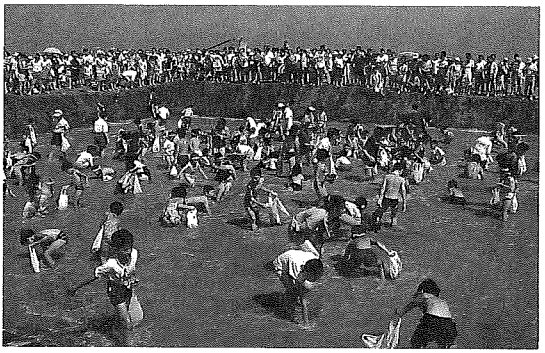

海浜（はま）まつり

あつま海浜まつり役員

回（年度）	実行委員長	副実行委員長
1（昭和59年）	曽我　昌俊	
2（〃 60）	〃	木本　宏
3（〃 61）	〃	〃 沢口　光夫
4（〃 62）	〃	〃 〃
5（〃 63）	〃	〃 〃
6（平成元）	木本　宏	沢口光夫・森本寿夫 阿蘇孝司・児玉守
7（〃 2）	〃	〃　・　〃 〃　・　〃
8（〃 3）	〃	寺坂文秀・森本寿夫・岩筋 雅弘・伊藤伸・阿蘇孝司
9（〃 4）	寺坂　文秀	佐藤　範昭
10（〃 5）	〃	〃
11（〃 6）	〃	〃 沢口　伸二
12（〃 7）	〃	〃 〃
13（〃 8）	〃	〃 〃

○第一回…（昭和五十九年七月二十八～二十九日）…（約五千人推定）（会場－ＪＲ浜厚真駅前海岸）

（前夜祭…土曜日　午後六時半～十時）

①慰霊・魚魂祭、大漁祈願祭、安全祈願祭、②マリンファイヤー（ジャンボ）、③仮設ステージ…ジャズフェスティバル・アマチュアバンド演奏・カラオケ大会、④その他（ビヤガーデン等出店・写真同好会撮影会）

（本祭…日曜日　午前九時～午後二時）

①農水産物即売場ほか出店、②漁船による海上遊覧見学、③オール北海道サーフィン選手権厚真大会、④地引網、⑤子供相撲大会、⑥スイカ割大会、⑦綱引き大会

○第二回…（昭和六十年七月二十七～二十八日）…（約一万六千人推定）

大漁祈願祭、安全祈願祭、ジャンボファイヤー、ステージ（芸能・カラオケ）、出店

全道サーフィン厚真大会、子供相撲、地引網、宝さがし（ホッキ貝）等（継続実施）
北国の短い夏、苫小牧管内・札幌方面の人々多数でにぎわう浜厚真
○第三回…（昭和六十一年七月二十六～二十七日）…（約二万人推定）
ラジコンバギー大会、海砂芸術コンテスト（継続）
一、三〇〇台収容駐車場超過密
○第四回…（昭和六十二年七月二十五～二十六日）…（約二万二千人推定）
海浜娘初登場　場内案内
○第五回…（昭和六十三年七月三十～三十一日）…継続実施
○第六回…（平成元年七月二十九～三十日）…継続実施の外、花火大会
○第七回…（平成二年七月二十八～二十九日）…継続実施の外、「宝さがし」を「ホッキ貝つかみ取り大会」
（特別出演）ブラジルのダンサー「サンバ・ショー」
○第八回…（平成三年七月二十七～二十八日）…継続実施の外、七㍍ビーチファイヤー囲み、フォークダンス同好会はじめダンス、千人ジャンケン大会。
○第九回…（平成四年八月一～二日）…継続実施の外、「あつま凧の会」大・連凧上げ、ウルトラライトプレーン空中散歩、全國モトクロス耐久レース（一周三千㍍）
○第一〇回…（平成五年七月三十一～八月一日）…前夜祭－雨　祈願祭のみ。
本祭　前年準ず。
○第一一回…（平成六年八月六～七日）…ジェットスキー大会・バンカーゴルフ
○第一二回…（平成七年七月二十九～三十日）…子供相撲、凧上げ大会ガルルカップエンデューロ、軽飛行機飛行
一、〇〇〇人ジャンケン大会（温泉招待）
○第一三回…（平成八年七月二十七～二十八日）…よさこい騒乱舞姿踊り、歌謡ショー（泉あつ子、今　重蔵）

㈣　厚真町特産品つくり

厚真町は、先人の血と汗により「あつま米」を育ててきたが、地場産業の育成を提唱する本道の「一村一品運動」の展開にも呼応し、町内で既に生産販売されている特産品の品質向上と生産者の意欲を高める目的として、「厚真町特産品推奨制度」を昭和六十年度に制定し、大いに対外的にもＰＲすることとなった。

町の活動拠点を「ふるさと活性化センター」とし、同六十一年に設け、又、新たに婦人団体等（厚真町婦人団体協議会・食生活改善推進協議会）の請願を受け、「農水産物加工施設（児童会館の一部を改築する）」の設置を図り、町民が自家用の健康食品や余剰農産物の活用法を研究する場を提供し、加工機械を利用してのトマトジュース等実用品づくりに活用されたが、特産品として推奨に至ったものは、農協婦人部が同五十八年以来、自給自足運動として地場の大豆・米原料に共同製造のこうじ・味噌造りを発展させ、同六十三年から低塩、無添加手づくり「おふくろ味噌」の外販品をはじめ、町が取り組んだハスカップを原料とする「ハスカップジャム・ゼリー」、厚真産米による地酒として酒販組合厚真支部が発売した「（焼酎）田舎囃子・（清酒）北の一杯」が登場した。又、個人経営により製品化された「あづまジンギスカン（市原精肉店製）」や「ハスカップ等菓子（西菓子店製）」等は、厚真町のお土産として、買い求められ贈答用として好評で利用されている。

○厚真産米による地酒…「（純米焼酎）田舎囃子（いなかばやし）」と「（清酒一級）北の一杯」醸造委託

米消費拡大の一助にと良質な厚真産米による地酒を是非「特産品」にしてはと、厚真町内一三酒店で構成の「酒販組合厚真支部（三谷義雄支部長）」が製品化の準備を進め、まず焼酎を昭和六十三年に、次いで清酒を平成元年に亘り酒造会社と交渉、厚真産地指定による醸造委託、町内では広く町民に愛飲利用願うためにも、商品ネーミングを公

募し、発売前の〝試飲発表会〟を経て、町内各酒店から売出され広く町民に愛飲される外、贈答品としても利用され喜ばれている。

（純米焼酎）田舎雛子…（昭和六十三年五月二十三日から発売）

・焼酎（乙類二〇度…厚真産米使用）・七二〇ミリリットルボトルはグリーン、化粧箱入り八五〇円

・ラベル…田舎まつり音頭を踊る浴衣姿の女性二人をデザイン

・商品名応募入選者…新町　主婦　佐々木純子（約一五〇点応募）

・試飲発表会…昭和六十三年五月十七日「総合福祉センター」にて、町・農協・商工会・苫小牧税務署外

「香りがさわやか・まろやかな味で飲みやすい」と好評です。

・製造元…旭川市　北海ゴード株式会社

（清酒一級）北の一杯…（平成元年六月五日から発売）

・清酒一級（アルコール一五～一六度）…厚真産ゆきひかり－きらら三九七の一等米使用

一・八リットル…一、七五〇円、七二〇ミリリットル…七八〇円

・ラベル…厚真の花木「こぶし」を印刷

・商品名応募入選者…新町　笠原智代（厚中二年）…約一五〇余点応募

・試飲発表会…平成元年六月五日「総合福祉センター」にて、町・議会・商工会・農協・製造元

「一級酒としてさっぱりとした甘口に仕上った…晩酌・贈物によい」と好評

・製造元…栗山町　小林酒造株式会社

○町営「特産ハスカップ製品」（生産振興と資源活用商品開発）

町では、苫小牧東部大規模工業基地内の勇払原野に古来から自生していた「ハスカップ（学名－クロミノウグイスカズラ）」

を町域で増産、原料に活用した〝特産品づくり〟を実践した。

昭和五十六年、基地内の成木約一万本の払下を機に、厚真町ハスカップ生産振興会（代表　森田定一　会員九八名）が発足、翌年町一三、五〇〇本の移植に個人移植、接木・実生育成等にて、約三〇〇戸、七万四千本、約一六㌶に植栽され、年間一〇トン管内一のハスカップ原料を生産するに及び、生食販売の外、資源活用開発による商品化が望まれ、ジャムの試作開発に始まり、同六十二年製菓業委託方式にて「ハスカップジャム・ゼリー」を製品化し、「紫の瞳（ハスカップ実の紫、少女のつぶらな瞳と重ねた）…本間武男デザインのラベル」で、町内商店・苫小牧市内デパート、千歳空港売店等に卸好評拡販された。

（行政の販売事業の適否から、平成七年四月一日から、町特産物の指導・支援を図るものとして、民間移行された。）

（厚真町資源活用開発）ハスカップ商品加工販売実績

年度	事業費（原料・製造委託外）	ハスカップ製品・販売額				
		ゼリー	ワインゼリー	水ようかん	ジャム	販売額
						千円
昭和六十二年	一〇、九九一 千円	七九、九六三 ヶ	五、一二七 ヶ	五、二七九 ヶ	一、一六六 ヶ	一一、五一二
〃六十三〃	二二、二一九	一四四、〇〇〇	五、五〇〇	六、六〇〇	二、七〇〇	二二、二九二
平成元　〃	二一、三四二	一七九、〇〇〇	六、九〇〇	九、一〇〇	三、五〇〇	二三、〇三七
〃二　〃	一七、四一二	一五一、七八五	一七、〇三八	四、八二六	三、六九五	二三三、二九三
〃三　〃	二〇、四〇四	一三三、九二一	一二、六九六	三、一八〇	二、一二二	二〇、九七八
〃四　〃	一一、四五四	一〇三、八四九	八、八三八	一、五八一	一、六四〇	一一、四五四
〃五　〃	一一、六七六	一〇〇、五一二	七、六六五	九四四	一、〇八五	一四、八七八
〃六　〃	—	一〇七、一五九	四、七三六	—	一、一四一	一五、四三八
計	（一一五、四九八）	（一、〇〇〇、一八九）	（六八、五〇〇）	（三一、五一〇）	（一七、〇四九）	（一四〇、八八二）

第六編　社会基盤

第一章　道路・橋梁・河川

第一節　道　路

本町の道路についての発展経過は、厚真町史（五六五～七七ページ参照）に記述の通りで、現在、厚真町域では国道一路線一〇・五キロメートル、道道一〇路線八三・五キロメートル、町道一九四路線一三三・三キロメートルに達しており、住民の生計活動の重要な役割を果たしている。

(一)　国道の現状と整備

町域唯一の国道である「国道二三五号線」は、道央・日高圏を結び苫東基地を擁する地帯に位置する重要道路であり、東港の内陸掘込に対応し昭和五十八～六十二年に切替工事を終え、現在「日高自動車道路」は、二一世紀をめざす第四次全国総合開発計画（高規格幹線道路網構想）に位置付けられ、北海道開発局により苫小牧～浦河一二〇キロメートルが昭和六十三年度から着工、苫小牧ＩＣ～厚真ＩＣ間一九・七キロメートルで共和高架橋架設・改良工事（町域四・五キロメートル）、厚真ＩＣの供用開始（平成九年度予定）、又、厚真・門別道路二〇キロメートルが平成五年度に着手、浜厚真（酪農地帯山手）での用地買収が進められている。

○　国道の現況　（平成七年四月一日現在）

路線名	実延長	有効幅員（歩道幅員）
一般国道二三五号	一〇、四五三㍍	六・五～七・〇（二・五）㍍

○　国道の改良・舗装率調

年度	路線数	実延長	改良延長（率）	舗装延長（率）
昭和四十年	一	六、八〇〇㍍	六、八〇〇㍍（一〇〇％）	六、八〇〇㍍（一〇〇％）
平成七年	一	一〇、四五三	一〇、四五三（一〇〇）	一〇、四五三（一〇〇）

○　国道切替（苫東関連）

切替延長	一六・三キロメートル（厚真町内七・三八）	工期	昭和五八・一〇～六二・一二

苫小牧東港の掘込工事に伴い、国道二三五号（沼ノ端～勇払～浜厚真）の切替工事は昭和五十八年十月四日共和地区で起工式が行われ、一帯は湿地帯で地盤安定のため、三～五㍍盛土（日軽金改良赤土と東港土砂を圧密沈下法採用）一三五億の事業費を以て竣工、区間はウトナイ湖南側から道道苫小牧・上厚真（旧金山）線、更に石油備蓄基地（北側）を経て、浜厚真「浜厚真橋」に至る一六・三㌔㍍で、昭和六十二年十二月四日開通式には、室開建・苫小牧市・厚真町の代表のテープカット〝通り初め〟をし開通を祝った。

日高自動車道（苫東・厚真・門別道路）進捗図
（S62国道235号線切替）

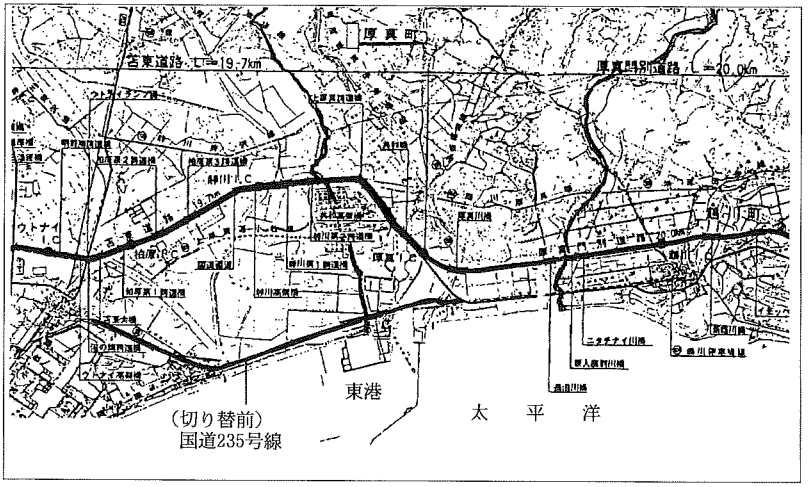

(二)　道道の現状と整備

従来からの八路線（千歳鵡川・厚真浜厚真停車場・平取厚真・豊川遠浅停車場・富野軽舞・鵡川厚真線の外、二路線は一部関連工事で改良）の内、「上厚真苫小牧線」は高規格幹線道路への接続関連工事が進行・延長上の鵡川厚真線（旧金山・鹿沼線）も昭和六十二年迄に若草橋架換と道路改良を経た。又、「上幌内早来停車場線」では、上幌内の厚真ダム広場で恒例の田舎まつり（本祭）が催され、多くの町内外者の往来で困雑したが厚幌ダム予定地附近（鬼岸辺）迄舗装と奥道の一部の改良も施工された。

又、厚真市街（十字路より朝日マナビィハウス地先：厚真中央通り）の拡幅二〇㍍（車道・駐車帯一〇㍍、歩道植樹一〇㍍）が、平成元～八年に亘り用地買収・補償を含む事業費約一三億円で北海道室蘭土木現業所で進められた。

以上がここ十年間の道道に対する維持管理以外の主要改良工事の経過であるが、新規道道に認定されたのは次の二路線である。

一、（道道）夕張厚真線…この路線は国道二七四・二三四号線の補完を目的とし、苫小牧市・東胆振圏と道北の拠点、旭川市・空知圏とを連結することにより、経済・観光に大きな効果を期待する「開発道路―夕張厚真線」（起点：夕張市滝の上～厚真町高丘（ペンケ沢）を結ぶ一七・八㌔㍍）として、昭和六十年十二月二十五日認定に伴い、この終点から一般道道・上幌内早来停車場線の富里地区迄の延長四・三六九㍍が、「（一般道道）夕張厚真線」として認定、平成五年十月七日区域決定されたもので、昭和六十一～平成四年に地質・用地調査・予備設計等と進められたが、本計画は予算等の関係から現状は進展していない。

二、（道道）静川美沢線…この路線は国道二三五号線の石油備蓄基地北東側の道路に対し、平成四年度に開設の動物検疫施設への通用道路一四四㍍区間を整備し、道道「静川美沢線」として新たに認定された。

○　道道の現況　（平成七年四月一日現在）

路線名	実延長	有効幅員	歩道幅員
	メートル	メートル	メートル
千歳鵡川線	一八、一六三	六・〇～一〇・五	一・七五～六・〇
厚真浜厚真停車場線	一三、六八〇	五・五～八・〇	一・七五～五・五
上厚真苫小牧線	三、一八五	五・五～八・〇	二・五～五・五
上幌内早来停車場線	一七、八五八	四・五～九・〇	一・七五～三・五
平取厚真線	一一、二六九	五・五～六・五	一・五～四・五
豊川遠浅停車場線	三、〇七六	五・五～六・六	二・七五～三・二五
富野軽舞線	五、四七七	五・五	二・〇～二・五
鵡川厚真線	六、二七四	五・五～六・〇	二・五～三・〇
夕張厚真線	四、三六二	四・〇～五・五	—
静川美沢線	一四四	七・〇	—
合計（一〇路線）	八三、四八八	—	—

○道道の年度別・改良・舗装率調

年度	路線	実延長	改良延長（率%）	舗装延長（率%）
平成二年度	八	七八、九八二	七五、四八六（九六%）	七五、四八六（九五%）
平成七年度	一〇	八三、四八八	七九、九九二（九六%）	七九、四三〇（九五%）

(三)　町道の現状と整備

○町道の延長・改良舗装率（変遷）

年度	路線	実延長（キロメートル）	改良延長（キロメートル）（率）	舗装延長（キロメートル）（率）
昭和五〇年	一二四	二二九・六	五三・七（二三％）	一・五（〇・一％）
〃　六〇年	一五九	二二八・八	九一・三（四〇）	三一・九（一四）
平成七年	一九四	二四三・三	一四三・八（六〇）	一一二・五（四七）

㋐－本郷

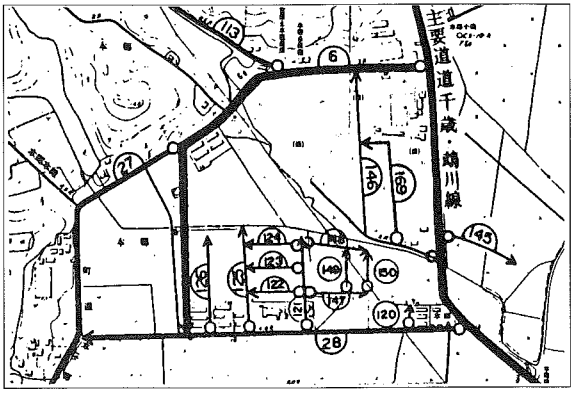

㋑－厚真市街

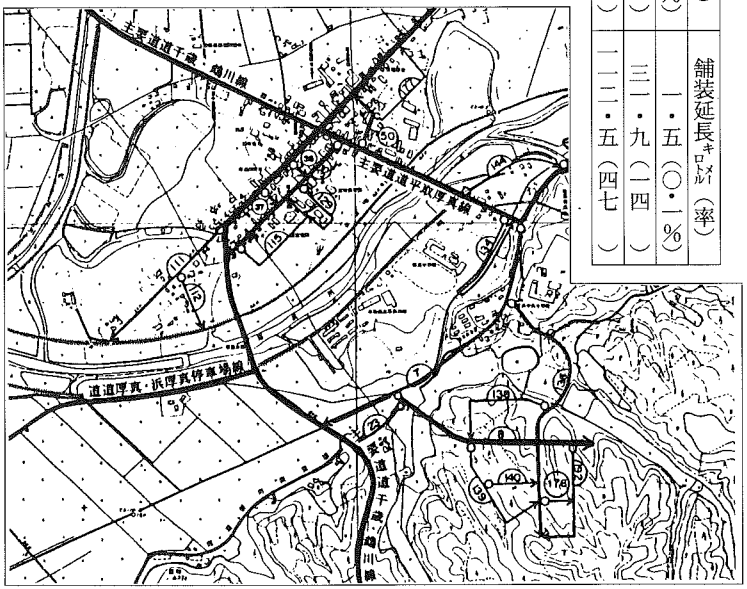

○ 町道の路線名と路線図

整理番号	路線名
1	幌内沢線
2	高丘本線
3	新町富里線
4	朝日東和線
5	幌里本線
6	かしわ公園通り線
7	学園通り線
8	新町中央線
9	豊川上厚真線
10	豊川共和線
11	豊沢共栄線
12	豊沢富野線
13	豊丘宇隆線
14	鯉沼開拓本線
15	富野浜厚真線
16	海岸4号線
17	鹿沼旧停車場線
18	厚南開拓線
19	桜丘幌里線
20	朝日川手線
21	鹿沼上沢線
22	新町豊沢線
23	新町美里線
24	美里中央線
25	富野線
26	共和山手線
27	本郷山岸線
28	本郷通り線
29	本郷桜丘線
30	幌里沢線
31	桜丘本線
32	富里高丘線
33	幌内左岸線
34	シュルク沢線
35	京町1号線
36	京町2号線
37	京町3号線
38	軽舞西線
39	幌内墓地線
40	高丘墓地線
41	富里墓地線
42	桜丘墓地線
43	鹿沼墓地線
44	厚和墓地線
45	海岸5号線
46	共和上厚真線
47	鹿沼田浦線
48	宇隆東和線
49	宇隆東西線
50	本町線
51	モベツ沢線
52	軽舞豊丘線
53	宇隆石油鉱線
54	本郷幌里線
55	美里川手線
56	豊沢山岸線
57	美里富野線
58	上野中央線
59	上厚真市街1号線
60	上厚真市街2号線
61	上厚真市街3号線
62	上厚真市街4号線
63	上厚真市街5号線
64	軽舞山岸線
65	豊川共栄線
66	豊川神社線
67	鹿沼白さぎ線
68	白さぎ田浦線
69	浜厚真山手線
70	浜1号線
71	浜2号線
72	浜3号線
73	浜厚真浜手線
74	幌里開拓本線
75	幌里開拓1号線
76	幌里開拓2号線
77	厚南第13号線
78	共和クラブ線
79	鹿沼通学線
80	鯉沼墓地線
81	豊丘右岸線
82	豊沢中央線
83	軽舞中央線
84	南上野線
85	豊沢分家沢1号線
86	豊沢分家沢2号線
87	厚南第2号線
88	厚南第3号線
89	厚南第6号線
90	厚南第16号線
91	幌里開拓3号線
92	共栄川手線
93	共栄線
94	オバウス沢線
95	富里線
96	マツカウス沢線
97	厚南第4号線
98	厚南第8号線
99	上厚真市街6号線
100	海岸1号線
101	海岸2号線
102	海岸3号線
103	厚南第5号線
104	厚南第7号線
105	厚南第9号線
106	厚南第11号線
107	厚南第12号線
108	厚南第14号線
109	新町宇隆線
110	幌里開拓4号線
111	表町線
112	京町川手線
113	本郷本線
114	豊丘鯉沼線
115	福祉センター通り線
116	大沼長沼線
117	竜神沼線
118	共栄中央線
119	朝日沼線
120	本郷団地1号線
121	本郷団地2号線
122	本郷団地3号線
123	本郷団地4号線
124	本郷団地5号線
125	本郷団地6号線
126	本郷団地7号線
127	鯉沼開拓支線
128	オニキシベ沢線
129	児童会館通り線
130	漁業団地1号線
131	漁業団地2号線
132	漁業団地3号線
133	漁業団地4号線
134	新町線
135	軽舞本線
136	新町公園通り線
137	ケイナイ沢線
138	新町1号線
139	新町2号線
140	新町4号線
141	浜4号線
142	上厚真市街7号線
143	共和線
144	新町川手線
145	本郷東線
146	本郷西線
147	本郷団地8号線
148	本郷団地9号線
149	本郷団地10号線
150	本郷団地11号線
151	鯉沼開拓1号線
152	上厚真市街8号線
153	厚南第17号線
154	浜厚真本線
155	豊丘本線
156	豊沢団地中央線
157	豊沢団地1号線
158	豊沢団地2号線
159	豊沢団地3号線

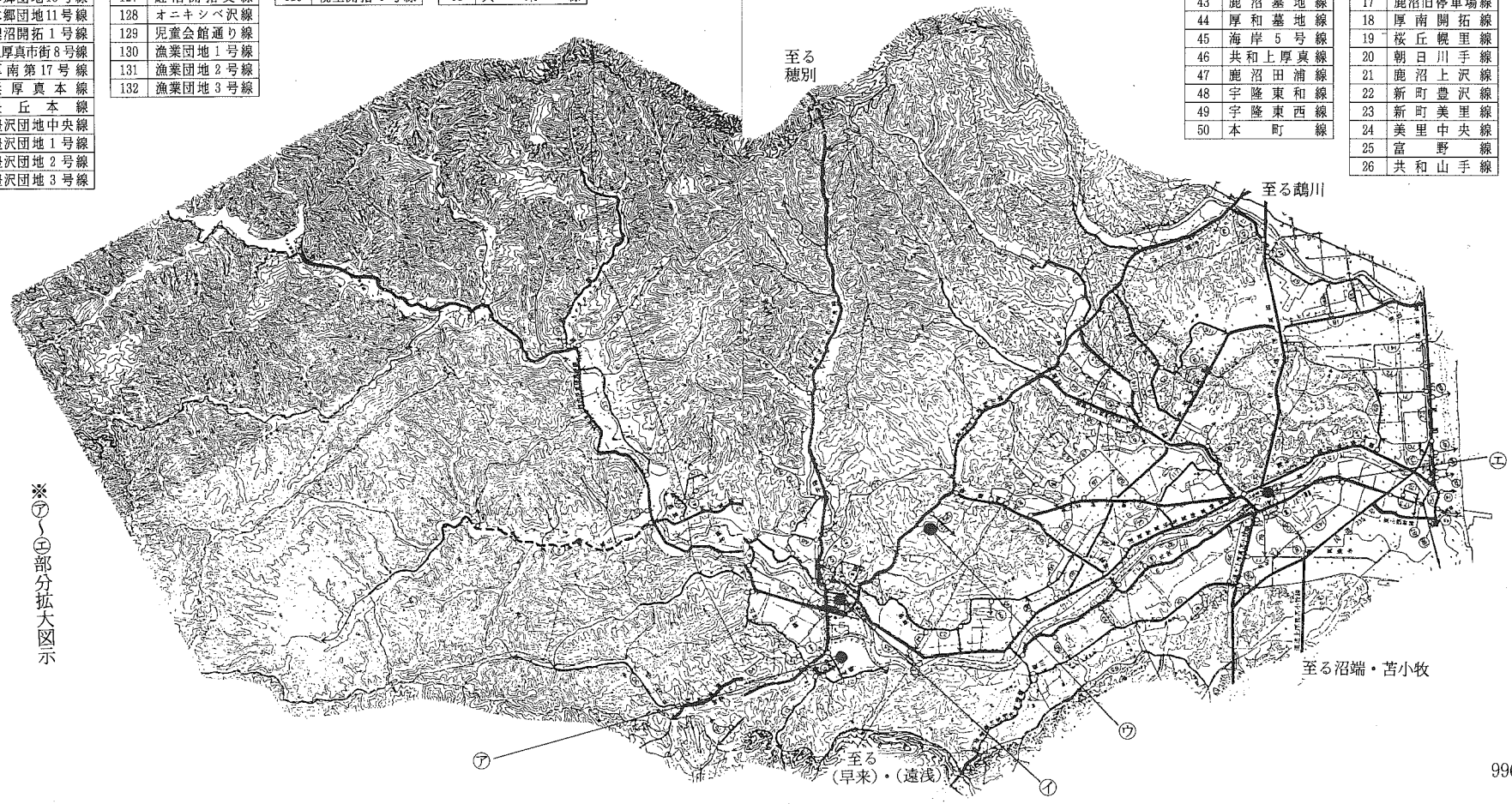

※㋐～㋓部分拡大図示

㋒－豊　沢

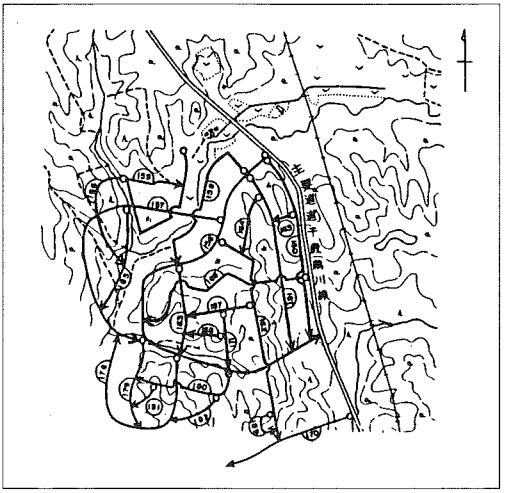

整理番号	路線名
160	豊沢団地４号線
161	豊沢団地５号線
162	豊沢団地６号線
163	豊沢団地７号線
164	豊沢団地８号線
165	豊沢団地９号線
166	豊沢団地10号線
167	豊沢団地11号線
168	豊沢団地12号線
169	本郷西１号線
170	豊沢公園通線
171	豊沢団地13号線
172	浜厚真工業団地線
173	臨海１号線
174	富里団地線
175	美里川手支線
176	新町５号線
177	本町１号線
178	豊沢団地14号線
179	豊沢団地15号線
180	豊沢団地16号線
181	豊沢団地17号線
182	豊沢団地18号線
183	宇隆南線
184	海岸６号線
185	豊沢団地19号線
186	豊沢団地20号線
187	臨港２号線
188	臨港３号線
189	豊沢団地21号線
190	豊沢工業団地１号線
191	本郷北線
192	新町６号線
193	上厚真市街９号線
194	軽舞西支線

㋓－上厚真市街

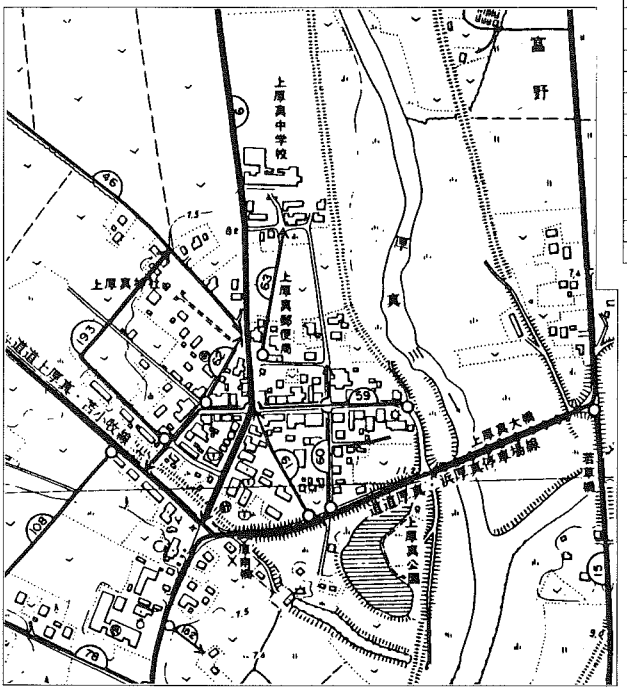

町道は地域住民の日常生活に密着し、機能を果しているだけにその整備に対し最も関心と要望が多く、道道への昇格、町財政きびしい中で国・道費補助、交付金・起債を導入しての整備事業を施し、幹線道路の全舗装に次ぎこの一〇年間では、総路線一九四、総延長二四三キロメートルに及び、増加は三五路線、一四・五キロメートル（豊沢団地二〇、臨海部五、本郷・新町各二、富里・軽舞・上厚真・宇隆・美里各一路線新規施工・認定）となり、更に一五路線での改良工事により区間の伸長、短縮や舗装化率を高めている。

○幹線町道の主な改良工事

町道交通網の拡大に併せ、その改良、舗装化の要請に対し、町は積極的にこれに取り組んできた。中でも農道整備事業は、この一〇年に一一路線一四地区で約三二キロメートル、事業費約四五億円を投じ実施された。

（昭和六十一～平成七年度　「農道整備事業」の概況）

地区名	事業年度	全体事業		地区名	事業年度	全体事業	
		施工長（幅）舗装	町道線			施工長（幅）舗装	町道線
美里地区団体営	昭六〇～平成二	一、六二三メートル（六・五）舗装	美里川手線	幌里地区開拓地	昭六一～平六	四、〇六〇メートル（七・五）舗装	桜丘幌里線 幌里開拓本線
桜丘地区　〃	平元～六	一、七五二（六・〇）舗装	桜丘本線	胆振東部広域農道	昭六〇～平七	七、九〇二（七・五）舗装	厚南開拓線 白さぎ田浦線
富野地区　〃	平二～七	一、六二三（六・〇）舗装	富野線	鹿沼地区一般農道	平四～八	二、〇八〇（七・五）舗装㊎	鹿沼白さぎ線
豊共地区農免農道	昭五九～平四	一、七〇〇（七・五）舗装	豊川共和線	軽舞地区農免農道	平六～十一	二、三七〇㊎（七・五）用地確定	厚南第一、三号線 軽舞西線
〃（二期）農免	昭六三～平八	三、四〇〇（七・五）舗装㊎	〃	（軽舞山岸線）ふるさと農道	平五～九	一、九三五㊎（六・〇）改・舗装	軽舞山岸線

豊沢地区農免農道	平三～九	一、八三六（六・〇）改（継）	豊沢山岸線	（本郷豊川線）ふるさと農道	平五～九	一、八三一（六・〇）改・舗装（継）	豊川川手線

また他町道の継続的改良・舗装工事は、一〇年間では四八路線に約三八億円の事業費（補助・交付・起債・一般財源）を以て整備施工された。

㈣　除　雪

本町における機動的除雪については、昭和三十八年農業構造改善事業でブルドーザー購入による除雪が最初であり、除雪車両の更新増強により、町内道路の除雪体制を整備して来たが、昭和五十五年からは民間除雪車両借上げによる、全町ブロック化、除雪半日完了体制を強化し冬期交通の確保に努めている。

（年度別除雪出動日数）

区分／年度	除雪出動 十二月	一月	二月	三月	（計）
昭和六〇年度	四回	一〇回	一回	六回	（二一）回
〃六一〃	二	八	五	三	（一八）
〃六二〃	三	一一	六	四	（二四）
〃六三〃	五	五	三	一	（一三）
平成元〃	六	一一	一	一	（一八）
〃二〃	一	五	六	五	（一六）

区分／年度	除雪出動 十二月	一月	二月	三月	（計）
平成三年度	二回	三回	六回	五回	（一六）回
〃四〃	六	一〇	一六	九	（四一）
〃五〃	三	一〇	一〇	一	（二四）
〃六〃	五	一八	七	一	（三〇）
〃七〃	一四	二三	一一	三	（五一）
〃八〃	二	一	九	一	（一二）

近年における、除雪グレーダ・ダンプトラックの導入は、

（昭和六十一年度）除雪グレーダ…（小松三・七トンA式　建設機械整備費補助）
（平成元年度）除雪ダンプ…（日産七トン（S）G型）

第二節　橋　梁

本町域の厚真川・入鹿別川・東厚真川の三河川は各支流を集め太平洋に注ぎ、これら本支流に現在、橋梁は一三一橋（国道橋四、道道橋三五、町道橋九二）と多く、夫々道路交通の上から重要施設として管理されている（厚真町史五七九～五八六㌻参照）

この一〇年では、国道橋二（国道二三五号線切替関連の浜厚真橋・浜厚真跨線橋）、道道橋五（鵡川厚真線の若草橋・長沼橋、千歳鵡川線の本郷橋、豊沢橋外一橋）、町道橋十六（厚真川・道路切換えによる臨港大橋・東和に至る常盤橋外一四橋）の二三橋梁の新設・架換え整備が実現した。

㈠　国道の橋梁

○現況

（平成七年四月一日現在）

路線名	橋名	河川名	構造	延長	幅員	架設年度
国道二三五号	共和橋	共和川	鋼橋	二九・〇メートル	一三・五〇メートル	昭和六〇年
〃	浜厚真橋	厚真川	〃	二七四・〇	九・二五	昭和六一年
〃	浜厚真跨線橋	JR日高本線	〃	一七五・〇	九・二五	昭和六二年
〃	入鹿別橋	入鹿別川	〃	五三・二	一〇・〇〇	昭和六〇年

（計）	（四　橋）				

永久化率（平成七年四月一日　現在）

年　度	橋梁数	永久橋	永久化率
昭和六二年	四	四	一〇〇％

(二)　道道の橋梁

○現況

（平成七年四月一日現在）

路線名	橋名	河川名	構造	延長（メートル）	幅員（メートル）	架設年度	路線名	橋名	河川名	構造	延長（メートル）	幅員（メートル）	架設年度
千歳鵡川線	坂下橋	知決辺川	RC橋	六・〇	九・三	昭和三六年	千歳鵡川線	豊沢橋	豊沢川	RC橋	四・〇	八・〇	昭和六一年
〃	本郷小橋	排水路	〃	三・〇	一二・〇	〃　六〇〃	〃	豊丘橋	野安部川	鋼橋	一九・〇	一二・〇	平成四〃
〃	早苗橋	知決辺川	〃	九・〇	一二・五	〃　六〇〃	平取厚真線	ケイナイ橋	ケイナイ沢川	PC橋	七・〇	七・五	昭和五二〃
〃	本郷の沢橋	本郷の沢川	〃	四・〇	一四・五	〃　六一〃	〃	浅野橋	オバウス沢川	〃	一〇・〇	七・五	〃　五〇〃
〃	本郷橋	知決辺川	PC橋	五八・〇	一四・五	平成元〃	〃	隆橋	ウクル川	鋼橋	三〇・〇	九・〇	〃　四九〃
〃	厚真大橋	厚真川	鋼橋	一二八・〇	七・五	昭和三一〃	〃	妙見橋	ウクル川	〃	二七・〇	九・〇	〃　四八〃

平取厚真線	〃	厚真新橋	上幌内早来停車場線	〃	〃	〃	〃	〃	〃	上厚真苫小牧線	厚真浜厚真停車場線
宇隆橋	弥生橋	祭橋	田舎橋	上幌内橋	鬼岸辺橋	幌内橋	松浦橋	美奈乃橋	共和橋	美里二号函渠	
〃	幹線用水路	厚真川	排水路	〃	鬼岸辺川	厚真川	頗美宇川	メナの沢川	排水路	用水路	
〃	RC橋	鋼橋	〃	RC橋	鋼橋	〃	鋼橋	RC橋	PC橋	RC橋	
二四・〇	三・〇	一四二・〇	三七・〇	六・〇	三〇・〇	四五・〇	一九・〇	五・〇	五・〇	二・〇	
九・〇	一二・〇	一二・〇	七・五	七・五	七・五	九・〇	七・五	七・五	一〇・〇	一〇・七	
〃 五〇〃	〃 五二〃	〃 五一〃	〃 四八〃	〃 四四〃	〃 四九〃	〃 四七〃	〃 四五〃	〃 四七〃	〃 四五〃	〃 四六〃	
厚真浜厚真停車場線	〃	〃	豊川遠浅停車場線	〃	富野軽舞線	〃	鵡川厚真線	〃	〃	(計)	
上野一号函渠	上野二号函渠	大正橋	豊川橋	豊川函渠	富野三号線	鯉沼橋	長沼橋	展望橋	若草橋	三五橋	
用水路	〃	無名川	〃	用水路	当麻内川	軽舞川	長沼川	〃	軽舞川		
RC橋	〃	PC橋	〃	RC橋	鋼橋	〃	〃	〃	〃		
二・〇	二・〇	八・〇	一六一・〇	二・〇	一三・〇	三八・〇	二三・〇	二七・〇	六〇・〇		
一〇・七	一〇・七	一〇・二	一〇・〇	一〇・二	一〇・〇	九・五	七・五	七・五	一〇・〇		
〃 四五〃	〃 四五〃	〃 四五〃	〃 五三〃	〃 五三〃	〃 五一〃	〃 五七〃	〃 六一〃	〃 五四〃	〃 六二〃		

（道道橋の永久化率調）

年度	橋梁数	永久橋	率（%）
昭和五〇年	二三	一七	七四
〃　六〇年	二九	二九	一〇〇
平成七年	三五	三五	一〇〇

(三)　町道の橋梁

○現況…（九四橋のうち延長一〇㍍以上のもの）　（平成七年四月一日現在）

番号	橋名	河川名	延長（㍍）	幅員（㍍）	架設年度
三	恵比須橋	頗美宇川	一八・〇〇	四・〇〇	昭和四三年
四	福禄寿橋	〃	三〇・八〇	六・〇〇	〃　五三〃
七	水道橋	ウクル川	四八・八〇	九・五〇	〃　五六〃
九	富里大橋	厚真川	六一・三〇	四・〇〇	〃　四五〃
一〇	常盤橋	〃	一二〇・〇〇	一〇・〇〇	平成　二〃
一一	開運橋	知決辺川	一〇・〇〇	五・〇〇	昭和四三〃
一四	幹線橋	ウルシベツ排水	一〇・一〇	九・五〇	〃　五六〃
一五	共栄橋	厚真川	一九六・四〇	一〇・〇〇	〃　六〇〃
一六	富野新橋	ウルシベツ排水	一一・六〇	四・〇〇	〃　四五〃
一七	小坂橋	野安部川	一一・九〇	五・〇〇	〃　五五〃
二二	下豊三号橋	当麻内川	一一・四〇	七・〇〇	昭和五〇年
二三	男橋	軽舞川	一八・二〇	七・〇〇	〃　五〇年
二四	開栄橋	鯉沼川	二三・〇〇	七・五〇	平成　元〃
二五	桜橋	近悦府川	二〇・八〇	七・五〇	〃　元〃
二六	堀田橋	ウクル川	四二・七〇	三・〇〇	昭和五五〃
三一	朝日小橋	東仁達幌川	一〇・九〇	九・五〇	平成　元〃
三二	幌里橋	知決辺川	一九・二〇	七・五〇	昭和四九〃
三五	新栄橋	近悦府川	一一・〇〇	六・五〇	〃　五四〃
四〇	楢山橋	厚真川	四六・八〇	七・五〇	〃　五一〃
四一	山手橋	日高幌内川	一八・四〇	四・〇〇	〃　四五〃

四三	チルク橋	日高幌内川	二三・〇〇	五・〇〇	昭和五〇年	六五	軽舞橋	軽舞川	一一・四〇	五・五	昭和五七年
四四	黄金橋	シュルク沢川	一八・五〇	四・〇〇	〃　四六〃	六七	下豊一号橋	当麻内川	一一・〇〇	四・三〇	〃　四一〃
四六	森田橋	ウクル川	一三・五〇	五・〇〇	〃　四八〃	六八	明月橋	厚南二一排水路	一二・〇〇	四・三〇	〃　四二〃
四九	宮光橋	軽舞川	一三・五〇	六・〇〇	〃　四八〃	六九	下豊四号橋	〃　三一〃	一一・〇〇	四・三〇	〃　四二〃
五〇	正楽寺橋	野安部川	二〇・六〇	七・五〇	平成　三〃	七二	下豊二号橋	当麻内川	一一・〇〇	四・三〇	〃　四二〃
五三	斜線橋	当麻内川	一四・〇〇	六・〇〇	〃　四〃	七五	白雲橋	厚南一四一用水路	一二・五〇	一〇・〇〇	平成　元〃
五五	出山橋	野安部川	二五・二〇	六・〇〇	〃　三〃	七七	富野橋	富野一排水路	一一・五〇	四・〇〇	昭和四五〃
五六	鹿沼橋	長沼川	一八・〇〇	四・〇〇	昭和四三〃	八五	長沼二号橋	長沼川	一三・六〇	三・〇〇	〃　四二〃
五七	田浦二七号橋	入鹿別川	一七・六〇	六・〇〇	〃　五五〃	九一	臨港大橋	厚真川	二二・八・六〇	七・五〇	〃　六二〃
五八	新生橋	知決辺川	一五・七〇	七・五〇	〃　六二〃	九二	当田橋	東仁達幌川	一一・五〇	三・八〇	平成　元〃
六一	墓地橋	軽舞川	一〇・四〇	四・〇〇	〃　三七〃	九四	長沼橋	長沼川	二四・九〇	七・五〇	昭和六三〃
六二	豊丘新橋	野安部川	一二・六〇	五・〇〇	〃　五二〃						

第三節　河川

(一)　河川の現状

町内の河川は、中心部を縦貫する二級河川の「厚真川」と厚真・鵡川の町界を流れる「入鹿別川」に、準用河川「東厚真川」が太平洋に注ぎ、町域には二級・準用・普通河川六二本、総延長三二五・七七キロメートルがある。

昭和十一年～三十年代に北海道は河口から二〇キロメートルの区間を地方費河川改修事業として、治水事業が進められたが、豪雨時の被災は度々発生、更に昭和四十四年度まで中小河川改修、局部改良工事を進めて来た。しかし、流量が小さ

く建設省の安全度見直しや苫東開発の実施による流域の洪水防御は、住民多年の願望と相俟って、総合的治水対策である厚真川水系河川改修事業を次の流量配分図・表の基本により、上流の幌内地区に「厚幌ダム」を構築して超過流水量の調節を図る計画が進められつつある。

○　河川現況（総括）

河川区分	二級	準用	普通	計
河川数	五河川	八河川	四九河川	六二河川
延長	六六・五〇キロメートル	四六・六七キロメートル	二〇二・六〇キロメートル	三一五・七七キロメートル

（平成七年四月一日現在）

○　二級河川現況

河川番号	水系名	河川名	流路延長	流域面積	備考
一〇	厚真川	厚真川	四四・〇キロメートル	三八二・九平方キロメートル	指定　昭和九年一一月一日
一七〇	〃	ウクル川	四・九	二七・九	〃　平成五年四月三〇日
三一〇	〃	日高幌内川	五・七	二六・八	〃　昭和四〇年一二月三一日
一〇	入鹿別川	入鹿別川	八・七	五〇・九	〃　昭和三三年一〇月一日
四〇	〃	長沼川	三・二	一〇・六	〃　昭和三九年一二月二八日

（流量配分図）

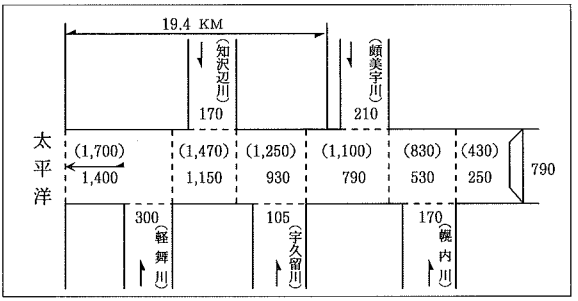

（基本計画諸元表）

流量	基本高水	1,700 ㎥/sec	計画高水流量	1,400 ㎥/sec		
流路	流域面積	366.9 ㎢	流路延長	57,20 ㎞	流路勾配	1/1,640 ～1/399
水理計画	超過確率	1/50	流量算定法	貯留関数法	計画2日雨量	234 mm/2day
河道計画	堤防天端幅	5.0 m	堤除余裕高	1.0 m	改修延長	19.4 km
	全体事業費	185 億円	着工年度	昭和49年度	関係市町村	厚真町

準用河川現況

河川番号	水系名	河川名	流路延長	流域面積	備考
二〇	厚真川	東厚真川	五・六二	一六・六	指定　昭和五八年一月八日
四〇	同　右	軽舞川	八・七	六七・一	〃　昭和五一年六月二六日
六〇	同　右	当麻内川	七・二	一九・二	〃　昭和五一年六月二六日
八〇	同　右	野安部川	五・七	一五・一	〃　昭和五一年六月二六日
一三〇	同　右	知決辺川	六・三	三一・三	〃　昭和五一年六月二六日
一四〇	同　右	近悦府川	二・一	一四・四	〃　昭和五一年六月二六日
一七〇	同　右	ウクル川	二・五五	一二・八	〃　平成五年四月三〇日
二二〇	同　右	頗美宇川	八・五	四〇・二	〃　昭和五二年六月二六日

普通河川現況（河川台帳に登載分）

河川番号	水系名	河川名	流路延長(km)	流域面積(km²)
一〇	厚真川	厚真川	八・三	二五・四
二二	同　右	共和川	一・九	一・五
二五	同　右	西浜厚真川	〇・二	〇・三
三〇	同　右	三宅沼川	五・六	五・九
四〇	同　右	軽舞川	三・三	三・六
五〇	同　右	鯉沼川	六・〇	五・四
六〇	同　右	当麻内川	三・〇	四・一

六五	厚真川	平井の沢川	五・五	四・九
六六	同　右	豊沢一の沢川	二・一	一・〇
七〇	同　右	豊沢川	三・五	三・五
八〇	同　右	野安部川	五・三	七・二
九〇	同　右	豊丘川	三・〇	二・一
一〇〇	同　右	軽舞二の沢川	二・〇	〇・七
一一〇	同　右	帝石の沢川	二・〇	〇・七
一二〇	同　右	軽舞一の沢川	二・〇	一・二
一三〇	同　右	知決辺川	七・一	六・九
一四〇	同　右	近悦府川	六・九	八・九
一四五	同　右	東仁達幌川	二・二	三・三
一五〇	同　右	本郷の沢川	三・五	二・六
一六〇	同　右	西仁達幌川	二・三	一・八
一六五	同　右	シナイ沢川	二・四	一・七
一七〇	同　右	ウクル川	三・八	五・七
一七五	同　右	サンケナイ川	三・七	二・二
一八〇	同　右	オバウス沢川	四・五	五・二
一九〇	同　右	石油沢川	三・五	三・六
二〇〇	同　右	ケイナイ沢川	二・五	一・六
二一〇	同　右	東和川	五・〇	五・〇

二二〇	厚真川	頗美宇川	四・八	八・二	
二三〇	同　右	ヤチセ沢川	四・〇	四・四	
二四〇	同　右	パンケ沢川	三・〇	五・二	
二四二	同　右	ポンパンケ沢川	二・五	一・五	
二五〇	同　右	ペンケ沢川	五・五	四・二	
二六〇	同　右	谷内の沢川	二・二	一・一	
二七〇	同　右	小路の沢川	二・五	一・六	
二八〇	同　右	ホップナイ沢川	二・三	一・六	
二九〇	同　右	メナの沢川	四・〇	三・九	
三〇〇	同　右	オコッコ沢川	五・〇	三・一	
三一〇	同　右	日高幌内川	二・三	三・二	

三二〇	厚真川	シュルク沢川	六・五	一二・九	
三三〇	同　右	マツカウス川	四・〇	二・七	
三四〇	同　右	鬼岸辺川	九・〇	一四・九	
三五〇	同　右	一里沢川	四・〇	二・三	
三六〇	同　右	ショロマ川	一一・二	二五・五	
三七〇	同　右	メルクンナイ沢川	六・五	九・八	
三八〇	同　右	ショウシウシ川	七・〇	一三・一	
一〇	入鹿別川	入鹿別川	六・九	一一・七	
四〇	同　右	長沼川	八・〇	一〇・六	
五〇	同　右	鹿沼沢川	二・五	一・五	

(二)　厚真川総合開発事業と厚幌ダム

厚真川は、その源を夕張岳南麓の丘陵地帯に発し南下、日高幌内・ウクル・チケッペ・ノヤスベ川を合流させ太平洋に注ぐ。流域面積三八二・九平方キロメートル、流路延長五二・三キロメートルの二級河川である。

第一次とも云うべき、地方費河川改修が昭和十一～三十年に施工（厚真村史四三七～四四六参照）、その後、上幌内に厚真ダム（農業用）や中小河川改修・局部改良工事により、治水安全度の向上を期して来たが、昭和四十五・四十八・五十・五十六年と台風等大雨は、度々河岸決壊・氾濫を繰り返し、近年でも平成二年・四年と被災、特に平成四年の台風一〇号温帯低気圧豪雨（別記）は、昭和五十六年を凌ぐ規模で各方面に被害を及ぼした。

地域住民からこれら災害に対し、抜本的治水対策による「災害のない町づくり」が強く望まれ、苫東・前浜の一層

の洪水防御上からも、北海道は昭和四十九年度以降、厚真川総合開発事業としての治水対策に着手した。

（河川改修全体計画の概要）

・改修区間…厚真川（浜厚真・河口）から常盤橋（東和）附近迄　一九・四キロメートル

・流量調節…幌内地域に厚幌ダムを建設
　・調節前流量…浜厚真基準点基本高水流量　一、七〇〇㎥／sec
　・〃後〃…〃　計画〃　一、四〇〇〃

・規　模…超過確率　五〇分の一（計画二日雨量　二三四㎜／2day）

・事　業　等…河川改修・厚幌ダム関連（別記）

※本厚真川の沿川は、耕地の高度利用・市街地周辺での住家密集で用地確保の困難から、河道拡幅による再改修が不可能から、ダムによる洪水調節とし、夏期の用水不足の不特定補給と勇払東部地区農業の施設・基盤整備・畑地かんがい・水道用水需要の利水を含む厚真川総合開発事業とし、厚幌ダムの早期実現が期待されている。

○　河川改修の経緯等

・昭和四十九年度着工以来、順次改修工事を進め、平成元年度に「厚真川河口切替工事」（別記）を完了

・平成六年度には、上厚真地区第九区頭首工施設が完成を見、現在河口から約六キロメートル地点（共栄馬場地先）迄の築堤・護岸・河道堀削を終え、上流計画区へ調査・着工へと進行している。

（厚真川河川敷地有効利用「多自然型川づくり構想」の可及的採択を要請）

従来の河川改修は治水・利水機能重視であるに対し、近年は環境機能（自然・親水・文教・景観）を加えた、バランスを保つ整備が施されるに鑑み、町は北海道管理者に各種ゾーンの実現を提起要請している。

①親水ゾーン（上厚真地区）…魚だまり・親水護岸・水辺テラス憩い施設・せせらぎ水路等整備

②スポーツゾーン（富野地区）…植生・魚巣護岸・高水敷地にスポーツ・ウルトラライトブレーン等整備

③釣りゾーン（豊川地区）…統合頭首工下に魚巣護岸・高水敷地に釣り場アプローチ散策路等整備

④イベントゾーン（厚真市街地区）…周辺立地を考慮（住宅、公園、町民広場）し、大橋間遊歩道橋、イベントサポート施設、川右岸親水、魚釣場等護岸、せせらぎ施設等整備

（「厚幌ダム」建設計画の概要）

胆振管内一の穀倉地帯として、厚真ダム建設を含む総合かんばい事業（昭和三十七～四十五年）が完成、厚真川本流の水田一、九〇九㌶（既存一、二六〇、新開田二三二、国営開拓パイロット四一七）用水の機能は、高い転作率に拘わらず、代掻短縮、深水管理の励行、支流水域、非潅漑期降雨量減等による不足、大雨による被害頻発、水道水の確保と「利水・治水対策」の必要性が高まり、本町百年の大計「災害のない町づくり」である、河川総合開発に「厚幌ダム」の建設が昭和五十二～六十年の道費による予備調査の実施が方向付けられた。

この実現のため、道開発予算への実施計画調査費の計上に、町・町議会は各般に亘る陳情、復活折衝で昭和六十一年度厚幌ダム建設の実施計画調査費三千万円が決まり一歩前進した。（町報あつま…昭和六十一年二月号「厚幌ダム建設計画」特集号）

実施計画調査は、昭和六十一～平成六年度に亘り進められたが、この間に地元厚真町の利水に関連する勇払東部地区国営かんぱい事業等、ダム地域地権者対策や水道計画と事業費負担の伴う取り組みに、受益者町民の合意形成に向けた協力体制づくりが続けられた。

厚幌ダムの規模

		（参考・厚真ダム）
形　式	重力式コンクリートダム	アースダム
堤　高	四七・九㍍	三八・二㍍
堤頂長	五五五㍍	二二二㍍
総貯水量	五三、二〇〇、〇〇〇㎥	一〇、〇八〇、〇〇〇㎥
有効〃	四八、九〇〇、〇〇〇㎥	九、五二三、〇〇〇㎥
湛水面積	三二四㌶	九三㌶

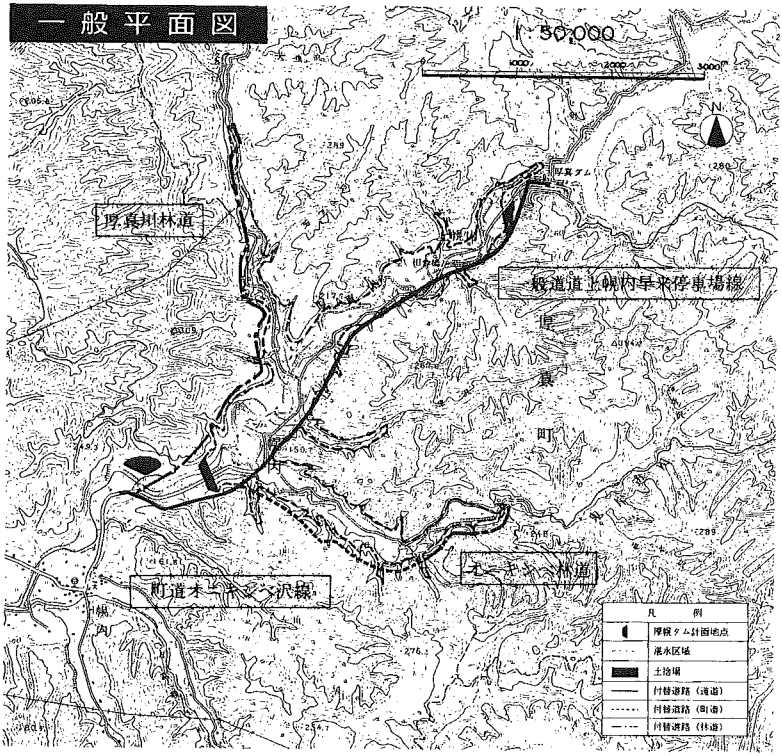

目的別容量…

イ、洪水調節容量…（八、四〇〇、〇〇〇㎥－一七・二％）ダム地点の計画高水流量毎秒八〇〇㎥／secのうち四六〇㎥／secの洪水調節を行い、厚真川沿川地域の水害を防除する。

ロ、不特定容量……（二七、二〇〇、〇〇〇㎥－五五・六％）厚真川沿川の既得用水の補給、流水の正常な機能の維持と増進を計る用水を確保する。

ハ、かんがい容量…（一三、〇〇〇、〇〇〇㎥－二六・六％）勇払東部地区国営かんがい事業を実施するための用水を確保する。

水田二、九八六㌶、畑三五七㌶に対し。

ニ、水道用水容量…（三〇〇、〇〇〇立方㍍－〇、六％）将来の水道用水の需要増大に対応するため、新たに一日当たり二、〇七四立方㍍の取水を可能にする。

平成二十八年度の給水推定人口六、五三〇人

○　平成四年六月十七日定例町議会「町長－行政報告」…厚幌ダムに関連する勇払東部地区国営かんがい排水事業の経過と現在の考え方について報告する。

第一　受益者負担の軽減……（町に善処を求めていた）

(1)　国営事業の幹線水路工事…地元負担は全額町が負担する。

(2)　（関連事業）道営幹線工事…地元負担（一五％）の二分の一（一二、五％）を町が負担する。

(3)　勇払東部地区かんがい排水事業…負担金の返還（事業完成後発生する時点）

道営による農業用水関係事業、幹線水路事業、軽舞小規模貯水ダム事業等受益者負担が農家負担過重を想定。この場合「町の一部負担調整」軽減に対する町の考え方明示し、本事業を推進するものである。

土地改良区理事会、関係団体との協議、各用水区、軽舞・豊丘・宇隆等で説明会時の主なる意見は、

(1)　今後の農業水源を「厚幌ダム」に求めて、重要事業につき推進してほしい。

(2)　各支流・上流へのポンプアップは、維持負担から国営幹線との連携で、自然取水につき工夫・開建と協調する。

(3)　現在、各管理区毎の事業・維持管理は、土地改良区一本化にすることが望ましく、町の適切指導助言をとの意見

尚、幌内地区（用水一区）は、ダム建設地点の地域事情から受益少なく、不安要素を十分配慮して、諸条件を幌内水没地区地権者等との話し合いを現在以上注ぐ。

第二　「上水道事業」を今回計画ダムに上乗せし、将来悔いなきようにする。

第三　「水基金条例」は、両事業の償還計画・財源確保に備えて、三月議会で制定す、現時点で町の長期財政予測から償還財源に充てる一般財源は、七千万円前後が限界、行政経費を圧迫しない様、一〇億円程の基金創設を為し、今後の水対策に対応するものである。

と「厚幌ダムの着工」に向け、基本方針につき議会の理解の上に関係機関・受益者等のコンセンサスを得るものであった。

○「厚幌ダム」建設計画の事業費（概算）

道単独調査費で着手した昭和五十二年度から、実施計画調査として昭和六十一年～平成六年の間、河川総合開発事業が進められ、平成七年度開発予算に厚幌ダム予算一億五千万円の計上が実現した。

項目	年度	調査・事業費	うち国費	うち道費	調査・事業の概要
		千円	千円	千円	
過経 予備調査	昭和五二～六〇	一六〇、二八〇	－	一六〇、二八〇	ダム建設の可能性調査 水文・地形・地質調査
過経 実施計画調査	〃六一～平成六	六八二、〇〇〇	三七五、一〇〇	三〇六、九〇〇	ダム建設の基礎資料収集・計画概要書作成 水文・地形・質・環境等調査・分析・設計条件確認
過経 （計）		（八四二、二八〇）	（三七五、一〇〇）	（四六七、一八〇）	
今後 建設事業	平成七	一五〇、〇〇〇	八二、五〇〇	六七、五〇〇	厚幌ダム建設採択
今後 建設事業	〃八～二〇	三二、八六八、〇〇〇	一八、〇七七、四〇〇	一四、七九〇、六〇〇	各種調査継続（補償物件含む） 基本計画書作成 実施計画・施工計画・着工・完成
今後 （計）		（三三、〇一八、〇〇〇）	（一八、一五九、九〇〇）	（一四、八五八、一〇〇）	
総事業費		三三、八六〇、二八〇	一八、五三五、〇〇〇	一五、三二五、二八〇	水道負担（二八四、〇〇〇千円…〇・八％） 負担区分…国費五五％　道費四五％

○ダム建設事業用地・物件補償・生活再建対応

町は「大規模開発対策室」を設け、厚幌ダム水没・地権者協議会や個別の意向調査・移転・代替地・職業・税等の相談に「厚幌ダム生活再建対策プロジェクトチーム（平成七年四月）」が当たり、同年六月開所「厚幌ダム建設事務所（新町）」にも相談窓口が開設された。

㈢　厚真川河口及び支流改修

ア　厚真川下流切り替え工事

・切替区間…ＪＲ日高線厚真川橋～苫小牧東港東水路（作業船溜東側港外）　延長七四〇㍍
・総事業費…約三七億円
・工　　期…（着工）昭和五十八年（完成）平成元年…暫定通水、平成二年…完成

この切替工事は、当初東港クーリング構想から北海道・室蘭開発建設部、苫小牧港管理組合による見直しと、町・漁協との合意を経て進められ、平成元年十一月十四日通水式を関係機関・工事関係者多数出席のもと、テープカットで新河道に切り替り、東港湾整備、苫東企業立地は勿論、常に水害発生を危惧し、河川総合開発としての厚真川改修工事の第一歩ともなるものである。

イ　知決辺川改修工事

昭和六十二年八月の豪雨災害による、知決辺川・近悦府川の復旧には、従来通りの被災箇所の復旧では大雨の都度の繰り返しが予想され、当町初の災害関連事業の導入と町の河川改修計画を以て施工した。

知決辺川は幌里～本郷～厚真川への一三・四㌔㍍に、桜丘～朝日の近悦府川九㌔㍍（東仁達幌川二・五㌔㍍）が合流しており、流域水田地帯に多くの災害をもたらし、昭和五十年台風五・六号災害を機に「知決辺川・近悦府川改修工事促進協議会」が発足し、改修実現に向けた努力が重ねられて来た。

・工事区間…知決辺川～（厚真川合流点）～近悦府川合流点迄…一㌔㍍
　近悦府川～（知決川合流点）～町道桜丘幌里線迄…二㌔㍍　三、六四〇㍍
　東仁達幌川～（近悦府川合流点）～当田地先迄…六四〇㍍
・総事業費…一〇億一四八万九千円（災害費　五億四千八五三万六千円、関連費四億五千一九五万三千円）
・工　期　費…昭和六十二～平成元年度、計画洪水流量一〇九立方㍍／sec（二年確率）

ウ　野安部川改修工事

平成二年四月二十二～三日低気圧の通過での大雨は、厚真中央観測地点で一〇四㍉（最大時間雨量一一㍉）でみるみると増水は各地で河川氾濫を生じ、春先で農業被害は少なかったが公共土木施設に七、八億円の被害を蒙り、町は災害関連による野安部川改修工事を計画した。

野安部川は豊丘より軽舞に注ぐ流路延長一一㌔㍍・流域面積一五・一平方㌔㍍の準用河川で水田一四〇㌶厚真水田発祥の地で、下流厚真川合流点までのうち三・二六㌔㍍が国営総合かん排事業で改修されているが、度重なる豪雨被害と厚真川改修の進捗からも野安部川改修工事期成会が発足し、その必要性の再認識と準備がなされた。

（工事の概要）

工事区間…起点（軽舞川合流点）から三浦地先までの四、一四〇㍍

計画概要…河積狭く急な河床勾配で河状不良、ぜい弱な残存施設等の被災から、屈曲是正、床止工で勾配緩和、計画洪水流量を五六㎥／secとした。

実施全体額…一二億七、七四〇万円　災害費　五億八千六一〇万円　関連費　五億七千四八〇万円　単独費　一億一千六五〇万円

工　期…平成二年～四年度

エ　ウクル川局部改良工事

ウクル川は流域面積二七・九平方㌔㍍・流路延長一一・三㌔㍍の河川である。

昭和五十一～五十六年にかけて堀田橋下流の〇・五㌔㍍を局部改良工事を行っているが、平成四年の台風による大災害を蒙り、地元から更なる改修の要望があったことから、平成五年度に堀田橋から妙見橋までの区間において、局部改良工事の着手が認められた。（事業主体・北海道）

（全体計画及び改修経緯）

改修区間～堀田橋から妙見橋までの一・九㌔㍍

流　量～厚真川合流点計画高水流量一〇〇立方㍍／sec（将来一五〇立方㍍／sec）

規　模～超過確率1／3（将来1／10）

平成五年度～用地調査・平成六年度～堀田橋から森田橋間の築堤工及び河道掘削工

平成七年度（計画）～主に河川改良に支障となる「森田橋架換工事」・旧橋撤去・掘削・築堤植生工

なお、二級河川の指定区間の見直し変更があり、厚真川合流点へ従来上流端が道道妙見橋迄の二・四五キロメートルが、オバウス沢川の合流点迄の四・九キロメートルに延長変更となった。

オ　その他河川災害復旧工事

○オバウス沢川砂防工事（事業主体～北海道）

オバウス沢川は、姥牛山を水源として流域面積五・二平方キロメートル、流路延長四・五キロメートルを有する渓流でウクル川へ合流している。本渓流には、山腹崩壊・縦横侵食による土砂がウクル川合流点附近まで堆積している。

この不安定土砂の放置は、融雪出水や集中豪雨等の連続出水時に流出し、耕作地や民家に多大被害を及ぼす懸念から、砂防ダム・流路工も施工し、流出土砂をコントロールにより被害を未然に防止せんとする。

（施工経緯）

砂防ダムは、平成四年度に着工し平成六年度に完成した。

（堤高七・五メートル、堤長一〇〇・五メートル、総事業費二億七千一〇〇万円）

平成七年度は、砂防ダムの完成に伴い、流路工の着工が新規採択となり、初年度は用地調査・地質調査・流路工設計が行われる。この流路工は砂防ダムからウクル川合流点までの二・三キロメートルを整備するものである。

○　日高幌内川砂防工事（事業主体～北海道）

日高幌内川は、厚真町市街地の上流東方約一五キロの丘陵地帯にその源を発する。流域面積は二六・八平方キロメートル、流路延長八・〇キロメートルを有する渓流で厚真川へ合流している。

本渓流の地質は、大部分が泥岩層で構成され風化によって細粒化した土砂が河道内に多く堆積し、度々土砂流出、氾濫を引

き起こし、特に昭和五十六年、平成四年の台風では下流地帯に甚大な被害を与えている。

以上の状況から治山事業も古くから着手され、昭和三十七年から治水ダム三四基が建設されたものの今だ低い整備率となっている。このことから砂防ダムを築造し、土砂の流出を抑制し、下流地帯の被害を未然に防止し、民生の安定を図るもので、砂防ダム完成後は下流の流路工に着手する予定である。

（施工経緯）

平成四年八月の台風一〇号による日高幌内川の被災は一六カ所に及び、決壊部は護岸を施し河岸の安定を図る。砂防ダムについては、平成七年度に用地・地質調査、砂防ダム設計・付替道路調査設計用地買収を行う。砂防ダムの規模は、堤高七・〇㍍、堤長一三五㍍のコンクリートダムである。

㈣　道路・河川愛護組合

本町内各自治会単位の自主的な地域での道路・河川の愛護活動を通し、愛郷心の高揚を期して、昭和二十五年四月以来受け継がれて来たもので、道路の簡易整備、草刈り、空きカン清掃又、河川では巡視、災害時の応急措置及び樋門の管理、連絡体制に対する積極的活動の迅速な対応が図られている。

これらの活動目的での「道路・河川愛護組合」の自主的活動支援のため、昭和四十八年以来補助金が交付されている。平成七年度では「道路愛護組合…二五組織、河川愛護組合…二三組織に各百万円」、計二百万円の補助金となっている。

○（二級河川・町河川）樋門・樋管の管理受委託状況（平成七年度）

区分	受委託箇所	受委託料（事務費）
（二級河川）樋門・樋管の管理	（厚真川）五三（ウクル川）三（入鹿別川）一三	一、六一七千円（四四八千円）
（町管理河川）〃	新町・本郷・共和・鯉沼	一二〇〃
計	（七三箇所）	一、七三七〃（四四八〃）

第二章　上下水道・公園

第一節　上水道

厚真町域に給水されている簡易水道については、（厚真町史九一七～九二四ページ参照）井戸水利用時代から昭和二十四年を契機として水道施設の早期実現が民生安定に必要として、厚真市街地に昭和二十六年十一月、上厚真市街地に昭和四十二年十月より給水が開始された。

六〇年以降の給水施設の整備、給水区域の状況は、次のとおりである。

(一)　厚真町の簡易水道給水区域（平成八年現況）

	水利権	計画日最大給水量	給水人口 計画	給水人口 現況	計画日一人最大給水量	給水区域
厚真地区	3,124㎥	2,920㎥	4,440人	2,365人	658ℓ	幌内、富里、高丘、吉野、幌里、新町、本郷、朝日、桜丘、東和、宇隆、美里、上野、豊沢の各一部 本町、京町、表町、錦町の各全域
上厚真地区	1,734.5	1,540	2,200	1,615	700	豊川、上野、共栄、富野、共和、上厚真、厚和、鯉沼、軽舞、豊丘、鹿沼の各一部 浜厚真、清住の各全域
計	4,858.5	4,460	6,640	3,980	1,358	

△現給水区域ながら本管を布設していないところ。

（厚幌ダム完成後布設）

幌内・富里・高丘・吉野・幌里・本郷・桜丘・東和・宇隆・美里・豊沢の各一部

△厚真地区は企業誘致・住宅地分譲が進めば、水利権上給水区域を広げるのは無理であり、厚幌ダムの早期完成が必要で待たれる。

（厚幌ダム建設に水道用水供給計画）

平成二十八年度給水人口予測から、厚真地区（日量）二、〇七四立方㍍を厚真町字富里地点で取水可能ならしめる。過去三十年間の補給計算、渇水年補給から利水容量に水道用水三〇〇、〇〇〇立方㍍を確保

△上厚真地区は、水利権に余裕がある。

㈡　拡張工事による給水

厚真地区…〇第二期拡張事業（昭和六十二年四月認可）

給水区域の拡張…新町・美里・豊沢・宇隆・朝日・桜丘・本郷の各一部、錦町の全域

〇第三期拡張事業（平成七年七月認可）厚幌ダム完成後に実施予定

給水区域の拡張…幌内・富里・高丘・吉野・幌里・本郷・桜丘・東和・宇隆・美里・豊沢の各一部

給水量の増加…（一日最大給水量二、九二〇立方㍍に増加…現在一、〇〇〇立方㍍）

新規に必要な水源を厚幌ダムに求める。

上厚真地区…〇第三期拡張事業（昭和六十一年三月認可）

給水区域の拡張…鯉沼・軽舞・豊丘・鹿沼・厚和・浜厚真・清住の各一部

〇第三期拡張事業の一部変更（昭和六十二年四月認可）

給水区域の拡張…上厚真・共和・厚和の各一部

〇第四期拡張事業（平成六年六月認可）

給水区域の拡張…鯉沼・軽舞・豊丘・鹿沼の各一部、給水量の増加…（一日最大給水量一、五四〇立方㍍に増加）

（拡張工事）…昭和六十二年～平成七年に亘る拡張工事は、延長約三四㌔㍍・事業費　約三億五千万円を以て施工された。

地区	拡張工事区分	配水管布設工事 施工年度	工事地域	延長(M)
厚真	第二期拡張事業	昭六二	朝日山手地区（本郷・朝日・桜丘拡張）	二、〇四五
		平元	豊沢地区－新町拡張（北電～町道学園通）	一、二六
		〃	〃－拡張（新町～豊沢工業団地）	二、九七〇
		平三	本郷地区（本郷滝ヶ平～クボタ地先）	三五四
		〃	豊沢工業団地（ルーラル～工業団地）	一、〇七三
		〃	豊沢地区－一工区（工業団地～大垣地先）	五一九
		〃	〃－二工区（　〃　）	一、七七九
		平五	〃－拡張（山川光～加川地先）	九五六
		平六	宇隆地区（尾谷～高橋重、石橋地先）	一、四九八
	第三期拡張事業	平七～二〇	厚幌ダム建設後に施工（完成迄毎年ダム建設費負担）	
上厚真	第三期拡張事業	昭六一	鯉沼・軽舞地区－軽舞（浄水場～軽舞局）、（一本島～片山）鯉沼（菅原～山道）	七、五四四
		昭六二	苫東A地区－第一工区	二、一五八
		〃	〃－第二工区	一、四七七
		平元	豊丘・軽舞地区（軽舞局～豊丘（公民館）	一、一五四
		平三	軽舞山岸線（一本島～大橋・大浦）	一、三六二
		平四	豊丘地区－（正楽寺～種部・今野昭）	二、〇八八
	第四期拡張事業	平六	軽舞上地区－軽舞（軽舞局～上杉）－豊丘（小谷～豊丘公民館）	三、〇五八
		平七	鯉沼地区－一工区（菅原～鯉沼生活館）	二、一〇五
		〃	〃－二工区（同生活館～田代・長橋）	二、一一四

この外、（上厚真）豊丘地区・水道施設（含む増圧ポンプ場）－公民館～立石分…豊丘利用組合より財産譲渡（平六・四）

(三)　水道料金

本町の水道料金（基本料金・超過料金）は、創設（厚真　昭和二十六年・上厚真　昭和四十二年）以来、昭和五十一年に料金一本化し、近年では、第六回改正（昭和六十年…基本料金…八立方㍍一、八〇〇円、超過料金…一立方㍍増二〇〇円）、第七回改正（昭和六十三年・現行料金に消費税（三％）転嫁）、第八回改正（平成九年・現行料金に消

費税（五％）転嫁）に止め、町民への安定給水に努めている。（別記「厚真町簡易水道会計」参照）

第二節　下水道

㈠　厚真町公共下水道事業基本計画

本町の下水道施設については、厚真町史（九二四～六六六参照）に記述の如く、新町地区の住宅団地に厚真町土地開発公社により、北電社宅を主体に宅地造成を施行した際の「厚真町簡易下水道（昭和五十四年北海道宅地第九条第九十八号認可…厚真町新町区画整理事業の区域…一七・二㌶・計画人口六五〇人）」の雨水と汚水の分流式下水道として、昭和五十五年四月一日供用開始され、現在八〇戸の処理を町管理で運営している。

その他の地区は、合併処理浄化槽で進めているところであるが、地域し尿処理施設整備事業を市街地にもとの要望から計画するも、道路改良工事との競合で延期されて来た。

平成五年八月地方拠点都市地域の指定と建設省の指導、将来の「まちづくり」（厚真町新総合計画…下水道・排水処理）を考え、厚真地区約五〇〇㌶・上厚真地区約一〇〇㌶の市街化区域内での下水道事業が導入できるかどうかを平成八年度に調査委託し、実施計画においては、厚真地区を対象として公共下水道事業基本計画の策定業務を委託した。

事　業　名…公共下水道事業
事業の目的…下水道をもって公共用水域の保全並びに町民生活の向上を目的とする。
業　務　名…厚真町公共下水道基本計画策定委託業務
計画区域…京町・表町・錦町・本町・新町・本郷・朝日・豊沢の市街化区域
計画面積…四九〇㌶

第11節　都市公園

(1)　公園施設整備概況

平成７年度末公園調書

	種別・公園名	都市計画決定年月日	供用開始年月日	左記面積(㎡)	地番	主要施設	摘要
住区基幹公園	街区 本郷公園	S50. 4. 1	S57. 3.27	1,377	本郷283-1の一部	緑地　金属及び木製遊具　砂場　セラミックブロック便所 水飲台　築山　パーゴラ他	
	街区 上厚真児童公園		S57. 3.27	9,583	上厚真72-5ほか	緑地	
	近隣 京町公園	S50. 2.17	S53. 4. 1	11,729	京町151ほか	緑地　噴水　木製及びコンクリート製遊具　築山　砂場 ＲＣ便所　水飲台　藤棚　パーゴラ　広場　園路他	
	近隣 上厚真近隣公園		S57. 3.27	13,930	上厚真18-1の一部	緑地　野球場　テニスコート　セラミックブロック便所　園路 築山他	
	地区 新町公園		S57.3 .27 S58. 6.23	23,808 55,057	新町127-4ほか	スケートリンク　池　バーベキューテント及び炉　展望台 木製遊具　炊事場　パーゴラ　木造便所他	
都市基幹公園	総合 開基百年記念公園		H 1. 2.20 H 3.11. 8	182,300 242,039	豊沢536-2ほか	緑地　散策路　築山　池　水車小屋　屯田兵屋　装蹄所 製材所　炭焼小屋　簡易便所　八つ橋（木造）　四阿他	
	運動 かしわ公園	S51.12.21	S57. 3.27 S63. 2.29	42,726 167,601	本郷234-1ほか	緑地　野球場　テニスコート　駐車場　ＲＣ便所　木製遊具 四阿　水飲台　散策路他 スポーツセンター（建築面積2,104㎡　延床面積2,282㎡　アリーナ面積1,250㎡） あつまスタードーム（建築面積3,786㎡　延床面積3,227㎡　アリーナ面積2,341㎡　柔道場207㎡　剣道場208㎡　弓道場288㎡外）	アリーナ面積2,341㎡の中に武道場は含めない。

梅景公園	風致 大沼フィッシングパーク		S60. 9.10	55,500	キャンプサイト　管理棟　木造便所　炊事場他	
	墓園 厚真中央霊園	S52. 9. 3	S57. 3.27 S63. 3.10 H 7. 7.21	19,140 28,065	宇隆356-2ほか	納骨堂　四阿　簡易便所　園路　駐車場　水汲場他	供用面積は墓域面積を除く 平成7年墓域の拡大 37,635－9,570＝28,065㎡
緑地等	都市緑地 環境衛生公園		S60. 8.23	1,500	浜厚真77の一部	RC便所　給水施設他	
	都市緑地 浜厚真野原公園		H 3.10. 9	112,807	浜厚真301-1ほか	緑地　散策路　管理棟兼売店　公衆トイレ　駐車場他	
合　計　11ヶ所				699,188			

第三章　交　通

第一節　ＪＲ日高本線

昭和六十二年四月一日日本国有鉄道は、民営化となり北海道内における旅客部門は、北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）に、本町域を通過する唯一の鉄道である本線もＪＲ日高本線と呼称される日高路の様似町まで一六一・二キロメートルを運転区間として、一日苫小牧方面へ八本、鵡川方面へは一一本が運行されている。浜厚真駅の最盛期には一万トン以上の貨物、六万人を超える乗客の利用があったが、近年は、地域の人口減少と自家用自動車の激増、さらに路線バス利用が大きな要因となって、乗客数は一日平均一〇〇人程度の利用となっている。

駅管理にあっては、再三の鉄道経営合理化により現在無人駅となった。

九年三月現在の浜厚真駅時刻表　浜厚真発苫小牧行　早朝六時三十七分、最終一九時三十五分　浜厚真発鵡川行　早朝六時十分、最終二十一時三十六分

第二節　あつまバス

従来の早来運輸株式会社は、平成三年四月一日あつまバス株式会社と社名を変更した。現行のバス路線は厚真バス待合所から、上厚真経由苫小牧駅、早来経由苫小牧駅（二路線）千歳空港経由千歳駅、早来経由追分駅、鵡川駅、幌内、浜厚真のほか湯トピア号と九路線で営業している。（湯トピア号は、平成八年十二月から運行）このように、バス路線は町域の主要幹線道路において住民の交通手段の確保のため縦横に運行されているが、地域人口の過疎化と自家用自動車の普及により乗車人員が減少し、一部の路線の維持確保が困難になってきている。

全路線に対する乗客数は、昭和六十一年度　二三一千人、平成元年度　二一七千人、同四年度　二一四千人、同七年度　二〇九千人と減少傾向に歯止めがかからない状態が続いている。

バス路線が地域住民にとって必要不可欠な交通手段であり乗車人員の減少により、その維持確保が困難な路線に対し、国・北海道・厚真町は地方バス路線確保を図るため「地方バス路線維持費補助金」を交付している。

厚真町からの地方バス路線維持費補助金

区分＼年度	昭和六十一年度		平成元年度		平成四年度		平成七年度	
	町補助金	該当バス路線名	町補助金	該当バス路線名	町補助金	該当バス路線名	町補助金	該当バス路線名
	千円		千円		千円		千円	
第二種生活路線	二、二三一	苫小牧線（勇払経由） 苫小牧線（早来経由）	九、〇二八	苫小牧線（勇払経由） 苫小牧線（早来経由） 鵡川線	六、七五〇	苫小牧線（勇払経由） 苫小牧線（早来経由） 苫小牧線（日軽金経由） 追分線 鵡川線	八、〇八九	苫小牧線（勇払経由） 苫小牧線（早来経由） 苫小牧線（日軽金経由） 鵡川線

注　年度は、昭和六十一・平成元・同四・同七年度のみを記載し、他の年度は省略する。

第三節　厚真町に乗り入れているバス路線

苫小牧市営バス：上厚真市街地を終点とし苫小牧駅を起点として、一日三往復の市営バスが運行されていたが、道南バスの上厚真乗り入れと、経営の合理化により平成六年三月三十一日、地域住民に惜まれながら廃止となっている。

道南バス株式会社バス：平成元年四月一日地域住民の要望により、道南バスが上厚真に乗り入れられる。このバスは、浦河～苫小牧～千歳空港間を運行する「特急うらかわ号」の一便が、上厚真停留所発九時十四分、苫小牧経由千歳空港に向う便、復路は千歳空港十五時五十分で上厚真停留所に十七時一分に到着する。この運行により上厚真地域住民の利便が向上している。

穂別町の委託バス：昭和六十一年十一月一日穂別町の熱心な運動により、道南バスに委託、運行されている路線は、穂別町～厚真町～早来町経由千歳空港行で、厚真・早来では停車しないノンストップが条件で認可された。平成四年八月一日から新町、胆振東森林組合前に道南バス停留所が新設された。このバス停での乗降利用は、厚真と穂別間に限られ厚真から新千歳空港、同空港から厚真への利用はできない。乗降車時間は森林組合発十九時十二分、森林組合着八時四十一分の一往復となっている。

第四節　自動車の普及状況

厚真町内の自動車保有台数は、地理的条件と産業活動上の必要性から着実に増加を見、平成八年三月末現在には五、二六一台とほぼ人口数に匹敵する台数となっている。自動車増加は、軽自動車において顕著であり六十年度末二九六台に対し、平成七年度末は九五八台と三倍を越える状況になっている。（六十年度以前厚真町史六〇二㌻参照）

厚真町の自動車保有台数

昭和63年度	年度 車種別	用途別
294	普通車	貨物用
884	小型車	貨物用
7	被けん引車	貨物用
23	普通車	乗合用
14	小型車	乗合用
24	普通車	乗用
2,047	小型車	乗用
52	特種車	特種(殊)用途
405	大型特殊車	特種(殊)用途
25	小型二輪車	
489	貨物車四輪	軽自動車
31	乗用車	軽自動車
—	特殊用途車	軽自動車
81	届出車 二輪車	軽自動車
4,376	総車数	

〃 8 〃	〃 6 〃	平成 3 年度
355	349	336
776	812	865
7	7	6
29	28	28
13	13	15
382	290	74
1,965	2,018	2,112
64	64	50
583	556	468
39	40	34
798	773	642
160	133	74
1	1	1
89	89	84
5,261	5,173	4,789

第四章　通　信

第一節　郵便局

郵便局は郵便物の取扱い、貯金、簡易保険業務に国民の信頼を受け、生活に切り離せない幅広い内容を担い、地方の町村住民に親しまれた機関であったが、一戸一台の電話の普及、企業の小荷物宅配参入など外的要因が強まっている。（昭和六十年以前の記録は厚真町史六〇六ページ参照）

厚真郵便局　鈴木裕昭局長以下　一二人の職員（外に郵便委託業務員二人）が勤務し、集配業務を扱う特定局である。七代局長　斉藤晴夫、八代局長　鈴木裕昭（現在）

上厚真郵便局　阿蘇孝司局長以下　九人の職員（外に郵便委託業務員一人）が勤務し、集配業務を扱う特定局である。

軽舞郵便局は、若松尚之局長以下　一人の職員が勤務する無集配の特定局となっている。

このほか簡易郵便局として、幌内簡易局と浜厚真簡易局がありそれぞれの地域において郵政省から郵便業務の委託を受けて、地元住民の利便をはかっている。

ふるさと小包…

（厚真郵便局が開発した商品）・あづまジンギスカン　周年取扱（胆振特産品　北の収穫のパンフレットに掲載）・アスパラ　毎年五月から六月中旬　・メロン　毎年七月から八月　・秋の味覚三点セット（ピーターコーン、ジャガイモ、カボチャ）　毎年八月中旬から九月　・ハスカップゼリー　周年　・ハスカップ果実　毎年七月から七月下旬、このほか昭和六十三年頃　ドングリの詰め合わせ、サクラとネコヤナギ・ハスカップの詰め合わせ、お月見セット（厚真産ゆきひかりの米粉、もち米の粉、あん用小豆、ススキの穂、カシワの葉、ササの葉の組み合せ）　平成元年には有精卵を使った郵卵パックも発売していた。

第二節　防災行政無線

有線放送電話施設（昭和三十二年設置）は長い年月を経ているため、老朽化が進み内外施設の保守更新などを要することもあり施設替も検討する時期に入っていた。防災行政無線は、緊急災害時における情報の提供を主務としているが、緊急時以外は一般行政事務のほか、農業技術に関する情報の提供など多様な利用、また、自治会内・グループに限定した放送も可能など地域での情報連絡手段としても幅広く活用できる施設である。

防災行政無線　平成五年二月一日郵政省の無線局免許状の交付を受け、全世帯に子局（一、九〇〇台）を設置して開局する。

システムとしては、ラジオやテレビの放送局と似ているが、町内の機関や住民に対して放送するもので地域的なメディアであること、特定の団体の情報メディアであることであり、不特定多数の情報を不特定多数の人に放送するラジオ・テレビなどのようにマスコミ型のメディアでないのが特徴である。役場内に親局を設置し全戸一斉放送、遠隔制御局（副局）として胆振東部消防組合厚真支署と厚真町農業協同組合に設置、各自治会・農業実行組合内放送用として地区遠隔制御装置（メールボックス）が自治会内（主に自治会長宅）に設置されている。これらの各施設局からそれぞれの情報が各戸に伝達される。また、自治会内にファクシミリ受信装置が併置され本局から無線でファクシミリを送信することができる。

移動局として遠隔制御装置を役場内総務課、土木課、総合福祉センターに配置し、さらに車載型無線機公用車二五台、浄水場二台と携帯型無線機一〇機を常備し、災害時等の連絡手段の確保をはかる。また、電波の伝わりが弱い地域の解消をはかるため上厚真地区に中継局を設置する。

この放送時間割は次のようになっている。

朝　六時から七時三十分自治会のお知らせに始まり、昼十二時メロディーチャイム（曲　牧場の朝）十二時二十分から十二時四十五分と夕方十九時メロディーチャイム（曲　めだかの学校）十九時から十九時二十五分役場・消防・農協のお知らせ、夜　十九時三十分から二十時三十分自治会のお知らせ時間帯で終る。

施設費は、放送施設と戸別（子局）受信機（一、九〇〇台）　一三五、九六〇千円　設計管理費　四、二〇八千円の計　一四〇、一六八千円、移動局関係の基地局・中継局・移動局・遠隔制御装置　二八、〇一六千円　設計管理費　八五〇千円の計　二八、八六六千円、防災無線管理棟　一棟　軽量鉄骨造平屋建　七二・一一平方㍍　一〇、三五〇千円　合計　一七九、三八四千円　この財源内訳は、国庫消防防災整備費補助金　三一、〇〇〇千円、石油貯蔵施設立地対策等交付金　二七、一二二千

円、一般単独事業地方債　一〇〇、二〇〇千円、一般財源　二一、〇六二千円

この施設に要する負担はないが、全世帯に設置してある受信機（子局）の電気代約一、二〇〇円と停電時用の乾電池（単二電池四本）約五〇〇円が年間負担となっている。

第七編　治安・消防・防災・交通安全

第一章　治　安

第一節　苫小牧警察署駐在所

(一)　厚真駐在所

警察官告示名称の改正により警察官派出所が、昭和四十四年四月一日警察官駐在所と改称されている。平成七年四月一日厚真駐在所と改称所長制度となり、所長として警部補が着任した。

昭和六十年以降の駐在警察官は次のとおりである。(同年以前は厚真町史八五六㌻参照)

所　長(警部補)

梅崎　勇　平成七年四月一日～九年三月三十一日　森谷　幸雄　平成九年四月一日～現　在

巡査部長

森木　義雄　昭和五十九年八月一日～平成元年三月三十一日　山本　昭　平成元年四月一日～四年三月三十一日

押野見祐司　平成四年四月一日～七年三月三十一日

巡査長

桜井　賢治　昭和五十九年八月一日～六十三年九月三十一日　上田　敏也　昭和六十三年十月一日～平成二年三月三十一日　小泉　敏則　平成二年四月一日～六年三月三十一日　山田　剛　平成六年四月一日～現　在

(二)　上厚真駐在所

厚真駐在所から約一二㌔離れた南部地区、上厚真に駐在所が設置されている。駐在所は建物が老朽化したため同所に、平成五年二月五日木造平屋建　八二・〇〇平方メートルの住宅付庁舎を建築している。

昭和六十年以降の駐在警察官は次のとおりである。

巡査部長

鈴木　章生　昭和五十八年五月十日～六十一年九月三十日　来島　時治　昭和六十三年十月一日～平成四年八月三十一日　武田　幸雄　平成四年九月一日～六年三月三十一日　服部　聖璽　平成六年四月一日～九年十二月十日

佐藤　洋武　平成九年十二月十七日～現在

(三)　厚真・上厚真警察官駐在所連絡協議会等

住民の意見を聞き住民の安全を擁護し、平穏な地域社会の実現を目指すため、苫小牧警察署警察官駐在所連絡協議会が設置されている。協議会委員は、厚真駐在所一一人、上厚真駐在所八人の一九人、このほか警察署より少年補導員六人、地域安全活動推進員三人が委嘱され、それぞれの立場で住民の安全に協力している。

第二節　防犯活動の推進

(一)　厚真町防犯協会

戦後、警察制度の改革もあり、厚真町には地域安全生活推進委員・各地区に自警団・少年補導員が設置され、青少年健全育成委員会・駐在所連絡協議会もそれぞれの立場で町内の防犯活動に努力している。しかし、依然として侵入盗や少年の非行が横行するほか、祭典などで暴力団と地元関係者との諍いがあることから、これまでの防犯関係団体

が独自に行ってきた活動の連携をより一層密にするため、六十三年九月二十七日厚真町防犯協会が設立された。

防犯の町宣言　六十三年九月二十八日町議会第三回定例会に「防犯の町　宣言文」を諮問、可と決定された。

「防犯の町」宣言

一　青少年の健全な育成と犯罪を未然に防止して、安心して暮らせる町づくりのため、地域防犯活動を推進する。

二　社会の敵である暴力団の横行を許さないため、暴力の追放に努める。

三　地域の平和と秩序を守るため、暴力や犯罪の温床となる集団の排除に努める。

本町は、このため関係機関、団体と連携し、防犯を強力に推進することを誓いここに「防犯の町」を宣言する。

昭和六十三年九月二十八日

厚真町長　谷　内　信　雄

平成八年度防犯協会事業計画は、「防犯組織の育成と活動の促進」「侵入盗・乗物盗の防止」「少年非行の防止」「薬物乱用事犯の防止」「暴力犯罪の排除活動」を重点に推進する。協会の会員は、各自治会全戸が会員となり八年度一、八二九戸（八年三月十二日現在）である。

六十三年九月以降の会長　小納谷力蔵　木戸俊勝（現在）

刑法犯発生状況

本町では窃盗犯が主であった。手口別発生状況は次のとおりである。

年度	侵入窃盗								非侵入窃盗								合計
平成六年	空巣狙	忍込み	居空き	金庫破	事務所荒	出店荒	その他	計	自動車	オートバイ	自転車	部品盗	車上狙	自販機荒	万引き	置引き	その他	計	
五					六	一		一二	一	一		二	五	七			五	二一	三三

〃七〃	一三	一	一	一	一	五	一九	四	一	一	一	七	一〇	一	一	五	二八	四七
〃八〃	二	二	一	一	二	一	一	五	一	一	三	四	三	一	一	八	二三	三〇

（各年十二月末現在　苫小牧地方防犯協会調）

(二)　自警団連合会

一四自治会に自主的に自警団が組織されている。さらに自警団が持つ機能を上げて、住民の安全と財産を守り、地域の防災・防犯及び交通安全等の活動を広域的、総合的に推進するため連合会組織が昭和五十八年十二月十八日設立された。

平成八年度事業目標は、効果的な防犯活動の推進、防火思想の高揚、交通安全運動への参加、住民相互の連帯感の醸成、自警団員の親睦及び弔慰となっている。

自警団連合会一〇周年記念式典　平成四年十二月四日総合福祉センターにおいて来賓、会員多数が出席し、盛会にそして連合会組織としての活躍、自警団の努力に感謝と期待が寄せられていた。

歴代連合会長　初代　青木秀夫（幌内）　二代　石橋啓市郎（東和）　三代　山口清光（富里）　四代　嶺野　進（豊沢）
五代　小納谷　守（幌内）　六代　梅藤正晴（浜厚真　現在）

連合会加盟自警団　幌内・富里・高丘・東和・宇隆・豊沢・上野・豊川・富野・共和団地・浜厚真・軽舞・豊丘・鹿沼の一四自警団

第三節　法務関係

(一)　人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき町長は議会の意見を聞いて、人権擁護委員を推薦する。委員は法務大臣が委嘱、任期は三年である。

委員は苫小牧人権擁護委員協議会に所属、職務は「自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。」「民間における人権擁護運動の助長に努めること。」「人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。」「貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。」「その他人権の擁護に努めること。」(法第十一条)のほか、委員として必要な研修に努めている。

現人権擁護委員は、次の者に委嘱されている。

平成二年七月一日から現在　飛谷　富夫（本町）　平成三年四月十五日から現在　荻野　厳（豊沢）

(二)　保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを使命としている。(保護司法第一条)。保護司は法務省保護観察所の長が推薦した者の中から、保護司選考会の意見を聞いて法務大臣が委嘱する。保護司は苫小牧地区保護司会に所属する。任期は二年となっている。

法務大臣から委嘱された保護司は次のとおりである。(昭和六十年以降の保護司)

保護司	委嘱期間	保護司	委嘱期間	保護司	委嘱期間
前谷栄潤	昭和二十三・七・五～平二・五・二十四	澤山正行	昭和五十七・八・一～平八・五・三十一	内山　勇	昭和五十八・九・一～平成九・五・三十一
中田清己	昭和四十四・九・十七～六十二・八・三十一	松田和夫	昭和五十八・三・三十一～　現在	黒澤壽紀	平成八・六・一～　現在
				穴田　健	平成九・六・一～九・十一・三十

(三)　札幌法務局厚真出張所の廃庁

大正十年七月一日室蘭区裁判所苫小牧出張所の所轄の一部を分離して厚真出張所が新設されて以来、六六年余存置され厚眞町・早来町・追分町の会社・法人登記、不動産登記に便宜がはかられていた。札幌法務局厚真出張所が法務局の小規模で分散している組織機構の見直し、行政改革により昭和六十二年三月二十三日出張所を統合、廃庁された。廃庁時の所長は一九代、吉田正和であった。(厚真町史八五九ページ参照)

第二章　消　防

第一節　胆振東部消防組合

昭和四十六年七月一日胆振東部消防組合が隣接する早来町・追分町・厚真町・鵡川町及び穂別町の五町で組織された。(厚真町史八六一ページ

胆振東部消防組合機構図　(平成8年7月1日現在)

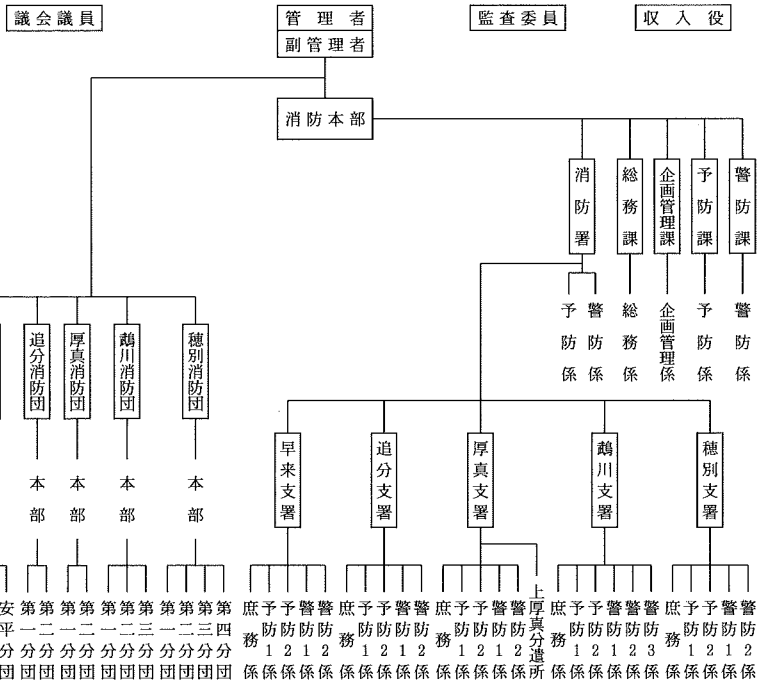

参照）

(一)　組合本部組織の強化

消防組織の機構改正が平成八年七月一日行われ、本部関係は従来の署・二課制を署四課制に強化、強化後の機構は消防署・総務課・企画管理課・予防課・警防課となる。なお、消防組合消防職員定数は一〇五人である。

人事（昭和六十年以降）

管　理　者　二代谷内信雄（厚真町長）三代藤原正幸（厚真町長　現在）

副管理者　二代藤原正幸（厚真町助役）三代滝ヶ平輝義（厚真町助役）四代安倍利夫（厚真町助役　現在）

収　入　役　二代滝ヶ平輝義（厚真町収入役）三代吉岡勇（厚真町収入役）四代石山誠一郎（厚真町収入役　現在）

消　防　長　七代鈴木健吉、八代谷内信雄、九代菊地幸一、十代木谷忠義、十一代武田勲、十二代畑康雄（現在）

組合議長　四代渡辺俊明（早来）五代森田定一（厚真）六代岡部純（厚真　現在）

組合副議長　六代澤口光夫（厚真）七代斉藤功（厚真）八代星兀（穂別）九代岩渕善助（早来　現在）

監査委員　議会選出委員　松田明雄（鵡川）平岡英夫（鵡川）眞鍋高一（追分）新田富夫（鵡川　現在）

識見を有する者　岡部卯三郎（厚真）亀井一雄（厚真）飛谷富夫（厚真　現在）

(二)　胆振東部消防組合略年表（昭和六十二年以前の略年表は、厚真町史八六三ページ参照）

年月日	主なできごと	年月日	主なできごと
昭和六十二・四・十五	菊地幸一　消防長に就任	平成五・七・十九	七月十二日の北海道南西沖地震災害に伴い、北海道消防相互応援協定に基づく発動により、水難救助隊員として消防職員三人を被災地奥尻町に派遣した。
六十二・五・十五	渡辺俊明（早来）組合議会議長に当選	七・二十二	
平成　元・四・　一	木谷忠義消防長に就任	七・　五・十六	岡部　純（厚真）組合議会議長に当選
二・三・二十七	胆振東部危険物安全協会を設立	七・十二・　二十	本部指揮広報車一台増強
三・五・　一	森田定一（厚真）組合議会議長に当選		

平成　三・七・一	胆振東部消防組合設立二〇周年記念式典（於　厚真町）	平成八・二・二十三	胆振東部消防組合無線中継局を早来町コロイ山に設置し、各支署に固定無線局を増設開局
四・七・八	消防組合管理者に藤原正幸（厚真町長）就任	八・四・一	畑　康雄消防長に就任
五・四・一	武田　勲消防長に就任	八・七・一	胆振東部消防組合機構改正により、消防本部を二課制から四課制とする。

第二節　胆振東部消防組合消防署厚真支署

㈠　厚真支署の現況

平成八年四月一日現在の厚真支署の機構と職員数並に機構改正八年七月一日の機構は、次のとおりである。

八年四月一日現在

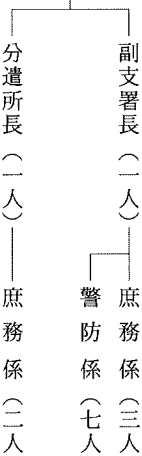

機構改正八年七月一日現在

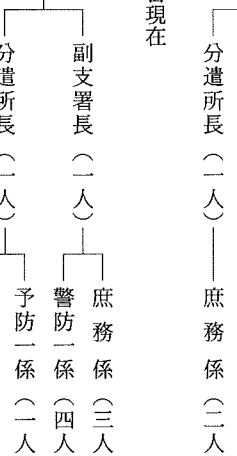

消防職員の変遷

区分	昭和六十四・一・現在	平成元・十・一〃	〃二・四・一〃	〃五・四・一〃	〃六・四・一〃	〃七・四・一〃	〃八・七・一〃
厚真支署消防職員	二二人	二一人	二二人	二三人	二四人	二五人	二四人

消防庁舎

昭和四十六年度に建築した消防庁舎も消防団員の詰所、福利厚生施設整備のため増築をしている。

名称	所在地	構造	現在の面積
消防本部(署)・厚真支署・消防団第一分団	厚真町錦町四七番地の二	鉄筋コンクリート造二階建	八四二(平方メートル)・六四
上厚真分遣所・消防団第二分団	厚真町字上厚真二四四番地の一一	鉄筋コンクリート造平屋建	一、〇六一・七五

階級別消防職員数（平成八年七月一日現在）

区分	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
厚真支署	二人	四人	七人	一人	三人	一七人
上厚真分遣所	一	二	三	一	一	七
計	三	六	一〇	一	四	二四

階級別消防団員数（平成八年七月一日現在）

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部団	一人	二人						
第一分団			一人	二人	六人	六人	二九人	四四
第二分団			一	二	七	四	一九	三三

消防車両（平成八年四月一日現在）

配置別	タンク車	ポンプ車	高所放水車	大型化学車	原液搬送車	積載車	救急車	指揮広報車	広報車	小型ポンプ
厚真支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上厚真分遣所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
第一分団	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
第二分団	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
計	三	二	一	一	一	一	一	二	一	五

計	一	二	二	四	一三	一〇	四八	八〇

機械器具材（平成八年四月一日現在）

配置別	ホース	消防無線 基地局	消防無線 移動局	消防無線 携帯局	発電機	空気呼吸器	エンジンカッター	ジェットシューター	救助幕	救命銃	救命胴衣	人工蘇生器	空気式救助器具	油圧式救助器具	耐熱防火服	排煙送風機	マジックギプス	移動式投光機	泡原液貯蔵タンク	泡原液消火薬剤（ℓ）
厚真支署	三六	三	八	一一	二	一〇	一	二六	一	一	一六	一	一	一	一	一	一	四	一	一、三四〇
上厚真分遣所	二二	三	七	八	四	一〇	一	二三	一	一	八	一	一	一	一〇	一	一	三	一	六六、六九〇
計	五五七	六	一五	一九	六	二〇	一	四九	二	二	二四	一	二	二	一〇	一	一	七	一	六八、〇三〇

消防水利（平成八年四月一日現在）

地域別	消火栓	防火水槽	自然水利
厚真市街	二九	五	一

単口	双口	四〇立方メートル以上	四〇立方メートル未満	沼	池
二九	一	五	一	一	一

上厚真市街	一一	一	四	一	一	一
厚北地区	一三	一	一二	三	一	一
厚南地区	一五	一	五	二	一	一
計	六八	一	二六	五	一	一

火災発生状況

昭和六十一年以降の火災発生の状況は、次のとおりである。（六十以前は厚真町史八六六ページ参照）

区分＼年		火災件数							焼損面積		損害額（千円）	死傷者数		
		建物 全焼	建物 半焼	建物 部分焼	林野	車両	その他	計	建物（平方メートル）	林野（アール）		死者	負傷者	計
昭和六十一年		一	一				四	六	一二二		一〇、八三九			
〃	六十二	一					五	六	一三八		九一三			
〃	六十三						四	五		六〇	九〇			
平成	元	三	一	三	一	一	七	七	一、一七七	八〇	二〇、七五九			
〃	二	一		三	一	一	七	一四	一八〇	八〇	一四、一三五			
〃	三	四		二	二	二	九	一九	二六六	一三〇	二五、五八六	一		
〃	四	一			一		八	九	一	二〇〇	一			
〃	五	二		一	一	一	七	一〇	四二九		五、八四一		二	一
〃	六	一	二	一	一	一	一三	一七	六四〇	四五〇	一六、一三三		一	一
〃	七	二	一	一	一	一	一〇	一二	二、八六九	一	五二、九六一		一	一
〃	八	四	一	一	一	一	二	八	八一〇	一	四〇、五二五	一	七	七

救急車出動状況

救急出動は、五十一年から六十年の一〇年は八九六回、六十一年から平成七年の一〇年は一、三四七回と一・五倍に急増している。年別出動状況は次のとおりである。（六十年以前は厚真町史八六六㌻参照）

年＼区分	出動回数	急病	交通事故	その他	搬送人員
昭和六十一年	一一七回	六三回	一六回	三八回	一一五人
六十二	一〇三	五〇	二五	二八	一〇八
六十三	一一〇	五二	二六	三二	一〇一
平成　元	一三九	八七	二一	三一	一三二
二	一三五	七五	一七	四三	一三〇
三	一四〇	七二	二〇	四八	一三七

年＼区分	出動回数	急病	交通事故	その他	搬送人員
平成　四年	一四一回	八三回	一九回	三九回	一三三人
五	一六七	八六	二五	五六	一五九
六	一二三	六一	一九	四三	一一六
七	一三八	七〇	三一	三七	一四三
八	一五一	七七	二四	五〇	一七二

(二)　厚真支署の略年表（昭和六十年以前の略年表は、厚真町史八六七㌻参照）

年月日	主なできごと
昭和六十・十二・九	支署、車庫第一分団詰所増改築面積一三二・七一九㎡
十二・十八	支署、小型動力ポンプ付水槽車一台を配置
六十一・十・九	胆振東部消防組合内職員競技大会で支署優勝
十二・二十	分遣所、小型動力ポンプ付水槽車一台を配置
六十二・一・二十二	支署、救助器具一式を配置
二・二十	支署、水槽付消防ポンプ車一台更新
十一・三十	支署、指揮広報車一台更新、分遣所、指揮広報車一台更新
六十三・十一・二十四	分遣所、泡消火薬剤貯蔵タンク一基増設、薬剤二〇㎘を常備
平成　元・四・一	支署長　青木秀夫
二・十・一	支署、町内独居老人向緊急通報装置設置、業務開始
十一・三十	支署、救助器具一式を配置
十二・十三	支署、防災用軽自動車一台を配置
十二・二十一	支署、救急自動車一台更新
四・二・十	分遣所、水槽付消防ポンプ車一台更新

平成　二・二十六	支署、消防緊急情報システム（指令台）一式を配置
十二・十八	支署庁舎（福利厚生施設）増築面積九六・三九㎡
五・二・一	支署、防災行政無線副局設置開局
十二・六	支署、車庫排気設備を設置
六・十二・六	分遣所、モーターサイレン更新
七・四・一	支署長　宮本弘光
平成　十一・三十	支署、電動式ホース収納棚を設置
七・十二・二十	支署、指揮広報車一台更新、分遣所、指揮広報車一台更新
八・一・二十	支署、消防団員向サイレン音の風向による難聴解消、行事連絡用防災無線機能の拡大装置一式
八・七・一	支署長　加賀勝男

第三節　厚真消防団

団員は日常家業、業務のかたわら一旦事が起きれば駆け付け、身の危険をかえりみず住民の安全を守り消火・防災に活躍されていることに、住民の感謝の念は厚い。（厚真町史八七一㌻参照）

昭和六十一年以降の消防団長

森　宏　昭和五十六年一月二十三日～六十一年五月三十一日　嶋田寅一　昭和六十一年六月一日～平成二年五月三十一日　本瀬吉英　平成二年六月一日～現在

㈠　厚真消防団略年表

年　月　日	主なできごと
昭和六十一・六・一	消防団長　嶋田寅一就任

消防訓練

年月日	主なできごと	年月日	主なできごと
昭六十二・二・二十五	第一分団、小型動力ポンプ積載車一台更新、第二分団、消防ポンプ車一台更新	七・二・二十四	第一分団、消防ポンプ自動車一台更新
六十三・二・九	第一分団、消防タンク車一台更新	八・七・十五	防火看板の寄贈　防火意識の高揚を図るため消防団員の善意を結集、町百年記念事業に防火看板を厚真支署前と厚南会館前に設置贈る。防火看板　高さ六・六㍍、行灯　幅九〇センチ㍍、長さ三・六㍍二基、事業費二、六四七、一〇〇円のう団員の寄附金一、三三九、〇〇〇円
二・六・一	消防団長　本瀬吉英就任		
平成四・八・八	台風一〇号から変わった温帯低気圧、九日までの雨量一四〇ミリを記録、床下・床上の浸水、田畑の冠水等の被害甚大、孤立した住民救出		
四・十一・二十五	水防功労、建設大臣表彰授与		

第三章　防　災

第一節　防災会議

災害対策基本法に基づく従来の「厚真町地域防災計画」を、全面的に見直し、総合的な計画のもとに災害の未然防止と災害発生時の即応体制を確立している。

厚真町防災会議は、地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、地域に災害が発生した場合における情報の収集、法令に基づく権限を行使する。会議の会長は町長、委員は一四人で町長が任命し任期は二年となっている。

平成八年四月一日現在

厚真町防災会議組織図

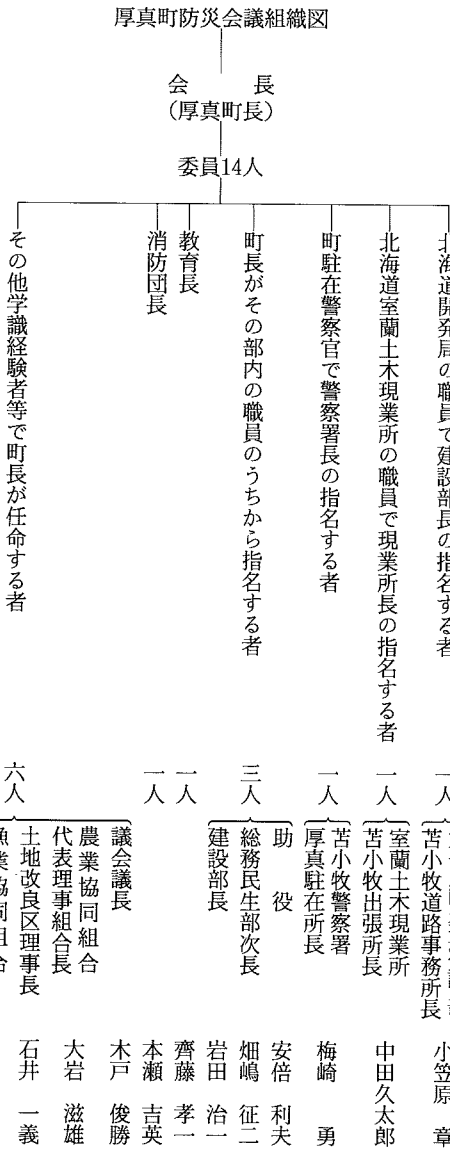

第二節　災害対策本部組織

本部の設置は、大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき、災害が発生しその規模および範囲からして特に対策を要するとき、気象地象および水象に関する情報または警報を受け、非常配備体制の必要が認められたときに設置される。

厚真町災害対策本部編成表

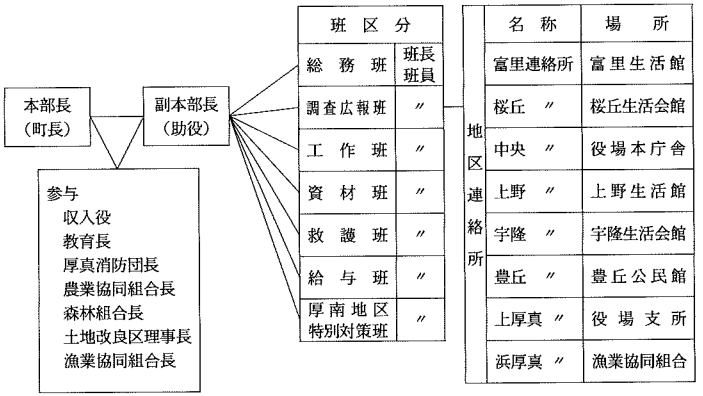

○地区連絡所の業務分担（調査広報班）

(1)　担当地区内の防災窓口
(2)　担当地区内の巡回調査による情報収集伝達
(3)　担当地区外との連携による情報収集
(4)　避難命令等の伝達、その他指示事項の周知
(5)　2名による危険個所の定期巡回・常時1名は地区連絡所に在駐

非常配備

本部は被害の防除および軽減ならびに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進をはかるため、三段階の非常配備の体制をとる。

第一非常配備　本部の非常配備の指令により、情報連絡のため各班等の少数の人員をもって当たる。

第二非常配備　局地的な災害の発生が予想される場合

第三非常配備　広域にわたる災害の発生が予想される、または、被害が特に甚大であると予想される場合

この配備体制は、災害の規模および特性に応じ、臨機応変の配備とする。

住民組織との連携

町内行政組織の一環として自治会組織があり、直接・間接的に災害対策本部と一般住民との連絡協調をはかっている。また、災害時における住民組織体制はおおむね次の図式により協力関係を強めている。

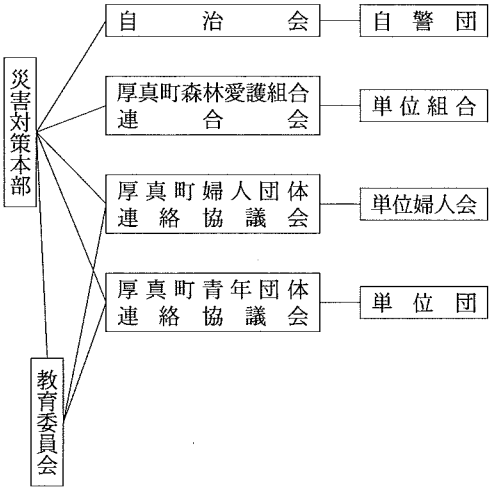

災害予防計画

重要警戒区域が次のように設定されている。

①水防区域　溢水カ所　一八カ所、内水カ所　三カ所の計二一カ所。②土石流危険渓流区域　一〇カ所　③地すべり・がけ崩れ等の危険予想区域　一九カ所。④高波・高潮・津波等の危険予想区域　六、〇〇〇㎡

避難場所一覧

避難収容施設名	管理責任者	収容可能人員	避難区域
		人	
旧幌内小学校	教育委員会	140	避難すべき場所の設定は特にせず、災害状況等により最寄りの避難場所に誘導する。
幌内生活館	同館長	50	
旧楢山小中学校	教育委員会	260	
富里生活館	同館長	30	
高丘生活会館	同館長	30	
吉野生活会館	同館長	30	
東和生活会館	同館長	30	
宇隆生活会館	同館長	30	
朝日マナビィハウス	同館長	30	
桜丘生活会館	同館長	30	
幌里生活館	同館長	30	
本郷公民館	同館長	30	
スポーツセンター	教育委員会	470	
厚真高等学校	同校校長	400	
厚真リハビリセンター	同施設長	120	
総合福祉センター	町長	340	
青少年センター	教育委員会	110	
厚真中央小学校	同校校長	400	
厚真中学校	同校校長	450	
美里生活会館	同館長	40	
上野生活館	同館長	40	
豊川生活会館	同館長	30	
豊沢マナビィハウス	同館長	30	
富野生活会館	同館長	30	
共栄生活会館	同館長	30	
上厚真小学校	同校校長	240	
厚南会館	同館長	250	
上厚真５区生活会館	同館長	20	
厚南中学校	同校校長	370	
厚和生活会館	同館長	30	
共和生活会館	同館長	30	
鯉沼生活館	同館長	30	
軽舞小学校	同校校長	190	
軽舞生活会館	同館長	40	
豊丘公民館	同館長	30	
鹿沼母と子の家	同館長	30	
鹿沼小学校	同校校長	160	
浜厚真生活会館	同館長	30	
合計　　38施設		4,660	

災害時における地方自治体相互の応援協定

苫小牧市・白老町・早来町・追分町・厚真町・鵡川町・穂別町の近隣一市六町による「災害時広域相互応援に関する協定」を平成八年四月一日締結している。

応援協定は、被災者に対する食糧、飲料水、生活必需品の供給、救援及び救助などを始め互いに必要なものを補っ

て復興を応援する。また、北海道とは平成九年秋にも「北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結する予定である。

第四章　交通安全

第一節　交通安全の推進

六十年三月末現在の北海道における自動車保有台数は約二百二九万台（特種・小型二輪車・軽自動車を含む）であり、住民一人当り〇・四〇台、一世帯当り一・一六台となっている。厚真町は一人当り〇・六二台、一世帯当り二・二一と全道平均を上回っている。

平成七年三月末現在は約三百二八万台とこの間で約百万台の増加であるが、本町は八年三月末現在五、二六一台（貨物用一、一三八台、乗合用四二台、乗用二、三四七台、特種用途六四七台、小型二輪車三九台、軽自動車一、〇四八台）で一人当り〇・九一台、一世帯当り二・七一台となっている。この増加傾向は農林漁業の作業上の必要性、交通手段を車に求めなければならない地理的条件によるものもある。

また、運転免許保有者は、本町三、二一四人であり胆振管内においても高い。

交通安全の町宣言は、昭和四十三年三月十四日町議会第一回定例会において、シートベルト着用は、五十九年十月十三日町議会第四回臨時会において決議され、全町民一体となって交通安全に取り組む姿勢である。

シートベルト着用に関する決議

悲惨な交通事故を防止し、安全で快適な住みよい郷土をつくることは、全町民の願いである。

しかしながら、近年における交通事故は急速に増勢に転じ、なかでも道内における死者数は九年連続全国一という不名誉な記録を続けている。

交通事故の災禍から尊い町民の生命を守ることこそ当面する重要な課題である。

シートベルトの着用は、町民の安全運転意識を高めるとともに、事故時の乗員保護に極めて有効かつ適切な方策と考える。

よって、本議会は全町民とともにシートベルト着用運動を強力に展開することを宣言する。

以上　決議する。

昭和五十九年十月十三日

厚真町議会

(一)　厚真町交通安全推進委員会

平成九年度交通安全推進事業方針（抜粋）

平成八年の全国における交通事故死者数は、九年ぶりに一万人を下回るとともに、本道においても関係者の懸命な取組により三七人減少しているが、なお、五九五人の死者を数え、都道府県別死者数では五年連続してワーストワンの不名誉な

厚真町における交通事故発生状況

年	発生件数	負傷者数	死傷者			死亡事故発生月日	道内における死亡者数
			町内者	町外者	計		
昭和60	13	19人	一人	2人	2人	10／20・11／14	560人
61	16	22	—	1	1	11／3	470
62	14	25	—	1	1	10／3	471
63	27	35	2	—	2	10／11・11／3	548
平成元	27	31	1	1	2	1／23・5／7	659
2	28	49	2	—	2	10／16・10／25	715
3	24	32	—	2	2	2／2・10／9	573
4	16	22	—	1	1	4／18	585
5	15	22	—	—	—		595
6	29	42	—	2	2	4／9・8／27	619
7	20	37	—	—	—		632
8	27	77	2	2	4	7/30・8/7・10/27(2人)	595

記録となりました。交通事故死者五九五人のうち高齢者は一五四人を数えている。

一方、厚真町においては、発生件数二六件、死亡者四人、負傷者七二人と平成六年に比し倍増の状況でした。

これまでの交通事故の発生傾向を踏まえ、事故の多発期等に、関係機関との連携のもと、重点的、効果的な運動を展開することとしている。

通年運動

「交通死亡事故の抑止」を重点目標に、「スピードダウンとシートベルト二つのSで安全運転」をスローガンとして年間を通じ、運転者に安全速度の励行やシートベルト着用の徹底をよびかける運動を推進する。

また、期別運動を町民の目によく見えるものとし、幅広い町民の自発的な参加を促すことで、運動の一層の活性化を図るために、春と秋の全国交通安全運動及び冬の交通安全運動において、セーフティーコール２１２（全国一斉街頭啓発等）を実施する。

㈡　厚真町交通安全協会

平成九年度事業計画（抜粋）

平成八年度は道民の交通事故死全国一の返上を願ってのたび重なる運動緊急対策の成果も空しく五年連続の死者数全国ワーストワンの記録となった。

また、厚真町においても昭和四十二年に次ぐ死者四名負傷者七二名という最悪の事態を生じた。

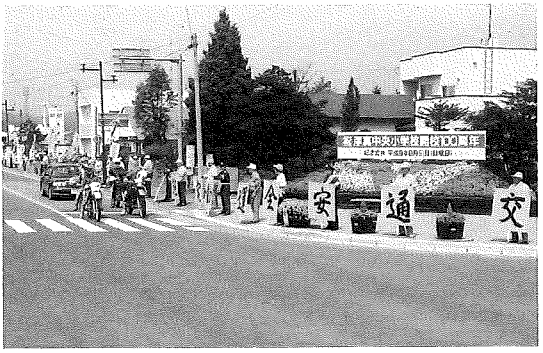

交通安全人の波作戦

更に物損事故も一七〇件を数え、この中には軽度の負傷者も相当含まれている。しかもこの七〇パーセントは厚真町民が第一当事者（加害者）であることは誠に遺憾に堪えないところである。

これらの事故、違反はすべて運転者のルール違反とマナーの悪さを如実に証明している。当協会では本年も交通事故の絶滅を期して、さきに設定した「活動基本計画」（平成三年四月）に基づき、その推進を図り、強力な運動を展開していくこととしている。

活動基本計画（平成三年四月設定）

一　車社会に適応した運転者教育の徹底

二　交通安全運動の効果的推進

三　広報活動の活発化

歴代会長　初代　森田　正吉　二代　高辻　健司（現在）

交通安全協会会員数（八年四月一日現在）一、七〇〇人

㈢　厚真町交通安全指導員会

平成九年度活動（行事）計画（抜粋）

厚真町においても、町民総ぐるみの運動にも拘らず発生件数二六件、死亡者四名、負傷者七二名と平成六年度に比し倍増の状況でした。

交通統計上の死者数には計上されていませんが、高齢者の自転車利用者が交通事故が原因で亡くなっている。

この悲惨な交通事故から特に高齢者、こども、自転車利用者を保護し、更に交通安全意識の高揚と交通安全教育の推進を責務とする交通安全指導員の研修による安全知識の涵養と技術の向上の目的をもつ当会は指導員の活動の活発

化を図るため前年度に引き続いて、一　組織の充実強化　二　研修による教育訓練と素質の向上　三　交通安全運動への積極的参加　四　会員相互の連携の強化　を重点とし活動する。

歴代会長　初代　神田　政治（現在）

交通安全指導員会指導員（八年四月一日現）男二九人、女七人、計三六人

㈣　厚真町交通安全協会設立四〇周年・厚真町交通安全指導員会結成二〇周年記念式典

平成六年十一月十八日、総合福祉センターにおいて交通安全協会設立四〇周年・交通安全指導員会結成二〇周年記念式典が来賓・会員多数が出席し、盛会の中に「今後も交通安全運動を実施し、悲惨な交通事故をなくそう」と決意を新たに誓いあった。

交通安全協会の歴史は、昭和十年代の荷馬車組合、陸上小運搬組合に遡る（厚真町史八八九㌻参照）、その後昭和二十九年九月二十五日苫小牧地区交通安全協会が設立され、各町村にすでにあった苫小牧交通安全協会分会がそのまま存続されることになったのが始まりである。

交通安全指導員会は、昭和二十九年九月交通安全協会の設立された以降、協会役員が事業の一環として街頭に進出したことに始まっているようである。三十八年一月二十九日当時安全協会役員三〇人が苫小牧警察署長と苫小牧地区安全協会長連名で委嘱を受け、交通安全指導員制度が発足した。

㈤　児童・生徒の交通安全運動

交通事故をなくそうと毎年のように実施されている交通安全運動、厚真中央小学校児童の街頭での「シートベルトはかならずしめてください」「冬道はすべるので気をつけてください」などの自筆の手紙を渡す手紙作戦、幌内神楽子供保存会の神楽装束を身につけた子どもたちの「安全運転・気をつけて」との呼びかけ、厚真中学校生徒会による

交通安全横断幕、交通安全旗を手に手製のキーホルダーに願いを込めて渡し「安全運転をお願いします」との呼びかけ、厚真高等学校生徒による「シートベルトを着用しよう」などの旗波運動など、多くの学校で警察官の指導のもとに実施している。このように自ら交通安全運動に参加したことが大切な体験となっている。

第二節　スパイクタイヤの規制

脱スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく地域指定は、平成五年三月一日から胆振管内厚真町を含む一一市町が指定される。（大滝村・壮瞥町・洞爺村は当時未指定）

第三節　交通災害共済

胆振地区交通災害共済組合は、不慮の交通事故に備えみんなで救済することを目的として、胆振管内の一二市町村で事業運営がなされている。掛け金は町民一人年額三六〇円と昭和四十六年事業開始以来据置となっている。

加入支払い状況隔年の実績

年度	胆振地区交通災害共済組合					厚真町				
	加入者数	人口対加入割合	加入掛け金総額	被災者数	共済金支払額	加入者数	人口対加入割合	加入掛け金額	被災者数	共済金支払額
昭和六十一年	二八、七九八人	二四・七	一〇、三六七、二八〇円	四八人	二、八一〇、〇〇〇円	三、三〇一人	五〇・〇%	一、一八八、三六〇円	九人	三七〇、〇〇〇円
六十三	二八、八六一	二四・七	一〇、三八九、九六〇	四二	五、六三〇、〇〇〇	三、一四五	四七・六	一、一三二、二〇〇	五	一、七三〇、〇〇〇
平成　二年	二六、五九八	二三・八	九、五七五、二八〇	五二	三、四四〇、〇〇〇	二、九四四	四四・六	一、〇五九、八四〇	—	—

平成												
四	二四、四七九	二二・〇	八、八二二、四四〇	二四	一、五九〇、〇〇〇	二、八一七	四五・六	一、〇一四、一二〇	一	三一〇、〇〇〇
六	二四、八八七	二二・三	八、九五九、三一〇	四〇	二、六九〇、〇〇〇	二、七九六	四五・二	一、〇〇六、五六〇	八	一、〇一〇、〇〇〇
八	二三、五五七	二一・六	八、四八〇、五二〇	四二	三、一九〇、〇〇〇	二、七三〇	四七・七	九八二、八〇〇	八	一、〇一〇、〇〇〇

第八編　保健・衛生

第一章　保健・疾病予防

第一節　保　健

(一)　保健医療計画

昭和六十二年十二月十一日厚真町保健医療計画を策定する。その内容（抜粋）は次のとおりである。

高齢化社会の到来とともに地域医療に対する町民の期待は一層強まっていくものと考えられる。このような背景の中で地域の保健行政を荷負う町として、時代に即応した弱者にやさしい環境づくりや対応策にどう取り組むべきか重要な課題となっている。

保健医療計画

本町の〝町づくり〟計画の目標は、「すぐれた文化生活の確保と豊かな生産をめざして」であり「活力あふれる健康で明るいまち」を構築することにある。自然と地理的条件を生かしたルーラルパーク構想（田園公園）を中心に人と自然が融和した人間尊重の町づくり、町民一人ひとりが安心して生活を営むことができると共に町民参加による明るく健康で生き生きした町づくりを願うものである。

保健医療計画は高齢化社会への移行と、社会環境の変化に対応しながら、町民に最も身近なレベルで公衆衛生、医

療および福祉施策が相互に連携をもって一体的システム的に推進する施策のよりどころとなるものである。

保健医療対策の基本的な考え方（課題と基本方針）

町民の生命と健康を守ることは、行政機関や保健医療の専門家のみでできることではない。基本的には町民一人ひとりが守っていくものであるが、病気や老後生活に対する不安や悩みを解消させることである。これからは病気にかかった場合には「いつでも」「どこでも」「だれでも」が必要となる医療が受けられるようにその確保を図っていくことが必要であり、特に今後、高齢化社会が進む中で医療の果たす役割は一層重要性を増してくるものといえる。従って医療は、供給面、費用面からの検討と併せ、健康増進及び予防対策面に最大の努力をはらわなければならない。

さらに東胆振地域保健医療圏（一市六町）として一次医療については地元のかかりつけの医療機関で二次医療の段階においては地域の特殊性に応じ、地域センター病院（苫小牧市立総合病院）を中心に医療施設の整備充実を促進するよう圏域市町と協力し合い保健医療の確保と医療水準の向上を図っていかなければならない。

一方町民の安定したくらしを確保するために、病気になれば医療を受け、老齢になれば年金が受けられるいわゆる社会保障の充実と負担の適正化、相互援助の精神、意識の高揚を図る必要がある。

具体的方策の展開

(1)　保健サービス計画

健康（心・身）の問題は、個人、家庭の問題に帰するものであり「自らの健康は自ら守る」という考え方が、町民の意識のなかに根づいているものでなければならない。そして「予防にまさる治療はない」という言葉にもあるとおり、最も基本的なことは日頃から個人又は地域が健康づくりに工夫をこらし、日常生活や職場において十分対応しうる健康づくり、そして積極的にスポーツやレクリエーションに参加できる機会を設け、健康増進を図る必要がある。

また一方、個人の健康状態は、地域の特性に大きく影響を受けることが多いため、町としても環境整備、保健指導などの総合的な施策の確立を図る必要があり、健康づくり、健康増進、保健予防については、行政機関、保健医療機関、地域社会が一

体となって取組むことにより、効果的な保健サービスの向上が期待できる。

(2)　医療サービス計画

結核をはじめとする感染症がかって死亡原因の上位を占めていたが、今では、がん、脳血管疾患及び心疾患が上位を占めるようになり、いわゆる成人病による死亡が死因の大半を占めるようになってきた。

今後の疾病構造の動向としては、栄養の不適切な摂取と運動不足、肥満、ストレスなどにより中高年齢者に多い成人病といわれる疾病の一層の増加が懸念され、また人口構造の高齢化は、この傾向に拍車をかけている。

さらに社会環境の複雑多様化に伴うストレスの増大等により精神障害が増加し、特に老人障害者の増加が進み、これらの対応が今後の大きな課題となるものと思われる。こうした疾病構造の急激な変化と疾病の増加により医療施設は、一層町民の日常生活にとって深いかかわりをもつことになる。このため医療供給の基本である「いつでも」「どこでも」「だれでも」が必要とする医療が受けられるよう医療施設の整備充実が図られなければならない。

いま特に初期診療から専門的高度診療、そしてさらに医学的リハビリテーションへと一貫した医療システムをネットワークするとともに東胆振地域保健医療圏の機関となる地域センター病院が整備充実され、一次医療と二次医療の緊密な連携を図る必要がある。

(注)　医療サービスには、日常の健康管理や健康相談など、住民の健康づくりを支援する幅広い医療活動を行うことや特殊、専門的なものなどいろいろなサービスがある。

(3)　福祉サービス計画

福祉とは、老人、児童、母子あるいは心身障害者等、社会生活を営むうえで、さまざまなハンディキャップを背負っている者を援護し、育成、または更正のための各種の治療、訓練等を行い、その増進を図ることである。その中の社会保障は医療、年金のように相互扶助の保険制度によって自分たちの日常生活、または将来に備えるものである。

しかし人口の高齢化は、社会保障に対する需要を急速に拡大させるが一方では低成長経済下にあって負担の限界も懸念されている。本町の場合、国民健康保険事業、老人保健事業のほか福祉医療施策による医療費助成事業として老人医療費助成、重

度心身障害者及び母子家庭等医療費補助、乳幼児医療費助成を行っているが、医療水準の向上に伴い医療費も急速に増加している。

社会保障の一環である医療費助成制度は、社会的に貧困な方が、病気にかかった場合、容易に医療が受けられることを使命としているが財政支出におのずから限界があり、限界を超えた支出の増は、社会保障制度そのものを基本からゆるがすことになり、強いては受給者の生活設計をも狂わすことにもなる。従って今後これらの医療保障制度を続けるにあたっては自らの健康づくりを積極的に行うという意識の高揚を図るほか、また国に対し制度の抜本的な改善見直しと財政援助の拡大を関係機関に要請するものとする。

北海道救急医療情報システム

道央地域（札幌・後志・南空知・中空知・西胆振・東胆振・日高保健医療圏）に六十三年十月一日から北海道救急医療情報システム網が配置され、胆振東部消防組合厚真支署にコンピュータ端末機が設置されている。本システムは入院施設を有する病院・医院さらに苫小牧救急医療センターに接続され救急患者の搬送病院等の検索、特に休日・夜間の対応に威力を発揮している。

(二)　町民栄養調査

健康は何ものにも代えがたいものである。人生八〇歳代を迎えた現代病気や老後の衰えに不安や悩みを感じるのは自然であり、これらの不安や悩みを取り除くため日頃の生活予防が大切である。

近年、高齢化社会や疾病構造の変化あるいは食生活の変化などに伴って、健康に与える影響が複雑かつ多様化してきている。また、運動不足や栄養の偏りは高血圧や肥満を招き、さらに、ガン、心臓病などの成人病が増加傾向にあると指摘されている。

これらの疾病は特に食生活と密接に関係しており、健康な毎日を生活していくために一人ひとりがいかに自分自身

の生活活動や体格、あるいは健康状態に適応した食事をとっていくかが、大きな課題となっている。

町は町民の食生活の中から栄養摂取状態を把握し具体的な健康づくりの指導を充実させていくために、食生活改善推進協議会の協力を得て国民栄養調査に準じて、平成二年から同六年の五年間にわたって本調査を実施した。

㈢　健康づくり運動

健康は保健医療の専門家だけに頼るのではなく一人ひとりの町民が健康の有り難さを知り、自ら取り組んでいかなければならない。このため町は住民と一体となった組織として、五十六年度「食生活改善推進員養成講座」を開設、五十八年七月十二日「厚真町生活改善推進協議会」を、六十一年一月十六日に「厚真町健康づくり推進協議会」を発足させ、さらに、地区住民の自治会組織に位置づける「保健推進員」を六十三年度からお願いしている。

○　食生活改善推進員養成講座

・　趣　旨　「私たちの健康は私たちの手で」をモットーとして、地域における食生活改善実践活動を推進するための中心的役割を担当する人材を養成することを目的とする。

・　活　動　ア　食生活改善推進員の活動期間は、二年とする。

イ　活動期間を終えた推進員は、食生活改善推進協議会の会員になっていただく。

ウ　自治体での活動

①　推進員を自治会で役員として位置づけさせる。

②　ボランティアの立場で、保健所および町と連携をとり、健康づくり活動の推進をする。

○　食生活改善推進協議会

・　目　的　健康と食生活についての知識を深め、食生活改善の実践をつみながら家族の健康を守り、志を同じくするものの相互の理解を深くして、その活動の推進を図ることにより地域住民に健康の尊さを自覚させ、より健

康で明るい町づくりを進めることを目的としている。

・事　業　ア　健康と栄養改善をはかるための研修会の開催
　イ　栄養、食生活改善の知識技術の普及啓蒙
・会　員　食生活改善推進員ならびに本会の趣旨に賛同する者
・会　費　年間　五〇〇円
・役　員　役員の任務は、二年とし、平成九年一月現在会長　幅田悦子　副会長　牛崎弘子　同　大垣裕子
　書記　加藤恵子　同　嶺野亮子　会計　藤本昭子　監査　大岩初枝　同　西村笑美子
・会員数　平成九年四月一日現在　一二八人

一五周年を迎えた食生活改善推進協議会

本協議会は、平成九年一五周年を迎え、十二月五日総合福祉センターに関係者多数が出席して盛会に記念式典が開催された。この間、地域住民の健康を願い地道な活動を通じて、食生活の改善の推進、普及に努められ、また、食生活改善推進員を対象とした養成講座を始め「母と子の楽しい料理教室」、「ガン予防の食生活・ガン検診の有効性」学習会、「国保安定化生活改善教室」協力、「冬季栄養教室」開催、「食生活だより」の継続発行など住民に密着した活動は大きなものがあり、今後一層の発展が期待されている。

○　健康づくり推進協議会

・目　的　町民の健康と福祉の向上を図るため、保健医療に関する諸問題について協議し、もって町民の健康保持および推進に寄与することを目的とする。
・組　織　一七人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者について町長が委嘱し任期は、二年とする。
(1)　医療関係者　(2)　関係団体の代表者　(3)　行政関係者

・協議事項　(1)　保健医療計画に関すること。　(2)　各種保健事業の推進に関すること。
・役　　員　平成九年度四月現在　会長　上田邦家　副会長　今野哲夫　同　木下八重子

○　保健推進員

地区住民の自治会組織に位置づけを願い、地区内における保健活動の推進を図る。

自治会における役割　「地区の保健活動のリーダーとして各種検診の受診率の向上と健康づくりに努める」「食生活改善推進員と連携を保ちながら健康教室および食生活改善講座等の開設」「地区ぐるみの健康増進活動の推進」

㈣　乳幼児保健対策

近年の少子化、核家族化の中で子どもが健やかに生まれ育つための生活環境づくりの推進を図ることは重要な課題となっており、その中心的役割を担う母子保健対策の充実強化が要請されている。（厚真町史九〇四㌻参照）

①　乳幼児・妊産婦・周産期死亡等の改善対策

より健康な妊娠を継続してもらうため、所得により母子栄養食品を支給したり母親教室、マタニティクッキングなどの事業を通して改善に努めている。

②　乳幼児の事故防止対策

乳幼児健康相談、家庭訪問など個別指導や町広報で広く住民にも事故防止を呼びかけ運動を実施している。

③　母子疾病予防対策

五十四年度から乳幼児の疾病の早期発見のため、生後三ヵ月から六ヵ月未満児の乳幼児健診、平成五年度からは、従来厚真・上厚真地区の二カ所で実施していた乳幼児健康相談も対象者の減少により、厚真地区のみとなっている。相談内容も身体的疾患の早期発見はもとより、言葉、しつけ、心の発達、乳幼児の発育・発達相談、バランス離乳食相談等広範囲になり、とくに近年では食物アレルギーに関する事項が多くなっている。また、花粉症の相談も起きてくることが予想される。

④　母子歯科保健対策

虫歯予防は早くから重視した事項であり、その対策に取り組んでいたが平成五年度苫小牧保健所管内平均虫歯保有本数二・六本に及ばず二・八本となっている。歯は幼児の健康管理の面からも大切な体の一部であり、一歳四ヵ月から就学前児童の歯科検診、フッ素塗布及び母親教室、乳幼児健康相談を実施している。

一歳六ヵ月児・三歳児健康診査実施状況

区分	一歳六ヵ月児童健康診査							三歳児健康診査						
年度	対象者数	受診者数	受診率	判定結果 正常	要指導	要精検	要観察	対象者数	受診者数	受診率	判定結果 正常	要指導	要精検
	人	人	%	人	人	人	人	人	人	%	人	人	人
昭和五十三年度	—	—	—	—	—	—	—	九八	九〇	九一・八	七八	一三	一
〃 五十五 〃	七三	六五	八九・〇	五一	一（要治療）	二	一二	八二	七〇	八五・四	三八	三二	—
〃 六十 〃	九六	五八	六〇・四	四二	一（同）	一	一五	八二	七二	八七・八	五一	二二	一
平成 二 〃	七二	七二	一〇〇・〇	四〇	二七	五	一	七二	六七	九三・一	五四	一二	二
〃 七 〃	四八	四五	九三・八	三二	一三	一	一	六六	六五	九八・五	六一	三	一

注　五十三年度一歳六ヵ月健康診査実施していない。五十五・六十年度の判定結果区分は「要治療・要観察」と異なっている。

(五)　献血推進協議会

献血は一人ひとりの善意によって、多くの人の生命が救われている。（厚真町史九一六ページ参照）

献血の変り

六十一年度から今までの二〇〇ミリリットルの献血に加え、四〇〇ミリリットルの献血が導入される。

平成三年度には血漿分画製剤用の血漿だけの成分献血も始まる。

この協議会は室蘭赤十字血液センター・町に協力し、住民に献血の必要性の啓発活動を推進しているが、移動採血車「ひまわり号」の年三回の巡回献血も、近年の人口の減少・高齢化により献血者は下向傾向にある。

歴代会長　三代　上田邦家

年度別献血者数（延人数）

区分＼年度	昭和六十一年度	〃六十二〃	〃六十三〃	平成元年度	〃二〃	〃三〃	〃四〃	〃五〃	〃六〃	〃七〃
献血者数（人）	四〇二	四一五	三三九	三二一	三五四	三三四	三五八	二九八	三三二	三一〇

第二節　疾病予防

㈠　成人病予防

平成二年度住民健康診査事業として基本健康診査項目の充実を図っている。

○　健康診査事業

基本健康診査　基礎項目＝問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査

選定項目＝眼底検査・心電図検査

がん検診　肺がん検診・胃がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・大腸がん検診

○　健康教育事業　一般健康教育・重点健康教育

住民検診

○　健康相談事業　一般健康相談・重点健康相談
○　訪問指導事業

結果、基本健康診査およびがん検診の受診率が向上している。

各種検診の状況

区分＼年度	昭和六十三年度			平成二年度			平成七年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
基本健康診査	二、二五〇	七二五	三二・二	一、七六〇	一、六一三	九一・六	一、五二〇	一、三〇四	八五・八
肺がん検診	二、五〇〇	四三〇	一七・二	二、三九〇	二、二三六	九三・六	二、一二〇	二、〇〇七	九四・七
胃がん検診	二、三五〇	七八〇	三三・二	二、二五〇	六八一	三〇・三	二、二〇〇	七四〇	三三・六
子宮がん検診	一、五〇〇	二六〇	一七・三	一、五〇〇	二八六	一九・一	一、五〇〇	二八三	一八・九
乳がん検診	一、五〇〇	一八一	一二・一	一、五〇〇	三〇三	二〇・二	一、五〇〇	二七三	一八・二
大腸がん検診	—	—	—	—	—	—	二、八〇〇	五九六	二一・三

(二)　結核検診

四十五年に結核検診一六歳以上の町民が対象の受診率が九割を越える成績を上げ、優良検診市町村に選ばれて以来、連続して高受診率を維持している。平成四年度町民対象者二、七四一人のうち二、五三八人が受診し、受診率の九二・六%を堅持しているため、財団法人・結核予防会（総裁　秩父宮妃殿下）から結核対策優良市町村として表彰された。町はこれを励みに今後も町民の健康づくりを目指し努力している。

結核住民検診率

区分＼年度	昭和六十三年度	平成二年度	平成七年度
一六歳以上の町民対象者	三、一五〇人	三、〇六〇	二、六〇六
受診者	二、九六二人	二、八一二	二、四〇九
受診率	九四・〇%	九一・九	九二・四

結核患者年別新発生数

区分＼年	新結核患者数
昭和60年	二人
〃 61 〃	五
〃 62 〃	—
〃 63 〃	三
平成元〃	四
〃 2〃	—
〃 3〃	—
〃 4〃	—
〃 5〃	一
〃 6〃	二
〃 7〃	二

(三)　予防接種

体内に免疫性をもたせて各種疫病に対処するため、予防接種等を実施している。

区分＼年度	昭和六十三年度	平成二年度	平成七年度
インフルエンザ接種	一、二三三人	七五五人	— 人
三種混合ジフテリア	三種混合接種	二九五	二六三	三五一
	ジフテリア接種	五四	六一	—
ポリオ生ワクチン投与		一三七	一一〇	一一一
風しん接種		五〇	二九	一四六
麻しん接種		六〇	五六	五三
結核BCG接種		八六	六七	六七
歯フッ素塗布		三二六	四一四	三八〇

第三節　死因別死亡数

区分＼年	死亡総数	成人病				その他の死亡
		悪性新生物	糖尿病	高血圧性疾患	脳血管疾患	
昭和60年	五八人	一八人	一人	二人	一〇人	二八人
〃 61 〃	六二	一七	—	—	一二	三三
〃 62 〃	五〇	一六	二	一	一二	一九
〃 63 〃	五八	一八	一	—	六	三三
平成元〃	四二	九	一	—	三	二九
〃 2 〃	五五	一二	一	一	五	三六
〃 3 〃	六三	一六	二	—	五	四〇
〃 4 〃	五三	一三	二	—	八	三〇
〃 5 〃	六八	二三	二	一	八	三四
〃 6 〃	四六	一七	—	—	六	二三
〃 7 〃	四六	一三	二	—	一〇	二一

第二章　医療機関

第一節　医　院

本町の、医療部門は今野医院、あつまクリニック、厚真リハビリセンター付属診療所の三診療所、歯科部門は厚真

歯科、ホワイトクリニックの二診療所と五カ所の診療施設があり、それぞれ病気の治療はもとより町民の健康増進と維持に貢献している（厚真町史九〇七ページ参照）

(一)　今野医院

院長　今野哲夫　北海道大学医学専門部卒業後昭和三十三年十二月北村より転入上厚真で開業した。その後、字朝日の現在地に同四十八年一月医院を新築し、ベッド数九床の入院施設を有する医院として診療にあたっている。

診療科目は、内科・外科・小児科・眼科・泌尿科・膚科・理学療法科

(二)　あつまクリニック

院長　小林　孝が平成四年七月保利啓治医師の招致を受け札幌医科大学第一外科卒業後別海町より転入し、京町の保科医院の医療施設を譲り受け同地で、あつまクリニックを開業している。

診療科目は、内科・外科・小児科・胃腸科・肛門科・理学療法科

(三)　厚真リハビリセンター付属診療所

昭和五十三年一月社会福祉法人北海道厚真福祉会の身体障害者療護施設厚真リハビリセンターの付属診療所として開所している。診療所はベッド数一六床

診療科目　内科

現在六代所長　林　凞

(四)　厚真歯科医院

厚真歯科の前身である町立歯科診療所は、五十二年九月「厚真町立歯科診療所条例」を公布し、同年十月大阪歯科大学卒業の華山拓明歯科医師を迎え、診療所を本町で開業する。六十一年五月華山歯科医師の都合により大阪府に転出し後任に同年六月から平成二年四月まで根室市から日本歯科大学卒業の毛利　忠歯科医師が従事、都合で千葉県に転出、同年五月南富良野町

から日本大学歯学部卒業の呉　忠歯科医師を迎え、現在に至っている。

町立歯科診療所は三代の歯科医師によって医療が継続されている。同六年十月呉歯科医師の要望により町有財産である町立歯科診療所施設を譲り渡し同年十一月「厚真歯科」と看板を変えて独立開業となった。

(五)　ホワイト歯科クリニック

医療法人社団郁明会が平成元年九月ホワイト歯科クリニックを高蔦敏幸歯科医師を管理者として錦町に開業する。現在の管理者は村上圭司歯科医師である。

(六)　押野歯科医院

昭和二年開業と最も古い押野歯科医院は、二代目押野　衛歯科医師　同六十一年十一月死去に伴い一時休止し、その後押野歯科医師の子女である伊尾明子歯科医師が医院を再開したが、都合により平成七年三月歯科医療業務を閉じている。

(七)　町立上厚真診療所の廃止

上厚真地区の町立診療所として医療施設の充実を図ってきたが、平成元年五月三十一日横田桂一医師の苫小牧への転出、その後関係機関に医師招聘を要請したが地域の受診者が少ない事情など医師確保が困難なことや建物の老朽化したことにより七年四月同診療所を廃止している。

(八)　母子健康センターの助産部門廃止

四十九年一月一日開所した母子健康センターは、一〇年の歳月をえて五十九年四月に助産部門を休止した。この施設は助産部門として入院室二室で四人の妊産婦が入院可能となっており、四十九年二月二十三日初めての赤ちゃんが

母子健康センター
平面図

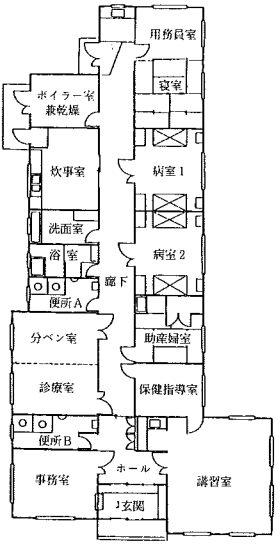

母子ともに健康で出産している。（厚真町史九〇六ページ参照）

母子健康センター利用状況（隔年別実績）

区分 / 年度	センターでの分娩数	妊婦検診及び健康教育・相談（延人数）	乳幼児検診及び育児教育・健康相談（延人数）	センター相談	その他の指導
	人	人	人	人	人
昭和四十九年	三〇	三一九	四四〇	不詳	不詳
〃五十年度	二八	三〇〇	七〇二	一五〇	二四
〃五十二〃	二四	三四五	五四九	一五〇	二四

区分 / 年度	センターでの分娩数	妊婦検診及び健康教育・相談（延人数）	乳幼児検診及び育児教育・健康相談（延人数）	センター相談	その他の指導
	人	人	人	人	人
昭和五十四年度	一四	二九四	六二九	一五〇	一四
〃五十六〃	五	一五五	五四九	一五〇	五
〃五十八〃	—	二〇八	六二八	一五〇	—

注　四十九年は一月から十二月間の実績　五十年度以降は、年度実績

五十六年以降は少子化傾向と充実した医療施設、医師の常駐する病院・産院の利用により母子健康センターの入所者は減少していった。このため、六十三年六月に助産部門を完全に廃止し保健指導部門を強化するため母子健康センター条例の全部を改正し、平成元年度五、八八〇千円の予算をもって建物内部の改装を行い、集合指導を重点とした各種の健康教室、健康相談、各種検診事業、栄養指導事業、心身障害児療育事業などの利用に供している。

第三章　伝染病の予防

第一節　エキノコックス症対策

町は六十二年度からエキノコックス虫の存在確認のための媒介動物キツネを道の許可を得て毎年一〇頭捕獲し、道立苫小牧保健所で検体調査を実施している。平成五年四月十三日北海道エキノコックス症対策協議会が開催され、厚

真町においてもこれが確認された旨発表され、全道二一二市町村中、一八九市町村がエキノコックス重点地区に指定されている。

この対策として、エキノコックス症の予防と感染者の早期発見のため、水道水以外の水を利用している家庭の水質検査、小学校三年生以上を対象にする血液検査を実施しているが、現在のところ感染者は皆無である。

第二節　O－一五七による食中毒に注意

平成八年五月二十八日岡山県邑久（おく）町で発生した病原性大腸菌O－一五七は、その後四七都道府県で発症し、九年二月十三日現在の有症者九、四五〇人（うち道内三〇三人）また一二人の方の尊い生命が失なわれている。

O－一五七は、一九八二年アメリカ・オレゴン州とミシガン州でハンバーガーによる集団食中毒事件があり、患者の糞便から原因菌として見つかったのが最初で、その後世界各国で見つかっている。日本においては、一九九〇年に埼玉県浦和市の幼稚園でO－一五七に汚染された井戸水が原因となって死者二人を含む二六八人に及ぶ集団発生が報告されたのがはじめである。

予防は、他の食中毒と同様熱に弱く加熱により死滅する。また、どの消毒剤でも容易に死滅する。したがって通常の食中毒対策で十分に予防が可能であり、町として防災無線・町広報紙等による予防啓発、希望者への飲用井戸水利用者に対する水質検査、検便を実施している。

第三節　昭和三十六年毒蛾異常発生

昭和三十六年六月下旬、浜厚真の海岸線に自生するハマナスなどの灌木に毒蛾が異常発生した。この状況を「町広

報あつま　八月号」は次のように伝えている。

六月下旬浜厚真など南部地区に毒蛾（ガ）が異常発生しました。

いままでの調査では、相当な広がりを見せていますが、幸いなことに浜地区を除いては現在のところ余り大きな被害が出ておりません。毒蛾はその幼虫（毛虫）のからだに毒針毛を持っていて、これが人体にふれると赤色の発疹を生じ非常にかゆくなります。実際に被害が大きくなるのは、幼虫時代よりも成虫（つまり毒蛾）になったときで飛び歩いて、からだに着いている毒針をまき散らすからです。毒蛾は親の期間が一週間くらいしかないのですが、卵はこの短い期間に産みつけられます。

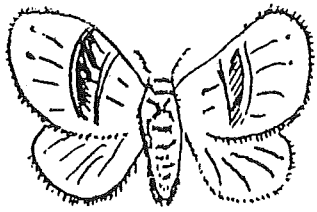

町では毒蛾の駆除は、直接被害を受ける成虫の時代よりも幼虫時代の方が効果があるので、応急処置として浜厚真地区約三〇〇㌶にわたって三％ＢＨＣの粉剤を散布しました。しかし、今回のような異常発生の場合では、どうしても生き残り親となるものもありますので、親が飛びまわらないように灯火を消したり壁などにとまったら殺虫剤をかけて殺すようにしなければなりません。町では今たき火で誘殺する計画を進めていますが、時期が来たときは多発地区住民の方々の協力を望んでいます。

毒蛾の成虫は上記のようなものですから注意してください。もん白蝶より小型、綿毛の生えたような蛾でやや黄色、灰色がかったうす紫の斑破と綿が入っているお尻には毒針毛がはえています。

第四章　環境保全

第一節　大気等の調査

苫東開発構想は「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」（マスタープラン）として全体計画が策定され。この

マスタープランに対応して自然界における大気・水質等の事前の状況調査が実施されている。

昭和四十七年六月三日町内三カ所（新町厚真大橋附近・上厚真公営住宅横・浜厚真旧吉本宅前）に、いおう酸化物（二酸化鉛法）の測定点を設置し、道立苫小牧保健所に分析を委託して調査を開始した。

四十八年六月には、いおう酸化物の測定点を一〇カ所増設し一三カ所で調査する。

同年七月には、浮遊粒子測定器（ロウボリュウムエアサンプラー）を役場二階に設置し測定、いおう酸化物の測定点の移転、既存の測定点のほかに設置し、町内一四地点の測点となった。

四十九年十一月　北海道が、いおう酸化物自動測定器と窒素酸化物自動測定器を総合福祉センター二階に設置、さらに上厚真地点にもいおう酸化物自動測定器を設置し二四時間の自動測定を行なっている。

いおう酸化物自動測定器　＝　いおう酸化物（SO_2）の濃度と粉じん（ダスト）の量を記録する。

窒素酸化物自動測定器　＝　二酸化窒素（NO_2）と一酸化窒素（NO）の濃度を記録する。

五十年十月　いおう酸化物の測定点の変更　新設し、町内一五地点の測定点となった。

五十三年　測定点を新町地区公園内と旧上厚真中学校敷地内に移設し、大気汚染自動測定装置を配置した。

測定項目　いおう酸化物　・　二酸化窒素　・　一酸化窒素　・　浮遊粒子物質　・　風向風速

五十三年七月　北海道電力株式会社苫東厚真火力発電所が運転開始後の環境変化の状況を調査するため、町内五カ所で大気汚染測定を行っている。

測定点　富里、幌里、宇隆、上野、軽舞

測定項目　二酸化いおう　・　浮遊粒子状物質　・　二酸化窒素　・　一酸化窒素

五十四年三月　苫小牧地域公害防止計画、苫小牧市・厚真町・早来町の地域を対象として作成、三月十八日国から同計画書が承認される。期間は五十四年から五十八年度の五年間

五十五年四月　道立苫小牧保健所に配置されている苫小牧公害防止センターの組織の一部を苫東地域対応として、新たに北

海道苫小牧地方環境監視センターを苫東大規模工業基地内の苫小牧市静川に設置する。同監視センターの設置により町内の測定局とは無線で接続するテレメーターを採用し測定結果が瞬時に把握されている。

測定項目

厚真測定局　＝二酸化いおう　・浮遊粒子状物質　・窒素酸化物

上厚真測定局　＝二酸化いおう　・浮遊粒子状物質　・窒素酸化物　・オキシダント、風向風速

五十五年四・十二月　自動車騒音測定、四月二十二日測定地点二カ所、道道上厚真苫小牧線　上厚真公営住宅前、十二月二十六日道道千歳鵡川線　胆振東部消防組合前で実施

五十六年　七月　厚真川水質調査　七月二十日測定地点六カ所、幌内橋・厚真新橋・厚真大橋・美里つり橋・上厚真大橋・浜厚真橋で実施

六十二年　二月　苫小牧地域公害防止推進計画　地域　苫小牧市・厚真を対象として作成、計画期間を更新して平成七年まで。

いおう酸化物（二酸化鉛法）測定

昭和47年							昭和48年					年月 / 測定場所
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
0.05	0.01	欠測	0.02	0.09	0.03	0.18	0.13	0.16	0.09	0.05	0.07	新町 厚真大橋附近
0.03	0.00	欠測	0.03	0.16	0.01	0.26	0.26	0.20	0.11	0.06	0.06	上厚真 公営住宅横
0.04	0.02	欠測	0.05	0.12	0.07	0.31	0.23	0.66	0.18	0.04	0.06	浜厚真 旧吉本宅前

いおう酸化物（二酸化鉛法）測定

昭和48年							昭和49年					年月 / 測定場所
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
—	0.03	0.08	0.00	0.02	0.05	0.06	0.06	0.04	0.04	0.08	0.03	幌内 旧小学校敷地
—	0.01	0.03	0.01	0.02	0.03	0.06	0.05	0.05	0.06	0.04	0.02	吉野 生活会館前
—	0.05	0.05	0.01	0.03	0.01	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.01	幌里 宮下宅入口
0.05	0.11	0.05	0.01	0.02	0.06	0.08	0.08	0.00	0.13	0.02	0.02	新町 厚真大橋附近
—	0.06	0.02	0.00	0.01	0.02	0.05	0.06	0.04	0.05	0.04	0.02	宇隆 遠藤宅前
—	0.05	0.04	0.49	0.04	0.06	0.13	0.12	0.07	0.08	0.04	0.03	美里 林宅前
—	0.03	0.01	0.01	0.01	0.02	0.08	0.05	0.02	0.06	0.04	0.02	豊沢 マナビィハウス前
—	0.03	0.04	0.02	0.02	0.11	0.15	0.10	0.12	0.08	0.02	0.03	共栄 渡部宅前
0.02	0.04	0.05	0.05	0.00	0.09	0.19	0.12	0.09	0.11	0.03	0.07	上厚真 公営住宅横(A)
—	欠測	欠測	0.01	0.06	0.11	0.26	0.15	0.11	0.12	0.03	0.04	上厚真 公営住宅横(B)
—	0.00	0.03	0.03	0.02	0.08	0.18	0.11	0.10	0.09	0.02	0.06	共和 旧楠木宅入口
0.06	0.05	0.06	0.03	0.04	0.05	0.16	0.13	0.12	0.06	0.02	0.02	浜厚真 旧吉本宅前
—	0.06	0.04	0.03	0.04	0.10	0.21	0.14	0.09	0.05	0.02	0.02	厚和 蛯子宅前
—	0.03	0.03	0.02	0.03	0.14	0.18	0.09	0.06	0.08	0.03	0.04	軽舞 東川宅前

いおう酸化物（二酸化鉛法）測定

昭和50年												年月 / 測定場所
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
0.03	0.03	0.04	0.01	0.05	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.06	幌内 旧小学校敷地
（測定開始）									0.02	0.03	0.06	高丘 旧小学校前
0.05	0.04	欠測	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.12	0.02	0.04	0.05	吉野 生活会館前
0.04	0.05	0.06	0.03	0.04	0.03	0.05	0.02	0.02	0.04	0.03	0.07	幌里 宮下宅入口
0.07	0.06	0.08	0.01	0.04	0.02	0.03	0.01	0.00	0.02	0.02	0.06	新町 厚真大橋附近
0.03	0.03	0.03	0.02	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.01	0.04	0.02	宇隆 新田宅前
0.11	0.07	0.09	0.04	0.06	0.03	0.05	0.01	0.03	0.04	0.15	0.09	美里 林宅前
0.03	0.02	0.04	0.02	0.00	0.00	0.02	0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	豊沢 マナビィハウス前
0.10	0.12	0.08	0.02	0.04	0.05	0.02	0.00	0.01	0.02	0.03	0.19	共栄 渡部宅前
0.16	0.10	0.08	0.01	0.03	0.02	0.03	0.00	0.02	0.03	0.05	0.08	上厚真 公営住宅横(A)
0.14	0.15	0.09	0.05	0.03	0.04	0.04	0.01	0.02	（撤去） －	－ －	－ －	上厚真 公営住宅横(B)
0.14	0.12	0.07	0.02	0.03	0.02	0.03	0.00	0.02	0.03	0.05	0.10	共和 旧楠木宅入口
0.11	0.12	0.06	0.02	0.03	0.03	0.03	0.00	0.02	0.03	0.04	0.11	浜厚真 旧吉本宅前
0.13	0.12	0.08	0.02	0.03	0.02	0.04	0.01	0.02	0.02	0.04	0.09	厚和 蛯子宅前
（測定開始）									0.03	0.04	0.10	鯉沼 生活館横
0.13	0.07	0.07	0.02	0.04	0.02	0.04	0.00	0.01	0.02	0.03	0.10	軽舞 東川宅上手

二酸化鉛法による「いおう酸化物」の測定は、五十五年をもって廃止している。溶液導電率法による自動測定は、四十九年十二月から開始している。

いおう酸化物（二酸化鉛法）測定

昭和55年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年月／測定場所
0.01	0.05	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01	0.00	0.00	0.02	0.02	0.03	幌内 旧小学校敷地
0.00	0.04	0.03	0.03	0.02	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	高丘 旧小学校前
0.03	0.06	0.04	0.04	0.04	0.03	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	欠測	吉野 生活会館前
0.04	0.07	0.05	0.04	0.04	0.03	0.02	0.01	0.12	0.02	0.02	0.06	幌里 宮下宅入口
0.00	0.06	0.04	0.04	0.04	0.02	0.01	0.00	0.02	0.01	0.04	0.06	新町 厚真大橋附近
0.05	0.03	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.02	宇隆 新田宅前
0.07	0.10	0.05	0.05	0.04	0.04	0.02	0.01	0.08	0.16	0.05	0.13	美里 林宅前
0.03	0.05	0.03	0.03	欠測	0.01	0.01	0.00	0.02	0.02	0.03	0.05	豊沢 マナビィハウス前
0.11	0.11	0.05	0.04	0.04	0.02	0.01	0.01	0.03	0.04	0.05	0.13	共栄 渡部宅前
0.11	0.11	0.06	0.03	0.02	0.02	0.02	0.00	0.03	0.05	0.07	0.14	上厚真 公営住宅横
0.06	0.10	0.04	0.03	0.03	0.02	0.01	0.01	0.04	0.04	0.04	0.12	共和 旧楠木宅入口
0.13	0.12	0.09	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01	0.05	0.03	0.08	0.11	浜厚真 旧吉本宅前
0.12	0.12	0.07	0.04	0.04	0.03	0.01	0.01	0.02	0.04	0.06	0.13	厚和 蛯子宅前
0.09	0.09	0.04	0.02	0.04	0.03	0.01	0.00	0.01	0.02	0.05	0.09	鯉沼 生活館横
0.10	0.10	0.06	0.03	0.03	0.03	0.00	0.00	0.02	欠測	欠測	0.09	軽舞 東川宅上手

いおう酸化物二酸化鉛法による調査
単位＝日量１平方メートル当りミリグラム
測定機関＝北海道苫小牧公害防止センター
昭和55年４月から名称北海道苫小牧地方環境監視センター

二酸化鉛法
タテ・ヨコ10㎝の布を素焼きの円筒に巻き付け、二酸化鉛を塗って、１か月間空気中に放置し、吸着したイオウ酸化物を調査します。

硫黄酸化物汚染度の判定基準

汚染度	日量平方㎞当り	評価
汚染度１度	0.5以上1.0未満	軽微な汚染
〃　2	1.0 〃 2.0 〃	普通度の〃
〃　3	2.0 〃 3.0 〃	中等度の〃
〃　4	3.0 〃 4.0 〃	やや高度の〃
〃　5	4.0 〃	高度の〃

（川崎市立衛生試験所寺部本次所長作成）

二酸化いおう（溶液導電率法）測定

昭和50年												年月 / 項目	測定局
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
−	−	−	0.04	0.04	0.06	0.04	0.03	0.03	0.04	0.05	0.04	1時間の最大値	厚真
−	−	−	0.017	0.015	0.023	0.020	0.021	0.018	0.015	0.020	0.019	1日平均値の最大値	
−	−	−	0.013	0.012	0.013	0.014	0.018	0.013	0.011	0.013	0.013	月平均値	
0.07	0.07	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	1時間の最大値	上厚真
0.026	0.026	0.013	0.010	0.009	0.010	0.005	0.004	0.005	0.010	0.013	0.013	1日平均値の最大値	
0.014	0.013	0.009	0.007	0.004	0.003	0.001	0.001	0.002	0.006	0.009	0.010	月平均値	
昭和60年												年月 / 項目	測定局
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.023	0.024	0.021	0.013	0.009	0.011	0.011	0.011	0.009	0.008	0.020	0.019	1時間の最大値	厚真
0.011	0.006	0.007	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.006	1日平均値の最大値	
0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	月平均値	
0.046	0.035	0.022	0.012	0.011	0.012	0.013	0.011	0.018	0.011	0.028	0.032	1時間の最大値	上厚真
0.019	0.008	0.010	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003	0.005	0.005	0.009	0.011	1日平均値の最大値	
0.006	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.005	月平均値	
平成7年												年月 / 項目	測定局
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.020	0.013	0.015	0.012	0.012	0.015	0.010	0.010	0.018	0.007	0.010	0.014	1時間の最大値	厚真
0.005	0.006	0.006	0.004	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.004	0.004	1日平均値の最大値	
0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	月平均値	
0.027	0.015	0.021	0.018	0.012	0.017	0.011	0.029	0.019	0.010	0.018	0.013	1時間の最大値	上厚真
0.009	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	1日平均値の最大値	
0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.004	月平均値	

二酸化いおう溶液導電率法による自動測定
単位＝ppm（ピ・ピ・エム）　測定機関＝北海道苫小牧地方環境監視センター
環境上の条件＝１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。

一酸化窒素（ザルツマン試薬を用いる吸光光度法）測定

昭和50年												年月 / 項目	測定所
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
—	—	—	0.03	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.04	0.08	0.13	1時間の最大値	厚真
—	—	—	0.005	0.005	0.000	0.000	0.003	0.004	0.008	0.014	0.014	1日平均値の最大値	
—	—	—	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.002	0.004	0.005	月平均値	

昭和60年												年月 / 項目	測定所
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.036	0.032	0.009	0.008	0.008	0.009	0.010	0.005	0.014	0.006	0.010	0.049	1時間の最大値	厚真
0.006	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.007	1日平均値の最大値	
0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	月平均値	
0.037	0.010	0.007	0.004	0.012	0.012	0.009	0.004	0.011	0.010	0.012	0.024	1時間の最大値	上厚真
0.005	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.003	0.002	0.003	0.004	1日平均値の最大値	
0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	月平均値	
平成7年												年月 / 項目	測定所
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.019	0.015	0.011	0.006	0.005	0.008	0.005	0.004	0.005	0.004	0.010	0.021	1時間の最大値	厚真
0.004	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.005	1日平均値の最大値	
0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	月平均値	
0.066	0.051	0.017	0.007	0.006	0.007	0.010	0.018	0.022	0.019	0.029	0.063	1時間の最大値	上厚真
0.010	0.007	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.006	0.013	1日平均値の最大値	
0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.004	月平均値	

一酸化窒素　ザルツマン試薬を用いる吸光光度法による自動測定
単　位＝ppm（ピ・ピ・エム）
測定機関＝北海道苫小牧地方環境監視センター

二酸化窒素（ザルツマン試薬を用いる吸光光度法）測定

昭和50年												年月 / 項目	測定所
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
—	—	—	0.04	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.03	0.02	0.03	1時間の最大値	厚真
—	—	—	0.009	0.007	0.003	0.006	0.007	0.003	0.009	0.008	0.018	1日平均値の最大値	
—	—	—	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.003	0.007	月平均値	

昭和60年												年月 / 項目	測定所
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.032	0.041	0.018	0.019	0.016	0.028	0.015	0.015	0.015	0.017	0.032	0.043	1時間の最大値	厚真
0.014	0.009	0.006	0.006	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.013	0.012	1日平均値の最大値	
0.005	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.005	0.007	月平均値	
0.036	0.023	0.025	0.016	0.017	0.015	0.016	0.015	0.015	0.025	0.026	0.041	1時間の最大値	上厚真
0.018	0.008	0.007	0.005	0.004	0.003	0.005	0.004	0.005	0.009	0.011	0.014	1日平均値の最大値	
0.006	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.003	0.002	0.002	0.003	0.005	0.007	月平均値	
平成7年												年月 / 項目	測定所
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.039	0.035	0.019	0.020	0.016	0.021	0.013	0.016	0.013	0.017	0.022	0.037	1時間の最大値	厚真
0.009	0.010	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.005	0.006	0.011	1日平均値の最大値	
0.005	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.006	月平均値	
0.047	0.058	0.031	0.024	0.017	0.025	0.022	0.015	0.018	0.023	0.034	0.045	1時間の最大値	上厚真
0.016	0.013	0.009	0.006	0.006	0.005	0.004	0.006	0.005	0.008	0.010	0.018	1日平均値の最大値	
0.006	0.008	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.009	月平均値	

二酸化窒素　ザルツマン試薬を用いる吸光光度法による自動測定
単　位＝ppm（ピ・ピ・エム）
測定機関＝北海道苫小牧地方環境監視センター
環境上の条件＝１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmでのゾーン内又はそれ以下であること。

浮遊粒子状物質（β線吸収法）測定

昭和60年												年月 / 項目	観測局
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.080	0.050	0.040	0.060	0.120	0.070	0.129	0.121	0.074	0.091	0.094	0.123	1時間の最大値(mg／m³)	厚
0.030	0.027	0.028	0.031	0.036	0.024	0.047	0.037	0.017	0.032	0.030	0.028	1日平均値の最大値(mg／m³)	
0.015	0.015	0.017	0.016	0.016	0.013	0.019	0.019	0.011	0.011	0.014	0.018	月平均値(mg／m³)	真
0.080	0.040	0.050	0.060	0.100	0.040	0.074	0.056	0.031	0.061	0.132	0.038	1時間の最大値(〃)	上
0.027	0.026	0.027	0.029	0.039	0.022	0.042	0.031	0.014	0.025	0.024	0.024	1日平均値の最大値(〃)	厚
0.016	0.014	0.017	0.018	0.016	0.012	0.017	0.016	0.009	0.009	0.013	0.014	月平均値(〃)	真
平成7年												年月 / 項目	観測局
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
0.072	0.149	0.102	0.063	0.062	0.058	0.073	0.065	0.056	0.057	0.088	0.050	1時間の最大値(mg／m³)	厚
0.025	0.021	0.029	0.026	0.023	0.016	0.030	0.023	0.014	0.020	0.028	0.015	1日平均値の最大値(mg／m³)	
0.009	0.011	0.012	0.012	0.011	0.009	0.014	0.011	0.009	0.010	0.009	0.008	月平均値(mg／m³)	真
0.041	0.199	0.072	0.063	0.101	0.037	0.067	0.057	0.040	0.051	0.063	0.086	1時間の最大値(〃)	上
0.019	0.021	0.031	0.027	0.024	0.016	0.041	0.023	0.020	0.030	0.033	0.021	1日平均値の最大値(〃)	厚
0.010	0.011	0.014	0.014	0.013	0.009	0.018	0.012	0.012	0.013	0.011	0.010	月平均値(〃)	真

浮遊粒子状物β線吸収法によ自動測定
単　位＝１立方メートル当りミリグラム
測定機関＝北海道苫小牧地方環境監視センター
環境上の条件＝１時間値の１日平均値が0.10mg／m³以下であり、かつ、１時間値が0.20mg／m³以下であること。
測定方法＝ろ過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはβ線吸収法

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

第二節　厚真町域河川の水質

厚真川は夕張山脈に源を発し、町域のみの流水を集め、また、入鹿別川は鵡川町界を流れてそれぞれ太平洋に注ぐ。河川水の水調査は農業用水、水道水の原水として流量調査が進められたことがあったが、環境基準による水質基本調査を実施するのは初めてである。

公共用水域水質測定結果

厚真新橋	浜　厚　真　橋			測定場所
昭和61年	昭　和　61　年			調査年月日
5月19日	11月6日	9月26日	6月9日	項目
無臭	無臭	無臭	無臭	臭　気
7.0	7.2	7.1	7.0	PH(水素イオン濃度)
11	11	9.3	9.3	DO(溶存酸素量)
1.3	1.1	1.2	0.9	BOD (生物化学的酸素要求量)
3.5	4.5	5.5	4.0	COD (化学的酸素要求量)
36	29	10	5	SS(浮遊物質量)
7.0 E+2	1.7 E+3	2.8 E+3	1.7 E+3	大腸菌群数
−	<0.005	<0.005	−	カドミウム
−	<0.05	<0.05	−	鉛
−	<0.02	<0.02	−	ヒ　素
−	<0.0005	<0.0005	−	総水銀
入鹿別橋	豊川橋			測定場所
昭和61年	昭和61年			調査年月日
5月19日	11月6日	7月7日	5月19日	項目
無臭	無臭	無臭	無臭	臭　気
6.8	7.2	6.7	7.0	PH(水素イオン濃度)
9.9	12	7.5	10	DO(溶存酸素量)
1.2	1.4	0.9	2.2	BOD (生物化学的酸素要求量)
6.1	4.6	3.8	3.7	COD (化学的酸素要求量)
35	25	1	13	SS(浮遊物質量)
1.1 E+3	1.7 E+3	6.8 E+1	1.7 E+2	大腸菌群数
−	−	−	−	カドミウム
−	−	−	−	鉛
−	−	−	−	ヒ　素
−	−	−	−	総水銀

注　＜　＝これより小さいもの
　　E＋1＝10倍を表す
　　E＋2＝100倍を表す
　　E＋3＝1000倍を表す

厚真新橋			臨港大橋			厚真新橋	
平成7年			平成7年			昭和61年	
11月22日	9月13日	5月11日	11月22日	9月13日	5月11日	11月6日	9月26日
無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
7.4	7.5	7.1	7.3	7.3	7.4	7.3	7.2
12	10	10	12	8.3	9.8	12	10
0.8	0.9	0.5	0.6	0.9	0.5	0.8	1.1
2.7	3.4	2.4	3.0	4.9	3.1	3.8	5.0
17	10	4	16	7	18	29	5
1.7 E+2	4.6 E+2	2.3 E+2	1.1 E+4	7.9 E+2	2.1 E+3	4.9 E+2	3.5 E+3
−	−	−	<0.001	<0.001	0.001	−	−
−	−	−	<0.005	<0.005	0.007	−	−
−	−	−	<0.005	<0.005	0.005	−	−
−	−	−	−	<0.0005	0.005	−	−
入鹿別橋			豊川橋			入鹿別橋	
平成7年			平成7年			昭和61年	
11月22日	9月13日	5月11日	11月22日	9月13日	5月11日	11月6日	9月26日
無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
7.1	7.0	7.3	7.4	7.3	7.5	7.0	7.0
11	9.2	7.9	12	10	9.3	11	8.8
1.1	1.0	0.5	1.0	0.9	0.5	1.0	1.7
5.8	6.8	5.5	3.2	3.5	2.8	6.4	8.0
4	9	8	16	6	7	1	1
−	2.4 E+3	1.1 E+3	1.1 E+3	7.9 E+2	2.3 E+2	1.7 E+3	3.5 E+3
−	−	−	−	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−
−	−	−	−	−	−	−	−

注　水質測定は、年間五日ないし六日間実施しているが、表には三日間のみ登載する。

人の健康の保護に関する環境基準

基準値（年間平均値）　ガドミウム　一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、鉛　一リットルにつき〇・〇一以下、ヒ素　一リットルにつき〇・〇一以下、総水銀　一リットルにつき　〇・〇〇〇五ミリグラム以下、（以下の基準値省略）

生活環境の保全に関する環境基準　（厚真川Ａ類型）

河川　Ａ類型基準値（日平均値）　ＰＨ（水素イオン濃度）　六・五以上八・五以下、ＤＯ（溶存酸素量）一リットルにつき七・五ミリグラム以下、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）　一リットルにつき二ミリグラム以下、ＳＳ（浮遊物質量）一リットルにつき二五ミリグラム以下、大腸菌群数一〇〇ミリリットルにつき一、〇〇〇最確数以下

第三節　北電独自の大気調査

五十三年七月から北海道電力株式会社苫東厚真火力発電所が五十五年十月運転開始を目途としている火力発電所の環境変化の状況を調査するため、大気汚染自動測定器を町内五カ所に設置して測定を行った。五十三年七月から五十四年六月までの測定結果は、次表のとおりである。

大気汚染自動測定装置による測定結果

昭和54年 6月	測定場所	二酸化いおう（単位ppm）	浮遊粒子状物質（単位mg／㎥）	二酸化窒素（単位ppm）	一酸化窒素（単位ppm）
0.002	富里	0.021	0.019	0.001	0.001
0.001	幌里	0.020	0.018	0.001	0
0.002	宇隆	0.018	0.018	0.001	0
0.002	上野	0.019	0.018	0.002	0.001
0.002	軽舞	0.018	0	0	0

昭　和　53　年				昭　和　54　年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
0	0	0.001	0.001	0.004	0.009	0.005	0.005	0.002
0.004	0.002	0.003	0.005	0.010	0.010	0.003	0.002	0.001
0	0.001	0.001	0.001	0.002	0.006	0.007	0.004	0.001
0.003	0.005	0.008	0.003	0.004	0.006	0.003	0.004	0.001
0	0	0.001	0.001	0.002	0.003	0.001	0.001	0.001
0.017	0.022	0.017	0.017	0.018	0.017	0.019	0.018	0.021
0.015	0.024	0.021	0.018	0.019	0.020	0.018	0.021	0.022
0.015	0.026	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016	0.018	0.020
0.017	0.022	0.019	0.019	0.019	0.020	0.018	0.021	0.021
0.013	0.019	0.021	0.020	0.018	0.018	0.017	0.057	0.018
0	0.001	0.001	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.001
0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
0.002	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005	0.001	0.001	0.002
0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0	0	0.001
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0.001	0	0	0	0	0
0	0.001	0	0	0.001	0.001	0	0	0
0	0	0.002	0.001	0.001	0.001	0	0.001	0.001
0	0	0	0	0	0	0	0	0

昭和53年	
7月	8月
0.001	0
0.001	0.001
0.002	0
0.001	0.005
0.002	0.001
0.028	0.018
0.027	0.019
0.024	0.019
0.028	0.025
0.021	0.017
0	0
0.001	0.001
0	0.001
0.001	0.002
0.001	0.001
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0

第四節　騒音及び振動規制

規制地域は、五十三年三月に指定されその後一部地域の指定変更がされている。規制区域は第一種区域から第四種区域に分かれ、都市計画法に基づく市街化区域において指定されている。

第一種区域　新町の一部、字宇隆の一部、字豊沢の一部
第二種区域　字朝日の一部、字本郷の一部、本町の一部、表町の一部、京町の一部、錦町の一部
第三種区域　字本郷の一部、本町の一部、表町の一部、京町の一部、錦町の一部、字上厚真の一部、字共和の一部
第四種区域　字豊沢の一部、字共和の一部

騒音測定　自動車騒音測定

時間／年度	測定場所
昭和55	道道千歳鵡川線 胆振東部消防組合前 （第二種区域）
昭和60	
平成2	

環境基準

朝	50	ホーン
昼間	55	〃
夕	50	〃
夜間	45	〃

夜間 22時 ～6時	夕 19時 ～22時	昼間 8時 ～19時	朝 6時 ～8時
ホーン 44	ホーン 58	ホーン 40	ホーン 35
40	47	55	49
42	51	61	54

規制地域は、五十五年三月に、第一種区域と第二種区域に分かれ、おおむね都市計画法に基づく市街化区域内において指定されている。

第一種区域　字朝日の一部、字本郷の一部、本町の一部、表町の一部、京町の一部、錦町の一部、字宇隆の一部、字豊沢の一部

第二種区域　字本郷の一部、本町の一部、表町の一部、京町の一部、字上厚真の一部

第五節　公害関係法令等による届出施設

大気汚染防止・水質汚濁防止・騒音規制・振動規制各法による届出施設数

各法律に基づくもの。

○　法律・条例による届出事業所等の数字は、年度末現在

区分 / 年度	大気汚染防止法に基づく届出施設 ばい煙発生施設	大気汚染防止法に基づく届出施設 粉じん発生施設	水質汚濁防止法に基づく届出事業場 日平均排出量五〇立方メートル以上	水質汚濁防止法に基づく届出事業場 日平均排水量五〇立方メートル未満	騒音規制法に基づく届出施設	振動規制法に基づく届出施設
昭和62年度	一七	九九	三	七	一〇	四
平成2〃	一五	一〇六	二	八	一〇	四
〃5〃	二三	一〇六	三	九	一〇	四
〃7〃	二八	一〇八	三	九	一〇	四
〃8〃	二九	一〇九	三	九	一七	一一

北海道公害防止条例に基づくもの

区分 / 年度	粉じん発生施設	騒音発生施設	振動発生施設	計
昭和62年度	六六	一二五	六三	二五四
平成2〃	八〇	一四四	七一	二九五
〃5〃	八二	一四七	七一	三〇〇
〃7〃	八二	一四七	七一	三〇〇
〃8〃	八二	一四八	七二	三〇二

騒音・振動の発生源となる工場・事業所・建設作業所は少なく、一時的な事象で起きている場合もあるが皆無に等しい。自動車による騒音・振動は無とはいえない状況もある。

第五章　環境衛生活動

第一節　ゴミ分別収集

東胆振三町（厚真・早来・追分）広域行政事務組合では、家庭から出る生ゴミを有効に活用するためコンポスト（高速たい肥化処理施設）を建設し、昭和五十九年四月一日から運転を開始した。（厚真町史八九四ページ参照）

分別収集は、操業開始前の五十八年十月一日から三種分別、青い袋は燃えないゴミ、「ガラス・ビン類・茶わん・ポリ容器・缶類・金属くず・包装ビニール・発泡スチロール（発泡スチロールは燃えるが、熱量が高いため炉を傷めるので、燃えないゴミ）」赤い袋は燃えるゴミ「紙きれ類・古新聞・古雑誌・ダンボール・衣類・皮類・ゴム類・棒切れ・板切れ」黄色い袋は生ゴミ「調理くず・果物くず・残飯・野菜くず」と指定し分別収集であったが、平成七年六月から二種分別、燃えるゴミ（生ゴミを含む）と燃えないゴミの分別収集になっている。

八年十一月から、ごみ焼却施設から発生されるダイオキシンの排出濃度が問題となり（厚生省通達基準　八〇ナノグラム、本施設の排出量一二〇ナノグラム）、同年十二月、五㌧以上のごみ焼却能力を持つ施設にあっては、ダイオキシン排出抑制対策が必要となり、三町で協議、改善策として①　焼却炉再燃焼バーナー　②　排ガスかくはん用ファン　③　排ガス測定装置を改修工事費四二、〇〇〇千円で取り付け、環境保全に努めている。

㈠　ゴミステーションボックスの設置

ゴミ収集個所に置いてある生ゴミを野犬、野猫、カラス、キツネなどが餌を求め、ゴミ袋の中味を食い散らすため周囲の環境美化衛生面保護用ゴミ収集区域の自治会に鉄網製のゴミボックスを五十九年度から町が補助している。

(二)　東胆振三町広域行政事務組合事業状況

〃 63 〃	〃 62 〃	〃 61 〃	〃 60 〃	〃 59 〃	昭和58年度	年度／区分		
38,076	36,618	46,009	29,589	28,873	千円 33,382	厚真町	負担金	歳入決算額
37,446	35,263	43,910	67,425	29,379	千円 32,938	早来町		
33,976	33,036	41,344	27,131	27,823	千円 22,364	追分町		
109,498	104,917	131,263	124,145	86,075	千円 88,684	計		
		65,500	121,535		—	国庫補助金		
		—	10,000		—	道補助金		
		28,724	257,700		—	地方債		
3,306	7,547	3,638	1,931	2,862	千円 244	繰越金		
8,114	7,683	6,589	6,047	5,913	千円 4,047	諸収入		
614	816	969	759	13,811	千円 143,207	手数料		
—	—	—	—	37,400	千円 107,000	財産収入		
121,532	120,963	236,683	522,117	146,061	千円 343,182	歳入合計		
86	180	135	164	255	千円 259	議会費		歳出決算額
17,098	17,466	18,245	15,978	19,145	千円 12,866	総務費		
36,903	37,003	156,913	465,607	90,994	千円 35,971	衛生費		
27,102	27,366	27,771	24,734	25,931	千円 290,403	農林水産業費		
37,902	35,642	26,072	11,997	7,805	千円 821	公債費		
119,091	117,657	229,136	518,480	144,130	千円 340,320	歳出合計		
797	864	871	—	—	t —	厚真町のゴミ処理実績数量		
31	30	31			%	厚真町の占める割合		

〃 7 〃	〃 6 〃	〃 5 〃	〃 4 〃	〃 3 〃	〃 2 〃	平成元年度
57,499	54,449	60,468	63,156	48,891	48,547	45,033
58,895	55,520	62,195	61,818	48,897	47,903	46,111
50,719	47,243	52,284	53,459	42,165	42,395	41,106
167,113	157,212	174,947	178,433	139,953	138,845	132,250
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	
94	253	210	141	2,692	1,846	2,441
7,398	7,200	7,047	7,123	7,266	10,160	9,059
626	832	963	921	944	907	826
2,994	2,633	4,076	2,812	5,439	95	—
178,225	168,130	187,243	189,430	156,294	151,853	144,576
270	103	178	223	293	289	102
33,892	19,316	21,417	22,790	21,039	20,493	20,272
87,797	58,992	67,426	77,878	52,447	45,272	39,716
—	28,956	38,190	30,441	23,877	26,502	29,921
54,547	56,169	56,279	56,388	56,497	56,605	52,720
176,506	163,536	183,490	187,720	154,153	149,161	142,731
1,304	1,221	1,288	1,076	1,091	1,044	1,042
30	30	31	29	30	30	31

注　歳入負担は、議会費並びに監査費については三町の均等割となっている。
　ゴミ収集並びに処理に関する経費及びその他の経費は、人口割・均等割・ゴミ処理実績割等を基礎として組合議会の議決によるとなっている。

㈢　ゴミ減量マニュアル作成

社会問題となっているゴミ問題に対応しようと町では、平成四年七月「ゴミ減量リサイクルマニュアル」を作成して自治会に配布、空き缶つぶしの用具も購入して貸し出すなど町ぐるみのリサイクル運動を呼びかけている。

生活に伴って出るゴミの中には、再利用することができる缶などの金属類、ガラス類、古紙類といったものが含まれている。これらを再利用することによってゴミとして処分しなければならないものを大幅に減らすことができ、また、エネルギーの節約になる。

例えば、ガラス瓶一本のリサイクルでは、一〇〇㍗の電球を四時間点灯させるエネルギーが節約できるほか、木材から紙を作る場合に比べて、古紙を再生利用すれば、電力や重油のエネルギーの量を三分の一から五分の一に抑えることもできる。実際には、年間一千万㌧の古紙を再利用することでドラム缶約一千万本分の重油を節約することになる。さらには、家庭で読み終わった新聞紙一年分で立木一・五本分が伐採されずにすみ、大切な森林資源の保護にもなる。

今まで、何気なく燃やしたり、捨てていたゴミも大切な資源として見直してみる必要があるようです。

㈣　リサイクル運動

平成四年十一月役場庁舎近くにリサイクルセンター（空き缶・古紙類などの保管庫）が完成し、自治会などが回収した資源を受け入れ、空き缶をつぶし、アルミ缶とスチール缶を分別する機械も導入されている。

当初、リサイクル運動の取り組みを決めたのは、幌内、高丘、吉野、新町の四自治会であったが、その後富里、東和、宇隆、幌里、本郷団地、豊沢、豊川、軽舞、豊丘、共栄、共和、鯉沼、幌里開拓各自治会で実施され、現在一七自治会でリサイクル運動が行われ、自治会内には町が一時集積所「緑のボックス」（建物面積六・六平方㍍）を設置

している。資源は緑のボックスからリサイクルセンターに搬入され、一定量に達すると換金されこのお金は自治会等の資源収集実績量によって還元される。

多くの天然資源に依存しつつ、化学技術の進歩とともに大量生産、大量消費の社会を築き、豊かな生活を享受し続けてきたが、今、かけがいのない地球を環境悪化から守り、限りある資源を次世代に引き継いでいくことが使命であり、そのためには、一人ひとりが今一度身の回りを見つめ直し、協力し合いながらクリーンな環境づくりを目指して、できることから実行していくことが大切なことではないでしょうか。

(五)　道路・海岸線の清掃奉仕

町内主要道路、公園は雪解けとともに空き缶などの汚れ、さらに夏に向けての浜厚真海岸を楽しい場所とするため、空き缶、ビニール袋などのゴミ拾い清掃活動が多くのボランティアによって行われている。

主な清掃地域は、厚真市街地を中心とする道道千歳鵡川線・同平取厚真線・同厚真浜厚真停車場線・同上幌内早来停車場線のほかボランティア団体の所属する地域内の道路、公園、広場、さらに、浜厚真砂浜海岸

ボランティア団体名（順不同）

北海道サーフィン連盟　・　老人クラブ福寿会　・　同　寿楽会　・　同　豊松会　・　同　高砂会　・　幌内老人クラブ　・　鹿沼　同　・　豊沢　同　・　共栄　同　・　宇隆老人会　・　富里子ども会　・　道立厚真高等学校生徒　・　鹿沼小学校児童　・　ライオンズクラブ　・　婦人会　・　役場職員　・　厚真食品衛生協議会　・　厚真建設協会

第二節　し尿等の処理

(一)　胆振東部日高西部衛生組合

胆振東部五町（鵡川町・厚真町・穂別町・早来町・追分町）と日高西部三町（日高町・平取町・門別町）の八町で構成する胆振東部日高西部衛生組合（厚真町史八九四ページ参照）の現在のし尿処理施設の概要は次のとおりである。

○　所在地　　鵡川町晴海町九四番地
○　施設名称　　日胆衛生センター
○　敷地面積　　二〇、二七四平方メートル
○　処理能力　　一日　七〇キロリットル
○　処理対象人口　　五〇、七四〇人
○　処理方法　　好気性酸化処理方式　　前処理　　一次処理（無稀釈曝気）　　二次処理（稀釈曝気）
三次処理（凝集沈殿等）
○　予備貯留槽

この施設の特長は、悪臭を抑制するため最新の技術を導入し、第三次処理施設を装備したものでＢＯＤが一〇ppm以下という低公害施設を採用している。また、二次公害防止のため悪臭の発生源である各機器、各槽、各室から強制誘導し、アルカリ洗浄または燃焼し、汚泥は高温で焼却しているが、汚泥が有機質肥料として使用できることから農家が引き取り農地に還元している。

さらに、冬期間に収集量が大きく変動することから、年間を通じて安定的な処理を行いもって処理能力を最大限に駆使させるとともに、事故、停電、機器類の故障などに迅速に対応するため、昭和五十九年三月予備貯留槽を設置している。

〃 63 〃	〃 62 〃	〃 61 〃	〃 60 〃	〃 59 〃	昭和58年度	年度／区分		
31,145	32,299	31,552	27,828	29,475	25,693千円	厚真町	負担金	歳入決算額
26,959	25,811	22,802	21,519	22,652	19,311	早来町		
23,045	23,769	22,037	19,939	21,282	20,054	追分町		
46,593	46,490	45,433	69,251	71,978	59,154	鵡川町		
26,501	25,391	25,818	20,908	20,308	21,166	穂別町		
18,361	18,034	16,983	15,818	14,114	15,666	日高町		
36,772	32,379	28,538	24,982	24,437	25,018	平取町		
61,782	62,255	62,495	55,212	57,097	53,175	門別町		
271,158	266,428	255,658	255,457	261,343	239,237	計		
—	—	—	—	—	10.000	道支出金		
—	—	—	8,600	—	243,700	地方債		
104,254	106,428	106,354	7,057	6,037	5,914	手数料		
1,113	902	872	1,040	605	747	財産収入		
2,079	3,630	1,250	3,598	5,166	11,818	繰越金		
702	761	588	1,004	1,614	1,271	諸収入		
—	—	—	—	—	5,293	繰入金		
379,306	378,149	364,722	276,756	274,765	517,980	歳入合計		
2,560	724	646	527	2,389	1,013	議会費		歳出決算額
126,634	123,176	106,403	109,175	103,603	357,328	総務費		
82,799	82,314	191,547	107,433	107,395	106,850	衛生費		
64,809	70,115	56,907	56,365	53,544	41,330	公債費		
781	543	589	506	236	293	諸支出金		
94,116	97,098	—	—	—	—	給与費		
371,699	373,970	356,092	274,006	267,167	506,814	歳出合計		
3,040 11.4	3,082 11.6	3,123 11.9	2,916 12.0	2,980 12.5	2,840㎏ 12.1%	し尿収集実績数量 厚真町の占める割合		厚真町の実績
—	—	—	—	—	—	浄化槽汚泥数量 厚真町の占める割合		

〃 7　〃	〃 6　〃	〃 5　〃	〃 4　〃	〃 3　〃	〃 2　〃	平成 元　〃
29,651	31,930	34,861	34,928	33,269	30,447	28,681
29,819	30,627	32,078	32,718	33,143	29,633	25,880
21,623	22,216	24,262	23,373	24,244	23,223	21,029
42,515	43,074	47,126	48,403	49,623	46,136	42,420
25,109	26,886	27,611	27,387	29,262	27,130	23,742
18,064	19,165	19,875	19,831	20,397	18,822	16,625
35,183	34,357	38,087	34,851	34,632	34,338	32,008
57,640	61,624	69,860	65,958	67,596	57,374	56,307
259,604	269,879	293,760	287,449	292,166	267,103	246,692
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
162,393	163,078	158,000	130,545	126,489	116,461	114,798
738	1,140	1,424	1,773	3,633	2,418	1,339
1,606	1,135	1,058	1,906	567	2,562	3,607
573	531	916	1,315	2,028	1,290	866
5,369	12,610	—	1,610	—	3,633	—
430,283	448,373	455,158	424,598	424,883	393,467	367,302
935	3,939	806	3,062	2,642	2,216	1,378
18,694	19,521	200,173	154,432	146,329	167,086	131,848
256,300	274,612	91,051	120,437	128,699	84,909	88,991
31,901	31,897	31,896	31,897	31,897	31,896	38,193
462	671	1,108	1,525	1,836	2,161	1,110
119,248	114,427	127,789	111,087	109,474	104,032	100,520
427,540	445,067	452,823	422,440	420,877	392,300	362,040
2,882 11.40%	2,842 11.1	2,995 11.3	3,327 12.1	3,198 12.2	3,220 12.0	2,973 11.2
581 9.9%	855 15.3%	934kℓ —	—	—	—	—

注　歳入負担は、議会費並びに監査費については八町の均等割となっている。し尿収集並びに処理に関する経費及びその他の経費は、人口割・均等割・し尿処理実績割等を基礎として組合議会の議決によるとなっている。

(二)　簡易下水道

新町簡易下水道が、昭和五十五年四月一日供用開始されている。この施設は厚真町土地開発公社が設置したものであったが、管理運営は町が行なっている。(厚真町史九二五ページ)

簡易下水道利用戸数　八六戸(平成七年四月一日現在)

(三)　合併処理浄化槽

し尿は全家庭で貯溜式そして農地還元方式であったが、昭和四十七年から日胆衛生センターによるし尿の汲み取り一括処理施設での処理となってきた。

前述新町簡易下水道が布設されたことから市街地を形成する地区を中心に家庭雑排水、し尿処理を目的とする下水道が計画されたが、市街地内の道路改良工事などの事情と重なり延期となっている。

一方、広域的に処理できる下水道に替えて各家庭において家庭雑排水が処理できる合併浄化槽の設置が平成二年度から推進されている。

合併浄化槽設置の普及にあたって(パンフレットより)

(1)　公共用水域の水質保全

水は私たちの日常生活や産業活動に必要であり、使われる水の量も年々多くなり、その水が汚水となって排水されております。この汚水が処理されないまま水路や河川に放流されると汚濁が進行し、ついには水路等に悪臭が漂い、生活環境に悪い影響を及ぼすようになります。

これを防止するためには、これらの汚水を処理施設で処理をしてきれいな水にして水路や川に流さなければなりません。

このように、公共用水域の水質を守り、良好な生活環境を保つためには、し尿と生活雑排水を併せて処理することが必要です。

(2)　合併処理浄化槽の設置

浄化槽の種類

○　単独処理浄化槽　→　し尿（水洗便所汚水）のみ処理

○　合併処理浄化槽　→　し尿と生活雑排水（台所・風呂・洗濯等の排水）を併せて処理

浄化槽は大規模なものから各家庭に設置する小型なものまでいろいろあり、また、処理方法も様々なものがあります。合併処理浄化槽は生活環境を守る有効な手段であり、また、下水道に代る恒久的な施設でもあります。

小型合併処理浄化槽の処理方式には、嫌気性処理と沈殿分離方式の二通りがあり価格や維持管理費についても、製造会社により多少の差があります。

(3)　設置時の補助金

町では国の施策に基づいて公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため、今年度（平成二年度）より〝合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱〟を制定し、合併処理浄化槽の普及を図るようにいたしました。

補助基準

浄化槽の規格	建物の延面積	町の補助金
五人槽	一〇〇平方メートル以下すべて（約三〇坪）	五五〇、〇〇〇円
六〃	一〇〇〃をこえ一三〇平方メートル以下（約三九坪）	六〇〇、〇〇〇
七〃	一三〇〃一六〇〃以下（約四八坪）	六五〇、〇〇〇
八〃	一六〇〃一九〇〃以下（約五七坪）	七〇〇、〇〇〇
九〃	一九〇〃二二〇〃以下（約六六坪）	七七〇、〇〇〇
一〇〃	二二〇〃をこえるもの（約六六坪）	八五〇、〇〇〇

一一人槽以上の補助金額は省略する。

町の補助金は定額です。このほかに個人負担がかかります。

設置後、保全点検、清掃等の維持管理費がかかります。町ではこの維持管理費について三年間（平成四年度から五年間）、三分の一を補助します。

浄化槽の規格は、実際の居住人員で決まるのではなく、法律で定められた右記の建物の延面積により決まります。

(5)　設置費に対する貸付金

合併処理浄化槽の普及と設置者に対する設置費の一時負担の軽減を図るため、平成二年六月一日より〝生活環境整備促進資金貸付要綱〟を制定し、六〇〇千円を限度として、貸付利率は無利子、償還期限は貸付の日から起算して六年以内、原則として無担保、保証人一人、その他の貸付条件は取扱い金融機関の定めによることになります。

合併処理浄化槽設置実績

区分＼年度	設置基数	補助金					計	財源内訳			
		設置補助金	維持管理補助金	貸付件数	利子補給額	汚泥処理補助金	その他事務費		国庫支出金	道支出金	地域振興基金繰入金	一般財源
	基	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成2年度	二六	一九、四二〇	六一八	一	二五		一	二〇、〇六三	五、八〇八	四、二五七		九、九九八
〃3〃	三八	二七、四九〇	一、五〇八	七	一一三		一七四	二九、二八五	七、六九六	七、〇六六		一四、五二三
〃4〃	四五	二九、二一〇	二、一五七	一二	三一六		一五〇	三一、八三三	八、一一七	六、五〇〇		一七、二一六
〃5〃	三三	二一、〇九〇	三、〇〇八	（三三）（一一）	五三八		一五〇	二四、七八六	五、七五一	五、〇〇〇	一三、〇四七	九八八
〃6〃	四五	三二、九〇〇	三、七八五	（四四）（一二）	六九五	八九四	一六二	三八、四三六	九、三五一	七、七〇〇	二一、三八五	—
〃7〃	四六	三二、一三〇	四、一六二	（五四）（一〇）	七七九		六一	三七、一三二	九、二一五	八、二〇〇	一九、七〇〇	一七

計	二三三										

表中（　）は新規貸付件数で内数

合併処理浄化槽は、八年三月三十一日現在で二三三基の設置であり、全町内に広く設置されて来ている。

第三節　墓地・火葬場

(一)　廃止墓地

永く使用し祖先がねむる墓所を苫小牧東部大規模工業基地等の土地利用計画により移転を余儀なくされることは、忍ないことであったが、使用者の理解と同意のもとに次の墓地の改葬が行われた。

廃止墓地名

墓地名	字名改正による新墓地名	所在地	墓地使用条例廃止年月日・理由
牛志別	共栄共同墓地	厚真町字共栄二番地	条例昭和四十七年七月十七日廃止 苫小牧東部大規模工業基地内に所在するため。
		〃　三　〃	
		〃　四　〃	
宇久留	宇隆共同墓地	厚真町新町二八番地	条例昭和五十一年三月十五日廃止 苫小牧東部大規模工業基地関連住宅団地内に所在するため。
浜厚真	浜厚真共同墓地	厚真町字浜厚真五〇番地	条例昭和六十一年十二月二十二日廃止 厚真川の河口切替えに伴い河川敷地内となるため。
		〃　五一　〃	

(二)　厚真葬苑

今までの火葬場は、建設後二七年が経過し設備の老朽化が進んだため、一新して新葬苑「厚真葬苑」を建築する。建築にあたっては公害防止並びに環境との調和に最大の配慮をして、豊かな緑の中近代的な建物を配し、故人の遺徳を偲ぶのにふさわしい尊厳と品位を有し時代の要請に即した施設として平成三年十二月二十日完成した、火葬炉の特長、火葬場の概要は、次のとおりである。

火葬炉の特長

○　強制排気方式により、全天候に使用でき、また、各機器、短煙突には消音装置を採用、建物の内外共に静かな環境になっている。

○　チルチング式低圧空気噴霧火葬炉専用バーナーの採用により、燃焼フレームの長短、噴射方向、空燃比が自在に調節でき、無煙無臭の確立と火葬時間の短縮が計られている。

○　火葬炉内はセラミックの採用により効率的な省エネルギー炉であり、また、遺体尊厳装置の採用によりご遺体の尊厳を保つ能率的な炉となっている。

施設の概要

○　所在地　　厚真町字美里一―四

○　事業費

平成二年度　火葬場建設設計等委託費合計　六、九六三千円

内訳　地質調査委託業務費　八〇四千円　用地測量委託業務費　四九四千円　設計委託業務費　五、五一一千円　水道管道路占用委託業務費　一五四千円

平成三年度　火葬場建設工事費等合計　二六〇、八六九千円

内訳　建　築　鉄筋コンクリート造一部二階建　建築面積　四七一・一三平方メートル　二〇八、〇〇〇千

円　火葬炉　大型火葬炉　二基　汚物焼却炉　一基　四三、八五八千円　取付道路　幅員七・五メートル　延長　三二・六メートル　一、八五四千円　植栽　七七三千円　旧火葬場解体工事　七七三千円　事務費・備品等　五、六一一千円

厚真葬苑使用料

○火　葬　満一五歳以上の者　一体　一万円
　満一五歳未満の者　一体　七千円
　死産者　一体　五千円
○焼　却　胞衣・産褥物・肢体　一体　三千円
○改　葬　埋葬した死体の火葬　一体　五千円
○その他の施設　告別室・待合ホール　一室につき三千円　ただし火葬・焼却の時に使用するときは無料とする。
（一日三時間以内）　休憩室（和室）　一室　三千円

第六章　国民健康保険事業

第一節　国民健康保険事業

(一)　国民健康保険事業昭和二十八年再開に向けて

国保再開の背景には、二十三年六月国民健康保険法の大改正があり、従来の組合営方式から市町村公営とすることが原則となり、地方税法の改正により国民健康保険税の賦課が認められ、さらに、二十七年五月には診療報酬の未払額解消のため「国保再建整備資金」の貸付制度、保険税の収納率の向上を図るため「国保奨励交付金」の交付制度が

創設され、二十八年には待望久しい医療給付費に対する二割の「国庫助成交付金」制度等逐年保険財政の向上が図られたことなどにより、二十八年頃より、国民健康保険事業の復活再開を望む世論が日増に強まり、村議会においても二十九年六月「国保再開準備特別委員会」を設置する。

二十九年度の村民全体の医療費負担は、実に一、四〇〇万円の巨費に上り、不幸にして病気に罹た家庭負担の多さを痛感させられる状況から村議会「国保再開準備特別委員会」において、保険財政の見直しなど慎重に検討を進め、また、前回の国保組合営の失敗を繰り返さないよう、道内先進一四町村の実態も視察、その後、部落懇談会も開催して町民に趣旨の浸透を図り、三十年八月十日国民健康保険事業を再開する。

再開当初の医療機関は、村と医療機関との間で協定を結び診療を受けることになっていた。これを当時「協定医」といい次の病院等であった。「協定外」の病院等で診療を受けた場合は診療費を全額払い領収書を持って来て「医療費払い」の請求により支払いを受ける制度であった。

協定先病院等

◎厚真村
保利医院　押味医院　堀川医院　左子医院　押野歯科医院
◎早来町
小熊医院
◎鵡川町
直江医院
◎苫小牧市
道立苫小牧療養所　市立病院　飛鋪産婦人科院

◎幌別町
　登別整形外科病院　国立登別病院
◎室蘭市
　市立病院
◎虻田町
　洞爺愛国病院
◎恵庭町
　沢田歯科医院
◎札幌市
　国立札幌病院　〃札幌療養所　〃第二療養所　市立札幌病院　道立病院診療所　〃社会事業協会病院　北大病院　済生会病院　札幌医大病院　北海道整肢学院道　健保北振病院　社保中央病院　道済生会札幌診療所
◎小樽市
　道社会事業協会病院　道済生会小樽診療所　道立小樽病院　毛利肛門病院
◎岩見沢市
　市立病院岩見沢市　鎌田外科病院
◎旭川市
　国立旭川病院
◎函館市
　国立函館病院　道立函館協会病院
◎七飯村
　国立七飯村第一療養所

◎八雲町
　国立八雲病院
◎弟子屈
　国立弟子屈療養所
◎帯広市
　国立帯広療養所　事業協会病院
◎稚内市
　国立稚内療養所
◎美幌町
　国立美幌療養所
◎名寄町
　国立名寄療養所
◎余市町
　道立余市社会事業協会病院
◎岩内町
　道立岩内協会病院
◎富良野町
　道立社会事業協会病院
（厚真村史六四五ページ、同町史九一一ページ参照）

(二)　国民健康保険事業状況

療養給付費は、昭和五十九年度から六十二年度まで若干の伸びが見られ、一人当りの療養給付費は昭和六十年度から一〇万円を越えるようになった。平成元年度から急激な医療費の伸びにより、四年度高医療市町村として指定を受けたが、国保会計は受益者負担である保険料の増額と一般会計からの繰り入れにより国民健康保険事業を維持している。

五年度の療養給付費は、過去最高の六億六千七百万円となったが、六年度の診療報酬の引き下げ、健康保険法の改正による入院時の食事代の一部自己負担、基準看護の導入による看護料の廃止により対前年度を下回る六億二千三百万円となっている。国保料の賦課限度額は昭和六十三年度四〇万円、平成五年度五〇万円、八年度五二万円、九年度五三万円である。

被保険者数は、昭和六十年度から一〇年で世帯数で一二八戸、被保険者数で一、一三八人減少している。

医療費等の給付の状況

区分 / 年度	入院			入院外			歯科			調剤	食事療養費	療養費	高額療養費	合計	出生育児一時金		葬祭費	
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額						件数	金額	件数	金額
	件	日	千円	件	日	千円	件	日	千円	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円	件	千円
昭和59年度	636	12,113	152,923	16,884	38,862	173,418	3,820	12,348	67,768	345		2,007	23,772	420,233	38	3,800	26	260
〃60〃	716	13,421	195,219	17,180	38,216	174,565	3,964	7,928	71,989	346		1,321	30,586	474,026	29	2,990	48	480
〃61〃	658	12,449	176,683	17,099	38,596	186,417	3,905	12,980	74,116	278		2,084	34,755	474,333	39	5,070	49	490
〃62〃	651	12,850	174,519	16,397	36,578	197,013	4,079	13,350	81,230	688		3,106	31,319	487,875	28	3,640	47	470
〃63〃	605	11,647	166,978	16,480	36,746	200,288	3,610	11,295	69,065	671		2,543	33,304	472,849	32	4,160	41	410
平成元〃	677	13,297	192,659	16,202	34,857	211,030	3,314	10,080	60,822	923		2,851	36,590	504,875	28	3,640	36	360
〃2〃	864	17,545	251,014	15,751	34,817	221,084	3,128	9,322	60,841	1,745		4,229	48,103	587,016	20	2,600	48	480
〃3〃	865	16,548	242,282	15,568	34,629	228,712	2,818	7,599	50,832	2,553		6,297	52,216	582,892	32	4,160	50	500
〃4〃	700	14,241	241,233	15,156	33,908	219,735	2,821	7,644	50,069	12,043		4,360	53,459	580,899	25	6,000	42	420
〃5〃	727	13,970	288,903	15,514	34,868	225,090	2,782	7,670	44,934	39,461		3,727	65,491	667,606	24	5,760	48	480
〃6〃	661	13,222	236,062	15,587	33,921	225,415	2,702	7,617	46,483	44,456	12,541	4,615	54,273	623,845	19	5,160	30	300
〃7〃	647	12,922	232,206	15,458	33,294	228,653	2,663	7,317	43,446	45,127	25,569	2,640	49,323	626,964	26	7,800	36	360

被保険者および保険料収納状況

区分 / 年度	被保険者		保険料収納状況	
	世帯数	被保険者数	現年度分	滞納繰越分
	世帯	人	%	%
昭和59年度	1,210	4,399	97.23	23.48
〃 60 〃	1,227	4,359	98.03	18.58
〃 61 〃	1,253	4,327	97.59	17.45
〃 62 〃	1,245	4,155	98.31	25.01
〃 63 〃	1,236	4,041	97.75	16.89
平成元 〃	1,216	3,875	98.46	14.58
〃 2 〃	1,166	3,695	98.48	17.16
〃 3 〃	1,135	3,501	98.76	16.20
〃 4 〃	1,106	3,364	98.38	13.01
〃 5 〃	1,107	3,279	98.07	11.37
〃 6 〃	1,099	3,221	98.36	11.50
〃 7 〃	1,102	3,156	98.25	8.29

国民健康保険料の推移

区分 / 年度	賦課額	保険料率				一世帯当り	一人当り
		所得割	資産割	一般被保険者均等割	世帯別平等割		
	千円	%	%	円	円	円	円
昭和59年度	161,557	7.35	39.10	9,100	17,200	133,518	36,726
〃 60 〃	179,275	4.77	36.40	9,400	17,200	146,108	41,128
〃 61 〃	220,678	6.47	44.87	11,725	20,879	176,170	51,000
〃 62 〃	223,396	6.03	45.24	11,897	20,788	179,435	53,766
〃 63 〃	226,542	7.19	45.49	12,436	21,417	183,286	56,061
平成元 〃	231,610	6.59	46.12	13,950	23,480	190,469	59,770
〃 2 〃	231,121	5.60	49.73	15,790	26,000	198,217	62,550
〃 3 〃	250,066	4.93	63.81	19,800	31,800	220,322	71,427
〃 4 〃	265,572	7.68	66.47	22,300	34,600	240,119	78,945
〃 5 〃	276,667	9.94	61.76	21,400	32,200	249,925	84,375
〃 6 〃	273,852	7.60	59.180	20,700	30,700	249,183	85,021
〃 7 〃	277,901	7.29	58.95	21,400	31,400	264,920	90,140

㈣　国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業に関する重要事項を審議するため、法に基づき国民健康保険運営協議会が設けられている。

委員の任期は二年、定数は六人で次のとおりである。

一　被保険者を代表する委員　二人　二　保険医又は薬剤師を代表する委員　二人　三　公益を代表する委員　二人

国民健康保険運営協議会委員

就任年月日	退任年月日	氏名	区分	就任年月日	退任年月日	氏名	区分
昭和58・1・10	現在	村田公聡	被保険者代表	〃62・6・27	現在	上田邦家	医師・薬剤師代表
〃58・5・14	平成3・5・13	高田義夫	被保険者代表	平成2・1・19	現在	木戸俊勝	公益代表
〃58・5・14	〃7・8・19	保利啓治	医師・薬剤師代表	〃3・5・14	平成5・5・13	西館與之助	被保険者代表
〃58・5・14	昭和62・6・26	五十嵐要	医師・薬剤師代表	〃5・5・14	現在	早坂艶子	被保険者代表
〃58・5・14	平成2・1・18	土屋由造	公益代表	〃5・5・14	現在	吉岡俊一	公益代表
〃58・5・14	〃5・5・13	中川信一	公益代表	〃7・9・1	現在	今野哲夫	医師・薬剤師代表

（58・1・10以前の委員は、厚真町史九一四ページ参照）

第九編　社会福祉

第一章　社会福祉

第一節　社会福祉

㈠　民生委員・児童委員

民生委員は、町に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、北海道に設置されている地方社会福祉審議会の意見を聞いて知事が推薦し、厚生大臣が委嘱する。民生委員推薦会が推薦する者は、町議会の議員の選挙権を有する者で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童福祉法の児童委員としても適当である者を推薦する。（厚真町史九二七ページ参照）

厚真町民生委員推薦会委員の定数は七人、任期三年とし、次の各号から町長が委嘱する。

㈠　町議会の議員　㈡　民生委員　㈢　社会福祉事業の実施に関係のある者　㈣　町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者　㈤　教育に関係のある者　㈥　関係行政機関の職員　㈦　学識経験のある者

民生委員の職務　常に調査を行い生活状態をつまびらかにし、その保護を要する者を適切に保護指導する。社会福祉事業施設と密接に連絡しその機能を助ける。社会福祉事業法に定める福祉行政機関に協力するなどである。

児童委員は、児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員にもなっている。

児童委員の職務　児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他の福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉事業法に規定する社会福祉主事の行う職務に協力するなどとなっている。

民生委員・児童委員　（六十年以前の委員は、厚真町史九二九㌻参照）

委員定数は、従来一八人であったが平成六年一月一日から一人増員となり、現在一九人となっている。

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
飛谷健次	昭40・12・1	平4・11・30	遠藤重男	昭46・12・1	平4・11・30	楠木せつ子	昭46・12・1	平元・11・30
佐藤勉	〃46・12・1	現職	松田和夫	〃46・12・1	現職	三上忠蔵	〃49・12・1	〃4・11・30
熊澤きよ子	〃49・12・1	昭61・11・30	若林正雄	〃49・12・1	平4・11・30	内山勇	〃49・12・1	現職
長門敏	〃52・12・1	平元・11・30	川西広治	〃52・12・1	〃4・11・30	阿保登美子	〃54・9・8	現職
背戸川武彦	〃55・12・1	〃元・11・30	澤山正行	〃55・12・1	〃元・11・30	唐牛富男	〃55・12・1	平4・11・30
堀薫	〃55・12・1	現職	川崎和子	〃58・12・1	〃6・6・2	細川秀雄	〃60・5・13	現職
上奥ミサオ	〃61・12・1	平7・11・30	本田博子	平元・12・1	現職	赤坂弘	平元・12・1	現職
大西武雄	平元・12・1	現職	小倉貞夫	〃元・12・1	現職	池田昭吾	〃4・12・1	現職
佐藤敏男	〃4・12・1	現職	幅田晴夫	〃4・12・1	現職	犬飼仙松	〃4・12・1	現職
宮腰芳男	〃4・12・1	現職	吉田哲子	〃4・12・1	現職	村井弘	〃4・12・1	現職
安藤功	〃6・1・1	平8・12・31	毛利智江子	〃6・6・3	現職	飛谷文子	〃7・12・1	現職
細川隆雄	〃9・1・1	現職						

(二)　生活保護

法律により保障されている生活保護を受けている町民世帯は、平成九年現在で二三世帯であり、過去の保護世帯数を見ても全道・胆振支庁管内平均を下回る約半数以下の実態である。

本町は三級地の二（辺地指定）　生活扶助二三世帯・住宅扶助九世帯・医療扶助二三世帯

年度別生活保護の状況

区分／年度	被保護世帯数	被保護人数	保護率（千人当）	胆振支庁管内保護率（千人当）	全道保護率（千人当）	区分／年度	被保護世帯数	被保護人数	保護率（千人当）	胆振支庁管内保護率（千人当）	全道保護率（千人当）
戦二桁	世帯 三一	人 四四	人 七・一	人 一四・二	人 一七・九	戦六桁	世帯 二四	人 三四	人 五・八	人 一一・七	人 一五・五
〃三〃	二九	三九	六・五	一三・四	一六・九	〃七〃	二五	三三	五・七	一一・三	一五・三
〃四〃	二六	三四	五・七	一二・六	一六・一	〃八〃	二四	三三	五・八	一二・〇	一五・三
〃五〃	二二	三〇	五・一	一二・〇	一五・六						

(三)　医療費助成

(ア)　老人医療助成制度

町独自に高齢者に対する医療費の助成制度を昭和四十七年一月一日七〇歳以上の者を対象として老人医療無料化に踏切った。五十七年八月三十一日老人保健法が公布され町が対象としていた老人医療費は老人保健法により給付対象となった。（ただし、入院一日三〇〇円、通院一ヵ月五〇〇円の定額負担がある。）このため高齢者医療費の助成に関する条例を廃止し、新たに老人医療費の助成に関する条例を五十八年二月一日から施行している。対象者は「本町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている者等で社会保険各法、国民健康保険の被扶養者（被保険者）で、①六九

歳の者、②六五歳以上六九歳未満で、ア一八歳以上の子がないこと。イ単身世帯、老人夫婦世帯（一方が六五歳以上でその配偶者が六〇歳以上の夫婦のみの世帯）又は老人と児童の世帯（六五歳以上の単身者とその直系血族である一八歳未満の者のみの世帯又は老人夫婦世帯とその一方若しくは双方の直系血族である一八歳未満の者のみの世帯）に属していること。ウ世帯に属する者のそれぞれの所得が一定額を超えないこと。に該当する者

ただし、老人保健法・生活保護法・町重度心身障害者医療費助成に関する条例・町母子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成を受けている者は除かれる。

（イ）　重度心身障害者医療助成制度

四十八年度から実施された本制度（厚真町史九三一ページ参照）は、当初対象者は身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める一級及び二級に該当する者又は精神薄弱者福祉法、児童福祉法に規定するそれぞれの相談所が判定した知能指数五〇以下の者が対象となっていたがその後の条例改正により平成七年一月一日　身体障害者福祉法の定めにより身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則に定める一級、二級又は三級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害に限る。）に該当する者、又は精神薄弱者福祉法、児童福祉法、精神保健法に規定するそれぞれの相談所又は精神保健センター若しくは精神科を標ぼうする医師において知能指数概ね五〇以下と判定又は診断された者を対象としている。

（ウ）　母子家庭等医療助成制度

四十八年度から実施された本制度（厚真町史九三一ページ参照）は、当初対象者は　母＝母子福祉法に定める配偶者のいない女子で現に児童を扶養している者、児童＝義務教育終了前（一五歳に達した日の属する学年の末日前、同日以降引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校、養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。）の

者、両親のいない児童＝両親が死亡し、又は生死不明により遺棄されている児童で、前記に該当し、現に保護者に扶養されている者が対象となっていたがその後の条例改正により平成七年一月一日　児童＝年齢が満二〇歳に達した日の属する月の末日以前、（前記に同じ省略）の者、ただし、かっこ書に規定する者を除き、一八歳に達した日の属する年度の末日の翌日から二〇歳に達した日の属する月の末日までの間にある者は、所得税が非課税世帯に属する者を対象としている。

（エ）　乳幼児医療助成制度

四十八年度から実施された本制度（厚真町史九三二㌻参照）は、当初対象乳幼児は三歳未満となっていたがその後の条例改正により現行は、三歳未満児の入院・通院、六歳未満児の入院を対象としている。

（オ）　老人保健特別会計

老人保健法（昭和五十八年二月一日施行）は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的として制定された。

対象者は七〇歳以上の者及び六五歳以上七〇歳未満の者であって政・省令で定める程度の障害の状態にある旨の町長の認定を受けた者である。

医療費等の給付の状況（昭和60年以降）

（千円未満切捨）

区分／年度	入院 件数	入院 日数	入院 費用額	入院外 件数	入院外 日数	入院外 費用額	歯科 件数	歯科 日数	歯科 費用額	調剤	食事療養費	施設療養費	支給額	合計	年度末現在医療受給者数
			千円	件		千円	件		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
昭和60年度	879	調査なし	240,721	7,238	調査なし	136,216	610	調査なし	13,646	186	—	—	3,066	393,835	701
〃 61 〃	837	〃	234,278	7,509	〃	148,284	564	〃	11,362	203	—	—	2,941	397,068	712
〃 62 〃	858	〃	249,619	8,007	〃	169,651	628	〃	13,347	109	—	—	7,545	440,271	717
〃 63 〃	825	〃	232,937	8,168	〃	160,838	598	〃	12,330	417	—	—	7,624	414,146	726
平成元 〃	919	〃	291,274	8,418	〃	176,664	511	〃	10,239	776	—	944	7,559	487,456	726
〃 2 〃	958	〃	319,636	8,690	〃	178,892	535	〃	11,418	1,829	—	5,372	9,474	526,621	758
〃 3 〃	980	〃	354,181	9,632	〃	202,984	665	〃	20,208	4,628	—	5,775	9,513	597,289	773
〃 4 〃	971	〃	355,126	10,005	〃	217,833	667	〃	15,545	13,352	—	6,219	7,372	615,447	800
〃 5 〃	984	〃	417,126	10,609	〃	213,745	813	〃	16,434	60,158	—	5,377	6,308	719,148	812
〃 6 〃	862	〃	352,650	10,944	〃	217,953	685	〃	15,239	65,632	11,207	2,424	3,908	669,013	842
〃 7 〃	904	19,898日	383,247	11,220	39,300日	238,055	744	1,942日	13,783	66,257	36,640	2,755	3,975	744,712	871

（カ）　腎臓機能障害者及び特定疾患者通院助成

本疾患により通院に要した交通費を助成（従来交通費の二分の一、一回の通院費につき五、〇〇〇円が限度であったが、平成六年度から全額助成となる。）し、その者の健康回復と福祉の増進を図っている。

年度	平成三年度			〃四〃			〃五〃			〃六〃			〃七〃		
病名等	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期	計
腎臓機能障害者 件数	六件	六件	一二件	七	八	一五	九	九	一八	九	一〇	一九	一〇	八	一八
腎臓機能障害者 助成額	二四四千円	二八七千円	五三一千円	二八〇	三三五	六一五	四四四	四一三	八五七	七五八	八六八	一、六二六	九一三	八一八	一、七三一
特定疾患者 件数	四件	六件	一〇件	七	九	一六	一〇	九	一九	九	一〇	一九	九	一一	二〇
特定疾患者 助成額	四〇千円	七五千円	一一五千円	八二	九五	一七七	一二六	一三七	二六三	二五四	二三七	四九一	二〇九	二六九	四七八

注1　「前期」は三月から八月まで、「後期」は九月から二月まで。

注2　特定疾患は「特発性心筋症・難治性肝炎・ビュルガー病・全身性エリテマトーデス・シェーグレン病・全身性エリテマトーデス・シェーグレン病・橋本病・パーキンソン病・サルコイドージス・ベーチェット病」の患者が助成を受けている。

(四)　国民年金

ア　国民年金

国民年金法が昭和三十四年四月十六日公布施行された。この国民年金法の施行に伴い、三十四年十一月一日から無拠出制の福祉年金が、三十六年四月一日から拠出制の国民年金が実施され、公的年金制度相互間を「数珠つなぎ方式」により調整を図る「通算年金通則法三十六年施行」が拠出制国民年金の実施に併せて施行されたことによって、原則として、日本国民であれば誰もが公的年金制度による保障を受けられることになり、「国民皆年金」の体制が実現するところとなった。

国民年金給付制度と保険料の変遷　（主なもののみ掲載）

項目＼施行期日		昭和36年4月	〃 45年7月	〃 50年9月	〃 55年7月	〃 60年5月	平成2年4月	〃 5年4月	〃 7年4月
旧法関係	老齢年金	10年年金	9,600円	60,000円	212,250円	318,600円	376,900円	413,900円	447,900円	477,100円
		高齢者 5年年金	—	30,000円	135,840円	259,200円	320,800円	352,300円	381,300円	406,100円
	25年納付		24,000円	96,000円	339,600円	504,000円	596,200円	654,600円	708,400円	754,600円
新法関係	老齢基礎年金					622,800円	681,300円	737,300円	785,500円
	付加年金					納付期間1月につき200円の計算			
	障害基礎年金（第30条の4・附則）（第25条の2・附則）	1級障害	778,500円	851,600円	921,600円	981,900円			
		2級障害	622,800円	681,300円	737,300円	785,500円			
	加算額		加算 2人目まで1人 186,600円 3人目から1人 62,300円	加算 2人目まで1人 196,400円 3人目から1人 65,200円	加算 2人目まで1人 212,500円 3人目から1人 70,900円	加算 2人目まで1人 226,000円 3人目から1人 75,300円				

（六十肯一部改正等経過措置）

遺族基礎年金（附則28条該当者を含む）	子のある妻	子1人	809,600円	877,700	949,800円	1,011,500円
		子2人以上の加算額	基本額 622,000円 加算額 186,800円	基本額 681,300円 加算額 196,400円	基本額 737,300円 加算額 212,500円	基本額 785,500円 加算額 226,000円
	子のみ	子1人	622,800円	681,300円	737,300円	785,500円
		加算額	加算 2人目の子 186,800円 3人目から1人 62,300円	加算 2人目の子 196,400円 3人目から1人 65,500円	加算 2人目の子 212,500円 3人目から1人 70,800円	加算 2人目の子 226,000円 3人目から1人 75,300円
寡婦年金			加算 2人目の子186,800円加算し、3人目から62,300円加算し等対する。	加算 2人目の子 196,400円 3人目から1人65,500円	加算 2人目の子 212,500円 3人目から1人70,800円	加算 2人目の子 226,000円 3人目から1人75,300円
死亡一時金			6年以上9年以下 100,000円 10年以上12年以下 120,000円 13年以上15年以下 145,000円 16年以上20年以下 170,000円 21年以上24年以下 220,000円 25年以上28年以下 270,000円 29年以上 330,000円			
保険料	20歳～34歳		100円	450円	1,100円	3,770円
	35歳～59歳		150円			
	所得比例（付加）		—	—	400円	400円
	高齢者再加入分（5年年金）		—	750円	1,100円	—

（平成7年度社会保険事業年報　編集北海道）

注1　年金給付額および保険料額は、その年の改訂された金額を示している。

2　高齢者一〇年年金とは、明治三十九年四月二日から同四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日現在で五〇歳を超え五五歳を超えない者）については、高齢任意加入が認められたが、この者は被保険者期間が一〇年に達したときに資格喪失し、一〇年間保険料を納付済の者で老齢年金の受給者をいう。

3　高齢者五年年金とは、一〇年年金の対象者と同生年月日の範囲内の者について、五年年金および再開5年年金の加入が認められたが、これらの者はそれぞれ五年間の期間をもって旧国民年金法第二六条に該当するものとみなし老齢年金が支給されている受給者をいう。

4　老齢年金とは、大正十五年四月一日以前に生まれた人、昭和六十一年三月以前に受給権が発生した人を対象に、国民年金の納付済期間、保険料免除期間が原則として二五年以上ある人が六五歳になったときに支給される。

5　老齢基礎年金とは、大正十五年四月二日以降に生まれた人を対象に、国民年金の納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合わせた期間が、原則として二五年以上ある人が、六五歳になったときに支給される。

国民年金加入者および受給者

区分＼年度		昭和五五年度	昭和六〇年度	平成二年度	平成三年度	平成四年度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度
加入者	被保険者	二、六三七人	二、三八二人	二、〇九五人	二、〇〇〇人	一、九二五人	一、八七五人	一、八二〇人	一、七五〇人	一、六七七人
	国民年金保険料額	一二六、四九二千円	一八〇、二七千円	一五八、〇六八千円	一六〇、六〇三千円	一六三、三七七千円	一六七、七四四千円	一六八、五八四千円	一六七、三〇六千円	一六八、一九六千円
受給者	老齢給付	五六〇人	七七九人	九四二人	九八九人	一、〇四二人	一、〇七五人	一、〇八三人	一、一四五人	一、一七九人
	障害給付	七五人	八四人	九四人	一〇一人	一〇〇人	一〇三人	一一二人	一〇九人	一一一人
	遺族給付	二六人	一八人	三三人	三三人	三四人	四二人	四二人	三二人	二九人
	死亡一時金	六人	三人	三人	五人	二人	二人	二人	三人	〇人

受給者	老齢福祉年金	二九九人	一六九人	九〇人	七五人	六六人	五五人	五〇人	四六人	三八人
	国民年金受給額	二八九、七二三千円	四〇〇、二三四千円	五五〇、二七七千円	六〇三、八三三千円	六六四、五一七千円	七二四、六五〇千円	七七七、二三九千円	八二六、七二八千円	八五四、一四三千円

イ　国民年金基金

国民年金基金は、ゆとりある老後を送ることをめざし、国民年金の第一号被保険者の任意により老齢基礎年金に上乗せできる年金制度、この制度は、地域型（都道府県単位）と職能型（司法書士・日本建設業など二五の職種で制度を組織している）に分かれ、それぞれの地域に住所を有する人、また、該当する職種の事業または業務に従事している場合に加入できる。

年金給付は、終身年金・確定年金がある。厚真町の住民で地域型北海道国民年金に加入している被保険者は、平成三年度　一九人、同四年度　二二人、五年度　二三人、六年度　二二人、七年度　一六人、八年度　一九人となっている。また、職能型は、全国規模であり町民の加入状況調査は困難のため不詳である。

(五)　総合福祉センター全面改修

昭和四十九年九月十四日完成した総合福祉センターは、一八年を経過しこの間多くの行事に町民が利用されていたが、老朽と内外塗装の劣化があるため公の施設として満足となっていないことから（建設時の状況厚真町史九三五㌻参照）、平成四年四月二十三日全面改修工事に着手、同年九月十六日完成している。

建物面積は延面積二、一六八・〇九三平方㍍から一二・九三五平方㍍増の二、一八一・〇二八平方㍍となった。これは大集会室に附属するステージ関係の操作室を二階に移動したためによる内部面積の増加で、そのほか管理人室を廃止して会議室とするための間仕切改装を行った。

建物、内・外装、増築等工事費　電気工事費　設備（暖房・給排水衛生）工事費　諸工事　工事監理委託料ほか備品購入費（会議室増設によるテーブル・椅子）

総事業費　三億三千九八八万円

この財源内訳は、地域振興基金　二億三千九八八万円、地方債、一億円となっている。

第二節　児童福祉

㈠　児童手当等

児童に関する諸手当等が整備されてきた。昭和三十七年児童扶養手当法、同三十九年特別児童扶養手当等に関する法律、同四十七年一月一日施行児童手当法とそれぞれ児童の家庭における生活の安定と自立、健全な育成及び資質の向上並びに精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ること等を目的として実施されている。

○　児童扶養手当

父と生計を同じくしていない一八歳未満の児童を監護している母親又は母がいないか若しくは母が監護をしていない場合において、児童の母以外の者が養育しているときは、その養育者に児童扶養手当が支給される。手当の月額は、平成八年度　扶養義務者に所得制限等があるが最高額で四一、三九〇円であり、第二子加算　五、〇〇〇円、第三子以降加算（一人）三、〇〇〇円（厚真町史九四二㌻参照）

○　特別児童扶養手当

この手当は、特別児童扶養手当（精神又は身体に障害を有する児童）、障害児福祉手当（精神又は身体に重度の障害を有する児童）、特別障害者手当（精神又は身体に著しい重度の障害を有する児童）に分かれている。こ

れらの障害を有する二〇歳未の児童を監護する父母又は父母以外の養育者に支給される。手当の月額は、平成八年度　一級認定患者　五〇、三五〇円、二級認定患者　三三、五三〇円であるが扶養義務者に所得制限がある。

○　児童手当

児童を養育している扶養義務者に児童手当が支給される。手当の月額は、平成八年度　第一子・第二子とも五、〇〇〇円、第三子以降（一人）一〇、〇〇〇円を三歳の誕生日の属する月分まで支給され、支給対象者を非被用者（国民年金加入者）、被用者（国民年金以外の厚生年金・共済年金、農林団体役職員年金等の加入者）特例給付（被用者で児童手当の所得制限限度額を超えた者）に分け、国・道・町等の費用負担がある。費用負担は、非被用者（国　六分の四・北海道　六分の一・町　六分の一）、被用者（国　二〇分の四・北海道　二〇分の一・町　二〇分の一・事業主　二〇分の一四）、特例給付は全額事業主負担となっている。

児童手当等の受給者の推移

区分＼年度	昭和四〇年度	〃四五	〃五〇	〃五五	〃六〇	平成二年度		〃三		〃四		〃五		〃六		〃七	
	受給者	〃	〃	〃	〃	受給者	給付金額	受給者	給付金額	受給者	給付金額	受給者	給付金額	受給者	給付金額	受給者	給付金額
	人	人	人	人	人	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
児童扶養手当	一三	八	七	一三	一七	一六	一	一五	一	一四	一	一三	一	一五	一	一五	一
特別児童扶養手当	一	一	一	六	一〇	一三	一	一一	一	一二	一	一〇	一	九	一	九	一
障害児福祉手当	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
特別障害者手当	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
特別児童扶養手当 計	二三	八	八	一九	二七	二九	六、七七〇	二六	六、七七〇	二六	四、五六〇	二三	三、二六〇	二五	七、九七五	二五	六、四七〇
児童手当	一	一	一	七〇六	四七四	四二六	四一四	六七七〇	四一四	四〇二	二一、五六〇	三七二	一〇、二六〇	三一四	二六〇		

合計	一三	八	八	七五	五〇	四五五	一	四四〇	一	四一七	一	三九五	一	三三九	一	二八五	一

注　児童扶養手当・特別児童扶養手当の給付金額不詳

(二)　保育所

昭和十七年頃　時局急をつげる中にあって村内農家の育児軽減を手助けするため、季節保育所が村内七か所に設置されていた。(厚真村史二五三ページ参照)　当時の施設地区は、楢山　在籍保育児六〇人、厚真中央　同四一人、野安部太　同三二人、上厚真　同二六人、浜厚真　同二五人、入鹿別(鹿沼)　同三〇人、軽舞　同七〇人の二八四人の保育児を預る施設であった。保育期間は最長で四二日間　最小で三〇日間であり記録は残されていないが田植と稲刈の農作業繁忙期を重点に開設されていたとも推測される。

三十七年五月軽舞の正楽寺で私設保育所が開設されたのが、戦後の始まりである。四十年度には、通年保育ができる保育所の認可を受け京町保育園を京町に、さらに乳幼児の増加に対応するため五十六年度、かしわ保育園を本郷に開設している。(厚真町史九四二ページ参照)

保育所入所者の状況(昭和五十六年度以降)

保育所名	京町保育所			かしわ保育所		軽舞さくら保育所			観内すみれ保育所	
年度	入所定員	園児数	保母数	入所定員	園児数	入所定員	園児数	保母数	入所定員	園児数
昭和五六年度	九〇	四九	五	六〇	三三	四五	二二	二	四〇	一六
〃六〇〃	九〇	四二	三	六〇	三五	四五	不詳	二	四〇	不詳
平成二〃	四五	四四	四	四五	三二	四五	二〇	二	—	
〃三〃	六〇	五三	四	四五	四三	四五	二一	二		
〃四〃	六〇	四八	四	四五	四二	四五	二〇	二		
〃五〃	六〇	五三	四	四五	三四	四五	一八	二		
〃六〃	六〇	四五	四	四五	二四	四五	二〇	二		
〃七〃	六〇	四五	四	四五	三七	四五	二二	二		

(六十三年十一月閉園)

	富里みつば保育所			豊川ひまわり保育所			上厚真宮の森保育所		
	入所定員	園児数	保母数	入所定員	園児数	保母数	入所定員	園児数	保母数
四	三〇	一九	二	三〇	一六	二	五五	四〇	三
三	三五	不詳	二	四五	不詳	二	五五	不詳	三
三	三五	二三	二	四五	一二	二	五五	四四	四
三	三五	三二	二	四五	一一	二	五五	四二	四
三	三五	三五	二	四五	一二	二	五五	四五	五
四	三五	三五	三	四五	一六	二	五五	四九	五
四	三五	三五	三	四五	二五	二	五五	五五	五
四	三五	三五	三	四五	一八	二	五五	四五	五

	宇隆ふじ保育所			鹿沼みどり保育所		
	入所定員	園児数	保母数	入所定員	園児数	保母数
二	四五	三一	二	三〇	一四	二
二	四五	不詳	二	三〇	不詳	二
	四五	二〇	二	三〇	七	二
	（平成二年十一月閉園）			三〇	七	二
				三〇	七	二
				三〇	六	二
				（平成五年十二月閉園）		

ア　保育園舎の建設

現在、経営されている六カ所の保育園園舎は、当初から独立園舎であったのは京町保育園とかしわ保育園のみであり、あとの保育園は寺院、生活館等を借りて開設されていた。なお、現在豊川ひまわり保育園は、豊川生活会館に併置されている。

昭和四十年　十月十三日　京町保育園建築　当初定員　六〇人　五十一年十二月　定員　九〇人

建物面積二九八・〇八平方㍍　構造　木造平屋建

建物工事費五、五二〇千円　初度備品費　七九二千円

計六、三一二千円　（財源内訳　国庫支出金　七〇〇千円　道支出金　三五〇千円　起債三、一〇〇千円　一般財源二、一六二千円）

同五十一年十二月　京町保育園増築
建物増築面積　一七九・六一六平方㍍　構造　木造平屋建
建物工事費　一一、二一一千円　（財源内訳　道費　一、二四一千円　起債　九、九〇〇千円　一般七〇千円）
同四十六年十月二十日　軽舞さくら保育園建築　定員　四五人
建物面積　一三八・五一平方㍍　構造　木造平屋建
建物工事費　四、四五九千円　（財源内訳　起債　三、六〇〇千円　一般財源　八五九千円）
同五十五年十二月十五日　かしわ保育園建築　定員　六〇人
建物面積　四〇八・二四平方㍍　構造　木造平屋建
建物工事費　四八、五七六千円　暖房工事費　四、九六八千円　浄化槽工事費　一、六五六千円
初度備品費　二、八四四千円　その他　一、〇二一千円
計　五九、〇六五千円　（財源内訳　国庫支出金　二四、〇一〇千円　道支出金　九、〇〇三千円　起債　九、七〇〇千円
一般財源　一六、三五二千円）
同　四十七年六月十五日　上厚真宮の森保育園　役場上厚真支所の横上厚真福祉館に併設建築
建物面積　四二八・九平方㍍　構造　木造平屋建
建物工事費　四、二一〇千円
同　六十三年十二月十五日　上厚真宮の森保育園建築　定員　五五人
建物面積　三一八・八平方㍍　構造　木造平屋建
建物工事費　四九、三〇〇千円　物置・砂場、遊具移設工事費一、二一〇千円　地質調査委託料九八〇千円　備品購入費六二千円　事務費四一六千円
計　五一、九六八千円　（財源内訳　道支出金　三〇、三七七千円　起債　一六、四〇〇千円　一般財源　五、一九一千円）
平成二年十二月十五日　富里みつば保育園建築　定員　三五人

建物面積　二三一・四五五平方㍍　構造　木造平屋建
建物工事費　五二、八三九千円　遊具移設・給水ポンプ補修工事費　一、〇五一千円
用地購入費（三、五九六・二一平方㍍）　二、九六七千円　建物解体補償費　一、〇六三千円
備品費ほか　三六一千円
計　五八、二八一千円　（財源内訳　道支出金　一五、〇〇〇千円　起債　三二、六〇〇千円　一般財源　一〇、六八一千円）
同　四年十二月二十一日　豊川ひまわり保育園は豊川生活会館新築に伴い園舎を同会館に移転し併置　定員　四五人
建物面積　二一二・四一平方㍍　構造　木造平屋建

イ　閉園保育所

○　浜厚真はまなす保育園　昭和五十五年十一月　季節保育所として地域住民に親しまれていた同園は、一二年続いた保育園を閉じた。
歴代園長　初代　澤口光夫（閉園）

○　幌内すみれ保育園　昭和六十三年十一月二十七日　農繁期の幼児保育を担当してきた同園は、当初季節保育所として、四十年からへき地保育所になり、二五年続いた保育園は富里みつば保育園に統合された。
歴代園長　初代　山本正一　二代　青木秀夫　三代　遠藤重男　四代　木戸俊勝　五代　斎藤勝吉（閉園）

○　宇隆ふじ保育園　平成二年十一月三十日　地域に親しまれていた同園は、当初季節保育所として　四十六年からへき地保育所になり、町の保育園統合計画に基づき二五年続いた保育園を閉園した。
歴代園長　初代　山口金五郎　二代　竹田友作　三代　加賀谷太八郎　四代　松原定雄　五代　森田政一
六代　岩渕広美（閉園）

○　鹿沼みどり保育園　同五年十二月二十五日　初め、鹿沼小学校教員住宅を利用し、季節保育所として開設していたが、

昭和四十三年鹿沼母と子の家に移転、二六年続いた保育園を閉じた。

歴代園長　初代　安住敏男　二代　笠松清二郎　三代　遠藤繁雄　四代　野畑義男　五代　小熊利明
六代　樫村　昇　七代　山崎信一　八代　永山繁夫（閉園）

(三)　児童福祉施設

◎　児童会館

昭和四十年に建設されたこの施設は、当時町内に広い集会施設がなく結婚式を始め講演会等、幅広く利用されていたが、現在は、児童向けの書道教室、児童・生徒を含む童心太鼓と学童保育所して、本来の目的に添った利用がなされている。

◎　学童保育

留守家庭の児童及び他の児童の放課後等における交友、集団の中で児童が健全に運動する場として、低学年を対象とした学童保育を平成八年六月十日上厚真地区厚南会館に、同年七月一日厚真地区児童会館で開設している。当初八年度の利用者は厚真地区二九人、上厚真地区三八人であったが、九年十月現在厚真地区四五人、上厚真地区四〇人、また、学年別の全体では一年生三四人、二年生三〇人、三年生二一人の計八五人となっている。なお、低学年児童の集りであるため指導員として、九年度厚真地区三人、上厚真地区二人の計五人を配置している。開設期間は通年である。

◎　児童公園

児童公園は、上厚真児童公園（昭和五十七年供用開始）がある。厚真地区には京町公園・新町公園・かしわ運動公園があり、さらに、身近な遊び場・緑地として公営住宅団地内に緑地広場を整備している。

第三節　老人福祉

(一)　敬老

ア　一〇〇歳年金

満一〇〇歳を迎えた長寿者に対し、永年に亘り地域の発展に貢献された労をねぎらうとともに、その健康の保持増進と広く町民の敬愛思想の普及を目的とする厚真町一〇〇歳年金支給条例（平成二年四月一日施行）に基づく年金額二〇万円が、満一〇〇歳に達した日の属する月以降、毎年の誕生日の月に贈る。今日までの受給者は平成二年八月二十三日に川西榮治、同四年三月二日藤井せつに贈られた。

イ　敬老年金

厚真町敬老年金支給条例は、毎年十二月三十一日において七四歳以上の者に対し、敬老年金（昭和五十一年四月から一〇、〇〇〇円　現在同額）を贈る。対象者は高齢化社会を反映して昭和四十五年度二二〇人、同五十五年度三一四人、平成二年度四八二人、平成七年度五四九人、平成八年度五七八人と年輪を重ねる長寿者となっている。（年金額の変遷　厚真町史九四八ページ参照）

ウ　敬老会

毎年、敬老の日の月に敬老会が開催されている。対象は八〇歳以上の者であり永年の勤労と公徳をたたえ感謝とお礼を申し上げ、まだまだ壮健で過ごされることを願って町が主催する。

平成四年九月二十三日総合福祉センターにおいて、対象者三五六人のうち一九三人が出席して開催、平成八年は敬老の日の九月十五日総合福祉センターで開催、対象者は四四一人で　一〇〇歳以上長寿祝者一人、九〇歳以上長寿祝

者四七人、米寿祝者一四人、金婚祝者三〇組　六〇人、一般敬老者三一九人、このうち二三二人が出席している。記念品は　一〇〇歳以上長寿祝にエリ付毛布、米寿祝に仙台タンス、九〇歳以上の長寿と一般敬老者にベンリーライト、施設入所者で九〇歳以上の長寿と一般敬老者にフェイスタオル、金婚祝にデジタル血圧計がそれぞれ贈られた。

(二)　老人福祉施設

ア　特別養護老人ホーム

町民の入所先別人員

ホーム名＼年度	平成五年度	同　六年度	同　七年度
豊厚園（厚真町）	五七・七人	五六・八人	五七・〇人
慶寿園（鵡川町）	六・三	六・二	七・三
陽明園（苫小牧市）	二・〇	一・七	一・〇

ホーム名＼年度	平成五年度	同　六年度	同　七年度
慈生園（苫小牧市）	一・〇人	一人	一人
計	六七・〇	六四・七	六五・三

イ　養護老人ホーム

町民の入所人員　静和荘（苫小牧市）　平成五年度　一人、六年度　一人、　七年度　一人

(三)　デイ・サービスセンター

ア　デイ・サービスセンター

北海道厚真福祉会の施設である厚真リハビリセンター並びに特別養護老人ホーム豊厚園の持つ機能と有機的に結合させ、デイ・サービスセンターの効果的運用をはかるため既施設用地内にデイ・サービスセンターを新設する。デイ・サービスはB型、開設は平成四年度で当初は五一人の利用者があった。

この施設は北海道厚真福祉会が建設し、運営に当たっている。デイ・サービスの内容、体の弱いお年寄りや寝たきりのお年寄りを送迎し、入浴・食事・日常動作訓練・健康チェック等を行っている。

利用料　一日当り四〇〇円

デイ・サービスセンターと特別養護老人ホーム豊厚園増設は一体として建設されている。

区分＼項目		
施設の種類		
設置主体		
経営主体		
入所・利用定員		
施設の規模及び構造		
建物工事費	主体工事費	
	暖房設備工事費	
	浄化槽設備工事費	
	スプリンクラー設備工事費	
	設計監理敷地造成工事費	
	計	
設備整備費		
合計		
財源の内訳	道費補助金	
	厚真町補助金	
	設置者負担金	
	内訳 事業団借入金	
	内訳 自己資金	
	内訳 寄附金	
	合計	

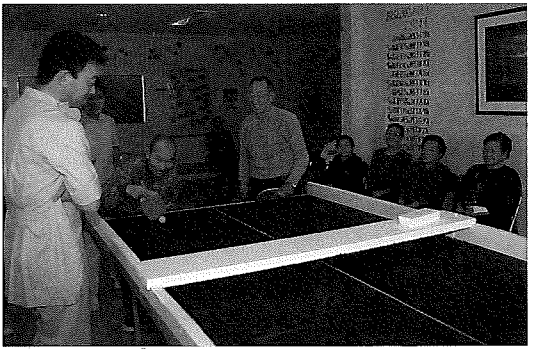

デイ・サービス

あつまデイ・サービスセンター新設	特別養護老人ホーム豊厚園増設
老人デイ・サービスセンター	特別養護老人ホーム
社会福祉法人 北海道厚真福祉会	社会福祉法人 北海道厚真福祉会
同　上	同　上
1日15人	増設により80人
建物面積 444・26平方㍍ 構造 鉄筋コンクリート造	建物面積 919・04平方㍍ 構造 鉄筋コンクリート造
104,317	215,800千円
13,637	27,290千円
—	29,046千円
—	10,580千円
—	24,652千円
117,954	307,368千円
20,110	24,980千円
138,064	332,348千円
39,112	143,373千円
47,102	57,073千円
51,850	131,902千円
51,850	107,250千円
—	11,000千円
—	13,652千円
138,064	332,348千円

デイ・サービスセンター分の施設整備の主なもの

あつまデイ・サービスセンター新設　コンパクト順送式浴槽ロベリアセット　一式　一〇、二二一、四四〇円、車椅子式入浴装置（車椅子二台付）　一式　七、七七八、五六〇円

前記設備整備費以外に利用者送迎用リフトバス一台購入　（定員一四人内車椅子二台、全自動昇降リフター付）六、四九〇、〇〇〇円、（国費補助率四分の二、道費補助率四分の一）車庫一棟新設　九八八、八〇〇円、諸経費　一一二、九〇〇円　計七、五九一、七〇〇円

イ　厚南デイ・サービスセンター

厚真に前記のデイ・サービスセンターが設置されているが、地域が広大なため通所希望者に精神的・肉体的負担を

かけている。さらに介護者の援助と介護を必要とする老人の利用回数を週二回に拡大援助として、さらに通所対象者一〇三人（内訳厚真地区六二人・上厚真地区四一人＝八年三月末現在）と多く現施設一カ所のみでは対応できなくなってきたため、新たにデイ・サービスセンターを建設する。サービス内容・利用料・経営は、前述と同じく北海道厚真福祉会に委託して、平成十年一月から利用者の受入れをする予定である。

建設事業の概要

建設場所　厚真町字上厚真四二番地の一

厚南デイ・サービスセンターと在宅介護支援センターは一体として建設されている。

区分 ＼ 項目		
厚南デイ・サービスセンター	施設の種類	
老人デイ・サービスセンター	施設の種類	
厚真町	設置主体	
社会福祉法人 北海道厚真福祉会	経営主体	
1日15人	利用定員	
建物面積 581・75平方㍍ 構造 鉄筋コンクリート造	施設の規模及び構造	
218,912千円	主体工事費	建物工事費
32,981千円	暖房設備工事費	建物工事費
9,164千円	浄化槽工事費	建物工事費
13,286千円	設計管理費	建物工事費
274,343千円	計	建物工事費
42,287千円	国庫補助金	財源内訳
21,144千円	道費補助金	財源内訳
157,000千円	起債	財源内訳
53,912千円	一般財源	財源内訳
274,343千円	計	財源内訳

厚真町在宅介護支援センター	
在宅介護支援センター	
厚真町	
社会福祉法人 北海道厚真福祉会	
建物面積 116・17平方㍍ 構造 鉄筋コンクリート造	
42,262	
7,692	
—	
—	
49,954	
9,359	
4,680	
28,700	
7,215	
49,954	

設備整備の主な内訳

厚南デイ・サービスセンター

車椅子式入浴装置（車椅子二台付）一式　一二、〇九六千円、その他　九、三〇七千円

前記設備整備費以外に利用者送迎用リフトバス一台購入（定員二四人、車椅子二台）

(四)　特別養護老人ホーム豊厚園増設

豊厚園は昭和五十三年十一月定員五〇人で、社会福祉法人北海道厚真福祉会が開設している。近年の日常生活に介護を必要とする対象者は、潜在的に増加の傾向と介護者からの入所希望の声をできるだけ満たすため、平成四年度入所定員を三〇人増員するため、豊厚園施設を増設している。

豊厚園増設事業概要は、前記デイ・サービスセンターの項に記述されているので省略する。

(五)　在宅介護支援センター

地域住民への各種福祉サービスの周知、介護する家族が抱える様々な困難や問題に対する総合的な相談窓口として、さらには、これらのニーズを満たすために必要な保健福祉サービスが利用できるよう関係機関・団体との連絡調整を行っていくため、在宅介護支援センターを厚南デイ・サービスセンターに併設する。

センターの経営は北海道厚真福祉会に委託し、平成十年一月厚南デイ・サービスセンターと同時開業する。在宅介護支援センターの業務内容　前記記述のほか配食サービス、ホームヘルパーによる在宅入浴サービスを行う。

(六)　ホームヘルパー

ホームヘルパーの配置は、昭和六十三年までが一人、平成元年十月から二人となり同七年四月から三人体制となる。

サービスの内容

ねたきりや一人暮らしなどのお年寄りがいる家庭で、介護・家事の手伝いが必要な家庭を訪問し世話をする。

(ア)　介護の手伝い　食事・入浴・衣類の着脱の介護　通院の介助等　(イ)　家事の手伝い　調理・洗濯・掃除等

(ウ)　助言、指導

利用料　低所得の人は無料、その他の人は所得に応じて一時間当り二〇〇円から六五〇円の負担

区分 / 年月	家事援助 対象者数	声かけ訪問 対象者数	訪問回数 家事援助	訪問回数 声かけ
	人	人	回	回
平成元年四月分	六	三〇	二九	二二
〃五年四月分	三	七一	一六	一〇八
〃七年四月分	八	八八	三四	一〇六

(七)　ショートステイ（短期保護）

町は、北海道厚真福祉会に委託し特別養護老人ホーム豊厚園において、ショートステイ（短期保護）事業を昭和五

十九年一月一日から実施している。利用状況は六十二年寝たきり老人一人、延べ利用日数二〇日、六十三年三人、九日、平成三年一四人、七〇日、四年六人、八一日と広く利用されている。

サービスの内容

ねたきりや痴呆性のお年寄りなどを介護している家庭の方が、病気、冠婚葬祭、介護疲れなどのため一時的に介護ができなくなったときなどに、老人ホームでお預かりする。

原則として一週間程度入所　利用料　一日当り　平成八年度　二、一四〇円（生活保護を受けている人は、無料になる場合がある。）

このほか痴呆性老人介護指導事業として家族の人が介護方法を実習することもできる。

(六)　配食サービス

昭和六十三年九月から虚弱老人に配食サービスを実施するため仕出業者に委託し当初一〇人を対象に食事の配達サービスを行っていた。平成五年四月からは北海道厚真福祉会の協力を得て同会施設の調理室で献立された食事を毎週月曜日から金曜日の間、町内ボランティアの協力により一〇人の高齢者に配送されている。同七年度からは配食サービス対象者を一五人に増すことになり、給食容器も使い捨てパックをやめ味噌汁付の保温型容器に改めるとともに、土曜日も配食することとなった。給食料金は一食当り当初二〇〇円、平成七年には収入等を考慮して二五〇円と四〇〇円の料金となっている。

第四節　身体障害者福祉

(一)　施設入所等

ア　身体障害者療護施設

常時の介護を必要とする者を入所させて治療および養護を行う施設であり、町民の多くは「厚真リハビリセンター」に入所している。

年間の入所者は、平成五年度六人、六年度六人、七年度六人となっている。

イ　重度身体障害者更生援護施設

身体の障害により日常生活に著しい支障のある障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い及びその更生に必要な訓練を行う施設であり、町民が「北海道リハビリテーションセンター（白老町）」に入所している。

年間の入所者は、平成五年度一人、六年度一人、七年度一人となっている。

ウ　身体障害者授産施設

身体の障害により雇用されることが困難な者又は生活に困窮する者等を入所せしめ、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる施設であり、町民は「わかふじ寮（十勝管内　新得町）」に入所自活の努力をしている。

年間の入所者は、平成五年度二人、六年度二人、七年度二・三人となっている。

エ　重度身体障害者日常生活用具給付

身体障害者福祉法の定めにより身体障害者手帳の交付を受けた者で、同法施行規則別表第五号に定める一級及び二級に該当する者が、日常生活上必要とする特殊な生活用具の給付制度である。ただし、本人の所得により一部負担が

ある。

平成六年度　二件　（盲人用腕時計、特殊寝台及び入浴補助用具）
同　七年度　二件　（ワードプロセッサー、入浴補助用具）

オ　身体障害者の補装具交付及び修理

補装具は、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を援助するために交付される。交付要件は身体障害者手帳を持っていること。交付にあたって一部負担がある。

平成五年度　補装具一九件　（義肢義手、同義足、装具靴型四件、同上肢、補聴器四件、車いす六件、電動車いす、歩行補助つえ）
同　六年度　補装具三二件　（義肢義足、装具下肢二件、補聴器九件、人工喉頭電動式、車いす一一件、ストマ用装具八件）
修　理　一件　（義肢義足）
同　七年度　補装具五一件　（装具下肢、装具靴型四件、補聴器三件、車いす一四件、歩行器、ストマ用装具二八件）
修　理　二件　（義肢義足、電動車いす）

カ　老人日常生活用具給付

六五歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、その福祉を図るため、必要に応じて日常生活上の便宜を図る用具（指定されている）を給付する制度、所得によって一部負担がある。

平成七年度四件　歩行支援用具三件、腰掛便座

第五節　公営住宅

公営住宅の歴史は、昭和二十年太平洋戦争終結に始まる。終戦によって外地から本国に引き揚げてきた邦人を受け入れるための引揚者住宅を始め本町に建設された公営住宅は別表のとおりである。

厚真町公営住宅等建設年度別一覧表（昭和二十年代と平成年代）

昭和二十三年度　引揚者住宅　二棟　八戸　知決辺（現　本郷）に建築する。

床面積　一戸　七・五坪（二四・七五平方㍍）

構　造　木造平屋建　基礎束石コンクリート内部羽目板張、外部鎧下見板張、屋根勾配五寸　柾葺一・五寸

同　二十四年度　罹災者救済のため、災害復興庶民住宅　五棟　一〇戸　厚真市街地に建築する。

床面積　一戸　一一・七五坪（三八・七七五平方㍍）

構　造　基礎束石コンクリート立て、内部軟質テックス張り、床フローリング及び畳敷、天井テックス張防寒層鋸屑填充、外部箱目地下見板張り、屋根勾配五寸地葺亜鉛鍍鉄板葺

公営住宅

区分 / 建設年度		本郷地区			新町地区			上厚真地区			計			平成九・四・一現在公営住宅使用料		建築一戸当り床面積	計建築戸数
		一種	二種	計	一種	二種	計	一種	二種	計	一種	二種	計	一種	二種		
昭和二十七年度		一戸	一戸	一戸	一戸	五戸	五戸	一戸	二戸	二戸	戸	七戸	七戸	一円	（昭五一・三月）一、九〇〇円	公営住宅二種簡平２ＤＫ建坪二九・七五 平方㍍	六〇
〃 二十八 〃		一	一	一	一〇	一〇	一〇	一	一	一	一〇	一	一〇	（平五・三月）三、五〇〇	一	公営住宅一種〃２ＤＫ 〃三六・三六	八六
〃 二十九 〃		一	一	一	六	一	六	四	一	四	一〇	一	一〇	三、六〇〇	一	公営住宅一種〃２ＤＫ 〃三六・三六	一五二
平成元年度		四	一	四	一	一	一	一	一	一	四	一	四	一	三九、〇〇〇	公営住宅一種簡二階３ＬＤＫ〃六七・六九	四六
〃 四 〃		一	一	一	一	一	一	四	一	四	四	一	四	一	四一、〇〇〇	公営住宅一種 〃 ３ＬＤＫ〃六八・八七	五
〃 五 〃		八	一	八	一	一	一	一	一	一	八	一	八	一	四一、〇〇〇	公営住宅一種 〃 ３ＬＤＫ〃六八・八七	五一
〃 七 〃		一	一	一	一	一	一	四	一	四	四	一	四	一	四二、〇〇〇	公営住宅一種 〃 ３ＬＤＫ〃七三・二八	三〇
〃 八 〃		一種二種区分なし	六	一五二			四六			五八	一種二種区分なし	六	二六一	一種二種区分なし 最高三七、九〇〇		公営住宅２ＬＤＫ 〃六三・七三	計建築戸数

注　計建築戸数は、昭和二十七年度からの建築戸数

初期の公営住宅の一戸当り面積は、一〇坪（三三・〇平方㍍）を超えるものがなく狭い住居において家族が生活し

寒冷地住宅とはおよそ縁遠い粗雑な建物であった。

公営住宅の廃止の状況

引揚者住宅　昭和二十三年度建築した住宅八戸は老朽化が進み、四〇年代に廃止解体している。

災害復興庶民住宅　住宅一〇戸は入居者に払い下げしている。

公営住宅　公営住宅のうち二十七年度建築の新町地区五戸、上厚真地区二戸は、老朽化はなはだしく五十年三月新町地区五戸、六十年三月上厚真地区二戸の七戸を廃止し、その後解体している。二十八年度建築新町地区一〇戸も老朽化により、平成五年三月一〇戸を廃止し、その後解体している。二十九年度建築新町地区六戸中二戸、上厚真地区四戸も老朽化により新町地区は五十一年三月に、上厚真地区は平成五年三月に廃止し、その後解体している。昭和三十年度建築上厚真地区四戸も老朽化により平成五年三月に廃止し、その後解体している。

公営住宅建築総戸数（引揚者住宅・災害復興庶民住宅を除く）二六一戸のうち新町地区で一七戸、上厚真地区で一〇戸の用途廃止、解体した結果、平成九年四月現在二三四戸の公営住宅となっている。

近年建築されている公営住宅は床面積も一戸当り七三・二八平方㍍と初期頃と比較すると倍以上の居住空間が確保され、寒冷地向け住宅建材が採用されている。

その外に住宅政策として、上厚真地区に町費による単身者住宅を平成六年度一棟八戸（住宅規模　一ルーム一室専用面積三七・七三平方㍍）を建築している。住宅使用料月額　三四、五〇〇円

第二章　住民の福祉活動

第一節　社会福祉法人厚真町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、議決機関である理事会と監事、広く意見を求める評議員で構成されている。この外、事務局は社会福祉関係七団体と心配ごと相談所・ボランティアセンター・愛情銀行（愛情資金）の事務と会計を担当している。平成八年四月一日現在の協議会役員、各団体の会長並びに事務局員は次のとおりである。

社会福祉協議会

会長　飛谷健次（学識経験者）　副会長　草間保雄（学識経験者）

理事　一三人　馬場和弘（社会福祉協議会選出）　末政　清（学識経験者選出）　佐藤秋夫（同）　松田和夫（民生・児童委員選出）　佐藤　勉（同）　木下八重子（婦人団体選出）　木本　武（社会福祉関係団体選出）　宮崎又一（同）　中田八重（同）　高橋賢一（同）　内山　勇（同）　幅田悦子（ボランティア団体選出）　大杉　昭（行政機関）

監事　二人　多田辰雄（一般町民代表）　山口肇一（同）

評議員　四〇人（自治会選出　三四人　民生・児童委員選出一人　婦人団体選出一人　ボランティア団体選出一人　社会福祉関係団体選出三人）

社会福祉関係団体会長

保護司会　分区長　松田　和夫　老人クラブ連合会　会長　木本　武　共同募金厚真町分会　分会長　飛谷健次　身体障害者福祉協会厚真支部　支部長　宮崎又一　遺族会　会長　高橋賢一　母子会　会長　中田八重　自治会連合会　会長　宮坂正光　心配ごと相談所　代表　飛谷健次　ボランティアセンター　運営委員長　草間保雄　愛情銀行（愛情資金）　代表　飛谷健次

事務局体制　七人
事務局長　馬場和弘　事務局員　山下直樹　山野下　誠　嘱託職員　山家好枝　ホームヘルパー　森田律子　阿部律子　植竹悦子

社会福祉協議会決算額（法人化以降の五年ごと決算額）

昭和60年度	昭和55年度	昭和53年度	年度／科目	
円	円	円		
1,011,200	1,290,300	945,400	会　費	収入
4,507,000	4,592,660	1,749,731	助成金	
共同募金配分金 750,000 国・道補助金 1,645,920	1,109,200	222,000	補助金	
762,161	以降繰越金 2,156,370	3,131,256	引継金	
290,000	668,497	985,136	寄附金	
30,753	以降雑収入 2,665,147	1,981,060	諸収入	
8,997,034	12,482,174	9,014,583	合　計	
4,112,770	3,191,879	1,600,330	運営費	支出
95,600	105,470	20,660	会議費	
565,703	361,887	161,120	事務費	
1,180,855	5,904,406	5,407,992	事業費	
団体助成 1,810,000 諸支出 377,610	551,025	264,415	諸支出	
150,000	700,000	—	積立金	
8,292,538	10,814,667	7,454,517	合　計	
704,496	1,667,497	1,560,066	翌年度への繰越金	

平成７年度	平成２年度	昭和60年度
円 1,064,800	円 1,067,200	円 1,011,200
助成金　8,511,000 委託金　8,863,000	助成金　5,812,000 委託金　4,370,000	4,507,000
共同募金配分金 1,695,895 国・道補助金 1,805,200	共同募金配分金 1,380,622 国・道補助金 1,518,960	共同募金配分金 750,000 国・道補助金 1,645,920
繰越金　1,850,979 繰入金　1,000,000	593,893	762,161
2,523,000	6,983,015	290,000
845,775	92,079	30,753
28,159,649	21,817,769	8,997,034
4,678,967	3,982,200	4,112,770
146,897	77,818	95,600
2,604,564	919,174	565,703
15,700,765	8,079,128	1,180,855
団体助成 2,308,000 諸支出　508,190	団体助成 1,721,000 諸支出　413,620	団体助成 1,810,000 諸支出　377,610
1,652,000	5,200,000	150,000
27,599,383	20,392,940	8,292,538
560,266	1,424,829	704,496

主な支出、運営費は専任事務局人件費、事業費は歳末たすけあい特別援助費・住民活動費・社会を明るくする運動費・身体障害者厚真分会・老人クラブ連合会・母子会・遺族会・保護司会・公衆衛生協議会・献血推進協議会、社会福祉大会参加費、共同募金運動費、薬剤取扱事業費等、諸支出金は胆振地区社会福祉協議会負担金等となっている。

歳末たすけあい運動義援金　（五年ごとの実績）

区分＼年度	歳末たすけあい 義援金額	歳末たすけあい 件数
昭和53年度	円 394,530 衣服類 446点	件 18 1
〃 55 〃	570,020	28
〃 60 〃	962,125	29
平成2 〃	601,091	25
〃 7 〃	857,685	26

社会福祉協議会の活動

住民の日常生活を明るく楽しくするため、次のような活動を行っている。

○　ほのぼの人生のつどい

町内の六五歳以上の一人暮しの人の交流の場として、町内・外の施設めぐり、レクリエーションを毎年実施　平成四年から平成八年で一三回となる。

○　ふれあい広場

恒例となっている北海道厚真福祉会の夏祭り、ふれあいフェスティバルを福祉協議会も共催、盆踊り、車椅子フォークダンス、もちまき、花火大会、出店など施設入所者と住民の交流を深めている。平成八年で四回

田舎まつり前夜祭パレード（平成五年から参加）、厚真ダム広場での本祭りに「ふれあいの店」を出店、道内の授産施設で障害者の方が製作した作品の即売

母子会と身障者支部の共催で、町内の農園でレクリエーション大会　今年で九回目

○　施設運動会

平成八年度第一七回を迎えた、北海道厚真福祉会厚真リハビリセンターと豊厚園の入所者による施設運動会に社会福祉協議会も参加し、車椅子バスケット、目かくしサッカーリレーなど高齢者や体の不自由な人との共同運動会を通じて心のふれあいを高めている。

歳末たすけあい運動義援金の贈り先

義援金は恵まれない家庭の人、長期間病気で入院されている人、重度の身障者・福祉施設に入所されている方々に贈られている。(五年ごとの実績)

区分＼年度	昭和五十三年度		〃五十五〃		〃六十〃		平成二年度		〃七〃	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
老人福祉法による入院入所者見舞	二三	六九、〇〇〇円	三〇	九〇、〇〇〇円	三五	一〇五、〇〇〇円	四〇	一二〇、〇〇〇円	六八	一三六、〇〇〇円
身体障害者福祉法による入院入所者見舞	九	二七、〇〇〇	八	二四、〇〇〇	八	二四、〇〇〇	一五	四五、〇〇〇	一七	三四、〇〇〇
児童福祉法による入院入所者見舞	一二	三六、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇	一〇	三〇、〇〇〇	七	二一、〇〇〇	六	一八、〇〇〇
精神保健法、精神薄弱者福祉法による入院入所者見舞	二一	六三、〇〇〇	二二	六六、〇〇〇	二四	七二、〇〇〇	三〇	九〇、〇〇〇	二八	五六、〇〇〇
長期入院者見舞	一九	五七、〇〇〇	三〇	九〇、〇〇〇	二六	七八、〇〇〇	四二	一二六、〇〇〇	二六	五二、〇〇〇
在宅重症患者、在宅重度障害者見舞	四二	一二六、〇〇〇	三〇	九〇、〇〇〇	二六	七八、〇〇〇	二九	一四七、〇〇〇	三〇	一〇〇、〇〇〇

生活困窮世帯見舞	二一	四三、〇〇〇	九	二七、〇〇〇	七	二一、〇〇〇	八	二四、〇〇〇	四	八、〇〇〇
人工透析者見舞	一	一	一	一	一	一	四	六〇、〇〇〇	九	九〇、〇〇〇
独り暮らし老人おせち料理届け	一	一	一	一	一	一	二八	八四、〇〇〇	一七	一〇五、〇〇〇

(一)　ボランティアセンター

平成七年十二月十八日、社会福祉法人厚真町社会福祉協議会が主体となって、厚真町ボランティアセンターが設立された。

七年に発生した阪神・淡路大震災、その救護活動から多くの教訓が明らかにされ、全国的にボランティア活動の広がりを見る。この活動が間違いなく地域住民の生活に役立つことが実証された。これらの活動の例を見るまでもなく活動層や活動範囲も広範に亘り、ボランティア活動は国においても地震等自然災害での支援活動、身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム等での主として身体障害者、負傷、疾病者に対する活動、身体障害、負傷、疾病により常態として日常生活を営むのに支障のある者への介護、日常生活への支援活動に対するボランティア休暇を創設するなど、ライフスタイルの一つとして社会的に認知されつつある。こうしたことから厚真町社会福祉協議会では、ボランティア活動を推進するため、あらゆる機会を通じて活動に対する住民の関心を高め住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動にあたって必要な援助を行うことにより「いつでも・どこでも・だれでも」ボランティア活動に参加できる体制の整備に努め、地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的として、厚真町ボランティアセンターを設立した。

これからの社会には、住民参加による福祉コミュニティづくりが欠かせないと認識し、社会福祉協議会活動も民間人のボランタリーな助け合いの活動に支えられた「共生の福祉」を目標として進めている。

なお、従来、設置していた厚真町愛情銀行は、平成八年三月三十一日をもって廃止し、当銀行の金品の預託はすべてボランティアセンターに引継がれた。

ボランティアセンターの事業は、(1)　ボランティアの開発、啓蒙、(2)　ボランティア活動に関する相談・登録斡旋、(3)　ボランティア活動に関する研修・訓練、(4)　ボランティア活動に関する調査・研究・情報の提供、(5)　労力・技術・金品の受入れ、払い出し、(6)　ボランティア及びボランティア団体との連絡調整、(7)　その他目的達成に必要な事業

ボランティアセンター登録人員　平成九年三月現在一一二人（あゆみ会一二人・徳寿会二一人・配食ボランティア三三人・その他個人三六人）

平成八年度事業実績　主なもの　(1)　ふれあい広場五回　(2)　ボランティアスクール（手話教室四回・講座一回・ボランティア教室一回）　(3)　活動団体の育成（厚真町婦人団体協議会・あゆみ会・徳寿会・豊松会・青年団に助成）　(4)　配食ボランティア（三三人　延べ四四九回　配食先一三人）　(5)　ワークキャンプ一回鵡川町慶寿苑　(6)　施設もちつき会への協力（センターからもち米三〇キログラム寄贈、もちつき会協力　徳寿会・あゆみ会ほか）　(7)　施設へ「オムツ」寄贈（ボランティアで一、〇〇〇枚オムツを縫って寄贈　厚高生ほか三二人）　(8)　その他（情報紙の発行・各種研修会への参加・預託物の取扱い・センター運営委員会など）

平成八年度収支決算額　収入五、一九六千円、支出五、一〇九千円　このうち収入の主なものは、社会福祉協議会繰入金四、八三二千円、共同募金配分金三六四千円、支出の主なものは、運営費三、四三八千円、事業費一、四六一千円となっている。

ボランティアセンター運営委員会　委員は若干名（現在七人）とし社会福祉協議会長が委嘱する。任期は二年　運営委員初代　委員長　草間保雄、副委員長　小山内国雄　同　飛谷文子　委員　吉岡厚子、齋藤邦子、木村芳昭、畑嶋征二

(二)　愛情銀行

愛情銀行は昭和四十五年に発足、この制度の目的を理解され福祉に対する善意の預託が多く寄せられている。この預託金は、生活に困っている家庭の更生資金、歳末たすけあい見舞、自治会内の子ども会育成の遊具施設、火災見舞、寝たきり老人や長期入院者の見舞など有効有益に活用されていたが、前記のとおりでボランティアセンターに資産業務が引継がれている。

愛情銀行の経理状況（五年ごとの実績）

区分	年度	昭和53年度	〃 55 〃
預託金額等	預託金 件数	31件	39
	預託金 金額	1,466,883円	2,080,539
	償還金	348,350	270,000
	繰越金	2,555,630円	3,135,842
	預り金	—	20,600
	雑収入	36,422	185,042
	計	4,407,285	5,692,023
預託金支出状況	貸付金	360,000	340,000
	見舞金	811,000	524,800
	施設整備	325,500	—
	子ども遊び場	—	440,000
	母子家庭入学祝	24,000	—
	おむつ材料	—	80,800
	ボランティア指定校生徒保険料	—	—
	施設もち米代	—	—
	預り金払い戻し	—	50,000
	供物	—	—
	多額預託者記念品	—	—
	その他	3,925	61,963
	基金積立	1,500,000	2,000,000
	計	3,024,425	3,497,563
翌年度繰越金		1,382,860	2,194,460

(三)　赤い羽根共同募金（五年ごとの実績）

赤い羽根共同募金 募金額	区分	年度
341,400円	戸別分	昭和五十三年度
182,590	大口分	〃
—	街頭	〃
—	職域	〃
523,990	計	〃
661,700	戸別分	五十五
278,920	大口分	〃
3,729	街頭	〃
10,389	職域	〃
954,738	計	〃
1,013,400	戸別分	六十
582,193	大口分	〃
29,753	街頭	〃
117,521	職域	〃
1,742,867	計	〃
1,037,200	戸別分	平成二
723,000	大口分	〃
—	街頭	〃
119,288	職域	〃
72,344	団体等	〃
131,994	婦人会あき缶募金	〃
2,083,826	計	〃
1,023,600	戸別分	七
1,060,151	大口分	〃
—	街頭	〃
89,813	職域	〃
51,000	団体等	〃
115,341	婦人会あき缶募金	〃
37,208	使途指定	〃
2,377,113	計	〃

平成7 〃	平成2 〃	昭和60年度
2	14	28
70,000	690,000	1,141,182
587,000	1,235,000	908,000
47,139	795,093	1,030,529
300,000	—	—
639	20,772	22,295
1,004,778	2,740,865	3,102,006
397,000	775,000	755,000
—	—	20,000
—	—	—
—	—	—
20,000	—	30,000
156,900	162,400	132,700
—	—	93,000
13,800	13,500	9,600
—	—	—
80,340	108,150	110,000
—	—	47,330
46,896	10,815	200
—	640,000	1,000,000
714,936	1,709,865	2,197,830
289,842	1,031,000	904,176

赤い羽根共同募金
目標額
円
352,400
652,500
1,412,000
1,587,900
2,000,000

第二節　社会福祉法人北海道厚真福祉会

(一)　法人認可二〇年

昭和五十三年一月身体障害者療護施設「厚真リハビリセンター」定員五〇名と「附属診療所」入院一六床、同年十一月特別養護老人ホーム「豊厚園」定員五〇名が開設された。平成四年四月には、特別養護老人ホーム「豊厚園」定員三〇名増員と「ショートステイ」定員八名、「あつまデイ・サービスセンター」を建設し運営の当たっている。

平成二年国において策定された、高齢者保健福祉推進一〇ケ年戦略、続いて障害者基本法に基づく障害者基本計画議論がなされている介護保険制度など社会保障制度が大きく変ってきている今こそ、地域の関係機関と連携を密にネットワークづくりをして行かなければならない。また、施設利用者の高齢化、重度化の傾向となってニーズが多様化される中で、利用者にも、家族、地域住民とともに「小さなふれあい　大きな輪」のスローガンのもとにあゆみ続けていかなければならない。(厚真町史九六三㌻参照)

法人の沿革(昭和六十年以降)

六十二年　八月　一日　法人設立一〇年記念式典

平成四年　四月　一日　特別養護老人ホーム豊厚園増設部開設、あつまデイ・サービスセンター運営　八月一日　四代理事

長　上田邦家

五年　四月二十日　厚真町社会福祉協議会より委託を受け在宅老人に対する「給食サービス」開始。九月四日　岩手県前沢町の社会福祉法人つつじ会と社会福祉法人北海道厚真福祉会姉妹法人締結調印式

七年　四月　十日　ふれあいセンター「やすらぎ荘」開設

九年　八月　一日　法人設二〇年記念式典

(二)　施設の概要

施設の名称	定員	対象者	目的	入所(利用)手続き
身体障害者療護施設 厚真リハビリセンター	五〇名	重度の身体障害者であって、居宅において入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活に支障のある障害者及び治療並びに養護を必要とする方	身体に障害を持つ利用者の残された機能の維持と増進を図るため、治療及び養護を行い、身体上精神上並びに社会的に充実するように生活訓練を行う。又短期入所事業としまして、一時的に養護するショートステイと夜間だけ養護するナイトケア及びデイ・サービスなどの事業を行うことを目的としており、特に町内外の運動訓練の出張サービスも行う。	住んでいる所の福祉事務所又は、町村役場
特別養護老人ホーム 豊厚園	八〇名	おおむね六五歳以上の人であって身体上、精神上又は環境上などの理由により常時介護を必要とする人で、家庭で介護を受けることが困難な方	利用される方々を適切な健康管理のもとで、身体的、精神的及び社会的に充実した生き甲斐のある生活をおくれることを目的とし、又短期入所事業としまして、一時的に養護するショートステイと夜間だけ養護するナイトケア及びデイ・サービスなどの事業を行うことを目的としている。	住んでいる所の福祉事務所又は、町村役場

あつま デイ・サービスセンター	一日おおむね一五名	町内に住む六五歳以上の人及び身体障害者で日常生活を営むのに支障がある人	厚真町役場 民福祉課福祉係
家族介護教室	家庭で介護にあたっている方々	家庭でねたきりのお年寄り又は身体の虚弱なお年寄り及び身体障害者に対して、通所の方法により、各種サービスを提供することによって、利用される方の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図るため、次のサービスを行っている。 〔サービス〕 ・生活指導　・入浴サービス ・給食サービス　・送迎　・日常動作訓練 ・健康チェック　・養護（介護）	
厚真 リハビリ附属診療所	ベット数 一六床	毎日家庭で介護にあたっている方々の身体的、精神的な負担を軽減するために介護の仕方や食事の献立など色々な勉強会を行い一日ゆっくり過ごしていただく。 開催日　毎週土曜日 対象者　福祉施設利用者、一般外来 診療科目　（現在）内科、整形外科、眼科	厚真町役場 民福祉課福祉係

(三)　厚真リハビリセンター利用状況

入所者の出身地別（九年四月一日現在）

道内		道外		計	
胆振	一七人	川崎市	一人	五三人	
日高	九人				
空知	五人				
石狩	三人				
渡島	二人				
後志	二人				
十勝	二人				
釧路	二人				
根室	二人				
札幌市	八人				

入所経過年数

1年未満	五人
1～3年	九人
3～5年	六人
5～10年	六人
10～15年	一二人
15年以上	一五人

年度別入所・退所状況

所別入・退所区分	入所							退所							
	入所者数	在宅	病院	療養施設	重度更生施設	授産施設	養護学校	退所者数	死亡	長期入院	療養施設	特養ホーム	家庭復帰	労災介護施設
昭和六十二年度	一人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〃六十三〃	六人	一	三	一	二	一	一	五	二	二	一	一	一	一
平成元〃	二人	二	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一
二〃	三人	一	二	一	一	一	一	三	一	三	一	一	一	一
三〃	三人	一	三	一	一	一	一	四	一	二	一	一	一	一
四〃	二人	一	一	一	二	一	一	二	二	一	一	一	一	一
五〃	六人	二	二	一	一	一	一	六	五	一	一	一	一	一
六〃	七人	二	四	一	一	一	一	五	二	二	一	一	一	一
七〃	四人	一	二	一	一	一	一	四	二	一	一	一	一	一
八〃	七人	一	四	一	一	一	一	五	二	二	一	一	一	一
合計	四一人	七	二一	二	七	三	一	三七	一七	一三	二	一	三	一

(四)　特別養護老人ホーム　豊厚園利用状況

入園者の出身地別（九年四月一日現在）

胆振管内	厚真町	六〇人	入園経過年数
	早来町	四人	
	追分町	一人	
	鵡川町	一人	
	白老町	一人	
	苫小牧市	五人	
	登別市	一人	
日高管内	門別町	一人	
	三石町	一人	
	様似町	一人	
石狩管内	札幌市	一人	
渡島管内	函館市	一人	
空知管内	由仁町	一人	
網走管内	網走市	一人	
合計		八〇人	

入園経過年数

1年未満	一〇人
1年以上3年未満	一五人
3年以上5年未満	二〇人
5年以上10年未満	二四人
10年以上15年未満	四人
15年以上	七人

年度別入園・退園状況

入・退園別	区分	入園			退園				
		入園者数	入園経路		退園者数	退園理由			
			在宅（ショートステイ含む）	医療機関その他の施設		死亡	長期入院	その他	
昭和六十二年度		六人	六	—	五	四	—	一	
〃六十三		一〇人	一	九	九	六	三	—	
平成元		四人	一	三	六	四	二	—	
〃二		七人	五	二	七	六	一	—	
〃三		八人	六	一	七	七	—	—	
〃四		一九人	八	一一	一四	一〇	四	—	
〃五		一八人	八	八	一五	一一	四	—	
〃六		七人	五	二	八	三	三	二	
〃七		一〇人	九	一	一〇	九	一	—	
〃八		一一人	八	三	一一	一〇	一	—	
合計		一〇〇人	五七	四〇	九二	七〇	一九	三	

(五)　あつまデイ・サービスセンター利用状況

当センターでは、生活指導・日常動作訓練・養護・健康チェック・送迎・入浴サービス・給食（昼食）サービス・家族介護者教室の開設などを行っている。これらを希望する者の登録者状況は、センター開始の平成四年は六九名、六年　八五名、八年　一一一名と内容が浸透して増加の傾向にある。一方、利用者の廃止理由は平成四年から八年までに転出者三名、施設入所二二名、死亡三八名の合計六三名となっている。

(六)　やすらぎ荘

社会福祉法人北海道厚真福祉会は、平成七年四月施設用地内に「やすらぎ荘」（木造平屋建　一棟　一四二平方㍍）を開設し、身体障害者療護施設「厚真リハビリセンター」、特別養護老人ホーム「豊厚園」の入所者とその家族との交流の場、地域との交流、ボランティア活動に対する利用、介護福祉専門学校の実習生の受入れなど、多目的な施設として活用されている。

建設事業費　二二、五〇〇千円　（建物工事費　二〇、七〇〇千円、備品購入費　一、八〇〇千円）、負担区分　中央競馬馬主社会福祉財団助成金　一五、五〇〇千円、町補助金　五、〇〇〇千円、自己調達資金　二、〇〇〇千円となっている。

(七)　ボランティア団体

あゆみ会　（行事や毎月の買物デー・地域めぐり・喫茶クラブ及び軽作業などに奉仕活動）

徳寿会　（年末恒例もちつき会をして利用者に提供）

老人クラブ豊松会　（七月施設周囲・庭の環境整備）

ライオンズクラブ　（田舎祭りに、利用者の見学参加に奉仕活動）

学生ボランティア　（○厚真高等学校ボランティア同好会、行事や利用者との交流などボランティア活動　○厚真中央小学校児童会、学芸会に利用者招待、施設訪問、鉢植の花を贈るなどボランティア活動　○軽舞小学校児童会、学校菜園の野菜を贈る　○町内各学校生徒、施設へ学芸会慰問　○専門学校の生徒、行事や利用者との交流、軽作業などのボランティア活動）

厚真町老人クラブ連合会　（五月演芸慰問）

平成九年四月一日現在　社会福祉法人北海道厚真福祉会　理事　監事

理事長　上田邦家　常務理事　藤崎光夫　理事　加藤庄市、岩筋雅弘、森本寿夫、松田和夫、大西武雄、監事　吉岡　勇

太田　勉

施設内各種団体

北海道厚真福祉会家族会　会長　加藤庄市　（現在）

厚真リハビリセンター利用者自治会　会長　神田由雄　（現在）

第三節　高齢者事業団

厚真町高齢者事業団は、「高齢のため一般雇用になじまない又はそれを望まないが補助的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として」平成八年一月十二日設立された。

事業団の事業は、(1)　高齢者の就業に関する情報の収集及び提供　(2)　高齢者の就業に関する調査研究　(3)　高齢者の就業に関する相談　(4)　補助的、短期的な就業を希望する高齢者に対し、能力に応じた就業機会の開拓及び提供

（高齢者に対する就業及び収入は保障できない）　(5)　高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習会等の実施　(6)　高齢者の福祉の増進　(7)　前各号のほか、事業団の目的を達成するために必要な事業の実施となっている。

平成八年度の会員が就労した事業内容　事務群　一人、管理・サービス群　延一三七人、技能・一般作業群　延五六〇人　計　延六九八人が就労した。

平成八年度の高齢者事業団会計収支決算は、収入　五、八〇六千円、支出　五、七四四千円であり、このうち事業収入は二、三二六千円、就労者配分賃金は二、〇八〇千円となっている。

高齢者事業団作業受託単価基準表

職群		職種	作業受託単価基準	
			一時間	一日
事務	一般	浄書、帳簿整理、事務補助、集計、その他一般事務	六七〇円	五、三六〇円
		賞状筆耕（A3～B4）一枚に付き	毛筆　三、〇〇〇	
		ハガキ、封書の宛名書き　〃	〃　四五	
管理・サービス	管理・監視	倉庫、駐車場、公園、公有地、臨時催事守衛、その他の管理・監視	六七〇	五、三六〇
	サービス	留守番、家事手伝い、洗濯、その他のサービス	六七〇	五、三六〇
	外交	集金、配達、その他の外交	六七〇	五、三六〇
技能・作業	一般作業	大工、塗装、建具、その他建築技能、土木作業、除雪（機械使用は別途）	九〇〇	七、二〇〇
		植木、芝生、盆栽等の手入れ、草刈り、	八〇〇	六、四〇〇

技能・作業				
一般作業	清掃、除草、作業手伝い又は手元、その他屋内外の一般作業	六七〇	五、三六〇	
	その他の作業	六七〇	五、三六〇	
軽作業	袋張り、箱作り、袋詰め、封筒入れ、その他軽作業	六七〇	五、三六〇	

一　この表は目安の基準であり、作業の難度、環境及びこの表により難い職種（作業）等の謝礼金は、発注者と協議の上決める。

二　作業現場までの通勤に要する費用は、その実費を別に申し受ける。

三　作業に必要な機器及び工具・道具等の損料・借料並びに原材料は、上記の金額以外に申し受ける。

四　事業団の経費は、上記金額に五％以内の額で別に申し受ける。

五　右記の合計額が受託額となる。

平成九年四月一日現在登録正会員数　二八人

高齢者事業団　理事長（兼事務局長）　草間保雄、副理事長　重信光男、理事　飯嶋俊雄、菅原治一、河村和雄、竹内トモ子、名兒耶　勲、加勢誠一、監事　宮崎武一、下司　清

第四節　老人クラブ

○福寿会　昭和三十五年六月二十六日設立　当初は「厚真老人クラブ」として、町内全域からの入会者によって運営されていたが、三十八年寿楽会の設立があり、また、地域ごとのクラブが結成されたことにより次の地区の高齢者をもって福寿会の活動が行われている。

対象地区　富里・高丘・吉野・東和・桜丘・朝日・本郷・幌里・厚真市街・新町・宇隆・美里

会員数　一五九人　（男　六七人、女　九二人）
歴代会長　亀井喜久太郎、木本　武（現在）
○寿楽会　昭和三十八年四月十五日設立
対象地区　上厚真・富野・共和・厚和・浜厚真　会員数　五二人　（男　二二人、女　三〇人）
歴代会長　上田　進、藤澤金太郎、山本清治、伊東作之助、高田　武、山本清治、村井喜市、高田　武、曽根好和（現在）
○幌内老人クラブ　昭和四十年一月二十六日設立
対象地区　幌内　会員数　三五人　（男　一四人、女　二一人）
歴代会長　遠藤金吉、小納谷与一郎、黒川道作、小納谷与蔵、新保政雄、小納谷与蔵、遠藤重男（現在）
○豊松会　昭和四十三年二月十一日設立
対象地区　軽舞・豊丘・鯉沼　会員数　七七人　（男　二六人、女　五一人）
歴代会長　斉藤吉之助、田中励作、木澤弥一郎、河村一郎、佐藤正太郎、種部富雄（現在）
○長寿会　昭和四十三年三月十日設立　昭和六十年鹿沼老人クラブの名称を長寿会に改称した。
対象地区　鹿沼　会員数　七一人　（男　三三人、女　三八人）
歴代会長　源津豊治、小倉実広、源津孝之、今村竹男、山口正晴、斉藤　武、酒井三郎、樫村　昇、山崎信一（現在）
○高砂会　昭和四十五年一月十八日設立
対象地区　上野・豊川　会員数　二八人（男　一一人、女　一七人）
歴代会長　小松栄太、田中寅次郎、照井貞一、本田行実、大居伊三郎、田中一英（現在）
○豊沢老人クラブ　昭和四十八年九月二十六日設立
対象地区　豊沢　会員数　四〇人（男　一九人、女　二一人）
歴代会長　中島喜二、吉岡秀雄、中川信一（現在）
○共栄老人クラブ　昭和五十三年一月十五日設立

対象地区　共栄　会員数　二九人（男　一三人、女　一六人）
歴代会長　西村直夫、畑田清助、金谷清一、佐藤米四郎、松下親男（現在）
厚真町老人クラブ連合会　昭和四十三年四月一日設立
高齢者の健康と親睦のため、次のような事業を行っている。
平成八年度主な事業
八年　五月　九日　北海道厚真福祉会への慰問（演芸発表）
七月二十三日　あつまスタードーム、高齢者向けスポーツ教室（北海道長寿財団・胆振支庁主催）
八月二十七日・二十八日
胆振地区老人クラブ連合会、女性リーダー研修会七人参加
九月　二十日　全国一斉社会奉仕の日にあわせ、各地区老人クラブ会員一八四人が公園、生活会館等の草刈清掃作業に汗を流す。
十一月　三日・四日
文化祭展示部門に会員の力作展示
歴代連合会会長　亀井喜久太郎、木本武、吉岡秀雄、木本武（現在）

第五節　身体障害者団体

昭和三十一年八月五日、北海道身体障害者福祉協会胆振支部厚真分会が設立された。平成に移り北海道段階における支部組織の改称があり、七年に胆振支庁地区身体障害者福祉協会厚真支部となった。

第二六回胆振管内身体障害者スポーツ大会

管内市町村の持廻りで開催の身体障害者スポーツ大会が、平成七年七月二日厚真中学校グランドで四九一名の役員・選手が

集い「五〇㍍競争」、「砲丸投げ」、「ソフトボール投げ」、「立幅跳び」、「ビン釣り競争」、「三〇㍍リレー」「玉入れ競技」により各支部ごとの成績を競うとともに、互いにいたわり、励まし合いながら交流を深めていた。

成績は優勝が登別市、準優勝は豊浦町で厚真町は七位と健闘した。

八年度の主な事業は次のとおりである。

八年　六月　十五日・十六日　田舎まつり会場「ふれあい交流会」「ふれあいの店」に参加

七月　十四日・十五日　伊達市　第二七回胆振管内身体障害者スポーツ大会と研修旅行

九月　七日　パークゴルフ大会

九月二十六日　母子会共催の「ふれあい広場」参加

十一月　七日　厚真支部創立四〇周年記念式典

九年　一月二十三日　新年レクリエーション（ゲートボール大会）

会員数　七二人

歴代会長　畑嶋義朝、藤澤長俊、池野金治、風間源造、斉藤鉄雄、宮崎又一（現在）

第六節　母子会

昭和三十九年一月二十三日、厚真町母子会設立

会員は町内に居住する母子及び寡婦、本会に賛同した者、会に賛同し協力くださる婦人の方をもって組織され現在の会員は三四人となっている。平成八年度の主な事業は次のとおりである。

八年六月　七日　奨学金申請
六月　十六日　田舎まつり会場「ふれあいの店」に参加
九月二十六日　身体障害者福祉協会厚真支部共催の「ふれあい広場」参加
九年二月　十四日　母子会展示会（呉服・衣料・反物等）
三月　二十日　母と子のつどい（ボーリングほか）
歴代会長　木村キク、米地まさの、中田八重（現在）

第七節　遺族会等

(一)　遺族会

昭和二十八年八月二十五日、厚真村遺族会が結成された。

本会は、（組織）戦没者遺族で組織する。（目的）遺族相互の親睦をはかり、戦没者の慰霊に必要な事業を行うことを目的とする。

平成八年度の主な事業は次のとおりである。

八年七月　七日・八日　札幌護国神社参拝と研修旅行
八月二十三日　札幌市中島体育センターでの北海道戦没者追悼式参列
八月　三十日　忠魂碑参拝並びに厚真町戦没者追悼慰霊祭参列
十月　四日　江別市での道央地区遺族大会参加

会員数　一一七人

歴代会長　大岩信一郎、本田行実、水野　清、高橋賢一（現在）

(二)　遺族後援会の解散

昭和二十五年七月元在郷軍人が戦没者遺族後援会を組織（厚真町史九三四㌻参照）し、遺族への物心両面にわたる援護、招魂祭を実施することになって早や、平成七年第四六回を迎え戦後五〇年にあたることから、遺族後援会に招魂祭式典の今後のあり方等についての検討委員会を設置し、現状を判断しながら協議した結果名称を「厚真町戦没者追悼慰霊祭」に改め、厚真町が主管し容認される内容として国のため、同胞のために国難に殉じた英霊に感謝するため平成八年八月三十日から実施されることになった。

遺族後援会の解散七年八月三十日、戦争の歴史を後世に語り継ぐため記録をとどめ残すことがより伝わるものと、戦没者追悼記念誌「鎮魂」が遺族後援会より発刊された。

第三章　住民の善意

第一節　募金・寄附金等

(一)　空かん募金

厚真町婦人団体連絡協議会は五十六年末から会員に呼びかけ、空かん募金運動を起す、この運動のきっかけは社会福祉法人北海道厚真福祉会の厚真リハビリセンターや特別養護老人ホーム豊厚園の入所者の日常生活行動の手助けにと車椅子を贈る計画をたてた。どの家庭にも一円や五円玉が「はした」になって眠っているところにヒントを得て、町内各支部六百数十人の手によって集められた空かん募金は、二〇九、六二一円に達しこの募金は北海道共同募金会

厚真町分会を経て道共同募金会に、さらに同会からの還元となり当初計画した台数より多い四台の車椅子と歩行器一台が前記の施設に贈られた。

空かん募金は平成七年で、一五年目を迎えこの間婦人会員の心の善意が積り積って二、四〇九、四四四円となっている。

空かん募金年別実績

年	昭和五十六年度	〃五七〃	〃五八〃	〃五九〃	〃六〇〃	〃六一〃	〃六二〃	〃六三〃	平成元年度	〃二〃	〃三〃	〃四〃	〃五〃	〃六〃	〃七〃
募金額	二〇九、六二二円	二四一、三六〇円	二四八、二三三円	二二六、四九二円	一九六、〇一九円	一五五、〇三二円	一六六、八三三円	一五四、六三三円	二五五、九四四円	一三一、九四四円	二一〇、二五三円	九九、九〇〇円	一〇三、七〇二円	一二四、六八一円	一五三、四一一円

空かん募金で贈られた用具（昭和六十年以降のみ記載）

（厚真リハビリセンター・豊厚園へ寄贈）

昭和六十年　ストレッチャー一台　同六十一年　トイレチェアー　一台　移動用バー　一台　同六十二年　フルリクライニングキャリー　一台　シャワーチェアー　一台　同六十三年　フルリクライニングキャリー　一台　平成元年　電動ベッド　一台　同二年　フルリクライニングキャリー　一台　同三年　歩行器　三台　シャワーチェアー　二台　同四年　フルリクライニングキャリー　一台　同五年　フルリクライニングキャリー　一台　同六年　ウォーターマット　一台　同七年　エアーマット　一台　同八年　エアーマット　一台

(二)　デイ・サービスセンターと豊厚園増床建設に対する自治会の寄附

平成四年三月　社会福祉法人北海道厚真福祉会のデイ・サービスセンターと豊厚園増床建設資金への自治会会員による善意の寄附九五八、〇〇〇円贈られた。

幌内　四二、〇〇〇円　富里　二二、〇〇〇円　高丘　一一、四〇〇円　吉野　九、六〇〇円　東和　二三、四〇〇円
桜丘　一二、六〇〇円　朝日　三三、〇〇〇円　本郷　三七、二〇〇円　本郷団地　九〇、〇〇〇円
向陽団地　一三、八〇〇円　幌里　一八、〇〇〇円　幌里開拓　一〇、二〇〇円　東町　四〇、二〇〇円
西町　四二、〇〇〇円　南町　二九、四〇〇円　北町　二四、〇〇〇円　新町　一二〇、〇〇〇円　宇隆　二五、〇〇〇円
美里　三〇、〇〇〇円　ルーラル　九、〇〇〇円　豊沢　二三、四〇〇円　上野　一九、二〇〇円　豊川　二〇、四〇〇円
共栄　二〇、四〇〇円　富野　二九、四〇〇円　上厚真　三〇、〇〇〇円　共和　二二、二〇〇円　共和団地　一二、六〇〇円　厚和　一五、〇〇〇円　鯉沼　一四、四〇〇円　浜厚真　一二、〇〇〇円　軽舞　四三、二〇〇円　豊丘　二一、〇〇〇円　鹿沼　三三、〇〇〇円

(三)　歳末恒例チャリティ演芸会・不用品即売会

歳末恒例毎年同じ日に上演されてきたチャリティ演芸大会（主催　婦人団体協議会）は、平成八年十二月一日総合福祉センターにおいて第二〇回を迎え盛大に開催された。さらに同センター内では、コミュニティー運動推進協議会によるチャリティ即売会も開催され、両会場とも大勢の町民で賑わっていた。

演芸会場では、歌や踊り、民謡、コーラス、大正琴の演奏、中央小学校児童の劇などが。即売会場では、家庭で眠っている衣料品、子どもの成長で不用になったスポーツ用品、台所用品など約一、〇〇〇点が並べられ、たくさんの主婦が詰めかけていた。

この演芸大会入場料と即売会収益金は、歳末助け合い義援金として共同募金会に寄附されている。

(四)　厚高生徒会の寄附

北海道厚真高等学校ボランティア同好会は、平成八年七月一九・二十日に行った学校祭では町民有志から提供を受けた生活用品などの販売益金とバザーの益金　三三、五六八円を社会福祉活動に役立ててくださいと共同募金会に寄

附している。

(五)　厚中・厚南中生徒会の寄附

厚真中学校生徒会から恒例の学校祭チャリティバザーの益金が、また、厚真南中学校からも毎年開催している学校祭チャリティお祭り広場の益金が、それぞれ八年度も共同募金会に寄附されている。

第二節　災害募金

(一)　北海道南西沖地震災害たすけあい義援金

平成五年七月十二日に発生した、北海道南西沖地震は奥尻町を中心とした道内南西部に大きな被害をもたらしました。北海道共同募金会に呼応し、厚真町社会福祉協議会内共同募金会厚真町分会は、「地震災害たすけあい義援金」の募金を呼びかけた結果、町民善意の募金は二、四二三、〇五六円となり、八月二十日北海道共同募金会を通じて被災地へ送金された。

ア　自治会取扱い分

幌内四〇、六〇〇円　富里三〇、〇〇〇円　高丘一〇、〇〇〇円　吉野一六、〇〇〇円　東和四三、〇〇〇円
桜丘二〇、〇〇〇円　朝日四四、〇〇〇円　本郷四一、三四五円　本郷団地六一、八〇〇円　向陽団地八、〇〇〇円
幌里一五、〇〇〇円　幌里開拓一六、五〇〇円　東町一一〇、〇〇〇円　西町三五、〇〇〇円　南町六〇、〇〇〇円
北町三〇、五〇〇円　新町一〇七、〇七七円　宇隆五六、〇〇〇円　美里四九、五〇〇円　ルーラル一八、〇〇〇円
豊沢二〇、〇〇〇円　上野二〇、〇〇〇円　豊川五三、〇〇〇円　共栄二〇、〇〇〇円　富野二五、〇〇〇円
上厚真四二、〇〇〇円　共和一八、五〇〇円　厚和九五、〇〇〇円　鯉沼二二、〇〇〇円　浜厚真五、〇〇〇円

軽舞五三、〇〇〇円　豊丘二〇、〇〇〇円　鹿沼四一、五〇〇円　共和団地（漁業協同組合に別に募金）
計　一、四〇四戸　一、二三七、三二二円

イ　個人分（直接共同募金会厚真町分会に持参したもの）　七六人（法人・団体含む）　一、一八五、七三四円

ウ　地震被災地へ小中学生も募金

平成五年七月二十日　町内全校の小中学校児童生徒が児童会・生徒会活動で募った北海道南西沖地震被災地への見舞金（前記再掲二一七、五三三円）を社会福祉協議会を通じ共同募金厚真町分会に贈られた。

(二)　阪神・淡路大震災たすけあい義援金

平成七年一月十七日には兵庫県南部に地震が発生した。地震は近畿地方に甚大な被害を与えた町と社会福祉協議会は被災された人達への救援のため「阪神・淡路大震災たすけあい義援金」の募金を呼びかけた結果、町民の暖かい募金は四、三三三、八四二円となり、二月九日と三月六日に北海道共同募金会を通じて日本赤十字社に送金された。

ア　自治会取扱い分

幌内三〇、〇〇〇円　富里三〇、〇〇〇円　高丘一〇、〇〇〇円　吉野一〇、〇〇〇円　東和二六、〇〇〇円
桜丘二〇、〇〇〇円　朝日二〇、〇〇〇円　本郷九五、六〇〇円　本郷団地七七、八〇〇円　向陽団地一四、〇〇〇円
幌里一六、〇〇〇円　幌里開拓一九、〇〇〇円　東町八六、〇〇〇円　西町三〇、〇〇〇円　南町四七、五〇〇円
北町三四、〇〇〇円　新町一五〇、〇〇〇円　宇隆四九、〇〇〇円　美里六九、五〇〇円　ルーラル三七、〇〇〇円
豊沢二一、五〇〇円　上野三一、〇〇〇円　豊川三四、〇〇〇円　共栄二〇、〇〇〇円　富野三一、〇〇〇円
上厚真四五、〇〇〇円　共和四〇、〇〇〇円　厚和二三、〇〇〇円　鯉沼二六、〇〇〇円　浜厚真七八、五〇〇円
軽舞六三、五〇〇円　豊丘三三、〇〇〇円　鹿沼五三、〇〇〇円　共和団地（漁業協同組合に別に募金）
計　一三七一、九〇〇円

イ　個人分（直接共同募金会厚真町分会に持参したもの）　八二人（法人・団体含む）二、九六一、九四二円

ウ　魂打太鼓で鎮魂

一年前の阪神・淡路大震災を思いおこし、犠牲者の鎮魂と被災者を励ますため、平成八年一月十七日あつまスタードームにおいて「ひびけ、鎮魂の太鼓」を日本の各地会場において同時演奏しようとの呼びかけに応じ、厚真町でも魂打太鼓が演奏され、この会場で被災地への義援金三六、〇〇四円の募金があった。募金は共同募金会厚真町分会を通して被災地に送られた。

第三節　ボランティア団体等

(一)　ボランティア体験・スクール

平成四年から北海道厚真福祉会の協力を得て、同施設の障害者やお年寄りとのふれあい生活や行事を共にする貴重な自己研修を厚真高等学校・厚真中学校の生徒、同高校卒業生二一人が実習した。

ボランティアスクール　町民を対象とした「介護教室」を開く、介護の基礎知識、寝たきり予防の実践を学ぶ。

(二)　小中学校がボランティア活動協力校に指定

昭和五十九年十二月二十四日社会福祉法人北海道社会福祉協議会から楢山小中学校が、ボランティア活動普及事業協力校として、最初に指定を受ける。指定期間は三年間でその後鹿沼小学校と厚真高等学校（ともに六十年から三年間）さらに厚真中学校と厚真中央小学校（平成六年から三年間）が指定を受けている。当初指定の楢山小中学校の活動方針は、温かく思いやりの心を育てることを学校の基本にすえ、教科学習、道徳、特別教育活動を通じ、日常学習の中で取り上げ生活の中では児童・生徒会活動を中心として行事等の一つひとつに根ざしたものとし、それが家庭・

友人関係さらに社会奉仕へと参加を広げることをねらいとしていた。

初年度の事業計画　①　古切手集め、②　米づくり作業、③　身体障害者の美術作品購入援助、④　身体障害者スポーツ団振大会出場選手激励援助、⑤　厚真リハビリセンター慰問、⑥、収穫祭に老人招待、⑦　歳末たすけあい運動への協力など。

㈢　社会を明るくする運動

（ア）子ほめ運動　七月を強調月間として啓発パンフレットの発行、ポスターの掲示、青空図書館、子育てフォーラムの開催　平成七年から継続

（イ）社会を明るくする運動パークゴルフ大会　平成六年から継続

（ウ）同　右　テニス大会　昭和四十九年から継続

（エ）北部地区社会を明るくする運動運動会（幌内・高丘・富里自治会参加）　昭和二十六年から継続

（オ）社会を明るくする運動町民登山会　平成六年から継続

（カ）新聞少年等視察研修旅行　昭和六十一年から継続

㈣　あゆみ会

昭和五十八年五月　福祉施設や老人家庭訪問等の奉仕活動、社会を明るくする運動への参加を行うため、町内有志により結成された。会員数二三人で、北海道厚真福祉会施設の運動会、夏まつり、もちつき、買物デー、バス見学などの行事の手伝いのほか、社会福祉協議会が実施している配食サービス事業やオムツつくりのボランティアを積極的に行っている。

歴代会長　種部トシ、前川ヨネ子（現在）

㈤　徳寿会厚真奉仕活動部

苫小牧市にある社団法人徳寿会に所属する徳寿会厚真奉仕活動部は、昭和五十一年二月に設立されている。主な奉

仕活動として、厚真リハビリセンターでのもちつき会、町内在宅お年寄りにタオルケットを持参愛のふれあい訪問など、積極的にボランティアを行っている。会員数二〇人

厚真奉仕活動部　歴代会長　保田又兵衛、嶋田寅一（現在）

(六)　厚真ライオンズクラブ

昭和四十九年四月、三六人の創立会員を以って結成、以来「奉仕と友愛」のライオンズ精神を地域に広めていくことに努力を重ね、今日に至っている。

主な事業実績

認証一〇周年記念モニュメント一基　町へ・同記念車イス用体重計　リハビリセンターへ、社会福祉法人北海道厚真福祉会の一〇周年防災施設に助成金、ＬＣＩＦ（Ｃ千ドルメンバー一人一〇ドル）　厚真川河川上へ鯉のぼり掲揚施設、特別養護老人ホーム豊厚園増設寄附金、南西沖地震義援金

認証二〇周年記念移動図書車一台　町へ・同記念観察用水槽二槽町へ・同記念水生動物図鑑町へ・同　記念ピーアール塔二基　町へ

このほか、新入学児童へ（ウインドブレーカー・レッスンバック・スケッチセット）、寝たきり・独居老人歳末慰問、中学・高校生意見発表会の開催、交通安全運動安全旗の寄贈など。

第十編　教育・文化

第一章　教育行政

第一節　教育委員会

(一)　教育委員

教育委員会の委員定数は五人であり、町長が議会の同意を得て任命する。委員の任期は四年。教育長は教育委員のうちから北海道教育委員会の承認を得て任命する。

平成十年一月一日現在教育委員、委員長宮西政志、齋藤孝一、阿蘇孝司、久保壹彦、飛谷文子

昭和六十年以降の教育委員会委員長、教育長（昭和五十九年以前　厚真町史六一一ページ参照）

委員長	嶋田　寅一	委員長在任期間	五十五年十月一日から平成二年九月三十日
	土田與志雄	同　右	二年十月一日から　八年九月三十日
	高田　光夫	同　右	八年十月一日から　九年十月一日
	宮西　政志	同　右	九年十月二日から　現　在
教育長	荻野　巖	教育長在任期間	五十一年十月一日から六十三年九月三十日
	齋藤　孝一	同　右	六十三年十二月三日から　現　在

齋藤教育長の職歴　北海道生活環境部国民体育大会準備室競技式典課長を経て、北海道教育委員会学校教育部保健体育課参事、同部保健体育課長を歴任する。

(二)　教育委員会事務局機構

事務局の職制は、従来の総務課・社会教育課の二課制に加え、五十年四月一日に廃止した次長制を元に戻し、事務局の管理調整の充実を期している。平成二年七月一日総務課・社会教育課の課制を事務分掌の実態に即し、町民にわかりやすい学校管理課と生涯学習課に改める。平成九年一月一日あつまスタードームの完成を見て、昭和五十四年に建設されているスポーツセンター、スケートリンク等々の運動施設の管理を含め、町民健康づくりと体力維持、スポーツの普及振興を図るため、体育振興課を新たに配課し、次長、三課制とする。

(三)　育英資金・奨学金給付制度

育英資金貸付制度は、昭和二十六年に始まり現在も継続されている。対象者は、国内の大学並びにこれに準ずる養成所及び工業高等専門学校に在学中の者、貸付限度額は、別表の金額、貸付金は無利子、返済期間は、卒(修)業したる六カ月後から貸付を受けた期間の三倍以内　その他条例に規定する条件がある。

育英資金貸付限度額・貸付者数の推移

年度等 / 学校区分		昭和61年度	昭和63年度	平成2年度	平成4年度	平成6年度	平成7年度
大学、これに準ずる養成所	一人当り貸付限度額	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
	貸付者数	五人	四人	四人	—	九人	一〇人
工業高等専門学校	一人当り貸付限度額	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
	貸付者数	—	—	—	—	—	—

貸付者数は、当該年度の新規貸付者数　限度額は月額

近藤奨学金給付制度

昭和四十九年に始まり現在も続いている。故近藤友重の寄付金をもとに町内に住所を有している者の子弟の勉学の助とするために創設された。給付の額　四年制大学　六十一年度四〇、〇〇〇円、五人、平成七年度　四〇、〇〇〇円、四人、短期大学　六十一年度　三〇、〇〇〇円、給付者なし、平成七年度　三〇、〇〇〇円、一人、受給者数（平成七年度現在累計八四人に給付されている。）

㈣　旧厚真高等学校体育館の焼失

平成元年四月三日　十四時三十分頃旧高校体育館から出火、体育館木造平屋建、面積七四〇平方メートルを焼失し、十六時二十四分鎮火した。

旧厚真高等学校跡校舎は、体育館と隣接する音楽室廊下が残っていた。体育館は三月まで厚真中学校の部活動に使用され、管理は中学校に一任させていた。音楽室廊下は木工製品の製作所として昭和五十八年から町民に貸与している。焼失した体育館には、厚真中学校が統合厚真中学校の新校舎に移転するため、前中学校で使用していた学用品が不要となったため、希望する自治会に払い下げする準備、整理をし体育館に保管、翌四日引き渡しする矢先であり、不要品ともども焼失している。出火の原因について四月四日苫小牧警察署と消防署との合同現場検証が行われたが、原因は特定できず、結論として、不審火取扱いとされている。

㈤　児童・生徒の「いじめ」・「校内暴力」の問題

昭和六十一年頃　比較的児童・生徒の多い学校にあって「いじめ」「いじめとまぎらわしい」例が報告されている。平成二年には、校内騒ぎ、集団暴行行為が起きていた、動機などは不明のところが多く色々な批判があるが、暴力行

為に及んでいく生徒、このような問題は現在の学校では等しく抱えている問題であり、本町においても学校・家庭・地域の連携を一層密にして生徒の健全な育成に意を配し、再発防止に対話を重ねている。

㈥　学校基金条例の廃止

この基金条例は、町立学校の建設、営繕、教材充実の費用の一部を賄うため、昭和三十九年に厚真町学校基金条例が施行されているが、昨今の経済事情から基金の運用効果が期待できない等の状況が久しく続いているため平成六年三月三十一日をもって条例を廃止している。

基金に属する財産のうち積立金は、町財政調整基金に編入し、町有地の学校林は公有財産の普通財産として管理換えする。学校林に指定されているもののうち民有地部分林は、分収契約を無償解約とし、長い間学校林として自治会住民の奉仕活動によって、下草刈り、つる切り、除間伐等撫育に努められていた学校林であり、今後とも軽舞自治会で環境保全や学校教育林として育成、保存される。

平成六年三月三十一日現在　学校林指定面積及び基金積立金

区分	学校林指定面積	所在地 字	所在地 地番	台帳地積	学校林選定面積	土地所有者	所属学校名
幌内	一二一ha	幌内	五一一	六二九	二ha	九六六	厚真町	幌内小学校
〃	三	〃	五二	七五七	三	七五七	〃	〃
軽舞		軽舞	二四九	二三九		二三九	〃	軽舞小学校
〃		〃	二四八	四八七		四八七	〃	〃

学校林	軽舞	二五〇	四	〇〇六	一	九八四	岡村信一郎	軽舞小学校
指定面積	桜丘	一八八	六	一〇七	六	一〇七	河村　忠治	厚真中学校
基金積立金	残高一一、七九九、二〇二円						厚真町	

第二章　学校教育

第一節　学校の閉校・統合

(一)　学校閉校・統合の経過

開拓時代から本町の地形的条件に添って、地域住民の子弟教育への情熱と父母の協力により、時の移り変りの中で学校設置は、小学校一三校、中学校が併置校を含めて八校が開校し学校経営が行われていた。

しかし、農業経営の先き行きによる離農、農林業の機械化、子弟の就業事情の変化と小子化により、校下児童数の減少傾向に歯止めがならず小規模学校が目立ってきた。このような学校経営環境から地域においても、学校環境のあり方について、父母との懇談会、保育園児の父母、青年層と幅広い会合を重ね、自治会においても話題提供がされるなど多くの住民との忌憚のない意見交換を計りながら、実態も認識し児童・生徒により充実した教育環境のもとで多くの友達と交流を深めながら、広い視野をもって逞ましく生き抜く道へとの選択も必要になった。

地域としては、先人の苦労で創立され地域生活の中心を形成してきた学校の歴史は重く堪えがたいものがあったと思料される。

昭和六十年以降閉校・廃止となった学校

幌里小学校　大正十一年一月十三日
平成二年三月三十一日
厚真第一尋常高等小学校仁達幌特別教授場として開校
六九年の歴史を閉る。
閉校時の在校児童数　二人

幌内小学校　明治三十一年四月五日
平成三年三月三十一日
私立小学校として開校
九四年の歴史を閉る。
閉校時の在校児童数　一三人

楢山小学校　明治三十年七月九日
平成三年三月三十一日
苫小牧尋常高等小学校西老軽舞分校として開校
九五年の歴史を閉る。
閉校時の在校児童数　一〇人

幌里中学校　昭和二十四年五月三十一日
平成元年三月三十一日
厚真中学校仁達幌分校として開校
四一年の歴史を閉る。
閉校時の在校生徒数　五人

楢山中学校　昭和二十二年五月一日
平成元年三月三十一日
楢山中学校として開校
四三年の歴史を閉る。
閉校時の在校生徒数　二〇人

厚真中学校　昭和二十二年五月一日
平成元年三月三十一日
厚真中学校として開校
四三年の歴史を閉る。
閉校時の在校生徒数　一五六人

(二)　閉校小学校の沿革史

（昭和五十八年以前の記録は、厚真町史六二七ページ参照）

ア　厚真町立幌内小学校

昭和五十九年六月十一日　幌内子ども神楽練習風景をＳＴＶで取材ＴＶ放映
昭和六十年五月二十五日　勤労生産学習（米作り）始める。
昭和六十二年三月九日　国際交流作文コンクール学校賞受賞
昭和六十二年十月十五日　ＮＨＫ室蘭放送局子ども神楽ビデオ撮影
昭和六十三年十月二十四日　交通安全教育感謝状受賞
平成元年二月二十四日　岩手県前沢町立白鳥小学校訪問、幌内神楽文化交流（全児童・教員、幌内神楽研修団員　三七人）
平成元年四月十日　国際交流学習（カナダ親善使節団員レアード夫妻を迎えて）
平成元年八月一・二日　前沢町白鳥小学校来校、神楽交流、交歓交流（児童四六人、大人五四人、計一〇〇人来訪）
平成元年六月三十日　アラスカ州シシュマレフ小学校との国際交流開始、（児童の手紙、絵、貝細工作品等着）
平成元年十二月八日　シシュマレフ小学校へ作品（絵・毛筆）紹介ＶＴＲ等送付
平成二年二月十九日　国際理解交流学習（ＡＥＴローラを迎えて）
平成二年五月二十二日　田植え体験学習札幌ＮＨＫ・ＴＶ取材放映
平成二年六月七日　閉校記念事業協賛会発足総会
平成二年十月一日　国際交流学習全校活動・英会話（ＡＥＴローレンス・ジョンを迎えて）
平成二年十月二十三日　国際交流学習（カナダ親善使節団員ベティ・コリコット、ジーン・バーナーの二人を迎えて）
平成二年十一月一日　厚真中央小との交流学習（幌内・楢山小児童、中央小へ）
平成二年十一月三十日　校内研究会（授業公開・研究協議）

平成二年十二月四日　中央小との交流学習
平成三年三月十七日　幌内小学校閉校記念式典・惜別の会
平成三年三月三十一日　児童数の減少により閉校され、厚真中央小学校に統合

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	
二〇	竹内　清	昭和五十九年四月一日	六十三年三月三十一日	
二一	高橋　功	昭和六十三年四月一日	平成二年三月三十一日	
二二	三嶋　浩	平成二年四月一日	三年三月三十一日	

イ　厚真町立楢山小学校

平成元年四月一日　楢山小学校、単置校となる。
平成三年三月十日　楢山小学校閉校記念式典・惜別の会
平成三年三月三十一日　児童数の減少により閉校され、厚真中央小学校に統合

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	
一八	種市光男	昭和五十八年四月一日	六十二年三月三十一日	
一九	本間洋一	昭和六十二年四月一日	平成元年三月三十一日	
二〇	坂本錦一	平成元年四月一日	三年三月三十一日	

ウ　厚真町立幌里小学校

昭和六十一年十一月一日　学校保健歯科の部表彰（北海道歯科医師会）
昭和六十三年二月十一日　六年生児童のデザイン、厚真町交通安全旗に採用
昭和六十三年十月四・五日　北海道小中併置校教育研究大会胆振大会第三分科会研究成果発表

昭和六十三年十月十九日　小学校も参加　幌里中学校閉校記念タイムカプセル埋設
昭和六十三年十月二十一日　交通安全教育に苦小牧警察署より感謝状
昭和六十三年十二月十四日　「障害者の日」記念事業ボランティア活動体験作文コンクール　優秀賞受賞
平成二年一月二十五日　閉校記念事業協賛会発足
平成二年三月十八日　閉校式
平成二年三月三十一日　児童数の減少により閉校され、厚真中央小学校に統合
平成二年五月五日　惜別の会

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
一六	鈴木嘉宣	昭和五十七年四月一日	六十一年三月三十一日
一七	小寺宏生	昭和六十一年四月一日	六十三年三月三十一日
一八	菊地義雄	昭和六十三年四月一日	平成二年三月三十一日

(三)　閉校中学校の沿革史

（昭和五十八年以前の記録は、厚真町史六六三ページ参照）

ア　厚真町立楢山中学校

昭和六十年十月一日　北部地区社明振興活動で法務大臣より感謝状を授与さる
昭和六十一年十一月二十八日　体力づくり研究校として胆振教育局長より表彰
昭和六十三年八月五日　共同募金活動に対して北海道共同募金会長より表彰
平成元年三月三十一日　楢山中学校閉校（生徒は、三校統合厚真中学校に通学）

歴代学校長

歴代　氏名　就任年月日　退任年月日

一一　種市光男　昭和五十八年四月一日　六十二年三月三十一日　一二　本間洋一　昭和六十二年四月一日　平成元年三月三十一日

イ　厚真町立幌里中学校

昭和六十年六月二十六日　胆振東部卓球団体優勝

昭和六十年七月十日　胆振東部中体連決勝大会女子団体優勝

昭和六十一年十一月一日　学校保健歯科の部表彰（北海道歯科医師会）

昭和六十二年十一月三日　厚真町ライオンズクラブ意見発表大会　最優秀賞

昭和六十三年二月十三日　幌里中学校閉校記念協賛会発足

昭和六十三年九月二十九日　幌里中学校閉校記念植樹

昭和六十三年十月四・五日　北海道小中併置校教育研究大会胆振大会第三分科会研究成果発表

昭和六十三年十月二十一日　交通安全教育に苫小牧警察署より感謝状

昭和六十三年十一月三日　厚真町ライオンズクラブ意見発表大会　最優秀賞

昭和六十三年十一月十九日　幌里中学校閉校記念タイムカプセル埋設

平成元年三月二十六日　閉校記念式典、惜別の会

平成元年三月三十一日　幌里中学校閉校（生徒は、三校統合厚真中学校に通学）

歴代学校長

歴代　氏名　就任年月日　退任年月日

一二　鈴木嘉宣　昭和五十七年四月一日　六十一年三月三十一日　一三　小寺宏生　昭和六十一年四月一日　六十三年三月三十一日

一四　菊地義雄　昭和六十三年四月一日　平成元年三月三十一日

ウ　厚真町立厚真中学校

中学校の学級数の適正化と教育内容のより充実のため、南部地区一校、北中部一校の方針のもとに、昭和二十二年厚真中央部に開校された厚真中学校は、楢山中学校及び幌里中学校とともに一旦閉校となり、新たに厚真中学校が誕生する。

昭和五十八年十二月二十七日　苫小牧地区中学校インドア軟式庭球大会　男子団体優勝　男子個人一位
昭和六十一年二月三日　北部地区中学校新築、統合期成会設立
昭和六十三年一月二十八日　新設中学校ＰＴＡ世話人会
昭和六十三年二月十九日　厚真中学校閉校記念事業協賛会発足
昭和六十三年十月六日　閉校記念塔設置
昭和六十三年十一月一日　統合三中学校交流学習
平成元年二月十七日　統合三中学校交流会
平成元年三月二十一日　閉校式、惜別の会
平成元年三月二十五日　ＰＴＡ解散総会
平成元年三月三十一日　厚真中学校閉校（生徒は、三校統合厚真中学校に通学）

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
一〇	安田好一	昭和五十九年四月一日	六十二年三月三十一日
一一	関坂和夫	昭和六十二年四月一日	平成元年三月三十一日

第二節　現小学校

（昭和五十八年以前の記録は、厚真町史六二七ページ参照）

(一)　厚真町立厚真中央小学校

沿革史

昭和五十八年四月一日　一一学級となる。
昭和六十年四月一日　一二学級となる。
昭和六十二年八月七日　岩手県前沢町立古城小学校と姉妹校締結の仮調印をする。翌年八月五日本調印
昭和六十二年十月三十一日　北海道良い歯の学校（う歯予防の部）として表彰受賞
昭和六十三年四月一日　一〇学級となる。
昭和六十三年十月二十一日　苫小牧警察署より交通安全教育の実践表彰受賞
平成二年四月一日　特殊学級が設置され、一一学級となる。
平成二年十一月三日　「花いっぱいコンクール」で毎日新聞社より表彰受賞
平成三年四月一日　幌内小学校・楢山小学校の児童、厚真中央小学校へ統合
平成四年七月二十七日　前沢町古城小学校訪問（児童一四人、引率三人）
平成五年八月九日　姉妹校古城小学校より児童会交流団来訪（児童一六人、引率三人）
平成六年七月一・二日　姉妹校前沢町古城小学校訪問（児童五人、引率二人）
平成六年　ボランティア活動普及事業協力校（三年間）の指定を受け、ＰＴＡの協力を得て、さまざまな活動が行われる。
（廃品回収、もちつき大会、グランドの雪山づくり等）
平成七年四月一日　二学級減の九学級となる。
平成七年四月一日　開校一〇〇年（平成九年）に向けて、「校舎改築期成会」を組織してＰＴＡ、地域が一体となって活動中
平成八年四月一日　開校一〇〇年記念式典の準備に向けて、各事業に取り組む。

平成八年二月二十九日　所期の目的を達成して、校舎改築期成会閉会総会

歴代学校長

	歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
二二	山田	孝	昭和五十八年四月一日	六十二年三月三十一日
二三	北村卓士		昭和六十二年四月一日	平成二年三月三十一日
二四	柳	文祐	平成二年四月一日	五年三月三十一日
二五	大塚	誠	平成五年四月一日	七年三月三十一日
二六	野本梅男		平成七年四月一日	現在

(二)　厚真町立富野小学校

沿革史

昭和五十八年四月　スポーツ少年団後援会発足

昭和六十三年八月二十七日　海外留学生との交流会（三人来訪）

昭和六十三年十月十一日　開校記念日に指定（従来五月四日）

平成元年五月十三日　開校九〇周年記念植樹

平成元年十月二十三日　開校九〇周年記念児童集会

平成二年四月一日　三学級となる。

平成三年六月三十日　全道小学生選抜陸上競技大会に三人入賞

平成四年四月九日　日本桜の会寄贈の桜の木植樹（一〇本）

平成四年八月二十六日　海外留学生との交流会（四人来訪）

平成五年四月十九日　日本桜の会寄贈の桜の木植樹（一〇本）

平成六年六月四日　屋内体育館落成記念式典・祝賀会

平成六年八月二十五日　海外留学生との交流会
平成七年九月二十八日　全道へき地複式教育研究大会、プレ研究大会（第一・二会場）
平成八年九月二十六日　第四五回全道へき地・複式教育研究大会

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
二四	野村　博	昭和五十九年三月一日	六十二年三月三十一日
二五	林　俊彦	昭和六十二年四月一日	平成二年三月三十一日
二六	南部忠夫	平成二年四月一日	四年三月三十一日
二七	近藤祐義	平成四年四月一日	六年三月三十一日
二八	山川　修	平成六年四月一日	九年三月三十一日
二九	南　穣	平成九年四月一日	現在

㈢　厚真町立上厚真小学校

沿革史

昭和六十年十月二十五日　体力つくり優秀校として北海道教育委員会より表彰受賞
昭和六十一年六月二十一日　グランド拡張
平成元年四月三日　児童のリレーマラソンが、はまなす国体実行委員会よりスポーツ百選に選定される。
平成元年七月一日　開校九〇周年を迎える。
平成七年三月二十日　新校舎完成
平成七年三月二十四日　新校舎多目的ホールで第八七回卒業式
平成七年四月一日　コスモス学級（情緒障害学級）設置　七学級となる。
平成八年十一月十七日　校舎落成記念式典
平成八年十一月二十三日　校舎落成記念音楽会

平成九年六月五日　公立学校優良施設表彰受賞

歴代学校長

歴代　氏名　就任年月日　退任年月日

二二　林　幸一　昭和五十九年四月一日　平成元年三月三十一日　二三　菊地政夫　平成元年四月一日　三年三月三十一日

二四　三嶋　浩　平成三年四月一日　五年三月三十一日　二五　松田岑夫　平成五年四月一日　七年三月三十一日

二六　實吉智子　平成七年四月一日　現在

㈣　厚真町立軽舞小学校

沿革史

昭和五十四年九月十六日　小学校開校八〇周年記念式典

昭和五十四年十一月三日　児童五・六年生菊栽培　町文化祭に福助菊小鉢一五鉢出品（毎年出品する）

昭和五十五年四月一日　軽舞小学校、単置校となる。

昭和五十五年六月十五日　田舎まつり子供相撲大会で団体優勝

昭和五十八年一月十五日　苫小牧地区小学校バレーボール大会で男子優勝

昭和六十一年（月日不詳）　朝の体力づくりに一輪車を全児童で取組む。

昭和六十一年六月十五日　田舎まつり子供相撲大会で団体優勝

昭和六十一年十月七日　胆振東部へき地複式研究会指定の研究大会（体育科）

昭和六十一年十二月七日　全胆振小学生バレーボール大会で男子優勝

昭和六十三年六月十九日　田舎まつり子供相撲大会で団体優勝

平成元年十一月三日　厚真町文化協会より菊栽培で学校奨励賞受賞

平成元年三月五日　一輪車一四台の寄贈を受ける。

平成元年七月三日　全校児童で一人一鉢菊作り開始
平成三年十一月二十三日　校舎落成記念式典
平成四年十一月三十日　コンピューター三台導入
平成六年七月二十三日　コンピューター五台導入
平成六年四月二十六日　こぶし一〇本、桧葉二二本、白樺二二本植樹
平成六年四月二十四日　理想の丘の碑移動
平成六年九月二十七日　姉妹都市　岩手県前沢町の小学生二〇数人来訪交流会
平成七年五月十五日　桐の苗五本（寄贈を受け）植樹
平成八年四月二十日　オンコ二本、栗二本、梅二本　記念植樹
平成八年四月二十二日　イチョウ三本（寄贈を受け）植樹
平成八年八月五日　北海道教育委員会の教育研究グループ奨励事業（菊づくり）を受ける。
平成九年二月十六日　和太鼓発表会

歴代学校長

歴代　氏名　就任年月日　退任年月日
一八　川田裕彦　昭和六十年四月一日　平成元年三月三十一日
一九　本城信夫　平成元年四月一日　四年三月三十一日
二〇　大志田敏昭　平成四年四月一日　六年三月三十一日
二一　池田博美　平成六年四月一日　九年三月三十一日
二二　浅井久志　平成九年四月一日　現在

(五)　厚真町立鹿沼小学校

沿革史

昭和五十九年八月十二日　町体育協会より栄誉賞受賞

昭和六十年三月十日　第一五回世界児童展の全道展特選・奨励・入賞・佳作受賞
昭和六十年十一月三日　町は鹿沼スポーツ少年団を栄誉表彰
昭和六十年十二月八日　文部大臣賞受賞
昭和六十一年二月十六日　北海道新聞杯バレーボール大会新人戦優勝
昭和六十一年九月十三日　町表彰条例に基づく、栄誉をたたえて鹿沼ガッツ表彰
昭和六十二年十一月二十日　ボランティア活動実践公開研開催
平成三年一月二十八日　開校九〇周年記念塔設置
平成三年十月二十五日　コンピューター一台導入
平成三年十一月三日　つつじが丘整備作業
平成四年十二月二十一日　コンピューター二台導入
平成五年十月九日　児童・生徒海外派遣研修（カナダ）一人
平成六年八月九日　児童・生徒海外派遣研修（ニュージーランド）一人
平成七年十月九日　児童・生徒海外派遣研修（韓国）二人

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
一五	片山邦臣	昭和六十年四月一日	六十三年三月三十一日
一六	田中　悟	昭和六十三年四月一日	平成三年三月三十一日
一七	岡崎英治	平成三年四月一日	五年三月三十一日
一八	伊藤一夫	平成五年四月一日	八年三月三十一日
一九	半澤真一	平成八年四月一日	現在

第三節　現中学校

（昭和五十八年以前の記録は、厚真町史六六三ページ参照）

(一)　厚真町立厚真中学校

所在地　北海道勇払郡厚真町新町四六四番地

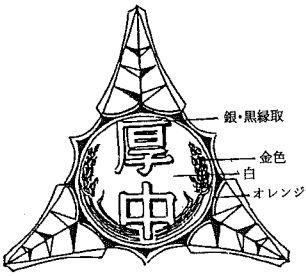

校章

校章の由来

三校統合

三本のカラ松は、楢山中・幌里中・厚真中三校の統合を意味し、カラ松は豊かな厚真町の自然を象徴している。

知・徳・体

三方向に伸びているカラ松は、知育・徳育・体育を表わし、それぞれが大きく飛躍していくことを願っている。

明るい心

中心の円は、太陽を表わし、生徒の光り輝く明るい心を象徴している。

実りある生活

円の中の稲穂は、豊かな稲の実り、それぞれの生徒の今後の実りある生活また厚真町の益々の発展を表わしている。

校歌（風の扉を）

作詞　原子　修

作曲　佐々木　茂

一、風の扉をたたけ　きょうこそは
　空へ　高みへ
　大地の手が　丘をもちあげ

光りは　ふる
白樺に　わたしに
ああ
宇宙の中心をゆびさして
まなざし熱く厚真にたてば
こころは　あけぼの
二、虹のアーチをくぐれ　あすこそは
海へ　世界へ
大地の目が　川をつむいで
のぞみは　わく
うぐいすに　わたしに
ああ
北方の重心を問いただし
さえずり清く厚真に舞えば
つばさは　うるわし

沿革史

平成元年四月一日　楢山中学校・幌里中学校・厚真中学校の三校をもって厚真町北中部地区統合中学校として開校し、学校名を厚真町立厚真中学校と制定

平成元年四月一日　六学級認可

平成元年四月九日　開校記念式典　第一回入学式

平成元年十月二十九日　校舎落成祝賀会

平成三年四月　ブラスバンド部編成
平成四年三月五日　文部省認定実用英語技能検定　団体賞受賞
平成五年四月一日　五学級となる。
平成五年十月九～十八日　児童・生徒海外派遣研修（カナダ）二人
平成五年十二月二十日　コンピュータ一八台導入
平成六年二月三～六日　全国中学校スケート大会出場　二人
平成六年四月一日　ボランティア活動普及事業協力校の指定
平成六年七月三十日～八月十日　児童・生徒海外派遣研修（ニュージーランド）二人
平成六年十月二十八日　学童・生徒ボランティア実践研究発表会開催
平成七年二月六～九日　全国中学校スケート大会　女子総合優勝
平成七年三月十四日　全国中学校スケート大会女子総合優勝による町栄誉賞
平成八年四月一日　七学級となる。
平成八年四月一日　多目的ホールを普通教室、図書室を特学教室、図書室は多目的ホールに改築
平成八年七月十一日　少年の主張胆振支庁地区大会開催
平成九年三月十一日　文部省認定実用英語技能検定　団体努力賞受賞

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日				
一	関坂和夫	平成元年四月一日	二年三月三十一日	二	岡本和男	平成二年四月一日	四年三月三十一日
三	本城信夫	平成四年四月一日	五年三月三十一日	四	三階　済	平成五年四月一日	七年三月三十一日
五	松本栄二	平成七年四月一日	現在				

(二)　厚真町立厚南中学校

沿革史

昭和五十八年五月十八日　岩手県前沢町立前沢中学校を修学旅行で訪問
昭和五十九年四月一日　認可三学級（実四学級）
昭和六十三年四月一日　認可四学級
平成元年四月一日　認可三学級（実四学級）
平成二年十一月二十七日　北海道体力づくり、北海道教育委員会最優秀校受賞
平成四年十月二十八日　コンピューター一七台導入
平成六年四月二十八日　桜一〇本、こぶし一〇本植樹
平成八年二月九日　岩手県前沢町立前沢中学校生徒来訪

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
二	下道　靖	昭和五十九年十一月一日	六十二年三月三十一日
三	木村義文	昭和六十二年四月一日	平成二年三月三十一日
四	堀江和彦	平成二年四月一日	五年三月三十一日
五	米澤克己	平成五年四月一日	七年三月三十一日
六	神島　馨	平成七年四月一日	現在

第四節　小学校児童・教職員等の数

（五月一日現在）

区分	学校名	幌内小学校						幌里小学校	
	年	昭和60年	〃61	〃62	〃63	平成元	〃2	昭和60〃	〃61〃
児童数（）学級数	一学年	二人	四	四	一	三	一	一	一
	二学年	一人	二	四	四	一	三	一	一
	三学年	三人	一	二	四	四	一	一	一
	四学年	三人	三	一	二	四	四	一	一
	五学年	四人	三	三	二	二	三	四	二
	六学年	一人	四	三	三	二	二	一	四
	特殊学級	一人	一	一	一	一	一	一	一
	計	一三人	一七	一七	一六	一六	一三	七	八
教職員等の数	教諭	四人	四	四	四	四	四	三	四
	養護	一人	一	一	一	一	一	一	一
	事務	一人	一	一	一	一	一	一	一
	用務等	二人	二	二	二	二	二	一	一
	計	六人	六	六	六	六	六	四	五

区分	学校名	楢山小学校						幌里小学校	
	年	昭和60年	〃61	〃62	〃63	平成元	〃2	〃62	〃63
児童数（）学級数	一学年	一人	二	三	一	一	三	一	一
	二学年	五人	一	二	三	一	一	一	一
	三学年	三人	五	一	二	三	一	一	一
	四学年	五人	三	六	一	二	三	一	一
	五学年	三人	五	三	六	一	二	一	一
	六学年	四人	三	五	三	六	一	二	一
	特殊学級	一人	一	一	一	一	一	一	一
	計	二〇人	一八	一九	一五	一三	一〇	四	二
教職員等の数	教諭	四人	四	四	四	四	四	三	二
	養護	一人	一	一	一	一	一	一	一
	事務	一人	一	一	一	一	一	一	一
	用務等	二人	二	二	二	二	二	一	一
	計	八人	八	七	七	六	六	四	三

厚真中央小学校												幌里小学校
〃8	〃7	〃6	〃5	〃4	〃3	〃2	平成元〃	〃63	〃62	〃61	昭和60〃	平成元年
四〇	三六	三七	四八	四五	三五	五三	四四	四九	三一	四六	四七	一
三六	三四	四八	四一	三四	五三	四八	四七	三〇	四四	四三	五九	一
三一	四七	三九	三四	五〇	四九	四四	三一	四四	四二	五八	四四	一
四五	三九	三一	四七	四七	四六	三〇	四三	三八	五五	四一	五一	一
四一	二九	四四	四七	四四	三三	四二	三七	五五	四二	五〇	六五	一
二八	四六	四六	四三	二九	四七	三七	五三	四三	四九	六一	四八	一
一	三	三	二	一	一	一					一	一
二三(九)	二三四(九)	二四八(一一)	二六二(一一)	二五〇(一一)	二六四(一一)	二五五(一一)	二五五(一〇)	二五九(一〇)	二六三(一一)	二九九(一二)	三二四(一二)	(一一)二
二三	二三	一五	一六	一四	一四	一四	一三	一三	一四	一五	一五	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一五	一八	一九	一七	一七	一七	一六	一六	一七	一八	一八	三

上厚真小学校	富野小学校											
昭和60〃	〃8	〃7	〃6	〃5	〃4	〃3	〃2	平成元〃	〃63	〃62	〃61	昭和60年
一四	四	二	一	五	三	五	三	五	八	一	九	八
一四	二	二	五	三	五	三	五	八	一	九	八	六
七	二	五	三	五	三	五	八	二	九	八	六	七
一七	五	三	五	三	五	七	二	九	八	六	六	四
二〇	三	五	三	五	七	一	九	八	六	七	四	一〇
一六	五	三	五	七	二	九	八	六	七	四	一〇	七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八八(二〇)	二二(三)	二〇(三)	二二(三)	二八(三)	二五(三)	三〇(三)	三五(三)	三八(四)	三九(三)	三五(三)	四三(四)	四二(四)
八	五	五	五	五	五	五	五	六	五	五	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	八	八	八	八	八	八	七	八	七	七	八	八

軽舞小学校		上厚真小学校										
〃61〃	昭和60〃	〃8〃	〃7〃	〃6〃	〃5〃	〃4〃	〃3〃	〃2〃	平成元〃	〃63〃	〃62〃	昭和61年
六	七	一四	二五	一	八	一六	一六	一三	一八	一七	一四	一二
七	五	二六	一	八	一五	一六	一四	一七	一四	一	一三	一四
五	六	九	八	一五	一五	一二	一七	一四	一三	一三	一五	一五
六	一二	九	一五	一五	一一	一七	一五	一二	一三	一三	一六	七
一二	九	一四	一五	一一	一五	一六	一一	一四	一三	一六	六	一四
一〇	一三	一四	一三	一五	一五	一一	一三	一三	一五	七	一五	二一
一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四四	五二	七八	七七	五五	五九	五八	五六	五三	五五	五六	五八	五三
六	七	九	九	八	八	八	八	八	八	九	九	八
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
八	一〇	一三	一三	二	一二	一二	一二	一二	一二	一三	一三	一二

鹿沼小学校		軽舞小学校										
〃62〃	〃61〃	昭和60〃	〃8〃	〃7〃	〃6〃	〃5〃	〃4〃	〃3〃	〃2〃	平成元〃	〃63〃	昭和62年
二	三	三	三	五	四	七	四	四	三	一	五	五
三	三	一	五	四	七	四	四	三	一	五	五	六
三	一	六	三	七	四	四	三	一	六	五	六	七
一	六	一	七	四	四	三	一	六	四	六	七	五
六	一	五	四	四	三	一	六	四	六	七	四	六
一	五	三	四	三	一	六	四	六	七	四	六	二三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
三一五	三一八	三一八	三二六	四二七	三二三	三二四	三二二	三二三	三二六	三二八	三三	四一
四	四	四	五	六	五	五	五	五	五	五	五	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	五	五	八	九	八	八	八	七	七	七	七	七

第五節　中学校生徒・教職員等の数

（五月一日現在）

学校名	区分	増山中学校		
年		昭和60年	〃61	〃62
生徒数（）学級数	一学年	一〇 人	一一	七
	二学年	一一 人	一〇	四
	三学年	六 人	一三	一〇
	特殊学級	一 人	一	一
	計	二八人	二六	二二
教職員等の数	教諭	八 人	八	六
	養護	一 人	一	一
	事務	一 人	一	一
	用務等	一 人	一	一
	計	八 人	八	六

学校名	区分	増山中学校	幌重中学校	
年		昭和63年	〃60	〃61
生徒数（）学級数	一学年	八 人	三	一
	二学年	八 人	六	三
	三学年	四 人	三	六
	特殊学級	一 人	一	一
	計	二〇人	一三	一〇九
教職員等の数	教諭	六 人	五	二
	養護	一 人	一	一
	事務	一 人	一	一
	用務等	一 人	一	一
	計	六 人	五	二

鹿沼小学校				
昭和63年	平成元〃	〃2〃	〃3〃	〃4〃
二	二	四	一	一
二	二	二	四	一
三	二	二	二	四
三	三	二	二	二
一	三	三	二	二
六	一	三	三	二
一	一	一	一	一
一七	一三	一六	一四	一二
四	四	四	四	四
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
一	一	一	一	一
五	五	五	五	六

鹿沼小学校			
平成5年	〃6〃	〃7〃	〃8〃
二	三	一	一
一	二	三	一
一	一	二	三
四	一	一	二
二	四	一	一
二	二	五	一
一	一	一	一
二二	二三	二二	二八
四	四	四	四
一	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一
六	五	六	六

厚真中学校（新設校）							厚真中学校				幌里中学校	
〃7	〃6	〃5	〃4	〃3	〃2	平成元	〃63	〃62	〃61	〃60	〃63	昭和62年
四六	四五	三〇	五〇	四一	六四	四九	四六	六四	五〇	五七	一	四
四六	三〇	四九	四〇	六一	四九	五二	六〇	五一	五八	七二	四	一
三一	四八	四一	六二	四八	五二	七一	五〇	五六	七〇	五四	一	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三三(五)	一三三(五)	一三〇(五)	一五二(六)	一五〇(六)	一六五(六)	一七二(六)	一五六(六)	一七二(六)	一七八(六)	一八三(六)	一一五(一)	一七(一)
一一	一二	一〇	一〇	一三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	一五	一三	一三	一五	一四	一四	一四	一四	一四	一四	三	三

厚南中学校												厚真中学校（新設校）
〃8	〃7	〃6	〃5	〃4	〃3	〃2	平成元	〃63	〃62	〃61	昭和60年	平成8年
二〇	二〇	二四	一九	二九	三〇	二二	二五	二八	四〇	三一	三一	四六
二〇	二三	二〇	二九	二九	二一	二五	二七	四〇	三二	二九	三五	四六
二三	一九	二九	二八	二二	二五	二七	二八	三三	二九	三五	四四	四六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
六三(三)	六二(三)	七三(三)	七六(三)	七九(三)	七六(三)	七三(三)	九〇(四)	一〇〇(四)	一〇一(三)	九五(三)	一一〇(三)	一四〇(七)
九	九	九	九	九	九	八	八	九	八	八	八	一三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三	一
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二二	二二	二三	二二	二三	二三	一五

第六節　北海道立厚真高等学校

（昭和五十九年以前は、厚真町史六七九ページ参照）

沿革史

昭和六十一年五月十二日　ナナカマド九〇本、桜四五本等、創立三〇周年記念植樹
昭和六十一年十二月十五日　柔剣道場竣工（鉄骨造　三一〇・一平方メートル）
昭和六十二年一月二十九日　柔剣道場命名式「厚志館」
昭和六十二年六月二日　高体連日胆地区大会テニス部男子優勝
昭和六十三年十二月十九日　国旗掲揚塔完成
平成二年十月二十二日　創立四〇周年記念協賛会設立総会
平成三年四月一日　第一学年一間口減
平成四年六月三日　オヒョウニレ三本　創立四〇周年記念植樹
平成四年九月四日　創立四〇周年記念碑「望学の碑」建立
平成四年九月五日　創立四〇周年記念式典
平成六年一月四日　パソコン二五台導入
平成七年二月二十七日　胆振管内教育実践表彰　胆振教育局

歴代学校長

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
七	石黒正勝	昭和五十八年四月一日	六十二年三月三十一日
八	中島幹春	昭和六十二年四月一日	平成二年三月三十一日

九　新妻　徹　平成二年四月一日　四年三月三十一日　一〇　村瀬輝行　平成四年四月一日　六年八月三十一日
一一　長坂文杜　平成六年九月一日　八年三月三十一日　一二　澤井義清　平成八年四月一日　現在

厚真高等学校職員数（平成九年三月一日現在）

区分＼数	校長	教頭	教諭	助教諭	養護教諭	実習助手	事務長	事務主任	事務生	公務補	時間講師	技芸助手	計
職員数	一人	一人	七人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	二人	一人	一九人

学年間口

年度＼間口	昭和六十一年四月一日現在	平成三年四月一日現在	平成八年四月一日現在
間口数	二	二	二
一学年	二学年	三学年	一学年	二学年	三学年	一学年	二学年	三学年
二	二	二	一	二	二	一	一	一

卒業生

数＼年度	昭和54年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元年度	2	3	4	5	6	7	8
卒業生	四三人	四四人	四〇人	五八人	六八人	五二人	七七人	六六人	五五人	六一人	六六人	五四人	四五人	五〇人	二五人	二七人	三七人	三二人

第七節　校舎の建設等

(一)　新設厚真中学校の建設

厚真北中部地域の中学校、楢山・幌里・厚真の三校の統合について、地域の合意を得平成元年四月一日を開校日として校舎の建設、環境整備に着手した。

校舎は新町四六四番地の厚真中央小学校に至近する位置に決定し、昭和六十一年度実施設計、六十二・六十三年度に校舎、体育館を建築している。構造は、校舎、鉄筋コンクリート造り三階建、塔屋二階を備え、延面積二、七二三平方メートル、体育館　鉄骨鉄筋コンクリート造り平屋建、面積九五五平方メートルで、丘の上に映える近代的な学舎が建築された。

屋外体育施設としては、一周三〇〇メートルの陸上グランド、両翼　八五メートルの野球場、テニスコート三面を保有し、校地面積は、四・〇七㌶である。

(二)　軽舞小学校全面改築

同校校地内に老朽化の進んだ学舎にかわり新築する。昭和六十二年度実施設計、平成元・二年度に校舎、体育館を建築、構造は、校舎　鉄筋コンクリート平屋建、面積一、〇七五平方メートル、体育館　鉄骨鉄筋コンクリート平屋建面積六一九平方メートルで、正面にステージをもつほぼ八角形の体育館の南側に教室、西側には管理棟部分が延びる個性的なデザインの校舎として建築されている。

(三)　富野小学校体育館全面改築

同校の旧体育館の老朽化に伴い建て替える。平成五年度実施設計、体育館改築、構造は、鉄骨鉄筋コンクリート平

屋建、面積五四九平方㍍　校舎との接続廊下・便所　鉄筋コンクリート平屋建、面積八二平方㍍、館内にはステージ、器具室、控え室、更衣室を備え、暖房設備として赤外線ヒーターを配置している。

㈣　上厚真小学校全面改築

同校校地内に風雪・寒気に耐えながら今日までに至ったが傷みが激しくなったため、学舎を新築する。平成五年度実施計画、六年度校舎建築、七年度体育館建築、構造は、校舎　鉄筋コンクリート二階建、面積二、三九三平方㍍で、多目的スペース、コンピュータ専門教室のほか各教室の充実を図っている。体育館　鉄骨鉄筋コンクリート平屋建、面積　九五九平方㍍で学校開放に十分対応できるよう、ミーティングルーム、更衣室、シャワー室を設備し、町内の小学校にはない「柔道場」として使える小体育館を設け、地域のスポーツ少年団活動に大いに活用されている。

㈤　厚真中央小学校全面改築計画

現在の校舎は、昭和三十七年度から三カ年で建設された建物であるが、三十六年の歳月を経て痛みが激しくなっていることから、同校校地内に平成八年度実施設計、九・十年度で校舎、十一年度体育館の順で改築計画が進められている。構造は、校舎　鉄筋コンクリート三階建、面積三、九六五平方㍍、体育館　鉄骨鉄筋コンクリート平屋建、面積　一、二五〇平方㍍の計画である。

校舎は、コンピュータ教室・多目的教室・焼釜室・採光のための光庭・エレベーターなどのほか記念資料室を配置する。体育館は、音楽コンサート・演劇公演など、本格的な文化的活動に対応できるような「大規模なステージ」を含む二三〇平方㍍を予定している。また、学校解放のためにミーティングルーム・更衣室・便所・シャワー室を設備する。そのほかには屋上に電動式演奏ベル（オリカン）・六角錐のモニュメントを設置する。

第八節　町域すべてを網羅したスクールバス路線

本町で運行しているスクールバスは、「市町村がへき地学校における、遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和並びに人口の過疎減少に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合及び過疎地域等による山村振興法におけるバス路線の運行の廃止による遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るために運行するバス。（へき地児童・生徒援助費等補助金交付要綱）」に定義されている前段の規定によるものである。

昭和四十七年三月、上幌内小中学校と高丘小学校が閉校となり、最寄りの学校に児童・生徒を通学させるため、スクールバスを同年四月運行したのが始まりである。

スクールバス　二台

上幌内－幌内小学校－楢山中学校と高丘－楢山小学校の二路線

五十五年三月には、上厚真中学校・浜厚真中学校・軽舞中学校が統合し、新たに統合厚南中学校に通学することになったため、同年四月スクールバスを増車する。

スクールバス　五台（上幌内系統と高丘系統の二台を含む）

既設路線　上幌内系統・高丘系統

新設路線　浜厚真－共和－厚南中学校、鹿沼－豊丘－軽舞－厚南中学校

富野－共栄－共和－厚南中学校の三路線

合計　五路線

平成元年三月には、楢山中学校・幌里中学校・厚真中学校が統合し、新設厚真中学校に通学するため、昭和四十七年に設定した路線を元年四月拡大変更を行っている。

スクールバス町営　五台、同、厚真バス株式会社委託　二台　計　七台
既設路線　○高丘系統、(上幌内系統は廃止)、○浜厚真系統、○鹿沼系統、○富野系統
新設路線　○ダム－幌内－富里－厚真中学校、○幌里－上野－豊沢－厚真中学校
　　○富里－東和－宇隆－厚真中学校
合計　七路線

二年三月、幌里小学校が閉校となり、厚真中央小学校に児童を通学させるため、既設の幌里中学校生徒が利用しているスクールバスに同乗して通学する。

三年三月、幌内小学校と楢山小学校が閉校となり、厚真中央小学校に児童を通学させるため、昭和四十七年に設定した路線を三年四月拡大変更を行い現在に至っている。

スクールバス町営　四台　同　厚真バス株式会社委託　三台　計　七台
既設路線(高丘系統は廃止)、○浜厚真系統、○鹿沼系統、○富野系統、○ダム系統、○幌里系統
新設路線　○高丘－東和－厚真中央小学校－厚真中学校　○幌内－宇隆－厚真中央小学校－厚真中学校
合計　七路線

スクールバス利用は、学校よりおおむね三キロ以上の通学児童・生徒を対象とし、バス停留所を設置して運行しているが、運行路線近くの三キロ以内通学者から乗車要望もあり、既存のバス停留所を利用しスクールバスの定員以内であれば利用できるようにしている。

スクールバス運行時間（平成九年四月現在）

路線名＼時間	登校時		下校時												土曜日	
	始発	学校着	小学生				小・中学生		中学生							
			一回目		二回目		三回目									
			学校発	終着	学校発	終着	学校発	終着	学校発	終着	学校発	終着	学校発	終着	学校発	終着
	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
ダム系統（ダム～厚真中学校）	七・三二	八・〇六	一四・〇二	一四・三四	一五・三〇	一六・〇四	一七・四〇	一八・一四					一二・〇〇	一二・三四		
幌内系統（幌内～厚真中学校）	七・三一	八・〇三	一四・〇二	一四・三一	一五・三〇	一六・〇一	一七・四〇	一八・一一					一二・〇〇	一二・三二		
高丘系統（高丘～厚真中学校）	七・三三	八・〇四	一四・〇二	一四・三一	一五・三〇	一六・〇一	一七・四〇	一八・一一					一二・〇〇	一二・三一		
幌里系統（幌里～厚真中学校）	七・二七	八・〇四	一四・〇二	一四・三七	一五・三〇	一六・〇七	一七・四〇	一八・一七					一二・〇〇	一二・三七		
富野系統（富野～厚南中学校）	七・三七	八・〇五	一四・四〇	一五・〇七	一五・三〇	一五・五八	一七・四〇	一八・〇八								
浜厚真系統（浜厚真～厚南中学校）	七・二五	八・〇三	一四・四〇	一五・〇五	一五・三〇	一六・〇八	一七・四〇	一八・一八								
鹿沼系統（鹿沼～厚南中学校）	七・三二	七・五八	一四・四〇	一五・〇一	一五・三〇	一五・五六	一七・四〇	一八・〇六								

なお、厚真中央小学校・厚真中学校関係では、下校時のスクールバス第一回目は、厚真中央小学校発月・水曜日が十三時〇二分、厚真中学校発が水・木・金曜日が十四時〇二分となる。

路線は厚真中央小学校、上厚真小学校を経由して、中学校を終点に全町域にわたり運行している。また、学校の部活動等が阻害されないよう配慮し、下校時は三回の運行となっている。

第三章　生涯学習

第一節　委員会等

(一)　社会教育委員

社会教育委員は、社会教育法に基づき厚真町社会教育委員設置条例により設置されている。委員の職務は「社会教育に関する諸計画を立案・定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対し意見を述べる。また、職務を行うために必要な調査研究」となっている。

委員は平成五年度から定数一五人で次に掲げる区分のうちから教育委員会が委嘱する。任期は二年となっている。

町内各学校の長　二人　町内に事務所を有する各社会教育関係団体の代表者　八人　学識経験者　五人

昭和六十二年度以降の社会教育委員（昭和六十一年以前　厚真町史六九二ページ参照）

昭和62年度		平成元年度		平成３年度		平成５年度		平成７年度		平成９年度	
林	幸一	高橋	功	柳	文祐	松田	岑夫	實吉	智子	實吉	智子
片山	邦臣	菊地	政夫	岡崎	英治	村瀬	輝行	長坂	文杜	澤井	義清
土屋	政雄	犬飼	保二	犬飼	保二	斉藤	晴夫	金光	昇允	松下	一彦
都築	紀昭	都築	紀昭	都築	紀昭	河村	忠治	河村	忠治	中谷	幸保
石橋	公昭	早坂	信一	工藤	英暢	海沼	裕作	高橋	茂	吉岡	厚子
種物谷増江		種物谷増江		木下八重子		木下八重子		木下八重子		田中	稔
今村喜代子		今村喜代子		古川	早苗	宮澤	孝子	寺坂	文秀	永澤	文康

昭和62年度
折坂　哲雄
草間　保雄
木戸　正彦
桜井　永子
阿蘇　孝司
平成元年度
木澤　恵治
草間　保雄
木戸　正彦
金本　春男
阿蘇　孝司
平成３年度
高橋　茂
松平　功
久保　壹彦
安藤　功
新妻　徹
平成５年度
森山　利勝
松平　功
飛谷　洋子
安藤　功
松田　和夫
赤坂　弘
荒井　みよ
早坂　信一
平成７年度
森山　利勝
細川　隆雄
山田　弘子
金谷　雅人
松田　和夫
赤坂　弘
荒井　みよ
渡部　孝樹
平成９年度
當田　和子
吉岡　淑江
高橋　茂
金谷　雅人
竹内　護
赤坂　弘
谷内　朱美
渡部　孝樹

㈡　公民館運営審議会

審議会委員は、社会教育法の「公民館を設置する市町村にあっては社会教育委員は、公民館運営審議会の委員をもって充てることができる」の規定に基づき、本町は社会教育委員と兼ねて委嘱している。審議会の職務は「館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する」となっている。

審議会委員の定数は一五人、委嘱区分、任期は社会教育委員と同じである。

㈢　青少年健全育成委員会

昭和二十八年の地方青少年問題協議会設置法に基づき昭和三十八年条例により厚真町青少年問題協議会を設置していたが、立法当時と子供たちを取り巻く社会環境や生活が著しく変化をしており、その名称について実態と異なっていることから、青少年問題協議会においても異論が多く、青少年の健全育成を推進していくための組織として、平成六年三月、厚真町議会の議決により条例を制定し、厚真町青少年健全育成委員会と名称を改めた。。

この条例は「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策を樹立し、その円滑な推進を図るため、教育委員会の附属機関として、厚真町青少年健全育成委員会を置く」と規定している。

委員会は、育成委員会だよりの発行、子ほめ運動などに取り組んでいる。

子ほめ運動

青少年の非行は、報道機関でもしばしば取り上げられているように、低年齢化、凶暴化してきており大きな社会問題となりつつある中で、例年、北海道では「青少年の非行防止道民総ぐるみ運動強調月間」を定め、各種事業を展開している。七月の「社会を明るくする運動と連動して厚真町青少年健全育成委員会（委員長　青木秀夫）は、子ほめ運動に取り組んでいる。とくに、平成九年七月七日厚南中学校において青年健全育成の集いを開催した。集いでは藤原町長からの「児童・生徒の健やかな成長を願って」とメッセージが児童の代表により読み上げられた。

日本全国を震撼させた神戸市須磨区の小学生殺人事件に触れ、「事件を起こすような社会を作り出した大人の一人として心が痛む。厚真の子どもたちがこうしたことで一度しかない人生を無駄にしてほしくないと思っています。この願いは、皆さんのお父さんやお母さんも同じです。私は、皆さんこそ、この町の、そして、この国の宝だと思ってます。」等の趣旨であった。

委員は一一人以内で、次の区分のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。任期は二年となっている。

関係行政機関の委員及び職員　二人以内　教育機関及び青少年関係団体の代表　七人以内　学識経験者　二人以内

昭和六十二年度以降の青少年問題協議会委員及び平成六年度からの青少年健全育成委員会委員（昭和六十一年以前　厚真町史六九六ページ参照）

昭和62年度（青少年問題協議会委員）			
背戸川武彦	阿保登美子	池畠　泰彦	前田　義雄
星　雅文	阿部　裕起	高橋　守	伴　浩一
牛崎　弘子	石橋啓市郎	市原　泰雄	
平成元年度（同）			
背戸川武彦	阿保登美子	新戸部俊夫	隼野　琢二
石黒　信男	阿部　裕起	高橋　守	工藤　英暢
中川　信保	山口　清光	折坂　敏男	
平成３年度（同）			
若林　正雄	阿保登美子	山家　文雄	河田　英雄
石黒　信男	宮島　武彦	宮腰美知子	荒井　信博
三浦　英喜	斉藤　晴夫	嶺野　進	
平成５年度（同）			
畑嶋　征二	阿保登美子	上杉　辰雄	河田　英雄
小泉　満弘	三浦　英喜	上田　圭子	中田　八重
小納谷　守	青木　秀夫	内山　信一	
平成７年度（青少年健全育成委員会委員）			
畑嶋　征二	安藤　功	稲富　弘隆	松岡　勝昭
谷口　紀彦	長尾　章三	上田　圭子	田中　稔
小納谷　守	青木　秀夫	黒澤　壽紀	
平成９年度（同）			
大杉　昭	細川　隆雄	稲富　弘隆	大野　敏弘
佐藤　輝彦	横山　守	上田　圭子	山川　茂太
梅藤　正晴	青木　秀夫	黒澤　壽紀	

㈣　生涯学習推進委員会

生涯学習に対し関心が高まり、個人やグループが様々な機会や手段・方法を利用して多種多様な学習活動を行っている。生涯学習が盛んになっている社会的背景としては、所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行等に伴い、学習自体にいきがいを見いだすなど人々の学習意識が高まっていることに加え、科学技術の向上や情報化により新たな知識・技術を取得する必要が生じていることが挙げられる。

昭和五十六年、中央教育審議会が「生涯教育について」答申を行っている。この答申においては、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意思

に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段を通じて行うものであり、生涯学習と呼ぶものがふさわしいとしている。

また、昭和五十九年から六十二年まで設置された臨時教育審議会は、その答申において今後時代の変化に主体的に対応し、豊かで活力のある社会を築くためには、学歴社会の弊害を是正するとともに生涯学習体系への移行を図っていくことが大切であるとした。そして、どこで学んでも、いつ学んでも、その成果が適切に評価され、多元的に人間が評価されるよう、人々の意識を社会的に形成していく必要があると指摘している。その上で、人生の各段階の要請にこたえ、新たな観点から家庭、学校、地域などの各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備する必要があると提言した。

本町における取り組みは、平成二年五月、教育委員会が生涯学習を推進するため、教育及び一般行政並びに民間事業所及び関係機関、団体等と密接な連携と協力を図り、地域の教育機能の体系的な整備と充実に務めるなど、生涯学習の推進方策について協議するため、厚真町生涯学習推進協議会を設置している。

六年四月には、厚真町議会の議決により厚真町生涯学習推進委員会設置条例を制定し、町長の附属機関として、生涯学習推進委員会を発足させた。事務局体制は、従来の教育委員会社会教育課を平成二年七月から生涯学習課とし、五年四月厚真町生涯学習アドバイザー設置に関する規則を制定し、教育経験者一人を生涯学習アドバイザーとして委嘱、八年四月から三人体制となった。なお、従来設置していた社会教育指導員は生涯学習アドバイザーに移行することとし廃止している。アドバイザーは、町の特性と独自性を生かし、町民の多様な学習要求や時代の変化に対応した総合的な生涯学習を推進するとともに、その体系化を図ることを目的としている。アドバイザーの事務は、「一、町民の生涯学習に関するニーズの調査、把握」「二、生涯学習事業の企画、立案、実施・学習の体系化・社会教育団体

の育成及び援助」「三、家庭教育相談」「四、図書活動」「五、講座・学級等の開設」を担当し、生涯学習に関して豊かな見識と優れた指導技術を有する者の中から、教育長が委嘱する。

現在の生涯学習アドバイザー　柳　文祐、箱崎伸一、宮坂保子

厚真町生涯学習推進協議会委員

平成二年十月発足当初委員

会長　谷内信雄、副会長　滝ケ平輝義、同　齋藤孝一、同　田中　悟、委員　新妻　徹、堀江和彦、菊地政夫、隼野琢二、木下八重子、向江豊司、笠原良二、館山　睿、石山誠一郎、山家文雄、大杉　昭、沢山正義、新　勇、伊藤　伸、草間保雄、上田邦家、楠木哲郎、今村喜代子

平成八年度

野本梅男、澤井義清、實吉智子、佐藤　勲、阿蘇美紀子、河村忠治、金光昇允、石山誠一郎、畑鳴征二、吉岡立美、新　勇、西館純之、木澤栄子、嶋　裕美子、久保　正、寺坂文秀、馬場和弘、幅田悦子、細川秀雄、奥井　貢

第二節　社会教育中期計画

(一)　平成七年度社会教育中期計画

昭和五十五年度を初年度として厚真町教育計画が樹立され、諸事業・行事が実施されている。第三期計画として策定された。厚真町社会教育中期計画の平成七年度から同十一年度までの計画概要は、次のとおりである。

教育目標

自然と文化を愛し、ひろい心で活力に満ち、生涯学び続ける人間の育成

学校教育目標

豊かな心を培い、人間や自然を思いやる実践力を育てる。
知性を磨き、意欲的に学び続ける態度を育てる。
生命の尊さを知り、自ら心身を鍛える態度を育てる。
自らを律し、公民として連帯感や責任感を育てる。
郷土を愛し、国際社会に生きる自覚と態度を育てる。

社会教育目標

豊かな自然を愛し、遺産や伝統を受け継ぎ、地域文化の創造に努めましょう。
心のふれあいを大切にし、うるおいのある地域づくりに努めましょう。
スポーツに親しみ、たくましい体と心を養い、活力ある生活の習慣化に努めましょう。
生涯にわたり、学習する習慣を持ち、生きがいのある生活の向上に努めましょう。
広く世界に目を向け、日本人としての自覚と誇りを持ち、国際理解と親善に努めましょう。

社会教育の現状と課題（現状のみ抜粋）

少年教育（現状）

少年期は、心身の発達が著しく、生涯を豊かに送るための基礎が形成される時期であり、諸活動を通して積極性や創造性を培うため、家庭・学校・地域がそれぞれ機能を十分に発揮し、協力、補完しあいながら、知・徳・体のバランスのとれた成長を促すことが求められている。

少年教育は、家庭や学校で得がたい体験によって、自然を愛する心や、助け合い、思いやりの心など、生きていく上で必要な知恵を体験的に学ぶ貴重な場である。

子どもたちの健全な心身を養うため一四のスポーツ少年団があり、平成五年十一月には「厚真町子ども会育成連絡協議会」が組織されている。

いじめや非行の低年齢化が社会問題となっているが、子どもの健全育成を図るため、平成六年度、これまでの青少年問題協

議会を改称して「厚真町青少年健全育成委員会」を設置、早め帰宅時間の励行を促す〝夕顔運動〟を実施しているほか、〝子ほめ運動〟も検討されている。

青年教育（現状）

青年期は、人間としての生きかたを求め、自己確立を図るとともに郷土づくりの担い手として、その基盤を確立することが大切であり、社会の一員として積極的に社会参加することが求められている。

また、産業構造の変化や不安定な農業政策の中で青年層が町外に流出したため組織人員が不足し、平成四年に青年団体として長い歴史を刻んできた厚真町青年団体協議会が休会となった。一方、独自のサークル活動や文化活動に取り組むという芽も出はじめている。

行政主導型の青年教育は、青年に受入れられない側面もあるが、時代の流れに対応した青年団体の再編成が望まれる。

成人教育（現状）

成人期は、青少年期及び次に来る高齢期と対比して、職業活動を生活の中心に置かざるを得ず、ともすると婦人や高齢者に比べて社会教育活動への関心や参加意識が低いとされている。こうした現象は本町においても例外ではないが、自治会活動や町レベルの諸活動においては、運営の中心的役割を果たしており、地域づくりの中核をなしている。

成人期は前期（三六歳から五〇歳）と向老期といわれる後期（五一歳から六五歳）に区分され、各期における事業を展開していく必要がある。平成三年に町民手づくりによる町民大学「厚真タウン・アカデミー」が組織された。

婦人教育（現状）

婦人のライフスタイルは、少子化や家電製品の発達、普及により家事労働が軽減され、趣味や教養に費やすなど婦人の時間の使い方も多様になってきている。会員数四〇〇人余の厚真町婦人団体協議会を軸に、活動が展開されているが、未加入婦人の増加とともに会員の高齢化が進んでいるほか、活動が一定の婦人に偏るなどの問題がある。

高齢者教育（現状）

高齢化社会への進行は著しく、「超高齢社会」となると予測されている。高齢者対策は、主に福祉や医療などを中心とした

ものであったが、今後は人間的な円熟期を迎えた世代の経験や能力を正しく評価し、それを生かした積極的な社会参加を期待しながら支援していくことが大切である。

高齢者教育は、「高齢者大学」が中心で一三〇人ほどの受講者がいる。また、心身の健康づくりのために、生がいをもって趣味やレクリエーション・スポーツ活動に取り組む人が多く、反面、このような活動に無関心、無気力で閉鎖的な傾向も見られる。

社会教育的な立場から見る、現在のところ本町においては高齢者を対象とした、学習プログラムは整備されていないのが現状であり、その整備充実が望まれる。

家庭教育（現状）

家庭教育は、子どもの人間形成の基礎をなすものである。最近の子どもは、「物を大切にしない、根性がない、思いやりの心がない、根気強さがない、責任感がない」と言われるが、その背景には子どもの要望、要求をすぐにかなえてやる親の姿勢にも問題がある。

家庭生活においては、テレビゲームの普及などで、一人遊びが増加し、逆に子ども同志の集団遊びが減少するなど、社会性・連帯性の乏しさをもたらしており、これらが、近年社会問題となっている「いじめ」や「非行」の低年齢化などを引き起こす原因の一つとも考えられており、改めて家庭教育のあり方と重要性を再認識することが求められている。

家庭の教育機能は親の生き方を示めすことであり、子どもの健全育成には親の意識改革が必要である。

家庭教育は、中央地区と厚南地区を対象としたものと、各学校単位で家庭教育学級が開設されているが、運営も含めその内容や方法について、より充実させていくことが望まれる。

芸術・文化（現状）

住民の生活水準の向上や余暇時間の増加などの社会的条件の変化に伴い、文化活動への関心は急速に高まりつつある。厚真町文化協会に加盟する団体を中心に文化・芸術活動が展開されているが、その振興を目的とした文化施設は「町民ギャラリー」のみで、住民の文化への意識の向上、参加意欲の啓発など、今後に残された課題も多い。

文化財・博物館（現状）

かけがえのない貴重な文化財を保護、保存し、全町民の財産として後世に継承することは極めて重要な意義がある。長年収集した文化財等は、平成元年度社会教育中期計画の「文化財」の項に記述してあるが、その後に増加した文化財等は、埋蔵文化財包蔵地が五二カ所から五七カ所になっている。収集、保存されている資料は、郷土の宝であり、住民が町の歴史や自然環境を理解する手がかりとして、これらの文化財を多くの人に直接触れさせる機会の提供は極めて大切なことである。

博物館活動については、学芸員が配置されている。貴重な動植物の生態、植生及び自然環境を保護、保存するための自然史博物館の建設計画の樹立が望まれる。

図書活動（現状）

図書活動は青少年センターに図書コーナーを設置している。この図書コーナーを拠点として生涯学習アドバイザーを中心に読書活動が推進されている蔵書数は約一万冊、貸し出し数は年間約五千四百冊（月平均約四五〇冊）貸し出し率は〇・九三パーセントと全道平均二・四パーセントから見ると極めて低い。

五地区を対象に、月一回巡回移動図書を実施、平成六年度に移動図書車（ワゴン車）の寄贈があり、移動図書ステーションを増設したが、図書活動の充実が求められている。

このほか、読書感想コンクール、本の読み聞かせ会があり、若い母親などによって活動しているが、ボランティア不足のため、継続が厳しい状況となっている。

社会体育（現況）

人間誰でもが、健康で幸せな生活を望んでいる。しかし、急激な社会変化に伴い、ストレスの増加や運動不足により健康に対する不安が増加し、健康・体力の維持管理が大きな社会問題となっている。

平成七年度、全天候型多目的土間体育館「あつまスタードーム」が完成し、冬季間のスポーツの場として活用が期待されている。

スポーツ団体は、厚真町体育協会加盟一四団体・スポーツ少年団一四団体及び各種スポーツグループなどそれぞれ特色を生かした活動を続けているが、健康・体力に対する意識やスポーツの意義などの認識がまだ不十分であり、参加者の片寄り、固定化、漸減化傾向にある。この背景には専門的知識、技術を持つ人員が配置されておらず、機能が十分に発揮されていないことがあげられる。

今後、体育協会中心の競技スポーツだけでなく、近年普及に努められている軽スポーツの振興、特色あるスポーツの種目づくりなどを行うとともに、参加者の拡大を図っていくことが望まれている。

第三節　生涯学習活動

(一)　主な生涯学習関連事業

平成二年度(学習活動に関する事業)

区分	事業名及び内容	実施回数	参加人員
講演	三好京三講演会	一	三五人
〃	健康管理全般にわたる講演会	一	一五〇
〃	消費生活に関する講演	一	一四
〃	文化講演会(野坂昭如を招いて)	一	二〇〇

区分	事業名及び内容	実施回数	参加人員
講演	交通安全に関する学習会	一	三五人
〃	教育を考える講演	一	一九
催事	サマーコンサート(ピアノ及びブラスによるコンサート)	一	五〇〇
〃	子供映画会	一	二〇〇

催事	文化祭（展示・ステージ部門）	一	八八七	教室	健康教室	五三	一、二〇〇
〃	演劇鑑賞会（上海青少年京劇団鑑賞一般有料）	二	一、〇九四	〃	書道昇段級試験	五	一二五
講座	高齢者大学	一一	一二〇	〃	書道道展出品者練習会	五	五〇
〃	農業青年研修講座（農業経営、農業技術）	九	五〇	〃	書道文化祭出品者練習会	三	六〇
〃	農業講座（農業技術、農業経営管理）	一三	五〇〇	〃	書道胆振芸術祭出品者練習会	三	三九
〃	公民館講座（ワープロ、陶芸、手作りハガキの教室）	一一	一七〇	〃	ワープロ教室	七	一七八
〃	家庭教育学級（各学校で家庭教育に関する講座）	三二	七五八	研修会	食生活改善推進員研修	一〇	二〇〇
〃	家庭教育フォーラム	一	六〇	研修	電気についての学習	一	一五
〃	外国人講師による英会話教室	一二三	六四八	〃	社会福祉に関する学習	一	二三
〃	書道講座	一二	一八〇	〃	書道展覧会見学	二	二〇
講習会	商品包装技術・実技講習	一	一三	〃	先生を招いて詩吟研修	一	七
教室	母親教室（妊婦の健康、出産、育児教育）	一二	六〇	〃	清風会茶道実技研修	一二	一四四
〃	各種栄養教室	三〇	五〇〇	〃	許状引次、茶事研修	一	四

研修	茶会(正午の茶事研修)	一	一六	研修	アマ無線クラブ(海浜まつり公開運用)	一	一八
〃	移動郷土学習会	一	五三	〃	アマ無線クラブ(文化祭公開運用)	一	一四
〃	書道月例練習会	週四回		〃	マラソンコンテスト(技術の向上と通信実験)	一	二
〃	囲碁月例会	一二	一五〇	自主学習	自主的に学習する団体にリーダーを派遣	七	九六
〃	詩吟朋吟会例会	週一回			読書感想文発表会	一	三六
〃	詩吟師範会	二	五	大会	囲碁大会	一	二〇
〃	茶道家元講習(実技と講話)	五	九五				

同（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業）

大会	町民体育祭(夏季大会)運動会	一	一、三二〇	大会	スケート記録会(小中学生)	一	一六一
〃	〃（秋季大会）野球・ソフトボール・バレー等	一	五〇〇	〃	スケート南北海道記録会(小学生)	一	四四七
〃	〃（冬季大会）スケート	一	四〇〇	〃	高齢者ゲートボール大会	一	二二六
〃	ミニバレーボール大会	一	一〇〇	〃	ゲートボール大会(町内・町外)	一四	
〃	水泳記録会(小中学生)	一	三〇〇	〃	卓球選手権大会	一	四五

大会	テニスコート開き大会	一	一九	教室	卓球教室（実技指導「中学生」）	四	四八
〃	テニス婦人大会	一	一一	〃	テニス夜間初心者教室	八	五〇
〃	社会を明るくする運動協賛テニス大会	一	三三	〃	インドアテニス初心者教室	八	五〇
〃	保利杯婦人テニス大会	一	一一	〃	フォークダンス教室	一二	三五九
〃	苫信杯インドアテニス大会	一	一〇	〃	空手道教室	三五	一、〇七七
〃	苫民杯朝テニス		三六	研修	スケート教室	一	一八
〃	今野杯朝テニス	一	二八		ゲートボール練習	九六	二、八八〇
〃	金谷杯男女混合テニス大会	一	二三	交流	親睦ダンスパーティ	二	一三〇
〃	愛町購買運動推進ミニバレーボール大会	一	三〇〇	〃	チャリティーダンスパーティ	一	九五
訓練	スケート陸上トレーニング（小中学生）	四二	四二〇	〃	文化祭ダンスパーティ	一	八〇
〃	スケート氷上トレーング（小中学生）	八五	二、二七五	〃	ボウリング競技	一	一一
催事	フライトｉｎあつま（ウルトラ・ライトプレーン）	一	一〇〇	レクリエーション	自然体験王国	一	一八
教室	サッカー教室（有名選手を招いて「小学生」）	二	一四四		町民登山会		五〇

(二)　生涯学習情報誌の発行

町内で、いつ、どこで、どんな学習が行われているかわかる「マナビィガイド」を発行している。

平成八年度版マナビィガイド（抜粋）

月	会場等	内容・講師・その他
平成八年 四月	青少年センター	プラネタリューム投影　春の星座
	〃	おはなしのびっ子　本の読み聞かせ
	総合福祉センター	高齢者大学入学式
五月	スポーツセンター	NHKのど自慢
	青少年センター	プラネタリューム投影　春の星座
	町民ギャラリー	町民ギャラリー特別展　点画展
	青少年センター	おはなしのびっ子　パネルシアター・紙芝居
	町内	移動郷土学習会　厚真町の史跡・文化財を訪ねて
五月	厚真中・厚南中・軽舞小・富野小・上厚真小	学校開放事業
	総合福祉センター	高齢者大学　町政について(町長) 春の交通安全教室
八月	青少年センター	プラネタリューム投影　夏の星座
	福祉施設	ふれあい交流会
	町民広場・厚真中・厚高	少年サッカー　厚真カップ大会道内二四チーム参加
	町民広場	母と子のつどい　パークゴルフ等
	青少年センター	夏の天体観測会
	町内	ふるさと探検隊

八月	青少年センター	おはなしのびっ子　本の読み聞かせ
	町内・厚真中グランド	一〇〇年炬火リレー町民体育祭夏季大会
	町　外	高齢者大学研修旅行
九月	町　内	町民・町外者ふるさとを訪ねる会
	町　外	カルチャーバス札幌近代美術館鑑賞
	青少年センター	プラネタリューム投影　秋の星座
	スポーツセンター	厚真一〇〇年記念式典
	厚真中央小プール	水泳記録会
	総合福祉センター	児童生徒演劇鑑賞会
	〃	全道書道展　胆振芸術祭　写真展
	町営野球場	胆振東部親善少年野球大会
	青少年センター	おはなしのびっ子　本の読み聞かせ
九月	町　外	親子でふれあい合宿
	総合福祉センター	高齢者大学　栄養士の講話外
	町民広場	身体障害者支部　パークゴルフ大会
平成九年一月	青少年センター	子ども映画会
	〃	プラネタリューム投影　冬の星座
	青少年センター	親子工作教室　竹トンボつくり
二月	町民スケートリンク	スピードスケート選手権大会
	青少年センター	プラネタリューム投影　冬の星座
	町民広場	町民体育祭　冬季大会
	総合福祉センター	趣味と工夫展
	あつまスタードーム	室内ソフトボール大会

(三)　文化講演会

昭和四十九年度から始めた文化講演会は、毎年継続して開催していたが、平成七年度からは町民大学「タウン・アカデミー」での一般開放の時にあわせた文化講演会としている。

昭和六十一年度以降の文化講演会の状況

講演年月	演題	講師
昭和62・3	心のふれあい	作家　藤本義一
昭和63・2	二一世紀と日本真の国際性とは	ジャーナリスト　江森陽弘
平成2・3	おもしろ大国ニッポン	弁護士タレント　ケント・ギルバート
2・11	私が観た日本観と不思議なこと	作家　野坂昭如
平成3・11	このごろ思うこと	タレント　伊奈かっぺい
4・11	津軽落書き帳愛せばふるさと	漫画家　はらたいら
5・11	人生落書き帳	エッセイスト　海老名香葉子
6・11	泣いて、笑って、がんばって	タレント　ダニエル・カール
	ボクが触れた素晴らしいニッポン	

(四)　音楽鑑賞と演劇観賞会

現代の子どもはテレビッ子とかテレビゲームに熱中しているといわれているが、生の音楽、立体的な演劇観賞の機会を提供し、情操の涵治（や）と文化向上に努めている。

昭和六十一年度以降の音楽鑑賞と演劇観賞会の状況

年度	内訳	劇団・楽団等	出演者等
昭和61	演劇	劇団さっぽろ	すわらじ劇園（京都）
〃62	音楽	小学生：なら梨とり 中学生：風が吹くとき 啓北中・明倫中・厚真町民ブラスバンド児童生徒音楽鑑賞会	パフファミリーコンサート（札幌）
平成4	演劇	ビルマの竪琴	
〃5	音楽	パフファミリーコンサート	

〃63	演劇	小学生：やまんばのにしき 中学生：まわせ水車	劇団さっぽろ	〃6	演劇	こぶし座公演	こぶし座（函館）
平成元	音楽	京都大学音楽鑑賞会	—	〃7	音楽	パフファミリーコンサート	パフファミリー（札幌）
〃2	演劇	上海青少年京劇団	—	〃8	演劇	小学生：青い鳥 中学生：ベニスの商人	劇団め組（東京）
〃3	音楽	新日鉄室蘭吹奏楽部コンサート	—	〃9	音楽	アンデスの音楽「大地の賛歌」・「タイピ・カラ公演」	笑う猫（東京）

(五)　図書館活動

移動図書車「ライオンズ号」

厚真ライオンズクラブの設立二〇周年記念事業として、平成六年九月十八日、移動図書車一台が町に寄贈された。車種はトヨタライトエース、内部を移動図書用に改造したもので、絵本や図書など約六〇〇冊が収納できるようになり、これまで以上に図書が町民の身近に届けられるようになった。車体には子どもたちが親しみやすいように、上厚真小学校六年生、内山みどりが原画を書いた「桃太郎」や「カチカチ山」の楽しい漫画が描かれている。

本の読み聞かせ会

青少年センターが開館した昭和五十五年から幼児から小学校低学年を対象に「おはなしのびっ子」の愛称のもと子どものすこやかな成長と本に興味を持たせることを目的に始まった。「おはなしのびっ子」は多くのボランティアの献身的協力を受け、月一回二会場（青少年センター・厚南会館）で開催し、現在も継続している。（厚真町史七四四ページ参照）

平成八年度の実績　参加幼児・児童数延　二〇七人（父・母の参加一五七人）　読み聞かせた図書数　三六冊

協力されたボランティア　平成五年四月以降の方、家倉真弓、酒井敏江、畑垣晴恵、武田順子、太田恭子、三上尚子、工藤晶子、岡崎章子、吉田久美子、伊藤さゆり、矢部　澄、宮坂真知子（現在）、橋本いづみ（現在）、山田みどり（現在）

読書感想文発表会

読書向上のため、昭和五十五年から実施している読書感想文の発表会は毎年二月に開催している。初の頃は小学生が対象であったが五十八年度から小学生・中学生・高校生と範囲を広げ、三部制としたが、今は、小学生のみを対象として現在に至っている（厚真町史七四五ページ参照）

近年の感想文応募作品は、平成六年　二三〇点、七年　二八六点、八年　三二八点、九年　二九一点と児童数全員に近い応募数となり、読書意欲を盛り上げている。

㈥　家庭教育学級

組織的な学習の機会として家庭教育学級を町内各小・中学校単位で実施している。また、平成四年度からは地区別研修も組み入れ、中央地区と厚南地区を対象としたものと、各学校単位で家庭教育学級講座を開設している。

平成八年度家庭教育学級講座

開設学校名	内容	講師	開設学校名	内容	講師
（地区別）			富野小学校	健康な生活をおくるために	小林　孝（京町）
厚真中央小学校	マンドリンとギターの講演会	川上辰三他（本郷）	（学校単位）		

厚真中央小学校	パソコン入門	山内康司（本郷）	軽舞小学校	料理教室	青木綾子（豊丘）
	パソコン入門講座	紀藤光（教員）	鹿沼小学校	環境教育と土づくり	東田修司（訓子府）
富野小学校	親子料理教室	中島敦子（教員）	厚真中学校	陶芸教室	吉岡富美子（町嘱託）
軽舞小学校	牛乳パックのリサイクル	森山栄子（軽舞）			

第四節　社会教育関係団体

(一)　関係団体

ア　青年団体協議会

明治二十八年九月青年の思想善導と団体精神の涵養、産業上の共同作業等の目的で青年団（当時は青年会または若連中会と称した）が誕生したと厚真村史四〇ページに記述されている。

大正年代から昭和初期には、二一青年団、女子青年団一三が組織され、さらに戦後三十五年には二二青年団、団員数も四〇〇人以上を数えた時もあったが、少子化の傾向、農業の機械化が進む中で、町域での就業事情など青年層の町外流出が続くため、単位青年団の運営にも支障が生じ、平成四年に厚真町青年団体連絡協議会は長く年輪を重ねた本会を休会することになった。

平成二年度　厚真町青年団体協議会役員　（　）内出身単位団名

会長　工藤英暢（軽舞）、副会長　向江豊司（昭和）、川岸喜美（豊沢）

理事　佐藤文康（昭和）、荒井文明（宇隆）、河村敏弘（軽舞）　監事　早坂信一（宇隆）、浅野美樹（同）
事務局長　斉藤義幸（軽舞）　事務局次長　斉藤真吾（軽舞）
昭和六十年以降歴代　厚真町青年団体協議会長（昭和六十年以前　厚真町史七二〇ページ参照）
畑田純夫、渡部孝樹、石橋公昭、奥井　貢、早坂信一、工藤英暢

イ　厚真町婦人団体協議会

昭和三十九年三月二十九日厚真町婦人団体協議会が創立された。（厚真町史七二六ページ参照）　迎えて、平成七年二月創立三〇周年記念式典が総合福祉センターで行われた。

婦人の社会参加機会は増大する中で、協議会運営にあっては高齢化、若年層の未加入問題など今後婦人団体に寄せられる期待は大きなものになっている。

平成八年度　婦人団体協議会の主な活動内容
平成八年四月　第三二回厚真町婦人団体協議会総会
〃　六月　第二四回田舎まつり協力（踊り参加）
〃　八月　夏の交通安全「人の波作戦」参加
〃　〃　エプロン講座（皮工芸）
〃　〃　空き缶拾い参加
〃　〃　エプロン講座
〃　十一月　文化祭バザー開催（益金　赤い羽根共同募金に協力）
〃　十二月　第二〇回歳末助け合いチャリティー（益金　厚真町社会福祉協議会に寄附）
〃　九年一月　エプロン講座（押花）

〃　三月　北海道厚真福祉会リハビリセンター、ひな祭へ一円玉貯金を寄贈

昭和六十年以降の歴代会長　種物谷増江、木下八重子、阿蘇美紀子（現在）

町内各婦人会（平成九年度）

婦人会名	会長	会員数 婦人	会員数 若妻	婦人会名	会長	会員数 婦人	会員数 若妻	婦人会名	会長	会員数 婦人	会員数 若妻
		人	人			人	人			人	人
幌内	木戸美千子	一二	七	豊沢	吉岡淑江	一四	八	鹿沼	山崎正枝	七	三
富里	滝本美枝子	一四	一	共和	藤沢敬子	一七	四	上厚真	山本良子	二五	一
高丘	伴　江美子	一一	五	浜厚真	山田志律	四	四	新町	藤原奈々子	一九	一
本部	窪田菊枝	一一	一	豊丘	種部和子	二〇	一	美里	海津竹美	一	四
宇隆	浅野梅子	一四	八	軽舞	宮西純子	二七	一一	厚和	佐々木幸子	一	七

町の非常勤公職者等に就任している女性数（平成九年六月一日現在）

地方自治法の規定による委員

地方自治法の規定による附属機関の委員

その他法律の規定により、市町村が義務設置及び任意設置する審議会等の委員

町独自の条例で設置する審議会等の委員

農業委員会委員　二人（定数一八人）

防災会議委員　一人（定数一四人）

国民健康保険運営協議会委員　一人（定数六人）

社会教育委員　五人（定数一五人）

公民館運営審議会委員　五人（定数一五人）（社会教育委員と兼任）

青少年健全育成委員会委員　一人（定数一一人）

民生（児童）委員　五人（定数一八人）

まちづくり委員会委員　五人（定数二〇人）

広報委員会委員　二人（定数七人）

特別職報酬等審議会委員　一人（定数七人）
生涯学習推進委員会委員　五人（定数二〇人）
健康づくり推進協議会委員　二人（定数一六人）
（農業）構造政策推進会議委員　二人（定数三一人）
体育指導委員　五人（定数一二人）
交通安全指導員　七人（定数三六人）

町の規則等で設置する協議会等の委員

町が委嘱する委員等

ウ　町民大学　厚真タウン・アカデミー

自ら学び、自ら実践する人づくりを目指して、北海道で一二番目の町民大学　厚真タウン・アカデミーが平成三年四月一日設立された。

現代社会は激動と変貌が著しく、生活も複雑化・多様化・高度化しており、日々の生活の中で習得した知識は時には色あせてしまう今日でもある。こうした時代に対応しながら、自らの生活を向上させていくためには、色々な機会を通して学習を継続させていく必要があることは、論を待たないところである。共に学び会い、そこで得た知識を日々の生活に生かして、生産を向上させ地域を活性化することが大切である。

タウン・アカデミーの会員は、原則として厚真町民または町内に勤務場所を有する一八歳以上の者で、申し込みによりアカデミーに登録された者であったが、平成四年第二回から家族会員制度を加え、一人でも多くの町民の参加を期待している。また、自ら学ぶため会費として年会費、個人会費一〇、〇〇〇円、家族会費一二、〇〇〇円の醵出を必要とする。

こうした学ぶ場として、厚真タウン・アカデミーは平成三年第一期五回にわたる講演会を開講、会員一五四人が聴

講している。第六期（平成八年度）個人会員七〇人、家族会員四八家となっている。

第六期（平成八年度）町民大学　厚真タウン・アカデミー開講内容

一回	七月	演題	中学生日記の現場から（いじめの痛み）	講師	俳優　岡本富太郎
二回	九月	〃	これからの政界再編を占う	〃	大学教授　山口二郎
三回	十一月	〃	女・六〇歳からの現役人生の楽しみ方	〃	評論家　吉野輝子
四回	平成九年一月	〃	地方の時代のまちづくり	〃	作家　芝垣美男
五回	三月	演題	熟年期をいきいき楽しく	講師	弁護士　宝井馬琴

歴代学長　初代　小納谷力蔵　二代　谷内信雄（現在）

エ　父母と先生の会連合会

各学校に父母と先生の会（ＰＴＡ）が設置されている。これら各学校ＰＴＡの連絡提携を図るため、ＰＴＡ連合会が昭和二十四年八月七日組織され、事業においても幾多の変遷があったが、全町ＰＴＡ研修会の開催、児童生徒の体位向上と健全育成問題、学校施設・設備の改善など教育環境の充実に取り組んでいる。

ＰＴＡ連合会・単位ＰＴＡ（平成八年度現在）

ＰＴＡ	会員数	会長	ＰＴＡ	会員数	会長	ＰＴＡ	会員数	会長
ＰＴＡ連合会	六二一人	大垣　俊昭	富野小学校	二五人	田中　稔	厚真中学校	一三四人	大垣　俊昭
厚真中央小学校	一七三	中田　久博	軽舞小学校	二三	太田代周一	厚南中学校	七〇	細川　隆雄
上厚真小学校	七六	山本　孝	鹿沼小学校	一三	山口　英雄	厚真高等学校	一〇七	宮下　重雄

昭和六十一年以降　歴代ＰＴＡ連合会長（昭和六十年以前　厚真町史七三三頁参照）

蔵重豊一、折坂哲雄、竹中義勝、木澤恵治、幅田敏夫、荒井信博、吉岡克美、久保　正、海沼裕作、細川隆雄、大垣俊昭、田中　稔（平成九年）

オ　子ども会育成連絡協議会

昭和五十八年三月富里子ども会、同年十二月本郷団地子ども会、五十九年五月新町子ども会、平成元年七月富野子ども会、五年十一月自然子ども会（本郷・向陽団地・幌里自治会地区で構成）がそれぞれ組織されている。また、五子ども会の相互の連絡調整を図るとともに、各種活動をとうして地域子ども会の発展向上と青少年の健全な育成に寄与することを目的として、子ども会育成連絡協議会が五年十一月十五日設立された。（富里子ども会・本郷団地子ども会及び新町子ども会厚真町史七三三ページ参照）

後続の子ども会の設立当初の活動状況

富野子ども会　八月　子ども盆踊り大会（花火大会）　九月　秋祭り（子ども角力大会）　二月　老人クラブとの交流会

会長　高橋　守

自然子ども会　五月　ニタッポロ川（旧幌里小学校附近）に稚魚放流　七月　町内でキャンプ大会　二月　冬季レクリェーション大会　会長　近藤広春

第五節　生涯学習施設

(一)　公民館

昭和二十六年十一月三日、厚真村公民館が役場用地内に独立した二階建の会館として建設された。四十年に児童会館が完成したのに合せ老朽化の進んだ公民館を児童会館に移転する。五十五年一月十五日、青少年センターの完成開

館により同センターの管理が教育委員会の所管となり、公民館事業も青少年センターに移行されている。（厚真町史七〇四ページ参照）

(二)　地域公民館

現在地域公民館として、指定されているのは、次の施設である。（平成九年一月一日現在）

自治会名	施設の名称	構造	面積（平方メートル）	研修室等の数	建設年月日	所有区分
幌内	幌内生活館	ブロック平屋	一九八・五	五	昭和45・12・14	町有
富里	富里生活館	ブロック平屋	一三三・七七	五	〃39・9・11	町有
高丘	高丘生活会館	木造平屋	一三六・五	四	〃58・12・19	町有
吉野	吉野生活会館	補強コンクリートブロック平屋	一三六・五	五	〃51・11・20	町有
東和	東和生活会館	木造平屋	一七一・〇九	四	平成元・12・15	町有
桜丘	桜丘生活会館	木造平屋	一三三・三一	四	昭和53・10・30	町有
朝日	朝日マナビィハウス	木造平屋	一八四・六七	四	平成6・11・22	町有
本郷	本郷公民館	木造平屋	九九・〇	三	昭和44・4・12	自治会所有
幌里	幌里生活館	ブロック平屋	一三六・五	五	〃48・12・10	町有

宇隆	美里	ルーラル	豊沢	豊川	上野	共栄	富野	共和	共和団地	厚和	鯉沼	浜厚真
宇隆生活会館	美里生活会館	ルーラル・マナビィハウス	豊沢マナビィハウス	豊川生活会館	上野生活館	共栄生活会館	富野生活会館	共和生活会館	上厚真五区生活会館	厚和生活会館	鯉沼生活館	浜厚真生活会館
木造平屋	木造平屋	木造平屋	木造平尾	木造平屋	ブロック平屋	木造平屋	木造平屋	木造平屋	木造平屋	木造平屋	ブロック平屋	木造平屋
一八七・五六	一九八・七四	一八五・四九	二〇二・三四	二〇五・七八	二〇四・〇	一五七・一四	一八四・九七	一三七・七	五三・四六	一四八・七三	一三六・五	一三六・〇八
四	四	四	四	四	七	四	四	四	一	四	五	四
平成3・9・30	昭和56・12・20	平成8・11・28	〃7・11・30	平成4・12・21	昭和44・12・1	昭和52・9・30	平成5・11・30	昭和54・12・21	〃54・1・8	〃55・11・5	〃50・12・1	〃62・12・10
町有	町有	町有	町有	町有	町有	町有	町有	町有	町有	町有	町有	町有

軽　舞	軽舞生活会館	木　造　平　屋	一七九・九七	四	〃61・12・10	町　有
豊　丘	豊丘マナビィハウス	木　造　平　屋	一八五・四九	四	〃9・12・5	町　有
鹿　沼	鹿沼母と子の家	木造モルタル平屋	二〇七・〇三	四	〃42・12・1	町　有

地域集会施設等（生活館を除く）の増改築に関する建設基準及び補助要綱

昭和五十三年度に設定した「公民館等地域集会施設の増築等に関する補助の基準」は、その後の地域自治会の利用状況から施設面積が狭隘との要請があり、当時の基準面積一三六・五平方㍍であったものを基準面積一八六・〇平方㍍を限度とする基準面積に拡大している。

一　地域集会施設の増改築に関する基準（全額町費負担分）

項　目	基　準
建設基準	新築及び全面改築する場合の建設面積は一八六㎡を限度とする。ただし、建設基準面積を超える部分については全額自治会負担とする。
用地購入	当該地域集会施設建設に要する最小限の面積とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
補　修	屋根の補修及び外壁、窓枠の取替え等当該施設の維持管理上町長が必要と認める補修経費とする。ただし、補修総額が二〇千円を超えない軽微な補修は除く。
飲料水施設	飲料水施設の水源・水質・給水に関連する施設の改修及び移設とする。

二　地域集会施設の管理備品に関する補助基準

項目	基準
備品購入	1、新築及び全面改築において、冷蔵庫、ガス施設、机、イス、什器類、複写機、座布団等の備品を購入する場合は五〇〇千円（消費税別途）を限度とする。 2、新築及び全面改築後において、単価が二〇千円を超える備品（什器類、ジュータン、カーテンを除く）を購入・更新する場合は、二分の一以内とする。ただし、補助金の限度額は、一〇〇千円とする。

三　地域集会施設の管理運営に関する補助基準

項目	基準
管理運営費	地域集会施設の光熱水費及び消耗品等に要する管理運営費として一館当たり年間七五千円とする。
合併浄化槽維持管理	合併浄化槽を備えた地域集会施設の管理上必要な経費で、年間一〇〇千円を限度とする。

生活館についても、本補助要綱に準じて補助される。

㈢　青少年センターの利用状況

昭和五十五年一月十五日成人の日に開館した青少年センターは、青少年を始め一般町民に対しても、郷土の理解を深め科学的知識の普及と啓発、郷土文化の向上を図ることを目的に天文台、郷土館、図書館の機能を果す内容に整備されている。（厚真町史七一三ページ参照）

天文台には一五㌢屈折赤道儀式天体望遠鏡八㌢と九㌢の天体望遠鏡を二台と三台を備えている。プラネタリウム室は、ドームの直径八・〇㍍五〇定席で、ミノルタMS－8型本機を据付け、このほか、オーロラ、虹など二〇

種類の付属投映機を配置している。ホログラフィー室は、約一五点のホログラフィーとレーザ光線発射装置が備えられている。

歴史の部屋には、本町に入植しあらゆる苦労を重ね、今日の繁栄を築いた先人の生活・生産用具、記録資料等を展示、図書コーナーは、蔵書数一一、六五五冊（平成八年三月現在）の図書・資料が収容されている。

青少年センター入館者状況

区分＼年度	平成三年度	〃四〃	〃五〃	〃六〃	〃七〃	〃八〃
入館者数	八九六人	一、四一二人	一、六八七人	一、三八二人	一、一九六人	一、七四八人

展示されている文化財等

埋蔵文化財、アイヌ民族の民具・生活用具・狩猟用具、入植者の生活・生産用具、比較的大型の生産用具（郷土館上幌内分館に保管）

(四)　町民ギャラリー

平成三年度北海道近代美術館の協力により、移動美術館を開催することになったが、この機会に青少年センターに町民ギャラリーを増設し、随時町民が高い水準の芸術にふれ、鑑賞でき、また、町民自らが創作した芸術作品の展示にも役立つ、享受と創造の場として設置する。

町民ギャラリー建設工事　鉄筋コンクリート造　二階建　増築面積延床面積　二五五・一四平方メートル（一階一二七・五平方メートル　二階一二七・五七平方メートル）請負金額　九千二百七〇万円

工期　平成三年七月三日～同年十月二十五日

特別展

展示年度	特別展名	入館者数
平成三年度	文化祭書道展	人
	児童生徒絵画書道秀作展	
	現代・ヨーロッパ版画展	
〃四	植物画展	
	「友成晴雄」洋画秀作展	
〃五	厚真風景画展	
	陶芸と生け花展	七八
	海浜植物写真展	二六〇
平成六年度	NHK朝の連続ドラマタイトル展	一二〇人
	あつまのチョウ展	
	陶芸と生け花展	八五
	道美展写真部門振支部展	
〃七	厚真の草花写真展	一一〇
	沖縄戦写真パネル展	一二〇
	陶芸と生け花展	七二
	厚真町秀作展	七〇
平成七年度	曲線の芸術　切り株展	二〇五人
平成八年度	「赤松高寿」点画点	一二〇
	「毛利壽海」遺作展	一五七
	カッパクラフト展	一四〇
	凧と竹トンボ展	一二〇
	気らくにアート二人展	一〇〇

常設展

ルーブル復刻画（二〇点）、日本画復画展示　平成三年～平成五年

厚真風景画展　平成五年～現在、クリスタル展示（フランス、ドール工房　一五点）　平成三年～現在

書道展（町内書家作品　八点）　平成三年～現在

(五)　世界の昆虫標本

自然を大切にする施政に共鳴し、偶然の知らせにより札幌市赤石生物研究所（赤石忠夫）から、昭和五十七年度から六十年度にわたり、三千万円で町が取得した昆虫標本はその数、三、四九〇種　標本一〇、二七五頭となっている。昆虫標本は、世界中から集められたもので、鳥のように大きく豪壮なことからトリバネアゲハと呼ぶグループから

キシタアゲハ、東洋区アゲハチョウ、東洋熱帯特産のワモンチョウ、タテハチョウ、アマゾンの大原始林新熱帯区のアゲハチョウ、モルフォ、など様々なチョウ、蛾、コガネムシ、カブトムシ、クワガタムシ、カミキリムシ、ハチ、トンボ、キリギリス、バッタなど多様な昆虫に加え、北海道内に棲息する昆虫が揃っている貴重なものである。青少年センターでは、これらの昆虫標本を定期的に展示公開している。

(六)　厚南会館増築

厚南会館は、地域の多目的集会施設として昭和五十五年一月八日鉄筋コンクリート造、二階建、延面積　八九三・九二〇平方メートルで完成している。(厚真町史七一七ページ参照)

一方、上厚真福祉館は、昭和三十九年国営総合かんがい排水事業上厚真開発事務所として建築された庁舎を、国から払い下げを受け、四十七年六月十二日増改築を行い地域集会施設として親しまれていたが、老朽が進み建替えが必要となった。(厚真町史九三七ページ参照)

厚南会館は、当初から増築計画を持ち、この機を捕え住民の多目的集会施設として本体厚南会館の有効活用と地域の福祉の向上、社会教育の拠点として増築することになった。増築部分は本体と同じく鉄筋コンクリート造二階建、延面積　四九九・八六二平方メートル平成三年九月二十五日着工、同四年三月二十四日完成している。この増築工事により厚南公民館の延面積は一、三九三・七八二平方メートルとなった。

なお、厚南会館増築により上厚真福祉館は、平成四年度廃止建物は解体された。

増築の主な内容

○　和室・パントリー・研修室・会議室等を増築する。

○　既設のパントリーが狭小のため、増築する建物に統合し、料理教室や各種の行事に使用できるよう拡張する。

○　排水に伴う浄化槽設備は、新たに合併処理浄化槽を設置する。

増築工事費　一億四千三九九万四千円　・設計委託料　五三八万七千円　・工事監理委託料　一九五万七千円　・備品購入費　三三九万円　・事務費　九万二千円　総事業費　一億五千四八二万円

この財源内訳は、地方債　一億八〇〇万円、一般財源　四千六八二万円

(七)　創作館「じゅらく舎」

昭和五十二年度に建設された農家高齢者創作活動施設「じゅらく舎」は、陶芸創作室、焼成室、木工室、調理室および相談室（和室）が備えられ（厚真町史七一七ページ参照）愛好者の拠点として、また、書道教室、調理室での食生活改善のための料理教室も盛んで、町民の多くに親しまれ、多彩な生涯学習の場として活用されている。

陶芸の主な設備は、電気ロクロ　三台、手廻ロクロ　一五台、灯油陶芸窯　大　一基　同　小　二基、粘土練機　一台、ポットミル　一台　六十三年度には機械ロクロ　一台さらに平成五年度に電気窯　大　一基、灯油陶芸窯　大　一基を更新するなど、それぞれ増・更新等設備の充実を行っている。

木工関係の主な設備は、電気ドリル、木工旋盤、木工万力、電気ミシン鋸、電気式角ノミ機、真空ポンプ

利用状況（年間延人員）

区分 / 年度	陶芸利用者	手芸料理利用者	老人クラブ書道利用者	その他利用者	計
昭和60年度	二、四三一	二九四	二〇三	三四七	三、二七五
〃63〃	二、四七三	五三七	二八六	二九六	三、五九二
平成3〃	一、六八二	三一〇	四五二	二二八	二、六七二
〃6〃	二、五二四	四五六	三三八	二四九	三、五六七

平成7年度	一、八八六	二六六	三九六	二四九	二、七九七
〃8〃	二、五四六	二一七	二八〇	二二八	三、二七一

陶芸同好会

昭和四十八年胆振東部消防組合庁舎の二階一室を借り、同好者が手廻ロクロを持ち寄って陶芸創作に取り組んだのが始まりである。発足時の会員は一〇人程度で代表は、楠木只久、会則なしの陶芸作品づくりに熱中する楽しい申し合せ会であった。

陶芸技術の向上には、優れた指導者が必要であり「じゆらく舎」において指導講師として招聘したのは、厚真町登志陶房石山俊樹、同　石山寿子、札幌市　陶芸クラブ北陶会長（当時）下澤土泡、江別市　道立工業試験場野幌窯業分場（当時）尾形修一の諸先生であった。先生の薫陶を受けた会員は技術が向上し、町文化祭陶芸展に、平成三年十一月には、第二十二回胆振芸術祭が本町で開催されるなど、町民に陶芸の美しさを堪能させている。

会は、七年五月十三日設立二〇周年記念式を実施した。

第六節　国際理解

海外研修派遣

北海道一〇〇年を契機に昭和四十三年度北海道中堅青年海外派遣が始まった。一方四十八年度道民の船海外研修派遣事業が実施されている。これら等に参加した町民は、中堅青年海外派遣に五人、北海道青年婦人海外研修にも五人、道民の船海外研修派遣に一〇人、町独自の海外派遣研修は五十五年度から始まり八八人、北海道町村会町村長生活環境視察団に一人、北海道町村議会議長会海外地方行政調査団に一七人、胆振町村会海外職員研修派遣に二〇人が派遣研修に参加、平成八年まで総勢延一四六人が諸外国の文化・生活体験・産業育成等を見聞し、視野を広める機会を得ている。

児童・生徒海外派遣研修

この事業は、平成五年度から実施している。昨今、人びとが海外旅行を気軽に楽しむ時代に入り、子どもたちにも広く世界に目を向けてもらう教育の一環として設定された。平成八年度までの参加者は五年十月カナダ（一〇日間）引率教諭二人、小学生六人、中学生三人。六年七月、ニュージーランド（一一日間）引率教諭二人、小学生六人、中学生三人、高校生二人。七年十月韓国（六日間）引率教諭四人、小学生一七人、中学生一二人、高校生二人。八年七・八月（六日間）引率教諭四人、小学生一七人、中学生一四人、高校生一人。の児童・生徒八三人引率の教員一二人の計九五人となっている。

引率者は、国際理解教育推進委員会が募集し、同委員会の推薦のあった教職員を派遣団員として派遣団を組織し団長の統率のもと、派遣先においてはホームステイによる生活体験及び交流・文化・自然等の観察学習が行われている。

平成五年度からの四カ年は、小学生も対象としていたが、九年からは中学生・高校生としている。参加経費は全額町費負担となっているが、パスポート申請、旅行保険は個人負担である。

児童・生徒海外派遣研修報告会

国際交流のつどい

昭和六十年から財団法人北海道国際交流センターが国際交流の事業として行っている「国際交流のつどい」に協力して、積極的に留学生を受入れ交流を深めている。

六十年から平成八年までの国籍別、受入れ人数

台湾　一〇人、韓国　六人、米国　五人、中国　四人、イタリア　三人、香港・マレーシア・インドネシア・シンガポール・オーストラリア　各二人、西ドイツ・フランス　各一人、の計　四〇人来町

外国青年招致

国の外国青年招致事業の一環として、平成元年から外国青年を招いて町内中学校の英語指導、町民対象の英会話教室など英語教育の充実とともに、町民との交流を通じて国際感覚が育つことを期待している。

平成元年　カナダ　ローラ・マックレガー、平成二年　イギリス　ローレンス・ジョン、平成四年　イギリス　スーザン・ジョーンズ、平成六年　アメリカ　トメリオ・ハリス、平成八年　カナダ　フォレェック・トリスタ

中国黒竜江省農業研修生の受入れ

北海道黒竜江省科学技術交流協会を通じて、昭和六十二年から中国農業研修生の受入れを行っている。研修生は黒竜江省の農業専門技術者で、町内の農家での農業技術を六カ月間にわたって習得している。昭和六十二年　季　明輝、張　学明、平成元年　金　官植、平成三年　劉　如増、平成四年　陳　維元の五人が来町している。

研修生達は研修のかたわら中華料理講習会や婦人講座の講師も努めていた。また、平成三年には交流が認められ、黒竜江省の招請を受け、町から二人が派遣されている。

アルバータ州親善使節団来訪

北海道青年婦人国際交流センターが窓口となって実施しているカナダ、アルバータ親善使節団員の受入れ事業に、昭和六十二年から参画している。これまでの受入れは、

六十二年十月十六日　アルバータ州政府サローム部長他三一人が来町　厚真米を使って昼食会

平成元年四月九～十二日　使節団員としてジム・レアード、パット・レアード夫妻が来町

平成二年十月二十一～二十四日　使節団員としてベティ・コリコット、ジーン・バーナの二人が来町

国際交流協会

昭和五十七年六月厚真町国際交流協会が設立されている。協会は外国諸地域の文化・生活・産業等の交流を推進し、国際的な視野を高めて地元地域発展に貢献しようと努力している。

第七節　文化団体

(一)　厚真町文化協会

昭和三十年十月十六日厚真村文化協会が設立された。(厚真町史七四八ページ参照)

平成九年度における文化団体は、二一団体、会員数四四三人と昭和六十一年厚真町史に掲載されている文化協会加盟団体一七団体　四〇九人を上廻った組織数になっている。このうち団体名を固定して継続活動している団体は八団にすぎず、名称・組織を変え、また、時代に対応した新たな団体が生れるなど日進月歩の跡が伺える。

昭和六十一年町史掲載加盟団体		平成九年四月一日現在加盟団体			六十一年以降新たに文化協会に加盟した平成九年四月一日現在団体		
団体名	会員数	団体名	会員数	会長名	団体名	会員数	会長名
書道会	二九	厚真書道会	三二	土屋政雄	囲碁同好会	三四	武藤善則
写真同好会	二一	写真同好会	一五	藤井健三	厚真町かるた同好会	四二	伊藤広志
樹石会	三三	樹石会	一八	楠木秀利	舞踊研究会	一六	平間トシ子
華道会	四〇	華道同好会	二四	毛利智恵子	厚南カラオケ会	一二	吉井稔

昭和六十一年以降の歴代文化協会長　背戸川武彦、斉藤晴夫、金光昇允（現在）

菊花同好会	五四	厚真町菊花同好会	一五	森本頼賢	厚真町民吹奏楽団	二一	代表	宮西政志			
陶芸同好会	三八	陶芸同好会	三一	堀田雄四	あつま文芸友の会	二一		谷内信雄			
茶道会	一八	茶道会	一九	森田幸子	厚真あすなろう会（書道）	二二		竹下鉄蔵			
アマチュア無線	四二	厚真アマチュア無線クラブ	二九	今西登	厚真こぶし会（樹石）	一六		松本日彦			
民謡穂波会	一二	民謡穂波会	八	伊藤広志	厚真ダンスフラミンゴ	三〇		下司清			
明吟会	一九	明吟会	一五	中谷幸保	フォークダンス同好会	九		脇田初恵			
厚真歌謡研究会	三四	歌謡研究会	一四	伊藤広志							
厚南民謡同好会	五										
郷土研究会	八										
演劇協会	一一										
社交ダンス友の会	二六										
社交ダンス愛好会	一〇										
上厚真ダンス愛好会	九										

(二)　竹とんぼ作り

町報、平成八年三月号に照会された、竹とんぼ作り指導者（竹内　護）は、竹とんぼの魅力は考える楽しみ、作る楽しみ、そして遊ぶ楽しみだという。材料は、どんなものでも出来、飛ばしかたも、高さや距離、時間など遊びの空間が広がる。町内の小学校で児童たちに竹とんぼの作り方を指導している。初めて竹とんぼを見る子や飛ぶのを見て驚いていた子が多かった。

(三)　厚真凧の会

北の凧の愛好会厚真凧の会（会長　森本寿夫）が主催する凧あげ大会が、毎年開催されている。風に乗って空高く舞い上がる連凧・和凧・風の音を奏でる大凧・華麗な動きをするスポーツカイトの妙技に集まった人達は歓声を上げて見とれている。

(四)　元気なグループ

ア　塊打太鼓

「塊打」とは、くる日もくる日も未開の原生林に生い茂る巨木に挑み、手を血で染めながらも不屈の精神で土を耕し、厚真を築き上げた先人たちの姿を言い表したもの、「厚真町一〇〇年」に際し、先人の苦労を太鼓をとおして次代に引き継いでいくために、平成七年五月二十日（代表　森田正樹）結成された。

塊打太鼓は〝塊〟と正面に書いた、道内でも珍しい四尺（一・二メートル）の平胴太鼓、それぞれ五組の長胴太鼓と桶胴太鼓、四組の附締太鼓で構成され、

塊打太鼓

あつま騒乱舞姿（そうらんぶし）

最高で二〇人が一度に打つことができる。

イ　よさこいソーラン祭りチーム誕生

北の大地、札幌市に平成四年ＹＯＳＡＫＯＩ（よさこい）ソーラン祭りが旗揚げされた。装飾を施した山車を先頭に一〇〇人ほどの踊り子が一チームとなり、手に鳴子を持ち、代表的な民謡「ソーラン節」を折り込んだ自作の曲に合わせ、自由な振り付けで市中を勇壮に踊り歩く。回を重ねるごとに参加チームがふえ、厚真チームは平成八年第五回が初参加である。

チームの設立　平成八年三月七日　代表　三国和江、チーム名　あつま騒乱舞姿（そうらんぶし）

踊り子　約一〇〇人（九割が女性、初参加チームの年齢構成　七歳の小学一年生から六〇歳を越える女性まで）

あつま騒乱舞姿は、騒がしく、乱れて、舞う、姿を思い浮かべながら付けられたチーム名、元気いっぱい舞いながら騒々しく踊る。祭りは楽しくなければ祭りじゃないを合い言葉に、厚真町一〇〇年の年に一〇〇人で踊ることで誕生した。以後、札幌会場連続出場、町内田舎まつり踊りパレードに特別出演

ＹＯＳＡＫＯＩソーラン祭りあつまチーム振興会（会長　齋藤孝一）は、あつま騒乱舞姿チームを後援するため、八年三月に設立物心両面にわたって支援している。

(五)　天然記念物北海道犬厚真保存会

厚真町史七七三ページに詳細に記述されているので省略するが、天然記念物北海道犬厚真保存会（会長　森田正司）が中心となって犬種の保存、繁殖に努めている。

厚真町における認定犬（昭和六十年以前の認定犬七三頭は厚真町史七七八ページ参照）

認定番号	認定年月日	犬名	生年月日	性別	所有者 住所	所有者 氏名	備考
九五	昭和63・10・12	隆姫	昭和60・11・25	牝	字宇隆	浅野　勝美	
一三六	平成2・10・23	虎熊姫	〃 63・12・5	牝	字幌里	三上　忠蔵	
一五八	〃 2・10・23	嵐	〃 63・12・20	牡	字富里	加藤　武	
二五六	〃 6・10・7	厚真虎	平成5・1・22	牡	字高丘	小路　昭	
二九六	〃 7・10・6	北振優	〃 5・6・19	牡	字幌内	新保　勇	新規認定
二九七	〃 7・10・6	厚雄	〃 4・1・16	牡	京町	高田　豊彦	新規認定

第八節　文化財

(一)　獅子頭と幌内神楽

獅子頭（厚真町有形文化財第一号に指定、所有者　幌内神社氏子）

明治二十八年五月曽我農場（陸軍中将・貴族院議員、福岡県出身　曽我祐準子爵）の主任であった八島清造を先頭に二〇戸を入植させる。同三十五年には、三井物産が幌内地区で造林事業を開始、全国各地から多くの林業従事者が働くようになった。

この獅子頭は遠くふるさとを離れた山で働く岩手県出身の人たちが寂しさをまぎらわすために作ったものといわれている。同四十年九月「幌内神社」建立とともに奉納された。材質はシコロの木で約五キロ（グラム）の重さがある。

幌内神楽（厚真町無形文化財第一号に指定　所有者　幌内神楽保存会）

八〇〇年以上前、岩手県大迫町「大迫神楽」を発祥の地として「南部神楽」は、日本三大神楽に数えられるほど岩手県では、正月や結婚式、上棟式などの祝事の折にはこの神楽が舞われている。幌内神楽はこの「南部神楽」の流れをくみ、獅子頭と神楽舞を基本に、明治四十年に完成された。第二次大戦の影響により一時途絶えていた神楽の再興が決定され、昭和四十七年岩手県花巻市から神楽の指導者を招くとともに翌四十八年一月研修隊を同市に派遣、幌内神楽を復活させる。獅子頭を持つ二人の踊り手と太鼓・笛・ホラ貝・テンピアを奏でる七人によって構成されている。

(二)　熱送り

熱送り（厚真町民族資料第一号に指定、所有者　軽舞農業実行組合）

明治三十五年に軽舞地区の水稲がいもち病にかかって大被害を受ける。雷の鳴る年は熱（日照り）も害虫もつかないことから、太鼓を雷に見立てて熱や害虫を防ぐために、郷里の富山県東箕谷村西明村（現在の東砺波郡城端町西明）では豊作を祈願する熱送りの行事を行っており、郷里の行事をとうして遠い故郷をしのび、開拓に農作業に努めていた。毎年七月三十一日軽舞神社で奉納の太鼓を打ち、豊作を祈願して各戸を回っている。

熱送りの太鼓は、明治三十六年に富山県の松本伊佐から空知管内北村の竹田平四郎に送り、軽舞自治会が買い受けたもの、バチの太さは先端部が直径一〇（センチ）、握り部分が三（センチ）から五（センチ）もあるところに特色がある。

(三)　埋蔵文化財包蔵地調査

人類の生活したるしるしのすべてが遺跡である。遺跡には、貝塚、墳墓、環状石籬（ストーン・サークル）、チャ

シ（砦）、住居址（竪穴・平地住居址）、洞窟遺跡、遺物包含地などがあるが、町内には遺物包含地が広範囲に分布しており、チャシ跡もある。

現在まで調査されたカ所は、六三カ所に達している。（厚真村史九ジ・厚真町史七八三ジ参照）

埋蔵文化財包蔵地調査一覧

登録番号	種別	名称	所在地	出土遺物
1	遺物包含地	上厚真遺跡	厚和66、70、71、72、74、79、81、82	土器片、完形土器
2	遺物包含地	豊舞遺跡	豊舞205、206、211、212	土器片、石槍、磨製石斧
3	遺物包含地	朝日遺跡	朝日209-1、-2、-3、-4、-5、210、211-1、212-2、-3、-7、-8、214-1、-2	土器片、土偶、石錘、磨製石斧、石錐
4	遺物包含地	幌里遺跡	幌里151-2、154-2、156-2、157-1-3	土器片、石器
5	遺物包含地	新町遺跡	新町88-1、-4、92-1、92-2、95-24、-25、-26、-27、-28、-29、-30、-31、-32、-33、-34、-35、-36、-37、-38、-39、-40、-41、-42、-43、-44、-45	土器片
6	遺物包含地	高丘遺跡	高丘208-2、213、222、224、225、226、227-1、-2、230	土器片、石器
7	遺物包含地	幌内遺跡	幌内616-1、-5	土器片
8	遺物包含地	共和遺跡	共和110-1、115-1	土器、石器（石槍、石斧、石錐、石小刀）
9	遺物包含地	浜厚真遺跡	浜厚真214	
10	遺物包含地	厚真10遺跡	共和125	
11	遺物包含地	厚真11遺跡	共和88-2、93-1、-3、95-2	石斧1点
12	遺物包含地	豊沢遺跡	豊沢339、340、379、380	土器片
13	遺物包含地	東和遺跡	東和404、405、411、412、413、440、441	土器片
14	遺物包含地	幌内2遺跡	幌内438-2、-3、-4、-5、-6、-8、-9	土器片
15	遺物包含地	高丘3遺跡	高丘40、41、46-1、-2、-4、58	土器片
16	チャシ跡	桜丘チャシ跡	桜丘73-1、76	
17	遺物包含地	小林遺跡	桜丘139、142	土器片
18	遺物包含地	高丘2遺跡	高丘176-1、182-20、-22	
19	遺物包含地	高丘10遺跡	高丘237-2、-3、-4	
20	遺物包含地	厚真1遺跡	共和126	
21	遺物包含地	厚真2遺跡	共和126	

登録番号	種別	名称	所在地	出土遺物
22	遺物包含地	厚真３遺跡	共和110-2、116	
23	遺物包含地	厚真４遺跡	共和137、138-2、140	
24	遺物包含地	厚真５遺跡	共和138、140	土器片315点、石器片44点、剥片34点、破砕礫112点、円礫99点
欠番	（S53.9　厚真５遺跡に統合）			
26	遺物包含地	厚真７遺跡	共和116、117、118-1	
27	遺物包含地	厚真８遺跡	共和125、126	
28	遺物包含地	厚真９遺跡	共和815	大洞Ｃ2式土器1片
29	遺物包含地	厚真12遺跡	共和115-1、119、121、118-2、120、124	縄文中期土器3点、晩期46点、擦文土器1点、石器2点、剥片2点、石礫6点
30	遺物包含地	幌内３遺跡	幌内372-1～3	土器片
31	遺物包含地	高丘４遺跡	高丘67、68、69-1、-2、70、71、72、73	磨製石斧
32	遺物包含地	高丘５遺跡	高丘187、188、189	石鏃
33	遺物包含地	高丘６遺跡	高丘232-1～2、233、235、283、288、289、291	石鏃
34	遺物包含地	高丘７遺跡	高丘304、305、306、307	石鏃
35	遺物包含地	高丘８遺跡	高丘329、331	石鏃

登録番号	種別	名称	所在地	出土遺物
36	遺物包含地	高丘９遺跡	高丘597-1、598、595、601、602、605、606-1、-2、612-1、-2、614、615、617、619、619-2、623-1、-2、623-5、-6、628、631	土器片
37	遺物包含地	富里遺跡	富里42-1、-4、-12、-14、43-1、-10、-11、-12、45-1、48、49、51-1、54-1	土器片
38	遺物包含地	幌内４遺跡	幌内882-1、883-3、884	土器片
39	遺物包含地	チコマナイ遺跡	富里404	
40	遺物包含地	幌里２遺跡	幌里214、215、217、299、309	土器片
41	遺物包含地	本郷１遺跡	本郷192-1、192-3	土器片、ナイフ、スクレイパー
42	遺物包含地	本郷２遺跡	本郷438-1～3、439、445、446-1、447、448-1～3、449-1～3、451、452	土器片
43	遺物包含地	宇隆１遺跡	宇隆無番地	
44	遺物包含地	宇隆２遺跡	宇隆268-1、269、270-1、-2	土器片
45	遺物包含地	美里遺跡	美里201-1、204	
46	遺物包含地	豊沢２遺跡	豊沢584、600、601、602、603、604、607、608、609、610、611、612	土器片

登録番号	種別	名称	所在地	出土遺物
47	遺物包含地	豊沢3遺跡	豊沢355、356、357、358、359、360、361、362	
48	遺物包含地	鯉沼遺跡	鯉沼80-1～9、81-1～4、84-1～3、85-1～4、92	
49	遺物包含地	鹿沼2遺跡	鹿沼106-1、107、108、111、112、113、114	土器片、石錐、つまみ付きナイフ、掻器、北海道式石冠、敲石、砥石
50	遺物包含地	鹿沼1遺跡	鹿沼277、278、279、280、281、285、375、379、380、383、384	土器片、剝片
51	遺物包含地	厚和遺跡	厚和187、188、189、190	土器片、骨鏃
52	遺物包含地	鹿沼3遺跡	鹿沼355-1	土器片
53	遺物包含地	厚真13遺跡	共和111	土器(東釧路Ⅲ式)38点、石器(石鏃、石槍先端)2点、剝片2点、礫10点、削片3点
54	遺物包含地	本郷3遺跡	本郷123	ヤジリ
55	遺物包含地	高丘11遺跡	高丘177-1	土器片、黒曜石フレイク
56	遺物包含地	高丘12遺跡	高丘122-1、-2、124、125-1、-2、126、128、129-1	土器片
57	墳　墓	幌内5遺跡		刀1振、つば2個
58	遺物包含地	豊沢4遺跡	豊沢93-1ほか	土器片、黒曜石片、礫、礫片
59	遺物包含地	厚和2遺跡	厚和200、202、浜厚真398-8	土器片
60	遺物包含地	厚和3遺跡	厚和205-7	土器片、礫
61	遺物包含地	厚和4遺跡	厚和198、浜厚真417-2ほか	土器片、石器
62	遺物包含地	鹿沼4遺跡	鹿沼74-30	石・皿片
63	遺物包含地	厚和5遺跡	厚和21-1、22	石鏃、石斧、フレイク

第四章　社会体育

第一節　体育指導委員

昭和三十八年四月一日体育指導委員が委嘱された。当時の委員は、「社会体育振興の一環として体育指導委員を設置し、その活発なる活動を通じて生活に直結した体育及びレクリエーションの振興を図ることを目的とする」とある、

平成四年四月一日改正の同委員設置規則の主な職務は、「住民の求めに応じてスポーツの実技の指導」「住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る」「学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツに関する行事又は事業に協力」「スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること」等となり、体育施設が年々充実されていく中で、主体も住民に移り求めに応じての指導に転換してきている。（厚真町史七九六ページ参照）

昭和六十二年度以降の体育指導委員（昭和六十一年以前　厚真町史八〇一ページ参照）

昭和62年度	平成元年度	平成三年度	平成四年度	平成六年度	平成八年度
幅田　亮	幅田　亮	小林裕治	小林裕治	小林裕治	永井一之
山下昌秀	山下昌秀	伴　俊行	伴　俊行	木戸和昭	木戸和昭
植田　高	植田　高	葛西太郎	上田俊行	上田俊行	上田俊行
矢倉清一	矢倉清一	矢倉清一	矢倉清一	矢倉清一	矢倉清一
石井　勉	石井　勉	石井　勉	石井　勉	篠崎由香	森　恵子
大捕孝吉	大捕孝吉	大捕孝吉	大捕孝吉	大捕孝吉	大捕孝吉
清水琢磨	高山有光	高山有光	木村伸章	木村伸章	木村伸章
			佐藤賢治	佐藤賢治	石橋実穂子
			高橋康夫	高橋康夫	高橋康夫
			嶋　裕美子	嶋　裕美子	嶋　裕美子
			保利正子	保利正子	保利正子
			中島敦子	中島敦子	中島敦子

第二節　体育施設

(一)　町有体育施設

厚真町史八一三ページに詳細に記述されているが、その後の施設の用途廃止、新設等は、次のようになっている。

用途廃止　上厚真地域体育館　旧上厚真中学校の体育館施設を地域住民の健康づくりの場として整備し、活用してきたが、冬季の暖房設備がなく木造施設のため老朽化が進み、一方で保育所の移転計画があり、隣接グランドが使用できる条件もあって跡地に保育所を建設するため、地域との対話を重ね昭和六十三年五月上厚真地域体育館を解体している。

北部地区テニス　クレーコート二面　楢山小中学校校庭横に造成したテニスコートは、同小学校の平成三年三月統合に伴い、児童・教師・地域住民に親しまれていた同コートも利用者の激減により休止している。

ア　あつまスタードーム

新設　全天候型多目的土間体育館「あつまスタードーム」　人々が明るく健やかに、生産や生涯学習に取り組んで欲しいとの願いから、平成七年九月厚真一〇〇年に向けて完成した。

施設は、積雪寒冷の地・北海道にあって、町民を始め多くの方々が、アウトドアスポーツに親しみながら交流を図られることを目指し、スポーツ少年団から中学校・高等学校のクラブ活動、大学・社会人のチーム、高齢者などだれでも利用できる機能を備え、特に、砂入り人工芝と幕張り屋根のアリーナは北海道内にも数少なく、明るい環境でサッカーや野球の練習、テニス・ゲートボール・弓道・柔道などの競技に、また、筋力・健康保持のためのトレーニング室とトレーニング器具を完備している。開館七年十一月

この施設は、昭和五十四年八月に建設しているスポーツセンター総延面積二、二八二平方㍍のインドアスポーツ施設と廊下で接続され、利用客の利便性を最優先にした施設である。

構　造　鉄筋コンクリート一部二階建、アリーナー部分屋根テフロン加工幕
面　積　建築延床面積　四、二五九・四二平方㍍　内訳　一階　三、七四六・二四平方㍍　二階　五一三・一八平方㍍
建設年度　平成五年度　地質調査・委託設計
平成六年度　第一期工事（躯体部分及びアリーナ屋根部分）着手八月
平成七年度　第二期工事（アリーナー床部分及び管理棟）　竣工九月
事業費　一〇億一千三百八八万三千円
内訳　地質調査費　三百二九万六千円、実施設計委託　二千八百三二万五千円
建設工事　七億七千九百九一万六千円、設備工事　九千二百七〇万円、電気工事　六千八百一八万六千円
監理委託　四百九四万四千円、備品購入費　一千三百七二万二千円、その他　二千二百七九万四千円
財源内容　振興補助金　六千万円、地域総合整備事業債　七億九千七百七〇万円
地域振興基金繰入金　八千二百二五万六千円、不動産売払収入　四百二七万五千円
一般財源　六千九百六五万二千円

体育施設一覧表（平成9年4月現在）

名称	所在地	完成年度	概要
スポーツセンター	本郷	昭和54年度	競技場―バスケット、テニス、バレーボールコート各2面（1,250㎡）、バドミントン6面、卓球10面 その他―会議室、プレイルーム、事務室、放送室、更衣室、ロビー、シャワー室、器具室、ギャラリー等有、総延床面積2,282㎡

あつまスタードーム	本　郷	平成７年度	１階　アリーナー　テニス３面、ゲートボール４面、サッカー及び野球などの練習場、柔道場１面、弓道場４人立（ステージ、ピッチングマウンド２面兼用）、トレーニング室（エルゴサイザー、ステアクライマー、ニューロード、ローロウ、レッグエクステンション、レッグカール、マルチヒップ、プルオーバー、チェストプレス、アブドミナル、バックエクステンションほか）、放送室、ホール、ロビー、ロッカー室（男・女各63人）、器具室、観覧席58席、その他（トイレ、洗面所等） ２階　剣道場１面、ミーティング室（70人）、ホール、器具庫、観覧席98席、その他
京町テニスコート	京　町	昭和47 〃	クレーコート１面
ゲートボール場	京　町	平成５ 〃	ゲートボール４面
新町運動広場	新　町		パークゴルフ18ホール 少年用サッカー場１面
かしわ公園テニスコート	本　郷	昭和58 〃	グリーンコート4面、夜間照明有
かしわ公園野球場	本　郷	昭和56 〃	両翼90m、センター110m、11,367㎡　夜間照明有
上厚真運動広場	上厚真	昭和56 〃	野球場１面、ゲートボール２面、修景広場8,300㎡
町民スケートリンク	新　町	昭和58 〃	１周400m、滑走面14m、アイスホッケー場１面（60m×30m）、管理棟、夜間照明有　28,991㎡
鹿沼地区水泳プール	鹿　沼	昭和55 〃	半地下式　25m×８m　４コース　上屋有　200㎡
幌里地区水泳プール	幌　里	昭和57 〃	地下式　15m×６m　３コース　上屋有　90㎡
楢山地区水泳プール	富　里	昭和60 〃	半地下式　25m×８m　４コース　上屋有　369.6㎡
◎学校プール 中央小学校水泳プール	新　町	昭和38 〃	地下式　永久型　25m×12.5m　６コース、小プール 12.5m×５m　上屋有

富野小学校水泳プール	富　野	昭和52年度	半地下式	15m×6m　3コース　上屋無
上厚真小学校水泳プール	厚　和	昭和45　〃	地上型	25m×10m　5コース　上屋有
軽舞小学校水泳プール	軽　舞	昭和49　〃	地上型	25m×10m　5コース　上屋有
◎厚南中学校陸上競技場	富　野	昭和55　〃	5種公認グランド一周300m	

主な施設の利用状況

昭和五十四年九月九日利用開始したスポーツセンターの利用状況

区分＼年度	平成3年度	〃4〃	〃5〃	〃6〃	〃7〃	〃8〃
延利用人員	一四、九七三　人	一六、八九二　人	一九、六五四　人	一八、八六一　人	一七、五二六　人	一九、一八六　人

スタードームの利用状況　平成七年十一月一日利用開始

区分＼年度	平成7年度	〃8〃	備考
延利用人員	一一、六〇四　人	二一、五七五　人	平成七年度は五カ月の利用実績

スタードーム・トレーニング室の利用状況

トレーニング室は、平成八年四月十六日からの利用開始であり、八年度は延一、八四八人の利用者となっている。男・女別では男性六五九人、女性一、一八九人、年齢別は三〇歳代五四〇人、四〇歳代五三六人とこの層で約六割を占めている。

スケートリンク

昭和五十八年十二月に完成した町民スケートリンクの利用状況

区分＼年度	平成4年度	〃5〃	〃6〃	〃7〃	〃8〃
延利用人員	一六、六〇〇人	一六、八〇〇人	一七、〇〇〇人	一六、五〇〇人	一七、〇〇〇人

イ　学校体育館開放事業

地域の身近な体育施設として利用されている学校体育館は、スポーツセンターから離れている地域ほど利用率が高い状況になっている。主な利用の内容は、剣道・柔道・バトミントン・バレーボール・ミニバレーボール等のほか綱引き、塊打太鼓も利用している。

学校別利用人員は次のとおり

学校名＼年度		厚真中学校	厚南中学校	富野小学校	上厚真小学校	軽舞小学校
平成6年	日数	六	三二	二〇	—	六
	延利用人員	六二人	五八	五四〇人	—	一二三人
7	日数	一八	五八	三二	—	五三
	延利用人員	一五九	七二四	三〇〇	—	七六〇
8	日数	—	五二	三三	五〇	四六
	延利用人員	—	五〇五	三三一	一、九四三	六二五

(二)　民営体育・レクリエーション施設

東苫小牧カントリークラブ

昭和五十一年五月、東宝宏和株式会社（本社　東京都）が町内字軽舞、上流地域にゴルフ場を開設する。丘の段差

を利用したコースの高い所からは太平洋が一望できる絶景な位置にあり、同社所有地約六〇ヘクタールにゴルフ場コース敷地として二五ヘクタールの中に、九ホール、三、一四〇ヤードに町内を始め札幌など近郊の愛好者がプレーを楽しみ、軽い汗を流している。

あつまリゾート

町内字高丘地域に、あつまリゾート株式会社（本社　東京都）は、雄大な自然を活かし豪快な造形と起伏の中に広がる広いフェアウエイで、豊かな自然を堪能し、ゴルフの奥深さに触れ、プレーの醍醐味を実感できるゴルフ・コースとする計画のもとに、事業実施に踏み切った。ゴルフ場計画も幾多の事情により、時には事業中断もあったが、平成十年夏のゴルフ場営業に向け最終段階に入っている。

ゴルフ場面積　一九五㌶、ホール数　二七　コス延長一〇、二七三ヤード　パー一〇八　の計画である。

フライトinあつま

あつまフライングクラブ（代表　金野武佐志）、同好者により平成元年一月結成されている。町内字鯉沼にスカイパーク飛行場が整備され、平成二年から「フライトinあつま」の呼称により、毎年九月にイベント祭りが開催されている。

人が手軽に鳥のように大空を自由に翔ぶことは、彼のライト兄弟のように人類の夢であった。それが町内の身近な所で行われていることは壮快なことである。この飛行には、人、機体、場所と三種類の関係官庁からの許可を受け、地上管制人と飛行機体が常に無線で交信し、離・着陸を誘導、安全確認の上実施されている。

第三節　体育関係団体

(一)　厚真町体育協会

体育協会は昭和二十九年五月十日設立されている。(厚真町史八一三ページ参照)平成九年四月現在の体育協会加盟団体は一四であり、昭和六十年以降の休止、加盟の状況で見ると当時は一一団体、新規結成加盟六団体、休止が二団体となっている。

体育協会加盟団体

昭和六十年四月現在

団体名	設立年月日	会員数	会長	設立年月日	会員数	会長
陸上競技	昭和三九・六・二三	二七人	幅田　亮	上記	一八人	幅田　亮
軟式野球	〃二二・五・	二〇〇	菅原　治一	上記	一一五	菅原　治一
剣道	〃三五・九・一五	一五	金光　昇允	上記	二七	金光　昇允
弓道	〃三八・八・二〇	一五	背戸川武彦	上記	一〇	木下　賢一
バレーボール	〃四三・九・一五	九〇	草間　保雄	上記	一〇〇	草間　保雄
軟式庭球	〃四五・一〇・三	一三〇	伴　富士雄	上記	四三	菅原　治一
卓球	〃四八・五・一	三五	山家　文雄	上記	二〇	山家　文雄

スケート	昭和四二・二・二	一二〇人	牛崎　文一	スピードスケート協会	上記	二九人	吉岡　克美
スキー	〃五二・一一・一五	一二〇	幅田栄佐久	スキー協会	上記	三〇	幅田栄佐久
バドミントン	〃五五・六・二五	三〇	安倍　利夫	バドミントン協会	上記	一五	安倍　利夫
柔道	〃三〇・六・	二五	上門　幸盛	ゲートボール協会	昭和六一・五・一	九四	酒井　三郎
				パークゴルフ協会	平成六・四・一	七八	伴　冨士雄
				サッカー協会	〃七・四・一	二〇	市原　泰雄
				歩くスキー協会	〃七・一二・一六	二五	谷内　信雄
				厚南柔道同好会	休止		
				綱引き連名	休止		

昭和六十年以降の体育協会歴代会長・副会長（昭和五十九年以前　厚真町史八二四ページ参照）

会長　高田光夫、伊藤　伸、河村忠治（現在）　副会長（二人制）都築紀昭・佐藤秋夫、松下一彦（現在）・前田正行（現在）

(二)　スポーツ振興協力員

自治会組織の中に位置づけられ、独自のスポーツ・レクリエーションの機会を設定、健康づくりを含め地域の融和親善に貢献しているスポーツ振興協力員は、さらに、町が主催する町民体育祭の行事、調整進行等に協力している。

平成九年一月　自治会スポーツ振興協力員
幌内　沢田利明、富里　成田　孝、高丘　小谷和宏、東和　工藤　基、桜丘　岡橋和夫、朝日　幅田章夫、本郷　矢部雅則、本郷団地　細川和則、幌里　長嶺　登、東町　岩永泰正・山田芳正、西町　池川　徹・加勢正一、南町　山崎　進・古川歳雄、北町　渡辺修二、新町　高澤　博、宇隆　遠藤秀明、美里　梅津邦義、ルーラル　小山内国雄・片岡　享、豊沢　山川茂夫、上野　古本修二、豊川　長橋俊雄、共栄　佐藤　護、富野　山本政行、上厚真　高安　正、共和団地　白坂庄一、厚和　山本幹、鯉沼　山田義雄、浜厚真　池田好彦、軽舞　大橋正治、豊丘　阿部寛一、鹿沼　前田和哉

㈢　住民・スポーツ団体スポーツ

社会を明るくする運動

この運動に呼応して、町内スポーツ団体・振興会が主催する様々な行事が行われている。平成八年度の主な行事は次のとおりである。

七月　パークゴルフ大会・ソフトテニス大会・北部地区社明運動振興会による第四六回北部地区社会を明るくする運動夏季大会
八月　山の会　徳舜別山　町民登山会
九月　厚南地区社明運動振興会による厚南地区社会を明るくする運動ゲートボール・その他の地域スポーツ大会
六月　新町自治会パークゴルフ大会
七月　第一七回美里自治会運動
八月　豊丘自治会熱送り運動会・幌内自治会運動会
九月　本郷自治会パークゴルフ大会

スポーツ団体主催　平成八年度各種大会は、次のとおりである。

卓球協会
第一三回厚真町卓球選手権大会・第六回ほくでん杯卓球大会
ソフトテニス協会
コート開き大会・婦人大会・苫小牧民報杯朝テニス大会・今野哲夫杯朝テニス大会・夜間大会・あつまクリニック杯コート納め大会・金谷造園杯大会・苫小牧信用金庫杯大会
弓道連盟
厚真神社奉納弓道大会・厚真弓道選手権大会
バドミントン協会
第一六回厚真町バドミントン大会・第一回厚真小中学生バドミントン大会
スピードスケート協会
第二七回南北海道小学生スピードスケート交歓記録会・第一七回厚真町小中学校スピードスケート選手権大会・記録会
スキー協会
スキーバスツアー　三回実施
ゲートボール協会
早来　厚真親善大会・田舎まつりＧＢ大会・苫小牧信用金庫杯ＧＢ大会・あつまクリニック杯ＧＢ大会・門別　厚真親善大会・前谷旗ＧＢ大会・白老　厚真親善大会・厚真町ＧＢ新年恒例大会
野球連盟
グランド開き兼連盟旗争奪戦・町長旗争奪戦・苫小牧民報杯厚真野球大会・社会福祉競技会長旗争奪戦
パークゴルフ協会
パークゴルフ協会月例大会七回・町長杯大会・厚真ウインターパークゴルフ場オープン記念大会ほか
剣道連盟

苫小牧民報杯厚真町少年剣道大会・町内剣道交流会
バレーボール協会
厚真町バレーボール大会
サッカー協会
胆振東部社会人グランドサッカー大会・胆振東部社会人八人制サッカー交流会・厚真カップ室内サッカー大会
歩くスキー協会
町内歩くスキー　一〇回実施

(四)　スポーツ少年団連絡協議会

昭和四十六年四月一日スポーツ少年団連絡協議会（本部）が設置された。（厚真町史八三五ページ参照）連絡協議会は町内のスポーツ少年団の親睦を深め、スポーツ少年団の健全な育成を図ることを目的とし、平成九年四月現在連絡協議会に加入しているスポーツ少年団は一三となっている。

各団の少年・少女は、スポーツの特技を日夜の練習で練磨、努力し将来に向って大きく成長することが期待されている。

スポーツ少年団連絡協議会歴代会長

初代　古川　清治、二代　金光　昇允、三代　森山　利勝（現在）

スポーツ少年団

昭和六十年四月現在

名称	設立年月日	会員数	後援会長名
厚真剣道スポーツ少年団	昭和四三・四・一	三八人	亀井　一雄
軽舞剣道スポーツ少年団	〃四六・七・二一	一一	今野　昇
上厚真柔道スポーツ少年団	〃四六・一・一〇	一八	森山　利勝
ひまわりバレーボールスポーツ少年団	〃六〇・九・五	一九	桜井　健一
富野スポーツ少年団	〃五七・四・二五	四二	多田　辰雄
鹿沼スポーツ少年団	〃四四・九・七	一八	山口　信男
上厚真羽球・卓球・スポーツ少年団	〃四一・八・二〇	三〇	土肥　政男
厚真野球スポーツ少年団	〃五四・九・一	二七	滝ケ平輝義
上厚真総合スポーツ少年団	〃五八・四・一	一五	藤樫　一雄
幌里卓球スポーツ少年団	〃四二・一・二八	二六	赤坂　弘
上厚真剣道スポーツ少年団	〃五六・六・一	六	大内　征

平成九年四月現在

名称	設立年月日	会員数	会長
厚真剣道スポーツ少年団	上記	一四人	柳　文祐
軽舞剣道スポーツ少年団	上記	一一	栃木　猛潤
上厚真柔道スポーツ少年団	上記	三二	佐藤　博
ひまわりバレーボールスポーツ少年団	上記	二二	嶋　力男
富野スポーツ少年団	上記	一八	田中　稔
鹿沼スポーツ少年団	上記	一八	笹島　利彦
上厚真羽球スポーツ少年団	上記	二六	木戸　嘉則
厚真ファイターズスポーツ少年団	昭和五四・一一・二〇	二六	武田　勲
上厚真ベアーズスポーツ少年団	〃五八・四・一	一九	山本　政行
厚真FCキッカーズスポーツ少年団	平成三・一一・一	二九	市原　泰雄
厚真空手スポーツ少年団	〃六・四・一	一四	寺坂　文秀

軽舞排球スポーツ少年団	昭和五四・四・一	三九	桐本　松一	軽舞（バドミントン）スポーツ少年団	二四
幌内スピードスケートスポーツ少年団	〃五七・一〇・二五	二三	山本　権作	厚真スピードスケートスポーツ少年団	一四

第四節　スポーツ全国大会出場者

昭和六十年以降の全国大会出場者は次のとおりである。（五十九年以前は、厚真町史八二七ページ参照）

陸上競技の部

氏名	大会期日	出場種目	記録	順位	大会名	場所
大川景子	平成元・8・18～8・20	砲丸投げ			全日本中学校陸上競技大会	島根県
桐本洋光	〃元・11・9～11・14	四〇〇メートル			全国青年体育大会陸上競技会	東京都
伴　俊太	〃2・8・17～8・19	砲丸投げ	一四・八三メートル	七位	全日本中学校陸上競技大会	徳島県
中島正義	〃6・8	砲丸投げ			全国高等学校陸上競技大会	富山県
北島誠視	〃8・8・1～8・5	砲丸投げ 円盤投げ			全国高等学校陸上競技大会	山梨県
荒井慎一	〃8・8・1～8・5	円盤投げ	四六・八四メートル	一二位	全国高等学校陸上競技大会	山梨県
右　同	〃9・8	円盤投げ	四九・四四メートル	二位	全国高等学校陸上競技大会	京都府

卓球の部

氏名	大会期日	出場種目	順位	大会名	場所
鹿沼スポーツ少年団 山崎裕洋 中田進	昭和63・8・8～8・13			全国ホープス卓球大会	東京都
斎藤裕之 谷口和文					
鹿沼スポーツ少年団 谷口和文	平成元・11・3～11・6			全日本卓球選手権大会	岐阜県
鹿沼スポーツ少年団 谷口和文 永山由佳 飛渡咲栄	〃 2・9・22～9・24	シングルス ダブルス ダブルス		全日本卓球選手権大会	北海道 旭川市
鹿沼スポーツ少年団 笹島睦香 永山昌見 門脇舞 笹島絵利佳	〃 6・8・4～8・9			全国ホープス卓球大会	東京都

スケートの部

氏名	大会期日	出場種目	記録	順位	大会名	場所
幅田洋司	平成5・2・5～2・10	一、五〇〇メートル 三、〇〇〇メートル			全国中学校スケート大会	山形県
右同	〃 6・2・1～2・7	一、〇〇〇メートル 一、五〇〇メートル			全国中学校スケート大会	青森県

氏名	大会期日	出場種目	記録	順位	大会名	場所
吉岡美笑子	平成6・2・1～2・7	一、五〇〇メートル 一、五〇〇メートル			全国中学校スケート大会	青森県
右同	〃 7・2・6～2・9	一、五〇〇メートル 学校対抗の部 五〇〇メートル	四四秒四五 二分一九秒七五	二位 二位	全国中学校スケート大会	群馬県
大垣郁絵	〃 7・2・6～2・9	学校対抗の部 五〇〇メートル	四四秒六八	三位	全国中学校スケート大会	群馬県
幅田洋司	〃 8・1・19～1・23	一、五〇〇メートル 五、〇〇〇メートル	一分五九秒九六 ―	優勝 三位	全国高等学校スケート競技選手権	群馬県
右同	〃 8・1・27～1・29	少年の部 一、五〇〇メートル	二分〇三秒八〇	三位	第五一回国体冬季大会	栃木県
右同	〃 9・1・22～	一、五〇〇メートル 五、〇〇〇メートル	二分〇三秒二一 七分三二秒五四	優勝 七位	全国高等学校スケート競技選手権	北海道 釧路市
右同	〃 9・1・28～	一、五〇〇メートル 五、〇〇〇メートル	二分〇三秒一〇〇 七分〇七秒三〇	優勝 二位	第五二回国体冬季大会	北海道 釧路市

ボブスレーの部

氏名	大会期日	出場種目	記録	順位	大会名	場所
長谷川哲也	平成7・1・18～1・19	二人乗り 八〇〇メートル 四人乗り 八〇〇メートル		優勝 優勝	全日本ボブスレー選手権大会	北海道 札幌市
右同	〃 8・1・15	二人乗り 五〇〇メートル		優勝	全日本マスターズ選手権大会	北海道 札幌市
右同	〃 8・1・19	二人乗り 五〇〇メートル		優勝	JOCボブスレー大会	北海道 札幌市

右同	平成8・1・20～1・21	二人乗り　五〇〇メートル		優勝	全日本ボブスレー選手権大会	北海道　札幌市
右同	〃9・1・15	二人乗り　五〇〇メートル		優勝	全日本マスターズ選手権大会	北海道　札幌市
右同	〃9・2・1～2・2	四人乗り　一、三六〇メートル		二位	JOC杯ボブスレー大会	長野県

ボクシングの部

氏名	大会期日	出場種目	順位	大会名	場所
大西賢次	平成3・10・13	少年の部フライ級		国民体育大会	石川県
右同	〃4・10・7	成年の部フライ級	五位	国民体育大会	山形県
右同	〃6・10・20	成年の部フライ級		国民体育大会	愛知県
右同	〃7・10・18	成年の部フライ級	三位	国民体育大会	福島県
右同	〃8・10・12	成年の部　Aクラス　バンダム級		国民体育大会	広島県
右同	〃9・10・26	成年の部フライ級		国民体育大会	大阪府

(一)　体育振興並びに文化振興行事参加費用助成金交付基準

町民のレベルの高い位置での体育・文化活動の参加を容易にするため必要経費の一部を町が助成し、体育・文化の

振興を図っている。この制度は昭和四十八年度から実施しているが、幾度かの交付基準の見直を行い町民が参加しやすいように負担の軽減に努めている。

現行基準による対象者

一　中学校体育連盟が主催する胆振・全道・全国大会に出場する生徒及び引率教師並びに指導者（生徒一〇人まで一人、個人戦と団体戦に重複して参加する場合一人追加）

二　児童生徒が文部省及び北海道教育委員会が主催または後援する管内規模以上の文化的行事に発表及び受賞式に参加する個人及び引率者（団体が受賞する場合は、団体の児童生徒代表者及び引率者）

三　青年団体協議会が主催する競技大会及び芸能発表大会の予選を経て全道・全国大会に出場する青年団員

四　体育協会及び文化協会並びにスポーツ少年団連合会に所属する者が、各競技大会の予選を経て、胆振大会に出場する権利を得た者及び全道・全国大会に出場する権利を得た者で、いずれも所属団体が出場を認めた者

五　その他助成を適当と認めた者

助成基準

一　胆振大会は、鉄道賃及び宿泊料（町職員の基準）の二分の一及び参加日数一日五〇〇円加算

二　全道大会は、鉄道賃及び宿泊料（前項に同じ）の三分の二及び参加日数一日五〇〇円加算

三　全国大会は、鉄道賃及び宿泊料（前項に同じ）の四分の三及び参加日数一日一、〇〇〇円加算

四　参加料は、団体及び個人いずれも実費支給

第五節　町主催スポーツ

町民体育祭夏季大会等

昭和三十九年八月、町民の親睦と融和を図り、健康で明るい家庭づくりと住みよい町づくりを推進することを目的として、町民体育祭が開催されてから、悪天候等のため中止された年を除いて第三二回を数えている。

○平成八年八月二十五日第三二回開催

この年は、厚真町一〇〇年記念町民体育祭夏季大会となっている。前日の二十四日の「厚真一〇〇年の火」が町内四カ所で太陽からレンズで採火された。

火の名称	採火式会場	リレーコース	火の意味
開成の火	浜厚真「青木与八の碑」前	厚南、美里方面	北の地に大きな希望を持って、未開の土地を切り開いた先人をしのぶ火。
不屈の火	旧幌内小学校グランド	北部、宇隆方面	厚真川のはん濫又戦争を乗り越えてきた、先人たちの不屈の精神を称える火。
躍進の火	旧幌里小中学校グランド	幌里、本郷、朝日方面	先人の心を糧に、豊かな郷土として発展させてきた私たちの火。
飛翔の火	鹿沼小学校グランド	鹿沼、軽舞、豊沢方面	厚真の二世紀を迎え、町民が一丸となり力強く次代に向かって翔び立つ火。

採火された火は、町民体育祭当日の二十五日、開墾や冷水害、苦難と闘いくつかの戦争を経てふるさと厚真を築き上げた先人の労苦をしのび、その偉業を称えるため、幹線道路を中心に町内を町民一五〇人を超える老若男女の手によって継走し、町民体育祭会場で一つとなって点火された。

町民体育祭プログラム

とき　八月二十五日（日）　八時四十五分

ところ　厚真中学校グランド

種目　中央小学校鼓笛演奏と炬火の入場・開会式・デカパン競争（一般男女・自由参加）・関所やぶり（小学生・自由参加）・ムカデ競争（一般男女・自治会対抗）・全員集合（幼児・自由参加）・仮装リレー（一般男女・自治会対抗）・ロードレース（小中高一般・自由参加）・休憩（体育協会表彰式・よさこいあつま騒乱舞姿（約一〇〇人）・厚真塊打太鼓（二二人）・田舎まつり音頭（約一五〇人）披露）・チャレンジ・ザ・ギネス（一般男女・自治会対抗）・ナイス・イン（小学生・六〇歳以上・自由参加）・一〇〇人綱引き（一般男女・自由参加）・混合年齢リレー（男女・自治会対抗）・アトラクション（北海道警察音楽隊（二五人）・カラーガード隊（一〇人）演奏披露）・閉会式

参加自治会　二五自治会　一、五〇〇人

○町民体育祭冬季大会

平成九年二月九日　第二三回開催　ところ　新町運動広場（旧厚真中学校跡地）

種目　中華鍋の鉄人リレー（小学生・自由参加）・中山大障害（一般男女・自治会参加）・雪上騎馬戦（小学生・一般男女・自由参加）・雪上宝さがし（小学二年生以下・自由参加）・雪上いろはカルタ（制限なし・自由参加）・ドリブル＆キック（小学生・一般男女・自由参加）・ちょっとマッタ（一般男女・自由参加）・ムカデスキー競走（一般男女、自治会参加）・トライアスロン（小学生・一般男女、自由参加）・ドーナツレース（小学生・一般男女、自治会参加）

参加自治会　六自治会　四〇〇人

○自治会対抗ナイター野球大会

平成八年七月八日～二十二日間の六日　第七回開催　ところ　かしわ公園野球場

試合方法　トーナメント戦（一日一試合ナイター）

参加自治会　七チーム（一二自治会）　一一五人

○町民登山会
平成八年八月十一日開催　大滝村　徳舜別山（標高一、三〇九メートル）参加者　二九人
○小中学生水泳記録会
平成八年九月七日　第一七回開催　ところ　厚真中央小学校プール
種　目　自由形（二五メートル・五〇メートル・一〇〇メートル）・平泳ぎ（二五メートル・五〇メートル）・背泳（二五メートル・五〇メートル）・バタフライ（二五メートル）・対抗リレー（二五メートル×四人）・混合リレー（二五メートル×四人）
参加者　一三〇人
○町長杯パークゴルフ大会
平成八年十月六日　第五回開催　ところ　町民広場　パークゴルフ場
競技種別　一般男子の部（中学生以上）・一般女子の部（中学生以上）・小学生の部（四年生以上）・夫婦の部（夫婦の合計スコア）・親子の部（親子の合計スコア）
競技方法　一般の部　三六ホールストロークプレーの個人戦・小学生の部　九ホールストロークプレーの個人戦
参加者　四七人
○国際玉入選手権大会
平成八年十一月十日　第一回開催　ところ　厚真町スポーツセンター
チーム編成　一チーム一〇人、選手の編成　小学生二人・五〇代二人を試合に必ず参加させる。
試合方法　予選リーグ、決勝トーナメント・五〇個（色別）、フリースロー用一〇個・試合時間一分間・カゴの高さ　三メートル五〇センチ
参加者　一二チーム　一六〇人
○ミニバレーボールウインター
平成八年十二月三日～十三日間の四日　第五回開催　ところ　厚真町スポーツセンター

チーム編成　一チーム四人・Aリーグは男子チーム・Bリーグは女子チーム
参加者　二一チーム　一六〇人

○小中学生スピードスケート選手権大会記録会

平成九年二月一日　第一七回開催　ところ　厚真町民スケートリンク
種　目　小学生一～三年（五〇〇メートル）・小学校四年以上（男子五〇〇メートル・一、五〇〇メートル）・小学生四年以上（女子五〇〇メートル・一、〇〇〇メートル）・学校代表男子女子別（二、〇〇〇メートルリレー）
参加者　一三二人

○室内ソフトボール大会

平成九年二月十七日～二十六日の間五日　第二回開催　ところ　あつまスタードーム
チーム編成　一チーム　八人　うち二人以上の女性が常時出場する。
試合方法　トーナメント（一日二試合以下）
参加自治会　九チーム（九自治会）　一六〇人

○移動スポーツ教室

町内の生活会館等公共施設を利用した、冬季地域スポーツ教室を開設している。平成八年度は四カ所（ルーラル・豊川・豊丘自治会と厚南会館）内容は、ストレッチ体操・体力測定・室内ペタンク、また、厚南会館では玉入も行っている。

第十一編　苫東開発

第一章　苫東開発

第一節　苫東開発

苫小牧東部地域には、基幹をなす北海道電力苫東厚真発電所の煙突が孤軍そびえるほか、コールセンター・石油備蓄企業が立地している。（苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画の経緯、初期の企業立地当は、厚真町史九六九ページ参照）

(一)　公有水面埋め立て

苫東工業基地内において公有水面（海面）の埋め立てが行われ、町議会においてあらたに生じた土地の確認議決が次のように議決されている。

昭和五十三年五月　十七日　七、八一一・五八平方メートル

同　五十七年三月　十二日　一二三、八四九・三〇平方メートル

同　五十八年二月二十四日　三三五、八七八・〇四平方メートル

(二)　苫小牧東部地域（厚真町地域内等）立地企業（平成八年八月現在）

（工事関係企業を除く）

企業名	住所	会社設立・事業開始年月日	営業目的
苫小牧東部開発株式会社苫小牧事業本部	苫小牧市字柏原	昭和47・7・19設立	用地取得・分譲
北海道電力株式会社苫東厚真発電所	厚真町字浜厚真	〃55・10・31開始	発電所操業
北海道石油共同備蓄株式会社	苫小牧市字静川	〃54・3・15設立	原油備蓄管理
苫小牧東部石油備蓄株式会社	苫小牧市字静川	〃56・2・27設立	原油備蓄管理
苫東コールセンター株式会社	厚真町字浜厚真	〃57・7・1設立	海外炭荷役
ノムラ産業株式会社苫東タンカル工場	厚真町字浜厚真	平成2・4・開始	石炭製品製造販売
北海道プラントサービス株式会社厚真事業所	苫小牧市字弁天	昭和55・10開始	発電所保守点検
株式会社ホクハイ	苫小牧市字静川	平成7・7開始	産業廃棄物中間処理

(三)　苫東厚真発電所増設

北海道電力株式会社苫東厚真発電所一号機出力三五万キロワットは、昭和五十五年十月三十一日営業運転、同二号機出力六〇万キロワットは、六十年十月四日営業運転を開始している。(厚真町史一〇二九ページ参照)

同三号機は出力八万五千キロワットの発電能力を持ち同基地内二号機の南側に接続して建設する。工事は平成五年六月十五日に着工し、現在では土木建築部門、電気機械部門とも実質的に工事は終了し、試験運転に入っている。操業は当

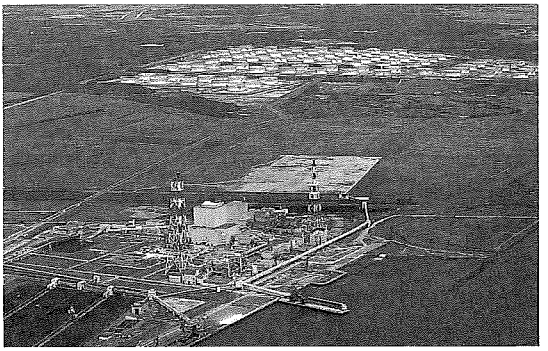

苫東厚真発電所と石油備蓄基地

初八年十月を予定していたが北海道電力株式会社の電源供給計画の変更により一年五カ月繰延べし、平成十年三月営業運転としている。なお、今後の電力需要に対応して四号機出力七〇万キロワットの計画をもっている。

発電所の概要（平成九年一月一日現在）

発電所名	出力	型式	燃料及び使用量	工業用水使用量	冷却水使用量	工期	従業員数	煙突の高さ
一号機	三五万キロワット	汽力（微粉炭燃焼方式）	石炭 年間約九〇万トン	1号機から3号機で日量7千トン	日量 一二六万トン（海水）	昭和五十三年十一月着工 五十五年十月運転開始	1号機から3号機で約120人	一七〇メートル
二号機	六〇万キロワット	汽力（微粉炭燃焼方式）	石炭 年間約一四〇万トン		日量 二三七万トン（海水）	昭和五十六年十月着工 六十年十月運転開始		二〇〇メートル
三号機	八万五千キロワット（汽力七万三千九百キロワット ガスタービン一万一千百キロワット）	汽力及びガスタービン（加圧流動床複合発電方式PFBC）	石炭 年間約二〇万トン		日量 三二万トン（海水）	平成五年六月着工 十年三月運転開始予定		二〇〇メートル
四号機計画	七〇万キロワット							

(四)　石油備蓄基地

苫小牧市字静川と厚真町字共和の市・町界周辺にかけて林立する巨大タンク群は、北海道石油共同備蓄株式会社の原油備蓄タンク三一基と苫小牧東部石油備蓄株式会社のタンク五七基である。この備蓄石油は国の方針による備蓄が義務づけられているものであり、両社にあっては防災上の監視・保守に怠りなく安全管理に努めている。

北海道石油共同備蓄株式会社の保有するタンクは、すべて、昭和五十八年十一月に完成しオイルインされている。

（厚真町史一〇三三㌻参照）

苫小牧東部石油備蓄株式会社は、昭和五十六年五月七日に「地場産業活用に関する協定」が締結され、さらに、十月一日に「石油備蓄に係る災害及び公害の防止に関する協定」が結ばれたことから、南地区を第一工区とし次の三つの工区に分けて工事が行われた。

第一工区はタンク一六基を昭和五十九年九月完成とタンク一二基及びバラストタンク二基の一四基を五十七年四月着工、五十九年十月末完成した。このように第一工区には合わせて三〇基のタンクが完成、いずれも直ちに操業に入り年内にオイルインを終った。

基本計画では、第一工区の建設と並行して実施する予定であった北地区（二七基）の建設は、諸般の事情により見送られたため、昭和六十年三月十四日石油公団の指示により中止し、その代替として北海道石油共同備蓄株式会社の第三期建設予定地（苫東備蓄第二工区）に一六基と南地区の隣接地（苫東備蓄第三工区）に一一基を建設することに変更された。

この第二工区は、北海道石油共同備蓄株式会社が一部工事に着手しており、一四基分の基礎がほぼ出来上がった常態で建設が中断していたものであり、苫小牧東部石油備蓄株式会社がその地位を承継し、工事を再開してタンクを完成させるというものであった。計画は予定どおり進み、六十一年四月工事を再開し六十二年十二月に完成、直ちにオイルインを行った。また、第二工区の残りの二基はタンク基礎工事から着手したため、ほぼ一年の遅れで工事が進捗し六十三年十一月に完成、十二月より操業に入った。

第三工区の一一基は、六十二年四月に着手して、平成二年十一月に完成し十二月オイルインを開始三年一月に完了している。

このように、苫小牧東部石油備蓄基地は、石油公団が実施する国家石油備蓄事業の一環として、昭和五十六年一月に苫小牧東部大規模工業基地内に立地決定され、同年十月基地建設に着手以来、計画変更はあったが、建設工事は順調に進められ、平成二年十一月、一〇年間にわたる建設期間を経て原油備蓄タンク五七基（タンク容量六四〇万キロ）を有するわが国最大の国家石油備蓄基地が全面完成している。

石油備蓄基地の概要　（平成九年一月一日現在）

社名	会社設立年月日	完成時期	土地面積（ヘクタール）	原油タンク等				事業所人員（人）
				タンク数（基）	タンク容量（キロリットル）	保管数量（キロリットル）	油種（種）	
北海道石油共同備蓄株式会社	昭和54・3・15	第一期五十七年 第二期五十八年	一三五	三一	三五〇万	三〇六万	八	八六
苫小牧東部石油備蓄株式会社	昭和56・2・27	一工区五十九年 二工区六十二・六十三年 三工区平成二年	二七四	五七	六四〇万	五三〇万	六	八六
計			四〇九	八八	九九〇万	八三六万		一七二

(五)　港湾利用実績

昭和五十五年十月開港第一船入港以降の年別実績は次のとおりである。

東港入港船舶種類別年次表（苦小牧港の港勢より）

年(1月～12月) ／ 船種		昭和五十五年	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	平成元年	二	三
①商船	隻	五四	三〇一	二三二	二七三	二九六	二四七	二二九	一〇五	一〇四	八六	一一〇	一二二
外航商船	隻	—	—	三	一	—	二〇	二九	三四	四〇	四三	三九	四〇
外国船	隻	—	—	二	一	—	七	一五	二〇	二八	二九	二九	二六
日本船	隻	—	—	一	—	—	一三	一四	一四	一二	一四	一〇	一四
内航商船	隻	五四	三〇一	二二九	二七二	二九六	二二七	二〇〇	七一	六四	四三	七一	八二
②漁船	隻	五七六	二五二	二九六	一九七	五一八	二五七	三八八	一九三	一三二	一〇二	—	—
③避難船	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—
④その他船舶	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—	—
外国船	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—	—
日本船	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
①+②+③+④	隻	六三〇	五五三	五二八	四七〇	八一四	五〇四	六一七	二九八	二三五	一九五	一一〇	一二二

東港港湾取扱貨物量（単位　トン）

年	種類	移出入	米穀雑豆	麦	野菜・果物	水産物	水	木原木	木製品	紙・パルプ	石炭	石灰石	砂利・砂・石材		その他非金属鉱物	
													移入	移出	移入	移出
昭和五十五年		移入				三五					六六					
五十六		移入				三五					六六					
五十七		移入				三五					六六					
五十八		移入				三五					六六					
五十九		移入				三五					六六					
六十		移入				三五					六六					
六十一		移入				三五					六六					
六十二		移入				四		二六			六六					
六十三		移入	三	一〇		三		二六	一		六六					
平成元		移入				二		二六			六六					

年	種類	移出入	米穀雑豆	麦	野菜・果物	水産物	水	木原木	木製品	紙・パルプ	石炭	石灰石	砂利・砂・石材		その他非金属鉱物	
													移入	移出	移入	移出
平成四年		移入	一三三	四二	三一	九一							一三三			
五		移入	一〇四	三四	二四	七〇	一〇						一〇四			
六		移入	一一三	四〇	三一	七三	九						一一三			
七		移入	一六二	三七	二六	一二五	一一						一六二			
八		移入	一九八	四一	三〇	一五七	一一						一九九			

種類	年	昭和五十五年	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三
原油	移入									
	移出									
	輸入									
重油	移入									
	移出									
	輸入									
石油製品	移入									
	移出									
金属製品	移入									
	移出									
鉄鋼	移入									
	移出									
金属くず	移出									
	輸入									
	輸出									
その他機械	移入									
	移出									
	輸出									
輸送機械	移入									
	移出									
	輸入									
	輸出									

種類	年	平成二年	三	四	五	六	七	八
原油	移入							
	移出							
	輸入							
重油	移入							
	移出							
	輸入							
石油製品	移入							
	移出							
金属製品	移入							
	移出							
鉄鋼	移入							
	移出							
金属くず	移出							
	輸入							
	輸出							
その他機械	移入							
	移出							
	輸出							
輸送機械	移入							
	移出							
	輸入							
	輸出							

種類	年	昭和五十五年	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一
その他化学工業	移入							
	移出							
	輸入							
	輸出							
輸送用容器	輸入							
	輸出							
動植物性製造飼肥料	移入							
化学肥料	移入							
その他食料工業	移出							
廃棄物	移入							
その他(取合せ品くずものその他窯業品)	移入							
	移出							
	輸出							
合計	移入	九六二	四〇一	一、四七〇	九六八	三、四〇五	九六九	二、四四四
	移出	—	—	—	—	—	—	一、三二三
	輸入	—	—	—	—	—	—	一、二三二
	輸出	—	—	—	—	—	—	—

種類	年	平成元年	二	三	四	五	六	七	八
その他化学工業	移入	九四〇	一、八〇六	二、四一一		九、四三五	三、九六八	三、三七八	二、四八五
	移出					四、三五二	一、八四二	一、九五一	一、四四九
	輸入			一、四六五			一、九五八	一、四七四	
	輸出	一、八〇〇	一、三七四	一、四七〇	一、四六〇		一、四六〇	一、四六〇	一、四六〇
輸送用容器	輸入								
	輸出								
動植物性製造飼肥料	移入					一、三五			
化学肥料	移入				四五				
その他食料工業	移出		一、八六〇	一、八六〇		一、八六〇			
廃棄物	移入								
その他(取合せ品くずものその他窯業品)	移入				八六六				
	移出				一、三五	一、三五			
	輸出				一、三五	一、三五	一、三五		
合計	移入	二、八四〇	三、六六六	三、八八一	九、四四六	一四、三四〇	五、八二七	五、三五二	三、九二五
	移出	一、八〇〇	三、二三四	三、三三〇	六、二二七	七、四五七	三、七〇二	三、四一一	二、九〇九
	輸入			一、四六五			一、九五八	一、四七四	
	輸出	一、八〇〇	一、三七四	一、四七〇	一、四六〇		一、四六〇	一、四六〇	一、四六〇

昭和六十二年	六十三	平成元年	二	三	四	五	六	七	八
一	一、四六〇	一、八七〇	二、〇三五	二、一八〇	一、〇八〇	六九五	一、〇三五	一、〇四〇	一、〇四〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一	一、二四〇	一、四九〇	一、六五〇	一、七八〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇

資料　苫小牧港管理組合提供

(六)　上水道の供給

苫東工業基地、立地企業等への町上水道は、昭和五十四年七月上厚真浄水場から共和ポンプ場を経てそれぞれに給水している。

平成八年度月平均使用量

企業等名	月平均使用量	企業等名	月平均使用量	企業等名	月平均使用量	企業等名	月平均使用量	企業等名	月平均使用量
北海道電力株式会社苫東厚真発電所	一、六二三立方メートル	北海道苫小牧地方環境監視センター	一一五立方メートル	北海道石油共同備蓄株式会社	五六一立方メートル	苫小牧東部石油備蓄株式会社	六九〇立方メートル		

苫小牧東部コールセンター株式会社	三二七	株式会社ノムラ産業	一六	苫小牧港管理組合	一四五	船舶給水	九〇
株式会社ホクハイ	三六	農林水産省動物検疫所北海道出張所胆振分室	二六九	室蘭開発建設部	三五（夏期間のみ）	平均	三、九〇六

(七)　国道二三五号線の移設

国道二三五号線は、海岸線に並行して海側に国道、陸側に鉄道が併設されていた国道が移設されている。詳細は本誌九九一ページに記載のため省略する。

第二節　苫小牧東部大規模工業基地関連住宅団地の活用

苫東工業基地開発計画に伴う従業員用住宅団地は、工業基地と分離された良好な住宅用地の造成が求められていた。このため、厚真町豊沢地区に約二三〇㌶の用地が北海道等によって買収されていたが、企業立地停滞と長期化、あるいは産業構造や技術革新等によって住宅用地の必要性が論議されてきた。（厚真町史一〇二八ページ参照）

これまでの住宅専用団地から多機能複合型の土地利用を図ることになり、土地利用に対し北海道において一般公募した結果。平成二年三菱地所・地崎工業共同企業体により「フォーラム・パーク厚真」として、町の土地利用構想を基本にゴルフ場・クラブハウス・ホテル・温水プール・テニスコート・クアハウス・コテージ・野外音楽堂・その他多目的広場・散策路・休憩地などのほか、分譲地としては一般住宅用地・企業研修用地・企業別荘用地をレイアウトした多機能複合型の開発計画に変わっていった。

旧苫小牧東部大規模工業基地関連住宅団地の活用計画

その経過と現在の取り進め内容が議会に行政報告されている。

○　平成二年三月十二日　町定例議会

新聞等にも報道されておりますが、昭和六十三年度苫小牧東部大規模工業基地開発を推進するために設置されている九者連で、現況を分析しながら各早来町・厚真町・鵡川町三町に所在する関連住宅団地の有効活用を図るという方向について、同年度北海道はコンサルタント等に苫小牧住宅団地地区開発構想調査を委託している。この調査報告の内容を踏まえて、苫東関連住宅団地地区有効活用推進会議が設置された。本会議は北海道および関係三町で構成され、第一回会議が平成元年四月三十日開催、苫東関連住宅団地の有効活用のもとでの方針と処分の方法、今後の予定あるいはＰＲ活動等について協議、第二回会議は同二年一月十八日開催　団地の処分方針として売却処分価格を明示し、開発プランの公募を決定する。

三団地の利用についてのプラン説明会を同年二月十三日札幌市において、同月十四日東京都および同月十五日大阪府で開催する。各日の参加した業種は、ゼネコン・不動産・信託銀行・商社・生保・電鉄・リゾート開発等で、札幌会場には約一三〇社、東京会場九〇社および大阪会場四〇社の合計約二六〇社であった。

説明会後の開発プランコンペに応募した企業は、現在のところ厚真町関係一四社、早来町関係六社および鵡川町関係三社であった。この中で企業がプランを立てるに先だって土地価格をどのくらいになるかということについて苫東関連住宅団地地区有効活用推進会議等更に道の応募価格というようなものも、それぞれで検討され土地所有者の道として厚真団地二三〇㌶は、五〇億三千九百万円、平方㍍当り約二、一八六円に、早来団地が六三億四千万円、鵡川団地六二億七千七百万円という希望価格が提示されている。

開発プランの提出期限は、平成二年四月二十七日が予定され提出されたプランについて、それぞれの団地においてどういうプランが適切なのか審査を行う機関として道の副知事をキャップとし道の関係部長、三町で構成する開発プラン審査会を設置する予定になっている。

町としても待望の事案であり、プランが本町の土地利用計画あるいは将来の発展に寄与する内容であるということを前提にして開発計画を求めて行く考えであります。

○　同年九月二十七日　町定例議会

これまでの住宅専用地区から多機能複合型の土地利用を図るため開発計画が先般、一般に道が公募している。その結果、苫東関連住宅予定団地の本町用地は、三菱地所・地崎工業の共同企業体が五〇億円余で買い入れることになりました。この地区は田園公園化構想の中心となる市街地周辺ゾーンの拠点地区であり、地域活性化のためにも早期に開発整備が待たれているところであります。

三菱地所・地崎工業共同企業体の開発プランは、名称を「フォーラム・パーク厚真」となっておりまして、自然を媒介した人間回復と交流を大きな目標として教育の活性化を図り、厚真町の名を広く町外に浸透させ、苫東への企業立地促進にも役立つことを基本コンセプトとしているところであり、町の土地利用構想をベースにしてゴルフ場、クラブハウス・ホテル・温水プール・テニスコート・クアハウス・コテージ・野外音楽堂・その他多目的広場・散策路・休憩地などのほか、分譲地としては一般住宅用地・企業研修用地・企業別荘用地をレイアウトした多機能複合型の開発計画となっています。

総事業費二一〇億円を予定しているようでありますが、これだけの多機能複合開発は全道でもそんなに例がないものであり、地元の立場としてできるだけ本町のまちづくりにふさわしいプランを選考するように努力したところであります。可能な限り早期着工、早期のオープンをお願いしていく考えであります。

第三節　苫小牧東部開発新計画（抜粋）

昭和四十六年八月に「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画」（いわゆるマスタープラン）が策定され、鉄鋼や石油精製などの基幹資源型工業等の大規模な展開を図り、国土利用の抜本的再編成に寄与する国家的プロジェクトとして開発が推進されてきた。

このプロジェクトについては、スタートして以来、「基本計画」実効性を確保するため、これまで三期にわたる段階計画が策定され、国家的要請による石油備蓄への対応など、弾力的に開発が推進されてきたところであるが、二度にわたる石油危機をはじめ、プラザ合意以降の円高等による産業構造調整の進展など、経済社会環境の変化により必ずしも当初の想定どおり進展している状況ではない。

苫小牧東部地域は、北方圏諸国とアジア・太平洋地域を結ぶ交通結節点に位置する恵まれた地理的条件や、国際的にも重要な役割が期待される新千歳空港に近接する臨空性、大規模な展開が可能な港湾を有する臨海性、高規格幹線道路や鉄道との近接性など陸・海・空の優れた交通条件を備えていることに加え、高度な都市機能や産業機能等が集積する道央地域に位置するとともに、今後、北海道・本州間の高速交通網などの基幹的ネットワーク形成の促進等が期待されるなど、極めて開発可能性の高い地域である。

また、豊かな自然環境が確保され、広大な空間を有する苫小牧東部地域は、長期的な経済発展に不可欠な生産能機や高い水準の研究開発機能の集積をはじめ、快適な生活環境や余暇環境の創出などの諸要請に一体的に対処し、総合的な展開を図ることが可能な我が国に残された数少ない貴重な空間である。

この計画は、各般の施策を総合的、計画的に展開するため、二〇二〇年代における全体構想を明らかにするため平成七年八月北海道開発庁が策定し、九年三月二十七日北海道開発審議会で了承されている。

開発の基本目標

その基本理念は、

①「多様な産業・技術が展開し、」　②「産業・技術と生活が調和し、」　③「豊かな自然と共生した開発」を希求するものであり、総合的な施策の展開により、国際化時代にふさわしい、「豊かな自然と高度な都市機能を有する理想的な産業・

技術交流拠点の形成」を図ることを開発の基本目標とする。

開発の基本方針

苫小牧東部地域の開発にあたっては、次のような基本的な方向に沿って施策の展開に努めるとともに、中期的な目標を設定した段階的な開発計画のもとで弾力的な開発を進めるものとする。

(1)　今後の産業構造の変化や技術革新に伴う新しい産業の展開動向等を踏まえつつ、中長期的に成長が期待される産業を中心に幅広い工業開発を推進するとともに、産業業務機能、物流機能、資源・エネルギーの備蓄・供給機能等の整備を進めるなど多様な産業の展開を図る。

(2)　科学技術の進展等を踏まえつつ、大型実証実験施設や研究開発関連施設等の集積を進め、生産機能との融合による起業化や技術革新を推進するとともに、蓄積された技術の国内外への移転に努める。

(3)　多様な価値観に対応した高度な都市的サービスの提供等に配慮しつつ、居住機能、生活支援機能、スポーツ・レクリエーション機能等の整備を推進し、高質な都市空間の形成を図り、快適な生活環境、余暇環境を創出する。

(4)　空港、港湾、道路、鉄道の交通基盤や各種情報通信インフラの整備により交通・情報ネットワークの充実に努め、人的、物的、技術的交流を推進し、国際的な交流拠点の形成を図る。

(5)　周辺地域とのアクセスの向上に努めるとともに、既存の産業・都市機能の集積を活用しつつ、周辺地域はもとより道央地域において構想される各種プロジェクトとの連携や補完にも留意するなど、広域的な視点に立った開発を進める。

(6)　自然環境との調和や優れた景観の形成に努めるなど、自然と共生するアメニティに満ちあふれた環境の創出に配慮した開発を進める。

(7)　防災上必要な空間の確保や防災体制の充実など、安全性に配慮した開発を進める。

(8)　将来における多様な開発需要に弾力的に対処するため、計画の柔軟性を確保しつつ、中期的な目標を設定した段階的な開発計画を策定し、長期的視点に立った開発を進める。

開発の展開構想

苫小牧東部地域の開発は、産業、研究開発、居住・生活に係る諸機能の集積について、それぞれ「産業空間」、「研究開発空間」、「居住・生活空間」としてとらえ、これらが相互に連関を保ちながら重層的に展開することによる相乗効果や融合効果を期待するとともに、豊かな自然の恵みを享受できる快適な環境の創出に努めつつ、総合的な都市空間の整備を推進し、「自然と共生するアメニティ」に満ちあふれた理想的な産業・技術交流拠点の形成を図るものである。

開発の進め方

苫小牧東部地域の開発は、豊かな自然と高度な都市機能を有する理想的な産業・技術交流拠点の形成をめざすものであり、二一世紀を展望した国土形成にあたっての重要な役割を担い、日本経済の成長のみならず世界経済の安定にも寄与する国家的事業であり、また、北海道の長期的、飛躍的発展の機動力となり産業構造の高度化を促進する先導的開発事業である。

この開発規模と内容から、実現には長期間を要し、巨額の費用及び広範多岐にわたる施策の展開が必要である。このため、開発に係る施策の展開にあたっては、国、地方公共団体の努力はもとより、苫小牧東部開発株式会社をはじめとする民間の各種団体、企業などの積極的な参加と協力が必要不可欠であり、それぞれの機能と役割に即した主体性を発揮し、効率的な開発を進めるものとする。

開発構想の具体化にあたっては、中期的な目標を設定した段階的な開発計画のもとに計画的、効率的な施策を展開する。また、長期にわたる開発計画の実効性を確保し、着実に開発を推進するため、企業等の誘致推進のための優遇措置や体制、多様な施策展開のための開発手法、用地価格の市場性確保のための土地保有の在り方及びこれらの課題に係る対応策について幅広く検討を進め、長期的かつ大規模な総合開発にふさわしい開発推進システムを確立する。

（参考資料）開発の想定規模

産業・分野	出荷額（億円）	従業員等数（人）	用地面積（ヘクタール）	備考
〔産業関連〕	〔二三、〇〇〇〕	〔六一、〇〇〇〕	〔三、三〇〇〕	
新素材分野	二、五〇〇			

マルチメディア分野	一、五〇〇			
リサイクル分野	四〇〇			
資源・エネルギー分野	一、六〇〇			（従業者、面積には、石油備蓄、電力、コールセンターを含む）
低温活用分野	一、七〇〇			
既存立地分野	四、〇〇〇			
その他の諸産業	一一、三〇〇			
〔研究開発関連〕	〔一〕	〔九、〇〇〇〕	〔一、〇〇〇〕	右記の関連や研究開発からの波及産業等（従業者、面積には物流関連も含む）
〔都市開発（居住・生活関連）〕	〔一〕	〔三〇、〇〇〇〕	〔一、二〇〇〕	公的試験研究機関、高等教育研究機関、実証実験施設などの研究開発関連施設や関連する民間研究所等
〔その他の土地利用〕	〔一〕	〔一〕	〔五、二〇〇〕	産業・生活支援のサービス業、レジャー産業、小売業等（面積には居住用地を含む）
合　計	二三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、七〇〇	港湾、道路、河川、公園、緑地等

注一：出荷額の想定は一九九〇年価格による。

注二：従業者等（研究者を含む）は約一〇万人（家族を含め約二〇万人）と見込み、このうち、約三万人（家族を含め約六万人）が地域内に居住すると想定している

注三：表中の面積以外に、表中に想定していないような土地利用展開が生じた場合等の将来の拡張余地として、浜厚真地区地先に埋立地を想定する（約六〇〇ha）

注四：この開発の想定規模は、現時点で想定される導入機能等に対応したものであり、今後の動向に応じて弾力的に対処していくものとする。

第四節　苫小牧港湾計画（抜粋）

昭和五十一年八月に着工した苫東港に四年目の五十五年十月二十四日第一船「君島丸六九五・六総ﾄﾝ」が苫東厚真発電所の燃料炭を積んで入港したのが、東港の幕開である。

東港は、苫小牧港の二つの港区の一方を荷負う中にあって、昭和四十六年に策定された苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画に沿って進められてきた。しかし、この開発基本計画は、前記、苫小牧東部開発新計画の節で記述されているように、必ずしも当初の想定どおり進展している状況にはない。

このため、新たに苫小牧東部開発新計画が策定された。港湾建設計画においても新計画により苫小牧港湾計画が策定されている。

苫小牧港湾計画

一　港湾計画の方針

苫小牧港は、北海道南西部太平洋岸に位置し、西港区と東港区からなる、海岸線延長約二四㎞、港湾区域約一四、二〇〇haの広大な水域を有する港湾である。西港区は、昭和三十八年四月、東港区は昭和五十五年十月にそれぞれ供用開始し、以来、北海道の流通拠点として重要な役割を果たしており、昭和五十六年五月に特定重要港湾に指定された。

本港西港区は、札幌圏を中心に北海道全域に及ぶ背後圏を抱え、外貿コンテナ船、国内長距離フェリーが就航し、道内の港湾取扱貨物量の約⅛を占める国際貿易港及び国内流通港として、北海道はもとより、我が国の経済・社会・文化の発展に大きく寄与してきた。平成七年の本港の港湾取扱貨物量は、外貿一、八九八万トン、内貿六、四三三万トン（うちフェリー三、九九三万トン）、合計八、三三二万トンに達している。

本港は、西港区を中心に臨海部立地企業や増大し続ける背後地域の物流需要に対応してきたが、近年における入港船舶の増

加や船舶の大型化をはじめとした情勢の変化にともない、港内航行の安全性や入港船舶の待船などの諸問題が生じ、これらの解消を図ることが大きな課題となっている。

また、東港区の整備は、昭和四十六年に策定された重厚長大型産業を中心とした工業開発を基本目標とする苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画に沿って進められてきた。しかし、我が国の経済社会情勢等の変化をふまえ、平成七年八月に策定された苫小牧東部開発新計画において、「産・学・住・遊」機能を備えたいわゆる「複合開発」へと開発の基本目標が変更された。これに対応し、東港区は工業開発に対応した大規模工業港湾から流通港湾への転換を図ることとしている。このため、東港区は、西港区と一体となった広域的な「流通港湾」としての機能の拡充・強化を進め、新たな国際環境にふさわしい我が国の中核国際港湾として、多様な機能が集積する質の高い空間の形成を図ることが求められている。

また、苫小牧港は工業港として整備されてきたこと等から、物流の拡充と合わせ、海の自然や港の魅力にふれあい快適に利用できる緑地等の確保など、親しみやすく利用しやすい港湾空間を形成することも要請されている。

これらの要請に対応するため、以下の方針のもとに、おおむね平成十七年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

(1)　西港区、東港区を一体的な港湾として、広域的な物流需要に対応した流通港湾の形成を図る。

(2)　増大するコンテナ輸送や貿易構造の変化及び船舶の大型化などに対応して、我が国の中核国際港湾にふさわしい外貿貨物取扱機能の拡充・強化を図る。

(3)　国内流通拠点港湾として、複合一貫輸送の進展や物流需要の増大に対応するため、内貿ユニット貨物取扱機能の拡充・強化を図る。

(4)　港湾における快適な環境の創造を図るため、港湾の特性を活かした豊かなウォーターフロントづくりを推進することとし、親水空間の形成及び地域住民等の交流などに配慮した緑地等を確保する。マリーナを核として海洋性レクリエーション基地の形成を促進する。

(5)　港湾と背後地域との円滑な交通を確保するため、港内の交通体系の向上を図るための臨港交通機能を確保する。

(6)　大規模地震災害時において、必要な国際物流機能、緊急非難、緊急物資輸送の機能を確保する。

(7)　効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、陸域約五、〇〇〇ha、海域約一四、二〇〇haの港湾空間を以下のように利用する。

①　西港区本港地区、真古舞地区中央北ふ頭及び中央南ふ頭周辺、勇払地区勇払ふ頭周辺は、物流関連ゾーンとする。

②　西港区汐見地区は、船だまり関連・水産関連ゾーンとする。

③　西港区本港地区北部は、緑地・レクリエーションゾーンとする。

④　西港区真古舞地区の南西部は、エネルギーゾーンとする。

⑤　西港区のその他の地区は、生産ゾーンとする。

⑥　東港区弁天水路周辺及び浜厚真水路周辺は、物流関連ゾーンとする。

⑦　東港区弁天地区北東部、浜厚真地区南西部、静川地区は、エネルギーゾーンとする。

⑧　東港区弁天地区東部及び南西部、浜厚真地区北西部、柏原地区は、生産ゾーンとする。

⑨　東港区勇払浜地区は、緑地・レクリエーションゾーンとする。

二　港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外貿	二、三一〇万トン
	内貿（うちフェリー）	八、〇二〇万トン（五、〇五〇万トン）
	合計	一〇、三三〇万トン
入港最大標準船型		二五万D／W級

港湾利用者数	
旅客施設利用者	八〇万人
マリーナ利用者	一〇万人

三　港湾施設の規模及び配置（厚真町域関係のみ記載）

港湾の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

一　公共ふ頭計画

一―一　東港区

（浜厚真地区）

石炭、鉱産品その他等の外貿貨物及び砂・砂利、金属類、セメント等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

三〇、〇〇〇D／W級　水深　一二㍍　岸壁二バース　延長　四八〇㍍
一〇、〇〇〇D／W級　水深　一〇㍍　岸壁三バース　延長　五一〇㍍
五、〇〇〇D／W級　水深　七・五㍍　岸壁六バース　延長　七八〇㍍
ふ頭用地　四三㌶　（荷捌施設用地及び保管施設用地）

既定計画

三〇、〇〇〇D／W級　水深　一二㍍　岸壁一バース　延長　二四〇㍍
五、〇〇〇D／W級　水深　七・五㍍　岸壁五バース　延長　六五〇㍍
ふ頭用地　二三㌶　（荷捌施設用地及び保管施設用地）

二　危険物取扱施設計画

二―一　東港区

（外港地区）

既定計画を削除する。

既定計画

二五〇、〇〇〇D／W級　水深　二二メートル　ドルフィン一バース（専用）

一五〇、〇〇〇D／W級　水深　二〇メートル　ドルフィン一バース（専用）

（浜厚真地区）

石油類等の外貿貨物を取扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

一〇、〇〇〇D／W級　水深　九メートル　ドルフィン一バース（専用）

次の既定計画を削除する。

既定計画

五、〇〇〇D／W級　水深　七・五メートル　水際線延長　一、三〇〇メートル（専用）

三　専用ふ頭計画

三―一　（浜厚真地区）

既定計画を削除する。

既定計画

九〇、〇〇〇D／W級　水深　一六メートル　水際線延長　三三〇メートル

四　水域施設計画

係留施設の計画に対応し、航路及び泊地を次のとおり計画する。

四―一　東港区

泊地

浜厚真地区　水深　七・五㍍～一二㍍　面積　五七㌶

既定計画

外港地区　水深　二〇～二二㍍　面積　二八八㌶

浜厚真地区　水深　七・五㍍～一六㍍　面積　一四五㌶

五　外郭施設計画

港内の静穏確保及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

五－一　東港区

外港地区　中防波堤　延長　一〇〇㍍

内防波堤　延長　五〇〇㍍

なお、公共ふ頭計画に伴い、内防波堤一、〇三〇㍍を撤去する。

既定計画

外港地区　東防波堤　延長　六〇〇㍍

中防波堤　延長　一、三五〇㍍

六　小型船だまり計画

ポートサービス船、官庁船、作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

六－一　東港区

（浜厚真地区）

防波堤　延長　六〇㍍

七　マリーナ計画　八　臨港交通施設計画ともに省略

第二章　苫東地域周辺開発構想（抜粋）

町域に苫小牧東部工業基地の東港周辺を含み、当該工業基地開発の進捗によっては、町は大きく飛躍するものと想定されてきた。しかし、経済・社会状況が大きく変わり、大規模工業基地という発想は現状から大きく乖離したものとなった。そのため、平成五年度より北海道開発庁ならびに北海道において、「苫小牧東部地域新開発計画」の策定に着手し、「産・学」機能に加え、「住・商・遊」といった都市機能を備えた総合的都市開発である。と位置づけを大きく変換を行っている。

また、苫小牧東港は完全な流通港となることが決まり、港湾計画が策定されることになっている。さらに高規格幹線道路日高自動車道の厚真インターの開設を平成十年度に控え、厚真を取り巻く社会・経済状況は大きく変わることが予想される。

この構想はこうした状況を踏まえ、苫小牧東港および厚真インター周辺（上厚真）の土地利用ならびに開発構想を策定すること、また、構想推進に必要な施策を検討することを目的とする。

構想策定の範囲は、上厚真市街化区域を中心とし、日高自動車道厚真インターチェンジ周辺および苫小牧東港周辺とする。

構想策定に当たっては、以下のことを基本的な視点とする。

(1)　産業の視点

苫東開発……苫東開発における産業集積および学術・研究施設立地が進むことにより、関連の強い製造業・業務・サービス業、商業が隣接する上厚真地区に立地する可能性が高くなる。これらの立地を迎えるための準備が必

要である。

苫東東港の流通・国際港化と日高自動車道……物流・流通システムの変革が進む近年の物流・流通業にあって、物流拠点の整備が全国的な課題となる。港湾と高速道路インターチェンジを備えた上厚真地区の産業立地ポテンシャルは高くなる。物流・流通拠点しての整備が課題となる。

地場産業……農業・漁業・林業など厚真町および広域町村の第一次産品の製造・加工・流通の拠点としての活性化。

(2)「厚真町の町づくり」の視点

長期計画との整合性（田園都市　厚真）……産業と厚真の財産・資源である田園風景を調和させた開発でなければ、長期的に産業・企業立地にもマイナスであろう。また、既に厚真地区・豊沢地区に整備・計画されている住・商・工機能との整合性を図る必要がある。

生活・住居機能の充実……豊かな生活空間がなければ産業立地も進まない。厚真町ならではの豊かな居住空間および商業機能の充実が必要となる。

苫東の産業立地波及効果

計画では、二〇〇五年産業フレームは、中核的な産業の需要を一、〇八八鈔、波及する関連産業立地の需要だけでも二七三鈔を見込んでいる。波及効果の高いとされる自動車企業の現地組立生産の表明はまだない。また、新素材、リサイクルプラントなどいまだ不確定の要素は多い。ただ、これらの中核産業が立地すれば、関連産業の立地効果が高い。各種機械製造、プラスチックなど製造業の裾野が広がり苫東周辺地域への立地可能性は高くなりうる。また、全国的に医療品・医療機器分野の成長率は高く、今後の成長産業として異業種からの参入が活発化している。

苫東に隣接して比較的安価な土地を提供しうる上厚真地区は、苫東への産業立地の波及効果として、関連産業の立地可能性は、中・長期的には十分高いと考えられる。

厚真町が北海道の高速道路ネットワークに組み込まれたということは、今後大きな意味を持つ。それは今後日本の物流システムが大きく変革する可能性があるからである。

今日、「ロジスティック革命」「モーダルシフト」が叫ばれるのは、日本が市場の国際競争にさらされたときに、物流コストを圧縮することが必定となるからである。つまり、物流システムを徹底的に合理化、情報化する必要があり、そのために物流拠点の整備・再編成が既に全国で展開されつつある。北海道においても近年、札幌郊外から道央圏の工業団地に多くの流通業、物流拠点が進出・移転してきている。その意味で、港湾、高速道路が直結した上厚真地区の物流・流通拠点としての可能性は高いと考えられる。まさに、港湾から大量の商品（製品または半製品）が運ばれ、「ロジスティックセンター」でその圏域内の行き先別に仕分け、あるいは加工を行い出荷される。いわゆる、北海道、道央圏における物流の要となる。そこでは、徹底した情報化、機械化が必要なため、旧来の出荷センター、倉庫をリストラする必要があり、したがって、移転立地が進むと考えられる。

この苫東地域周辺開発構想は、厚真町の委託により平成九年三月、エヌ・ワイネットワーキング（東京都）が報告書として提出されたものである。

（外来語・用語解説　ポテンシャル＝可能性、産業フレーム＝産業規模、リサイクルプラント＝再生処理工場、ロジスティック＝物流、モーダルシフト＝輸送方法の変換、リストラ＝再構築・改造・立て直し、）

第十二編　災　害

第一章　災　害

第一節　近年における災害

(一)　昭和六十二年八月の低気圧による集中豪雨

北海道の南部を通過した低気圧の影響で、八月二十六日未明から胆振中・東部一帯に強い雨が降り、厚真町もこの集中豪雨に見舞われ、収穫前の田畑農作物冠水・河川道路決壊・ガケ崩・地滑り・家屋床下浸水などの被害が発生し、本町に六億七千万円損害の爪跡を残した。(昭五十六年八月　前線と台風一二号災害から六年目)

(経過記録から)

○警　報…「胆振中・東部大雨洪水警報」八月二十六日　午前九時十四分(胆振支庁)

○降水量…室蘭地方気象台(二十六日)一三七ミリ・町内(厚真ダム八九ミリ・厚真市街一三六ミリ・上厚真市街一二四ミリ)

○水　位…(厚真新橋)警戒水位一八・四五に対し一八・四〇㍍・(上厚真大橋)警戒水位七・二に対し六・八㍍

○災害対策…(二十六日午後一時情勢対策準備)

一　厚真町災害対策本部設置　(午後五時・本部会議)

二　水防出動人員…(役場職員　五五人　民間　二〇五人)

三　〃　資材等…(民間重車輌　一三台、土のう　一〇、八〇〇袋、杭　一〇〇本、天板　三〇㍍)

四　家屋浸水…床下浸水（一三世帯三八人）・避難（一世帯三人）
五　その他…防疫（消石灰・クレゾール散布）

集中豪雨による厚真町被害状況（9／21現在）

区分	種別		被害規模	被害金額
住家	床下浸水		10棟	50千円
農業	農作物	田	54ha	5,504 〃
		畑	67〃	4,108 〃
	農業用施設		14〃	3,250 〃
	（小計）		（135〃）	（12,862 〃）
土木	河川		54カ所	567,300 〃
	道路		2 〃	10,800 〃
	橋梁		1 〃	−
	ガケ崩れ		5 〃	−
	（小計）		（62 〃）	（578,100 〃）
林業	林地		8カ所	30,000 〃
	治山施設		1 〃	40,000 〃
	林道		4 〃	6,400 〃
	（小計）		（13 〃）	（76,400 〃）
商工	工業		2カ所	3,260 〃
その他	宅地表層流失		2カ所	240 〃
	山道流失		2 〃	200 〃
	（小計）		（4 〃）	（440 〃）
総被害額				671,112千円

(二)　平成二年四月の低気圧による大雨

発達中の低気圧が秋田沖から北北東に進み、四月二十二日夜半から胆振中・東部に大雨をもたらし、翌朝九時迄で厚真町降水量六〇ミリに強風を伴う、胆振支庁「大雨洪水（強風波浪）警・注意報（午前九時半）」に接し、町では災

害対策本部の設置、全町の地区連絡所に町職員配置、二十三日午後三時半　警報解除注意報となる。

○水防資材…（土のう　五、一〇〇袋、杭　五〇本）
○降水量（二十二～三日）一〇三㍉
○家屋（床下浸水）…二世帯八人（富里）
○被害状況
農　業…ハウス（稲・メロン・イチゴ・ホウレン草）
（冠水・土砂）二一戸　三、四五七坪
（畑　冠　水）二八戸　二、二㌶　八、八八〇千円
土　木…河川……（道費河川）九カ所・（準・普通河川）三二カ所
橋　梁……（町）四カ所
道　路……（町）一三路線二一カ所（各欠・崩壊）　二四六、九七〇〃
林　業…治山施設…高丘パンケ沢・幌内シュルク沢等六カ所
林　道…幌内・高丘（五カ所）、石油沢支線（一カ所崩壊）　二四九、〇〇〇〃
総被害額（推定）……五〇四、八五〇千円

㈢　平成四年八月の台風一〇号・温帯低気圧による集中豪雨

温帯低気圧による集中豪雨　八月八日午後六時頃から翌九日午後迄に厚真町にも降り続いた大雨は、前線と台風（八月七日午後四時　札幌管区気象台）から変わった低気圧（八月九日午後一時室蘭地方気象台）・胆振支庁経由「胆振東部大雨・洪水警報」（同午後四時二十五分）」が発せられ、河川増水・氾濫、低地浸水、崖崩れ、落雷等えの厳重警戒、管内全域に雷・強風・波浪・濃霧注意報が発令され、（同午後九時情報四号）では、総雨量が厚真町一三

六ミリ（穂別二四三ミリ・鵡川二〇五ミリ・門別一九四ミリ等）と多く、町域に未曾有の被害の爪跡を残し去った。町は「厚真町災害対策本部」を設置し、災害諸対策に努めた。

○厚真町災害対策本部…（災害発生時対応）

（設置…八月九日午後二時…第三非常配備）

一　降　水　量…　厚真ダム　二二五ミリ・厚真市街　一四〇ミリ・上厚真市街二〇七ミリ

二　厚真川最高水位…　厚真新橋　二〇・四メートル（警戒水位一八・四五メートル）

上厚真大橋　六・七メートル（〃　七・二メートル）

三　水防出動と資材…　役場職員　九二人・消防職員　二〇人

消防団員　一〇八人（第一分団―五六人・第二分団―五二人）

土地改良区　五人・農業協同組合　二四人・民間（土木）一一法人

水難救済会浜厚真救難所（漁業協同組合）二五人

使用土のう　二四、六九〇袋

四　家　屋　被　害…全壊（がけ崩れ土砂流入）　一戸（鹿沼）

床上浸水　一四戸・床下浸水　六八戸

非住宅（納屋・倉庫・車庫）床上浸水―二六棟、床下浸水―二七棟

五　避　難　状　況…世帯数　四三世帯　一一一人

（場所―厚真中央小学校屋内体育館・町スポーツセンター）

◎来町中（厚真ダムキャンプ場）六六人（ＹＭＣＡ）孤立救助

北海道知事宛…厚真町長より、（自衛隊法第八三条に基づく「災害派遣要請」…平四・八・一〇）

一、災害の状況及び要請の理由―厚真ダムキャンプ場へ至る道路が不通（大雨により崖崩れ等）のため、取り残された者の

救助　（約七〇名）
二、派遣を要する期間－（自）平成四年八月十日八時四十五分、（至）撤収完了まで
三、派遣を希望するもの－ＯＨ機一機、ＵＨ機三機、及びそれに必要な人員（自衛隊員）
四、派遣を希望する区域－勇払郡厚真町字幌内「厚真ダムキャンプ場」～同町字本郷「町営かしわ野球場」
五、活動内容－孤立者の救助
※派遣要請通り、自衛隊機飛来、厚真ダム広場に孤立のハンディキャップ、キャンパー救助は、八月十日午前十一時五十分終了したので道知事に対し「自衛隊派遣部隊の撤収要請」を以て無事完了した。

◎災害対策本部は、「災害対策関係機関連絡会議」（町・議会議長・農協組合長・農業委員会長・土地改良区理事長・森林組合長・漁業協同組合長）を八月十一日開催し、各種災害被害調査を関係機関協力調査の中間報告、農林業施設等災害に対する特別補助制度、災害復旧緊急措置要綱につき検討、今後の措置、対策に万全を期す。

自衛隊ヘリコプターによる救助

台風一〇号及び温帯低気圧による災害状況総括表　厚真町（平成四年十月三十一日現在）

種類	被害金額	被害の内容
土木関係	千円 九七四、二八〇 （一、八四三、一八〇）	北海道関連 厚真町施設関係　八九、一九〇千円　（一二箇所　九〇、〇〇〇千円） 道路　七三箇所　八八五、〇九〇〃　（六〇〃　七七八、九〇〇〃） 河川　一四一〃　九七四、二八〇〃　（七二〃　八六八、九〇〇〃） 合計　二一四〃
農業関係	七八〇、四九九	農用地等復旧費見込額 作目被害　被害面積　被害見込金額 水稲　一〇三八㌃　三四一、四八四千円（土砂流入　一〇五㌃　冠水　五七七㌃　浸水　三五六㌃）　八三、九三二千円 畑作　四六四〃　二五〇、七八九〃（土砂流入　五〇〃　冠水　二四六〃　浸水　一六八〃）　施設　七五　一〇四、二九四〃 合計　一五〇〇〃　五九二、七三三〃（土砂流入　一五五〃　冠水　八三三〃　浸水　五二四〃）　合計　二三〇　一八八、二二六〃
林業関係	七〇六、五八〇 （一、〇五一、一八〇）	厚真町施設関係　九一、五八〇千円　（一九四、六〇〇千円） 林道　一〇箇所　六〇六、〇〇〇〃　（一二〃　一五〇、〇〇〇〃） 治山施設　一一〃　九、〇〇〇〃　（一〃　一〇〇〃） その他　八〃　七〇六、五八〇〃　（一二五〃　三四四、六〇〇〃） 合計　二九〃 北海道関連 （一二三箇所　一九四、六〇〇千円）
水産関係	一、〇七〇、二五〇	ホタテ漁場被害
商工関係	二三、〇八三	商工業　一四件　二三、〇八三千円
施設関係	一六、二〇〇	（公営住宅）（一般住宅）　（小計）　非住宅 全壊　一件　一件　一五、八〇〇千円　一件　三〇〇千円 半壊　―　―　―　―　一　一〇〇〃 床上浸水　六〃　八〃　―　― 床下浸水　二三〃　五一〃　―　― その他　―　―　―　― 合計　二九〃　六〇〃　一五、八〇〇〃　二　四〇〇〃
教育関係	二、五二八	公立学校施設　五箇所　一、九二八千円 社会教育施設　一〃　六〇〇〃

衛生関係	五五〇	公共施設　一般施設 給水施設　三件　四七〇千円　一件　八〇千円	
合　計	三、五七三、九七〇 （四、七八七、四七〇）		

（　）の被害金額は、北海道関連被害金額を含む。

災害状況調査は、八月十日午前九時から全町的に関係機関により班を組織し各自治会各農業実行組合の協力のもとで実施している。

（北海道庁並びに中央省庁要請）

八月二十六日胆振東部三町、日高西部三町の町長・議長と道をはじめ、九月一～二日中央省庁へ、又、本町として同月七～八日町長、議長、各委員長と共に次の諸対策を道・中央省庁等に陳情

①　激甚災害の指定　②　被災農家の救済対策　③　早期復旧に対する財政援助　④　恒久的治山・砂防事業実施　⑤　早期復旧に迅速な災害査定　⑥　厚真川改修工事早期完成　⑦　厚幌ダムの早期着工　⑧　ウクル川改修工事の早期着工の八項目につき強く要望した。

※「平成四年八月六日～九日までの間の暴風雨及び豪雨（台風一〇号）についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」…（平成四年十月二日政令第三三一号）施行

（台風一〇号・温帯低気圧被害者に対する見舞金）

平四年八月九日大雨災害見舞金支給要綱による。

住宅被害程度	戸当り見舞金	見舞金の贈呈	世帯数
住宅全壊	所有者　三〇万円	鹿沼(1)	一戸
床上浸水	所有者　五万円	幌内(1)、宇隆(2)、東和(1)、軽舞(3)	七

床下浸水	使用者	三万円	本郷団地(3)、軽舞教員住宅(1)	四
	所有者	一万円	幌内(2)、富里(7)、本郷団地(5)、軽舞(7)、西町(1)、宇隆(4)、美里(1)、上厚真(3)、共栄(2)、豊丘(1)、鯉沼(2)、東和(1)	三六
	使用者	五千円	本郷団地(20)、上厚真(1)、軽舞(3)	二四
計			見舞金総額一、二五〇千円	（七二戸）

なお、北海道より住宅全壊に対し胆振支庁長から見舞金が贈られた。（北海道自然災害住家被害見舞金支給要綱）

（台風一〇号災害農業施設等災害復旧事業の実施）

農林業施設等災害への特別補助要綱による。

	件数	事業費	補助金
農用地	一〇〇件	七二、一〇九千円	五六、四八〇千円
農道	一六	一四、一一四	一一、四四二
井堰	三四	三〇、三六八	二三、七五四
農道橋	九	一六、三七五	一三、七一〇
用排水路	二一	二二、九五四	一八、六一三
（計）	（一八〇件）	（一五五、九二〇千円）	（一二三、九九九千円）

歴代町長

（初～三代戸長・初～一一代村長
初代町長（明治三十年～昭和四十七年）
厚真町史参照）

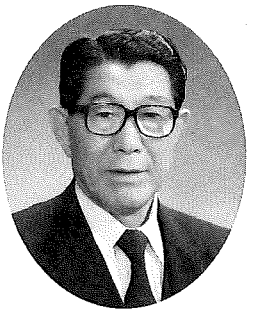

2代町長
谷内　信雄
（昭和47.7～平成4.7）

歴代助役

（昭和六十一年以降）

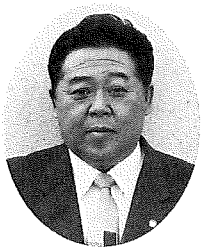

滝ケ平輝義
（昭和63.4～平成4.7）

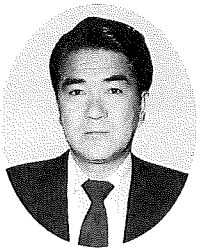

藤原　正幸
（昭和59.4～昭和63.3）

歴代収入役

（昭和六十一年以降）

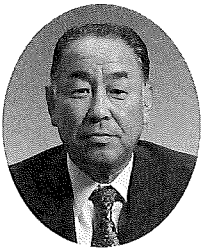

吉岡　　勇
（昭和63.12～平成8.11）

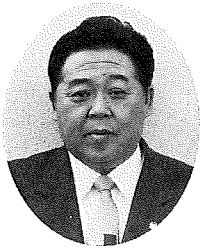

滝ケ平輝義
（昭和60.4～昭和63.4）

歴代町議会議員

（昭和五十八年以降）

議長

小納谷力蔵

（昭和五四・五～平成三・四）

（昭和58.5～昭和62.4）

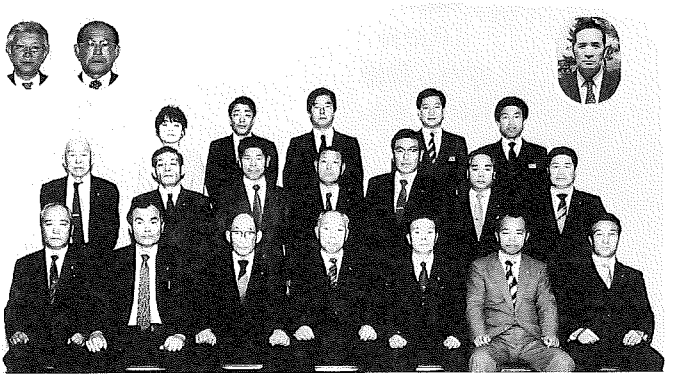

岡部正一　山岡正治　日西兵太郎
（職員）（職員）伊藤　伸（職員）（職員）
鈴木留吉・沢口光夫・石井一義・菅原治一・木戸俊勝・池川義厚・森田定一
高辻健司・山田　稔・斉藤　功・小納谷力蔵・上田邦家・新田勝正・幅田栄佐久
（昭和62年4月 任期満了）

（昭和62.5～平成3.4）

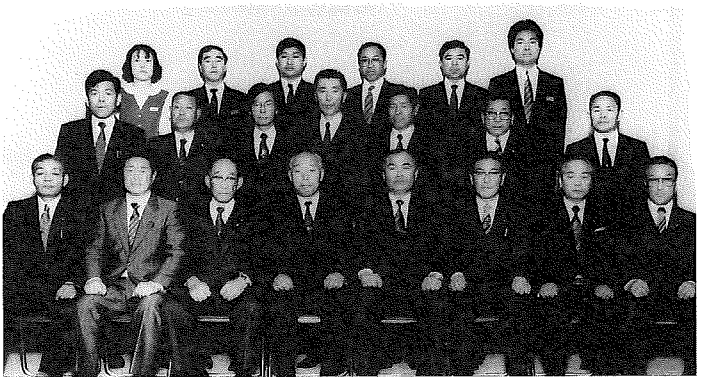

（職員）（職員）岡部　純・河村忠治・森山利勝（職員）
松平　功・菅原治一・伊藤　伸・加勢敏和・石井一義・今村敏郎・大坪頼幸
沢口光夫・森田定一・斉藤　功・小納谷力蔵・山田　稔・木戸俊勝・池川義厚・幅田栄佐久
（平成3年4月 任期満了）

（平成３．５～平成７．４）

伊藤　伸

（職員）（職員）（職員）　河村忠治・森田定一・伊藤広志
（職員）　幅田栄佐久・京谷八十八・松平　功・岡部　純・森山利勝・今村敏郎
池川義厚・高辻健司・山田　稔・木戸俊勝・大坪頼幸・菅原治一・石井一義

注　町議会議員欠員による補欠選挙があり写真の議員数は、定数より一名多くなる。

（平成７年４月 任期満了）

主なる公共施設

学校・保育所

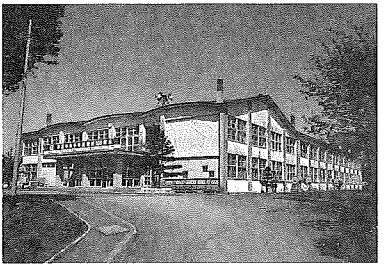

厚真中央小学校

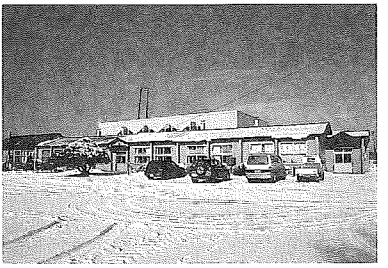

富野小学校

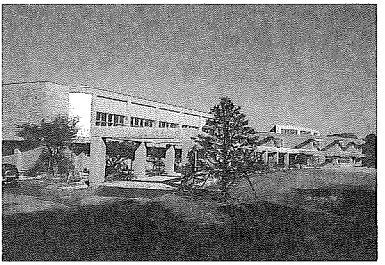

上厚真小学校

軽舞小学校

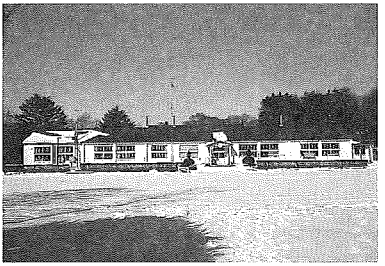

鹿沼小学校

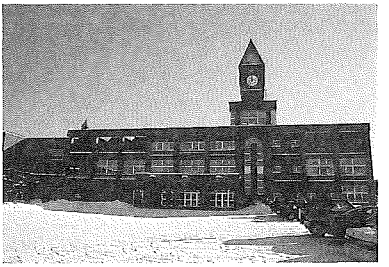

厚真中学校

厚南中学校

北海道厚真高等学校

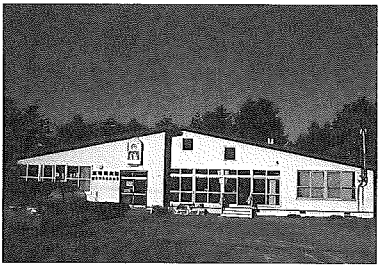

京町保育園

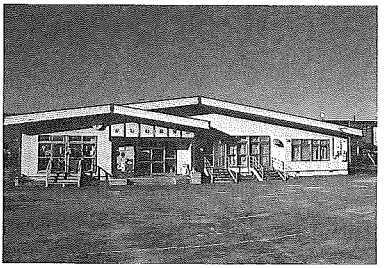

かしわ保育園

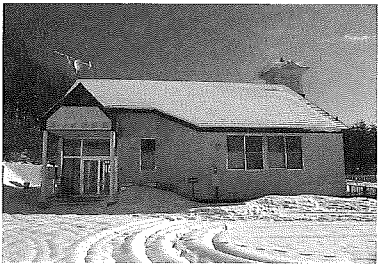

富里みつば保育園

上厚真宮の森保育園

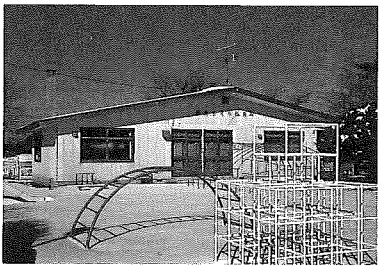

軽舞さくら保育園

庁 舎

開村戸長役場（現 桜丘）

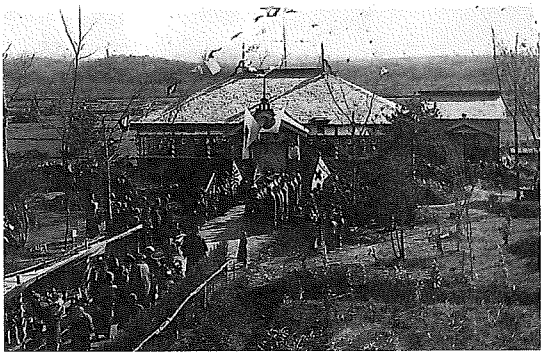

大正５年　役場庁舎（厚真市街地）

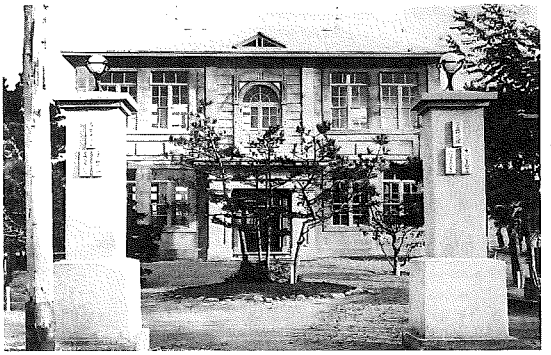

大正14年　役場庁舎（厚真市街地）

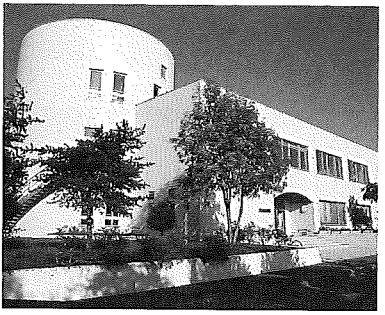

青少年センター

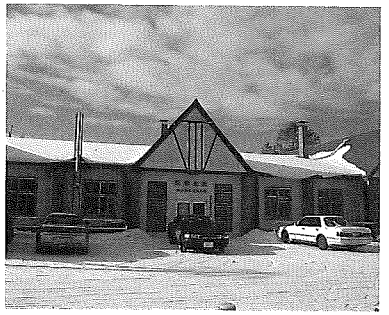

児童会館

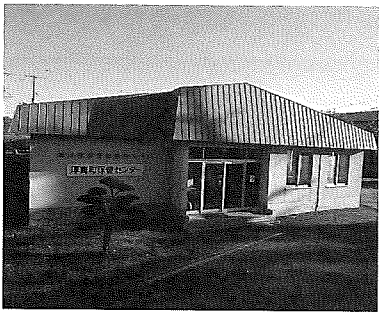

保健センター

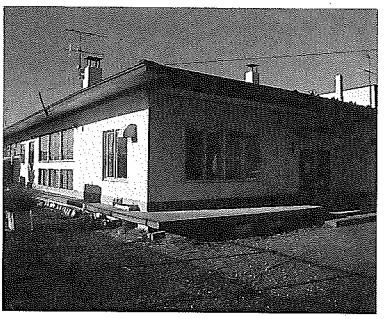

創作館（じゅらく舎）

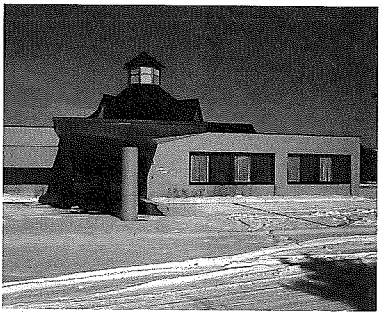

厚南ディ・サービスセンター

会 館

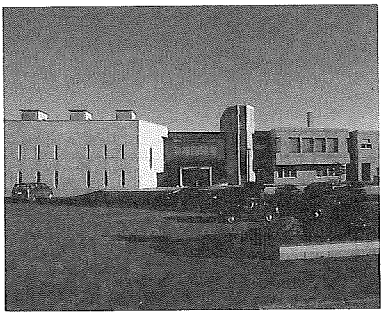

総合福祉センター

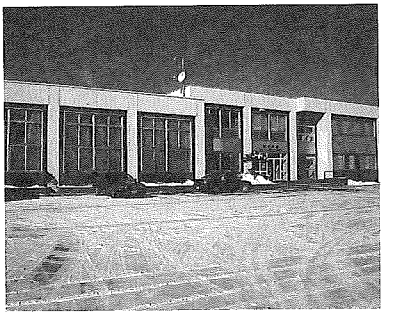

厚南会館

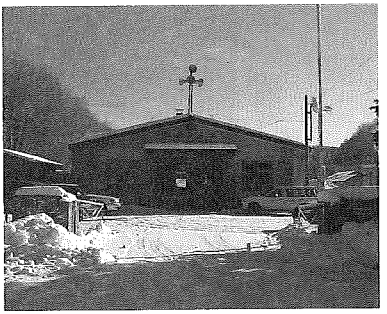

幌内生活館

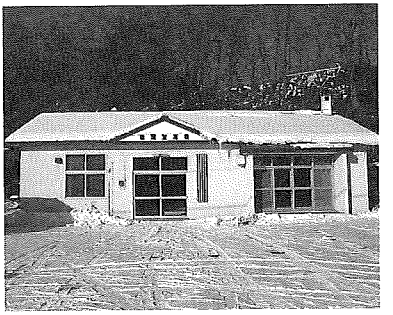

富里生活館

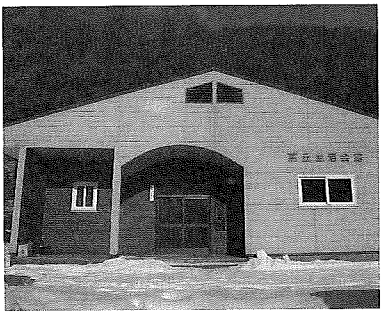

高丘生活会館

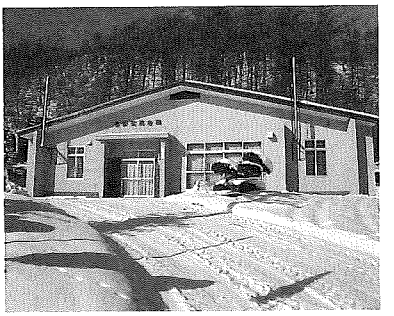

吉野生活会館

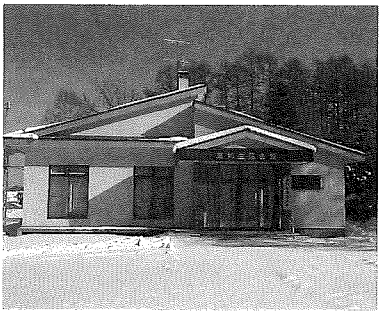

東和生活会館

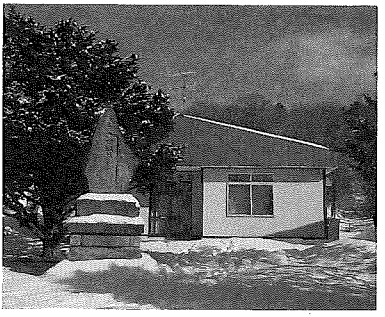

桜丘生活会館

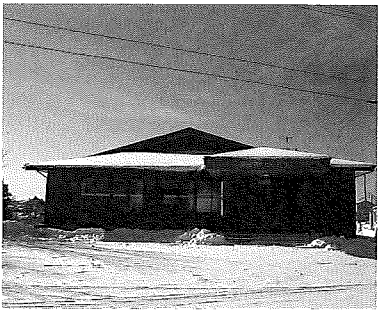

朝日マナビィハウス

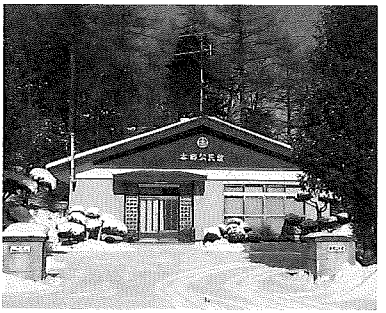

本郷公民館

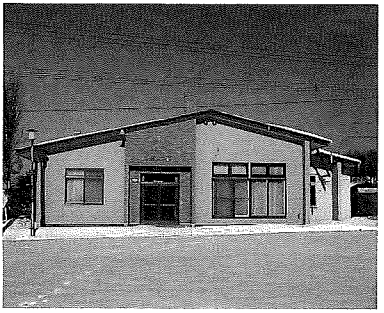

幌里生活館

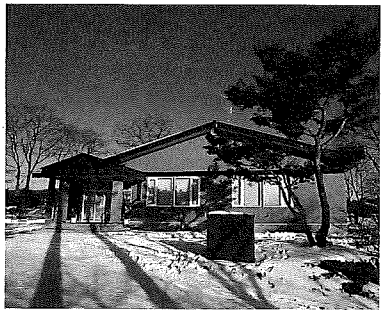

宇隆生活会館

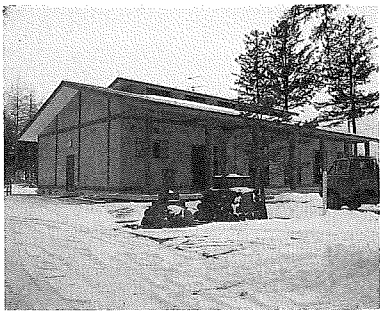

美里生活会館

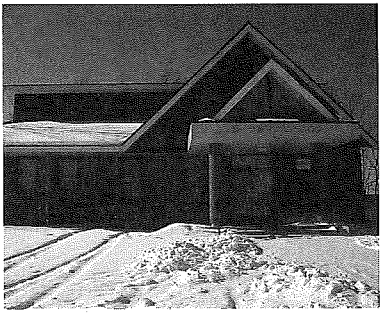

ルーラルマナビィハウス

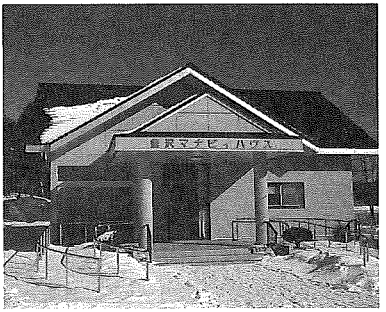

豊沢マナビィハウス

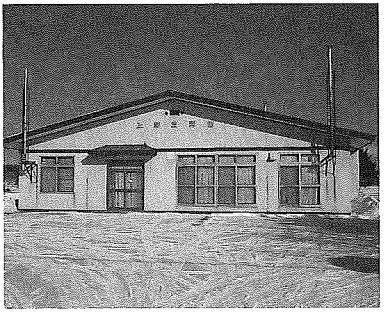

上野生活館

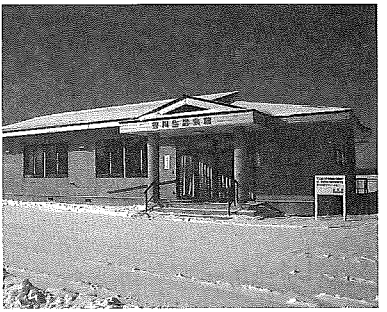

豊川生活会館（ひまわり保育園併置）

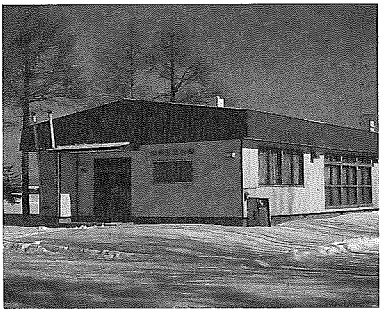

共栄生活会館

富野生活会館

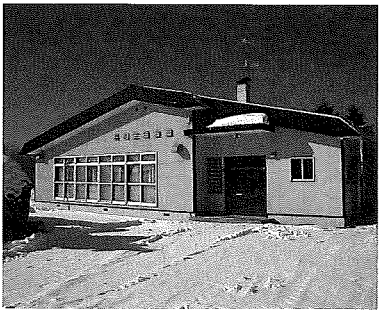

共和生活会館

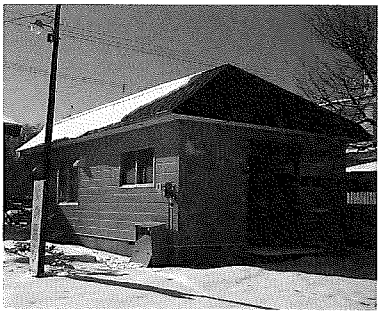

上厚真5区生活会館

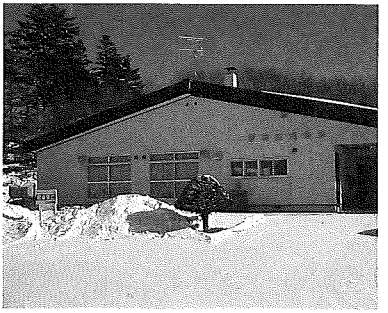

厚和生活会館

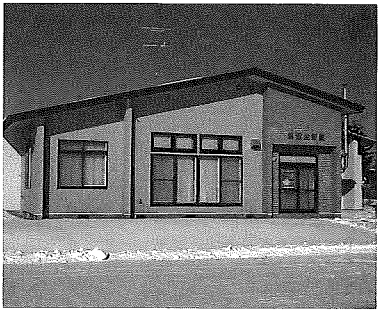

鯉沼生活館

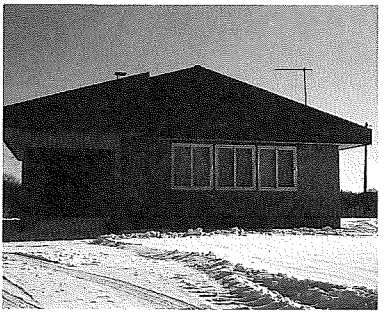

浜厚真生活会館

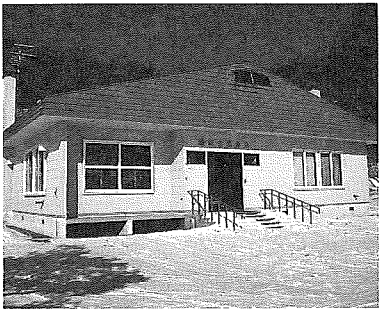

軽舞生活会館

豊丘マナビィハウス

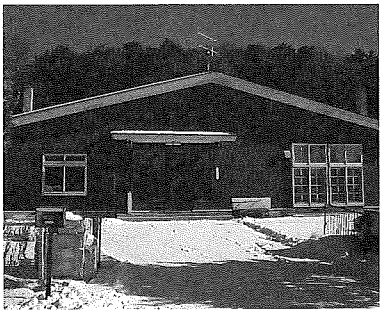

鹿沼母と子の家

消防署・浄水場・防災無線

胆振東部消防組合（広域本部）
　同　消防署厚真支署

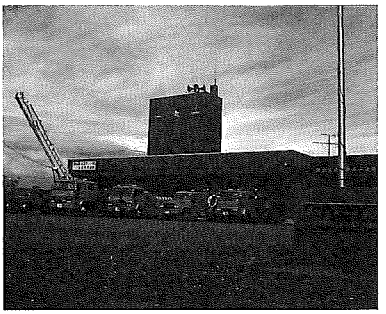

消防署厚真支署上厚真分遣所

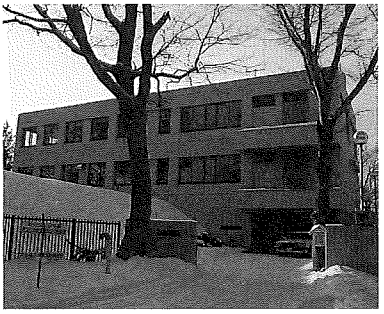

厚真浄水場

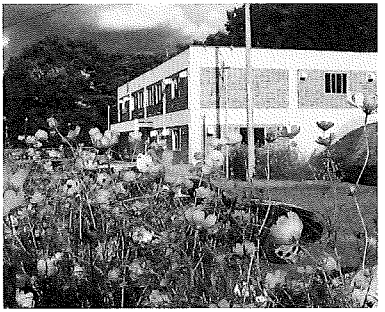

上厚真浄水場

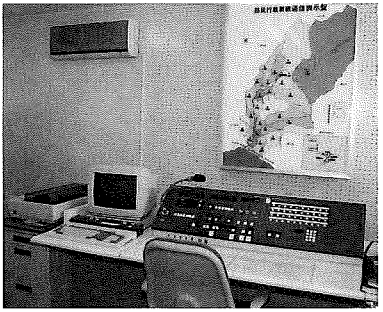

防災無線（情報センター）

公園・スポーツ施設

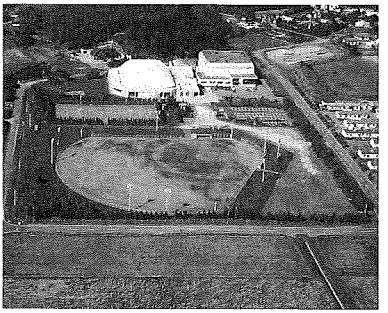

かしわ公園（スポーツ施設）

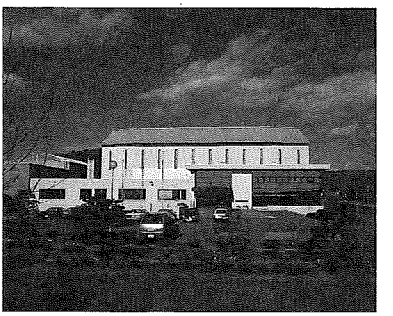

スポーツセンター

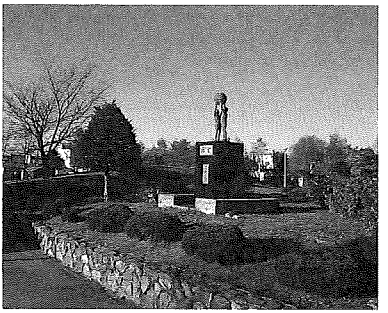

京町公園

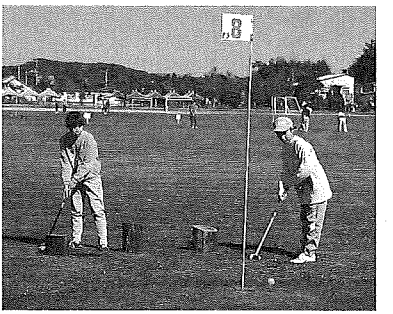

町民広場（新町）

百年公園

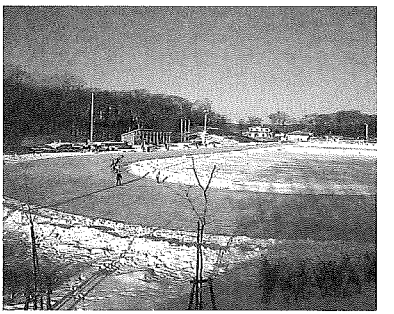

スケートリンク

参考文献

津軽一統志（牧　只右衛門）
地誌蝦夷誌（新井　白石筆）
蝦夷防止開拓論
蝦夷私考（本田　利明）
北地危言（大原　左金吾）
千島志料（菅原　夏蔭編）
松前話合日記
東蝦夷地道中記
東蝦夷地各場様子大概書
松前随商録
東西蝦夷地場所附
東蝦夷日記（松浦　武四郎）
北海道史
新北海道史
地誌提要
北海道農場調査
北海道廳産業部要覧
北海随筆
アイヌ衰亡史（奥山　亮）
赤蝦夷風説考（仙台藩士　工藤　平助）
地北寓談（大原　左金吾）
協和私役（窪田　子蔵書）
高橋三平筆記
毛夷東環記（山崎半蔵・斉藤　某　合著）
松前国道中記
蝦夷商賣聞書
蝦夷双紙録
西蝦夷日記
蝦夷入北記（玉虫　右太夫著）
新撰北海道史
新しい道史
北海道植民地撰定報文

北海道蝗害報告書
北海道漁業現勢
北海道行政資料
北海道米麦作統計
北海道農業発達史
北海道凶作救済会報告書
北海道選挙大観（山本　紘照著）
北海道志上（歴史図書社）
地方自治百年史
社会保険事業年報
北海道鉄道百年史
農林漁業顕彰業績録（日本農林漁業振興会）
北海道鉱業史
勇拂電燈株式会社沿革史
苫小牧町史
早来町史
続鵡川町史
新穂別町史
由仁町史
北海道河川概要
北海道漁史
胆振支廳管内概況調査
北海道の選挙（北海道選挙管理委員会）
新考北海道史（奥山　亮）
北海道漁業志要全（村尾　元良著）
新地方監査の実務
札幌鑛務署鑛區一覧
北海道の電信電話史
日本石油史
北海道電気事業史
北海道拓銀五〇年史
苫小牧市史
鵡川町史
追分町史
夕張市史
松前史

編集後記

既刊史誌は、町の節目である昭和三十一年「厚真村史」を同六十一年「厚真町史」が発刊されている。これらの村・町史編さんにあたられた当時の関係者のご苦労に対し、敬意を表すものである。

今回発刊する「増補　厚真町史」は、北海道立文書館・同図書館北方資料室・苫小牧市立図書館等の協力を戴き、先輩が資料収集された時より史実の整理刊行が進み、過去の記録を検索することができ厚真をとりまく史実が少しづつ明らかになってきている。また、庁内にあっても戸長役場当時からの保存公文書の閲読、近年におよぶ公文書、行政資料、村・町広報紙等を主体に、「先編を既刊村・町史の補完」に「後編を町の大きなあゆみ」として編集いたしました。本誌の内容については、なお究明の余地が残されており、発見の史実が増えてくることも予想される。今後折にふれて手がかりとなる資料の収集に努められ次期発刊にあたって真実を補完されることを期待する。

町史は、厚真の足跡を振り返る参考として、あの時にあのような出来事があったと町民に親しまれ活用されることを念願する。とくに、資料収集に積極的に協力いただいた庁内各職員に深く感謝申し上げるとともに、今、編集後記にあたり、三年八ヵ月をかけ自らの文筆のなさを恥る次第である。

平成十年二月二十七日

編集員　高田　守

編集員　澤山正義

増補　厚真町史

発行　平成十年三月三十一日
編集　増補厚真町史編集員
発行人　厚真町長　藤原正幸
発行所　厚真町役場
北海道勇払郡厚真町京町一二〇
電話　〇一四五二―七―二三二一
郵便番号　〇五九―一六九二
印刷　株式会社　ぎょうせい